

昭和二十五年法律第二百二十六号

目次

地方税法

第一章 総則

第一節 通則（第一条―第八条の五）

第二節 納税義務の承継（第九条―第九条の四）

第三節 連帯納税義務等（第十条―第十条の四）

第四節 第二次納税義務（第十一条―第十一条の九）

第五節 人格のない社団等の納税義務（第十二条・第十二条の二）

第六節 納税の告知等（第十三条―第十三条の四）

第七節 地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整（第十四条―第十四条の二）

第八節 納税の猶予（第十五条―第十五条の九）

第九節 納税の猶予に伴う担保等（第十六条―第十六条の五）

第十節 還付（第十七条―第十七条の四）

第十一節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

第一款 更正、決定等の期間制限（第十七条の五・第十七条の六）

第二款 消滅時効（第十八条―第十八条の三）

第十二節 行政手続法との関係（第十八条の四）

第十三節 不服審査及び訴訟

第一款 不服審査（第十九条―第十九条の十）

第二款 訴訟（第十九条の十一―第十九条の十四）

第十四節 雑則（第二十条―第二十条の十三）

第十五節 罰則（第二十一条―第二十一条の二）

第十六節 犯則事件の調査及び処分

第一款 犯則事件の調査（第二十二条の三―第二十二条の二十五）

第二款 犯則事件の処分（第二十二条の二十六―第二十二条の三十一）

第二章 道府県の普通税

第一節 道府県民税

第一款 通則（第二十三条―第三十一条）

第二款 個人の道府県民税

第一目 課税標準及び税率（第三十二条―第三十二条の八）

第二目 賦課徴収（第三十九条―第五十条）

第三目 退職所得の課税の特例（第五十条の二―第五十条の十）

第三款 法人の道府県民税

第一目 税率（第五十一条・第五十二条）

第二目 申告納付並びに更正及び決定（第五十三条―第六十五条）

第三目 督促及び滞納処分（第六十六条―第七十一条の四）

第四款 利子等に係る道府県民税

第一目 課税標準及び税率（第七十一条の五―第七十一条の八）

第二目 徴収（第七十一条の九―第七十一条の十六）

第三目 督促及び滞納処分（第七十一条の十七―第七十一条の二十五）

第四目 市町村に対する交付（第七十一条の二十六）

第五款 特定配当等に係る道府県民税

第一目 課税標準及び税率（第七十一条の二十七―第七十一条の二十九）

第二目 徴収（第七十一条の三十一―第七十一条の三十七）

第三目 督促及び滞納処分（第七十一条の三十八―第七十一条の四十六）

第四目 市町村に対する交付（第七十一条の四十七）

第六款 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

第一目 課税標準及び税率（第七十一条の四十八・第七十一条の四十九）

第二目 徴収（第七十一条の五十一―第七十一条の五十七）

第三目 督促及び滞納処分（第七十一条の五十八―第七十一条の六十六）

第四目 市町村に対する交付（第七十一条の六十七）

第二節 事業税

第一款 通則（第七十二条―第七十二条の十一）

第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の十二―第七十二条の四十九の十）

第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の四十九の十一―第七十二条の六十五）

第四款 督促及び滞納処分（第七十二条の六十六―第七十二条の七十五）

第五款 市町村に対する交付（第七十二条の七十六）

第三節 地方消費税

第一款 通則（第七十二条の七十七―第七十二条の八十五）

第二款 譲渡割（第七十二条の八十六―第七十二条の九十九）

第三款 貨物割（第七十二条の百―第七十二条の百十三）

第四款 清算及び交付（第七十二条の百十四・第七十二条の百十五）

第五款 使途等（第七十二条の百十六・第七十二条の百十七）

第四節 不動産取得税

第一款 通則（第七十三条―第七十三条の十二）

第二款 課税標準及び税率（第七十三条の十三―第七十三条の十五の二）

第三款 賦課及び徴収（第七十三条の十六―第七十三条の三十三）

第四款 督促及び滞納処分（第七十三条の三十四―第七十三条の三十九）

第五節 道府県たばこ税

第一款 通則（第七十四条―第七十四条の八）

第二款 徴収（第七十四条の九―第七十四条の二十四）

第三款 督促及び滞納処分（第七十四条の二十五―第七十四条の三十）

第六節 ゴルフ場利用税

第一款 通則（第七十五条―第八十一条）

第二款 徴収（第八十二条―第九十一条）

第三款 督促及び滞納処分（第九十二条―第九十二条の二）

第四款 市町村に対する交付（第九十三条―第九十四条の三）

第七節 軽油引取税

第一款 通則（第九十四条―第九十四条の十二）

第二款 徴収（第九十四条の十三―第九十四条の四十八）

第三款 督促及び滞納処分（第九十四条の四十九―第九十四条の五十九）

第四款 指定市に対する交付（第九十四条の六十）

第八節 自動車税

第一款 通則（第九十五条―第九十五条の二）

第二款 環境性能割

第一目 課税標準及び税率（第九十五条の三―第九十五条の八）

第二目 申告納付並びに更正及び決定等（第九十五条の九―第九十五条の十二）

第三目 督促及び滞納処分（第九十五条の十三―第九十五条の五）

第四目 市町村に対する交付（第九十五条の六）

第三款 種別割

第一目 税率（第九十七条の七）

第二目 賦課及び徴収（第九十七条の八―第九十七条の十八）

第三目 督促及び滞納処分（第九十七条の十九―第九十七条の二十）

第九節 鉦区税（第九十八条―第九十八条の八）

第十節 道府県法定外普通税（第二百五十九条―第二百五十九条の二）

第三章 市町村の普通税

第一節 市町村民税

第一款 通則（第二百九十二条―第二百九十九条）

第二款 課税標準及び税率（第三百十条―第三百十七條）

第三款 申告義務（第三百十七條の二―第三百十七條の七）

第四款	賦課及び徴収（第三百十八条―第三百二十七条）
第五款	退職所得の課税の特例（第三百二十八条―第三百二十八条の十六）
第六款	督促及び滞納処分（第三百二十九条―第三百四十条）
第二節	固定資産税
第一款	通則（第三百四十一条―第三百五十八條）
第二款	賦課及び徴収（第三百五十九条―第三百七十条）
第三款	督促及び滞納処分（第三百七十一条―第三百七十九条）
第四款	固定資産課税台帳（第三百八十条―第三百八十七条）
第五款	固定資産の評価及び価格の決定（第三百八十八条―第四百二十二条の三）
第六款	固定資産の価格に係る不服審査（第四百二十三条―第四百四十一条）
第三節	軽自動車税
第一款	通則（第四百四十二条―第四百四十九条）
第二款	環境性能割
第一目	課税標準及び税率（第四百五十条―第四百五十二条）
第二目	申告納付並びに更正及び決定等（第四百五十三条―第四百六十三條の四）
第三目	督促及び滞納処分（第四百六十三條の五―第四百六十三條の十）
第三款	種別割
第一目	税率（第四百六十三條の十五）
第二目	賦課及び徴収（第四百六十三條の十六―第四百六十三條の二十四）
第三目	督促及び滞納処分（第四百六十三條の二十五―第四百六十三條の三十）
第四節	市町村たばこ税
第一款	通則（第四百六十四条―第四百七十一条）
第二款	徴収（第四百七十二條―第四百八十四條）

第三款	督促及び滞納処分（第四百八十五条―第四百八十五条の十二）
第四款	道府県に対する交付（第四百八十五条の十三）
第五款	雑則（第四百八十五条の十四）
第五節	削除
第六節	鉱産税（第五百十九條―第五百五十一条）
第七節	削除
第八節	特別土地保有税
第一款	通則（第五百八十五条―第五百九十二条）
第二款	課税標準及び税率（第五百九十三条―第五百九十七条）
第三款	申告納付並びに更正及び決定等（第五百九十八条―第六百十条）
第四款	督促及び滞納処分（第六百十一条―第六百二十条）
第五款	遊休土地に係る特別土地保有税（第六百二十一条―第六百六十八条）
第九節	市町村法定外普通税（第六百六十九條―第六百九十八条）
第四章	目的税
第一節及び第二節	削除
第三節	狩猟税（第七百条の五十一―第七百条の六十九）
第四節	入湯税（第七百一条―第七百一条の二十九）
第五節	事業所税
第一款	通則（第七百一条の三十一―第七百一条の三十九）
第二款	課税標準及び税率（第七百一条の四十一―第七百一条の四十四）
第三款	申告納付並びに更正及び決定等（第七百一条の四十五―第七百一条の六十二）
第四款	督促及び滞納処分（第七百一条の六十三―第七百一条の七十二）
第五款	使途等（第七百一条の七十三・第七百一条の七十四）
第六節	都市計画税（第七百二条―第七百二条の八）
第七節	水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税（第七百三条―第七百三十条の二）

第八節	法定外目的税（第七百三十一条―第七百三十三條の二十七）
第五章	都等の特例等
第一節	都等の特例（第七百三十四条―第七百三十九條）
第二節	個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整（第七百三十九條の二―第七百三十九條の六）
第三節	固定資産税の特例（第七百四十条―第七百四十七條）
第六章	地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告等の特例等（第七百四十七條の二―第七百四十七條の十三）
第七章	電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例（第七百四十八條―第七百五十六條）
第八章	地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する国会報告（第七百五十七條―第七百六十條）
第九章	地方税共同機構
第一節	総則（第七百六十一条―第七百六十七條）
第二節	代表者会議（第七百六十八條―第七百七十條）
第三節	役員及び職員（第七百七十一条―第七百八十一条）
第四節	業務（第七百八十二条―第七百九十条の二）
第五節	財務及び会計（第七百九十一条―第七百九十五條）
第六節	監督（第七百九十六條―第七百九十八條）
第七節	解散（第七百九十九條）
第八節	罰則（第八百条―第八百三条）
附則	
第一章	総則
第一節	通則
（用語）	
第一条	この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一 地方団体 道府県又は市町村をいう。 二 地方団体の長 道府県知事又は市町村長をいう。

三	徴税吏員 道府県知事若しくはその委任を受けた道府県職員又は市町村長若しくはその委任を受けた市町村職員をいう。
四	地方税 道府県税又は市町村税をいう。
五	標準税率 地方団体が課税する場合に通常よるべき税率でその財政上その他の必要があると認める場合においては、これによることを要しない税率をいい、総務大臣が地方交付税の額を定める際に基準財政収入額の算定の基礎として用いる税率とする。
六	納税通知書 納税者が納付すべき地方税について、その賦課の根拠となった法律及び当該地方団体の条例の規定、納税者の住所及び氏名、課税標準額、税率、税額、納期、各納期における納付額、納付の場所並びに納期限までに税金を納付しなかつた場合において執られるべき措置及び賦課に不服がある場合における救済の方法を記載した文書で当該地方団体が作成するものをいう。
七	普通徴収 徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによつて地方税を徴収することをいう。
八	申告納付 納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付することをいう。
九	特別徴収 地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、且つ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。
十	特別徴収義務者 特別徴収によつて地方税を徴収し、且つ、納入する義務を負う者をいう。
十一	申告納入 特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入することをいう。
十二	納入金 特別徴収義務者が徴収し、且つ、納入すべき地方税をいう。
十三	証紙徴収 地方団体が納税通知書を交付しないのでその発行する証紙をもつて地方税を払い込ませることをいう。
十四	地方団体の徴収金 地方税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。
2	この法律中道府県に関する規定は都に、市町村に関する規定は特別区に準用する。この場合においては、「道府県」、「道府県税」、「道府県民税」、「道府県たばこ税」、「道府県知事」又は

「道府県職員」とあるのは、それぞれ「都」「都税」「都民税」、「都たばこ税」、「都知事」又は「都職員」と、「市町村」と、「市町村税」、「市町村民税」、「市町村たばこ税」、「市町村長」又は「市町村職員」とあるのは、それぞれ「特別区」、「特別区税」、「特別区民税」、「特別区たばこ税」、「特別区長」又は「特別区職員」と読み替えるものとする。

3 都の市町村及び特別区に対するこの法律の適用については、「道府県知事」とあるのは、「都知事」と読み替えるものとする。

（地方団体の課税権）

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

3 都の市町村及び特別区に対するこの法律の適用については、「道府県知事」とあるのは、「都知事」と読み替えるものとする。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（地方団体の長の権限の委任）

3 都の市町村及び特別区に対するこの法律の適用については、「道府県知事」とあるのは、「都知事」と読み替えるものとする。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（地方団体の長の権限の委任）

3 都の市町村及び特別区に対するこの法律の適用については、「道府県知事」とあるのは、「都知事」と読み替えるものとする。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

2 地方団体の長は、前項の条例の実施のための手続その他その施行について必要な事項を規則で定めることができる。

（道府県が課税することができる税目）

2 道府県は、普通税として、次に掲げるものを課税するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

- 一 道府県民税
- 二 事業税
- 三 地方消費税
- 四 不動産取得税
- 五 道府県たばこ税
- 六 ゴルフ場利用税

七 軽油引取税

八 自動車税

九 鉦区税

道府県は、前項各号に掲げるものを除くほか、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

道府県は、目的税として、狩猟税を課するものとする。

道府県は、前項に規定するものを除くほか、目的税として、水利地益税を課することができる。

道府県は、前二項に規定するものを除くほか、別に税目を起こして、目的税を課することができる。

道府県は、普通税として、次に掲げるものを課するものとする。ただし、徴収に要すべき経費が徴収すべき税額に比して多額であると認められるものその他特別の事情があるものについては、この限りでない。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

市町村は、前項に掲げるものを除く外、別に税目を起こして、普通税を課することができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

（受益に因る不均一課税及び一部課税）

第七條 地方団体は、その一部に対して特に利益がある事件に關しては、不均一の課税をし、又はその一部に課税をすることが出来る。

（關係地方団体の長の意見が異なる場合の措置）

第八條 地方団体の長は、課税権の帰属その他この法律の規定の適用について他の地方団体の長と意見を異にし、その協議がととのわぬ場合においては、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十三條の規定の適用がある場合を除き、総務大臣（關係地方団体が一の道府県の区域内の市町村である場合においては、道府県知事）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

総務大臣又は道府県知事は、前項の決定を求める旨の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から六十日以内に決定をし、遅滞なく、その旨を關係地方団体の長に通知しなければならない。

第一項の申出及び前項の決定は、文書をもつてしなければならない。

第二項の規定による道府県知事の決定に不服がある市町村長は、同項の通知を受けた日から三十日以内に総務大臣に裁決を求める旨を申し出ることができる。

第二項の通知を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第九項に規定する信書便（以下「信書便」という。）をもつて送送した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その送達した日から四日を経過した日をもつて第二項の通知を受けた日とみなす。この場合においては、市町村長が到達した日を立証し得るときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とみなす。

第四項の申出に関する書類を郵便又は信書便をもつて差し出す場合においては、送付に要した日数は、同項の期間に算入しない。

総務大臣は、第四項の申出を受けた場合においては、その日から六十日以内にその裁決をしなければならない。

総務大臣は、前項の裁決をした場合においては、遅滞なく、その旨を關係地方団体の長に通知しなければならない。

9 総務大臣は、第二項の決定又は第七項の裁決をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

10 第二項の規定による総務大臣の決定又は第七項の規定による総務大臣の裁決について違法があると認める關係地方団体の長は、その決定又は裁決の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に訴えることができる。

（市町村の廃置分合があつた場合の課税権の承継）

第八條の二 市町村の廃置分合があつた場合（次条第一項本文の規定に該当する場合を除く。）においては、当該廃置分合により消滅した市町村（以下この条において「消滅市町村」という。）に係る地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利（以下この条において「消滅市町村の徴収金に係る権利」という。）は、当該消滅市町村の地域が新たに属することとなつた市町村（以下この条において「承継市町村」という。）の区域によつて、当該承継市町村が承継する。この場合において、消滅市町村の徴収金に係る権利について、消滅市町村がした賦課徴収その他の手続及び消滅市町村が対してした申告、審査請求その他の手続とみなす。

2 前項の規定によつて消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する承継市町村が二以上ある場合において、当該承継市町村がそれぞれ承継すべき当該消滅市町村の徴収金に係る権利について当該承継市町村の長の間において意見を異にし、その協議がととのわぬときは、道府県知事（当該承継市町村が二以上の道府県の区域にわたる場合においては、総務大臣）に対し、その決定を求める旨を申し出なければならない。

3 前条第二項から第十項までの規定は、前項の申出及び当該申出に係る道府県知事又は総務大臣の決定について準用する。

4 前三項の規定によつて承継市町村が消滅市町村の徴収金に係る権利を承継する場合においては、当該承継市町村が条例で別段の定めをしない限り、その承継すべき当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に關しては、当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金の賦課徴収に關して定められている消滅市町村の条例、規則その他の定め例によるものとする。この場

合において、承継市町村が第五条第三項の規定によつて課する普通税又は同条第七項の規定によつて課する目的税（以下本項において「法定外税」という。）を課することとしており、かつ、当該承継市町村が承継する当該消滅市町村に係る地方団体の徴収金のうちにこれらと課税客体を同じくする同種の法定外税があるため、同種の法定外税を重複して課することとなるときは、当該消滅市町村に係る法定外税の納税義務者に対しては、当該承継市町村は、当該承継市町村の条例の定めるところによつて、これらの法定外税のうちいずれかを課するものとしなければならない。

（市町村の境界変更等があつた場合の課税権の承継）

第八条の三 市町村の境界変更があつたとき、又は市町村の廃置分合があつた場合で当該廃置分合により新たに設置された市町村の地域の全部若しくは一部が従来属していた市町村がなお存続するときは、当該境界変更があつた区域又は新たに設置された市町村の地域の全部若しくは一部が従来属していた市町村（以下本条において「旧市町村」という。）の当該区域又は地域に係る地方団体の徴収金で次の各号に掲げるものの（第二号に掲げる地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廃置分合のあつた日の属する年度分以後の年度分として課されるべきものに限る。）の徴収を目的とする権利は、当該区域又は地域によつて、当該区域又は地域が新たに属することとなつた市町村（以下本条において「新市町村」という。）が承継する。ただし、旧市町村と新市町村が協議の上これと異なる定をしたときは、その定めたところによつてすることができる。

一 申告納付又は申告納入の方法によつて徴収する地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廃置分合があつた日前に納期限の到来しないもので当該旧市町村に収入されていないもの

二 前号以外の地方税に係る地方団体の徴収金にあつては、当該境界変更又は廃置分合があつた日前に当該旧市町村に収入されていないもの

2 前条第一項後段及び第二項から第四項までの規定は、前項本文の規定によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継する場合について、前条第一項後段及び第四項の

規定は、前項ただし書の規定による協議によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継する場合について準用する。

3 前二項の規定によつて新市町村が旧市町村の地方団体の徴収金に係る権利を承継した場合において、当該徴収金を賦課徴収しようとするときは、旧市町村は、新市町村の求に応じ必要な便宜を提供しなければならない。

（都道府県の境界変更があつた場合の課税権の承継）

第八条の四 都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合における当該境界変更のあつた区域に係る都道府県の地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利の承継については、前二条に規定する方法に準じて関係都道府県が協議して定めるものとする。

2 第八条の規定は前項の協議がととのわない場合について、第八条の二第一項後段及び第四項の規定は前項の協議によつて境界変更のあつた区域に係る都道府県の地方団体の徴収金の徴収を目的とする権利の承継があつた場合について準用する。

（政令への委任）

第八条の五 前三条に定めるもののほか、市町村の廃置分合若しくは境界変更があつた場合又は都道府県の境界にわたつて市町村の設置若しくは境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合における課税権の承継について必要な事項は、政令で定める。

第二節 納税義務の承継

（相続による納税義務の承継）

第九条 相続（包括遺贈を含む。以下本章において同じ。）があつた場合には、その相続人（包括受遺者を含む。以下本章において同じ。）又は民法（明治二十九年法律第八十九号）第九百五十一条の法人は、被相続人（包括遺贈者を含む。以下本章において同じ。）に課されるべき、又は被相続人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金（以下本章において「被相続人の地方団体の徴収金」という。）を納付し、又は納入しなければならない。ただし、限定承認をした相続人は、相続によつて得た財産を限度とする。

2 前項の場合において、相続人が二人以上あるときは、各相続人は、被相続人の地方団体の徴収金を民法第九百条から第九百二条までの規定

によるその相続分によりあん分して計算した額を納付し、又は納入しなければならない。

3 前項の場合において、相続人のうちに相続によつて得た財産の価額が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金の額をこえている者があるときは、その相続人は、そのこえる価額を限度として、他の相続人が同項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入する責に任ずる。

4 前三項の規定によつて承継する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

（相続人からの徴収の手続）

第九条の二 納税者又は特別徴収義務者（以下本章（第十三条を除く。）においては、第十一条第一項に規定する第二次納税義務者及び第十六条第一項第六号に規定する保証人を含むものとする。）につき相続があつた場合において、その相続人が二人以上あるときは、これらの相続人は、そのうちから被相続人の地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を指定することができる。この場合において、その指定をした相続人は、その旨を地方団体の長に届け出なければならない。

2 地方団体の長は、前項前段の場合において、すべての相続人又はその相続分のうちに明らかにでないものがあり、かつ、相当の期間内に同項後段の届出がないときは、相続人の一人を指定し、その者を同項に規定する代表者としてすることができる。この場合において、その指定をした地方団体の長は、その旨を相続人に通知しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項に規定する代表者の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

4 被相続人の地方団体の徴収金につき、被相続人の死亡後その死亡を知らないでその者の名義でした賦課徴収又は還付に関する処分書類の送達を要するものは、その相続人の一人にその書類が送達された場合に限り、当該被相続人の地方団体の徴収金につきすべての相続人に対してされたものとみなす。

（法人の合併による納税義務の承継）

第九条の三 法人が合併した場合には、合併後存続する法人又は合併により設立した法人は、合併により消滅した法人（以下本章において「被

合併法人」という。）に課されるべき、又は被合併法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しなければならない。

2 前項の規定によつて承継する義務は、当該義務に係る申告又は報告の義務を含むものとする。

（信託に係る納税義務の承継）

第九条の四 信託法（平成十八年法律第百八号）第五十六条第一項各号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合において、新たな受託者（以下この項及び第六項において「新受託者」という。）が就任したときは、当該新受託者は当該受託者に課されるべき、又は当該受託者が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金（その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務（同法第二条第九項に規定する信託財産責任負担債務をいう。以下この章において同じ。）となるものに限る。以下この条において同じ。）を納付し、又は納入する義務を承継する。

2 受託者が二人以上ある信託において、その一人の任務が信託法第五十六条第一項各号に掲げる事由により終了した場合には、前項の規定にかかわらず、他の受託者のうち、当該任務が終了した受託者（以下この項及び第五項において「任務終了受託者」という。）から信託事務の引継ぎを受けた受託者は、当該任務終了受託者に課されるべき、又は当該任務終了受託者が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を承継する。

3 信託法第五十六条第一項第一号に掲げる事由により受託者の任務が終了した場合には、同法第七十四条第一項に規定する法人は、当該受託者に課されるべき、又は当該受託者が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を承継する。

4 受託者である法人が分割をした場合における分割により受託者としての権利義務を承継した法人は、当該分割をした受託者である法人に課されるべき、又は当該分割をした受託者である法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を承継する。

5 第一項又は第二項の規定により地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務が承継された場合にも、第一項の受託者又は任務終了受託者

は、自己の固有財産をもつて、その承継された地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を履行する責任を負う。ただし、当該地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務について、信託法第二十一条第二項の規定により、信託財産に属する財産のみをもつてその履行の責任を負うときは、この限りでない。

6 新受託者は、第一項の規定により地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を承継した場合においては、信託財産に属する財産のみをもつて、その承継された地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を履行する責任を負う。

第三節 連帯納税義務等

(連帯納税義務)

第十条 地方団体の徴収金を連帯して納付し、又は納入する義務については、民法第四百三十六条、第四百三十七条及び第四百四十一条から第四百四十五条までの規定を準用する。

第十条の二 共有物、共同使用物、共同事業、共同事業により生じた物件又は共同行為に対する地方団体の徴収金は、納税者が連帯して納付する義務を負う。

2 共有物、共同使用物、共同事業又は共同行為に係る地方団体の徴収金は、特別徴収義務者である共有者、共同使用者、共同事業者又は共同行為者が連帯して納入する義務を負う。

3 事業の法律上の経営者が単なる名義人であつて、当該経営者の親族その他当該経営者と特殊の関係のある個人で政令で定めるもの（以下本項において「親族等」という。）が事実上当該事業を営んでいると認められる場合においては、前項の規定の適用については、当該経営者と当該親族等とは、共同事業者とみなす。

(法人の合併等の無効判決に係る連帯納税義務)

第十条の三 合併又は分割（以下この条において「合併等」という。）を無効とする判決が確定した場合においては、当該合併等をした法人は、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により事業を承継した法人の当該合併等の日以後に納付し、又は納入する義務の成立した地方団体の徴収金について、連帯して納付し、又は納入する義務を負う。

(法人の分割に係る連帯納税の責任)

第十条の四 法人が分割（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第十二号の十に規定する分社型分割を除く。以下この条において同じ。）をした場合には、当該分割により事業を

承継した法人（第十四条の九第一項第七号において「分割承継法人」という。）は、当該分割をした法人の次に掲げる地方税（当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含み、その納付し、又は納入する義務が第九条の四第四項の規定により受託者としての権利義務を承継した法人に承継されたもの及びその納付し、又は納入する義務が信託財産限定責任負担債務（信託法第五十四条に規定する信託財産限定責任負担債務をいう。第十七条の二第一項において同じ。）となるものを除く。）について、連帯して納付し、又は納入する責めに任ずる。ただし、当該分割をした法人から承継した財産（当該分割をした法人から承継した信託財産に属する財産を除く。）の価額を限度とする。

一 分割の日前に納付し、又は納入する義務の成立した地方税（第七十四条の九及び第四百七十二条の規定により申告納付の方法によつて徴収される道府県たばこ税及び市町村たばこ税（次号において「申告納付に係るたばこ税」という。）を除く。）

2 分割の日の属する月の前月末日までに納付する義務の成立した申告納付に係るたばこ税（第四条第三項の規定により課する普通税（以下「道府県法定外普通税」という。）若しくは第五条第三項の規定により課する普通税（以下「市町村法定外普通税」という。）又は第四条第六項若しくは第五条第七項の規定により課する目的税（以下「法定外目的税」という。）のうち前項の規定により難いものとして当該地方団体の条例で定めるものに対する同項の規定の適用については、同項第一号中「分割の日前」とあるのは、「分割の日前の日で地方団体の条例で定める日まで」とする。

第四節 第二次納税義務

(第二次納税義務の通則)

第十一条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を次条から第十三条の九まで又は第十二条の二第二項若しくは第三項の規定により第二次納税義務を有する者（以下「第二次納税義務者」という。）から徴収しようとするときは、その者に對し、納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載した納付又は納入の通知書により告知しなければならぬ。

2 第二次納税義務者が地方団体の徴収金を前項の納付又は納入の期限までに完納しないときは、地方団体の長は、第十三条の二の規定により繰上徴収をする場合を除き、その期限後二十日以内に納付又は納入の催告書を發して督促しななければならない。

3 第二次納税義務者の財産の換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるときを除き、第一項の納税者又は特別徴収義務者の財産を換価に付した後でなければ、することができない。

4 第二次納税義務者が第一項の告知、第二項の督促又はこれらに係る地方団体の徴収金に関する滞納処分につき出訴したときは、その訴の係属する間は、その財産の換価をすることができない。

5 次条から第十一条の九まで並びに第十二条の二第二項及び第三項の規定は、第二次納税義務者から第一項の納税者又は特別徴収義務者に対してする求償権の行使を妨げない。

第十一条の二 合名会社等の第二次納税義務

理士法人、弁護士法人、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人、監査法人、弁理士法人、司法書士法人、行政書士法人、社会保険労務士法人若しくは土地家屋調査士法人が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その社員（合資会社及び監査法人にあつては、無限責任社員）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。この場合において、その社員は、連帯してその責めに任ずる。

(清算人等の第二次納税義務)

第十一条の三 法人が解散した場合において、その法人に課されるべき、又はその法人が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金を納付し、又は納入しないで残余財産の分配又は引渡しをしたときは、その法人に對し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算人及び残余財産の分配又は引渡しを受けた者（前条の規定の適用を受ける者を除く。以下この項において同じ。）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金につき第二次納税義務を負う。ただし、清算人は分配又は引渡しをした財産の価額を限度として、残余財産

の分配又は引渡しを受けた者はその受けた財産の価額を限度として、それぞれその責めに任ずる。

2 信託法第七十五条に規定する信託が終了した場合において、その信託に係る清算受託者（同法第七十七条に規定する清算受託者をいう。以下この項において同じ。）に課されるべき、又はその清算受託者が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金（その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務となるものに限り。以下この項において同じ。）を納付しないで信託財産に属する財産を残余財産受益者等（同法第八十二条第二項に規定する残余財産受益者等をいう。以下この項において同じ。）に給付をしたときは、その清算受託者に対し滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合に限り、清算受託者（信託財産に属する財産のみをもつて当該地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を履行する責任を負う清算受託者に限る。以下この項において「特定清算受託者」という。）及び残余財産受益者等は、その滞納に係る地方団体の徴収金につき第二次納税義務を負う。ただし、特定清算受託者は給付をした財産の価額の限度において、残余財産受益者等は給付を受けた財産の価額の限度において、それぞれその責めに任ずる。

第十一条の四 滞納者がその者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第二条第十号に規定する会社に該当する会社（以下本章において「同族会社」という。）の株式又は出資を有する場合において、その株式又は出資につき次に掲げる理由があり、かつ、その者の財産（当該株式又は出資を除く。）につき滞納処分をしてもなお徴収すべき地方団体の有する当該株式又は出資（当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限（この法律又はこれに基づく条例の規定により地方税を納付し、又は納入すべき期限（修正申告、期限後申告、更正若しくは決定、繰上徴収又は徴収の猶予に係る期限その他政令で定める期限を除く。）をいい、地方税で納期を分けているものの第二期以降の分については、その第一期分の納期限をいい、督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費につい

ては、その徴収の基因となつた地方税の当該期限をいう。以下本章において同じ。）の一年前までに取得したものを除く。）の価額を限度として、当該会社は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一 その株式又は出資を再度換価に付してもなお買受人がないこと。

二 その株式若しくは出資の譲渡につき法律若しくは定款に制限があり、又は株券の発行がないため、これらを譲渡することにつき支障があること。

2 前項の同族会社の株式又は出資の価額は、第十一条第一項の納付又は納入の通知書を発する時における当該会社の資産の総額から負債の総額を控除した額をその株式又は出資の数で除した額を基礎として計算した額による。

3 第一項の同族会社であるかどうかの判定は、第十一条第一項の納付又は納入の通知書を発する時の現況による。

（実質課税額等の第二次納税義務）

第十一条の五 滞納者の次の各号に掲げる地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、第一号に定める者は同号に規定する収益が生じた財産（その財産の異動により取得した財産及びこれらの財産に基因して取得した財産（以下この条及び次条において「取得財産」という。）を含む。）を限度として、第二号に定める者は同号に規定する貸付けに係る財産（取得財産を含む。）を限度として、第三号に定める者はその受けた利益の額を限度として、第四号に定める者は同号に規定する事業の用に供する財産（取得財産を含む。）を限度として、それぞれその滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一 第二十四条の二の二若しくは第二百九十四条の二の二の規定により課された道府県民税若しくは市町村民税の所得割に係る地方団体の徴収金、道府県民税若しくは市町村民税の法人税割で法人税法第十一条の規定により課された法人税の課税に基いて課されたものに係る地方団体の徴収金又は第七十二条の二の三の規定により課された事業税に係る地方団体の徴収金、その道府県民税若しくは市町村民税の所得割、法人税又は事業税の賦課の基因となつた収益が法律上帰属するとみられる者

二 第七十二条の七十九の規定により課された地方消費税の譲渡割（消費税法（昭和六十二年法律第八号）第二条第一項第八号に規定する貸付けに係る部分に限る。）に係る地方団体の徴収金、その地方消費税の譲渡割の賦課の基因となつた当該貸付けを法律上行つたとみられる者

三 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第百五十七条の規定による計算がなされた所得に基いて課された道府県民税若しくは市町村民税の所得割に係る地方団体の徴収金若しくは個人の事業税に係る地方団体の徴収金、法人税法第三十二条、第三百三十二条の二若しくは第三百三十二条の三の規定による計算がなされた所得に基いて課された道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金若しくは法人の事業税に係る地方団体の徴収金又は第七十二条の四十三の規定により課された法人の事業税に係る地方団体の徴収金、これらの規定により否認された納税者の行為（否認された計算の基礎となつた行為を含む。）につき利益を受けたものとされる者

四 第七百一条の三十三の規定により課された事業税に係る地方団体の徴収金、その事業税の賦課の基因となつた事業を法律上行うとみられる者

（共同的な事業者の第二次納税義務）

第十一条の六 次の各号に掲げる者が納税者又は特別徴収義務者の事業の遂行に欠くことができない重要な財産を有し、かつ、当該財産に關して生ずる所得が納税者又は特別徴収義務者の所得となつている場合において、その納税者又は特別徴収義務者がその供さしている事業に係る地方団体の徴収金を滞納し、その地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該各号に掲げる者は、当該財産（取得財産を含む。）を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

一 納税者又は特別徴収義務者が個人である場合、その者と生計を一にする配偶者その他の親族で納税者又は特別徴収義務者の経営する事業から所得を受けているもの

二 納税者又は特別徴収義務者がその事実があつた時の現況において同族会社である場合、その判定の基礎となつた株主又は社員

（事業を譲り受けた特殊関係者の第二次納税義務）

第十一条の七

納税者又は特別徴収義務者が生計を一にする親族その他納税者又は特別徴収義務者と特殊の関係のある個人又は被支配会社（当該納税者を判定の基礎となる株主又は社員として選定した場合に法人税法第六十七条第二項に規定する会社に該当する会社をいい、これに類する法人を含む。）で政令で定めるものに事業を譲渡し、かつ、その譲受人が同一又は類似の事業を営んでいる場合において、納税者又は特別徴収義務者の当該事業に係る地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、その譲受人は、譲受財産の価額の限度において、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。ただし、その譲渡が当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

（無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務）

第十一条の八 滞納者の地方団体の徴収金につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該地方団体の徴収金の法定納期限の一年前の日以後に滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡（担保の目的とする譲渡を除く）、債務の免除その他第三者に利益を与える処分により基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免れた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度（これらの者がその処分の時にその滞納者の親族その他滞納者と特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものであるときは、これらの処分により受けた利益の限度）において、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

（自動車等の売主の第一次納税義務）

第十一条の九 第四百四十五条第三号に規定する自動車又は第四百四十二条第三号に規定する軽自動車等（以下この条において「自動車等」という。）の買主が当該自動車等に対して課する自動車税の種別割又は軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者の財産につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車等の譲渡価額として政令で定める額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

取すべき額に不足すると認められるときは、当該自動車等の売主は、当該自動車等の譲渡価額として政令で定める額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

2 道府県又は市町村は、自動車等の所在及び買主の住所又は居所が不明である場合において、当該自動車等の売主が当該自動車等の売主に係る代金の全部又は一部を受け取ることができなくなつたと認められるときは、当該受け取ることのできなかつたと認められる額を限度として、当該自動車等の売主の前項の規定による第二次納税義務に係る地方団体の徴収金の納付の義務を免除するものとする。

3 前項の規定は、自動車等の売主から同項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときに限り、適用する。

第五節 人格のない社団等の納税義務

（人格のない社団等に対する本章の規定の適用）

第十二条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるもの（以下本章において「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、本章中法人に関する規定をこれに適用する。

（人格のない社団等の納税義務の承継等）

第十二条の二 法人が人格のない社団等の財産に属する権利義務を包括して承継する場合（第九条の三の規定の適用がある場合を除く。）には、その法人は、その人格のない社団等に課されるべき、又はその人格のない社団等が納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金（その承継が権利義務の一部であるときは、その額にその承継の時における人格のない社団等の財産のうち、その法人が承継した財産の占める割合を乗じて計算して得た額の地方団体の徴収金）を納付し、又は納入する義務を負う。

2 人格のない社団等が地方団体の徴収金を滞納した場合において、これに属する財産（第三者が名義人となつてゐるため、当該第三者に法律上帰属するとみられる財産を除く。）につき滞納処分をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該第三者は、その法律上帰属するとみられる財産を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

3 滞納者である人格のない社団等の財産の払戻又は分配をした場合（第十一条の三の規定の適用がある場合を除く。）は、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。

用がある場合を除く。）において、当該人格のない社団等（前項に規定する第三者を含む。）につき滞納処分をしてもなお徴収すべき額に不足すると認められるときは、当該払戻又は分配を受けた者は、その受けた財産の価額を限度として、当該滞納に係る地方団体の徴収金の第二次納税義務を負う。ただし、その払戻又は分配が当該滞納に係る地方団体の徴収金の法定納期限より一年以上前にされている場合は、この限りでない。

第六節 納税の告知等

（納付又は納入の告知）

第十三条 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者から地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）を徴収しようとするときは、これらの者に対し、文書により納付又は納入の告知をしなければならぬ。この場合においては、当該文書には、この法律に特別の定がある場合のほか、その納付又は納入すべき金額、納付又は納入の期限及び納付又は納入の場所その他必要な事項を記載するものとする。

2 地方団体の徴収金（滞納処分費を除く。）が完納された場合において、滞納処分費につき滞納者の財産を差し押さえようとするときは、地方団体の長は、政令で定めるところにより、滞納者に対し、納付の告知をしなければならぬ。

（繰上徴収）

第十三条の二 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（第三号に該当する場合においては、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務であるものを除く。）でその納期限においてその全額を徴収することができないうと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。

一 納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（その例による処分を含む。）、強制執行、担保権の実行としての競売、企業担保権の実行手続又は破産手続（以下「強制換価手続」という。）が開始されたとき（仮登記担保契約に関する法律（昭和五十三年法律第七十八号）第二条第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定による通知がされたときを含む。）。

二 納税者又は特別徴収義務者につき相続があった場合において、相続人が限定承認をしたとき。

三 法人である納税者又は特別徴収義務者が解散したとき。

四 その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る信託が終了したとき（信託法第六十三条第五号に掲げる事由によつて終了したときを除く。）。

五 納税者又は特別徴収義務者が納税管理人を定めないうと当該地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないこととなるとき（納税管理人を定めることを要しない場合を除く。）。

六 納税者又は特別徴収義務者が不正に地方団体の徴収金の賦課徴収を免れ、若しくは免れようとし、又は地方団体の徴収金の還付を受け、若しくは受けようとしたと認められたとき。

2 前項に規定する既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金とは、次に掲げるものとする。

一 納付又は納入の告知（第十一条第一項（これを準用する場合を含む。）の規定による告知を含む。）をした地方団体の徴収金

二 申告又は更正若しくは決定の通知があつた申告納付に係る地方税

三 特別徴収義務者が徴収した個人の市町村民税（これと併せて課する個人の道府県民税を含む。）

四 課税すべき売渡し又は消費その他の処分があつた道府県たばこ税及び市町村たばこ税

五 課税すべき行為又は事実があつた特別徴収の方法によつて徴収される道府県税及び市町村税

3 地方団体の長は、第一項の規定により繰上徴収をしようとするときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に告知しなければならない。この場合において、すでに納付又は納入の告知をしているときは、納期限の変更を告知しなければならない。

第十三条の三 地方団体の長は、道府県たばこ税又は軽油引取税が課される製造たばこ又は軽油引取税が課される軽油が、強制換価手続により換価された場合において、当該製造たばこ又は軽油につき道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税又は軽油引取税の納税義務が成立するときは、その売却代金のうちから当該道府

県たばこ税若しくは市町村たばこ税又は軽油引取税を徴収することができる。

2 地方団体の長は、前項の規定により道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税又は軽油引取税を徴収しようとするときは、あらかじめ、執行機関（滞納処分を執行する行政機関その他の者（以下本章において「行政機関等」という。））裁判所（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第六十七條の二第二項に規定する少額訴訟債権執行にあつては、裁判所書記官）、執行官及び破産管財人をいう。以下同じ。）及び特別徴収義務者又は納税者に対し、前項の規定により徴収すべき税額その他必要な事項を通知しなければならない。

3 第一項の換価がされたときは、執行機関に対する前項の通知は交付要求として、特別徴収義務者又は納税者に対する同項の通知は納入又は納付の告知としてそれぞれされたものとみなす。

4 前三項の規定は、道府県法定外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税のうちその課税客体が売渡し又は引取りに係る物件等道府県たばこ税若しくは市町村たばこ税又は軽油引取税の課税客体に類するもので総務大臣が指定するものについて準用する。

（指定納付受託者等が委託を受けた場合の徴収の特例）

第十三条の四 地方自治法第二百三十一條の二の三第一項に規定する指定納付受託者又は第七百四十七條の八第一項に規定する機構指定納付受託者（以下この条において「指定納付受託者等」という。）が同法第二百三十一條の二の二の規定又は第七百四十七條の七の規定による委託を受けた場合において、当該指定納付受託者等が同法第二百三十一條の二の五第一項の規定又は第七百四十七條の十第一項の規定により納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金をこれらの規定に規定する指定する日までに完納しないときは、地方団体の長は、地方団体の徴収金の保証人に関する徴収の例によりその地方団体の徴収金を当該指定納付受託者等から徴収するものとする。

2 地方団体の長は、地方自治法第二百三十一條の二の五第一項の規定又は第七百四十七條の十第一項の規定により指定納付受託者等が納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、当該指定納付受託者等に対して滞納処分を

してもなお徴収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該地方団体の徴収金に係る納税者又は特別徴収義務者から徴収することができない。

第七節 地方税優先の原則及び地方税と他の債権との調整

（地方税優先の原則）

第十四条 地方団体の徴収金は、納税者又は特別徴収義務者の総財産について、本節に別段の定めがある場合を除き、すべての公課（滞納処分の例により徴収することができる債権に限り、かつ、地方団体の徴収金並びに国税及びその滞納処分費（以下本章において「国税」という。）を除く。以下本章において同じ。）その他の債権に先だつて徴収する。

（強制換価手続の費用の優先）

第十四条の二 納税者又は特別徴収義務者の財産につき強制換価手続が行われた場合において、地方団体の徴収金の交付要求をしたときは、その地方団体の徴収金は、その手続により配当すべき金銭（以下本章において「換価代金」という。）につき、当該強制換価手続に係る費用に次いで徴収する。

（直接の滞納処分費の優先）

第十四条の三 納税者又は特別徴収義務者の財産を地方団体の徴収金の滞納処分により換価したときは、その滞納処分に係る滞納処分費（督促手数料を含む。第十四条の五第二項及び第十四条の二十において同じ。）は、次条、第十四条の八から第十四条の十一まで、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の十七の規定にかかわらず、その換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先立って徴収する。

（強制換価の場合の道府県たばこ税等の優先）

第十四条の四 第十三条の三の規定により徴収する地方団体の徴収金は、第十四条の六から第十四条の十一まで及び第十四条の十三から第十四条の十五までの規定にかかわらず、その徴収の基因となつた売渡し又は引取り等に係る物件の換価代金につき、他の地方団体の徴収金、国税その他の債権に先立って徴収する。

（地方団体の徴収金のうちの優先順位）

第十四条の五 地方団体の徴収金を滞納処分により徴収する場合において、当該地方団体の徴収金に配当された金銭を地方税及び当該地方税の延滞金、過少申告加算金、不申告加算金又は重

加算金に充てるべきときは、その金銭は、まず
地方税に充てるものとする。

2 滞納処分費については、その徴収の基因とな
った地方団体の徴収金に先立って配当し、又は
充当する。

（差押先着手による地方税の優先）

第十四条の六 納税者又は特別徴収義務者の財産
につき地方団体の徴収金の滞納処分による差押
をした場合において、他の地方団体の徴収金又は
国税の交付要求があつたときは、当該差押に
係る地方団体の徴収金は、その換価代金につ
き、当該交付要求に係る地方団体の徴収金又は
国税に先だつて徴収する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産につき他の
地方団体の徴収金又は国税の滞納処分による差
押があつた場合において、地方団体の徴収金の
交付要求をしたときは、当該交付要求に係る地
方団体の徴収金は、その換価代金につき、当該
差押に係る地方団体の徴収金又は国税（第十四
条の二の規定の適用を受ける費用を除く。）に
次いで徴収する。

（交付要求先着手による地方税の優先）

第十四条の七 納税者又は特別徴収義務者の財産
につき強制換価手続（破産手続を除く。）が行
われた場合において、地方団体の徴収金及び国
税の交付要求があつたときは、その換価代金に
つき、先にされた交付要求に係る地方団体の徴
収金は、後にされた交付要求に係る地方団体の
徴収金又は国税に先だつて徴収し、後にされた
交付要求に係る地方団体の徴収金は、先にされ
た交付要求に係る地方団体の徴収金又は国税に
次いで徴収する。

（担保を徴した地方税の優先）

第十四条の八 地方団体の徴収金につき徴した担
保財産があるときは、前二条の規定にかかわら
ず、当該地方団体の徴収金は、その換価代金に
つき、他の地方団体の徴収金及び国税に先だつ
て徴収する。

（法定納期限等以前に設定された質権の優先）

第十四条の九 納税者又は特別徴収義務者がその
財産上に質権を設定している場合において、そ
の質権が地方団体の徴収金の法定納期限等（次
の各号に掲げる地方税については、それぞれ当
該各号に定める日とし、当該地方税に係る督促
手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算
金、重加算金及び滞納処分費については、その
徴収の基因となつた地方税に係る当該各号に定

める日とし、その他の地方税に係る地方団体の
徴収金については、法定納期限とする。以下こ
の章において同じ。）以前に設定されているも
のであるときは、その地方団体の徴収金は、そ
の換価代金につき、その質権により担保される
債権に次いで徴収する。

一 法定納期限後にその納付し、又は納入すべ
き税額が確定した地方税 その納付又は納入
の告知書を発した日（申告により税額が確定
されたものについては、その申告があつた日）

二 法定納期限前に繰上徴収に係る告知がされ
た地方税 その告知により指定された納期限
三 随時に課する地方税 その納付の告知書を
発した日

四 第十四条の十八第二項又は第十六条の四第
二項（同条第十二項において準用する場合を
含む。）の規定により告知し、又は通知した
金額の地方税 これらの規定による告知書又は
通知書を発した日

五 相続人の固有の財産から徴収する被相続人
の地方税及び相続財産から徴収する相続人の
固有の地方税（相続があつた日前にその納付
し、又は納入すべき税額が確定したものに限
る。）その相続があつた日

六 被合併法人に属していた財産から徴収する
合併後存続する法人又は当該合併に係る他の
被合併法人の固有の地方税及び合併後存続す
る法人の固有の財産から徴収する被合併法人
の地方税（合併があつた日前にその納付し、
又は納入すべき税額が確定したものに限る。）
その合併のあつた日

七 分割を無効とする判決の確定により当該分
割をした法人（以下この号において「分割法
人」という。）に属することとなつた財産か
ら徴収する分割法人の固有の地方税及び分割
法人の固有の財産から徴収する分割法人の第
十條の三に規定する連帯して納付し、又は納
入する義務に係る地方税（当該判決が確定し
た日前にその納付し、又は納入すべき税額が
確定したものに限る。）当該判決が確定し
た日

八 分割承継法人の当該分割をした法人から承
継した財産（以下この号において「承継財
産」という。）から徴収する分割承継法人の
固有の地方税、分割承継法人の固有の財産か
ら徴収する分割承継法人の第十條の四に規定

する連帯して納付し、又は納入する責任（以
下この号において「連帯納税責任」という。）
に係る地方税及び分割承継法人の承継財産か
ら徴収する分割承継法人の連帯納税責任に係
る当該分割に係る他の分割をした法人の地方
税（分割のあつた日前にその納付し、又は納
入すべき税額が確定したものに限る。）その
分割のあつた日

2 第二次納税義務者又は保証人として納付
し、又は納入すべき地方税 第十一条第一項
（これを準用する場合を含む。）の納付又は納
入の通知書を発した日

2 次の各号に掲げる地方税について前項、次
条、第十四条の十四第一項、第十四条の十六第
一項、第十四条の十七第一項、第十四条の十八
第九項及び第十四条の二十二号の規定を適用
する場合には、当該地方税に係る法定納期限等
は、それぞれ当該各号に定める期限又は日と
し、当該地方税に係る督促手数料、延滞金、過
少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞
納処分費については、その徴収の基因となつた
地方税に係る当該各号に定める期限又は日とす
る。

一 法人税の課税に基づいて課する道府県民税
又は市町村民税の法人税割（これらと併せて
課する均等割を含む。）当該法人税の国税徴
収法（昭和三十四年法律第四百七十七号）第十
五条第一項に規定する法定納期限等

二 法人税の課税標準を基準として課する事業
税の所得割（これと併せて課する付加価値割
及び資本割又は収入割を含む。）当該法人税
の国税徴収法第十五条第一項に規定する法定
納期限等

三 所得税の課税標準を基準として課する事業
税 当該所得税の国税徴収法第十五条第一項
に規定する法定納期限等

四 消費税の課税に基づいて課する地方消費
税 当該消費税の国税徴収法第十五条第一項
に規定する法定納期限等

五 個人の市町村民税（これと併せて課する個
人の道府県民税を含む。以下この号において
同じ。）次に掲げる個人の市町村民税の区分
に応じそれぞれ次に定める期限又は日

イ 所得税の課税標準を基準として課する普
通徴収の方法によつて徴収する個人の市町
村民税（これと併せて課する均等割を含
む。）当該所得税の国税徴収法第十五条第
一項に規定する法定納期限等

ロ 第三百二十一条の三の規定により特別徴
収の方法によつて徴収する個人の市町村民
税 第三百二十一条の四第二項に規定する
期限（当該期限後にされた通知に係る特別
徴収税額については、当該通知があつた
日）

ハ 第三百二十一条の七の二第二項及び第二
項並びに第三百二十一条の七の八第一項の
規定により特別徴収の方法によつて徴収す
る個人の市町村民税 第三百二十一条の七
の五第一項（第三百二十一条の七の八第三
項において準用する場合を含む。）に規定
する年金保険者に対する通知の期限

六 条の七第一項及び第二項並びに第七百十八
条の八第一項の規定により特別徴収の方法によ
つて徴収する国民健康保険税 第七百十八
条の三第一項（第七百十八条の六、第七百十八
条の七第三項又は第七百十八条の八第三項に
おいて準用する場合を含む。）に規定する年
金保険者に対する通知の期限

3 第一項の規定は、登記（登録及び電子記録債
権法（平成十九年法律第二百二）第二条第一項
に規定する電子記録を含む。以下この章におい
て同じ。）をすることができる質権以外の質権
については、その質権者が、強制換価手続にお
いて、その執行機関に対し、その設定の事実を
証明した場合に限り適用する。この場合におい
て、有価証券を目的とする質権以外の質権につ
いては、その証明は、次の各号に掲げる書類に
よつてしなければならない。

一 公正証書
二 登記所又は公証人役場において日付のある
印章が押されている私署証書
三 郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）
第四十八條第一項の規定により内容証明を受
けた証書

四 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）
第七條第一項において準用する公証人法（明
治四十一年法律第五十三号）第六十二條ノ七
第四項の規定により交付を受けた書面
前項各号の規定により証明された質権は、第
一項の規定の適用については、民法施行法第五
條の規定により確定日付があるものとされた日
に設定されたものとみなす。

5 第一項の質権を有する者は、第三項の証明を
しなかつたため地方団体の徴収金におくられる金

額の範囲内においては、第一項の規定により地方団体の徴収金に優先する後順位の質権者に対して優先権を行うことができない。

（法定納期限等以前に設定された抵当権の優先）
第十四条の十 納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前にその財産上に抵当権を設定しているときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その地方団体の優先権に次いで徴収する。

（譲受前に設定された質権又は抵当権の優先）
第十四条の十一 納税者又は特別徴収義務者が質権又は抵当権の設定されている財産を譲り受けたときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その質権又は抵当権により担保される債権に次いで徴収する。

2 前項の規定は、登記をすることができる質権以外の質権については、その質権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、同項の譲受前にその質権が設定されている事実を証明した場合に限り適用する。この場合においては、第十四条の九第三項後段及び第四項の規定を準用する。

（質権及び抵当権の優先額の限度等）
第十四条の十二 前三条の規定に基き地方団体の徴収金に先だつ質権又は抵当権により担保される債権の元本の金額は、その質権者又は抵当権者がその地方団体の徴収金に係る差押又は交付要求の通知を受けた時における債権額を限度とする。ただし、その地方団体の徴収金に優先する他の債権を有する者の権利を害することとなるときは、この限りでない。

2 質権又は抵当権により担保される債権額又は極度額を増加する登記がされた場合には、その登記がされた時において、その増加した債権額又は極度額につき新たに質権又は抵当権が設定されたものとみなして、前三条の規定を適用する。

（不動産保存の先取特権等の優先）

第十四条の十三 次に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にあるときは、地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

- 一 不動産保存の先取特権
- 二 不動産工事の先取特権
- 三 立木の先取特権に関する法律（明治四十三年法律第五十六号）第一項の先取特権

四 商法（明治三十二年法律第四十八号）第八百二条若しくは第八百四十二条の先取特権、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律（昭和五十年法律第九十四号）第九十五条第一項の先取特権又は船舶油濁等損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第五十五条第一項の先取特権

五 地方団体の徴収金に優先する債権のため又は地方団体の徴収金のために不動産を保存した者の先取特権

2 前項第三号から第五号までの規定（同項第三号に掲げる先取特権で登記をしたものに係る部分を除く。）は、その先取特権者が、強制換価手続において、その執行機関に対し、その先取特権がある事実を証明した場合に限り適用する。（法定納期限等以前にある不動産賃貸の先取特権等の優先）

第十四条の十四 次に掲げる先取特権が納税者又は特別徴収義務者の財産上に地方団体の徴収金の法定納期限等以前からあるとき、又は納税者若しくは特別徴収義務者がその先取特権のある財産を譲り受けたときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その先取特権により担保される債権に次いで徴収する。

一 不動産賃貸の先取特権その他質権と同一の順位又はこれらに優先する順位の不動産に関する特別の先取特権（前条第一項第三号から第五号までに掲げる先取特権を除く。）

二 不動産売買の先取特権

三 借地借家法（平成三年法律第九十号）第十二条又は接収不動産に関する借地借家臨時処理法（昭和三十一年法律第三十八号）第七條に規定する先取特権

四 登記をした一般の先取特権

2 前条第二項の規定は、前項第一号に掲げる先取特権について準用する。

（留置権の優先）

第十四条の十五 留置権が納税者又は特別徴収義務者の財産上にある場合において、その財産を滞納処分により換価したときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その留置権により担保されていた債権に次いで徴収する。

この場合において、その債権は、質権、抵当権、先取特権又は第十四条の十七第一項に規定する担保のための仮登記により担保される債権に先立つて配当するものとする。

2 前項の規定は、その留置権者が、滞納処分の手続において、その行政機関等に対し、その留置権がある事実を証明した場合に限り適用する。（担保権付財産が譲渡された場合の地方税の徴収）

第十四条の十六 納税者又は特別徴収義務者が他に地方団体の徴収金に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその地方団体の徴収金の法定納期限等後に登記した質権又は抵当権を設定した財産を譲渡したときは、納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分をしてもなおその地方団体の徴収金に不足すると認められるときに限り、その地方団体の徴収金は、その質権者又は抵当権者から、これらの者がその譲渡に係る財産の強制換価手続においてその質権又は抵当権によつて担保される債権につき配当を受けるべき金額のうちから徴収することができる。

2 前項の規定により徴収することができる金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した額をこえることができない。

一 前項の譲渡に係る財産の換価代金から同項に規定する債権が配当を受けるべき金額

二 前号の財産を納税者又は特別徴収義務者の財産とみなし、その財産の換価代金につき前項の地方団体の徴収金の交付要求があつたものとした場合に同項の債権が配当を受けるべき金額

3 地方団体の長は、第一項の規定により地方団体の徴収金を徴収するため、同項の質権者又は抵当権者に代位してその質権又は抵当権を実行することができる。

4 地方団体の長は、第一項の規定により地方団体の徴収金を徴収しようとするときは、その旨を質権者又は抵当権者に通知しなければならぬ。

5 地方団体の長は、第一項の譲渡に係る財産につき強制換価手続が行われた場合には、同項の規定により徴収することができる金額の地方団体の徴収金につき、執行機関に対し、交付要求をすることができる。

（法定納期限等以前にされた仮登記により担保される債権の優先等）

第十四条の十七 地方団体の徴収金の法定納期限等以前に納税者又は特別徴収義務者の財産につき、その者を登記義務者（登録義務者を含む。）

として、仮登記担保契約に関する法律第一条に規定する仮登記担保契約に基づく仮登記又は仮登録（以下本条において「担保のための仮登記」という。）がされているときは、その地方団体の徴収金は、その換価代金につき、その担保のための仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

2 担保のための仮登記がされている納税者又は特別徴収義務者の財産上に、第十四条の十三第一項各号に掲げる先取特権があるとき、地方団体の徴収金の法定納期限等以前から第十四条の十四第一項各号に掲げる先取特権があるとき、又は地方団体の徴収金の法定納期限等以前に質権若しくは抵当権が設定され、若しくは担保のための仮登記がされているときは、その地方団体の徴収金は、仮登記担保契約に関する法律第三條第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）に規定する清算金に係る換価代金につき、同法第四條第一項（同法第二十条において準用する場合を含む。）の規定により権利が行使されたこれらの先取特権、質権及び抵当権並びに同法第四條第二項（同法第二十条において準用する場合を含む。）において準用する同法第四條第一項の規定により権利が行使された同条第二項に規定する後順位の担保仮登記により担保される債権に次いで徴収する。

3 第十四条の十一第一項の規定は、納税者又は特別徴収義務者が担保のための仮登記がされている財産を譲り受けたときについて、前条（第三項を除く。）の規定は、納税者又は特別徴収義務者が他に地方団体の徴収金に充てるべき十分な財産がない場合において、その者がその地方団体の徴収金の法定納期限等後に担保のための仮登記をした財産を譲渡したときについて、それぞれ準用する。

4 仮登記担保契約に関する法律第一条に規定する仮登記担保契約で、消滅すべき金銭債務がその契約の時に特定されていないものに基づく仮登記及び仮登録は、地方団体の徴収金の滞納処分においては、その効力を有しない。

（譲渡担保権者の物的納税責任）

第十四条の十八 納税者又は特別徴収義務者が地方団体の徴収金を滞納した場合において、その者が譲渡した財産でその譲渡により担保の目的となつていもの（以下この章において「譲渡担保財産」という。）があるときは、その者の財産につき滞納処分をしてもおお徴収すべき地方

方団体の徴収金に不足すると認められるときに限り、譲渡担保財産から納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金を徴収することができる。

2 地方団体の長は、前項の規定により徴収しようとするときは、譲渡担保財産の権利者（以下この条において「譲渡担保権者」という。）に対し、徴収しようとする金額その他必要な事項を記載した文書により告知しなければならない。この場合においては、納税者又は特別徴収義務者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 前項の告知書を発した日から十日を経過した日までにその徴収しようとする金額が完納されていないときは、徴税吏員は、譲渡担保権者を第二次納税義務者とみなして、その譲渡担保財産につき滞納処分をすることができる。

4 第十一条第三項から第五項まで及び第十三条の二の規定は、前項の場合について準用する。

5 譲渡担保財産を第一項の納税者又は特別徴収義務者の財産としてした差押えは、同項の要件に該当する場合に限り、第三項の規定による差押えとして滞納処分を執行することができる。

6 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分を執行する場合において、譲渡担保財産が次の各号に掲げる財産であるときは、当該各号に定める者に対し、納税者又は特別徴収義務者の財産としてした差押えを第三項の規定による差押えとして滞納処分を執行する旨を通知しなければならない。

一 第三者が占有する動産（国税徴収法第二十条第四項第一号に規定する動産をいう。以下この号において同じ。）又は有価証券、動産又は有価証券を占有する第三者
二 国税徴収法第六十二条又は第七十三条の規定の適用を受ける財産（これらの財産の権利の移転につき登記を要するものを除く。）
三 債権者又はこれに準ずる者（第十五条の二の第三項及び第十六条の四十項において「第三債務者等」という。）

7 地方団体の長は、第五項の規定により滞納処分を執行する場合において、国税徴収法第五十五条第一号又は第三号に掲げる者のうち知れない者があるときは、これらの者に対し、納税者又は特別徴収義務者の財産としてした差押え

を第三項の規定による差押えとして滞納処分を執行する旨を通知しなければならない。

8 適用を受ける差押えをした後、納税者又は特別徴収義務者の財産の譲渡により担保される債権が債務不履行その他弁済以外の理由により消滅した場合（譲渡担保財産につき買戻し、再売買の予約その他これらに類する契約を締結している場合において、期限の経過その他その契約の履行以外の理由によりその契約が効力を失ったときを含む。）においても、なお譲渡担保財産として存続するものとみなして、第三項の規定を適用する。

9 第一項の規定は、地方団体の徴収金の法定納期限等以前に、担保の目的でされた譲渡に係る権利の移転の登記がある場合又は譲渡担保権者が地方団体の徴収金の法定納期限等以前に譲渡担保財産となつている事実を、その財産の売却決定の前日までに証明した場合には、適用しない。この場合においては、第十四条の九第三項後段及び第四項の規定を準用する。

10 第一項の規定の適用を受ける譲渡担保権者は、この法律中滞納処分に関する罪及び滞納処分に関する検査拒否等の罪に関する規定の適用については、納税者又は特別徴収義務者とみなす。

（譲渡担保財産の換価の特例等）

第十四条の十九 買戻しの特約のある売買の登記、再売買の予約の請求権の保全のための仮登記（仮登録を含む。）その他これに類する登記（以下本条において「買戻権の登記等」という。）がされている譲渡担保財産のその買戻権の登記等の権利者が滞納者であるときは、その差し押さえた買戻権の登記等に係る権利及び前条第三項の規定により差し押さえたその買戻権の登記等のある譲渡担保財産を一括して換価することができる。

2 前条及び前項に規定するもののほか、譲渡担保財産からする納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金の徴収に關し必要な事項は、政令で定める。

（地方税及び国税等と私債権との競合の調整）
第十四条の二十 強制換価手続において地方団体の徴収金が国税、他の地方団体の徴収金又は公課（以下本条において「国税等」という。）及びその他の債権（以下本条において「私債権」という。）と競合する場合において、本節又は

国税徴収法その他の法律の規定により、地方団体の徴収金が国税等に先立ち、私債権がその国税等におくれ、かつ、当該地方団体の徴収金に先だつとき、又は地方団体の徴収金が国税等におくれ、私債権がその国税等に先立ち、かつ、当該地方団体の徴収金におくるときは、換価代金の配当については、次に定めるところによる。

一 第十四条の二若しくは第十四条の三に規定する費用若しくは滞納処分費、第十四条の四に規定する地方団体の徴収金（国税徴収法第十五条に規定する国税を含む。）、第十四条の十一に規定する国税を含む。）、第十四条の十五の規定の適用を受ける債権、この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第五十九条第三項若しくは第四項（同法第七十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける債権又は第十四条の十三の規定の適用を受ける債権があるときは、これらの順序に従い、それぞれこれらに充て

二 地方団体の徴収金及び国税等並びに私債権（前号の規定の適用を受けるものを除く。）につき、法定納期限等（国税又は公課のこれに相当する納期限等を含む。）又は設定、登記、譲渡若しくは成立の時期の古いものからそれぞれ順次に本節又は国税徴収法その他の法律の規定を適用して地方団体の徴収金及び国税等並びに私債権に充てべき金額の総額をそれぞれ定める。

三 前号の規定により定めた地方団体の徴収金及び国税等に充てべき金額の総額を第十四条若しくは第十四条の六から第十四条の八までの規定又は国税徴収法その他の法律のこれらに相当する規定により、順次地方団体の徴収金及び国税等に充てる。

四 第二号の規定により定めた私債権に充てべき金額の総額を民法その他の法律の規定により順次私債権に充てる。

第八節 納税の猶予

第十五条（徴収猶予の要件等） 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき、納税者又は特別徴収義務者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、そ

の者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

一 納税者又は特別徴収義務者がその財産につき、震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき、又は盗難にかかったとき。

二 納税者若しくは特別徴収義務者又はこれらの者と生計を一にする親族が病氣にかかり、又は負傷したとき。

三 納税者又は特別徴収義務者がその事業を廃止し、又は休止したとき。

四 納税者又は特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき。

五 前各号のいずれかに該当する事実に関する事実があつたとき。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者につき、当該地方団体に係る地方団体の徴収金の法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課することができることとなつた日）から一年を経過した日以後にその納付し、又は納入すべき額が確定した場合において、その納付し、又は納入すべき当該地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない理由があると認められるときは、その納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として、当該地方団体の徴収金の納期限内にされたその者の申請に基づき、その納期限から一年以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。

3 地方団体の長は、前二項の規定による徴収の猶予（以下この章において「徴収の猶予」という。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

4 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予をした期間内に当該徴収の猶予をした金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その期間を延長することができる。ただし、その期間は、既にその者につき徴収の猶予をした期間と合わせて二年を超えることができない。

5 地方団体の長は、前項の規定による徴収の猶予をした期間の延長（以下この章において「徴収の猶予期間の延長」という。）をする場合には、当該徴収の猶予期間の延長に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予期間の延長をする期間内において、当該徴収の猶予期間の延長を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができる。

（徴収猶予の申請手続等）

第十五条の二 徴収の猶予（前条第一項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、同項各号のいずれかに該当する事実があること及びその該当する事実に基づき当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、当該該当する事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

2 徴収の猶予（前条第二項の規定によるものに限る。）の申請をしようとする者は、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することができない事情の詳細、当該徴収の猶予を受けようとする金額及びその期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

3 徴収の猶予期間の延長を申請しようとする者は、徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

4 第一項又は前項の規定により添付すべき書類（地方団体の条例で定める書類を除く。）については、これらの規定にかかわらず、前条第一項

（第一号、第二号又は第五号（同項第一号又は第二号に該当する事実に関する事項に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）の規定による徴収の猶予（以下この項及び第十五条の九第一項において「災害等による徴収の猶予」という。）又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長をする場合において、当該災害等による徴収の猶予又は当該災害等による徴収の猶予をした期間の延長を受けようとする者が当該添付すべき書類を提出することが困難であると地方団体の長が認めるときは、添付することを要しない。

5 地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合には、当該申請に係る事項について調査を行い、徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長をし、又は徴収の猶予若しくは徴収の猶予期間の延長を認めないものとする。

6 地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において、これらの申請書についてその記載に不備があるとき、又はこれらの申請書に添付すべき書類についてその記載に不備があるとき、若しくはその提出がないときは、当該申請書を提出した者に対して当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出を求めることができる。

7 地方団体の長は、前項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める場合には、その旨を記載した書面により、これを当該申請書を提出した者に通知するものとする。

8 第六項の規定により申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、前項の規定による通知を受けた日から当該地方団体の条例で定める期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない。この場合において、当該期間内に当該申請書の訂正又は当該添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた者は、当該期間を経過した日において当該申請を取り下げたものとみなす。

9 地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請書を提出した者について前条第一項、

第二項又は第四項の規定に該当すると認められるときであつても、次の各号のいずれかに該当するときは、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないことができる。

一 第十五条の三第一項第一号に掲げる場合に該当するとき。

二 当該申請書を提出した者が、次項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による物件の提示若しくは提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、若しくは偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。同項において同じ。）その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 不当な目的で徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされたとき、その他その申請が誠実にされたものでないとき。

四 前三号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

10 地方団体の長は、第五項の規定による調査をするため必要があると認めるときは、その必要限度で、その徴税吏員に、当該申請書を提出した者に質問させ、その者の帳簿書類その他の物件を検査させ、当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせ、又は当該調査において提出された物件を留め置かせることができる。

11 前項の規定により質問、検査又は提示若しくは提出の要求を行う徴税吏員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

12 第十項の規定による地方団体の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（徴収猶予の通知）

第十五条の二の二 地方団体の長は、徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたときは、その旨、猶予をする金額、猶予をする期間

その他必要な事項を当該徴収の猶予又は当該徴収の猶予期間の延長を受けた者に通知しなければならない。

2 地方団体の長は、前条第一項から第三項までの規定による申請書の提出があつた場合において、徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めないときは、その旨を当該申請書を提出した者に通知しなければならない。

（徴収猶予の効果）

第十五条の二の三 地方団体の長は、徴収の猶予をしたときは、当該徴収の猶予をした期間内は、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について、新たに督促及び滞納処分（交付要求を除く。）をすることができない。

2 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産があるときは、当該徴収の猶予を受けた者の申請により、その差押えを解除することができる。

3 地方団体の長は、徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金について差し押さえた財産のうち果実を生ずるもの又は有価証券、債権若しくは無体財産権等（国税徴収法第七十二条第一項に規定する無体財産権をいう。第十六条の四第十項において同じ。）があるときは、第一項の規定にかかわらず、その取得した果実又は第三債務者等から給付を受けた財産で金銭以外のものについて滞納処分を執行し、その財産に係る換価代金等（同法第二百九条第一項に規定する換価代金等をいう。第十九条の四第四号において同じ。）を当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

4 前項の場合において、同項の第三債務者等から給付を受けた財産のうち金銭があるときは、第一項の規定にかかわらず、当該金銭を当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金に充てることができる。

（徴収猶予の取消し）

第十五条の三 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該徴収の猶予を取り消し、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に徴収することができる。

一 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者が当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金を当該徴収

収の猶予を受けた期間内に完納することができないと認められるとき。

二 第十五条第三項又は第五項の規定により分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

三 当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金につき提供された担保について地方団体の長が第十六条第三項の規定により行つた求めに応じないとき。

四 新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権（地方自治法第二百四十条第一項に規定する債権をいう。第十五条の六第二項において同じ。）に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

六 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化により当該徴収の猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

七 前各号に掲げるもののほか、これらに類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

2 地方団体の長は、前項の規定により徴収の猶予を取り消す場合には、第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実があるときを除き、あらかじめ、当該徴収の猶予を受けた者の弁明を聞かなければならない。ただし、その者が正当な理由がなくその弁明をしないときは、この限りでない。

3 地方団体の長は、第一項の規定により徴収の猶予を取り消したときは、その旨を当該徴収の猶予の取消しを受けた者に通知しなければならない。

（修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収猶予）

第十五条の四 地方団体の長は、次の各号に掲げる場合において、当該各号の申告書、修正申告書若しくは更正に係る道府県民税及び事業税の

額の合計額又は第一号若しくは第二号の申告書若しくは更正に係る市町村民税の額が政令で定める金額に満たないときは、これらの税額につき、偽りその他不正の行為により道府県民税、市町村民税又は事業税を免れた場合その他政令で定める場合を除き、当該申告書若しくは修正申告書を提出した日後又は当該更正に係る納期限後最初に到来する道府県民税、市町村民税又は事業税（この条の規定によりその徴収を猶予されるものを除く。）に係る納付に関する期限まで、その徴収を猶予するものとする。

一 二以上の道府県又は市町村において事務所又は事業所を有する法人が第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三十四項の規定による申告書を提出した場合

二 前号の法人が第五十五条第一項若しくは第三項又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正（第五十八条又は第三百二十一条の十四の規定による修正に基づくものに限る。）を受けた場合

三 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人が第七十二条の三十一第二項又は第三項の規定による修正申告書を提出した場合

2 前項の規定の適用を受けようとする法人は、同項の申告書若しくは修正申告書又は更正に係る税額の納期限までに、その事務所又は事業所所在の地方団体の長に対し、総務省令で定める届出書を提出しなければならない。

（職権による換価の猶予の要件等）

第十五条の五 地方団体の長は、滞納者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合において、その者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予又は第十五条の六第一項の規定による換価の猶予（以下この章において「申請による換価の猶予」という。）を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。ただし、その猶予の期間は、一年を超えることができない。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることに比して、滞納に係る地

方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる他の地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 第十五条第三項から第五項までの規定は、前項の規定による換価の猶予（以下この章において「職権による換価の猶予」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	金額	
	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
第十五条第四項	当該徴収の猶予を受けた者の申請に基づき、その	その
第十五条第五項	ことができる	ものとする

（職権による換価の猶予の手続等）

第十五条の五の二 地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができる。

2 地方団体の長は、前条第二項において読み替えて準用する第十五条第四項の規定により職権による換価の猶予をした期間を延長する場合において、必要があると認めるときは、当該職権による換価の猶予を受けた者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができる。

3 第十五条の二の二第一項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。

（職権による換価の猶予の効果等）

第十五条の五の三 地方団体の長は、職権による換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、差押えにより滞納者の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを猶予し、又は解除することができる。

項の規定は、職権による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条の二の三第三項	第一項の規定にかかわらず、その	その
第十五条の二の三第四項	第一項の規定にかかわらず、当該	当該
第十五条の三第三項	次の	第十五条の五第一項の規定に該当しないこととなつた場合又は次の
第十五条の三第一項第三号	第十五条第三項	第十五条の五第二項において読み替えて準用する第十五条第三項

（申請による換価の猶予の要件等）

第十五条の六 地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、一年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができる。

2 前項の規定は、当該申請に係る地方団体の徴収金（次の各号に掲げるものを除く。）の滞納がある場合（当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行がある場合を含む。）その他申請による換価の猶予をすることが適当でない場合として当該地方団体の条例で定める場合には、適用しないことができる。

一 徴収の猶予又は申請による換価の猶予を申請中の地方団体の徴収金

第十五条第三項から第五項までの規定は、申請による換価の猶予について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十五条第三項	金額	金額（その納付又は納入を困難とする金額として政令で定める額を限度とする。）
第十五条第五項	ことができる	ものとする

第十五条の六の二 申請による換価の猶予の申請をしようとする者は、当該申請による換価の猶予に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持が困難となる事情の詳細、納付又は納入が困難である金額、当該申請による換価の猶予を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

2 前条第三項において準用する第十五条第四項の規定により申請による換価の猶予をした期間の延長を申請しようとする者は、申請による換価の猶予を受けた期間内に当該申請による換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由、申請による換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を

記載した申請書に、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付し、これを当該地方団体の長に提出しなければならない。

3 第十五条の二第五項から第九項まで及び第十五条の二の二の規定は、申請による換価の猶予

第十五条の二の第三項	第一項の規定にかかわらず、その	その
第十五条の二の第四項	第一項の規定にかかわらず、当該	当該
第十五条の三第一項第二号	第十五条第三項	第十五条の六第三項において読み替えて準用する第十五条第三項

(滞納処分の停止の要件等)

第十五条の七 地方団体の長は、滞納者につき次

一 滞納処分をすることができない財産がないとき。
二 滞納処分をすることによつてその生活を著

三 その所在及び滞納処分をすることができるとき、
財産がともに不明であるとき。

の執行を停止したときは、その旨を滞納者に通知しなければならない。

3 地方団体の長は、第二項第二号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その停止に係る地方団体の徴収金について差し押さ

4 第一項の規定により滞納処分^{（一）}の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が三年間継続したときは、消滅する。

5 第一項第一号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金

が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

（滞納処分の停止の取消）
第十五条の八 地方団体の長は、前条第一項各号

の規定により滞納処分^{（一）}の執行を停止した後三年以内に、その停止に係る滞納者につき同項各号に該当する事実がないと認めるときは、その執行の停止を取り消さなければならない。

2 地方団体の長は、前項の規定により滞納処分
の執行の停止を取り消したときは、その旨を滞
納者に通知しなければならない。

（納税の猶予の場合の延滞金の免除

第十五条の九 災害等による徴収の猶予若しくは
第十五条の七第一項の規定による滞納処分等の執行の停止をした場合又は事業の廃止等による徴収の猶予（徴収の猶予のうち災害等による徴収の猶予以外のものをいう。以下この項において同じ。）若しくは職権による換価の猶予若しくは申請による換価の猶予をした場合には、その猶予又は亭上をした地方公共団体は、延滞金額のう

ち、それによつて債権者に債権の保全がなされ、
ち、それぞれ、当該災害等による徴収の猶予若
しくは執行の停止をした期間に対応する部分の
金額に相当する金額又は当該事業の廃止等によ
る徴収の猶予若しくは職権による換価の猶予若
しくは申請による換価の猶予をした期間（延滞
金が年十四・六パーセントの割合により計算さ
れる期間に限る。）に対応する部分の金額の二
分の一に相当する金額は、免除する。ただし、
第十五条の三第一項（第十五条の五の三第二項
及び第十五条の六の三第二項において読み替え
て準用する場合を含む。）又は前条第一項の規
定による取消しの基因となるべき事実が生じた
場合には、その生じた日以後の期間に対応する
部分の金額については、地方団体の長は、その
免除をしないことができる。

2 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をした場合において、納税者

又は特別徴収義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、地方団体の長は、その猶予をし、た地方税に係る延滞金（前項の規定による免除に係る部分を除く。）につき、猶予した期間（当該地方税を当該期間内に納付し、又は納入しなかつたことについてやむを得ない理由がある）と地方団体の長が認める場合には、猶予の期限の翌日から当該やむを得ない理由がなくなつた日までの期間を含む。）に対応する部分の金額でその納付又は納入が困難と認められるものを限度として免除することができる。

一 納税者又は特別徴収義務者の財産の状況が著しく不良で、納期又は弁済期の到来した他の地方団体に係る地方団体の徴収金、国税公課又は債務について軽減又は免除をしなれば、その事業の継続又は生活の維持が著しく困難になると認められる場合において、その軽減又は免除がされたとき。

二 納税者若しくは特別徴収義務者の事業又は生活の状況によりその延滞金額の納付又は納入を困難とするやむを得ない理由があると認められるとき。

三 第二十条の九の第三項ただし書の規定により徴収を猶予した場合には、その猶予をした地方税に係る延滞金につき、その猶予をした期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前二項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。

四 地方団体の長は、滞納に係る地方団体の徴収金の全額を徴収するために必要な財産につき差押えをした場合又は納付し、若しくは納入すべき地方団体の徴収金の額に相当する担保の提供を受けた場合には、その差押え又は担保の提供に係る地方税を計算の基礎とする延滞金につき、その差押え又は担保の提供がされている期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前三項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を限度として、免除することができる。

第九節 納税の猶予に伴う担保等（担保の徴収）

第十六条 地方団体の長は、徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で次に掲げるものを徴さなければならない。ただし、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴する必要がある場合として当該地方団体の条例で定める場合は、この限りでない。

一 国債及び地方債

二 地方団体の長が確実と認める社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券

三 土地

四 保険に付した建物、立木、船舶、航空機、自動車及び建設機械

五 鉄道財団、工場財団、鉱業財団、軌道財団、運河財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団及び観光施設財団

六 地方団体の長が確実と認める保証人の保証

二 前項の規定により担保を徴する場合において、その猶予に係る地方団体の徴収金につき差し押えた財産があるときは、その担保の額は、その猶予をする金額からその財産の価額を控除した額を限度とする。

三 地方団体の長は、第一項の規定により担保を徴した場合において、担保財産の価額若しくは保証人の資力の減少その他の理由により猶予に係る金額の納付若しくは納入を担保することができないと認めるとき、又は第十五条の二の第三項、第十五条の五の第三項若しくは第十五条の六の第三項の規定により差押えを解除したときは、納税者又は特別徴収義務者に対し、増担保の提供、保証人の変更その他担保を確保するため必要な行為を求めることができる。

四 前三項に定めるもののほか、担保の提供について必要な事項は、政令で定める。

第十六条の二（納付又は納入の委託）

第十六条の二 納税者又は特別徴収義務者が次に掲げる地方団体の徴収金を納付し、又は納入するため、地方団体の長が定める有価証券（地方自治法第二百三十一条の二第三項又は第五項の規定により地方団体の歳入の納付に使用することができるとする証券を除く。）を提供して、その証券の取立てとその他の取立てた金銭による当該地方団体の徴収金の納付又は納入を委託しようとする場合には、徴税吏員は、その証券が最近において確実に取立てることができるものであると認められるときに限り、その委託を受けることができる。この場合において、その証券の取立てにつき費用を要するときは、その委託をしようとする者は、その費用の額に相当する金額を併せて提供しなければならない。

一 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予に係る地方団体の徴収金

二 納付又は納入の委託をしようとする有価証券の支払期日以後に納期限の到来する地方団体の徴収金

三 滞納に係る地方団体の徴収金（第一号に掲げるものを除く。）で、その納付又は納入につき納税者又は特別徴収義務者が誠実な意思を有し、かつ、その納付又は納入の委託を受けることが地方団体の徴収金の徴収上有利と認められるもの

二 徴税吏員は、前項の委託を受けたときは、総務省令で定める様式による納付受託証書又は納

入受託証書を納税者又は特別徴収義務者に交付しなければならない。

三 徴税吏員は、第一項の委託を受けた場合において、必要があるときは、確実と認める金融機関にその取立て及び納付又は納入の再委託をすることができ。

四 第一項の委託があつた場合において、その委託に係る有価証券の提供により同項第一号に掲げる地方団体の徴収金につき前条第一項各号に掲げる担保の提供の必要がないと認められるに至つたときは、その認められる限度において当該担保の提供があつたものとすることができる。

第十六条の三（保全担保）

第十六条の三 次に掲げる地方税の納税者又は特別徴収義務者がこれらの地方税に係る地方団体の徴収金を滞納した場合において、その後その者に課されるべきこれらの地方団体の徴収金の徴収を確保することができないと認められるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金の担保として、金額及び期限を指定して、その者に第十六条第一項各号に掲げるもの又は金銭の提供を命ずることができる。

一 道府県たばこ税

二 ゴルフ場利用税

三 軽油引取税

四 市町村たばこ税

五 入湯税

六 特別徴収の方法によつて徴収する道府県法外普通税若しくは市町村法定外普通税又は法定外目的税

二 前項の規定により指定する金額は、その提供を命ずる月の前月の当該地方団体の徴収金の額の三倍に相当する金額（その金額が前年におけるその提供を命ずる月に対応する月分及びその後二月分の当該地方団体の徴収金として納入し、又は納付すべき金額に満たないときは、その金額）を限度とする。

三 第十六条第三項及び第四項の規定は、第一項の規定による担保について準用する。

四 地方団体の長は、第一項の規定により同項に規定する地方団体の徴収金の担保の提供を命じた場合において、納税者又は特別徴収義務者がその指定された期限までにその命ぜられた担保の提供をしないときは、その地方団体の徴収金に関し、その者の財産で抵当権の目的となるものにつき、同項の規定により指定した金額を限

度として抵当権を設定することを文書で納税者又は特別徴収義務者に通知することができる。

五 前項の通知があつたときは、その通知を受けた納税者又は特別徴収義務者は、同項の抵当権を設定したものとみなす。この場合において、地方団体の長は、抵当権の設定の登記を関係機関に嘱託しなければならない。

六 前項後段の場合（次項に規定する場合を除く。）においては、その嘱託に係る書面には、第四項の文書が同項の納税者又は特別徴収義務者に到達したことを証する書面を添付しなければならない。

七 第五項後段の場合において、不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第十六条第二項（他の法令において準用する場合を含む。）において準用する同法第十八条の規定による嘱託をするときは、その嘱託情報と併せて第四項の文書が同項の納税者又は特別徴収義務者に到達したことを証する情報を提供しなければならない。この場合においては、同法第十六条第一項の規定にかかわらず、登記義務者の承諾を得ることを要しない。

八 地方団体の長は、第一項の規定による担保の提供又は第五項の規定による抵当権の設定（以下「担保の提供等」という。）があつた場合において、第一項の命令に係る地方団体の徴収金の滞納がない期間が継続して三月に達したときは、その担保を解除しなければならない。

九 地方団体の長は、担保の提供等があつた納税者又は特別徴収義務者の資力その他の事情の変化により担保の提供等の必要がなくなつたと認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちにその解除をすることができる。

第十六条の四（保全差押え）

第十六条の四 地方団体の徴収金につき納付又は納入の義務があると認められる者が、不正に地方団体の徴収金を免れ、又は地方団体の徴収金の還付を受けたことの嫌疑に基づき、第十六条第一款の規定による差押え、第二十二條の四第一款に規定する記録命令付差押え若しくは領置又は刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）の規定による押収、領置若しくは逮捕を受けた場合において、その処分に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定（納付若しくは納入の告知、申告、更正又は決定による確定をいう。以下この条において同じ。）後においては当該地方団体の徴収金の徴収を確

保することができないと認められるときは、地方団体の長は、当該地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定前に、その確定すると見込まれる地方団体の徴収金の金額のうちその徴収を確保するためあらかじめ滞納処分をすることを要すると認める金額（以下この条において「保全差押金額」という。）を決定することができる。この場合においては、徴税吏員は、その金額を限度として、その者の財産を直ちに差し押さえることができる。

2 地方団体の長は、前項の規定により保全差押金額を決定するときは、当該保全差押金額を同項に規定する納付又は納入の義務があると認められる者に文書で通知しなければならない。

3 前項の通知をした場合において、その納付又は納入の義務があると認められる者がその通知に係る保全差押金額に相当する担保として第十六条第一項各号に掲げるもの又は金銭を提供してその差押えをしないことを求めたときは、徴税吏員は、その差押えをすることができない。

4 徴税吏員は、第一号又は第二号に該当するときは第一項の規定による差押えを、第三号に該当するときは同号に規定する担保を、それぞれ解除しなければならない。

一 第一項の規定による差押えを受けた者が、前項に規定する担保を提供して、その差押えの解除を請求したとき。

二 第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、その差押えに係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定がされないとき。

三 第二項の通知をした日から六月を経過した日までに、保全差押金額について提供されている担保に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定がされないとき。

5 徴税吏員は、第一項の規定による差押えを受けた者又は第三項若しくは前項第一号の担保の提供をした者につき、その資力その他の事情の変化により、その差押え又は担保の徴収の必要がなくなつたと認められることとなつたときは、その差押え又は担保を解除することができる。

6 第一項の規定による差押え又は第三項若しくは第四項第一号の担保の提供があつた場合において、その差押え又は担保の提供に係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定がされたときは、その差押え又は担保の提供

は、その地方団体の徴収金を徴収するためにされたものとみなす。

7 第十六条第二項から第四項までの規定は、第三項又は第四項第一号の規定により提供される担保について準用する。

8 第一項の規定により差し押さえた財産は、その差押えに係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定後でなければ、換価することができない。

9 第一項の場合において、差し押さえるべき財産に不足があると認められるときは、地方団体の長は、差押えに代えて交付要求をすることができる。この場合においては、その交付要求であることを明らかにしなければならない。

10 地方団体の長は、第一項の規定により差し押さえた金銭（有価証券、債権又は無体財産権等の差押えにより第三債務者等から給付を受けた金銭を含む。）がある場合において、その差押えに係る地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額の確定をしていないときは、これを供託しなければならない。

11 第一項に規定する地方団体の徴収金の納付し、又は納入すべき額として確定した金額が保全差押金額に満たない場合において、その差押えを受けた者がその差押えにより損害を受けたときは、地方団体は、その損害を賠償する責めに任ずる。この場合において、その額は、その差押えにより通常生ずべき損失の額とする。

12 前各項の規定は、所得税、法人税又は消費税について国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第三十八条第三項の規定による差押えがされた場合において、当該所得税の課税標準を基準として課する個人の道府県民税若しくは市町村民税の所得割（これらと併せて課する均等割を含む。）、当該法人税の課税に基いて課する法人の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割（これらと併せて課する均等割を含む。）、当該所得税の課税標準を基準として課する個人の行う事業に対する事業税、当該法人税の課税標準を基準として課する法人の行う事業に対する事業税の所得割（これらと併せて課する付加価値制及び資本制又は収入割を含む。）又は当該消費税の課税に基いて課する地方消費税につき、これらに係る納付義務の確定後においてはこれらの徴収を確保することができないと認められるときについて準用する。

第十六条の五 徴収の猶予、職権による換価の猶予又は申請による換価の猶予を受けた者がその（担保の処分）

猶予に係る地方団体の徴収金をその猶予の期限までに納付若しくは納入をせず、又は地方団体の長が第十五条の三第一項（第十五条の五の三第二項及び第十五条の六の三第二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定によりその猶予を取り消したことによつて、その猶予に係る地方団体の徴収金を徴収する場合において、その地方団体の徴収金について徴した担保があるときは、地方団体の長は、滞納処分の例によりその担保財産を処分して、その徴収すべき地方団体の徴収金及び担保財産の処分費に充て、又は保証人にその地方団体の徴収金を納付し、若しくは納入させる。

2 前項の場合において、地方団体の長は、担保財産の処分の代金が同項の地方団体の徴収金及び担保財産の処分費に充ててなお不足があると認めるときは、滞納者の他の財産について滞納処分をし、また、保証人がその財産について滞納すべき金額を完納しないときは、まず滞納者に対して滞納処分をし、なお不足があるとき、又は不足があると認めるときは、保証人に対して滞納処分をする。

3 前二項の規定は、第十六条の三又は前条第三項若しくは第四項第一号（同条第十二項において準用する場合を含む。）の担保の提供があつた場合において、その担保に係る地方団体の徴収金を徴収するときに準用する。この場合において、その担保が金銭であるときは、直ちにその地方団体の徴収金に充てる。

4 第十一条の規定は、第一項又は第二項（これらの規定を前項において準用する場合を含む。）の規定により保証人から地方団体の徴収金を徴収する場合について準用する。

第十節 還付

第十七条（過誤納金の還付）
地方団体の長は、過誤納に係る地方団体の徴収金（以下本章において「過誤納金」という。）があるときは、政令で定めるところにより、遅滞なく還付しなければならない。

第十七条の二 地方団体の長は、前条の規定による還付すべき場合において、その還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた地方団体の徴収金（その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金である場合にはその納付し、又は納入する義務が当該信託財産責任

負担債務である地方団体の徴収金に限るものとす、その納付し、又は納入する義務が信託財産責任負担債務である地方団体の徴収金に係る過誤納金でない場合にはその納付し、又は納入する義務が信託財産限定責任負担債務である地方団体の徴収金以外の地方団体の徴収金に限る。以下この条において同じ。）があるときは、前条の規定にかかわらず、過誤納金をその地方団体の徴収金に充当しなければならない。

2 道府県が第七百三十九条の五第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。次条第一項第一号及び第三号において同じ。）の規定により当該道府県の個人の道府県民税（第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ。）に係る地方団体の徴収金と併せて徴収した個人の市町村民税（第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割に限る。以下この項において同じ。）に係る地方団体の徴収金又は市町村が第四十一条第一項の規定により当該市町村の個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金と併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金とみなして、それぞれ当該納税者又は特別徴収義務者の納付し、又は納入すべきこととなつた道府県又は市町村の地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 前二項の場合において、その地方団体の徴収金のうちに延滞金があるときは、その過誤納金は、まず延滞金の額の計算の基礎となる地方税に充当しなければならない。

4 前三項の規定による充当は、政令で定める充当をするに適用することとなつた時にさかのぼつてその効力を生ずる。

5 地方団体の長は、第一項から第三項までの規定による充当をしたときは、その旨を納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

（還付金等の充当等の特例）

第十七条の二の二 前条の規定並びに第七十二条の八十八第二項及び第三項、第七十三条の二第九項（第七十三条の二第七項及び第七十三条の二二十七の四第五項において準用する場合を

含む。)、第七十四條の十四第三項、第四百四十四條の三十第三項、第六百四十四條第七項(第六百四十五條第三項において準用する場合を含む。)、第六百三十四條第六項(第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。)、第四百五十八條第七項(第四百五十九條第三項において準用する場合を含む。)、第四百七十七條第三項、第六百一十條第八項(第六百一十二條第二項、第六百三十三條第四項、第六百三十三條の二第六項、第六百三十三條の二第二項及び第六百二十九條第八項において準用する場合を含む。)、第七百六十六條の二第二項並びに第七百六十八條の十第二項ただし書の規定(これらの規定中充當に係る部分に限る。)、その他政令で定める規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金又は過誤納金(以下この条において「還付金等」という。)については、適用しない。

一 道府県が第七百三十九條の五第一項又は第二項の規定により併せて徴収した個人の道府県民税(第二十四條第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十條の二の規定により課する所得割を除く。次号から第四号までにおいて同じ。)に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税(第二百九十四條第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八條の規定により課する所得割を除く。次号から第四号までにおいて同じ。)に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金(森林環境税及び森林環境税と税に関する法律(平成三十一年法律第三号)第二條第五号に規定する森林環境税に係る徴収金をいう。次号から第四号までにおいて同じ。)に係る過誤納金(以下この号及び次項において「道府県徴収金関係過誤納金」という。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該道府県に係る地方団体の徴収金がある場合における当該道府県徴収金関係過誤納金

二 市町村が徴収した個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一條第一項の規定によりこれと併せて徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境税と税に関する法律第七條第一項の規定によりこれらと併せて徴収した森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金(以下この号及び第三項において「市町村徴収金関係過誤納金」という。)の還付を受けるべき者に

つき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村に係る地方団体の徴収金がある場合における当該市町村地方団体の徴収金に係る

三 道府県が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等(第一号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該道府県が第七百三十九條の五第一項又は第二項の規定により併せて徴収すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金(次項及び第四項において「道府県未納徴収金」という。)がある場合における当該還付金等

四 市町村が徴収した地方団体の徴収金に係る還付金等(第二号に該当するものを除く。)の還付を受けるべき者につき納付し、又は納入すべきこととなつた当該市町村が徴収すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十一條第一項の規定によりこれと併せて徴収すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境税と税に関する法律第七條第一項の規定によりこれらと併せて徴収すべき森林環境税に係る徴収金(第三項及び第五項において「市町村未納徴収金」という。)がある場合における当該還付金等

二 前項第一号に規定する場合には、道府県徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき道府県知事に対し、当該道府県徴収金関係過誤納金(道府県未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなつて他の当該道府県の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により道府県未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなつて他の当該道府県の地方団体の徴収金を納付し、又は納入すること

三 第一項第二号に規定する場合には、市町村徴収金関係過誤納金の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき市町村長に対し、当該市町村徴収金関係過誤納金(市町村未納徴収金に係る金額又は納付し、若しくは納入すべきこととなつて他の当該市町村の地方団体の徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により市町村未納徴収金又は納付し、若しくは納入すべきこととなつて他の当該市町村の

地方団体の徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

四 第一項第三号に規定する場合には、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき道府県知事に対し、当該還付金等(道府県未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により道府県未納徴収金を納付し、又は納入すること

五 第一項第四号に規定する場合には、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき市町村長に対し、当該還付金等(市町村未納徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。)により市町村未納徴収金を納付し、又は納入すること

六 第二項から前項までの規定が適用される場合には、これらの規定による委託納付又は委託納入をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付又は委託納入に相当する額の還付及び納付又は納入があつたものとみなす。

七 第二項から第五項までの規定が適用される場合には、これらの規定による納付又は納入をした道府県知事又は市町村長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならない。

(地方税の予納額の還付の特例)

第十七條の三 納税者又は特別徴収義務者は、その申出により次に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入した金額があるときは、その還付を請求することができない。

一 納付し、又は納入すべき額が確定しているが、その納期が到来していない地方団体の徴収金

二 最近において納付し、又は納入すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金

二 前項各号に掲げる地方団体の徴収金として納付し、又は納入された地方団体の徴収金の全部又は一部につき、法律又は条例の改正その他の理由によりその納付又は納入の必要がないこととなつたときは、その時において過誤納金が付され、又は納入されたものとみなして、前三條の規定を適用する。

(還付加算金)

第十七條の四 地方団体の長は、過誤納金を第十條又は第十七條の二第一項から第三項までの規定により還付し、又は充當する場合に、次

の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に定める日の翌日から地方団体の長が還付のための支出を決定した日又は充當をした日(同日前に充當をするのに適することとなつた日)がある場合には、当該適することとなつた日)までの期間の日数に応じ、その金額に年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額(以下「還付加算金」という。)をその還付又は充當をすべき金額に加算しなければならない。

一 更正、決定若しくは賦課決定(普通徴収の方法によつて徴収する地方税の税額を確定する処分をいい、特別徴収の方法によつて徴収する個人の道府県民税及び市町村民税並びに国民健康保険税に係る特別徴収税額を確定する処分を含む。以下この章において同じ。)、第五十三條第三十三項若しくは第三十五項若しくは第三百二十一條の八第三十三項若しくは第三十五項の規定による申告書(法人税に係る更正又は決定により納付すべき法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額に係るものに限る。)、第七十二條の三十一第一項若しくは第二項の規定による申告書(収入割のみを申告納付すべき法人以外の法人が当該申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けた場合において、当該更正又は決定に係る法人税の課税標準を基礎として計算した事業税に係るものに限る。)、同条第三項の規定による修正申告書若しくは第七十二條の八十九第一項若しくは第三項の規定による申告書(消費税に係る更正又は決定により納付すべき消費税額を課税標準として算定した地方消費税の譲渡割額に係るものに限る。)の提出又は過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金(以下この章において「加算金」という。)の決定により、納付し、又は納入すべき額が確定した地方団体の徴収金(当該地方団体の徴収金に係る地方税に係る延滞金を含む。)に係る過誤納金(次号及び第三号に掲げるものを除く。)、当該過誤納金に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた日

二 更正の請求に基づく更正(当該請求に対する処分に係る審査請求又は訴えについての裁決又は判決を含む。)により、納付し、又は納入すべき額が減少した地方税(当該地方税に係る延滞金を含む。次号において同じ。)

に係る過納金 その更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過する日と当該更正があつた日の翌日から起算して一月を経過する日とのいずれか早い日

三 所得税の更正（更正又は決定により納付すべき税額が確定した所得税額につき行われた更正にあつては、更正の請求に基づくものに限る。以下この号及び第五項において同じ。）又は所得税の申告書（所得税法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書及び同項第三十九号に規定する修正申告書をいう。以下この号及び第五項において同じ。）の提出に基因してされた賦課決定により、納付し、又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金 当該賦課決定の基因となつた所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から起算して一月を経過する日又は所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して一月を経過する日

四 前三号に掲げる過納金以外の地方団体の徴収金に係る過納金、その過納金となつた日として政令で定める日の翌日から起算して一月を経過する日

二 前項の場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める期間を同項に規定する期間から控除しなければならない。

一 地方団体の長が過納金があることを納税者又は特別徴収義務者に通知した場合において、その通知を発した日から三十日を経過する日までにその過納金の還付を請求しないとき、その経過する日の翌日から還付の請求があつた日までの期間

二 過納金の返還請求権につき民事執行法の規定による差押命令又は差押処分が発せられたとき、その差押命令又は差押処分の送達を受けた日の翌日から一週間を経過した日までの期間

三 過納金の返還請求権につき仮差押えがされたとき、その仮差押えがされている期間

二以上の納期又は二回以上の分割納付若しくは分割納入に係る地方団体の徴収金につき過納金を生じた場合には、その過納金については、その過納金の額に相当する地方団体の徴収金に達するまで、納付又は納入の日の順序に従い最後に納付又は納入された金額から順次遡つて求めた金額からなるものとみなして、第一項の規定を適用する。

四 適法に納付され、又は納入された地方団体の徴収金が、その適法な納付又は納入に影響を及ぼすことなくその納付し、又は納入すべき額を変更する法律又は条例の規定に基づき過納金となつたときは、その過納金については、これを第一項第四号に掲げる過納金と、その過納金となつた日を同号に定める日とそれぞれみなして、同項の規定を適用する。

五 地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場合において、その課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消し消すべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づき、その地方税について更正（更正の請求に基づく更正を除く。）又は賦課決定（所得税の更正又は所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定を除く。）が行われたときは、その更正又は賦課決定により過納となつた金額に相当する地方団体の徴収金については、その更正又は賦課決定の日の翌日から起算して一月を経過する日（普通徴収の方法によつて徴収する地方税について、当該賦課決定前にこれらの理由に基づき納付すべき税額が過納となる旨の申出があつた場合には、当該一月を経過する日と当該申出のあつた日の翌日から起算して三月を経過する日とのいずれか早い日）を第一項各号に定める日とみなして、同項の規定を適用する。

六 第一項の規定により、個人の市町村民税（第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。以下この項において同じ。）、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税（第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定による所得割を除く。以下この項において同じ。）及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税に係る還付加算金の計算をする場合には、個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税に係る過納金の合算額により行うものとする。

第十一節 更正、決定等の期間制限及び消滅時効

第一款 更正、決定等の期間制限

（更正、決定等の期間制限）

第十七条の五 更正又は決定は、法定納期限（随時に課する地方税については、その地方税を課

することができるとなつた日。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。加算金の決定をすることができる期間についても、また同様とする。

二 前項の規定により更正をすることができないこととなる日前六月以内にされた第二十条の九の第三項の規定による更正の請求に係る更正は、前項の規定にかかわらず、当該更正の請求があつた日から六月を経過する日まで、することができ。当該更正に伴う加算金の決定をすることができ。期間についても、同様とする。

三 賦課決定は、法定納期限の翌日から起算して三年を経過した日以後においては、することができない。

四 地方税の課税標準又は税額を減少させる賦課決定は、前項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過する日まですることができない。

五 不動産取得税、固定資産税又は都市計画税に係る賦課決定は、前二項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して五年を経過した日以後においては、することができない。

六 第一項の規定により、決定をすることができないこととなる日前三月以内にされた申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出に伴つて行われることとなる不申告加算金（第七十一条の十四第六項、第七十一条の三十五第七項、第七十一条の五十五第七項、第七十二条の四十六第六項（第一号に係る部分に限る。）、第七十二条の二十三第六項、第九十条第六項、第四百四十四条の四十七第六項、第四百七十一条第六項、第二百七十八条第六項、第三百二十八条の十一第六項、第四百六十三条の三第六項、第四百八十三条第六項、第五百三十三条第六項、第六百九条第六項、第六百八十八条第六項、第七百一条の十二第六項、第七百一条の六十一第六項、第七百二十一条第六項又は第七百三十三条の十八第七項の規定の適用があるものに限る。）についてする決定は、第一項の規定にかかわらず、当該申告書の提出があつた日から三月を経過する日まで、することができない。

七 偽りその他不正の行為により、その全部若しくは一部の税額を免れ、若しくはその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税についての更正、決定若しくは賦課決定又は当該地方税に係る加算金の決定は、前各項の規定にかかわらず、法定納期限の翌日から起算して七年を経過する日まですることができない。

（更正、決定等の期間制限の特例）

第十七条の六 更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定で次の各号に掲げるものは、当該各号に定める期間の満了する日が、前条の規定により更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができ。期間の満了する日後に到来するときは、同条の規定にかかわらず、当該各号に定める期間においても、することができない。

一 更正、決定若しくは賦課決定に係る審査請求についての裁決（第五十九条第二項、第七十二条の五十四第五項若しくは第三百二十一条の十五第二項の規定による決定又は同条第七項の規定による裁決を含む。）又は更正、決定若しくは賦課決定に係る訴えについての判決（以下この号において「裁決等」という。）による原処分の異動に伴つて課税標準又は税額に異動を生ずべき地方税（当該裁決等に係る地方税の属する税目に属するものに限る。）で当該裁決等を受けた者に係るものについて、更正、決定若しくは賦課決定又は当該更正若しくは決定に伴う当該地方税に係る加算金の決定、当該裁決等があつた日の翌日から起算して六月間

二 第八条第一項（第八条の四第二項において準用する場合を含む。）又は第八条の第二項（第八条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による申出に係る決定、裁決又は判決に基づいてする更正、決定又は賦課決定、当該決定、裁決又は判決があつた日の翌日から起算して六月間

三 地方税につきその課税標準の計算の基礎となつた事実のうちに含まれていた無効な行為により生じた経済的成果がその行為の無効であることに基因して失われたこと、当該事実のうちに含まれていた取り消し消すべき行為が取り消されたことその他これらに準ずる政令で定める理由に基づいてする更正若しくは賦課決定（その地方税の課税標準又は税額を減少させるものに限る。）又は当該更正に伴う当該地方税に係る加算金の決定、当該理由が生じた日の翌日から起算して三年間

四 第二十条の九の第三項の規定による更正の請求をすることができ。期限については第二十条の五第二項又は第二十条の五の二第一項

若しくは第二項の規定の適用がある場合における当該更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う加算金の決定 当該更正の請求があつた日の翌日から起算して六月間

前項第一号に規定する当該裁決等を受けた者

には、当該受けた者が分割等（分割、現物出資、法人税法第二十二号の五の二に規定する現物分配又は同法第六十一号の十一第一項の規定の適用を受ける同項に規定する譲渡損益調整資産の譲渡をいう。以下この項において同じ。）に係る分割法人等（同法第二十二号の二に規定する分割法人、同法第二十二号の四に規定する現物出資法人、同法第二十二号の五の二に規定する現物分配法人又は同法第六十一号の十一第一項に規定する譲渡損益調整資産を譲渡した法人をいう。以下この項において同じ。）である場合には当該分割等に係る分割承継法人等（同法第二十二号の三に規定する分割承継法人、同法第二十二号の五に規定する被現物出資法人、同法第二十二号の五の三に規定する被現物分配法人又は同法第六十一号の十一第二項に規定する譲渡法人をいう。以下この項において同じ。）を含むものとし、当該受けた者が分割等に係る分割承継法人等である場合には当該分割等に係る分割法人等を含むものとし、当該受けた者が同法第二十二号の七の二に規定する通算法人（以下この項において「通算法人」という。）である場合には他の通算法人を含むものとする。

一 所得税、法人税又は消費税について更正（国税通則法第七十号第二項に規定する更正で同条第一項第一号に定める期限から五年を経過した日以後に行われるものを除く。）又は決定があつた場合 当該更正又は決定の通知が発せられた日

二 所得税、法人税又は消費税に係る期限後申告書（所得税法第百二十号第一項に規定する所得税の額の合計額が配当控除の額を超えるときで、同項に規定する控除しきれなかつた外国税額控除の額、控除しきれなかつた源泉徴収税額又は控除しきれなかつた予納税額がある場合において同法第百二十二号第一項、第百二十五号第二項又は第百二十七号第二項の規定により提出する申告書を含む。）又は修正申告書の提出があつた場合 当該提出があつた日

三 所得税、法人税又は消費税に係る不服申立て又は訴えについての決定、裁決又は判決（以下この号において「裁決等」という。）があつた場合（当該裁決等に基づいて当該所得税、法人税又は消費税について更正又は決定があつた場合を除く。） 当該裁決等があつた日

第二款 消滅時効

第十八条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする（地方税の消滅時効）

地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 第十七条の五第二項又は前条第一項第一号、第二号若しくは第四号若しくは同条第三項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第十七条の五第二項の更正若しくは決定があつた日又は前条第一項第一号の裁決等があつた日、同項第二号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第四号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第三項各号に定める日

二 第十七条の五第六項の規定の適用がある不申告加算金 同項の決定があつた日

三 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、この款に別段の定めがあるものを除き、民法の規定を準用する。（時効の完成猶予及び更新）

第十八条の二 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金については、当該各号に定める期間は完成せず、その期間を経過した時から新たにその進行を始める。

一 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間

二 督促 督促又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して十日を経過した日（同日前に第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じた場合において、差押えがされた場合には、そのされた日）までの期間

三 交付要求 その交付要求がされている期間（この法律においてその例によるものとされる国税徴収法第八十二号第二項の規定による通知がされていない期間があるときは、その期間を除く。）

2 前項第三号に掲げる交付要求に係る強制換領手続が取り消された場合においても、同項の規定による時効の完成猶予及び更新は、その効力を妨げられない。

3 地方税の徴収権で、偽りその他不正の行為によりその全部若しくは一部の税額を免れ、又はその全部若しくは一部の税額の還付を受けた地方税（当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。以下この項において同じ。）に係るものの時効は、当該地方税の前条第一項に規定する法定納期限の翌日から起算して二年間は、進行しない。ただし、当該法定納期限の翌日から同日以後二年を経過する日までの期間内に次の各号に掲げる処分又は行為があつた場合においては、当該各号に掲げる処分又は行為の区分に応じ当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該各号に定める日の翌日から、当該法定納期限までに当該処分又は行為があつた場合においては当該処分又は行為に係る部分の地方税ごとに当該法定納期限の翌日から進行する。

一 納付又は納入に関する告知（延滞金及び加算金に係るものを除く。） 当該告知に係る文書が発せられた日

二 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書の提出 当該申告書が提出された日

4 地方税の徴収権の時効は、徴収の猶予、職権による換領の猶予又は申請による換領の猶予に係る部分の地方団体の徴収金につき、その猶予がされている期間内は、進行しない。

5 地方税についての地方税の徴収権の時効が完成せず、又は新たにその進行を始めるときは、その完成せず、又は新たにその進行を始める部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権の時効は、完成せず、又は新たにその進行を始める。

6 地方税が納付されたときは、その納付された部分の地方税に係る延滞金についての地方税の徴収権の時効は、その納付の時から新たに進行を始める。

第十八条の三 地方団体の徴収金の過誤納により生ずる地方団体の請求権及びこの法律の規定による還付金に係る地方団体の請求権（以下第二十条の九において「還付金に係る債権」という。）は、その請求をすることができるときから五年を経過したときは、時効により消滅する。

2 第十八条第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第十二節 行政手続法との関係

第十八条の四 行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三条又は第四条第一項に定めるもののほか、地方税に関する法令の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、同法第二章（第八章を除く。）及び第三章（第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

2 行政手続法第三条、第四条第一項又は第三十五号第四項に定めるもののほか、地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同法第二号第六号に規定する行政指導をいう。）については、同法第三十五号第三項及び第三十六号の規定は、適用しない。

第十三節 不服審査及び訴訟

第一款 不服審査

第十九条 行政不服審査法との関係

掲げる処分についての審査請求については、この款その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の定めるところによる。

一 更正若しくは決定（第五号に掲げるものを除く。）又は賦課決定

二 督促又は滞納処分

三 第五十八条第一項、第二項、第三項若しくは第五項又は第三百二十一条の十四第一項、第二項、第三項若しくは第五項の規定による分割の基準となる従業者数の修正又は決定

四 第五十九条第二項又は第三百二十一条の十五第二項若しくは第七項の規定による分割の基準となる従業者数についての決定又は裁決

五 第七十二条の四十八の二第一項の規定による課税標準額の総額の更正若しくは決定又は同条第三項の規定による分割基準の修正若しくは決定

六 第七十二条の五十四第一項の規定による課税標準とすべき所得の総額の決定又は同条第三項前段の規定による課税標準とすべき所得の決定

七 第七十二条の五十四第五項の規定による課税標準とすべき所得についての決定

八 第三百八十九条第一項、第四百七十七条第二項又は第七百四十三条第一項若しくは第二項の規定による価格等の決定若しくは配分又はこれらの修正

九 前各号に掲げるもののほか、地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する処分で総務省令で定めるもの

（徴税吏員がした処分）

第十九条の二 審査請求に関しては、第三条の二に規定する支庁、地方事務所、市の区の事務所、市の総合区の事務所又は税務に関する事務所に所属する徴税吏員がした処分はその者の所属する支庁等の長がした処分と、その他の徴税吏員がした処分はその者の所属する地方団体の長がした処分とみなす。

第十九条の三 削除

（審査請求期間の特例）

第十九条の四 滞納処分について、次の各号に掲げる処分に関し欠陥があること（第一号に掲げる処分については、これに関する通知が到達しないことを含む。）を理由とする審査請求は、当該各号に規定する日又は期限後は、することができない。

一 督促 差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあったことを知った日）の翌日から起算して三月を経過した日

二 不動産等（国税徴収法第百四条の二第一項に規定する不動産等をいう。次号において同じ。）についての差押え その公売期日等（国税徴収法第百十一条に規定する公売期日等をいう）

三 不動産等についての公告（国税徴収法第百七十一条第一項第三号に掲げる公告をいう。）から売却決定までの処分 換価財産の買受代金の納付の期限

四 換価代金等の配当 換価代金等の交付期日

（審査請求の理由の制限）

第十九条の五 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分に基づいてされた更正、決定又は賦課決定についての審査請求においては、同条第三号から第八号までに掲げる処分についての不服を当該更正、決定又は賦課決定についての不服の理由とすることができない。

（審査請求があつた場合等の通知）

第十九条の六 第十九条第三号から第八号までに掲げる処分についての審査請求があつた場合においては、その審査請求に対する裁決の権限を有する者は、関係地方団体の長に対し、審査請求があつた旨その他必要な事項を通知しなければならない。この場合においては、審査請求があつた旨その他必要な事項を官報に登載することによつて、当該通知に代えることができる。

2 前項の規定は、同項に規定する審査請求に対する裁決の権限を有する者が当該審査請求に対する裁決をした場合に準用する。

（審査請求と地方団体の徴収金の賦課徴収との関係）

第十九条の七 審査請求は、その目的となつた処分に係る地方団体の徴収金の賦課又は徴収の続行を妨げない。ただし、その地方団体の徴収金の徴収のために差し押さえた財産（国税徴収法第八十九条の二第四項に規定する特定参加差押不動産を含む。）の滞納処分（その例による処分を含む。次項において同じ。）による換価は、その財産の価額が著しく減少するおそれがあるとき、又は審査請求をした者から別段の申出があるときを除き、その審査請求に対する裁決があるまで、することができない。

2 審査請求の目的となつた処分に係る地方団体の徴収金について徴収の権限を有する地方団体の長は、審査請求をした者が第十六条第一項各号に掲げる担保を提供して、その地方団体の徴収金につき、滞納処分による差押えをしないこ

と又は既にされている滞納処分による差押えを解除することを求めた場合において、相当と認めるときは、その差押えをせず、又はその差押えを解除することができる。

3 第十一條 第十六条第三項及び第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

（差押財産等の搬出の制限）

第十九条の八 国税徴収法第五十八条第二項の規定の例による引渡し命令を受けた第三者が、その命令に係る財産が滞納者の所有に属していないことを理由として、その命令につき審査請求をしたときは、その審査請求の係属する間は、当該財産の搬出をすることができない。

第十九条の九 削除

（不動産等の売却決定等の取消しの制限）

第十九条の十 第十九条の四第三号に掲げる処分に欠陥があることを理由として滞納処分についての審査請求があつた場合において、その処分は違法ではあるが、次に掲げる場合に該当するときは、地方団体の長は、その審査請求を棄却することができる。

一 その審査請求に係る処分に続いて行われるべき処分（以下この号において「後行処分」という。）が既に行われている場合において、その審査請求に係る処分の違法が軽微なものであり、その後行処分に影響を及ぼせることが適当でないと認められるとき。

二 換価した財産が公共の用に供されている場合その他審査請求に係る処分を取り消すことにより公の利益に著しい障害を生ずる場合で、その審査請求をした者の受ける損害の程度、その損害の賠償の程度及び方法その他一切の事情を考慮してもなおその処分を取り消すことが公共の福祉に適合しないと認められるとき。

2 前項の規定による審査請求の棄却の裁決には、処分が違法であること及び審査請求を棄却する理由を明示しなければならない。

3 第一項の規定は、地方団体に對する損害賠償の請求を妨げない。

第二款 訴訟

（行政事件訴訟法との関係）

第十九条の十一 第十九条に規定する処分に関する訴訟については、本款その他この法律に特別の定めがあるものを除くほか、行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）その他の一

般の行政事件訴訟に関する法律の定めるところによる。

（審査請求と訴訟との関係）

第十九条の十二 第十九条に規定する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（滞納処分に関する出訴期間の特例）

第十九条の十三 第十九条の四の規定は、行政事件訴訟法第八條第二項第二号又は第三号の規定による訴えの提起について準用する。

（原告が行うべき証拠の申出）

第十九条の十四 第十九条第一号、第三号、第五号若しくは第六号に掲げる処分又は加算金の決定に係る行政事件訴訟法第三條第二項に規定する処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につきその処分の基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者である地方団体がその処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくその異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を証明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由によりその主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができなかったことを証明したときは、この限りでない。

2 前項の訴えを提起した者が同項の規定に違反して行つた主張又は証拠の申出は、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百五十七條第一項の規定の適用に関しては、同項に規定する時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法とみなす。

第十四節 雑則

（書類の送達）

第二十条 地方団体の徴収金の賦課徴収又は還付に関する書類は、郵便若しくは信書便による送達又は交付送達により、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所又は事業所に送達する。ただし、納税管理人があるときは、地方団体の徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）又は還付に関する書類については、その住所、居所、事務所又は事業所に送達する。

2 交付送達は、地方団体の職員が、前項の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行ふ。ただし、そ

の者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

3 次の各号に掲げる場合には、交付送達は、前項の規定による交付に代え、当該各号に掲げる行為により行うことができる。

一 送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合 その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあるものに書類を交付すること。

二 書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいらない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受取を拒んだ場合 送達すべき場所に書類を差し置くこと。

4 通常の取扱いによる郵便又は信書便により第一項に規定する書類を送達した場合には、この法律に特別の定めがある場合を除き、その郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第三項に規定する信書便物（第二十条の五の三及び第二十二條の五において「信書便物」という。）は、通常到達すべきであつた時に送達があつたものと推定する。

5 地方団体の長は、前項に規定する場合には、その書類の名称、その送達を受けるべき者の氏名、宛先及び発送の年月日を確認するに足りる記録を作成しておかなければならない。

（公示送達）

第二十条の二 地方団体の長は、前条の規定により送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所及び事業所が明らかでない場合又は外国においてすべき送達につき困難な事情があると認められる場合には、その送達に代えて公示送達をすることができる。

2 公示送達は、地方団体の長が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨を地方団体の掲示場に掲示して行う。

3 前項の場合において、掲示を始めた日から起算して七日を経過したときは、書類の送達があつたものとみなす。

（市町村が行う道府県税の賦課徴収）

第二十条の三 道府県は、道府県税（個人の道府県民税を除く。以下本条において同じ。）の賦課徴収に関する事務を市町村に処理させてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合においては、市町村が処理することとすることができる。

一 道府県税の納税義務者又は特別徴収義務者の住所、居所、家屋敷、事務所、事業所又は財産が当該道府県の徴税吏員による賦課徴収を著しく困難とする地域に在ること。

二 市町村が道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を処理することに同意したこと。

2 道府県は、前項ただし書の規定によつて道府県税の賦課徴収に関する事務の一部を市町村が処理することとした場合においては、当該市町村においてその事務を行うために要する費用を補償しなければならない。

3 前項の補償は、市町村の請求があつた日から、遅くとも、三十日以内にしなければならない。

（他の地方団体への徴収の嘱託）

第二十条の四 地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者が当該地方団体外に住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所を有し、又はその者の財産が当該地方団体外に在る場合においては、当該地方団体は、その者の住所、居所、家屋敷、事務所若しくは事業所又はその者の財産の所在地の地方団体にその徴収を嘱託することができる。

2 前項の場合における徴収は、嘱託を受けた地方団体における徴収の例による。

3 第一項の規定によつて徴収を嘱託した場合においては、嘱託に係る事務及び送金に要する費用は、嘱託を受けた地方団体の負担とし、嘱託に係る事務に伴う督促手数料及び滞納処分費は、嘱託を受けた地方団体の収入とする。

（課税標準額、税額等の端数計算）

第二十条の五 道府県税の課税標準額を計算する場合において、その額が千円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税については、この限りでない。

2 延滞金又は加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

3 地方税の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。ただし、政令で定める地方税の確定金額については、その額に一円未満の端数があるとき、又は

その全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

4 滞納処分費の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

5 延滞金又は加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

6 地方税の確定金額を、二以上の納期限を定め、一定の金額に分割して納付し、又は納入することとされている場合において、その納期限ごとの分割金額に千円未満の端数があるときは、又はその分割金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を、すべて最初の納期限に係る分割金額に合算するものとする。

7 第二項及び第五項の規定は、還付加算金について準用する。この場合において、第二項中「税額」とあるのは、「過誤納金又はこの法律の規定による還付金の額」と読み替えるものとする。

8 第二項、第三項（地方税の確定金額の全額が百円未満であるときにおいて、その全額を切り捨てる部分に限る。）及び前三項の規定の適用については、個人の市町村民税、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて徴収する個人の道府県民税及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七条第一項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税又は固定資産税及び第七十二条の八第一項の規定によりこれと併せて徴収する都市計画税については、それぞれ一の地方税とみなす。この場合において、特別徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税に対する第六項の規定の適用については、同項中「千円」とあるのは、「百円」とする。

9 特別徴収の方法によつて徴収する国民健康保険税については、第六項中「千円」とあるのは、「百円」とする。

（期間の計算及び期限の特例）
第二十条の五 この法律又はこれに基づく条例に定める期間の計算については、民法第三百三十九条から第四百一条まで及び第四百四十三条に定めるところによる。

2 この法律又はこれに基づく条例の規定により定められている期限（政令で定める期限を除く。）が民法第四百二十二条に規定する休日その他政令で定める日に該当するときは、この法律又は当該条例の規定にかかわらず、これらの日の翌日をその期限とみなす。

（災害等による期限の延長）

第二十条の五の二 地方団体の長は、災害その他やむを得ない理由により、この法律又はこれに基づく条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、次項の規定の適用がある場合を除き、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該期限を延長することができる。

2 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）又は特定徴収金手続用電子情報処理組織（第七百九十条の二に規定する特定徴収金手続用電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）の故障その他やむを得ない理由により、前項に規定する期限までに同項に規定する行為をすべき者であつて、当該期限までに当該行為のうち、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（次項において「機構」という。）を経由して行う同号イに掲げる通知又は特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行う特定徴収金（第七百四十七条の六第二項に規定する特定徴収金をいう。）の納付若しくは納入の全部又は一部を行うことができないと認める者が多数に上ると認めるとき（当該通知が第五十三条第六十五項、第七十二条の三十二第二項、第七十二条の八十九の二第二項又は第三百二十一條の八第六十二項の申告である場合には、それぞれ第五十三條第七十九項、第七十二条の三十二の二第二項、第七十二条の八十九の三第三十一項又は第三百二十一條の八第七十六項の規定による指定を行うことにより、これらの申告を円滑に行うことができると認めるときを除く。）は、対象となる行為、対象者の範囲及び期日を指定して当該期限を延長することができる。この場合において、延長後の期限は、

当該理由がなくなつた日から二月を超えてはならない。

3 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、地方団体の長及び機構に通知しなければならない。

(郵送等に係る書類の提出時期の特例)

第二十條の五の三 この法律又はこれに基づく条例の規定により一定の期限までになすべきものとされている申告、徴収の猶予若しくは申請による換価の猶予の申請又は更正の請求に関する書類その他総務省令で定める書類が郵便又は信書便により提出されたときは、その郵便物又は信書便物の通信日付印により表示された日(その表示がないときは、又はその表示が明らかでないときは、その郵便物又は信書便物について通常要する送付日数を基準としたときにその日に相当するものと認められる日)にその提出がされたものとみなす。

(口座振替に係る納期限の特例)

第二十條の五の四 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書が当該申告書の提出期限までに提出され、当該申告書の提出により納付し又は納入すべき額の確定した地方団体の徴収金で当該提出期限と同時に納期限の到来するものが、口座振替の方法により政令で定める日までに納付され又は納入された場合には、その納付又は納入の日が納期限後である場合においても、その納付又は納入は納期限においてされたものとみなして、延滞金に関する規定を適用する。

(第三者の納付又は納入及びその代位)

第二十條の六 地方団体の徴収金は、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができる。

2 地方団体の徴収金の納付若しくは納入について正当な利益を有する第三者又は納税者若しくは特別徴収義務者の同意を得た第三者が納税者又は特別徴収義務者に代つてこれを納付し、又は納入した場合において、その地方団体の徴収金を担保するため抵当権が設定されていたときは、これらの者は、その納付又は納入により、その抵当権につき地方団体に代位することができる。ただし、その抵当権が根抵当である場合において、その担保すべき元本の確定前に納付又は納入があつたときは、この限りでない。

3 前項の場合において、第三者が納税者又は特別徴収義務者の地方団体の徴収金の一部を納付

し、又は納入したときは、その残余の地方団体の徴収金は、同項の規定により代位した第三者の債権に先だつて徴収する。

(債権者の代位及び詐害行為の取消し)

第二十條の七 民法第三編第一章第二節第二款及び第三款の規定は、地方団体の徴収金の徴収について準用する。

(供託)

第二十條の八 民法第四百九十四条並びに第四百九十五条第一項及び第三項の規定は、この法律又はこれに基づく条例の規定により債権者、納税者、特別徴収義務者その他の者に金銭その他の物件を交付し、又は引き渡すべき場合について準用する。

(地方税に関する相殺)

第二十條の九 地方団体の徴収金と地方団体に對する債権で金銭の給付を目的とするものとは、法律の別段の規定によらなければ、相殺することができない。還付金に係る債権と地方団体に對する債務で金銭の給付を目的とするものについても、また同様とする。

(修正申告等の効力)

第二十條の九の二 修正申告は、すでに確定した納付すべき税額に係る部分の地方税についての納付義務に影響を及ぼさない。

2 すでに確定した納付し、又は納入すべき税額を増加させる更正は、すでに確定した納付し、又は納入すべき税額に係る部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

3 すでに確定した納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正は、その更正により減少した税額に係る部分以外の部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

4 更正又は決定を取り消す処分又は判決は、その処分又は判決により減少した税額に係る部分以外の部分の地方税についての納付又は納入の義務に影響を及ぼさない。

5 前三項の規定は、賦課決定又は加算金の決定について準用する。

(更正の請求)

第二十條の九の三 申告納付又は申告納入に係る地方税の申告書(以下この条において「申告書」という。)を提出した者は、当該申告書に記載した課税標準等若しくは税額等の計算が地方税に関する法令の規定に従つていなくかつたこと又は当該計算に誤りがあつたことにより、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申

告書に係る地方税の法定納期限から五年以内の限り、総務省令の定めるところにより、地方団体の長に對し、その申告に係る課税標準等又は税額等(当該課税標準等又は税額等)に關し更正があつた場合には、当該更正後の課税標準等又は税額等)につき更正をすべき旨の請求をすることができ。

一 当該申告書の提出により納付し、又は納入すべき税額(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過大であるとき。

二 当該申告書に記載した欠損金額等(当該金額等)に關し更正があつた場合には、当該更正後の金額等)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に關し更正があつた場合には、当該更正に係る通知書)に欠損金額等の記載がなかつたとき。

三 当該申告書に記載したこの法律の規定による還付金の額に相當する税額(当該税額に關し更正があつた場合には、当該更正後の税額)が過少であるとき、又は当該申告書(当該申告書に關し更正があつた場合には、当該更正に係る通知書)に當該還付金の額に相當する税額の記載がなかつたとき。

2

申告書を提出した者又は申告書に記載すべき課税標準等若しくは税額等につき決定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合(申告書を提出した者については、当該各号に掲げる期間の満了する日が前項に規定する期間の満了する日後に到来する場合に限る。)には、同項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる期間において、その該当することを理由として同項の規定による更正の請求(第七十二条の四十八の二第五項及び第七十二条の五十第三項を除き、以下「更正の請求」という。)をすることができ。

一 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算の基礎となつた事実に関する訴えについての判決(判決と同一の効力を有する和解その他の行為を含む。)により、その事実が当該計算の基礎としたところと異なることが確定したとき。その確定した日の翌日から起算して二月以内

二 その申告、更正又は決定に係る課税標準等又は税額等の計算に當たつてその申告をし、又は決定を受けた者に帰属するものとされてゐた所得その他課税物件が他の者に帰属するものとする当該他の者に係る地方税の更正、決定又は賦課決定があつたとき。当該更正、決定又は賦課決定があつた日の翌日から起算して二月以内

三 その他当該地方税の法定納期限後に生じた前二号に類する政令で定めるやむを得ない理由があるとき。当該理由が生じた日の翌日から起算して二月以内

更正の請求をしようとする者は、その請求に係る更正後の課税標準等又は税額等、その更正の請求をする理由、当該請求をするに至つた事情の詳細、当該請求に係る更正前の納付し、又は納入すべき税額及び申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相當する税額その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を地方団体の長に提出しなければならない。

4 地方団体の長は、更正の請求があつた場合には、その請求に係る課税標準等又は税額等につき調査して、更正をし、又は更正をすべき理由がない旨をその請求をした者に通知しなければならない。

5 更正の請求があつた場合においても、地方団体の長は、その請求に係る地方税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予しない。ただし、地方団体の長において相当の理由があると認めるときは、当該地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

6 第一項から第四項までに規定する課税標準等とは、課税標準(この法律又はこれに基づく条例に課税標準額又は課税標準となる数量の定めがある地方税については、課税標準額又は課税標準となる数量)及びこれから控除する金額並びに欠損金額等(この法律若しくはこれに基づく政令の規定により当該事業年度の事業年度の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割の課税標準となる法人税額の計算上順次繰り越して控除することができる第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項に規定する控除対象通算調整額、第五十三条第九項若しくは第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象合併等前欠損調整額、第五十三条第十四項若しくは第三百二十一条の八第十四項に規定する控除対象通算調整所得調整額、第五十三条第二十項若しくは第三百二十一条の八第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額、第五十三条第二十三項第一号若しくは第三百二十一条の八第二十三項第一号に規定する内国法人の

控除対象還付法人税額、第五十三條第二十三項第二号若しくは第三百二十一條の八第二十三項第二号に規定する外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額、第五十三條第二十三項第三号若しくは第三百二十一條の八第二十三項第三号に規定する外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは第五十三條第二十七項若しくは第三百二十一條の八第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額又はこの法律若しくはこれに基づく政令の規定により当該事業年度後の事業年度分の法人の行う事業に対して課する事業税の所得割の課税標準となる所得の計算上順次繰り越して控除することができる欠損金額をいう。）をいい、これらの項に規定する税額等とは、納付し、又は納入すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額をいう。

（一部納付又は納入があつた場合の延滞金の額の計算等）

第二十條の九の四 この法律の規定により延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる地方税の一部が納付され、又は納入されているときは、その納付又は納入の日の翌日から後の期間に係る延滞金の額の計算の基礎となる税額は、その納付され、又は納入された税額を控除した金額とする。

2 この法律の規定により納税者又は特別徴収義務者が延滞金をその額の計算の基礎となる地方税に加算して納付し、又は納入すべき場合において、納税者又は特別徴収義務者が納付し、又は納入した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる地方税の額に達するまでは、その納付し、又は納入した金額は、まずその計算の基礎となる地方税に充てられたものとする。

第二十條の九の五 第二十條の五の二第一項又は第二項の規定により地方税の納付又は納入に関する期限を延長した場合には、その地方税に係る延滞金のうちその延長をした期間に対応する部分の金額は、免除する。

2 地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、その地方税に係る延滞金（第十五條の九の規定による免除に係る部分を除く。）につき、当該各号に定める期間に対応する部分の金額を限度として、免除することができる。

一 第十六條の二第三項の規定による有価証券の取立て及び地方団体の徴収金の納付又は納入の再委託を受けた金融機関が当該有価証券の取立てをするべき日後に当該地方団体の徴収金に係る地方税の納付又は納入をした場合（同日後にその納付又は納入があつたことにつき納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）同日の翌日からその納付又は納入があつた日までの期間

二 納税貯蓄組合法（昭和二十六年法律第百四十五号）第六條第一項の規定による地方税の納付又は納入の委託を受けた同法第二條第二項に規定する指定金融機関（地方税の収納を受けることができるものを除く。）がその委託を受けた日後に当該地方税の納付又は納入をした場合（同日後にその納付又は納入があつたことにつき納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がある場合を除く。）同日の翌日からその納付又は納入があつた日までの期間

三 前二號のいずれかに該当する事実に類する事実が生じた場合で政令で定める場合 政令で定める期間

（納税証明書の交付）

第二十條の十 地方団体の長は、地方団体の徴収金と競合する債権に係る担保権の設定その他の目的で、地方団体の徴収金の納付又は納入すべき額その他地方団体の徴収金に関する事項（この法律又はこれに基づく政令の規定により地方団体の徴収金に関して地方団体が備えなければならない帳簿に登録された事項を含む。）のうち政令で定めるものについての証明書の交付を請求する者があるときは、その者に関するもの（事業者等への協力要請）

第二十條の十一 徴税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、事業者（特別の法律により設立された法人を含む。）又は官公署に、当該調査に関し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

（預貯金者等情報の管理）

第二十條の十一の二 金融機関等（預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二條第一項各号に掲げる者及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第二條第一項

項に規定する農水産業協同組合をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、預貯金者等情報（預貯金者等（預金保険法第二條第三項に規定する預金者等及び農水産業協同組合貯金保険法第二條第三項に規定する貯金者等をいう。以下この条において同じ。）の氏名（法人にあつては、名称。次条及び第二十條の十一の四において同じ。）及び住所又は居所（法人にあつては、事務所又は事業所の所在地。次条及び第二十條の十一の四において同じ。）その他預貯金等（預金保険法第二條第二項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法第二條第二項に規定する貯金等）をいう。）を当該金融機関等が保有する預貯金者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二條第五項に規定する個人番号をいう。次条及び第二十條の十一の四において同じ。）（法人にあつては、法人番号（同法第二條第十五項に規定する法人番号をいう。次条及び第二十條の十一の四において同じ。））により検索することができる状態）で管理しなければならない。

（口座管理機関の加入者情報の管理）

第二十條の十一の三 口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二條第四項に規定する口座管理機関（同法第四十四條第一項第十三号に掲げる者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、加入者情報（当該口座管理機関の加入者（同法第二條第三項に規定する加入者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の氏名及び住所又は居所その他社債等（同法第二條第一項に規定する社債等をいう。次条において同じ。）の内容に関する事項であつて総務省令で定めるものをいう。）を当該口座管理機関が保有する当該加入者の個人番号により検索することができる状態で管理しなければならない。

（振替機関の加入者情報の管理）

第二十條の十一の四 振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第二條第二項に規定する振替機関をいう。以下この条において同じ。）は、政令で定めるところにより、加入者情報（当該振替機関が保有する当該加入者の個人番号により検索することができる状態で管理しなければならない。

及び住所又は居所その他株式等（社債等のうち総務省令で定めるものをいう。）の内容に関する事項であつて総務省令で定めるものをいう。）を当該振替機関が保有する当該加入者の個人番号により検索することができる状態で管理しなければならない。

（政令への委任）

第二十條の十二 第九條から前条まで及び第十六節に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行に関し必要な事項は、政令で定める。

（事務の区分）

第二十條の十三 この法律の規定により道府県が処理することとされている事務のうち、第三百八十八條第一項の規定により同項に規定する固定資産評価基準の細目を定める事務、第四百十九條第一項に規定する事務及び附則第七十條第二項後段に規定する事務は、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十五節 罰則

（不納せんに動に関する罪）

第二十一條 納税義務者又は特別徴収義務者がすべき課税標準額の申告（これらの申告の修正を含む。以下本条において「申告」と総称する。）をしないこと、虚偽の申告をすること、税金の徴収若しくは納付をしないこと、又は納入金の納入をしないことをせんとした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

2 申告をさせないため、虚偽の申告をさせるため、税金の徴収若しくは納付をさせないため、又は納入金の納入をさせないために、暴行又は脅迫を加えた者も、また、前項の懲役又は罰金に処する。

（秘密漏えいに関する罪）

第二十二條 地方税に関する調査（不服申立てに係る事件の審理のための調査及び地方税の犯則事件の調査を含む。）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合においては、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第二十二條の二 第二十條の九の第三項に規定する更正請求書に偽りの記載をして地方団体の長に提出したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第十六節 犯則事件の調査及び処分

第一款 犯則事件の調査

(質問、検査又は領置等)

第二十二條の三 当該徴税吏員（地方団体の長がその職務を定めて指定する徴税吏員をいう。以下この節において同じ。）は、地方税に關する犯則事件（第二十二條の七を除き、以下この款において「犯則事件」という。）を調査するため必要があるときは、犯則嫌疑者若しくは参考人（以下この項及び次条第一項において「犯則嫌疑者等」という。）に対して出頭を求め、犯則嫌疑者等に対して質問し、犯則嫌疑者等が所持し、若しくは置き去つた物件を検査し、又は犯則嫌疑者等が任意に提出し、若しくは置き去つた物件を領置することができる。

2 当該徴税吏員は、犯則事件の調査について、官公署又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

(臨検、搜索又は差押え等)

第二十二條の四 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、その所属する地方団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、臨検、犯則嫌疑者等の身体、物件若しくは住居その他の場所の搜索、証拠物若しくは没収すべき物件と史料するものの差押え又は記録命令付差押え（電磁的記録を保管する者その他電磁的記録を利用する権限を有する者に命じて必要な電磁的記録を記録媒体に記録させ、又は印刷させた上、当該記録媒体を差し押

さえることをいう。以下この節において同じ。）をすることができる。ただし、参考人の身体、物件又は住居その他の場所については、差し押さえるべき物件の存在を認めるに足りる状況のある場合に限り、搜索をすることができる。

2 当該徴税吏員は、差し押さえるべき物件が電子計算機であるときは、当該電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体であつて、当該電子計算機で作成若しくは変更をした電磁的記録又は当該電子計算機で変更若しくは消去をすることができるとされている電磁的記録を保管するため使用されていると認めるに足りる状況にあるものから、その電磁的記録を当該電子計算機又は他の記録媒体に複写した上、当該電子計算機又は当該他の記録媒体を差し押さえることができる。

3 当該徴税吏員は、前二項の場合において、急速を要するときは、臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は電磁的記録を記録させ、若しくは印刷させるべき者の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、前二項の処分をすることができる。

4 当該徴税吏員は、第一項又は前項の許可状（第二十二條の十九第四項及び第五項を除き、以下この款において「許可状」という。）を請求する場合には、犯則事件が存在すると認められる資料を提供しなければならない。

5 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の規定による請求があつた場合には、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名並びに臨検すべき物件若しくは場所、搜索すべき身体、物件若しくは場所、差し押さえるべき物件又は記録させ、若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ、若しくは印刷させるべき者並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手しない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を当該徴税吏員に交付しなければならない。

6 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続してある記録媒体であつて、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

7 当該徴税吏員は、許可状をその所属する地方団体の他の当該徴税吏員に交付して、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをさせることができる。

(通信事務を取り扱う者に対する差押え)

第二十二條の五 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に対して発した郵便物、信書郵便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

2 当該徴税吏員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書郵便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものについては、犯則事件に關係があると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受けて、これを差し押さえることができる。

3 当該徴税吏員は、前二項の規定による処分をした場合には、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知により犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

(通信履歴の電磁的記録の保全要請)

第二十二條の六 当該徴税吏員は、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者又は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面でも求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押え又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

2 当該徴税吏員は、前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

3 当該徴税吏員は、第一項の規定による求めを行う場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

に当該求めに関する事項を漏らさないよう求めることができる。

(現行犯事件の臨検、搜索又は差押え)

第二十二條の七 当該徴税吏員は、間接地方税（軽油引取税その他の政令で定める地方税をいう。以下この節において同じ。）に関する犯則事件について、現に犯則を行い、又は現に犯則を行ひ終わつた者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その犯則の現場において第二十二條の四第一項の臨検、搜索又は差押えをすることができる。

2 当該徴税吏員は、間接地方税に關する犯則事件について、現に犯則に供した物件若しくは犯則により得た物件を所持し、又は顯著な犯則の跡があつて犯則を行つてから間がないと明らかに認められる者がある場合において、その証拠となると認められるものを集取するため必要であつて、かつ、急速を要し、許可状の交付を受けることができないときは、その者の所持する物件に対して第二十二條の四第一項の臨検、搜索又は差押えをすることができる。

(電磁的記録に係る記録媒体の差押えに代わる処分)

第二十二條の八 当該徴税吏員は、差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

(臨検、搜索又は差押え等に際しての必要な処分)

第二十二條の九 当該徴税吏員は、臨検、搜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、錠をはずし、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

2 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件についても、することができる。

(処分を受ける者に対する協力要請)

第二十二條の十 当該徴税吏員は、臨検すべき物件又は差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、臨検又は搜索若しくは差し押えを受ける者に対し、電子計算機によるその他の必要な協力を求めることができる。

(許可状の提示)

第二十二條の十一 当該徴税吏員は、臨検、搜索、差し押え又は記録命令付差押えの許可状を、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

(身分の証明)

第二十二條の十二 当該徴税吏員は、この款の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差し押え又は記録命令付差押えをするときは、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(警察官の援助)

第二十二條の十三 当該徴税吏員は、臨検、搜索、差し押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

(所有者等の立会い)

第二十二條の十四 当該徴税吏員は、人の住居又は人の看守する邸宅若しくは建造物その他の場所での臨検、搜索、差し押え又は記録命令付差押えをするときは、その所有者若しくは管理者(これらの者の代表者、代理人その他これらの者に代わるべき者を含む。)又はこれらの者の使用人若しくは同居の親族で成年に達した者を立ち会わせなければならない。

2 当該徴税吏員は、前項の場合において、同項に規定する者を立ち会わせることができないときは、その隣人で成年に達した者又はその地の警察官若しくは地方公共団体(当該徴税吏員の所属する地方団体を除く。)の職員を立ち会わせなければならない。

3 当該徴税吏員は、第二十二條の七の規定により臨検、搜索又は差し押えをする場合において、急速を要するときは、前二項の規定によることを要しない。

4 当該徴税吏員は、女子の身体について搜索をするときは、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。

(領置目録等の作成等)

第二十二條の十五 当該徴税吏員は、領置、差し押え又は記録命令付差押えをしたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、所持者若しくは保管者(第二十二條の八の規定による処分を受けた者を含む。)又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

(領置物件等の処置)

第二十二條の十六 当該徴税吏員は、運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件を、その所有者又は所持者その他当該徴税吏員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

2 地方団体の長は、領置物件又は差押物件が腐敗し、若しくは変質したとき、又は腐敗若しくは変質のおそれがあるときは、政令で定めるところにより、公告した後これを公売に付し、その代金を供託することができる。

(領置物件等の還付等)

第二十二條の十七 当該徴税吏員は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

2 地方団体の長は、前項の領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について、その返還を受けるべき者の住所若しくは居所がわからないため、又はその他の事由によりこれを還付することができない場合には、その旨を公告しなければならない。

3 前項の公告に係る領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件について公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、これらの物件は、これらの物件を領置、差し押え又は記録命令付差押えをした当該徴税吏員の所属する地方団体に帰属する。

(移転した上で差し押さえた記録媒体の交付等)

第二十二條の十八 当該徴税吏員は、第二十二條の八の規定により電磁的記録を移転し、又は移転させた上差し押さえた記録媒体について留置の必要がなくなつた場合において、差し押えを受けた者と当該記録媒体の所有者、所持者又は保管者とが異なるときは、当該差し押えを受けた者に対し、当該記録媒体を交付し、又は当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

2 前条第二項の規定は、前項の規定による交付又は複写について準用する。

3 前項において準用する前条第二項の規定による公告の日から六月を経過しても第一項の規定による交付又は複写の請求がないときは、その交付をし、又は複写をさせることを要しない。

(鑑定等の嘱託)

第二十二條の十九 当該徴税吏員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、学識経験を有する者に領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託することができる。

2 前項の規定による鑑定の嘱託を受けた者(第四項及び第五項において「鑑定人」という。)は、前項の当該徴税吏員の所属する地方団体の事務所のある所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官の許可を受けて、当該鑑定に係る物件を破壊することができる。

3 前項の許可の請求は、当該徴税吏員がしなければならない。

4 地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官は、前項の請求があつた場合において、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名(法人については、名称)、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を当該徴税吏員に交付しなければならない。

5 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の許可状を示さなければならない。

(臨検、搜索又は差し押え等の夜間執行の制限)

第二十二條の二十 当該徴税吏員は、許可状に夜間でも執行することができる旨の記載がなければ、日没から日出までの間には、臨検、搜索、差し押え又は記録命令付差押えをしてはならない。ただし、第二十二條の七の規定により処分をする場合及び軽油引取税その他の政令で定める地方税について夜間でも公衆が出入りすることができるところでその公開した時間内にこれらの処分をする場合は、この限りでない。

2 当該徴税吏員は、必要があると認めるときは、日没前に開始した臨検、搜索、差し押え又は記録命令付差押えを、日没後まで継続することができる。

(処分中の出入りの禁止)

第二十二條の二十一 当該徴税吏員は、この款の規定により質問、検査、領置、臨検、搜索、差し押え又は記録命令付差押えをする間は、何人に対しても、許可を受けないでその場所に入出入りすることを禁止することができる。

(執行を中止する場合の処分)

第二十二條の二十二 当該徴税吏員は、臨検、搜索、差し押え又は記録命令付差押えの許可状の執行を中止する場合において、必要があるときは、執行が終了するまでその場所を閉鎖し、又は看守者を置くことができる。

(搜索証明書の交付)

第二十二條の二十三 当該徴税吏員は、搜索をした場合において、証拠物又は没収すべき物件がないときは、搜索を受けた者の請求により、その旨の証明書を交付しなければならない。

(調書の作成)

第二十二條の二十四 当該徴税吏員は、この款の規定により質問をしたときは、その調査を作成し、質問を受けた者に閲覧させ、又は読み聞かせて、誤りがないかどうかを問い、質問を受けた者が増減変更の申立てをしたときは、その陳述を調書に記載し、質問を受けた者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

2 当該徴税吏員は、この款の規定により検査又は領置をしたときは、その調査を作成し、これに署名押印しなければならない。

3 当該徴税吏員は、この款の規定により臨検、搜索、差し押え又は記録命令付差押えをしたときは、その調査を作成し、立会人に示し、立会人とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

(他の地方団体の長への調査の嘱託)

第二十二條の二十五 地方団体の長は、その地方団体の区域外において犯則事件の調査を必要とするときは、これをその地の地方団体の長に嘱託することができる。

第二款 犯則事件の処分

(間接地方税以外の地方税に関する犯則事件についての告発)

第二十二條の二十六 当該徴税吏員は、間接地方税以外の地方税に関する犯則事件の調査により犯則があると思料するときは、検察官に告発しなければならない。

(間接地方税に関する犯則事件についての報告等)

第二十二條の二十七 当該徴税吏員は、間接地方税に関する犯則事件の調査を終えたときは、その調査の結果をその所属する地方団体の長に報告しなければならない。ただし、次の各号のい

条の十二第四項及び第四十一条の二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第四百四十四条の二及び第四百四

三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く）、第四十二条の十一（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く）、第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く）、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く）、第四十二条の十二、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項から第九項まで及び第十二項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(1) 法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2) 法人税法第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

四の二 資本金等の額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 第五十三条第一項の規定により申告納付する法人（ロ及びハに掲げる法人を除く。） 同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額と、当該算定期間の初日前に終了した各事業年度（イ及びロにおいて「過去事業年度」という。）の（一）に掲げる金額の合計額から過去事業年度の（二）及び（三）に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該算定期間中の（一）に掲げる金額を加算し、これから当該算定期間中の（三）に掲げる金額を減算した金額との合計額

(1) 平成二十二年四月一日以後に、会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百四十六條に規定する剰余金（同法第四百四十七條又は第四百四十八條の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものを除き、

(2) 平成十三年四月一日から平成十八年四月三十日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損の填補に充てた金額並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第八十七号）（２）において「会社法整備法」という。第六十四条の規定による改正前の商法（二）において「旧商法」という。第二百八十九条第一項及び第二項（これらの規定を会社法整備法第一条の規定による廃止前の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）（二）において「旧有限会社法」という。第四十六条において準用する場合を含む。）第二百八十九条第一項及び第二項（二）これらの規定を旧有限会社法第四十六条ににおいて準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損の填補に充てた金額

(3) 平成十八年五月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十二条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額

第五十三条第一項の規定により申告納付する法人のうち法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）若しくは第四百四十四条の四第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの（ハ）に掲げる法人を除く。）又は第五十三条第二項の規定により申告納付する法人（ハ）に掲げる法人を除く。） 政令で定める日現在における同法第二条第十六号に規定する資本金等の額と、過去事業年度のイ（一）に掲げる金額の合計額から過去事業年度のイ

- (2) 及びイ(3)に掲げる金額の合計額を控除した金額との合計額
- ハ 保険業法(平成七年法律第百五号)に規定する相互会社 純資産額として政令で定めるところにより算定した金額
- 五 給与所得 所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得をいう。
- 六 退職手当等 所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等(同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金及び租税特別措置法第二十九条の四において退職手当等とみなされる金額を含む。)をいう。
- 七 同一生計配偶者 道府県民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの(第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するものと同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、当該年度の初日の属する年の前年(以下この条から第四十五条の三までにおいて「前年」という。)の合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。
- 八 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が千万円以下である道府県民税の納税義務者の配偶者をいう。
- 九 扶養親族 道府県民税の納税義務者の親族(その納税義務者の配偶者を除く。)並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十一条第一項第三号の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの(第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するものと同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。)のうち、前年の合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。
- 十 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。
- 十一 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。
イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 扶養親族を有すること。

(2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、イ(2)及び(3)に掲げる要件を満たすもの

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること。

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること。

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと。

十三 合計所得金額 第三十二条第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

十四 利子等 利子、収益の分配その他これらに類するもので次に掲げるものをいう。

イ この法律の施行地において支払を受けるべき租税特別措置法第三条第一項に規定する一般利子等(同法第四条の四第一項の規定により所得税法第二十三条第一項に規定する利子等とみなされる労働者財産形成貯蓄保険契約等に基づき支払を受ける差益、預金保険法第五十三条第一項の規定による支払(同法第五十八条の二第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。)、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価(同法第七十三条第一項の規定により同項第一号に掲げる利子、同項第四号に掲げる収益の分配又は同項第五号に掲げる利子の額とみなされる金額に相当する部分に限る。))及び同法第七十条第二項ただし書の規定による支払(同法第七十三条第二項の規定により同条第一項第一十三条第二項の規定により同条第一項第一

二 租税特別措置法第八条の第三項に規定する国外私募公社債等運用投資信託等の配当等と同項の国内における支払の取扱者を通じて支払を受けるもの（第七十一条の人において「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」という。）

へ この法律の施行地において支払を受ける

る給付補填金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第二号又は第三号

条第二項ただし書の規定による支払（同法第七十三條第二項の規定により同條第一項第二号又は第三号に掲げる給付補填金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）

絶付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法第七十条第一項の規定による買取りの対価（同法第七十三条第一項の規定により同項第二号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）、同法第七十条第一項の

条第二項の規定により同条第一項第二号に掲げる給付補てん金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）並びに民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資

第三号又は第四号に掲げる給付補填金の額とみなされる金額に相当する部分に限る。）を含む。）

十六 特定株式等譲渡対価等 租税特別措置法
第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉
徴収選択口座（以下この号及び第六款におい
て「選択口座」という。）に係る同法第三十
七条の十一の三第一項に規定する特定口座内

十七 特定株式等譲渡所得金額 租税特別措置
法第三十七条の十一の四第二項に規定する源
泉徴収選択口座内調整所得金額をいう。
十八 恒久的施設 次に掲げるものをいう。た

は、当該条約の適用を受ける外国法人については、当該条約において恒久的施設と定められたもの（国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）にあるもの）に限

口 外国法人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの

る者で政令で定めるもの。

道府県民税の納税義務者の配偶者がその納税義務者の同一生計配偶者に該当し、かつ、他の道府県民税の納税義務者の扶養親族にも該当す

二以上の道府県民税の納税義務者の扶養親族に該当する者がある場合には、その者は、政令で定めるところにより、これらの納税義務者の

道府県民税について所得税法その他の所得税に関する法令を引用する場合（第一項第六号及

第二十四条 道府県民税は、第一号に掲げる者に対しては均等割額及び所得割額の合算額によ

第五号に掲げる者に対しては、利子割額により、第六号に掲げる者に対しては、配当割額により、第七号に掲げる者に対しては、株式等譲渡所得割額により課する。

有する市町村内に住所を有しない者
三 道府県内に事務所又は事業所を有する法人
四 道府県内に寮、宿泊所、クラブその他これらに類する施設（寮等）という。以下道府

九号の二に規定する法人課税信託をいう。以下この節において同じ。）の引受けを行うことにより法人税を課される個人で道府県内に事務所又は事業所を有するもの

六 特定配当等の支払を受ける個人で当該特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有するもの

府県内に住所を有するもの
前項第一号、第六号及び第七号の道府県内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用等)

第二十四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。同項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（前条、次条、第二十四条の三、第二十五条、第二十七条から第三十一条まで、第五十二条、第五十三条第三十一項、第五十三条の三、第五十四条、第六十二条、第三款第三目、第七十一条の十六、第六十三款第三目、第七十一条の三十七、第五款第三目、第七十一条の五十七及び第六款第三目を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。）及び第五章第二節（第七百三十九条の五及び第七百三十九条の六を除く。第三項において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとする。

3 所得税法第六条の三の規定は、前二項の規定をこの節の規定中個人の道府県民税に関する規定及び第五章第二節の規定において適用する場合について準用する。

4 法人税法第四条の三の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の道府県民税に関する規定において適用する場合について準用する。

5 第一項、第二項又は前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[illegible]

（道府県民税と信託財産）

第二十四条の三 信託財産について生ずる所得については、信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）が当該信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなして、この節及び第五章第二節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（所得税法第十三条第三項第一号に規定する集団投資信託をいう）、退職年金等信託（同項第二号に規定する退職年金等信託をいう。）又は法人課税信託の信託財産について生ずる所得については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十四条の四 削除

（個人の道府県民税の非課税の範囲）

第二十四条の五 道府県は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、道府県民税の均等割及び所得割（第二号に該当する者にあつては、第五十条の二の規定により課する所得割（以下この款及び次款において「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課することができない。ただし、この法律の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による生活扶助を受けている者
二 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（これらの者の前年の合計所得金額が百三十五万円を超える場合を除く。）

2 分離課税に係る所得割につき前項第一号の規定を適用する場合における同号に掲げる者であるかどうかの判定は、退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

3 道府県は、第二百九十五条第三項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の道府県民税の均等割を課することができない。

（個人以外の者の道府県民税の非課税の範囲）

第二十五条 道府県は、次に掲げる者に対しては、道府県民税の均等割を課することができない。ただし、第二号に掲げる者が収益事業を行う場合は、この限りでない。

一 国、非課税独立行政法人（独立行政法人のうちその資本金の額若しくは出資金の額の全部が国により出資されることが法律において定められているもの又はこれに類するものであつて、その実施している業務の全てが国から引き継がれたものとして総務大臣が指定したものをいう。以下同じ。）、国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）、日本年金機構、都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区、地方独立行政法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局、土地改良区及び土地改良区連合、水害予防組合及び水害予防組合連合、土地区画整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第六十四条第四項の法人、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律（昭和五十二年法律第八十号）第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等道府県民税の法人税割を課することができない。ただし、同項第二号に掲げる者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

2 前二項の収益事業の範囲は、政令で定める。
第二十五条の二 道府県は、所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者が支払を受ける利子等については、利子割を課することができない。（徴税吏員の道府県民税に関する調査に係る質問検査権）

第二十六条 道府県の徴税吏員は、法人の道府県民税並びに利子等に係る道府県民税、特定配当等に係る道府県民税及び特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式で認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
二 特別徴収義務者
三 前二号に掲げる者以外の者で当該道府県民税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 道府県民税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六十八

条第六項、第七十一条の十九第六項、第七十一条の四十第六項又は第七十一条の六十第六項の定めるところによる。

5 第一項及び第三項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。
（道府県民税に係る検査拒否等に関する罪）
第二十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに 응ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し回答をしないとき、又は虚偽の回答をしたとき。

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において「その他の社団等」という。）を含む。以下この項、第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項及び第四項、第七十一条の二十第四項、第七十一条の二十一第二項、第七十一条の三十七第三項及び第四項、第七十一条の四十一第四項、第七十一条の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項並びに第七十一条の六十二第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及びその他の社団等の代表者又は管理人を含む。第六十九条第四項、第七十条第二項、第七十一条の十六第三項、第七十一条の二十一第二項、第七十一条の三十七第三項、第七十一条の四十一第四項、第七十一条の四十二第二項、第七十一条の六十一第四項及び第七十一条の六十二第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代

表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二十八條 第三十條第一項の規定により定められた個人の市町村民税の納税管理人は、当該納税義務者に係る個人の道府県民税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しななければならない。

（法人の道府県民税の納税管理人）

第二十九條 法人の道府県民税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に事務所、事業所又は寮等を有しなくなった場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に住所、居所、事務所若しくは事業所を有する者の中から納税管理人を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る法人の道府県民税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（法人の道府県民税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪）

第三十條 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む）又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（法人の道府県民税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第三十一條 道府県は、第二十九條第二項の認定を受けていない法人の道府県民税の納税義務者

で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 個人の道府県民税

第一目 課税標準及び税率

第三十二條 所得割の課税標準

所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定するものとする。ただし、同法第六十條の二から第六十條の四までの規定の例によらないものとする。

3 所得税法第二條第一項第四十号に規定する青色申告書（第八項及び次条第一項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国税の税務官署の承認を受けている所得割の納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）で、専ら当該納税義務者の営む同法第五十六條に規定する事業に従事するもの（以下この項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から同法第五十七條第二項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第一項の規定による計算の例により当該納税義務者の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与と所得の金額を算定するものとする。前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたことその他政令で定める理由により同条第二項の書類を提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第四十五條の二第二項第二号に掲げる事項を記載した同項の規定による道府県民税に関する申告書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があるとき市町村長が認めるものを含む。）を提出しているとき（その提出期限後において道府県民税の納税通知書

が送達される時までに提出しているときを含む。）及び同項ただし書の規定により道府県民税に関する申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

4 所得割の納税義務者（前項の規定に該当する者を除く。）が所得税法第五十六條に規定する事業を営んでいる場合において、その納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）で専ら当該事業に従事するもの（以下この節において「事業専従者」という。）があるときは、各事業専従者について、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費とみなす。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該納税義務者の配偶者である事業専従者 八十六万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 五十万円

二 当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額（この項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

5 前項の規定により必要経費とみなされた金額（以下この節において「事業専従者控除額」という。）は、事業専従者の給与と所得に係る収入金額とみなす。

6 第四項の規定は、第四十五條の二第一項の規定による道府県民税に関する申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）に同項第二号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定により道府県民税に関する申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があるとき市町村長が認める場合は、この限りでない。

7 第三項又は第四項の場合において、これらの規定に規定する親族の年齢が十五歳未満であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、死亡当時）の現況によるものとする。

8 第二項から前項までの規定により所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林

所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間に係る総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得税法第二條第一項第二十五号の純損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書を提出し、かつ、当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の道府県民税について連続して第四十五條の二第二項又は第三項の規定による道府県民税に関する申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。

9 前項の規定の適用がない場合においても、所得割の納税義務者の前年前三年間の各年における総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額（同項の規定により前年において控除されたものを除く。）のうち、当該各年に生じた変動所得（漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。）の金額の計算上生じた損失の金額若しくは被災事業用資産の損失の金額に係るもので政令で定めるもの又は当該納税義務者の前年前三年間の各年に生じた雑損失の金額（第三十四條第一項第一号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める金額を超える場合におけるその超える金額をいい、この項又は同条第一項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について第四十五條の二第二項又は第三項の規定による道府県民税に関する申告書を提出し、かつ、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものとする。

10 前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産（事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。）、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これ

に準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害を含む。以下この款において同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七条の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八条第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第四十五条の二第一項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七条の二第一項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

12 特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

13 前項の規定は、前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

14 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

15 前項の規定は、前年分の所得税に係る第四十五条の三第一項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

16 第二項から前項までに定めるもののほか、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第三十三条 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措

置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（第五項において「特定非常災害」という。）に係る同条第一項の特定非常災害発生日の属する年（以下この項及び次項において「特定非常災害発生日」という。）の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が特定非常災害発生日純損失金額（その者の当該特定非常災害発生日において生じた前条第八項の純損失の金額をいう。）又は被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいい、当該特定非常災害発生日において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合

には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生日純損失金額（次条第一項に規定する特定非常災害発生日純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（次条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）を除外する」とあるのは「純損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該被災純損失金額（この項の規定により前年において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」とする。

一 事業資産特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第二号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（同項第三号に規定する事業用固定資産をいう。次項において同じ。）でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

二 不動産等特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第四号に規定する不動産等特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

三 不動産等特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第四号に規定する不動産等特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

四 不動産等特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第四号に規定する不動産等特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

五 不動産等特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第四号に規定する不動産等特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうちに占める割合が十分の一以上であること。

2 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が特定非常災害発生日純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第五号に規定する特定非常災害発生日純損失金額をいう。）又は被災純損失金額（同条第四項第一号に規定する被災純損失金額をいい、特定非常災害発生日において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合

には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第二項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）を除外する」とあるのは「純損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの（前項）と、及び被災純損失金額（この項の規定により前年において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」とする。

三 所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）を除外する」とあるのは「純損失の金額（この項の規定により前年において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」とする。

四 所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）を除外する」とあるのは「純損失の金額（この項の規定により前年において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」とする。

五 所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）を除外する」とあるのは「純損失の金額（この項の規定により前年において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」とする。

六 所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）を除外する」とあるのは「純損失の金額（この項の規定により前年において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」とする。

と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年五年度内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」とする。

4 所得割の納税義務者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る前条の規定の適用については、同条第九項中「金額をいう」とあるのは「金額をいう。」で特定雑損失金額（次条第四項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（二）と、「同条第一項」とあるのは「第三十四条第一項」と、「（除く。）」は「（除く。）」及び当該納税義務者の前年五年度内において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第一項の規定により前年において控除されたものを除く。）は」とする。

5 前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、納税義務者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する前条第一項第一号に規定する資産について特定非常災害により生じた損失の金額（当該特定非常災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）に係るものをいう。

第三十四条 道府県は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

一 前年中に災害又は盗難若しくは横領（以下この号において「災害等」という。）により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第三十二条第十項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。）について損失を受けた場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、当該損失の金額（当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものに

と、「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年五年度内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）」とする。

より埋められた部分の金額を除く。以下この号において「損失の金額」という。の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額

イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額という。以下この号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。）当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額

ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額

ハ 損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額

二 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であるとして認められるものとして政令で定めるものをいう。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える所得割の納税義務者 その超える金額（その金額が二百万円を超える場合には、二百万円）

三 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料（租税特別措置法第四十一条の七第二項において社会保険料とみなされる金銭の額を含む。）をいう。）を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者 その支払った、又は給与から控除される金額

四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者 その支払った金額の合計額

イ 小規模企業共済法（昭和四十年法律第百二号）第二条第二項に規定する共済契約（政令で定めるものを除く。）に基づく掛金

ロ 確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金

ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約に基づく掛金

五 前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額の合計額（当該合計額が七万円を超える場合には、七万円）

イ 新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第七項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第七項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ハにおいて「生存死亡部分」という。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、ロに規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 新生命保険料を支払った場合（3）に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額（前年中において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける金額をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下（2）及び（3）（i）において同じ。）が一萬五千円以下である場合 当該合計額の前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が一萬五千円を超え四万円以下である場合 一萬五千円と当該合計額から一萬五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(ii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が三萬二千円を超え五萬六千円以下である場合 二萬二千円と当該合計額から三萬二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が三萬二千円を超え五萬六千円以下である場合 二萬二千円と当該合計額から三萬二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五萬六千円を超える場合 二萬八千円

(2) 旧生命保険料を支払った場合（3）に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額（前年中において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける金額をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下（2）及び（3）（i）において同じ。）が一萬五千円以下である場合 当該合計額の前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が一萬五千円を超え四万円以下である場合 一萬五千円と当該合計額から一萬五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(ii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が三萬二千円を超え五萬六千円以下である場合 二萬二千円と当該合計額から三萬二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が三萬二千円を超え五萬六千円以下である場合 二萬二千円と当該合計額から三萬二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五萬六千円を超える場合 二萬八千円

である場合 二萬七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三萬五千元

(3) 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二萬八千円を超える場合には、二萬八千円）

(i) 新生命保険料 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の（1）（i）から（iv）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）（i）から（iv）までに定める金額

(ii) 旧生命保険料 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の（2）（i）から（iv）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（2）（i）から（iv）までに定める金額

ロ 介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由（第七項第二号及び第三号において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下ロにおいて「介護医療保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額（前年中において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける金額をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下ロにおいて同じ。）が一萬二千円以下である場合 当該合計額

- (2) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二つの一に相当する金額との合計額
- (3) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四つの一に相当する金額との合計額
- (4) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円
- ハ 新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハにおいて「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その他の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払った場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 新個人年金保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (i) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額（前年中において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下（1）及び（3）（i）において同じ。）が一万二千円以下である場合 当該合計額
- (ii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三

- 万二千円以下である場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二つの一に相当する金額との合計額
- (iii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四つの一に相当する金額との合計額
- (iv) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円
- (2) 旧個人年金保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (i) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額（前年中において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下（2）及び（3）（i）において同じ。）が一万五千円以下である場合 当該合計額
- (ii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合 一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二つの一に相当する金額との合計額
- (iii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合 二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四つの一に相当する金額との合計額
- (iv) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が七万円を超える場合 三万五千円

- (3) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）
- (i) 新個人年金保険料 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の（1）（i）から（iv）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）（i）から（iv）までに定める金額（i）から（iv）までに定める金額
- (ii) 旧個人年金保険料 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の（2）（i）から（iv）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（2）（i）から（iv）までに定める金額
- 五の二 前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下これらの資産について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払った所得割の納税義務者 前年中に支払った地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の二つの一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）
- 六 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき二十六万円（その者が特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者が政令で定めるものをいう。第三項及び第八項

- 並びに第三十七条において同じ。）である場合には、三十万円）
- 七 削除
- 八 寡婦である所得割の納税義務者 二十六万円
- 八の二 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円
- 九 勤労学生である所得割の納税義務者 二十万円
- 十 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 三十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。以下この条及び第三十七条第一号イにおいて同じ。）である場合には、三十八万円）
- ロ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合 二十二万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円）
- ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 十一万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十三万円）
- 十の二 自己と生計を一にする配偶者（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者（その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円以下である場合 当該配偶者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がその法律の施行地外において締結したもののその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ホ 前号二に掲げる規約又は契約

三 介護医療保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 前号二に掲げる契約

ロ 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第一号ロ及びハに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

四 新個人年金保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので政令で定めるもの（次号において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの

イ 当該契約に基づく年金の受取人は、ロの保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること

ロ 当該契約に基づく保険料又は掛金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたって定期に行うものであること

ハ 当該契約に基づくイに定める個人に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取

人が生存している期間にわたって定期に行うものであることその他の政令で定める要件

五 旧個人年金保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前号イからハまでに掲げる要件の定めのあるもの

六 損害保険契約等 次に掲げる保険契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは其に係る契約

イ 保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶然的事故によつて生ずることのある損害を填補するもの（第二号二に掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第一項、第三項又は第四項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第三項の規定に該当する同一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一生計配偶者若しくは第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第三項の規定に該当する扶養親族、第四項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の子が同日前に既に死亡している場合には、当該子がその所得割の納税義務者の第二十三条第一項第十二号イに規定する政令で定める子に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

所得税法第二条第一項第三十二号の規定は、第一項第九号及び第三十七条の勤労学生の意義

について準用する。この場合において、同法第二条第一項第三十二号中「合計所得金額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額（地方税法第二十三条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下この号において同じ。）が」と、「かつ」とあるのは「かつ、前年の」と読み替えるものとする。

10 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一生計配偶者及び第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

11 第一項及び第二項の規定による控除に当たつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、第一項各号の規定により控除すべき金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

（所得割の税率）

第三十五条 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額に、百分の四（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（第三十七条及び第三十七条の二において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合には、百分の二）の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、同一の標準税率ごとに一の率でなければならない。

2 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

第三十六条 削除

第三十七条 （調整控除） 道府県は、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第三十五条の規定による所得

割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一 当該納税義務者の第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合においては、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

（一）障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族（同居特別障害者）である同一生計配偶者及び扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者

（二）同居特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者

（三）寡婦又はひとり親で政令で定めるものである所得割の納税義務者

（四）ひとり親で政令で定めるものである所得割の納税義務者

（五）勤労学生である所得割の納税義務者

（一）障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族（同居特別障害者）である同一生計配偶者及び扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	（イ）（ii）に掲げる場合以外の場合 当該障害者一人につき一万円
（二）同居特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者	（ii） 当該障害者が特別障害者である場合 当該特別障害者一人につき十万円
（三）寡婦又はひとり親で政令で定めるものである所得割の納税義務者	一万円
（四）ひとり親で政令で定めるものである所得割の納税義務者	五万円
（五）勤労学生である所得割の納税義務者	一万円

(6) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者	(7) 自己と生計を一にする第三十号の二に規定する配偶者（前年の合計所得金額が五十五万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千五百円以下であるものに限る。）
(i) (ii) に掲げる場合以外の場合 五万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千五百円以下である場合には二万円）	(i) (ii) に掲げる場合以外の場合 五万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千五百円以下である場合には六万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千五百円以下である場合には三万円）

(8) 控除対象扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	(9) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者
円を超え千五百円以下である場合には一万円（i）（ii）及び（i）に掲げる場合以外の場合 当該控除対象扶養親族一人につき五万円（ii） 当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合、当該特定扶養親族一人につき十八万円（iii） 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき十万円	ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額が二百五十万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額 イ 五万円に、当該納税義務者が前号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額 ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から二百五十万円を控除した金額

金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二十万円を超える場合には、当該百分の四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。	一 都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）
二 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの	三 所得税法第七十八条第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの
四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該道府県の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）	前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号

及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。	一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。
二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。	三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務大臣が定める基準に適合するものであること。
四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日以前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。	五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。
六 指定を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。	七 第六項の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。
八 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。	九 総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつた

若しくは適合していなかったと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

7 総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

8 総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9 第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第十一項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

10 第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

11 第一項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千元を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合）は、五分の一）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第三十五条第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八
十五	

百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百九十五万円以下の金額	百分の六十
九百九十五万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五十
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十
四千万円を超える金額	百分の四十

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三十五条第二項に規定する課税山林所得金額（次号において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（同号において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

12 第一項第四号の規定による道府県の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非

営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

13 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

14 道府県知事は、第一項（第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の計算のために必要があると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

（外国税額控除）

第三十七条之三 道府県は、所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額及び同法第六十五条の六第一項の控除限度額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）をその者の第三十五条及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第三十七条之四 道府県は、所得割の納税義務者が、第三十二条第十三項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課さ

れた場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の第三十五条及び前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（個人の均等割の税率）

第三十八条 個人の均等割の標準税率は、千円とする。

第二目 賦課徴収

（個人の道府県民税の賦課期日）

第三十九条 個人の道府県民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

第四十条 削除

（個人の道府県民税の賦課徴収）

第四十一条 個人の道府県民税の賦課徴収は、この款及び第五章第二節に特別の定めがある場合を除くほか、当該道府県の区域内の市町村が、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収（均等割の税率の軽減を除く。）の例により、当該市町村の個人の市町村民税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 前項の場合において、個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係る第三十一条第二項の規定による納期前の納付に対する報奨金の計算については、個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額の合算額により同項の規定を適用するものとする。

3 第一項の場合において、個人の道府県民税（第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び分離課税に係る所得割に限る。以下この項、次条第二項及び第四十三条において同じ。）及び個人の市町村民税（第二十九条第四号第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三十二条八条の規定により課する所得割に限る。以下この項、次条第二項及び第四十三条において同じ。）に係る第二十七条の四の規定による還付加算金、第三十一条の二、第三十二条六条、第三十二条八条の十若しくは第三十二条八条の十三の規定による延滞金、第三十二条八条の十一の規定による過少申告加算金若しくは不申告加算金又は第三十二条八条の十二の規定による重加算金の計算については、個人の道府県民税及び個人の市町村民税の額の合算額によりこれらの規定を適用するものとする。

4 第三百十七條之四（第三百十七條之二第一項から第五項までの規定により提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出した者に係る部分に限

る。)、第三百二十四条、第三百二十八条の十六
 第一項及び第三項から第六項まで並びに第三百
 三十二条から第三十四条までの規定は、第
 一項の規定により市町村が個人の市町村民税の
 賦課徴収の例により賦課徴収を行う個人の道府
 県民税について準用する。

5 道府県は、市町村が第一項の規定により行う
 個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務の執
 行について、市町村に対し、必要な援助をする
 ものとする。

(個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の
 納付又は納入等)

第四十二条 個人の道府県民税の納税義務者又は
 特別徴収義務者は、その個人の道府県民税に係
 る地方団体の徴収金を、個人の市町村民税に係
 る地方団体の徴収金の納付又は納入の例によ
 り、これと併せて納付し、又は納入しなければ
 ならない。

2 個人の道府県民税及び個人の市町村民税に係
 る地方団体の徴収金の納付又は納入があつた場
 合には、その納付額又は納入額から督促手数料
 及び滞納処分費を控除した額を個人の道府県民
 税及び個人の市町村民税の額に按分した額に相
 当する個人の道府県民税又は個人の市町村民税
 に係る地方団体の徴収金の納付又は納入があつ
 たものとする。

(個人の道府県民税の納税通知書等)

第四十三条 第四十一条第一項の規定により個人
 の道府県民税を賦課徴収する市町村が当該個人
 の道府県民税の賦課徴収に用いる納税通知書、
 納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴
 収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法
 によつて徴収する旨の通知書、督促状その他の
 文書は、当該市町村の個人の市町村民税の賦課
 徴収に用いるこれらの文書と併せて、総務省令
 で定める様式に準じて作成するものとする。

(個人の道府県民税に係る納期限の延長)

第四十四条 市町村長が個人の市町村民税の納期
 限を延長した場合においては、当該納税者又は
 特別徴収義務者に係る個人の道府県民税の納期
 限についても、同一期間延長されたものとする。

(租税条約に基づく申立てが行われた場合にお
 ける個人の道府県民税の徴収猶予)

第四十四条の二 第三百二十一条の七の十三の規
 定により市町村長が個人の市町村民税の徴収を
 猶予した場合には、当該市町村民税の納税義務

者に係る個人の道府県民税の徴収についても当
 該市町村民税に対する当該猶予に係る市町村民
 税の割合と同じ割合により猶予されたものとし
 る。

(個人の道府県民税又は延滞金額の減免)

第四十五条 市町村長が個人の市町村民税又はそ
 の延滞金額を減免した場合においては、当該納
 税者又は特別徴収義務者に係る個人の道府県民
 税又はその延滞金額についても当該市町村民税
 又は延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合
 によつて減免されたものとする。

(個人の道府県民税の申告等)

第四十五条の二 第二十四条第一項第一号に掲げ
 る者は、三月十五日までに、総務省令で定める
 ところにより、次に掲げる事項を記載した申告
 書を、第三百七条の二第一項の市町村民税に
 関する申告書と併せて、賦課期日現在における
 住所所在地の市町村長に提出しなければならない
 い。ただし、第三百七条の六第一項又は第四
 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等
 支払報告書を提出する義務がある者から一月一
 日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞
 与並びにこれらの性質を有する給与(以下この
 節において「給与」と総称する。)又は所得税
 法第三十五条第三項に規定する公的年金等(以
 下の条において「公的年金等」という。)の
 支払を受けている者で前年中において給与と所得
 以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所
 得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得
 以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除
 額(政令で定めるものを除く。)、小規模企業共
 済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険
 料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額
 (所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が
 九百万円以下であるものに限る。))の第三十四
 条第一項第十号の二に規定する自己と生計を一
 にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万
 円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者
 に該当しないものに係るものを除く。))若しく
 は第三十四条第四項に規定する扶養控除額の控
 除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療
 費控除額の控除、第三十二条第八項に規定する
 純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純
 損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三
 十七条の二第二項(同項第四号に掲げる寄附金
 (特定非営利活動促進法第二条第三項に規定す
 る認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規

定する特例認定特定非営利活動法人に対するも
 のを除く。第五項において同じ。))に係る部分
 を除く。及び第五項の規定により控除すべ
 き金額(以下この条において「寄附金税額控除
 額」という。))の控除を受けようとするものを
 除く。))並びに第三百七条の二第二項ただし
 書に規定する市町村の条例で定める者について
 は、この限りでない。

一 前年の総所得金額、退職所得金額又は山林
 所得金額

二 青色専従者給与額(所得税法第五十七条第
 一項の規定による計算の例により算定した同
 項の必要経費に算入される金額をいう。))又
 は事業専従者控除額に関する事項

三 第三十二条第八項に規定する純損失の金額
 の控除に関する事項

四 第三十二条第九項に規定する純損失又は雑
 損失の金額の控除に関する事項

五 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控
 除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保
 険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除
 額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生
 控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又
 は扶養控除額の控除に関する事項

六 寄附金税額控除額の控除に関する事項

七 扶養親族に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、道府県民税の
 賦課徴収について必要な事項

2 市町村長は、第三百七条の六第一項の給与
 支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報
 告書が一月三十一日までに提出されなかつた場
 合において、道府県民税の賦課徴収について必
 要があると認めるときは、これらの規定により
 給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提
 出する義務がある者から一月一日現在において
 給与又は公的年金等の支払を受けている者で前
 年中において給与と所得以外の所得又は公的年金
 等に係る所得以外の所得を有しなかつたものを
 指定し、その者に、前項の道府県民税に関する
 申告書を、第三百七条の二第二項の市町村民
 税に関する申告書と併せて同項の期限までに提
 出させることができる。

3 第三百七条の六第一項又は第四項の規定に
 より給与支払報告書又は公的年金等支払報告書
 を提出する義務がある者から一月一日現在にお
 いて給与又は公的年金等の支払を受けている者
 で前年中において給与と所得以外の所得又は公的

年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたも
 の(前二項の規定により第一項の道府県民税に
 関する申告書を提出する義務を有する者を除
 く。))は、雑損控除額若しくは医療費控除額の
 控除、第三十二条第八項に規定する純損失の金
 額の控除、同条第九項に規定する純損失若しく
 は雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の
 控除を受けようとする場合には、三月十五日ま
 でに、総務省令で定めるところにより、これら
 の控除に関する事項を記載した申告書を、第三
 百七条の二第三項の市町村民税に関する申告
 書と併せて賦課期日現在における住所所在地の
 市町村長に提出しなければならない。

4 第一項ただし書に規定する者(第二項の規定
 により第一項の道府県民税に関する申告書を提
 出す義務を有する者を除く。))は、前年中に
 おいて純損失又は雑損失の金額がある場合に
 は、三月十五日までに同項の道府県民税に関す
 る申告書を、第三百七条の二第四項の市町村
 民税に関する申告書と併せて提出することがで
 きる。

5 第二十四条第一項第一号に掲げる者は、第三
 十七条の二第二項(同項第四号に掲げる寄附金
 に係る部分に限る。))の規定により控除すべき
 金額の控除を受けようとする場合には、三月十
 五日までに、総務省令で定めるところにより、
 当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申
 告書を、第三百七条の二第五項に規定する申
 告書と併せて賦課期日現在における住所所在
 地の市町村長に提出しなければならない。

6 第一項又は第四項の場合において、前年中
 において支払を受けた給与と所得税法第九十
 条の規定の適用を受けたものを有する第二十四
 条第一項第一号に掲げる者が、第一項の道府県民
 税に関する申告書を提出するときは、同項各号に
 掲げる事項のうち総務省令で定めるものにつ
 いては、総務省令で定める記載によることので
 きる。

第四十五条の三 第二十四条第一項第一号の者が
 前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第
 三十七号の確定申告書(以下本条において「確
 定申告書」という。))を提出した場合(政令で
 定める場合を除く。))には、本節の規定の適用
 については、当該確定申告書が提出された日に
 前条第一項から第四項までの規定による申告書
 が提出されたものとみなす。ただし、同日前に

当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（総務省令で定める事項を除く。）のうち前条第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項（総務省令で定める事項を除く。）は、同条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、道府県民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。（個人の道府県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第四十五条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百七十七条の三の第二項に規定する申告書と併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 当該給与支払者の氏名又は名称

二 所得割の納税義務者（合計所得金額が千万円以下であるものに限り。）の自己と生計を一にする配偶者（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限り。次条第一項において同じ。）の氏名

三 扶養親族の氏名

四 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書と、第三百七十七条の三の第二項に規定する申告書と

併せて、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この款において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に對し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百七十七条の三の二第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の道府県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第四十五条の三の三 所得税法第二百三条の六第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限り。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第五十条の二に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り。）をいう。第二号において同じ。）又は扶養親族（年齢十六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職

手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、第三百七十七条の三の第三項に規定する申告書と併せて、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 当該公的年金等支払者の名称

二 特定配偶者の氏名

三 扶養親族の氏名

四 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を、第三百七十七条の三の第二項に規定する申告書と併せて提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に對し、当該申告書に記載すべき事項を、第三百七十七条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項と併せて電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」

とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の道府県民税の賦課徴収に関する報告等）

第四十六条 市町村長は、当該道府県の条例で定めるところにより、道府県知事に對し、個人の道府県民税の納税義務者の数、個人の道府県民税額その他必要な事項を報告するものとする。

2 市町村長は、毎年六月三十日までに、道府県の条例で定めるところにより、道府県知事に對し、毎年五月三十一日現在における個人の道府県民税に係る滞納の状況を報告しなければならない。

3 道府県知事は、必要があると認める場合には、前二項に規定するもののほか、市町村長に對し、当該市町村に係る個人の道府県民税の賦課徴収に関する事項の報告を請求することができる。

4 道府県知事が、市町村長に對し、個人の道府県民税及び市町村民税の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合に、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

5 道府県知事が、政府に對し、所得割の賦課徴収に關し必要な書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（個人の道府県民税に係る徴収取扱費の交付）

第四十七条 道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、次に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として市町村に對して交付しなければならない。

一 各年度において賦課決定（既に賦課していた税額を変更するものを除く。）をされた個人の道府県民税の納税義務者の数を政令で定める金額に乗じて得た金額

二 第四十一条第一項の規定により市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を第十七条又は第十七条の二の規定により市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額

三 第十七条の四の規定により市町村が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

四 第四十一条第一項においてその例によることとされた第三百二十一条第二項の規定により市町村が交付した個人の道府県民税の納期前の納付に対する報奨金の額に相当する金額

五 第三十七条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を第三百十四条の九第三項の規定により適用される同条第二項の規定により市町村が還付した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

2 前項に定めるもののほか、同項の徴収取扱費の算定及び交付に関し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

第四十八条から第五十条まで 削除

第三目 退職所得の課税の特例

第五十条の二 第二十四条第一項一号の者が退職手当等（所得税法第百九十九条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限り。以下本目において同じ。）の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第三十二条、第三十五条及び第三十九条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本目に規定するところにより、当該退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在の道府県において課する。

（分離課税に係る所得割の課税標準）

第五十条の三 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定する。

（分離課税に係る所得割の税率）

第五十条の四 分離課税に係る所得割の税率は、百分の四とする。

（納入申告書の提出）

第五十条の五 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、第四十一条第一項の規定により分離課税に係る所得割を徴収する場合には、総務省令で定める様式によつて、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を、第三百二十八条の五第二項又は第三項の規定による納入申

告書とあわせて、市町村長に提出しなければならない。

（特別徴収税額）

第五十条の六 第四十一条第一項の規定により特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書（以下この条並びに次条第二項及び第三項において「退職所得申告書」という。）に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの（次号において「支払済みの他の退職手当等」という。）がない旨の記載がある場合

その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額

二 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合

その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額から、その支払済みの他の退職手当等につき第四十一条第一項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額を控除した残額に相当する税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時までに退職所得申告書を提出していないときは、第四十一条第一項の規定により特別徴収義務者が徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額とする。

3 第一項各号又は前項の規定により第五十条の三の規定を適用する場合における所得税法第三十条第二項の退職所得控除額の計算については、前二項の規定による分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況によるものとする。

4 所得税法第二百二条の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

（退職所得申告書）

第五十条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、第三百二十八条の七第一項の規定による申告書と併せて、次に掲

げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第五十条の九の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

一 その退職手当等の支払者の氏名又は名称

二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該支払済みの他の退職手当等が所得税法第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項に規定する短期退職手当等又は同条第五項に規定する特定役員退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額

三 前条第三項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数

四 その者が所得税法第三十条第六項第三号に掲げる場合に該当するかどうか及びこれに該当するときはその該当する事実

五 その他総務省令で定める事項

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に経由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に経由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に対し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、支払者に受理されたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

（分離課税に係る所得割の普通徴収税額）

第五十条の八 その年において退職手当等の支払を受けた者が第五十条の六第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第五十条の三及び第五十条の四の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第四十一条第一項の規定によつてその例によることとされる第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第四十一条第一項の規定によつて市町村長が普通徴収の方法によつて徴収すべき税額は、そのこえる金額に相当する税額とする。

（特別徴収票）

第五十条の九 分離課税に係る所得割の特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票一通を作成し、その退職の日以後一月以内に、第三百二十八条の十四の特別徴収票とあわせて、一通を市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

（政令への委任）

第五十条の十 第五十条の二から前条までに定めるもののほか、退職所得の金額の算定及び分離課税に係る所得割の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

第三款 法人の道府県民税

第一目 税率

（法人税割の税率）

第五十一条 法人税割の標準税率は、百分の一とする。ただし、標準税率を超える税率で課する場合においても、百分の二を超えることができない。

2 法人税割の税率は、第五十三条第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

（法人の均等割の税率）

第五十二条 法人の均等割の標準税率は、次の表の上欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

法人の区分	税率

一 次に掲げる法人
イ 法人税法第二条第五号の公益法人及び第二十四条第五項に規定する公益法人等のうち、第二十五条第一項の規定により均等割を課することができないもの以外のもの（同法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行うものを除く。）
ロ 人格のない社団等
ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）
ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）
ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び二に掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるもの
二 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が千万円を超え一億円以下であるもの
三 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が一億円を超え十億円以下であるもの
四 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が十億円を超え五十億円以下であるもの
五 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が五十億円を超えるもの

年額	年額	年額	年額	年額	年額
二万円	五万円	十万円	三十万円	四十万円	五十万円

2 法人の均等割の税率は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める日現在における税率による。

一 次条第一項の規定により申告納付する法人 当該法人の同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日

二 次条第二項の規定により申告納付する法人 当該法人の同項の期間の末日
三 公共法人等（法人税法第二条第五号の公益法人及び第二十四条第五項に規定する公益法人等で均等割のみを課されるものをいう。次条第三十一項及び第六十六項第一号において同じ。） 前年四月一日から三月三十一日までの期間（当該期間中に当該公共法人等が解散（合併による解散を除く。）又は合併により消滅した場合には、前年四月一日から当該消滅した日までの期間）の末日
第一項に定める均等割の額は、当該均等割の額に、前項第一号の法人税額の課税標準の算定期間若しくは同項第二号の期間又は同項第三号の期間中において事務所、事業所又は寮等を有していた月数を乗じて得た額を十二で除して算定するものとする。この場合における月数は、暦に従つて計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨てる。

4 第二項第一号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、同法に定める日（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号ホ中「資本金等の額が」とあるのは「次項第一号に定める日（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」と、同表の第二号から第五号までの規定中「資本金等の額が」とあるのは「次項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

5 第二項第二号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とあるのは「次項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「第五項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。
6 第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第二目 申告納付並びに更正及び決定

（法人の道府県民税の申告納付）
第五十三条 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。）、第七十四条第三項、第八十八条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十九条（同法第四百四十五条の五において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。）又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式により、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）、第八十八条又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条及び第五十七条第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。）、同法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあっては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の道府県民税の申告書」という。をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第七十一条第一項、第八十八条又は第四百四十四条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六月経過日（当該事業年度（当該法人が同法第二条第十二号の七に規定する通算子

法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同法第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項及び第三十九項において同じ。）の事業年度）開始の日以後六月を経過した日をいう。）の前日までの期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合には、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項又は第四百四十四条の三第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第六十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在地の道府県に納付しなければならない。

2 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第一号に掲げる金額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された法人のうち適格合併（同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により設立されたもの以外のもの）の設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるとき、その効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（以下この項及び第六十項において「六月経過日」という。）において当該通算親法人と

法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同法第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項及び第三十九項において同じ。）の事業年度）開始の日以後六月を経過した日をいう。）の前日までの期間とする。以下法人の道府県民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税額（当該道府県民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合には、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項又は第四百四十四条の三第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第六十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在地の道府県に納付しなければならない。

の間に同法第二条第十二号の七の規定する通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第五十五条第一項において「法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の道府県民税の申告書」という。）を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した道府県民税割額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の道府県民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第六十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該道府県知事に對し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る道府県民税に相当する税額の道府県民税を事務所、事業所又は寮等所在の道府県に納付しなければならない。

3

法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額

を控除した額）を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

4

前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額とは、通算適用前欠損金額に、同項の法人の最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上の最初通算事業年度終了の日がある場合には、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日）における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

一 普通法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第五十五項第四号において同じ。） 同法第六十六条第一項に規定する税率に相当する率

5

協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第五十五項第四号において同じ。） 同法第六十六条第三項に規定する税率に相当する率

第三項の法人を合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（以下この条において「完全支配関係」という。）（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係（以下この条において「相互の関係」という。）に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた通算適用前欠損金額に係る前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（当該被合併法人等が当該控除対象

通算適用前欠損調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものを含む。）に係る通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度について同法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書（第一項の規定により提出すべき申告書（同法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象通算適用前欠損調整額に限るものとし、第三項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済通算適用前欠損調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第三項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済通算適用前欠損調整額（当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「株主等」という。）が二以上ある場合には、当該控除未済通算適用前欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算適用前欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算適用前欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額とみなす。

6

第三項の規定は、同項の法人が通算適用前欠損金額（前項の規定により当該法人の第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額に係る通算適用前欠損金額を除く。）の生じた事業年度後最初の

最初通算事業年度について法人税法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものにつき第三項の規定を適用する場合）は、合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

7

法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた合併等前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第六項又は同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第七項（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により同条第二項の規定が適用されなかつたものをいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）（当該法人が当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項、第九項及び第十項において「合併等事業年度」という。）において当該合併等前欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものを含む。）について同法第五十七条第七項の規定により同条第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該合併等前欠損金額に限るものとし、次項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標

準とすべき法人税額について控除された控除対象合併等前欠損調整額に係る合併等前欠損金額を除く。以下この項において「控除未済合併等前欠損金額」という。があるときは、当該前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済合併等前欠損金額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の事業年度）において生じた合併等前欠損金額とみなす。

8 前項の法人が納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税額の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、前項の規定により当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象合併等前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

9 前二項に規定する控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、第七項の法人の合併等事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

10 第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（同法第六十四条の五第一項に規定する通算対象欠損金額で同項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税額の課税標準となる法人税額に加算対象通算対象欠損調整額を加算するものとする。

12 前項に規定する加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

13 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（同法第六十四条の五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税額の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象通算対象所得調整額を控除するものとする。

14 前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とは、通算対象所得金額に、同項の法人の当該

通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

一 普通法人又は法人税法第六十六条第一項に規定する一般社団法人等 同項に規定する税率に相当する率

二 法人税法第六十六条第三項に規定する公益法人等又は協同組合等 同項に規定する税率に相当する率

15 第十三項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた通算対象所得金額に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額（当該被合併法人等が当該控除対象通算対象所得調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなされたものを含む。）に係る通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象通算対象所得調整額に限るものとし、第十三項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済通算対象所得調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第十三項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

16 第十三項の規定は、同項の法人が通算対象所得金額（前項の規定により当該法人の第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額（以下この項において「控除対象通算対象所得調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額に係る通算対象所得金額を除く。）の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の控除対象通算対象所得調整額とみなされたものにつき第十三項の規定を適用する場合）は、合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

17 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（同法第六十四条の七第一項第二号ハに掲げる金額に同項第三号ロに規定する非特定損金算入割合（第十九項において「非特定損金算入割合」という。）を乗じて計算した金額（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第一号に規定する場合における当該金額）で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係

る自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

る法人税割の課税標準となる法人税額に計算対象被配賦欠損調整額を加算するものとする。

18 前項に規定する加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

19 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（同法第六十四条の七第一項第二号ニに掲げる金額に非特定損金算入割合を乗じて計算した金額（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第二号イに規定する場合における当該金額）で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項から第二十二項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象配賦欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象配賦欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

20 前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

21 第十九項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有する

ものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた配賦欠損金控除額に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額（当該被合併法人等が当該控除対象配賦欠損調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなされたものを含む。）に係る配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象配賦欠損調整額に限るものとし、第十九項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済配賦欠損調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第十九項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済配賦欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなす。

22 第十九項の規定は、同項の法人が配賦欠損金控除額（前項の規定により当該法人の第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額（以下この項において「控除対象配賦欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象配

賦欠損調整額に係る配賦欠損金控除額を除く。）の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の控除対象配賦欠損調整額とみなされたものにつき第十九項の規定を適用する場合）には、合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

23 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項又は第四百四十四条の三第十一項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）又は当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度（次項において「欠損事業年度」という。）を除く。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法人税法第八十条の規定により法人税額の還付を受けた内国法人 第一項、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第二十五項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。

二 法人税法第四百四十四条の十三の規定により同法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第一項、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第二十五項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。

三 法人税法第四百四十四条の十三の規定により同法第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第一項、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第二十五項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。

24 前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有する

ものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は中間期間（欠損事業年度を除く。以下この項において「前十年内事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなったため、当該被合併法人等が法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人が同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の属する事業年度に係るものを含み、当該被合併法人等が当該法人税額（この項の規定により当該被合併法人等の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額（同法第二十九条に規定する欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る前十年内事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところに

の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度の事業年度）に係る内国法人の控除対象還付法人税額とみなす。

二 外国法人 当該前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）のうち、法人税法第四百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度の事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなし、同法第四百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度の事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

25

第二十三項の規定は、同項の法人が内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（前項の規定により当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを除

く。）の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものにつき第二十三項の規定を適用する場合には、合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

26

法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十九項までにおいて同じ。）又は当該事業年度開始の日の前十年以内に開始した事業年度若しくは中間期間において生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同法第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の第十四項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象還付対象欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象還付対象欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

27

前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期

間後最初に終了する事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

28

第二十六項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日の前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は中間期間（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（当該被合併法人等が当該控除対象還付対象欠損調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものを含む。）に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間について法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象還付対象欠損調整額に限るものとし、第二十六項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付対象欠損調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第二十六項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済還付対象欠損調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付対象欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付対象欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属

一 内国法人 当該前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資

の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度の事業年度）に係る内国法人の控除対象還付法人税額とみなす。

第二十三項の規定は、同項の法人が内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（前項の規定により当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを除く。）の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものにつき第二十三項の規定を適用する場合には、合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

第二十六項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日の前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は中間期間（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（当該被合併法人等が当該控除対象還付対象欠損調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものを含む。）に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間について法人の道府県民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象還付対象欠損調整額に限るものとし、第二十六項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付対象欠損調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第二十六項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済還付対象欠損調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付対象欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付対象欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属

する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付対象欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の「前事業年度」に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とみなす。

29 第二十六項の規定は、同項の法人が還付対象欠損金額（前項の規定により当該法人の第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を除く。）の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の道府県民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものにつき第二十六項の規定を適用する場合）は、合併等事業年度以後において連続して法人の道府県民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

30 第十一項及び第十七項の規定による法人税額への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項の規定による法人税額からの控除については、まず第十一項及び第十七項の規定による加算をし、次に第三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定による控除をした後において、第二十三項及び第二十六項の規定による控除をするものとする。

31 公共法人等は、総務省令で定める様式により、毎年四月三十日まで、前条第二項第三号の期間中の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を、当該期間中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならぬ。

32 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による申告書に係る法人税額（修正申告書の提出があつた場合には、当該申告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合には、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。第三百二十一条の八第三十二項において同じ。）に基づいて算定した道府県民税額が、同法第七十一条第一項又は第四百四十四条の三第一項の規定による申告書に係る法人税額（修正申告書の提出があつた場合には、当該申

告書に係る法人税額をいい、更正又は決定があつた場合には、当該更正又は決定に係る法人税額をいう。第三百二十一条の八第三十二項において同じ。）に基づいて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（予定申告法人にあつては、第一項に基づいて計算して申告納付し、又は申告納付すべき道府県民税額）若しくは第二項に基づいて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき道府県民税額（以下この項及び第五十五条第五項において「道府県民税の中間納付額」という。）に満たないとき、又はないときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する道府県民税の中間納付額若しくは道府県民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

33 第一項、第三十一項及び第三十五項の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書（第一項後段の規定により提出があつたものとみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、第五十五条第四項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第一項、第三十一項及び第三十五項の規定により申告書を提出し、並びにその申告した道府県民税額を納付することができ。

34 第一項、第二項、第三十一項、前項若しくはこの項の規定により申告書を提出した法人又は第五十五条の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、総務省令で定める様式により、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした道府県知事に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した道府県民税額を納付しなければならぬ。

一 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された道府県民税額に不足額があるとき。

二 先の申告書に納付すべき道府県民税額を記載しなかつた場合又は納付すべき道府県民税額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき道府県民税額があるとき。

35 第一項又は第二項の法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことにより、当該法人が前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該法人は、当該修正申告により増加した法人税額又は当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を納付すべき日まで、同項の規定により申告納付しなければならぬ。

36 道府県は、内国法人が各事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の同条第四項に規定する控除対象所得税額等相当額のうち、同項に規定する法人税額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）又は前二項の規定により申告納付すべき法人税額から控除するものとする。

37 道府県は、内国法人が各事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第三項及び第九項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の同条第三項に規定する控除対象所得税額等相当額のうち、同項に規定する法人税額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を当該事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税額から控除するものとする。

38 道府県は、内国法人又は外国法人が、外国の法令により課される法人税若しくは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項の控除限度額又は同法第百四十四条の第二項の控除限度額及び地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額が

あるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税額（外国法人にあつては、法人税法第四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除するものとする。

39 前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第十二条第二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項から第四十八項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算税法人の事業年度終了の日に終了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（第二十四条第五項に規定する公益法人等をいう。第四十二項及び第四十八項において同じ。）に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項から第四十一項までにおいて「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除をされるべき金額をいう。以下この項から第四十二項までにおいて同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第一項の規定による申告書（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項から第四十一項までにおいて同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

40 前項の通算法人の適用事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合においては、当該適用事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 法人税法第六十九条第十六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

二 法人税法第六十九条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

三 地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

41 (同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。)
適用事業年度について前項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

42 道府県は、通算法人(通算法人であつた内国法人(公益法人等)に該当することとなつた内国法人を除く。)を含む。次項から第四十五項までにおいて同じ。)の各事業年度(以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。)において、過去適用事業年度(当該対象事業年度開始の前日に開始した各事業年度で第三十九項の規定の適用を受けた事業年度をいう。以下この項及び第四十五項第一号において同じ。)における税額控除額(当該対象事業年度開始の前日に開始した各事業年度(以下この項において「対象前各事業年度」という。)において、当該過去適用事業年度に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。)が過去当初申告税額控除額(当該過去適用事業年度の第一項の規定による申告書(法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。))に添付された書類に当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額(当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る第三十四項に規定する申告書に添付された書類のうち、最も新しいものに当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正のうち、最も新しいものに係る当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額とされた金額)をいう。以下この項及び次項において同じ。)を超える場合には、政令で定めるところにより、税額控除不足額相当額(当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第四十四項から第四十六項までにおいて同じ。)を当該対象事業年度の第一項(予定申告法人に係るものを除く。)、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

43 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第一項(予定申告法人に係るものを除く。)、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額(当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項から第四十六項までにおいて同じ。)を加算した金額とする。

44 前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額(それぞれ当該対象事業年度の第一項の規定による申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。))又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。))に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。))と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

45 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。
一 対象事業年度において第四十二項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額

相当額又は第四十三項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第四十項の規定の適用がある場合
二 法人税法第六十九条第二十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)

46 三 地方税法第十二条第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)

47 三 地方税法第十二条第十一項(第一号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の適用がある場合(同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。)

48 第四十二項及び第四十三項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四十二項及び第四十三項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

49 第四十二項及び第四十三項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

50 第四十二項及び第四十三項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

51 第四十二項及び第四十三項の規定は、通算法人が公益法人等に該当することとなつた場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十四項		第十四項	
の各事業年度(以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。)	の各事業年度(以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。)	の各事業年度(以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。)	の各事業年度(以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。)
が合併により解散した場	が合併により解散した場	が合併により解散した場	が合併により解散した場
合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日(翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の前日又はその残余財産の確定	合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日(翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の前日又はその残余財産の確定	合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日(翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の前日又はその残余財産の確定	合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日(翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の前日又はその残余財産の確定

第十四項		第十四項	
の各事業年度(以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。)	の各事業年度(以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。)	の各事業年度(以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。)	の各事業年度(以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。)
が合併により解散した場	が合併により解散した場	が合併により解散した場	が合併により解散した場
合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日(翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の前日又はその残余財産の確定	合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日(翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の前日又はその残余財産の確定	合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日(翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の前日又はその残余財産の確定	合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日(翌日以後に、過去適用事業年度(最終事業年度(その合併の前日又はその残余財産の確定

三 項

度	場合には、当該対象事業年	以後に ときは、最終事業年度

49 法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の各事業年度の開始の日前に開始した事業年度（当該各事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度を含む。）の法人税割額につき道府県知事が法人税に関する法律の規定により更正された法人税割額に基づいて第五十五条第一項又は第三項の規定により更正をした場合において、当該更正につき第五十四項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額（既に第五十五項又は第五十八項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各事業年度（当該更正の日（当該更正が当該各事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度に限り、当該適格合併の日）以後に終了した事業年度に限る。）の法人税割額から控除するものとする。

道府県は、当該道府県内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税割額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額（以下この項及び次項において「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、租税条約の実施に係る還付すべき金額を当該更正の日の属する事業年度開始の日から一年以内に開始する各事業年度（当該更正の日後に当該法人が適格合併により解散を

した場合の当該適格合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度を含む。）の法人税割額（法人税法第七十四条第一項又は第百四十四条の六第一項の規定により申告書を提出すべき事業年度に係る法人税割額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税割額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）から順次控除するものとする。

51 前項に規定する国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税割額を減少させる更正があつた場合において、その更正に係る法人税割額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第五十五条第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

52 前二項の規定は、第五十項の法人が適格合併により解散をした後に、当該法人に係る同項に規定する第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合について準用する。この場合において、第五十項中「当該更正の日」とあるのは「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日」と、「当該法人が」とあるのは「当該合併法人が当該合併法人を被合併法人とする」と読み替えるものとする。

53 第三十六項から第三十八項まで、第四十二項（第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十九項及び第五十項（第五十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による法人税割額からの控除については、まず第三十六項及び第三十七項の規定による控除をし、次に第三十八項及び第四十二項の規定による控除、第四十九項の規定による控除並びに第五十項の規定による控除の順序に控除をするものとする。

54 道府県知事が法人税法第百三十五条第一項又は第五項に規定する更正に係る法人税割額に基づいて第五十五条第一項又は第三項の規定により

更正をした場合（次項及び第五十六項において「道府県知事が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。）は、当該更正に係る事業年度の法人税割額として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるもの（次項から第五十八項までにおいて「仮装経理法人税割額」という。）は、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第五十五条第五項の規定にかかわらず、次項又は第五十八項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないものとする。

55 道府県知事が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度の開始の日（当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限）が到来した場合（当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の道府県民税の確定申告書の提出がなかつた場合には、当該提出期限後の当該法人の道府県民税の確定申告書の提出又は当該法人の道府県民税の確定申告書に係る事業年度の法人税割額についての第五十五条第二項の規定による決定があつた場合）には、道府県知事は、当該更正を受けた法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既にこの項又は第五十八項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第四十九項の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

一 残余財産が確定したこと その残余財産の確定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

二 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたこと その合併の日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

三 破産手続開始の決定による解散をしたこと その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

四 普通法人又は協同組合等が法人税法第二条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこと その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の法人の道府県民税の確定申告書の提出期限

道府県知事が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後一年以内に、道府県知事に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既に前項又は第五十八項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第四十九項の規定により控除された金額を除く。次項及び第五十八項において同じ。）の還付を請求することができる。

一 更生手続開始の決定があつたこと。
二 再生手続開始の決定があつたこと。
三 前二号に掲げる事実に至る事実として政令で定める事実

57 前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、その還付を受けようとする仮装経理法人税割額、その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を道府県知事に提出しなければならない。

58 道府県知事は、前項の請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした法人に対し、政令で定めるところにより、仮装経理法人税割額を還付し、若しくは当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し、又は請求の理由がない旨を書面により通知するものとする。

59 第五十項（第五十一項（第五十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び第五十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により控除されるべき額で第五十項の規定により控除することができなかつた金額があるときは、道府県は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

60

法人税法第七十一条第一項若しくは第四百四十条の三第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第二項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において当該法人の寮等のみが所在する道府県に對しては、第一項（同法第七十一条第一項又は第四百四十条の三第一項に係る部分に限る。）又は第二項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

61

第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七十四条第一項又は第四百四十条の六第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、同法第七十五条の二第一項（同法第四百四十条の八において準用する場合を含む。）第六十四項及び第六十五条第一項において同じ。）の規定により当該申告書の提出期限が延長された場合（同法第七十五条の二第八項（同法第四百四十条の八において準用する場合を含む。）において準用する同法第七十五条第五項又は同法第七十五条の二第二十一項第二号の規定により当該提出期限の延長がされたものとみなされた場合を含む。）、同法第七十五条の二第五項（同法第四百四十条の八において準用する場合を含む。）の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し若しくは変更の処分があつた場合（同法第七十五条の二第十一項第二号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分についての取消し又は変更の処分があつたものとみなされた場合を含む。）、同法第七十五条の二第七項（同法第四百四十条の八において準用する場合を含む。）、同法第七十五条の二第二十一項第四号の規定により当該届出書を提出したものとみなされた場合を含む。）又は同法第七十五条の二第二十一項第五号若しくは第六号の規定により当該申告書の提出期限の延長の処分が効力を失つた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）に届け出なければならぬ。

62

二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の主たる事務所又は事業所所在地の

道府県知事は、当該法人から前項の規定による届出があつた場合には、その旨を関係道府県知事に通知しなければならない。

63

第六十一項の届出又は前項の通知を受けた道府県知事は、その旨を当該道府県の区域内の関保市町村長に通知しなければならない。

64

法人税法第七十四条第一項又は第四百四十条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものについて、同条第九項（同法第四百四十条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第九項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間内に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することとができる。

65

特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第三十一項又は第三十三項から第三十五項までの規定により、これらの規定による申告書（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第六十七項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の道府県民税の申告については、第一項、第二項、第三十一項及び第三十三項から第三十五項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第六十七項及び第六十八項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第六十七項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（第六十八項及び第八十項において「機構」という。）を経由して行う方法により道府県知事に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分につい

ては、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の総務省令で定める記録用の媒体を道府県知事に提出する方法により、行うことができる。

66

前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一

納税申告書に係る事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二

保険業法に規定する相互会社

三

投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）

四

資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

67

第六十五項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

68

第六十五項本文の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

69

第六十五項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて道府県知事の承認を受けたときは、当該道府県知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。

70

法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第六十五項の内国法人が、同条第一項の承認を受け、又は同条第三項の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日まで、又は納税申告書に添付して当該提出期限ま

で、道府県知事に提出した場合における当該税務署長が同条第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う第六十五項の申告についても、同様とする。

71

前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は第三十一項若しくは第三十五項の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを道府県知事に提出しなければならない。

72

道府県知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないとき、その申請を却下することができる。

73

道府県知事は、第七十項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第六十九項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に對し、書面によりその旨を通知しなければならない。

74

第七十項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第六十九項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第七十一項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第六十九項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

75

道府県知事は、第六十九項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。

76

道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に對し、書面によりその旨を通知しなければならない。

77

道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に對し、書面によりその旨を通知しなければならない。

78

道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に對し、書面によりその旨を通知しなければならない。

79

道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に對し、書面によりその旨を通知しなければならない。

80

道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に對し、書面によりその旨を通知しなければならない。

76 第六十九項の規定の適用を受けている内国法人は、第六十五項の申告につき第六十九項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を道府県知事に提出しなければならない。

77 第六十九項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第七十四項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第六十九項前段の期間内に行う第六十五項の申告については、第六十九項前段の規定は、適用しない。

78 第六十九項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第七十六項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の五第三項若しくは第六項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第六十九項後段の期間内に行う第六十五項の申告については、第六十九項後段の規定は、適用しない。

79 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、第六十五項の内国法人で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認めるものが多数に上ると認めるときは、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる期間を指定することができる。

80 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、道府県知事及び機構に通知しなければならない。

81 前項の規定による告示があつたときは、第六十九項の規定にかかわらず、総務大臣が第七十九項の規定により指定する期間内に行う第六十五項の申告については、同項から第六十八項までの規定は、適用しない。

82 法人税割の課税標準となる法人税額から控除すべき金額の計算に関する事項、その控除の手續その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(更正の請求の特例)

第五十三条の二 前条第一項、第二項又は第三十

項の申告書に提出した法人は、当該申告書に係る法人税割額の計算の基礎となつた法人税の額について国の税務官署の更正を受けたことに伴い当該申告書に係る法人税割額の課税標準となる法人税額又は法人税割額が過大となる場合には、国の税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、総務省令の定めるところにより、道府県知事に對し、当該法人税額又は法人税割額につき、更正の請求をすることができ、この場合においては、第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

第五十三条の三 正当な事由がなく第五十三

条第一項、第二項又は第三十一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができ、

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む）又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（法人の道府県民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第五十四条 第五十三条第一項に規定する法人

税第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り）又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り）を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告書又はこれに係る同条第三十四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に對し、同項の罰金刑を科する。

（法人の道府県民税の更正及び決定）

第五十五条 道府県知事は、第五十三条の規定に

よる申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税割額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額（確定法人税額）という。以下この項から第三項までにおいて同じ。若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税割額若しくは法人税に對し、修正申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額が同条第一項若しくは第二項に基づいて計算した額と異なることを発見したとき、第五十八条の規定により確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

2 道府県知事は、納税者が第五十三条第一項又は第三十一項の規定による申告書を提出しなかつた場合（同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額並びに法人税割額及び均等割額を決定するものとする。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定

による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税割額がその調査によつて、確定法人税額若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税割額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税割額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

4 道府県知事は、前三項の規定により更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

5 第五十三条第三十二項の規定は、第一項から第三項までの規定により更正し、又は決定した道府県民税額が、当該事業年度分に係る道府県民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税の徴収猶予）

第五十五条の二 道府県知事は、法人が法人税法

第三百三十九条第一項に規定する租税条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に對し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に對する申立てが行われた場合」という。）又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に對し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（次条において「条約相手国等の権限ある当局に對する申立てが行われた場合」という。）には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第三項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）に基づいて第五十三条第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額又は当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額を限度として、第五十三条第三十五項又は第五十六条第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて道府県知

事が前条第一項又は第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がある場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時にあって当該法人税額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額若しくは当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第六十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴収しなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条の二の二、第十五条の二の三、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。

二 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

三 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他の担保を確保するため必要なる行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

四 新たにその猶予に係る法人税額割以外の当該道府県に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（道府県知事がやむを得ない理由があるときと認めるときを除く。）。

五 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないときと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税額に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

（法人の道府県民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第五十五条の三 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合において、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合において、これらの申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局

に対する申立てが行われた場合において、これらの申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

5 前各項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、第一項から第三項までに規定する事項を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

（法人の道府県民税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第五十六条 道府県の徴税吏員は、第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第五十三条第一項、第二項又は第三十一項の納期限（同条第三十五項の申告納付に係る法人税額に係る不足税額がある場合には、同条第一項又は第二項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第四項第一号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間について、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 前項の場合において、第五十五条第一項又は第三項の規定による更正の通知をした日が第五十三条第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日

の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第二項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る道府県民税について第五十三条第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る道府県民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間

5 道府県知事は、納税者が第五十五条第一項若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第二項の延滞金額を減免することができる。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の道府県民税の申告納付)

第五十七条 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人(予定申告法人及び第五十三条第二項の規定により申告書を提出すべき法人を除く。)が同条(同条第一項後段を除く。)の規定により法人の道府県民税を申告納付する場合に、当該法人の法人税額を関係道府県に分割し、その分割した税額を課税標準とし、関係道府県ごとに法人税額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならぬ。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 前項の規定による分割は、関係道府県ごとに、法人税額の課税標準の算定期間中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数に按分して行うものとする。

3 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数(その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。)を同項に規定する従業者の数とみなす。

一 法人税額の課税標準の算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 法人税額の課税標準の算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 法人税額の課税標準の算定期間を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 前各項に定めるもののほか、法人税額の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正又は決定)

第五十八条 前条第一項の法人が第五十三条の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載された関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合(課税標準とすべき法人税額を分割しなかつた場合を含む。)においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がこれを修正するものとする。

2 前項の道府県知事は、同項の法人が第五十三条の規定による申告書を提出しなかつた場合(同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。)には、関係道府県ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第一項の道府県知事は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、これを修正するものとする。

4 前条又は前三項の場合において、関係道府県ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なると認める関係道府県知事は課税標準とすべき法人税額が分割されていなくとも認められる関係道府県知事は、第一項の道府県知事に対し、その修正を請求しなければならない。

5 第一項の道府県知事は、前項の請求を受けた場合には、その請求を受けた日から三十日以内に前条又は第一項、第二項若しくは第三項の規定により関係道府県ごとに分割された法人税額又は分割されなかつた法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をしなければならない。

6 第一項の道府県知事は、同項、第二項、第三項若しくは前項の規定により法人税額の分割の

基準となる従業者数を修正し若しくは決定した場合又は前項の規定により当該従業者数を修正する必要がある旨の決定をした場合には、遅滞なく、関係道府県知事及び当該納税者にその旨を通知しなければならない。

(関係道府県知事に不服がある場合の措置)

第五十九条 前条第六項の通知に係る同条第一項の道府県知事の処分不服がある関係道府県知事は、総務大臣に対し、決定を求める旨を申し出ることができる。

2 総務大臣は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に、その決定をしなければならない。

3 総務大臣は、前項の決定をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 総務大臣は、第二項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び当該納税者に通知しなければならない。

5 前項の通知を郵便又は信書便をもつて送付した場合においてその到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、道府県知事が到達した日を立証することができるときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とみなす。

6 第二項の規定による総務大臣の決定について違法があると認める道府県知事は、その決定の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

第六十条 削除

(法人の道府県民税の減免)

第六十一条 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人の道府県民税の減免を必要とすると認める者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、法人の道府県民税を減免することができる。

(法人の道府県民税の脱税に関する罪)

第六十二条 偽りその他不正の行為により法人の道府県民税(法人税額にあつては、法人税額に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものとし、第五十三条第一項の規定により法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書(同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。)又は同法第一百四十四条の三第一項の規定による

法人税に係る申告書(同法第一百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。)を提出する義務がある法人が第五十三条第一項の申告又はこれに係る同条第三十四項の申告により納付すべきものを除く。第三項において同じ。)の全部又は一部を免れた場合には、法人の代表者(人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項において同じ。)、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第五十三条第一項、第二項又は第三十一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、法人の道府県民税の全部又は一部を免れた場合においては、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者(人格のない社団等の管理人を含む。)又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項又は第三項の違反行為につき法人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

7 人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（法人税に関する書類の供覧等）

第六十三条 道府県知事が法人の道府県民税の賦課徴収について、政府に対し、法人税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、法人税に係る更正又は決定の通知をした場合には、遅滞なく、当該更正又は決定に係る所得の金額及び法人税額を当該更正又は決定に係る法人税額の課税標準の算定期間の末日における当該法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所）所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を関係道府県知事に通知しなければならない。

4 前二項の通知を受けた道府県知事は、遅滞なく、当該通知に係る法人税額等を当該道府県の区域内の関係市町村長に通知しなければならない。

（納期限後に納付する法人の道府県民税に係る延滞金）

第六十四条 法人の道府県民税の納税者は、第五十三条第一項、第二項若しくは第三十一項の納期限後にその税金を納付する場合又は同条第三十四項に規定する申告書に係る税金を納付する場合には、それぞれこれらの税額に、その納期限（同項に規定する申告書に係る税金を納付する場合）には、当該税金に係る同条第一項、第二項又は第三十一項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第一号及び第三項第一号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 第五十三条第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書に係る税額（次号に掲げるものを除く。） 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日

二 第五十三条第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から一月を経過する日

三 第五十三条第三十四項に規定する申告書に係る税額 同項の規定により申告書を提出した日（同条第三十五項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。）又は当該申告書を提出した日の翌日から一月を経過する日

2 前項の場合において、法人が第五十三条第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後に同条第三十四項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日（第五十三条第三十五項の規定の適用がある場合）において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 第一項の場合において、第五十三条第三十四項に規定する申告書（以下この項において「修正申告書」という。）の提出があつたとき（当該修正申告書に係る道府県民税について同条第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲

げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る道府県民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（第五十三条第三十五項の規定の適用がある場合）において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限）までの期間

4 道府県知事は、納税者が第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、同項の延滞金額を減免することができる。

（法人の道府県民税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第六十五条 法人税法第七十四条第一項又は第四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間でその適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合）には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第五十六条第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第六十五条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により道府県民税を免れた法人が第五十五条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る道府県民税その他政令で定める道府県民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（法人の道府県民税に係る督促）

第六十六条 法人の道府県民税の納税者が納期限（第五十五条の規定による更正又は決定があつた場合）においては、不足税額の納期限をい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下法人の道府県民税について同じ。）までに法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴収吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 第十五条の四第一項の規定によつて徴収猶予をした道府県民税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（法人の道府県民税に係る督促手数料）

第六十七条 道府県の徴収吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（法人の道府県民税に係る滞納処分）

第六十八条 法人の道府県民税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえないければならない。

- 一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 三 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。
- 四 法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。
- 五 滞納者の財産につき強制換価手續が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法（平成十六年法律第七十五号）第一百四十四条第一号に掲げる請求権に係る法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合）には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなればならない。
- 六 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差し押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差し押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ。
- 七 前各項に定めるものその他法人の道府県民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

第六十九條 法人の道府県民税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損

壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 二 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。
- 三 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 四 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。
- 五 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第一百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。
- 二 第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第一百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 三 第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第一百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

二 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

- 三 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
- （国税徴収法の例による法人の道府県民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）
- 第七十一条 第六十八条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
- 第七十一条の二から第七十一条の四まで 削除
- 第四目 課税標準及び税率
- （利子割の課税標準）
- 第七十一条の五 利子割の課税標準は、支払を受けるべき利子等の額とする。
- 二 前項の利子等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。（利子割の税率）
- 第七十一条の六 利子割の税率は、百分の五とする。
- 二 租税特別措置法第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受ける利子、収益の分配又は差益に対する利子割の税率は、百分の五とする。
- 三 前項に定めるもののほか、同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 第七十一条の七 削除
- （国外一般公社債等の利子等に係る外国税額控除）
- 第七十一条の八 利子割の納税義務者が国外一般公社債等の利子等又は国外私募公社債等運用投資信託等の配当等につきその支払の際に所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）を課された場合にお

- いて、当該外国所得税の額が租税特別措置法第三條の三第四項第一号又は第八條の三第四項第一号の規定により所得税の額から控除することとされた額を超えるときは、当該超える金額は、当該納税義務者の第七十一条の五及び第七十一条の六の規定を適用した場合の利子割の額を限度として当該利子割の額から控除するものとする。この場合において、当該納税義務者に対する第三十七條の三及び第三百十四條の八の規定の適用については、当該外国所得税の額は、ないものとする。
- ### 第二目 徴収
- #### （利子割の徴収の方法）
- #### 第七十一条の九 利子割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。
- #### （利子割の特別徴収の手續）
- #### 第七十一条の十 利子割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、利子等の支払又はその取扱いをする者が道府県内に第二十四條第八項に規定する営業所等を有するものを当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収せなければならない。
- 二 前項の特別徴収義務者は、利子等の支払の際（特別徴収義務者が利子等の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る利子等の交付の際）、その利子等について利子割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、総務省令で定める様式によつて、その徴収すべき利子割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。この場合において、道府県知事に提出すべき納入申告書には、総務省令で定める計算書を添付しなければならない。
 - 第七十一条の十一 道府県知事は、前条第二項の規定による納入申告書（以下本款において「納入申告書」という。）の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。
 - 二 道府県知事は、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定する。
 - 三 道府県知事は、前二項又は本項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額に

ついで、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合には、これを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（利子割に係る不足金額及びその延滞金の徴収）

第七十一条の十二 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。以下本款において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足金額に第七十一条の十第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第七十一条の十九第一項を除き、以下本款において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納入する利子割に係る納入金の延滞金）

第七十一条の十三 利子割の特別徴収義務者は、第七十一条の十第二項の納期限後にその納入金を納入する場合には、当該納入金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が第七十一条の十第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（利子割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七十一条の十四 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限

後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る利子割について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該利子割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

- 一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十一条の十一第二項の規定による決定があつた場合
- 二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があつた場合
- 三 第七十一条の十一第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該利子割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

- 一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合
- 二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合
- 三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る利子割について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限り。次号において同じ。）又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、利子割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る利子割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した利子割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限り。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る利子割について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意

思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。(利子割に係る納入金の重加算金)

第七十一条の十五 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならぬ。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならぬ。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第二号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基つき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、利子割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の十一第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る利子割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した利子割について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第六項に規定する事由があるときは、当該納入申告書に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならぬ。

第七十一条の十六 第七十一条の十二第二項の規定により徴収して納入すべき利子割の納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第三項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三目 督促及び滞納処分

（利子割に係る督促）

第七十一条の十七 特別徴収義務者が納期限（第七十一条の十一第一項から第三項までの規定に

よる更正又は決定があつた場合には、第七十一条の十二第二項の納期限。以下本款において同じ。）までに利子割に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発生しなければならぬ。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（利子割に係る督促手数料）

第七十一条の十八 道府県の徴税吏員は、督促状を発生した場合には、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（利子割に係る滞納処分）

第七十一条の十九 利子割に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該利子割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発生した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る利子割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに利子割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 利子割に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第十四条第一号に掲げる請求権に係る利子割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る利子割に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合に

において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、利子割に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

（利子割に係る滞納処分に関する罪）

第七十一条の二十 利子割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分をし、又はその財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第七十一条の二十一 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（国税徴収法の例による利子割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十一条の二十二 第七十一条の十九第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の二十三から第七十一条の二十五まで 削除

第四目 市町村に対する交付

第七十一条の二十六 道府県は、当該道府県に納入された利子割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該市町村に係る個人の道府県

民税の額を基礎として政令で定めるところにより計算した額で按分して交付するものとする。

2 前項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

第五款 特定配当等に係る道府県民税

第一目 課税標準及び税率

第七十一条の二十七 配当割の課税標準は、支払を受けるべき特定配当等の額とする。

2 前項の特定配当等の額は、所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例によつて算定する。

（配当割の税率）

第七十一条の二十八 配当割の税率は、百分の五とする。

（国外株式の配当等に係る課税標準）

第七十一条の二十九 特定配当等のうち租税特別措置法第三条の三第四項第二号に規定する国外一般公社債等の利子等以外の国外公社債等の利子等、同法第八条の三第四項第二号に規定する国外投資信託等の配当等、同法第九条の二第二項に規定する国外株式の配当等又は同法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額に係るもの（以下この条及び第七十一条の三十一において「国外特定配当等」という。）の支払の際に徴収される所得税法第九十五条第一項に規定する外国所得税（政令で定めるものを含む。）の額があるときは、第七十一条の二十七第一項に規定する支払を受けるべき特定配当等の額は、当該国外特定配当等の額から当該外国所得税の額に相当する金額を控除した後の金額とする。

第二目 徴収

第七十一条の三十 配当割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

（配当割の特別徴収の手続）

第七十一条の三十一 配当割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、特定配当等の支払を受けるべき日現在において道府県内に住所を有する個人に対して特定配当等の支払をする者（当該特定配当等が国外特定配当等、租税特別措置法第九条の三の二第一項に規定する上場株式等の配当等（次項において「上場株式等の配当等」という。）又は同法第四十一条の十二の二第三項に規定する特定割引債の償還金

に係る差益金額（次項において「償還金に係る差益金額」という。）である場合において、その支払を取り扱う者があるときは、その者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、特定配当等の支払の際（特別徴収義務者が国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の支払を取り扱う者である場合には、当該取扱いに係る国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額の交付の際、その特定配当等について配当割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、総務省令で定める様式によつて、その徴収すべき配当割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書（以下この款において「納入申告書」という。）を当該特定配当等の支払を受ける個人が当該特定配当等の支払を受けるべき日現在における当該個人の住所所在の道府県の知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。この場合において、当該道府県知事に提出すべき納入申告書には、総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（配当割に係る更正又は決定）

第七十一条の三十二 道府県知事は、前条第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事は、前二項又は本項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額に、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合に、これを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（配当割に係る不足金額及びその延滞金の徴収）

第七十一条の三十三 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額を

いう。以下本款において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足金額に第七十一条の三十一第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第七十一条の四十第一項を除き、以下本款において同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日に数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納入する配当割に係る納入金の延滞金）

第七十一条の三十四 配当割の特別徴収義務者は、第七十一条の三十一第二項の納期限後にその納入金を納入する場合には、当該納入金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日に数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が第七十一条の三十一第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（配当割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七十一条の三十五 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、第三項ただし書又は第九項の規定の適用があるときを含む。次項において同じ。）において、第七十一条の三十二第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（次項において「対象不足金額」という。）に百分の十の

割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る配当割について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該配当割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額（同項に規定する納入すべき税額に当該超過する部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十一条の三十二第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七十一条の三十二第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十一条の三十二第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

4 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第九項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第六項において同じ。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定す

る更正前にされた当該配当割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額（その超過する部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額に当該超過する部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 第三項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあつたときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額を加算してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

6 第三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第三項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る配当割について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、配当割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る配当割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した配当割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認められる場合

7 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る配当割について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第三項に規定する不申告加算金額は、同項から第五項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

8 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第三項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

9 第三項の規定は、第七項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。（配当割に係る納入金の重加算金）

第七十一条の三十六 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額

の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定による加算後の金額）に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第三項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、配当割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る配当割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した配当割について、特定不申告加算金等を徴収されたこ

とがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第七項に規定する事由があるときは、当該納入申告書に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(配当割の脱税に関する罪)

第七十一条の三十七 第七十一条の三十一第二項の規定により徴収して納入すべき配当割の納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができ。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第三項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三目 督促及び滞納処分

(配当割に係る督促)

第七十一条の三十八 特別徴収義務者が納期限(第七十一条の三十二第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第七十一条の三十三第一項の納期限。以下本款において同じ。)までに配当割に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏

員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならぬ。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(配当割に係る督促手数料)

第七十一条の三十九 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合に、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(配当割に係る滞納処分)

第七十一条の四十 配当割に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該配当割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る配当割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに配当割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 配当割に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関(破産法第百四十四条第一号に掲げる請求権に係る配当割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る配当割に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがさ

れているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えにより行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、配当割に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(配当割に係る滞納処分に関する罪)

第七十一条の四十一 配当割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十一条の四十二 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条の第四十六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七十一条の第四十六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類(同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七十一条の第四十六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国税徴収法の例による配当割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十一条の四十三 第七十一条の第四十六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の四十四から第七十一条の四十六まで 削除

第四目 市町村に対する交付

第七十一条の四十七 道府県は、当該道府県に納入された配当割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村(特別区を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を基礎として政令で定めるところにより計算した額で按分して交付するものとする。

2 前項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

第六款 特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税

第一目 課税標準及び税率

(株式等譲渡所得割の課税標準)

第七十一条の四十八 株式等譲渡所得割の課税標準は、特定株式等譲渡所得金額とする。

(株式等譲渡所得割の税率)

第七十一条の四十九 株式等譲渡所得割の税率は、百分の五とする。

第二目 徴収

(株式等譲渡所得割の徴収の方法)

第七十一条の五十 株式等譲渡所得割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(株式等譲渡所得割の特別徴収の手続)

第七十一条の五十一 株式等譲渡所得割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において道府県に住所を有する個人に対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするものを当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収せなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、特定株式等譲渡対価等の支払をする際、株式等譲渡所得割を徴収し、その徴収の日の属する年の翌年の一月十日(政令で定める場合)にあつては、政令で定める日)までに、総務省令で定める様式によつて、その徴収すべき株式等譲渡所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書(以下この款において「納入申告書」という。)を当該特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人が当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における当該個人の住所所在の道府県の知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。この場合において、当該道府県知事に提出すべき納入申告書には、総務省令で定める計算書を添付しなければならない。

3 第一項の特別徴収義務者は、租税特別措置法第三十七条の十一の四第三項に規定する場合には、その都度、同項に規定する満たない部分の

金額又は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費用の金額が選択口座においてその年最後に行われた同条第二項に規定する対象譲渡等に係る同項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額)に百分の五を乗じて計算した金額に相当する株式等譲渡所得割を還付しなければならない。

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(株式等譲渡所得割に係る更正又は決定)

第七十一条の五十二 道府県知事は、前条第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 道府県知事は、前二項又は本項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合には、これを更正する。

道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(株式等譲渡所得割に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第七十一条の五十三 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。以下本款において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足金額に第七十一条の五十一第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第七十一条の六十第一項を除き、以下本款において同じ。)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間)については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入する株式等譲渡所得割に係る納入金の延滞金)

第七十一条の五十四 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、第七十一条の五十一第二項の納期限後にその納入金を納入する場合には、当該納入金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント

(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間)については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が第七十一条の五十一第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(株式等譲渡所得割に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第七十一条の五十五 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、第三項ただし書又は第九項の規定の適用があるときを含む。次項において同じ。)において、第七十一条の五十二第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正による不足金額(次項において「対象不足金額」という。)に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る株式等譲渡所得割について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該株式等譲渡所得割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額)に百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する金額)を加算して納入しなければならない。

額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるとときは、同項に規定する過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十一条の五十二第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七十一条の五十二第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十一条の五十二第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

4 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第九項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第六項において同じ。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該株式等譲渡所得割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。)を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部

分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 第三項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

6 第三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第三項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る株式等譲渡所得割について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、株式等譲渡所得割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る株式等譲渡所得割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した株式等譲渡所得割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限り。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

7 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る株式等譲渡所得割について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第三項に規定する不申告加算金額は、同項から第五項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

8 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第三項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

9 第三項の規定は、第七項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。（株式等譲渡所得割に係る納入金の重加算金）

第七十一条の五十六 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定による加算後の金額）に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第三項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、

て、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、株式等譲渡所得割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る株式等譲渡所得割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した株式等譲渡所得割について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第七項に規定する事由があるときは、当該納入申告書に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（株式等譲渡所得割の脱税に関する罪）
第七十一条の五十七 第七十一条の五十一第二項の規定により徴収して納入すべき株式等譲渡所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第三目 督促及び滞納処分

（株式等譲渡所得割に係る督促）
第七十一条の五十八 特別徴収義務者が納期限（第七十一条の五十二第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合には、第七十一条の五十三第一項の納期限。以下本款において同じ。）までに株式等譲渡所得割に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（株式等譲渡所得割に係る督促手数料）
第七十一条の五十九 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合に、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（株式等譲渡所得割に係る滞納処分）
第七十一条の六十 株式等譲渡所得割に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該株式等譲渡所得割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその

督促に係る株式等譲渡所得割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに株式等譲渡所得割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 株式等譲渡所得割に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の第二項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第百四十四条第一号に掲げる請求権に係る株式等譲渡所得割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る株式等譲渡所得割に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることが第三項の場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えにより行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、株式等譲渡所得割に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する罪)
第七十一条の六十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽って増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

5 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
(国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)
第七十一条の六十二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十一条の六十第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七十一条の六十第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七十一条の六十第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。
(国税徴収法の例による株式等譲渡所得割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)
第七十一条の六十三 第七十一条の六十第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に對して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十一条の六十四から第七十一条の六十六まで 削除
第四目 市町村に対する交付
第七十一条の六十七 道府県は、当該道府県に納入された株式等譲渡所得割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の五分の三に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に對し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額を基礎として政令で定めるところにより計算した額で按分して交付するものとする。

2 前項の当該市町村に係る個人の道府県民税の額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。
第二節 事業税
第一款 通則
(事業税に関する用語の意義)
第七十二条 事業税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 付加価値割 付加価値額により法人の行う事業に對して課する事業税をいう。
二 資本割 資本金等の額により法人の行う事業に對して課する事業税をいう。
三 所得割 所得により法人の行う事業に對して課する事業税をいう。
四 収入割 収入金額により法人の行う事業に對して課する事業税をいう。
五 恒久的施設 次に掲げるものをいう。ただし、我が国が締結した租税に関する二重課税

の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、当該条約の適用を受ける国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人については、当該条約において恒久的施設と定められたもの（国内にあるものに限る。）とする。

イ 外国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内にある支店、工場その他事業を行う一定の場所政令で定めるもの。

ロ 外国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人の国内にある建設若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供を行う場所その他これに準ずるものとして政令で定めるもの。

ハ 外国法人又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人が国内に置く自己のために契約を締結する権限のある者その他これに準ずる者で政令で定めるもの。
(事業税の納税義務者等)
第七十二条の二 法人の行う事業に對する事業税は、法人の行う事業に對し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額により事務所又は事業所所在の道府県において、その法人に課する。

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる法人以外の法人 付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額
ロ 第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第四項に規定する人格のない社団等、第五項に規定するみなし課税法人、投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人をいう。第七十二条の三十二第二項第三号において同じ。）、特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。第七十二条の三十二第二項第四号において同じ。）並びに一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二

の回避又は脱税の防止のための条約において次に掲げるものと異なる定めがある場合には、当該条約の適用を受ける国内（この法律の施行地をいう。以下この号において同じ。）に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。）又は国内に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人については、当該条約において恒久的施設と定められたもの（国内にあるものに限る。）とする。

条第九号の二に規定する非営利型法人をい
う。以下この号において同じ。）に該当す
るものを除く。）及び一般財団法人（非営
利型法人に該当するものを除く。）並びに
これらの法人以外の法人で資本金の額若し
くは出資金の額が一億円以下のもの又は資
本若しくは出資を有しないもの 所得割額
電気供給業（次号に掲げる事業を除く。）
ガス供給業のうちガス事業法（昭和二十九
年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一
般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特
定ガス導管事業（以下この節において「導管
ガス供給業」という。）、保険業並びに貿易保
険業 収入割額

三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和三十
九年法律第七十号）第二条第一項第二号に
規定する小売電気事業（これに準ずるもの
として総務省令で定めるものを含む。以下この
節において「小売電気事業等」という。）、同
項第十四号に規定する発電事業（これに準ず
るものとして総務省令で定めるものを含む。
以下この節において「発電事業等」という。）
及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給
事業（以下この節において「特定卸供給事
業」という。） 次に掲げる法人の区分に応
じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる法人以外の法人 収入割額、
付加価値割額及び資本割額の合算額
ロ 第一号ロに掲げる法人 収入割額及び所
得割額の合算額

四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十
項に規定するガス製造事業者（同法第五十四
条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に
係る同法第三十八条第二項第四号の供給区域
内においてガス製造事業（同法第二条第九項
に規定するガス製造事業をいう。）を行う者
に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除
く。第七十二条の二十四の二第一項及び第七
十二条の二十四の七第四項において「特定ガ
ス供給業」という。） 収入割額、付加価値割
額及び資本割額の合算額

2 前項の規定を適用する場合において、資本金
の額又は出資金の額が一億円以下の法人である
かどうか及び資本又は出資を有しない法人である
かどうかの判定は、各事業年度終了の日（第
七十二条の二十六第一項ただし書の規定により
申告納付すべき事業税にあつては同項に規定す

る六月経過日の前日、第七十二条の二十九第一
項、第三項又は第五項の規定により申告納付す
べき事業税にあつてはその解散の日）の現況に
よるものとする
3 個人の行う事業に対する事業税は、個人の行
う第一種事業、第二種事業及び第三種事業に対
し、所得を課税標準として事務所又は事業所所
在の道府県において、その個人に課する。
4 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人
の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信
託（法人税法第二条第二十九号の二に規定する
法人課税信託をいう。以下この節において同
じ。）の引受けを行うもの（当該社団又は財団
で収益事業を廃止したものを含む。以下事業税
について「人格のない社団等」という。）は、
法人とみなして、この節（第七十二条の三十二
を除く。）の規定を適用する。
5 法人課税信託の引受けを行う個人（以下この
節において「みなし課税法人」という。）には、
第三項の規定により個人の行う事業に対する事
業税を課するほか、法人とみなして、法人の行
う事業に対する事業税を課する。
6 外国法人又はこの法律の施行地に主たる事務
所若しくは事業所を有しない個人の行う事業に
対するこの節の規定の適用については、恒久的
施設をもつて、その事務所又は事業所とする
7 事務所又は事業所を設けないで行う第一種事
業、第二種事業及び第三種事業については、そ
の事業を行う者の住所又は居所のうちその事業
と最も関係の深いものをもつて、その事務所又
は事業所とみなして、事業税を課する。
8 第三項の「第一種事業」とは、次に掲げるも
のをいう。
一 物品販売業（動植物その他通常物品といわ
ないものの販売業を含む。）
二 保険業
三 金銭貸付業
四 物品貸付業（動植物その他通常物品といわ
ないものの貸付業を含む。）
五 不動産貸付業
六 製造業（物品の加工修理業を含む。）
七 電気供給業
八 土石採取業
九 電気通信事業（放送事業を含む。）
十 運送業
十一 運送取扱業
十二 船舶定係場業

十二 倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管
する業を含む。）
十三 駐車場業
十四 請負業
十五 印刷業
十六 出版業
十七 写真業
十八 席貸業
十九 旅館業
二十 料理店業
二十一 飲食店業
二十二 周旋業
二十三 代理業
二十四 仲立業
二十五 問屋業
二十六 問替業
二十七 公衆浴場業（第十項第二十号に掲げる
ものを除く。）
二十八 演劇興行業
二十九 遊技場業
三十 遊覧所業
三十一 前各号に掲げる事業に類する事業で政
令で定めるもの
9 第三項の「第二種事業」とは、次に掲げるも
ので政令で定める主として自家労力を用いて行
うもの以外のものをいう。
一 畜産業（農業に付随して行うものを除く。）
二 水産業（小規模な水産動植物の採捕の事業
として政令で定めるものを除く。）
三 前二号に掲げる事業に類する事業で政令で
定めるもの（農業を除く。）
10 第三項の「第三種事業」とは、次に掲げるも
のをいう。
一 医業
二 歯科医業
三 薬剤師業
四 削除
五 あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅ
う、柔道整復その他の医業に類する事業（両
眼の視力を喪失した者その他これに類する政
令で定める視力障害のある者が行うものを除
く。）
六 獣医業
七 装蹄師業
八 弁護士業
九 司法書士業
十 行政書士業

十一 公証人業
十二 弁理士業
十三 税理士業
十四 公認会計士業
十五 計理士業
十六 社会保険労務士業
十七 コンサルタント業
十八 設計監督者業
十九 不動産鑑定業
十六の二 デザイン業
十七 諸芸術師業
十八 美容業
十九 クリーニング業
二十 公衆浴場業（政令で定める公衆浴場業を
除く。）
二十一 前各号に掲げる事業に類する事業で政
令で定めるもの

11 第四項の収益事業の範囲並びに前項第十五号
の三に掲げる事業及び同項第十六号の三に掲げ
る事業の範囲は、政令で定める。
（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定
の適用）

第七十二条の二の二 法人課税信託の受託者は、
各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属す
る資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられ
る収益及び費用をいう。以下この項から第三項
までにおいて同じ。）及び固有資産等（法人課
税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに
収益及び費用をいう。次項及び第七項において
同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、
この節（前条、次条、第七十二条の三、第七十
二条の四第一項、第七十二条の八から第七十二
条の十一まで、第七十二条の三十七、第七十二
条の三十八、第七十二条の四十九、第七十二
条の四十九の三、第七十二条の四十九の十、第七
十二条の五十六、第七十二条の五十七、第七十
二条の六十、第七十二条の六十四及び第四款を
除く。第三項から第五項まで、第七項及び第八
項において同じ。）の規定を適用する。
2 前項の場合において、各法人課税信託の信託
資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみ
なされた各別の者にそれぞれ帰属するものとす
る。
3 法人税法第四条の三の規定は、受託法人（法
人課税信託の受託者である法人（その受託者が
個人である場合には、当該受託者である個人）

について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）又は法人課税信託の受益者について前二項の規定をこの節において適用する場合について準用する。

4 法人税法第四条の四及び第百五十二条第三項の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

5 所得税法第六条の三の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中個人が行う事業に対する事業税に関する規定において適用する場合について準用する。

6 道府県は、前条第一項第一号イ又は第三号イに掲げる法人で受託法人であるものに對しては、付加価値制及び資本制を課することができない。

7 道府県は、みなし課税法人で受託法人であるものに對しては個人が行う事業に対する事業税を、みなし課税法人で固有法人（法人課税信託の受託者である法人（その受託者が個人である場合には、当該受託者である個人）について、第一項及び第二項の規定により、当該法人課税信託に係る固有資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者である法人をいう。以下この節において同じ。）であるものに對しては法人の行う事業に対する事業税を課することができない。

8 第一項から第四項までの規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の五第二項、第七十二条の十三第三項及び第七十二条の二十六第十一項	人格のない社団等	人格のない社団等であるもの
第七十二条の二十四の四、第七十	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの

二条の二十四の七第一号、第七十二条の二十五第八項及び第十一項、第七十二条の二十六第九項、第七十二条の三十八の二第一項及び第六項並びに第七十二条の四十一の二第一項	その他の法人（第七十二条の二第一項第七号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）	その他の法人（第七十二条の二第一項第七号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第七十二条の二十四の七第一項第三号	合計額	合計額（受託法人であるものにあっては、イに掲げる金額）
第七十二条の二十四の七第三項第一号	法人で	受託法人及び三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第七十二条の二十四の七第五項第二号	特別法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）	特別法人以外の法人（第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で固有法人であるもの）
第七十二条の二十五第一項	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人
同号に掲げる法人	同号に掲げる法人	同号に掲げる法人（同号イに掲げる法人

第七十二条の二十五第九項	法人	法人（同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第七十二条の二十五第十項	法人	法人（同項第三号イに掲げる法人で固有法人であるもの）
第七十二条の二十六第一項	当該法人（固有法人に限り、	当該法人（固有法人に限り、
第七十二条の二十六第二項	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で固有法人であるもの	第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で固有法人であるもの
第七十二条の三十四	法人（	法人（同号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む、
9 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者又は受益者についてこの節の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。	（収益の帰属する者が名義人である場合における事業税の納税義務者）	（収益の帰属する者が名義人である場合における事業税の納税義務者）
第七十二条の三	資産又は事業から生ずる収益が法律上帰属するとみられる者が単なる名義人であつて、当該収益を享受せず、その者以外の者が当該収益を享受する場合においては、当該収益に係る事業税は、当該収益を享受する者に課するものとする。	第七十二条の三 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の

信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益及び費用は当該受益者の収益及び費用とみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（法人税法第二条二十九号に規定する集団投資信託をいう。第三項において同じ。）、退職年金等信託（同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等信託をいう。第三項において同じ。）、特定公益信託等（同法第四項第二号に規定する特定公益信託等をいう。第三項において同じ。）又は法人課税信託の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用については、この限りでない。

2 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

3 法人が受託者となる集団投資信託、退職年金等信託又は特定公益信託等の信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用は、当該法人の各事業年度の所得の金額の計算上、当該法人の資産及び負債並びに収益及び費用でないものとみなして、この節の規定を適用する。

4 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用は、第二項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前三項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（事業税の非課税の範囲）

第七十二条の四 道府県は、国及び次に掲げる法人が行う事業に対しては、事業税を課することができない。

- 一 都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び合併特別区その他政令で定める公共団体
- 二 地方独立行政法人
- 三 法人税法別表第一に規定する独立行政法人
- 二の二 国立大学法人等及び日本司法支援センター
- 三 沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、日本年金機構、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社、地方公共団体金融機構、地方公

共同体情報システム機構、地方税共同機構及び福島国際研究教育機構

四 社会保険診療報酬支払基金、日本放送協会、日本中央競馬会及び日本下水道事業団

二 道府県は、次に掲げる事業に対しては、事業税を課することができない。

一 林業

二 鉱物の掘採事業

三 道府県は、農事組合法人（農業協同組合法第七十二条の十三第一項第一号に掲げる者以外の者を組合員とするものにあつては、政令で定めるものに限る。）で農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項各号に掲げる要件の全てを満たしているものが行う農業に対しては、事業税を課することができない。

（法人の事業税の非課税所得等の範囲）

第七十二条の五 道府県は、次に掲げる法人の事業の所得又は収入金額で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

一 法人税法別表第二に規定する独立行政法人

二 日本赤十字社、医療法人（医療法第四十二条の二第二項に規定する社会医療法人に限る。）、商工会議所及び日本商工会議所、商工会及び商工会連合会、中央労働災害防止協会及び労働災害防止協会、船員災害防止協会、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。）、及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人及び私立学校法第六十四条第四項の法人、職業訓練法人、中央職業能力開発協会及び都道府県職業能力開発協会並びに労働者協同組合（労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）第九十四条の三第二号に規定する特定労働者協同組合に限る。）

三 弁護士会及び日本弁護士連合会、日本弁護士会、司法書士会及び日本司法書士会連合会、土地家屋調査士会及び日本土地家屋調査士会連合会、行政書士会及び日本行政書士会連合会、日本公認会計士協会、税理士会及び日本税理士会連合会、社会保険労務士会及び全国社会保険労務士会連合会並びに水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）に規定する水先人会及び日本水先人会連合会

四 法人である労働組合及び職員団体等に対する法人格の付与に関する法律に基づく法人である職員団体等

五 漁船保険組合、漁業信用基金協会、信用保証協会、農業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、土地改良事業団体連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る。第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第七項において「特定農業協同組合連合会」という。）、中小企業団体中央会、酒造組合及び酒造組合連合会、酒造組合中央会、酒販組合及び酒販組合連合会、酒販組合中央会、非出資組合である商工組合及び商工組合連合会、非出資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会、非出資組合である輸出組合及び輸入組合、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償等共済基金、日本私立学校振興・共済事業団、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、石炭鉱業年金基金、国民年金基金及び国民年金基金連合会、預金保険機構、農水産業協同組合貯金保険機構、保険契約者保護機構、投資者保護基金、委託者保護基金、原子力損害賠償・廃炉等支援機構並びに勤労者財産形成基金

六 市街地再開発組合、住宅街区整備組合、負債整理組合及び防災街区整備事業組合

七 損害保険料率算出団体、地方競馬全国協会、高圧ガス保安協会、日本電気計器検定所、危険物保安技術協会、日本消防検定協会、軽自動車検査協会、小型船舶検査機構、外国人技能実習機構、日本勤労者住宅協会、広域臨海環境整備センター、原子力発電環境整備機構、広域的運営推進機関、使用済燃料再処理・廃炉推進機構、認可金融商品取引業協会、商品先物取引協会、貸金業協会、自動車安全運転センター、金融経済教育推進機構及び脱炭素成長型経済構造移行推進機構

八 管理組合法人及び団地管理組合法人並びにマンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合

九 地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体

十 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等

十一 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人

道府県は、人格のない社団等の事業の所得で収益事業に係るもの以外のものに対しては、事業税を課することができない。

三 第一項各号に掲げる法人及び人格のない社団等は、収益事業に係る所得又は収入金額に関する経理を、収益事業以外の事業に係る所得又は収入金額に関する経理と区分して行わなければならない。

四 第一項及び第二項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第七十二条の六 削除

（徴税吏員の事業税に関する調査に係る質問検査権）

第七十二条の七 道府県の徴税吏員は、事業税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされて

いる場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第七十二条の四十九の五第一項、第七十二条の四十九の六第一項第六号、第七十二条の四十九の十第一項第一号及び第二号、第七十二条の六十三第一項、第七十二条の六十三の二第一項第六号並びに第七十二条の六十四第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

二 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び第七十二条の四十九の五第二項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項及び第七十二条の四十九の五第二項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

三 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

五 事業税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十二条の六十八第六項の定めるところによる。

六 第一項及び第四項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（事業税に係る検査拒否等に関する罪）

第七十二条の八 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

二 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。第七十二条の十第二項、第七十二条の三十七第一項及び第二項、第七十二条の四十九第二項、第七十二条の四十九の三第二項、第三項及び第五項、第七十二条の四十九の十第二項、第七十二条の六十四第二項、第七十二条の六十九第四項並びに第七十二条の七十九第二項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は

財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（事業税の納税管理人）

第七十二条の九 事業税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを道府県知事に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る事業税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（事業税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪）

第七十二条の十 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（事業税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第七十二条の十一 道府県は、第七十二条の九第二項の認定を受けていない事業税の納税義務者

で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかった場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等

（法人の事業税の課税標準）

第七十二条の十二 法人の行う事業に対する事業税の課税標準は、次の各号に掲げる事業税の区分に応じ、当該各号に定めるものによる。

- 一 付加価値制 各事業年度の付加価値額
- 二 資本割 各事業年度の資本金等の額
- 三 所得割 各事業年度の所得
- 四 収入割 各事業年度の収入金額

（事業年度）

第七十二条の十三 この節において「事業年度」とは、法令、定款、寄附行為、規則若しくは規約に定める事業年度その他これに準ずる期間又は次項若しくは第三項に規定する期間をいう。

2 法令、定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていない法人については、法人税法第十三条第二項又は第三項の規定により当該法人が政府に届け出、又は政府が指定した期間をもつて、当該法人の事業年度とする。

3 人格のない社団等で定款、寄附行為、規則又は規約で事業年度その他これに準ずる期間を定めていないものが法人税法第十三条第二項の規定による届出を政府にしなかった場合には、当該人格のない社団等の事業年度は、その年の一月一日（同項第一号イに定める収益事業を開始した日又は同項第二号に定める収益事業から生ずる所得を有することとなった日の属する年については、これらの日）から十二月三十一日までの期間とする。

4 第一項に規定する期間が一年を超える場合には、その法人の事業年度は、同項の規定にかかわらず、当該期間をその開始の日から一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間）とする。

5 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた法人の事業年度は、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に終了し、これに続く事業年度は、第二号又は第五号に掲げる事実が生じた場合を除き、同日の翌日から開始するものとする。

一 内国法人（第七十二条の十九に規定する内国法人をいう。以下この条において同じ。）が事業年度の中途において解散（合併による解散を除く。）をしたこと、その解散の日二 法人が事業年度の中途において合併により解散したこと、その合併の日の前日

三 内国法人である第七十二条の五第一項各号に掲げる法人又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始したこと（人格のない社団等にあつては、第三項に規定する場合に該当する場合を除く。）その開始した日の前日

四 次に掲げる事実、その事実が生じた日の前日

イ 第七十二条の四第一項各号に掲げる法人が事業年度の中途において第七十二条の五第一項各号に掲げる法人で収益事業を行うものに該当することとなったこと。

ロ 第七十二条の四第一項各号又は第七十二条の五第一項各号に掲げる法人が事業年度の中途において第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）に該当することとなったこと。

ハ 第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号に掲げる法人以外の法人（人格のない社団等を除く。）が事業年度の中途において同項各号に掲げる法人に該当することとなったこと。

五 清算中の法人の残余財産が事業年度の中途において確定したこと、その残余財産の確定の日

六 清算中の内国法人が事業年度の中途において継続したこと、その継続の日の前日

七 恒久的施設を有しない外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有することとなったこと、その有することとなった日の前日

八 恒久的施設を有する外国法人が事業年度の中途において恒久的施設を有しないこととなったこと、その有しないこととなった日

通算親法人（法人税法第二条第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。以下この節において同じ。）について同法第六十四条の十第五項又は第六項（第三号、第四号又は第七号に係る部分に限る。）の規定により同法第六十四条の九第一項の規定による承認が効力を失つた場合には、当該通算親法人であつた内国法人の

事業年度は、第一項の規定にかかわらず、その効力を失つた日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該効力を失つた日から開始するものとする。

7 通算子法人（法人税法第二条第十二号の七に規定する通算子法人をいう。以下この節において同じ。）で当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度開始の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係（同法第二条第十二号の七の七に規定する通算完全支配関係をいう。以下この節において同じ。）があるものとし、通算子法人で当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の時に当該通算親法人との間に通算完全支配関係があるものの事業年度は、当該終了の日

8 次の各号に掲げる事実が生じた場合には、その事実が生じた内国法人の事業年度は、当該各号に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、第二号の内国法人の合併による解散又は残余財産の確定に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除き、当該各号に定める日から開始するものとする。

一 内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係（法人税法第十四条第四項第一号に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。）を有することとなったこと、その有することとなった日

二 内国法人が通算親法人との間に当該通算親法人による通算完全支配関係を有しなくなったこと、その有しなくなった日

9 次の各号に掲げる内国法人の事業年度は、当該各号に定める日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該各号に定める日から開始するものとする。

一 親法人（法人税法第六十四条の九第一項に規定する親法人をいう。以下この条において同じ。）の申請特例年度（同法第六十四条の九第九項に規定する申請特例年度をいう。以下この条において同じ。）開始の時に当該親法人との間に完全支配関係がある内国法人その申請特例年度開始の日

二 親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなった内国法人、その有することとなった日

10 前項の場合において、同項各号に掲げる内国法人が法人税法第六十四条の九第一項の規定に

よる承認を受けなかつたとき、又は前項各号に掲げる内国法人が同条第十項第一号若しくは第十二項第一号に掲げる法人に該当するときは、これらの内国法人の前項各号に定める日から開始する事業年度は、申請特例年度終了の日（同日前にこれらの内国法人の合併による解散又は残余財産の確定により当該各号の親法人との間に完全支配関係を有しなくなつた場合（以下この項において「合併による解散等の場合」という。）には、その有しなくなつた日の前日。次項において「終了等の日」という。）に終了し、これに続く事業年度は、合併による解散等の場合を除き、当該申請特例年度終了の日の翌日から開始するものとする。

11 内国法人の通算子法人に該当する期間（第九項各号に掲げる内国法人の当該各号に定める日から終了等の日までの期間を含む。）については、第一項及び第五項の規定は、適用しない。

12 内国法人が、通算親法人との間に当該通算親法人による完全支配関係を有することとなり、又は親法人の申請特例年度の期間内に当該親法人との間に当該親法人による完全支配関係を有することとなつた場合において、法人税法第十四条第八項に規定する提出期限となる日まで、当該通算親法人又は親法人（第一号において「通算親法人等」という。）が同項に規定する書類を納税地の所轄税務署長に提出したときは、第八項（第一号に係る部分に限る。）、第九項（第二号に係る部分に限る。）、及び前二項の規定の適用については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるところによる。

一 当該内国法人の加入日（法人税法第十四条第八項に規定する加入日をいう。以下この号において同じ。）から当該加入日の前日の属する特例決算期間（同項第一号に規定する特例決算期間をいう。以下この号において同じ。）の末日まで継続して当該内国法人と当該通算親法人等との間に当該通算親法人等による完全支配関係がある場合、当該内国法人及び当該内国法人が発行済株式又は出資を直接又は間接に保有する他の内国法人（当該加入日から当該末日までの間に当該通算親法人等との間に完全支配関係を有することとなつたものに限る。次号において「他の内国法人」という。）については、当該加入日の前日の属する特例決算期間の末日の翌日をもつて第八項第一号又は第九項第二号に定める日

とする。この場合において、当該翌日が申請特例年度終了の日後であるときは、当該末日を申請特例年度終了の日とみなして、第十項の規定を適用する。

二 前号に掲げる場合以外の場合、当該内国法人及び他の内国法人については、第八項（第一号に係る部分に限る。）、及び第九項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

13 第五項第三号及び第四号イの収益事業の範囲は、政令で定める。

（付加価値割の課税標準の算定の方法）

第七十二条の十四 第七十二条の十二第一号の各事業年度の付加価値額は、各事業年度の報酬給与額、純支払利子及び純支払賃借料の合計額（第七十二条の二十において「収益配分額」という。）と各事業年度の単年度損益との合計額による。

（報酬給与額の算定の方法）

第七十二条の十五 前条の各事業年度の報酬給与額は、次の各号に掲げる金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもの（政令で定めるものを除く。）、及び当該事業年度において支出されるもので政令で定めるものに限る。）の合計額による。

一 法人が各事業年度においてその役員又は使用人に対する報酬、給料、賃金、賞与、退職手当その他これらの性質を有する給与として支出する金額の合計額

二 法人が各事業年度において確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約に基づいて同法第二条第四項に規定する加入者のために支出する同法第五十五条第一項の掛金その他の法人が役員又は使用人のために支出する掛金（これに類するものを含む。）で政令で定めるものの金額の合計額

2

法人が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号。以下この項において「労働者派遣法」という。）第二十六条第一項又は船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）第六十六条第一項に規定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づき、労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に規定する労働者派遣をいう。以下この項において同じ。）若しくは船員派遣（船員職業安定法第六条第十一項に規定す

る船員派遣をいう。以下この項において同じ。）の役務の提供を受け、又は労働者派遣若しくは船員派遣をした場合には、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額をもつて当該法人の報酬給与額とする。

一 労働者派遣又は船員派遣の役務の提供を受けた法人 前項に規定する合計額に各事業年度において当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣をした者に支払う金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもの（政令で定めるものを除く。）、及び当該事業年度において支払われるもので政令で定めるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額を加えた金額

二 労働者派遣又は船員派遣をした法人 前項に規定する合計額から当該労働者派遣に係る派遣労働者（労働者派遣法第二条第二号に規定する派遣労働者をいう。）又は当該船員派遣に係る派遣船員（船員職業安定法第六条第十二項に規定する派遣船員をいう。）に係る前項に規定する合計額を限度として各事業年度において当該労働者派遣又は当該船員派遣の対価として当該労働者派遣又は当該船員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受ける金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるものに限る。）に百分の七十五の割合を乗じて得た金額を控除した金額

（純支払利子の算定の方法）

第七十二条の十六 第七十二条の十四の各事業年度の純支払利子は、各事業年度の支払利子の額（当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもの（政令で定めるものを除く。）、及び当該事業年度において支払われるもので政令で定めるものに限る。）の合計額から当該合計額を限度として各事業年度の受取利子の額（当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）の合計額を控除した金額による。

2 前項の支払利子とは、法人が各事業年度において支払う負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

3 第一項の受取利子とは、法人が各事業年度において支払を受ける利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

（純支払賃借料の算定の方法）

第七十二条の十七 第七十二条の十四の各事業年度の純支払賃借料は、各事業年度の支払賃借料（当該事業年度の法人税の所得の計算上損金の額に算入されるもの（政令で定めるものを除く。）、及び当該事業年度において支払われるもので政令で定めるものに限る。）の合計額から当該合計額を限度として各事業年度の受取賃借料（当該事業年度の法人税の所得の計算上益金の額に算入されるものに限る。）の合計額を控除した金額による。

2 前項の支払賃借料とは、法人が各事業年度において土地又は家屋（住宅、店舗、工場、倉庫その他の建物を含む。以下この項において同じ。）（これらと一体となつて効用を果たす構築物及び附属設備を含む。以下この項において同じ。）の賃借権、地上権、永小作権その他の土地又は家屋の使用又は収益を目的とする権利で、その存続期間が一年以上であるもの（以下この項及び次項において「賃借権等」という。）の対価（当該賃借権等に係る役務の提供の対価として政令で定めるものを含む。次項において同じ。）として支払う金額（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

3 第一項の受取賃借料とは、法人が各事業年度において賃借権等の対価として支払を受ける金額（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）をいう。

（単年度損益の算定の方法）

第七十二条の十八 第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより算定するものとする。

一 一次条に規定する内国法人 各事業年度の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

二 外国法人 各事業年度の法人税法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。以下この号において同じ。）、及び同法第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の金額又は欠損金額の合算額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほ

か、当該各事業年度の法人税の課税標準である同号イに掲げる国内源泉所得に係る所得及び同号ロに掲げる国内源泉所得に係る所得の計算の例によつて算定する。

2 前項の規定により第七十二条の十四の各事業年度の単年度損益を算定する場合には、法人税法第二十七条、第五十七条、第五十七条の二、第五十九条第五項、第六十四条の五及び第六十四条の八並びに租税特別措置法第五十五条（同条第一項及び第八項に規定する特定株式等で政令で定めるものに係る部分を除く）、第五十九条の二及び第六十六条の五の三（第二項に係る部分を除く）の規定の例によらないものとする。

（この法律の施行地外において事業を行う内国法人の付加価値割の課税標準の算定）

第七十二条の十九 この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人（以下この節において「内国法人」という。）で、この法律の施行地外にその事業が行われる場所で政令で定めるものを有するもの（以下この節において「特定内国法人」という。）の付加価値割の課税標準は、当該特定内国法人の事業の付加価値額の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する付加価値額を控除して得た額とする。この場合において、この法律の施行地外の事業に帰属する付加価値額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該特定内国法人のこの法律の施行地外の事業に帰属する付加価値額とみなす。

（収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合が高い法人の付加価値割の課税標準の算定）

第七十二条の二十 当該事業年度の収益配分額のうち当該事業年度の報酬給与額の占める割合が百分の七十を超える法人の付加価値割の課税標準の算定については、当該事業年度の付加価値額（前条の規定により控除すべき金額があるときは、これを控除した後の金額とする）から雇用安定控除額を控除するものとする。

2 前項の雇用安定控除額は、当該事業年度の報酬給与額から当該事業年度の収益配分額に百分の七十の割合を乗じて得た金額を控除した金額とする。

3 前二項の当該事業年度の収益配分額又は報酬給与額は、特定内国法人にあつては当該特定内国法人の事業の収益配分額又は報酬給与額の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する収

益配分額又は報酬給与額を、それぞれ控除して得た額とする。この場合において、当該特定内国法人について前条後段の規定の適用があるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該特定内国法人のこの法律の施行地外の事業に帰属する収益配分額又は報酬給与額とみなす。

（資本割の課税標準の算定の方法）

第七十二条の二十一 第七十二条の十二第二号の各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額とする。ただし、清算中の法人については、第四項に規定する場合を除き、当該額は、ないものとみなす。

一 平成二十二年四月一日以後に、会社法第四百四十六條に規定する剰余金（同法第四百四十七條又は第四百四十八條の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したものを除き、総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十條の規定により資本金とし、又は同法第四百四十八條第一項第二号の規定により利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

二 平成十三年四月一日から平成十八年四月三十日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損の填補に充てた金額並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この号において「会社法整備法」という。）第六十四条の規定による改正前の商法（以下この号において「旧商法」という。）第二百八十九條第一項及び第二項（これらの規定を会社法整備法第一条の規定による廃止前の有限会社法（以下この号において「旧有限会社法」という。）第四十六條において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金

による旧商法第二百八十九條第一項及び第二項第二号（これらの規定を旧有限会社法第二百八十六條において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損の填補に充てた金額

三 平成十八年五月一日以後に、会社法第四百四十六條に規定する剰余金（同法第四百四十七條又は第四百四十八條の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十二條の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額

2 前項本文の規定にかかわらず、同項本文の規定により計算した金額が、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合には、第七十二条の十二第二号の各事業年度の資本金等の額は、各事業年度終了の日における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額と

3 事業年度が一年に満たない場合における前二項の規定の適用については、第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、前項中「とする」とあるのは「に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額とする」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨て

4 通算子法人が事業年度の中途において解散をした場合（破産手続開始の決定を受けた場合を除く。第九項において同じ。）の当該事業年度における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に当該事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、第二項中「とする」とあるのは「に当該事業年度開始の日から解散の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額とする」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨て

5 清算中の通算子法人が事業年度の中途において継続した場合の当該事業年度における第一項及び第二項の規定の適用については、第一項中「減算した金額との合計額」とあるのは「減算した金額との合計額に継続の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨て

十二で除して計算した金額」と、第二項中「とする」とあるのは「に継続の日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額とする」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たないときは一月とし、一月に満たない端数を生じたときは切り捨て

6 第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合が百分の五十を超える内国法人の資本割の課税標準の算定については、資本金等の額から、当該資本金等の額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。

一 当該内国法人の当該事業年度及び当該事業年度の前事業年度の確定した決算（第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、同項に規定する中間期間に係る決算）に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額として政令で定めるところにより計算した金額の合計額

二 当該内国法人の当該事業年度終了の時又は当該事業年度の前事業年度終了の時における特定子会社（当該内国法人が発行済株式又は出資（政令で定めるものを除く。）の総数又は総額の百分の五十を超える数の株式又は出資を直接又は間接に保有する他の法人をいう。）の株式又は出資で、それぞれの時にいう当該内国法人が保有するものの帳簿価額の合計額

7 資本金等の額（前項又は次条第一項若しくは第二項の規定により控除すべき金額がある場合には、これらを控除した後の金額とする。以下この項において同じ。）が千億円を超える法人の資本割の課税標準は、第一項及び第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて資本金等の額（資本金等の額が一兆円を超える場合には、一兆円とする。）を区分し、当該区分に應ずる同表の下欄に掲げる率を乗じて計算した金額の合計額とする。

千億円以下の金額	百分の百
千億円を超え五千億円以下の金額	百分の五十
五千億円を超え一兆円以下の金額	百分の二十五

8 事業年度が一年に満たない場合における前項の規定の適用については、同項の表以外の部分

(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百七十七号)附則第四条第二項において準用する場合を含む。)に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第六号)附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の規定に基づく医療支援給付のための医療その他の支援給付に係る政令で定める給付若しくは医療、介護、助産若しくはサービス

三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第十四号)又は心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)の規定に基づく医療

四 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)の規定により居宅介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定居宅サービス(訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。)のうち当該居宅介護サービス費の額の算定に係る当該指定居宅サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分、同法の規定により介護予防サービス費を支給することとされる被保険者に係る指定介護予防サービス(介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、介護予防通所リハビリテーション又は介護予防短期入所療養介護に限る。)のうち当該介護予防サービス費の額の算定に係る当該指定介護予防サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は同法の規定により施設介護サービス費を支給することとされる被保険者に係る介護

保健施設サービス若しくは介護医療院サービスのうち当該施設介護サービス費の額の算定に係る当該介護保健施設サービス若しくは介護医療院サービスに要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

五 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百十三号)の規定により自立支援医療費を支給することとされる支給認定に係る障害者等に係る指定自立支援医療のうち当該自立支援医療費の額の算定に係る当該指定自立支援医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定により療養介護医療費を支給することとされる支給決定に係る障害者に係る指定療養介護医療(療養介護に係る指定障害福祉サービス事業者等から提供を受ける療養介護医療をいう。)のうち当該療養介護医療費の額の算定に係る当該指定療養介護医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定により児童福祉法の規定により肢体不自由児通所医療費を支給することとされる通所給付決定に係る障害児に係る肢体不自由児通所医療のうち当該肢体不自由児通所医療費の額の算定に係る当該肢体不自由児通所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分若しくは同法の規定により障害児入所医療費を支給することとされる入所給付決定に係る障害児に係る障害児入所医療のうち当該障害児入所医療費の額の算定に係る当該障害児入所医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

六 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)の規定により特定医療費を支給することとされる支給認定を受けた指定難病の患者に係る指定特定医療のうち当該特定医療費の額の算定に係る当該指定特定医療に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分又は児童福祉法の規定により小児慢性特定疾病医療費を支給することとされる医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に係る指定小児慢性特定疾病医療支援のうち当該小児慢性特定疾病医療費の額の算定に係る当該指定小児慢性特定疾病医療支援に要する費用の額として同法の規定により定める金額に相当する部分

(この法律の施行地外において事業を行う内国法人の所得割の課税標準の算定)

第七十二条の二十四 特定内国法人の所得の課税標準は、当該特定内国法人の事業の所得の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する所得を控除して得た額とする。この場合において、この法律の施行地外の事業に帰属する所得の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもって、当該特定内国法人のこの法律の施行地外の事業に帰属する所得とみなす。

(収入割の課税標準の算定の方法)

第七十二条の二十四の二 第七十二条の二十四の各事業年度の収入金額は、電気供給業及びガス供給業(導管ガス供給業及び特定ガス供給業に限る。第七十二条の四十八第三項第三号を除き、以下この節において同じ。)にあつては、当該各事業年度においてその事業について収入すべき金額の総額から当該各事業年度において国又は地方団体から受けるべき補助金、固定資産の売却による収入金額その他政令で定める収入金額を控除した金額による。

2 第七十二条の二十四の四の各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等にあつては、当該生命保険会社又は外国生命保険会社等が契約した次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一 個人保険(第三号に規定する団体保険以外の保険をいう。次号において同じ。)のうち同号に規定する貯蓄保険以外のものにあつては、各事業年度の収入保険料(再保険料として収入する保険料を除く。以下この項において同じ。)に百分の二十四を乗じて得た金額

二 貯蓄保険(個人保険のうち貯蓄を主目的とする保険で政令で定めるものをいう。)にあつては、各事業年度の収入保険料に百分の七を乗じて得た金額

三 団体保険(普通保険約款において、団体の代表者を保険契約者とし、当該団体に所属する者を被保険者とするものとなつていて保険をいう。次号において同じ。)のうち同号に規定する団体年金保険以外のものにあつては、各事業年度の収入保険料(被保険者が団体から脱退した場合に保険金以外の給付金を支払う定めのある保険につき収入した保険料

については、当該給付金に対応する部分の金額を控除した金額)に百分の十六を乗じて得た金額

四 団体年金保険(団体保険のうち当該団体に所属していた者に対する退職年金若しくは退職一時金又はこれらに準ずる年金若しくは一時金の支払を目的とする保険をいう。)にあつては、各事業年度の収入保険料に百分の五を乗じて得た金額

3 第七十二条の二十四の五の各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等にあつては、当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が契約した次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる金額による。

一 船舶保険(船舶を保険の目的とする保険をいう。第五号において同じ。)にあつては、各事業年度の正味収入保険料(各事業年度において収入した、又は収入すべきことの確定した保険料(当該保険料のうちに払い戻した、又は払い戻すべきものがあるときは、その金額を控除した金額)及び再保険返戻金の合計額から当該事業年度において支払った、又は支払うことの確定した再保険料及び解約返戻金の合計額を控除した金額をいう。以下この条において同じ。)に百分の二十五を乗じて得た金額

二 運送保険(陸上運送中の運送品を保険の目的とする保険をいう。第五号において同じ。)及び貨物保険(商法第八百九条に規定する貨物保険契約に係る保険をいう。第五号において同じ。)にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の四十五を乗じて得た金額

三 自動車損害賠償責任保険(自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第三章に規定する保険をいう。第五号において同じ。)にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の十を乗じて得た金額

四 地震保険(その保険契約が地震保険に関する法律(昭和四十一年法律第七十三号)第二条第二項各号に掲げる要件を備える保険をいう。次号において同じ。)にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の二十を乗じて得た金額

五 船舶保険、運送保険、貨物保険、自動車損害賠償責任保険及び地震保険以外の保険にあ

つては、各事業年度の正味収入保険料に百分の四十を乗じて得た金額

4 第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、保険業を行う法人のうち保険業法第二条第十八項に規定する少額短期保険業者にあつては、当該少額短期保険業者が契約した次の各号に掲げる保険の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額による。

一 保険業法第三条第四項第一号及び第二号に掲げる保険 各事業年度の正味収入保険料に百分の十六を乗じて得た金額

二 保険業法第三条第五項第一号に掲げる保険 各事業年度の正味収入保険料に百分の二十を乗じて得た金額

5 第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、貿易保険業を行う株式会社日本貿易保険にあつては、各事業年度の正味収入保険料に百分の十五を乗じて得た金額による。

(この法律の施行地外において事業を行う内国法人の収入割の課税標準の算定)

第七十二条の二十四の三 特定内国法人の収入割の課税標準は、当該特定内国法人の事業の収入金額の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する収入金額を控除して得た額とする。この場合において、この法律の施行地外の事業に帰属する収入金額の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該特定内国法人のこの法律の施行地外の事業に帰属する収入金額とみなす。

(法人の事業税の課税標準の特例)

第七十二条の二十四の四 第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人以外の法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。)に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第七十二条の十二第三号の所得と併せて、資本金額、売上金額、家屋の床面積又は価格、土地の地積又は価格、従業員数等を用いることができる。

(鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う法人の付加価値額等の算定)

第七十二条の二十四の五 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う法人が納付すべき事業税の課税標準とすべき付加価値額及び所得は、これらの事業を通じて算定した付加価値額及び所得に、課税標準の算定期間中におけるこれらの事業の生産品について収入すべき金額から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物につい

て法人が納付すべき鉱産税の課税標準である鉱物の価格を控除した金額を当該生産品について収入すべき金額で除して得た数値を、それぞれ乗じて得た額とする。

2 前項の法人が鉱物の掘採事業に係る付加価値額及び所得と精錬事業に係る付加価値額及び所得とを区分することができる場合においては、当該法人の精錬事業に係る事業税の課税標準とすべき付加価値額及び所得は、同項の規定にかかわらず、その区分して計算した付加価値額及び所得とする。

3 前項の場合においては、その区分計算の方法について、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受けなければならない。その区分計算の方法を変更しようとする場合においても、また、同様とする。

(課税標準の算定の細目)

第七十二条の二十四の六 第七十二条の十四から前条までに定めるもののほか、各事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得並びに収入金額の算定に關し必要な事項は、政令で定める。

(法人の事業税の標準税率等)

第七十二条の二十四の七 法人の行う事業(電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第五項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の所得に百分の一の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二 特別法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分に応ずる各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率により定めた率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四	百分の
百万円以下の金額	三・五

各事業年度の所得のうち年四 百分の四・九
百万円を超える金額

三 その他の法人 次の表の上欄に掲げる金額の区分により各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる標準税率により定めた率を乗じて計算した金額の合計額

各事業年度の所得のうち年四	百分の
百万円以下の金額	三・五
各事業年度の所得のうち年四 百分の	五・三
百万円を超える年八百万円以下の金額	
各事業年度の所得のうち年八 百分の七	
百万円を超える金額	

2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一の標準税率により定めた率を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第七十二条の二第一項第三号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の付加価値額に百分の〇・三の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ハ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・一五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二 第七十二条の二第一項第三号ロに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ 各事業年度の収入金額に百分の〇・七五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

ロ 各事業年度の所得に百分の一・八五の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

5 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の第一項の各事業年度の所得は、第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割される前の各事業年度の所得によるものとし、三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が千万円以上のもの(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 特別法人 各事業年度の所得に百分の四・九の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

二 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に百分の七の標準税率により定めた率を乗じて得た金額

6 事業年度が一年に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

7 第一項第二号及び第五項各号の「特別法人」とは、次に掲げる法人をいう。

一 農業協同組合、農業協同組合連合会(特定農業協同組合連合会を除く。)及び農事組合法人(農業協同組合法第七十二条の十第一項第二号の事業を行う農事組合法人である事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。)並びにたばこ耕作組合

二 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会

三 信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会

四 中小企業等協同組合(企業組合を除く。)、出資組合である商工組合及び商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、内航海運組合、内航海運組合連合会、出

資組合である生活衛生同業組合及び生活衛生同業組合連合会並びに生活衛生同業小組合

五 出資組合である輸出組合及び輸入組合

六 船主相互保険組合

七 漁業協同組合 漁業協同組合連合会、漁業生産組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く）、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、共済水産業協同組合連合会及び輸出水産業組合

八 森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合（当該組合の事業に従事する組合員に対し俸給、給料、賃金、賞与その他これらの性質を有する給与を支給するものを除く。）

九 農林中央金庫

十 医療法人

十一 労働者協同組合連合会

第五項の規定を適用する場合において、資本金の額又は出資金の額が千円以上の法人であるかどうかの判定は、各事業年度の所得（清算中の各事業年度の所得を除く。）を課税標準とする事業税にあつては、各事業年度の終了の日（第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日）の現況によるものとし、清算中の各事業年度の所得を課税標準とする事業税にあつては、解散の日の現況によるものとする。

第九 道府県は、第一項から第五項までに規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合に、次の各号に掲げる率に、当該率の区分に応じて当該各号に定める率を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

一 第一項各号（第一号ハを除く。）に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める率、第二項に規定する率、第三項各号に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める率、第四項各号に規定する率及び第五項各号に掲げる法人の区分に応じて当該各号に定める率

一・二 第一項第一号ハに定める率 一・七

道府県が第七十二条の二十四の四の規定により事業税を課する場合における税率は、第一項から第五項まで及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない。

（法人の事業税の税率の適用区分）

第七十二条の二十四の八 法人の行う事業に対する事業税の税率は、各事業年度終了の日現在における税率による。ただし、第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の四十八第二項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては第七十二条の二十六第一項に規定する六月経過日の前日現在における税率による。

第七十二条の二十四の九 削除
（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う事業税額の控除及び還付）

第七十二条の二十四の十 事業を行う法人の各事業年度開始の日以前に開始した事業年度（当該各事業年度終了の日以前に行われた当該法人を合併した法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この節において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この節において同じ。）とする適格合併（法人税法第二十条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この節において同じ。）に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度（以下この項において「被合併法人事業年度」という。）を含む。）の付加価値割、資本割、所得割又は収入割につき道府県知事が更正をした場合において、当該更正につき次項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理事業税額（既に第三項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各事業年度（当該更正の日（当該更正が被合併法人事業年度の付加価値割、資本割、所得割又は収入割につき当該適格合併の日以前にしたものである場合には、当該適格合併の日）以後に終了する事業年度に限る。）の付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額から控除するものとする。

二 事業を行う法人が第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定によつて提出した申告書に記載された各事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額が当該事業年度の課税標準とされるべき付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を超え、かつ、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがある場合において、道府県知事が当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割につき更正をしたとき（当該法人につき当該事業年度終了の日から当該更正の日までの間に当該更正が生じたときを除く。）は、当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割として納付された金額で政令で定めるもののうち当該更正により減少する部分の金額でその仮装して経理した金額に係るもの（以下この条において「仮装経理事業税額」という。）は、第十七条、第十七条の二、第十七条の四及び第七十二条の四十一の四の規定にかかわらず、次項又は第七項の規定の適用がある場合これらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないものとする。

三 前項の規定の適用があつた事業を行う法人（当該法人が適格合併により解散をした場合には、当該適格合併に係る合併法人とする。以下この条において「適用法人」という。）について、同項の更正の日の属する事業年度開始の日（当該更正が当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度の第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度の終了の日までの間に当該適用法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限）が到来した場合（当該申告書の提出期限までに当該提出期限に係る申告書の提出がなかつた場合にあつては、当該提出期限後の当該申告書の提出又は当該申告書に係る事業年度の付加価値割、資本割、所得割若しくは収入割についての第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定があつた場合）には、道府県知事は、当該適用法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理事業税額（既にこの項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第一項の規定により控除された金額を除く。）

を還付し、又は当該適用法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

一 残余財産が確定したこと。その残余財産の確定の日の属する事業年度の第七十二条の二十九の規定による申告書の提出期限

二 合併による解散（適格合併による解散を除く。）をしたこと。その合併の日の前日の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限

三 破産手続開始の決定による解散をしたこと。その破産手続開始の決定の日の属する事業年度の第七十二条の二十五又は第七十二条の二十八の規定による申告書の提出期限

四 法人税法第二十九条に規定する普通法人又は同条第七号に規定する協同組合等が同条第六号に規定する公益法人等に該当することとなつたこと。その該当することとなつた日の前日の属する事業年度の第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書の提出期限

五 適用法人につき次に掲げる事実が生じた場合には、当該適用法人は、当該事実が生じた日以後一年以内に、道府県知事に対し、その適用に係る仮装経理事業税額（既に前項又は第七項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第一項の規定により控除された金額を除く。第六項及び第七項において同じ。）の還付を請求することができる。

一 更生手続開始の決定があつたこと。
二 再生手続開始の決定があつたこと。
三 前二号に掲げる事実に進ずる事実として政令で定める事実

るときは、当該金額は、当該各事業年度において当該法人が仮装して経理したところに基づく金額とみなして、前各項の規定を適用する。

6 第四項の規定による還付の請求をしようとする適用法人は、その還付を受けようとする仮装経理事業税額、その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を道府県知事に提出しなければならない。

7 道府県知事は、前項の請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした適用法人に対し、政令で定めるところにより、仮装経理事業税額を還付し、若しくは当該適用法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し、又は請求の理由がない旨を書面により通知するものとする。

(租税条約の実施に係る更正に伴う事業税額の控除)

第七十二条の二十四の十一 事業を行う法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税の所得に基づいて道府県知事が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する各事業年度の付加価値額若しくは所得を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更正の日」とあるのは「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日」と、「当該法人が」とあるのは「当該合併法人が当該合併法人を被合併法人とする」と読み替えるものとする。

第二項(第二項(前項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下次項までにおいて同じ。))の規定により控除されるべき金額で第一項の規定により控除しきれなかつた金額があるときは、道府県は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

5 前条第一項及び第一項の規定による事業税額からの控除については、まず同条第一項の規定による控除をし、次に第一項の規定による控除をするものとする。

(法人の事業税の徴収の方法)

第七十二条の二十四の十二 法人の行う事業に対する事業税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)

第七十二条の二十五 事業を行う法人(清算中の法人を除く。以下この条、次条及び第七十二条の二十八において同じ。))は、次条の規定に該

2 前項に規定する第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の付加価値額又は所得を減少させる更正があつた場合において、当該更正により第七十二条又は第七十二条の四十一の四の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、第一項の事業を行う法人が適格合併により解散をした後に、当該法人に係る同項に規定する第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する各事業年度の付加価値額若しくは所得を減少させる更正があつた場合について準用する。この場合において、第一項中「当該更正の日」とあるのは「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日」と、「当該法人が」とあるのは「当該合併法人が当該合併法人を被合併法人とする」と読み替えるものとする。

4 第一項(第二項(前項において準用する場合を含む。))においてみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下次項までにおいて同じ。))の規定により控除されるべき金額で第一項の規定により控除しきれなかつた金額があるときは、道府県は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

5 前条第一項及び第一項の規定による事業税額からの控除については、まず同条第一項の規定による控除をし、次に第一項の規定による控除をするものとする。

(法人の事業税の徴収の方法)

第七十二条の二十四の十二 法人の行う事業に対する事業税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(中間申告を要しない法人の事業税の申告納付)

第七十二条の二十五 事業を行う法人(清算中の法人を除く。以下この条、次条及び第七十二条の二十八において同じ。))は、次条の規定に該

当する場合を除くほか、各事業年度に係る所得割等(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人の付加価値額、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。以下この節において同じ。))又は収入割等(同項第二号イに掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値額及び資本割又は同項第三号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。以下この節において同じ。))を各事業年度終了の日から二月以内(外国法人が第七十二条の九第一項に規定する納税管理人を定めないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなる場合(同条第二項の認定を受けた場合を除く。))には、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事務所又は事業所を有しないこととなる日とのいずれか早い日まで。第七十二条の二十八第一項において同じ。))に、確定した決算に基づき、事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付しなければならない。

2 前項の場合において、同項の法人(外国法人で第七十二条の九第一項に規定する納税管理人を定めないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるもの(同条第二項の認定を受けたものを除く。))を除く。次項において同じ。))が、災害その他やむを得ない理由(次項及び第五項の規定の適用を受けることができる理由を除く。))により決算が確定しないため、各事業年度に係る所得割等又は収入割等をそれぞれ前項の期限までに申告納付することができないときは、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定により当該期限が延長されたときを除き、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受け、その指定した日までに申告納付することができる。

3 第一項の場合において、同項の法人が、定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの(第一号及び第五項において「定款等」という。))の定めにより、又は当該法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められるときは、当該法人は、

事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割等を当該各事業年度(第五項の規定の適用に係る事業年度を除く。以下この項において同じ。))終了の日から三月以内(次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内)に申告納付することができる。

一 当該法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合(次号に掲げる場合を除く。)) 当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において当該道府県知事が指定する月数の期間内

二 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から三月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 当該道府県知事が指定する三月を超え月数の期間内

4 第一項の場合において、同項の法人が、災害その他やむを得ない理由(前項及び次項の規定の適用を受けることができる理由を除く。))により、当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人(法人税法第二条第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この節において同じ。))の決算が確定しないため、又は同法第二編第一章第十一第一款第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、当該法人の各事業年度(第二項の規定の適用に係る事業年度を除く。))に係る付加価値額又は所得割をそれぞれ第一項の期限までに申告納付することができないときは、当該法人は、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定により当該期限が延長された場合を除き、事務所又は事業所所在地の道府県知事(二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事)の承認を受け、その指定した日までに当該各事

業年度に係る所得割等又は収入割等を申告納付することができる。

5 第一項の場合において、同項の法人（通算法人に限る。）が、当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の定款等の定めにより、若しくは当該法人若しくは当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより、当該事業年度以後の各事業年度終了の日から二月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されないため、又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により法人税法第二編第一章第十一節第一款第一項の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、当該法人の当該事業年度以後の各事業年度に係る付加価値割又は所得割をそれぞれ同項の期限までに申告納付することができない常況であると認められるときは、当該法人は、事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受け、当該事業年度以後の各事業年度に係る所得割等又は収入割等を当該各事業年度終了の日から四月以内（次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間内）に申告納付することができる。

一 当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、当該定款等の定めにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合（次号に掲げる場合を除く。）当該定めの内容を勘案して四月を超え六月を超えない範囲内において当該道府県知事が指定する月数の期間内

二 当該特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に当該各事業年度の決算についての定時総会が招集されない常況にあること、当該法人又は当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人に特別の事情があることにより当該事業年度以後の各事業年度終了の日から四月以内に法人税法第二編第一章第十一節第一款

第一目の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額又は欠損金額及び法人税の額の計算を了することができない常況にあることその他やむを得ない事情があると認められる場合 当該道府県知事が指定する四月を超え月数の期間内

6 第二項の規定は、第三項又は前項の規定の適用を受けている法人が、当該事業年度（第十六項の規定の適用に係る事業年度を除く。）につき災害その他やむを得ない理由により決算が確定しないため、第三項又は前項の期限までに当該事業年度に係る所得割等又は収入割等を申告納付することができないと認められる場合について準用する。

7 第四項の規定は、第五項の規定の適用を受けている法人が、当該事業年度（第十六項の規定の適用に係る事業年度を除く。）につき災害その他やむを得ない理由により、当該法人との間に通算完全支配関係がある通算法人の決算が確定しないため、又は法人税法第二編第一章第十一節第一款第一項の規定その他通算法人に適用される規定による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額の計算を了することができないため、第五項の期限までに当該法人の当該事業年度に係る付加価値割又は所得割を申告納付することができないと認められる場合について準用する。

8 第七十二条の二第二項第一号に掲げる法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成することを要しない法人にあつては、これらに準ずるもの。第十項から第十二項までにおいて同じ。）その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

9 第七十二条の二第二項第一号に掲げる法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、所得、収入割額及び所得割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

10 第七十二条の二第二項第二号に掲げる事業を行う法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、所得、収入割額及び所得割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

11 第七十二条の二第二項第三号に掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、付加価値額、資本金等の額、収入割額、付加価値割額及び資本割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

12 第七十二条の二第二項第三号に掲げる法人は、第一項の規定により申告納付する場合において、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、当該事業年度の収入金額、所得、収入割額及び所得割額その他必要な事項を記載するとともに、これに当該事業年度の収入金額及び所得に関する計算書、貸借対照表及び損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。

13 第八項から前項までに規定する申告書及び計算書の様式は、総務省令で定める。

14 事業を行う法人は、各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前各項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

15 外国法人に対する第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

16 第三項又は第五項の規定の適用を受けている法人について当該事業年度終了の日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、これらの規定の適用がないものとみなして、第二項又は第四項及び第二十条の五の第二項又は第二項の規定を適用することができる。

17 第一項の法人（第八項又は第十項から第十二項までの規定の適用を受けるものに限る。）が、法人税法第七十五条の四第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により法人税法第七十五条の四第一項の申告を行った場合において、当該申告と併せて第八項又は第十項から第十二項までに規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項から第十二項までの規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第八項又は第十項から第十二項までに規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

18 第二項から前項までに定めるもののほか、第二項から第五項までの承認の手続その他第二項は、政令で定める。

19 第七十二条の二第二項第六号に掲げる法人は、事業年度（新たに設立された内国法人のうち適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない第七十二条の五第一項各号に掲げる法人である）により設立されたもの以外のもの）の設立後最初の事業年度、第七十二条の四第一項各号に掲げる法人又は第七十二条の五第一項各号に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る。）が第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号に掲げる法人以外の法人に該当す

所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

第三項又は第五項の規定の適用を受けている法人について当該事業年度終了の日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、これらの規定の適用がないものとみなして、第二項又は第四項及び第二十条の五の第二項又は第二項の規定を適用することができる。

第一項の法人（第八項又は第十項から第十二項までの規定の適用を受けるものに限る。）が、法人税法第七十五条の四第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により法人税法第七十五条の四第一項の申告を行った場合において、当該申告と併せて第八項又は第十項から第十二項までに規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項から第十二項までの規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第八項又は第十項から第十二項までに規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

第二項から前項までに定めるもののほか、第二項から第五項までの承認の手続その他第二項は、政令で定める。

第七十二条の二十六 事業を行う法人は、事業年度（新たに設立された内国法人のうち適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない第七十二条の五第一項各号に掲げる法人である）により設立されたもの以外のもの）の設立後最初の事業年度、第七十二条の四第一項各号に掲げる法人又は第七十二条の五第一項各号に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る。）が第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号に掲げる法人以外の法人に該当す

所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

第三項又は第五項の規定の適用を受けている法人について当該事業年度終了の日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、これらの規定の適用がないものとみなして、第二項又は第四項及び第二十条の五の第二項又は第二項の規定を適用することができる。

第一項の法人（第八項又は第十項から第十二項までの規定の適用を受けるものに限る。）が、法人税法第七十五条の四第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により法人税法第七十五条の四第一項の申告を行った場合において、当該申告と併せて第八項又は第十項から第十二項までに規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項から第十二項までの規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第八項又は第十項から第十二項までに規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

第二項から前項までに定めるもののほか、第二項から第五項までの承認の手続その他第二項は、政令で定める。

第七十二条の二十六 事業を行う法人は、事業年度（新たに設立された内国法人のうち適格合併（被合併法人の全てが収益事業を行っていない第七十二条の五第一項各号に掲げる法人である）により設立されたもの以外のもの）の設立後最初の事業年度、第七十二条の四第一項各号に掲げる法人又は第七十二条の五第一項各号に掲げる法人（収益事業を行っていないものに限る。）が第七十二条の四第一項各号及び第七十二条の五第一項各号に掲げる法人以外の法人に該当す

所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

第三項又は第五項の規定の適用を受けている法人について当該事業年度終了の日から二月を経過した日前に災害その他やむを得ない理由が生じた場合には、当該事業年度に限り、これらの規定の適用がないものとみなして、第二項又は第四項及び第二十条の五の第二項又は第二項の規定を適用することができる。

第一項の法人（第八項又は第十項から第十二項までの規定の適用を受けるものに限る。）が、法人税法第七十五条の四第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項の規定により法人税法第七十五条の四第一項の申告を行った場合において、当該申告と併せて第八項又は第十項から第十二項までに規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第八項又は第十項から第十二項までの規定により第一項の規定による申告書に添付すべきこれらの事項を記載した第八項又は第十項から第十二項までに規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなす。

第二項から前項までに定めるもののほか、第二項から第五項までの承認の手続その他第二項は、政令で定める。

ることとなった場合のその該当することとなつた日の属する事業年度、当該法人が通算子法人である場合において法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項及び第七十二条の四十八第二項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときのその効力が生じた日の属する事業年度及び恒久的施設を有しない外国法人が恒久的施設を有することとなつた場合のその有することとなつた日の属する事業年度を除く。）が六月を超える場合（当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）には、当該事業年度（当該法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度）開始の日以後六月を経過した日（以下この節において「六月経過日」という。）の前日までに当該事業年度の前事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の前事業年度の月数で除して得た額に当該事業年度開始の日から当該前日までの期間（以下この項から第四項まで及び第七十二条の四十八において「中間期間」という。）の月数を乗じて計算した額に相当する額の事業税（以下この条において「予定申告に係る事業税額」という。）を六月経過日から二月以内に、事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。ただし、当該法人（通算親法人である協同組合等（同法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。）との間に通算完全支配関係があるもののうち所得割を申告納付すべきものを除く。）は、中間期間を一事業年度とみなして第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五又は第七十二条の二十四の六の規定により当該期間の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を計算した場合には、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額が予定申告に係る事業税額を超えないときに限り、当該付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額を課税標準として算定した事業税額を申告納付することができる。

2 前項の場合において、同項の法人が次の各号に掲げる期間内に行われた適格合併（法人を設立するものを除く。以下この項において同じ。）に係る合併法人であるときは、予定申告に係る事業税額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に相当する金額に当該各号に定める金額を加算した金額とする。

一 当該合併法人の前事業年度、前事業年度の月数に対する前事業年度開始の日からその適格合併の日の前日までの月数の割合に中間期間の月数を乗じた数を被合併法人の確定事業税額（当該合併法人の当該事業年度開始の日の一年前の日以後に終了した当該適格合併に係る被合併法人の各事業年度に係る事業税額として当該合併法人の六月経過日の前日まで確定したもの、その計算の基礎となつた各事業年度（その月数が六月に満たないものを除く。）のうち最も新しい事業年度に係る事業税額をいう。次号及び次項において同じ。）に乘じて当該確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

二 当該合併法人の中間期間、当該合併法人の中間期間のうちその適格合併の日以後の期間の月数を被合併法人の確定事業税額に乘じて当該確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度の月数で除して計算した金額

3 適格合併（法人を設立するものに限る。）に係る合併法人のその設立後最初の事業年度につき第一項本文の規定を適用するときは、予定申告に係る事業税額は、同項の規定にかかわらず、当該適格合併に係る各被合併法人の確定事業税額をその計算の基礎となつた当該被合併法人の事業年度の月数で除し、これに中間期間の月数を乗じて計算した金額の合計額とする。

4 第一項の場合において、事務所又は事業所所在の道府県知事に提出すべき申告書には、事業の種類、中間期間中に有していた事務所又は事業所の名称及び所在地、申告納付すべき事業税額その他必要な事項を記載し、これに同項ただし書の規定により申告納付する法人のうち、第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人にあつては中間期間に係る付加価値額、資本金等の額及び所得に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書（貸借対照表又は損益計算書を作成すること、を要しない法人にあつては、これらに準ずるもの。

の。以下この項において同じ。）その他の書類のうち総務省令で定めるものを、第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人にあつては中間期間に係る所得に関する計算書、同項第二号に掲げる事業を行う法人にあつては中間期間に係る収入金額に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを、同項第三号に掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人にあつては中間期間に係る収入金額、付加価値額及び資本金等の額に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを、同項第三号に掲げる法人にあつては中間期間に係る収入金額及び所得に関する計算書、当該期間終了の日における貸借対照表及び当該期間の損益計算書その他の書類のうち総務省令で定めるものを添付しなければならない。申告書及び計算書の様式は、総務省令で定める。

5 第一項に規定する法人（第八項本文の規定の適用を受けるものを除く。）が第一項に規定する期間内に申告納付しなかつた場合には、当該法人については、当該期間を経過した時において、事務所又は事業所所在の道府県知事に対し同項本文の規定により提出すべき申告書の提出があつたものとみなす。この場合においては、当該法人は、当該申告納付すべき期限内に、その提出があつたものとみなされる申告書に係る事業税に相当する税額の事業税を事務所又は事業所所在の道府県に納付しなければならない。

6 第一項から第三項までの月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

7 第一項に規定する法人（次項本文の規定の適用を受けるものを除く。）について第一項の事業年度の前事業年度の前条第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項の規定による申告納付の期限が前条第三項又は第五項（これらの規定を第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。）の規定により六月経過日の前日とされている場合で、かつ、当該申告納付の期限について第二十條の五第二項の規定の適用がある場合において、同項の規定の適用がないものとした場合における当該申告納付の期

限の翌日から同項の規定により当該申告納付の期限とみなされる日までの間に当該前事業年度の事業税の納付があつたとき、又は納付すべき事業税額が確定したときは、六月経過日の前日までに当該金額の納付があつたもの又は当該金額が確定したものとみなして、当該事業年度の予定申告に係る事業税額を算出するものとする。

8 法人税法第七十一条第一項に規定する普通法人で同項第一号に掲げる金額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が十万円以下であるもの若しくは当該金額がないもの又は同法第四百四条の三第一項ただし書の規定により法人税の中間申告書を提出することを要しない法人は、第一項の規定による申告納付をすることを要しない。ただし、第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人、同項第二号に掲げる事業を行う法人、同項第三号若しくはロに掲げる法人又は同項第四号に掲げる事業を行う法人については、この限りでない。

9 前項の規定を適用する場合において、第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人であるかどうかの判定は、六月経過日の前日の現況によるものとする。

10 第一項に規定する法人（第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人、同項第二号に掲げる事業を行う法人、同項第三号イ及びロに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人に限る。）が、法人税法第七十五条の四第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により法人税法第七十五条の四第一項の申告を行った場合において、当該申告と併せて第四項に規定する総務省令で定める書類に記載すべきものとされる事項を同条第一項又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の総務省令で定める方法により提供したときは、当該法人が第四項の規定により第一項の規定による申告書に添付すべき当該事項を記載した第四項に規定する総務省令で定める書類を事務所又は事業所所在の道府県知事に提出したものとみなす。

11 前各項の規定は、第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、人格のない社団等及び第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人並びに

外国法人で第一項に規定する申告納付の期限内に、第七十二条の九第一項に規定する納税管理人を定めないのでこの法律の施行地に事務所又は事業所を有しないこととなるに至つたもの（当該事務所又は事業所を有しないこととなる日前に既に第一項の規定により申告書を提出したものの又は同条第二項の認定を受けたものを除く。）については、適用しない。

12 第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。（災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第七十二条の二十七 第二十条の五の二第一項の規定に基づく条例の定めるところにより、又は同条第二項の規定により、申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、前条第一項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の次条第一項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、前条第一項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

（中間申告を要する法人の確定申告納付）
第七十二条の二十八 事業を行う法人は、第七十二条の二十六の規定に該当する場合には、当該事業年度終了の日から二月以内に、確定した決算に基づき、当該事業年度に係る所得割等又は収入割等を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。この場合において、当該法人の納付すべき事業税額は、当該法人が当該申告書に記載した事業税額から同条の規定による申告書に記載した事業税額又は同条第五項の規定により申告書の提出があつたとみなされる場合において納付すべき事業税額を控除した金額に相当する事業税額とする。ただし、法人が同条に規定する申告書を提出した場合において、この項の規定により申告納付すべき期限までに第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき、又は第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項若しくは第七十二条の四十一の二第二項若しくは第三項の規定による更正があつたときは、当該法人がこの項の規定による申告書に記載した事業税額から控除すべき事業税額は、当該第七十二条の二十六に規定する申告書に記載した事業税額、当該修正申告により増加した事業税額及び当該更正に係る第七十二条の四十四第一項の不足税額の合計額とする。

2 第七十二条の二十五第二項から第十三項まで及び第十六項から第十八項までの規定は、前項の規定により法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。

3 事業を行う法人は、第一項の事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前二項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

4 第一項又は前項の場合において、事業を行う法人の申告書に記載された事業税額が、当該事業税額に係る第七十二条の二十六の規定による申告書に記載された、又は記載されるべきであつた事業税額（以下この条、第七十二条の四十一の四、第七十二条の四十四、第七十二条の四十六及び第七十二条の四十八において「中間納付額」という。）に満たないとき、又はなるときは、道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する中間納付額又は中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。この場合においては、当該事業を行う法人は、第一項又は前項の申告書に併せて、当該還付を請求する旨の請求書を提出しなければならない。

（清算中の法人の各事業年度の申告納付）

第七十二条の二十九 清算中の法人は、その清算中に事業年度（残余財産の確定の日の属する事業年度を除く。）が終了した場合には、当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十四まで、第七十二条の二十三から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第五項までの規定により当該事業年度の付加価値額、所得又は収入金額及びこれらに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内に当該事業年度に係る付加価値割、所得割又は収入割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

2 第七十二条の二十五第二項から第十三項まで及び第十六項から第十八項までの規定は、前項の規定により法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在

地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額、資本割額」とあるのは「付加価値割額」と、同条第十一項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額及び資本割額」とあるのは「及び付加価値割額」と、「付加価値額及び資本金等の額」とあるのは「及び付加価値額」と読み替えるものとする。

3 清算中の法人は、その清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度（当該法人が通算法人である場合には、当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものを除く。）が終了した場合においては、当該事業年度の所得を解散をしていない法人の所得とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の十三、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の六又は第七十二条の二十四の七第一項から第五項までの規定により当該事業年度の所得及びこれに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から一月以内（当該期間内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われるときは、その行われる日の前日まで）に当該事業年度に係る所得割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

4 第七十二条の二十五第八項から第十三項まで及び第十七項の規定は、前項の場合において同項の法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と読み替えるものとする。

5 清算中の法人（通算法人に限る。）は、その清算中に残余財産の確定の日の属する事業年度（当該法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限る。）が終了した場合には、当該事業年度の所得を解散をしていない法人の所得とみなして、当該事業年度につき第七十二条の十二、第七十二条の二十三、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の六又は第七

十二条の二十四の七第一項から第五項までの規定により当該事業年度の所得及びこれに対する事業税額を計算し、その税額があるときは、当該事業年度終了の日から二月以内に当該事業年度に係る所得割を事務所又は事業所所在の道府県に申告納付しなければならない。

6 第七十二条の二十五第五項、第八項から第十三項まで及び第十六項から第十八項までの規定は、前項の規定により法人がすべき申告納付及び同項の場合において当該法人が事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書について準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第十六項中「みなして、第二項又は第四項及び」とあるのは「みなして」と読み替えるものとする。

7 清算中の法人は、清算中の各事業年度について納付すべき事業税額がない場合においても、前各項の規定に準じて申告書を提出しなければならない。

（通算子法人が事業年度の中途において解散をした場合等の申告の特例）

第七十二条の三十 通算子法人が事業年度の中途において解散をした場合（破産手続開始の決定を受けた場合を除く。）の当該事業年度における前条第一項から第六項までの規定の適用については、同条第一項中「当該事業年度の」とあるのは「当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第七十二条の二十四」とあるのは「第七十二条の二十一まで」と、「により当該事業年度の付加価値額」とあるのは「により当該事業年度の付加価値額、資本金等の額」と、「付加価値割」とあるのは「付加価値割、資本割」と、同条第二項中「準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額、資本割額」とあるのは「付加価値割額」と、同条第十一項中「付加価値額、資本金等の額」とあるのは「付加価値額」と、「付加価値割額及び資本割額」とあるのは「及び付加価値割額」と、「付加価値

価値及び資本金等の額」とあるのは「及び付加価値額」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と、同条第三項中「当該事業年度の」とあるのは「当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第七十二条の十二」とあるのは「第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十二まで」と、「第七十二条の二十四」とあるのは「第七十二条の二十四から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五」と、「当該事業年度の所得及びこれ」とあるのは「当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額及びこれら」と、「当該事業年度に係る所得割」とあるのは「当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割」と、同条第四項中「準用する。この場合において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と読み替えるものとする」とあるのは「準用する」と、同条第五項中「当該事業年度の」とあるのは「当該事業年度の解散の日以後の期間に対応する部分の」と、「第七十二条の十二」とあるのは「第七十二条の十二、第七十二条の十四から第七十二条の二十二まで」と、「第七十二条の二十四」とあるのは「第七十二条の二十四から第七十二条の二十四の三まで、第七十二条の二十四の五」と、「当該事業年度の所得及びこれ」とあるのは「当該事業年度の付加価値額、資本金等の額、所得又は収入金額及びこれら」と、「当該事業年度に係る所得割」とあるのは「当該事業年度に係る付加価値割、資本割、所得割又は収入割」と、同条第六項中「本割、所得割又は収入割」と、同条第六項中「において、同条第八項中「付加価値額、資本金等の額、所得、付加価値割額、資本割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「付加価値額、資本金等の額及び所得」とあるのは「所得」と、同条第十二項中「収入金額、所得、収入割額及び所得割額」とあるのは「所得及び所得割額」と、「収入金額及び所得」とあるのは「所得」と、「及び」とあるのは「及び」とする。

2 清算中の通算子法人が事業年度の中途において継続した場合の当該事業年度においては、当該事業年度の開始の日から継続の日の前日までの期間に対応する部分の付加価値額、所得又は収入金額を解散をしていない法人の付加価値額、所得又は収入金額とみなして、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項又は第七十二条の二十八第一項の規定を適用する。

(法人の事業税の期限後申告及び修正申告納付)

第七十二条の三十一 第七十二条の二十五、第七十二条の二十八及び第七十二条の二十九の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書の提出期限後においても、第七十二条の四十二の規定による決定の通知があるまでは、第七十二条の二十五、第七十二条の二十八及び第七十二条の二十九の規定により申告納付することができる。

2 第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九若しくは前項若しくはこの項の規定により申告書若しくは修正申告書を提出した法人又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該申告書若しくは修正申告書に記載した、又は当該更正若しくは決定に係る付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額（以下この節において「課税標準額」と総称する。）又は事業税額について不足額がある場合（納付すべき事業税額がない旨の申告書を提出した法人にあつては、納付すべき事業税額がある場合）には、遅滞なく、総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した事業税額を納付しなければならない。

3 第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は第七十二条の規定により申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）は、前項の規定によるほか、当該申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について税務官署の更正又は決定を受けたときは、当該税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から一月以内に、当該更正又は決定に係る課税標準を基礎として、総務省令で定める様式による修正申告書を提出するとともに、その修正により増加した事業税額を納付しなければならない。

(地方税関係手続用電子情報処理組織による申告)

第七十二条の三十二 特定法人である内国法人は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九又は前条第二項若しくは第三項の規定により、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定による申告書(以下この款において「申告書」という。又は前条第二項若しくは第三項の規定による修正申告書(以下この款において「修正申告書」という。)(以下この条及び次条において「納税申告書」という。))により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類(以下この条及び第三項において「添付書類」という。))を添付して行うこととされている法人の事業税の申告については、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の二十九並びに前条第二項及び第三項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項(第三項及び第四項において「申告書記載事項」という。又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項(以下この項及び第三項において「添付書類記載事項」という。))を、地方税関係手続用電子情報処理組織(第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。))を使用し、かつ、地方税共同機構(第四項及び次条第十二項において「機構」という。))を経由して行う方法により事務所又は事業所所在地の道府県知事に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の総務省令で定める記録用の媒体を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出する方法により、行うことができる。

2 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人をいう。

一 納税申告書に係る事業年度開始の日現在ににおける資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人

二 保険業法に規定する相互会社

三 投資法人(第一号に掲げる法人を除く。)

四 特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

3 第一項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなすとして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

4 第一項本文の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされたときに同項に規定する道府県知事に到達したものとみなす。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第七十二条の三十二の二 前条第一項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて事務所又は事業所所在地の道府県知事の承認を受けたときは、当該道府県知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した前条第一項の内国法人が、同法第七十五条の五第一項の承認を受け、又は同条第三項の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日まで、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出した場合における当該税務署長が同条第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前条第一項の申告についても、同様とする。

2 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前まで（同項に規定する理由が生じた日が第七十二条

10 第一項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第八項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の五第三項若しくは第六項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第一項後段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

11 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、

道府県知事は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第一項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

前条第一項の内国法人で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認めるものが多いと認めるときは、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる期間を指定することができる。

第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第三項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと当該期間を第一項前段の期間として

12 きは、直ちに、その旨を告示するものとならない。道
総務大臣は、前項の規定による指定をしたとき、

13 府県知事及び機構に通知しなければならない。

前項の規定による告示があつたときは、第一
項の規定にかかわらず、総務大臣が第十一項の
規定により指定する期間内に行う前条第一項の

同項前段の規定による指定があつたものと、それ
れぞれみなす。

申告については、同条の規定は、適用しない。
(更正の請求の特例)

道府県知事は、第一項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。

第七十二條の三十三 第七十二條の二十五、第七十二條の二十八又は第七十二條の二十九の規定による申告書に記載すべき付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額につき、修正申告書を提出し、又は第七十二條の

道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、当該修正申告書の提出又は当

第一項の規定の適用を受けている内国法人は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出しなければならない。

該更正若しくは決定に伴い、当該修正申告又は当該更正若しくは決定に係る事業年度後の事業年度第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書に記載すべき付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額が過大となる

人につきた、第六項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

該更正若しくは決定の通知を受けた日から二月以内に限り、総務省令で定めるところにより、道府県知事に対し、当該付加価値額、資本金等の額、所得若しくは収入金額又は事業税額につき、更正の請求をすることができる。この場合においては、第二十条の九の第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほ

か、当該修正申告書を提出した日又は当該更正若しくは決定の通知を受けた日を記載しなければならぬ。

申告書又は修正申告書を提出した法人（収入割のみを申告納付すべきものを除く。）が、当該申告書又は修正申告に係る事業税の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準に付いて国の税務官署の更正又は決定を受けたことに伴い、当該申告書又は修正申告に係る付加価値

額、資本金等の額若しくは所得又は事業税額が過大となる場合には、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日から二月以内に限り、総務省令で定めるところにより、道府県知事に対し、当該加価値額、資本金等の額若しくは

所得又は事業税額につき、更正の請求をすることができ。この場合においては、第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正又は決定の通知をした日を記載しなければならぬ。

(貸借対照表等の提出)
第七十二条の三十四 事

道府県知事は、第七十二条の第二項第一号ロに掲げる法人（収入割を申告納付すべきものを除く。）が第七十二条の二十五第九項（第七十

第二條の二十八第二項並びに第七十二條の二十九第二項、第四項及び第六項において準用する場合を含む。の規定又は第七十二條の二十六第六項の規定による申告書若しくは修正申告書を提出する場合又は当該申告書若しくは修正申告書を提出した後において、事業税の賦課徴収に就いて必要があると認めるときは、当該法人に対し、貸借対照表、損益計算書その他の事業税の賦課徴収について必要な書類の提出を求めることができる。

第七十二条の三十五及び第七十二条の三十六
削除

(法人の事業税に係る故意不申告の罪)
第七十二条の三十七 正当な事由がなくて第七十

二条の二十五第一項、第七十条第一項、第三項若しくは第七十二条の二十九第一項、第三項若しくは第五項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合には、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、

し、情状により、その刑を免除することができ
る。

法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。（法人の事業税に係る虚偽の中間申告納付に関する罪）

第七十二条の三十八 第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による申告書に虚偽の記載をし

て提出した場合においては、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

(第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人に係る法人の事業税の徴収猶予)

第七十二條の三十八の二 道府県知事は、第七十二條の二第一項第一号イに掲げる法人が次の各

号のいづれかに該当する場合において、当該道府県の事業税（第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により申告納付する付加価値割、資本割及び所得割に限る。）を納付することが困難であると認めるときは、当該法人の申請に基づき、当該事業

税の納期限の翌日から三年以内の期間を限り、当該事業税の全部又は一部の徴収を猶予すること

とができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨

一 当該事業税の申告書に係る事業年度終了の

日の翌日から起算して三年前の日の属する事業年度から当該事業税の申告書に係る事業年度までの各事業年度の所得がない法人で改令

で定めるもの

二 当該事業税の申告書に係る事業年度（その終了の日が当該法人の設立の日から起算して

五年を経過した日より前である事業年度に限る。）の所得がない法人で政令で定めるもの。

2 道府県知事は、前項の規定により徴収を猶予する場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。ただし、担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第一項の申請は、当該事業税の申告書を提出する際、道府県の条例の定めるところによつて、併せてしなければならない。

4 第一項の規定は、同項第一号の法人にあつては当該事業税の申告書に係る事業年度終了の日の翌日から起算して三年前の日の属する事業年度から、同項第二号の法人にあつては設立の日の属する事業年度から、それぞれ当該事業税の申告書に係る事業年度の前身事業年度までの各事業年度について第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により提出すべき申告書（第八項において「確定申告書」という。）を提出している場合であつて、当該事業税の申告書をその提出期限までに提出したとき限り、適用する。

5 道府県知事は、第一項の規定により徴収を猶予した場合において、その猶予をした期間内にその猶予をした金額を納付することができないやむを得ない理由があると認めるときは、当該法人の申請により、三年以内の期間を限りその期間を延長することができる。ただし、その期間は、既に当該法人につき同項の規定により徴収を猶予した期間と合わせて六年を超えることができない。

6 道府県知事は、第七十二条の第二項第一号イに掲げる法人が次の各号のいずれかに該当する場合において、当該道府県の事業税（第七十二条の二十六の規定により申告納付する付加価値割、資本割及び所得割に限る。）を納付することが困難であると認めるときは、当該法人の申請に基づき、当該事業税の納期限の翌日から三年以内の期間を限り、当該事業税の全部又は一部の徴収を猶予することができる。この場合においては、その金額を適宜分割して納付すべき期限を定めることを妨げない。

7 第二項から第五項までの規定は、前項の規定による徴収の猶予について準用する。この場合において、第四項中「事業年度終了の日の翌日」とあるのは、「事業年度開始の日」と読み替えるものとする。

8 道府県知事は、第一項又は第六項の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が当該事業年度の申告書に係る事業年度後の各事業年度について確定申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、その徴収の猶予を取り消し、その猶予に係る事業税を一時に徴収することができ。

9 道府県知事は、第六項の規定により事業税について徴収の猶予を受けた法人が当該事業年度において第七十二条の二十八の規定により提出すべき申告書をその提出期限までに提出しなかつたとき、又は当該法人の当該事業年度の所得があるときは、当該徴収の猶予に係る事業税の全部についてその徴収の猶予を取り消し、これを直ちに徴収しなければならない。

10 第一項又は第六項の規定による徴収の猶予をした場合（前項の規定により徴収の猶予を取り消した場合を除く。）には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち、当該徴収の猶予をした期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限る。次項において同じ。）に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額は、免除する。ただし、第八項の規定又は第十二項において準用する第十五条の三第一項の規定による取消しの基となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

11 道府県知事は、第九項の規定により徴収の猶予を取り消した場合においては、当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額の二分の一に相当する金額を免除することができる。

12 第十五条の二の二、第十五条の二の三第一項、第十五条の三及び第十五条の九第二項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は、第一項又は第六項の規定による徴収の猶予について、第十一項、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第二項（第七項において準用する場合を含む。）の規定による担保について、それぞれ準用する。

（法人税の更正、決定等に係る課税標準を基準とする所得割の更正及び決定）

第七十二条の三十九 道府県知事は、事業を行う法人で事業税の納税義務があるもの（第七十二条の四十一第一項第一号に掲げる法人を除く。）が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告書に係る所得割の課税標準である所得が、当該法人の当該所得割の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の申告若しくは修正申告又は更正若しくは決定において課税標準とされた所得（以下この条において「法人税の課税標準」という。）を基準として算定した所得割の課税標準である所得（以下この条において「所得割の基準課税標準」という。）と異なることを発見したときは、当該所得割の基準課税標準により、当該申告書又は修正申告に係る所得割の計算の基礎となつた所得及び所得割額を更正するものとし、申告書又は修正申告書に記載された所得割額の算定について誤りがあることを発見したときは、所得割額を更正するものとする。

2 道府県知事は、前項の法人が申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該事業年度に係る法人税の課税標準があるときは、当該法人税の課税標準を基準として、当該法人の所得割に係る所得及び所得割額を決定するものとする。

3 道府県知事は、前二項又はこの項の規定により当該法人の当該所得割に係る所得及び所得割額を更正し、又は決定した場合において、法人税に係る更正又は修正申告があつたことにより当該更正又は決定の基準となつた当該法人の法人税の課税標準が増加し、又は減少したときは、当該増加し、又は減少した法人税の課税標準を基準として、当該所得割に係る所得及び所得割額を更正するものとし、当該更正し、又は

決定した所得割額の算定について誤りがあることを発見したときは、当該所得割額を更正するものとする。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予）

第七十二条の三十九の二 道府県知事は、法人が法人税法第百三十九条第一項に規定する租税条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。）又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び次条において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（次条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」という。）には、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。以下この項及び次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条第一項において同じ。）の課税標準とされた所得に基づいて第七十二条の三十一第三項の規定により申告納付すべき所得割額若しくは付加価値割額又は当該更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条の四十一の二第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき所得割額若しくは付加価値割額並びに当該所得割額又は付加価値割額に係る過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金として政令で定めるところにより計算した金額の合算額を限度として、第七十二条の三十一第三項又は第七十二条の四十四第一項の規定による納期限（当該申請が当該納期限後である

ときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得に基づいて道府県知事が前条第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の第二項若しくは第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時ににおいて当該所得割額若しくは付加価値割額又はこれらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額に基づいて第五十三条第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額若しくは当該更正決定に係る法人税額に基づいて道府県知事が第五十五条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税割額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第六十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴収しなければならない。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条の二の二、第十五条の二の三、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。
二 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその

猶予に係る所得割額又は付加価値割額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

三 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

四 新たにその猶予に係る所得割額又は付加価値割額以外の当該道府県に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（道府県知事がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

五 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした所得割又は付加価値割に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。
（法人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第七十二条の三十九の三 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号に掲げる更正決定に係る法人税額の課税標準とされた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした法人の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合において、これらの申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞な

く、その旨その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合において、これらの申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額の課税標準とされた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした法人の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

（税務官署に対する更正又は決定の請求）
第七十二条の四十 道府県知事は、次に掲げる場合においては、国の税務官署（以下「税務官署」という。）に対し、法人税に係る更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、その更正又は決定をすべき旨を請求することができ。この場合において、正当な事由がなく当該税務官署が当該更正又は決定の請求を受けた日から三月以内に更正又は決定をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正又は決定をすべき旨を請求することができる。

一 第七十二条の三十九第一項の法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告に係る所得が過少であると認められる法人の当該所得割の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該申告書の提出期限から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号のいずれかに掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る更正又は決定が行われなければならない。

二 第七十二条の三十九第一項の法人が申告書の提出期限までに申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第五項の規定によつて申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）において、当該法人の当該所得割の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人が法人税法第

七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による申告書（これに係る期限後申告書を含む。）を提出せず、かつ、当該法人の所得割に係る申告書の提出期限から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号のいずれかに掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る決定が行われなければならない。

三 道府県知事が第七十二条の三十九の規定によつて同条第一項の法人の所得割に係る所得又は所得割額を更正し、又は決定した場合において、当該更正又は決定に係る所得が過少であると認められる法人の所得割の計算の基礎となつた事業年度に係る法人税の課税標準について当該法人の所得割に係る所得又は所得割額を更正し、又は決定した日から一年を経過した日（第十三条の二第一項各号のいずれかに掲げる事由が発生した場合においては、その事由が発生した日）までに法人税に係る更正が行われなければならない。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に係る法人税の課税標準について、前項の規定によつて税務官署に対しすべき更正又は決定の請求は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事（外国法人にあつては、この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事）又は当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を經由して関係道府県知事が行うものとする。

（道府県知事の調査による所得割等の更正及び決定）
第七十二条の四十一 道府県知事は、電気供給業、ガス供給業、保険業若しくは貿易保険業を行う法人、通算法人（通算子法人にあつては、当該通算子法人の事業年度が当該通算子法人に係る通算親法人の事業年度終了の日を終了するものに限る。第二号において同じ。）、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人又は事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告に係る収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額がその調査したところ

と異なるときは、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを更正するものとする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額
二 小売電気事業等、発電事業等又は特定卸供給事業を行う法人のうち、通算法人、第七十二条の二十三第二項の規定の適用を受ける医療法人若しくは農業協同組合連合会、第七十二条の二十四の規定の適用を受ける法人、法人税が課されない法人、事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う法人又は小売電気事業等、発電事業等若しくは特定卸供給事業とその他の事業とを併せて行う法人以外の法人 収入金額又は収入割額

二 道府県知事は、前項の法人が申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）においては、その調査によつて、収入金額又は所得及び収入割額又は所得割額を決定するものとする。

三 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定により更正し、又は前項の規定により決定した収入金額若しくは所得又は収入割額若しくは所得割額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正するものとする。

四 第一項の法人が第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により提出した申告書に記載された各事業年度の所得又は収入金額が当該事業年度の課税標準とされるべき所得又は収入金額を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、道府県知事は、当該事業年度に係る所得割又は収入割につき、その法人が当該事業年度の各事業年度の確定した決算において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該決算に基づいて申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

（道府県知事の調査による付加価値割等の更正及び決定）

第七十二条の四十一の二 道府県知事は、第七十二条の二第一項第一号イ及び第三号イに掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を行う法人が申告書又は修正申告書を提出した場合において、当該申告書又は修正申告書に係る付加価値額若しくは資本金等の額又は付加価値割額若しくは資本割額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

二 道府県知事は、前項の法人が申告書を提出しなかつた場合（第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。）においては、その調査によつて、付加価値額及び資本金等の額並びに付加価値割額及び資本割額を決定するものとする。

三 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定により更正し、又は前項の規定により決定した付加価値額若しくは資本金等の額又は付加価値割額若しくは資本割額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正するものとする。

四 第一項の法人が第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定により提出した申告書に記載された各事業年度の付加価値額又は資本金等の額が当該事業年度の課税標準とされるべき付加価値額又は資本金等の額を超えている場合において、その超える金額のうちに事実を仮装して経理したところに基づくものがあるときは、道府県知事は、当該事業年度に係る付加価値割又は資本割につき、その法人が当該事業年度の各事業年度の確定した決算において当該事実に係る修正の経理をし、かつ、当該決算に基づいて申告書を提出するまでの間は、更正をしないことができる。

（所得割の決定と付加価値割及び資本割の決定との関係等）

第七十二条の四十一の三 道府県知事は、第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による所得及び所得割額の決定と前条第二項の規定による決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。

二 道府県知事は、第七十二条の四十一第二項の規定による収入金額及び収入割額の決定と前条第二項の規定による決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。

三 道府県知事は、第七十二条の三十九第二項又は第七十二条の四十一第二項の規定による所得及び所得割額の決定と同項の規定による収入金額及び収入割額の決定をする場合には、これらの決定を併せてしなければならない。

（更正又は決定による中間納付額の還付）
第七十二条の四十一の四 第七十二条の二十八第四項の規定は、同条第一項の規定によつて申告

納付すべき法人（第七十二条の四十一第一項の規定に該当するものを除く。）について第七十二条の三十九又は第七十二条の四十一の第二項から第三項までの規定により更正し、又は決定した事業税額が当該法人の当該事業税額に係る中間納付額に満たない場合について準用する。

二 第七十二条の二十八第四項の規定は、同条第一項の規定によつて申告納付すべき法人（第七十二条の四十一第一項の規定に該当するものに限る。）について第七十二条の四十一第二項から第三項まで又は第七十二条の四十一の第二項から第三項までの規定により更正し、又は決定した事業税額が当該法人の当該事業税額に係る中間納付額に満たない場合について準用する。

（更正又は決定の通知）

第七十二条の四十二 道府県知事は、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定によつて課税標準額又は事業税額を更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（同族会社の行為又は計算の否認等）

第七十二条の四十三 道府県知事は、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定により課税標準額又は事業税額の更正又は決定をする場合において、同族会社の行為又は計算でこれを容認した場合には事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、道府県知事の認めるところにより、当該同族会社の課税標準額又は事業税額を計算することができる。

二 前項の規定は、三以上の支店、工場その他の事務所又は事業所（以下この項において「事業所等」という。）を有する法人で、その事業所等の二分の一以上に当たる事業所等につき、当該事業所等の所長、主任その他の当該事業所等に係る事業の主宰者又は当該主宰者の親族その他の当該主宰者と政令で定める特殊の関係のある個人（以下この項において「所長等」という。）が前に当該事業所等において個人として事業を営んでいた事実があり、かつ、当該所長等の有するその法人の株式の数又は出資の金額の合計額がその法人の発行済株式の総数又は出資の金額（その法人が有する自己の株式又は出

資を除く。）の三分の二以上に相当するものの行為又は計算で、これを容認した場合には事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがある場合について準用する。

三 第一項の「同族会社」とは、法人税法第二十条第十号の同族会社をいい、同族会社又は前項の法人であるかどうかの判定は、前二項の行為又は計算の事実のあつたときの現況によるものとする。

四 道府県知事は、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定により課税標準額又は事業税額の更正又は決定をする場合において、合併、分割、現物出資若しくは現物分配（法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配をいう。）又は株式交換等（同法第二条第十二号の十六に規定する株式交換等をいう。）若しくは株式移転（以下この項において「合併等」という。）に係る次に掲げる法人の行為又は計算でこれを容認した場合には事業税の負担を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、その行為又は計算にかかわらず、道府県知事の認めるところにより、その法人の課税標準額又は事業税額を計算することができる。

一 合併等をした法人又は合併等により資産及び負債の移転を受けた法人
二 合併等により交付された株式を発行した法人（前号に掲げる法人を除く。）
三 前二号に掲げる法人の株主等（株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員その他の法人の出資者をいう。）である法人（前二号に掲げる法人を除く。）

（法人の事業税の不足税額及びその延滞金の徴収）
第七十二条の四十四 道府県の徴税吏員は、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第二項から第三項まで又は第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正により増加した税額又は決定した申告書（第七十二条の二十八の規定による申告書を提出すべき法人がその申告書を提出しなかつたことによる決定の場合には、当該税額に係る中間納付額を控除した税額）をいう。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。）があるときは、第七十二

条の四十二の規定による更正又は決定の通知を

した日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

前項の場合には、その不足税額に第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十六第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項、第三項若しくは第五項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下「法人の事業税の納期限」という。）の翌日から納付の日までの期間の日に数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

前項の場合において、第七十二条の四十二の規定により更正の通知をした日が申告書の提出の日（申告書がその提出期限前に提出された場合は、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後であるときは、詐偽その他不正の行為により事業税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日（第七十二条の三十九の規定による更正に係るものにあつては、当該更正の基準となつた法人税の課税標準である所得に係る法人税の修正申告書を提出した日又は当該所得について税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除するものとする。

第二項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る事業税について第七十二条の二十五、第七十二条の二十八及び第七十二条の二十九並びに第七十二条の三十一第一項の規定により提出する申告書（以下この款において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税

を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき事業税その他政令で定める事業税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る法人の事業税の納期限より前である場合には、当該法人の事業税の納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（第七十二条の三十九の規定による更正に係るものにあつては、当該更正の基準となつた法人税の課税標準である所得に係る法人税の修正申告書を提出した日又は当該所得について税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間

道府県知事は、納税者が第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで又は第七十二条の四十一の第二項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことによりてやむを得ない事由があると認める場合には、第二項の延滞金額を減免することができ

る。

（納期限後に納付する法人の事業税の延滞金）

第七十二条の四十五 法人の行う事業に対する事業税の納税者は、法人の事業税の納期限後にその税金（第七十二条の三十一第二項又は第三項の規定による修正申告により増加した税額を含む。以下この条において同じ。）を納付する場合には、その税額に法人の事業税の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十

四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 法人の事業税の納期限前に提出した申告書に係る税額 法人の事業税の納期限の翌日から一月を経過する日

二 法人の事業税の納期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から一月を経過する日

- 三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日（修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限。以下この号において同じ。）又は当該修正申告書を提出した日の翌日から一月を経過する日
- 2 前項の場合において、法人が申告書を提出した日（申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日後に修正申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人が政府又は道府県知事の調査により第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正があるべきことを予知して修正申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該修正申告書を提出した日（当該修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間には、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 3 第一項の場合において、第七十二条の三十一第二項又は第三項の規定による修正申告書の提出があつたとき（当該修正申告書に係る事業税について当初申告書が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限る。）は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第二項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る事業税その他政令で定める事業税にあっては、第一号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。
- 一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る法人の事業税の納期限より前である場合に

は、当該法人の事業税の納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該修正申告書を提出した日（当該修正申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該修正申告書の提出期限）までの期間

道府県知事は、納税者が法人の事業税の納期限までにその税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、第一項の延滞金額を減免することができる。

（法人の事業税に係る納期限の延長の場合の延滞金）

第七十二条の四十五の二 第七十二条の二十五第三項（第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第五項（第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用を受けている法人は、その適用に係る各事業年度に係る所得割等又は収入割等を納付する場合には、当該税額に、当該各事業年度終了の日後二月を経過した日から第七十二条の二十五第三項又は第五項の規定により延長された当該事業税の申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

第七十二条の四十四第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき事業税その他政令で定める事業税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が第七十二条の四十五の二第一項の各事業年度終了の日後二月を経過した日より前である場合には、同日）から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により事業税を免れた法人が第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る事業税その他政令で定める事業税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が次条第一項の各事業年度終了の日後二月を経過した日より前である場合には、同日）から次条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

（法人の事業税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七十二条の四十六 申告書（第七十二条の二十六第一項本文の規定による予定申告書を除く。以下この項において同じ。）の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七十二条の三十九第一項若しくは第三項、第七十二条の四十一第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一の二第一項若しくは第三項の規定による更正（以下この条において「事業税の更正」という。）があつたとき、又は第七十二条の三十一第二項の規定による修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該事業税の更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該事業税の更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由があると認められるものがある場合には、その正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、当該事業税の更正又は修正申告前に当該事業税の更正又は修正申告に係る事業税について当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる事業税の更正その他これに類するものとして政令で定める事業税の更正（更正の請求に基づくもののうち法人税に係る更正によらないもの及び法人税に係る更正の請求に基づく更正によるもの

を除く。）がある場合には、その事業税の当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの金額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額とする。以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該事業税の更正又は修正申告前に当該事業税の更正又は修正申告に係る法人の事業税について事業税の更正又は第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出があつた場合には、当該事業税の更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の合計額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該事業税の更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由があると認められたものがあつたときは、その正当な事由があると認められた事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した金額と）を控除した金額とし、当該法人の事業税についてその納付すべき税額を減少させる事業税の更正又は事業税の更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額（当該申告書に係る法人の事業税について中間納付額があるときは、当該中間納付額を加算した金額とし、当該申告書に記載された還付金の額に相当する税額があるときは、当該税額を控除した金額とする。）に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、同条第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る事業税額について事業税の更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額（第二号又は第三

号の場合において、これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該修正申告前又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由があると認められるものがあるときは、その正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額。第五項において「納付すべき税額」という。）に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な事由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定があつた場合
二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は事業税の更正があつた場合
三 第七十二条の三十九第二項、第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定があつた後において第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は第七十二条の三十九第三項、第七十二条の四十一第三項若しくは第七十二条の四十一の二第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号の場合において、これらの規定に規定する修正申告又は事業税の更正前にされた当該法人の事業税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額の計算の基礎となつた事実のうちに当該修正申告又は事業税の更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正当な事由があると認められるものがあるときは、その正当な事由があると認められる事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額とし、当該納付すべき税

額を減少させる事業税の更正又は事業税の更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合
二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合
三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合（次項各号に該当する場合を除く。）において、次の各号のいずれかに該当するときは、第二項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 申告書の提出期限後のその提出、第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出（当該修正申告書の提出

がその提出期限までにあつた場合を除く。次号において同じ。）。又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業税について、不申告加算金（次項各号に該当する場合において徴収されたものを除く。次号において同じ。）。又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出、第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る事業年度の開始の日の属する年の前年及び前々年に開始した事業年度に係る事業税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限り。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

六 次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

一 申告書の提出期限後のその提出又は第七十二条の三十一第二項の規定による修正申告書の提出があり、かつ、その提出が当該申告書又は修正申告書に係る事業税額について第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで又は第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものではない場合 当該申告書又は修正申告書に係る税額

二 第七十二条の三十一第三項の規定による修正申告書の提出があつた場合（当該修正申告書の提出がその提出期限後にあつた場合を除く。）。当該修正申告書に係る税額

道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、

遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（法人の事業税の重加算金）

第七十二条の四十七 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が事業税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出し、又は第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定により修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する過少申告加算金額の計算の基礎となるべき事業税の更正による不足税額又は修正申告により増加した税額（これらの税額の一部が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽され、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるときは、当該隠蔽され、又は仮装されていらない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算金額に代えて、当該税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が事業税額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定により修正申告書を提出したときは、道府県知事は、前条第二項に規定する不申告加算金額の計算の基礎となるべき税額（その税額の一部が、その計算の基礎となるべき事実で隠蔽され、又は仮装されていらないものに基づくことが明らかであるときは、当該隠蔽され、又は仮装されていらない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）に係る過少申告加算金額に代えて、当該税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき事業税の更正による不足税額又は修正申告により増加した税額(これらの税額の一部分が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽され、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるときは、当該隠蔽され、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額(その税額の一部分が、その計算の基礎となるべき事実で隠蔽され、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるときは、当該隠蔽され、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 一 前二項に規定する事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出、第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定による修正申告書の提出又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一第一項から第三項まで若しくは第七十二条の四十一の二第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る事業年度の開始の日属する年の前年及び前々年に開始した事業年度に係る事業税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金に係る決定をすべきと認める場合

道府県知事は、前三項の規定に該当する場合において、申告書又は第七十二条の三十一第二

項の規定による修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第六項各号に掲げる場合に該当するときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額（これらの税額の一部が、事業税額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽され、又は仮装されていないものに基づくことが明らかであるときは、当該隠蔽され、又は仮装されていない事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（分割法人の申告納付等）

第七十二条の四十八 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人（以下この条において「分割法人」という。）は、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六（第五項を除く）、第七十二条の二十八若しくは第七十二条の二十九の規定により事業税を申告納付し、又は第七十二条の三十一第二項若しくは第三項の規定により事業税を修正申告納付する場合には、当該事業に係る課税標準額の総額（第七十二条の二十四の七第一項第三号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年四百万円（当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合には、同条第六項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）を超え年八百万円（当該法人の当該事業年度が一年に満たない場合には、同条第六項の規定を適用して計算した金額。以下この項において同じ。）以下の場合は、当該事業年度の所得の総額を年四百万円を超えるものにあつては、当該各事業年度の所得の総額を年四百万円以下の部分の金額及び年四百万円を超える部分の金額に区分した金額とし、同項第三号に掲げる法人で各事業年度の所得の総額が年八百万円を超えるものにあつては、当該各事業年度の所得の総額を年四百万円以下の部分の金額、年四百万円を超える年八百万円以下の部分の金額及び年八百万円を超える部分の金額に区分した金額とする。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。）を分割基準により関係道府県ごとに分割し、その分割した額を課税標準として、関係道府県ごとに事業税額を算定

し、これを関係道府県に申告納付し、又は修正申告納付しなければならぬ。この場合において、関係道府県知事に提出すべき申告書又は修正申告書には、総務省令で定める課税標準額の総額の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 分割法人の事業年度の期間が六月を超える場合（当該分割法人が通算子法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日において当該分割法人に係る通算親法人との間に通算完全支配関係がある場合）には、当該分割法人が第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、前項の規定にかかわらず、関係道府県ごとの当該事業年度の事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額を当該事業年度の事業年度の月数で除して得た額に中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額とする。ただし、当該分割法人の六月経過日の前日現在において関係道府県に所在する事務所若しくは事業所が移動その他の事由により当該事業年度の事業年度の関係道府県に所在する事務所若しくは事業所と異なる場合又は六月経過日の前日現在における関係道府県ごとの分割基準の数値が当該事業年度の事業年度の関係道府県ごとの分割基準の数値と著しく異なると認める場合には、当該分割法人が第七十二条の二十六第一項本文の規定により関係道府県に申告納付すべき事業税額又は当該申告納付に係る修正申告納付すべき事業税額は、当該事業年度の事業年度の事業税として納付した税額及び納付すべきことが確定した税額の合計額の算定の基礎となつた課税標準額の総額を当該事業年度の事業年度の月数で除して得た額に中間期間の月数を乗じて計算した額に相当する額を同項ただし書の規定による申告納付をする法人に準じて前項の規定により関係道府県ごとに分割した額を課税標準として算定した税額とすることができる。

3 前二項の「分割基準」とは、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準をいう。

一 製造業 課税標準額の総額を申告書又は修正申告書に記載された関係道府県に所在する

事務所又は事業所（以下この項から第五項までにおいて「事業所等」という。）の従業者の数に按分すること。

二 電気供給業 次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

イ 小売電気事業等 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

ロ 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業（第九項第一号及び第二号において「一般送配電事業」という。）、同条第一項第十号に規定する送電事業（第九項第一号及び第二号において「送電事業」という。）（これに準ずるものとして総務省令で定めるものを含む。）、同条第一項第十一号の二に規定する配電事業（第九項第一号及び第二号において「配電事業」という。）及び同条第一項第十二号に規定する特定送配電事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1) (2) に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）（2）において同じ。）と電氣的に接続している電線路（総務省令で定める要件に該当するものに限る。）（2）及び次項第三号において同じ。）の電力の容量（キロワットで表した容量をいう。同号において同じ。）に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所又は蓄電用の施設の発電等用電気工作物と電氣的に接続している電線路がない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ハ 発電事業等及び特定卸供給事業 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定め

るところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(1) (2) に掲げる場合以外の場合 課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(2) 事業所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものがない場合 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

三 ガス供給業及び倉庫業 課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

四 鉄道事業及び軌道事業 課税標準額の総額を事業所等の所在する道府県における軌道の延長キロメートル数に按分すること。

五 前各号に掲げる事業以外の事業 課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

4 前項に規定する分割基準（以下この款において「分割基準」という。）の数値の算定については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 従業者の数 事業年度終了の日現在における数値。ただし、資本金の額又は出資金の額が一億円以上の製造業を行う法人の工場である事業所等については、当該数値に当該数値（当該数値が奇数である場合には、当該数値に一を加えた数値）の二分の一に相当する数値を加えた数値

二 事業所等の数 事業年度に属する各月の末日現在における数値を合計した数値（当該事業年度中に月の末日が到来しない場合には、当該事業年度終了の日現在における数値）

三 電線路の電力の容量、固定資産の価額及び軌道の延長キロメートル数 事業年度終了の日現在における数値

5 次の各号に掲げる事業所等については、当該各号に定める数（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）を前項第一号に掲げる従業者の数とみなす。

一 事業年度中途において新設された事業所等 当該事業年度終了の日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該事業所等が新設された日から当該事業年度終了の日までの月数の割合を乗じて得た数

二 事業年度中途において廃止された事業所等 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該事業年度の月数に対する当該廃止された事業所等が当該事業年度中に所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 事業年度中を通じて従業者の数に著しい変動がある事業所等として政令で定める事業所等 当該事業年度に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数

6 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

7 第七十二条の二十六第一項ただし書の規定又は第二項ただし書の規定により申告納付すべき法人の中間納付額に係る分割基準について第四項の規定を適用する場合には、当該法人の中間期間を一事業年度とみなす。

8 分割法人が二以上の分割基準を適用すべき事業を併せて行う場合における当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、これらの事業のうち主たる事業について定められた分割基準によるものとする。

9 分割法人が電気供給業を行う場合において、当該電気供給業に係る分割基準が二以上であるときにおける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める分割基準によるものとする。

一 一般送配電事業、送電事業又は配電事業と一般送配電事業、送電事業及び配電事業以外の事業とを併せて行う場合 第三項第二号ロに定める分割基準

二 発電事業（電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この号において同じ。）と一般送配電事業、送電事業、配電事業及び発電事業以外の事業とを併せて行う場合 第三項第二号ハに定める分割基準

三 前二号に掲げる場合以外の場合 電気供給業のうち主たる事業について定められた分割基準

10 前項の場合において、分割法人が電気供給業と電気供給業以外の事業とを併せて行うときに於ける当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額の分割については、前二項の規定にかかわらず、まず、電気供給業又は電気供給業以外の事業のいずれを主たる事業とするかを判定するものとし、当該判定により、電気供給業を主たる事業とするときは、前項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める分割基準によるものとし、電気供給業以外の事業を主たる事業とするときは、当該事業について定められた分割基準によるものとする。

11 分割法人が鉄道事業又は軌道事業とこれらの事業以外の事業とを併せて行う場合には、前三項の規定にかかわらず、鉄道事業又は軌道事業に係る部分についてはこれらの事業について定められた分割基準により、これらの事業以外の事業に係る部分についてはこれらの事業以外の事業のうち主たる事業について定められた分割基準により、政令で定めるところにより関係道府県ごとに当該分割法人の事業に係る課税標準額の総額を分割するものとする。

12 前各項に定めるもののほか、課税標準額の総額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

(二)以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の課税標準額の総額の更正、決定等)

第七十二条の四十八の二 前条第一項の法人が行う事業に係る課税標準額の総額について第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定によつてすべき更正又は決定は、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が行う。

2 関係道府県知事は、前条第一項の法人の行う事業に係る課税標準額の総額について第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定による更正又は決定をする必要があると認める場合においては、更正又は決定をすべき事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、更正又は決定をすべき旨を請求することができる。この場合において、当該更正又は決定の請求が次の各号のいずれかに該当するときは、当該更正又は決定の請求は、それぞれ当該各号に掲げる日から二月以内にしなければならない。

一 第七十二条の四十一第一項又は第七十二条の四十一の二第一項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、申告書又は修正申告書の提出があつた日

二 第七十二条の四十一第二項又は第七十二条の四十一の二第二項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、申告書の提出期限の四十一の二第三項又は第七十二条の四十一の二第三項の規定によつてすべき更正の請求にあつては、第七十二条の四十一第一項若しくは第七十二条の四十一の二第一項の規定による更正又は第七十二条の四十一第二項若しくは第七十二条の四十一の二第二項の規定による決定があつた日

3 前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、同項の法人が提出した申告書若しくは修正申告書に係る分割課税標準額(関係道府県ごとに分割された又は分割されるべき課税標準額をいう。以下本条において同じ。)の分割基準又は本項の規定による修正若しくは決定をした分割基準に誤りがあると認める場合(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)には、これを修正し、同条第一項の法人が申告書を提出しなかつた場合(第七十二条の二十六第五項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を除く。)には、その分割基準を決定するものとする。

4 前条第一項の法人が主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告書若しくは修正申告書を提出した場合又は第七十二条の三十九、第七十二条の四十一若しくは第七十二条の四十一の二の規定による更正若しくは決定を受けた場合においては、当該申告書若しくは修正申告又は当該更正若しくは決定に係る分割課税標準額の分割基準に誤りがあつたこと(課税標準額の総額についてすべき分割をしなかつた場合を含む。)により、分割課税標準額又は事業税額が過大である関係道府県があるときは、当該法人は、総務省令の定めるところにより、当該関係道府県知事に對し、当該過大となつた分割課税標準額又は事業税額につき、第七十二条の三十九、第七十二条の四十一又は第七十二条の四十一の二の規定による更正をすべき旨を請求することができる。

5 前項の規定による更正の請求をしようとする法人は、その請求に係る更正後の第二十條の九の第三項に規定する課税標準等又は税額等、当該請求に係る更正前の納付すべき税額及び申告書又は修正申告書に記載すべきこの法律の規定による還付金の額に相当する税額その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を関係道府県知事に提出しなければならない。

6 関係道府県知事は、分割基準について第三項の規定による修正又は決定の必要があると認めるときは、その事由を記載した書類を添えて、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、分割基準の修正又は決定の請求をすることができる。

7 前条第一項の法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該法人の課税標準額の総額について第二項の規定による更正若しくは決定の請求に係る書類又は当該法人の分割基準について前項の規定による修正若しくは決定の請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めたときは、当該法人の課税標準額の総額の更正若しくは決定をし、又は当該法人の分割基準の修正若しくは決定をしななければならない。但し、関係道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から二月以内に、自己の意見を附して、当該書類を総務大臣に送付するとともに、その指示を受けなければならない。

8 総務大臣は、前項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認めたときは、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、その課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の指示をしななければならない。この場合においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、その指示に基いて当該法人の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定をし、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、総務大臣に報告しななければならない。

9 総務大臣は、第七項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認めるときは、その旨を当該法人の主たる事務所又は事業所所在地

の道府県知事及び関係道府県知事に通知しなければならない。

10 総務大臣は、第八項前段の指示又は前項の規定による通知をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かななければならない。

11 第一項又は第三項の規定によつて当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事がした課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定は、それぞれ関係道府県知事がした課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定とみなす。

12 法人の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第一項又は第三項の規定によつて当該法人の課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定を行つた場合においては、その旨を関係道府県知事に通知しななければならない。

13 外国法人に対する前各項の規定の適用については、これらの規定中「主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事」とあるのは、「この法律の施行地において行う事業の経営の責任者が主として執務する事務所又は事業所所在地の道府県知事」とする。

(虚偽の更正の請求に関する罪)

第七十二条の四十九 前条第五項に規定する更正請求書に偽りの記載をして関係道府県知事に提出したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に對し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(法人税に関する書類の供覧等)

第七十二条の四十九の二 道府県知事が事業税の賦課徴収について、政府に對し、事業税の納税義務者で法人税の納税義務がある法人が政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該法人の課税標準若しくは税額について、又は更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関

係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（法人の事業税の脱税に関する罪）

第七十二条の四十九の三 偽りその他不正の行為により法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合には、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。第三項において同じ。）、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の二十五第一項、第七十二条の二十八第一項又は第七十二条の二十九第一項、第三項若しくは第五項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、法人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れた場合には、法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者で、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

5 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項又は第三項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

7 人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（法人の事業税の減免）

第七十二条の四十九の四 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において法人の行う

事業に対する事業税の減免を必要とする」と認め法人その他特別の事情がある法人に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、法人の行う事業に対する事業税を減免することができ

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査に係る質問検査権）

第七十二条の四十九の五 第七十二条の四十八の第二項又は第九項に規定する場合において、総務省の職員で総務大臣が指定する者（以下この条から第七十二条の四十九の十までにおいて「総務省指定職員」という。）は、課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 法人の行う事業に対する事業税の納税義務者又は納税義務があると認められる法人
二 前号に規定する法人に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる法人を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる法人を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該総務省指定職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 第一項及び前項の規定による総務省指定職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の四十九の六 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査にお

いて前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人若しくは以下この款及び次款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この項及び第三項において単に「調査」という。）を開始する日時
二 調査を行う場所
三 調査の目的
四 法人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨

五 調査の対象となる期間
六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

4 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

5 納税義務者について税務代理人が数人ある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代

理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として総務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。

（事前通知を要しない場合）

第七十二条の四十九の七 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了の際の手續）

第七十二条の四十九の八 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行った結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を説明するものとする。

3 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

（政令への委任）

第七十二条の四十九の九 第七十二条の四十九の五から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の法人の事業税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(法人の事業税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七十二条の四十九の十 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条の四十九の五第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 第七十二条の四十九の五第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む)を提示し、若しくは提出したとき。

三 第七十二条の四十九の五第一項の規定による総務省指定職員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等

(個人の事業税の課税標準)

第七十二条の四十九の十一 個人の行う事業に対する事業税の課税標準は、当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得による。

2 個人が年の中途において事業を廃止した場合における事業税の課税標準は、前項に規定する所得によるほか、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得による。

(個人の事業税の課税標準の算定の方法)

第七十二条の四十九の十二 前条第一項の当該年度の初日の属する年の前年中における個人の事業の所得又は同条第二項の当該年の一月一日から事業の廃止の日までの個人の事業の所得は、それぞれ当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中における事業又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業に係る総収入金額

から必要な経費を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該年度の初日の属する年の前年中又は当該年の一月一日から事業の廃止の日までの所得税の課税標準である所得につき適用される所得税法第二十六条及び第二十七条(同法第六十五条第一項の規定によりこれらの規定に準ずる場合を含む)に規定する不動産所得及び事業所得の計算の例により算定する。ただし、租税特別措置法第二十八条の四の規定の例によらないものとし、第七十二条の二十項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人が社会保険診療(第七十二条の二十三第三項に規定する社会保険診療をいう。以下この項において同じ)につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、必要な経費に算入しない。

2 事業を行う個人(所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書(以下この節において「個人の青色申告書」という)を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている者に限る。)と生計を一にする親族(当該年度の初日の属する年の前年の十二月三十一日(年の中途において当該親族の死亡又は当該事業の廃止があつた場合には、当該死亡又は廃止の時)において年齢が十五歳未満である者を除く)で専ら当該個人の行う事業に従事するもの(以下この項において「青色事業専従者」という)が当該事業から同法第五十七条第二項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第一項の規定による計算の例により当該個人の事業の所得を算定するものとする。前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたことその他政令で定める理由により同条第二項の書類を提出しなかつた事業税の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第七十二条の五十五の規定による申告(当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時まで)にされたものを含む)をしているとき(同条の規定により申告すべき事項のうちこの項に関する事項についての申告がないことについてやむを得ない事情があると道府県知事が認めるときを含む)も、同様とする。

3 事業を行う個人(前項の規定に該当する者を除く)と生計を一にする親族(当該年度の初

日の属する年の前年の十二月三十一日(年の中途において当該親族の死亡又は当該事業の廃止があつた場合には、当該死亡又は廃止の時)において年齢が十五歳未満である者を除く)で専ら当該個人の行う事業に従事するもの(以下この項において「事業専従者」という)がある場合には、各事業専従者について、次に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該個人の事業の所得の計算上必要な経費とみなす。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該事業を行う個人の配偶者である事業専従者 八十六万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 五十万円

二 当該個人の事業の所得の金額(この項の規定を適用しないで計算した金額とする)を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

4 前項の規定は、第七十二条の五十五の規定による申告(当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までにされたものを含む)をしている場合(同条の規定により申告すべき事項のうち同項に関する事項についての申告がないことについてやむを得ない事情があると道府県知事が認める場合を含む)に限り、適用する。

5 第一項の規定により個人の所得を計算する場合において、当該個人が同項の不動産所得を生ずべき事業と同項の事業所得を生ずべき事業とを併せて行っているときは、当該不動産所得の計算上生じた所得又は損失と当該事業所得の計算上生じた所得又は損失とを合算し、又は通算して算定する。

6 第一項の規定により個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人のの前年前三年間に係る所得の計算上生じた損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額については、当該損失の生じた年分につき第七十二条の五十五の規定による申告をしている場合(道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までに申告をしている場合を含む)で、かつ、その後の年分につき連続して当該申告(当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までにされたものを含む)をしている場合には、

当該損失の生じた年分につき当該個人が、個人の青色申告書を提出することについて国の税務官署の承認を受けている者であるときに限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

7 第一項の規定により個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人のの前年前三年間に係る事業の所得の計算上生じた損失のうち被災事業用資産の損失の金額で前年前に控除されなかつた部分の金額については、前項の規定の適用がない場合においても、当該損失の生じた年分につき第七十二条の五十五の規定による申告をしている場合(道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までに申告をしている場合を含む)で、かつ、その後の年分につき連続して当該申告(当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までにされたものを含む)をしている場合には限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

8 前項の被災事業用資産の損失の金額とは、棚卸資産(事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産(有価証券及び山林を除く)で棚卸すべきものとして政令で定めるものをいう)、所得税法第二十六条に規定する不動産所得若しくは同法第二十七条に規定する事業所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害(震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下この項において同じ)による損失の金額(その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く)をいう。

9 事業を行う個人のうち所得税法第七十条の二第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者(特定非常災害(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいう)に係る特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の特定非常災害発生日の属する年(以下この条において「特定非常災害発生日」という)の年分の所得税につき個人の青色申告書を提出している者に限る)が特定非常災害発生日損失金額(その

者の当該特定非常災害発生年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額をいう。）又は被災損失金額（当該特定非常災害発生年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生年損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る第六項及び第七項の規定の適用については、第六項中「損失の金額」とあるのは「損失の金額（第九項に規定する特定非常災害発生年損失金額（以下この項において「特定非常災害発生年損失金額」という。）及び第九項に規定する被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）で前年前に控除されなかった部分の金額及び当該個人の前年前五年度間に生じた特定非常災害発生年損失金額」と、第七項中「損失の金額」とあるのは「損失の金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額及び当該個人の前年前五年度間に生じた被災損失金額で前年前に控除されなかった部分の金額」とする。

る年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る第六項及び第七項の規定の適用については、第六項中「損失の金額」とあるのは「損失の金額（第十項に規定する被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）と、第七項中「損失のうち」とあるのは「損失の金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額及び当該個人の前年前五年度間に生じた被災損失金額で前年前に控除されなかった部分の金額」とする。

12 前三項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 被災損失金額 その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、被災事業用資産特定災害損失合計額（所得税法第七十条の二第四項第六号に規定する棚卸資産特定災害損失額、同項第七号に規定する固定資産特定災害損失額及び同項第八号に規定する山林特定災害損失額の合計額で、第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に該当するものをいう。）に係るものとして政令で定めるものをいう。

二 特定非常災害発生年特定損失金額 その者の特定非常災害発生年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に係るものとして政令で定めるものをいう。

13 第一項の規定により個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人が直接事業の用に供する資産で政令で定めるものを譲渡したため生じた損失（第七十二条の五第五第一項において「譲渡損失」という。）の金額は、同条の規定による申告をしている場合（道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までに申告をしている場合を含む。）に限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

14 第一項の規定により個人の事業の所得を計算する場合において、当該個人の前年前三年度における前項の損失の金額で前年前に控除されなかった部分の金額については、当該損失の生じた年分につき第七十二条の五十五の規定による申告をしている場合（道府県知事においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が

送達される時までに申告をしている場合を含む。）で、かつ、その後の年分につき連続して当該申告（当該申告に係る期限後において事業税の納税通知書が送達される時までにされたものを含む。）をしている場合には、当該損失の生じた年分につき当該個人が、個人の青色申告書提出することについて国の税務官署の承認を受けている者であるときに限り、当該個人の事業の所得の計算上控除する。

15 第六項、第七項、第十三項、前項及び第七十二条の四十九の十四第一項の控除は、まず第六項の控除又は第七項の控除をし、次に第十三項の控除、前項の控除及び同条第一項の控除の順序に控除をするものとする。

16 前各項に定めるもののほか、個人の事業の所得の算定について必要な事項は、政令で定める。

（この法律の施行地外において事業を行う個人の課税標準の算定）

第七十二条の四十九の十三 この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する個人で、この法律の施行地外にその事業が行われる場所で政令で定めるものを有するものの事業税の課税標準とすべき所得は、当該個人の事業の所得の総額からこの法律の施行地外の事業に帰属する所得を控除して得た額とする。この場合において、この法律の施行地外の事業に帰属する所得の計算が困難であるときは、政令で定めるところにより計算した金額をもつて、当該個人のこの法律の施行地外の事業に帰属する所得とみなす。

（事業主控除）

第七十二条の四十九の十四 事業を行う個人にについては、当該個人の事業の所得の計算上二百九十万円を控除する。

2 前項の場合において、事業を行った期間が一年に満たないときは、同項に規定する控除額は、二百九十万円に当該年において事業を行った月数を乗じて得た額を十二で除して算定した金額とする。

3 前項の月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

（個人の事業税の課税標準の特例）

第七十二条の四十九の十五 個人の行う事業に対する事業税の課税標準については、事業の状況に応じ、第七十二条の二第三項及び第七十二条の四十九の十一の所得によらないで、売上金

額、家屋の床面積若しくは価格、土地の地積若しくは価格、従業員数等を課税標準とし、又は所得とこれらの課税標準とを併せ用いることができる。

（鉱物の掘採事業と鉱物の精錬事業とを一貫して行う個人の所得の算定）

第七十二条の四十九の十六 鉱物の掘採事業と精錬事業とを一貫して行う個人が納付すべき事業税の課税標準とすべき所得は、これらの事業を通じて算定した所得に、課税標準の算定期間中におけるこれらの事業の生産品について収入すべき金額から課税標準の算定期間中において掘採した鉱物について個人が納付すべき鉱物税の課税標準である鉱物の価格を控除した金額を当該生産品について収入すべき金額で除して得た数値を乗じて得た額とする。

2 前項の個人が鉱物の掘採事業に係る所得と精錬事業に係る所得とを区分することができる場合においては、当該個人の精錬事業に係る事業税の課税標準とすべき所得は、同項の規定にかかわらず、その区分して計算した所得とする。

3 前項の場合においては、その区分計算の方法について、事務所又は事業所所在地の道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人にあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）の承認を受けなければならない。その区分計算の方法を変更しようとする場合においても、同様とする。

（個人の事業税の標準税率等）

第七十二条の四十九の十七 個人の行う事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第一種事業を行う個人 所得に百分の五の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

二 第二種事業を行う個人 所得に百分の四の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

三 第三種事業（次号に掲げるものを除く。）を行う個人 所得に百分の五の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

四 第三種事業のうち第七十二条の二第十項第五号及び第七号に掲げる事業を行う個人 所得に百分の三の標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額

2 前項の規定により区分された事業を併せて行う場合における同項各号に掲げる税率を適用すべき所得は、当該個人の事業の所得をそれぞれ

の事業につき第七十二条の四十九の十二第一項から第三項までの規定によつて計算した所得金額に按分して算定するものとする。

3 道府県は、第一項に規定する標準税率を超える税率で事業税を課する場合には、同項各号に掲げる区分に応ずる当該各号に定める率に、それぞれ一・一を乗じて得た率を超える税率で課することができる。

4 道府県が第七十二条の四十九の十五の規定によつて事業税を課する場合における税率は、第一項及び前項の税率による場合における負担と著しく均衡を失することのないようにしなければならない。

（個人の事業税の徴収の方法）

第七十二条の四十九の十八 個人の行う事業に対する事業税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

（個人の事業税の賦課の方法）

第七十二条の五十 個人の行う事業に対し事業税を課する場合には、第四項に規定する場合を除き、道府県知事は、当該個人の当該年度の初日の属する年の前年中の所得税の課税標準である所得のうち第七十二条の四十九の十二第一項においてその計算の例によるものとされる所得税法第二十六条及び第二十七条に規定する不動産所得及び事業所得について当該個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した課税標準を基準として、事業税を課するものとする。ただし、第七十二条の四十九の十二第一項ただし書の規定の適用を受ける第七十二条の第二十項第一号から第五号までに掲げる事業を行う個人若しくは事業税を課されない事業とその他の事業とを併せて行う個人又は当該申告若しくは修正申告において同法第二十六条若しくは第二十七条に規定する不動産所得若しくは事業所得を同法第二十三条から第三十五条までに規定する他の種類の所得としたため、当該申告若しくは修正申告に係る課税標準が第七十二条の四十九の十二第一項の規定により算定される課税標準と異なることとなる個人の行う事業に対し事業税を課する場合には、道府県知事は、その調査によつて、当該年度の初日の属する年の前年中の所得を決定して事業税を課するものとする。

2 道府県知事は、前項の個人が不動産所得及び事業所得に係る課税標準について税務官署に申告しなかつた場合において、税務官署が当該年

度の初日の属する年の五月三十一日（第十三条の二第一項各号の一に掲げる事由が発生した場合）には、その事由が発生した日）までに課税標準を決定しないときは、前項の規定にかかわらず、その調査によつて、個人の行う事業の所得を決定して事業税を課するものとする。所得税法第二百二十条（同法第六十六條において準用する場合を含む。）の規定により税務官署に申告したが、当該申告した所得から同法第七十二条から第八十四条まで及び第八十六条（同法第六十五條第一項の規定により同法第七十二条、第七十八條及び第八十六條の規定に準ずる場合を含む。）に規定する控除額を控除することにより納付すべき所得税額がなくなる場合においても、また同様とする。

3 道府県知事は、個人が税務官署に申告し、若しくは修正申告し、又は税務官署が更正し、若しくは決定した不動産所得及び事業所得に係る課税標準が過少であると認めるときは、当該年の十月一日から十月三十一日までに、税務官署に對し、更正をすべき事由を記載した書類を添えて、更正をすべき旨を請求することができる。この場合において、正当な事由がなく当該税務官署が当該更正の請求を受けた日から三月以内に更正をしないときは、道府県知事は、当該税務官署を監督する税務官署に更正をすべき旨を請求することができる。

4 年の中途において事業を廃止した個人の行う事業に対し事業税を課する場合には、第一項の規定によるほか、道府県知事は、その調査によつて、当該年度の初日の属する年の一月一日から事業の廃止の日までの期間に係る所得を決定して事業税を課するものとする。

第七十二条の五十一 個人の行う事業に対する事業税の納期は、八月及び十一月中において当該道府県の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 個人の事業税額が道府県の条例で定める金額以下であるものについては、当該道府県は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

3 年の中途において事業を廃止した場合における個人の行う事業に対する事業税は、前二項の規定にかかわらず、当該事業の廃止後（当該個

人が当該年の一月一日から三月三十一日までの間において事業を廃止した場合においては、当該年の三月三十一日後）直ちに課するものとする。

（個人の事業税の徴収の手続）

第七十二条の五十二 個人の行う事業に対する事業税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（納期限後に納付する個人の事業税の延滞金）

第七十二条の五十三 個人の行う事業に対する事業税の納税者は、その納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下個人の行う事業に対する事業税について同じ。）後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して納付しなければならない。

2 道府県知事は、前項の納税者が納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

（二以上の道府県において個人の行う事業に対する事業税の課税標準とすべき所得）

第七十二条の五十四 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に課する事業税の課税標準とすべき所得の総額は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事が決定しなければならない。

2 二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係道府県において所得を課税標準として事業税を課する場合には、その所得（第七十二条の四十九の十七第一項の規定により、異なる税率を適用される所得があるときは、その異なる税率を適用される所得ごとに区分した所得とする。以下この条において同じ。）は、総務省令で定めるところにより、前項の道府県知事が関係道府県内に所在する事務所又は事業所について同項の所得の総額を当該事務所又は事業所の従業者の数に按分して定める。この場合において、従業者の数は、第七十二条の四十八第四項第一号本文、第五項及び第六項の規定の例により算定した数によるものとする。

3 第一項の道府県知事が所得の総額を決定した場合には、直ちに前項の規定により関係道府県において課する事業税の課税標準とすべき所得を決定しなければならない。この場合において、当該道府県知事は、当該所得の総額及び当該課税標準とすべき所得を関係道府県知事及び当該納税者に通知しなければならない。

4 関係道府県知事は、第一項の道府県知事が第二項の規定により定めた所得について不服がある場合には、その事由を記載した書類を添えて、総務大臣に対し、前項の通知を受けた日から三十日以内に決定を求める旨を申し出ることができる。

5 前項の規定による申出に対する総務大臣の決定は、その申出を受理した日から六十日以内にしなければならない。

6 総務大臣は、前項の決定をした場合には、遅滞なく、その旨を関係道府県知事及び当該納税者に通知しなければならない。

7 総務大臣は、特別の必要があると認める場合には、第一項の規定により同項の道府県知事が定めた所得の総額又は第二項の規定により第一項の道府県知事が定めた所得の変更の指示をすることができる。

8 総務大臣は、第五項の決定又は前項の指示をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（個人の事業税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）

第七十二条の五十五 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者で、第七十二条の四十九の十二第一項の規定により計算した個人の事業の所得の金額が第七十二条の四十九の十四第一項の規定による控除額を超えるものは、総務省令の定めるところにより、当該年度の初日の属する年（以下この項及び次項において「当該年」という。）の三月十五日までに（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、当該年の前年中の事業の所得（年の中途において事業を廃止した場合には、当該年の一月一日から事業の廃止の日までの事業の所得）並びに当該年の前年において生じた譲渡損失の金額（年の中途において事業を廃止した場合には、当該年の一月一日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額）及び第七十二条の四十九の十二第

二項及び第三項の事業専従者控除に関する事項その他当該事業の所得の計算に必要な事項を事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告しなければならない。

2 前項の規定による申告の義務を有しない者で当該年度の翌年度以後において第七十二条の四十九の十二第六項、第七項又は第十四項の規定の適用を受けようとするものは、当該年の三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、その事務所又は事業所所在地の道府県知事に申告することができる。

3 二以上の道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う個人がする前二項の申告は、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事にしなければならない。この場合において、第一項の規定による申告をするときは、同項の規定により申告すべき事項のほか、総務省令の定めるところにより、事務所又は事業所の従業員の数その他必要な事項をあわせて申告しなければならない。

4 道府県は、前三項の規定により申告すべき事項のほか、当該道府県の条例の定めるところにより、個人の行う事業に対する事業税の賦課徴収に関し必要な事項の報告を求めることができる。

第七十二条の五十五の二 個人の行なう事業に対する事業税の納税義務者が前年分の所得税につき所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書を提出し、又は道府県民税につき第四十五条の二第一項の申告書を提出した場合（政令で定める場合を除く。）には、本節の規定の適用については、当該申告書が提出された日に前条第一項から第三項までの規定による申告がされたものとみなす。ただし、同日前に当該申告がされた場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該申告書に記載された事項のうち前条第一項から第三項までに規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、同条第一項から第三項までの規定により申告されたものとみなす。

3 第一項本文の場合には、同項に規定する申告書を提出する者は、当該申告書に、総務省令で定めるところにより、事業税の賦課徴収につき必要な事項を附記しなければならない。

（個人の事業税に係る虚偽の申告等に関する罪）
第七十二条の五十六 第七十二条の五十五の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚

偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 人の代理人、使用人その他の従業者がその人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その人に對し、同項の罰金を科する。

（個人の事業税に係る不申告等に関する過料）
第七十二条の五十七 道府県は、個人の行う事業に対する事業税の納税義務者が第七十二条の五十五の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な理由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の事業税の徴収猶予）
第七十二条の五十七の二 事業を行う個人が租税条約（所得税法第六十二条第一項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき国税庁長官に對し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十条の三の第三第一項又は第四十一条の十九の五第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に對する申立てが行われた場合」という。）又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に對し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び同条において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（同条において「条約相手国等の権限ある当局に對する申立てが行われた場合」という。）には、道府県知事は、これらの申立てに係る同法第四十条の三の第三第二項第一号（同法第四十一条の十九の五第三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る所得税の額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された事業税額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限（第七十二条の六十六第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申

請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて事業税を課した日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に對し当該事業税額以外の当該道府県の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴さなければならない。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合又は担保を徴することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条の二の二、第十五条の二の三、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。
二 第十三条の二第二項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る事業税額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

三 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する道府県知事の求めに応じないとき。

四 新たにその猶予に係る事業税額以外の当該道府県に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（道府県知事がやむを得ない理由があることを認めるときを除く。）。

五 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないと認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした事業税に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に對応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に對應する部分の金額については、道府県知事は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

（個人の事業税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）
第七十二条の五十七の三 国税庁長官は、国税庁長官に對する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に對する申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、これらの申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の第三第二項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした事業税の納税義務者の事務所又は事業所（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する納税義務者にあつては、その主たる事務所又は事業所。次項及び第三項において同じ。）の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

2 国税庁長官は、国税庁長官に對する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に對する申立てが行われた場合において、これらの申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することとなつたときは、遅滞なく、その旨その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした事業税の納税義務者の事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

3 国税庁長官は、国税庁長官に對する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に對する申立てが行われた場合において、これらの申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づき国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした事業税の納税義務者の

事務所又は事業所の所在地の道府県知事に通知しなければならない。

4 前三項の通知を受けた主たる事務所又は事業所の所在地の道府県知事は、遅滞なく、これらの規定に規定する事項を関係道府県知事に通知しなければならない。

（道府県知事の通知義務）

第七十二条の五十八 道府県知事が第七十二条の五十第一項但書又は第四項の規定によつて個人の所得を決定した場合においては、当該道府県知事（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う個人に係るものにあつては、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事）は、遅滞なく、当該決定に係る個人の所得を税務官署に通知するものとする。

（所得税又は道府県民税に関する書類の供覧等）

第七十二条の五十九 道府県知事が事業税の賦課徴収について、政府に対し、事業税の納税義務者で所得税の納税義務がある個人が政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該個人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 道府県知事が事業税の賦課徴収について、市町村長に対し、事業税の納税義務者で道府県民税の納税義務がある個人が市町村長に提出した申告書又は市町村長が当該個人に係る道府県民税についてした賦課決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（個人の事業税の脱税に関する罪）

第七十二条の六十 偽りその他不正の行為により個人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

3 第一項に規定するもののほか、第七十二条の五十五の規定により申告し、又は報告すべき事

項について申告又は報告をしないことにより、個人の行う事業に対する事業税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

5 人の代理人、使用人その他の従業者がその人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項又は第三項の違反行為につき人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第七十二条の六十一 削除

（個人の事業税の減免）

第七十二条の六十二 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において個人の行う事業に対する事業税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、個人の行う事業に対する事業税を減免することができる。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査に係る質問検査権）

第七十二条の六十三 第七十二条の五十四第五項又は第七項の場合において、総務省の職員で総務大臣が指定する者（以下この条から第七十二条の六十四までにおいて「総務省指定職員」という。）は、課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があるときは、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 個人の行う事業に対する事業税の納税義務者又は納税義務があると認められる者
二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該総務省指定職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 第一項又は前項の規定による総務省指定職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の六十三の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の六十三の四までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の六十三の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時
二 調査を行う場所
三 調査の目的
四 個人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨
五 調査の対象となる期間
六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当

該事項に関する質問検査等については、適用しない。

4 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に対してすれば足りる。

5 納税義務者について税務代理人が数人ある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として総務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に対してすれば足りる。

（事前通知を要しない場合）

第七十二条の六十三の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他個人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員の個人の事業税に関する調査の終了の際の手続）

第七十二条の六十三の四 総務大臣は、個人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行った結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は事務所若しくは事業所の従業者の数（第七十二条の五十四第二項に規定する従業者の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は事務所若しくは事業所の従業者の数の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、個人の行う事業に対する事業税に関する調査の結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は事務所若しくは事業所の従業者の数の修正若しくは決定の必要があると認められる場合には、当該納税義務者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は事務所若しくは事業所の従業者の数の決定又は事務所若しくは事業所の従業者の数の決定

修正若しくは決定の必要があると認められる旨及びその理由を説明するものとする。

3 実地の調査により質問検査等を行つた納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納税義務者への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

(政令への委任)

第七十二条の六十三の五 第七十二条の六十三から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の個人の事業税に関する調査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(個人の事業税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第七十二条の六十四 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条の六十三第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 第七十二条の六十三第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

三 第七十二条の六十三第一項の規定による総務省指定職員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の六十五 削除

第四款 督促及び滞納処分

(事業税に係る督促)

第七十二条の六十六 納税者が納期限(法人の行う事業に対する事業税について更正又は決定があつた場合においては、不足税額の納期限をい

う。以下法人の行う事業に対する事業税について同じ。)までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しななければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 第十五条の四第一項の規定によつて徴収猶予をした事業税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(事業税に係る督促手数料)

第七十二条の六十七 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(事業税に係る滞納処分)

第七十二条の六十八 事業税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該事業税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る事業税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに事業税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 事業税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関(破産法第百四十四条第一号に掲げる請求権に係る事業税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る事業税に係る

地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他事業税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(事業税に係る滞納処分に関する罪)

第七十二条の六十九 事業税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分をし、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七十二条の七十 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類(同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国税徴収法の例による事業税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七十二条の七十一 第七十二条の六十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十二条の七十二から第七十二条の七十五まで 削除

第五款 市町村に対する交付

第七十二条の七十六 道府県は、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、次の各号に掲げる道府県の区分に応じ、当該各号に定める額に政令で定める率を乗じて得た額を統計法(平成十九年法律第五十三号)第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計(総務省令で定めるものに限る。)の最近に公表

された結果による各市町村の従業者数で按分して得た額を交付するものとする。

第七十二条の二十四の七第九項の規定により同条第一項から第五項までに規定する標準税率（以下この号において「標準税率」という。）を超える税率で事業税を課する道府県

当該道府県に納付された法人の行う事業に對する事業税の額に相当する額から当該額に当該道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として政令で定めるところにより算定した率を乗じて得た額を控除した額

二 前号に掲げる道府県以外の道府県 当該道府県に納付された法人の行う事業に對する事業税の額に相当する額

第三節 地方消費税

第一款 通則

（地方消費税に関する用語の意義）

第七十二条の七十七 地方消費税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 事業者 個人事業者（事業を行う個人をいう。次条第二項において同じ。）及び法人をいう。

二 譲渡割 消費税法第四十五条第一項第四号に掲げる消費税額を課税標準として課する地方消費税をいう。

三 貨物割 消費税法第四十七条第一項第二号に掲げる課税標準額に對する消費税額又は同法第五十条第二項の規定により徴収すべき消費税額（消費税に係る延滞税の額を含まないものとする。）を課税標準として課する地方消費税をいう。

（地方消費税の納税義務者等）

第七十二条の七十八 地方消費税は、事業者の行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特定資産の譲渡等（同項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。第七十二条の八十四第一項第二号及び第二項において同じ。）並びに同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものの以外のものをいう。以下この節において同じ。）及び特定課税仕入れ（消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れのうち、同法その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるもの以外

のものをいう。以下この節において同じ。）については、当該事業者（消費税法第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者（同法第十五条第一項に規定する法人課税信託の受託者にあつては、同条第三項に規定する受託事業者及び同条第四項に規定する固有事業者に係る消費税を納める義務が全て免除される事業者に限る。）を除く。）に對し、次項に規定する道府県が譲渡割により、同法第二条第一項第十一号に規定する課税貨物（輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）その他の法律又は条約の規定により消費税を課さないこととされるもの及び免除されるものを除く。）については、当該課税貨物を消費税法第二条第一項第二号に規定する保稅地域から引き取る者に對し、当該保稅地域所在の道府県が貨物割により課する。

二 譲渡割を課する道府県は、次の各号に掲げる事業者の区分に應じ、当該各号に定める場所の所在する道府県とする。

一 国内（この法律の施行地をいう。以下この項及び第七十二条の八十の三において同じ。）に住所を有する個人事業者 その住所

二 国内に住所を有せず、居所を有する個人事業者 その居所

三 国内に住所及び居所を有しない個人事業者で、国内にその行う事業に係る事務所 事業所その他これらに準ずるもの（以下この号及び第六号において「事務所等」という。）を有する個人事業者 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地）

四 前三号に掲げる個人事業者以外の個人事業者 政令で定める場所

五 国内に本店又は主たる事務所を有する法人（次号において「内国法人」という。） その本店又は主たる事務所の所在地

六 内国法人以外の法人で国内に事務所等を有する法人 その事務所等の所在地（その事務所等が二以上ある場合には、主たるものの所在地）

七 前二号に掲げる法人以外の法人 政令で定める場所

八 前項各号（第四号及び第七号を除く。）に定める場所は、それぞれ同項の譲渡割の課税標準である消費税額の算定に係る課税期間（消費税法第十九条に規定する課税期間をいう。以下この節において同じ。）の開始の日現在における場所による。

四 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下地方消費税について「人格のない社團等」という。）は、法人とみなして、この節（第七十二条の八十九の二を除く。）の規定を適用する。

五 消費税法第六十条第一項の規定により一の法人が行う事業とみなされる国若しくは地方公共団体が一一般會計に係る業務として行う事業又は国若しくは地方公共団体が特別會計を設けて行う事業は、当該一般會計又は特別會計ごとに一の法人が行う事業とみなして、この節の規定を適用する。

六 輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律第八条第一項の規定に基づき税關長が消費税を徴収する場合その他の消費税に関する法律の規定で政令で定めるものに基づき税務署長又は税關長が消費税を徴収する場合には、当該税務署長の所属する税務署又は当該税關長の所属する税關所在の道府県が、当該消費税を納付すべき者に對し、当該徴収すべき消費税額を課税標準として、地方消費税を課するものとし、税務署長が消費税を徴収する場合に課すべき地方消費税に對するは、税關長が消費税を徴収する場合には、貨物割に含まれるものとして、この節（第一項から第三項まで及びこの項を除く。）の規定を適用する。この場合において、譲渡割に含まれるものとされる地方消費税の徴収については、普通徴収の方法によるものとする。

七 輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第一項の規定に基づき外国貨物の保稅地域からの引取りとみなす場合その他消費税に関する法律の規定で政令で定めるものに基づき外国貨物の保稅地域からの引取りとみなして消費税法の規定を適用する場合には、当該外国貨物の引取りを第一項に規定する課税貨物の引取りとみなして、この節の規定を適用する。この場合において、同項中「当該保稅地域所在の道府県」とあるのは、「輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律第五条第一項の規定その他第七項に規定する政令で定める法律の規定に基づいて適用される消費税法の規定により課される消費税に係る税關長の所属する税關所在の道府県」とする。

八 前二項の規定によるこの節の規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

（課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れを行う者が名義人である場合における譲渡割の納税義務者）

第七十二条の七十九 法律上課税資産の譲渡等を行ったとみられる者が単なる名義人であつて、その課税資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその課税資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該課税資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、この節の規定を適用する。

二 法律上特定課税仕入れを行ったとみられる者が単なる名義人であつて、その特定課税仕入れに係る対価の支払をせず、その者以外の者がその特定課税仕入れに係る対価を支払うべき者である場合には、当該特定課税仕入れは、当該対価を支払うべき者が行ったものとして、この節の規定を適用する。

（譲渡割と信託財産）

第七十二条の八十 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れは当該受益者の課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れとみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（法人税法第二条第二十九号に規定する集団投資信託をいう。）、法人課税信託（同法第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。次条において同じ。）、退職年金等信託（同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等信託をいう。）、又は特定公益信託等（同項第二号に規定する特定公益信託等をいう。）の信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、この限りでない。

二 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

三 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れを行う者が名義人である場合における譲渡割の納税義務者）

第七十二条の七十九 法律上課税資産の譲渡等を行ったとみられる者が単なる名義人であつて、その課税資産の譲渡等に係る対価を享受せず、その者以外の者がその課税資産の譲渡等に係る対価を享受する場合には、当該課税資産の譲渡等は、当該対価を享受する者が行ったものとして、この節の規定を適用する。

二 法律上特定課税仕入れを行ったとみられる者が単なる名義人であつて、その特定課税仕入れに係る対価の支払をせず、その者以外の者がその特定課税仕入れに係る対価を支払うべき者である場合には、当該特定課税仕入れは、当該対価を支払うべき者が行ったものとして、この節の規定を適用する。

（譲渡割と信託財産）

第七十二条の八十 信託の受益者（受益者としての権利を現に有するものに限る。）は当該信託の信託財産に属する資産を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れは当該受益者の課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れとみなして、この節の規定を適用する。ただし、集団投資信託（法人税法第二条第二十九号に規定する集団投資信託をいう。）、法人課税信託（同法第二十九号の二に規定する法人課税信託をいう。次条において同じ。）、退職年金等信託（同法第十二条第四項第一号に規定する退職年金等信託をいう。）、又は特定公益信託等（同項第二号に規定する特定公益信託等をいう。）の信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れについては、この限りでない。

二 信託の変更をする権限（軽微な変更をする権限として政令で定めるものを除く。）を現に有し、かつ、当該信託の信託財産の給付を受けることとされている者（受益者を除く。）は、前項に規定する受益者とみなして、同項の規定を適用する。

三 受益者が二以上ある場合における第一項の規定の適用、前項に規定する信託財産の給付を受けることとされている者に該当するかどうかの判定その他前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用）

第七十二条の八十の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等（信託財産に属する資産並びに当該信託財産に属する資産に係る課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。以下この条において同じ。）及び固有資産等（法人課税信託の信託資産等以外の資産、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。次項において同じ。）ごとに、それぞれ別の者とみなして、この節（第七十二条の七十八から前条まで、第七十二条の八十五、第七十二条の九十一、第七十二条の九十二、第七十二条の九十五、第七十二条の百一から第七十二条の百四まで及び第七十二条の百九から第七十二条の百一までを除く。以下この条において同じ。）の規定を適用する。

2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別の者にそれぞれ帰属するものとす。

3 個人事業者が受託事業者（法人課税信託の受託者について、前二項の規定により、当該法人課税信託に係る信託資産等が帰属する者としてこの節の規定を適用する場合における当該受託者をいう。以下この項において同じ。）である場合には、当該受託事業者は、法人とみなして、この節の規定を適用する。

4 一の法人課税信託の受託者が二以上ある場合には、各受託者の当該法人課税信託に係る信託資産等は、当該法人課税信託の信託事務を主宰する受託者（次項において「主宰受託者」という。）の信託資産等とみなして、この節の規定を適用する。

5 前項の規定により主宰受託者の信託資産等とみなされた当該信託資産等に係る地方消費税については、主宰受託者以外の受託者は、その地方消費税について、連帯納付の責めに任ずる。

6 前各項に定めるもののほか、法人課税信託の受託者についてのこの節の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用）

第七十二条の八十の三 消費税法第二条第一項第四号の二に規定する国外事業者が国内において行う同項第八号の三に規定する電気通信利用役

務の提供（同項第八号の四に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。）が同法第十五条の二第一項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであって、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者（以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。）を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行ったものとみなして、この節の規定を適用する。

（地方消費税の課税免除の特例）

第七十二条の八十一 第六条及び第七十一条の規定は、地方消費税については適用しない。

（地方消費税の課税標準額の端数計算の特例）

第七十二条の八十二 地方消費税については、第二十条の四の二第一項の規定にかかわらず、消費税額を課税標準額とする。

（地方消費税の税率）

第七十二条の八十三 地方消費税の税率は、七十八分の二二とする。

（徴税吏員の譲渡割に関する調査に係る質問検査権）

第七十二条の八十四 道府県の徴税吏員は、譲渡割の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者、納税義務があると認められる者又は第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出した者

二 前号に掲げる者に金銭の支払、課税資産の譲渡等若しくは特定資産の譲渡等をする義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭の支払、課税資産の譲渡等若しくは特定資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者

2 分割があつた場合の前項の規定の適用については、分割法人（分割をした法人をいう。以下

この項において同じ。）は前項第二号に規定する課税資産の譲渡等又は特定資産の譲渡等をする義務があると認められる者とみなし、分割承継法人（分割により分割法人の事業を承継した法人をいう。）は同号に規定する課税資産の譲渡等又は特定資産の譲渡等を受ける権利があると認められる者とみなす。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 第一項又は前項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（譲渡割に係る検査拒否等に関する罪）

第七十二条の八十五 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。第七十二条の九十一第二項、第七十二条の九十二第二項、第七十二条の九十五第六項、第七十二条の百二第二項及び第七十二条の百九第三項において同じ。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人の人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第二款 譲渡割

（譲渡割の徴収の方法）

第七十二条の八十六 譲渡割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

（譲渡割の中間申告納付）

第七十二条の八十七 消費税法第四十二条第一項（同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。）の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者（同法第五十九条の規定により当該義務を承継した相続人（以下第七十二条の八十九までにおいて「承継相続人」という。）を含む。）は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第一項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合には、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を第七十二条の七十八第二項各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める場所の所在する道府県（以下この款において「譲渡割課税道府県」という。）の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、当該申告書の提出期限において当該譲渡割課税道府県の知事に對し、政令で定めるところにより計算した金額を記載した申告書の提出があつたものとみなし、当該事業者は当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

2 消費税法第四十二条第四項（同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。）の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者（承継相続人を含む。）は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第四項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合には、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡割課税道府県の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、当該申告書の提出期限において当該譲渡割課税道府県の知事に對し、政令で定めるところにより計算した金額を記載した申告書の提出があつたものとみなし、当該事業者は当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る金額に相当する譲渡割を当該譲渡割課税道府県に納付しなければならない。

3 消費税法第四十二条第六項（同法第八項又は同法第四十三条第一項の規定が適用される場合を含む。）の規定により消費税に係る申告書を

提出する義務がある事業者（承継相続人を含む。）は、当該申告書の提出期限までに、同法第四十二条第六項第一号に掲げる金額（同法第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載した申告書を提出する場合には、同項第四号に掲げる金額）、当該金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡課税道府県知事の知事に提出し、及びその申告した金額に相当する譲渡割を当該譲渡課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者が当該申告書を当該提出期限までに提出しなかつたときは、第一項後段の規定を準用する。

（譲渡割の確定申告納付）

第七十二条の八十八 消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある事業者（承継相続人を含む、当該申告書に記載すべき同項第四号に掲げる消費税額がある者に限る。）は、当該申告書の提出期限までに、当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡課税道府県知事の知事に提出し、及びその申告に係る譲渡割額を当該譲渡課税道府県に納付しなければならない。この場合において、当該事業者のうち前条各項の規定により譲渡割を納付すべき者が納付すべき譲渡割額は、当該事業者が当該申告書に記載した譲渡割額から当該申告書に係る課税期間につき同条各項の規定により納付すべき譲渡割の額（その額につき次条第二項若しくは第三項の規定による申告書の提出又は第七十二条の九十三第二項若しくは第四項の規定による更正があつた場合には、その申告又は更正後の譲渡割の額（以下この款において「譲渡割の中間納付額」という。）を控除した額とする）。

2 消費税法第五十二条第一項の規定により消費税の還付を受ける事業者（承継相続人を含む。）は、同項の不足額、当該不足額に七十八分の二十二を乗じて得た金額その他必要な事項を記載した申告書を譲渡課税道府県知事の知事に提出することができる。この場合において、当該譲渡課税道府県は、政令で定めるところにより、当該申告書を提出した者に對し、当該金額に相当する譲渡割額を還付し、又はその者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

3 第一項の場合において、事業者が同項の規定により提出する申告書に係る消費税額に基いて

て算定した譲渡割額が、当該譲渡割額に係る譲渡割の中間納付額に満たないとき若しくはないとき、又は前項の場合において、同項の規定による申告書に係る課税期間において譲渡割の中間納付額があるときその他政令で定めるときは、譲渡課税道府県は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する譲渡割の中間納付額若しくは譲渡割の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

（譲渡割の期限後申告及び修正申告納付）

第七十二条の八十九 前条第一項及びこの条第三項の規定により申告書を提出すべき事業者は、当該申告書の提出期限後においても、第七十二条の九十三第五項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、前条第一項及びこの条第三項の規定により申告書を提出し、並びにその申告に係る譲渡割額を納付することができる。

2 第七十二条の八十七各項、前条第一項若しくは第二項若しくは前項若しくは本項の規定により申告書を提出した事業者（承継相続人を含む。以下本項において同じ。）又は第七十二条の九十三の規定による更正若しくは決定を受けた事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合に、次項に該当する場合を除くほか、遅滞なく、総務省令で定める様式により、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした道府県知事に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡割額又は譲渡割に係る還付金の額を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した譲渡割額（第二号の場合にあつては、その申告により減少した還付金の額に相当する譲渡割額）を納付しなければならない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡割額に不足額があるとき。

二 先の申告書に記載し、又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された譲渡割額に係る還付金の額に相当する税額が過大であるとき。

三 先の申告書に納付すべき譲渡割額を記載しなかつた場合又は納付すべき譲渡割額がない旨の更正を受けた場合において、その納付すべき譲渡割額があるとき。

3 前条第一項又は第二項の事業者が消費税に係る修正申告書の提出又は消費税に係る更正若しくは決定の通知により前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該事業者は、当該修正申告又は当該更正若しくは決定により納付すべき税額を納付すべき日までに、同項の規定により申告納付しなければならない。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告の特例）

第七十二条の八十九の二 特定法人（消費税法第四十六条の二第二項に規定する特定法人をいう。）である事業者（第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項及び第二項並びに前条各項の事業者に限る。）は、前三条の規定により、第七十二条の八十七各項、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は前条各項の規定による申告書（以下この条及び次条において「納税申告書等」という。）により行うこととされている譲渡割の申告については、前三条の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書等に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。次条において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（第三項及び次条第十二項において「機構」という。）を経由して行う方法により譲渡課税道府県知事の知事（前条第二項の事業者にあつては、同項に規定する道府県知事。第三項及び次条において同じ。）に提供することにより、行わなければならない。

2 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書等により行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

3 第一項の規定により行われた同項の申告は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する譲渡課税道府県知事の知事に到達したものとみなす。

（地方税関係手続用電子情報処理組織による申告が困難である場合の特例）

第七十二条の八十九の三 前条第一項の事業者が、電気通信回線の故障、災害その他の理由に

より地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しなめで納税申告書等を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することについて同項に規定する譲渡課税道府県知事の承認を受けたときは、当該譲渡課税道府県知事の知事が指定する期間内に行う同項の申告については、同条の規定は、適用しない。消費税法第四十六条の三第二項の規定により同項の申請書をその納税地を所轄する税務署長に提出した前条第一項の事業者が、同法第四十六条の三第一項の承認を受け、又は同条第三項の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書等の提出期限の前日までに、又は納税申告書等に添付して当該提出期限までに、前条第一項に規定する譲渡課税道府県知事の知事に提出した場合における当該税務署長が同法第四十六条の三第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う前条第一項の申告についても、同様とする。

2 前項前段の承認を受けようとする事業者は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日（第十五日前まで）（同項に規定する理由が生じた日が第七十二条の八十八第一項の規定による申告書の提出期限（同条第二項の規定による申告書にあつては、当該申告書が同条第一項の規定による申告書であるとした場合の提出期限）の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開始の日まで）に、これを前条第一項に規定する譲渡課税道府県知事の知事に提出しなければならない。

3 道府県知事は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないとき認めるときは、その申請を却下することができる。

4 道府県知事は、第二項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第一項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした事業者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

5 第二項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第一項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第三項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第一項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

6 道府県知事は、第一項前段の規定の適用を受けている事業者につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。

7 道府県知事は、前項の処分をするときは、その処分に係る事業者に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

8 第一項の規定の適用を受けている事業者は、前条第一項の申告につき第一項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を同条第一項に規定する譲渡割課税道府県の知事に提出しなければならない。

9 第一項前段の規定の適用を受けている事業者につき、第六項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第一項前段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項前段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

10 第一項後段の規定の適用を受けている事業者につき、第八項の届出書の提出又は消費税法第四十六条の第三項若しくは第六項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第一項後段の期間内に行う前条第一項の申告については、第一項後段の規定は、適用しない。ただし、当該事業者が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

11 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、前条第一項の事業者で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認めるものが多数に上ると認めるときは、同項の規定を適用しないで納税申告書等を提出することができる期間を指定することができる。

12 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、道府県知事及び機構に通知しなければならない。前項の規定による告示があつたときは、第一項の規定にかかわらず、総務大臣が第十一項の規定により指定する期間内に行う前条第一項の申告については、同条の規定は、適用しない。（更正の請求の特例）

第七十二条の九十 第七十二条の八十八第一項若しくは第二項又は第七十二条の八十九第一項若しくは第二項の申告書を提出した事業者は、当該申告書に係る譲渡割額の算定の基礎となつた消費税の額又は第七十二条の八十八第二項の不足額に相当する還付金の額について税務官署の更正を受けたことに伴い当該申告書に係る譲渡割額が過大となる場合又は譲渡割に係る還付金の額が過小となる場合には、税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、総務省令で定めるところにより、道府県知事に対し、当該譲渡割額又は譲渡割に係る還付金の額につき、更正の請求をすることができる。この場合においては、第二十条の九の第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。（譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪）

第七十二条の九十一 第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものに虚偽の記載をして提出したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。（譲渡割に係る故意不申告の罪）

第七十二条の九十二 正当な理由がなくて第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。（譲渡割の更正及び決定等）

第七十二条の九十三 道府県知事は、第七十二条の八十八第一項若しくは第二項の規定による申告書又は第七十二条の八十九各項の規定による申告書（第七十二条の八十七各項の規定による申告書に係るものを除く。）の提出があつた場合において、当該申告に係る消費税額若しくはこれを課税標準として算定した譲渡割額がその調査により、消費税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された消費税額（以下本項において「確定消費税額」という。）若しくはこれを課税標準として算定すべき譲渡割額と異なることを発見したとき、又は当該申告に係る譲渡割に係る還付金の額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該申告に係る確定消費税額若しくはこれを課税標準として算定した譲渡割額（第三項及び第四項において「譲渡割額等」という。）又は譲渡割に係る還付金の額を更正するものとする。

2 道府県知事は、第七十二条の八十七各項の規定による申告書又は当該申告書に係る第七十二条の八十九各項の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る譲渡割の中間納付額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該譲渡割の中間納付額を更正するものとする。

3 道府県知事は、納税者が第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出しなかつた場合においては、その調査により申告すべき譲渡割額等を決定するものとする。

4 道府県知事は、第一項、第二項若しくは本項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正又は決定をした譲渡割額等、譲渡割に係る還付金の額又は譲渡割

の中間納付額がその調査したところと異なることを発見したときは、当該譲渡割額等、譲渡割に係る還付金の額又は譲渡割の中間納付額を更正するものとする。

5 道府県知事は、前各項の規定により更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

6 道府県の徴税吏員は、第一項、第二項若しくは第四項の規定による更正又は第三項の規定による決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいい、譲渡割に係る還付金の額に相当する税額が過大であつたことによる納付すべき額を含む。）があるときは、前項の規定による通知をした日から一月を経過した日を納期限としてこれを徴収しなければならない。

（課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに係る消費税に関する書類の供覧等）

第七十二条の九十四 道府県知事が譲渡割の賦課徴収について、政府に対し、課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れに係る消費税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 政府は、課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れに係る消費税に係る更正又は決定の通知をした場合には、遅滞なく、当該更正又は決定に係る課税資産の譲渡等又は特定課税仕入れの対価の額及び消費税額を当該更正又は決定に係る消費税額の算定に係る課税期間の開始の日現在における譲渡割課税道府県の知事に通知しなければならない。

（譲渡割の脱税に関する罪）

第七十二条の九十五 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 偽りその他不正の行為により、譲渡割の全部又は一部を免れたとき。

二 偽りその他不正の行為により、第七十二条の八十八第二項若しくは第三項の規定による還付を受け、又は第七十二条の九十三第一項若しくは第四項の規定による更正による還付（更正の請求に基づく更正によるものに限る。）を受けたとき。

2 前項第二号の罪の未遂（第七十二条の八十八第三項に規定する申告書又は第二十條の九の十三第三項又は第四項の規定による更正による還付のうち譲渡割の中間納付額に係るもの以外のものを受けようとするものに限る。）を提出した場合に限る。）は、罰する。

3 第一項第一号の免れた税額若しくは同項第二号の還付を受けた金額又は前項の犯罪に係る還付を受けようとした金額が千万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額若しくは還付を受けた金額又は還付を受けようとした金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項第一号に規定するもののほか、第七十二条の八十八第一項の規定による申告書をその提出期限までに提出しないことにより、譲渡割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

7 前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪について時効の期間による。

8 人格のない社団等について第六項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の九十六から第七十二条の九十九まで 削除

第三款 貨物割

（貨物割の賦課徴収等）

第七十二条の百 貨物割の賦課徴収は、第七十二条の百七の規定を除くほか、前章第二節から第

十四節までの規定にかかわらず、国が、消費税の賦課徴収の例により、消費税の賦課徴収と併せて行うものとする。

2 貨物割に係る延滞税及び加算税（その賦課徴収について消費税の例によることとされる貨物割について納付される延滞税及び課される加算税をいう。第七十二条の百六において同じ。）は、貨物割として、本款の規定を適用する。

第七十二条の百一 消費税法第四十七条第一項の規定による申告書の提出

規定により、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、当該申告書に記載すべき同項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額、これを課税標準として算定した貨物割額その他必要な事項を記載した申告書を、消費税の申告の例により、消費税の申告と併せて、税関長に提出しなければならない。

第七十二条の百二 正当な理由がなく前条の規定による申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（貨物割の納付等）

第七十二条の百三 貨物割の納税義務者は、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、貨物割を、消費税の納付の例により、消費税の納付と併せて国に納付しなければならない。

2 貨物割及び消費税の納付があつた場合においては、その納付額を第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された貨物割及び消費税の額にあん分した額に相当する貨物割及び消費税の納付があつたものとする。

3 国は、貨物割の納付があつた場合において、当該納付があつた月の翌々月の末日まで

に、政令で定めるところにより、貨物割として納付された額を当該貨物割に係る第七十二条の七十八第一項の保税地域所在の道府県（同条第六項又は第七項の規定の適用がある場合にあつては、当該税関長の所属する税関所在の道府県）に払い込むものとする。

（貨物割の還付等）

第七十二条の百四 国は、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の規定により消費税の全部又は一部に相当する金額を還付する場合においては、消費税の還付の例により、前条第一項の規定により当該消費税と併せて納付された貨物割の全部又は一部に相当する金額を還付しなければならない。この場合においては、当該還付すべき消費税に係る還付金に相当する額に七十八分の二十二を乗じて得た額を還付するものとする。

2 国は、貨物割に係る過誤納金があるときは、前章第二節から第十四節までの規定にかかわらず、消費税に係る過誤納金の還付の例により、遅滞なく、金銭で還付しなければならない。

3 前二項の規定による貨物割に係る還付金又は過誤納金（これらに加算すべき還付加算金を含む。以下本項、次条及び第七十二条の百七において「還付金等」という。）の還付は、消費税に係る還付金等の還付と併せて行わなければならない。

（貨物割に係る還付金等の道府県への払込額からの控除等）

第七十二条の百五 国は、前条の規定により貨物割に係る還付金等を還付した場合には、当該還付金等に相当する額を、当該貨物割に係る第七十二条の百三第三項に規定する道府県に同項の規定により払い込む貨物割として納付された額で当該還付金等を還付した日の属する月に納付されたものの総額から控除するものとする。

2 貨物割として納付された額の総額から前項の規定によりその相当額が控除された還付金等について返納があつた場合その他政令で定める事由が生じた場合には、当該返納があつた額その他政令で定める額に相当する額を、第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込む貨物割として納付された額で当該返納があつた又は政令で定める事由が生じた日の属する月に納付されたものの総額に加算するものとする。

3 第一項の規定により控除すべき還付金等に相当する額が、当該還付金等を還付した日の属する月に貨物割として納付された額の総額（同月に前項の規定による加算すべき額がある場合には、これを加算した額）を超える場合には、当該超える額に相当する還付金等をその翌月に還付したものとみなして、第一項の規定を適用する。

（貨物割に係る延滞税等の計算）

第七十二条の百六 貨物割に係る延滞税及び加算税並びに消費税に係る延滞税及び加算税並びにこれらの延滞税の免除に係る金額（以下本条において「延滞税等」という。）の計算については、貨物割及び消費税の合算額によつて行い、算出された延滞税等をその計算の基礎となつた貨物割及び消費税の額にあん分した額に相当する金額を貨物割又は消費税に係る延滞税等の額とする。

2 貨物割及び消費税に係る還付加算金の計算については、貨物割及び消費税に係る還付金又は過誤納金の合算額によつて行い、算出された還付加算金をその計算の基礎となつた貨物割及び消費税に係る還付金又は過誤納金の額にあん分した額に相当する金額を貨物割又は消費税に係る還付加算金の額とする。

3 前二項の規定により貨物割及び消費税に係る延滞税等及び還付加算金の計算をする場合の端数計算は、貨物割及び消費税を一の税とみなしてこれを行う。

（貨物割に係る充当等の特例）

第七十二条の百七 国税通則法第五十七条の規定は、次の各号のいずれかに該当する還付金等については適用しない。

一 第七十二条の百の規定により併せて更正され若しくは決定され若しくは第七十二条の百一の規定により併せて申告され又は第七十二条の百三の規定により併せて納付された貨物割及び消費税に係る還付金等の還付を受けるべき者につき納付すべきこととなつていない国税がある場合における当該還付金等

二 国税に係る還付金等（前号に該当するものを除く。）の還付を受けるべき者につき第七十二条の百又は第七十二条の百一の規定により併せて賦課され又は申告された貨物割及び消費税で納付すべきこととなつていないもの（次項及び第三項において「未納貨物割等」という。）がある場合における当該還付金等

前項第一号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付

をすべき税関長に対し、当該還付金等（未納貨物割等又は納付すべきこととなっているその他の国税に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納貨物割等又は納付すべきこととなっているその他の国税を納付することを委託したものとみなす。

3 第一項第二号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき税関長に対し、当該還付金等（未納貨物割等に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納貨物割等を納付することを委託したものとみなす。

4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。

5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした税関長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとみなされた者に通知しなければならぬ。

（貨物割に係る処分に関する不服審査等の特例）
第七十二条の百八 第七十二条の百第一項の規定により税関長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う貨物割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法第八章の規定を適用する。この場合において、同法第五十五条第二項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税若しくは地方消費税の貨物割」と、同条第三項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、同条第四項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、「当該国税」とあるのは「当該国税若しくは地方消費税の貨物割」と、同条第五項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の貨物割」と、同条第六項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税若しくは地方消費税の貨物割」とする。

2 前項の規定により国税に関する法律に基づく処分とみなされた処分に係る貨物割又は消費税に係る国税通則法第五十八条第一項第一号イに規定する更正決定等（以下本項において「更正決定等」という。）について不服申立てがされている場合において、当該貨物割又は消費税と

納税義務者が同一である他の消費税又は貨物割についてされた更正決定等があるときは、同法第九十条第一項若しくは第二項、第四百四十二条又は第四百五十五条第二号の規定の適用については、当該他の消費税又は貨物割についてされた更正決定等は、当該貨物割又は消費税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

（貨物割の脱税に関する罪）

第七十二条の百九 偽りその他不正の行為により貨物割の全部又は一部を免れ、又は免れようとしたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れ、又は免れようとした税額の十倍が千萬元を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千萬元を超える額でその免れ、又は免れようとした税額の十倍に相当する額以下の額とすることができ。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 人格のない社団等について第三項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理者がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の百十 偽りその他不正の行為により第七十二条の百四第一項の規定による還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の還付を受けた金額の三倍が百萬元を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百萬元を超え当該相当額の三倍以下の額とすることができ。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項の違反行為をした場合

合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（貨物割に係る犯罪事件の調査及び処分の特例）

第七十二条の百十一 貨物割に関する犯罪事件については、前章第十六節の規定にかかわらず、税関長又は税関職員を国税局長若しくは税務署長又は国税庁、国税局若しくは税務署の当該職員とみなして、国税通則法第十一章（第百五十三条及び第百五十四条第一項を除く。）の規定を適用する。

2 国税通則法第百五十三条第五項の規定は、前項の犯罪事件を国税庁、国税局又は税務署の当該職員及び税関職員が発見した場合について準用する。この場合において、同条第五項中「税務署の当該職員」とあるのは「税務署の当該職員（税関職員が最初に発見したときは、当該発見地又は犯罪物件の輸入地若しくは納税地を所轄する税関の税関職員）」と読み替へるものとする。

3 第一項の場合において、消費税法第四十七条第一項第二号に掲げる課税標準額に対する消費税額を課税標準として課する貨物割に関する犯罪事件は、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とし、同法第五十条第二項の規定により徴収すべき消費税額（消費税に係る延滞税の額を含む）を課税標準として課する貨物割に関する犯罪事件は、間接国税に関する犯罪事件とする。

（貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等）
第七十二条の百十二 税関長は、政令で定めるところにより、道府県知事に対し、貨物割の申告の件数、貨物割額、貨物割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税関長に対し、必要があると認める事項を示して、当該税関長に係る貨物割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、

税関長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

3 税関長は、貨物割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に対し、当該事務に関し参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

（貨物割に係る徴収取扱費の支払）

第七十二条の百十三 道府県は、国が貨物割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に関し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合においては、その通知があつた日から三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払うものとする。

第四款 清算及び交付

（地方消費税の清算）

第七十二条の百十四 道府県は、当該道府県に納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額の合算額の二分の十に相当する額から前条第一項の規定により国に支払つた金額に相当する額を減額した額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

2 道府県は、前項に規定する合算額の二分の十二に相当する額を、政令で定めるところにより、各道府県ごとの消費に相当する額に応じて按分し、当該按分した額のうち他の道府県に係る額を他の道府県に対し、それぞれ支払うものとする。

3 前二項の規定により他の道府県に支払うべき金額とこれらの規定により他の道府県から支払を受けるべき金額は、関係道府県間で、それぞれ相殺するものとする。

4 第一項及び第二項の各道府県ごとの消費に相当する額とは、各道府県ごとに、当該道府県の小売年間販売額（統計法第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額をいう。）と当該道

府県の当該小売年間販売額に相当する消費以外の消費に相当する額（消費に関連する指標で政令で定めるものを基準として政令で定めるところにより算定した額をいう。）とを合計して得た額をいう。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の実施のための手続その他その執行のために必要な事項は、総務省令で定める。

（地方消費税の市町村に対する交付）

第七十二条の百十五 道府県は、前条第一項に規定する合算額の二十二分の十に相当する額から第七十二条の百十三第一項の規定により国に支払った金額に相当する額を減額した額に、前条第一項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この条及び次条において同じ。）に対し、官報で公示された最近の国勢調査の結果による各市町村の人口及び統計法第二条第四項に規定する基幹統計である経済構造統計（総務省令で定めるものに限る。）の最近に公表された結果による各市町村の従業者数に按分して交付するものとする。

2 道府県は、前条第一項に規定する合算額の二十二分の十二に相当する額に、同条第二項の規定により他の道府県から支払を受けた金額に相当する額を加算し、同項の規定により他の道府県に支払った金額に相当する額を減額して得た合計額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村に対し、前項の人口に按分して交付するものとする。

3 第一項の場合においては、市町村に対して交付すべき額の二分の一の額を同項の人口で、他の二分の一の額を同項の従業者数で按分するものとする。

第五款 使途等

（地方消費税の使途）

第七十二条の百十六 道府県は、前条第二項に規定する合計額から同項の規定により当該道府県内の市町村に交付した額を控除した額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいう。次項において同じ。）に要する経費に充てるものとする。

2 市町村は、前条第二項の規定により道府県から交付を受けた額に相当する額を、消費税法第一条第二項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。

（政令への委任）

第七十二条の百十七 第七十二条の七十八から前条までに定めるもののほか、本節の規定の実施のための手続その他その施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第四節 不動産取得税

第一款 通則

（不動産取得税に関する用語の意義）

第七十三条 不動産取得税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 不動産 土地及び家屋を総称する。

二 土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

三 家屋 住宅、店舗、工場、倉庫その他の建築物をいう。

四 住宅 人の居住の用に供する家屋又は家屋のうち人の居住の用に供する部分で、政令で定めるものをいう。

五 価格 適正な時価をいう。

六 建築 家屋を新築し、増築し、又は改築することをいう。

七 増築 家屋の床面積又は体積を増加することをいう。

八 改築 家屋の壁、柱、床、はり、屋根、天井、基礎、昇降の設備その他家屋と一体となつて効用を果たす設備で政令で定めるものについて行われた取替え又は取付けで、その取替え又は取付けのための支出が資本的支出と認められるものをいう。

（不動産取得税の納税義務者等）
第七十三条の二 不動産取得税は、不動産の取得に対し、当該不動産所在の道府県において、当該不動産の取得者に課する。

2 家屋が新築された場合には、当該家屋について最初の使用又は譲渡（独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合には、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。）が行われた日において家屋

の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合には、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

3 家屋を改築したことにより、当該家屋の価格が増加した場合には、当該改築をもつて家屋の取得とみなして、不動産取得税を課する。

4 建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第二条第三項に規定する専有部分（以下この項から第六項までにおいて「専有部分」という。）の取得があつた場合には、当該専有部分の属する家屋（同法第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分（次項及び第六項において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）の価格を同法第十四条第一項から第三項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じ総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。第六項において同じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

5 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二十条第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの（以下この項及び次項において「居住用超高層建築物」という。）において、専有部分の取得があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該専有部分の属する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。）の価格を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合（専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じ総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合。次項において同

じ。）により按分して得た額に相当する価格の家屋の取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。

一人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者（次項において「区分所有者」という。）が同法第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合）に、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積。次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるものの以外の専有部分 当該専有部分の床面積
共用部分のみの建築があつた場合には、当該建築に係る共用部分に係る区分所有者が、当該建築に係る共用部分の価格を建物の区分所有等に関する法律第十四条第一項から第三項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合（居住用超高層建築物に係る共用部分のみの建築があつた場合には、前項各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合）により按分して得た額に相当する価格の家屋を取得したものとみなして、不動産取得税を課する。

7 家屋が建築された場合において、当該家屋のうち造作その他の附帯設備に属する部分でそれらの部分以外の部分（以下この項及び次項において「主体構造部」という。）と一体となつて家屋として効用を果しているものについては、主体構造部の取得者以外の者がこれを取り付けたものであつても、主体構造部の取得者が附帯設備に属する部分をも併せて当該家屋を取得したものとみなして、これに対して不動産取得税を課することができる。この場合においては、主体構造部の取得者が納税通知書の交付を受けた日から三十日以内に、附帯設備に属する部分の取得者と協議の上、当該不動産取得税の課税標準となるべき価額のうち附帯設備に属する部分の取得者の所有に属する部分の価額を申し出たときは、その部分の価額に基づいて附帯設備に属する部分の取得者に不動産取得税を課するものとし、主体構造部の取得者に課した不動産

取得税の税額から附帯設備の取得者に課した不動産取得税の税額に相当する額を減額するものとする。

8 道府県は、前項前段の規定により家屋の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、同項後段の規定の適用があることとなったときは、家屋の主体構造部の取得者の申請に基づいて、同項後段の規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

9 道府県は、前項の規定により、不動産取得税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

10 第八項又は前項の規定により不動産取得税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、第八項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

11 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）による土地区画整理事業（農住組合法（昭和十五年法律第八十六号）第八條第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七條第一項第一号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）第四十六條第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五條第一項第一号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）による住宅街整備事業を含む。）次項及び第七十三條の二十九において同じ。又は土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところにより仮換地又は一時利用地（以下この項及び第七十三條の二十九において「仮換地等」という。）の指定があつた場合において、当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日以後に当該仮換地等である土地に対応する従前の土地（以下この項において「従前の土地」という。）の取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて当該仮換地等である土

地の取得とみなし、当該従前の土地の取得者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。

12 土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係る土地について当該土地区画整理事業の施行者が同法第百條の二（農住組合法第八條第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六條第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三條において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）がある場合において、当該施行者以外の者が、当該土地区画整理事業に係る換地処分公告がある日までの間当該保留地予定地等である土地について使用し、若しくは収益することができること及び同日の翌日に当該施行者が取得する当該保留地予定地等である土地を取得することを目的とする契約が締結されたとき、又は同日の翌日に土地区画整理組合の参加組合員が取得する当該保留地予定地等である土地について当該参加組合員が使用し、若しくは収益することができることを目的とする契約が締結されたときは、これらの契約の効力が発生した日として政令で定める日においてこれらの保留地予定地等である土地の取得があつたものとみなし、これらの保留地予定地等である土地を取得することとされている者を取得者とみなして、不動産取得税を課する。（国等に対する不動産取得税の非課税）

第七十三條の三 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構及び福島国際研究教育機構並びに都道府県、市町村、特別区、地方公共団体の組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 不動産取得税は、皇室経済法（昭和二十二年法律第四号）第七條に規定する皇位とともに伝わるべき由緒ある物である不動産については、課することができない。

第七十三條の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合には、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構、独立行政法人

水資源機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、日本放送協会、土地改良区、土地改良区連合、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人理学研究所及び国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

二 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第三條に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令（昭和二十年勅令第七百九十九号）の規定による宗教法人のこれに相当する建物及び土地を含む。）

三 学校法人又は私立学校法第六十四條第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産（第四号の四に該当するものを除く。）、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一條の学校又は同法第百二十四條の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産、公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産（同号に該当するものを除く。）、及び公益社団法人若しくは公益財団法人で職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四條の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの若しくは都道府県職業能力開発協会がその職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二條第一項の博物館において直接その用に供する不動産

三の二 医療法第三十一條の公的医療機関の開設者、医療法人（政令で定めるものに限る。）、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人）（法人税法第二條第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務

員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産

四 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第四号の七までにおいて同じ。）が生活保護法第三十八條第一項に規定する保護施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六條の第三十項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産

四の三 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

四の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二條第六項に規定する認定こども園の用に供する不動産

四の五 社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五條の三に規定する老人福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の六 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十一項に規定する障害者支援施設の用に供する不動産

四の七 第四号から前号までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二條第一項に規定する社会福祉事業（同條第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の八 更生保護法人が更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二條第一項に規定する更生保護事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の九 介護保険法第百十五條の四十七第一項の規定により市町村から同法第百十五條の四十六第一項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する不動産

四の十 児童福祉法第三十四條の十五第二項の規定により同法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が六人以上であるものに限る。）の用に供する不動産

員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産

四 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第四号の七までにおいて同じ。）が生活保護法第三十八條第一項に規定する保護施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六條の第三十項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産

四の三 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

四の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二條第六項に規定する認定こども園の用に供する不動産

四の五 社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五條の三に規定する老人福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の六 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十一項に規定する障害者支援施設の用に供する不動産

四の七 第四号から前号までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二條第一項に規定する社会福祉事業（同條第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の八 更生保護法人が更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二條第一項に規定する更生保護事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の九 介護保険法第百十五條の四十七第一項の規定により市町村から同法第百十五條の四十六第一項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する不動産

四の十 児童福祉法第三十四條の十五第二項の規定により同法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が六人以上であるものに限る。）の用に供する不動産

員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産

四 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第四号の七までにおいて同じ。）が生活保護法第三十八條第一項に規定する保護施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六條の第三十項に規定する小規模保育事業の用に供する不動産

四の三 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七條第一項に規定する児童福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

四の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二條第六項に規定する認定こども園の用に供する不動産

四の五 社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五條の三に規定する老人福祉施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の六 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十一項に規定する障害者支援施設の用に供する不動産

四の七 第四号から前号までに掲げる不動産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二條第一項に規定する社会福祉事業（同條第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の八 更生保護法人が更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二條第一項に規定する更生保護事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

四の九 介護保険法第百十五條の四十七第一項の規定により市町村から同法第百十五條の四十六第一項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する不動産

四の十 児童福祉法第三十四條の十五第二項の規定により同法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が六人以上であるものに限る。）の用に供する不動産

五 第三号の二から第四号の七までに掲げる不動産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

六 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

七 公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する不動産

八 健康保険組合、健康保険組合連合会、国民健康保険組合、国民健康保険団体連合会、日本私立学校振興・共済事業団並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、農業協同組合法、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）、水産業協同組合法（昭和二十二年法律第二百四十二号）による組合及び連合会が経営する病院及び診療所の用に供する不動産で政令で定めるもの

八の二 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する不動産で政令で定めるもの

九 農業共済組合及び農業共済組合連合会が経営する家畜診療所の用に供する不動産並びにこれらの組合及び連合会が直接農業保険法（昭和二十二年法律第八十五号）第三百三十一条第一項（同法第七十二条、第七十四条及び第八十七条において準用する場合を含む。）の規定による損害の額の認定の用に供する不動産

十 独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法（平成十四年法律第八十三号）第十三条第三号に規定する施設において直接その用に供する不動産

十一 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）第十一条第一項第一号から第三号まで、第七号又は第十五号に規定する業務の用に供する土地で政令で定めるもの及び同項第一号から第三号までに規定する業務を行う場合における敷地の整備若しくは宅地の造成又は同項第十三号若しくは第十六号の賃貸住宅の建設と併せて建設する家屋で国又は地方公共団体

が公用又は公共の用に供するもののうち政令で定めるもの

十二 地方住宅供給公社が地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百四十四号）第二十一条第一項又は第三項第二号若しくは第四号に規定する業務の用に供する土地及び同項第一号の住宅の建設又は同項第二号の宅地の取得若しくは造成と併せ、同項第六号に規定する業務として土地又は家屋で国又は地方公共団体が公用又は公共の用に供するものを取得し、若しくは造成し、又は建設する場合における当該土地及び家屋

十三 独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法（平成十四年法律第七十一号）第十二条第一項第一号、第三号、第四号又は第七号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

十四 独立行政法人日本芸術文化振興会が独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第六十三号）第十四条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

十五 独立行政法人日本スポーツ振興センターが独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）第十五条第一項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

十六 削除

十七 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号）第十四条第三項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

十八 国立研究開発法人科学技術振興機構が国立研究開発法人科学技術振興機構法（平成十四年法律第五十八号）第二十三条第一項第一号、第三号（同項第一号に係る部分に限る。）、第八号イ又は第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

十九及び二十 削除

二十一 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの及び中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十

九条第一項の業務（政令で定めるものに限る。）の用に供する土地

二十二 削除

二十三 成田国際空港株式会社成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百四十四号）第五条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるもの、新関西国際空港株式会社が関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律（平成二十三年法律第五十四号）第九条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるもの及び同法第十二条第一項第一号に規定する指定会社が同項第二号に掲げる事業の用に供する不動産で政令で定めるもの並びに中部国際空港の設置及び管理に関する法律（平成十年法律第三十六号）第四条第二項に規定する指定会社が同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する不動産で政令で定めるもの

二十四 削除

二十五 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成十四年法律第百三十六号）第十三条第一項第一号イ若しくはロ、第四号イ、ロ若しくはニ又は第五号イに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

二十六 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第六十一号）第十八条第一号から第四号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

二十七 国立研究開発法人海洋研究開発機構が国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五号）第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

二十八 独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号）第十条第一号から第五号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

二十九 削除

三十 日本下水道事業団が日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）第二十六条第一項第七号又は第八号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十一 商工会議所又は日本商工会議所が商工会議所法（昭和二十八年法律第四十三号）第九条又は第六十五条に規定する事業の用に供する不動産及び商工会又は都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会が商工会法（昭和三十五年法律第八十九号）第十一条又は第五十五条の八第一項若しくは第二項に規定する事業の用に供する不動産で、政令で定めるもの

三十二 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号。以下この号において「機構法」という。）第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律（平成二十九年法律第十九号）第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十三 国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法（平成十一年法律第九十九号）第十二条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十四 国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六十二号）第十四条第一項第一号から第八号までに規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十五 独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十六 日本司法支援センターが総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第三十条第一項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十七 国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法（平成十一年法律第九十八号）第十三条第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号

に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十八 特定建設線（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第四条第一項に規定する基本計画に定められた同項に規定する建設線のうち政令で定めるものをいう。）の同法第六条第一項に規定する建設主体として同項の規定により国土交通大臣が指名した法人が同法第九条第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けた当該特定建設線の工事実施計画に係る同法第二条に規定する新幹線鉄道の鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第八条第一項に規定する鉄道施設の用に供する不動産で政令で定めるもの

三十九 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法（平成十六年法律第三百三十五号）第十五条第一項第四号から第六号まで又は第二項に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの

2 道府県は、外国の政府が不動産を次に掲げる施設の用に供する不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。ただし、第三号に掲げる施設の用に供する不動産については、外国が不動産取得税に相当する税を当該外国において日本国の同号に掲げる施設の用に供する不動産の取得に對して課する場合においては、この限りでない。

一 大使館、公使館又は領事館
二 専ら大使館、公使館若しくは領事館の長又は大使館若しくは公使館の職員の居住の用に供する施設
三 専ら領事館の職員の居住の用に供する施設

3 道府県は、公共の用に供する道路の用に供するために不動産を取得した場合における当該不動産の取得又は保安林、墓地若しくは公共の用に供する運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤とう若しくは井溝の用に供するために土地を取得した場合における当該土地（保安林の用に供するために取得した土地については、森林の保健機能の増進に関する特別措置法（平成元年法律第七十一号）第二条第二項第二号に規定する施設の用に供する土地で政令で定めるものを除く。）の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

（土地開発公社の不動産の取得に對する不動産取得税の非課税）
第七十三條の五 道府県は、土地開発公社が公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法

律第六十六号）第十七条第一項第一号若しくは第二号又は第二項第一号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得する場合における当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

（土地改良事業の施行に伴う換地の取得等に對する不動産取得税の非課税）
第七十三條の六 道府県は、土地改良法による土地改良事業の施行に伴う換地の取得で政令で定めるもの又は同法による農用地の交換分合による土地の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

2 道府県は、土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第八十二条の規定によつて土地をもつて損失を補償された場合における当該土地の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

3 道府県は、土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に伴う換地の取得（農住組合法第八條第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六條第一項において適用する土地区画整理法第四條第一項又は第九項の規定による換地の取得を含む。）、同法第四條第六項の規定により土地の共有持分を取得した場合における当該土地の共有持分の取得若しくは土地区画整理法第四條第七項（農住組合法第八條第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六條第一項において適用する場合を含む。）の規定により建築物の一部（その建築物の共用部分の共有持分を含む。以下この項において同じ。）及びその建築物の存する土地の共有持分を取得した場合における当該建築物の一部及びその建築物の存する土地の共有持分の取得又は土地区画整理法第四條第十一項（農住組合法第八條第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六條第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第二十一條第二項、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律（平成四年法律第七十六号）第二十八條第二項、被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第十七條第二項、中心市街地の活性化に関する法律第十六條第二項及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三十九條第二項にお

いて準用する場合を含む。）の規定により保留地を取得した場合における当該保留地の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

4 道府県は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第十六條第四項若しくは被災市街地復興特別措置法第十四條第四項の規定により土地の共有持分を取得した場合における当該土地の共有持分の取得又は同法第十五條第五項の規定により住宅若しくは住宅等を取得した場合における当該住宅若しくは住宅等の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

5 道府県は、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街區整備事業の施行に伴う換地の取得若しくは同法第八十三條において準用する土地区画整理法第四條第七項の規定により施設住宅の一部等を取得した場合若しくは大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第九十條第二項の規定により施設住宅の一部若しくは施設住宅の敷地若しくはその共有持分を取得した場合（住宅街區整備事業を施行する者及び住宅街區整備組合の参加組合員以外の者が取得した場合に限る。）における当該施設住宅の一部等若しくは施設住宅の一部若しくは施設住宅の敷地若しくはその共有持分の取得で政令で定めるもの又は同法第八十三條において準用する土地区画整理法第四條第十一項の規定により保留地を取得した場合における当該保留地の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

6 道府県は、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）による新都市基盤整備事業の施行に伴う換地の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

（形式的な所有権の移転等に對する不動産取得税の非課税）
第七十三條の七 道府県は、次に掲げる不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

一 相続（包括遺贈及び被相続人から相続人に對してなされた遺贈を含む。）による不動産の取得
二 法人の合併又は政令で定める分割による不動産の取得
三 法人が新たに法人を設立するために現物出資（現金出資をする場合における当該出

資の額に相当する資産の譲渡を含む。）を行う場合（政令で定める場合に限る。）における不動産の取得

二の三 共有物の分割による不動産の取得（当該不動産の取得者の分割前の当該共有物に係る持分の割合を超える部分の取得を除く。）
二の四 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）第八十三條（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）以下この号において「更生特例法」という。）第四百四條又は第二百七十三條において準用する場合を含む。、更生特例法第三百三條第一項（更生特例法第三百四十六條において準用する場合を含む。）又は更生特例法第二百七十二條（更生特例法第三百六十三條において準用する場合を含む。）の規定により更生計画において株式会社、協同組織金融機関（更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この号において同じ。）又は相互会社（更生特例法第二条第六項に規定する相互会社をいう。以下この号において同じ。）から新株式会社、新協同組織金融機関又は新相互会社に転移すべき不動産を定めた場合における新株式会社、新協同組織金融機関又は新相互会社の当該不動産の取得

三 委託者から受託者に信託財産を移す場合における不動産の取得（当該信託財産の移転が第七十三條の二第二項本文の規定に該当する場合における不動産の取得を除く。）
四 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から当該受益者（次のいずれかに該当する者に限る。）に信託財産を移す場合における不動産の取得
イ 当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者
ロ 当該信託の効力が生じた時における委託者から第一号に規定する相続をした者
ハ 当該信託の効力が生じた時における委託者が合併により消滅した場合における当該合併後存続する法人又は当該合併により設立された法人
ニ 当該信託の効力が生じた時における委託者が第二号に規定する政令で定める分割をした場合における当該分割により設立され

た法人又は当該分割により事業を承継した法人

四の二 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的信託で次に掲げる要件の全てを満たすものの原委託者（同法第二百二十四条に規定する原委託者をいい、当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。）が、当該特定目的信託の信託財産に属する不動産（同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等が、当該特定目的信託の効力が生じた時に当該原委託者から当該特定目的信託の信託財産として取得したものであつて、当該原委託者に賃貸したものに限る。）を当該特定目的信託に係る信託契約の終了の時に買い戻す場合における当該不動産の取得

イ 当該特定目的信託に係る信託契約において、資産の流動化に関する法律第二百三十条第一項第二号に規定する社債的受益権（八において「社債的受益権」という。）の定めがあること及び当該社債的受益権の元本の償還に関する事項として政令で定める事項を定めていること。

ロ 当該原委託者の信託した特定資産（資産の流動化に関する法律第二条第一項に規定する特定資産をいう。）が投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすものとして政令で定める要件を満たすものであること。

ハ 当該特定目的信託の効力が生じた時から引き続き当該原委託者及び当該特定目的信託の社債的受益権を有する者のみが当該特定目的信託の信託財産の元本の受益者であること。

五 信託の受託者の変更があつた場合における新たな受託者による不動産の取得

五の二 相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十六条第一項の規定による承認に基づき物納の許可があつた不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における不動産の取得

六 建物の区分所有等に関する法律第二条第三項の専有部分の取得に伴わない同条第四項の共用部分である家屋の取得（当該家屋の建築による取得を除く。）

七 保険業法の規定によつて会社がその保険契約の全部の移転契約に基づいて不動産を移転する場合における不動産の取得

八 譲渡により担保の目的となつてゐる財産（以下この節において「譲渡担保財産」という。）により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から二年以内に譲渡担保財産の権利者（以下この節において「譲渡担保権者」という。）から譲渡担保財産の設定者（設定者が更迭した場合における新設定者を除く。以下この節において同じ。）に当該譲渡担保財産を移転する場合における不動産の取得

九 生産森林組合がその組合員となる資格を有する者から現物出資を受ける場合における土地の取得

十 削除

十一 沖縄振興開発金融公庫が沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第三号に規定する業務で政令で定めるものを行う場合における不動産の取得

十二 独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫の貸付金の回収に関連する不動産の取得（独立行政法人住宅金融支援機構又は沖縄振興開発金融公庫が建築中の住宅を取得し、建築工事を完了した住宅の取得を含む。）

十三 独立行政法人都市再生機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地方住宅供給公社又は土地開発公社がその譲渡した不動産を当該不動産に係る譲渡契約の解除又は買戻し特約により取得する場合における当該不動産の取得

十四 農業協同組合又は農業協同組合連合会が農業協同組合法第七十条第一項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

十五 漁業協同組合、漁業生産組合若しくは漁業協同組合連合会又は水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が水産業協同組合法第九十一条の二第二項（同法第百条第五項において準用する場合を含む。）の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

十六 森林組合又は森林組合連合会が森林組合法（昭和五十三年法律第三十六号）第百八条の三第一項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

十七 農業共済組合が農業保険法第七十三条第二項の規定により権利を承継する場合における不動産の取得

十八 削除

十九 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行（同法附則第十五条の二第三項の規定により承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）が同法第九十一条第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行つ同法第二条第十二項に規定する被管理金融機関からの同条第十三項に規定する事業の譲受け等による不動産（同法第九十三条第二項の規定により当該承継銀行が保有する資産として適当であることとの確証がされたものに限る。）の取得

二十 預金保険法第二百六十六条の三第四第三項第五号に規定する特定承継金融機関等（同法附則第十五条の二第三項の規定により特定承継銀行とみなされる同項に規定する承継協定銀行を含む。）が同法第二百六十六条の三第四第一項又は第二項の規定による同条第一項第二号に掲げる決定を受けて行つ同法第二百六十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等からの同法第二百六十六条の三第四第一項に規定する特定事業譲受け等による不動産の取得

二十一 保険業法第二百六十条第六項に規定する承継保険会社が、保険契約者保護機構の同法第二百七十条の三の二第六項の規定による同項第二号の決定を受けて行つ同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社からの保険契約の移転による不動産の取得

（徴税吏員の不動産取得税に関する調査に係る質問検査権）

第七十三条の八 道府県の徴税吏員は、不動産取得税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者から金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者

三 第一号に掲げる者にその者の取得に係る家屋を引き渡したと認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該不動産取得税の賦課徴収に直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を受け取る権利があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 不動産取得税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十三条の三第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第四項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（不動産取得税に係る検査拒否等に関する罪）

第七十三条の九 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をしつた者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し回答をしないとき、又は虚偽の回答をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

（不動産取得税の納税管理人）

第七十三条の十 不動産取得税の納税義務者は、

納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを道府県知事に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る不動産取得税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（不動産取得税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪）

第七十三条の十一 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（不動産取得税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第七十三条の十二 道府県は、第七十三条の十第二項の認定を受けていない不動産取得税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 課税標準及び税率

（不動産取得税の課税標準）

第七十三条の十三 不動産取得税の課税標準は、不動産を取得した時における不動産の価額とする。

2 家屋の改築をもつて家屋の取得とみなした場合に課する不動産取得税の課税標準は、当該改築に因り増加した価額とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第七十三条の十四 住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含むものとし、政令で定めるものに限る。）をした場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）について千二百万円を価額から控除するものとする。

2 共同住宅等以外の住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項及び第四項において同じ。）をした者が、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合には、前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の建築とみなして、前項の規定を適用する。

3 個人が自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅（既存住宅（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅で政令で定めるものをいう。第七十三条の二十四第三項において同じ。）のうち地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（第七十三条の二十七の二第一項において「耐震基準」という。）に適合するものとして政令で定めるものをいう。第七十三条の二十四第二項及び第三項において同じ。）を取得した場合における当該住宅の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、一戸について、当該住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額を価額から控除するものとする。

4 第一項及び前項の規定は、当該住宅の取得者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該住宅の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限り適用するものとする。この場合において、当該住宅が、住宅の建築後一年以内に、その住宅と一構となるべき住宅として新築された住宅であるとき、又はその住宅に増築された住宅であるときは、最初の住宅の建築に係る住宅の取得につき、第一項の規定の適用があるべき旨の申告がなされていいたときに限り、適用するものとする。

5 道府県は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。

6 公営住宅及びこれに準ずる住宅（以下この項において「公営住宅等」という。）を地方公共団体から当該公営住宅等の入居者又は入居者の組織する団体が譲渡を受けた場合における当該公営住宅等の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該譲渡に係る住宅をもつて建築に係る住宅とみなして、第一項の規定を適用する。

7 土地若しくは家屋を収用することができる事項（以下この項及び第七十三条の二十七の三第一項において「公共事業」という。）の用に供するため不動産を収用されて補償金を受けた者、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産を譲渡した者若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金に係る契約をした日から二年以内に、当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価額（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準により決定した価額）に相当する額を価額から控除するものとする。

8 都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第七十三条第一項第二号若しくは第七号に

規定する者又は同法第百十八条の七第一項第二号（同法第百十八条の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する者が同法による市街地再開発事業の施行に伴い同法第七十三条第一項第三号若しくは第八号に規定する宅地、借地権若しくは建築物若しくは指定宅地若しくはその使用収益権又は同法第百十八条の七第一項第三号（同法第百十八条の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定する宅地、借地権若しくは建築物（第二号において「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から、当該不動産の価格に第一号に掲げる金額に対する第二号に掲げる金額の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。

一次に掲げる価額（都市再開発法第百三条第一項又は第百十八条の二十三第一項（同法第百十八条の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次号において同じ。）の規定により確定した価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額

イ 都市再開発法第七十三条第一項第四号に規定する施設建築物敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額

ロ 都市再開発法第七十三条第一項第九号に規定する個別利用区内の宅地又はその使用収益権の価額

ハ 都市再開発法第百十八条の七第一項第三号に規定する建築施設の部分の価額

ニ 都市再開発法第百十八条の二十五の三第三項の規定により読み替えて適用される同法第百十八条の七第一項第三号に規定する施設建築物敷地又は施設建築物に関する権利の価額

二 従前の宅地等の価額（都市再開発法第七十二条の権利変換計画において定められ、又は同法第百十八条の二十三第一項の規定により確定した価額をいう。）の合計額

土地地区画整理法第九十四条の規定による清算金、都市再開発法第九十一条の規定による補償金又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十六条第一項の規定による補償金で、次の各号に掲げるものを受けた者が、当該各号に定める日から二年以内

に、当該清算金又は補償金を受けた不動産（以下この項において「従前の不動産」という。）に代わるものと道府県知事が認める不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、従前の不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合は、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

一 土地区画整理法第九十四条の規定による清算金で、同法第九十一条第四項の規定により換地を定めないうこととされたことにより支払われるもの 同法第百三条第四項の規定による公告があつた日

二 都市再開発法第九十一条第一項の規定による補償金で、同法第七十九条第三項若しくは同法第百十一条の規定により読み替えられた同法第七十九条第三項の規定により施設建築物の一部等若しくは建築施設の部分が与えられないように定められたことにより支払われるもの又はやむを得ない事情により同法第七十一条第一項の規定による申出をしたと認められる場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第七十三条第一項第二十四号の権利変換期日

三 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百二十六条第一項の規定による補償金で、同法第二百二十二条第三項の規定により同項に規定する防災施設建築物の一部等が与えられないように定められたことにより支払われるもの又はやむを得ない事情により同法第二百三条第一項の規定による申出をした場合として政令で定める場合における当該申出に基づき支払われるもの 同法第二百五条第一項第二十四号の権利変換期日

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第十三条の二第一項の規定による交換分合により同法第六条第一項に規定する農業振興地域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得（政令で定める土地の取得を除く。）に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を価格から控除するものとする。

一 次号に掲げる場合以外の場合 交換分合により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（交換分合により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額（次号において「登録価格等」に相当する額」という。）

二 当該土地の取得が、農業振興地域の整備に関する法律第八条第一項又は第十三条第一項の規定により市町村が農業振興地域整備計画（同法第八条第一項の農業振興地域整備計画をいう。以下この号において同じ。）を定め、又は変更しようとする場合における当該定めようとする農業振興地域整備計画又は当該変更後の農業振興地域整備計画に係る農用地区域内にある土地の取得である場合 登録価格等に相当する額又は当該土地の価格の三分の一に相当する額のいずれか多い額

11 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二百五条第一項第二号又は第七号に規定する者が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権若しくは建築物又は同項第八号に規定する指定宅地若しくはその使用収益権（以下この項において「従前の宅地等」という。）に対応して与えられる不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格から当該不動産の価格に同条第一項第四号に規定する防災施設建築物の一部等又は同項第九号に規定する個別利用区内の宅地若しくはその使用収益権の価額（同法第二百四十七条第一項の規定により確定した価額とする。）の合計額に対する従前の宅地等の価額（同法第二百四十四条の権利変換計画において定められた価額とする。）の合計額の割合を乗じて得た額を控除するものとする。

12 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。

分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。

13 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。

14 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されないものに限る。）の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該家屋の価格の二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。

15 社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮者自立支援法（平成二十五年法律第百五号）第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

（不動産取得税の税率）
第七十三条の十五 不動産取得税の標準税率は、百分の四とする。

（不動産取得税の免税点）
第七十三条の十五の二 道府県は、不動産取得税の課税標準となるべき額が、土地の取得にあつては十万円、家屋の取得のうち建築に係るものにあつては一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一戸の部分）をいう。以下本条において同じ。）につき二十万円、その他のものにあつては一戸につき十二万円に満たない場合においては、不動産取得税を課することができない。

2 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合又は家屋を取得した者が当該家屋を取得した日から一年以内に当該家屋と一構となるべき家屋を取得した場合においては、それぞれその前後の取得に係る土地又は家屋の取得をもつて一の土地の取得又は一戸の家屋の取得とみなして、前項の規定を適用する。

第三款 賦課及び徴収
（不動産取得税の納期）
第七十三条の十六 不動産取得税の納期については、当該道府県の条例の定めるところによる。

（不動産取得税の徴収の方法）
第七十三条の十七 不動産取得税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 不動産取得税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務）
第七十三条の十八 不動産を取得した者は、当該道府県の条例で定めるところにより、条例で定める期間内に、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。）は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においても、道府県知事は、不動産取得税の賦課徴収について必要があると認めるときは、当該道府県の条例で定めるところにより、不動産を取得した者に、不動産取得税の賦課徴収に関し条例で定める事項を申告させ、又は報告させることができる。

3 第一項の規定による申告又は報告は、文書をもつてし、当該不動産の所在地の市町村長を経由しなければならない。

4 市町村長は、前項の規定による申告書若しくは報告書を受け取つた場合又は自ら不動産の取得の事実を発見した場合には、その日から十日以内に当該申告書若しくは報告書を道府県知事に送付し、又は当該取得の事実を通知するものとする。

（不動産取得税に係る虚偽の申告等に関する罪）
第七十三条の十九 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告

をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

（不動産取得税に係る不申告等に関する過料）

第七十三條の二十 道府県は、不動産の取得者が第七十三條の十八の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（登記所からの通知）

第七十三條の二十一 登記所は、第三百八十二條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定により市町村長に通知したときは、遅滞なく、当該市町村を包括する道府県の知事にも通知しなければならない。

（不動産の価格の決定等）

第七十三條の二十二 道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されている不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。但し、当該不動産について増築、改築、損か、地目の変換その他特別の事情がある場合において当該固定資産の価格に若干の難いときは、この限りでない。

2 道府県知事は、固定資産課税台帳に固定資産の価格が登録されていない不動産又は前項但書の規定に該当する不動産については、第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて、当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を決定するものとする。

3 道府県知事は、前項の規定によつて不動産の価格を決定した場合においては、直ちに、当該価格その他必要な事項を当該不動産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

4 道府県知事は、不動産取得税の課税標準となるべき価格の決定を行った結果、固定資産課税台帳に登録されている不動産の価格について、市町村間に不均衡を認めた場合においては、理由を附けて、関係市町村の長に對し、固定資産税の課税標準となるべき価格の決定について助言をするものとする。

（固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知）

第七十三條の二十二 市町村長は、第七十三條の十八第四項の規定により送付又は通知をする場

合には、道府県の条例で定めるところにより、当該不動産の価格その他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて道府県知事に通知するものとする。

（固定資産課税台帳等の供覧等）

第七十三條の二十三 道府県知事が市町村長に對し、固定資産課税台帳その他不動産取得税の課税標準となるべき不動産の価格の決定について参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、市町村長は、関係帳簿書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額）

第七十三條の二十四 道府県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に對して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格で除して得た額の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅（政令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した日から二年以内に当該土地の上に特例適用住宅が新築された場合（当該取得をした者（以下この号において「取得者」という。）が当該土地を当該特例適用住宅の新築の時まで引き続き所有している場合又は当該特例適用住宅の新築が当該取得者から当該土地を取得した者により行われる場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上に特例適用住宅を新築していた場合

三 新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅の用に供する土地を当該特例適用住宅が新築された日から一年以内に取得した場合道府県は、次の各号のいずれかに該当する場合合には、当該土地の取得に對して課する不動産

取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格で除して得た額に当該土地の上に耐震基準適合既存住宅等（耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものうち当該特例適用住宅に係る土地について前項の規定の適用を受けるもの以外のものをいう。以下この項において同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を得した場合

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等を取得していた場合

道府県は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に對して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円（当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格で除して得た額に当該土地の上に耐震基準適合既存住宅（既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいう。以下この条から第七十三條の二十七の二までにおいて同じ。）一戸についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が二百を超える場合には、二百とする。）を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

一 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年以内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得した場合（当該耐震基準適合既存住宅の取得が第七十三條の二十七の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

二 土地を取得した者が当該土地を取得した日前一年の期間内に当該土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得していた場合（当該耐震基準適合既存住宅の取得が第七十三條

の二十七の二第一項の規定に該当する場合に限る。）

4 土地を取得した者が当該土地を取得した日から一年以内に当該土地に隣接する土地を取得した場合合には、前後の取得に係る土地の取得をもつて一の土地の取得と、最初に土地を取得した日をもつてこれらの土地を取得した日とみなして、前三項の規定を適用する。

5 第一項から第三項までの規定は、当該土地の取得に對して課する不動産取得税につき次条第一項の規定により徴収猶予がなされた場合その他政令で定める場合を除き、当該土地の取得者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該土地の取得につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告がなされた場合に限る適用するものとする。この場合において、当該土地が、土地を取得した日から一年以内に取得したその土地に隣接する土地であるときは、最初の取得に係る土地の取得につき、これらの規定の適用があるべき旨の申告がなされていたときに限り、適用するものとする。

6 道府県は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。

7 前三項に定めるもののほか、特例適用住宅に第七十三條の十四第二項の規定の適用がある場合合における第一項の規定の適用その他の同項から第三項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（住宅の用に供する土地の取得に對する不動産取得税の徴収猶予）

第七十三條の二十五 道府県は、土地の取得に對して課する不動産取得税を賦課徴収する場合合において、当該土地の取得者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該不動産取得税について前条第一項第一号、第二項第一号又は第三項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から一年六月

以内、同項第二号の規定の適用を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十七の二第一項の規定に該当することとなった日前に行われたものに限り。）にあつては当該土地の取得の日から六月以内の期間を限つて、当該土地に係る不動産取得税額のうちこれらの規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

2 第十五条の二の二及び第十五条の二の三第一項の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

3 道府県は、第一項の規定により徴収猶予をした場合には、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の徴収猶予の取消し）

第七十三条の二十六 道府県は、前条第一項の規定により徴収猶予をした場合において、当該徴収猶予に係る不動産取得税について第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収猶予の事由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収猶予をした税額の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを直ちに徴収することができるとする。

2 第十五条の三第三項の規定は、前項の規定による徴収猶予の取消しについて準用する。

（住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の還付等）

第七十三条の二十七 道府県は、土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号又は第三項の規定の適用があることとなつたときは、納税義務者の申請に基づいて、これらの規定により減額すべき額に相当する税額及びこれに係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

2 第七十三条の二第九項及び第十項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

（耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等）

第七十三条の二十七の二 道府県は、個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した場合において、

当該個人が、当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修（建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百三十三号）第二條第二項に規定する耐震改修をいい、一部の除却及び敷地の整備を除く。）を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存住宅が新築された時において施行されていた地方税法第七十三条の十四第一項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 道府県は、住宅の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該住宅の取得者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から六月以内の期間を限つて、当該住宅に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 第七十三条の二十五第二項及び第三項並びに前二条の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

（被収用不動産等の代替不動産の取得に対する不動産取得税の減額等）

第七十三条の二十七の三 道府県は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から一年以内、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして政令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産

が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この項において「被収用不動産等」という。）に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格（被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあっては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額に税率を乗じて得た額を減額するものとする。

2 道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から一年以内の期間を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額のうち同項の規定により減額すべき額に相当する税額を徴収猶予するものとする。

3 第七十三条の二十五第二項及び第三項、第七十三条の二十六並びに第七十三条の二十七の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

（譲渡担保財産の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第七十三条の二十七の四 道府県は、譲渡担保権者が譲渡担保財産の取得（第七十三条の二第二項本文の規定が適用されるものを除く。）をした場合において、当該譲渡担保財産により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から二年以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担保権者による当該譲渡担保財産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該不動産取得税について前項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から二年以内の期間を限つて、当該不動産

産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

3 第七十三条の二十五第二項及び第三項並びに第七十三条の二十六の規定は、前項の規定による徴収猶予について準用する。

4 道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該不動産取得税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該譲渡担保権者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5 第七十三条の二第九項及び第十項の規定は、前項の規定による還付をする場合について準用する。

（再開発公社の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等）

第七十三条の二十七の五 道府県は、都市再開発法第五十条の二第三項に規定する再開発公社（以下この条において「再開発公社」という。）が同法第二條第一号に規定する第二種市街地再開発事業（以下この条において「第二種市街地再開発事業」という。）の施行に伴い同法第十八条の七第一項第三号の建築施設の部分（以下この条において「建築施設の部分」という。）を取得した場合において同法第十八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日に同法第十八条の十一第一項に規定する譲受け予定者が当該建築施設の部分を取得したとき又は再開発公社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い同法第二條第四号に規定する公共施設（以下この条において「公共施設」という。）の用に供する不動産を取得した場合において同法第十八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告の日の翌日に国又は地方公共団体が当該不動産を取得したときは、当該再開発公社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、再開発公社が第二種市街地再開発事業の施行に伴い建築施設の部分を取得した場合又は公共施設の用に供する不動産を取得した場合における不動産取得税額の徴収猶予及び当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「建築施設の部分

の取得にあつては都市再開発法第百八条の十七の規定による建築工事の完了の公告があつた日の翌日まで、公共施設の用に供する不動産の取得にあつては同法第百八条の二十第一項の規定による公共施設の整備に関する工事の完了の公告があつた日の翌日まで」と、同条第四項中「当該譲渡担保権者」とあるのは「当該再開発会社」と読み替えるものとする。

(農地中間管理機構の農地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の六 道府県は、農地中間管理

理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第百一号)第二条第四項に規定する農地中間管理機構が、農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第七条第一号に掲げる事業(同法第四条第一項に規定する農用地等の貸付けであつてその貸付期間(当該貸付期間のうち延長に係るものを除く。)が五年を超えるものを行うことを目的として当該農用地等取得するものを除く。以下この項において「農地売買事業」という。)の実施により政令で定める区域内の農地、採草放牧地又は開発して農地とすることが適当な土地を取得した場合において、これらの土地(開発して農地とすることが適当な土地)について開発をした場合には、開発後の農地)をその取得の日から五年以内(同日から五年以内に、これらの土地について土地改良法第二条第二項に規定する土地改良事業で同項第二号、第三号、第五号又は第七号に掲げるもの(これらの事業に係る調査で国の行政機関の定めた計画に基づくものが行われる場合には、当該調査)が開始された場合において、これらの事業の完了の日として政令で定める日後一年を経過する日)これらの土地の取得の日から五年を経過する日後に到来することとなつたときは、当該一年を経過する日までの間)に当該農地売買事業の実施により売り渡し、若しくは交換し、又は農業経営基盤強化促進法第七条第三号に掲げる事業の実施により現物出資したときは、当該農地中間管理機構によるこれらの土地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

道府県は、不動産の取得に対して課する不動産取得税を賦課徴収する場合において、当該不動産の取得者から、当該道府県の条例で定めるところにより、当該不動産取得税について前項

の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該取得の日から五年以内の期間(当該不動産が同項に規定する土地改良事業に係るものである場合には、同日から同項に規定する一年を経過する日までの期間)を限つて、当該不動産に係る不動産取得税額を徴収猶予するものとする。

第七十三条の二十五第二項及び第三項、第七十三

条の二十六並びに第七十三条の二十七の規定は、前項の場合における不動産取得税額の徴収猶予及びその取消し並びに第一項の場合における当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

(土地改良区の換地の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第七十三条の二十七の七 道府県は、土地改良区

が土地改良法第五十三条の第三項又は第五十三條の三の二第一項の規定により換地計画において定められた換地(政令で定めるものに限る。)を取得した場合において、当該換地をその取得の日から二年以内に譲渡したときは、当該土地改良区による当該換地の取得に対して課する不動産取得税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

第七十三条の二十七の四第二項から第五項ま

での規定は、土地改良区が前項の換地を取得した場合における不動産取得税額の徴収の猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

(独立行政法人都市再生機構が譲渡する土地又は住宅に係る不動産取得税の課税の特例)

第七十三条の二十八 独立行政法人都市再生機構

が、その譲渡する住宅の用に供する土地で当該住宅の譲渡と併せて譲渡するもの取得した場合において、当該土地の上に新築した当該住宅が第七十三条の二第二項の規定により独立行政法人都市再生機構が不動産取得税の納税義務を負うこととなるものであるときは、当該土地の取得については、当該納税義務を負うこととなつた日にその取得があつたものとみなして、不動産取得税を課する。この場合においては、第七十三条の四第一項第十一号の規定は、適用がないものとする。

道府県は、前項の規定の適用を受ける土地及び

同項に規定する第七十三条の二第二項の規定により独立行政法人都市再生機構が不動産取得税の納税義務を負うこととなる住宅について、

独立行政法人都市再生機構から最初に譲渡が行われた場合における当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。(仮換地等の指定があつた場合における不動産取得税の課税の特例等)

第七十三条の二十九 土地区画整理法による土地

区画整理事業又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地について法令の定めるところによつて仮換地等の指定があつた場合における当該仮換地等である土地について使用し、又は収益することができることとなつた日前における当該仮換地等に対応する従前の土地の取得に係る第七十三条の二十四の規定の適用の特例その他本節の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(不動産取得税の脱税に関する罪)

第七十三条の三十 偽りその他不正の行為により

不動産取得税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた税額が百万円を超える場合に

は、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

第一項に規定するもののほか、第七十三条の

十八の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしなかつたことにより、不動産取得税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の免れた税額が五十万円を超える場合に

は、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

前項の規定により第一項の違反行為につき法

人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(不動産取得税の減免)

第七十三条の三十一 道府県知事は、天災その他

特別の事情がある場合において不動産取得税の減免を必要とする者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、不動産取得税を減免することができる。

(納期限後に納付する不動産取得税の延滞金)

第七十三条の三十二 不動産取得税の納税者は、

第七十三条の十六の納期限(納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下不動産取得税について同じ。)後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限(本款の規定により徴収猶予をした税額にあつては、当該徴収猶予をした期間の末日)の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

道府県知事は、納税者が第七十三条の十六の

納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第七十三条の三十三 削除

第四款 督促及び滞納処分

(不動産取得税に係る督促)

第七十三条の三十四 納税者が納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

特別の事情がある道府県においては、当該道

府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(不動産取得税に係る督促手数料)

第七十三条の三十五 道府県の徴税吏員は、督促

状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(不動産取得税に係る滞納処分)

第七十三条の三十六 不動産取得税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該不動産取得税に係る地方団体の

徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに不動産取得税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

三 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

四 不動産取得税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

五 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第百四十四条第一号に掲げる請求権に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る不動産取得税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

六 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

七 前各項に定めるもののその他不動産取得税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

八 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

（不動産取得税に係る滞納処分に関する罪）

第七十三条の三十七 不動産取得税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽って増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者

は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

三 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第七十三条の三十八 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による不動産取得税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十三条の三十九 第七十三条の三十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を

含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五節 道府県たばこ税

第一款 通則

（用語の意義及び製造たばこの区分）

第七十四条 道府県たばこ税（以下この節において「たばこ税」という。）について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する製造たばこ（同法第三十八条第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。）をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四条第一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九条第一項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九条第六項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第十二条第一項に規定する営業所をいう。

製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ
イ 紙巻たばこ
ロ 葉巻たばこ
ハ バイブたばこ
ニ 刻みたばこ
ホ 加熱式たばこ
二 かみ用の製造たばこ
三 かぎ用の製造たばこ
（たばこ税の納税義務者等）

第七十四条の二 たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者又は卸売販売業者（以下この節において「卸売販売業者等」という。）が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合（当該小売販売業者が卸売販売業者等である場合において、その卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡すときを除く。）において、当該売渡しに係る製造たばこに対し、当該小売販売業者の営業所所在の道府県において、当該売渡しを行う卸売販売業者等に課する。

二 たばこ税は、前項に規定する場合のほか、卸売販売業者等が製造たばこにつき、卸売販売業者等及び小売販売業者以外の者（以下この節において「消費者等」という。）に売渡しをし、又は消費税その他の処分（以下この節において「消費等」という。）をする場合においては、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対し、当該卸売販売業者等の事務所又は事業所で当該売渡し又は消費等に係る製造たばこを直接管理するものが所在する道府県において、当該卸売販売業者等に課する。

三 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者に売り渡す場合には、当該卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者からその小売販売業者の営業所ごとの当該売渡しに係る製造たばこの数量その他必要な事項を記載した書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

四 卸売販売業者等が製造たばこを小売販売業者である卸売販売業者等に卸売販売用として売り渡す場合には、当該売渡しをした卸売販売業者等は、総務省令で定めるところにより、当該小売販売業者である卸売販売業者等から当該売渡しに係る製造たばこが卸売販売用であることを証する書類を徴するとともに、これを保存しなければならない。

（卸売販売業者等の売渡し又は消費等とみなす場合）

第七十四条の三 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等からの買受けの委託により他の卸売販売業者等から製造たばこの売渡しを受けた場合において、当該卸売販売業者等が当該委託をした者に当該製造たばこの引渡しをしたときは、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

二 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二条に規定する他の給付又は同法第五百四十九条若しくは第五百五十三条に規定する贈与若しくは同法第五百八十六条第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

三 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一条第一項若し

くは第二十条の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費税等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費税等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費税等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。ただし、その売渡し又は消費税等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費税等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(製造たばこをみなす場合)

第七十四条の三の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第三条第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。は、製造たばこをみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第七十四条の四 たばこ税の課税標準は、第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等(第三項第二号イにおいて「売渡し等」という。)に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ(加熱式たばこを除く。)の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区分	重量
一 喫煙用の製造たばこ	一グラム
イ 葉巻たばこ	

ロ パイプたばこ
ハ 刻みたばこ

二 かみ用の製造たばこ

三 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

一 加熱式たばこの重量(フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。)の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

二 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法

イ 売渡し等の時における小売定価(たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。)が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額(消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。)

ロ イに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法(昭和五十九年法律第七十二号)第十條第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(たばこ税の税率)

第七十四条の五 たばこ税の税率は、千本につき千七十円とする。

(たばこ税の課税免除)

第七十四条の六 道府県は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費税等をする場合には、当該売渡し又は消費税等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出貨業者(他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。)に対する売渡し
二 本邦と外国との間を往來する本邦の船舶(これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。)又は航空機に船荷

品又は機用品(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。)として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ税を課された製造たばこ(第七十四条の十四第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。)の売渡し又は消費税等

2 前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費税等について、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書に前項(第一号又は第二号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費税等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費税等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第一項(第三号又は第四号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費税等について第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を提出すべき道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費税等が第一項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費税等に該当することを証するに足りる書類を提出している場合に限り、適用する。

4 第一項第一号の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出貨業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費税等をした場合には、当該製造たばこについて、当該輸出貨業者を卸売販売業者等とみなして、第七十四条の二の規定を適用する。(徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権)

第七十四条の七 道府県の徴税吏員は、たばこ税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができな

い方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第二号及び第三号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者
二 小売販売業者
三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者(前号に掲げる者を除く。)

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの
2 前項第一号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。)は前項第三号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第三号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとする。

3 第一項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。

4 前項の規定により採取した見本品に関しては、第七十四条の二、第七十四条の三及び第七十四条の十の規定は、適用しない。

5 第一項又は第三項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

6 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

7 たばこ税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七十四条の二十七第六項の定めるところによる。

8 第一項、第三項又は第六項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(たばこ税に係る検査拒否等に関する罪)

第七十四条の八 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第二款 徴収

(たばこ税の徴収の方法)

第七十四条の九 たばこ税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第七十四条の三第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対しはばこ税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

(たばこ税の申告納付の手続)

第七十四条の十 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者(以下この節において「申告納税者」という。)は、総務省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該道府県の区域内に所在する小売販売業者の営業所に係る第七十四条の二第一項の売渡し又は当該道府県の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数(以下この節において「課税標準数量」という。)及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第七十四条の六第一項の規定により免除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとする製造た

ばこに係るたばこ税額並びに第七十四条の十四第一項の規定により控除を受けようとする場合にあつては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を当該道府県知事に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、第七十四条の六第三項に規定する書類及び第七十四条の十四第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類並びに主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すべき申告書にあつては前月の初日から末日までの間における製造たばこの購入及び販売に関する事実を記載した書類を添付しなければならない。

2 卸売販売業者等は、前月の初日から末日までの間における当該卸売販売業者等の主たる事務所又は事業所所在地の道府県に申告納付すべきたばこ税額及びその基礎となるべき課税標準数量がない場合においても、総務省令で定めるところにより、前項の規定に準じて、申告書を当該道府県知事に提出しなければならない。

3 卸売販売業者等、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、総務省令で定めるところにより、総務大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前二項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月にこれらの規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

4 総務大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ税の保全上適當でない事情が生じたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

5 第七十四条の十四第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項から第三項までの規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべ

き金額に相当する金額の還付を受けようとするものは、総務省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に提出することができる。この場合において、道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

(納期限の延長)

第七十四条の十一 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき道府県知事に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該道府県知事は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する理由により当該担保の額に相当するたばこ税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(たばこ税の期限後申告及び修正申告納付)

第七十四条の十二 第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第七十四条の二十四第四項の規定による決定の通知があるまでは、第七十四条の十第一項から第三項までの規定によつて申告納付することができる。

2 第七十四条の十第一項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準数量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める様式による修正申告書を第七十四条の十第一項から第三項まで、前項若しくはこの項の規定に

よつて申告書若しくは修正申告書を提出した道府県知事又は第七十四条の二十第二項の規定により決定をした道府県知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該道府県に納付しなければならない。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第七十四条の十二の二 道府県は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(たばこ税の普通徴収の手続)

第七十四条の十三 第七十四条の九ただし書の規定によりたばこ税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ税を納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。(製造たばこの返還があつた場合における控除等)

第七十四条の十四 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該道府県知事に提出すべき第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書(これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。)に係る課税標準数量に対するたばこ税額(第七十四条の六第一項の規定により免除を受ける場合には、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。)から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額(当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。)に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、道府県知事は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準数量に対するたばこ税額から同項の規定

により控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を受けるとき、又は同項の規定による製造たばこに係る小売販売業者の営業所所在地の道府県知事に申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がないときは、それぞれ、第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 道府県知事は、前項の規定により、たばこ税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

4 前二項の規定によつてたばこ税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合には、申告納税者の当該還付に係る第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第七十四条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

第七十四条の十五 偽りその他不正の行為により
たばこ税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為により前条第二項の規定による還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第七十四条の十第一項又は第三項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

7 前項の規定により第一項、第二項又は第四項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての特効の期間による。

（営業の開廃等の報告）
第七十四条の十六 特定販売業者又は卸売販売業者は、営業を開始しようとするときは、その事務所又は事業所ごとに、総務省令で定めるところにより、その旨を当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に報告しなければならない。特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 特定販売業者又は卸売販売業者は、前項の規定により報告した事項に異動を生じた場合には、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を同項に規定する道府県知事に報告しなければならない。

（帳簿記載義務）
第七十四条の十七 卸売販売業者等又は小売販売業者は、帳簿を備え、政令で定めるところにより、製造たばこの製造、貯蔵又は販売に関する事実をこれに記載しなければならない。（営業の開廃等に係る虚偽の報告等に関する罪）
第七十四条の十八 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十四条の十六の規定による報告をせず、又は偽つたとき。

二 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

（市町村たばこ税に関する書類の供覧等）
第七十四条の十九 道府県知事が、たばこ税の賦課徴収について、市町村長に対し、市町村たば

こ税の納税義務者が市町村長に提出した申告書若しくは修正申告書又は市町村長が当該納税義務者の市町村たばこ税に係る課税標準数量若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、市町村長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 第七十四条の十第一項から第三項までの規定による申告書の提出を受けた道府県知事は、総務省令で定めるところにより、これらの申告書及びこれらに添付された書類に記載された事項のうち卸売販売業者等に売り渡された製造たばこの数量その他必要な事項を関係道府県知事に通知するものとする。

（たばこ税の更正又は決定）
第七十四条の二十 道府県知事は、第七十四条の十第一項から第三項まで若しくは第五項の規定による申告書（以下この節において「申告書」という。）又は第七十四条の十二第二項の規定による修正申告書（以下この節において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準数量、税額又は還付金の額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準数量及び税額を決定する。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準数量、税額又は還付金の額について過不足があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告納税者に通知しなければならない。

（たばこ税の不足税額及びその延滞金の徴収）
第七十四条の二十一 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この節において同じ。）があるときは、同条第四項の規定による通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第七十四条の十第一項又は第三項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に納付するたばこ税の延滞金）
第七十四条の二十二 たばこ税の申告納税者は、第七十四条の十第一項又は第三項の納期限後に、そのたばこ税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第七十四条の十第一項又は第三項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 たばこ税の納税者は、第七十四条の十三第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）後にそのたばこ税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

道府県知事は、申告納税者又は納税者が第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項の納期限までにたばこ税を納付しなかつたことについてやむを得ない

この節において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に納付するたばこ税の延滞金）
第七十四条の二十二 たばこ税の申告納税者は、第七十四条の十第一項又は第三項の納期限後に、そのたばこ税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る第七十四条の十第一項又は第三項の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 たばこ税の納税者は、第七十四条の十三第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この節において同じ。）後にそのたばこ税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

道府県知事は、申告納税者又は納税者が第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四条の十三第一項の納期限までにたばこ税を納付しなかつたことについてやむを得ない

この節において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、申告納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に納付するたばこ税の延滞金）
第七十四条の二十二 たばこ税の申告納税者は、第七十四条の十第一項又は第三項の納期限後に、そのたばこ税を納付する場合には、その税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

理由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。

第七十四条の二十三 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係るたばこ税について更正又は修正申告書の提出があつた場合には、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該たばこ税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係るたばこ税額について同条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

は更正により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不足申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七十四条の二十第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

三 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該たばこ税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不足申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

四 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされ

ていなかったことについて当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不足申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不足申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不足申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不足申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るたばこ税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立したたばこ税について、不足申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不足申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不足申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項に規定する不足申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不足申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（たばこ税の重加算金）

第七十四条の二十四 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、かつ、その隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にこれを提出し、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項に規定する不足申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分

2 次 各号のいずれかに該当する場合においては、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされ

ていなかったことについて当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不足申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不足申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不足申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不足申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七十四条の二十第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るたばこ税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立したたばこ税について、不足申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不足申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不足申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、かつ、その隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にこれを提出し、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項に規定する不足申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分

2 次 各号のいずれかに該当する場合においては、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされ

ていなかったことについて当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不足申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する
重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の
各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合
にあつては、第一号）に該当するときは、前二
項に規定する重加算金額は、これらの規定にか
かわらず、これらの規定により計算した金額
に、第一項の規定に該当するときは同項に規定
する計算の基礎となるべき更正による不足税額
又は修正申告により増加した税額に、前項の規
定に該当するときは同項に規定する計算の基礎
となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を
乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準数量の計算の基
礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装された
ものに基づき申告書の提出期限後のその提
出、修正申告書の提出又は第七十四条の二十
第一項から第三項までの規定による更正若し
くは決定があつた日の前日から起算して五年
前の日までの間に、たばこ税について、不申
告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出、修正申告
書の提出又は第七十四条の二十第一項から第
三項までの規定による更正若しくは決定に係
るたばこ税の納税義務が成立した日の属する
年の前年及び前々年に納税義務が成立したた
ばこ税について、特定不申告加算金等を徴収
されたことがあり、又は特定不申告加算金等
に係る決定をすべきと認める場合

4 道府県知事は、前三項の規定に該当する場合
において、申告書又は修正申告書の提出につ
いて前条第一項ただし書又は第六項に規定する事
由があるときは、当該申告により納付すべき税
額又は当該修正申告により増加した税額を基礎
として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定によ
り徴収すべき重加算金額を決定した場合には、
遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

（たばこ税に係る督促）

第七十四条の二十五 申告納税者又は納税者が納
期限（第七十四条の二十第一項から第三項まで
の規定による更正又は決定があつた場合には、
第七十四条の二十一第一項の納期限。以下この
項及び第七十四条の二十七第三項において同
じ。）までにたばこ税に係る地方団体の徴収金

を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、
納期限後二十日以内に、督促状を発しなければ
ならない。ただし、繰上徴収をする場合は、こ
の限りでない。

3 第七十四條の例による処分による差押えがさ
れていときは、当該財産についての交付要求
は、参加差押えにより行うことができる。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道
府県の条例で、前項に規定する期間と異なる期
間を定めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ税に係る
地方団体の徴収金の滞納処分については、国税
徴収法に規定する滞納処分の例による。

（たばこ税に係る督促手数料）

第七十四条の二十六 道府県の徴税吏員は、督促
状を發した場合においては、当該道府県の条例で定め
るところにより、手数料を徴収することができる。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区
域外においても行うことができる。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した
日から起算して十日を経過した日までにその
督促に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金
を完納しないとき。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三
者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を
免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同
項と同様とする。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定さ
れた納期限までにたばこ税に係る地方団体の
徴収金を完納しないとき。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若
しくは納税者又はその財産を占有する第三者の
相手方となつたときは、その相手方としてその
違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは
百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
する。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の
規定を適用する場合には、同項第一号中「督促
状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
又は財産に関して前三項の違反行為をした場合
には、その行為者を罰するほか、その法人又は
人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

3 たばこ税に係る地方団体の徴収金の納期限後
第一項第一号に規定する十日を経過した日まで
に、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第
一項各号の一に該当する事実が生じたときは、
道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押
さえることができる。

（国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処
分に関する検査拒否等の罪）

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた
場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破
産法第十四条第一号に掲げる請求権に係るた
ばこ税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行
う場合には、その交付要求に係る破産事件を取
り扱う裁判所）に対し、滞納に係るたばこ税に
係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしな
ければならない。

第七十四条の二十九 次の各号のいずれかに該
当する場合においては、その違反行為をした者は、一年
以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項まで
の規定により差押えをすることができるところに
おいて、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条
第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方
団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれ

一 第七十四条の二十七第六項の場合におい
て、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によ
り行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に
規定する帳簿書類をいう。次号において同
じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又
は忌避したとき。

一 前二項に規定する課税標準数量の計算の基
礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装された
ものに基づき申告書の提出期限後のその提
出、修正申告書の提出又は第七十四条の二十
第一項から第三項までの規定による更正若し
くは決定があつた日の前日から起算して五年
前の日までの間に、たばこ税について、不申
告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出、修正申告
書の提出又は第七十四条の二十第一項から第
三項までの規定による更正若しくは決定に係
るたばこ税の納税義務が成立した日の属する
年の前年及び前々年に納税義務が成立したた
ばこ税について、特定不申告加算金等を徴収
されたことがあり、又は特定不申告加算金等
に係る決定をすべきと認める場合

二 申告書の提出期限後のその提出、修正申告
書の提出又は第七十四条の二十第一項から第
三項までの規定による更正若しくは決定に係
るたばこ税の納税義務が成立した日の属する
年の前年及び前々年に納税義務が成立したた
ばこ税について、特定不申告加算金等を徴収
されたことがあり、又は特定不申告加算金等
に係る決定をすべきと認める場合

（年次等のゴルフ場の利用に対するゴルフ場
利用税の非課税）

第七十五条の二 道府県は、次の各号に掲げる者
がゴルフ場の利用を行う場合（次の各号に掲げ
る者が当該各号に掲げる者である旨を証明する
場合に限る。）には、当該ゴルフ場の利用に對
しては、ゴルフ場利用税を課することができな
い。

一 年齢十八歳未満の者
二 年齢七十歳以上の者
三 第二十三条第一項第十号に規定する障害者
（前二号に掲げる者を除く。）
（国民スポーツ大会等の場合におけるゴルフ場
利用税の非課税）

第七十五条の三 前条に定めるもののほか、道府
県は、次に掲げるゴルフ場の利用に対しては、
ゴルフ場利用税を課することができない。
一 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十
八号）第二十六条第一項に規定する国民スポ

三 第七十四條の二十七第六項の場合におい
て、国税徴収法第四百四十一条の規定の例によ
り行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提
出の要求に対し、正当な理由がなくこれに應
じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳
簿書類その他の物件（その写しを含む。）を
提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
又は財産に関して前項の違反行為をした場合に
は、その行為者を罰するほか、その法人又は人
に対し、同項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処
分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十四条の三十 第七十四条の二十七第六項の
場合において、国税徴収法第九十九条の二（同
法第九十九条第四項において準用する場合を含
む。）の規定の例により道府県知事に対して陳
述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、
六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す
る。

第六節 ゴルフ場利用税

第一款 通則

第七十五条 ゴルフ場利用税は、ゴルフ場の利用
に對し、利用の日ごとに定額によつて、当該ゴ
ルフ場所の道府県において、その利用者に課
する。

（年少者等のゴルフ場の利用に対するゴルフ場
利用税の非課税）

第七十五条の二 道府県は、次の各号に掲げる者
がゴルフ場の利用を行う場合（次の各号に掲げ
る者が当該各号に掲げる者である旨を証明する
場合に限る。）には、当該ゴルフ場の利用に對
しては、ゴルフ場利用税を課することができな
い。

一 年齢十八歳未満の者
二 年齢七十歳以上の者
三 第二十三条第一項第十号に規定する障害者
（前二号に掲げる者を除く。）
（国民スポーツ大会等の場合におけるゴルフ場
利用税の非課税）

第七十五条の三 前条に定めるもののほか、道府
県は、次に掲げるゴルフ場の利用に対しては、
ゴルフ場利用税を課することができない。
一 スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十
八号）第二十六条第一項に規定する国民スポ

一 ツ大会のゴルフ競技に参加する選手が当該国民スポーツ大会のゴルフ競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合（道府県知事又は道府県の教育委員会がその旨を証明する場合に限る。）の当該ゴルフ場の利用

二 学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員が当該学校の教育活動（総務省令で定めるものに限る。）としてゴルフを行う場合（当該学校の学長又は校長がその旨を証明する場合に限る。）の当該ゴルフ場の利用

（ゴルフ場利用税の税率）

第七十六条 ゴルフ場利用税の標準税率は、一日につき八百円とする。

2 道府県は、前項に定める標準税率を超える税率でゴルフ場利用税を課する場合には、千二百円を超える税率で課することができない。

3 道府県は、ゴルフ場の整備の状況等に応じ、ゴルフ場利用税の税率に差等を設けることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

（徴税吏員のゴルフ場利用税に関する調査に係る質問検査権）

第七十七条 道府県の徴税吏員は、ゴルフ場利用税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該ゴルフ場利用税の賦課徴収に直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第三号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 ゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第九十四条第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第四項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（ゴルフ場利用税に係る検査拒否等に関する罪）
第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに 응ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

（ゴルフ場利用税の納税管理人）

第七十九条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、納入義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所（以下この項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納入に関する一切の事項を処理させるため、当該

道府県の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを道府県知事に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該特別徴収義務者は、当該特別徴収義務者に係るゴルフ場利用税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（ゴルフ場利用税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪）

第八十条 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（ゴルフ場利用税の納税管理人に係る不申告に関する過料）
第八十一条 道府県は、第七十九条第二項の認定を受けていないゴルフ場利用税の特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合において、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 徴収

第八十二条 ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

第八十三条 ゴルフ場利用税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、ゴルフ場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該道府県の条例で定める納期限までにその徴収すべきゴルフ場

利用税に係る課税標準の総数、税額その他同条例で定める事項を記載した納入申告書を道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうちゴルフ場利用税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

（ゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録等）
第八十四条 前条第一項の規定によつてゴルフ場利用税の特別徴収義務者として指定された者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、その特別徴収すべきゴルフ場利用税に係るゴルフ場ごとに、当該ゴルフ場におけるゴルフ場利用税の特別徴収義務者としての登録を道府県知事に申請しなければならない。

2 道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合においては、その申請をした者に対し、当該道府県の条例の定めるところによつて、その者がゴルフ場利用税を徴収すべき義務を課せられた者であることを証する証書を交付しなければならない。

3 前項の証書の交付を受けた者は、これを当該ゴルフ場の公衆に見やすい箇所に掲示しなければならない。

4 第二項の証書は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

5 第二項の証書の交付を受けた者は、当該ゴルフ場に係るゴルフ場利用税の特別徴収の義務が消滅した場合においては、その消滅した日から十日以内にその証書を道府県知事に返さなければならない。

（ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の登録等に関する罪）

第八十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による登録の申請をしなかつたとき。

二 前条第一項の規定による登録の申請をしなかつたとき。

二 前条第三項から第五項までの規定のいずれかに違反したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（ゴルフ場利用税に係る脱税に関する罪）

第八十六条 第八十三条第二項の規定により徴収して納入すべきゴルフ場利用税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合には、状況により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（ゴルフ場利用税に係る更正及び決定）

第八十七条 道府県知事は、第八十三条第二項の規定による納入申告書（以下ゴルフ場利用税について「申告書」という。）の提出があつた場合においては、当該納入申告に係る課税標準の総額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準の総額及び税額を決定することができる。

3 道府県知事は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準の総額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（ゴルフ場利用税に係る不足金額及びその延滞金の徴収）

第八十八条 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下「ゴルフ場利用税について同じ。」があるときは、同条第四項の通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。）

2 前項の場合においては、その不足金額に第八十三条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下「ゴルフ場利用税について同じ。」）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納入するゴルフ場利用税に係る延滞金）

第八十九条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、第八十三条第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、その納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 道府県知事は、特別徴収義務者が第八十三条第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（ゴルフ場利用税に係る過少申告加算金及び不申告加算金）

第九十条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第八十七条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準の総額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係るゴルフ場利用税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準の総額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該ゴルフ場利用税についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合は第八十七条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第八十七条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第八十七条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該ゴルフ場利用税に係る申告書の提出期限後の申告又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定

つた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第八十七条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告に係る課税標準の総額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係るゴルフ場利用税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準の総額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該ゴルフ場利用税についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合は第八十七条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第八十七条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第八十七条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定

する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 申告書の提出期限後のその提出（当該申告書に係るゴルフ場利用税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立したゴルフ場利用税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該申告書に係るゴルフ場利用税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（ゴルフ場利用税に係る重加算金）

第九十一条 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準の総数の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、ゴルフ場利用税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出又は第八十七条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るゴルフ場利用税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立したゴルフ場利用

税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、申告書の提出について前条第六項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

（ゴルフ場利用税に係る督促）

第九十二条 特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下ゴルフ場利用税について同じ。）までにゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（ゴルフ場利用税に係る督促手数料）

第九十三条 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（ゴルフ場利用税に係る滞納処分）

第九十四条 ゴルフ場利用税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該ゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえない限りならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 ゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した

日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第十四条第一号に掲げる請求権に係るゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係るゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののほか、ゴルフ場利用税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

（ゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する罪）

第九十五条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第九十六条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第九十四条第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第九十四条第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第九十四条第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例によるゴルフ場利用税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第九十七条 第九十四条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九十八条から第二百二条まで 削除

第四款 市町村に対する交付

第二百三条 道府県は、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村（特別区を含む。以下この条において同じ。）に対し、総務省令で定めるところにより、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の十分の七に相当する額を交付するものとする。

第二百四十四条から第二百四十三条まで 削除

第七節 軽油引取税

第一款 通則

（用語の意義）

第二百四十四条 軽油引取税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 軽油 温度十五度において〇・八〇一七を超え、〇・八七六二に達するまでの比重を有する炭化水素油をいい、政令で定める規格の炭化水素油を含まないものとする。

二 元売業者 軽油を製造することを業とする者、軽油を輸入することを業とする者又は軽油を販売することを業とする者で、第二百四十四条の七第一項の規定により総務大臣の指定を受けている者をいう。

三 特約業者 元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者で、第二百四十四条の九第一項の規定により道府県知事の指定を受けている者をいう。

2 軽油引取税が課される引取りが行われる前に軽油に炭化水素油以外のものを混和した場合においては、その混和により生じたものを前項第一号の軽油とみなす。

（軽油引取税の納税義務者等）

第二百四十四条の二 軽油引取税は、特約業者又は元売業者からの軽油の引取り（特約業者の元売業者からの引取り及び元売業者の他の元売業者からの引取りを除く。次項において同じ。）で当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うものに対し、その数量を課税標準として、当該軽油の納入地（石油製品の販売業者が軽油の引取りを行う場合にあつては、販売業者の当該納入に係る事業所。第二百四十四条の十四第二項及び第二百四十四条の十五第一項において同じ。）所在の道府県において、その引取りを行う者に課する。

2 前項の場合において、特約業者又は元売業者からの軽油の引取りを行う者が当該引取りに係る軽油の現実の納入を受けない場合に当該軽油につき現実の納入を伴う引取りを行う者があるときは、その者が当該納入の時に当該特約業者又は元売業者から当該納入に係る軽油の引取りを行ったものとみなして、同項の規定を適用する。

3 軽油引取税は、前二項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者が炭化水素油（炭化水素とその他の物との混合物又は単一の炭化水素で、一気圧において温度十五度で液状であるものを含む。以下この節において同じ。）で軽油又は揮発油（揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条において揮発油とみなされるものを含む。）をいう。以下この節において同じ。）以外のもの（同法第十六条又は第十六条の二に規定する揮発油のうち灯油に該当するものを含む。以下この節において「燃料炭化水素油」という。）を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第二百四十四条の三十二第二項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とす

る。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者の事業所所在の道府県において、当該特約業者又は元売業者に課する。

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者（以下この節において「石油製品販売業者」という。）が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量（第二百四十四条の三十二第二項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とす

る。）を課税標準として、当該特約業者又は元売業者の事業所所在の道府県において、当該特約業者又は元売業者に課する。

5 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、自動車の保有者（自動車の所有者その他自動車を使用する権利を有する者で、自己のために自動車を運行の用に供するものをいう。以下この節において同じ。）が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車道路において運行の用に供するため消費した

る。）においては、当該炭化水素油の消費に際して、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第二百四十四条の三十二第二項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の主たる定置場所所在の道府県において、当該自動車の保有者に課する。

6 軽油引取税は、前各項に規定する場合のほか、軽油引取税の特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有している場合（特別徴収義務者が引渡しを行つた軽油につき現実の納入が行われていない場合を含む。）においては、その所有に係る軽油（引渡しの後現実の納入が行われていない軽油を含む。以下この項及び第二百四十四条の十八第一項第四号において同じ。）の数量（当該所有に係る軽油に既に軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油が含まれているときは、当該所有に係る軽油の数量から当該含まれている軽油に相当する部分の数量を控除して得た数量）で政令で定めるところによつて算定したものを課税標準として、その者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものが所在する道府県において、その者に課する。

（軽油引取税のみならず課税）

第二百四十四条の三 軽油引取税は、前条に規定する場合のほか、次の各号に掲げる者の当該各号に掲げる消費、譲渡又は輸入に対し、当該消費、譲渡又は輸入を同条第一項に規定する引取りと、当該消費、譲渡又は輸入をする者を同項に規定する引取りを行う者とみなし、その数量を課税標準として、第一号又は第二号の場合にあつては当該消費をする者の当該消費について直接関係をする事務所又は事業所（事務所又は事業所がない者にあつては、住所。以下この節において同じ。）所在の道府県において、第三号又は第四号の場合にあつては当該軽油に係る第二百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県において、第五号の場合にあつては当該消費又は譲渡をする者の当該消費

した場合に限る。）においては、当該炭化水素油の消費に対し、消費量（当該消費に係る炭化水素油（燃料炭化水素油にあつては、第二百四十四条の三十二第二項第四号の規定により消費の承認を受け、又は同条第六項の規定により自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けたものをいう。）に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油若しくは燃料炭化水素油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。）を課税標準として、当該自動車の主たる定置場所所在の道府県において、当該自動車の保有者に課する。

又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、第六号の場合にあつては当該輸入をする者（関税法第六十七条の輸入の許可を受ける場合には当該許可を受ける者をいう。以下この項において同じ。）の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在の道府県において、それぞれ当該消費、譲渡又は輸入をする者に課する。

一 特約業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

二 元売業者が軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

三 第三百四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が他の者に当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における当該軽油の譲渡

四 第四百四十四条の六に規定する軽油の引取りを行つた者が同条に規定する用途以外の用途に供するため当該引取りに係る軽油を自ら消費する場合における当該軽油の消費

五 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の製造をして、当該製造に係る軽油を自ら消費し、又は他の者に譲渡する場合における当該軽油の消費又は譲渡

六 特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合における当該軽油の輸入

特約業者又は元売業者が軽油を使用して軽油以外の炭化水素油（自動車の内燃機関の用に供することができると認められる炭化水素油で政令で定めるものを除く。）を製造する場合における当該軽油の使用は、前項第一号又は第二号に掲げる軽油の消費に含まれないものとする。

三 第一項第三号に掲げる軽油の譲渡をしようとする者は、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該軽油に係る第三百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県知事にその旨を届け出て、その承認を受けなければならない。

四 何人も、譲渡について前項の承認のなかつた軽油を譲り受けてはならない。

五 道府県は、日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づきオーストラリア軍隊（同協定第一条（c）に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。第三百四十四条の六の二及び第四百四十四条の三十二第九項において同じ。）が公用に供する軽油の

輸入をする場合における当該軽油の輸入に對しは、第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（軽油引取税の補完的納税義務）

第四百四十四条の四 第三百四十四条の三十二第一項第一号又は第二号の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに製造された軽油について、第三百四十四条の二第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者（以下この条において「納税義務者」という。）が特定できないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造の用に供した施設若しくは設備を所有する者で政令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金を納付する義務を負う。

二 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第四百四十四条の二第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所（以下この項において「事業所等」という。）が明らかでないときは、この節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみなす。

（軽油引取税の課税免除）
第四百四十四条の五 道府県は、次に掲げる軽油の引取りに對しては、第三百四十四条の十四第四項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

一 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの
二 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り

第四百四十四条の六 道府県は、石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の政令で定める石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取りに對しては、第三百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付があつた場合又は第三百四十四条の三十一第四項若しくは第五項の規定による道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さないものとする。

第四百四十四条の六の二 道府県は、オーストラリア軍隊が、第三百四十四条の三第五項の規定によ

り軽油引取税を課さないこととされる輸入に係る軽油又は自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合（当該自動車道路において運行の用に供するため消費した場合に限る。）における当該軽油又は燃料炭化水素油の消費に對しては、第四百四十四条の二第五項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

（元売業者の指定）

第四百四十四条の七 総務大臣は、次に掲げる者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の政令で定める要件に該当するものを、これらの者の申請に基づき、元売業者として指定するものとする。

一 軽油を製造することを業とする者（軽油の製造量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者に限る。）
二 軽油を輸入することを業とする者（軽油の輸入量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者に限る。）
三 軽油を販売することを業とする者（軽油の販売量その他の事項について総務省令で定める基準に該当する者に限る。）

二 総務大臣は、元売業者が前項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、元売業者の指定を取り消すことができる。

三 前二項に定めるもののほか、元売業者の指定又は指定の取消しに關し必要な事項は、総務省令で定める。

（特約業者の指定等）
第四百四十四条の八 道府県知事は、元売業者との間に締結された販売契約に基づいて当該元売業者から継続的に軽油の供給を受け、これを販売することを業とする者（その経営の基礎その他の事項を勘案して政令で定める要件に該当する者を除く。）で、当該道府県内に主たる事務所又は事業所を有するものとして、その者の申請に基づき、仮特約業者として指定するものとする。

二 前項の規定による仮特約業者の指定の有効期間は、指定を受けた日から起算して一年とする。ただし、仮特約業者が次条第一項の規定による特約業者の指定を受けたときは、当該仮特約業者の指定は、その効力を失う。

三 第一項の道府県知事は、仮特約業者が同項の政令で定める要件に該当することとなつたときその他政令で定める場合には、仮特約業者の指定を取り消すことができる。

四 第一項の道府県知事は、仮特約業者の指定又は指定の取消しを行つた場合には、その旨を關係道府県知事に通知しなければならない。

五 前各項に定めるもののほか、仮特約業者の指定又は指定の取消しに關し必要な事項は、総務省令で定める。

（道府県知事の意見の聴かなければならない。）

第四百四十四条の九 道府県知事は、当該道府県内に主たる事務所又は事業所を有する仮特約業者のうち、軽油引取税の徴収の確保に支障がないと認められることその他の政令で定める要件に該当するものを、当該仮特約業者の申請に基づき、特約業者として指定するものとする。この場合において、道府県知事は、あらかじめ關係道府県知事の意見を聴かなければならない。

二 前項の道府県知事は、特約業者の指定を行つたときは、その旨を關係道府県知事に通知するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

三 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、特約業者が第一項に規定する要件に該当しなくなつたときその他政令で定める要件に該当するときは、特約業者の指定を取り消すことができる。

四 關係道府県知事は、特約業者について前項の規定による指定の取消しの必要があると認めるときは、その理由を記載した書類を添えて、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、特約業者の指定の取消しの請求をしなければならない。

五 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、当該特約業者について前項の規定による指定の取消しの請求に係る書類を受け取つた場合において、必要があると認めるときは、当該特約業者の指定を取り消さなければならない。ただし、關係道府県知事と意見を異にする場合においては、当該書類を受け取つた日から二月以内に、自己の意見を付して、当該書類を総務大臣に送付するとともに、その指示を求めなければならない。

六 総務大臣は、前項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、特約業者の指定の取消しの必要があると認めるときは、その特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に對し、その特約業者の指定の取消しの指示をしなければならない。この場合においては、当該特約業者の主たる事務所又は事業所所

在地の道府県知事は、その指示に基づいて当該特約業者の指定を取り消さなければならない。

7 総務大臣は、第五項ただし書の規定による指示の請求があつた場合において、特約業者の指定の取消しの必要がないと認めるときは、その旨を当該特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事及び関係道府県知事に通知しなければならない。

8 総務大臣は、第六項前段の指示又は前項の規定による通知をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

9 特約業者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事は、第三項、第五項本文又は第六項後段の規定によつて当該特約業者の指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係道府県知事に通知するとともに、総務大臣に報告しなければならない。

10 前各項に定めるもののほか、特約業者の指定又は指定の取消しに関し必要な事項は、総務省令で定める。

(軽油引取税の税率)

第百四十四条の十 軽油引取税の税率は、一キロリットルにつき、一万五千元とする。

(徴税吏員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権)

第百四十四条の十一 道府県の徴税吏員は、軽油引取税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合において当該電磁的記録を含む。以下この節において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 軽油を内燃機関の燃料として使用することができると認められる自動車保有者

四 前三号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

五 石油製品販売業者、石油製品を運搬する者その他前各号に掲げる者以外の者で、当該軽

油引取税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項第一号から第三号までに掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。）及び前項第一号から第三号までに掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第四号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、軽油その他の石油製品について、必要最少限度の数量を見本品として採取することができる。

4 第一項又は前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

6 軽油引取税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第百四十四条の五十一第六項の定めるところによる。

7 第一項、第三項又は第五項に規定する道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(軽油引取税に係る検査拒否等に関する罪)

第百四十四条の十二 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

第二款 徴収

(軽油引取税の徴収の方法)

第百四十四条の十三 軽油引取税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。ただし、第百四十四条の二第三項から第六項まで又は第百四十四条の三の規定によつて軽油引取税を課する場合その他特別の必要がある場合における徴収は、申告納付の方法によるものとする。

(軽油引取税の特別徴収の手続)

第百四十四条の十四 軽油引取税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、元売業者又は特約業者その他徴収の便宜を有する者が当該道府県の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 軽油引取税の特別徴収義務者は、毎月末日までに、総務省令で定める様式によつて、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準たる数量（以下この節において「課税標準量」という。）及び税額並びに第百四十四条の五又は第百四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量その他必要な事項を記載した納入申告書を、当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に納入する義務を負う。

3 前項の課税標準量は、当該引取りに係る軽油の数量から引取りの際減少すべき軽油の数量として政令で定める数量を控除した数量とする。

4 第二項の場合において、第百四十四条の五又は第百四十四条の六の規定によつて軽油引取税を課さないこととされる引取りに係る軽油の数量については、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項に規定する登録特別徴収義務者は、当該登録に係る道府県知事が交付した第百四十四条の二十一第一項に規定する免税証その他当該数量を証するに足りる書面を添付して、当該道府県知事の承認を受けなければならない。

5 次条第三項に規定する登録特別徴収義務者は、第二項の期間について当該登録に係る道府県に納入すべき軽油引取税額がない場合においても、同項及び前項の規定に準じて納入申告書を提出しなければならない。

6 第二項の規定によつて納入した納入金のうち、軽油引取税の納税者が軽油引取税の特別徴

収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、当該特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

7 軽油引取税の特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合には、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他の必要な援助を与えなければならない。

8 軽油引取税の特別徴収義務者が元売業者又は特約業者の指定を取り消された場合には、道府県の条例で定めるところにより、その取消しの日に特別徴収義務者でなくなるものとする。

第百四十四条の十五 軽油引取税の特別徴収義務者は、その事務所又は事業所所在地の道府県知事及び当該特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地の道府県知事に、当該道府県の条例で定めるところにより、特別徴収義務者としての登録を申請しなければならない。

2 道府県知事は、前項の登録の申請を受理した場合においては、当該特別徴収義務者を当該道府県に係る登録特別徴収義務者として登録するとともに、その旨を当該特別徴収義務者に対し通知しなければならない。

3 道府県知事は、当該道府県に係る登録特別徴収義務者（前項の規定により登録を受けた特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。）から同項の登録の消除の申請があつたときその他条例で定める場合には、条例で定めるところにより、当該登録特別徴収義務者の登録を消除するとともに、その旨を当該消除に係る者に対し通知するものとする。

(軽油引取税の特別徴収義務者としての証票の交付等)

第百四十四条の十六 道府県知事は、前条第一項の登録の申請を受理した場合には、その申請をした者のうち当該道府県内に事務所又は事業所を有するものに対し、当該道府県の条例で定めるところにより、その者の当該道府県内に所在する事務所又は事業所ごとに、その者が軽油引取税を徴収すべき義務を課せられた者であることとを証する総務省令で定める証票を交付しなければならない。

2 前項の証票の交付を受けた者は、これを事務所又は事業所の公衆の見やすい箇所に掲示しなければならない。

3 第一項の証票は、他人に貸し付け、又は譲り渡してはならない。

4 第一項の証票の交付を受けた者は、軽油引取税の特別徴収の義務が消滅した場合又は事務所若しくは事業所を廃止した場合には、その消滅し、又は廃止した日から十日以内にその証票を道府県知事に返さなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者の登録等に関する罪)

第四百四十四条の十七 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四百四十四条の十五第一項の規定による登録の申請をしなかつたとき。

二 前条第二項から第四項までの規定のいずれかに違反したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(軽油引取税の申告納付の手續)

第四百四十四条の十八 第四百四十四条の十三ただし書の規定によつて軽油引取税を申告納付すべき納税者(以下この節において「納税者」という。)は、次に定めるところによつて申告した税額をそれぞれ道府県に納付しなければならない。

一 第四百四十四条の二第三項に該当する特約業者又は元売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該特約業者又は元売業者の事業所所在地の道府県知事に提出すること。

二 第四百四十四条の二第四項に該当する石油製品販売業者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該販売に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該石油製品販売業者の事業所所在地の道府県知事に提出すること。

三 第四百四十四条の二第五項に該当する自動車の保有者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該消費に係る

自動車の主たる定置場所在地の道府県知事に提出すること。

四 第四百四十四条の二第六項に該当する者にあつては、その者に係る特別徴収の義務が消滅した日の属する月の翌月の末日までに、その所有に係る軽油に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書をその者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地の道府県知事に提出すること。

五 第四百四十四条の三第一項第一号、第二号又は第五号に掲げる者にあつては、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該納税者の当該消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

六 第四百四十四条の三第一項第三号又は第四号に掲げる者にあつては、当該消費又は譲渡をした日から三十日以内に当該消費又は譲渡に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該軽油に係る第四百四十四条の二十一第一項に規定する免税証を交付した道府県知事に提出すること。

七 第四百四十四条の三第一項第六号に掲げる者にあつては、当該軽油の輸入の時までに、当該輸入に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他必要な事項を記載した申告書を当該納税者の当該輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。

2 前項各号に規定する申告書の様式は、総務省令で定める。

(軽油引取税に係る故意不申告の罪)

第四百四十四条の十九 正当な理由がなくて前条第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処すること。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(軽油引取税の保全担保)

第四百四十四条の二十 道府県知事は、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の保全のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、軽油引取税に係る地方団体の徴収金の担保として、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に対し、金額及び期間を指定して、第十六条第一項各号に掲げる担保又は金銭の提供を命ずることができ。

2 第十六条第三項及び第十六条の五の規定は、前項の規定による担保について準用する。

(軽油引取税に係る免税の手續)

第四百四十四条の二十一 第四百四十四条の六に規定する用途に供するため、同条の規定によつてその引取りについて軽油引取税を課さないこととされる軽油(以下この節において「免税軽油」という。)の引取りを行おうとする同条に規定する者(以下この節において「免税軽油使用者」という。)は、政令で定めるところにより、免税軽油使用者の当該免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地の道府県知事に、当該道府県知事から交付を受けた次項に規定する免税軽油使用者証を提示するとともに、免税軽油の数量、免税軽油の引取りを行おうとする販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称その他必要な事項を記載した申請書を提出して免税証(免税軽油の引取りであることを証する書面をいう。以下この節において同じ。)の交付を受け、その免税証を当該免税証の交付を行つた道府県に係る登録特別徴収義務者に提出しなければならない。ただし、免税軽油使用者は、特別の事情によりこれにより難い場合にあつては、政令で定めるところにより、その主たる事務所若しくは事業所所在地の道府県知事又は当該免税軽油の使用に係る事務所若しくは事業所を管理する事務所若しくは事業所所在地の道府県知事に、当該道府県知事から交付を受けた次項に規定する免税軽油使用者証を提示して免税証の交付を申請することができ。

2 前項の規定により免税証の交付を受けようとする免税軽油使用者は、あらかじめ、政令で定めるところにより、免税証の交付を受けようとする道府県知事に申請書を提出して免税軽油使用者であることを証する書面(以下この節において「免税軽油使用者証」という。)の交付を受けておかなければならない。この場合において、免税軽油使用者のうち当該道府県知事の承認を受けた者にあつては、二人以上の者が代表者とが定めて免税軽油使用者証の交付を受けることができる。

3 道府県知事は、前項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする免税軽油の用途が第四百四十四条の六に規定する用途に該当しないときその他政令で定めるときを除き、免税軽油使用者証を交付しなければならない。

4 免税軽油使用者証の交付を受けた者(第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、そのいずれかの者)が地方税に関する法令の規定に違反したときその他軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときは、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事は、当該免税軽油使用者証及び当該免税軽油使用者証の提示を受けて交付した免税証の返納を命ずることができ。

5 前各項に定めるもののほか、免税軽油使用者証の申請の手續、免税軽油使用者証の有効期間その他免税軽油使用者証に関し必要な事項は、政令で定める。

6 道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、免税軽油使用者が引取りを行おうとする軽油の数量がその用途及び使用期間に照らし適当でないときその他政令で定めるときを除き、免税証を交付しなればならない。免税証には、免税軽油の数量、有効期間並びに免税証使用者が申請書に記載した販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載するものとし、その様式は、総務省令で定める。

7 免税軽油の引取りは、免税証に記載された販売業者から行うものとする。ただし、免税軽油使用者が当該販売業者の事務所又は事業所所在地以外の地において軽油の引取りを行う必要が生じたことその他やむを得ない理由がある場合においては、免税軽油使用者は、引取りを行う販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県の条例で定めるところにより、他の販売業者から免税軽油の引取りを行うことができる。

8 免税軽油使用者が免税証を当該免税証の交付を行つた道府県に係る免税取扱特別徴収義務者(第一項の規定により免税証を提出すべき登録特別徴収義務者をいう。以下この節において同じ。)である者以外の軽油の販売業者に提出して、免税軽油の引取りを求めた場合においては、当該販売業者は、当該免税軽油使用者に代わつて、当該免税証を当該免税証の交付を行つ

た道府県に係る免税取扱特別徴収義務者である販売業者に提出して免税軽油の引取りを行うものとする。

9 道府県知事は、第一項ただし書の規定による申請に基づき、免税軽油使用者が当該道府県以外の道府県に事務所又は事業所が所在する販売業者から免税軽油の引取りを行うための免税証を交付したときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、当該免税証に記載された数量その他必要な事項を当該販売業者に係る当該事務所又は事業所所在地の道府県知事に通知しなければならない。

（免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等）

第百四十四条の二十二 偽りその他不正の行為により免税証の交付を受け、免税軽油の引取りを行ったときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

4 第一項の場合には、当該免税証を交付した道府県は、当該軽油の引取りを第百四十四条の第二項に規定する引取りとみなし、当該免税証に記載された免税軽油の数量を課税標準量として、直ちに、普通徴収の例により、軽油引取税を徴収するものとする。

（免税証の受取義務）

第百四十四条の二十三 免税取扱特別徴収義務者は、免税証を提出して免税軽油の引取りを行うとする者に対して免税軽油の引渡しをする場合においては、当該免税証を受け取らなければならない。

（免税証の譲渡の禁止）

第百四十四条の二十四 免税証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

（免税証の譲渡の禁止に関する罪等）

第百四十四条の二十五 前条の規定に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前条の規定に違反して免税証を譲り受け、免税軽油の引取りを行ったときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

5 第百四十四条の二十二第四項の規定は、第二項の場合について準用する。

（道府県知事の承認を受けなければならないとする免税軽油の譲渡に関する罪）

第百四十四条の二十六 第百四十四条の第三項の規定に違反して道府県知事の承認を受けずに免税軽油の譲渡を行ったときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 第百四十四条の三第四項の規定に違反して免税軽油を譲り受けたときも、前項と同様とする。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務）

第百四十四条の二十七 免税軽油使用者証の交付を受けた者（第百四十四条の二十一第二項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、それぞれ）は、毎月末日までに（次項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油（免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証により引取りを行つた免税軽油をいう。以下この項及び次項において同じ。）の引取りに関する事実及びその数量（その

事実がない場合には、その旨）、当該報告対象免税軽油の引渡しを行つた販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称、当該販売業者が提出した当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証に関する事項並びに前月の初日から末日までの間に行つた当該免税軽油の引取りに係る報告対象免税軽油の使用に関する事実及びその数量（その事実がない場合には、その旨）その他の総務省令で定める事項を記載した報告書を、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に提出しなければならない。ただし、前月の初日から末日までの間を通じて、当該免税軽油使用者証の交付を受けた者が当該免税軽油使用者証を提示して交付を受けた免税証を有せず、かつ、当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油を保有していない場合は、この限りでない。

2 道府県は、引取りを行う当該免税軽油使用者証に係る報告対象免税軽油の数量が少量であることその他の特別の事情があると認められる免税軽油使用者証の交付を受けた者については、前項の報告書の提出の期限について、当該道府県の条例で同項に規定する期限と異なる期限を定めることができる。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定による報告に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪）

第百四十四条の二十八 前条第一項の規定に違反して報告書を提出せず、又は虚偽の記載をした報告書を提出したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（軽油引取税の徴収猶予）

第百四十四条の二十九 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を第百四十四条の十四第二項の納期限までに受け取ることができなかったことにより、その納入すべき軽油引取税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部を納入することができないと認める場合には、当該特別徴収義務者の申請により、その納入することができないと認められる金額を限度として、二月以内の期間を限つてその徴収を猶予するものとする。

この場合において、道府県知事は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより、徴しなければならない。

2 第十五条の二の二、第十五条の二の三及び第十五条の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項の規定による徴収猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（軽油引取税の徴収不能額等の還付又は納入義務の免除）

第百四十四条の三十 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者が軽油の代金及び軽油引取税の全部又は一部を受け取ることができなくなつたことについて正当な理由があると認める場合又は徴収した軽油引取税額を失つたことについて天災その他避けることのできない理由があるものと認める場合においては、当該特別徴収義務者の申請によりその軽油引取税額が既に納入されているときはこれに相当する額を還付し、前条の規定により徴収猶予をしているとき、その他その軽油引取税額がまだ納入されていないときはその納入の義務を免除するものとする。

2 道府県知事は、前項の規定により、軽油引取税額に相当する額を還付する場合において、還付を受ける特別徴収義務者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当することができる。

3 道府県知事は、第一項の規定による申請を受理した場合においては、同項又は前項に規定する措置を採るかどうかについて、その申請を受理した日から六十日以内に特別徴収義務者に通知しなければならない。

（軽油を返還した場合及び引取り後において免税用途に供した場合における措置）

第百四十四条の三十一 軽油引取税の特別徴収義務者から軽油引取税が課される軽油の引取りが行われた後販売契約の解除により、その引取り

に係る軽油の全部又は一部を当該特別徴収義務者に返還した場合において、その引取りに係る軽油の軽油引取税額がまだ納入されていないときは、当該軽油の引取りは行われなかったものとみなし、既に軽油引取税額の全部又は一部が納入されているときは、道府県知事は、当該納入に係る軽油引取税額のうち当該返還された軽油に対応する部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金を、当該特別徴収義務者の申請により、還付するものとする。この場合において、当該特別徴収義務者は、その返還があつたこと及びその数量を証するに足りる書類を道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該軽油の引取りを行つた者が既に当該引取りに係る軽油の代金及び軽油引取税額を支払つていないときは、その者は、当該返還した軽油に対応する代金及び軽油引取税額に相当する額について当該特別徴収義務者に対して求償権を有する。

3 軽油の引取りを行つた者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、道府県の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

4 第四百四十四条の六に規定する者が、免税証の交付を受けた後当該免税証に記載された数量を超える数量の軽油を同条に規定する用途に供する必要があるため、当該免税証を交付した道府県に係る免税取扱特別徴収義務者から免税軽油以外の軽油の引取りを行つてこれを同条に規定する用途に供した場合において、その事実及び数量を当該免税証を交付した道府県知事に証明してその承認を得たときは、当該道府県知事は、政令で定めるところにより、当該免税取扱特別徴収義務者の申請により、当該軽油に係る軽油引取税額がまだ納入されていない場合にあつてはその納入を免除し、既に軽油引取税額の全部又は一部が納入されている場合にあつては当該納入に係る軽油引取税額のうち当該使用に係る軽油に対応する部分の税額及びこれに係る地方団体の徴収金を当該免税取扱特別徴収義務者に還付するものとする。

5 第四百四十四条の六に規定する者が、免税証の交付を受けた後当該免税証に記載された数量を超える数量の軽油を同条に規定する用途に供する必要があるため、当該免税証を交付した道府県に係る免税取扱特別徴収義務者以外の販売

業者から免税軽油以外の軽油の引取りを行つてこれを同条に規定する用途に供したことに ついてその事実及び数量を当該免税証を交付した道府県知事に証明してその承認を得た場合において、その旨を当該販売業者を通じて当該販売業者に当該軽油の引渡しを行つた当該道府県に係る免税取扱特別徴収義務者に申し出たときも、前項と同様とする。

6 第二項及び第三項の規定は、前二項の場合について準用する。

7 第一項、第四項又は第五項の規定によつて軽油引取税及びこれに係る地方団体の徴収金を還付する場合においては、特別徴収義務者の還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

8 第二項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(製造等の承認を受ける義務等)

第四百四十四条の三十二 元売業者(第一号及び第二号に掲げる場合にあつては、第四百四十四条の七第一項第一号に掲げる者で、同項の規定により元売業者としての指定を受けたものを除く)、特約業者、石油製品販売業者、軽油製造者等(軽油の製造又は輸入をする者で元売業者以外(軽油の製造又は輸入をする者で、次に掲げる場合には、製造、譲渡又は消費(以下この条において「製造等」という。)を行う時期、数量その他の総務省令で定める事項を定めて、製造等を行う場所(第四号に掲げる場合にあつては、当該自動車の主たる配置場)の所在地の道府県知事の承認を受けなければならない。一 軽油と軽油以外の炭化水素油を混和して炭化水素油を製造するとき。二 前号に掲げる場合のほか、軽油を製造するとき。三 燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として譲渡するとき。四 燃料炭化水素油(この項の承認を受けて譲渡された前号の燃料炭化水素油を除く。)を自動車の内燃機関の燃料として消費するとき。

2 前項の場合において、道府県知事は、軽油引取税の取締り又は保全上特に必要があると認めるときを除き、同項の承認を与えるものとする。

3 第一項の承認を受けた者は、帳簿を備え、製造等を行つた時期、数量その他当該承認を受け

た事項に関する事実をこれに記載しなければならない。

4 第一項の承認は、製造等承認証を交付して行う。

5 第一項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造等を行うとき、又は当該製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6 第一項第三号に係る承認を受けた者は、当該承認に係る燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として自動車の保有者に譲渡するとき、自動車用炭化水素油譲渡証及びその写しを作成して、当該自動車用炭化水素油譲渡証を当該自動車の保有者に交付するとともに、その写しを保管しなければならない。

7 自動車の保有者は、第一項第三号に係る承認を受けて譲渡された燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、前項の自動車用炭化水素油譲渡証を携帯していなければならない。

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

9 オーストラリア軍隊が自ら輸入をした公用に供する燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費するときは、第一項(第四号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

10 前各項に定めるもののほか、第一項の承認、帳簿の記載、製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証に関し必要な事項は、総務省令で定める。

(製造等の承認を受ける義務等に関する罪)

第四百四十四条の三十三 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第一号若しくは第二号の行為を行つたとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受け同項第一号若しくは第二号の行為を行つたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 情を知つて、前項の罪に当たる行為に要する資金、土地、建物、艦船、車両、設備、機械、器具、原材料又は薬品を提供し、又は運搬したときは、その違反行為をした者は、七年以下の懲役若しくは七百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の犯罪に係る炭化水素油について、情を知つてこれを運搬し、保管し、有償若しくは

無償で取得し、又は処分の媒介若しくはあつせんをしたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前条第一項の規定に違反して道府県知事の承認を受けないで同項第三号若しくは第四号の行為を行つたとき、又は偽りその他不正の手段により同項の承認を受けたときは、その違反行為をした者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条第三項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したとき。

二 前条第五項から第八項までの規定に違反したとき。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前各項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に掲げる違反行為の区分に応じ当該各号に定める罰金刑を、その人に対して当該各項の罰金刑を科する。

一 第一項の違反行為 三億円以下の罰金刑

二 第二項の違反行為 二億円以下の罰金刑

三 第三項の違反行為 一億円以下の罰金刑

四 前二項の違反行為 当該各項の罰金刑

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(事業の開廃等の届出)

第四百四十四条の三十四 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等(軽油の製造又は輸入をすることを業とする者で元売業者以外のものをいう。以下この節において同じ。)は、事業を開始しようとするときは、その旨を、当該事務所又は事業所ごとに、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に(元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に)届け出なければならない。その事業を廃止し、又は休止しようとするときも、同様とする。

2 元売業者又は軽油製造業者等が、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等と、継続

的に軽油の供給を行う販売契約を締結したときは、その当事者は、その旨を、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を經由して総務大臣に）届け出なければならない。当該販売契約が終了したときも、同様とする。

3 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、前二項の規定により届け出た事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨を当該各事項の規定に準じて総務大臣又は道府県知事に届け出なければならない。

4 前三項の規定により届出を受けた道府県知事は、当該届出に係る事項を、速やかに関係道府県知事に通知するものとする。

5 前各項に定めるもののほか、これらの規定の届出及び通知に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（軽油の引取りの報告等）

第百四十四条の三十五 元売業者、特約業者及び軽油製造業者等は、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間に行つた軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入に関する事実並びにその数量、前月の末日における軽油の在庫数量その他の総務省令で定める事項を、総務省令で定める道府県知事に報告しなければならない。

2 前項に規定する者以外の者は、軽油の製造をした場合には、当該製造をした日から三十日以内に軽油の製造に関する事実及びその数量その他の総務省令で定める事項を、総務省令で定める道府県知事に報告しなければならない。

3 前二項に規定する者は、これらの規定により報告した事項に異動を生じた場合には、遅滞なく、その旨をこれらの規定の道府県知事に報告しなければならない。

4 前三項の規定により報告を受けた道府県知事は、当該報告に係る事項を、速やかに関係道府県知事に通知するものとする。

5 元売業者は、特約業者が当該元売業者から引取りを行つた軽油について当該特約業者の指図に基づき納入を行つた場合には、その納入に関する事実その他の総務省令で定める事項を、当該特約業者に通知しなければならない。

6 第百四十四条の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りを行つた者は、その事務所又は事業所ごとにその納入を受けた軽油の数量その他の総務省令で定める事項を記載した書類を、当該引取りに係る特別徴収義務者に對し提出しなければならない。

7 前項の特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、同項の規定により提出を受けた書類を保存しなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の報告、通知並びに書類の提出及び保存に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（帳簿記載義務）

第百四十四条の三十六 元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等は、帳簿を備え、総務省令で定めるところにより、軽油又は燃料炭化水素油の引取り、引渡し、納入、貯蔵及び消費に関する事実をこれに記載しなければならない。

（事業の開廃等に係る虚偽の届出等に関する罪）

第百四十四条の三十七 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第百四十四条の三十四第一項から第三項までの規定による届出をせず、又は偽つたとき。

二 第百四十四条の三十五第一項から第三項までの規定による報告若しくは同条第五項の規定による通知をせず、又は偽つたとき。

三 第百四十四条の三十五第六項の規定による書類を提出せず、又は虚偽の記載をしたものを提出したとき。

四 第百四十四条の三十五第七項の規定に違反したとき。

五 前条の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したとき。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査に係る質問検査権）

第百四十四条の三十八 総務大臣は、軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認める場合においては、その指定する職員（以下この条から第百四十四条の三十九までにおいて「総務省指定職員」という。）をして、次に掲げる者に質問させ、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めさせることができる。

一 元売業者又は元売業者の指定の申請を行つた者その他第百四十四条の七第一項各号に該当すると認められる者

二 前号の者から軽油その他の石油製品の引取りを行う者

2 前項の場合においては、当該総務省指定職員は、軽油その他の石油製品について必要最少限度の数量を見本品として採取することができる。

3 前二項の場合においては、当該総務省指定職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 第一項、第二項又は前項に規定する総務省指定職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の事前通知等）

第百四十四条の三十八の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第百四十四条の三十八の四までにおいて「元売業者等」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第百四十四条の三十八の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該元売業者等（当該元売業者等について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいう。以下この款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に對し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

- 一 質問検査等を行う実地の調査（以下この項及び第三項において単に「調査」という。）を開始する日時
- 二 調査を行う場所
- 三 調査の目的
- 四 軽油引取税に関する調査である旨
- 五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた元売業者等から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について軽油引取税の徴収について適正な運営を図るため必要があると認めることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

4 元売業者等について税務代理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該元売業者等への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に對してすれば足りる。

5 元売業者等について税務代理人が数人ある場合において、当該元売業者等がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として総務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に對してすれば足りる。

（事前通知を要しない場合）

第百四十四条の三十八の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である元売業者等の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他の総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他軽油引取税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員の軽油引取税に関する調査の終了の際の手続）

第百四十四条の三十八の四 総務大臣は、軽油引取税に関する実地の調査を行つた結果、元売業者等のうち元売業者について第百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができること認められない場合には、元売業者であつて当該調査において質問検査等の相手

方となつた者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができると認められない旨を書面により通知するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められる場合には、元売業者以外の者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められる旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、軽油引取税に関する調査の結果、元売業者等のうち元売業者について第四百四十四条の七第二項の規定により元売業者の指定を取り消すことができるものと認められる場合には、当該元売業者に対し、その時点において同項の規定により元売業者の指定を取り消すことができるものと認められる旨及びその理由を説明するものとし、元売業者等のうち元売業者以外の者について同条第一項に規定する要件に該当すると認められない場合には、当該元売業者以外の者に対し、その時点において同項に規定する要件に該当すると認められない旨及びその理由を説明するものとする。

3 実地の調査により質問検査等を行つた元売業者等について税務代理人がある場合において、当該元売業者等の同意がある場合には、当該元売業者等への第一項又は前項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

(政令への委任)

第四百四十四条の三十八の五 第四百四十四条の三十八から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の軽油引取税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

(軽油引取税に係る総務省の職員の行う検査拒否等に関する罪)

第四百四十四条の三十九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四百四十四条の三十八第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第二項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 第四百四十四条の三十八第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理

由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

三 第四百四十四条の三十八第一項の規定による総務省指定職員の質問に対し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(道府県間の協力)

第四百四十四条の四十 道府県は、軽油引取税の取締り又は保全に關し、他の道府県と緊密な連絡を保ち、相互に協力しなければならない。

(軽油引取税に係る脱税に関する罪)

第四百四十四条の四十一 第四百四十四条の第四十二項の規定により徴収して納入すべき軽油引取税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為により第四百四十四条の十八の規定により納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 偽りその他不正の行為により第四百四十四条の三十第一項又は第四百四十四条の三十一第一項、第四項若しくは第五項の規定による還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項の納入しなかつた金額、第二項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が千萬元を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、千萬元を超える額でその納入しなかつた金額、免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

5 第二項に規定するもののほか、第四百四十四条の十八第一項各号の規定による申告書を当該各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、同条の規定により納付すべき軽油引取税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは

五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關して第一項から第三項まで又は第五項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

8 前項の規定により第一項から第三項まで又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

(軽油引取税の減免)

第四百四十四条の四十二 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において軽油引取税の減免を必要とすると認められる納税者に限り、当該道府県の条例で定めるところにより、軽油引取税を減免することができる。

(関税等に関する書類の供覧等)

第四百四十四条の四十三 道府県知事が軽油引取税の賦課徴収について、政府に対し、関税又は外国貨物(関税法第二条第一項第三号に規定する外国貨物をいう。)に係る内国消費税(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第二条第一号に規定する内国消費税をいう。)の納税義務者が政府に提出した申告書、政府がした更正又は決定に関する書類その他参考となるべき帳簿書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合においては、政府は、関係帳簿書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(軽油引取税に係る更正及び決定)

第四百四十四条の四十四 道府県知事は、第四百四十四条の十四第二項の規定による納入申告書又は第四百四十四条の十八の規定による申告書(以下この節において「申告書」と総称する。)の提出があつた場合において、当該納入申告書又は申告に係る課税標準量又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が申告書を提出しなかつた場合にお

いては、その調査によつて、納入申告し、又は申告すべき課税標準量及び税額を決定することができる。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準量又は税額について、調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合においては、これを更正することができる。

4 道府県知事は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

(軽油引取税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第四百四十四条の四十五 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金若しくは税金の不足額又は決定による納入金額若しくは税額をいう。以下この節において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から十五日を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第四百四十四条の十四第二項又は第四百四十四条の十八の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下この節において同じ。)の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限(第四百四十四条の二十九第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日)の翌日から一月を経過する日までの期間)については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が前条第一項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納入し、又は納付する軽油引取税に係る延滞金)

第四百四十四条の四十六 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者は、第四百四十四条の十四第二項、第四百四十四条の十八又は第四百四十四条の二十二第四項(第四百四十四条の二十五第五項にお

いて準用する場合を含む。）の納期限後にその納入金を納入し、又はその税金を納付する場合においては、当該納入金額又は税額に、これらの規定の納期限の翌日から納入又は納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限（第四百四十四条の二十九第一項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入し、又は納付しなければならない。

2 道府県知事は、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が第四百四十四条の十四第二項又は第四百四十四条の十八の納期限までに納入金を納入しなかつたこと又は税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（軽油引取税に係る過少申告加算金及び不申告加算金）

第四百四十四条の四十七 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第四百四十四条の四十四第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、道府県知事は、当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る軽油引取税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準量又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がある」と認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該軽油引取税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における

る当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納入し、又は納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第四百四十四条の四十四第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第四百四十四条の四十四第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第四百四十四条の四十四第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納入し、又は納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該軽油引取税に係る申告書の提出期限後の申告又は第四百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入し、又は納付すべき税額の合計額（当該納入し、若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入し、又は納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないとき

きは、当該納入し、又は納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積税額（当該加算後累積税額の計算の基礎となった事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていないかつたことについて当該特別徴収義務者又は納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とすること。計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合
二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合
三 三十万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入し、又は納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 申告書の提出期限後のその提出（当該申告書に係る軽油引取税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第四百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、軽油引取税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出又は第四百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定

による更正若しくは決定に係る軽油引取税の特別徴収義務又は納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務又は納税義務が成立した軽油引取税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該申告書に係る軽油引取税について道府県知事の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（軽油引取税に係る重加算金）

第四百四十四条の四十八 前条第一項の規定に該当する場合において、軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者又は納税者が課税標準量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮

装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならぬ。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第二号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第四百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、軽油引取税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出又は第四百四十四条の四十四第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る軽油引取税の特別徴収義務又は納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務又は納税義務が成立した軽油引取税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 道府県知事は、前二項の規定に該当する場合において、申告書の提出について前条第六項に規定する理由があるときは、当該納入申告又は申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

（軽油引取税に係る督促）

第四百四十四条の四十九 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が納期限（更正又は決定があつた

場合においては、不足金額の納期限をいう。以下この節において同じ。）までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合又は第四百四十四条の二十二第二項（第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（軽油引取税に係る督促手数料）

第四百四十四条の五十 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（軽油引取税に係る滞納処分）

第四百四十四条の五十一 軽油引取税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえないければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき

二 滞納者が繰上徴収に係る告知又は第四百四十四条の二十二第二項（第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合を含む。）の規定による徴収に係る告知により指定された納期限までに軽油引取税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合に、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入又は納付の催告書」とする。

3 軽油引取税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第四百四十四条第一号に掲げる請求権に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金の交付要求を

行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る軽油引取税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差し押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差し押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるものその他軽油引取税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によるは、国税法に規定する滞納処分の例によるは、国税法に規定する滞納処分の例によるは、当該道府県の区域外においても行うことができる。

（軽油引取税に係る滞納処分に関する罪）

第四百四十四条の五十二 軽油引取税の特別徴収義務者又は納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽って増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者又は納税者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者又は納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者若しくは納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

（国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第四百四十四条の五十三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一

年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき

二 第四百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

三 第四百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

（国税徴収法の例による軽油引取税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第四百四十四条の五十四 第四百四十四条の五十一第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百四十四条の五十五から第四百四十四条の五十九まで 削除

第四款 指定市に対する交付

第四百四十四条の六十 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第七条第三項に規定する指定市（以下この項において「指定市」という。）を包括する道府県（以下この項において「指定道府県」という。）は、総務省令で定めるところにより、当該指定道府県に納入され、又は納付された軽油引取税額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額に当該指定市の区域内に存する一般国道等（一般国道、高速自動車国道及び都道府県道（当該指定道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務

年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

省令で定めるものを除く。）をいう。以下この条において同じ。）の面積を当該指定道府県の区域内に存する一般国道等の面積で除して得た数に乗じて得た額を当該指定市に対して交付するものとする。

2 前項の一般国道等の面積は、総務省令で定めるところにより、それぞれ当該一般国道等の幅員にその延長を乗じて算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

第八節 自動車税

第一款 通則

（自動車税に関する用語の意義）

第百四十五条 自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 環境性能割 自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。

二 種別割 自動車の種別、用途、総排気量、最大積載量、乗車定員その他の諸元の区分に応じ、自動車に対して課する自動車税をいう。

三 自動車 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車（自動車に付加して一体となっている物として政令で定めるものを含む。）のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。

四 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第百五十一条第一号に規定するエネルギー消費効率をいう。

五 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第百四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

（自動車税の納税義務者等）

第百四十六条 自動車税は、自動車に対し、当該自動車の取得者に環境性能割によって、当該自

動車の所有者に種別割によって、それぞれ当該自動車の主たる定置場所所在の道府県が課する。

2 前項に規定する自動車の取得者には、製造により自動車を取得した自動車製造業者、販売のために自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために自動車を取得した者として政令で定めるものを含まないものとする。

3 自動車の所有者が第百四十八条第一項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該自動車の使用者に種別割を課する。ただし、公用又は公共の用に供する自動車については、この限りでない。

（自動車税のみならず課税）

第百四十七条 自動車の売買契約において売主が当該自動車の所有権を留保している場合には、自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る自動車について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者が自動車の取得者及び自動車の所有者とみなして、自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の政令で定める自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この節において「新規登録」という。）を受けた場合（当該新規登録前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 この法律の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車をこの法律の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

（国等に対する自動車税の非課税）

第百四十八条 道府県は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都

道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特例区及び地方独立行政法人に対しては、自動車税を課することができない。

2 道府県は、日本赤十字社が所有する自動車のうち直接その本来の事業の用に供する救急自動車その他これに類するもので道府県の条例で定めるものに対しては、自動車税を課することができない。

3 道府県は、オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条（c）に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が所有する自動車のうち公用に供するものに対しては、自動車税を課することができない。

（環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対する環境性能割の非課税）

第百四十九条 道府県は、次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一 電気自動車（電気を動力源とする自動車であり、内燃機関を有しないものをいう。）

二 次に掲げる天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で総務省令で定めるものをいう。イ及びロにおいて同じ。

イ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この項及び第百五十七条において同じ。）が三・五トン以下の天然ガス自動車のうち、同法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この項において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するもの

ロ 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものの（以下このロにおいて「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車（総務省令で定めるもの）

三 充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車（内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。）

四 次に掲げるガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、前号に掲げる自動車に該当するものを除く。第百五十七条第一項第一号及び第二項第一号において同じ。）

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものの（以下この号及び第百五十七条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものの（以下この号及び第百五十七条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五

- 十七条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものと定められたもの（以下この条及び第五十七七条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上であること。自家用の乗用車のうち、次のいずれれにも該当するもので総務省令で定めるもの。
- ロ 次のいずれれに該当すること。
- (1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれれにも該当するもので総務省令で定めるもの。
- (1) 次のいずれれに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれれにも該当するもので総務省令で定めるもの。
- (1) 次のいずれれに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の三分の三を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれれにも該当するもので総務省令で定めるもの。
- (1) 次のいずれれに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第五十七七条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）以上（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上）であること。
- ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれれにも該当するもので総務省令で定めるもの。

- 五 次に掲げる石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車を除く。第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第五十七七条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれれにも該当するもので総務省令で定めるもの。
- (1) 次のいずれれに該当すること。
- (i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第五十七七条において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第五十七七条において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

- 六 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。第三十七七条第一項第三号及び第二項第三号において同じ。）
- イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれれにも該当するもので総務省令で定めるもの。
- (1) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第五十七七条において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第五十七七条において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ロ 該当するもので総務省令で定めるもの。
- (1) 次のいずれれに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。
- (ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

- ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五を乗じて得た数値以上であること。
- (3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。
- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。
- ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの
- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十八年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え七・五トン以下のものにあつては、平成三十年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（第百五十七条第一項第三号ト（1）（i）及び第二項第三号ホ（1）（i）において「平成二十八年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
- (ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下（i）及び第百五十七条において「平成二十一年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。
- エエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第三項及び第百五十七条において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百十五を乗じて得た数値以上であること。

2 前項（第四号イ、ロ及びホに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しない自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定する四項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	
第四号イ（2）	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十
第四号ロ（2）	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五
第四号イ（3）	基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百七十
第四号ロ（3）	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百八十四

3 第一項（第四号イ及びロ、第五号並びに第六号イ及びロに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定しない自動車であつて、令和二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している自動車（第百五十七条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる第一項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。	
第四号ロ（3）	令和二年度基準エネルギー消費効率
第四号イ（3）	平成二十二年基準エネルギー消費効率に百分の百六十
第四号ロ（2）	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五
第五号イ（2）	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十
第五号ロ（2）	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五
第四号イ（2）	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第百五十七条において「令和十二年基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十
第四号ロ（2）	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五
第五号イ（2）	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十
第五号ロ（2）	令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の八十五

第六号 イ(2)	令和十二年度基準 エネルギー消費効 率に百分の八十	消費効率に百 分の百二十三
第六号 ロ(2)	令和十二年度基準 エネルギー消費効 率に百分の八十五	消費効率に百 分の百二十三

4 前三項の規定の適用を受ける自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(形式的な所有権の移転により取得した自動車に対する環境性能割の非課税)

第五十条

道府県は、次に掲げる自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一 相続(被相続人から相続人に対してされた遺贈を含む。)により取得した自動車

二 法人の合併又は政令で定める分割により取得した自動車

三 法人が新たに法人を設立するために現物出資(現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。)を行う場合(政令で定める場合に限る。)における当該新たに設立された法人が取得した自動車

四 会社更生法第百八十三条(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下この号において「更生特例法」という。))第百四条又は第百七十三条において準用する場合を含む。)、更生特例法第百三十三条第一項(更生特例法第百四十六条において準用する場合を含む。)、又は更生特例法第百七十二条(更生特例法第百六十三条において準用する場合を含む。))の規定により更生計画において株式会社、更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関又は同条第六項に規定する相互会社から会社更生法第百八十三条第一号に規定する新会社(以下この号において「新会社」という。)、更生特例法第百三十三条第一項第一号に規定する新協同組織金融機関(以下この号において「新協同組織金融機関」という。)、又は更生特例法第百七十二条第一号に規定する新相互会社(以下この号において「新相互会社」という。))に移転すべき自動車を定めた場合における当該新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社が取得した自動車

五 委託者から受託者に信託財産を移す場合における当該受託者が取得した自動車

六 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から当該受益者(当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。以下この号において同じ。)に信託財産を移す場合における当該受益者が取得した自動車

七 信託の受託者の変更があつた場合における新たな受託者が取得した自動車

八 保険業法の規定により保険会社がその保険契約の全部を他の保険会社に移転した場合における当該他の保険会社が取得した自動車

九 譲渡により担保の目的となつている財産(以下この号及び第百六十四条第一項において「譲渡担保財産」という。)により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から六月以内に譲渡担保財産の権利者(同項及び同条第六項において「譲渡担保権者」という。))から譲渡担保財産の設定者(設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。以下この号及び同条第一項において同じ。))に当該譲渡担保財産を移転する場合における当該譲渡担保財産の設定者が取得した自動車

2

道府県は、第百四十七条第一項又は第二項の規定の適用を受ける売買契約に基づき自動車の所有権がこれらの規定に規定する買主に移転したときは、当該買主が取得した自動車に対しては、重ねて環境性能割を課することができない。(徴税吏員の自動車税に関する調査に係る質問検査権)

第百五十一条

道府県の徴税吏員は、自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号に掲げる者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。))の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。))の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該自動車税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項において同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項において同じ。))及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 自動車税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第百七十五条第六項及び第百七十七条の二十一第六項に定めるところによる。

6 第一項又は第四項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(自動車税に係る検査拒否等に関する罪)

第百五十二条

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。))を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(種別割の納税管理人)

第百五十三条

種別割の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下この項において「住所等」という。))を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを道府県知事に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る種別割の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(種別割の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第百五十四条 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(種別割の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第百五十五条

道府県は、第百五十三条第二項の認定を受けていない種別割の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定により申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合には、その者に對し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 環境性能割

第一目 課税標準及び税率

(環境性能割の課税標準)

第百五十六条 環境性能割の課税標準は、自動車の取得のために通常要する価額として総務省令

で定めるところにより算定した金額（第百五十八条において「通常の取得価額」という。）とする。

（環境性能割の税率）

第百五十七条 次に掲げる自動車（第百四十九条

第一項（同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギ―消費効率が令和十二年度基準エネルギ―消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギ―消費効率が令和十二年度基準エネルギ―消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギ―消費効率が令和四年度基準エネルギ―消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値（車両総重量が二・五トン以下のトラックにあつては、令和四年度基準エネルギ―消費効率）以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギ―消費効率が令和四年度基準エネルギ―消費効率以上であること。

二 次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(3) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギ―消費効率が令和十二年度基準エネルギ―消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率以上であること。

三 次に掲げる軽油自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギ―消費効率が令和十二年度基準エネルギ―消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギ―消費効率が令和十二年度基準エネルギ―消費効率に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギ―消費効率が令和二年度基準エネルギ―消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成三十年軽油軽中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

ヘ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 平成二十一年軽油軽中量車基準に適合すること。

- (2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ト 車両総重量が三・五トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

- (i) 平成二十八年軽油重中量車基準に適合すること。

(ii) 平成二十一年軽油重中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成二十一年軽油重中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の十分の九を超えないこと。

- (2) エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上であること。

2
次に掲げる自動車（第四百九条第一項及び前項（第四項又は第五項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する環境性能割の税率は、百分の二とする。

一 次に掲げるガソリン自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ハ 車両総重量が三・五トン以下のバスのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の三分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ニ 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五を乗じて得た数値以上であること。

ホ 車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の三を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

二
次に掲げる石油ガス自動車

イ 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の六十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

ロ 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

- (1) 次のいずれかに該当すること。
- (i) 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が

第二項第 三号イ (2)	令和十二年度基 準エネルギー消 費効率に百分の 六十	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の八 十七
第二項第 三号ロ (2)	令和十二年度基 準エネルギー消 費効率に百分の 七十	令和二年度基準 エネルギー消費 効率に百分の 百二

6 前各項の規定の適用を受ける自動車の範囲に
ついては、二年ごとに見直しを行うものとし
る。

（環境性能制の免税点）

第百五十八条 道府県は、通常の取得価額が五十
万円以下である自動車に対しては、環境性能制
を課することができない。

第二目 申告納付並びに更正及び決
定等

（環境性能制の徴収の方法）

第百五十九条 環境性能制の徴収については、申
告納付の方法によらなければならない。

（環境性能制の申告納付）

第百六十条 環境性能制の納税義務者は、次の各
号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定
める時又は日までに、総務省令で定める様式に
よって、環境性能制の課税標準額、環境性能制額
その他必要な事項を記載した申告書を道府県知
事に提出するとともに、その申告に係る環境性
能割額を当該道府県に納付しなければならない。

一 新規登録を受ける自動車 当該新規登録
の時

二 道路運送車両法第十三条第一項の規定によ
る移転登録（以下この号及び第百七十七条の
十三第一項において「移転登録」という。）
を受けるべき自動車 当該移転登録を受ける
べき事由があつた日から十五日を経過する日
（その日前に当該移転登録を受けたときは、
当該移転登録の時）

三 前二号に掲げる自動車以外の自動車で、道
路運送車両法第六十七条第一項の規定による
自動車検査証の変更記録を受けるべき自動
車 当該変更記録を受けるべき事由があつた
日から十五日を経過する日（その日前に当該
変更記録を受けたときは、当該変更記録の
時）

四 前三号に掲げる自動車以外の自動車 当該
自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得者（環境性能制の納税義務者を
除く。以下この項において同じ。）は、前項各
号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又
は日までに、総務省令で定める様式により、当
該自動車の取得者が取得した自動車について必
要な事項を記載した報告書を道府県知事に提出
しなければならない。

（環境性能制の期限後申告及び修正申告納付）

第百六十一条 前条第一項の規定により同項に規
定する申告書（以下この目において「申告書」
という。）を提出すべき者は、同項各号に規定
する申告書の提出期限（以下この目において
「申告書の提出期限」という。）後においても
「申告書の提出期限」という。）後においても
第百六十八條第四項の規定による決定の通知が
あるまでの間は、前条第一項の規定により申告
納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくはこの項の規
定により申告書若しくは修正申告書を提出した
者又は第百六十八條第一項から第三項までの規
定による更正若しくは決定を受けた者は、当該
申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しく
は決定に係る課税標準額又は環境性能制額につ
いて不足額がある場合には、遅滞なく、総務省
令で定める事項を記載した修正申告書を道府県
知事に提出するとともに、その修正により増加
した環境性能制額を当該道府県に納付しなけれ
ばならない。

（環境性能制の納付の方法）

第百六十二条 環境性能制の納税義務者は、第百
六十條第一項又は前条の規定により環境性能制
額を納付する場合（第百七十條の規定により当
該環境性能制額に係る延滞金額を納付する場合
を含む。次項において同じ。）には、申告書又
は前条第二項に規定する修正申告書（以下この
目において「修正申告書」という。）に道府県
が発行する証紙を貼つてしなければならない。
ただし、当該道府県の条例で当該環境性能制額
（当該環境性能制額に係る延滞金額を含む。次
項において同じ。）に相当する金額を証紙代金
収納計器で表示させる納付の方法が定められて
いる場合には、これによることができる。

2 道府県は、環境性能制の納税義務者が第百六
十條第一項又は前条の規定により環境性能制額
を納付する場合において、当該道府県の条例
で、前項の証紙に代えて、当該環境性能制額に
相当する現金を納付することができる旨を定め
ることができる。

3 道府県は、第一項の規定により納税義務者が
証紙を貼つた場合には、当該証紙を貼つた紙面
と当該証紙の彩紋とにかけ、当該道府県の印で
判明にこれを消さなければならない。

4 第一項の証紙の取扱いに関しては、当該道府
県の条例で定めなければならない。

（環境性能制に係る不申告等に関する過料）

第百六十三条 道府県は、環境性能制の納税義務
者が第百六十條の規定により申告し、又は報告
すべき事項について正当な事由がなく申告又は
報告をしなかつた場合又は、その者に對し、
当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する
旨の規定を設けることができる。

（譲渡担保財産に対して課する環境性能制の納
税義務の免除等）

第百六十四条 道府県は、譲渡担保権者が譲渡担
保財産として自動車の取得をした場合におい
て、当該譲渡担保財産により担保される債権の
消滅により当該取得の日から六月以内に譲渡担
保権者から譲渡担保財産の設定者に当該譲渡担
保財産を移転したときは、譲渡担保権者が取得
した当該譲渡担保財産に対する環境性能制に係
る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除する
ものとする。

2 道府県知事は、自動車の取得者から環境性能
制について前項の規定の適用があるべき旨の申
告があり、当該申告が真実であると認めるとき
は、当該取得の日から六月以内の期間を限つ
て、当該自動車に対する環境性能制に係る地方
団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。

3 道府県知事は、前項の規定による徴収の猶予
をした場合には、当該徴収の猶予がされた環境
性能制額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予
した期間に対応する部分の金額を免除するもの
とする。

4 道府県知事は、第二項の規定による徴収の猶
予をした場合において、当該徴収の猶予に係る
環境性能制について第一項の規定の適用がない
ことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予
を取り消さなければならない。この場合におい
て、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当
体の徴収金を納付しなければならない。

5 第十五條の二の二及び第十五條の二の三第一
項の規定は第二項の規定による徴収の猶予につ
いて、第十五條の三第三項の規定は前項の規定
による徴収の猶予の取消しについて、それぞれ
準用する。

6 道府県が環境性能制に係る地方団体の徴収金
を徴収した場合において、当該環境性能制につ
いて第一項の規定の適用があることとなつたと
きは、道府県知事は、同項の譲渡担保権者の申
請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付す
るものとする。

7 道府県知事は、前項の規定により環境性能制
に係る地方団体の徴収金を還付する場合におい
て、還付を受けるべき者の未納に係る地方団体
の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこ
れに充当しなければならない。

8 前二項の規定により環境性能制に係る地方団
体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、
第六項の規定による還付の申請があつた日から
起算して十日を経過した日を第十七條の四第一
項各号に定める日とみなして、同項の規定を適
用する。

（自動車の返還があつた場合の環境性能制の納
税義務の免除等）

第百六十五条 道府県は、自動車販売業者から自
動車の取得をした者（以下この項及び次項にお
いて「自動車」の取得をした者」という。）が、
当該自動車の性能が良好でないことその他これ
に類する理由で総務省令で定めるものにより、
当該自動車の取得の日から一月以内に当該自動
車を当該自動車販売業者に返還した場合には、
当該自動車の取得をした者が取得した自動車に
對する環境性能制に係る納税義務を免除するも
のとする。

2 道府県が環境性能制を徴収した場合におい
て、当該環境性能制について前項の規定の適用
があることとなつたときは、道府県知事は、自
動車の取得をした者の申請に基づいて、当該環
境性能制額に相当する額を還付するものとし
る。

3 前条第七項の規定は、前項の規定により環境
性能制額を還付する場合について準用する。

（環境性能制の脱税に関する罪）

第百六十六条 偽りその他不正の行為により環境
性能制の全部又は一部を免れたときは、その違
反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百
万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合に
は、情状により、同項の罰金の額は、同項の規
定にかかわらず、百万円を超える額でその免れ
た税額に相当する額以下の額とすることができ
る。

3 第一項に規定するもののほか、申告書を申告書の提出期限までに提出しないことにより、環境性能割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ、

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(環境性能割の減免)

第百六十七條 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において環境性能割の減免を必要とするとき認める者その他特別の事情がある者に限り、当該道府県の条例で定めるところにより、環境性能割を減免することができる。

(環境性能割の更正及び決定)

第百六十八條 道府県知事は、申告書又は修正申告書の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は環境性能割額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 道府県知事は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査により、申告すべき課税標準額及び環境性能割額を決定する。

3 道府県知事は、第一項若しくはこの項の規定により更正し、又は前項の規定により決定した課税標準額又は環境性能割額について過不足額があることを知つたときは、その調査により、これを更正する。

4 道府県知事は、前三項の規定により課税標準額又は環境性能割額を更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(環境性能割の不足税額及びその延滞金の徴収)

第百六十九條 道府県の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下この款において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第百六十条第一項各号に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下この款において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限（第百六十四条第二項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日）の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する環境性能割の延滞金)

第百七十條 環境性能割の納税者は、第百六十条第一項各号に規定する納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 申告書の提出期限までに提出した申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。） 当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日

二 申告書の提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日又はその日の翌日から一月を経過する日

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日又はその日の翌日から一月を経過する日

四 第百六十四条第二項の規定により徴収を猶予した税額 当該猶予した期間の末日の翌日から一月を経過する日

道府県知事は、納税者が第百六十条第一項各号に規定する納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

第百七十一條 申告書の提出期限までに申告書の提出があつた場合（申告書の提出期限後に申告書の提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第百六十八条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合には、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該環境性能割についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までに申告書の提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る環境性能割額について同条第一項又は第三項の規定による更正があるときは、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までに申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後に申告書の提出があつた場合又は第百六十八条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後に申告書の提出があつた後において修正申告書の提出又は第百六十八条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第百六十八条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合は、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該環境性能割に係る申告書の提出期限後の申告又は第百六十八条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていないかつたことについて当該納税者の責めに

たことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（環境性能割の過少申告加算金及び不申告加算金）

提出があつた場合（申告書の提出期限後に申告書の提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第百六十八条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、道府県知事は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合には、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該環境性能割についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までに申告書の提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る環境性能割額について同条第一項又は第三項の規定による更正があるときは、この限りでない。

帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 申告書の提出期限後の申告書の提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係る環境性規制について第六十八條第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性規制について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第二号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後の申告書の提出若しくは修正申告書の提出又は第六十八條第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る環境性規制の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した環境性規制について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定

不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 申告書の提出期限後に申告書の提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係る環境性規制について第六十八條第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（環境性規制の重加算金）

第七十二條 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までに申告書を提出せず、又は申告書の提出期限後に申告書の提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第六十八條第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性規制について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第六十八條第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る環境性規制の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した環境性規制について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 道府県知事は、前三項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第六項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第三目 督促及び滞納処分

（環境性規制に係る督促）

第七十三條 納税者が納期限（更正又は決定があつた場合又は、不足税額の納期限。以下この項及び第六十七條第五款第三項において同じ。）までに環境性規制に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（環境性規制に係る督促手数料）

第七十四條 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合に、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（環境性規制に係る滞納処分）

第七十五條 環境性規制に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該環境性規制に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る環境性規制に係る地方団体の徴収金を完納しないとき

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに環境性規制に係る地方団体の徴収金を完納しないとき

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 環境性規制に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三條の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第十四條第一号に掲げる請求権に係る環境性規制に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る環境性規制に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができない。

6 前各項に定めるもののほか、環境性規制に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

（環境性能割に係る滞納処分に関する罪）
第七十六條 環境性能割の納税者が滞納処分

執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第七十七條 次の各号のいずれかに該当する場合
合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七十五條第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七十五條第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七十五條第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による環境性能割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七十七條の二 第七十五條第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二（同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七十七條の三から第七十七條の五まで
削除

第四目 市町村に対する交付

第七十七條の六 道府県は、当該道府県に納付された環境性能割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の百分の四十三に相当する額を、政令で定めるところにより、当該道府県内の市町村（特別区を含む。以下この項において同じ。）に対し、当該市町村が管理する市町村道（当該市町村がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）の延長及び面積に按分して交付するものとする。

2 道路法第七條第三項に規定する指定市（以下この項において「指定市」という。）を包括する道府県（以下この項において「指定道府県」という。）は、前項の規定によるほか、政令で定めるところにより、当該指定道府県に納付された環境性能割額に相当する額に政令で定める率を乗じて得た額の百分の三十五に相当する額に、当該指定道府県の区域内に存する一般国道等（一般国道、高速自動車国道及び都道府県道（当該指定道府県又は指定市がその管理について経費を負担しないものその他総務省令で定めるものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）の延長及び面積のうちに占める当該指定市の区域内に存する一般国道等の延長及び面積の割合を乗じて得た額を当該指定市に対して交付するものとする。

3 前二項の道路の延長及び面積は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。ただし、道路の種類、幅員による道路の種類その他の事情を参酌して、総務省令で定めるところにより補正することができる。

第三款 種別割

第一目 税率

第七十七條の七 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の標準税率は、一台につき

（種別割の標準税率）
て、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）

イ 営業用

（1） 総排気量が一
リットル以下のもの

（2） 総排気量が一
リットルを超え、
一・五リットル以下
のもの

（3） 総排気量が
一・五リットルを超
え、二リットル以下
のもの

（4） 総排気量が二
リットルを超え、
二・五リットル以下
のもの

（5） 総排気量が三
リットルを超え、
三・五リットル以下
のもの

（6） 総排気量が四
リットルを超え、
四・五リットル以下
のもの

（7） 総排気量が五
リットルを超え、
五・五リットル以下
のもの

（8） 総排気量が六
リットルを超え、
六・五リットル以下
のもの

（9） 総排気量が七
リットルを超え、
七・五リットル以下
のもの

（10） 総排気量が八
リットルを超え、
八・五リットル以下
のもの

（11） 総排気量が九
リットルを超え、
九・五リットル以下
のもの

（12） 総排気量が十
リットルを超え、
十・五リットル以下
のもの

（13） 総排気量が十一
リットルを超え、
十一・五リットル以下
のもの

（14） 総排気量が十二
リットルを超え、
十二・五リットル以下
のもの

（15） 総排気量が十三
リットルを超え、
十三・五リットル以下
のもの

（16） 総排気量が十四
リットルを超え、
十四・五リットル以下
のもの

（17） 総排気量が十五
リットルを超え、
十五・五リットル以下
のもの

（18） 総排気量が十六
リットルを超え、
十六・五リットル以下
のもの

（19） 総排気量が十七
リットルを超え、
十七・五リットル以下
のもの

（20） 総排気量が十八
リットルを超え、
十八・五リットル以下
のもの

（21） 総排気量が十九
リットルを超え、
十九・五リットル以下
のもの

（22） 総排気量が二十
リットルを超え、
二十・五リットル以下
のもの

（23） 総排気量が二十一
リットルを超え、
二十一・五リットル以下
のもの

（24） 総排気量が二十二
リットルを超え、
二十二・五リットル以下
のもの

（25） 総排気量が二十三
リットルを超え、
二十三・五リットル以下
のもの

一・五リットル以下
のもの

（3） 総排気量が
一・五リットルを超
え、二リットル以下
のもの

（4） 総排気量が二
リットルを超え、
二・五リットル以下
のもの

（5） 総排気量が三
リットルを超え、
三・五リットル以下
のもの

（6） 総排気量が四
リットルを超え、
四・五リットル以下
のもの

（7） 総排気量が五
リットルを超え、
五・五リットル以下
のもの

（8） 総排気量が六
リットルを超え、
六・五リットル以下
のもの

（9） 総排気量が七
リットルを超え、
七・五リットル以下
のもの

（10） 総排気量が八
リットルを超え、
八・五リットル以下
のもの

（11） 総排気量が九
リットルを超え、
九・五リットル以下
のもの

（12） 総排気量が十
リットルを超え、
十・五リットル以下
のもの

（13） 総排気量が十一
リットルを超え、
十一・五リットル以下
のもの

（14） 総排気量が十二
リットルを超え、
十二・五リットル以下
のもの

（15） 総排気量が十三
リットルを超え、
十三・五リットル以下
のもの

（16） 総排気量が十四
リットルを超え、
十四・五リットル以下
のもの

（17） 総排気量が十五
リットルを超え、
十五・五リットル以下
のもの

（18） 総排気量が十六
リットルを超え、
十六・五リットル以下
のもの

（19） 総排気量が十七
リットルを超え、
十七・五リットル以下
のもの

（20） 総排気量が十八
リットルを超え、
十八・五リットル以下
のもの

（21） 総排気量が十九
リットルを超え、
十九・五リットル以下
のもの

（22） 総排気量が二十
リットルを超え、
二十・五リットル以下
のもの

（23） 総排気量が二十一
リットルを超え、
二十一・五リットル以下
のもの

（24） 総排気量が二十二
リットルを超え、
二十二・五リットル以下
のもの

（25） 総排気量が二十三
リットルを超え、
二十三・五リットル以下
のもの

（26） 総排気量が二十四
リットルを超え、
二十四・五リットル以下
のもの

（27） 総排気量が二十五
リットルを超え、
二十五・五リットル以下
のもの

（28） 総排気量が二十六
リットルを超え、
二十六・五リットル以下
のもの

(4) 最大積載量が三トンを超え、四ト ン以下のもの	年額	一万五千 円
(5) 最大積載量が 四トンを超え、五ト ン以下のもの	年額	一万八千 五百円
(6) 最大積載量が 五トンを超え、六ト ン以下のもの	年額	二万二千 円
(7) 最大積載量が 六トンを超え、七ト ン以下のもの	年額	二万五千 五百円
(8) 最大積載量が 七トンを超え、八ト ン以下のもの	年額	二万九千 五百円
(9) 最大積載量が 八トンを超えるもの	年額	二万九千 五百円に 最大積載 量が八ト ンを超え る部分一 トンまで ごとに四 千七百円 を加算し た額

ロ 家用（けん引自動車であるもの及び被けん引自動車であるものを除く。）	年額	八千円
(1) 最大積載量が 一トン以下のもの	年額	一万五千 円
(2) 最大積載量が 一トンを超え、二ト ン以下のもの	年額	一万六千 円
(3) 最大積載量が 二トンを超え、三ト ン以下のもの	年額	二万五百 円
(4) 最大積載量が 三トンを超え、四ト ン以下のもの	年額	二万五千 円
(5) 最大積載量が 四トンを超え、五ト ン以下のもの	年額	三万円
(6) 最大積載量が 五トンを超え、六ト ン以下のもの	年額	三万五千 円

(7) 最大積載量が 六トンを超え、七ト ン以下のもの	年額	三万五千 円
(8) 最大積載量が 七トンを超え、八ト ン以下のもの	年額	四万五千 円
(9) 最大積載量が 八トンを超えるもの	年額	四万五千 円に最大 積載量が 八トンを 超える部 分一トン までごと に六千三 百円を加 算した額
ハ けん引自動車	年額	七千五百 円
(1) 営業用	年額	七千五百 円
(i) 小型自動車であるもの	年額	一万五千 円
(ii) 普通自動車であるもの	年額	一万二千 円
(2) 家用	年額	二万六千 円
(i) 小型自動車であるもの	年額	三万九百 円
(ii) 普通自動車であるもの	年額	七千五百 円
(iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの	年額	七千五百 円に最大 積載量が 八トンを 超える部 分一トン までごと に三千八 百円を加 算した額
(2) 家用	年額	二万六千 円

(i) 小型自動車であるもの	年額	五千三百 円
(ii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トン以下のもの	年額	一万二千 円
(iii) 普通自動車であるもので最大積載量が八トンを超えるもの	年額	一万二千 円に最大 積載量が 八トンを 超える部 分一トン までごと に五千百 円を加算 した額
三 バス（三輪の小型自動車であるものを除く。以下この号において同じ。）	年額	二万六千 円
イ 営業用	年額	二万六千 円
(1) 一般乗合用バス（道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するバスをいう。（2）において同じ。）	年額	二万六千 円
(i) 乗車定員が三十人以下のもの	年額	二万六千 円
(ii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額	二万六千 円
(iii) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額	二万六千 円
(iv) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額	二万六千 円
(v) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額	二万六千 円
(vi) 乗車定員が八十人を超え、九十人以下のもの	年額	二万六千 円
(vii) 乗車定員が九十人を超え、百人以下のもの	年額	二万六千 円
(2) 一般乗合用バス以外のバス	年額	二万六千 円
(i) 乗車定員が三十人以下のもの	年額	二万六千 円

(i) 乗車定員が三十人を超え、四十人以下のもの	年額	三万二千 円
(ii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額	三万八千 円
(iii) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額	四万四千 円
(iv) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額	五万五千 円
(v) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額	六万四千 円
(vi) 乗車定員が八十人を超え、九十人以下のもの	年額	七万四千 円
(vii) 乗車定員が九十人を超え、百人以下のもの	年額	八万三千 円
(2) 一般乗合用バス以外のバス	年額	二万六千 円
(i) 乗車定員が三十人以下のもの	年額	二万六千 円
(ii) 乗車定員が四十人を超え、五十人以下のもの	年額	二万六千 円
(iii) 乗車定員が五十人を超え、六十人以下のもの	年額	二万六千 円
(iv) 乗車定員が六十人を超え、七十人以下のもの	年額	二万六千 円
(v) 乗車定員が七十人を超え、八十人以下のもの	年額	二万六千 円
(vi) 乗車定員が八十人を超え、九十人以下のもの	年額	二万六千 円
(vii) 乗車定員が九十人を超え、百人以下のもの	年額	二万六千 円
(2) 一般乗合用バス以外のバス	年額	二万六千 円
(i) 乗車定員が三十人以下のもの	年額	二万六千 円

ロ 家用
前項第二号に掲げる自動車のうち最大乗車定員が四人以上であるものに対して課する種別割の標準税率は、同項の規定にかかわらず、同号

に定める額に、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

一 営業用

イ 総排気量が一リットル以下のもの 三千七百円

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 四千七百円

ハ 総排気量が一・五リットルを超えるものの 六千三百円

二 家用

イ 総排気量が一リットル以下のもの 五百円

ロ 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 六千三百円

ハ 総排気量が一・五リットルを超えるものの 八千円

3 積雪により、通常、一定の期間において自動車運行の用に供することができないと認められる地域に主たる定置場を有する自動車に対して課する種別割の標準税率は、前二項の規定にかかわらず、前二項の税率に、それぞれ政令で定める割合を乗じた税率とする。ただし、その割合は、十分の七を下ることができない。

4 道府県は、前三項に定める標準税率を超える税率で種別割を課する場合には、前三項の税率に、それぞれ一・五を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

5 道府県は、第一項各号に掲げる自動車以外の自動車及び同項各号に掲げる自動車当該各号の区分により難いものについては、同項各号の区分とは別に、用途、総排気量、定格出力、最大積載量、乗車定員その他の自動車の諸元により区分を設けて、種別割の税率を定めることができる。この場合においては、前各項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

第二目 賦課及び徴収

(種別割の賦課期日)

第百七十七条の八 種別割の賦課期日は、四月一日とする。

(種別割の納期)

第百七十七条の九 種別割の納期は、五月中において、当該道府県の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合には、これと異なる納期を定めることができる。

(種別割の納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第百七十七条の十 第百七十七条の八に規定する種別割の賦課期日（以下この条及び次条第三項

において「賦課期日」という。）後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をもつて、種別割を課する。

2 賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて、種別割を課する。

3 賦課期日後に用途その他の自動車の諸元の変更により適用すべき種別割の税率に異動があつた場合には、当該自動車に対して課する種別割の納税義務者には、当該年度については、異動前の適用すべき種別割の税率により、種別割を課する。

4 賦課期日後にその主たる定置場が一の道府県から他の道府県に変更された場合又は自動車の所有者の変更があつた場合には、当該年度の末日に当該変更があつたものとみなして、第一項及び第二項の規定を適用する。ただし、自動車の所有者の変更があつた場合において、変更前の所有者又は変更後の所有者のいずれかが、この項以外の法令の規定に基づき当該自動車に対して種別割を課されないときは、この限りでない。

(種別割の徴収の方法)

第百七十七条の十一 種別割の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 種別割を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

3 新規登録の申請があつた自動車について前条第一項の規定により課する種別割の徴収については、賦課期日後翌年二月末日までの間に納税義務が発生した場合に限り、第一項の規定にかかわらず、証紙徴収の方法によらなければならない。

4 道府県は、前項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、納税者が新規登録の申請をしたときに、当該道府県が発行する証紙を第百七十七条の十三第一項の規定により提出すべき申告書又は報告書に貼らせることによりその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより証紙の額面金額に相当する金額を証紙代金収納計器で表示させることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

5 道府県は、前項の規定により納税者が証紙を貼つた場合には、当該証紙を貼つた紙面と当該証紙の彩紋とにかけ、当該道府県の印で判明にこれを消さなければならない。

6 第四項の証紙の取扱いに関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

7 第四項の申告書又は報告書の提出がなかつたことにより、第三項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて徴収することができない場合には、当該種別割の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

(種別割の徴収の方法の特例)

第百七十七条の十二 道府県は、納税者が情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して新規登録の申請を行う場合において、同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して、又は第七百四十七条の二第二項の規定により第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、次条第一項の規定による申告書又は報告書の提出を行うときは、前条第三項から第六項までの規定によるほか、当該道府県の条例で定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をしたときに、当該登録の申請に係る自動車に対して課する種別割を総務省令で定める方法により徴収することができる。

(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第百七十七条の十三 種別割の納税義務者は、新規登録、道路運送車両法第十二条第一項に規定する変更登録又は移転登録の申請をした場合その他当該道府県の条例で定める場合には、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に關し必要な事項を記載した申告書又は報告書を道府県知事に提出しなければならない。

2 第百七十七条の八第一項に規定する自動車の売主は、当該道府県の条例で定めるところにより、当該道府県知事から当該自動車の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該自動車の買主の住所又は居所その他当該自動車に対して課する種別割の賦課徴収に關し必要な事項を報告しなければならない。

(種別割に係る虚偽の申告等に関する罪)

第百七十七条の十四 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第百七十七条の十五 道府県は、種別割の納税義務者又は第百四十七条第一項に規定する自動車の売主が第百七十七条の十三の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に對し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(種別割の脱税に関する罪)

第百七十七条の十六 偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

3 第一項に規定するもののほか、第百七十七条の十三第一項の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、種別割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の

期間は、同項の罪についての時効の期間による。

(種別割の減免)

第一百七十七条の十七 道府県知事は、天災その他の特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とする者限り、当該道府県の条例で定めるところにより、種別割を減免することができる。

(納期限後等に納付する種別割の延滞金)

第一百七十七条の十八 種別割の納税者は、第一百七十七条の九の納期限(納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この款において同じ。)後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、当該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 第一百七十七条の十一第七項の規定により普通徴収の方法によつて種別割を徴収する場合に

は、道府県の徴税吏員は、前項の規定にかかわらず、当該税額に、当該種別割に係る納税通知書を発した日の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント(当該納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 道府県知事は、納税者が第一百七十七条の九の納期限まで又は第一百七十七条の十一第四項若しくは第一百七十七条の十二の規定により税金を払い込むべき日に税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、前二項の延滞金額を減免することができる。

第三目 督促及び滞納処分
(種別割に係る督促)

第一百七十七条の十九 納税者が納期限までに種別割に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発ししなければならない。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(種別割に係る督促手数料)

第一百七十七条の二十 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(種別割に係る滞納処分)

第一百七十七条の二十一 種別割に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該種別割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえない限り、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までその督促に係る種別割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに種別割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 種別割に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日まで

に、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第二項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関(破産法第十四条第一号に掲げる請求権に係る種別割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に対し、滞納に係る種別割に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条の滞納処分若しくは国税の滞納処分又はこれらに類するものによる処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるものその他種別割に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(種別割に係る滞納処分に関する罪)

第一百七十七条の二十二 種別割の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第一百七十七条の二十三 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第一百七十七条の二十一第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第一百七十七条の二十一第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類(同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第一百七十七条の二十一第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第一百七十七条の二十四 第一百七十七条の二十一第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第九節 鉱区税

(鉱区税の納税義務者等)

第一百七十八条 鉱区税は、鉱区に対し、面積を課税標準として、鉱区所在の道府県において、その鉱業権者(鉱業法(昭和二十五年法律第二百八十九号)第二十条又は第四十二条の規定により試掘権が存続するものとみなされる期間において試掘することができる者を含む。)に課する。

(鉱区税の非課税の範囲)

第一百七十九条 道府県は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、鉱区税を課することができない。

(鉱区税の税率)

第一百八十条 鉱区税の税率は、次の各号に掲げる鉱区について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区

試掘鉱区 面積百アルルごとに 年額 二百円

採掘鉱区 面積百アルルごとに 年額 四百円

二 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区

面積百アルルごとに 年額 二百円

2 石油又は可燃性天然ガスを目的とする鉱業権の鉱区についての鉱区税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項第一号に規定する税率の三分の二とする。

3 第一項の場合において、百アルル未満の端数は、百アルルとみなす。

(鉅区税の賦課期日)

第百八十一条 鉅区税の賦課期日は、四月一日とする。

(鉅区税の納期)

第百八十二条 鉅区税の納期は、五月中において、当該道府県の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

(鉅区税の納税義務の発生、消滅に伴う賦課)

第百八十三条 鉅区税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、月割をもつて、鉅区税を課する。

2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもつて、鉅区税を課する。

3 鉅区税の賦課後にその課税客体である鉅区の承継があつた場合においては、前の納税者の納税をもつて後の納税義務者の納税とみなし、前二項の規定は、適用しない。

(鉅区税の徴収の方法)

第百八十四条 鉅区税の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 鉅区税を徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(鉅区税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第百八十五条 鉅区税の納税義務者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、鉅区税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

(鉅区税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第百八十六条 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(鉅区税に係る不申告等に関する過料)

第百八十七条 道府県は、鉅区税の納税義務者が第百八十五条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に

対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(徴税吏員の鉅区税に関する調査に係る質問検査権)

第百八十八条 道府県の徴税吏員は、鉅区税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合において、納税義務者又は納税義務があると認められる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 鉅区税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第二百条第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(鉅区税に係る検査拒否等に関する罪)

第百八十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し回答をしないとき、又は虚偽の回答をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(鉅区税の納税管理人)

第百九十条 鉅区税の納税義務者は、納税義務を負う道府県内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該道府県の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを道府県知事に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて道府県知事に申請し、その承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る鉅区税の徴収の確保に支障がないことについて道府県知事に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(鉅区税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第百九十一条 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(鉅区税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第百九十一条の二 道府県は、第百九十条第二項の認定を受けていない鉅区税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(鉅区税の脱税に関する罪)

第百九十二条 偽りその他不正の行為により鉅区税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

る。

3 第一項に規定するもののほか、第百八十五条の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、鉅区税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

る。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第百九十三条 削除

(鉅区税の減免)

第百九十四条 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において鉅区税の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、鉅区税を減免することができる。

(鉅区税の連帯納付義務)

第百九十五条 公売及び競売以外の事由に因る鉅業権の移転があつた場合において、旧鉅業権者の未納の鉅区税に係る地方団体の徴収金があるときは、新鉅業権者は、旧鉅業権者と連帯して、これを納付する義務を負う。

(納期限後に納付する鉅区税の延滞金)

第百九十六条 鉅区税の納税者は、第百八十二条

の納期限(納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下鉅区税について同様とする。)後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の

為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

る。

3 第一項に規定するもののほか、第百八十五条の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、鉅区税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

る。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第百九十三条 削除

(鉅区税の減免)

第百九十四条 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において鉅区税の減免を必要とすると認める者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、鉅区税を減免することができる。

(鉅区税の連帯納付義務)

第百九十五条 公売及び競売以外の事由に因る鉅業権の移転があつた場合において、旧鉅業権者の未納の鉅区税に係る地方団体の徴収金があるときは、新鉅業権者は、旧鉅業権者と連帯して、これを納付する義務を負う。

(納期限後に納付する鉅区税の延滞金)

第百九十六条 鉅区税の納税者は、第百八十二条

の納期限(納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下鉅区税について同様とする。)後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の

翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。

2 道府県知事は、納税者が第百八十二条の納期限までに税金を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第百九十七条 削除

（鉅区税に係る督促）

第百九十八条 納税者が納期限までに鉅区税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発ししなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（鉅区税に係る督促手数料）

第百九十九条 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（鉅区税に係る滞納処分）

第二百条 鉅区税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該鉅区税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る鉅区税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに鉅区税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 鉅区税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第百四十四条第一号に掲げる請求権に係る鉅区税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る鉅区税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるものその他鉅区税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

（鉅区税に係る滞納処分に関する罪）

第二百一条 鉅区税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による鉅区税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第二百二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二百六条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第二百六条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第二百六条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による鉅区税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第二百三条 第二百六条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第百九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百四条から第二百五八条まで 削除

第十節 道府県法定外普通税

（道府県法定外普通税の新設変更）

第二百五十九条 道府県は、道府県法定外普通税の新設又は変更（道府県法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

2 道府県は、当該道府県の道府県法定外普通税の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該道府県法定外普通税の課税標準の合計が当該道府県法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えると見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該道府県法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第二百六十条 総務大臣は、前条の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る道府県法定外普通税の新設又は変更について異議があるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

第二百六十条の二 総務大臣は、第二百五十九条第一項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（総務大臣の同意）

第二百六十一条 総務大臣は、第二百五十九条第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る道府県法定外普通税について次に掲げる事由のいずれかがありと認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

（道府県法定外普通税の非課税の範囲）

第二百六十二条 道府県は、次に掲げるものに対しては、道府県法定外普通税を課することができない。

一 道府県外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入

二 道府県外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入

三 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの（道府県法定外普通税の徴収の方法）

第二百六十三条 道府県法定外普通税の徴収については、徴収の便宜に従ひ、当該道府県の条例の定めるところによつて、普通徴収、申告納

付、特別徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

（徴税吏員の道府県法定外普通税に関する調査に係る質問検査権）

第二百六十四条 道府県の徴税吏員は、道府県法
定外普通税の賦課徴収に関する調査のために必
要がある場合においては、次に掲げる者に質問
し、又は第一号から第三号までの者の事業に関
する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁
的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の
知覚によつては認識することができない方式で
作られる記録であつて、電子計算機による情報
処理の用に供されるものをいう。）の作成又は
保存がされている場合における当該電磁的記録
を含む。次条第一項第一号及び第二号において
同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該
物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出
を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められ
る者

二 特別徴収義務者

三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付す
る義務があると認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該道府県法
定外普通税の賦課徴収に関し直接関係がある
と認められる者

2 前項第一号又は第二号に掲げる者を分割法人
（分割によりその有する資産及び負債の移転を
行つた法人をいう。以下本項において同じ。）
とする分割に係る分割承継法人（分割により分
割法人から資産及び負債の移転を受けた法人を
いう。以下本項において同じ。）及び前項第一
号又は第二号に掲げる者を分割承継法人とする
分割に係る分割法人は、同項第三号に規定する
金銭又は物品を給付する義務があると認められ
る者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、
その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請
求があつたときは、これを提示しなければならない。
ない。

4 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところに
より、第一項の規定により提出を受けた物件を
留め置くことができる。

5 道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する
調査については、第一項の規定にかかわらず、
第二百八十五条第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第四項の規定による道府県の徴税
吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたも
のと解釈してはならない。

（道府県法定外普通税に係る検査拒否等に関す
る罪）

第二百六十五条 次の各号のいずれかに該当する
場合には、その違反行為をした者は、一年以下
の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の
検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提
出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応
ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳
簿書類その他の物件（その写しを含む。）を
提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答
弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
又は財産に関して前項の違反行為をした場合に
は、その行為者を罰する外、その法人又は人に
対し、同項の罰金を科する。

（道府県法定外普通税の納税管理人）

第二百六十六条 道府県法定外普通税の納税義務
者（特別徴収に係る道府県法定外普通税の納税
義務者を除く。次項及び第二百六十八条におい
て同じ。）又は特別徴収義務者は、納付義務又
は納入義務を負う道府県内に住所、居所、事務
所又は事業所（以下本項において「住所等」と
いう。）を有しない場合においては、納付又は
納入に関する一切の事項を処理させるため、当
該道府県の条例で定める地域内に住所等を有す
る者のうちから納税管理人を定めてこれを道府
県知事に申告し、又は当該地域外に住所等を有
する者のうち当該事項の処理につき便宜を有す
るものを納税管理人として定めることについて
道府県知事に申請してその承認を受けなければ
ならない。納税管理人を変更し、又は変更しよ
うとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又
は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別
徴収義務者に係る道府県法定外普通税の徴収の
確保に支障がないことについて道府県知事に申
請してその認定を受けたときは、納税管理人を
定めることを要しない。

（道府県法定外普通税の納税管理人に係る虚偽
の申告等に関する罪）

第二百六十七条 前条第一項の規定により申告す
べき納税管理人について虚偽の申告をし、又は

偽りその他不正の手段により同項の承認若しく
は同条第二項の認定を受けたときは、その違反
行為をした者は、三十万円以下の罰金に処す
る。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
又は財産に関して前項の違反行為をした場合に
は、その行為者を罰するほか、その法人又は人
に對し、同項の罰金を科する。

（道府県法定外普通税の納税管理人に係る不申
告に関する過料）

第二百六十八条 道府県は、第二百六十六条第二
項の認定を受けていない道府県法定外普通税の
納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の
承認を受けていないものが同項の規定によつて
申告すべき納税管理人について正当な事由がな
くて申告をしなかつた場合においては、その者
に對し、当該道府県の条例で十万円以下の過料
を科する旨の規定を設けることができる。

第二百六十九条 削除

（道府県法定外普通税の普通徴収の手続）

第二百七十条 道府県法定外普通税を普通徴収に
よつて徴収しようとする場合において納税者に
交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期
限前十日までに納税者に交付しなければならない。

（道府県法定外普通税の賦課徴収に関する申告
又は報告の義務）

第二百七十一条 道府県法定外普通税の納税義務
者は、当該道府県の条例の定めるところによつ
て、当該道府県法定外普通税の賦課徴収に関し
同条例で定める事項を申告し、又は報告しなけ
ばならない。

（道府県法定外普通税に係る虚偽の申告等に関
する罪）

第二百七十二條 前条の規定により申告し、又は
報告すべき事項について虚偽の申告又は報告を
したときは、その違反行為をした者は、一年以
下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
又は財産に関して前項の違反行為をした場合に
は、その行為者を罰する外、その法人又は人に
對し、同項の罰金を科する。

（道府県法定外普通税に係る不申告等に関する
過料）

第二百七十三条 道府県は、道府県法定外普通税
の納税義務者が第二百七十一条の規定によつて

申告し、又は報告すべき事項について正当な事
由がなくて申告又は報告をしなかつた場合にお
いては、その者に對し、当該道府県の条例で十
万円以下の過料を科する旨の規定を設けること
ができる。

（道府県法定外普通税の減免）

第二百七十四条 道府県知事は、天災その他特別
の事情がある場合において道府県法定外普通税
の減免を必要とする者、貧困に因り生活のため
公私の扶助を受ける者その他特別の事情があ
る者に限り、当該道府県の条例の定めるところ
により、当該道府県法定外普通税を減免する
ことができる。但し、特別徴収義務者につ
いては、この限りでない。

（道府県法定外普通税の申告納付の手続等）

第二百七十四条の二 道府県法定外普通税を申告
納付すべき納税者は、当該道府県の条例で定め
る期間内における課税標準額、税額その他同条
例で定める事項を記載した申告書を同条例で定
める納期限までに道府県知事に提出し、及びそ
の申告した税額を当該道府県に納付しなければ
ならない。

2 前項の規定によつて申告書を提出した者は、
申告書を提出した後においてその申告に係る課
税標準額又は税額を修正しなければならない場
合においては、当該道府県の条例で定める様式
によつて、遅滞なく、修正申告書を提出すると
ともに、修正に因り増加した税額があるときは
、これを納付しなければならない。

（道府県法定外普通税の特別徴収の手続）

第二百七十五条 道府県法定外普通税を特別徴収
によつて徴収しようとする場合においては、当
該道府県法定外普通税の徴収の便宜を有する者
を当該道府県の条例によつて特別徴収義務者と
して指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該道府県法定外
普通税の納期限までにその徴収すべき道府県法
定外普通税に係る課税標準額、税額その他同条
例で定める事項を記載した納入申告書を道府県
知事に提出し、及びその納入金を当該道府県に
納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち道
府県法定外普通税の納税者が特別徴収義務者に
支払わなかつた税金に相当する部分について
は、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求
償権を有する。

- 額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合には、道府県知事は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収し計算しなければならぬ。ただし、納入申告書の提出期限後までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。
- 一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第二百七十六条第二項の規定による決定があつた場合
- 二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第二百七十六条第一項若しくは第三項の規定による更正正があつた場合
- 三 第二百七十六条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正正があつた場合
- 3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該道府県法定外普通税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金

[illegible]

項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る道府県法定外普通税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した道府県法定外普通税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る道府県法定外普通税について道府県知事の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 道府県知事は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（道府県法定外普通税に係る重加算金）

第二百七十九条 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書又は修正申告書を提出したときは、道府県知事は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）におい

て、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、道府県知事は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基きき納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、道府県法定外普通税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第二百七十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る道府県法定外普通税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した道府県法定外普通税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 道府県知事は、第二項の規定に該当する場合において、納入申告書又は修正申告書の提出について前条第六項に規定する事由があるときは、当該納入申告に係る税額又は修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 道府県知事は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

（納期限後に納付し、又は申告納入する道府県法定外普通税の延滞金）

第二百八十条 道府県法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。）以下道府県法定外普通税について同様とする。）後にその税金（第二百七十四条の第二項の規定による修正に因り増加した税額を含む。）以下本条において同様とする。）を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間（同項の規定による修正により増加した税額にあつては、同項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間））については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

2 道府県知事は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（道府県法定外普通税の脱税等に関する罪）

第二百八十一条 偽りその他不正の行為により道府県法定外普通税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第二百七十五条第二項の規定により徴収して納入すべき道府県法定外普通税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第二百七十一条の規定により申告し、又は報告すべき事項に

ついて申告又は報告をしないことにより、道府県法定外普通税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第二百八十二条 削除

（道府県法定外普通税に係る督促）

第二百八十三条 納税者又は特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。）以下道府県法定外普通税について同様とする。）までに道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（道府県法定外普通税に係る督促手数料）

第二百八十四条 道府県の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（道府県法定外普通税に係る滞納処分）

第二百八十五条 道府県法定外普通税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその

- 督促に係る道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
- 三 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。
- 四 道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。
- 五 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関（破産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合）には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。
- 六 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押により行うことができる。
- 七 前各項に定めるものその他道府県法定外普通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。
- 八 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。
- 九 （道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する罪）
- 第二百八十六条 道府県法定外普通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは

- 2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免かれさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。
- 3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第二百八十七条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。
- 二 第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類(同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による道府県法定外普通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第二百八十八条 第二百八十五条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第百

九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百八十九条 削除

（道府県法定外普通税の証紙徴収の手続）

第二百九十条 道府県は、道府県法定外普通税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者に当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、道府県は、当該道府県法定外普通税を納付する義務が発生することを証する書類その他の物件に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

2 道府県又は特別徴収義務者は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面その他の物件と証紙の彩紋とにかけて当該道府県の印又は特別徴収義務者の印若しくは署名で判明にこれを消さなければならない。

3 第一項の証紙の取扱に關しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

第二百九十一条 削除

第三章 市町村の普通税

第一節 市町村民税

第一款 通則

（市町村民税に関する用語の意義）

第二百九十二条 市町村民税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 均等割 均等の額により課する市町村民税をいう。

二 所得割 所得により課する市町村民税をいう。

三 法人税割 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める市町村民税をいう。

イ この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この項及び第三百二十一条の八において「内国法人」という。） 法人税額を課税標準として課する市町村民税

ロ この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下この節において「外国法人」という。） 次に掲げる法人税額の区分ごとに、当該法人税額を課税標準として課する市町村民税

四

- (1) 法人税法第四百四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額
- (2) 法人税法第四百四十一条第一号に掲げる国内源泉所得に対する法人税額

法人税額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 内国法人 法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額（各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額（同法第八十二条の二第一項に規定する国際最低課税額をいう。）に対する法人税の額を除く。）で、法人税法第六十八条（租税特別措置法第三条の三第五項、第六条第三項、第八条の三第五項、第九条の二第四項、第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十二条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条（租税特別措置法第六十六条の七第一項及び第六十六条の九の三第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六十九条の二（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第九条の六第四項、第九条の六の二第四項、第九条の六の三第四項及び第九条の六の四第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第七十条並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第二項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一（第一項、第三項から第五項まで及び第八項を除く。）、第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項から第九項まで及び第十二項を除く。）、第七十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）、及び第六十六条の九の三（第二項、第五項及び第九項から第十二項までを除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申

告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

ロ 外国法人 次に掲げる国内源泉所得の区分ごとに、法人税法その他の法人税に関する法令の規定により計算した法人税額で、法人税法第百四十四条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第二項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する法人税法第六十八条（租税特別措置法第九条の三の二第七項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第二項及び第四十一条の二十二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに租税特別措置法第四十二条の四、第四十二条の十（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く）、第四十二条の十一（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く）、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）及び第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項から第九項まで及び第十二項を除く。）の規定の適用を受ける前のものをいい、法人税に係る延滞税、利子税、過少申告加算税、無申告加算税及び重加算税の額を含まないものとする。

(1) 法人税法第百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得

(2) 法人税法第百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得

四の二 資本金等の額 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額をいう。

イ 第三百二十一条の八第一項の規定により申告納付する法人（ロ及びハに掲げる法人

を除く。） 同項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額と、当該算定期間の初日前に終了した各事業年度（イ及びロにおいて「過去事業年度」という。）の（一）に掲げる金額の合計額から過去事業年度の（二）及び（三）に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該算定期間中の（一）に掲げる金額を加算し、これから当該算定期間中の（三）に掲げる金額を減算した金額との合計額

(1) 平成二十二年四月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもの）を除き、総務省令で定めるものに限る。）を同法第四百五十条の規定により資本金とし、又は同法第四百四十八条第一項第二号の規定により利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした金額

(2) 平成十三年四月一日から平成十八年四月三十日までの間に、資本又は出資の減少（金銭その他の資産を交付したものを除く。）による資本の欠損の填補に充てた金額並びに会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（二）において「会社法整備法」という。）第六十四条の規定による改正前の商法（二）において「旧商法」という。）第二百八十九條第一項及び第二項（これらの規定を会社法整備法第一条の規定による廃止前の有限会社法（二）において「旧有限会社法」という。）第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本準備金による旧商法第二百八十九條第一項及び第二項第二号（これらの規定を旧有限会社法第四十六条において準用する場合を含む。）に規定する資本の欠損の填補に充てた金額

(3) 平成十八年五月一日以後に、会社法第四百四十六条に規定する剰余金（同法第四百四十七条又は第四百四十八条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第

四百五十二条の規定により総務省令で定める損失の填補に充てた金額

ロ 第三百二十一条の八第一項の規定により申告納付する法人のうち法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）若しくは第四百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの（ハに掲げる法人を除く。）又は第三百二十一条の八第二項の規定により申告納付する法人（ハに掲げる法人を除く。） 政令で定める日現在における同法第二条第十六号に規定する資本金等の額と、過去事業年度のイ（一）に掲げる金額の合計額から過去事業年度のイ（二）及びイ（三）に掲げる金額の合計額を控除した金額との合計額

ハ 保険業法に規定する相互会社 純資産額として政令で定めるところにより算定した金額

五 給与所得 所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得をいう。

六 退職手当等 所得税法第三十条第一項に規定する退職手当等（同法第三十一条において退職手当等とみなされる一時金及び租税特別措置法第二十九条の四において退職手当等とみなされる金額を含む。）をいう。

七 同一生計配偶者 市町村民税の納税義務者の配偶者でその納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、当該年度の初日の属する年の前年（以下この条、第二百九十五条、第三百十三條から第三百十七條の三まで及び第三百十七條の六から第三百二十一条の七の九までにおいて「前年」という。）の合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。

八 控除対象配偶者 同一生計配偶者のうち、前年の合計所得金額が千万円以下である市町村民税の納税義務者の配偶者をいう。

九 扶養親族 市町村民税の納税義務者の親族（その納税義務者の配偶者を除く。）並びに児童福祉法第二十七條第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託された児童及び老人福祉法第十一条第一項第三号

の規定により同号に規定する養護受託者に委託された老人でその納税義務者と生計を一にするもの（第三百十三條第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除く。）のうち、前年の合計所得金額が四十八万円以下である者をいう。

十 障害者 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者、失明者その他の精神又は身体に障害がある者で政令で定めるものをいう。

十一 寡婦 次に掲げる者でひとり親に該当しないものをいう。

イ 夫と離婚した後婚姻をしていない者のうち、次に掲げる要件を満たすもの

(1) 扶養親族を有すること

(2) 前年の合計所得金額が五百万円以下であること

(3) その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと

ロ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、イ（二）及び（三）に掲げる要件を満たすもの

十二 ひとり親 現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で政令で定めるもののうち、次に掲げる要件を満たすものをいう。

イ その者と生計を一にする子で政令で定めるものを有すること

ロ 前年の合計所得金額が五百万円以下であること

ハ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者として総務省令で定めるものがないこと

十三 合計所得金額 第三百十三條第八項及び第九項の規定による控除前の同条第一項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額をいう。

十四 恒久的施設 次に掲げるものをいう。ただし、我が国が締結した租税に関する二重課税の回避又は脱税の防止のための条約においては、次に掲げるものと異なる定めがある場合には、当該条約の適用を受ける外国法人について

- 2 前項第一号の市町村内に住所を有する個人とは、住民基本台帳法の適用を受ける者についてては、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者という。
- 3 市町村は、当該市町村の住民基本台帳に記録されていない個人が当該市町村内に住所を有する者である場合には、その者を当該住民基本台帳に記録されている者とみなして、その者に市町村民税を課することができる。この場合において、市町村長は、その者が他の市町村の住民基本台帳に記録されていることを知ったときは、その旨を当該他の市町村の長に通知しなければならぬ。
- 4 前項の規定により市町村民税を課された者に對しては、その者が記録されている住民基本台帳に係る市町村は、第二項の規定にかかわらず、市町村民税を課することができる。
- 5 外国法人に對するこの節の規定の適用については、恒久的施設をもつて、その事務所又は事業所とする。
- 6 第二百九十六条第一項第二号に掲げる者で収益事業を行うもの又は法人課税信託の引受けを行うものに対する市町村民税は、第一項の規定にかかわらず、当該収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の市町村において課する。
- 7 公益法人等（法人税法第二条第六号の公益法人等並びに防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）のうち第二百九十六条第一項第二号に掲げる者以外のもの及び次項の規定により法人とみなされるものに對する法人税割（法人税法第七十四条第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人税割に限る。）は、第一項の規定にかかわらず、これらの者の収益事業又は法人課税信託の信託事務を行う事務所又は事業所所在の市町村において課する。

- 8 法)でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの(当該社団又は財団で収益事業を廃止したものを含む。以下市町村民税について「人格のない社団等」という。又は法人課税信託の引受けを行うものとは、法人とみなして、この節(第三百二十一一条の八第六十二項から第七十八項までを除く。)の規定中法人の市町村民税に関する規定を適用する。
- 9 第六項から前項までの収益事業の範囲は、政令で定める。
(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)
- 第二百九十四条の二 法人課税信託の受託者は、各法人課税信託の信託資産等(信託財産に属する資産及び負債並びに当該信託財産に帰せられる収益及び費用をいう。以下この項及び次項において同じ。)及び固有資産等(法人課税信託の信託資産等以外の資産及び負債並びに収益及び費用をいう。同項において同じ。)ごとに、それぞれ別々の者とみなして、この節(前条、次条、第二百九十四条の三、第二百九十六条、第二百九十九条から第三百二条まで、第三百十二一条、第三百七条の四、第三百七条の五、第三百七条の七、第三百二十一条の八第三十一項、第三百二十一条の八の三、第三百二十一条の九、第三百二十四条、第三百二十八条の八、第三百二十八条の十六及び第六款を除く。第三項から第五項までにおいて同じ。)の規定を適用する。
- 2 前項の場合において、各法人課税信託の信託資産等及び固有資産等は、同項の規定によりみなされた各別々の者にそれぞれ帰属するものとする。
- 3 所得税法第六条の三の規定は、前二項の規定をこの節の規定中個人の市町村民税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 4 法人税法第四条の三の規定は、第一項及び第二項の規定をこの節の規定中法人の市町村民税に関する規定において適用する場合について準用する。
- 5 第一項、第二項及び前項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

[illegible]

整理組合並びに独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構

二 日本赤十字社、社会福祉法人、更生保護法人、宗教法人、学校法人、私立学校法第六十四条第四項の法人、労働組合法による労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第二条第五項に規定する法人である職員団体等、漁船保険組合、漁業信用基金協会、漁業共済組合及び漁業共済組合連合会、信用保証協会、農業共済組合及び農業共済組合連合会、農業協同組合連合会（医療法第三十一条に規定する公的医療機関に該当する病院又は診療所を設置するもので政令で定めるものに限る）、中小企業団体中央会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学校振興・共済事業団、公益社団法人又は公益財団法人で博物館法第二条第一項の博物館を設置することを主たる目的とするもの又は学術の研究を目的とするもの並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等限りでない。

2 市町村は、前項各号に掲げる者に対しては、市町村民税の法人税割を課することができない。ただし、同項第二号に掲げる者が収益事業又は法人課税信託の引受けを行う場合は、この限りでない。

3 前二項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第二百九十七条 削除

（徴税吏員の市町村民税に関する調査に係る質問検査権）

第二百九十八条 市町村の徴税吏員は、市町村民税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物

件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 給付支払報告書を提出する義務がある者及び特別徴収義務者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該市町村民税の賦課徴収に直接関係があると認められる者

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 市町村民税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第三百三十一條第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（市町村民税に係る検査拒否等に関する罪）

第二百九十九條 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの（人格のない社団等を除く。以下この項において「その他の社団等」という。）を含む。以下この項、第三百七十七條の七第二項、第三百二十四條第七項及び第八項、第三百二十八條の十六第四項及び第五項、第三百三十二條第四項並びに第三百三十三條第二項において同じ。）の代表者（人格のない社団等の管理人及びその他の社団等の代表者又は他の

百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、政令で定める日）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表の第一号ホ中「資本金等の額」とあるのは「第三項第一号に定める日（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）又は第百四十四条の三第一項（同法第百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるものにあつては、第六項に規定する政令で定める日。以下この表において同じ。）現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」と、同表の第二号から第九号までの規定中「資本金等の額」とあるのは「第三項第一号に定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。

7 第三項第二号に掲げる法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）の資本金等の額が、政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第一項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額」とあるのは、「第七項に規定する政令で定める日現在における資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額」とする。

8 第一項の収益事業の範囲は、政令で定める。

第三百十三条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。

2 前項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額は、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第二十二條第二項又は第三項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算の例により算定するものとする。ただし、同法第六十條の二から第六十條の四までの規定の例によらないものとする。

3 所得税法第二條第一項第四十号に規定する青色申告書（第八項及び次条第一項において「青色申告書」という。）を提出することにつき国の税務官署の承認を受けている所得割の納税義

務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）で、専ら当該納税義務者の営む同法第五十六條に規定する事業に従事するもの（以下この項において「青色事業専従者」という。）が、当該事業から同法第五十七條第二項の書類に記載されている方法に従いその記載されている金額の範囲内において給与の支払を受けた場合には、同条第一項の規定による計算の例により当該納税義務者の不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額及び当該青色事業専従者の給与所得の金額を算定するものとする。前年分の所得税につき納税義務を負わないと認められたことその他政令で定める理由により同条第二項の書類を提出しなかつた所得割の納税義務者に係る青色事業専従者が当該事業から給与の支払を受けた場合において、第三百十七條の二第二項第二号に掲げる事項を記載した同項の規定による申告書（当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認めるものを含む。）を提出しているとき（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで）に提出しているときを含む。）及び同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がないときも、同様とする。

4 所得割の納税義務者（前項の規定に該当する者を除く。）が所得税法第五十六條に規定する事業を営んでいる場合において、その納税義務者と生計を一にする配偶者その他の親族（年齢十五歳未満である者を除く。）で専ら当該事業に従事するもの（以下この節において「事業専従者」という。）があるときは、各事業専従者について、次の各号に掲げる金額のうちいずれか低い金額を当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額の計算上必要経費とみなす。

一 次に掲げる事業専従者の区分に応じそれぞれ次に定める金額

イ 当該納税義務者の配偶者である事業専従者 八十六万円

ロ イに掲げる者以外の事業専従者 五十万円

二 当該事業に係る不動産所得の金額、事業所得の金額又は山林所得の金額（この項の規定を適用しないで計算した金額とする。）を事業専従者の数に一を加えた数で除して得た金額

5 前項の規定により必要経費とみなされた金額（以下この節において「事業専従者控除額」という。）は、事業専従者の給与所得に係る収入金額とみなす。

6 第四項の規定は、第三百十七條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）に同項第二号に掲げる事項の記載がない場合には、適用しない。ただし、同項ただし書の規定により申告書を提出する義務がない場合又は当該申告書に当該事項の記載がないことについてやむを得ない事情があると市町村長が認める場合は、この限りでない。

7 第三項又は第四項の場合において、これらの規定に規定する親族の年齢が十五歳未満であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合においては、死亡当時）の現況によるものとする。

8 第二項から前項までの規定により所得割の納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定する場合において、当該納税義務者の前年前三年間に係る総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた所得（同法第二條第一項第二十五号の純損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該純損失の金額が生じた年分の所得税につき青色申告書を提出し、かつ、当該純損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後の年度分の市町村民税について連続して第三百十七條の二第一項又は第三項の規定による申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。）前項の規定の適用がない場合においても、所得割の納税義務者の前年前三年内の各年における総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額の計算上各年に生じた同項の純損失の金額（同項の規定により前年において控除されたものを除く。）のうち、当該各年に生じた変動所得（漁獲から生ずる所得、著作権の使用料に係る所得その他の所得で年々の変動の著しいもののうち政令で定めるものをいう。）の金額の計算上生じた損失の金額若しくは被災事業用資産の損失の金額に係るもので政令で定めるもの又は当該納税義務者の前年前三年内の各年に生じた雑損失の金額（第三百十四條の二第一項第

一号イ、ロ又はハに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同号イ、ロ又はハに定める金額を超える場合におけるその超える金額をいい、この項又は同条第一項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該純損失又は雑損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について第三百十七條の二第一項又は第三項の規定による申告書を提出し、かつ、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書を提出しているときに限り、当該納税義務者の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除するものとする。

10 前項の「被災事業用資産の損失の金額」とは、たな卸資産（事業所得を生ずべき事業に係る商品、製品、半製品、仕掛品、原材料その他の資産（有価証券及び山林を除く。）でたな卸をすべきものとして政令で定めるものをいう。）、不動産所得、事業所得若しくは山林所得を生ずべき事業の用に供される固定資産その他これに準ずる資産で政令で定めるもの又は山林の災害（震災、風水害、火災その他政令で定める災害をいう。以下同じ。）による損失の金額（その災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含むものとし、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）で同項の変動所得の金額の計算上生じた損失の金額に該当しないものをいう。

11 前年分の所得税につき納税義務を負わない所得割の納税義務者について、前年中の所得税法第五十七條の二第二項に規定する特定支出の額の合計額が同法第二十八條第二項に規定する給与所得控除額の二分の一に相当する金額を超える場合には、この項の規定の適用を受ける旨及び当該特定支出の額の合計額を記載した第三百十七條の二第二項の規定による申告書が、当該特定支出に関する明細書その他の総務省令で定める必要な書類を添付して提出されているときに限り、同法第五十七條の二第二項の規定の例により、当該納税義務者の給与所得の計算上当該超える部分の金額を控除するものとする。

12 特定配当等に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

13 前項の規定は、前年分の所得税に係る第三百十七條の三第一項に規定する確定申告書に特定

配当等に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

14 特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定するものとする。

15 前項の規定は、前年分の所得税に係る第三十七条の三第一項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他総務省令で定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

16 第二項から前項までに定めるもののほか、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の算定について必要な事項は、政令で定める。

第三百十四条 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害（第五項において「特定非常災害」という。）に係る同条第一項の特定非常災害発生日の属する年（以下この項及び次項において「特定非常災害発生日」という。）の年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が特定非常災害発生日純損失金額（その者の当該特定非常災害発生日において生じた前条第八項の純損失の金額をいう。）又は被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。）当該特定非常災害発生日において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生日純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生日純損失金額（次条第一項に規定する特定非常災害発生日純損失金額をいう。）及び被災純損失金額（次条第一項に規定する被災純損失金額をいう。）次項において同じ。）以外のもの」と、「を除く。」とあるのは「を除く。」並びに当該納税義務者の前年分五年間において生じた特定非常災害発生日純損失金額（この項の規定により前年分に

において控除されたものを除く。）と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年分五年間において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年分において控除されたものを除く。）とする。

一 事業資産特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第二号に規定する事業資産特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（同項第三号に規定する事業用固定資産をいう。次号において同じ。）でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

二 不動産等特定災害損失額（所得税法第七十条の二第四項第四号に規定する不動産等特定災害損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

2 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が特定非常災害発生日純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第五号に規定する特定非常災害発生日純損失金額をいう。）又は被災純損失金額（同条第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。）特定非常災害発生日において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該特定非常災害発生日純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第二項に規定する被災純損失金額をいう。）次項において同じ。）以外のもの」と、同条第九項中「純損失の金額（同項」とあるのは「純損失の金額で特定非常災害発生日純損失金額（次条第二項に規定する特定非常災害発生日純損失金額をいう。）及び被災純損失金額（次条第二項に規定する被災純損失金額をいう。）次項において同じ。）以外のもの（前項」と、

「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの並びに当該納税義務者の前年分五年間において生じた特定非常災害発生日純損失金額（この項の規定により前年分において控除されたものを除く。）及び被災純損失金額（この項の規定により前年分において控除されたものを除く。）とする。

3 所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（所得税法第七十条の二第四項第一号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（次条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年分五年間において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年分において控除されたものを除く。）とする。

4 所得割の納税義務者が特定雑損失金額を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年内の各年度分の個人の市町村民税に係る前条の規定の適用については、同条第九項中「金額をいう」とあるのは「金額をいう。」で特定雑損失金額（次条第四項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの」と、「同条第一項」とあるのは「第三百十四条の二第一項」と、「除く。」は「とあるのは「除く。」及び当該納税義務者の前年分五年間において生じた特定雑損失金額（この項又は同条第一項の規定により前年分において控除されたものを除く。）は」とする。

5 前項に規定する特定雑損失金額とは、雑損失の金額のうち、納税義務者又はその者と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する次条第一項第一号に規定する資産について特定非常災害により生じた損失の金額（当該特定非常災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋

められた部分の金額を除く。）に係るものを含む。

（所得控除）

第三百十四条の二 市町村は、所得割の納税義務者が次の各号に掲げる者のいずれかに該当する場合には、それぞれ当該各号に定める金額をその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除するものとする。

- 一 前年中に災害又は盗難若しくは横領（以下この号において「災害等」という。）により自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族で政令で定めるものの有する資産（第三百十三条第十項に規定する資産及び生活に通常必要でない資産として政令で定める資産を除く。）について損失を受けた場合（当該災害等に関連して政令で定めるやむを得ない支出をした場合を含む。）において、当該損失の金額（当該支出をした金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この号において「損失の金額」という。）の合計額が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を超える場合におけるその超える金額
- イ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額（損失の金額のうち災害に直接関連して支出をした金額として政令で定める金額をいう。以下この号において同じ。）が五万円以下である場合（災害関連支出の金額がない場合を含む。） 当該納税義務者の前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の十分の一に相当する金額
- ロ 損失の金額に含まれる災害関連支出の金額が五万円を超える場合 損失の金額の合計額から災害関連支出の金額のうち五万円を超える部分の金額を控除した金額とイに定める金額とのいずれか低い金額
- ハ 損失の金額が全て災害関連支出の金額である場合 五万円とイに定める金額とのいずれか低い金額
- 二 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関

連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であるとして認められるものとして政令で定めるものをいう。）を支払い、その支払った医療費の金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）の合計額が、前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）を超える所得割の納税義務者、その超える金額（その金額が二百万円を超える場合には、二百万円）

三 前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族の負担すべき社会保険料（所得税法第七十四条第二項に規定する社会保険料（租税特別措置法第四十一条の七第二項において社会保険料とみなされる金銭の額を含む。）をいう。）を支払った、又は給与から控除される所得割の納税義務者、その支払った、又は給与から控除される金額

四 前年中に次に掲げる掛金を支払った所得割の納税義務者、その支払った金額の合計額
イ 小規模企業共済法第二条第二項に規定する共済契約（政令で定めるものを除く。）に基づく掛金
ロ 確定拠出年金法第三条第三項第七号の二に規定する企業型年金加入者掛金又は同法第五十五条第二項第四号に規定する個人型年金加入者掛金

ハ 条例の規定により地方公共団体が精神又は身体に障害のある者に関して実施する共済制度で政令で定めるものに係る契約に基づく掛金
五 前年中にイに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、ロに規定する介護医療保険料又はハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料を支払った所得割の納税義務者、次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからハまでに定める金額の合計額（当該合計額が七万円を超える場合には、七万円）

イ 新生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（第七項第一号イからハまでに掲げる契約に係るものにあつては生存又は死亡に基因して一定額の保険金、共済金その他の給付金（以下この号及び第七項において「保険金等」という。）を支払うことを約する部分（ハにおいて「生存死亡部分」とい

う。）に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、ロに規定する介護医療保険料及びハに規定する新個人年金保険料を除く。以下イ及びロにおいて「新生命保険料」という。）又は旧生命保険契約等に係る保険料若しくは掛金（ハに規定する旧個人年金保険料その他政令で定めるものを除く。以下イにおいて「旧生命保険料」という。）を支払った場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 新生命保険料を支払った場合（3）に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額（前年中において新生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは剰余金の割戻しを受け、又は新生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける剰余金をもつて新生命保険料の払込みに充てた場合（新生命保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下（1）及び（3）（i）において同じ。）が一万二千円以下である場合、当該合計額

(ii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合、一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額

(iii) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合、二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合、二万八千円
(2) 旧生命保険料を支払った場合（3）に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(i) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額（前年中において旧生命保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは剰余金の割戻しを受け、又は旧生命保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける剰余金をもつて旧生命保険料の払込みに充てた場合（旧生命保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下（2）及び（3）（ii）において同じ。）が一万五千円以下である場合、当該合計額

(ii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万円以下である場合、一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額
(iii) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が四万円を超え七万円以下である場合、二万七千五百円と当該合計額から四万円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額

(iv) 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額が七万円を超える場合、三万五千円
(3) 新生命保険料及び旧生命保険料を支払った場合、その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）

(i) 新生命保険料 前年中に支払った新生命保険料の金額の合計額の（1）（i）から（iv）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）（i）から（iv）までに定める金額

(ii) 旧生命保険料 前年中に支払った旧生命保険料の金額の合計額の（2）（i）から（iv）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（2）（i）から（iv）までに定める金額

ロ 介護医療保険契約等に係る保険料又は掛金（病院又は診療所に入院して第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由（第七項第二号及び第三号に

において「医療費等支払事由」という。）に基因して保険金等を支払うことを約する部分に係るものその他政令で定めるものに限るものとし、新生命保険料を除く。以下ロにおいて「介護医療保険料」という。）を支払った場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
(1) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額（前年中において介護医療保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは剰余金の割戻しを受け、又は介護医療保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける剰余金をもつて介護医療保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（介護医療保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下ロにおいて同じ。）が一万二千円以下である場合、当該合計額

(2) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合、一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額
(3) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合、二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額
(4) 前年中に支払った介護医療保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合、二万八千円

ハ 新個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（生存死亡部分に係るものに限る。以下ハにおいて「新個人年金保険料」という。）又は旧個人年金保険契約等に係る保険料若しくは掛金（その者の疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等を支払う旨の特約が付されている契約にあつては、当該特約に係る保険料又は掛金を除く。以下ハにおいて「旧個人年金保険料」という。）を支払った場合、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

- (1) 新個人年金保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (i) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額（前年中において新個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は新個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて新個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（新個人年金保険料に係る部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額に限る。）を控除した残額。以下（1）及び（3）（i）において同じ。）が一万二千円以下である場合 当該合計額
- (ii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が一万二千円を超え三万二千円以下である場合 一万二千円と当該合計額から一万二千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額
- (iii) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が三万二千円を超え五万六千円以下である場合 二万二千円と当該合計額から三万二千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額
- (iv) 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額が五万六千円を超える場合 二万八千円
- (2) 旧個人年金保険料を支払った場合（(3)に掲げる場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (i) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額（前年中において旧個人年金保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は旧個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧個人年金保険料の

- 払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（旧個人年金保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。以下（2）及び（3）（ii）において同じ。）が一万五千円以下である場合 当該合計額
- (ii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が一万五千円を超え四万五千円以下である場合 一万五千円と当該合計額から一万五千円を控除した金額の二分の一に相当する金額との合計額
- (iii) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が四万五千円を超え七万五千円以下である場合 二万七千五百円と当該合計額から四万五千円を控除した金額の四分の一に相当する金額との合計額
- (iv) 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額が七万五千円を超える場合 三万五千円
- (3) 新個人年金保険料及び旧個人年金保険料を支払った場合 その支払った次に掲げる保険料の区分に応じ、それぞれ次に定める金額の合計額（当該合計額が二万八千円を超える場合には、二万八千円）
- (i) 新個人年金保険料 前年中に支払った新個人年金保険料の金額の合計額の（1）（i）から（iv）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（1）（i）から（iv）までに定める金額（1）から（iv）までに定める金額
- (ii) 旧個人年金保険料 前年中に支払った旧個人年金保険料の金額の合計額の（2）（i）から（iv）までに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（2）（i）から（iv）までに定める金額
- 五の二 五の三 前年中に、自己若しくは自己と生計を一にする配偶者その他の親族の有する家屋で常時その居住の用に供するもの又はこれらの者の有する所得税法第九条第一項第九号に規定する資産を保険又は共済の目的とし、かつ、地震若しくは噴火又はこれらによる津波を直接又は間接の原因とする火災、損壊、埋没又は流失による損害（以下この号において「地震等損害」という。）によりこれらの資産

- について生じた損失の額を填補する保険金又は共済金が支払われる損害保険契約等に係る地震等損害部分の保険料又は掛金（政令で定めるものを除く。以下この号において「地震保険料」という。）を支払った所得割の納税義務者 前年中に支払った地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）
- 六 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する所得割の納税義務者 各障害者につき二十六万円（その者が特別障害者（障害者のうち、精神又は身体に重度の障害がある者で政令で定めるものをいう。第三項及び第八項並びに第三百十四条の六において同じ。）である場合には、三十万円）
- 七 寡婦である所得割の納税義務者 二十六万円
- 八 ひとり親である所得割の納税義務者 三十万円
- 九 勤労学生である所得割の納税義務者 二十万円
- 十 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円以下である場合 三十三万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者（控除対象配偶者のうち、年齢七十歳以上の者をいう。以下この条及び第三百十四条の六第一号イにおいて同じ。）である場合には、三十八万円）
- ロ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合 二十二万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、二十六万円）
- ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合

- 合 十一万円（その控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合には、十三万円）
- 十の二 自己と生計を一にする配偶者（第三十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限り。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者（その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限る。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- イ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円以下である場合 当該配偶者の次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額
- (1) 前年の合計所得金額が百万円以下である配偶者 三十三万円
- (2) 前年の合計所得金額が百万円を超え百三十万円以下である配偶者 三十八万円
- から当該配偶者の前年の合計所得金額のうち九十三万円を超える部分の金額（当該超える部分の金額が五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額でないときは、五万円の整数倍の金額から三万円を控除した金額で当該超える部分の金額に満たないものうち最も多い金額とする。）を控除した金額
- (3) 前年の合計所得金額が百三十万円を超える配偶者 三万円
- ロ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合 当該配偶者のイ（1）から（3）までに掲げる区分に応じ、それぞれイ（1）から（3）までに定める金額の三分の二に相当する金額（当該金額に一万円未満の端数がある場合には、これを切り上げた金額）
- ハ 当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合 当該配偶者のイ（1）から（3）までに掲げる区分に応じ、それぞれイ（1）から（3）までに定める金額の三分の一に相

- 4 所得割の納税義務者の有する老人扶養親族が当該納税義務者又は当該納税義務者の配偶者の直系尊属で、かつ、当該納税義務者又は当該配偶者のいずれかとの同居を常況としている者（第三百十四条の六において「同居直系尊属」という。）である場合には、当該老人扶養親族に係る第一項第六号の金額は、五十三万円とする。
- 5 租税特別措置法第四条の四第一項に規定する勤労者財産形成貯蓄保険契約等に係る生命保険若しくは損害保険の保険料又は生命共済の共済掛金については、第一項第五号及び第五号の三の規定は、適用しない。
- 6 第一項第一号の規定により控除すべき金額を雑損控除額と、同項第二号の規定により控除すべき金額を医療費控除額と、同項第三号の規定により控除すべき金額を社会保険料控除額と、同項第四号の規定により控除すべき金額を小規模企業共済等掛金控除額と、同項第五号の規定により控除すべき金額を生命保険料控除額と、同項第五号の三の規定により控除すべき金額を地震保険料控除額と、同項第六号及び第三項の規定により控除すべき金額を障害者控除額と、第一項第八号の規定により控除すべき金額を寡婦控除額と、同項第八号の二の規定により控除すべき金額をひとり親控除額と、同項第九号の規定により控除すべき金額を勤労学生控除額と、同項第十号の規定により控除すべき金額を配偶者控除額と、同項第十号の二の規定により控除すべき金額を配偶者特別控除額と、同項第十一号及び第四項の規定により控除すべき金額を扶養控除額と、第二項の規定により控除すべき金額を基礎控除額という。
- 7 第一項第五号及び第五号の三において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。この場合において、平成二十四年一月一日以後に第二号に規定する旧生命保険契約等又は第五号に規定する旧個人年金保険契約等に附帯して第一号、第三号又は第四号に規定する新契約を締結したときは、当該旧生命保険契約等又は旧個人年金保険契約等は、同日以後に締結した契約とみなす。
- 一 新生命保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同

二 日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。若しくは他の保険契約（共済に係る契約を含む。第三号及び第四号において同じ。）に附帯して締結した新契約又は同日以後に確定給付企業年金法第三条第一項第一号その他政令で定める規定（次号において「承認規定」という。）の承認を受けた二に掲げる規約若しくは同項第二号その他政令で定める規定（次号において「認可規定」という。）の認可を受けた同項第二号に規定する基金（次号において「基金」という。）の二に掲げる規約（以下この号及び次号において「新規約」と総称する。）のうち、これらの新契約又は新規約に基づく保険金等の受取人となる者又はその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもののイ 保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社又は同条第八項に規定する外国生命保険会社等の締結した保険契約のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの（保険期間が五年に満たない保険契約で政令で定めるもの（次号において「特定保険契約」という。）及び当該外国生命保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第二条の規定による廃止前の簡易生命保険法第三条に規定する簡易生命保険契約（次号及び第三号において「旧簡易生命保険契約」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

ハ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した生命共済に係る契約（共済期間が五年に満たない生命共済に係る契約で政令で定めるものを除く。）その他政令で定めるこれに類する共済に係る契約（次号及び第三号において「生命共済契約等」という。）のうち生存又は死亡に基因して一定額の保険金等が支払われるもの

ニ 確定給付企業年金法第三条第一項に規定する確定給付企業年金に係る規約又はこれに類する退職年金に関する契約で政令で定めるもの

旧生命保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した次に掲げる契約（失効

した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）又は同日以前に承認規定の承認を受けたホに掲げる規約若しくは認可規定の認可を受けた基金のホに掲げる規約（新規約を除く。）のうち、これらの契約又は規約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 前号イに掲げる契約

ロ 旧簡易生命保険契約

ハ 生命共済契約等

ニ 前号イに規定する生命保険会社若しくは外国生命保険会社等又は保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社若しくは同条第九項に規定する外国損害保険会社の締結した疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる保険契約（イに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因することとされているもの、特定保険契約、当該外国生命保険会社等又は当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したもののその他政令で定めるものを除く。）のうち、医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

ホ 前号ニに掲げる規約又は契約

三 介護医療保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した次に掲げる契約（失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、これらの新契約に基づく保険金等の受取人の全てをその保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者その他の親族とするもの

イ 前号ニに掲げる契約

ロ 疾病又は身体の傷害その他これらに類する事由に基因して保険金等が支払われる旧簡易生命保険契約又は生命共済契約等（第一号ロ及びハに掲げるもの、保険金等の支払事由が身体の傷害のみに基因するものその他政令で定めるものを除く。）のうち医療費等支払事由に基因して保険金等が支払われるもの

四 新個人年金保険契約等 平成二十四年一月一日以後に締結した第一号イからハまでに掲げる契約（年金を給付する定めのあるもので

政令で定めるもの（次号において「年金給付契約」という。）に限るものとし、失効した同日前に締結した当該契約が同日以後に復活したものを除く。以下この号において「新契約」という。）又は他の保険契約に附帯して締結した新契約のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの

イ 当該契約に基づく年金の受取人は、ロの保険料若しくは掛金の払込みをする者又はその配偶者が生存している場合にはこれらの者のいずれかとするものであること

ロ 当該契約に基づく保険料又は掛金の払込みは、年金支払開始日前十年以上の期間にわたつて定期に行うものであること

ハ 当該契約に基づく年金の受取人に対する年金の支払は、当該年金の受取人の年齢が六十歳に達した日以後の日で当該契約で定める日以後十年以上の期間又は当該受取人が生存している期間にわたつて定期に行うものであることその他の政令で定める要件

五 旧個人年金保険契約等 平成二十三年十二月三十一日以前に締結した第二号イからハまでに掲げる契約（年金給付契約に限るものとし、失効した同日以前に締結した当該契約が同日後に復活したものを含む。）のうち、前号イからハまでに掲げる要件の定めのあるもの

六 損害保険契約等 次に掲げる保険契約に附帯して締結されるもの又は当該契約と一体となつて効力を有する一の保険契約若しくは共済に係る契約

イ 保険業法第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等の締結した保険契約のうち一定の偶発の事故によつて生ずることのある損害を填補するもの（第二号ニに掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）

ロ 農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結した建物更生共済又は火災共済に係る契約その他政令で定めるこれらに類する共済に係る契約

第一項、第三項又は第四項の場合において、特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦、ひとり親若しくは勤労学生であるかどうか又は所得割の納税義務者の第三項の規定に該当する同

一生計配偶者、老人控除対象配偶者若しくはその他の控除対象配偶者若しくはその他の同一一生計配偶者若しくは第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者若しくは特定扶養親族、第三項の規定に該当する扶養親族、第四項の規定に該当する老人扶養親族若しくはその他の老人扶養親族若しくはその他の控除対象扶養親族若しくはその他の扶養親族であるかどうかの判定は、前年の十二月三十一日（前年の中途においてその者が死亡した場合に、その死亡の時）の現況によるものとする。ただし、その所得割の納税義務者の子が同日前に既に死亡している場合には、当該子がその所得割の納税義務者の第二百九十二条第一項第十二号イに規定する政令で定める子に該当するかどうかの判定は、その死亡の時の現況によるものとする。

九 所得税法第二条第一項第三十二号の規定は、第一項第九号及び第三百十四条の六の勤労学生の意義について準用する。この場合において、同法第二条第一項第三十二号中「合計所得金額」とあるのは「当該年度の初日の属する年の前年（以下この号において「前年」という。）の合計所得金額（地方税法第二百九十二条第一項第十三号に規定する合計所得金額をいう。以下この号において同じ。）が」と、「かつ」とあるのは「かつ、前年の」と読み替えるものとする。

十 前年の中途において所得割の納税義務者の配偶者が死亡し、前年中にその納税義務者が再婚した場合におけるその死亡し、又は再婚した配偶者に係る同一一生計配偶者及び第一項第十号の二に規定する生計を一にする配偶者並びに扶養親族の範囲の特例については、政令で定める。

十一 第一項及び第二項の規定による控除に当たつては、まず雑損控除額を控除し、次に医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は基礎控除額を控除するものとし、かつ、総所得金額、山林所得金額又は退職所得金額から順次控除するものとする。

十二 前各項に定めるもののほか、第一項各号の規定により控除すべき金額の計算及びその控除の手続について必要な事項は、政令で定める。

第三百十四条の三 所得割の額は、課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の

合計額に、百分の六（所得割の納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（第三百十四条の六及び第三百十四条の七において「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合に、百分の八）の標準税率によつて定める率を乗じて得た金額とする。この場合において、当該定める率は、一の率でなければならない。

二 前項の「課税総所得金額」、「課税退職所得金額」又は「課税山林所得金額」とは、それぞれ前条の規定による控除後の前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額をいう。

第三百十四条の四 法人税割の標準税率は、百分の六とする。ただし、標準税率を超えて課する場合においても、百分の八・四を超えることができない。

二 法人税割の税率は、第三百二十一条の八第一項に規定する法人税額の課税標準の算定期間の末日現在における税率による。

第三百十四条の五 削減（調整控除）

第三百十四条の六 市町村は、前年の合計所得金額が二千五百万円以下である所得割の納税義務者については、その者の第三百十四条の三の規定による所得割の額から、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を控除するものとする。

一 当該納税義務者の第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この条において「合計課税所得金額」という。）が二百万円以下である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に、百分の四）に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が次の表の上欄に掲げる者に該当する場合に、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

(1) 障害者である所得割の納税義務者又は障害者である同一一生計配偶者若しくは扶養親族（同居特別障害者）	(ii) 当該障害者が特別障害者である場合
(i) (ii) に掲げる場合以外の場合 当該障害者一人につき一十万円	(ii) 当該障害者が特別障害者である場合

である同一一生計配偶者及び扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者

(2) 同居特別障害者である同一一生計配偶者又は扶養親族を有する所得割の納税義務者

(3) 寡婦又はひとり親で政令で定めるものである所得割の納税義務者

(4) ひとり親で政令で定めるものである所得割の納税義務者

(5) 勤労学生である所得割の納税義務者

(6) 控除対象配偶者を有する所得割の納税義務者

(i) (ii) に掲げる場合以外の場合 五万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合）	(ii) 当該納税義務者が特別障害者である場合 十万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合）
(i) (ii) に掲げる場合以外の場合 五万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合）	(ii) 当該納税義務者が特別障害者である場合 十万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百万円を超え九百五十万円以下である場合）

口 当該納税義務者の合計課税所得金額	(7) 自己と生計を一にする第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する配偶者（前年の合計所得金額が五十五万円未満である者に限る。）で控除対象配偶者に該当しないものを有する所得割の納税義務者（当該配偶者が同号に規定する所得割の納税義務者として同号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千万円以下であるものに限り。）	(i) (ii) に掲げる場合以外の場合 五万円（当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え九百五十万円以下である場合には四万円、当該納税義務者の前年の合計所得金額が九百五十万円を超え千万円以下である場合には二万円）
	(8) 控除対象扶養親族（同居直系尊属である老人扶養親族を除く。）を有する所得割の納税義務者	(i) (ii) 及び(iii) に掲げる場合以外の場合 当該控除対象扶養親族一人につき五万円（当該控除対象扶養親族が特定扶養親族である場合 当該特定扶養親族一人につき十八万円 (iii) 当該控除対象扶養親族が老人扶養親族である場合 当該老人扶養親族一人につき十万円
(9) 同居直系尊属である老人扶養親族を有する所得割の納税義務者	当該老人扶養親族一人につき十三万円	

二 当該納税義務者の合計課税所得金額が二百万円を超える場合 イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額（当該金額が五万円を下回る場合には、五万円とする。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額

イ 五万円に、当該納税義務者が前号イの表の上欄に掲げる者に該当する場合には、当該納税義務者に係る同表の下欄に掲げる金額を合算した金額を加算した金額

ロ 当該納税義務者の合計課税所得金額から二百万円を控除した金額

（寄附金税額控除）

第三百十四条の七 市町村は、所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の三十に相当する金額を超える場合には、当該百分の三十に相当する金額）が二千円を超える場合には、その超える金額の百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額（当該納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、当該特例控除対象寄附金の額の合計額が二千円を超える場合には、当該百分の六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の八）に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合においては、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

一 都道府県、市町村又は特別区（以下この条において「都道府県等」という。）に対する寄附金（当該納税義務者がその寄附によって設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

二 社会福祉法第百十三条第二項に規定する共同募金会（その主たる事務所を当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に有するものに限る。）に対する寄附金又は日本赤十字社に対する寄附金（当該納税義務者に係る賦課期日現在における住所所在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの

三 所得税法第七十八条第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであること、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする期間に限り。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

指定を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつた若しくは適合していなかつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第十一項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

在の道府県内に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納されたものに限る。）で、政令で定めるもの

三 所得税法第七十八条第二号及び第三号に掲げる寄附金（同条第三項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（次号に掲げる寄附金を除く。）のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの

四 特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（以下この号及び第十二項において「特定非営利活動法人」という。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として当該市町村の条例で定めるもの（特別の利益が当該納税義務者に及ぶと認められるものを除く。）

前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金（以下この条において「第一号寄附金」という。）であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準（都道府県等が返礼品等（都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。）を提供する場合には、次に掲げる基準）に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総務大臣が定める基準に適合するものであること。

二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下であること。

三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであること、総務大臣が定める基準に適合するものであること。

四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内（当該都道府県等がこの項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を受けようとする期間に限り。次号において「特定期間」という。）において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。

五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

指定を受けようとする都道府県等は、総務省令で定めるところにより、第一号寄附金の募集の適正な実施に関し総務省令で定める事項を記載した申出書に、前項に規定する基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならない。

第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができない。

総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、第一号寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

総務大臣は、指定をした都道府県等が第二項に規定する基準のいずれかに適合しなくなつた若しくは適合していなかつたと認めるとき、又は前項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。

総務大臣は、指定をし、又は前項の規定による指定の取消し（次項及び第十項において「指定の取消し」という。）をしたときは、直ちにその旨を告示しなければならない。

総務大臣は、第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは廃止又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第一項の場合において、第二項に規定する特例控除対象寄附金（第十一項において「特例控除対象寄附金」という。）であるかどうかの判定は、所得割の納税義務者が第一号寄附金を支出した時に当該第一号寄附金を受領した都道府県等が指定をされているかどうかにより行うものとする。

第二項から第八項までに規定するもののほか、指定及び指定の取消しに関し必要な事項は、政令で定める。

11

第一項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した特例控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の五分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に、五分の四）に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び前条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額）とする。

一 当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額（以下この項において「課税総所得金額」という。）を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る前条第一号イに掲げる金額（以下この項において「人的控除差調整額」という。）を控除した金額が零以上であるとき 当該控除後の金額について、次の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

百九十五万円以下の金額	百分の八
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	百分の八十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	百分の七十
六百九十五万円を超え九百九十五万円以下の金額	百分の六
九百九十五万円を超え千八百万円以下の金額	百分の五
千八百万円を超え四千万円以下の金額	百分の五十
四千万円を超える金額	百分の四

二 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において、当該課税総所得金額から当該納税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るときであつて、当該納税義務者が第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額（次号において「課税山林所得金額」という。）及び同項に規定する課税退職所得金額（同号において「課税退職所得金額」という。）を有しないとき 百分の九十

三 当該納税義務者が課税総所得金額を有する場合において当該課税総所得金額から当該納

税義務者に係る人的控除差調整額を控除した金額が零を下回るとき又は当該納税義務者が課税総所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者が課税山林所得金額又は課税退職所得金額を有するとき 次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める割合（イ及びロに掲げる場合のいずれにも該当するときは、当該イ又はロに定める割合のうちいずれか低い割合）

イ 課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

ロ 課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

12 第一項第四号の規定による市町村の条例の定めは、当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人（以下この条において「控除対象特定非営利活動法人」という。）からの申出があつた場合において適切と認められるときに行うものとし、当該条例においては、当該控除対象特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地を明らかにしなければならない。

13 控除対象特定非営利活動法人は、総務省令で定めるところにより、寄附者名簿（各事業年度に当該法人が受け入れた寄附金の支払者ごとに当該支払者の氏名又は名称及びその住所又は事務所の所在地並びにその寄附金の額及び受け入れた年月日を記載した書類をいう。次項において同じ。）を備え、これを保存しなければならない。

14 市町村長は、第一項（第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。）の規定により控除すべき金額の計算のために必要であると認めるときは、控除対象特定非営利活動法人に対し、同号に掲げる寄附金の受入れに関し報告又は寄附者名簿その他の資料の提出をさせることができる。

（外国税額控除）

第三百十四条の八 市町村は、所得割の納税義務者が、外国の法令により課される所得税又は道府県民税の所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割若しくは市町村民税の所得割に相当する税（所得税法第二条第一項第五号に規定す

る非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるものにあつては、同法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限り、以下この条において「外国の所得税等」という。）を課された場合において、当該外国の所得税等の額のうち所得税法第九十五条第一項の控除限度額及び同法第六十五条の六第一項の控除限度額並びに第三十七条の三の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該を超える金額（政令で定める金額に限る。）を、その者の第三百十四条の三及び前二条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

（配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除）

第三百十四条の九 市町村は、所得割の納税義務者が、第三百十三条第十三項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について前章第一節第五款の規定により配当割額を課された場合又は同条第十五項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について同節第六款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三を乗じて得た金額を、その者の第三百十四条の三及び前三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の納税義務者に對しその控除することができなかつた金額を還付しなければならない。この場合において、当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税若しくは森林環境税又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金若しくは森林環境税及び森林環境税と関する法律第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金（以下この項において「市町村徴収金」という。）があるときは、第十七条の二の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該還付をすべき市町村の長に対し、当該還付をすべき金額（市町村

徴収金に係る金額に相当する額を限度とする。）により市町村徴収金を納付し、又は納入することを委託したものとみなす。

3 第三十七条の四の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、市町村は、当該控除することができなかつた金額を第一項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額とみなして、前項の規定を適用する。

（所得の計算）

第三百十五條 市町村は、第二百九十四条第一項第一号の者に対して所得割を課する場合においては、次の各号に定めるところによつて、その者の第三百十三条第一項の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を算定するものとする。

一 その者が所得税に係る申告書を提出し、又は政府が総所得金額、退職所得金額若しくは山林所得金額を更正し、若しくは決定した場合においては、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額を基準として算定する。ただし、当該申告書に記載され、又は当該更正し、若しくは決定した金額が過少であると認められる場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

二 その者が前号の申告書を提出せず、かつ、政府が同号の決定をしない場合においては、自ら調査し、その調査に基づいて算定する。

第三百十六條 市町村は、当該市町村の市町村民税の納税義務者に係る所得税の基礎となつた所得の計算が当該市町村を通じて著しく適正を欠くと認められる場合においては、前条の規定にかかわらず、総務大臣に協議し、その同意を得て、各納税義務者について、この法律又はこれに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、所得税法その他の所得税に関する法令に規定する所得の計算の方法に従い自らその所得を計算し、その計算したところに基づいて、市町村民税を課することができる。

（市町村による所得の計算の通知）

第三百十七條 市町村が第三百十五條第一号ただし書又は前条の規定によつて自ら所得を計算して市町村民税を課した場合においては、市町村長は、その算定に係る総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額を当該市町村の区域を管轄する税務署長に通知するものとする。

第三款 申告義務

(市町村民税の申告等)

第三百七十七条の二 第二百九十四条第一項第一号に掲げる者は、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。ただし、第三百七十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において俸給、給料、賃金、歳費及び賞与並びにこれらの性質を有する給与(以下この節において「給与」と総称する。)又は所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等(以下この節において「公的年金等」という。)の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(政令で定めるものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が九百万円以下であるものに限り。))の第三百十四条の二第一項第十号の二に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。若しくは第三百十四条の二第四項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第三百十四条の七第一項(同条第四号に掲げる寄附金(特定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第四項に規定する特例認定特定非営利活動法人)に対するものを除く。第五項において同じ。))に係る部分を除く。及び第十一項の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。))の控除を受けようとするものを除く。並びに所得割の納税義務を負わなると認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、この限りでない。

一 前年の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額

二 青色専従者給与額(所得税法第五十七条第一項の規定による計算の例により算定した同

項の必要経費に算入される金額をいう。)又は事業専従者控除額に関する事項

三 第三百十三条第八項に規定する純損失の金額の控除に関する事項

四 第三百十三条第九項に規定する純損失又は雑損失の金額の控除に関する事項

五 雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額の控除に関する事項

六 寄附金税額控除額の控除に関する事項

七 扶養親族に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、市町村民税の賦課徴収について必要な事項

2 市町村長は、第三百七十七条の六第一項の給与支払報告書又は同条第四項の公的年金等支払報告書が一月三十一日までに提出されなかつた場合において、市町村民税の賦課徴収について必要があるとき、これらの規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたものを指定し、その者に前項の申告書を市町村長の指定する期限までに提出させることができる。

3 第三百七十七条の六第一項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から一月一日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(前二項の規定により第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。))は、雑損控除額八項に規定する純損失の金額の控除、同条第九項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除又は寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、これらの控除に関する事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

4 第一項ただし書に規定する者(第二項の規定により第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。))は、前年中において純損失又は雑損失の金額がある場合には、三月十五日までに同項の申告書を提出することができる。

5 第二百九十四条第一項第一号に掲げる者は、第三百十四条の七第一項(同条第四号に掲げる寄附金に係る部分に限る。))の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、当該寄附金の額その他必要な事項を記載した申告書を、賦課期日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

6 第一項又は第四項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第九十条の規定の適用を受けたものを有する第二百九十四条第一項第一号に掲げる者が、第一項の申告書を提出するときは、同項各号に掲げる事項のうち総務省令で定めるものについては、総務省令で定める記載によることができる。

7 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があるとき、当該市町村の条例で定めるところにより、第二百九十四条第一項第一号に掲げる者のうち所得税法第二百二十六条第一項若しくは第三項の規定により前年の給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票を交付したものの又は同条第四項ただし書の規定により給与所得若しくは公的年金等に係る所得に係る源泉徴収票の交付を受けることができるものに、当該源泉徴収票又はその写しを提出させることができる。

8 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があるとき、当該市町村の条例で定めるところにより、第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に、賦課期日現在において有する事務所、事業所又は家屋敷の所在その他必要な事項を申告させることができる。

9 市町村長は、市町村民税の賦課徴収について必要があるとき、当該市町村の条例で定めるところにより、新たに第二百九十四条第一項第三号又は第四号に掲げる者に該当することとなつた者に、その名称、代表者又は管理人の氏名、主たる事務所又は事業所の所在、当該市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の所在、当該該当することとなつた日その他必要な事項を申告させることができる。

10 第三百七十七条の三 第二百九十四条第一項第一号の者が前年の所得税につき所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書(以下本条におい

て「確定申告書」という。)を提出した場合(政令で定める場合を除く。))には、本節の規定の適用については、当該確定申告書が提出された日に前条第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項(総務省令で定める事項を除く。))は、同条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。ただし、同日前に当該申告書が提出された場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項(総務省令で定める事項を除く。))のうち前条第一項各号又は第三項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項(総務省令で定める事項を除く。))は、同条第一項から第四項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第一項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、総務省令で定めるところにより、市町村民税の賦課徴収につき必要な事項を付記しなければならない。

(個人の市町村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第三百七十七条の三の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しななければならない者(以下この条において「給与所得者」という。))は、当該申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。))から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 当該給与支払者の氏名又は名称

二 所得割の納税義務者(合計所得金額が千万円以下であるものに限り。))の自己と生計を一にする配偶者(第三百十三条第三項に規定する青色事業専従者に該当するものと同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限り。次条第一項において同じ。))の氏名

三 扶養親族の氏名

四 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を提出した給与所得者は、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、同項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に

給与の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、その異動の内容その他総務省令で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、当該給与所得者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日にこれらの規定に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市町村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第三百七十七条の三 所得税法第二百三条の六

第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又はこの法律の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける第二百九十四条第一項第一号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得税の納税義務者（合計所得金額が九百万円以下であるものに限り。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第三百二十八条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が九十五万円以下であるものに限り。）をいう。第二号において同じ。）又は扶養親族（年齢十

六歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限り。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、当該公的年金等受給者の住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 当該公的年金等支払者の名称
二 特定配偶者の氏名
三 扶養親族の氏名
四 その他総務省令で定める事項

2 前項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した同項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の六第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、総務省令で定めるところにより、前項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した同項の規定による申告書を提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が電磁的方法による当該申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」とする。

と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第三百七十七条の四 第三百七十七条の二第一項から第五項までの規定により提出すべき申告書に虚偽の記載をして提出したとき、又は同条第八項若しくは第九項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（市町村民税に係る不申告に関する過料）

第三百七十七条の五 市町村は、市町村民税の納税義務者が第三百七十七条の二第一項若しくは第二項の規定により提出すべき申告書を正当な理由がなく提出しなかつた場合又は同条第八項若しくは第九項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合において、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（給与支払報告書等の提出義務）

第三百七十七条の六 一月一日現在において給与の支払をする者（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この節において同じ。）で、当該給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けている者についてその者に係る前年中の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けている者の同月一日現在における住所所在地の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

提出した給与支払報告書に記載された給与の支払を受けている者のうち四月一日現在において給与の支払を受けない者となつたものがある場合には、同月十五日までに、総務省令で定めるところにより、その旨を記載した届出書を当該市町村長に提出しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、給与の支払をする者で給与の支払をする際所得税法第百八十三条の規定により所得税を徴収する義務のあるものは、当該給与の支払を受けている者のうち給与の支払を受けない者となつたものがある場合には、その給与の支払を受けない者となつた日の属する年の翌年の一月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該給与の支払を受けない者となつた者についてその者に係る給与の支払を受けない者となつた日の属する年の給与所得の金額その他必要な事項を当該給与の支払を受けなくなつた者のその給与の支払を受けなくなつた日現在における住所所在地の市町村別に作成された給与支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。ただし、その給与の支払を受けない者となつた日の属する年に当該給与の支払をする者から支払を受けた給与の金額の総額が三十万円以下である者については、この限りでない。

4 一月一日現在において公的年金等の支払をする者で、当該公的年金等の支払をする際所得税法第二百三条の二の規定により所得税を徴収する義務があるものは、同月三十一日までに、総務省令で定めるところにより、当該公的年金等の支払を受けている者についてその者に係る前年中の公的年金等の支払額その他必要な事項を当該公的年金等の支払を受けている者の同月一日現在における住所所在地の市町村別に作成された公的年金等支払報告書に記載し、これを当該市町村の長に提出しなければならない。

5 第一項又は第三項の規定により給与支払報告書を提出する義務がある者で、当該給与支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票について同法第二百二十八条の四第一項の規定の適用を受けるものは、第一項又は第三項の規定にかかわらず、当該給与支払報告書に記載すべきものとされるこれらの規定に規定する事項（第二号及び第七項において「給与支払報告書記載事項」という。）を次に掲げる方法のいずれか

により第一項又は第三項に規定する市町村の長に提供しなければならない。

一 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この節において同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下この節において「機構」という。）を経由して行う方法

二 当該給与支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスクその他の総務省令で定める記録用の媒体（以下この条において「光ディスク等」という。）を提出する方法

6 第四項の規定により公的年金等支払報告書を提出する義務がある者で、当該公的年金等支払報告書の提出期限の属する年において所得税法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票について同法第二百二十八条の四第一項の規定の適用を受けるものは、第四項の規定にかかわらず、当該公的年金等支払報告書に記載すべきものとされる同項に規定する事項（第二号及び次項において「公的年金等支払報告書記載事項」という。）を、第三百二十一条の七の二第一項に規定する年齢等年金給付の支払をする者にあつては次に掲げる方法のいずれかにより、それ以外の公的年金等の支払をする者にあつては第一号又は第二号に掲げる方法のいずれかにより、第四項に規定する市町村の長に提供しなければならない。

一 総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法

二 当該公的年金等支払報告書記載事項を総務省令で定めるところにより記録した光ディスク等を提出する方法

三 第一号に掲げるもののほか、機構を経由して行う方法として総務省令で定める方法

7 第一項、第三項又は第四項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書（以下この項及び次項において「報告書」という。）を提出すべき者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）は、その者が提出すべき報告書の給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項（次項及び第九項において「記載事項」という。）を記録した光ディスク等の提出をもつて当該報告書の提出に代えることができる。

8 第五項又は第六項の規定により行われた記載事項の提供及び前項の規定により行われた光ディスク等の提出については、第一項、第三項又は第四項の規定により報告書の提出が行われたものとみなして、第四十五条の二第二項、第三百七条の二第二項、この条第一項から第四項まで、次条及び第三百二十一条の四第三項の規定を適用する。

9 第五項（第一号に係る部分に限る。）又は第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定により行われた記載事項の提供は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第三百二十一条の四第十一項及び第三百二十一条の八第六十五項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に第五項又は第六項に規定する市町村の長に到達したものとみなす。

（給与支払報告書等の提出義務違反に関する罪）

第三百十七条の七 前条第一項から第四項までの規定により提出すべき給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出しなかつたとき、又は虚偽の記載をした給与支払報告書、届出書若しくは公的年金等支払報告書を提出したときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第四款 賦課及び徴収

（個人の市町村民税の賦課期日）

第三百十八条 個人の市町村民税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

（個人の市町村民税の徴収の方法等）

第三百十九条 個人の市町村民税の徴収については、第三百二十一条の三、第三百二十一条の七の二第二項若しくは第二項、第三百二十一条の七の八第一項又は第三百二十八条の四の規定により特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によらなければならない。

2 市町村は、個人の市町村民税を賦課し、及び徴収する場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税及び森林環境税を併せて賦課し、及び徴収するものとする。

（個人の市町村民税の普通徴収の手続）

第三百十九条の二 個人の市町村民税を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書には、所得割額及び均等割額の合算額から第三百二十一条の四第一項の給与所得に係る特別徴収税額（二以上の特別徴収義務者に徴収させている場合においては、その合計額とする。次項において同じ。）並びに第三百二十一条の七の四第一項の年金所得に係る特別徴収税額及び第三百二十一条の七の八第一項の年金所得に係る仮特別徴収税額の合算額を控除した額並びにこれらの算定の基礎を記載しなければならない。

2 前項の納税通知書のうち、特別徴収の方法によつて徴収される個人の市町村民税がある納税者に係るものには、当該納税者が当該年度の中途において給与又は第三百二十一条の七の四第二項に規定する特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により個人の市町村民税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、第三百二十一条の四第一項の給与所得に係る特別徴収税額並びに第三百二十一条の七の四第一項の年金所得に係る特別徴収税額及び第三百二十一条の七の八第一項の年金所得に係る仮特別徴収税額のうちその特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額は普通徴収の方法によつて徴収されるものであることを併せて記載しなければならない。

3 第一項の納税通知書は、遅くとも、納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。（普通徴収に係る個人の市町村民税の納期）

第三百二十条 普通徴収の方法によつて徴収する

個人の市町村民税の納期は、六月、八月、十月及び一月中（当該個人の市町村民税額が均等割額に相当する金額以下である場合にあっては、六月中）において、当該市町村の条例で定める。但し、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

（個人の市町村民税の納期前の納付）

第三百二十一条 個人の市町村民税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した

納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて個人の市町村民税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

3 前項の報奨金の額は、第一項の規定によつて納期前に納付した税額の百分の一に、納期前に係る月数（一月未満の端数がある場合においては、十四日以下は切り捨て、十五日以上は一月とする。）を乗じて得た額をこえることができる。

（普通徴収に係る個人の市町村民税の賦課額の変更又は決定及びこれに係る延滞金の徴収）

第三百二十一条の二 市町村長は、普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税について所得税の納税義務者が提出した修正申告書又は国の税務官署がした所得税の更正若しくは決定に関する書類を第三百二十五条の規定により閲覧し、その賦課した税額を変更し、又は賦課する必要を認めた場合には、すでに第三百十五条第一号ただし書若しくは第二号又は第三百十六条の規定を適用して個人の市町村民税を賦課していた場合を除くほか、直ちに変更による不足税額又は賦課されるべきであつた税額のうちの決定があつた日までの納期に係る分（以下この条において「不足税額」という。）を追徴しなければならない。

2 前項の場合においては、市町村の徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第三百二十条の各納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。次項及び第四項において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日数に

応じ、年十四・六パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 所得税の納税義務者が修正申告書（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税

の還付を受けた所得税の納税義務者が、当該所得税についての調査があつたことにより当該所得税について更正があるべきことを予知して提出した当該申告書及び所得税の納税義務者が所得税の決定を受けた後に提出した当該申告書（次項において「特定修正申告書」という。）を除く。）を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（偽りその他不正の行為により所得税を免れ、又は所得税の還付を受けた所得税の納税義務者についてされた当該所得税に係る更正及び所得税の決定があつた後にされた当該所得税に係る更正（同項において「特定更正」という。）を除く。）をしたことに基因して、第三十二条の各納期限から一年を経過する日後に第二項の規定によりその賦課した税額を変更し、又は賦課した場合においては、当該一年を経過する日の翌日から同項に規定する不足税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間は、前項に規定する期間から控除する。

4 第二項の場合において、所得税の納税義務者が修正申告書を提出し、又は国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を増加させるものに限る、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）をしたとき（国の税務官署が所得税の更正（納付すべき税額を減少させるものに限る、これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）をしたことに基因して、第一項の規定によりその賦課した税額が減少した後に、その賦課した税額が増加したときに限る。）は、その追徴すべき不足税額（当該減額更正前に賦課した税額から当該減額更正に基因して変更した税額を控除した金額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。以下この項において同じ。）については、次に掲げる期間（特定修正申告書の提出又は特定更正に基因して変更した不足税額その他の政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 第三百二十条の各納期限の翌日から当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間

二 当該減額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日（当該減額更正が更正の請求に基づくものである場合には、

同日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から増額更正に基因して変更した税額に係る納税通知書が発せられた日までの期間に市町村長は、納税者が第一項の規定により不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、第二項の延滞金額を減免することができる。

3 第三百二十一条の三 市町村は、納税義務者が前年中において給与の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において給与の支払を受けている者（支給期間が一月を超える期間により定められている給与のみの支払を受けていることその他これに類する理由があることにより、特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認められる者を除く。以下この条及び次条において「給与所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額は、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に給与所得者が少ないことその他特別の事情により特別徴収を行うことが適当でない認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の給与所得者について、当該給与所得者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、市町村は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。ただし、第三百十七条の二第一項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

3 前項本文の規定によつて給与所得者の給与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収することとなつた後において、当該給与所得者について給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴収の方法によつて徴収することが適当でない認められる特別の事情が生じたため当該給与所得者から給与所得以外の所得に係る所得割額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収することとされ

たい旨の申出があつた場合でその事情がやむを得ないと認められるときは、市町村は、当該特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額でまだ特別徴収により徴収していない額の全部又は一部を普通徴収の方法により徴収するものとする。

4 第一項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第三百二十一条の七の二第二項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

3 第三百二十一条の四 市町村は、前条の規定により特別徴収の方法によつて個人の市町村民税を徴収しようとする場合には、当該年度の初日において同条の納税義務者に対して給与の支払をする者（他の市町村内において給与の支払をする者を含む。）のうち所得税法第百八十三条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。この場合においては、当該市町村の長は、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額又はこれによつて徴収することとなる給与所得以外の所得に係る所得割額（同条第四項に規定する場合においては、同項の規定により読み替えて適用される同条第二項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収することとなる給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額）を合算した額（以下この条から第三百二十一条の七までにおいて「給与所得に係る特別徴収税額」という。）を特別徴収の方法によつて徴収する旨（第七項から第十一項までにおいて「通知事項」という。）を当該特別徴収義務者及びこれを經由して当該納税義務者に通知しなければならない。

2 市町村長が前項後段の規定により特別徴収義務者及び特別徴収義務者を經由して納税義務者に対してする通知は、当該年度の初日の属する年の五月三十一日までにしなければならない。第三百十七条の六第一項の規定により提出すべき給与支払報告書が同項の提出期限までに提

出されなかつたことその他やむを得ない理由があることにより、市町村長が前項に規定する期日までに第一項後段の規定による通知をするこゝとができなかつた場合には、当該期日後において当該通知をすることを妨げない。ただし、次条第一項の規定により当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間において給与所得に係る特別徴収税額を徴収することが不適当であると認められる場合は、この限りでない。

4 第一項の場合において、同一の納税義務者に対して給与の支払をする者が二以上あるときは、市町村は、当該市町村の条例によりこれらの支払をする者の全部又は一部を特別徴収義務者として指定しなければならない。この場合において、特別徴収義務者として二以上の者を指定したときは、給与所得に係る特別徴収税額をこれらの者が当該年度中にそれぞれ支払うべき給与の額に按分して、これを徴収させることができる。

5 納税義務者である給与所得者に対し給与の支払をする者に当該年度の初日の翌日から翌年の四月三十日までの間において異動を生じた場合において、当該給与所得者が当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者（所得税法第百八十三条の規定により給与の支払をする際所得税を徴収して納付する義務がある者に限る。以下この項において同じ。）を通じて、当該異動により従前の給与の支払をする者から給与の支払を受けなくなつた日の属する月の翌月の十日（その支払を受けなくなつた日が翌年の四月中である場合には、同月三十日）までに、前条第一項本文の規定により特別徴収の方法によつて徴収されるべき前年中の給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（既に特別徴収の方法によつて徴収された金額があるときは、当該金額を控除した金額）を特別徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出をしたときは、市町村は、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を当該市町村の条例により特別徴収義務者として指定し、これに徴収させるものとする。ただし、当該申出が翌年の四月中にあつた場合において、当該給与所得者に対して新たに給与の支払をする者となつた者を特別徴収義務者として指定し、これに徴収させることが困難であると市町村長が認めるときは、この限りでない。

- 6 第一項後段の規定は、前項本文の場合について準用する。
- 7 市町村長は、第一項又は第五項の規定により指定した特別徴収義務者（第三百七条の六第一項に規定する給与支払報告書に記載すべきものとされる事項を同条第五項（第一号に係る部分に限る。）の規定により提供した者又は同条第一項の規定による給与支払報告書の提出を第七百四十七条の二第一項の規定により行つた者に限る。以下この項から第九項まで及び第十一項において「特定特別徴収義務者」といふ。）が、第一項後段（前項において準用する場合を含む。以下この項、次項及び第十項において同じ。）の規定により当該特定特別徴収義務者に通知すべき通知事項について、電磁的方法により提供を受けることを希望する旨の申出をした場合には、第一項後段の規定による当該特定特別徴収義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に提供しなければならない。
- 8 市町村長は、特定特別徴収義務者（第一項後段の規定により当該特定特別徴収義務者を経由して納税義務者に通知すべき通知事項を、電磁的方法により当該納税義務者に提供する体制が整備されている者に限る。）が、当該通知事項について、電磁的方法により送信を受けることを希望する旨の申出をした場合には、同項後段の規定による当該納税義務者に対する通知に代えて、当該通知事項を、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により当該特定特別徴収義務者に提供しなければならない。
- 9 前項の場合において、同項の通知事項の送信を受けた特定特別徴収義務者は、当該通知事項を電磁的方法（これにより難い」と認められる納税義務者に対しては、総務省令で定める方法）により納税義務者に提供するものとする。
- 10 第七項又は第八項の規定により行われた通知事項の提供については、第一項後段の規定による通知があつたものとみなして、次条第一項及び第三百二十一条の六第一項の規定を適用する。
- 11 第七項の規定により行われた通知事項の提供及び第八項の規定により行われた通知事項の送

信は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた上で、第七項又は第八項に規定する市町村長が総務省令で定める方法により通知した当該記録に関する事項がこれらの規定に規定する特定特別徴収義務者に到達した時に当該特定特別徴収義務者に到達したものとする。

第三百二十一条の五 前条の特別徴収義務者は、同条第二項に規定する期日までに同条第一項後段（同条第六項において準用する場合を含む。）の規定による通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額の十二分の一の額を六月から翌年五月まで、当該期日後に当該通知を受け取つた場合にあつては当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月までの間の月数で除して得た額を当該通知のあつた日の属する月の翌月から翌年五月まで、それぞれ給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。ただし、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額が均等割額に相当する金額以下である場合には、当該通知に係る給与所得に係る特別徴収税額を最初に徴収すべき月に給与の支払をする際その全額を徴収し、その徴収した月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、前条の規定によりその者が徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税義務者が当該特別徴収義務者から給与の支払を受けないこととなつた場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額（前項の規定により特別徴収義務者が給与の支払をする際毎月徴収すべき額をいう。以下この項、次項及び第三百二十一条の六第三項において同じ。）は、これを徴収して納入する義務を負わない。ただし、その事由が当該年度の初日の属する年の六月一日から十二月三十一日までの間において発生し、かつ、総務省令で定めるところによりその事由が発生した日の属する月の翌月以降の月割額を特別徴収の方法によつて徴収された旨の事納税義務者からの申出があつた場合及びその事由がその年の翌年の一月一日から四月三十日までの間において発生した場合には、当該納税義

務者に対してその年の五月三十一日までの間に支払われるべき給与又は退職手当等で当該月割額の全額に相当する金額を超えるものとあるとき限り、その者に支払われるべき給与又は退職手当等の支払をする際、当該月割額の全額（同日までに当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支払がされないこととなつたときにあつては、同日までに支払われた当該給与又は退職手当等の額から徴収することができたる額）を徴収し、その徴収した月の翌月十日までに、これを当該市町村に納入しなければならない。

3 前項の場合においては、特別徴収義務者は、総務省令で定めるところにより、給与の支払を受けないこととなつた納税義務者の氏名、その者に係る給与所得に係る特別徴収税額のうち既に徴収した月割額の合計額その他必要な事項を記載した届出書を当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に提出しなければならない。

4 前条の規定により、他の市町村内において給与の支払をする者が特別徴収義務者として指定された場合には、当該特別徴収義務者は、その納入すべき納入金を当該他の市町村内に所在する銀行その他の金融機関で当該市町村が指定して当該特別徴収義務者に通知したものに払い込むものとする。この場合においては、当該特別徴収義務者が当該通知に係る金融機関に払い込んだ時に、当該市町村にその納入金の納入があつたものとみなす。

5 市町村の指定した特別徴収義務者が国の機関である場合における第三百二十六条第一項の規定の適用については、当該特別徴収義務者が給与所得に係る特別徴収税額に係る納入金に相当する金額の資金を日本銀行に交付して納入金の払込みをした時において当該市町村に納入金の納入があつたものとみなす。

第三百二十一条の五の二 第三百二十一条の四の特別徴収義務者は、その事務所、事業所その他これらに準ずるもので給与の支払事務を取り扱うもの（給与の支払を受ける者が常時十人未満であるものに限る。以下この項において「事務所等」といふ。）につき、当該特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長の承認を受けた場合には、六月から十一月まで及び十二月から翌年五月までの各期間（当該各期間のうちその承認を受けた日の属する期間については、その

日の属する月から当該期間の最終月までの期間）に当該事務所等において支払つた給与について前条第一項の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額を、同項の規定にかかわらず、当該各期間に属する最終月の翌月十日までに当該市町村に納入することができる。前条第二項ただし書の規定により徴収した給与所得に係る特別徴収税額についても、同様とする。

2 前項の承認の取消し、当該取消しがあつた場合の納期の特例その他給与所得に係る特別徴収税額の納期の特例に關し必要な事項は、政令で定める。

第三百二十一条の六 市町村長は、第三百二十一条の四第一項から第三項まで（同条第六項において同条第一項後段の規定を準用する場合を含む。）の規定により給与所得に係る特別徴収税額を通知した後において、当該給与所得に係る特別徴収税額に誤りがあることを発見した場合その他これを変更する必要がある場合には、直ちに当該給与所得に係る特別徴収税額を変更して、その旨を当該特別徴収義務者及びこれを経由して当該納税義務者に通知しなければならない。

2 前項の場合には、第三百二十一条の四第七項から第十一項までの規定を準用する。この場合においては、同条第十項中「次条第一項及び第三百二十一条の六第一項」とあるのは、「第三百二十一条の六第三項」と読み替へるものとする。

3 特別徴収義務者が第一項の通知を受け取つた場合には、その通知を受け取つた日の属する月以後において徴収すべき月割額は、同項の規定により変更された額に基づいて、当該市町村長が定めるところによらなければならない。

第三百二十一条の七 個人の市町村民税の納税者が給与の支払を受けなくなつたこと等により給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合には、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十条の納期があるときはそのそれぞれの納期において、その日以後に到

来する同条の納期がないときは直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2 前条第一項の規定により変更された給与所得に係る特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された給与所得に係る特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額を超える場合（徴収すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場合を含む。）には、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例により当該納税者に還付しなければならない。この場合において、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について第十七条から第十七条の二の二までの規定の適用はないものとする。

第三百二十一條の七の二

市町村は、納税義務者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において年齢等年金給付（国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法（昭和二十九法律第五十五号）による老齢を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢又は退職を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの）をうける。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の者（特別徴収の方法によつて徴収することが著しく困難であると認めるものその他の政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象年金所得者」という。）である場合においては、当該納税義務者に対して課する個人の市町村民税のうち当該納税義務者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該納税義務者に係る均等割額を第三百二十一條の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する場合においては、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以下この節において同じ。）の二分の一に相当する額（当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。以下

この節において「年金所得に係る特別徴収税額」という。）を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に支払われる老齢等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の際に特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、当該市町村内に特別徴収対象年金所得者が少ないことその他の特別事情により特別徴収を行うことが適当でないこと認められる市町村においては、特別徴収の方法によらないことができる。

2 前項の特別徴収対象年金所得者について、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の所得に給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得がある場合（第三百二十一條の三第四項の規定により読み替えて適用される同条第二項ただし書に規定する場合を除く。）においては、市町村は、当該給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を前項本文の規定によつて特別徴収の方法によつて徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額に加算して特別徴収の方法によつて徴収することができる。

3

市町村は、第一項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市町村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から年金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第三百二十條の納期のうち当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に到來するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収するものとする。

（年金保険者による市町村長に対する通知）

第三百二十一條の七の三

当該年度の初日において年齢六十五歳以上の者であつて老齢等年金給付の支払を受けているものに対し当該老齢等年金給付の支払をする者（以下この条から第三百二十一條の七の十一までにおいて「年金保険者」という。）は、当該年度の初日の属する年の五月二十五日までに、当該年度の初日において当該老齢等年金給付の支払を受けている者の氏名、住所、性別、生年月日その他総務省令で定める事項、当該老齢等年金給付の種類及び年額並びに当該老齢等年金給付の支払を行う年金保険者の名称を、当該老齢等年金給付の支払を受けている者が当該年度の初日において住所を有する市町村の長に通知しなければならない。

（年金保険者の特別徴収義務）

第三百二十一條の七の四 市町村は、第三百二十一條の七の二第一項の規定により特別徴収の方

法によつて年金所得に係る特別徴収税額（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。）を徴収しようとする場合においては、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金保険者を特別徴収義務者とせ当該年金所得に係る特別徴収税額を徴収させなければならない。

2 前項の場合において、市町村は、同一の特別徴収対象年金所得者について老齢等年金給付が二以上あるときは、政令で定めるところにより、一の老齢等年金給付（以下この節において「特別徴収対象年金給付」という。）について年金所得に係る特別徴収税額を徴収させるものとする。

第三百二十一條の七の五

市町村長は、第三百二十一條の七の二第一項の規定により年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、当該年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額及び支払回数割特別徴収税額その他総務省令で定める事項を、当該特別徴収対象年金所得者に対しては第三百二十條の各納期限のうち最初の納期限の十日前までに、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の七月三十一日までに通知しなければならない。

2 前項の支払回数割特別徴収税額は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者につき、年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務）

第三百二十一條の七の六

年金保険者は、前条第一項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知に係る支払回数割特別徴収税額を、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の十日までに、当該市町村に納入する義務を負う。

（年金所得に係る特別徴収税額の納入の義務を負わない場合等）

第三百二十一條の七の七 年金保険者は、第三百二十一條の七の二第一項の規定により徴収すべ

き年金所得に係る特別徴収税額に係る特別徴収対象年金所得者が当該年金保険者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた場合その他総務省令で定める場合には、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

2 市町村長は、第三百二十一條の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者への通知をした後に、当該通知に係る特別徴収対象年金所得者が特別徴収対象年金所得者に該当しないこととなつた場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象年金所得者に通知しなければならない。

3 年金保険者は、前項の規定による通知を受けた場合には、その通知を受けた日以後、年金所得に係る特別徴収税額を徴収して納入する義務を負わない。

4 第一項又は前項の場合においては、年金保険者は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象年金所得者の氏名、当該特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額の徴収の実績その他必要な事項を、特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村の長に通知しなければならない。

（年金所得に係る仮特別徴収税額等）

第三百二十一條の七の八 市町村は、前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間における特別徴収対象年金給付の支払の際、第三百二十一條の七の二第一項の規定により第三百二十一條の七の五第二項に規定する支払回数割特別徴収税額を徴収されていた特別徴収対象年金所得者について、老齢等年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において支払われる場合には、当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額として年金所得に係る仮特別徴収税額（当該市町村が当該特別徴収対象年金所得者に対して課した前年度分の個人の市町村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（当該特別徴収対象年金所得者に係る均等割額を第三百二十一條の三第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収した場合には、前々年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額）の二分

の二に相当する額（当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。）をいう。
次条から第三百二十一一条の七の十二までにおいて同じ。）を、当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

2 当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間において前項の規定による特別徴収が行われた特別徴収対象年金所得者については、第三百二十一一条の七の二第一項の規定の適用がある場合における第三百十九一条の二第一項及び第二項並びに第三百二十一一条の七の四から前条までの規定の適用にあつては、第三百二十一一条の七の二第二項中「の二分の一に相当する額」とあるのは、「から第三百二十一一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

3 第三百二十一一条の七の四から前条までの規定は、第一項の規定による特別徴収について準用する。この場合において、これらの規定中「年金所得に係る特別徴収税額」とあるのは「年金所得に係る仮特別徴収税額」と、第三百二十一一条の七の四第一項中「第三百二十一一条の七の二第一項」とあるのは「第三百二十一一条の七の八第一項」と、「同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合にあつては、当該所得割額を加算した額とする。以下この節において同じ。」とあるのは「同項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額をいう。以下同じ。」と、第三百二十一一条の七の五第一項中「第三百二十一一条の七の二第一項」とあるのは「第三百二十一一条の七の八第一項」と、「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割特別徴収税額」と、「第三百二十一一条の各納期限のうち最初の納期限の十日前」とあるのは「当該年度の初日の属する年の三月三十一日」と、「七月三十一日」とあるのは「一月三十一日」と、同条第二項及び第三百二十一一条の七の六中「支払回数割特別徴収税額」とあるのは「支払回数割特別徴収税額」と、「の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日」とあるのは「からその日の属する年の

九月三十日」と、前条第一項中「第三百二十一一条の七の二第一項」とあるのは「第三百二十一一条の七の八第一項」と読み替へるものとする。
4 市町村長は、前項において読み替へて準用する第三百二十一一条の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知については、当該年度の前年度分の年金所得に係る特別徴収税額に係る第三百二十一一条の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知とそれぞれ併せて行うことができる。（特別徴収対象年金所得者が市町村の区域外に転出した場合の取扱い）
第三百二十一一条の七の九 市町村は、特別徴収対象年金所得者が当該年度の初日において当該市町村の区域内に住所を有しない場合には、第三百二十一一条の七の二の規定にかかわらず、当該特別徴収対象年金所得者の年金所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収しないものとする。

2 前項の場合において、市町村は、同項の特別徴収対象年金所得者に対して課する個人の市町村民税のうち当該特別徴収対象年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額から前条第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収された年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額を第三百二十一一条の納期のうち当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間に到来するものにおいて普通徴収の方法によつて徴収するものとする。
3 市町村長は、当該年度の初日の属する年の末日までに前条第三項において読み替へて準用する第三百二十一一条の七の五第一項の規定による特別徴収対象年金所得者又は年金保険者に対する通知を行った場合において、当該特別徴収対象年金所得者が当該年度の翌年の一月一日において当該市町村の区域内に住所を有しないときは、前条第一項の規定による当該特別徴収対象年金所得者に係る当該年度の翌年度分の年金所得に係る仮特別徴収税額の特別徴収の方法による徴収を行わない旨を当該特別徴収対象年金所得者又は当該年金保険者に通知しなければならない。（年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ）
第三百二十一一条の七の十 第三百二十一一条の七の七第一項又は第三項（これらの規定を第三百二十一

十一一条の七の八第三項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定により特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた金額に相当する税額は、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第三百二十一条の納期がある場合にはそれぞれ納期において、その日以後に到来する同条の納期がない場合には直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。
2 第三百二十一一条の七の七第三項（第三百二十一一条の七の八第三項において読み替へて準用する場合を含む。）の規定により年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた特別徴収対象年金所得者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超える場合（徴収すべき年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がない場合を含む。）には、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例によつて当該特別徴収対象年金所得者に還付しなければならない。この場合において、当該特別徴収対象年金所得者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき税額は、第十七条の二の二第一項第二号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第三項、第六項及び第七項の規定を適用することができるものとし、当該特別徴収義務者について第十七条から第十七条の二の二までの規定の適用はないものとする。（市町村長と年金保険者との間における通知の方法）
第三百二十一一条の七の十一 市町村長は、第三百二十一一条の七の三、第三百二十一一条の七の七第四項（第三百二十一一条の七の八第三項において準用する場合を含む。）その他政令で定める規定に規定する年金保険者が市町村長に対して行う通知については、総務省令で定めるところにより、機構を経由して行わせるものとする。
2 市町村長は、第三百二十一一条の七の五第一項及び第三百二十一一条の七の七第二項（これらの規定を第三百二十一一条の七の八第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一一条の七の九第三項その他政令で定める規定に規定する年

金保険者に対して行う通知については、総務省令で定めるところにより、機構を経由して行うものとする。（政令への委任）
第三百二十一一条の七の十二 第三百二十一一条の七の二から前条までに定めるもののほか、特別徴収対象年金所得者に係る年金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を更正する場合における公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収の取扱いその他公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に關し必要な事項は、政令で定める。（租税条約に基づく申立てが行われた場合における個人の市町村民税の徴収猶予）
第三百二十一一条の七の十三 個人の市町村民税の納税義務者が租税条約（所得税法第六十二條第一項に規定する租税条約をいう。以下この項において同じ。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第四十條の三の第三項又は第四十一條の十九の五第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合（次条において「国税庁長官に対する申立てが行われた場合」という。）又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項及び同条において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合（同条において「条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合」という。）には、市町村長は、これらの申立てに係る同法第四十條の三の三第二十二項第一号（同法第四十一條の九の五第三十三項において準用する場合を含む。次条第一項において同じ。）に掲げる更正決定に係る所得税の額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項及び次条において同じ。）の計算の基礎となつた所得に基づいて課された市町村民税額を限度として、これらの申立てをした者の申請に基づき、その納期限（第三百二十九條第一項に規定する納期限をいい、当該申請が当該納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の

合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得に基づいて市町村民税を課した日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時にあって当該市町村民税額以外の当該市町村の地方税の滞納がある場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）をする場合には、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴収しなければならぬ。ただし、その猶予に係る税額が百万円以下である場合、その猶予の期間が三月以内である場合は担保を徴収することができない特別の事情がある場合は、この限りでない。

3 第十五条の二の二、第十五条の二の三、第十六条の二第一項から第三項まで及び第十八条の二第四項の規定は徴収の猶予について、第十一条、第十六条第二項及び第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。

二 第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る市町村民税額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

三 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市町村長の求めに応じないとき。

四 新たにその猶予に係る市町村民税額以外の当該市町村に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（市町村長がやむを得ない理由があることを認めるときを除く。）。

五 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき認められるとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした市町村民税に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日以後の期間に対応する部分の金額については、市町村長は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

（個人の市町村民税の徴収猶予に係る国税庁長官の通知）

第三百二十一條の七の十四 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合には、遅滞なく、その旨、これらの申立てに係る租税特別措置法第四十条の三の三第二項第一号に掲げる更正決定に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした市町村民税の納税義務者の住所所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合において、これらの申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意がない場合その他の政令で定める場合に該当することがなつたときは、遅滞なく、その旨その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした市町村民税の納税義務者の住所所在地の市町村長に通知しなければならない。

3 国税庁長官は、国税庁長官に対する申立てが行われた場合又は条約相手国等の権限ある当局に対する申立てが行われた場合において、これらの申立てに係る相互協議において前条第一項に規定する合意が行われたときは、遅滞なく、その旨、当該合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る所得税の額の計算の基礎となつた所得その他総務省令で定める事項をこれらの申立てをした市町村民税の納税義務者の住所所在地の市町村長に通知しなければならない。

（法人の市町村民税の申告納付）

第三百二十一條の八 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場

合を含む。以下この節において同じ。）、第七十条第一項、第八十八条（同法第四十五条の五において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第八十九条（同法第四十五条の五において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を含む。以下この節において同じ。）又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人は、当該申告書の提出期限までに、総務省令で定める様式により、当該申告書に係る法人税額、これを課税標準として算定した法人税割額（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）、第八十八条又は第四百四十四条の三第一項（同法第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合を除く。）、の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人（以下この条及び第三百二十一條の十三第一項において「予定申告法人」という。）にあつては、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百二十一條の十一第一項において「予定申告に係る法人税割額」という。）、同法第七十一条第一項、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人にあつては均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。）、をその法人税額の課税標準の算定期間（同法第七十一条第一項、第八十八条又は第四百四十四条の三第一項の申告書に係る法人税額にあつては、当該事業年度開始の日から六月経過日（当該事業年度（当該法人が同法第二条第十二号の七に規定する通算法人である場合には、当該事業年度開始の日の属する当該法人に係る通算親法人（同法第十二号の六の七に規定する通算親法人をいう。次項及び第三十九項において同じ。）の事業年度 開始の日以後六月を経過した日を含む。）の前日までの期間とする。以下法人の市町村民税について同じ。）中において有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額（当該市町村民税額について既に納付すべきことが確定しているものがある場合には、これを控除した額）を納付しなければならない。この場合において、同法第七十一条第一項

又は第四百四十四条の三第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第六十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在地の市町村に納付しなければならない。

2 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第一号に掲げる金額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された法人のうち適格合併（同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により設立されたもの以外のもの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（以下この項及び第六十項において「六月経過日」という。）において当該通算親法人と通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百二十一條の十一第一項において「法人税に於いて予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。）を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において有する事務所、事業所又は寮等

又は第四百四十四条の三第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかつたときは、第六十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在地の市町村に納付しなければならない。

2 法人税法第七十一条第一項ただし書の規定により同項の規定による法人税に係る申告書を提出することを要しないこととされた法人（同項第一号に掲げる金額（同条第二項又は第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）が十万円以下である場合又は当該金額がない場合に該当するものを除く。）は、その事業年度（新たに設立された法人のうち適格合併（同法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により設立されたもの以外のもの設立の日の属する事業年度及び同法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日が同日の属する当該法人に係る通算親法人の事業年度（以下この項において「通算親法人事業年度」という。）開始の日以後六月を経過した日以後であるときその効力が生じた日の属する事業年度を除く。以下この項において同じ。）開始の日の属する通算親法人事業年度が六月を超え、かつ、当該通算親法人事業年度開始の日以後六月を経過した日（以下この項及び第六十項において「六月経過日」という。）において当該通算親法人と通算完全支配関係がある場合には、総務省令で定める様式により、六月経過日から二月以内に、前事業年度の法人税割額を基準として政令で定めるところにより計算した法人税割額（第三百二十一條の十一第一項において「法人税に於いて予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税割額」という。）、均等割額その他必要な事項を記載した申告書（以下この項において「法人の市町村民税の申告書」という。）を当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において有する事務所、事業所又は寮等

所在地の市町村長に提出し、及びその申告した市町村民税額を納付しなければならない。この場合において、当該法人が、法人の市町村民税の申告書をその提出期限までに提出しなかったときは、第六十項の規定の適用がある場合を除き、当該申告書の提出期限において、当該市町村長に対し、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があつたものとみなし、当該法人は、当該申告納付すべき期限内にその提出があつたものとみなされる申告書に係る市町村民税に相当する税額の市町村民税を事務所、事業所又は寮等所在の市町村に納付しなければならない。

3 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた通算適用前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第六項又は第八項の規定によりないものとされたものをいう。次項から第六項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象通算適用前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象通算適用前欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかった額に限る。

4 前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額とは、通算適用前欠損金額に、同項の法人の最初通算事業年度（法人税法第六十四条の九第一項の規定による承認の効力が生じた日以後最初に終了する事業年度をいう。以下この項から第六項までにおいて同じ。）終了の日（二以上

の最初通算事業年度終了の日がある場合には、当該通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度終了の日）における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

一 普通法人（法人税法第二条第九号に規定する普通法人をいう。第十四項第一号及び第十五項第四号において同じ。） 同法第六十六条第一項に規定する税率に相当する率

二 協同組合等（法人税法第二条第七号に規定する協同組合等をいう。第十四項第二号及び第十五項第四号において同じ。） 同法第六十六条第三項に規定する税率に相当する率

5 第三項の法人を合併法人（合併により被合併法人（合併によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この条において同じ。）から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。）とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に法人税法第二条第十二号の七の六に規定する完全支配関係（以下この条において「完全支配関係」という。）（当該法人による完全支配関係又は同号に規定する相互の関係（以下この条において「相互の関係」という。）に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた通算適用前欠損金額に係る前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（当該被合併法人等が当該控除対象通算適用前欠損調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額とみなされたものを含む。）に係る通算適用前欠損金額の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度について同法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書（第一項の規定により提出すべき申告書（同法第七十四条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書に係るものに限る。）をいう。以下この条において同じ。）を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場

合における当該控除対象通算適用前欠損調整額に限るものとし、第三項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済通算適用前欠損調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第三項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済通算適用前欠損調整額（当該他の法人に同法第二条第十四号に規定する株主等（以下この条において「株主等」という。）が二以上ある場合には、当該控除未済通算適用前欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算適用前欠損調整額に係る前十年内事業年度の開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算適用前欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額とみなす。

6 第三項の規定は、同項の法人が通算適用前欠損金額（前項の規定により当該法人の第四項に規定する控除対象通算適用前欠損調整額（以下この項において「控除対象通算適用前欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算適用前欠損調整額に係る通算適用前欠損金額を除く。）の生じた事業年度後最初の最初通算事業年度について法人税法第五十七条第六項又は第八項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

7 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）若しくは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた合併等前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第六項又は同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第七項（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により同条第二項の規定が適用されなかったものをいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）（当該法人が当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項、第九項及び第十項において「合併等事業年度」という。）において当該合併等前欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものを含む。）について同法第五十七条第七項の規定により同条第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該合併等前欠損金額に限るものとし、次項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された控除対象合併等前欠損調整額に係る合併等前欠損金額を除く。以下この項において「控除未済合併等前欠損金額」という。）があるときは、当該前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済合併等前欠損金額に係る前十年内事業年度開始の日の属

くは第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた合併等前欠損金額（同法第五十七条第一項の欠損金額（同法第六項又は同法第五十八条第一項の規定によりないものとされたものを除く。）で、同法第五十七条第七項（第一号に係る部分に限る。以下この項において同じ。）の規定により同条第二項の規定が適用されなかったものをいう。以下この項から第九項までにおいて同じ。）（当該法人が当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項、第九項及び第十項において「合併等事業年度」という。）において当該合併等前欠損金額（この項の規定により当該被合併法人等の合併等前欠損金額とみなされたものを含む。）について同法第五十七条第七項の規定により同条第二項の規定の適用がないことを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該合併等前欠損金額に限るものとし、次項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された控除対象合併等前欠損調整額に係る合併等前欠損金額を除く。以下この項において「控除未済合併等前欠損金額」という。）があるときは、当該前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済合併等前欠損金額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済合併等前欠損金額に係る前十年内事業年度開始の日の属

する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済合併等前欠損金額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）において生じた合併等前欠損金額とみなす。

8 前項の法人が納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税額の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、前項の規定により当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じたものとみなされた合併等前欠損金額に係る控除対象合併等前欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象合併等前欠損調整額、前事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

9 前二項に規定する控除対象合併等前欠損調整額とは、合併等前欠損金額に、第七項の法人の合併等事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

10 第八項の規定は、第七項の法人が合併等事業年度後最初の事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合に限り、適用する。

11 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた通算対象欠損金額（同法第六十四条の五第一項に規定する通算対象欠損金額で同項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係

る法人税額の課税標準となる法人税額に加算対象通算対象欠損調整額を加算するものとする。

12 前項に規定する加算対象通算対象欠損調整額とは、通算対象欠損金額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

13 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた通算対象所得金額（同法第六十四条の五第三項に規定する通算対象所得金額で同項の規定により益金の額に算入されたものをいう。次項から第十六項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税額の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象通算対象所得調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象通算対象所得調整額、前事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

14 前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とは、通算対象所得金額に、同項の法人の当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

一 普通法人又は法人税法第六十六条第一項に規定する一般社団法人等 同項に規定する税率に相当する率

二 法人税法第六十六条第三項に規定する公益法人等又は協同組合等 同項に規定する税率に相当する率

15 第十三項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係

係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた通算対象所得金額に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額（当該被合併法人等が当該控除対象通算対象所得調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなされたものを含む。）に係る通算対象所得金額の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象通算対象所得調整額に限るものとし、第十三項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済通算対象所得調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第十三項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済通算対象所得調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済通算対象所得調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済通算対象所得調整額にあつては、当該合併等事業年度の

前事業年度）に係る前項に規定する控除対象通算対象所得調整額とみなす。

16 第十三項の規定は、同項の法人が通算対象所得金額（前項の規定により当該法人の第十四項に規定する控除対象通算対象所得調整額（以下この項において「控除対象通算対象所得調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象通算対象所得調整額に係る通算対象所得金額を除く。）の生じた事業年度について法人税法第六十四条の五第三項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の控除対象通算対象所得調整額とみなされたものにつき第十三項の規定を適用する場合には、合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

17 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度において生じた被配賦欠損金控除額（同法第六十四条の七第一項第二号ハに掲げる金額に同項第三号ロに規定する非特定損金算入割合（第十九項において「非特定損金算入割合」という。）を乗じて計算した金額（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第一号に規定する場合における当該金額）で同法第五十七條第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項において同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税額の課税標準となる法人税額に加算対象被配賦欠損調整額を加算するものとする。

18 前項に規定する加算対象被配賦欠損調整額とは、被配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該事業年度終了の日における第四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

19 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度において生じた配賦欠損金控除額（同法第六十四条の七第一項第二号ニに掲げる金額に非特

定損金算入割合を乗じて計算した金額（同条第五項の規定の適用がある場合には、同項第二号イに規定する場合における当該金額）で同法第五十七条第一項の規定により損金の額に算入されたものをいう。次項から第二十二項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の第十四項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象配賦欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象配賦欠損調整額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

20 前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とは、配賦欠損金控除額に、同項の法人の当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

21 第十九項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた配賦欠損金控除額に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額（当該被合併法人等が当該控除対象配賦欠損調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなされたものを含む。）に係る配賦欠損金控除額の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があ

ることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象配賦欠損調整額に限るものとし、第十九項の規定により当該被合併法人等の前十年内事業年度の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済配賦欠損調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第十九項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済配賦欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済配賦欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済配賦欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象配賦欠損調整額とみなす。

22 第十九項の規定は、同項の法人が配賦欠損金控除額（前項の規定により当該法人の第二十項に規定する控除対象配賦欠損調整額（以下この項において「控除対象配賦欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象配賦欠損調整額に係る配賦欠損金控除額を除く。）の生じた事業年度について法人税法第五十七条第一項の規定の適用があることを証する書類を添付した法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の控除対象配賦欠損調整額とみなされたものにつき第十九項の規定を適用する場合）には、合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

23 法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）、第七十四条第一項、第四百四十四条の三第一項（同法

第四百四十四条の四第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で、当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項又は第四百四十四条の三第三十一項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十五項までにおいて同じ。）又は当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度若しくは中間期間（同法第八十条第七項又は第八項に規定する欠損事業年度（次項において「欠損事業年度」という。）を除く。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により法人税額の還付を受けたものが納付すべき当該事業年度分の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

一 法人税法第八十条の規定により法人税額の還付を受けた内国法人 第一項、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第二十五項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、内国法人の控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

二 法人税法第四百四十四条の十三の規定により同法第四百四十一条第一号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第一項、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号イに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十一条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した

額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第二十五項までにおいて「外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

三 法人税法第四百四十四条の十三の規定により同法第四百四十一条第一号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額の還付を受けた外国法人 第一項、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割の課税標準となる同号ロに掲げる国内源泉所得に対する法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、還付を受けた法人税額（以下この項から第二十五項までにおいて「外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額」という。）を控除する。この場合において、外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額は、前事業年度以前の法人税割の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

24 前項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日前十年以内に開始した事業年度又は中間期間（欠損事業年度を除く。以下この項において「前十年内事業年度」という。）において損金の額が益金の額を超えることとなつたため、当該被合併法人等が法人税法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により還付を受けた法人税額（当該適格合併に係る合併法人が同法第八十条又は第四百四十四条の十三の規定により還付を受けた法人税額で当該被合併法人の当該適格合併の日の前日の

属する事業年度に係るものを含み、当該被合併法人等が当該法人税額（この項の規定により当該被合併法人等の内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）の計算の基礎となつた欠損金額（同法第二条第十九号に規定する欠損金額をいう。次項において同じ。）に係る前十年内事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該法人税額に限るものとし、前項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日以前十年以内に開始した事業年度の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付法人税額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における前項の規定の適用については、次の各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 内国法人 当該前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る内国法人の控除対象還付法人税額とみなす。

二 外国法人 当該前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付法人税額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資

を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）のうち、法人税法第百四十四条の十三（第一項第一号に係る部分に限る。）の規定により還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなし、同法第百四十四条の十三（第一項第二号に係る部分に限る。）の規定により還付を受けたものは、それぞれ当該控除未済還付法人税額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付法人税額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなす。

第二十三項の規定は、同項の法人が内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額（前項の規定により当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものを除く。）の計算の基礎となつた欠損金額に係る事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人に係る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対象還付法人税額とみなされたものにつき第二十三項の規定を適用する場合）は、合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は

第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人について、当該事業年度の中間期間（同法第八十条第五項に規定する中間期間をいう。以下この項から第二十九項までにおいて同じ。）又は当該事業年度開始の日前十年以内に開始した事業年度若しくは中間期間において生じた還付対象欠損金額（同法第八十条第十二項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額と同条第十三項の規定により計算した還付を受けるべき金額の計算の基礎となつた金額の合計額をいう。次項から第二十九項までにおいて同じ。）がある場合の当該法人が納付すべき当該事業年度分の法人税額の課税標準となる法人税額の算定については、第一項、第三十四項又は第三十五項の規定にかかわらず、これらの規定により申告納付すべき当該法人税額の課税標準の算定期間に係る法人税額の課税標準となる法人税額から、当該法人税額（当該法人税額について租税特別措置法第四十二条の十四第一項若しくは第四項、第六十二条第一項、第六十二条の三第一項若しくは第九項又は第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合には、政令で定める額を控除した額）を限度として、控除対象還付対象欠損調整額を控除するものとする。この場合において、控除対象還付対象欠損調整額は、前事業年度以前の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除されなかつた額に限る。

27 前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とは、還付対象欠損金額に、同項の法人の当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間後最初に終了した事業年度終了の日における第十四項各号に掲げる当該法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める率を乗じて得た金額をいう。

28 第二十六項の法人を合併法人とする適格合併が行われた場合又は当該法人との間に完全支配関係（当該法人による完全支配関係又は相互の関係に限る。）がある他の法人で当該法人が発行済株式若しくは出資の全部若しくは一部を有するものの残余財産が確定した場合において、当該適格合併に係る被合併法人又は当該他の法人（以下この項及び次項において「被合併法人等」という。）の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日

（以下この項において「前十年内事業年度」という。）において生じた還付対象欠損金額に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（当該被合併法人等が当該控除対象還付対象欠損調整額（この項の規定により当該被合併法人等の前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とみなされたものを含む。）に係る還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間について法人の市町村民税の確定申告書を提出していることその他の政令で定める要件を満たしている場合における当該控除対象還付対象欠損調整額に限るものとし、第二十六項の規定により当該被合併法人等の当該適格合併の日前十年以内に開始し、又は当該残余財産の確定の日の翌日以前十年以内に開始した事業年度の法人税額の課税標準とすべき法人税額について控除された額を除く。以下この項において「控除未済還付対象欠損調整額」という。）があるときは、当該法人の当該適格合併の日の属する事業年度又は当該残余財産の確定の日の翌日の属する事業年度（以下この項及び次項において「合併等事業年度」という。）以後の事業年度における第二十六項の規定の適用については、当該前十年内事業年度に係る控除未済還付対象欠損調整額（当該他の法人に株主等が二以上ある場合には、当該控除未済還付対象欠損調整額を当該他の法人の発行済株式又は出資（当該他の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額で除し、これに当該法人の有する当該他の法人の株式又は出資の数又は金額を乗じて計算した金額）は、それぞれ当該控除未済還付対象欠損調整額に係る前十年内事業年度開始の日の属する当該法人の事業年度（当該法人の合併等事業年度開始の日以後に開始した当該被合併法人等の前十年内事業年度に係る控除未済還付対象欠損調整額にあつては、当該合併等事業年度の前事業年度）に係る前項に規定する控除対象還付対象欠損調整額とみなす。

29 第二十六項の規定は、同項の法人が還付対象欠損金額（前項の規定により当該法人の第二十七項に規定する控除対象還付対象欠損調整額（以下この項において「控除対象還付対象欠損調整額」という。）とみなされた被合併法人等の控除対象還付対象欠損調整額に係る還付対象欠損金額を除く。）の生じた事業年度又は中間期間開始の日の属する事業年度について法人の市町村民税の確定申告書を提出し、かつ、その

後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合（前項の規定により当該法人の控除対象選付対象欠損調整額とみなされたものにつき第二十六項の規定を適用する場合）は、合併等事業年度以後において連続して法人の市町村民税の確定申告書を提出している場合）に限り、適用する。

34 この項の規定により申告書を提出した法人又は第三百二十一一条の十一の規定による更正若しくは決定を受けた法人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に該当する場合を除く額を納付することができ、

九項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の同条第三項に規定する控除対象所得税額等相当額のうち、同項に規定する法人税の額及び同条第九項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第三十七項に規定する法人税割額の合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で

いて「適用事業年度」という。）の税額控除額（当該適用事業年度における前項の規定による控除とされるべき金額をいう。）以下この項から第四十二項までにおいて同じ。）が、当初申告税額控除額（当該適用事業年度の第一項の規定による申告書（同法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限

第十二項及び第十七項の規定による法人税額
への加算並びに第三項、第八項、第十三項、第
十九項、第二十三項及び第二十六項の規定によ
る法人税額からの控除については、まず第十一
項及び第十七項の規定による加算をし、次に第
三項、第八項、第十三項及び第十九項の規定に
よる控除をした後において、第二十三項及び第
二十六項の規定による控除をするものとする。

ほかに遅滞なく、総務省令で定める様式により、当該申告書を提出し又は当該更正若しくは決定をした市町村長に、当該申告書に記載し又は当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等を修正する申告書を提出し、及びその申告により増加した市町村民税額を納付しなければならない。

38 市町村は、内国法人又は外国法人が、外国の法令により課せられる法人税若しくは地方法人税又は道府県民税若しくは市町村民税の法人税割に相当する税（外国法人にあつては、法人税法

る。）は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を出す義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限り。）に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額をいう。以下この項から第四十一項までにおいて同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除額を税額控除額とみなす。

公共法人等は、総務省令で定める様式により、毎年四月三十日までに、第三百十二条第三項第三号の期間中の事実に基づいて算定した均等割額を記載した申告書を、当該期間中に均等に有する事務所、事業所又は寮等所在地の市町村長に提出し、及びその申告した均等割額を納付しなければならない。

一 先の申告書の提出により納付すべきものとしてこれに記載し、又は当該更正若しくは決定により納付すべきものとして当該更正若しくは決定に係る通知書に記載された市町村民税額に不足額があるとき。

二 先の申告書に納付すべき市町村民税額を記載しなかつた場合又は納付すべき市町村民税額より、旨の更正を受け、場合により、市町村民税額に不足額があるとき。

第百三十八条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。以下この項において「外国の法人税等」という。）を課された場合において、当該外国の法人税等の額のうち法人税法第六十九条第一項の控除限度額又は同法第百四十四条の第二項の控除限度額及び地方法人税法第十二条第一項

40 前項の通算法人の適用事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該適用事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 法人税法第六十九条第十六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当

法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定による申告書に係る法人税額額額に基つて算定した市町村民税額が、同法第七十一条第一項又は第四百四十四条の三第一項の規定による申告書に係る法人税額に基つて算定して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額（予定申告法人にあつては、第一項に基つて計算して申告納付し、又は申告納付すべき市町村民税額）若しくは第二項に基つて計算して申告納付し、若しくは申告納付すべき市町村民税額、以下第二項及び第三項をそれぞれ

35
第一項又は第二項の法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定の通知を受けたことにより、当該法人が前項各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該法人は、当該修正申告により増加した法人税額又は当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を納付すべき日までに、同項の規定により申告納付しなければならぬ。

の控除の限度額で政令で定めるもの又は同条第二項の控除の限度額で政令で定めるものと並びに第五十三条第三十八項の控除の限度額で政令で定めるものの合計額を超える額があるときは、政令で定めるところにより計算した額を限度として、政令で定めるところにより、当該超える金額（政令で定める金額に限る。）を第一項（予定申告法人に係るものを除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額（外国法人にあつては、法人税法第二

初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

二 法人税法第六十九条第十六項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合

三 地方法人税法第十二条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同号に掲げる場合における税額控除額が当初申告税額控除額と異なる場合に限る。）

適用事業年度について前項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定を適用して第三十四項に規定する申告書の提出又は第三百二十四項の十一第一項若しくは第三項の見込み

市町村民税額（以下この項及び第三百二十一条の十一第五項において「市町村民税の中間納付額」という。）に満たないとき、又はないときは、市町村は、政令で定めるところにより、その満たない金額に相当する市町村民税の中間納付額若しくは市町村民税の中間納付額の全額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

36 市町村は、内国法人が各事業年度において租税特別措置法第六十六条の七第四項及び第十項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度の同条第四項に規定する控除対象所得税額額及び同条のうち、同項に規定する法人税の額及び同条第十項に規定する所得地方法人税額並びに第五十三条第三十六項に規定する法人税額額の合計額を超える額があるときは、政令で定め

三百四十一條第一号イに掲げる国内源泉所得に對する法人税額を課税標準として課するものに限る。）から控除するものとする。

39 前項の規定を適用する場合において、通算法人（法人税法第二條第十二号の七の二に規定する通算法人をいう。以下この項から第四十八項までにおいて同じ。）の各事業年度（当該通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終

更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該適用事業年度の税額控除額として記載された金額又は当該更正に係る当該適用事業年度の税額控除額とされた金額を当初申告税額控除額とみなす。

市町村は、通算法人（通算法人であつた内国

第一項、第三十一項及び第三十五項の規定により申告書を提出すべき法人は、当該申告書（第一項後段の規定により提出があつたもの）をみなされた申告書を除く。）の提出期限後においても、第三百二十一条の十一第四項の規定による更正又は決定の通知があるまでは、第一項、第三十一項及び第三十五項の規定により申

37 市町村は、内国法人が各事業年度において租税特別措置法第六十六条の九の三第三項及び第

了するものに限るものとし、被合併法人の合併の日の前日の属する事業年度、残余財産の確定の日の属する事業年度及び公益法人等（第二百九十四条第七項に規定する公益法人等をいう。第四十二項及び第四十八項において同じ。）に該当することとなつた日の前日の属する事業年度を除く。以下この項から第四十一項までにお

法人（公益法人等に該当することとなつた内国法人を除く。）を含む。次項から第四十五項までにおいて同じ。）の各事業年度（以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度で第三十九項の規定の適用を受けた事業年度を

いう。以下この項及び第四十五項第一号において同じ。）における税額控除額（当該対象事業年度開始の日前に開始した各事業年度（以下この項において「対象前各事業年度」という。）において当該過去適用事業年度に係る税額控除額につきこの項又は次項の規定の適用があつた場合には、同項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額に加算した金額の合計額からこの項の規定により当該対象前各事業年度の法人税割額から控除した金額の合計額を減算した金額を加算した金額。以下この項及び次項において「調整後過去税額控除額」という。）が過去当初申告税額控除額（当該過去適用事業年度の第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額（当該過去適用事業年度について前項の規定の適用を受けた場合には、その適用に係る第三十四項に規定する申告書に添付された書類のうち、最も新しいものによる当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額として記載された金額又は第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正のうち、最も新しいものによる当該過去適用事業年度の第三十八項の規定による控除をされるべき金額とされた金額）をいう。以下この項及び次項において同じ。）を

超える場合には、政令で定めるところにより、税額控除不足額相当額（当該調整後過去税額控除額から当該過去当初申告税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。第四十四項から第四十六項までにおいて同じ。）を当該対象事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く）、第三十四項又は第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除するものとする。

43 通算法人の対象事業年度において過去当初申告税額控除額が調整後過去税額控除額を超える場合には、当該対象事業年度の第一項（予定申告法人に係るものを除く）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき法人税割額は、これらの規定にかかわらず、政令で定めるところにより、法人税額を課税標準として算定した法人税割額に、税額控除超過額相当額

（当該過去当初申告税額控除額から当該調整後過去税額控除額を控除した金額に相当する金額をいう。次項から第四十六項までにおいて同じ。）を加算した金額とする。

44 前二項の規定を適用する場合において、通算法人の対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額（それぞれ当該対象事業年度の第一項の規定による申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合に限る。）又は第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、第一項の規定による申告書の提出期限までに提出したものに限る。）に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額として記載された金額をいう。以下この項から第四十六項までにおいて同じ。）と異なるときは、当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額を当該対象事業年度の税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額とみなす。

45 前項の通算法人の対象事業年度について、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合には、当該対象事業年度については、同項の規定は、適用しない。

一 対象事業年度において第四十二項の規定により法人税割額から控除した税額控除不足額相当額又は第四十三項の規定により法人税割額に加算した税額控除超過額相当額に係る過去適用事業年度について第四十項の規定の適用がある場合

二 法人税法第六十九条第二十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）

46 三 地方税法第十二条第十一項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合（同項第一号及び第三号に掲げる場合における税額控除不足額相当額又は税額控除超過額相当額が当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額と異なる場合に限る。）

第二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正がされた後における前二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、当該申告書に添付された書類に当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額として記載された金額又は当該更正に係る当該対象事業年度の税額控除不足額相当額若しくは税額控除超過額相当額とされた金額を当初申告税額控除不足額相当額又は当初申告税額控除超過額相当額とみなす。

47 第四十二項及び第四十三項の規定は、通算法人（通算法人であつた内国法人を含む。以下この項及び次項において同じ。）が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四十二項		第四十三項	
上欄	下欄	上欄	下欄
の各事業年度（以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（その合併の日以前又はその残余財産の確定の日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）	の各事業年度（以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（その合併の日以前又はその残余財産の確定の日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）	が合併により解散した場合又は通算法人の残余財産が確定した場合において、その合併の日以後又はその残余財産の確定の日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）

ついで準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第四十二項		第四十三項	
上欄	下欄	上欄	下欄
の各事業年度（以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（その合併の日以前又はその残余財産の確定の日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）	が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）	の各事業年度（以下この項から第四十六項までにおいて「対象事業年度」という。）において、過去適用事業年度（その合併の日以前又はその残余財産の確定の日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）	が公益法人等に該当することとなつた場合において、その該当することとなつた日以後に、過去適用事業年度（最終事業年度の日の属する事業年度をいう。以下この項及び次項において同じ。）

49 法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人の各事業年度の開始の日前に開始した事業年度（当該各事業年度の終了の日以前に行われた当該法人を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該適格合併の日前に開始した事業年度を含む。）の法人税割額につき市町村長が法人税に関する法律の規定により更正された法人税割額に基づいて第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定により更正をした場合において、当該更正につき第五十四項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額（既に第五十五項又は第五十八項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。）は、当該各事業年度（当該更正の日（当該更正が当該各事業年度の終了の日前に行われた当該法人

を合併法人とする適格合併に係る被合併法人の当該合併の日前に開始した事業年度の法人税割につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日以後に終了する事業年度に限る。）の法人税割額から控除するものとする。

50 市町村は、当該市町村内に事務所又は事業所を有する法人について、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第七条第一項に規定する合意に基づき国税通則法第二十四条又は第二十六条の規定による更正が行われた場合において、当該更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一條の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第三百二十一條の十一第五項の規定により還付することとなる金額（以下この項及び次項において「租税条約の実施に係る還付すべき金額」という。）が生ずるときは、当該更正があつた日が当該更正に係る更正の請求があつた日の翌日から起算して三月を経過した日以後である場合を除き、

52 前二項の規定は、第五十項の法人が適格合併により解散をした後に、当該法人に係る同項に規定する第三百二十一條の十一第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する第三百二十一條の十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合について準用する。この場合において、第五十項中「当該更正の日」とあるのは「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日」と、当該合併法人が「当該合併法人が当該合併法人を被合併法人とする」と読み替えるものとする。

53 第三十六項から第三十八項まで、第四十二項（第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十九項及び第五十項（第五十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による法人税割額からの控除については、まず第三十六項及び第三十七項の規定による控除をし、次に第三十八項及び第四十二項の規定による控除、第四十九項の規定による控除並びに第五十項の規定による控除の順序に控除をするものとする。

54 市町村長が法人税法第三百三十五條第一項又は第五項に規定する更正に係る法人税額に基づいて第三百二十一條の十一第一項又は第三項の規定により更正をした場合（次項及び第五十六項において「市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。）は、当該更正に係る事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるもの（次項から第五十八項までにおいて「仮装経理法人税割額」という。）は、第十七条、第十七條の二、第十七條の四及び第三百二十一條の十一第五項の規定にかかわらず、次項又は第五十八項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないものとする。

55 市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度開始の日（当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限）が到来した場合（当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の市町村民税の確定申告書の提出がなかつた場合には、当該提出期限後の当該法人の市町村民税の確定申告書の提出又は当該法人の市町村民税の確定申告書に係る事業年度の法人税割について確定申告書に係る事業年度の法人税割について第三百二十一條の十一第二項の規定による決定があつた場合）には、市町村長は、当該更正を受けた法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既にこの項又は第五十八項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第四十九項の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

56 市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後一年以内に、市町村長に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既に前項又は第五十八項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第四十九項の規定により控除された金額を除く。次項及び第五十八項において同じ。）の還付を請求することができる。一 更生手続開始の決定があつたこと。

57 前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、その還付を受けようとする仮装経理法人税割額、その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

58 市町村長は、前項の請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした法人に対し、政令で定めるところにより、仮装経理法人税割額を還付し、若しくは当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し、又は請求の理由がない旨を書面により通知するものとする。

59 第五十項（第五十一項（第五十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び第五十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により控除されるべき金額で第五十項の規定により控除しきれなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

60 法人税法第七十一条第一項若しくは第四百四十四條の三第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第二項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において当該法人の寮等のみが所在する市町村に対しては、第一項（同法第七十一条第一項又は第四百四十四條の三第一項に係る部分に限る。）又は第二項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

61 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四條の八において準用する場合を含む。以下この項及び第三百二十七條第一項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第七十五条の二第九項（同法第四百四十四條の八において準用する場合

51 前項に規定する国税通則法第二十四条又は第二十六條の規定による更正に伴い当該更正に係る事業年度後の各事業年度の法人税額を減少させる更正があつた場合において、その更正に係る法人税額に基づいて市町村長が第三百二十一條の十一第一項又は第三項の規定による更正をしたことに伴い、第十七条又は第三百二十一條の十一第五項の規定により還付することとなる金額が生ずるときは、当該金額は、租税条約の実施に係る還付すべき金額とみなして、前項の規定を適用する。

52 前二項の規定は、第五十項の法人が適格合併により解散をした後に、当該法人に係る同項に規定する第三百二十一條の十一第一項若しくは第三項の規定による更正又は前項に規定する第三百二十一條の十一第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合について準用する。この場合において、第五十項中「当該更正の日」とあるのは「当該法人を被合併法人とする適格合併に係る合併法人の当該更正の日」と、当該合併法人が「当該合併法人が当該合併法人を被合併法人とする」と読み替えるものとする。

53 第三十六項から第三十八項まで、第四十二項（第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第四十九項及び第五十項（第五十一項（前項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び前項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による法人税割額からの控除については、まず第三十六項及び第三十七項の規定による控除をし、次に第三十八項及び第四十二項の規定による控除、第四十九項の規定による控除並びに第五十項の規定による控除の順序に控除をするものとする。

54 市町村長が法人税法第三百三十五條第一項又は第五項に規定する更正に係る法人税額に基づいて第三百二十一條の十一第一項又は第三項の規定により更正をした場合（次項及び第五十六項において「市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合」という。）は、当該更正に係る事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で政令で定めるもの（次項から第五十八項までにおいて「仮装経理法人税割額」という。）は、第十七条、第十七條の二、第十七條の四及び第三百二十一條の十一第五項の規定にかかわらず、次項又は第五十八項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当しないものとする。

55 市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度開始の日（当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日）から五年を経過する日の属する事業年度の法人の市町村民税の確定申告書の提出期限（当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限）が到来した場合（当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の市町村民税の確定申告書の提出がなかつた場合には、当該提出期限後の当該法人の市町村民税の確定申告書の提出又は当該法人の市町村民税の確定申告書に係る事業年度の法人税割について確定申告書に係る事業年度の法人税割について第三百二十一條の十一第二項の規定による決定があつた場合）には、市町村長は、当該更正を受けた法人に対し、政令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既にこの項又は第五十八項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第四十九項の規定により控除された金額を除く。）を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

56 市町村長が仮装経理に基づく過大申告に係る更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後一年以内に、市町村長に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額（既に前項又は第五十八項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第四十九項の規定により控除された金額を除く。次項及び第五十八項において同じ。）の還付を請求することができる。一 更生手続開始の決定があつたこと。

57 前項の規定による還付の請求をしようとする法人は、その還付を受けようとする仮装経理法人税割額、その計算の基礎その他総務省令で定める事項を記載した請求書を市町村長に提出しなければならない。

58 市町村長は、前項の請求書の提出があつた場合には、その請求に係る事実その他必要な事項について調査し、その調査したところにより、その請求をした法人に対し、政令で定めるところにより、仮装経理法人税割額を還付し、若しくは当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当し、又は請求の理由がない旨を書面により通知するものとする。

59 第五十項（第五十一項（第五十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合及び第五十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により控除されるべき金額で第五十項の規定により控除しきれなかつた金額があるときは、市町村は、政令で定めるところにより、同項の規定の適用を受ける法人に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該法人の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものとする。

60 法人税法第七十一条第一項若しくは第四百四十四條の三第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人又は第二項の規定により申告書を提出すべき法人は、その法人税額の課税標準の算定期間又はその事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間中において当該法人の寮等のみが所在する市町村に対しては、第一項（同法第七十一条第一項又は第四百四十四條の三第一項に係る部分に限る。）又は第二項の規定にかかわらず、当該法人税額の課税標準の算定期間又は当該事業年度開始の日から六月経過日の前日までの期間に係る均等割額について申告納付をすることを要しない。

61 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項（同法第四百四十四條の八において準用する場合を含む。以下この項及び第三百二十七條第一項において同じ。）の規定の適用を受けているものについて、同法第七十五条の二第九項（同法第四百四十四條の八において準用する場合

を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用がある場合には、同法第七十五条の二第九項の規定の適用に係る当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間に限り、当該法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額については、当該法人税額について同条第一項の規定の適用がないものとみなして、第二十条の五の二第一項又は第二項の規定を適用することができる。

62 特定法人である内国法人は、第一項、第二項、第三十一項又は第三十三項から第三十五項までの規定において「納税申告書」という（以下この条において「納税申告書」という。）により行うこととされ、又は納税申告書にこの法律若しくはこれに基づく命令の規定により納税申告書に添付すべきものとされている書類（以下この項及び第六十四項において「添付書類」という。）を添付して行うこととされている法人の市町村民税の申告については、第一項、第二項、第三十一項及び第三十三項から第三十五項までの規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（第六十四項及び第六十五項において「申告書記載事項」という。）又は添付書類に記載すべきものとされ、若しくは記載されている事項（以下この項及び第六十四項において「添付書類記載事項」という。）を、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行う方法により市町村長に提供することにより、行わなければならない。ただし、当該申告のうち添付書類に係る部分については、添付書類記載事項を記録した光ディスクその他の総務省令で定める記録用の媒体を市町村長に提出する方法により、行うことができる。

63 前項に規定する特定法人とは、次に掲げる法人である。

- 一 納税申告書に係る事業年度開始の日（公共法人等にあつては、前年四月一日）現在における資本金の額又は出資金の額が一億円を超える法人
- 二 保険業法に規定する相互会社
- 三 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（第一号に掲げる法人を除く。）
- 四 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（第一号に掲げる法人を除く。）

64 第六十二項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により、又はこれに添付書類記載事項が記載された添付書類を添付して行われたものとみなして、この法律又はこれに基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定を適用する。

65 第六十二項本文の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市町村長に到達したものとみなす。

66 第六十二項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないので納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市町村長の承認を受けたときは、当該市町村長が指定する期間内に行う同項の申告については、同項から前項までの規定は、適用しない。法人税法第七十五条の五第二項の規定により同項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第六十二項の内国法人が、同条第一項の承認を受け、又は同条第三項の却下の処分を受けていない旨を記載した総務省令で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市町村長に提出した場合における当該税務署長が同条第一項の規定により指定する期間（同条第五項の規定により当該期間として当該指定があつたものとみなされた期間を含む。）内に行う第六十二項の申告についても、同様とする。

67 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他総務省令で定める事項を記載した申請書に総務省令で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の十五日前までに（同項に規定する理由が生じた日が第一項の規定による申告書（法人税法第七十四条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、当該申告書の提出期限までに提出すべきものに限る。）又は第三十一項若しくは第三十五項の規定による申告書の提出期限の十五日前の日以後である場合において、当該提出期限が当該期間内の日であるときは、当該開

始の日まで）に、これを市町村長に提出しなければならない。

68 市町村長は、前項の申請書の提出があつた場合において、その申請に係る同項の事情が相当でないとき認めるときは、その申請を却下することができる。

69 市町村長は、第六十七項の申請書の提出があつた場合において、その申請につき第六十六項前段の承認又は前項の却下の処分をするときは、その申請をした内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

70 第六十七項の申請書の提出があつた場合において、当該申請書に記載した第六十六項前段の規定による指定を受けようとする期間の開始の日までに同項前段の承認又は第六十八項の却下の処分がなかつたときは、その日においてその承認があつたものと、当該期間を第六十六項前段の期間として同項前段の規定による指定があつたものと、それぞれみなす。

71 市町村長は、第六十六項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難でなくなつたと認める場合には、同項前段の承認を取り消すことができる。

72 市町村長は、前項の処分をするときは、その処分に係る内国法人に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

73 第六十六項の規定の適用を受けている内国法人は、第六十二項の申告につき第六十六項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他総務省令で定める事項を記載した届出書を市町村長に提出しなければならない。

74 第六十六項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、第七十一項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第六十六項前段の期間内に行う第六十二項の申告については、第六十六項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

75 第六十六項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第七十三項の届出書の提出又は法人税法第七十五条の五第三項若しくは第六項の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第六十六項後段の期間内に行う第六十二項の申告について

は、第六十六項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

76 総務大臣は、第七百九十条の二の規定による報告があつた場合において、地方税関係手続用電子情報処理組織の故障その他の理由により、第六十二項の内国法人で同項の規定により同項の申告を行うことが困難であると認めるものが多数に上ると認めるときは、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる期間を指定することができる。

77 総務大臣は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、その旨を告示するとともに、市町村長及び機構に通知しなければならない。

78 前項の規定による告示があつたときは、第六十六項の規定にかかわらず、総務大臣が第七十六項の規定により指定する期間内に行う第六十二項の申告については、同項から第六十五項までの規定は、適用しない。

79 法人税割の課税標準となる法人税額から控除すべき金額の計算に関する事項、その控除の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（更正の請求の特例）

第三百二十一條の八の二 前条第一項、第二項又は第三十四項の申告書を提出した法人は、当該申告書に係る法人税割額の計算の基礎となつた法人税の額について国の税務官署の更正を受けたことに伴い当該申告書に係る法人税割額の課税標準となる法人税額又は法人税割額が過大となる場合には、国の税務官署が当該更正の通知をした日から二月以内に限り、総務省令の定めるところにより、市町村長に対し、当該法人税額又は法人税割額につき、更正の請求をすることができる。この場合においては、第二十条の九の三第三項に規定する更正請求書には、同項に規定する事項のほか、国の税務官署が当該更正の通知をした日を記載しなければならない。

（法人の市町村民税に係る故意不申告の罪）

第三百二十一條の八の三 正当な事由がなくして第三十一条の八第一項、第二項又は第三十一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限内に提出しなかつた場合には、法人の代表者（人格のない社団等の管理人及び法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の

罰金に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

2 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（法人の市町村民税に係る虚偽の申告に関する罪）

第三百二十一条の九 第三百二十一条の八第一項に規定する法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書（同法第四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告書又はこれに係る同条第三十四項の申告書に虚偽の記載をして提出した場合において、法人の代表者（法人課税信託の受託者である個人を含む。）、代理人、使用人その他の従業者でその違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその法人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

第三百二十一条の十 削除

（法人の市町村民税の更正及び決定）

第三百二十一条の十一 市町村長は、第三百二十一条の八の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る法人税額若しくはこれを課税標準として算定した法人税額がその調査によつて、法人税に関する法律の規定により申告し、修正申告し、更正され、若しくは決定された法人税額（「確定法人税額」という。以下この項から第三項までにおいて同じ。）若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税額と異なることを発見したとき、当該申告に係る予定申告に係る法人税額若しくは法人税において予定申告義務がない法人の予定申告に係る法人税額が同条第一項若しくは第二項に

基づいて計算した額と異なることを発見したとき、第三百二十一条の十四の規定により確定法人税額の分割の基準となる従業者数が修正されたとき、当該申告に係る均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該申告に係る法人税額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したときは、これを更正するものとする。

2 市町村長は、納税者が第三百二十一条の八第一項又は第三十一項の規定による申告書を提出しなかつた場合（同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。）においては、その調査によつて、申告すべき確定法人税額並びに法人税額及び均等割額を決定するものとする。

3 市町村長は、第一項若しくはこの項の規定による更正又は前項の規定による決定をした場合において、当該更正若しくは決定をした法人税額若しくは法人税額がその調査によつて、確定法人税額若しくはこれを課税標準として算定すべき法人税額と異なることを発見したとき、当該更正若しくは決定をした均等割額がその調査したところと異なることを発見したとき、又は当該更正若しくは決定をした法人税額から控除されるべき額がその調査したところと異なることを発見したとき、これを更正するものとする。

4 市町村長は、前三項の規定により更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

5 第三百二十一条の八第三十二項の規定は、第一項から第三項までの規定により更正し、又は決定した市町村民税額が、当該事業年度分に係る市町村民税の中間納付額に満たない場合について準用する。

（租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の市町村民税の徴収猶予）

第三百二十一条の十二 市町村長は、法人が法人税法第三十九条第一項に規定する租税条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定に基づき国税庁長官に対し当該租税条約に規定する申立て（租税特別措置法第六十六条の四第一項、第六十六条の四の三第一項又は第六十七条の十八第一項の規定の適用がある場合の申立てに限る。以下この項において同じ。）をした場合又は租税条約の我が国以外の締約国若しくは締約者（以下この項において「条約相手国等」という。）の権限ある当局に対し当該

租税条約に規定する申立てをし、かつ、条約相手国等の権限ある当局から当該条約相手国等との間の租税条約に規定する協議（以下この項において「相互協議」という。）の申入れがあつた場合には、これらの申立てをした者の申請に基づき、これらの申立てに係る租税特別措置法第六十六条の四第二十七項第一号（同法第六十六条の四の三第十四項及び第六十七条の十八第十三項において準用する場合を含む。）に掲げる更正決定に係る法人税額（これらの申立てに係る相互協議の対象となるものに限る。以下この項において同じ。）に基づいて第三百二十一条の八第三十五項の規定により申告納付すべき法人税額又は当該更正決定に係る法人税額に基つて市町村長が前条第一項若しくは第二項の規定により更正若しくは決定をした場合における当該更正若しくは決定により納付すべき法人税額を限度として、第三百二十一条の八第三十五項又は第三百二十一条の十二第一項の規定による納付すべき日又は納期限（当該申請が当該納付すべき日又は納期限後であるときは、当該申請の日とする。）から国税庁長官と当該条約相手国等の権限ある当局との間の合意に基づく国税通則法第二十六条の規定による更正に係る法人税額に基づいて市町村長が前条第一項又は第三項の規定により更正をした場合における当該更正があつた日（当該合意がない場合その他の政令で定める場合には、政令で定める日）の翌日から一月を経過する日までの期間（第五項において「徴収の猶予期間」という。）に限り、その徴収を猶予することができる。ただし、当該申請を行う者につき当該申請の時に

第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項の規定による担保について、それぞれ準用する。

4 徴収の猶予を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、その徴収の猶予を取り消すことができる。この場合においては、第十五条の三第二項及び第三項の規定を準用する。

一 第一項の申立てを取り下げたとき。

二 第十三条の二第二項各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その者がその猶予に係る法人税額を猶予期間内に完納することができないと認められるとき。

三 前項において準用する第十六条第三項の規定による担保の提供又は変更その他担保を確保するため必要な行為に関する市町村長の求めに応じないとき。

四 新たにその猶予に係る法人税額以外の当該市町村に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（市町村長がやむを得ない理由があると認めるべきを除く。）

五 徴収の猶予を受けた者の財産の状況その他の事情の変化によりその猶予を継続することが適当でないとき。

5 徴収の猶予をした場合には、その猶予をした法人税額に係る延滞金額のうち徴収の猶予期間（第一項の申請が同項の納付すべき日又は納期限以前である場合には、当該申請の日を起算日として当該納付すべき日又は納期限までの期間を含む。）に対応する部分の金額は、免除する。ただし、前項の規定による取消しの基因となるべき事実が生じた場合には、その生じた日後の期間に対応する部分の金額については、市町村長は、その免除をしないことができる。

6 徴収の猶予に関する申請の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

（法人の市町村民税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第三百二十一条の十二 市町村の徴税吏員は、第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。次項において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項

の納期限（同条第三十五項の申告納付に係る法人税割に係る不足税額がある場合には、同条第一項又は第二項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。第四項第一号において同じ。）の翌日から納付の日までの期間の日に数に同じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 前項の場合において、第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正の通知をした日が第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書を提出した日（当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限）の翌日から一年を経過する日以後であるときは、詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

4 第二項の場合において、納付すべき税額を増加させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「増額更正」という。）があつたとき（当該増額更正に係る市町村民税について第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書（以下この項において「当初申告書」という。）が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正（これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。）があつた後に、当該増額更正があつたときに限る。）は、当該増額更正により納付すべき税額（当該当初申告書に係る税額（還付金の額に相当する税額を含む。）に達するまでの部分として政令で定める税額に限る。）については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間（詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。）

を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日（その日が当該申告に係る市町村民税の納期限より前である場合には、当該納期限）の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日（当該減額更正が、更正の請求に基づくもの（法人税に係る更正によるものを除く。）である場合又は法人税に係る更正（法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。）によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日）の翌日から当該増額更正の通知をした日（法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定がされたことによる更正に係るものにあつては、当該修正申告書を提出した日又は国の税務官署が更正若しくは決定の通知をした日）までの期間

5 市町村長は、納税者が第三百二十一条の十一第一項若しくは第三項の規定による更正又は同条第二項の規定による決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、第二項の延滞金額を減免することができる。

（二）以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の市町村民税の申告納付）

第三百二十一条の十三 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人（予定申告法人及び第三百二十一条の八第二項の規定により申告書を提出すべき法人を除く。）が同条（同条第一項後段を除く。）の規定により法人の市町村民税を申告納付する場合には、当該法人の法人税額を関係市町村に分割し、その分割した税額を課税標準とし、関係市町村ごとに法人税額を算定して、これに均等割額を加算した額を申告納付しなければならない。この場合において、主たる事務所又は事業所所在地の市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定める課税標準の分割に関する明細書を添付しなければならない。

2 前項の規定による分割は、関係市町村ごとに、法人税額の課税標準の算定期間中において有する法人の事務所又は事業所について、当該法人の法人税額を当該算定期間の末日現在における従業者の数に按分して行うものとする。

3 前項の場合において、次の各号に掲げる事務所又は事業所については、当該各号に掲げる数

（その数に一人に満たない端数を生じたときは、これを一人とする。）を同項に規定する従業者の数とみなす。

一 法人税額の課税標準の算定期間の中途において新設された事務所又は事業所 当該算定期間の末日現在における従業者の数に当該算定期間の月数に対する当該事務所又は事業所が新設された日から当該算定期間の末日までの月数の割合を乗じて得た数

二 法人税額の課税標準の算定期間の中途において廃止された事務所又は事業所 当該廃止の日の属する月の直前の月の末日現在における従業者の数に、当該算定期間の月数に対する当該廃止された事務所又は事業所が当該算定期間中において所在していた月数の割合を乗じて得た数

三 法人税額の課税標準の算定期間を通じて従業者の数に著しい変動がある事務所又は事業所として政令で定める事務所又は事業所 当該算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該算定期間の月数で除して得た数

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 前各項に定めるもののほか、法人税割の課税標準たる法人税額の分割について必要な事項は、総務省令で定める。

（二）以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正又は決定）

第三百二十一条の十四 前条第一項の法人が第三百二十一条の八の規定による申告書を提出した場合において、当該申告書に記載された関係市町村ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合（課税標準とすべき法人税額を分割しなかつた場合を含む。）においては、当該法人の主たる事務所又は事業所所在地の市町村長がこれを修正するものとする。

2 前項の市町村長は、同項の法人が第三百二十一条の八の規定による申告書を提出しなかつた場合（同条第一項後段の規定の適用を受ける場合を除く。）には、関係市町村ごとに分割すべき法人税額の分割の基準となる従業者数を決定するものとする。

3 第一項の市町村長は、同項若しくは本項の規定による従業者数の修正又は前項の規定による

従業者数の決定をした場合において、当該修正又は決定に係る従業者数が事実と異なることを発見したときは、これを修正するものとする。

4 前条又は前三項の場合において、関係市町村ごとに分割された法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なることを認める関係市町村長又は課税標準とすべき法人税額が分割されていないと認める関係市町村長は、第一項の市町村長に対し、その修正を請求しなければならない。

5 第一項の市町村長は、前項の請求を受けた場合には、その請求を受けた日から三十日以内に、前条又は第一項、第二項若しくは第三項の規定により関係市町村ごとに分割された法人税額又は分割されなかつた法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し、又はこれを修正する必要がある旨の決定をしなければならない。

6 第一項の市町村長は、同項、第二項、第三項若しくは前項の規定により法人税額の分割の基準となる従業者数を修正し若しくは決定した場合又は前項の規定により当該従業者数を修正する必要がある旨の決定をした場合には、遅滞なく、関係市町村長及び当該納税者にその旨を通知しなければならない。

（関係市町村長に不服がある場合の措置）

第三百二十一条の十五 前条第六項の規定に係る同条第一項の市町村長の処分不服がある関係市町村長は、道府県知事（関係市町村が二以上の道府県に係るときは、総務大臣）に対し、決定を求める旨を申し出ることができる。

2 道府県知事又は総務大臣は、前項の申出を受けた場合においては、その申出を受けた日から三十日以内に、その決定をしなければならない。

3 道府県知事又は総務大臣は、前項の決定をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係市町村長及び当該納税者に通知しなければならない。

4 第二項の規定による道府県知事の決定に不服がある市町村長は、前項の通知を受けた日から三十日以内に総務大臣に裁決を求める旨を申し出ることができる。

5 第三項の通知を郵便又は信書便をもつて発送した場合には、その到達した日が明らかでないときは、その発送した日から四日を経過した日をもつて同項の通知を受けた日とみなす。この場合において、市町村長が到達した日を立証

し得るときは、その立証に係る日をもつて通知を受けた日とみなす。

6 第四項の申出に関する書類を郵便又は信書便をもつて差し出す場合においては、送付に要した日数は、同項の期間に算入しない。

7 総務大臣は、第四項の申出を受けた場合においては、その日から六十日以内にその裁決をしなければならない。

8 総務大臣は、前項の裁決をした場合においては、遅滞なく、その旨を関係市町村長及び当該納税者に通知しなければならない。

9 総務大臣は、第二項の決定又は第七項の裁決をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

10 第二項の規定による総務大臣の決定又は第七項の規定による総務大臣の裁決について違法があると認める市町村長は、その決定又は裁決の通知を受けた日から三十日以内に裁判所に出訴することができる。

第三百二十二条 削除

(市町村民税の減免)

第三百二十三条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村民税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、市町村民税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

第三百二十四条 偽りその他不正の行為により市町村民税(法人税割にあつては、法人税割に係る申告書に記載されるべき法人税額を課税標準として算定したものとし、第三百二十一条の八

第一項の規定により法人税法第七十一条第一項の規定による法人税に係る申告書(同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り)又は同法第四百四十四条の三第一項の規定による法人税に係る申告書(同法第四百四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り)を提出する義務がある法人が第三百二十一条の八第一項の申告又はこれに係る同条第三十四項の申告により納付すべきものを除く。第五項において同じ。)の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が千万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、千万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書又は第三百二十一条の七の六(第三百二十一条の七の八第三項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により徴収して納入すべき個人の市町村民税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額とすることができる。

5 第一項に規定するもののほか、第三百十七条の二第一項若しくは第二項の規定により提出すべき申告書を提出しないこと若しくは同条第八項若しくは第九項の規定により申告すべき事項について申告しないこと又は第三百二十一条の八第一項、第二項若しくは第三十一項の規定による申告書、当該各項目に規定する申告書の提出期限内に提出しないことにより、市町村民税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

6 前項の免れた税額が五百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

7 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第三項又は第五項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項目の罰金を科する。

8 前項の規定により第一項、第三項又は第五項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

9 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第七項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその

訴訟行為につき当該法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(所得税又は法人税に関する書類の供覧等)

第三百二十五条 市町村長が市町村民税の賦課徴収について、政府に対し、所得税若しくは法人税の納税義務者が政府に提出した申告書又は政府がした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

(納期限後に納付し、又は納入する市町村民税に係る延滞金)

第三百二十六条 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者は、第三百二十条の各納期限若しくは第三百二十一条の八第一項、第二項若しくは第三十一項の納期限後にその税金を納付する場合、同条第三十四項に規定する申告書に係る税金を納付する場合又は第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書、第三百二十一条の五の二(第三百二十八条の五第三項において準用する場合を含む。第一号において同じ。)、第三百二十一条の七の六(第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)、若しくは第三百二十八条の五第二項の納期限後にその納入金を納入する場合には、それぞれこれらの税額又は納入金額に、その納期限(第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第一項、第二項又は第三十一項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項及び第三項第一号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

一 第三百二十条の納期限後に納付し、又は第三百二十一条の五第一項若しくは第二項ただし書、第三百二十一条の五の二(第三百二十八条の五第三項において準用する場合を含む。第一号において同じ。)、第三百二十一条の七の六(第三百二十一条の七の八第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。)、若しくは第三百二十八条の五第二項の納期限後にその納入金を納入する場合には、それぞれこれらの税額又は納入金額に、その納期限(第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書に係る税金を納付する場合には、当該税金に係る同条第一項、第二項又は第三十一項の納期限とし、納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項及び第三項第一号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日又は期限までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

二 第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額、当該提出した日又はその日の翌日から一月を経過する日

三 第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額、当該提出した日又はその日の翌日から一月を経過する日

四 第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書に係る税額、同項の規定により申告書を提出した日(同条第三十五項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。)

又はその提出期限に提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日後に同条第三十四項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(第三百二十一条の八第三十五項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 第一項の場合において、第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市町村民税について同条第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限り)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として政令で定める税額に

二 第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

三 第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額、当該提出した日又はその日の翌日から一月を経過する日

四 第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書に係る税額、同項の規定により申告書を提出した日(同条第三十五項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。)

又はその提出期限に提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日後に同条第三十四項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(第三百二十一条の八第三十五項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 第一項の場合において、第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市町村民税について同条第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限り)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として政令で定める税額に

二 第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

三 第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額、当該提出した日又はその日の翌日から一月を経過する日

四 第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書に係る税額、同項の規定により申告書を提出した日(同条第三十五項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。)

又はその提出期限に提出した日(当該申告書がその提出期限前に提出された場合には、当該申告書の提出期限)の翌日から一年を経過する日後に同条第三十四項に規定する申告書を提出したときは、詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して当該申告書を提出した場合を除き、当該一年を経過する日の翌日から当該申告書を提出した日(第三百二十一条の八第三十五項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限)までの期間は、延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

3 第一項の場合において、第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書(以下この項において「修正申告書」という。)の提出があつたとき(当該修正申告書に係る市町村民税について同条第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書(以下この項において「当初申告書」という。)が提出されており、かつ、当該当初申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正(これに類するものとして政令で定める更正を含む。以下この項において「減額更正」という。)があつた後に、当該修正申告書が提出されたときに限り)は、当該修正申告書の提出により納付すべき税額(当該当初申告書に係る税額(還付金の額に相当する税額を含む。)に達するまでの部分として政令で定める税額に

二 第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書に係る税額(次号に掲げるものを除く。)

三 第三百二十一条の八第一項、第二項又は第三十一項に規定する申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額、当該提出した日又はその日の翌日から一月を経過する日

四 第三百二十一条の八第三十四項に規定する申告書に係る税額、同項の規定により申告書を提出した日(同条第三十五項の規定の適用がある場合において、当該申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該申告書の提出期限。以下この号において同じ。)

限る。)については、前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)を延滞金の計算の基礎となる期間から控除する。

一 当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が当該申告に係る市町村民税の納期限より前である場合には、当該納期限)の翌日から当該減額更正の通知をした日までの期間

二 当該減額更正の通知をした日(当該減額更正が、更正の請求に基づくもの(法人税に係る更正によるものを除く。)である場合又は法人税に係る更正(法人税に係る更正の請求に基づくものに限る。))によるものである場合には、当該減額更正の通知をした日の翌日から起算して一年を経過する日)の翌日から当該修正申告書を提出した日(第三百二十一条の八第三十五項の規定の適用がある場合において、当該修正申告書がその提出期限前に提出されたときは、当該修正申告書の提出期限)までの期間

4 市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が第一項の納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、同項の延滞金額を減免することができる。

(法人の市町村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金)

第三百二十七条 法人税法第七十四条第一項又は第四百四十四条の六第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人で同法第七十五条の二第一項の規定の適用を受けているものは、当該申告書に係る法人税額の課税標準の算定期間での適用に係るものの所得に対する法人税額を課税標準として算定した法人税割額及びこれと併せて納付すべき均等割額を納付する場合には、当該税額に、当該法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日から同項の規定により延長された当該申告書の提出期限までの期間の日数に応じ、年七・三パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならぬ。

2 第三百二十一条の十二第四項の規定は、前項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第四項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人についてされた当該増額更正により納付すべき市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が第三百二十七条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日)から同条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

3 前条第三項の規定は、第一項の延滞金額について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず、次に掲げる期間(詐偽その他不正の行為により市町村民税を免れた法人が第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知して提出した修正申告書に係る市町村民税その他政令で定める市町村民税にあつては、第一号に掲げる期間に限る。)」とあるのは、「当該当初申告書の提出により納付すべき税額の納付があつた日(その日が次条第一項の法人税額の課税標準の算定期間の末日の翌日以後二月を経過した日より前である場合には、同日)から次条第一項の申告書の提出期限までの期間」と読み替えるものとする。

第五款 退職所得の課税の特例

(退職所得の課税の特例)

第三百二十八条 第二百九十四条第一項第一号の者が退職手当等(所得税法第九十九条の規定によりその所得税を徴収して納付すべきものに限る。以下本款において同じ。)の支払を受ける場合には、当該退職手当等に係る所得割は、第三百十三條、第三百四十四條の三及び第三百八条の規定にかかわらず、当該退職手当等に係る所得を他の所得と区分し、本款に規定するところにより、当該退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在におけるその者の住所所在の市町村において課する。

(分離課税に係る所得割の課税標準)

第三百二十八条の二 分離課税に係る所得割の課税標準は、その年中の退職所得の金額とする。

2 前項の退職所得の金額は、所得税法第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定する。

(分離課税に係る所得割の税率)

第三百二十八条の三 分離課税に係る所得割の税率は、百分の六とす。

(分離課税に係る所得割の徴収)

第三百二十八条の四 市町村は、分離課税に係る所得割の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(特別徴収の手続)

第三百二十八条の五 市町村は、前条の規定によつて分離課税に係る所得割を特別徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、当該分離課税に係る所得割の納税義務者に対して退職手当等の支払をする者(他の市町村において退職手当等の支払をする者を含む。)を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の十日までに、総務省令で定める様式によつて、その徴収すべき分離課税に係る所得割の課税標準額、税額その他必要な事項を記載した納入申告書を市町村長に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 第三百二十一条の五の二の規定は、前項の規定により同項の納入金を納入する場合について準用する。この場合において、第三百二十一条の五の二第一項中「支払った給与」とあるのは「支払った退職手当等」と、「納入」とあるのは「申告納入」と、「前条第一項」とあるのは「第三百二十八条の五第二項」と読み替えるものとする。

(特別徴収税額)

第三百二十八条の六 前条第二項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる税額とする。

一 退職手当等の支払を受ける者が提出した次条第一項の規定による申告書(以下この条、次条第二項及び第三項並びに第三百二十八条の八において「退職所得申告書」という。)に、その支払うべきことが確定した年において支払うべきことが確定した他の退職手当等で既に支払がされたもの(次号において「支払済みの他の退職手当等」という。)がない旨の記載がある場合 その支払う退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額

二 退職手当等の支払を受ける者が提出した退職所得申告書に、支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合 その支払済みの他の退職手当等の金額とその支払う退職手当等の金額との合計額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額

2 退職手当等の支払を受ける者がその支払を受ける時まで退職所得申告書を提出していないときは、前条第二項の規定により徴収すべき分離課税に係る所得割の額は、その支払う退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額とする。

3 第一項各号又は前項の規定により第三百二十八条の二の規定を適用する場合における所得税法第三十条第二項の退職所得控除額の計算については、前二項の規定による分離課税に係る所得割を徴収すべき退職手当等を支払うべきことが確定した時の状況によるものとする。

4 所得税法第二百二条の規定は、前三項の規定を適用する場合について準用する。

(退職所得申告書)

第三百二十八条の七 退職手当等の支払を受ける者は、その支払を受ける時までに、次に掲げる事項を記載した申告書を、その退職手当等の支払者を経由して、その退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出しなければならない。

この場合において、第二号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨を記載した申告書を提出するときは、当該申告書に当該支払済みの他の退職手当等につき第三百二十八条の十四の規定により交付される特別徴収票を添付しなければならない。

一 その退職手当等の支払者の氏名又は名称

二 前条第一項第一号に規定する支払済みの他の退職手当等があるかどうか並びに当該支払済みの他の退職手当等があるときは当該支払済みの他の退職手当等が所得税法第三十条第七項に規定する一般退職手当等、同条第四項

に規定する短期退職手当等又は同条第五項に規定する特定役員退職手当等のいずれに該当するかの別及びその金額

三 前条第三項に規定する退職所得控除額の計算の基礎となる勤続年数

四 その者が所得税法第三十条第六項第三号に掲げる場合に該当するかどうかが及びこれに該当するときはその該当する事実

五 その他総務省令で定める事項

2 前項の場合において、退職所得申告書がその提出の際に經由すべき退職手当等の支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

3 第一項の退職手当等の支払を受ける者は、退職所得申告書の提出の際に經由すべき退職手当等の支払者が電磁的方法による当該退職所得申告書に記載すべき事項の提供を適正に受けることができる措置を講じていることその他の政令で定める要件を満たす場合には、総務省令で定めるところにより、当該退職所得申告書の提出に代えて、当該退職手当等の支払者に對し、当該退職所得申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

4 前項の規定の適用がある場合における第二項の規定の適用については、同項中「退職所得申告書が」とあるのは「退職所得申告書に記載すべき事項を」と、「支払者が提供を受けたとき」とあるのは「支払者が提供を受けたとき」と、「受理された時」とあるのは「提供を受けた時」とする。

(退職所得申告書の不提出に関する過料)

第三百二十八条の八 市町村は、分離課税に係る所得割の納税義務者が退職所得申告書を正当な理由がなく提出しなかつた場合には、その者に對し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(分離課税に係る所得割の更正又は決定)

第三百二十八条の九 市町村長は、第三百二十八条の五第二項又は第三項の規定による納入申告書(以下本款において「納入申告書」という。)の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正するものとする。

2 市町村長は、特別徴収義務者が納入申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、

納入申告すべき課税標準額及び税額を決定するものとする。

3 市町村長は、前二項又は本項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、その調査によつて、過大又は過少であることを発見した場合に、これを更正するものとする。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(分離課税に係る所得割の不足金額及びその延滞金の徴収)

第三百二十八条の十 市町村の徴税吏員は、前条の規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金額の不足額又は決定による納入金額をいう。以下本条、次条、第三百二十八条の十二及び第三百二十九条第一項において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足金額に第三百二十八条の五第二項又は同条第三項において準用する第三百二十一条の五の二の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、前項の延滞金を減免することができる。

(分離課税に係る所得割の納入金の過少申告加算金及び不申告加算金)

第三百二十八条の十一 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。)において、第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足金額(以下この項において「対象不足金額」という。)

に百分の十の割合を乗じて計算した金額(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る分離課税に係る所得割について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該分離課税に係る所得割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)

が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)に相当する過少申告加算金を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第三百二十八条の九第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第三百二十八条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第三百二十八条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。)において、前項に規定する納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該分離課税に係る所得割に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第

三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額(当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。)を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額(当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る分離課税に係る所得割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した分離課税に係る所得割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金の額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（分離課税に係る所得割の納入金の重加算金）
第三百二十八条の十二 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準

額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基き納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、分離課税に係る所得割について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第三百二十八条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る分離課税に係る所得割の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した分離課税に係る所得割について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又

は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第六項に規定する事由があるときは、当該納入申告書に係る分離課税に係る所得割の額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（分離課税に係る所得割の普通徴収）

第三百二十八条の十三 市町村は、その年において退職手当等の支払を受けた者が第三百二十八条の六第二項に規定する分離課税に係る所得割の額を徴収された又は徴収されるべき場合において、その者のその年中における退職手当等の金額について第三百二十八条の二及び第三百二十八条の三の規定を適用して計算した税額が当該退職手当等につき第三百二十八条の五第二項の規定により徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額をこえるときは、第三百二十八条の四の規定にかかわらず、そのこえる金額に相当する税額を直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。この場合には、第三百二十九条の二から第三百三十一条の二までの規定は、適用しないものとする。

2 前項の場合には、同項の規定によつて徴収すべき税額に第三百二十八条の五第二項又は同条第三項において準用する第三百三十一条の五の二の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間について、は、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されたことについてやむを得ない事情があると認める場合には、前項の延滞金を減免することができる。

4 第一項の場合において、納税者に交付すべき納税通知書は、遅くともその納期限前十日まで納税者に交付しなければならない。

（特別徴収票）

第三百二十八条の十四 第三百二十八条の五第一項に規定する特別徴収義務者は、総務省令で定

めるところにより、その年において支払の確定した退職手当等について、その退職手当等の支払を受ける者の各人別に特別徴収票二通を作成し、その退職の日以後一月以内に、一通を市町村長に提出し、他の一通を退職手当等の支払を受ける者に交付しなければならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。（政令への委任）

第三百二十八条の十五 第三百二十八条から前条までに定めるもののほか、退職所得の金額の算定及び分離課税に係る所得割の徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

（脱税、虚偽記載等の罪）

第三百二十八条の十六 第三百二十八条の五第二項の規定により徴収して納入すべき分離課税に係る所得割の納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票をその提出期限までに市町村長に提出せず、又は当該特別徴収票に偽りの記載をして市町村長に提出したとき。

二 第三百二十八条の十四に規定する特別徴収票をその交付の期限までに同条に規定する退職手当等の支払を受ける者に交付せず、又は当該特別徴収票に偽りの記載をして当該支払を受ける者に交付したとき。

3 第一項の納入しなかつた金額が二百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、二百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができ。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

5 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

6 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて第四項の規定の適用

がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六款 督促及び滞納処分

(市町村民税に係る督促)

第三百二十九条 納税者（特別徴収の方法によつて市町村民税を徴収される納税者を除く。以下本款において同様とする。）又は特別徴収義務者が納期限（第三百二十一条の十一又は第三百二十八条の九の規定による更正又は決定があつた場合においては、不足税額又は不足金額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村民税について同様とする。）までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発ししなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 第十五条の四第一項の規定によつて徴収猶予をした市町村民税に係る地方団体の徴収金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴収猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。

3 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で第一項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(市町村民税に係る督促手数料)

第三百三十条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(市町村民税に係る滞納処分)

第三百三十一条 市町村民税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村民税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合においては、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 市町村民税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る市町村民税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができるときにおいて、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 前各項に定めるもののその他市町村民税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による滞納処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(市町村民税に係る滞納処分に関する罪)

第三百三十二条 市町村民税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三

者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

5 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第三百三十三条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

3 法人でない社團又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該法人でない社團又は財団で代

表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

(国税徴収法の例による市町村民税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第三百三十四条 第三百三十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に對して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(個人の道府県民税に係る督促、滞納処分等)

第三百三十五条 市町村は、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について督促状を發し、滞納処分をし、及び交付要求をする場合には、この法律又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に特別の定めがある場合を除くほか、当該個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び同法第二条第五号に規定する森林環境税に係る徴収金について併せて督促状を發し、滞納処分をし、及び交付要求をするものとする。

第三百三十六条から第三百四十条まで 削除

第二節 固定資産税

第一款 通則

(固定資産税に関する用語の意義)

第三百四十一条 固定資産税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 固定資産 土地、家屋及び償却資産を總称する。

二 土地 田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

三 家屋 住家、店舗、工場（発電所及び変電所を含む）、倉庫その他の建物をいう。

四 償却資産 土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産（鉱業権、漁業権、特許権その他の無形減価償却資産を除く。）でその減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもののうちその取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）をいう。ただし、自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転

車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車を除くものとする。

五 価格 適正な時価をいう。

六 基準年度 昭和三十一年度及び昭和三十三年度並びに昭和三十三年度から起算して三年度又は三の倍数の年度を経過したことの年度をいう。

七 第二年度 基準年度の翌年度をいう。

八 第三年度 第二年度の翌年度（昭和三十三年度を除く。）をいう。

九 固定資産課税台帳 土地課税台帳、土地補充課税台帳、家屋課税台帳、家屋補充課税台帳及び償却資産課税台帳を総称する。

十 土地課税台帳 登記簿に登録されている土地について第三百八十一条第一項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十一 土地補充課税台帳 登記簿に登録されていない土地でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものについて第三百八十一条第二項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十二 家屋課税台帳 登記簿に登録されている家屋（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項の専有部分の属する家屋（同法第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下「区分所有に係る家屋」という。）の専有部分が登記簿に登録されている場合においては、当該区分所有に係る家屋とする。以下固定資産税について同様とする。）について第三百八十一条第三項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十三 家屋補充課税台帳 登記簿に登録されている家屋以外の家屋でこの法律の規定によつて固定資産税を課することができるものについて第三百八十一条第四項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

十四 償却資産課税台帳 償却資産について第三百八十一条第五項に規定する事項を登録した帳簿をいう。

（固定資産税の課税客体等）
第三百四十二条 固定資産税は、固定資産に対する、当該固定資産所在の市町村において課する。

2 償却資産のうち船舶、車両その他これらに類する物件については、第三百八十九条第一項第一号の規定の適用がある場合を除き、その主たる定けい場又は定置場所在の市町村を前項の市

町村とし、船舶についてはその主たる定けい場が不明である場合においては、定けい場所在の市町村で船舶港があるものを主たる定けい場所所在の市町村とみなす。

3 償却資産に係る売買があつた場合において売主が当該償却資産の所有権を留保しているときは、固定資産税の賦課徴収については、当該償却資産は、売主及び買主の共有物とみなす。

（固定資産税の納税義務者等）
第三百四十三条 固定資産税は、固定資産の所有者（質権又は百年より永い存続期間の定めのある地上権の目的である土地については、その質権者又は地上権者とする。以下固定資産税について同様とする。）に課する。

2 前項の所有者とは、土地又は家屋については、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者（区分所有に係る家屋については、当該家屋に係る建物の区分所有等に関する法律第二条第二項の区分所有者とする。以下固定資産税について同様とする。）として登記又は登録がされている者をいう。この場合において、所有者として登記又は登録がされている個人が賦課期日前に死亡しているとき、若しくは所有者として登記又は登録がされている法人が同日前に消滅しているとき、又は所有者として登記されている第三百四十八条第一項の者が同日前に所有者でなくなつていたときは、同日において当該土地又は家屋を現に所有している者をいうものとする。

3 第一項の所有者とは、償却資産については、償却資産課税台帳に所有者として登録されている者をいう。

4 市町村は、固定資産の所有者の所在が震災、風水害、火災その他の事由により不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

5 市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができ。この場合において、当該市町村は、

は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

6 農地法第四十五条第一項若しくは農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）附則第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の農地法第七十八条第一項の規定により農林水産大臣が管理する土地又は旧相続税法（昭和二十二年法律第八十七号）第五十二条、相続税法第四十一条若しくは第四十八条の二、所得税法の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第六十三号）による改正前の所得税法第五十七条の四、戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）第二十三条若しくは財産税法（昭和二十一年法律第五十二号）第五十六条の規定により国が収納した農地については、買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に転ずる日までの間は、その使用者をもつて、その日後当該売渡しの相手方が登記簿に所有者として登記される日までの間は、その売渡しの相手方をもつて、それぞれ第一項の所有者とみなす。

7 土地区画整理法による土地区画整理事業（農住組合法第八条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七条第一項第一号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下この項において同じ。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地については、法令若しくは規約等の定めるところにより仮換地、一時利用地その他の仮に使用し、若しくは収益することができ土地（以下この項、第三百四十九条の三の第三項及び第三百八十一条第八項において「仮換地等」と総称する。）の指定があつた場合又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者が同法第百条の二（農住組合法第八条第一項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の

促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により管理する土地で当該施行者以外の者が仮に使用するもの（以下この項及び第三百八十一条第八項において「仮使用地」という。）がある場合には、当該仮換地等又は仮使用地について使用し、又は収益することができることとなつた日から換地処分公告がある日又は換地計画の認可の公告がある日までの間は、仮換地等にあつては当該仮換地等に対応する従前の土地について登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて、仮使用地にあつては土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者以外の仮使用地の使用者をもつて、それぞれ当該仮換地等又は仮使用地に係る第一項の所有者とみなし、換地処分の公告があつた日又は換地計画の認可の公告があつた日から換地又は保留地を取得した者が登記簿に当該換地又は保留地に係る所有者として登記される日までの間は、当該換地又は保留地を取得した者をもつて当該換地又は保留地に係る同項の所有者とみなすことができる。

8 公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十三条第一項の規定により使用する埋立地若しくは干拓地（以下この項において「埋立地等」という。）又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等（同法第四十二条第二項の規定による通知前の埋立地等に限る。以下この項において同じ。）で工作物を設置し、その他土地を使用する場合と同様の状態で使用されているもの（埋立て又は干拓に関する工事に關して使用されているものを除く。）については、これらの埋立地等をもつて土地とみなし、これらの埋立地等のうち、都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区（以下この項において「都道府県等」という。）以外の者が同法第二十三条第一項の規定により使用する埋立地等にあつては、当該埋立地等を使用する者をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、都道府県等が同条第一項の規定により使用し、又は国が埋立て若しくは干拓により造成する埋立地等にあつては、都道府県等又は国が当該埋立地等を都道府県等又は国以外の者に使用させている場合に限り、当該埋立地等を使用する者（土地改良法第八十七条の二第一項の規定により国又は都道府県が行う同項第一号の事業により造成された埋立地等を使用

する者で政令で定めるものを除く。）をもつて当該埋立地等に係る第一項の所有者とみなし、これらの埋立地等が隣接する土地の所在する市町村をもつてこれらの埋立地等が所在する市町村とみなして固定資産税を課することができ

9 信託会社（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。以下この項において同じ。）が信託の引受けをした債権資産で、その信託行為の定めるところにしたがって当該信託会社が他の者にこれを譲渡することを条件として当該他の者に賃貸しているものについては、当該債権資産が当該他の者の事業の用に供するものであるときは、当該他の者をもつて第一項の所有者とみなす。

10 家屋の附帯設備（家屋のうち附帯設備に属する部分その他総務省令で定めるものを含む。）であつて、当該家屋の所有者以外の者がその事業の用に供するため取り付けたものであり、かつ、当該家屋に付合したことにより当該家屋の所有者が所有することとなつたもの（以下この項において「特定附帯設備」という。）については、当該取り付けた者の事業の用に供することのできる資産である場合に限り、当該取り付けた者をもつて第一項の所有者とみなし、当該特定附帯設備のうち家屋に属する部分は家屋以外の資産とみなして固定資産税を課することができる。

第三百四十四条から第三百四十七条まで 削除 (固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 市町村は、国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区及び合併特別区に対しては、固定資産税を課することができない。

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一 国並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合及び財産区が公用又は公共の用に供する固定資産

一 の二 皇室経済法第七条に規定する皇位とともに伝わるべき由緒ある物である固定資産
二 独立行政法人水資源機構、土地改良区、土地改良区連合及び土地開発公社が直接その本

来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二の二から二の四まで 削除

二の五 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法（大正十年法律第七十六号）第四条に規定する軌道経営者が都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条の規定により指定された都市計画区域のうち政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうち政令で定める区域において直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルで政令で定めるもの

二の六 公共の危害防止のために設置された鉄道事業又は軌道経営の用に供する踏切道及び踏切保安装置

二の七 既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）若しくは既設の軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設で政令で定めるもの、公共の用に供する飛行場の滑走路の延長に伴い新たに建設された立体交差化施設又は道路の改築に伴い改良された既設の立体交差化施設で政令で定めるもののうち、線路設備、電路設備その他の構築物で政令で定めるもの

二の八 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が都市計画法第七条第一項の規定により定められた市街化区域内において鉄道事業又は軌道経営の用に供する地下道又は跨線道路橋で、政令で定めるもの

三 宗教法人が専らその本来の用に供する宗教法人法第三条に規定する境内建物及び境内地（旧宗教法人令の規定による宗教法人のこれに相当する建物、工作物及び土地を含む。）

四 墓地

五 公共の用に供する道路、運河用地及び水道用地

六 公共の用に供する用患水路、ため池、堤とう及び井溝

七 保安林に係る土地（森林の保健機能の増進に関する特別措置法第二条第二項第二号に規定する施設の用に供する土地で政令で定めるものを除く。）

七の二 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第二十條第一項に規定する国立公園

又は国定公園の特別地域のうち同法第二十一条第一項に規定する特別保護地区その他総務省令で定める地域内の土地で総務省令で定めるもの

八 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百四号）の規定によつて国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史蹟、史蹟、特別名勝、名勝、特別天然記念物若しくは天然記念物として指定され、若しくは旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）第二条第一項の規定により認定された家屋又はその敷地

八の二 文化財保護法第百四十四条第一項に規定する重要伝統的建造物群保存地区内の家屋で政令で定めるもの

九 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産（第十号の四に該当するものを除く。）、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校又は同法第百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産（同号に該当するものを除く。）並びに公益社団法人又は公益財団法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び公益社団法人若しくは公益財団法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

九の二 医療法第三十一条の公的医療機関の開設者、医療法人（政令で定めるものに限る。）、公益社団法人及び公益財団法人、一般社団法人（非営利型法人）（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものに限る。及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会福祉法人、健康保険組合及び健康保険組合連合会並びに国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産

十 社会福祉法人（日本赤十字社を含む。次号から第十号の七までにおいて同じ。）が生活

保護法第三十八条第一項に規定する保護施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の二 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第六條の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する固定資産

十の三 社会福祉法人その他政令で定める者が児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

十の四 学校法人、社会福祉法人その他政令で定める者が就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園の用に供する固定資産

十の五 社会福祉法人その他政令で定める者が老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の六 社会福祉法人が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設の用に供する固定資産

十の七 第十号から前号までに掲げる固定資産のほか、社会福祉法人その他政令で定める者が社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業（同条第三項第一号の二に掲げる事業を除く。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の八 更生保護法が更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十の九 介護保険法第百十五條の四十七第一項の規定により市町村から同法第百十五條の四十六第一項に規定する包括的支援事業の委託を受けた者が当該事業の用に供する固定資産

十の十 児童福祉法第三十四條の十五第二項の規定により同法第六條の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が当該事業（利用定員が六人以上であるものに限る。）の用に供する固定資産

十一 第九号の二から第十号の七までに掲げる固定資産のほか、日本赤十字社が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十一の二 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法第十一条第一

号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十一の三 農業協同組合法、消費生活協同組合法及び水産業協同組合法による組合及び連合会が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令で定めるもの並びに農業共済組合及び農業共済組合連合会が所有し、かつ、経営する家畜診療所において直接その用に供する固定資産

十一の四 健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会並びに地方公務員共済組合（以下この号において「健康保険組合等」という。）が所有し、かつ、経営する病院及び診療所において直接その用に供する固定資産で政令で定めるもの並びに健康保険組合等が所有し、かつ、経営する政令で定める保健施設において直接その用に供する固定資産

十一の五 医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人が直接同項第四号に規定する救急医療等確保事業に係る業務（同項第五号に規定する基準に適合するものに限る。）の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十一の六 独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法第十三条第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十二 公益社団法人又は公益財団法人で学術の研究を目的とするものがその目的のため直接その研究の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十四 商工会議所又は日本商工会議所が商工会議所法第九条又は第六十五条に規定する事業の用に供する固定資産及び商工会又は都道府県商工会連合会若しくは全国商工会連合会が商工会法第十一条又は第五十五条の八第一項若しくは第二項に規定する事業の用に供する固定資産で、政令で定めるもの

十五 削除
十六 独立行政法人労働者健康安全機構が独立行政法人労働者健康安全機構法第十二条第一

項第一号、第三号、第四号又は第七号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十七 独立行政法人日本芸術文化振興会が独立行政法人日本芸術文化振興会法第十四条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十八 独立行政法人日本スポーツ振興センターが独立行政法人日本スポーツ振興センター法第十五条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十九 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法第十四条第一項第四号若しくは第七号又は附則第五条第三項第三号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二十及び二十一 削除

二十二 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二十三 削除

二十四 漁業協同組合、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会が所有し、かつ、政令で定める漁船用燃料の貯蔵施設の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二十五 削除

二十六 公益社団法人又は公益財団法人で学生又は生徒の修学を援助することを目的とするものがその目的のため設置する寄宿舎で政令で定めるものにおいて直接その用に供する家屋

二十七 削除

二十八 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第一号イ若しくはロ、第四号イ、ロ若しくはニ又は第五号イに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

二十九 独立行政法人国民生活センターが独立行政法人国民生活センター法第十条第一号から第八号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十 日本下水道事業団が日本下水道事業団法第二十六条第一項第七号又は第八号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十一 削除

三十二 独立行政法人都市再生機構が独立行政法人都市再生機構法第十八条第一項各号に定める工事（同条第四項（被災市街地復興特別措置法第二十二条第二項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百一条の十五第一項において準用する場合を含む。）の公告に係るものに限る。）に係る施設の用に供されるものとして取得した土地

三十三 削除

三十四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第二号及び第三号の業務の用に供するため所有する固定資産並びに同法第二十五条の規定により貸し付けている固定資産で、政令で定めるもの

三十五 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）第三百四十九条の三第三十八項において「平成十三年旅客会社法改正法」という。）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（第五項において「旅客会社等」という。）が所有する専ら皇室の用に供する車両で政令で定めるもの

三十六 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（以下この号及び第三百四十九条の三第二十一項において「機構法」という。）第十四条第一項第一号に規定する業務（農業機械化促進法を廃止する等の法律第一条の規定による廃止前の農業機械化促進法（以下この号及び第三百四十九条の三第二十一項において「旧農業機械化促進法」という。）第十六条第一項第一号及び第三号から第五号までに規定する業務に該当するものを除く。）又は機構法第十四条第一項第二号から第四号まで若しくは第二項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産及び直接同条第一項第一号に規定する業務

（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する固定資産（独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二十九号）附則第四条第一項の規定により承継し、かつ、直接旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供したものに限る。）で政令で定めるもの

三十七 国立研究開発法人水産研究・教育機構が国立研究開発法人水産研究・教育機構法第十二条第一項第一号から第五号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十八 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

三十九 国立研究開発法人情報通信研究機構が国立研究開発法人情報通信研究機構法第十四条第一項第一号から第八号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十 独立行政法人日本学生支援機構が独立行政法人日本学生支援機構法第十三条第一項第三号に規定する業務の用に供する家屋で政令で定めるもの

四十一 日本司法支援センターが総合法律支援法第三十条第一項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十二 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所法第十五条第一項第一号イ若しくは第四号から第六号まで又は第二項に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十三 国立研究開発法人森林研究・整備機構が国立研究開発法人森林研究・整備機構法第十三条第一項第一号から第三号まで又は第二項第一号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十四 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法（平成十一年法律第百七十六号）第十六条第一項第二号から第七号までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

四十五 ダムの用に供する洪水吐ゲート及び放流のための管（これらの設備と一体となつて

その効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る。）

3 市町村は、前項各号に掲げる固定資産を当該各号に掲げる目的以外の目的に使用する場合においては、前項の規定にかかわらず、これらの固定資産に対し、固定資産税を課する。

4 市町村は、森林組合法、農業保険法、消費生活協同組合法、水産業協同組合法、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）、輸出入取引法（昭和二十七年法律第二百九十九号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）、酒税の保及及び酒類業組合等に関する法律（昭和二十八年法律第七号）、商店街振興組合法（昭和三十一年法律第四十一号）及び生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和三十一年法律第六十四号）による組合（信用協同組合及び企業組合を除き、生活衛生同業小組合を含む。）、連合会（信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。第三百四十九条の三第二十三項において同じ。）を除く。）及び中央会、全国健康保険協会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、国家公務員共済組合及び国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会及び地方公務員共済組合連合会、企業年金基金及び確定給付企業年金法に規定する企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会、法人である労働組合、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律による法人である職員団体等、漁船保険組合、たばこ耕作組合、輸出水産業組合、土地改良事業団体連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに労働者協同組合連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対しては、固定資産税を課することができない。

5 市町村は、旅客会社等が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）第十三条第一項第三号又は第六号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち第二項第二号の五に掲げる固定資産で政令で定めるものに對しては、固定資産税を課することができない。

6 市町村は、非課税独立行政法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する非課税独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）、国立大学法人等が所有する固定資産（当該固定資産を所有する国立大学法人等以外の者が使用しているものを除く。）、日本年金機構が所有する固定資産（日本年金機構以外の者が使用しているものを除く。）、及び福島国際研究教育機構が所有する固定資産（福島国際研究教育機構以外の者が使用しているものを除く。）に對しては、固定資産税を課することができない。

7 市町村は、非課税独立行政法人で政令で定めるものが公益社団法人又は公益財団法人から無償で借り受けて直接その本来の業務の用に供する土地で政令で定めるものに對しては、固定資産税を課することができない。

8 市町村は、地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下この項において同じ。）が所有する固定資産（当該固定資産を所有する地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の政令で定めるものを除く。）及び公立大学法人が所有する固定資産（当該固定資産を所有する公立大学法人以外の者が使用しているものを除く。）に對しては、固定資産税を課することができない。

9 市町村は、外国の政府が所有する次に掲げる施設の用に供する固定資産に對しては、固定資産税を課することができない。ただし、第三号に掲げる施設の用に供する固定資産については、外国が固定資産税に相当する税を当該外国において日本国の同号に掲げる施設の用に供する固定資産に對して課する場合においては、この限りでない。

一 大使館、公使館又は領事館
二 専ら大使館、公使館若しくは領事館の長又は大使館若しくは公使館の職員の居住の用に供する施設

10 三 専ら領事館の職員の居住の用に供する施設
市町村長は、当該年度の前年度分の固定資産税について第二項本文又は第四項から前項までの規定の適用を受けた固定資産で当該年度において新たに固定資産税を課することとなるものがある場合においては、第四百十一条第一項の規定による固定資産の価格等の登録後遅滞なく、その旨を当該固定資産に對して課する固定資産税の納税義務者に通知するように努めなければならない。

（土地又は家屋に對して課する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条 基準年度に係る賦課期日に所在する土地又は家屋（以下「基準年度の土地又は家屋」という。）に對して課する基準年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋の基準年度に係る賦課期日における価格（以下「基準年度の価格」という。）で土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳（以下「土地課税台帳等」という。）又は家屋課税台帳若しくは家屋補充課税台帳（以下「家屋課税台帳等」という。）に登録されたものとする。

2 基準年度の土地又は家屋に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第二年度の固定資産税の賦課期日において次の各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

一 地目の変換、家屋の改築又は損壊その他これらに類する特別の事情

二 市町村の廃置分合又は境界変更

3 基準年度の土地又は家屋に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（第二年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため、同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。）で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第三年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

る場合においては、当該土地又は家屋に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

4 第二年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第二年度の土地又は家屋」という。）に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

5 第二年度の土地又は家屋に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、第二年度の土地又は家屋について、第三年度の固定資産税の賦課期日において第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

6 第三年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は家屋（以下「第三年度の土地又は家屋」という。）に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に係る第三年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（第二年度において前項ただし書に掲げる事情があつたため、同項ただし書の規定によつて当該土地又は家屋に對して課する第二年度の固定資産税の課税標準とされた価格がある場合においては、当該価格とする。以下本項において同じ。）で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。ただし、基準年度の土地又は家屋について第三年度の固定資産税の賦課期日において前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失すると市町村長が認める場合においては、当該土地又は家屋に對して課する第三年度の固定資産税の課税標準は、当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとする。

（償却資産に對して課する固定資産税の課税標準）

第三百四十九条の二 償却資産に對して課する固定資産税の課税標準は、賦課期日における当該償却資産の価格で償却資産課税台帳に登録されたものとする。

（固定資産税の課税標準等の特例）

第三百四十九条の三 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が新たな営業路線の開業のために敷設した鉄道（鉄道事業法第二条第六

項に規定する専用鉄道を除く。以下この項において同じ。）又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物（営業路線の線路の増設をするために敷設した鉄道又は軌道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価格（償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下この条において同じ。）の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の三分の二の額とする。ただし、当該構築物のうち、鉄道又は軌道と道路とを立体交差させるために新たに建設された立体交差化施設に係る線路設備で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該線路設備の価格の三分の一（当該線路設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該線路設備の価格の六分の一）の額とする。

2

ガス事業法第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者を除く。以下この項において同じ。）が新設した同法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供する償却資産（同条第六項に規定する一般ガス導管事業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の政令で定める法人が新設した当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給する事業の用に供するものを含む。）のうち政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該線路設備の価格の六分の一の額とする。

3

農業協同組合、中小企業等協同組合（事業協同小組合及び企業組合を除く。）その他政令で定める法人が国の補助金又は交付金で政令で定めるものの交付を受けて取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該機

械及び装置に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置の価格の二分の一の額とする。

4

主として遠洋区域を航行区域とする船舶として総務省令で定めるもの（以下この項及び次項において「外航船舶」という。）又は外航船舶以外の船舶のうち主として遠洋区域を航行区域とする船舶で外航船舶に準ずるものとして総務省令で定めるもの（以下この項及び次項において「準外航船舶」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、外航船舶にあつては当該外航船舶の価格の六分の一の額とし、準外航船舶にあつては当該準外航船舶の価格の四分の一の額とする。

5

外航船舶及び準外航船舶以外の船舶（専ら遊覧の用に供するものその他の総務省令で定めるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該船舶の価格の二分の一の額とする。

6

前項に規定する外航船舶及び準外航船舶以外の船舶のうち、離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第二項に規定する離島航路事業者が専ら同項に規定する離島航路事業の用に供するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前項の規定により課税標準とされる額に三分の一を乗じて得た額とする。

7

国際路線に就航する航空機で航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第一百条の許可を受けた者が運航するもののうち総務省令で定めるもの（以下この項において「国際航空機」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該航空機の価格の五分の一の額（国際航空機のうち、国際路線専用機として総務省令で定めるものにあつては二分の一を、国際路線専用機に準ずるものとして総務省令で定めるものにあつては三分の二を当該額に乘じて得た額）とする。

8

主として離島路線として総務省令で定める路線に就航する航空機で総務省令で定めるものうち、航空法第一百条の許可を受けた者が当該航空機に係る第三百四十三条第一項の所有者（同条第九項の規定により所有者とみなされる者を含む。）であり、かつ、当該許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとな

つた年度から三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の一の額とし、その後三年度分の固定資産税については当該航空機の価格の三分の二の額とする。ただし、当該航空機のうち、特に地域的な航空運送の用に供する小型の航空機として総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機の価格の四分の一の額とする。

9

日本放送協会が直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（土地又は家屋にあつては、土地課税台帳等若しくは家屋課税台帳等に登録された基準年度に係る賦課期日における価格又は第三百四十九条第二項ただし書第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格をいい、償却資産にあつては、償却資産課税台帳に登録された賦課期日における価格をいう。以下同じ。）の二分の一の額とする。この場合において、当該固定資産に係る償却資産は、第三百四十一条第四号の規定にかかわらず、同号の償却資産で放送法（昭和二十五年法律百三十二号）第七十四条第一項の財産目録に登録されるべきものとする。

10

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置する国立研究開発法人日本原子力研究開発機構法（平成十六年法律百五十五号）第十七条第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する設備で政令で定めるもの及び当該設備を収容する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

11

文化財保護法第五十八条第一項に規定する登録有形文化財又は同法第九十条第三項に規定する登録有形民俗文化財である家屋、同法第一百三十三条に規定する登録記念物である家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地並びに同法第一百三十四条第一項に規定する重要な文化的景観を形成している家屋で政令で定めるもの及び

当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

12

全国新幹線鉄道整備法第二条に規定する新幹線鉄道の路線のうち、北海道新幹線、東北新幹線、北陸新幹線及び九州新幹線に係る新たな営業路線の開業のために敷設された鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。以下この項において同じ。）に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物（営業路線の軌間の拡張又は線路の増設をするために敷設した鉄道に係る線路設備、電路設備その他の政令で定める構築物を含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前条又は第一項の規定にかかわらず、当該構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の六分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該構築物の価格の三分の一の額とする。

13

本州と北海道を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるもの又は本州と四国を連絡する鉄道に係る鉄道施設で政令で定めるものに係る償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産の価格の六分の一の額（第一項又は第二十四項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の六分の一の額）とする。

14

鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が、河川その他公共の用に供される政令で定める水域に係る事業で政令で定めるものの施行により必要を生じた鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。以下この項において同じ。）又は軌道に係る橋りょうの新設若しくは改良又はトンネルの新設により敷設された線路設備又は電路設備（第一項本文の規定に該当するものを除く。以下この項において「線路設備等」という。）を取得して事業の用に供する場合においては、当該線路設備等に対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該線路設備等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については当該線路設備等の価格の三

分の二（当該線路設備等のうち当該河川に係る事業の施行により必要を生じた鉄道又は軌道に係る橋りようの新設若しくは改良又はトンネルの新設により敷設されたものにあつては、当該線路設備等の価格の六分の一）の額とし、その後五年度分の固定資産税については当該線路設備等の価格の六分の五（当該線路設備等のうち当該河川に係る事業の施行により必要を生じた鉄道又は軌道に係る橋りようの新設若しくは改良又はトンネルの新設により敷設されたものにあつては、当該線路設備等の価格の三分の二）の額とする。

15 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法第十八条第三号又は第四号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

16 国立研究開発法人海洋研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人海洋研究開発機構法第十七条第一号、第三号、第四号又は第六号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

17 独立行政法人水資源機構が所有するダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）の用に供する家屋及び償却資産（第三百四十八条第二項第二号に掲げる家屋並びに同号及び同項第四十五号に掲げる償却資産を除く。）のうち水道又は工業用水道の用に供するものとして政令で定める部分に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定

資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額とする。

18 日本国有鉄道改革法等施行法（昭和六十一年法律第九十三号）附則第二十三条第八項の規定により平成十三年旅客会社法改正法による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社から無償で日本国有鉄道改革法等施行法附則第二十三条第一項に規定する特定地方交通線に係る鉄道施設の譲渡を受けた者、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（以下この項において「債務等処理法」という。）附則第九条の規定による廃止前の日本国有鉄道清算事業団法（昭和六十一年法律第九十号）附則第十三条第一項の規定により債務等処理法附則第二条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団から無償で同項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（以下この項において「機構法」という。）附則第十六条の規定において改正前の債務等処理法（以下この項において「旧債務等処理法」という。）第二十四条第一項の規定により機構法附則第二条第一項の規定による解散前の日本鉄道建設公団から無償で旧債務等処理法第二十四条第一項各号に掲げる鉄道施設の譲渡を受けた者がこれらの鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるものを鉄道事業の用に供する場合には、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額（第一項、第十四項又は第二十四項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の四分の一の額）とする。

19 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）第十五条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課さ

れることとなつた年度から五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

20 国立研究開発法人科学技術振興機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人科学技術振興機構法第二十三条第一項第一号、第三号（同項第一号に係る部分に限る。）、第八号イ又は第十号に規定する業務の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

21 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構が所有し、かつ、直接機構法第十四条第一項第一号に規定する業務（旧農業機械化促進法第十六条第一項第一号に規定する業務に該当するものに限る。）の用に供する土地（第三百四十八条第二項第三十六号に掲げる土地を除く。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にかかわらず、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一（当該土地のうちほ場の用に供するものにあつては、当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一）の額とする。

22 新関西国際空港株式会社が所有し、又は関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第二号の規定に基づき借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

23 信用協同組合及び信用協同組合連合会、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該事務所及び倉庫に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額とする。

24 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者

又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下この項において「鉄道事業者等」という。）により新たに建設された変電所の用に供する償却資産で当該鉄道事業者等がその事業の用に供するものうち政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税については当該償却資産の価格の五分の三の額とする。

25 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社が所有し、かつ、直接同法第六条第一項第一号又は第二号に規定する事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

26 外国貿易のため外国航路に就航する船舶による物品運送の用に供されるコンテナで総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該コンテナに係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の四の額とする。

27 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

28 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十一項に規定する居宅訪問型保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償

却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

29 児童福祉法第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十二項に規定する事業所内保育事業の認可を得た者が直接当該事業（利用定員が五人以下であるものに限る。）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

30 社会福祉法人その他政令で定める者が直接生活困窮者自立支援法第十六条第三項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

31 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が所有し、かつ、直接国立研究開発法人日本医療研究開発機構法（平成二十六年法律第四十九号）第十六条第一号又は第二号に規定する業務の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、前条の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

32 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構が設置する国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構法第十六条第一項第一号に規定する業務の用に供する設備及び当該設備を収容する家屋に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とし、その後五年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固

定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

33 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物のうち、世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第十一条2に規定する世界遺産一覧表に記載された家屋及び償却資産で総務大臣が指定するものと並びに当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、前二条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

（住宅用地に対する固定資産税の課税標準の特例）

第三百四十九条の三の二 専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものの敷地の用に供されている土地で政令で定めるもの（前条（第十一項を除く。）の規定の適用を受けるもの並びに空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）第十三条第二項の規定により所有者等（同法第五条に規定する所有者等をいう。以下この項において同じ。）に対し勧告がされた同法第十三条第二項に規定する管理不全空家等及び同法第二十二条の規定により所有者等に対し勧告がされた同法第二条第二項に規定する特定空家等の敷地の用に供されている土地を除く。以下この条、次条第一項、第三百五十二条の二第一項及び第三項並びに第三百八十四条において「住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条及び前条第十一項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

2 住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの（以下この項において「小規模住宅用地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条、前条第十一項及び前項の規定にかかわらず、当該小規模住宅用地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一の額とする。

一 住宅用地でその面積が二百平方メートル以下であるもの 当該住宅用地

二 住宅用地でその面積が二百平方メートルを超えるもの 当該住宅用地の面積を当該住宅用地の上に存する住居で政令で定めるものの

数（以下この条及び第三百八十四条第一項において「住居の数」という。）で除して得た面積が二百平方メートル以下であるものにあつては当該住宅用地、当該除して得た面積が二百平方メートルを超えるものにあつては二百平方メートルに当該住居の数を乗じて得た面積に相当する住宅用地

3 前項に規定する住居の数の認定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総務省令で定める。

（被災住宅用地等に対する固定資産税の課税標準の特例）

第三百四十九条の三の三 震災、風水害、火災その他の災害（以下この款において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で当該震災等の発生した日の属する年（以下この款において「被災年」という。）の一月一日（当該震災等の発生した日が一月一日である場合には、当該震災等の発生した日の属する年の前年の一月一日）を賦課期日とする年度（以下この条及び第三百五十二条の二において「被災年度」という。）分の固定資産税について前条の規定の適用を受けたもの（以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、当該被災年度の翌年度又は翌々年度（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの指示、同法第六十一条第一項の規定による避難のための立退きの指示又は同法第六十三条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）及び第二項の規定による警戒区域の設定（以下この項において「避難の指示等」という。）が行われた場合において、同法第六十条第五項（同法第六十一条第四項において準用する場合を含む。）及び第六項の規定による公示の日又は当該警戒区域が警戒区域でなくなつた日（以下この項において「避難等解除日」という。）の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の一月一日から起算して三年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域（以下この項において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年

であるときを除く。以下この項において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の一月一日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。以下この条においては同じ。）に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で被災年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第三項及び第三百八十四条の二において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の一月一日から起算して三年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の一月一日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。以下この条及び第三百五十二条の二において同じ。）の固定資産税については、当該土地を当該各年度に係る賦課期日において住宅用地として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（前条第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、前条第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「次条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 被災年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第三百八十四条の二において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、当該被災年度の翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、当該各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第四項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又

は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「次条第一項」とあるのは、「次条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 震災等の発生した日の属する年の一月二日（震災等の発生した日が一月一日である場合には、当該震災等の発生した日の属する年の前年の一月二日）以後に使用し、又は収益することのできることとなった仮換地等（以下「この条第三百五十二条の二及び第三百八十四条の二において「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項の規定を適用する。この場合において、同項中「土地以外の土地の全部又は一部が被災年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第三項及び第三百八十四条の二において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「次条第一項」とあるのは「次条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項」とする。

4 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、

する土地」と、「次条第三項」とあるのは「次条第四項において準用する同条第三項」と読み替えるものとする。

（震災等により滅失等した償却資産に代わる償却資産等に対する固定資産税の課税標準の特例）

第三百四十九条の三の四 震災等により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内において当該震災等の発生した日から被災年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この条において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行った場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、政令で定めるところにより、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三の規定の適用を受ける償却資産にあつては、同条の規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

（大規模の償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例等）

第三百四十九条の四 市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市を除く。以下この項、次項、第五項及び第七項並びに次条において同じ。）は、一の納税義務者が所有する償却資産で、その価額（第三百四十九条の二、第三百四十九条の三及び前条の規定により固定資産税の課税標準となるべき額をいう。以下この条及び次条において同じ。）の合計額が次の表の

市町村の区分		金額
市町村の区	人口五千人未満の市町村	五億円
	人口五千人以上一万人未満の市町村	人口六千人未満の場合には五億四千四百万円、人口六千人以上一万人未満の場合には五億四千四百万円に人口五千人から計算して人口千人を増すごとに四千四百万円を加算した額
	人口一万人以上三万人未満の市町村	人口一万二千人未満の場合には七億六千八百万円、人口一万二千人以上の場合には七億六千八百万円に人口一万人から計算して人口二千人を増すごとに四千八百万円を加算した額
	人口三万人以上二十万人未満の市町村	人口三万五千人未満の場合には十二億八千万円、人口三万五千人以上の場合には十二億八千万円に人口三万人から計算して人口五千人を増すごとに八千万円を加算した額
人口二十万人以上の市		四十億円

2 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る固定資産税の税収入見込額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条第二項の基準税率をもつて算定した税収入見込額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として課することができる固定資産税の税収入見込額を加算した額（「基準財政収入見込額」という。以下この項及び次条において同じ。）が、前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額（前年度の基準財政需要額）

という。以下この項及び次条において同じ。）の百分の六十に満たないこととなる市町村については、前項の規定により当該市町村が当該大規模の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき金額（以下この項及び次条第二項から第四項までにおいて「大規模の償却資産に係る課税定額」という。）を、基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の六十に達することとなるように増額して前項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産の二以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち価額の低いものから順次当該価額を限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の六十に達することとなるように当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額を増額するものとする。

3 前項の場合において、前年度の初日後当該年度の賦課期日までの間に市町村の廃置分合又は境界変更があつたときにおける当該廃置分合又は境界変更後存続する市町村及び廃置分合又は境界変更後存続する市町村で前年度の地方交付税の額の算定について他の法律の規定により当該廃置分合又は境界変更前の市町村が前年度の四月一日においてなお従前の区域をもつて存続した場合に算定される額の合算額を下らないように算定されたものの前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政収入額及び基準財政需要額の算定方法は、総務省令で定める。

4 前二項の基準財政収入額又は基準財政需要額については、法律の制定又は改廃により当該年度の地方交付税の算定の基礎となるべき基準財政収入額若しくは基準財政需要額と著しく異なることとなる場合又は普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があることが発見された場合（当該錯誤に係る数を普通交付税の額の算定の基礎に用いた年度以後五箇年度内に発見された場合に限り、総務省令で定める場合を除く。）には、総務省令で定めるところにより、必要な補正をするものとする。

5 第一項の表を適用する場合における市町村の人口は、官報に公示された最近の人口によるものとする。ただし、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合における関係市町村の人口は、総務省令で定めるところにより計算したものである。

6 市町村長は、第四百十条第一項の規定により価額を決定した場合、第四百七条第一項の規

定により価額を決定し、若しくは修正した場合又は第三百八十九条第一項若しくは第四百十七条第二項の規定による配分の通知を受けた場合において、一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額を超えることとなるときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事及び当該納税義務者に通知しなければならない。

7 道府県知事は、第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定により市町村に固定資産の価額を配分する場合において、当該市町村において一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額を超えることとなるときは、第三百八十九条第一項、第三百九十三条又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知にその旨を併せて記載しなければならない。

8 総務大臣は、第三百八十九条第一項又は第四百十七条第二項の規定により市町村に配分した一の納税義務者が所有する償却資産の価額の合計額が第一項の表の下欄に掲げる金額を超えることとなる場合には、総務省令で定めるところにより、第三百八十九条第一項、第三百九十三条又は第四百十七条第二項の規定による市町村長及び所有者に対する通知に併せて当該価額の合計額その他必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

(新設大規模償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例)

第三百四十九条の五 市町村は、一の納税義務者が所有する償却資産で新たに建設された一の工場又は発電所若しくは変電所(以下この項において「一の工場」という。)(一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。)の用に供するもののうち、その価額の合計額が、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度間のうちいずれかの年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えることとなるもの(以下この条及び第七百四十条において「新設大規模償却資産」という。)がある場合には、当該超えることとなった最初の年度(以下この項及び次項において「第一適用年度」という。)から六年度分の固定資産税に限り、その間において当該新設大規模償却資産の価額の合計額が同欄

に掲げる金額に満たないこととなった場合においても、当該新設大規模償却資産又は当該納税義務者が所有する第一適用年度を異にする他の新設大規模償却資産若しくはこれらの新設大規模償却資産以外の償却資産を区分し、それぞれを各別に一の納税義務者が所有するものとみなして、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三、第三百四十九条の四、前条及び次項から第五項までの規定により、当該新設大規模償却資産又は当該納税義務者が所有する第一適用年度を異にする他の新設大規模償却資産若しくはこれらの新設大規模償却資産以外の償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき金額を算定し、当該金額を課税標準とする。固定資産税を課するものとする。この場合において、一の納税義務者が一の市町村の区域内において第一適用年度を同じくする二以上の新設大規模償却資産を所有するときは、これらの新設大規模償却資産を合わせて一の新設大規模償却資産とみなす。

2 新設大規模償却資産に対して課する第一適用年度から六年度分の固定資産税に限り、それぞれ前条第二項から第四項までの規定の例により算定した基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないこととなる市町村については、同条第二項の規定にかかわらず、当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額を、それぞれ基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の当該各号に掲げる割合に達することとなるように増額して同条第一項の規定を適用するものとする。

一 当該年度が第一適用年度又は第一適用年度の翌年度(次号において「第二適用年度」という。)に該当することとなる新設大規模償却資産(次項及び第四項において「第一次新設大規模償却資産」という。)にあつては、百分の二百二十
二 当該年度が第二適用年度の翌年度(以下この号において「第三適用年度」という。)又は第三適用年度の翌年度(次号において「第四適用年度」という。)に該当することとなる新設大規模償却資産(次項及び第四項において「第二次新設大規模償却資産」という。)にあつては、百分の二百
三 当該年度が第四適用年度の翌年度(以下この号において「第五適用年度」という。)又

は第五適用年度の翌年度に該当することとなる新設大規模償却資産(次項及び第四項において「第三次新設大規模償却資産」という。)にあつては、百分の百八十

3 前項の場合において、一の市町村の区域内にそれぞれ二以上の第一次新設大規模償却資産、第二次新設大規模償却資産又は第三次新設大規模償却資産があるときは、それぞれの新設大規模償却資産ごとに、当該新設大規模償却資産のうち価額の低いものから順次当該価額を限度として、当該市町村の前条第二項から第四項までの規定の例により算定した基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の、第一次新設大規模償却資産にあつては百分の二百二十、第二次新設大規模償却資産にあつては百分の二百、第三次新設大規模償却資産にあつては百分の百八十に達することとなるように当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額を増額するものとする。

4 一の市町村の区域内に第一次新設大規模償却資産、第二次新設大規模償却資産又は第三次新設大規模償却資産のいずれか二以上がある場合及び新設大規模償却資産と新設大規模償却資産以外の大規模の償却資産とがある場合における当該新設大規模償却資産又は当該大規模の償却資産について当該市町村の大規模の償却資産に係る課税定額を増額するための計算方法は、総務省令で定める。

5 前各項に定めるもののほか、新設大規模償却資産に対して課する固定資産税の課税標準額の算定について必要な事項は、政令で定める。

(固定資産税の税率)

第三百五十条 固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

2 市町村は、当該市町村の固定資産税の一の納税義務者であつてその所有する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額が当該市町村の区域内に所在する固定資産に対して課すべき当該市町村の固定資産税の課税標準の総額の三分の二を超えるものがある場合において、固定資産税の税率を定め、又はこれを変更して百分の一・七を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする。

(固定資産税の免税点)

第三百五十一条 市町村は、同一の者について当該市町村の区域内におけるその者の所有に係る

土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあつては三十万円、家屋にあつては二十万円、償却資産にあつては五十万円に満たない場合においては、固定資産税を課することができない。ただし、財政上その他特別の必要がある場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、その額がそれぞれ三十万円、二十万円又は五十万円に満たないときであっても、固定資産税を課することができる。

(区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税)

第三百五十二条 区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、当該区分所有に係る家屋の建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分(以下この条及び次条において「専有部分」という。)に係る同法第二条第二項に規定する区分所有者(以下固定資産税について「区分所有者」という。)は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該区分所有に係る家屋に係る固定資産税額を同法第十四条第一項から第三項までの規定の例により算定した専有部分の床面積の割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)により按分した額を、当該各区分所有者の当該区分所有に係る家屋に係る固定資産税として納付する義務を負う。

2 区分所有に係る家屋のうち、建築基準法第二

十條第一項第一号に規定する建築物であつて、複数の階に人の居住の用に供する専有部分を有し、かつ、当該専有部分の個数が二個以上のもの(以下この項において「居住用超高層建築物」という。)に対して課する固定資産税については、当該居住用超高層建築物の専有部分に係る区分所有者は、第十条の二第一項及び前項の規定にかかわらず、当該居住用超高層建築物に係る固定資産税額を、次の各号に掲げる専有部分の区分に応じ、当該各号に定める専有部分の床面積の当該居住用超高層建築物の全ての専有部分の床面積の合計に対する割合(専有部分の天井の高さ、附帯設備の程度その他総務省令で定める事項について著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合)により按分し

た額を、当該各区分所有者の当該居住用超高層建築物に係る固定資産税として納付する義務を負う。

一 人の居住の用に供する専有部分 当該専有部分の床面積（当該専有部分に係る区分所有者が建築物の区分所有等に関する法律第三条に規定する一部共用部分（附属の建物であるものを除く。）で床面積を有するものを所有する場合）には、当該一部共用部分の床面積を同法第十四条第二項及び第三項の規定の例により算入した当該専有部分の床面積 次号において同じ。）を全国における居住用超高層建築物の各階ごとの取引価格の動向を勘案して総務省令で定めるところにより補正した当該専有部分の床面積

二 前号に掲げるもの以外の専有部分 当該専有部分の床面積

3 建築物の区分所有等に関する法律第十一条第二項又は第二十七条第一項の規定による規約（都市再開発法第八十八条第四項の規定によりみなされるものを含む。）により区分所有者又は管理者が所有する当該区分所有に係る家屋の建築物の区分所有等に関する法律第二条第四項に規定する共用部分（以下この項及び次条において「共用部分」という。）については、当該共用部分を当該家屋の専有部分に係る区分所有者全員（同法第三条に規定する一部共用部分については、同法第十一条第一項ただし書の区分所有者全員）の共有に属するものとみなして、前二項の規定を適用する。

（区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地等に対して課する固定資産税）

第三百五十二条の二 区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地（以下この項、次項及び第五項において「共用土地」という。）で次に掲げる要件を満たすものに對して課する固定資産税については、当該共用土地に係る納税義務者で当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の各区分所有者であるもの（当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の一の専有部分を二以上の者が共有する場合）には、当該専有部分に関しては、これらの二以上の者を一の区分所有者とする。以下この項及び第五項において「共用土地納税義務者」という。）は、第十条の第二項の規定にかかわらず、当該共用土地に係る固定資産税額を当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合（当該共用土地に係る持分の割合）に

該共用土地が住宅用地である部分及び住宅用地以外である部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

一 当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員により共有されているものであること。

二 当該共用土地に係る各共用土地納税義務者の当該共用土地に係る持分の割合が、その者の当該共用土地に係る区分所有に係る家屋の区分所有者全員に属する共用部分に係る建築物の区分所有等に関する法律第十四条第一項から第三項までの規定による割合と一致するものであること。

2 共用土地に係る区分所有に係る家屋に区分所有者全員に属する共用部分がない場合には、前条第三項の規定を準用する。この場合において、同項中「前二項」とあるのは、「一次条第一項」と読み替えるものとする。

3 震災等により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び第六項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されている土地で被災年度分の固定資産税について第一項の規定の適用を受けたもの（震災等の発生した日以後に分割された土地を除く。以下この項及び次項において「被災共用土地」という。）に対して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の第二項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第三百四十九条の三の第三項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分）に併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところによ

り当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、

「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、

「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、

「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、

「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、

「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、

「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、

以後に分割された土地を除く。以下この項及び次項において「特定被災共用土地」という。）に對して課する当該被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員に属する第三項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適當であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の第二項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、被災年度の翌年度分又は翌々年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する当該各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、

「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、

「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、

「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、

第三百五十二条の三 市町村は、震災等により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定

める区域内に当該震災等の発生した日から被災年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が当該震災等の発生した日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この条において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税に限り、政令で定めるところにより、当該家屋に係る固定資産税額のうち、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。（徴税吏員等の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）

第三百五十三條 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、固定資産税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号、第三百九十六條第一項、第三百九十六條の二第二項第六号並びに第三百九十七條第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 第一号に掲げる者にその者の所有に係る家屋を引き渡したと認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に関し直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下この項及び第三百九十六條第二項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この項及び第三百九十六條第二項において同じ。）及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合には、当該徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 固定資産税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第三百七十三條第七項の定めるところによる。

6 第一項又は第四項の規定による市町村の徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三百五十四條 次の各号のいずれかに該当する場合又は、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員、固定資産評価員又は固定資産評価補助員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

第三百五十四條の二 市町村長が固定資産税の賦課徴収について、政府に対し、固定資産税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。（固定資産税の納税管理人）

第三百五十五條 固定資産税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合において、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る固定資産税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

第三百五十六條 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

第三百五十七條 市町村は、第三百五十五條第二項の認定を受けていない固定資産税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第三百五十八條 偽りその他不正の行為により固定資産税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第三百八十三條、第三百八十四條又は第三百九十四條の規定により申告すべき事項について申告をしないことにより、固定資産税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第二款 賦課及び徴収

第三百五十九條 固定資産税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

第三百六十條及び第三百六十一條 削除

第三百六十二條 固定資産税の納期は、四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村の

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

2 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

2 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

2 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

条例で定める。但し、特別の事情がある場合において、これと異なる納期を定めることができる。

2 固定資産税額(第三百六十四条第十項の規定によつて都市計画税をあわせて徴収する場合にあつては、固定資産税額と都市計画税額との合算額とする。)が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

第三百六十三条 削除

第三百六十四条 固定資産税の徴収の方法等

普通徴収の方法によらなければならない。

2 固定資産税を徴収しようとする場合において納税者に交付する納税通知書に記載すべき課税標準額は、土地、家屋及び償却資産の価額並びにこれらの合計額とする。

3 市町村は、土地又は家屋に対して課する固定資産税を徴収しようとする場合には、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる固定資産税の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した文書(以下「課税明細書」という。)を当該納税者に交付しなければならない。

一 土地に対して課する固定資産税 当該土地について土地課税台帳等に登録された所在地番、地目、地積及び当該年度の固定資産税に係る価額

二 家屋に対して課する固定資産税 当該家屋について家屋課税台帳等に登録された所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び当該年度の固定資産税に係る価額

4 市町村は、前項各号に定める事項のほか、第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地又は家屋については、当該土地の前項第一号の価額又は当該家屋の同項第二号の価額にそれぞれ第三百四十九条の三又は第三百四十九条の三の二の規定に定める率を乗じて得た金額を課税明細書に記載しなければならない。

5 市町村は、第三百八十九条第一項各号に掲げる固定資産(移動性償却資産又は可動性償却資産で総務省令で定めるものを除く。)に対して課する固定資産税については、当該固定資産について第三百九十四条の規定に基づいて申告すべき者が同条に規定する期限までに申告しなかつたことその他やむを得ない理由があることにより第二項の納税通知書の交付期限までに当該固定資産に係る第三百八十九条第一項の規定による通知が行われなかつた場合には、当該通知が行われる日までの間に到来する納期において徴収すべき固定資産税に限り、当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価額(第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は第三百四十九条の三の四の規定の適用を受ける固定資産にあつては、当該固定資産の価額にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額とし、第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により当該市町村が前年度の固定資産税の課税標準とすべき額とする。第八項第一号において同じ。)を課税標準として仮に算定した額(以下この条及び次条第一項において「仮算定税額」という。)を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該固定資産に係る固定資産税をそれぞれの納期において徴収することができる。ただし、当該徴収することができ額の総額は、仮算定税額の二分の一に相当する額を超えることができない。

6 市町村は、前項の規定により固定資産税を賦課した後において第三百八十九条第一項の規定による通知が行われ、当該通知に基づいて算定した当該年度の固定資産税額(以下この項及び第八項第二号において「本算定税額」という。)に既に賦課した固定資産税額が満たない場合には、当該通知が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超える場合には、第十七条又は第十七条の二の規定の例により、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

7 市町村は、第五項の規定により固定資産税を徴収する場合において納税者に交付する納税通知書は、第二項の規定にかかわらず、第五項の固定資産以外の固定資産と区分して、交付しなければならない。この場合においては、同項の固定資産に対して課する固定資産税及び同項の固定資産以外の固定資産に対して課する固定資産税については、それぞれ一の地方税とみなして、第二十条の四の二の規定を適用する。

8 前項の納税通知書には、総務省令の定めるところにより、次の各号に掲げる事項その他必要事項を記載しなければならない。

一 納税通知書に記載された第五項の固定資産の課税標準額及び税額は、それぞれ当該固定資産に係る前年度の固定資産税の課税標準である価額及びこれを課税標準として仮に算定した税額であること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、第三百八十九条第一項の規定による通知が行われた日以後の納期において、その不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

9 第二項若しくは第七項の納税通知書又は第三項の課税明細書は、遅くとも、納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

10 市町村は、固定資産税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該納税者に係る都市計画税を併せて賦課し、及び徴収することができる。(仮算定税額に係る固定資産税の修正の申出等)

第三百六十四条の二 前条第五項の固定資産に係る当該年度の固定資産税額が仮算定税額の二分の一に相当する額に満たないこととなつて認められる場合においては、同項の規定によつて当該固定資産に係る固定資産税を徴収されることとなる者は、同条第七項の納税通知書の交付を受けた日から三十日以内に市町村長に同条第五項の規定によつて徴収される固定資産税額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出は、文書をもつてしなければならない。

3 第一項の修正の申出に対する市町村長の決定は、その申出を受理した日から三十日以内にしなければならない。

4 第一項の修正の申出に対する決定は、文書で行い、かつ、理由を付けてその申出をした者に交付しなければならない。この場合においては、当該申出について相当の理由があると認められるときは、市町村長は、当該固定資産に係る当該年度の固定資産税額の見積額を基礎として、前条第五項の規定によつて徴収する固定資産税額を修正しなければならない。

5 第一項の修正の申出に関する書類を郵便又は信書便で提出した場合における同項の期間の計算については、送付に要した日数は、算入しない。

6 第三項の規定による決定については、審査請求をすることができない。

(固定資産税に係る納期前の納付)

第三百六十五条

固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができる。

2 前項の規定によつて固定資産税の納税者が当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付した場合においては、市町村は、当該市町村の条例で定める金額の報奨金をその納税者に交付することができる。但し、当該納税者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、この限りでない。

第三百六十六条 削除

第三百六十六条 削除

第三百六十七条

市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において固定資産税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、固定資産税を減免することができる。

(申請又は申告をしなかつたことによる固定資産税の不足税額及び延滞金の徴収)

第三百六十八条

市町村長は、不動産登記法第三十六条、第三十七条第一項若しくは第二項、第四十二条、第四十七条第一項、第五十一条第一項(共用部分である旨の登記又は団地共用部分である旨の登記がある建物の場合に係る部分を除く。)、第二項若しくは第三項若しくは第五十七條の規定によつて登記所に登記の申請をする義務がある者、第三百八十三条若しくは第七百四十五条第一項において準用する第三百八十三条の規定によつて市町村長若しくは道府県知事に申告をする義務がある者又は第三百九十四条の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣に申告をする義務がある者がそのすべき申請又は申告をしなかつたこと又は虚偽の申請又は申告をしたことにより第四百七条又は第七百四十三条第二項の規定によつて当該固定資産の価額(土地及び家屋にあつては基準年度の価額又は

第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書、第四項、第五項ただし書若しくは第六項の規定により当該価格に比準するものとされる価格（以下「比準価格」と総称する。）を、償却資産にあつては賦課期日における価格をいう。以下同様とする。）を決定し、又は修正したことに基つてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合においては、直ちにその不足税額のうちその決定があつた日までの納期に係る分（以下本条において「不足税額」という。）を追徴しなければならぬ。ただし、不足税額と既に市町村長が徴収した固定資産税額との合計額が第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定によつて当該市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額に対する固定資産税額を超えることとなる場合においては、当該市町村長が追徴すべき不足税額は、既に徴収した固定資産税額と同条の規定によつて当該市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額に対する固定資産税額との差額を限度としなければならぬ。

2 前項の場合においては、市町村の徴税吏員は、不足税額をその決定があつた日までの納期

の数で除して得た額に、第三百六十二条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下固定資産税について同様とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が第一項の規定によつて不足税額を追徴されたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に納付する固定資産税の延滞金）
第三百六十九条 固定資産税の納税者は、第三百六十二条の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 市町村長は、納税者が前項の納期限までに納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、同項の延滞金額を減免することができる。

第三百七十条 削除
第三款 督促及び滞納処分
（固定資産税に係る督促）

第三百七十一条 納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（固定資産税に係る督促手数料）
第三百七十二条 市町村の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（固定資産税に係る滞納処分）
第三百七十三条 固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 固定資産税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第一百四十四条第一号に掲げる請求権に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金の交付要求を

行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 第三百六十四条第五項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合においては、当該固定資産税について第三百八十九条第一項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

7 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分の例によつては、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

8 第一項から第五項まで及び前項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

（固定資産税に係る滞納処分に関する罪）
第三百七十四条 固定資産税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。
（国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）
第三百七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による固定資産税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）
第三百七十六条 第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三百七十七条から第三百七十九条まで 削除
第四款 固定資産課税台帳
（固定資産課税台帳等の備付け）
第三百八十条 市町村は、固定資産の状況及び固定資産税の課税標準である固定資産の価格を明らかにするため、固定資産課税台帳を備えなければならない。

2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の固定資産課税台帳の全部又は一部の備付けを電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下本節において同じ。）の備付けをもつて行うことができる。

3 市町村は、第一項の固定資産課税台帳のほか、当該市町村の条例の定めるところによつて、

て、地籍図、土地使用図、土壌分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に關して必要な資料を備えて逐次これを整えなければならない。

（固定資産課税台帳の登録事項）

第三百八十一条 市町村長は、土地課税台帳に、総務省令で定めるところにより、登記簿に登録されている土地について不動産登記法第二十七条第三号及び第三十四条第一項各号に掲げる登記事項、所有権、質権及び百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該土地の基準年度の価格又は比準価格（第三百四十三条第二項後段、第四項及び第五項の場合には、これらの規定により固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登録しなければならない。

2 市町村長は、土地補充課税台帳に、総務省令で定めるところにより、登記簿に登録されていない土地でこの法律の規定により固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、地番、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない。

3 市町村長は、家屋課税台帳に、総務省令で定めるところにより、登記簿に登録されている家屋について不動産登記法第二十七条第三号及び第四十四条第一項各号に掲げる登記事項、所有権の登記名義人の住所及び氏名又は名称並びに当該家屋の基準年度の価格又は比準価格（第三百四十三条第二項後段、第四項及び第五項の場合には、これらの規定により固定資産税を課されることとなる者の住所及び氏名又は名称並びにその基準年度の価格又は比準価格）を登録しなければならない。

4 市町村長は、家屋補充課税台帳に、総務省令で定めるところにより、登記簿に登録されている家屋以外の家屋でこの法律の規定により固定資産税を課することができるものの所有者の住所及び氏名又は名称並びにその所在、家屋番号、種類、構造、床面積及び基準年度の価格又は比準価格を登録しなければならない。

5 市町村長は、償却資産課税台帳に、総務省令で定めるところにより、償却資産の所有者（第三百四十三条第九項及び第十項の場合には、これらの規定により所有者とみなされる者とする。第三百八十三条並びに第七百四十二条第一

項及び第三項において同じ。）の住所及び氏名又は名称並びにその所在、種類、数量及び価格を登録しなければならない。

6 市町村長は、前各項に定めるもののほか、第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は第三百四十九条の三の四の規定の適用を受ける固定資産については当該固定資産の価格にこれらの規定に定める率を乗じて得た金額を、第三百四十九条の四又は第三百四十九条の五の規定の適用を受ける償却資産についてはこれらの規定により市町村が固定資産税の課税標準とすべき金額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

7 市町村長は、登記簿に登録されるべき土地又は家屋が登記されていないため、又は地目その他登記されている事項が事実と相違するため課税上支障があると認める場合には、当該土地又は家屋の所在地を管轄する登記所にそのすべき登記又は登録されている事項の修正その他の措置をとるべきことを申し出ることができる。この場合において、当該登記所は、その申出を相当と認めるときは、遅滞なく、その申出に係る登記又は登録されている事項の修正その他の措置をとり、その申出を相当でないと認めるときは、遅滞なく、その旨を市町村長に通知しなければならない。

8 市町村長は、第三百四十三条第七項の規定に基づいて仮換地等、仮使用地、保留地又は換地に係る同条第一項の所有者とみなされる者に対して固定資産税を課する場合には、総務省令で定めるところにより、当該仮換地等、仮使用地、保留地又は換地の所有者とみなされる者の住所、氏名又は名称並びにその所在、地目、地積及び基準年度の価格又は比準価格を別紙に登録して、これを当該仮換地等若しくは換地に対応する従前の土地又は仮使用地若しくは保留地が登録されている土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付しなければならない。この場合において、当該従前の土地又は仮使用地若しくは保留地については、第一項及び第二項の規定にかかわらず、土地課税台帳又は土地補充課税台帳に基準年度の価格又は比準価格を登録することを要しないものとし、当該土地課税台帳又は土地補充課税台帳に添付した別紙は、この法律の規定の適用については、土地補充課税台帳とみなす。

9 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の別紙の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

（登記所からの通知及びこれに基づく土地課税台帳又は家屋課税台帳への記載）

第三百八十二条 登記所は、土地又は建物の表示に關する登記をしたときは、十日以内に、その旨その他総務省令で定める事項を当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる場合について準用する。

一 所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記又はこれらの登記の抹消、これらの権利の登記名義人の氏名若しくは名称若しくは住所についての変更の登記若しくは更正の登記若しくは百年より長い存続期間を百年より短い存続期間に変更する地上権の変更の登記をした場合（登記簿の表題部に記録した所有者のために所有権の保存の登記をした場合又は当該登記を抹消した場合を除く。）

二 登記簿の表題部に記録した所有者又は所有権、質権若しくは百年より長い存続期間の定めのある地上権の登記名義人その他総務省令で定める者から不動産登記法百十九条第六項の申出を受けた場合

三 前二項に掲げるもののほか、総務省令で定める場合

3 市町村長は、第一項（前項（第一号に係る部分に限る。）において準用する場合を含む。）の規定による登記所からの通知を受けた場合には、遅滞なく、当該土地又は家屋についての異動を土地課税台帳又は家屋課税台帳に記載（当該土地課税台帳又は家屋課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあつては、記録。以下この項において同じ。）をし、又はこれに記載をされた事項を訂正しなければならない。

（固定資産課税台帳の閲覧）

第三百八十二条の二 市町村長は、納税義務者その他の政令で定める者の求めに応じ、固定資産課税台帳のうちこれらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関する事項（総務省令で定める事項を除く。以下この項において同じ。）が記載（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、記録。以下この条、次条及び第三百九十四条において同

じ。）をされている部分又はその写し（当該固定資産課税台帳の備付けが同項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該固定資産課税台帳に記載をされている事項を記載した書類。第三百八十七条第三項において同じ。）をこれらの者の閲覧に供しなければならない。ただし、当該部分に記載をされている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該部分又はその写しを閲覧に供することが適当でないと認められる場合には、当該部分に総務省令で定める措置を講じたもの又はその写し（当該固定資産課税台帳の備付けが第三百八十条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める措置を講じたものに記録をされている事項を記載した書類）を閲覧に供することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産課税台帳（同項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。以下この項及び第三百八十二条の四において同じ。）又はその写しを閲覧に供する場合においては、固定資産課税台帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。

（固定資産課税台帳に記載をされている事項の証明書の交付）

第三百八十二条の三 市町村長は、第二十条の十の規定によるもののほか、政令で定める者の請求があつたときは、これらの者に係る固定資産として政令で定めるものに関して固定資産課税台帳に記載をされている事項のうち政令で定めるものについての証明書を交付しなければならない。ただし、当該証明書を記載されている住所が明らかにされることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがあると認められる場合その他当該証明書を交付することが適当でないと認められる場合には、当該証明書を総務省令で定める措置を講じたものを交付することができる。

（固定資産課税台帳の閲覧等の特例）

第三百八十二条の四 市町村長は、第三百八十二条の二の規定により固定資産課税台帳若しくはその写しを閲覧に供し、若しくは第三百八十七条第三項若しくは第四項の規定により土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しを閲覧に供し、又は第二十条の十若しくは前条の

規定により証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）を交付する場合において、当該閲覧又は交付に係る固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に記載（当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十条第二項又は第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、記録。以下この条において同じ。）をされている住所が第三百八十二条第二項（第二号に係る部分に限る。）において準用する同条第一項の規定による通知に係る者の住所（総務省令で定めるものに限る。）であるとき（総務省令で定める場合に限る。）は、第二十条の十、第三百八十二条の二、前条並びに第三百八十七条第三項及び第四項の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、当該固定資産課税台帳若しくは土地名寄帳若しくは家屋名寄帳に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項の記載をしたもの若しくはその写し（当該固定資産課税台帳又は土地名寄帳若しくは家屋名寄帳の備付けが第三百八十条第二項又は第三百八十七条第二項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合には、当該総務省令で定める事項の記載をしたものに記録をされたもの）を記載した書類（を閲覧に供し、又は当該証明書に当該住所に代わるものとして総務省令で定める事項を記載したものを交付しなければならない。）

（固定資産の申告）
第三百八十三条 固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者（第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣が評価すべき償却資産又は第七百四十二条第一項若しくは第三項の規定によつて道府県知事が指定した償却資産の所有者を除く。）は、総務省令で定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該償却資産について、その所在、種類、数量、取得時期、取得価額、耐用年数、見積価額その他償却資産課税台帳の登録及び当該償却資産の価格の決定に必要な事項を一月三十一日までに当該償却資産の所在地の市町村長に申告しなければならない。

第三百八十四条 市町村長は、住宅用地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該年度に係る賦課期日現在における当該住宅用地について、その所在及び面積、その上

に存する家屋の床面積及び用途、その上に存する住居の数その他固定資産税の賦課徴収に關し必要な事項を申告させることができる。ただし、当該年度の前年度に係る賦課期日における当該住宅用地の所有者が引き続き当該住宅用地を所有し、かつ、その申告すべき事項に異動がない場合は、この限りでない。

2 市町村長は、当該年度に係る賦課期日において住宅用地から住宅用地以外の土地への変更があり、かつ、当該土地の所有者が当該年度の前年度に係る賦課期日から引き続き当該土地を所有している場合には、当該土地の所有者に、当該市町村の条例の定めるところによつて、その旨を申告させることができる。

第三百八十四条の二 市町村長は、被災住宅用地の所有者等が第三百四十九条の三の第三項の規定の適用を受けようとする場合、被災住宅用地の所有者等が同条第二項において準用する同条第一項の規定の適用を受けようとする場合、特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である被災住宅用地の所有者等が同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けようとする場合又は特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者若しくは共有者である被災住宅用地の共有者等が同条第四項において準用する同条第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項の規定の適用を受けようとする場合には、その者に、当該市町村の条例の定めるところにより、その旨を申告させることができる。

第三百八十四条の三 市町村長は、その市町村内の土地又は家屋について、登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該土地又は家屋を所有している者（以下この条及び第三百八十六条において「現所有者」という。）に、当該市町村の条例で定めるところにより、現所有者であることを知つた日の翌日から三月を経過した日以後の日までに、当該現所有者の住所及び氏名又は名称その他固定資産税の賦課徴収に關し必要な事項を申告させることができる。

（固定資産に係る虚偽の申告等に関する罪）
第三百八十五条 第三百八十三条から前条までの規定により申告すべき事項について虚偽の申告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（固定資産に係る不申告に関する過料）
第三百八十六条 市町村は、固定資産の所有者（第三百四十三条第九項及び第十項の場合には、これらの規定により所有者とみなされる者とする。第三百九十三条及び第三百九十四条において同じ。）が第三百八十三条若しくは第三百八十四条の規定により、又は現所有者が第三百八十四条の三の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（土地名寄帳及び家屋名寄帳）

第三百八十七条 市町村は、その市町村内の土地及び家屋について、固定資産課税台帳に基づいて、総務省令で定めるところによつて、土地名寄帳及び家屋名寄帳を備えなければならない。

2 市町村は、総務省令で定めるところにより、前項の土地名寄帳又は家屋名寄帳の備付けを電磁的記録の備付けをもつて行うことができる。

3 市町村長は、納税義務者から第三百八十二条の二第一項の規定による求めがあつたときは、土地名寄帳又は家屋名寄帳に固定資産課税台帳の登録事項と同一の事項が記載（当該土地名寄帳又は家屋名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあっては、記録。次項において同じ。）をされている場合に限り、同条第一項の規定により当該納税義務者の閲覧に供するものとされる固定資産課税台帳又はその写しに代えて、土地名寄帳若しくはその写し（当該土地名寄帳の備付けが前項の規定により電磁的記録の備付けをもつて行われている場合にあっては、当該土地名寄帳に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該納税義務者の閲覧に供すること

しを閲覧に供する場合においては、土地名寄帳又は家屋名寄帳に記載をされている事項を映像面に表示して閲覧に供することができる。

第五款 固定資産の評価及び価格の決定

（固定資産税に係る総務大臣の任務）

第三百八十八条 総務大臣は、固定資産の評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続（以下「固定資産評価基準」という。）を定め、これを告示しなければならない。この場合において、固定資産評価基準には、その細目に関する事項について道府県知事が定めなければならない旨を定めることができる。

2 総務大臣は、前項の固定資産評価基準を定めようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

3 総務大臣は、地籍図、土地使用図、土壤分類図、家屋見取図、固定資産売買記録簿その他固定資産の評価に関する資料及び固定資産税の統計を作成するための標準様式を定めて、これを市町村長に示さなければならない。

4 総務大臣は、固定資産の評価に關して市町村長に対し、左の各号に掲げる技術的援助を与えなければならない。

一 市町村の固定資産評価員が固定資産を評価するために必要な評価の手引その他の資料を作成すること。

二 市町村の固定資産評価員が評価をすることが著しく困難である固定資産の評価について市町村長から助言を求められた場合において助言を与えること。

（道府県知事又は総務大臣の評価の権限等）

第三百八十九条 道府県知事（次に掲げる固定資産に關する評価は、道府県知事に係るものとする。）は、総務大臣（以下この条において同じ。）は、次に掲げる固定資産について、固定資産評価基準により、第四百九条第一項から第三項までの規定の例により評価を行った後、総務省令で定めるところにより、当該固定資産が所在するものとされる市町村並びにその価格及び第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は第三百四十九条の三の四の規定の適用を受ける固定資産についてはその価格にそれぞれこれらの規定に定める率を乗じて得た額（以下固定資産税について「価格等」という。）を決定し、決定した価格等を当該市町村に配分し、毎年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しな

ればならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合には、四月一日以後に通知することができる。

一 総務省令で定める船舶、車両その他の移動性償却資産又は可動性償却資産で二以上の市町村にわたつて使用されるもののうち総務大臣が指定するもの

二 鉄道、軌道、発電、送電、配電若しくは電氣通信の用に供する固定資産又は二以上の市町村にわたつて所在する固定資産で、その全体を一の固定資産として評価しなければ適正な評価ができないと認められるもののうち総務大臣が指定するもの

二 市町村長は、前項の規定による通知を受けた場合には、遅滞なく、当該市町村に配分された固定資産の価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

三 前項の場合において、第一項第一号の償却資産に係る価格等の配分の通知を受けた市町村長は、当該償却資産がその通知のあつた日前に登録されていなかったときは、新たに第三百八十一条第五項に規定する登録事項を登録しなければならない。

四 市町村長は、第一項の規定により道府県知事がした価格等の配分が当該市町村に著しく不利益であると認める場合には、道府県知事に対して、事由を具してその配分の調整を申し出ることができる。

五 道府県知事は、第四百九条第一項から第三項までの規定による市町村における固定資産の評価が固定資産評価基準により行われていないと認める場合には、第一項の規定により当該市町村に配分される当該固定資産の価格等について必要な調整を加えることができる。

六 総務大臣は、次に掲げる場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

一 第一項第一号又は第二号の規定による固定資産の指定をしようとするとき。

二 第一項の規定による固定資産の価格等の決定及び配分をしようとするとき。

三 第四項の規定による固定資産の価格等の配分の調整の申出を受けたとき。

四 前項の規定による固定資産の価格等の配分の調整をしようとするとき。

（審査請求の手續における地方財政審議会の意見の聴取）

第三百九十条 総務大臣は、前条第一項の規定による固定資産の価格等の決定又は配分について

の審査請求に対する裁決をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

第三百九十一条及び第三百九十二条 削除

（道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の納税者に対する通知）

第三百九十三条 道府県知事又は総務大臣は、第三百八十九条第一項の規定によつて、固定資産の価格等を決定した場合においては、遅滞なく、その価格等を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。

（道府県知事又は総務大臣によつて評価される固定資産の申告）

第三百九十四条 第三百八十九条第一項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が評価すべき固定資産の所有者で固定資産税の納税義務があるものは、総務省令の定めるところによつて、毎年一月一日現在における当該固定資産について、固定資産課税台帳に登録されるべき事項及びこれに記載をされている事項その他固定資産の評価に必要な事項を一月三十一日までに、道府県知事又は総務大臣に申告しなければならない。

（道府県知事又は総務大臣が評価する固定資産に係る申告の義務違反に関する罪）

第三百九十五条 前条の規定により申告すべき事項について申告をせず、又は虚偽の申告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

（道府県の職員及び総務省の職員の固定資産税に関する調査に係る質問検査権）

第三百九十六条 第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査、第四百一条第四号の助言又は第四百九条第一項の勧告のために必要がある場合には道府県の職員で道府県知事が指定する者（以下この条及び第三百九十七条において「道府県指定職員」という。）、第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の第二項の指示のために必要がある場合には総務省の職員で総務大臣が指定する者（以下こ

の条から第三百九十七条までにおいて「総務省指定職員」という。）は、それぞれ次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

三 第一号に掲げる者にその者の所有に係る家屋を引き渡したと認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該固定資産税の賦課徴収に關し直接関係があると認められる者

二 前項第一号に掲げる者を分割法人とする分割に係る分割承継法人及び同号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

三 第一項の場合には、当該道府県指定職員又は総務省指定職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

四 道府県指定職員又は総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

五 第一項又は前項の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（総務省の職員の固定資産税に関する調査の事前通知等）

第三百九十六条の二 総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第三百九十六条の四までにおいて「納税義務者」という。）に對し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第三百九十六条の四において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者（当該納税義務者について税務代理人（税理士法第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人若しくは弁護士・外国法事務弁護士共同法人をいう。以下この款において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に對し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一 質問検査等を行う実地の調査（以下この項及び第三項において単に「調査」という。）を開始する日時

二 調査を行う場所

三 調査の目的

四 固定資産税に関する調査である旨

五 調査の対象となる期間

六 調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七 その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

二 総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

三 第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について第三百八十八条第四項第二号の助言、第三百八十九条第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査又は第四百二十二条の第二項の指示のために必要があることとなつた場合において、当該事項に關し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、第一項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

四 納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合として総務省令で定める場合に該当するときは、当該納税義務者への第一項の規定による通知は、当該税務代理人に對してすれば足りる。

五 納税義務者について税務代理人が数人ある場合において、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表する税務代理人を定めた場合として総務省令で定める場合に該当するときは、これらの税務代理人への第一項の規定による通知は、当該代表する税務代理人に對してすれば足りる。

（事前通知を要しない場合）

第三百九十六条の三 前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に關する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確

な事実の把握を困難にするおそれその他固定資産税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある」と認められる場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員が固定資産税に関する調査の終了の際の手續）

第三百九十六條の四 総務大臣は、調査が第三百八十八條第四項第二号の助言のための調査である場合には、当該調査の終了時において、当該納税義務者に対し、当該調査が終了した旨を書面により通知するものとする。

2 総務大臣は、調査が第三百八十九條第一項の規定による固定資産の価格等の決定に関する調査である場合であつて、実地の調査を行った結果、価格等の決定又は決定された価格等の修正（以下この項及び次項において「価格等の決定等」という。）をすべきと認められないときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に對し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められない旨を書面により通知するものとする。

3 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、価格等の決定等をすべきと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において価格等の決定等をすべきと認められる旨及びその理由を説明するものとする。

4 総務大臣は、調査が第四百二十二條の二第一項の指示のための調査である場合であつて、実地の調査を行った結果、市町村における固定資産の価格の決定が固定資産評価基準により行われていると認められるときは、納税義務者であつて当該実地の調査において質問検査等の相手方となつた者に對し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が固定資産評価基準により行われていると認められる旨を書面により通知するものとする。

5 総務大臣は、前項に規定する場合であつて、当該調査の結果、市町村における固定資産の価格の決定が固定資産評価基準により行われていないと認められるときは、当該納税義務者に対し、その時点において市町村における固定資産の価格の決定が固定資産評価基準により行われていないと認められる旨及びその理由を説明するものとする。

6 実地の調査により質問検査等を行った納税義務者について税務代理人がある場合において、当該納税義務者の同意がある場合には、当該納

税義務者への前各項の規定による通知又は説明に代えて、当該税務代理人へのこれらの規定による通知又は説明を行うことができる。

（政令への委任）

第三百九十六條の五 第三百九十六條から前条までに定めるもののほか、総務省の職員の固定資産税に関する調査の実施に關し必要な事項は、政令で定める。

（固定資産税に係る道府県の職員及び総務省の職員が行う検査拒否等に関する罪）

第三百九十七條 次の各号のいずれかに該當する場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第三百九十六條の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 第三百九十六條第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 第三百九十六條の規定による道府県指定職員又は総務省指定職員の質問に對し答弁をしなかつたとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

第三百九十八條 削除

（道府県知事又は総務大臣がする固定資産の価格等の決定又は配分に関する審査請求に対する裁決の通知）

第三百九十九條 道府県知事又は総務大臣は、第三百八十九條第一項の規定による価格等の決定又は配分については、その裁決をした日から十日以内にその旨を關係市町村の長に通知しなければならない。

（決定された価格等の登録）

第四百條 市町村長は、前条の規定による通知を受けた場合においては、その通知を受けた日から十日以内に道府県知事又は総務大臣の決定に係る当該価格等を固定資産課税台帳に登録しなければならぬ。

の賦課後であつても、その登録した価格等に基いて、既に決定した賦課額を更正しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の登録）

第四百條の二 市町村長は、第七百四十三條又は第七百四十四條の規定による通知を受けた場合においては、遅滞なく、当該通知に係る償却資産の価格等及び市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を固定資産課税台帳に登録し、又は登録されたいこれらの事項を修正して登録しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定によつて市町村が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を修正して登録した場合においては、固定資産税の賦課後であつても、その登録した金額に基いて、すでに決定した賦課額を更正しなければならない。

（固定資産の評価に係る道府県知事の任務）

第四百一條 道府県知事は、市町村長に對し、固定資産の評価に關して、次に掲げる援助を与えなければならない。

一 第三百八十八條第一項の固定資産評価基準について助言をすること。

二 固定資産評価員の研修を行うこと。

三 総務大臣が作成した資料の使用方法について助言をすること。

四 市町村の固定資産評価員が評価することが著しく困難である固定資産の評価について市町村長から助言を求められた場合において助言を与えること。

五 第七十三條の二第四項の規定によつて固定資産の価格の決定について助言をすること。

（道府県固定資産評価審議会）

第四百一條の二 道府県に、道府県固定資産評価審議会を設置する。

当該道府県の区域内の市町村の職員並びに固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、道府県知事が任命する。

5 前項に定めるもののほか、道府県固定資産評価審議会の組織及び運営に關し必要な事項は、当該道府県の条例で定める。

（固定資産の評価に関する総務大臣又は道府県知事の権限に関する規定の解釈）

第四百二條 第三百八十八條又は第四百一條の規定は、総務大臣又は道府県知事に、市町村の徴税吏員又は固定資産評価員を指揮する権限を与えるものと解釈してはならない。

（固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員の任務）

第四百三條 市町村長は、第三百八十九條又は第七百四十三條の規定によつて道府県知事又は総務大臣が固定資産を評価する場合を除く外、第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて、固定資産の価格を決定しなければならない。

2 固定資産の評価に関する事務に従事する市町村の職員は、総務大臣及び道府県知事の助言によつて、且つ、納税者とともにする実地調査、納税者に対する質問、納税者の申告書の調査等のあらゆる方法によつて、公正な評価をするように努めなければならない。

（固定資産評価員の設置）

第四百四條 市町村長の指揮を受けて固定資産を適正に評価し、且つ、市町村長が行う価格の決定を補助するため、市町村に、固定資産評価員を設置する。

2 固定資産評価員は、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が、当該市町村の議会の同意を得て、選任する。

3 二以上の市町村の長は、当該市町村の議会の同意を得て、その協議によつて協同して同一の者を当該各市町村の固定資産評価員に選任することができる。この場合の選任については、前項の規定による議会の同意を要しないものとする。

4 市町村は、固定資産税を課される固定資産が少い場合においては、第一項の規定にかかわらず、固定資産評価員を設置しないで、この法律の規定による固定資産評価員の職務を市町村長に行わせることができる。

（固定資産評価補助員）

第四百五条 市町村長は、必要があると認める場合においては、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、固定資産評価補助員を選任して、これに固定資産評価員の職務を補助させることができる。

（固定資産評価員の兼職禁止等）

第四百六条 固定資産評価員は、次に掲げる職を兼ねることができない。

- 一 国会議員及び地方団体の議会の議員
- 二 農業委員会の委員
- 三 固定資産評価審査委員会の委員

2 固定資産評価員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。

（固定資産評価員の欠格事項）

第四百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価員であることができない。

- 一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 二 固定資産評価員の職務に関して罪を犯し刑に処せられた者
- 三 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者
- 四 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 五 心身の故障により固定資産評価員の職務を適正に行うことができない者として総務省令で定めるもの

（固定資産の実地調査）

第四百八条 市町村長は、固定資産評価員又は固定資産評価補助員に当該市町村所在の固定資産の状況を毎年少くとも一回実地に調査させなければならない。

（固定資産の評価）

第四百九条 固定資産評価員は、前条の規定による実地調査の結果に基いて当該市町村に所在する土地又は家屋の評価をする場合においては、次の表の上欄に掲げる土地又は家屋の区分に応

じ、それぞれ、同表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価額によつて、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

区分	年度	価額
基準年度の土地又は家屋	基準年度	当該土地又は家屋の基準年度の価額
基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第二項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第二年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価額に比準する価額
基準年度の土地又は家屋で第三百四十九条第三項ただし書の規定の適用を受けることとなるもの	第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価額に比準する価額
第二年度の土地又は家屋	第二年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価額に比準する価額
第二年度の土地又は家屋	第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価額に比準する価額
第三年度の土地又は家屋	第三年度	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価額に比準する価額

2 固定資産評価員は、前項の規定によつて土地又は家屋の評価をする場合において、道府県知事が第七十三条の二十一第三項の規定によつて当該土地又は家屋の所在地の市町村長に通知した価額があるときは、当該土地又は家屋について地目の変換、改築、損壊その他特別の事情があるため当該通知に係る価額により難い場合を除くほか、当該通知に係る価額に基いて、当該土地又は家屋の評価をしなければならない。

3 固定資産評価員は、前条の規定による実地調査の結果に基いて当該市町村に所在する償却資

産の評価をする場合においては、当該償却資産に係る賦課期日における価額によつて、当該償却資産の評価をしなければならない。

4 固定資産評価員は、前三項の規定による評価をした場合においては、総務省令で定めるところによつて、遅滞なく、評価調査を作成し、これを市町村長に提出しなければならない。

（固定資産の価額等の決定等）

第四百十条 市町村長は、前条第四項に規定する評価調査を受理した場合においては、これに基づいて固定資産の価額等を毎年三月三十一日までに決定しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月一日以後に決定することができる。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産の価額等を決定した場合においては、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、地域ごとの宅地の標準的な価額を記載した書面を一般の閲覧に供しなければならない。

（固定資産の価額等の登録）

第四百十一条 市町村長は、前条第一項の規定によつて固定資産の価額等を決定した場合においては、直ちに当該固定資産の価額等を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価額等のすべてを登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。

3 第二年度又は第三年度において基準年度の土地又は家屋に対して課する固定資産税の課税標準については、基準年度の価額による場合にあつては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている基準年度の価額をもつて第二年度又は第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価額とみなし、第三年度において基準年度の土地若しくは家屋又は第二年度の土地若しくは家屋に対して課する固定資産税の課税標準については比準価額による場合にあつては、土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されている当該比準価額をもつて第三年度において土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された比準価額とみなす。

第四百十二条 前条から第四百十四条まで（土地価額等縦覧帳簿及び家屋価額等縦覧帳簿の作成）

第四百十五条 市町村長は、総務省令で定めるところによつて、土地課税台帳等に登録された土

地（この法律の規定により固定資産税を課することができないものに限る。）の所在、地番、地目、地積（第三百四十八条の規定の適用を受ける土地にあつては、同条の規定の適用を受ける部分の面積を除く。）及び当該年度の固定資産税に係る価額を記載した帳簿（次項、次条第一項及び第二項並びに第四百九条第四項から第七項までにおいて「土地価額等縦覧帳簿」という。）並びに家屋課税台帳等に登録された家屋（この法律の規定により固定資産税を課することができないものに限る。）の所在、家屋番号、種類、構造、床面積（第三百四十八条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用を受ける部分の面積を除く。）及び当該年度の固定資産税に係る価額を記載した帳簿（次項、次条第一項及び第二項並びに第四百九条第四項から第七項までにおいて「家屋価額等縦覧帳簿」という。）を、毎年三月三十一日までに作成しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月一日以後に作成することができる。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項の土地価額等縦覧帳簿又は家屋価額等縦覧帳簿の作成を電磁的記録の作成をもつて行うことができる。

（土地価額等縦覧帳簿及び家屋価額等縦覧帳簿の縦覧）

第四百十六条 市町村長は、固定資産税の納税者が、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る土地又は家屋について土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録された価額と当該土地又は家屋が所在する市町村内の他の土地又は家屋の価額とを比較することができるよう、毎年四月一日から、四月二十日又は当該年度の最初の納期限の日（いずれか遅い日）以後の日までの間、その指定する場所において、土地価額等縦覧帳簿又はその写し（当該土地価額等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該土地価額等縦覧帳簿に記録をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、かつ、家屋価額等縦覧帳簿又はその写し（当該家屋価額等縦覧帳簿の作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもつて行われている場合にあつては、当該家屋価額等縦覧帳簿に記録をされている事項を

記載した書類。次項において同じ。）を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月二日以後の日から、当該日から二十日を経過した日又は当該年度の最初の納期限の日のいずれか遅い日以後の日までの間を縦覧期間とすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する場合においては、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載（当該作成が前条第二項の規定により電磁的記録の作成をもって行われている場合にあっては、記録）をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

3 市町村長は、第一項の縦覧の場所及び期間を、あらかじめ、公示しなければならない。（固定資産の価格等の全てを登録した旨の公示の日以後における価格等の決定又は修正等）
第四百十七条 市町村長は、第四百十一条第二項の規定による公示の日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに固定資産課税台帳に登録された類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正して、これを固定資産課税台帳に登録しなければならない。この場合においては、市町村長は、遅滞なく、その旨を当該固定資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

2 道府県知事は、第三百八十九条第一項の規定による通知をした後において固定資産の価格等の決定がなされていないこと又は決定された価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、類似の固定資産の価格と均衡を失しないように価格等を決定し、又は決定された価格等を修正するとともに、当該決定又は修正に係る固定資産が所在するものとされる市町村を決定し、及び当該決定又は修正に係る価格等を当該市町村に配分し、その配分に係る固定資産及びその配分した価格等を当該市町村の長に通知しなければならない。

い。この場合においては、道府県知事又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を当該固定資産の所有者に通知しなければならない。
 3 第三百八十九条第二項から第五項まで及び同条第六項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、前項の場合に準用する。

4 第三百九十条の規定は総務大臣が第二項の規定による価格等の決定又は配分についての審査請求に対する裁決をしようとする場合に、第三百九十九条の規定は道府県知事又は総務大臣が同項の規定による価格等の決定又は配分についての審査請求に対する裁決をした場合に準用する。（道府県知事に対する固定資産の価格等の概要調書の送付）

第四百十八条 市町村長は、第四百十条第一項の規定によつて固定資産の価格等を決定した場合又は第三百八十九条第二項の規定によつて固定資産の価格等を登録した場合においては、総務省令の定めるところによつて、その結果の概要調書を作成し、毎年四月中旬に、これを道府県知事に送付しなければならない。ただし、第四百十条第一項ただし書の規定により四月一日以後に決定した場合にあっては、その決定した日から一月以内に送付しなければならない。（固定資産の価格等の修正に関する道府県知事の勧告）

第四百十九条 道府県知事は、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行なわれていないと認め、固定資産課税台帳に登録された価格を修正して登録するように勧告するものとする。

2 前項の勧告をうけた市町村長は、その勧告について、固定資産の価格等を修正する必要があると認める場合においては、遅滞なく、その価格等を修正して登録しなければならない。
 3 市町村長は、前項の規定によつて、固定資産の価格等を修正して登録した場合においては、直ちに、その旨を公示しなければならない。

4 市町村長は、第二項の規定によつて、土地又は家屋の価格等を修正して登録した場合においては、直ちに、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成しなければならない。

5 市町村長は、総務省令で定めるところにより、前項の土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿の作成を電磁的記録の作成をもって行うことができる。

6 市町村長は、第四項の規定によつて、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿を作成した場合においては、その作成の日から二十日以上の場合、その指定する場所において、当該土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し（当該土地価格等縦覧帳簿の作成が前項の規定により電磁的記録の作成をもって行われている場合にあっては、当該土地価格等縦覧帳簿に記載をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該市町村内に所在する土地に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供し、又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写し（当該家屋価格等縦覧帳簿の作成が前項の規定により電磁的記録の作成をもって行われている場合にあっては、当該家屋価格等縦覧帳簿に記載をされている事項を記載した書類。次項において同じ。）を当該市町村内に所在する家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供しなければならない。

7 市町村長は、前項の規定により土地価格等縦覧帳簿若しくはその写し又は家屋価格等縦覧帳簿若しくはその写しを当該市町村内に所在する土地又は家屋に対して課する固定資産税の納税者の縦覧に供する場合においては、土地価格等縦覧帳簿又は家屋価格等縦覧帳簿に記載（当該作成が第五項の規定により電磁的記録の作成をもって行われている場合にあっては、記録）をされている事項を映像面に表示して縦覧に供することができる。

8 市町村長は、第六項の縦覧の場所及び期間を、あらかじめ、公示しなければならない。（固定資産の価格等の修正に基づく賦課額の更正）
第四百二十条 市町村長は、前条第二項の規定によつて固定資産の価格等を修正して登録した場合においては、固定資産税の賦課後であつても、修正して登録された価格等に基づいて、既に決定したその賦課額を更正しなければならない。（道府県知事に対する修正登録した固定資産の価格等の概要調書の送付等）

第四百二十一条 市町村長は、第四百十九条第二項の規定によつて固定資産の価格等を修正して登録した場合において、新たに概要調書を作成して、勧告を受けた日から四十日以内に、これを道府県知事に送付しなければならない。
 2 第四百十九條第一項の勧告を受けた市町村長は、同条第二項の規定による修正をする必要がないと認めた場合においては、その勧告を受けた日から二十日以内に、その旨を道府県知事に報告しなければならない。（総務大臣に対する固定資産の価格等の概要調書の送付）

第四百二十二条 道府県知事は、第四百十八条の規定による概要調書若しくは前条第一項の規定による概要調書又は前条第二項の規定による報告に基づいて、且つ、すべての概要調書の送付及び前条第二項の規定による報告を受けた後、一月以内に、道府県内の固定資産の価格等の概要調書を作成して、これを総務大臣に送付しなければならない。（固定資産の価格の修正に関する総務大臣の指示）

第四百二十二条の二 総務大臣は、市町村における固定資産の価格の決定が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて行なわれていないと認める場合においては、道府県知事に対し、当該市町村の長に第四百十九条第一項の勧告をするように指示するものとする。
 2 総務大臣は、前項の指示をしようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

3 第一項の指示を受けた道府県知事は、当該指示を受けた日から三十日以内に、当該指示に基づいてした措置について総務大臣に報告しなければならない。（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

第四百二十二条の三 市町村長は、第四百十条第一項、第四百十七条、第四百十九條第二項又は第四百三十五条第二項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格その他総務省令で定める事項を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

第六款 固定資産の価格に係る不服審査

第四百二十三条 固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査決定するために、市町村に、固定資産評価審査委員会を設置する。
 2 固定資産評価審査委員会の委員の定数は三人以上とし、当該市町村の条例で定める。

- 3 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者又は固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから、当該市町村の議会の同意を得て、市町村長が選任する。
- 4 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が欠けた場合においては、遅滞なく、当該委員の補欠の委員を選任しなければならない。この場合において当該市町村の議会が閉会中であるときは、市町村長は、前項の規定にかかわらず、議会の同意を得ないで補欠委員を選任することができる。
- 5 市町村長は、補欠の委員を選任した場合においては、選任後最初の議会においてその選任について事後の承認を得なければならない。この場合において事後の承認を得ることができないときは、市町村長は、その委員を罷免しなければならない。
- 6 固定資産評価審査委員会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村の条例の定めるところによつて、委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる。
- 8 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の長が選挙されるまでの間当該市町村の長の職務を行う者は、当該市町村の長が選挙されるまでの間は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 9 市町村の設置があつた場合においては、当該市町村の設置後最初に招集される議会の同意を得て固定資産評価審査委員会の委員が選任されるまでの間は、当該市町村の長は、従来当該市町村の地域の属していた関係市町村の固定資産評価審査委員会の委員であつた者のうちから選任したものをもちつて当該市町村の固定資産評価審査委員会の委員に充てることができる。
- 第四百二十四条 削除
- (固定資産評価審査委員会の委員の兼職禁止等)
- 第四百二十五条 固定資産評価審査委員会の委員は、次に掲げる職を兼ねることができない。
- 一 国會議員及び地方団体の議会の議員
- 二 地方団体の長

- 三 農業委員会の委員
- 四 固定資産評価委員
- 2 固定資産評価審査委員会の委員は、当該市町村に対して請負をし、又は当該市町村において経費を負担する事業について当該市町村の長若しくは当該市町村の長の委任を受けた者に対して請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人であることができない。
- (固定資産評価審査委員会の委員の欠格事項)
- 第四百二十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、固定資産評価審査委員会の委員であることができない。
- 一 破産者で復権を得ない者
- 二 固定資産評価審査委員会の委員の職務に關して罪を犯し刑に処せられた者
- 三 前号に規定する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられた者であつてその執行を終わつてから、又は執行を受けることがなくなつてから、二年を経過しない者
- 四 国家公務員又は地方公共団体の職員で、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- (固定資産評価審査委員会の委員の罷免)
- 第四百二十七条 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員が心身の故障のため職務の執行ができなかつたと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合においては、当該市町村の議会の同意を得てその任期中にこれを罷免することができる。
- (合議体)
- 第四百二十八条 固定資産評価審査委員会は、委員のうちから固定資産評価審査委員会が指定する者三人をもつて構成する合議体で、審査の申出の事件を取り扱う。
- 2 前項の合議体を構成する者のうちから固定資産評価審査委員会が指定する一人を審査長とする。
- 3 第一項の合議体は、当該合議体を構成する委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、及び議決をすることができない。
- 4 第一項の合議体の議事は、当該合議体を構成する委員の過半数をもつて決する。
- 第四百二十九条から第四百三十一条まで 削除
- (固定資産課税台帳に登録された価格に関する審査の申出)
- 第四百三十二条 固定資産税の納税者は、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産

- について固定資産課税台帳に登録された価格(第三百八十九条第一項、第四百十七条第二項又は第四百四十三条第一項若しくは第二項の規定によつて道府県知事又は総務大臣が決定し、又は修正し市町村長に通知したものを除く。)について不服がある場合においては、第四百十一条第二項の規定による公示の日から納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日まで若しくは第四百四十九条第三項の規定による公示の日から同日後三月を経過する日(第四百二十条の更正に基づく納税通知書の交付を受けた者にあつては、当該納税通知書の交付を受けた日後三月を経過する日)までの間において、又は第四百十七条第一項の通知を受けた日から三月以内に、文書をもつて、固定資産評価審査委員会に審査の申出をすることができ。ただし、当該固定資産のうち第四百十一条第三項の規定によつて土地課税台帳等又は家屋課税台帳等に登録されたものとみなされる土地又は家屋の価格については、当該土地又は家屋について第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるため同条同項ただし書、第三項ただし書又は第五項ただし書の規定の適用を受けるべきものであることを申し立てる場合を除いては、審査の申出をすることができない。
- 2 行政不服審査法第十条から第十二条まで、第十五条、第十八条第一項ただし書及び第三項、第十九条第二項(第三号及び第五号を除く。)及び第四項並びに第二十三条の規定は、前項の審査の申出の手続について準用する。この場合において、同法第十一条第二項中「第九条第一項の規定により指名された者(以下「審理員」という。）」とあるのは「一地方税法第四百三十二条第一項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会(以下「審査庁」という。）」と、同法第十九条第二項中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項その他条例で定める事項」と読み替へるものとする。
- 3 固定資産税の賦課についての審査請求においては、第一項の規定により審査を申し出ることができる事項についての不服を当該固定資産税の賦課についての不服の理由とすることができない。
- (固定資産評価審査委員会の審査の決定の手続)
- 第四百三十三条 固定資産評価審査委員会は、前条第一項の審査の申出を受けた場合においては、は、直ちにその必要と認める調査その他事実審

- 査を行い、その申出を受けた日から三十日以内に審査の決定をしなければならない。
- 2 不服の審理は、書面によらなければならない。申し出た者の求めがあつた場合には、固定資産評価審査委員会は、当該審査を申し出た者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。
- 3 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、職権に基づいて、又は関係人の請求によつて審査を申し出た者及びその者の固定資産の評価に必要な資料を所持する者に対し、相当の期間を定めて、審査に關し必要な資料の提出を求めることができる。
- 4 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、固定資産評価員に対し、評価調査に關する事項についての説明を求めることができる。
- 5 審査を申し出た者は、市町村長に対し、当該申出に係る主張に理由があることを明らかにするために必要な事項について、相当の期間を定めて、書面で回答するよう、書面で照会をすることができ。ただし、その照会が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
- 一 具体的又は個別的でない照会
- 二 既にした照会と重複する照会
- 三 意見を求める照会
- 四 回答するために不相当な費用又は時間を要する照会
- 五 当該審査を申し出た者以外の者が所有者である固定資産に關する事項についての照会
- 6 固定資産評価審査委員会は、審査のために必要がある場合においては、第二項の規定にかかわらず、審査を申し出た者及び市町村長の出席を求めて、公開による口頭審理を行うことができる。
- 7 前項の口頭審理を行う場合には、固定資産評価審査委員会は、固定資産評価員その他の関係者の出席及び証言を求めることができる。
- 8 第六項の口頭審理の指揮は、審査長が行う。
- 9 固定資産評価審査委員会は、当該市町村の条例の定めるところによつて、審査の議事及び決定に關する記録を作成しなければならない。
- 10 固定資産評価審査委員会は、前項の記録を保存し、その定めるところによつて、これを関係者の閲覧に供しなければならない。
- 11 行政不服審査法第二十四条、第二十七条、第三十九条第一項本文、第二項及び第五項、第三

十条第一項及び第三項、第三十二条、第三十四条から第三十七条まで、第三十八条（第六項を除く。）、第三十九条、第四十一条第一項及び第二項、同条第三項（審理手続を終結した旨の通知に関する部分に限る。）、第四十四条、第四十五条第一項及び第二項、第五十条第一項（審理員意見書並びに行政不服審査会等及び審議会等の答申書に関する部分を除く。）、第五十一条第一項から第三項まで並びに第五十三条の規定は、第一項の審査の決定について準用する。この場合において、これらの規定（同法第四十四条の規定を除く。）中「審理員」とあるのは「審査庁」と、同法第二十四条第一項中「審査庁」とあるのは「地方税法第四百三十二条第一項の審査の申出を受けた固定資産評価審査委員会（以下「審査庁」という。）」と、「次節に規定する審理手続」とあるのは「同法第四百三十三条に規定する審査の決定の手続」と、同法第二十九条第一項本文中「審査庁から指名されたときは、直ちに」とあるのは「審査の申出がされたときは、第二十四条の規定により当該審査の申出を却下する場合を除き、速やかに」と、同法第三十七条第一項及び第三項中「第三十一条から前条までに定める審理手続」とあるのは「地方税法第四百三十三条に規定する審査の決定の手続」と、同法第三十八条第一項中「第二十九条第四項各号に掲げる書面又は第三十二条第一項若しくは第二項若しくは第三十三条の規定により提出された書類その他の物件」とあるのは「第三十二条第一項若しくは第二項の規定により提出された書類その他の物件又は地方税法第四百三十三条第三項の規定によって提出させた資料」と、「当該書面若しくは当該書類の写し」とあるのは「当該書類若しくは当該資料の写し」と、同条第四項及び第五項中「政令」とあるのは「条例」と、同法第四十一条第二項第一号ホ中「第三十三条前段、書類その他の物件」とあるのは「地方税法第四百三十三条第三項資料」と、同項第二号中「口頭意見陳述」とあるのは「地方税法第四百三十三条第二項ただし書に規定する口頭で意見を述べる機会」と、同法第四十四条中「行政不服審査会等から諮問に対する答申を受けたとき（前条第一項の規定による諮問を要しない場合（同項第二号又は第三号に該当する場合を除く。））にあつては審理員意見書が提出されたとき、同項第二号又は第三号に該当する場合にあつては同項第二号

又は第三号に規定する議を経たとき」とあるのは「審理手続を終結したとき」と、同法第五十三条中「第三十三条の規定による提出要求に応じて提出された書類その他の物件」とあるのは「地方税法第四百三十三条第三項の規定によつて提出させた資料」と読み替えるものとする。

12 固定資産評価審査委員会は、第一項の規定による決定をした場合においては、その決定のあつた日から十日以内に、これを審査を申し出た者及び市町村長に文書をもつて通知しなければならない。この場合において同項の期限までに決定がないときは、その審査の申出を却下する旨の決定があつたものとみなすことができる。（争訟の方式）

第四百三十四条 固定資産税の納税者は、固定資産評価審査委員会の決定に不服があるときは、その取消しの訴えを提起することができる。
2 第四百三十二条第一項の規定により固定資産評価審査委員会に審査を申し出ることができる事項について不服がある固定資産税の納税者は、同項及び前項の規定によることによつてのみ争うことができる。

（抗告訴訟の取扱い）
第四百三十四条の二 固定資産評価審査委員会は、固定資産評価審査委員会の行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定による市町村を被告とする訴訟について、当該市町村を代表する。
（固定資産評価審査委員会の審査の決定に基づく価格等の修正）

第四百三十五条 市町村長は、第四百三十三条第十二項の規定による通知を受けた場合において固定資産課税台帳に登録された価格等を修正する必要があるときは、その通知を受けた日から十日以内にその価格等を修正して登録し、その旨を当該納税者に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定によつて価格等を修正した場合においては、固定資産税の賦課後であつても、その修正した価格等に基づいて、既に決定した賦課額を更正しなければならない。

（固定資産評価審査委員会に関する条例又は規程事項）

第四百三十六条 この法律に規定するもののほか、固定資産評価審査委員会の審査の手続、記

録の保存その他審査に関し必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

2 前項の条例で定めるべき事項は、当該条例の定めるところによつて、固定資産評価審査委員会の規程で定めることができる。

第四百三十七条から第四百四十一条まで 削除

第三節 軽自動車税

第一款 通則

（軽自動車税に関する用語の意義）

第四百四十二条 軽自動車税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 環境性能制 三輪以上の軽自動車のエネルギー消費効率の基準エネルギー消費効率に対する達成の程度その他の環境への負荷の低減に資する程度に応じ、三輪以上の軽自動車に對して課する軽自動車税をいう。
- 二 種別制 軽自動車等の種別、用途、総排気量、定格出力その他の諸元の区分に応じ、軽自動車等に対して課する軽自動車税をいう。
- 三 軽自動車等 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車をいう。
- 四 原動機付自転車 道路運送車両法第二条第三項に規定する原動機付自転車のうち、原動機により陸上を移動させることを目的として製作したものを含む。
- 五 軽自動車 道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（軽自動車に付加して一体となつてゐる物として政令で定めるものを含む。）をいう。
- 六 小型特殊自動車 道路運送車両法第三条に規定する小型特殊自動車をいう。
- 七 二輪の小型自動車 道路運送車両法第三条に規定する小型自動車のうち、二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）をいう。
- 八 エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。
- 九 基準エネルギー消費効率 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第四十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率をいう。

（軽自動車税の納税義務者等）

第四百四十三条 軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の取得者に環境性能制によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別制によつて、それぞれ当該三輪以上の軽自動車及び当該軽自動車等の主たる定置場所所在の市町村が課する。

2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、製造により三輪以上の軽自動車を取得した自動車製造業者、販売のために三輪以上の軽自動車を取得した自動車販売業者その他運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。次条第三項及び第四項において同じ。）以外の目的に供するために三輪以上の軽自動車を取得した者として政令で定めるものを含むものとする。

3 軽自動車等の所有者が第四百四十五条第一項の規定により種別制を課することができない者である場合には、第一項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に種別制を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。

（軽自動車税のみなす課税）

第四百四十四条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第一項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の政令で定める三輪以上の軽自動車を取得した者（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定（以下この項及び第四百五十四条第一項第一号において「車両番号の指定」という。）を受けた場合（当該車両番号の指定前に第一項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた

場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能力を課する。

4 この法律の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車をこの法律の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能力を課する。

（国等に対する軽自動車税の非課税）

第四百四十五条 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等及び日本年金機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、軽自動車税を課することができない。

2 市町村は、日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち直接その本来の事業の用に供する救急用のものその他これに類するもので市町村の条例で定めるものに対しては、軽自動車税を課することができない。

3 市町村は、オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条（c）に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。

（環境への負荷の低減に著しく資する三輪以上の軽自動車に対する環境性能力の非課税）

第四百四十六条 市町村は、次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能力を課することができない。

一 電気軽自動車（電気を動力源とする軽自動車であつて内燃機関を有しないものをいう。）

二 次に掲げる天然ガス軽自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる軽自動車であつて総務省令で定めるものをいう。イ及びロにおいて同じ。）

イ 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（ロ及び次号イ（一）において「排出ガス保安基準」という。）で総務省令で定めるものに適合する天然ガス軽自動車

ロ 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下このロにおいて「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車であつて総務省令で定めるもの

次に掲げるガソリン軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる軽自動車をいう。第四百五十一条第一項及び第二項において同じ。）

イ 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第四百五十一条において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この号及び第四百五十一条において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

(3) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び第四百五十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び第四百五十一条において「令和二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十を乗じて得た数値以上であること。

ロ 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。第四百五十一条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(1) 次のいずれかに該当すること。

(i) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないこと。

(ii) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないこと。

(2) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五を乗じて得た数値以上であること。

2 前項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法並びに令和四年度基準エネルギー消費効率及び令和二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車（第四百五十一条第四項において「平成二十二年基準エネルギー消費効率算定軽自動車」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる前項の規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三号	イ	(2)	第三号	イ	(3)
令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の八十	平成二十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百七十三	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この号及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百五	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十三	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十三	令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百六十三

3 第一項（第三号イに係る部分に限る。）の規定は、令和十二年度基準エネルギー消費効率を算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定していない三輪以上の軽自動車であつて、令和十二年度基準エネルギー消費効率及び基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものを算定する方法として総務省令で定める方法によりエネルギー消費効率を算定している三輪以上の軽自動車

自動車(第四百五十一条第五項において「令和二年度基準エネルギー消費効率等算定軽自動車」という。)について準用する。この場合において、同号イ(2)中「令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下この条及び第四百五十一条において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。に)百分の八十」とあるのは、「令和二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものに百分の百十六」と読み替えるものとする。

4 前三項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲については、二年ごとに見直しを行うものとする。

(形式的な所有権の移転により取得した三輪以上の軽自動車に対する環境性能割の非課税)

第四百四十七条 市町村は、次に掲げる三輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課することができない。

一 相続(被相続人から相続人に対してされた遺贈を含む。)により取得した三輪以上の軽自動車

二 法人の合併又は政令で定める分割により取得した三輪以上の軽自動車

三 法人が新たに法人を設立するために現物出資(現金出資をする場合における当該出資の額に相当する資産の譲渡を含む。)を行う場合(政令で定める場合に限る。)における当該新たに設立された法人が取得した三輪以上の軽自動車

四 会社更生法第百八十三条(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(以下この号において「更生特例法」という。)第百四条又は第二百七十三条において準用する場合を含む。)、更生特例法第百三条第一項(更生特例法第三百四十六条において準用する場合を含む。))又は更生特例法第二百七十二条(更生特例法第三百六十三条において準用する場合を含む。)の規定により更生計画において株式会社、更生特例法第二条第二項に規定する協同組織金融機関又は同条第六項に規定する相互会社から会社更生法第百八十三条第一号に規定する新会社(以下この号において「新会社」という。)、更生特例法第百三条第一項第一号に規定する新協同組織金融機関(以下この号において「新協同組織金融機関」という。))又は更生特例法第二百七十二條第一号

に規定する新相互会社(以下この号において「新相互会社」という。)に移転すべき三輪以上の軽自動車を定めた場合における当該新会社、新協同組織金融機関又は新相互会社が取得した三輪以上の軽自動車

五 委託者から受託者に信託財産を移す場合における当該受託者が取得した三輪以上の軽自動車

六 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から当該受益者(当該信託の効力が生じた時から引き続き委託者である者に限る。以下この号において同じ。)に信託財産を移す場合における当該受益者が取得した三輪以上の軽自動車

七 信託の受託者の変更があつた場合における新たな受託者が取得した三輪以上の軽自動車

八 保険業法の規定により保険会社がその保険契約の全部を他の保険会社に移転した場合における当該他の保険会社が取得した三輪以上の軽自動車

九 譲渡により担保の目的となつてゐる財産(以下この号及び第四百五十八条第一項において「譲渡担保財産」という。)により担保される債権の消滅により当該譲渡担保財産の設定の日から六月以内に譲渡担保財産の権利者(同項及び同条第六項において「譲渡担保権者」という。)から譲渡担保財産の設定者(設定者が交代した場合に新たに設定者となる者を除く。以下この号及び同条第一項において同じ。)に当該譲渡担保財産を移転する場合における当該譲渡担保財産の設定者が取得した三輪以上の軽自動車

2 市町村は、第四百四十四条第一項又は第二項の規定の適用を受ける売買契約に基づき三輪以上の軽自動車の所有権がこれらの規定に規定する買主に移転したときは、当該買主が取得した三輪以上の軽自動車に対しては、重ねて環境性能割を課することができない。

(徴税吏員の軽自動車税に関する調査に係る質問検査権)

第四百四十八条 市町村の徴税吏員は、軽自動車税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、納税義務者又は納税義務があると思われる者に質問し、又はこれらの者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人

の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2 前項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 軽自動車税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第四百六十三条の七第六項及び第四百六十三条の二十七第六項に定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(軽自動車税に係る検査拒否等に関する罪)

第四百四十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

第二款 環境性能割

第一目 課税標準及び税率

(環境性能割の課税標準)

第四百五十条 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として総務省令で定めるところにより算定した金額

額(第四百五十二条において「通常の取得価額」という。)とする。

(環境性能割の税率)

第四百五十一条 次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(第四百四十六条第一項(同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。))次項及び第三項において同じ。)の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する環境性能割の税率は、百分の一とする。

一 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分之一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分之一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上であること。

ハ エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

二 車両総重量が二・五トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

イ 次のいずれかに該当すること。

(1) 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分之一を超えないこと。

(2) 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分之一を超えないこと。

ロ エネルギー消費効率が令和四年度基準エネルギー消費効率以上であること。

次に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの(第四百四十六条第一項及び前項(第四

申告又は報告をしなかつた場合には、その者に
対し、当該市町村の条例で十万元以下の過料を
科する旨の規定を設けることができる。
(譲渡担保財産に対して課する環境性能制の納
税義務の免除等)

第四百五十八條 市町村は、譲渡担保権者が譲渡
担保財産として三輪以上の軽自動車の取得をし
た場合において、当該譲渡担保財産により担保
される債権の消滅により当該取得の日から六月
以内に譲渡担保権者から譲渡担保財産の設定者
に当該譲渡担保財産を移転したときは、譲渡担
保権者が取得した当該譲渡担保財産に対する環
境性能制に係る地方団体の徴収金に係る納税義
務を免除するものとする。

2 市町村長は、三輪以上の軽自動車の取得者か
ら環境性能制について前項の規定の適用がある
べき旨の申告があり、当該申告が真実であると
認めるときは、当該取得の日から六月以内の期
間を限って、当該三輪以上の軽自動車に対する
環境性能制に係る地方団体の徴収金の徴収を猶
予するものとする。

3 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をし
た場合には、当該徴収の猶予がされた環境性
能制額に係る延滞金額のうち当該徴収を猶予し
た期間に対応する部分の金額を免除するものと
する。

4 市町村長は、第二項の規定による徴収の猶予
をした場合において、当該徴収の猶予に係る環
境性能制について第一項の規定の適用がないこ
とが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予を
取り消さなければならぬ。この場合において、
徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該
徴収の猶予がされた環境性能制に係る地方団
体の徴収金を納付しなければならない。

5 第十五条の二の二及び第十五条の二の第三
項の規定は第二項の規定による徴収の猶予につ
いて、第十五条の三第三項の規定は前項の規定
による徴収の猶予の取消しについて、それぞれ
準用する。

6 市町村が環境性能制に係る地方団体の徴収金
を徴収した場合において、当該環境性能制につ
いて第一項の規定の適用があることとなつたと
きは、市町村長は、同項の譲渡担保権者の申請
に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付する
ものとする。

7 市町村長は、前項の規定により環境性能制に
係る地方団体の徴収金を還付する場合におい

て、還付を受けるべき者の未納に係る地方団体
の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこ
れに充当しなければならない。
8 前二項の規定により環境性能制に係る地方団
体の徴収金を還付し、又は充当する場合には、
第六項の規定による還付の申請があつた日から
起算して十日を経過した日を第十七条の四第一
項各号に定める日とみなして、同項の規定を適
用する。
(三輪以上の軽自動車の返還があつた場合の環
境性能制の納税義務の免除等)

第四百五十九條 市町村は、自動車販売業者から
三輪以上の軽自動車の取得をした者（以下この
項及び次項において「三輪以上の軽自動車の取
得をした者」という。）が、当該三輪以上の軽
自動車の性能が良好でないことその他これに類
する理由で総務省令で定めるものにより、当該
三輪以上の軽自動車の取得の日から一月以内に
当該三輪以上の軽自動車を当該自動車販売業者
に返還した場合には、当該三輪以上の軽自動車
の取得をした者が取得した三輪以上の軽自動車
に対する環境性能制に係る納税義務を免除する
ものとする。

2 市町村が環境性能制を徴収した場合におい
て、当該環境性能制について前項の規定の適用
があることとなつたときは、市町村長は、三輪
以上の軽自動車の取得をした者の申請に基づい
て、当該環境性能制額に相当する額を還付する
ものとする。
3 前条第七項の規定は、前項の規定により環境
性能制額を還付する場合について準用する。
(環境性能制の脱税に関する罪)

第四百六十條 偽りその他不正の行為により環境
性能制の全部又は一部を免れたときは、その違
反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百
万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
2 前項の免れた税額が百万円を超える場合に
は、情状により、同項の罰金の額は、同項の規
定にかかわらず、百万円を超える額でその免れ
た税額に相当する額以下の額とすることができ
る。

3 第一項に規定するもののほか、申告書を申告
書の提出期限までに提出しないことにより、環
境性能制の全部又は一部を免れたときは、その
違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは
五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科す
る。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合に
は、情状により、同項の罰金の額は、同項の規
定にかかわらず、五十万円を超える額でその免
れた税額に相当する額以下の額とすることがで
きる。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為
をした場合には、その行為者を罰するほか、そ
の法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科す
る。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法
人又は人に罰金刑を科する場合における時効の
期間は、同項の罪についての時効の期間によ
る。

(環境性能制の減免)

第四百六十一條 市町村長は、天災その他特別
の事情がある場合において環境性能制の減免を必
要とすると認める者その他特別の事情がある者
に限り、当該市町村の条例で定めるところによ
り、環境性能制を減免することができる。
(環境性能制の更正及び決定)

第四百六十二條 市町村長は、申告書又は修正申
告書の提出があつた場合において、当該申告書
又は修正申告書に係る課税標準額又は環境性能
制額がその調査したところと異なるときは、こ
れを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申
告書を提出しなかつた場合には、その調査によ
り、申告すべき課税標準額及び環境性能制額を
決定する。

3 市町村長は、第一項若しくはこの項の規定に
より更正し、又は前項の規定により決定した課
税標準額又は環境性能制額について過不足額が
あることを知つたときは、その調査により、こ
れを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定により課税標準額
又は環境性能制額を更正し、又は決定した場合
には、遅滞なく、これを納税者に通知しなけれ
ばならない。

(環境性能制の不足税額及びその延滞金の徴収)
第四百六十三條 市町村の徴税吏員は、前条第一
項から第三項までの規定による更正又は決定が
あつた場合において、不足税額（更正による不
足税額又は決定による税額をいう。以下この款
において同じ。）があるときは、同条第四項の
通知をした日から一月を経過する日を納期限と
して、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第四
百五十四条第一項各号に規定する納期限（納期
限の延長があつたときは、その延長された納期
限。以下この款において同じ。）の翌日から納
付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六
パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納
期限（第四百五十八条第二項の規定により徴収
を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間
の末日）の翌日から一月を経過する日までの期
間については、年七・三パーセント）の割合を
乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算
して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が前条第一項から第三
項までの規定による更正又は決定を受けたこと
についてやむを得ない理由があると認める場合に
は、前項の延滞金額を減免することができる。
(納期限後に申告納付する環境性能制の延滞金)

第四百六十三條の二 環境性能制の納税者は、第
四百五十四条第一項各号に規定する納期限後に
その税金を納付する場合には、当該税額に、当
該納期限の翌日から納付の日までの期間の日数
に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲
げる税額の区分に応じ、当該各号に定める日ま
での期間については、年七・三パーセント）の
割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額
を加算して納付しなければならない。

一 申告書の提出期限までに提出した申告書に
係る税額（第四号に掲げる税額を除く。次号
及び第三号において同じ。） 当該税額に係る
納期限の翌日から一月を経過する日

二 申告書の提出期限後に提出した申告書に係
る税額 当該提出した日又はその日の翌日か
ら一月を経過する日

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出
した日又はその日の翌日から一月を経過す
る日

四 第四百五十八条第二項の規定により徴収を
猶予した税額 当該猶予した期間の末日の翌
日から一月を経過する日

2 市町村長は、納税者が第四百五十四条第一
項各号に規定する納期限までに税金を納付しな
かつたことについてやむを得ない理由があると認
める場合には、前項の延滞金額を減免すること
ができる。
(環境性能制の過少申告加算金及び不申告加算
金)

第四百六十三條の三 申告書の提出期限までに申
告書の提出があつた場合（申告書の提出期限後

に申告書の提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。において、第四百六十二条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る環境性能割について更正又は修正申告書の提出があつた場合には、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認めるときは、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該環境性能割についての納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までに申告書の提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る環境性能割額について同条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までに申告書の提出がなかつたことについて正当な理由があると認める場合は、この限りでない。

- 一 申告書の提出期限後に申告書の提出があつた場合又は第四百六十二条第二項の規定による決定があつた場合
- 二 申告書の提出期限後に申告書の提出があつた後において修正申告書の提出又は第四百六十二条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合
- 三 第四百六十二条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合
- 四 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該環境性能割に係る申告書の提出期限後の申告又は第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

- 五 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前第三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第三項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 一 申告書の提出期限後の申告書の提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係る環境性能割について第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能割について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合
- 二 申告書の提出期限後の申告書の提出若しくは修正申告書の提出又は第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る環境性能割の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した環境性能割について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限り。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

- 六 申告書の提出期限後に申告書の提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係る環境性能割について第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。
- 七 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。
- 八 第二項の規定は、第六項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。（環境性能割の重加算金）
- 第四百六十三条の四 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 二 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限後に申告書の提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。
- 三 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定

する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基つき申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、環境性能力に付いて、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後の申告書の提出、修正申告書の提出又は第四百六十二条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る環境性能力の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した環境性能力に付いて、特定不申告加算金等を徴収されたことがある、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 市町村長は、前三項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第六項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第三目 督促及び滞納処分

(環境性能力に係る督促)

第四百六十三条の五 納税者が納期限（更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下この項及び第四百六十三条の七第三項において同じ。）までに環境性能力に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなればならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(環境性能力に係る督促手数料)

第四百六十三条の六 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合に、当該市町村の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(環境性能力に係る滞納処分)

第四百六十三条の七 環境性能力に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該環境性能力に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえないければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る環境性能力に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに環境性能力に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 環境性能力に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第十四条第一号に掲げる請求権に係る環境性能力に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る環境性能力に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがなされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えにより行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、環境性能力に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(環境性能力に係る滞納処分に関する罪)

第四百六十三条の八 環境性能力の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

(国税徴収法の例による環境性能力に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百六十三条の九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四百六十三条の七第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第四百六十三条の七第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第四百六十三条の七第六項の場合において、国税徴収法第四百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに應じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(国税徴収法の例による環境性能力に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三条の十 第四百六十三条の七第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二

（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に對して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四百六十三条の十一から第四百六十三条の十四まで 削除

第三款 種別割

第一目 税率

(種別割の標準税率)

第四百六十三条の十五 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の標準税率は、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 原動機付自転車

総排気量が〇・〇五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワット以下のもの（二に掲げるものを除く。）

年額 二 千円

〇・〇五リットルを超え、〇・〇九リットル以下のもの又は定格出力が〇・六キロワットを超え、〇・八キロワット以下のもの

年額 二 千四百円

〇・〇九リットルを超え、〇・一五リットル以下のもの又は定格出力が〇・八キロワットを超え、〇・二五キロワット以下のもの

年額 三 千七百円

〇・二五キロワットを超え、〇・四リットル以下のもの又は定格出力が〇・一五リットルを超え、〇・二五キロワット以下のもの

年額 三 千四百円

〇・四リットルを超え、〇・六リットル以下のもの又は定格出力が〇・二五キロワットを超え、〇・四リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・六リットルを超え、〇・八リットル以下のもの又は定格出力が〇・四リットルを超え、〇・六リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・八リットルを超え、〇・一五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六リットルを超え、〇・八リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・一五リットルを超え、〇・二五リットル以下のもの又は定格出力が〇・八リットルを超え、〇・一五リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・二五リットルを超え、〇・四リットル以下のもの又は定格出力が〇・一五リットルを超え、〇・二五リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・四リットルを超え、〇・六リットル以下のもの又は定格出力が〇・二五リットルを超え、〇・四リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・六リットルを超え、〇・八リットル以下のもの又は定格出力が〇・四リットルを超え、〇・六リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・八リットルを超え、〇・一五リットル以下のもの又は定格出力が〇・六リットルを超え、〇・八リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・一五リットルを超え、〇・二五リットル以下のもの又は定格出力が〇・八リットルを超え、〇・一五リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・二五リットルを超え、〇・四リットル以下のもの又は定格出力が〇・一五リットルを超え、〇・二五リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・四リットルを超え、〇・六リットル以下のもの又は定格出力が〇・二五リットルを超え、〇・四リットル以下のもの

年額 三 千四百円

〇・六リットルを超え、〇・八リットル以下のもの又は定格出力が〇・四リットルを超え、〇・六リットル以下のもの

年額 三 千四百円

(2)	貨物用のもの	年額	三
(i)	営業用	千八百円	
(i i)	自家用	年額	五
		千円	
三	二輪の小型自動車	年額	六
		千円	

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で種別割を課する場合には、同項各号の税率に、それぞれ一・五を乗じて得た率を超える税率で課することができない。

3 市町村は、第一項各号に掲げる軽自動車等以外の軽自動車等及び同項第二号に掲げる軽自動車及び小型特殊自動車のうち三輪の小型特殊自動車及び農耕作業用のものその他の同号の区分により難しいものについては、同項各号の区分とは別に、用途、総排気量、定格出力その他の軽自動車等の諸元により区分を設けて、種別割の税率を定めることができる。この場合においては、前二項の規定を適用して定められる税率と均衡を失しないようにしなければならない。

第二目 賦課及び徴収

(種別割の賦課期日)
第四百六十三条の十六 種別割の賦課期日は、四月一日とする。

(種別割の納期)
第四百六十三条の十七 種別割の納期は、四月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合には、これと異なる納期を定めることができる。

(種別割の徴収の方法)
第四百六十三条の十八 種別割の徴収については、普通徴収の方法によらなければならない。

2 種別割を普通徴収の方法によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

3 市町村は、当該市町村の条例で、軽自動車等に当該市町村の交付する標識を付すべき旨を定めている場合には、第一項の規定にかかわらず、当該市町村の条例で定めるところにより、当該軽自動車等の所有者に標識を交付するときに、証紙徴収の方法によつて、種別割を徴収することができる。

4 市町村は、前項の規定により種別割を証紙徴収の方法によつて徴収しようとする場合には、納税者に当該市町村が発行する証紙をもつてそ

の税金を払い込ませなければならない。この場合においては、市町村は、種別割を納付する義務が発生することを証する書類に証紙を貼らせることにより、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことにより、証紙に代えることができる。

5 市町村は、納税者が証紙を貼った場合には、当該証紙を貼った紙面と当該証紙の彩紋とにかけて当該市町村の印又は署名で判明にこれを消さなければならない。

6 第四項の証紙の取扱いに関しては、当該市町村の条例で定めなければならない。

(種別割の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)
第四百六十三条の十九 種別割の納税義務者は、当該市町村の条例で定めるところにより、総務省令で定める様式により、種別割の賦課徴収に關し必要な事項を記載した申告書又は報告書を市町村長に提出しなければならない。

2 第四百四十四条第一項に規定する軽自動車等の売主は、当該市町村の条例で定めるところにより、当該市町村長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する種別割の賦課徴収に關し必要な事項を報告しなければならない。

(種別割に係る虚偽の申告等に関する罪)
第四百六十三条の二十 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

(種別割に係る不申告等に関する過料)
第四百六十三条の二十一 市町村は、種別割の納税義務者又は第四百四十四条第一項に規定する軽自動車等の売主が第四百六十三条の十九の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合には、その者に對し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(種別割の脱税に関する罪)
第四百六十三条の二十二 偽りその他不正の行為により種別割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

3 第一項に規定するもののほか、第四百六十三条の十九第一項の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、種別割の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の刑を科する。

(種別割の減免)
第四百六十三条の二十三 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において種別割の減免を必要とする者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、種別割を減免することができる。

(納期限後に納付する種別割の延滞金)
第四百六十三条の二十四 種別割の納税者は、第四百六十三条の十七の納期限(納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この款において同じ。)後にその税金を納付する場合には、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 市町村長は、納税者が第四百六十三条の十七の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

第三目 督促及び滞納処分

(種別割に係る督促)
第四百六十三条の二十五 納税者が納期限までに種別割に係る地方団体の徴収金を完納しない場

合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合には、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(種別割に係る督促手数料)
第四百六十三条の二十六 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合には、当該市町村の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

(種別割に係る滞納処分)
第四百六十三条の二十七 種別割に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該種別割に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る種別割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに種別割に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 種別割に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関(破産法第百四十四条第一号に掲げる請求権に係る種別割に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に對し、滞納に係る種別割に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれ

らの滞納処分の例による処分による差押えがされるときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ。

6 前各項に定めるもののその他種別割に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

(種別割に係る滞納処分に関する罪)

第四百六十三條の二十八 種別割の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第四百六十三條の二十九 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第四百六十三條の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類(同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第四百六十三條の二十七第六項の場合において、国税徴収法第四十一條の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三條の三十 第四百六十三條の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四節 市町村たばこ税

第一款 通則

第四百六十四條 市町村たばこ税(以下この節において「たばこ税」という。)について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法第二條第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八條第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。)をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四條第一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九條第一項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九條第六項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。

製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

より行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(国税徴収法の例による種別割に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百六十三條の三十 第四百六十三條の二十七第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二(同法第九十九條第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により市町村長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四節 市町村たばこ税

第一款 通則

第四百六十四條 市町村たばこ税(以下この節において「たばこ税」という。)について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 製造たばこ たばこ事業法第二條第三号に規定する製造たばこ(同法第三十八條第二項に規定する製造たばこ代用品を含む。)をいう。

二 特定販売業者 たばこ事業法第十四條第一項に規定する特定販売業者をいう。

三 卸売販売業者 たばこ事業法第九條第一項に規定する卸売販売業者をいう。

四 小売販売業者 たばこ事業法第九條第六項に規定する小売販売業者をいう。

五 小売販売業者の営業所 たばこ事業法第二十二條第一項に規定する営業所をいう。

製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

一 喫煙用の製造たばこ

イ 紙巻たばこ

ロ 葉巻たばこ

ハ パイプたばこ

ニ 刻みたばこ

き、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二條に規定する他の給付又は同法第五百四十九條若しくは第五百五十三條に規定する贈与若しくは同法第五百八十六條第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一條第一項若しくは第二十條の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(製造たばこことみなす場合)

第四百六十六條の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの(たばこ事業法第三條第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第四百六十七條 たばこ税の課税標準は、第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡

き、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二條に規定する他の給付又は同法第五百四十九條若しくは第五百五十三條に規定する贈与若しくは同法第五百八十六條第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一條第一項若しくは第二十條の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(製造たばこことみなす場合)

第四百六十六條の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの(たばこ事業法第三條第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第四百六十七條 たばこ税の課税標準は、第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡

き、当該卸売販売業者等が当該引渡しの際に当該製造たばこを当該委託をした者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

2 卸売販売業者等が、小売販売業者又は消費者等に対し、民法第四百八十二條に規定する他の給付又は同法第五百四十九條若しくは第五百五十三條に規定する贈与若しくは同法第五百八十六條第一項に規定する交換に係る財産権の移転として製造たばこの引渡しをした場合には、当該卸売販売業者等が当該引渡しの時に当該製造たばこを当該引渡しを受けた者に売り渡したものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

3 特定販売業者又は卸売販売業者がその営業を廃止し、又はたばこ事業法第十一條第一項若しくは第二十條の規定による登録を取り消された時に製造たばこを所有している場合においては、当該廃止又は取消しの時に当該特定販売業者又は卸売販売業者が当該製造たばこにつき、消費者等に対する売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第二項の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が所有している製造たばこにつき、当該卸売販売業者等以外の者が売渡し又は消費等をした場合においては、当該卸売販売業者等が売渡し又は消費等をしたものとみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

ただし、その売渡し又は消費等がされたことにつき、当該卸売販売業者等の責めに帰することができない場合には、当該売渡し又は消費等をした者を卸売販売業者等とみなして、前条第一項又は第二項の規定を適用する。

(製造たばこことみなす場合)

第四百六十六條の二 加熱式たばこの喫煙用具であつて加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものの(たばこ事業法第三條第一項に規定する会社その他の政令で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばこことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

(たばこ税の課税標準)

第四百六十七條 たばこ税の課税標準は、第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡

し若しくは消費等（第三項第二号イにおいて「売渡し等」という。）に係る製造たばこの本数とする。

2 前項の製造たばこ（加熱式たばこを除く。）の本数は、紙巻たばこの本数によるものとし、次の表の上欄に掲げる製造たばこの本数の算定については、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める重量をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。ただし、一本当たりの重量が一グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの一本をもつて紙巻たばこの一本に換算するものとする。

区分	重量
一 喫煙用の製造たばこ	
イ 葉巻たばこ	一グラム
ロ パイプたばこ	一グラム
ハ 刻みたばこ	二グラム
二 かみ用の製造たばこ	二グラム
三 かぎ用の製造たばこ	二グラム
3 加熱式たばこに係る第一項の製造たばこの本数は、次に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。	
一 加熱式たばこの重量（フィルターその他の総務省令で定めるものに係る部分の重量を除く。）の〇・四グラムをもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法	
二 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの一本の金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額をもつて紙巻たばこの〇・五本に換算する方法	
イ 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第三十三条第一項又は第二項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められていない加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び前章第三節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）	
ロ イに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法第十条第三項第二号ロ及び第四項の規定の例により算定した金額	
4 前二項に定めるもののほか、これらの規定により重量又は金額を本数に換算する場合の計算その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。	
（たばこ税の税率）	
第四百六十八条 たばこ税の税率は、千本につき六千五百五十二円とする。	

（たばこ税の課税免除）

第四百六十九条 市町村は、卸売販売業者等が次に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

一 製造たばこの本邦からの輸出又は輸出の目的で行われる輸出業者（他から購入した製造たばこの販売を業とする者で常時製造たばこの輸出を行うものをいう。）に対する売渡し

二 本邦と外国との間を往来する本邦の船舶（これに準ずる遠洋漁業船その他の船舶で政令で定めるものを含む。）又は航空機に船用品又は機用品（関税法第二条第一項第九号又は第十号に規定する船用品又は機用品をいう。）として積み込むための製造たばこの売渡し

三 品質が悪変し、又は包装が破損し、若しくは汚染した製造たばこその他販売に適しないと認められる製造たばこの廃棄

四 既にたばこ税を課された製造たばこ（第四百七十七条第一項又は第二項の規定による控除又は還付が行われた、又は行われるべき製造たばこを除く。）の売渡し又は消費等

前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書に前項（第一号又は第二号に係る部分に限る。）の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、総務省令で定めるところにより当該製造たばこの売渡し又は消費等が同項第一号又は第二号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を保存している場合に限り、適用する。

3 第一項（第三号又は第四号に係る部分に限る。）の規定は、卸売販売業者等が、同項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を提出すべき市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、当該製造たばこの売渡し又は消費等が第一項第三号又は第四号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等に該当することを証するに足りる書類を提出している場合に限り、適用する。

4 第一項第一号の規定によりたばこ税を免除された製造たばこにつき、同項に規定する輸出業者が小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする場合には、当該製造たばこについて、当該輸出業者を卸売販売業者等とみなして、第四百六十五条の規定を適用する。（徴税吏員のたばこ税に関する調査に係る質問検査権）

第四百七十条 市町村の徴税吏員は、たばこ税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又はその者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第二号及び第三号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 小売販売業者

三 第一号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者（前号に掲げる者を除く。）

四 前三号に掲げる者以外の者で当該たばこ税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）は前項第三号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第三号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとする。

3 第一項の場合には、当該徴税吏員は、製造たばこについて、必要最少限度の分量を見本品として採取することができる。

4 前項の規定により採取した見本品に関しては、第四百六十五条、第四百六十六条及び第四百七十三条の規定は、適用しない。

5 第一項又は第三項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

7 たばこ税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第四百八十五条の第三第六項の定めるところによる。

8 第一項、第三項又は第六項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（たばこ税に係る検査拒否等に関する罪）

第四百七十一条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項の規定による徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 前条第一項の規定による帳簿書類その他の物件の検査又は同条第三項の規定による採取を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

（たばこ税の徴収の方法）

第四百七十二條 たばこ税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。ただし、第四百六十六条第四項ただし書の規定によつて卸売販売業者等とみなされた者に対したばこ税を課する場合における徴収は、普通徴収の方法によるものとする。

（たばこ税の申告納付の手続）

第四百七十三条 前条の規定によつてたばこ税を申告納付すべき者（以下この節において「申告納税者」という。）は、総務省令で定める様式によつて、毎月末日までに、前月の初日から末日までの間における当該市町村の区域内に所在

する小売販売業者の営業所に係る第四百六十五条第一項の売渡し又は当該市町村の区域内に所在する卸売販売業者等の事務所又は事業所が直接管理する製造たばこに係る同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数の合計数（以下この節において「課税標準数量」という。）及び当該課税標準数量に対するたばこ税額、第四百六十九条第一項の規定により免除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額並びに第四百七十七條第一項の規定により控除を受けようとする場合にあっては同項の適用を受けようとするたばこ税額その他必要な事項を記載した申告書を当該市町村長に提出するとともに、その申告書により納付すべき税額を当該市町村に納付しなければならない。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、第四百六十九条第三項に規定する書類及び第四百七十七条第一項の返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2 卸売販売業者等、製造たばこの取扱数量が政令で定める数量以下であることその他の政令で定める要件に該当するものとして、総務省令で定めるところにより、総務大臣が指定したものが、申告納税者である場合には、前項の規定によつて次の表の上欄に掲げる月に提出すべき申告書の提出期限は、同項の規定にかかわらず、同欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる月に同項の規定によつて提出すべき申告書の提出期限と同一の期限とする。

一月及び二月	三月
四月及び五月	六月
七月及び八月	九月
十月及び十一月	十二月

3 総務大臣は、前項の規定による指定をした卸売販売業者等について同項に規定する要件に該当しなくなつたことその他たばこ税の保全上適當でない事情が生じたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すことができる。

4 第四百七十七条第一項の製造たばこの返還を受けた卸売販売業者等のうち、同項の規定による控除を受けるべき月において第一項又は第二項の規定による申告書の提出を要しない者で、同条第一項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額の還付を受けようとするもの

は、総務省令で定めるところにより、当該還付を受けようとする金額その他の事項を記載した申告書を当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所在地の市町村長に提出することができる。この場合において、市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（納期限の延長）

第四百七十四条 卸売販売業者等が前条第一項の規定による申告書をその提出期限内に提出した場合において、同項の納期限内に納期限の延長についての申請書を当該申告書を提出すべき市町村長に提出し、かつ、政令で定めるところにより、当該申告書によつて納付すべきたばこ税額の全部又は一部に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを提供したときは、当該市町村長は、当該卸売販売業者等が製造たばこの販売代金の回収に相当期間を要することその他これに類する理由により当該担保の額に相当するたばこ税を当該納期限内に納付することが著しく困難であると認められる場合に限り、一月以内、当該担保の額に相当するたばこ税の納期限を延長することができる。

2 第十六条第三項並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の規定による担保について準用する。

（たばこ税の期限後申告及び修正申告納付）

第四百七十五条 第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告書を提出すべき申告納税者は、当該申告書の提出期限後においても、第四百八十条第四項の規定による決定の通知があるまでは、第四百七十三条第一項又は第二項の規定によつて申告納付することができる。

2 若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した申告納税者又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定を受けた申告納税者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準数量又は税額について不足がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める様式による修正申告書を第四百七十三条第一項若しくは第二項、前項若しくはこの項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した市町村長又は第四百八十条第二項の規定により決定を

した市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付しなければならない。

（たばこ税に係る不申告に関する過料）

第四百七十五条の二 市町村は、たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に對し、当該市町村の条例で十万元以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（たばこ税の普通徴収の手続）

第四百七十六条 第四百七十二条ただし書の規定によりたばこ税を普通徴収の方法によつて徴収する場合においては、当該市町村の条例で定めるところにより、納期を定めて徴収するものとする。

2 前項の場合において、普通徴収の方法によつて徴収されるたばこ税を納付すべき納税者（以下この節において「納税者」という。）に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前（製造たばこの返還があつた場合における控除等）

第四百七十七条 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還を受けた場合には、当該卸売販売業者等が当該返還を受けた日の属する月の翌月以後に当該市町村長に提出すべき第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書（これらの規定に規定する期限内に提出するものに限る。）に係る課税標準数量に対するたばこ税額（第四百六十九条第一項の規定による免除を受ける場合）は、同項の適用を受ける製造たばこに係るたばこ税額を控除した後の金額とする。次項において同じ。）から当該返還に係る製造たばこにつき納付された、又は納付されるべきたばこ税額（当該たばこ税額につきこの項の規定による控除が行われている場合には、その控除前の金額とする。）に相当する金額を控除する。

2 前項に規定する場合において、市町村長は、同項の規定による控除を受けるべき月の課税標準数量に対するたばこ税額から同項の規定による控除を受けようとする金額を控除してなお不足額があるとき、又は同項の規定による控除を

受けるべき月において当該返還を受けた製造たばこに係る小売販売業者の営業所在地の市町村長に申告すべき課税標準数量に対するたばこ税額がないときは、それぞれ、第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書に記載された当該不足額又は前項の規定による控除を受けるべき金額に相当する金額を還付する。

3 市町村長は、前項の規定により、たばこ税額に相当する金額を還付する場合において、還付を受ける申告納税者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき金額をこれに充当することができる。

4 前二項の規定によつてたばこ税額に相当する金額を還付し、又は充当する場合には、申告納税者の当該還付に係る第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定による申告書の提出があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項第四号に掲げる日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

（たばこ税の脱税に関する罪）

第四百七十八条 偽りその他不正の行為によりたばこ税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 偽りその他不正の行為により前条第二項の規定による還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の還付を受けた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額が、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は還付を受けた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第四百七十三条第一項又は第二項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、たばこ税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免

れた税額に相当する額以下の額とすることができ
る。
6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の
違反行為をした場合には、その行為者を罰する
ほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金
刑を科する。

7 前項の規定により第一項、第二項又は第四項
の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する
場合における時効の期間は、これらの項の罪に
ついても時効の期間による。

（道府県たばこ税に関する書類の供覧等）

第四百七十九条 市町村長が、たばこ税の賦課徴
収について、道府県知事に対し、道府県たばこ
税の納税義務者が道府県知事に提出した申告書
若しくは修正申告書、第七十四条の十六の規定
により卸売販売業者等が道府県知事に對してし
た報告に係る書類又は道府県知事が当該納税義
務者の道府県たばこ税に係る課税標準数量若し
くは税額についてした更正若しくは決定に関す
る書類を閲覧し、又は記録することを請求した
場合には、道府県知事は、関係書類を市町村長
又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録さ
せるものとする。

（たばこ税の更正又は決定）

第四百八十条 市町村長は、第四百七十三条第一
項、第二項若しくは第四項の規定による申告書
（以下この節において「申告書」という。）又は
第四百七十五条第二項の規定による修正申告書
（以下この節において「修正申告書」という。）
の提出があつた場合において、当該申告書又は
修正申告書に係る課税標準数量、税額又は還付
金の額がその調査したところと異なるときは、
これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申
告書を提出しなかつた場合には、その調査によ
つて、申告すべき課税標準数量及び税額を決定
する。

3 市町村長は、第一項若しくはこの項の規定に
よつて更正し、又は前項の規定によつて決定し
た課税標準数量、税額又は還付金の額について
過不足があることを知つたときは、その調査に
よつてこれを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、
又は決定した場合には、遅滞なく、これを申告
納税者に通知しなければならない。

（たばこ税の不足税額及びその延滞金の徴収）
第四百八十一条 市町村の徴税吏員は、前条第一
項から第三項までの規定による更正又は決定が
あつた場合において、不足税額（更正又は不足
税額又は決定による税額をいう。以下この節
において同じ。）があるときは、同条第四項の
規定による通知をした日から一月を経過する日
を納期限として、これを徴収しなければならない
い。

2 前項の場合には、その不足税額に第四百七十
三条第一項又は第二項の納期限（納期限の延長
があつたときは、その延長された納期限。以下
この節において同じ。）の翌日から納付の日ま
での期間の日数に應じ、年十四・六パーセント
（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌
日から一月を経過する日までの期間について
は、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算
した金額に相当する延滞金額を加算して徴収し
なければならない。

3 市町村長は、申告納税者が前条第一項から第
三項までの規定による更正又は決定を受けたこ
とについてやむを得ない理由があると認める場
合には、前項の延滞金額を減免することができ
る。

（納期限後に納付するたばこ税の延滞金）

第四百八十二条 たばこ税の申告納税者は、第
四百七十三条第一項又は第二項の納期限後にそ
のたばこ税を納付する場合には、その税額に、そ
の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数
に應じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲
げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間
については、年七・三パーセント）の割合を乗
じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し
て納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る
税額 当該税額に係る第四百七十三条第一項
又は第二項の納期限の翌日から一月を経過す
る日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税
額 当該提出した日までの期間又はその日の
翌日から一月を経過する日までの期間
三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出
した日までの期間又はその日の翌日から一月
を経過する日までの期間

2 たばこ税の納税者は、第四百七十六条第一項
の納期限（納期限の延長があつたときは、その
延長された納期限。以下この節において同じ。）

後にそのたばこ税を納付する場合には、その税
額に、その納期限の翌日から納付の日までの期
間の日数に應じ、年十四・六パーセント（当該
納期限の翌日から一月を経過する日までの期間
については、年七・三パーセント）の割合を乗
じて計算した金額に相当する延滞金額を加算し
て納付しなければならない。

3 市町村長は、申告納税者又は納税者が第四百
七十三条第一項若しくは第二項の納期限又は第
四百七十六条第一項の納期限までにたばこ税を
納付しなかつたことについてやむを得ない理由
があると認める場合には、前二項の延滞金額を
減免することができる。

（たばこ税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第四百八十三条 申告書の提出期限までにその提
出があつた場合（申告書の提出期限後にその提
出があつた場合において、次項ただし書又は第
八項の規定の適用があるときを含む。以下この
項において同じ。）において、第四百八十条第一
項若しくは第三項の規定による更正があつた
とき、又は修正申告書の提出があつたときは、
市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又
は修正申告に係る税額に誤りがあつたことにつ
いて正当な理由があると認める場合を除き、当
該更正による不足税額又は当該修正申告により
増加した税額（以下この項において「対象不足
税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて
計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正
又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る
たばこ税について更正又は修正申告書の提出が
あつた場合には、その更正による不足税額又は
修正申告により増加した税額の合計額（当該更
正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税
額に誤りがあつたときについて正当な理由があ
ると認められたときは、その更正による不足税
額又は修正申告により増加した税額を控除した
金額とし、当該たばこ税についてその納付すべ
き税額を減少させる更正又は更正に係る審査請
求若しくは訴えについての裁決若しくは判決に
よる原処分の変動があつたときは、これらによ
り減少した部分の税額に相当する金額を控除し
た金額とする。）を加算した金額とする。）が申
告書の提出期限までにその提出があつた場合に
おける当該申告書に係る税額に相当する金額と
五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは
は、その超える部分に相当する金額（当該対象
不足税額等が当該超える部分に相当する金額に

満たないときは、当該対象不足税額等）に百分
の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金
額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴
収しなければならない。ただし、修正申告書の
提出があつた場合において、その提出が当該修
正申告書に係るたばこ税額について同条第一項
又は第三項の規定による更正があるべきことを
予知してされたものでないときは、この限りで
ない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市
町村長は、当該各号に規定する申告 決定又は
更正により納付すべき税額に百分の十五の割合
を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金
額を徴収しなければならない。ただし、申告書
の提出期限までにその提出がなかつたことに
ついて正当な理由があると認められる場合は、こ
の限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場
合又は第四百八十条第二項の規定による決定
があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後
において修正申告書の提出又は第四百八十条
第一項若しくは第三項の規定による更正があ
つた場合

三 第四百八十条第二項の規定による決定があ
つた後において修正申告書の提出又は同条第
三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又
は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項
及び第五項において同じ。）において、前項に
規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三
号に該当する場合には、これらの規定に規定す
る修正申告又は更正前にされた当該たばこ税に
係る申告書の提出期限後の申告又は第四百八
十条第一項から第三項までの規定による更正若
しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該
納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係
る審査請求若しくは訴えについての裁決若しく
は判決による原処分の変動があつたときは、こ
れらにより減少した部分の税額に相当する金額
を控除した金額とする。次項において「累積納
付税額」という。）を加算した金額。次項にお
いて「加算後累積納付税額」という。）が五十
万円を超えるときは、前項に規定する不申告加
算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規
定により計算した金額に、その超える部分に相
当する金額（同項に規定する納付すべき税額が

当該を超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該申告納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合
二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合
三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。）次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第四百八十条第一項から

第三項までの規定による更正若しくは決定に係るたばこ税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立したたばこ税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係るたばこ税について第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（たばこ税の重加算金）

第四百八十四条 前条第一項の規定に該当する場合において、申告納税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、申告納税者が課税標準数量の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮

装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準数量の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出修正申告書の提出又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、たばこ税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第四百八十条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係るたばこ税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立したたばこ税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 市町村長は、前三項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第六項に規定する事由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、申告納税者に通知しなければならない。

第三款 督促及び滞納処分

（たばこ税に係る督促）

よる更正又は決定があつた場合には、第四百八十一条第一項の納期限。以下この項及び第四百八十五条の三第三項において同じ。）までにたばこ税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発ししなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（たばこ税に係る滞納処分）

第四百八十五条の二 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例で定めるところにより、手数料を徴収することができる。

（たばこ税に係る滞納処分）

第四百八十五条の三 たばこ税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該たばこ税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までにたばこ税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 たばこ税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第十四条第一号に掲げる請求権に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係るたばこ税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができるときは、

において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条
第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方
団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれ
らの滞納処分の例による処分による差押えがさ
れているときは、当該財産についての交付要求
は、参加差押えにより行うことができる。

6 前各項に定めるもののほか、たばこ税に係る
地方団体の徴収金の滞納処分については、国税
徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区
域外においても行うことができる。

(たばこ税に係る滞納処分に関する罪)

第四百八十五条の四 たばこ税の申告納税者又は
納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財
産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益
に処分し、その財産に係る負担を偽って増加す
る行為をし、又はその現状を改変して、その財
産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係
る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、
その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万
円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 申告納税者又は納税者の財産を占有する第三
者が申告納税者又は納税者に滞納処分の執行を
免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同
項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき申告納税者若
しくは納税者又はその財産を占有する第三者の
相手方となつたときは、その相手方としてその
違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは
百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科
する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
又は財産に関して前三項の違反行為をした場合
には、その行為者を罰するほか、その法人又は
人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処
分に関する検査拒否等の罪)

第四百八十五条の五 次の各号のいずれかに該当
する場合には、その違反行為をした者は、一年
以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第四百八十五条の三第六項の場合におい
て、国税徴収法第四百一条の規定の例によ
り行う市町村の徴税吏員の質問に對して答弁
をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第四百八十五条の三第六項の場合におい
て、国税徴収法第四百一条の規定の例によ

り行う市町村の徴税吏員の帳簿書類(同条に
規定する帳簿書類をいう。次号において同
じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又
は忌避したとき。

三 第四百八十五条の三第六項の場合におい
て、国税徴収法第四百一条の規定の例によ
り行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提
出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応
じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳
簿書類その他の物件(その写しを含む。)を
提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、
使用人その他の従業者がその法人又は人の業務
又は財産に関して前項の違反行為をした場合に
は、その行為者を罰するほか、その法人又は人
に對し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例によるたばこ税に係る滞納処
分に関する虚偽の陳述の罪)

第四百八十五条の六 第四百八十五条の三第六項
の場合において、国税徴収法第九十九条の二
(同法第九十九条第四項において準用する場合
を含む。)の規定の例により市町村長に對して陳
述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、
六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処す
る。

第四百八十五条の七から第四百八十五条の十二ま
で 削除

第四款 道府県に對する交付

第四百八十五条の十三 市町村(特別区を含む。
以下この項において同じ。)は、当該市町村に
納付された当該年度のたばこ税(特別区たばこ
税を含む。以下この項において同じ。)の額に
相当する額が、当該年度の前々年度の全国のだ
ばこ税の額の合計額に当該市町村のたばこ消費
基礎人口(公表された最近の国勢調査の結果に
よる当該市町村の二十歳以上の人口及び当該市
町村以外の市町村に居住する者であつて当該市
町村において従業し、又は当該市町村へ通学す
る者のうち二十歳以上のものの人口の合計をい
う。以下この条において同じ。)に二を乗じて
得た数を全国のだばこ消費基礎人口の合計で除
して得た割合を乗じて得た額(次項において
「たばこ税に係る課税定額」という。)を超える
場合には、当該を超える部分に相当する額を、政
令で定めるところにより、当該市町村を包括す
る道府県に對して当該年度の翌年度に交付する
ものとする。

2 たばこ消費基礎人口及びたばこ税に係る課税
定額の算定に關し必要な事項は、総務省令で定
める。

第五款 雜則

第四百八十五条の十四 市町村は、小売販売業者
に對し、当該小売販売業者に売り渡した製造た
ばこに係るたばこ税額として当該小売販売業者
に製造たばこの売渡しを行う卸売販売業者等か
ら当該市町村に納付された、若しくは納付され
るべきたばこ税額又は納付される額が見込ま
れるたばこ税額の見込額が一定の額以上である
ことを条件として、補助金、利子補給金その他
相当の反対給付を受けない給付金の交付又は貸
付金の貸付けを行つてはならない。

第五節 削除

第四百八十六条から第五百十八条まで 削除

第六節 釧産税

(釧産税の納税義務者等)
第五百二十条 釧産税は、鉱物の掘採の事業に對
し、その鉱物の価格を課税標準として、当該事
業の作業場所在の市町村において、その鉱業者
に課する。

(釧産税の税率)

2 前項の標準税率をこえて課する場合において
も、百分の一・二(前項ただし書の場合にあつ
ては、百分の〇・九)をこえることができな
い。

(釧産税の納期)

第五百二十一条 釧産税の納期は、毎月十日から
末日までの間において当該市町村の条例で定め
る。

(釧産税の申告納付)

第五百二十二条 釧産税の納税者は、毎月一日か
ら末日までの間における課税標準額、税額その
他当該市町村の条例で定める事項を記載した申
告書を前条の納期限までに市町村長に提出し、
及びその申告した税金を納付しなければならな
い。

(釧産税に係る不申告に關する過料)

第五百二十二条の二 市町村は、釧産税の納税者
が正当な事由がなく前条の規定による申告書

を同条に規定する申告書の提出期限までに提出
しなかつた場合においては、その者に對し、当
該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨
の規定を設けることができる。

第五百二十三条及び第五百二十四条 削除

(徴税吏員の釧産税に關する調査に係る質問檢
査權)

第五百二十五条 市町村の徴税吏員は、釧産税の
賦課徴収に關する調査のために必要がある場合
においては、次に掲げる者に質問し、又は第一
号若しくは第二号の者の事業に關する帳簿書類
(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子
的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて
は認識することができない方式で作られる記録
であつて、電子計算機による情報処理の用に供
されるものをいう。)の作成又は保存がされて
いる場合における当該電磁的記録を含む。次条
第一項第一号及び第二号において同じ。)その
他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写
しを含む。)の提示若しくは提出を求めること
ができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められ
る者
二 前号に規定する者に金銭又は物品を給付す
る義務があると認められる者
三 前二号に掲げる者以外の者で当該釧産税の
賦課徴収に關し直接關係があると認められ
る者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人(分割によ
りその有する資産及び負債の移転を行つた法人
をいう。以下本項において同じ。)とする分割
に係る分割承継法人(分割により分割法人から
資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下
本項において同じ。)及び同号に掲げる者を分
割承継法人とする分割に係る分割法人は、前項
第二号に規定する金銭又は物品を給付する義務
があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、
その身分を証明する証票を携帯し、關係人の請
求があつたときは、これを提示しなければなら
ない。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところに
より、第一項の規定により提出を受けた物件を
留め置くことができる。

5 釧産税に係る滞納処分に關する調査について
は、第一項の規定にかかわらず、第五百四十一
条第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第四項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(鉅産税に係る検査拒否等に関する罪)
第五百二十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに 응ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(鉅産税の納税管理人)

第五百二十七条 鉅産税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る鉅産税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(鉅産税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第五百二十八条 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

(鉅産税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第五百二十九条 市町村は、第五百二十七条第二項の規定を受けていない鉅産税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合において、その者に対して、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(鉅産税の脱税に関する罪)

第五百三十条 偽りその他の不正の行為により鉅産税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

3 第一項に規定するもののほか、第五百二十二条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、鉅産税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第五百三十一条 削除

(鉅産税の減免)

第五百三十二条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において鉅産税の減免を必要とする認めざる者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、鉅産税を減免することができる。

(鉅産税の更正及び決定)

第五百三十三条 市町村長は、第五百二十二条の規定による申告書の提出があつた場合において、当該申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができ

2 市町村長は、納税者が前項の申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、且つ、過少であることが納税者の詐偽その他の不正の行為に因るものであることを発見した場合に限り、これを更正することができ

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

(鉅産税の不足税額及びその延滞金の徴収)

第五百三十四条 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正に因る不足税額又は決定に因る税額をいう。以下鉅産税について同様とする。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に第五百三十一条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下鉅産税について同様とする。）の翌日から納付の日までの期間の日数に、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことにつ

てやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(納期限後に申告納付する鉅産税の延滞金)

第五百三十五条 鉅産税の納税者は、第五百三十一条の納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額に、同条の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 市町村長は、納税者が第五百三十一条の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(鉅産税の過少申告加算金及び不申告加算金)

第五百三十六条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第五百三十三条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正による不足税額（以下この項において「対象不足税額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額（当該更正前にその更正に係る鉅産税について更正があつた場合には、その更正による不足税額の合計額（当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足税額を控除した金額とす、当該鉅産税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算

した金額とする。)に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかったことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第五百三十三条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において第五百三十三条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第五百三十三条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。)において、前項に規定する納付すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合)には、これらの規定に規定する更正前にあつた当該鉅産税に係る申告書の提出期限後の申告又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額(当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納付税額」という。)を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額(当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合
二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合
三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 申告書の提出期限後のその提出(当該申告書に係る鉅産税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。)又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、鉅産税について、不申告加算金(次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。)又は重加算金(次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。)を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る鉅産税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した鉅産税について、不申告加算金若しくは重加算金(次条第二項の規定の適用があるものに限る。)(以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。)を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該申告書に係る鉅産税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第五百三十七条 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合(同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。)(において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか(第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号)に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額

に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、鉅産税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出又は第五百三十三条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る鉅産税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した鉅産税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、申告書の提出について前条第六項に規定する事由があるときは、当該申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

第五百三十八条 削除
(鉅産税に係る督促)

第五百三十九条 納税者が納期限(更正又は決定があつた場合)においては、不足税額の納期限をいう。以下鉅産税について同様とする。)(までに鉅産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。)

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

第五百四十条 (鉅産税に係る督促手数料)
市町村の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該市町村の条例の定め

るところによつて、手数料を徴収することができる。

(鉅産税に係る滞納処分)

第五百四十一条 鉅産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該鉅産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る鉅産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに鉅産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

三 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

四 鉅産税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

五 滞納者の財産につき強制換価手續が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機關（破産法第百四十四条第一号に掲げる請求権に係る鉅産税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る鉅産税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしななければならない。

六 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができ、その場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができ、

七 前各項に定めるもののその他鉅産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

八 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

第五百四十二条 鉅産税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

三 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

(国税徴収法の例による鉅産税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第五百四十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(国税徴収法の例による鉅産税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第五百四十四条 第五百四十一条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に對して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第五百四十五条から第五百五十条まで 削除

第七節 削除

第五百五十一条から第五百八十四条まで 削除

第八節 特別土地保有税

第一款 通則

(特別土地保有税の納税義務者等)

第五百八十五条 特別土地保有税は、土地又はその取得に對し、当該土地所在の市町村において、当該土地の所有者又は取得者（以下この節において「土地の所有者等」という。）に課する。

二 前項の「土地」とは、田、畑、宅地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野その他の土地をいう。

三 この節の規定中土地に對して課する特別土地保有税に関する規定は、第一項の土地（以下この節において「土地」という。）の所有者が所有する土地で第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において当該土地の取得をした日以後十年を経過したものについては、適用しない。

四 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）を有する者がある場合において、当該特殊関係者が取得した、又は所有する土地について政令で定める特別の事情があるときは、特別土地保有税の賦課徴収については、当該土地は、その者及び当該特殊関係者の共有物とみなす。

五 第七十三条の二第十一項及び第十二項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同条第十一項中「日以後に」とあるのは「日以後においては」と、取得があつたときは、当該従前の土地の取得をもつて」とあるのは「取得又は所有をもつて」と、「取得とみなし」とあるのは「取得又は所有とみなし」と、「取得者を取得者とみなす」とあるのは「取得者又は所有者を当該仮換地等である

土地に係る第五百八十五条第一項の土地の所有者等とみなして」と、同条第十二項中「取得者」とあるのは「第五百八十五条第一項の土地の所有者等」と読み替へるものとする。

六百四十三条第八項の規定は、特別土地保有税について準用する。この場合において、同項中「当該埋立地等を使用する者」とあるのは「当該埋立地等の使用の開始をもつて土地の取得と、当該埋立地等を使用する者」と、「第一項の所有者」とあるのは「第五百八十五条第一項の土地の所有者等」と、「同条第一項」とあるのは「同法第二十三条第一項」と読み替へるものとする。

(特別土地保有税の非課税)

第五百八十六条 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、非課税地方独立行政法人（地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）であつてその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つてゐる業務に相当する業務を当該地方独立行政法人の成立の日以後行ふものとして総務省令で定めるものうちその成立の日の前日において現に地方公共団体が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行ふもの）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十一条に規定する移行型地方独立行政法人でその成立の日の前日において現に設立団体（同法第六十三条に規定する設立団体をいう。）が行つてゐる業務に相当する業務のみを当該成立の日以後引き続き行ふものに限る。）に對しては、特別土地保有税を課することができない。

二 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に對しては、特別土地保有税を課することができない。

一 次に掲げる区域、地区又は地域において製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

イ 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）第二十五条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域

ロ 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二条第一項の規定

三 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二条第一項の規定

四 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）第二条第一項の規定

により低開発地域工業開発地区として指定された地区

ハ 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百十九号）第十二条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域

ニ 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第二百二号）第十四条第一項の規定により都市開発区域として指定された区域

一の二 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第二百十二号）第五条第二項第一号に規定する産業導入地区のうち政令で定める地区において、同条第二項に規定する実施計画に定められた同条第二項第二号に規定する導入すべき産業の業種に属する事業のうち政令で定めるものの用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物その他政令で定める建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一の三 中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）附則第四条の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第二十四条第五項の規定による同意（同法第二十五条第一項の規定による同意を含む。）を受けた同法第二十四条第一項に規定する高度技術産業集積活性化計画において定められた同条第二項第一号に規定する高度技術産業集積地域の区域において、政令で定める事業を営む者であつて、当該事業の用に供する設備で政令で定めるものを新設し、かつ、当該設備に係る建物（政令で定めるものに限る。）を建設したもので政令で定めるものが当該建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）

一の四 総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）第四条第二項第三号に規定する重点整備地区において、同法第七条第一項に規定する同意基本構想に従つて同法第二条第二項に規定する特定民間施設の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の五 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条

第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地区において、製造の事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）及び宿泊施設、集会施設若しくはスポーツ施設の用に供する家屋若しくは構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の六 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第三十一号）による廃止前の輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法（平成四年法律第二十二号）第七条に規定する同意地域輸入促進計画（以下この号において「同意地域輸入促進計画」という。）において定められた同法第四条第二項第二号に規定する特定集積地区において、同意地域輸入促進計画に従つて同法第二条第二項に規定する輸入貨物流通促進事業（以下この号において「輸入貨物流通促進事業」という。）のうち政令で定める事業の用に供する設備で政令で定める要件に該当するものを新設し、又は増設した者で政令で定めるものが当該設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地（これと一体的に使用される土地で政令で定めるものを含む。）及び同意地域輸入促進計画に従つて輸入貨物流通促進事業に係る施設のうちの政令で定めるものの用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

一の七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第五項に規定する選定事業者が同法第五条第二項第五号に規定する事業契約に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業又は当該選定事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地

一の八 沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第三条第三号に規定する離島において、宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設

の用に供する家屋又は構築物のうち政令で定めるものを新築し、又は増築した者で政令で定めるものが当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地

二 次に掲げる施設で公共の危害防止のために設置されるものの用に供する土地

イ 鉱山保安法（昭和二十四年法律第七十号）第八条第一号の粉じん、鉱さい、坑水、廃水及び鉱煙の処理に係る施設

ロ 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）第二条第二項に規定する特定施設若しくは同条第三項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第十二条の二又は湖沼水質保全特別措置法（昭和五十九年法律第六十一号）第十四条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場若しくは事業場の汚水若しくは廃液の処理施設又は下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第十二条第一項若しくは第十二条の十一第一項に規定する公共下水道を使用する者が設置する除害施設で、総務省令で定めるもの

ハ 水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場（以下この号において「特定事業場」という。）の設置者（同法第十四条の三第三項に規定する特定事業場の設置者をいう。）又は特定事業場の設置者であつた者（同法第十四条の三第二項に規定する特定事業場の設置者であつた者をいう。）が設置する同法第二条第二項第一号に規定する有害物質を含む地下水の水質を浄化するための施設で総務省令で定めるもの

ニ 大気汚染防止法第二条第二項に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び同条第九項に規定する一般粉じん発生施設から発生する粉じんの処理施設で、総務省令で定めるもの

ホ 大気汚染防止法附則第九項に規定する指定物質排出施設から排出され、又は飛散する同項に規定する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で総務省令で定めるもの

ヘ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設で、総務省令で定めるもの

ト 悪臭防止法（昭和四十六年法律第九十一号）第二条第一項に規定する特定悪臭物質の排出防止設備で総務省令で定めるもの

チ 騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第二条第一項に規定する特定施設（鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置される同種の施設を含む。）において発生する騒音を防止するための施設で総務省令で定めるもの

リ 湖沼水質保全特別措置法第三条第二項の指定地域内に設置される同法第十五条第一項に規定する指定施設で政令で定めるものから生ずる汚水の処理施設で総務省令で定めるもの

ヌ 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第九号）第二条第五項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第六項に規定する水道水源特定事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの

ル ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第百五号）第二条第二項に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類（同条第一項に規定するダイオキシン類をいう。）の処理施設で総務省令で定めるもの

ヲ 土壌の特定有害物質（土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定有害物質をいう。）による汚染を除去するための施設（同法第六条第四項に規定する要措置区域及び同法第六十一条第二項に規定する形質変更時要届出区域以外の区域内に設置されるものにあつては、同法第三条第一項に規定する有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地又は敷地であつた土地の所有者、管理者又は占有者が設置するものに限る。）で総務省令で定めるもの

三 削除

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の五第一項に規定する廃棄物処理センターが同法第十五条の六第一号から第五号までに規定する業務の用に供する土地で政令で定めるもの

四の二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十條の二第一項の規定による登録を受けた

者が当該登録に係る事業の用に供する土地で政令で定めるもの

四の三及び四の四 削除

四の五 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設、児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設、老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十一条に規定する障害者支援施設並びに社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業及び更生保護事業法第二条第一項に規定する更生保護事業の用に供する土地

五 医療法第一条の五第一項に規定する病院の用に供する土地

五の二 医療法人、社会福祉法人その他政令で定める者が経営する介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設の用に供する土地

六 農業、林業又は漁業を営む者で政令で定めるものが、経営規模の拡大、農地若しくは林地の集団化又は農林漁業の経営の近代化を図るために取得してそれぞれ当該事業の用に供する農地、林地、採草放牧地その他の政令で定める土地

七 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合及び生産森林組合その他政令で定める法人が農林水産業経営の近代化又は合理化のために設置する農林水産業者の共同利用に供する施設その他の農林水産業経営の近代化又は合理化のための施設で政令で定めるものの用に供する土地

八 国、地方公共団体、森林組合及び生産森林組合が、分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第二条第一項に規定する分収造林契約若しくはこれに類する契約で政令で定めるもの又は同条第二項に規定する分収造林契約に基づいて行う造林又は育林の用に供する土地で政令で定めるもの

九 卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第二項に規定する卸売市場の用に供する土地及び同項に規定する卸売市場以外の生鮮食料品等の円滑な流通を確保するために整備を必要とする施設で政令で定めるものの用に供する土地

十から十五まで 削除

十六 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）第四条第一項に規

定する流通業務地区内に設置された同法第五条第一項第一号から第五号まで若しくは第九号に規定する施設で政令で定めるもの又は当該地区外に設置された道路貨物運送業若しくは倉庫業の用に供するこれらの規定に規定する施設で政令で定めるものの用に供する土地

十七 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第百三十三号）第二十三条第二号又は第三号に規定する業務の用に供する土地

十八 一の住宅（専ら人の居住の用に供する家屋又はその一部を人の居住の用に供する家屋で政令で定めるものをいう。）に係る第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（次号及び第二十号に掲げるものを除くものとし、その面積が政令で定める面積に満たないものに限る。）

十九 貸家の用（貸家の所有者の使用人又は従業者の居住の用を含む。）に供する住宅で政令で定めるもの（以下この号において「貸家住宅」という。）又は中高層耐火建築物（建築基準法第二条第九号の二に規定する特定主要構造部を耐火構造とした建築物又は同条第九号の三若しくは口のいずれかに該当する建築物で、地上階数（政令で定めるところにより計算した地上階数をいう。）三以上を有するものをいう。）である住宅（貸家住宅であるものを除くものとし、当該住宅の所有者が当該住宅の敷地を所有していないものに限る。）で政令で定めるものの用に供する土地で政令で定めるもの

二十 都市計画法第八条第一項第四号に規定する特定街区の区域内における当該特定街区に関する都市計画において定める同条第三項第二号に規定する事項に適合している建築物の敷地の用に供する土地

二十の二 建築基準法第五十九条の二第一項の規定による許可を受けた同項に規定する建築物の敷地の用に供する土地

二十の三 都市再開発法第七条第一項に規定する市街地再開発促進区域の区域内における当該市街地再開発促進区域に関する都市計画に適合している建築物及び同法第二条第六号に規定する施設建築物の敷地の用に供する土地

二十一 新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条第一項に規定する新住宅市街地開発事業の施行者が当該事業の用

に供する土地で政令で定めるもの及び当該土地を直接当該施行者から譲り受けた者が同条第七項に規定する公益的施設で政令で定めるもの又は同条第八項に規定する特定業務施設で政令で定めるものの用に供する土地

二十一の二 独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理法による土地区画整理事業で政令で定めるものの施行に係る土地を独立行政法人都市再生機構から直接譲り受けた者が公益的施設その他の施設で政令で定めるものの用に供する土地

二十一の三 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第六十一号）第十一条に規定する一体型土地区画整理事業の施行者が当該事業で政令で定めるものの用に供する土地を当該事業の施行者から直接譲り受けた者が公益的施設で政令で定めるものの用に供する土地

二十二 削除

二十三 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律（昭和四十二年法律第百十号）第九条第二項又は特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）第八条第一項若しくは第九条第二項の規定により成田国際空港株式会社がいずれに入れて保有する土地

二十四 削除

二十五 地方交付税法第十四条の二各号に掲げる土地で政令で定めるもの

二十五の二 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条の規定による特別緑地保全地区内の土地で政令で定めるもの

二十六 土地収用法第三条第一号に規定する一般自動車道若しくは専用自動車道、同条第七号、第八号から第十号まで、第十二号、第十五号の二若しくは第十八号に掲げる施設で政令で定めるもの又は同条第十七号に掲げる施設若しくは同条第十七号の二に掲げる施設で政令で定めるもの（これらの施設に関する保安を確保するために必要な施設で政令で定めるものを含む。）の用に供する土地

二十七 工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第六条第一項に規定する特定工場に係る同項、同法第七条第一項又は同法第八条第一項の届出をした者が同法第四条第一項の規定により公表された準則又は同法第四条の二

第一項の規定により定められた同項に規定する市町村準則のうち環境施設の面積の敷地面積に対する割合に関する事項に係るものに適合するため配置する環境施設の用に供する土地で政令で定めるもの

二十八 第三百四十八条第二項、第五項及び第七項の規定の適用がある土地（第四号の五及び第五号に掲げるものを除く。）

二十九 土地でその取得が第七十三条の四第一項又は第七十三条の五の規定の適用がある取得に該当するもの（第四号の五、第五号、第二十一号、第二十三号、第二十六号及び前号に掲げるものを除く。）

三十 前各号に掲げるものを除くほか、当該市町村の議会の議決を経て定められた市町村の建設に関する基本構想に即する用途であるとして当該市町村の条例で定める用途に供する土地

3 共有物である第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地については、当該住宅用地の共有者のそれぞれが当該共有地に係る持分の割合に応ずる土地を取得した、又は所有するものとみなして、前項第十八号の規定を適用する

4 第二項の場合において、同項各号に掲げる土地であるかどうかの判定は、第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税にあつては同項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日、同項第二号又は第三号の特別土地保有税にあつては同項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日又は七月一日（これらの日前に当該土地が他の者に譲渡されている場合には、当該譲渡の日）の現況によるものとする。

5 第五百八十七条 市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七十三条の六の規定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するもののうち政令で定めるものに対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができる。

2 市町村は、土地の取得で第七十三条の六の規定の適用がある取得、第七十三条の七各号の取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに対しては、土地の取得に対して課する特別土地保有税を課することができる。

第五百八十七条の二 土地区画整理法による土地

区画整理事業（農住組合法第八十一条の規定により土地区画整理法の規定が適用される農住組合法第七十一条第一号の事業及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項の規定により土地区画整理法の規定が適用される密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十五条第一項第一号の事業並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業を含む。以下この項において「土地区画整理事業」という。）又は土地改良法による土地改良事業の施行に係る土地で、土地区画整理法第八十一条（農住組合法第八十一条及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第四十六条第一項において適用する場合並びに大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。）又は土地改良法第五十三条の七（同法第八十九条の二第八項、第九十六条及び第九十六条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により当該土地区画整理事業の施行者又は当該土地改良事業を行う者が管理する土地（以下この項において「保留地予定地等」という。）に対しては、土地に対して課する特別土地保有税を課することができない。ただし、当該保留地予定地等である土地が土地区画整理事業の施行に係るものであつて、第五百八十五条第五項において準用する第七十三条の二第十二項の規定により当該土地区画整理事業の施行者以外の者又は土地区画整理組合の参加組合員が当該保留地予定地等である土地について土地の所有者等とみなされた場合は、この限りでない。

2 第五百八十六条第四項の規定は、前項の場合について準用する。

（徴税吏員の特別土地保有税に関する調査に係る質問検査権）

第五百八十八条 市町村の徴税吏員は、特別土地保有税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合に

おける当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は前号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該特別土地保有税の賦課徴収に直接関係があると認められる者

2 前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）は前項第二号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第二号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとする。

3 第一項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 特別土地保有税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六百十三条第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第四項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（特別土地保有税に係る検査拒否等に関する罪）

第五百八十九条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（特別土地保有税の納税管理人）

第五百九十条 特別土地保有税の納税義務者は、納税義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合には、納税に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者は、当該納税義務者に係る特別土地保有税の徴収の確保に支障がないことについて市町村長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

（特別土地保有税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪）

第五百九十一条 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

（特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料）

第五百九十二条 市町村は、第五百九十条第二項の認定を受けていない特別土地保有税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくて申告をしなかつた場合

には、その者に対し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 課税標準及び税率

（特別土地保有税の課税標準）

第五百九十三条 特別土地保有税の課税標準は、土地の取得価額とする。

2 無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を前項の土地の取得価額とみなす。

（特別土地保有税の税率）

第五百九十四条 特別土地保有税の税率は、土地に対して課する特別土地保有税にあつては百分の一・四、土地の取得に対して課する特別土地保有税にあつては百分の三とする。

（特別土地保有税の免税点）

第五百九十五条 市町村は、同一の者について、当該市町村の区域（第一号の市にあつては、当該市の区又は総合区の区域）内において、第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税にあつてはその者が一月一日に所有する土地（第五百八十六条第一項若しくは第二項、第五百八十七条第一項又は第五百八十七条の二第一項本文の規定の適用がある土地を除く。）の合計面積が、第五百九十九条第一項第二号の特別土地保有税にあつてはその者が一月一日前一年以内に取得した土地（当該土地の取得について第五百八十六条第一項若しくは第二項又は第五百八十七条第二項の規定の適用がある土地を除く。以下この条において同じ。）の合計面積が、第五百九十九条第一項第三号の特別土地保有税にあつてはその者が七月一日前一年以内に取得した土地の合計面積が、それぞれ次の各号に掲げる区域の区分に応じ、当該各号に定める面積（以下この節において「基準面積」という。）に満たない場合には、特別土地保有税を課することができない。

一 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市の区又は総合区の区域 二 千平方メートル

二 都市計画法第五条に規定する都市計画区域を有する市町村の区域（前号の区域を除く。） 五千平方メートル

三 その他の市町村の区域 一万平方メートル

(特別土地保有税の税額)

第五百九十六条 特別土地保有税の税額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税 同条第二項第一号の課税標準額に第五百九十四条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同号の土地に対して第三百四十二条及び第三百四十三条の規定により市町村が課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額を控除した額

二 第五百九十九条第一項第二号又は第三号の特別土地保有税 それぞれ、同条第二項第二号又は第三号の課税標準額に第五百九十四条の税率を乗じて得た額から、当該額を限度として、同項第二号又は第三号の土地の取得に對して第七十三条の二の規定により道府県が課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(第五百九十九条第一項第二号若しくは第三号に掲げる日までに当該不動産取得税の額が確定していない場合又は第五百八十五条第六項の規定の適用がある場合には、当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額)に百分の四を乗じて得た額の合計額を控除した額

(政令への委任)

第五百九十七条 前四条に定めるもののほか、市町村の廃置分合若しくは境界変更又は都市計画法第五条の規定による都市計画区域の指定若しくは変更があつた場合の第五百九十五条の基準面積の特例、前条の規定による特別土地保有税の税額の算定の細目その他前四条の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第三款 申告納付並びに更正及び決定等

(特別土地保有税の徴収の方法)

第五百九十八条 特別土地保有税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(特別土地保有税の申告納付)

第五百九十九条 特別土地保有税の納税義務者は、次の各号に掲げる特別土地保有税の区分に応じ、当該各号に定める日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び税額その他の総務省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

- 一 一月一日において基準面積以上の土地を所有する者に係る土地に対して課する特別土地保有税 その年の五月三十一日
- 二 一月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税 その年の二月末日
- 三 七月一日前一年以内に基準面積以上の土地を取得した者に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税 その年の八月三十一日

2 前項の課税標準額は、次の各号に定めるところによる。

- 一 前項第一号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が一月一日において所有する土地(第五百八十六条第一項若しくは第二項、第五百八十七条第一項又は第五百八十七条の二第一項本文の規定の適用がある土地を除く。)の取得価額の合計額
- 二 前項第二号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地(当該土地の取得について第五百八十六条第一項若しくは第二項又は第五百八十七条第二項の規定の適用があるもの及び土地の取得に對して課する特別土地保有税を既に申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。次号において同じ。)の取得価額の合計額
- 三 前項第三号の特別土地保有税にあつては、同号に規定する者が同号に規定する期間内に取得した土地の取得価額の合計額

(特別土地保有税の期限後申告及び修正申告納付)

第六百条 前条第一項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第六百六条第四項の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくは本項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第六百六条の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める事項を記載した修正申告書を市町村長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該市町村に納付しなければならない。

(特別土地保有税に係る不申告に關する過料)
第六百二条 市町村は、特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて第五百九十九条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合において、その者に對し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合において、その者に對し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(特別土地保有税の納税義務の免除等)

第六百一条 市町村は、土地の所有者等が、その所有する土地を第五百八十六条第二項の規定の適用がある土地(同項第二十三号、第二十五号及び第二十五号の二に掲げる土地、同項第二十八号に掲げる土地のうち第三百四十八条第二項第一号又は第七号から第八号までに掲げる土地に該当するもの並びに第五百八十六条第二項第三十号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く。以下この条において「非課税土地」という。)として使用し、又は使用させようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から二年を経過する日までの期間(工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は農用地の造成その他の用地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市町村長が認める場合には、土地の所有者等の申請に基づき市町村長が定める相当の期間。以下この条において「納税義務の免除に係る期間」という。)内に当該土地を非課税土地として使用し、又は使用させ、かつ、これらの使用が開始されたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。第三項及び第七項において同じ。)に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村長は、災害その他やむを得ない理由により納税義務の免除に係る期間(この項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下この項において同じ。)内に当該土地を非課税土地として使用し、又は使用させることができないうと認める場合には、土地の所有者等からの申請に基づき市町村長が定める相当の期間を限つて、納税義務の免除に係る期間を延長することができる。

3 市町村長は、第一項の認定をした場合には、納税義務の免除に係る期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

4 市町村長は、第二項の規定により納税義務の免除に係る期間(同項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。)を延長した場合においては、当該延長された期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予の期間を延長するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

5 市町村長は、前二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税について第一項の規定の適用がないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

6 第十五条の二の二、第十五条の二の三第一項及び第十五条の三第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第三項及び第四項の規定による徴収の猶予について、第十一條、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第六項の規定は第三項後段(第四項後段において準用する場合を含む。)の規定による担保について、それぞれ準用する。

7 市町村は、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該特別土地保有税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該特別土地保有税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付するものとする。

8 市町村長は、前項の規定により特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

9 前二項の規定によつて特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合

には、第七項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

10 第一項の認定及び確認の手続その他同項から第四項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六百二条

市町村は、次の各号に掲げる者が、当該各号に定める土地の譲渡をしようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したところに基づいて定める日（以下この項において「事実認定日」という。）から二年を経過する日までの期間（大規模な宅地の造成でその造成に要する期間が通常二年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由がある）と市町村長が認める場合には、納税義務者の申請に基づき市町村長が定める相当の期間とし、第二号又は第三号に定める土地の譲渡（第二号に定める土地の譲渡にあつては、土地収用法第八十二条の規定により土地をもつて損失を補償するために行われる場合の土地の譲渡を除く。）で、当該土地の譲渡に係る事実認定日がこれらの号に定める日後の日であるもの（第三項において「特定譲渡」という。）にあつては、当該事実認定日からこれらの号に定める日以後二年を経過する日までの期間とする。以下この項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地の譲渡をし、かつ、当該土地の譲渡があつたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限る。）に係る納税義務を免除するものとする。

一 土地の所有者等

次に掲げる土地の譲渡するもの（口に掲げるものを除く。）

イ 土地の譲渡で国又は地方公共団体に對するもの

土地の贈与による譲渡であつて、法人税法第三十七条第三項第一号に規定する寄附金に係る寄附に該当するもので政令で定めるもの

ハ 土地の譲渡で独立行政法人都市再生機構、土地開発公社その他これらに準ずる法人で宅地若しくは住宅の供給又は土地の先行取得の業務を行うことを目的とするものとして政令で定めるものに對するものであつて、当該譲渡に係る土地が当該業務を行うために直接必要であると認められるもの

（土地開発公社に對する土地の譲渡である場合には、政令で定める土地の譲渡を除く。）

ニ 宅地供給に資する土地の譲渡で政令で定めるもの

ホ 土地の譲渡で民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）第三条第一項の民間都市開発推進機構に對するものであつて、当該譲渡に係る土地が同法附則第十四条第二項第一号に規定する業務を行うために直接必要であると認められるもの

二 土地又は家屋を収用することができる事業（以下この項において「公共事業」という。）を行う者

当該公共事業の用に供するため不動産を収用された者、当該公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため不動産を譲渡した者又は当該公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者に對する当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この号において「被収用不動産等」という。）に代わるものと市町村長が認める土地（当該被収用不動産等に對応するものとして政令で定める土地に限る。）の譲渡（土地収用法第八十二条の規定により土地をもつて損失を補償するために行われる場合以外の場合は、当該不動産を収用され、若しくは譲渡し、又は当該家屋について移転補償金に係る契約をした日から二年以内に行われる土地の譲渡に限る。）

三 土地開発公社又は独立行政法人都市再生機構

これらの者が公共事業を行う者に代わつて当該公共事業の用に供する不動産を取得する場合においてこれらの者に当該公共事業の用に供する不動産を譲渡した者又は当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者に對する当該譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産（以下この号において「被買収不動産等」という。）に代わるものと市町村長が認める土地（当該被買収不動産等に對応するものとして政令で定める土地に限る。）の譲渡（当該不動産を譲渡し、又は当該家屋についての移転補償金に係る契約をした日から二年以内に行われる土地の譲渡に限る。）

前条第二項から第十項までの規定は、前項の場合について準用する。

3 前項の規定にかかわらず、同項において準用する前条第二項及び第四項の規定は、特定譲渡については、適用しない。

第六百三条

市町村は、土地の所有者が所有する土地で、その取得が第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の五までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものうち政令で定めるものに對しては、土地に對して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村は、土地の取得で第七十三条の二十七の三から第七十三条の二十七の五までの規定の適用がある取得その他これらに類するものとして政令で定める取得に該当するものに對しては、土地の取得に對して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

3 市町村長は、土地の所有者等から前二項の規定の適用があるべき旨の申告があり、当該申告が真実であると認められるときは、当該土地の取得の日から五年以内で政令で定める期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。

4 第六百一条第五項から第十項までの規定は、前項の場合における徴収の猶予及びその取消し並びに当該特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。

第六百三条の二

市町村は、土地の所有者等が所有する土地が次の各号に掲げる土地のいずれかに該当し、かつ、当該土地の利用が当該市町村に係る土地利用基本計画（国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の土地利用基本計画をいう。）、都市計画その他の土地利用に関する計画に照らし、当該土地を含む周辺の地域における計画的な土地利用に適合するものであることについて市町村長が認定した場合においては、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

一 事務所、店舗その他の建物又は構築物で、その構造、利用状況等が恒久的な利用に供される建物又は構築物に係る基準として政令で定める基準に適合するものの敷地の用に供する土地（次号に該当するものを除く。）

二 工場施設、競技場施設その他の施設（建物、構築物その他の工作物及びこれらと一体的に利用されている土地により構成されているものに限る。以下本号及び次条第一項において「特定施設」という。）で、その整備状況、利用状況等が恒久的な利用に供される特定施設に係る基準として政令で定める基準に適合するものの用に供する土地

的に利用されている土地により構成されているものに限る。以下本号及び次条第一項において「特定施設」という。）で、その整備状況、利用状況等が恒久的な利用に供される特定施設に係る基準として政令で定める基準に適合するものの用に供する土地

2 土地の所有者等は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、第五百九十九条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。以下本節において同じ。）までに市町村長に對して当該土地に係る特別土地保有税について前項の規定の適用があるべき旨の申請をしなければならぬ。ただし、既に同項の認定又は次条第一項の確認を受けた土地について、当該認定又は確認に係る事情に変更がなく、かつ、当該土地の所有者に変更のないときは、この限りでない。

3 第一項の認定は、前項本文の申請があつた場合又は同項ただし書の規定に該当する場合に限り、するものとする。

4 市町村長は、第一項の認定をしたとき、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該土地の所有者等に通知しなければならぬ。ただし、第二項ただし書の規定に該当する土地について、第一項の認定をするときは、この限りでない。

5 市町村長は、第二項本文の申請があつた場合又は既に第一項の認定若しくは次条第一項の確認を受けた土地について当該認定若しくは確認に係る事情に変更がなく、かつ、当該土地の所有者に変更のない場合には、第五百九十九条第一項の納期限から第一項の認定をする日（同項の認定をする日）までの期間、当該第二項本文の申請に係る土地又は既に第一項の認定若しくは次条第一項の確認を受けた土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項において準用する場合を含む。）又は前条第三項の規定により徴収を猶予されている部分を除く。）の徴収を猶予するものとする。

ただし、当該土地が第一項各号に掲げる土地のいずれにも該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

6 第五百八十六条第四項及び第六百一条第七項から第九項までの規定は、第一項の場合について準用する。

7 第二項の申請の手続その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第六百三条の二 市町村は、土地の所有者等が、その所有する土地を前条第一項の規定に該当する土地（以下本項において「免除土地」という。）として使用し、又は使用させようとする場合において、市町村長が当該事実を認定したところに基づいて定める日から二年を経過する日までの期間（当該認定に係る建物若しくは構築物の建設又は特定施設の整備に要する期間が通常二年を超えることその他その期間を延長することにつきやむを得ない理由があると市町村長が認める場合には、土地の所有者等の申請に基づき五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間。以下本項において「納税義務の免除に係る期間」という。）内に当該土地を免除土地として使用し、又は使用させ、かつ、これらの使用が開始されたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（納税義務の免除に係る期間に係るものに限るものとし、市町村長の確認を受けた日後の当該期間に係るものを除く。）に係る納税義務を免除するものとする。

2 第六百一条第二項から第九項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「納税義務の免除に係る期間（本項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下本項において同じ。）とあるのは「第六百三条の二の二第二項に規定する納税義務の免除に係る期間」と、「市町村長が定める相当の期間」とあるのは「五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間」と、「延長することができ」とあるのは「一回に限り延長することができる」と、同条第四項中「納税義務の免除に係る期間（同項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）とあるのは「第六百三条の二の二第二項に規定する納税義務の免除に係る期間」と読み替えるものとする。

3 第一項の認定及び確認の手続その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特別土地保有税の脱税に関する罪）

第六百四条 偽りその他不正の行為により特別土地保有税の全部又は一部を免れたときは、その

違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円をこえる場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円をこえる額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

3 第一項に規定するもののほか、第五百九十九条第一項の規定による申告書を同項各号に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、特別土地保有税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

（所得税又は法人税に関する書類の供覧等）

第六百五条 市町村長が特別土地保有税の賦課徴収について、政府に対し、特別土地保有税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務がある個人若しくは法人が政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該個人若しくは法人の課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合に、政府は、関係書類を市町村長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（特別土地保有税の減免）

第六百五条の二 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において特別土地保有税の減免を必要とする者その他の特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、特別土地保有税を減免することができ

（特別土地保有税の更正又は決定）

第六百六条 市町村長は、第五百九十九条第一項の申告書（以下本節において「申告書」という。）又は第六百条第二項の修正申告書（以下本節において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 市町村長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 市町村長は、第一項若しくは本項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつて、これを更正する。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（特別土地保有税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第六百七条 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下本節において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第五百九十九条第一項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限（第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）第六百三条第三項又は第六百三条の二の二第五項の規定により徴収を猶予した税額にあつては、当該猶予した期間の末日。以下本項において同じ。）までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納付する特別土地保有税の延滞金）

第六百八条 特別土地保有税の納税者は、第五百九十九条第一項の納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、同項の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額（第四号に掲げる税額を除く。次号及び第三号において同じ。）当該税額に係る納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

四 第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）第六百三条第三項又は第六百三条の二の二第五項の規定によつて徴収を猶予した税額 当該猶予した期間又はその期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 市町村長は、納税者が第五百九十九条第一項の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（特別土地保有税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第六百九条 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算

した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前における更正又は修正申告に係る特別土地保有税について更正又は修正申告書の提出があつた場合には、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該特別土地保有税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る特別土地保有税額について同条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百六条第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百六条第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第六百六条第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該特別土地保有税に係る申告書の提出期限後の申告又は第六百六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていないかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額とするとする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合
二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合
三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係る特別土地保有税について第六百六条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、特別土地保有税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第六百六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る特別土地保有税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した特別土地保有税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係る特別土地保有税について第六百六条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。（特別土地保有税の重加算金）

第六百十条 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にこれを提出せず、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第六百六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定が

あつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、特別土地保有税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第六百六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る特別土地保有税の納税義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務が成立した特別土地保有税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 市町村長は、前三項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第六項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第四款 督促及び滞納処分

(特別土地保有税に係る督促)

第六百一十一条 納税者が納期限（更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下本条及び第六百一十三条第三項において同じ。）までに特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(特別土地保有税に係る督促手数料)

第六百一十二条 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合に、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(特別土地保有税に係る滞納処分)

第六百一十三条 特別土地保有税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該特別土地保有税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第十四条第一号に掲げる請求権に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ。

6 前各項に定めるもののほか、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行なうことができる。

(特別土地保有税に係る滞納処分に関する罪)

第六百一十四条 特別土地保有税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第六百一十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六百一十三条第六項の場合において、国税徴収法第十四条第一号の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第六百一十三条第六項の場合において、国税徴収法第十四条第一号の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第六百一十三条第六項の場合において、国税徴収法第十四条第一号の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をこれに添付し、又は偽りの物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による特別土地保有税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第六百一十六条 第六百一十三条第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に對して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六百一十七条 第五款 遊休土地に係る特別土地保有税

(遊休土地に對して課する特別土地保有税の納税義務者等)

第六百二十一条 都市計画法第十条の三第一項に規定する遊休土地転換利用促進地区（第六百二

十九条第一項において「遊休土地転換利用促進地区」という。）の区域内に所在する土地で同一の者が第六百二十五条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日に所有する一団の土地の面積が千平方メートル以上であるもの（以下本款において「遊休土地」という。）に對しては、土地に對して課する特別土地保有税のほか、当該遊休土地所在の市町村において、当該遊休土地の所有者に特別土地保有税を課する。

(遊休土地に對して課する特別土地保有税の課税標準)

第六百二十二条 遊休土地に對して課する特別土地保有税の課税標準は、遊休土地の時価又は遊休土地である土地の取得価額のいずれか高い金額（第六百二十五条第二項において「時価等」という。）とする。

2 前項に規定する遊休土地の時価及び遊休土地である土地の取得価額は、政令で定めるところにより算定した金額とする。

3 遊休土地である土地の取得のうち無償又は著しく低い価額による土地の取得その他特別の事情がある場合における土地の取得で政令で定めるものについては、当該土地の取得価額として政令で定めるところにより算定した金額を当該土地の取得価額とみなす。

(遊休土地に對して課する特別土地保有税の税率)

第六百二十三条 遊休土地に對して課する特別土地保有税の税率は、百分の一・四とする。

(遊休土地に對して課する特別土地保有税の税額)

第六百二十四条 遊休土地に對して課する特別土地保有税の税額は、次条第二項の課税標準額に前条の税率を乗じて得た額から、同項の遊休土地である土地に對して第三百四十二条及び第三百四十三条の規定により市町村が課すべき当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の一・四を乗じて得た額の合計額（当該遊休土地である土地のうち土地に對して課する特別土地保有税が課される土地がある場合にあつては、当該合計額に当該土地に對して第五百八十五条の規定により市町村が課すべき当該年度分の第五百九十六条に規定する第五百九十九条第一項第一号の特別土地保有税の税額の合計額を加えた額）を控除した額とする。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の申告納付)

六百二十五条 遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務者（次項において「納税義務者」という。）は、その年の五月三十一日までに、当該特別土地保有税の課税標準額及び申告額その他の総務省令で定める事項を記載した申告書を市町村長に提出するとともに、その申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

2 前項の課税標準額は、納税義務者が一月一日において所有する遊休土地の時価等の合計額とする。

(遊休土地に係る土地に対して課する特別土地保有税の納税義務の免除等の特例)

第六百二十六条 遊休土地に対して課する特別土地保有税が課される土地（第六百二十九条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する特別土地保有税については、第六百一条から第六百三条の二までの規定は、適用しない。

(土地に対して課する特別土地保有税に関する規定の準用)

第六百二十七条 第六百二十一条の規定により特別土地保有税を課する場合には、本節第一款から前款までの規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定（第五百八十五条第一項及び第三項、第五百八十六条第二項から第四項まで、第五百八十七条第一項、第五百八十七条の二、第五百九十三条から第五百九十七条まで、第五百九十九条並びに第六百一条から第六百三条の二の二までの規定を除く。）を準用する。この場合において、第五百八十五条第二項

長があつたときは、その延長された納期限。以下本条において同じ。）」と、同条第二項中「第五百九十九条第一項」とあるのは「第六百二十五条第一項」と、第六百一十一条第一項中「不足税額の納期限」とあるのは「不足税額の納期限をいい、納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第六百二十八条 第六百二十一条から前条までに定めるもののほか、共有者等に係る第六百二十一条の規定の適用その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(遊休土地に対して課する特別土地保有税の納税義務の免除等)

第六百二十九条 市町村は、遊休土地についての次の各号のいずれかに掲げる事情があることにつき市町村長が認定した場合には、当該遊休土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

- 一 当該遊休土地に関する都市計画についてその目的が達成されたと認められる場合において、遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の変更により当該遊休土地を遊休土地転換利用促進地区の区域外としたならば変更後の遊休土地転換利用促進地区が都市計画法第十條の三第一項第二号から第四号までの規定に該当しなくなることが明らかであること。
- 二 当該遊休土地を遊休土地転換利用促進地区の区域外とすることについて、都市計画法第十七條第四項の規定により意見を聴取したこと。

2 遊休土地の所有者は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、第六百二十五条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。第五項において同じ。）までに市町村長に対して当該遊休土地に対して課する特別土地保有税について前項の規定の適用があるべき旨の申請をしなければならぬ。ただし、既に同項の認定を受けた遊休土地について、当該認定に係る事情に変更がないときは、この限りでない。

3 第一項の認定は、前項本文の申請があつた場合又は同項ただし書の規定に該当する場合に限り、するものとする。

4 市町村長は、第一項の認定をしたとき、又は当該認定をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該遊休土地の所有者に通知しなければならぬ。ただし、第二項ただし書の規定に該当する遊休土地について、第一項の認定をするときは、この限りでない。

5 市町村長は、第二項本文の申請があつた場合又は既に第一項の認定を受けた遊休土地について当該認定に係る事情に変更がなく、かつ、当該遊休土地の所有者に変更のない場合には、第六百二十五条第一項の納期限から第一項の認定

とする日（同項の認定をしない旨の決定をしたときは、前項の通知をする日）までの期間、当該第二項本文の申請に係る遊休土地又は既に第一項の認定を受けた遊休土地に対して課する特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収に猶予するものとする。ただし、当該遊休土地について同項各号に掲げるいずれの事情もないことが明らかである場合は、この限りでない。

6 前項の規定により徴収金の徴収を猶予した場合における第六百二十七条において準用する第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第三項において準用する場合を含む）」、第六百三条第三項又は第六百三条の二第五項」とあるのは、「第六百二十九条第五項」とする。

7 第一項の認定は、第六百二十五条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日の現況によるものとする。

8 第六百一条第七項から第九項までの規定は、
第一項の場合について準用する。

9 第二項の申請の手続その他第一項から第五項
まで及び第七項の規定の適用に関し必要な事項
は、政令で定める。

第六百三十条から第六百六十八条まで 削除

第九節 市町村法定外普通税

（市町村法定外普通税の新設変更）
第六百六十九条 市町村は、市町村法定外普通税

の新設又は変更（市町村法定外普通税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。）をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならぬ。

2 市町村は、当該市町村の市町村法定外普通税
の一の納税義務者（納税義務者となるべき者を

含む。以下本項において同じ。）であつて当該納税義務者に対して課すべき当該市町村法定外普通税の課税標準の合計が当該市町村法定外普通税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超える」と見込まれる者として総務省令で定めるもの（以下本項において「特定納税義務者」という。）であるものがある場合において、当該市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第六百七十條 総務大臣は、前条の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る市町村法定外普通税の新設又は変更について異議があるときは、総務大臣に対してその旨を申し出ることができる。

第六百七十条の二 総務大臣は、第六百六十九条第一項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
(総務大臣の同意)

第六百七十一條 總務大臣は、第六百六十九條第一項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る市町村法定外普通通税について次に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意しなければならぬ。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

と。しかし、住民の負担が著しく過重となるこ

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

第六百七十二條 市町村は、次に掲げるものに対しては、市町村法定外普通税を課することができる。

きない。

一 市町村外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入

二 市町村外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入

三 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの

(市町村法定外普通税の徴収の方法)

第六百七十三条 市町村法定外普通税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該市町村の条例の定めるところによつて、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

(徴税吏員の市町村法定外普通税に関する調査に係る質問検査権)

第六百七十四条 市町村の徴税吏員は、市町村法定外普通税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 特別徴収義務者

三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該市町村法定外普通税の賦課徴収に直接関係があるものと認められる者

2 前項第一号又は第二号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。)及び前項第一号又は第二号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第三号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 市町村法定外普通税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第六百九十五条第六項の定めるところによる。第六項又は第四項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(市町村法定外普通税に係る検査拒否等に関する罪)

第六百七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(市町村法定外普通税の納税管理人)

第六百七十六条 市町村法定外普通税の納税義務者(特別徴収に係る市町村法定外普通税の納税義務者を除く。次項及び第六百七十八条において同じ。)又は特別徴収義務者は、納付義務又は納入義務を負う市町村内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合においては、納付又は納入に関する一切の事項を処理させるため、当該市町村の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを市町村長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて市町村長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る市町村法定外普通税の徴収を確保に支障がないことについて市町村長に申請

してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(市町村法定外普通税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第六百七十七条 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(市町村法定外普通税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第六百七十八条 市町村は、第六百七十六条第二項の認定を受けていない市町村法定外普通税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告をすべき納税管理人について正当な事由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第六百七十九条 削除

(市町村法定外普通税の普通徴収の手続)

第六百八十条 市町村法定外普通税を普通徴収によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(市町村法定外普通税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第六百八十一条 市町村法定外普通税の納税義務者は、当該市町村の条例の定めるところによつて、当該市町村法定外普通税の賦課徴収に關し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

(市町村法定外普通税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第六百八十二条 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

又は財産に關して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

(市町村法定外普通税に係る不申告等に関する過料)

第六百八十三条 市町村は、市町村法定外普通税の納税義務者が第六百八十一条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該市町村の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(市町村法定外普通税の減免)

第六百八十四条 市町村長は、天災その他特別の事情がある場合において市町村法定外普通税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該市町村の条例の定めるところにより、当該市町村法定外普通税を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

(市町村法定外普通税の申告納付の手続等)

第六百八十四条の二 市町村法定外普通税を申告納付すべき納税者は、当該市町村の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに市町村長に提出し、及びその申告した税額を当該市町村に納付しなければならない。

2 前項の規定によつて申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、当該市町村の条例で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正に因り増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(市町村法定外普通税の特別徴収の手続)

第六百八十五条 市町村法定外普通税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、当該市町村法定外普通税の徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村法定外普通税の納期限までにその徴収すべき市町村法定外普通税に係る課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村

前項の規定によつて納入した納入金のうち市町村法定外普通税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除く外、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(市町村法定外普通税に係る更正及び決定)

第六百八十六條 市町村長は、前条第二項の規定による納入申告書（第六百八十四条の二第二項の規定による申告書を含む。以下市町村法定外普通税について同様とする。）又は第六百八十四条の二第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、納入申告（第六百八十

四條の二第一項の規定による申告を含む。以下市町村法定外普通税について同様とする。）又は修正申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する

市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかった場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過小であり、且つ、過小であることが納税者又は特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為に因るものであることを発見した場合に限り、

これを更正することができる。

市町村長は、前三項の規定によつて更正し又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(市町村法定外普通税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第六百八十七條 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正に因る税金額若しくは納入金の不足金額又は決定に因る税額若しくは納入金額をいう。以下市町村法定外普通税について同様とする。）があるときは、

同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければなら
ない。

前項の場合においては、その不足金額に第六百八十四条の二第二項又は第六百八十五条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下市町村法定外普通税について同様とする。）の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(市町村法定外普通税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第六百八十八条 納入申告書の提出期限までにそ

の提出があつた場合（納入申告書の提出期限後）にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第六百八十六条第一項又は第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたと

きは、市町村長は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正による不足金額又は当該修正申告により増加した税額（以下この項において「対象不足金額等」という。）の

百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対

象不足金額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る市町村法定外普通税について更正又は修正申告書の提出があつた場合には、その更正による不足金額又は修正申告に

より増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準

額又は税額に誤りがあったことについて正当な事由がある」と認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該市町村法定外普通税額についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求

若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変更があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

を徴収しなければならない。

次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があるとして認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第六百八十六条第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第六百八十六條第一項若しくは第三項の規定による更

三 第六百八十六条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八頁の規定の適用がある場合を除く。次頁

及び第五項において同じ。）において、前項に

規定する納付し、又は納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該市町村法定外普通税に係る納入申告書の提出

期限後の納入申告又は第六百八十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に

より納付し、又は納入すべき税額の合計額（当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについて裁決若しくは判決による原処分の異動があったときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項に

において「累積税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

金額を加算した金額とする。

第二項の規定に該当する場合において、加算後累積税額（当該加算後累積税額の計算の基礎となつた事実のうちと同項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を

超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ

の金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積税額を当該各号に掲げた金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分

の十五の割合

二 五十万円を超える三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百

分の三十の割合

各号のいずれかに該当するときは、同項に規定

する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付し、又は納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算し

た金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出若しく

は修正申告書の提出（当該納入申告書又は修正申告書に係る市町村法定外普通通税について市町村長の調査による更正又は決定があるべきことを予知したるものに限る。次号において同じ。）又は第六百八十六条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定

があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、市町村法定外普通通税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第六百八十六條第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る市町村法定外普通通税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した市町村法定外普通通税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限り。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る市町村法定外普通通税について市町村長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

第六百八十九條 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書又は

は修正申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基き納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第六百八十六條第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る市町村法定外普通通税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した市町村法定外普通通税について、特定不申告

加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合
4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書又は修正申告書の提出について前条第六項に規定する事由があるときは、当該納入申告に係る税額又は修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

第六百九十条 市町村法定外普通通税の納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。）以下市町村法定外普通通税について同様とする。）後にその税金（第六百八十四條の二第二項の規定による修正に因り増加した税額を含む。以下本条において同様とする。）を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額までの、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間（同項の規定による修正により増加した税額にあつては、同項の修正申告書が提出された日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間）については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

2 市町村長は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

第六百九十一条 偽りその他不正の行為により市町村法定外普通通税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第六百八十五條第二項の規定により徴収して納入すべき市町村法定外普通通税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第六百八十一条の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、市町村法定外普通通税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

第六百九十二条 削除

第六百九十三条 納税者又は特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。）以下市町村法定外普通通税について同様とする。）までに市町村法定外普通通税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

第六百九十四条 市町村の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該市町村の条例の規定

めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（市町村法定外普通通税に係る滞納処分）

第六百九十五条 市町村法定外普通通税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該市町村法定外普通通税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならぬ。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る市町村法定外普通通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに市町村法定外普通通税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

三 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

三 市町村法定外普通通税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

四 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破産法第百四十四条第一号に掲げる請求権に係る市町村法定外普通通税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る市町村法定外普通通税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

五 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

六 前各項に定めるものその他市町村法定外普通通税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

七 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

（市町村法定外普通通税に係る滞納処分に関する罪）

第六百九十六条

市町村法定外普通通税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

二 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせざる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

三 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

第六百九十七条 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類

その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

（国税徴収法の例による市町村法定外普通通税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第六百九十七条の二 第六百九十五条第六項の場合において、国税徴収法第百九十九条の二（同法第百九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に對して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（市町村法定外普通通税の証紙徴収の手続）

第六百九十八条 市町村は、市町村法定外普通通税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者に当該市町村が発行する証紙をもつてその税金を払い込まなければならない。

この場合においては、市町村は、当該市町村法定外普通通税を納付する義務が発生することを証する書類その他の物件に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

二 市町村又は特別徴収義務者は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面その他の物件と証紙の彩紋とに於て当該市町村の印又は特別徴収義務者の印若しくは署名で判明にこれを消さなければならない。

三 第一項の証紙の取扱に關しては、当該市町村の条例で定めなければならない。

第四章 目的税

第一節 及び第二節 削除

第六百九十九条から第七百条の五十まで 削除

第三節 狩猟税

（狩猟税）

第七百条の五十一 道府県は、鳥獸の保護及び狩猟に關する行政の実施に要する費用に充てるため、当該道府県知事の狩猟者の登録を受ける者に對し、狩猟税を課するものとする。

（狩猟税の税率）

第七百条の五十二 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 一万六千五百円

二 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、第二十三條第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 一万千円

三 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に掲げる者以外のもの 八千二百円

四 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、第二十三條第一項第七号に規定する同一生計配偶者又は同項第九号に規定する扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 五千五百円

五 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 五千五百円

二 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

一 放鳥獸獵区（鳥獸の保護及び管理並びに狩獵の適正化に關する法律（平成十四年法律第八十八号）第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獸獵区をいう。次号において同じ。）のみに係る狩猟者の登録 四分の一

二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獸獵区及び放鳥獸獵区以外の場所に係る狩猟者の登録 四分の三

（狩猟税の賦課期日及び納期）

第七百条の五十三 狩猟税の賦課期日及び納期は、当該道府県の条例で定める。

（狩猟税の徴収の方法）

第七百条の五十四 狩猟税の徴収については、当該道府県の条例の定めるところによつて、普通徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

（狩猟税の普通徴収の手続）

第七百条の五十五 狩猟税を普通徴収によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(狩猟税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第七百条の五十六 狩猟税の納税義務者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、狩猟税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

(狩猟税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百条の五十七 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 人の代理人又は使用人がその人の狩猟に関し前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その人に對し、同項の刑を科する。

(狩猟税に係る不申告等に関する過料)

第七百条の五十八 道府県は、狩猟税の納税義務者が第七百条の五十六の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該道府県の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(徴税吏員の狩猟税に関する調査に係る質問検査権)

第七百条の五十九 道府県の徴税吏員は、狩猟税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、納税義務者又は納税義務がある者として認められる者に質問し、又はその者の書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)若しくはその他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 道府県の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 狩猟税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百条の六十六第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による道府県の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(狩猟税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百条の六十 次の各号のいずれかに該当する場合においては、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による書類又は物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに應ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。
三 前条の規定による徴税吏員の質問に對し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 人の代理人又は使用人がその人の狩猟又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その人に對し、同項の刑を科する。

(狩猟税の脱税に関する罪)

第七百条の六十一 偽りその他不正の行為により狩猟税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

2 前項に規定するもののほか、第七百条の五十六の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、狩猟税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

3 人の代理人又は使用人がその人の狩猟に関し、前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その人に對し、当該各項の刑を科する。

(狩猟税の減免)

第七百条の六十二 道府県知事は、天災その他特別の事情がある場合において狩猟税の減免を必要とする者又は貧困により生活のため公私の扶助を受ける者に限り、当該道府県の条例の定めるところにより、狩猟税を減免することができる。

(納期限後に納付する狩猟税の延滞金)

第七百条の六十三 狩猟税の納税者は、第七百条の五十三の納期限(納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下狩猟税について同様とする。)後にその税金

を納付する場合においては、当該税額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日に数に、年十四・六パーセント(当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

2 道府県知事は、納税者が第七百条の五十三の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(狩猟税に係る督促)

第七百条の六十四 納税者が納期限までに狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、道府県の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある道府県においては、当該道府県の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(狩猟税に係る督促手数料)

第七百条の六十五 道府県の徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該道府県の条例の定めるところによつて手数料を徴収することができる。

(狩猟税に係る滞納処分)

第七百条の六十六 狩猟税に係る滞納者が次の各号のいずれかに該当するときは、道府県の徴税吏員は、当該狩猟税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さへなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。
二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに狩猟税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 狩猟税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号のいずれかに該当する事実が生じたとき

きは、道府県の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さへることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、道府県の徴税吏員は、執行機関(破産法第一百四十一条に掲げる請求権に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に對し、滞納に係る狩猟税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 道府県の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるもののその他狩猟税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該道府県の区域外においても行うことができる。

(狩猟税に係る滞納処分に関する罪)

第七百条の六十七 狩猟税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは狩猟又は財産に関し前二項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百条の六十八 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類(同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務若しくは狩猟又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(国税徴収法の例による狩猟税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百条の六十八の二 第七百条の六十六第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(狩猟税の証紙徴収の手続)

第七百条の六十九 道府県は、狩猟税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合において、納税者に当該道府県が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、道府県は、狩猟税を納付する義務が発生することを証する書類に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

2 道府県は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面と証紙の彩紋とにかけ

て当該道府県の印で判明にこれを消さなければならない。

3 第一項の証紙の取扱いに関しては、当該道府県の条例で定めなければならない。

第四節 入湯税

(入湯税)

第七百一条 鉱泉浴場所在の市町村は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興(観光施設の整備を含む。)に要する費用に充てるため、鉱泉浴場における入湯に對し、入湯客に入湯税を課するものとする。

(入湯税の税率)

第七百一条の二 入湯税の税率は、入湯客一人一日について、百五十円を標準とするものとする。

(入湯税の徴収の方法)

第七百一条の三 入湯税の徴収については、特別徴収の方法によらなければならない。

(入湯税の特別徴収の手続)

第七百一条の四 入湯税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、浴場の経営者その他徴収の便宜を有する者を当該市町村の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収せなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該市町村の条例で定める納期限までにその徴収すべき入湯税に係る課税標準額、税額その他条例で定める事項を記載した納入申告書を市町村に提出し、及びその納入金を当該市町村に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち入湯税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、市町村の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他の必要な援助を与えなければならない。

(徴税吏員の入湯税に関する調査に係る質問検査権)

第七百一条の五 市町村の徴税吏員は、入湯税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号の者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的

方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 特別徴収義務者

二 納税義務者又は納税義務があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該入湯税の賦課徴収に直接関係があると認められるもの

2 前項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 市町村の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

4 入湯税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の十八第六項の定めるところによる。

5 第一項又は第三項の規定による市町村の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(入湯税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百一条の六 次の各号のいずれかに該当する場合に、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に對し、答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(入湯税の脱税に関する罪)

第七百一条の七 第七百一条の四第二項の規定により徴収して納入すべき入湯税に係る納入金の

全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して第一項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

4 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

第七百一条の八 削除

(入湯税に係る更正及び決定)

第七百一条の九 市町村長は、第七百一条の四第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 市町村長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 市町村長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合又は過少であり、かつ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 市町村長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

(入湯税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第七百一条の十 市町村の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による納入金の不足額又は決定による納入金額をいう。以下入湯税について同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百一条の四第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下入湯税について同じ。）の翌日から納入の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 市町村長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に申告納入する入湯税に係る納入金の延滞金）

第七百一条の十一 入湯税の特別徴収義務者は、第七百一条の四第二項の納期限後にその納入金を納入する場合においては、当該納入金額に、同項の納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納入しなければならない。

2 市町村長は、特別徴収義務者が第七百一条の四第二項の納期限までに納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（入湯税に係る納入金の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七百一条の十二 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、市町村長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項においては「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。）

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、市町村長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の九第二項の規定による決定があつた場合
二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百一条の九第一項又は第三項の規定による更正があつた場合
三 第七百一条の九第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該入湯税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれ金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合
二 五十万円を超える三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合
三 三十万円の割合
第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定

による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限り。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る入湯税について市町村長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 市町村長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（入湯税に係る納入金の重加算金）

第七百一条の十三 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、市町村長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代え

て、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならぬ。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、市町村長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基き納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、入湯税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百一条の九第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る入湯税の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した入湯税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 市町村長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第六項に規定する理由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 市町村長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第七百一条の十四 削除
第七百一条の十五 削除
（入湯税に係る督促）

第七百一条の十六 特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下入湯税について同じ。）までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（入湯税に係る督促手数料）

第七百一条の十七 市町村の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該市町村の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（入湯税に係る滞納処分）

第七百一条の十八 入湯税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該入湯税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに入湯税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納入の催告書」とする。

3 入湯税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、市町村の徴税吏員は、直にその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、市町村の徴税吏員は、執行機関（破

産法第百十四条第一号に掲げる請求権に係る入湯税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る入湯税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 市町村の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押により行うことができる。

6 前各項に定めるものその他入湯税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該市町村の区域外においても行うことができる。

（入湯税に係る滞納処分に関する罪）

第七百一条の十九 入湯税の特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 特別徴収義務者の財産を占有する第三者が特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金を科する。

（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第七百一条の二十 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の罰金を科する。

（国税徴収法の例による入湯税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百一条の二十一 第七百一条の十八第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により市町村長に對して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の二十二から第七百一条の二十九まで 削除

第五節 事業所税

第一款 通則

（事業所税）

第七百一条の三十 指定都市等は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、事業所税を課するものとする。

（用語の意義）

第七百一条の三十一 事業所税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 指定都市等 次に掲げる市をいう。

イ 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市

ロ イに掲げる市以外の市で首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は近畿

圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域を有するもの

ハ イ及びロに掲げる市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口その他これに準ずるものとして政令で定める人口をいう。）三十万以上のもののうち政令で指定するもの

二 資産割 事業所床面積を課税標準として課する事業所税をいう。

三 従業者割 従業者給与総額を課税標準として課する事業所税をいう。

四 事業所床面積 事業所用家屋の床面積として政令で定める床面積をいう。

五 従業者給与総額 事務所又は事業所（以下この節において「事業所等」という。）の従業者（役員を含むものとし、政令で定める障害者（次項において「障害者」という。）及び年齢六十五歳以上の者（役員を除く。）を除く。以下この号及び第七百一条の四十三において同じ。）に対して支払われる俸給、給料、賃金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与（以下この号及び次項において「給与等」という。）の総額（事業所等の従業者のうち、第三百十三条第四項に規定する事業専従者がある場合には、その者に係る同条第五項に規定する事業専従者控除額を含むものとし、年齢五十五歳以上六十五歳未満の者のうち雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）その他の法令の規定に基づく国の雇用に関する助成に係る者が政令で定めるもの（次項において「雇用改善助成対象者」という。）がある場合には、その者の給与等の額の二分の一に相当する額を除く。）をいう。

六 事業所用家屋 家屋（第三百四十一条第三号の家屋をいう。以下本節において同じ。）の全部又は一部で現に事業所等の用に供するものをいう。

七 事業年度 第七十二条の十三に規定する事業年度をいう。

八 個人に係る課税期間 個人の行う事業に対して課する事業所税の課税標準の算定の基礎となる期間をいい、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる期間とする。

イ ロからニまでに掲げる場合以外の場合
その年の一月一日から十二月三十一日まで
ロ 年の中途において事業を廃止した場合（二の場合を除く。） その年の一月一日から当該廃止の日まで

ハ 年の中途において事業を開始した場合（二の場合を除く。） 当該開始の日からその年の十二月三十一日まで

二 年の中途において事業を開始し、その年の中途において事業を廃止した場合 当該開始の日から当該廃止の日まで

2 前項第五号の場合において、障害者、年齢六十五歳以上の者又は雇用改善助成対象者であるかどうかの判定は、その者に対して給与等が支払われる時の現況によるものとする。

（事業所税の納税義務者等）

第七百一条の三十二 事業所税は、事業所等において法人又は個人の行う事業に対し、当該事業所等所在の指定都市等において、当該事業を行う者に資産割額及び従業者割額の合算額によつて課する。

2 特殊関係者（親族その他の特殊の関係のある個人又は同族会社（これに類する法人を含む。）で政令で定めるものをいう。以下本項において同じ。）を有する者がある場合において、当該特殊関係者が行う事業について政令で定める特別の事情があるときは、事業所税の賦課徴収については、当該事業は、その者及び当該特殊関係者の共同事業とみなす。

3 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるもの（以下本節において「人格のない社団等」という。）は、法人とみなして、本節中法人に関する規定を適用する。

（事業を行う者が名義人である場合における事業所税の納税義務者）

第七百一条の三十三 法律上事業所等において事業を行うとみられる者が単なる名義人であつて、他の者が事実上当該事業を行つていると認められる場合には、当該事業に対して課する事業所税は、当該他の者に課するものとする。

（事業所税の非課税の範囲）

第七百一条の三十四 指定都市等は、国及び非課税独立行政法人並びに法人税法第二条第五号の公共法人（非課税独立行政法人であるものを除く。）に対しては、事業所税を課することができない。

2 指定都市等は、法人税法第二条第六号の公益法人等（防災街区整備事業組合、管理組合法人及び団地管理組合法人、マンション建替組合、マンション敷地売却組合及び敷地分割組合、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等

に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等並びに特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する法人を含む。）又は人格のない社団等が事業所等において行う事業のうち収益事業以外の事業に対しては、事業所税を課することができない。

3 指定都市等は、次に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対しては、事業所税を課することができない。

一及び二 削除

三 博物館法第二条第一項に規定する博物館その他の政令で定める教育文化施設（第十号の四に該当するものを除く。）

四 公衆浴場法（昭和二十三年法律第百三十九号）第一条第一項に規定する公衆浴場で政令で定めるもの

五 と畜場法（昭和二十八年法律第百十四号）第三条第二項に規定すると畜場

六 化製場等に関する法律（昭和二十三年法律第百四十号）第一条第三項に規定する死亡獣畜取扱場

七 水道法（昭和三十三年法律第百七十七号）第三条第八項に規定する水道施設

八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第七条第一項若しくは第六項の規定による許可若しくは同法第九号の八第一項の規定による認定を受けて、又は同法第七条第一項ただし書若しくは同条第六項ただし書の規定により市町村の委託を受けて行う一般廃棄物の収集、運搬又は処分等の事業の用に供する施設

九 医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所、介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの及び同条第二十九項に規定する介護医療院で政令で定めるもの並びに看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所

十 生活保護法第三十八条第一項に規定する保護施設で政令で定めるもの

十の二 児童福祉法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の用に供する施設

十の三 児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設で政令で定めるもの（次号に該当するものを除く。）

十の四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二条第六項に規定する認定こども園

十の五 老人福祉法第五条の三に規定する老人福祉施設で政令で定めるもの

十の六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設

十の七 第十号から前号までに掲げる施設のほか、社会福祉法第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十の八 介護保険法第百十五条の四十六第一項に規定する包括的支援事業の用に供する施設

十の九 児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業又は同条第十二項に規定する事業所内保育事業の用に供する施設

十一 農業、林業又は漁業を営む者が直接その生産の用に供する施設で政令で定めるもの

十二 農業協同組合、水産業協同組合、森林組合その他政令で定める法人が農林水産業者の共同利用に供する施設で政令で定めるもの

十三 削除

十四 卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場及びその機能を補完するものとして政令で定める施設

十五 削除

十六 電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業、同項第十号に規定する送電事業、同項第十一号の二に規定する配電事業、同項第十四号に規定する発電事業又は同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十七 ガス事業法第二条第五項に規定する一般ガス導管事業又は同条第九項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第六項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられるものに限る。）の用に供する施設で政令で定めるもの

十八 独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で政令で定めるものを行う者が都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から同号ロの資金の貸付け（これに準ずるものとして政令で定める資金の貸付けを含む。）を受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に

係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

十九 次のイ又はロに掲げる施設

イ 総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二条第二項第五号に規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村（特別区を含む。ロにおいて同じ。）から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

ロ 総合特別区域法第二条第三項第五号に規定する事業（総務省令で定めるものを除く。）を行う者が市町村から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設のうち、当該事業又は当該事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十一 道路運送法第三条第一号に規定する一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客を運送するものに限る。）若しくは貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業又は貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二条第六項に規定する貨物利用運送事業のうち同条第四項に規定する鉄道運送事業者の行う貨物の運送に係るもの若しくは同条第八項に規定する第二種貨物利用運送事業者のうち同条第三項に規定する航空運送事業者の行う貨物の運送に係るもの（当該第二種貨物利用運送事業に係る貨物の集貨又は配達を自動車を使用して行う事業（特定の者の需要に応じてするものを除く。）に係る部分に限る。）を営営する者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十二 自動車ターミナル法（昭和三十四年法律第三十六号）第二条第六項に規定するバスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で政令で定めるもの

二十三 国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される施設で当該国際路線に係るものとして政令で定める施設

二十四 専ら公衆の利用を目的として電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいう。）を設置して電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第三号に規定する電気通信役務を提供する同条第四号に規定する電気通信事業（携帯電話用装置、自動車電話用装置その他の無線通話装置を用いて同条第三号に規定する電気通信役務を提供する事業を除く。以下この号において同じ。）を営む者が政令で定めるものが当該電気通信事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十五 民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第六項に規定する一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの

二十六 勤労者の福利厚生施設で政令で定めるもの

二十七 駐車場法（昭和三十一年法律第六十六号）第二条第二号に規定する路外駐車場で政令で定めるもの

二十八 道路交通法（昭和三十五年法律第五十二号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車又は同項第十一号の二に規定する自転車の駐車のための施設で都市計画法第十一条第一項第一号に掲げる駐車場として都市計画に定められたもの

二十九 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法（平成十六年法律第九十九号）第五条第一項第一号、第二号又は第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する施設で政令で定めるもの

指定都市等は、百貨店、旅館その他の消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第十七条第一項に規定する防火対象物で多数の者が出入するものとして政令で定めるものに設置される同

項に規定する消防用設備等で政令で定めるもの（以下この項において「消防用設備等」という。）及び同条第三項に規定する特殊消防用設備等（以下この項において「特殊消防用設備等」という。）並びに当該防火対象物に設置される建築基準法第三十五条に規定する避難施設その他の政令で定める防災に関する施設又は設備（消防用設備等及び特殊消防用設備等を除く。）のうち政令で定める部分に係る事業所床面積に対しては資産割を課することができない。

指定都市等は、港湾運送事業法（昭和二十六年法律第六十一号）第九条第一項に規定する港湾運送事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る従業者給与総額に対しては、従業者割を課することができない。

第二項から前項までに規定する場合において、これらの規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間（法人に係るものにあつては、事業年度とし、個人に係るものにあつては、個人に係る課税期間とする。以下この節において同じ。）の末日の現況によるものとする。

第二項の法人が同一の事業所等において収益事業と収益事業以外の事業とを併せて行う場合における事業所床面積又は従業者給与総額についての同項の規定の適用を受けるものと受けないものととの区分に関し必要な事項、同項の収益事業の範囲その他第一項から第五項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（徴税吏員の事業所税に関する調査に係る質問検査権）

第七百一条の三十五 指定都市等の徴税吏員は、事業所税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合には、次に掲げる者に質問し、又は第一号若しくは第二号の者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつて認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 前号に掲げる者に金銭若しくは物品を給付する義務があると認められる者又は同号に掲げる者から金銭若しくは物品を受け取る権利があると認められる者

三 前二号に掲げる者以外の者で当該事業所税の賦課徴収に関し直接関係があると認められるもの

前項第一号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行った法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）は前項第二号に規定する物品を受け取る権利があると認められる者に、同項第一号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は同項第二号に規定する物品を給付する義務があると認められる者にそれぞれ含まれるものとする。

第一項の場合には、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

指定都市等の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

事業所税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百一条の六十五第六項の定めるところによる。

第一項又は第四項の規定による指定都市等の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。（事業所税に係る検査拒否等に関する罪）

第七百一条の三十六 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。第七百一条の三十八第二項、第七百一条の五十三第二項、第七百一条の五十六第五項、

(事業所税の納税管理人に係る不申告に関する
過料)

第七百一条の三十九 指定都市等は、第七百一条の三十七第二項の認定を受けていない事業所税の納税義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な理由がなくして申告をしなかつた場合には、その者に對し、当該指定都市等の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第二款 課税標準及び税率
(事業所税の課税標準)

第七百一条の四十 事業所税の課税標準は、資産割にあつては、課税標準の算定期間の末日現在における事業所床面積(当該課税標準の算定期間の月数が十二月に満たない場合には、当該事業所床面積を十二で除して得た面積に当該課税標準の算定期間の月数を乗じて得た面積。次項において同じ。)とし、従業者割にあつては、課税標準の算定期間中に支払われた従業者給与総額とする。

2 次の各号に掲げる事業所等において行う事業に對して課する資産割の課税標準は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める面積とする。

一 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等(第三号の事業所等を除く。)
当該課税標準の算定期間の末日における事業所床面積に当該新設の日の属する月の翌月から当該課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に對する割合を乗じて得た面積

二 課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等(次号の事業所等を除く。)
当該廃止の日における事業所床面積に当該課税標準の算定期間の開始の日の属する月から当該廃止の日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に對する割合を乗じて得た面積

三 課税標準の算定期間の中途において新設された事業所等で当該課税標準の算定期間の中途において廃止されたもの
当該廃止の日における事業所床面積に当該課税標準の算定期間の開始の日の属する月の翌月から当該廃止の日の属する月までの月数の当該課税標準の算定期間の月数に對する割合を乗じて得た面積

前二項の課税標準の算定期間の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたとすは、これを一月とする。

（事業所税の課税標準の特例） 第七百一条の四十一 次の表の各号の上欄に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に對して課する資産割又は從業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は從業者給与総額の算定については、当該資産割又は從業者割につき、それぞれ当該各号の中欄又は下欄に割合が定められている場合には、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は從業者給与総額（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積又は從業者給与総額にそれぞれ当該各号の中欄又は下欄に掲げる割合を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。		施設
一 法人税法第二条第七号の協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	二 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四條第一項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	二 二 一の分二
三 事業活動に伴つて生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項若しくは第六項若しくは第十四条の四第一項若しくは第六項の規定による許可又は同法第十五条の四の二第一項の規定による認定を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分、事業その他公害の防止又は資源の	四の分三 二の分一
五 有効な利用のための事業で政令で定めるものの用に供する施設で政令で定めるもの	六 生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で政令で定めるもの	四の分三 四の分三
七 みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。）の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設で政令で定めるもの	八 木材取引のために開設される市場で政令で定めるもの又は製材、合板の製造その他の木材の加工を業とする者で政令で定めるもの若しくは木材の販売を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で政令で定めるもの	四の分三 四の分三
九 旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業の用に供する施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	十 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち同項第五号、第七号又は第八号の二に掲げる施設で政令で定めるもの	二の分一 二の分一
十一 港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち同項第六号又は第八号に掲げる施設で政令で定めるもの	十二 外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ・貨物に係る荷さばきの用に供する施設（前号に掲げるものを除く。）	四の分三 二の分一
十三 港湾運送事業法第二条第二項に規定する港湾運送事業のうち同法第三条第一号又は第二号に掲げる一般港湾運送事業又は港湾荷		二の分

役事業の用に供する上屋（第十一号に掲げるものを除く。）	一				
十四 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）第七十一条に規定する倉庫業者（第十八号において「倉庫業者」という。）がその本来の事業の用に供する倉庫（第十一号及び第十八号に掲げるものを除く。）	四	の	分	三	
十五 道路運送法第三条第一号ハに掲げる事業（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第三項に規定するタクシー事業に限る。）の用に供する施設で政令で定めるもの	二	の	分	一	
十六 公共の飛行場に設置される施設（第七百一条の三十四第三項第二十三号に掲げるものを除く。）で政令で定めるもの	二	の	分	一	
十七 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項に規定する流通業務地区内に設置される同法第五条第一項第一号、第三号から第五号まで又は第九号に掲げる施設で政令で定めるもの（次号に掲げるものを除く。）	二	の	分	一	
十八 流通業務市街地の整備に関する法律第四条第一項に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	二	の	分	一	
十九 民間事業者による信書の送達に関する法律第二条第九項に規定する特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設で政令で定めるもの	二	の	分	一	
2 心身障害者を多数雇用するものとして政令で定める事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十九條第一項第六号の助成金の支給に係る施設又は設備に係るものに限る。）において行う事業に対して課する資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。	二	の	分	一	

- 3 前二項の場合において、これらの規定の適用を受ける事業であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。
- 4 第一項の表の各号の上欄に掲げる施設に係る事業所等において同項の規定の適用を受ける事業と受けない事業とを併せて行う場合における事業所床面積又は従業者給与総額についての同項の規定の適用を受けるものと受けないものととの区分に關し必要な事項その他同項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- （税率）
- 第七百一条の四十二 事業所税の税率は、資産割にあつては一平方メートルにつき六百円、従業者割にあつては百分の〇・二五とする。
- （事業所税の免稅点）
- 第七百一条の四十三 指定都市等は、同一の者が当該指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等（次項に規定する事業所等に該当するものを除く。）について、当該各事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。）の合計面積が千平方メートル以下である場合には資産割を、当該各事業所等の従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数の合計数が百人以下である場合には従業者割を課することができない。
- 2 指定都市等は、中小企業団体の組織に関する法律第三条第一項第六号に規定する企業組合又は同項第七号に規定する協業組合（以下本項において「企業組合等」という。）が当該指定都市等の区域内において行う事業に係る各事業所等のうち、当該事業所等に係る事業所用家屋が当該企業組合等の組合員となつた際その者の事業の用に供されてゐたものであり、かつ、その者がその後引き続き当該事業所等において行われる事業の主宰者として当該企業組合等の事業に従事しているものその他これに準ずるものとして政令で定める事業所等に該当するものについては、事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。）が千平方メートル以下であるものにあつては資産割を、従業者（同条の規定の適用に係る者を除く。）の数が百人以下であるものにあつては従業者割を課することができない。
- 3 前二項の場合において、第一項に規定する事業所床面積の合計面積及び第二項に規定する事業所床面積が千平方メートル以下であるかどうか

- か並びに第一項に規定する従業者の数の合計数及び第二項に規定する従業者の数が百人以下であるかどうかの判定は課税標準の算定期間の末日の現況によるものとする。
- 4 前項の場合において、第一項に規定する従業者の数の合計数及び第二項に規定する従業者の数が百人以下であるかどうかの判定の基礎となる事業所等のうち、課税標準の算定期間を通じて従業者の数の著しい変動がある事業所等として政令で定めるもの（当該課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等を除く。）については、当該課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数を合計した数を当該課税標準の算定期間の月数で除して得た数をもつて前項の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなす。
- 5 前項の月数は、曆に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- （政令への委任）
- 第七百一条の四十四 第七百一条の四十から前条までに定めるもののほか、事業所等が指定都市等とその他の市町村とにわたつて所在する場合の第七百一条の四十の規定の適用その他同条から前条までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- 第三款 申告納付並びに更正及び決定等
- （事業所税の徴収の方法）
- 第七百一条の四十五 事業所税の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。（法人に対して課する事業所税の申告納付）
- 第七百一条の四十六 事業所等において法人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、各事業年度終了の日から二月以内（外国法人（この法律の施行地に本店又は主たる事業所等を有しない法人をいう。）が第七百一条の三十七第一項に規定する納税管理人を定めないのでこの法律の施行地に事業所等を有しないこととなる場合（同条第二項の認定を受けた場合を除く。））には、当該事業年度終了の日から二月を経過した日の前日と当該事業所等を有しないこととなる日とのいずれか早い日までに、当該各事業年度に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した総務省令で定める様式による申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した

- 税額を当該指定都市等に納付しなければならない。
- 2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該事業年度中において当該法人が当該指定都市等の区域内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。
- 3 指定都市等の長は、事業所等において事業を行う法人で各事業年度について納付すべき事業所税額がないものに、当該指定都市等の条例の定めるところにより、第一項の規定に準じて申告書を提出させることができる。
- （個人に対して課する事業所税の申告納付）
- 第七百一条の四十七 事業所等において個人が行う事業に対して課する事業所税の納税義務者は、その年の翌年三月十五日までに（年の中途において事業を廃止した場合には、当該事業の廃止の日から一月以内（当該事業の廃止が納税義務者の死亡によるときは、四月以内）に）、個人に係る課税期間に係る事業所税の課税標準額及び税額その他必要な事項を記載した総務省令で定める様式による申告書を当該事業所等所在の指定都市等の長に提出するとともに、その申告した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。
- 2 前項の課税標準額は、資産割にあつては、当該個人に係る課税期間中においてその者が当該指定都市等の区域内に有し、又は有していた各事業所等に係る資産割の課税標準となるべき事業所床面積の合計面積とし、従業者割にあつては、当該各事業所等に係る従業者割の課税標準となるべき従業者給与総額の合計額とする。
- 3 指定都市等の長は、事業所等において事業を行う個人で各個人に係る課税期間について納付すべき事業所税額がないものに、当該指定都市等の条例の定めるところにより、第一項の規定に準じて申告書を提出させることができる。
- 第七百一条の四十八 削除
- （事業所税の期限後申告及び修正申告納付）
- 第七百一条の四十九 第七百一条の四十六又は第七百一条の四十七の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第七百一条の五十八第四項の規定による決定の通知があるまでは、第七百一条の四十六又

は第七百一条の四十七の規定によつて申告納付することができ。

2 第七百一条の四十六又は第七百一条の四十七若しくは前項若しくは本項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は第七百一条の五十八の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額（第七百一条の四十六第二項又は第七百一条の四十七第二項の課税標準額をいう。以下本節において同じ。）又は税額について不足額がある場合には、遅滞なく、総務省令で定める様式による修正申告書を指定都市等の長に提出するとともに、その修正により増加した税額を当該指定都市等に納付しなければならない。

（事業所税に係る不申告に関する過料）

第七百一条の四十九の二 指定都市等は、事業所税の納税義務者が正当な事由がなく第七百一条の四十六第一項若しくは第三項又は第七百一条の四十七第一項若しくは第三項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかつた場合においては、その者に対し、当該指定都市等の条例で十万元以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第七百一条の五十及び第七百一条の五十一 削除

（事業所税の賦課徴収に関する申告の義務）

第七百一条の五十二 指定都市等の区域内において事業所等を新設し、又は廃止した者は、当該指定都市等の条例の定めるところにより、その旨その他必要な事項を当該事業所等所在の指定都市等の長に申告しなければならない。

2 事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸し付けている者は、当該指定都市等の条例の定めるところにより、当該事業所用家屋の床面積その他必要な事項を当該事業所用家屋所在の指定都市等の長に申告しなければならない。

（事業所税の賦課徴収に係る虚偽の申告に関する罪）

第七百一条の五十三 前条の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（事業所税の賦課徴収に係る不申告に関する過料）

第七百一条の五十四 指定都市等は、第七百一条の五十二の規定により申告をすべき者が同条の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、当該指定都市等の条例で十万元以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

（所得税又は法人税に関する書類の閲覧等）

第七百一条の五十五 指定都市等の長が事業所税の賦課徴収について、政府に対し、事業所税の納税義務者で所得税若しくは法人税の納税義務があるものが政府に提出した申告書若しくは修正申告書又は政府が当該納税義務者の所得税若しくは法人税に係る課税標準若しくは税額についてした更正若しくは決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、政府は、関係書類を指定都市等の長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

2 指定都市等の長が事業所税の賦課徴収について、道府県知事に対し、事業所税の納税義務者で事業所税の納税義務があるものが道府県知事に提出した申告書若しくは修正申告書又は道府県知事が当該納税義務者に係る事業税についてした更正、決定若しくは賦課決定若しくは事業所税の納税義務者で不動産取得税の納税義務があるものに係る不動産取得税についてした賦課決定に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、道府県知事は、関係書類を指定都市等の長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（事業所税の脱税に関する罪）

第七百一条の五十六 偽りその他不正の行為により事業所税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の免れた税額が百万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

3 第一項に規定するもののほか、第七百一条の四十六第一項又は第七百一条の四十七第一項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しないことにより、事業所税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができ

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は第三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

6 前項の規定により第一項の違反行為につき法人又は人に罰金刑を科する場合における時効の期間は、同項の罪についての時効の期間による。

7 人格のない社団等について第五項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（事業所税の減免）

第七百一条の五十七 指定都市等の長は、天災その他特別の事情がある場合において事業所税の減免を必要とする認めざる者その他特別の事情がある者に限り、当該指定都市等の条例の定めるところにより、事業所税を減免することができる。

（事業所税の更正又は決定）

第七百一条の五十八 指定都市等の長は、第七百一条の四十六又は第七百一条の四十七の規定による申告書（以下本節において「申告書」という。）又は第七百一条の四十九第二項の規定による修正申告書（以下本節において「修正申告書」という。）の提出があつた場合において、当該申告書又は修正申告書に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正する。

2 指定都市等の長は、申告書を提出すべき者が当該申告書を提出しなかつた場合には、その調査によつて、申告すべき課税標準額及び税額を決定する。

3 指定都市等の長は、第一項若しくは本項の規定によつて更正し、又は前項の規定によつて決定した課税標準額又は税額について過不足額があることを知つたときは、その調査によつてこれを更正する。

4 指定都市等の長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合には、遅滞なく、これを納税者に通知しなければならない。

（事業所税の不足税額及びその延滞金の徴収）

第七百一条の五十九 指定都市等の徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足税額（更正による不足税額又は決定による税額をいう。以下本節において同じ。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過する日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合には、その不足税額に第七百一条の四十六第一項又は第七百一条の四十七第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限。次条において「事業所税の納期限」という。）の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 指定都市等の長は、納税者が前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（納期限後に納付する事業所税の延滞金）

第七百一条の六十 事業所税の納税者は、事業所税の納期限後にその税金を納付する場合には、当該税額に、事業所税の納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に應じ、年十四・六パーセント（次の各号に掲げる税額の区分に応じ、当該各号に掲げる期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

一 その提出期限までに提出した申告書に係る税額 当該税額に係る事業所税の納期限の翌日から一月を経過する日までの期間

二 その提出期限後に提出した申告書に係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

三 修正申告書に係る税額 修正申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間

2 指定都市等の長は、納税者が事業所税の納期限までに税金を納付しなかつたことについてやむを得ない理由があると認める場合には、前項の延滞金額を減免することができる。

（事業所税の過少申告加算金及び不申告加算金）

第七百一条の六十一 申告書の提出期限までにその提出があつた場合（申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百一条の五十八第一項若しくは第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、指定都市等の長は、当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認める場合を除き、当該更正による不足税額又は当該修正申告により増加した税額（以下この項において「対象不足税額等」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る事業所税について更正又は修正申告書の提出があつた場合には、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申告に係る税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該事業所税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少

申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該修正申告書に係る事業所税額について同条第一項又は第三項の規定による更正があるべきことを予知してされたものでないときは、この限りでない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、指定都市等の長は、当該各号に規定する申告、決定又は更正により納付すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百一条の五十八第二項の規定による決定があつた場合

二 申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百一条の五十八第二項の規定による決定があつた後において修正申告書の提出又は同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納付すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該事業所税に係る申告書の提出期限後の申告又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の変動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納付すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされていなかったことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納付すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出（当該申告書又は修正申告書に係る事業所税について第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号及び第三号において同じ。）又は同条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業所税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。次号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る事業年度の開始の日の属する年の

前年及び前々年に開始した事業年度に係る法人の行う事業に対して課する事業所税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この項及び次条第三項において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

三 申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る個人に係る課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に個人に係る課税期間が開始した個人の行う事業に対して課する事業所税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該申告書又は修正申告書に係る事業所税について第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該申告書又は修正申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 指定都市等の長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する申告書の提出があつた場合において、その提出が、申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（事業所税の重加算金）

第七百一条の六十二 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて申告書又は修正申告書を提出したときは、指定都市等の長は、政令で定めると

ころにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて、申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、指定都市等の長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基つき申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、事業所税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る事業年度の開始の日の属する年の前年及び前々年に開始した事業年度に係る法人の行う事業に対して課する事業所税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

三 申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百一条の五十八第一項から

第三項までの規定による更正若しくは決定に係る個人に係る課税期間の初日の属する年の前年及び前々年に個人に係る課税期間が開始した個人の行う事業に対して課する事業所税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 指定都市等の長は、前三項の規定に該当する場合において、申告書又は修正申告書の提出について前条第一項ただし書又は第六項に規定する理由があるときは、当該申告により納付すべき税額又は当該修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。指定都市等の長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合に、遅滞なく、納税者に通知しなければならない。

第四款 督促及び滞納処分

第七百一条の六十三 納税者が納期限（更正又は決定があつた場合には、不足税額の納期限。以下本条及び第七百一条の六十五第三項において同じ。）までに事業所税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合には、指定都市等の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合は、この限りでない。

2 特別の事情がある指定都市等においては、当該指定都市等の条例で、前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

第七百一条の六十四 指定都市等の徴税吏員は、督促状を発した場合に、当該指定都市等の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（事業所税に係る滞納処分）
第七百一条の六十五 事業所税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、指定都市等の徴税吏員は、当該事業所税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る事業所税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに事業所税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付の催告書」とする。

3 事業所税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の第二項各号の一に該当する事実が生じたときは、指定都市等の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押さえることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、指定都市等の徴税吏員は、執行機関（破産法第一百四十一条に掲げる請求権に係る事業所税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る事業所税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 指定都市等の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六條第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができ。

6 前各項に定めるもののほか、事業所税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該指定都市等の区域外においても行うことができる。

（事業所税に係る滞納処分に関する罪）
第七百一条の六十六 事業所税の納税者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは指定都市等の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者の財産を占有する第三者が納税者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

5 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）
第七百一条の六十七 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う指定都市等の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う指定都市等の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う指定都市等の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

3 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

（国税徴収法の例による事業所税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）
第七百一条の六十八 第七百一条の六十五第六項の場合において、国税徴収法第九十九條の二（同法第九十九條第四項において準用する場合を

含む。）の規定の例により指定都市等の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第七百一条の六十九から第七百一条の七十二まで
削除

第五款 使途等

（事業所税の使途）

第七百一条の七十三 指定都市等は、当該指定都市等に納付された事業所税額に相当する額から事業所税の徴収に要する費用として総務省令で定める額を控除して得た額を、次に掲げる事業に要する費用に充てなければならない。

- 一 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- 二 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- 三 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- 四 河川その他の水路の整備事業
- 五 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- 六 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- 七 公害防止に関する事業
- 八 防災に関する事業
- 九 前各号に掲げるもののほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で政令で定めるもの

（指定都市等でなくなった場合等の特例）

第七百一条の七十四 指定都市等であつた市が指定都市等に該当しなくなった場合において、当該該当しなくなった際において当該指定都市等に申告納付すべき事業所税額があるときの当該事業所税額に係る本節の規定の適用に関する特例その他指定都市等であつた市が指定都市等に該当しなくなり、若しくは指定都市等に該当しない市が新たに指定都市等となり、又は指定都市等の区域に係る廢置分合若しくは境界の変更があつた場合における事業所税の賦課徴収に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第六節 都市計画税

（都市計画税の課税客体等）

第七百二条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てたるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの

（以下この項において「都市計画区域」という。）のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合には、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができ、当該都市計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（第三百四十九条の三第九項から第十一項まで、第二十一項から第二十三項まで、第二十五項、第二十七項から第三十項まで、第三十二項又は第三十三項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあるつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第三百四十三条（第三項、第九項及び第十項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。

（都市計画税の非課税の範囲）

第七百二条の二 市町村は、国、非課税独立行政法人、国立大学法人等、日本年金機構及び福島国際研究教育機構並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、都市計画税を課することができない。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、第三百四十八条第二項から第五項まで、第七項若しくは第九項又は第三百五十一条の規定により固定資産税を課することができない土地又は家屋に対しては、都市計画税を課することができない。

（住宅用地等に対する都市計画税の課税標準の特例）

第七百二条の三 第三百四十九条の三の二第一項又は第三百四十九条の三の三第一項（同条第二項において準用する場合及び同条第三項（同条

第四項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。次項において同じ。）。の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

2 第三百四十九条の三の二第二項の規定又は第三百四十九条の三の三第一項の規定により読み替えて適用される第三百四十九条の三の二第二項の規定の適用を受ける土地に対して課する都市計画税の課税標準は、第七百二条第一項及び前項の規定にかかわらず、当該土地に係る都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

（都市計画税の税率）

第七百二条の四 都市計画税の税率は、百分の〇・三を超えることができない。

（震災等により滅失等した家屋に代わる家屋等に対する都市計画税の減額）

第七百二条の四の二 市町村は、震災、風水害、火災その他の災害（以下この条において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に当該震災等の発生した日から同日の属する年の翌年の三月三十一日から起算して四年を経過する日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が当該震災等の発生した日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この条において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の都市計画税に限り、政令で定めるところにより、当該家屋に係る都市計画税額のうち、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この条の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者（建物の区分所有

等に関する法律第二条第二項に規定する区分所有者をいう。）又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の二分の一に相当する額を当該家屋に係る都市計画税額から減額するものとする。

（都市計画税の納税管理人）

第七百二条の五 第三百五十五条第一項の規定により定められた固定資産税の納税管理人は、当該納税義務者に係る都市計画税の納税管理人として、納税に関する一切の事項を処理しなければならない。

（都市計画税の賦課期日）

第七百二条の六 都市計画税の賦課期日は、当該年度の初日の属する年の一月一日とする。

（都市計画税の納期）

第七百二条の七 都市計画税の納期は、四月、七月、十二月及び二月中において、当該市町村の条例で定める。ただし、特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる。

2 都市計画税額（次条第一項前段の規定によつて固定資産税をあわせて徴収する場合にあつては、都市計画税額と固定資産税額との合算額とする。）が市町村の条例で定める金額以下であるものについては、当該市町村は、前項の規定によつて定められた納期のうちいずれか一の納期において、その全額を徴収することができる。

（都市計画税の賦課徴収等）

第七百二条の八 都市計画税の賦課徴収は、固定資産税の賦課徴収の例によるものとし、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税の賦課徴収とあわせて行うものとする。この場合において、第十七条の四の規定に基く還付加算金、第三百六十五条第二項の規定に基く納期前の納付に対する報奨金又は第三百六十八条若しくは第三百六十九条の規定に基く延滞金の計算については、都市計画税及び固定資産税の額の合算額によつて当該各条の規定を適用するものとする。

2 都市計画税の賦課徴収に関する修正の申出及び審査請求並びに出訴については、固定資産税の賦課徴収に関する修正の申出及び審査請求並びに出訴の例によるものとする。

3 都市計画税の納税義務者は、都市計画税に係る地方団体の徴収金を、固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付の例により納付するものと

し、特別の事情がある場合を除くほか、固定資産税に係る地方団体の徴収金とあわせて納付しなければならない。

4 第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、都市計画税及び固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたときは、その納付額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を都市計画税及び固定資産税の額にあん分した額に相当する都市計画税又は固定資産税に係る地方団体の徴収金の納付があつたものとす。

5 第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合においては、当該都市計画税の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、督促状その他の文書は、固定資産税の賦課徴収に用いるこれらの文書とあわせて作成するものとする。

6 第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が当該固定資産税の納期限を延長したときは、当該納税者に係る都市計画税の納期限についても、同一期間延長されたものとする。

7 第一項前段の規定によつて都市計画税を固定資産税とあわせて賦課徴収する場合において、市町村長が第三百六十七条、第三百六十八条第三項又は第三百六十九条第二項の規定によつて固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額を減免したときは、当該納税者に係る都市計画税又は当該都市計画税に係る延滞金額についても、当該固定資産税又は当該固定資産税に係る延滞金額に対する減免額の割合と同じ割合によつて減免されたものとする。

8 第三百五十八条、第三百七十四条から第三百七十六条までの規定は、第一項の規定によつて固定資産税の賦課徴収の例により賦課徴収を行う都市計画税について準用する。

第七節 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税

(水利地益税)

第七百三条 道府県又は市町村は、水利に関する事業、都市計画法に基いて行う事業、林道に関する事業その他土地又は山林の利益となるべき事業の実施に要する費用に充てるため、当該事業に因り特に利益を受ける土地又は家屋に対し、その価格又は面積を課税標準として、水利地益税を課することができる。

2 水利地益税の課税額（数年にわたつて課する場合においては、各年の課税額の総額）は、当

該土地又は家屋が前項の事業に因り特に受ける利益の限度をこえることができない。

3 市町村は、第七百二条第一項の規定によつて都市計画税を課する場合においては、第一項の都市計画法に基いて行う事業の実施に要する費用に充てるための水利地益税を課することができない。

(共同施設税)

第七百三条の二 市町村は、共同作業場、共同倉庫、共同集荷場、汚物処理施設その他これらに類する施設に要する費用に充てるため、当該施設に因り特に利益を受ける者に対し、共同施設税を課することができる。

2 共同施設税の課税額（数年にわたつて課する場合においては、各年の課税額の総額）は、当該納税者が前項の施設に因り特に受ける利益の限度をこえることができない。

(宅地開発税)

第七百三条の三 市町村は、宅地開発（宅地以外の土地の区画形質を変更することにより当該土地を宅地とすること又は宅地以外の土地を宅地に転用すること）をいう。以下本条において同じ。）に伴い必要となる道路、水路その他の公共施設で政令で定めるもの（以下本条において「公共施設」という。）の整備に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第五条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下本条において「都市計画区域」という。）のうち同法第七条第一項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、旧住宅地造成事業に関する法律（昭和三十九年法律第六十号）第三条第一項の規定により住宅地造成事業規制区域として指定された区域）内において公共施設の整備が必要とされる地域として当該市町村の条例で定める区域内で権原に基づき宅地開発を行う者に対し、当該宅地開発に係る宅地の面積（公共の用に供される部分の面積を除く。）を課税標準として、宅地開発税を課することができる。

2 宅地開発税の税率は、宅地開発に伴い必要となる公共施設の整備に要する費用、当該公共施設による受益の状況等を参酌して、当該市町村の条例で定める。

3 宅地開発税の納税義務者が当該宅地開発に伴い必要となる公共施設又はその用に供する土地

で政令で定めるものを当該市町村の条例の定めるところにより当該市町村に無償で譲渡する場合その他政令で定める場合には、市町村長は、宅地開発税を免除するものとし、又は、すでに宅地開発税額が納付されているときは、これに相当する額を還付するものとする。

4 宅地開発税の納税義務者が前項に規定する公共施設又はその用に供する土地を当該市町村に無償で譲渡する旨を申し出た場合には、市町村長は、当該市町村の条例の定めるところにより、一年以内の期間を限り、第十五条第一項の規定の例による徴収の猶予をすることができ（国民健康保険税）

第七百三条の四 国民健康保険税

一部事務組合又は広域連合を設けて国民健康保険を行う場合には、当該一部事務組合又は広域連合に加入している市町村は、当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する次に掲げる費用に充てるため、国民健康保険の被保険者（以下この節において「被保険者」という。）である世帯主（当該市町村の区域内に住所を有する世帯主に限る。）に対し、国民健康保険税を課することができる。

一 国民健康保険法の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者納付金等、同法の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び同法の規定による出産育児関係事務費拠出金、介護保険法の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用を含む。以下この条において同じ。）

二 国民健康保険法の規定による財政安定化基金拠出金（第三項第一号ハにおいて「財政安定化基金拠出金」という。）の納付に要する費用

三 その他国民健康保険事業に要する費用
国民健康保険税の納税義務者に対する課税額は、当該納税義務者及びその世帯に属する被保

険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

一 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険を行う市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち、当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。次項第一号ヘ及び第二号ニにおいて同じ。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下国民健康保険税について同じ。）

二 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下国民健康保険税について同じ。）

三 介護納付金課税被保険者（被保険者のうち、介護保険法第九条第二号に規定する第二号被保険者であるものをいう。以下この条において同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下この条において同じ。）

3 国民健康保険税の標準基礎課税総額（次条に規定する基準に従ひこの条の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第五項において「標準基礎課税総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。
一 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額

ロ 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ハ 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

ニ 国民健康保険法第八十一条の第二十項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金償還に要する費用の額

ホ 保健事業に要する費用の額

ヘ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額

ロ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下ロにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ハ 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額

ニ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（国民健康保険法第七十三条の二第一項に規定する出産育児交付金を含み、同法第七十二条の三第一項、第七十二条の三の二第

一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 当該年度における第七十七条の規定による基礎課税額の減免の額の総額

四 標準基礎課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

五 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち基礎課税額は、前項各号に掲げる標準基礎課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

六 前項の所得割額は、第四項各号の所得割総額を第三百三十四条の二第一項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第二項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下この条において「基礎控除後の総所得金額等」という。）に按分して算定する。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、第八項本文、第九項及び第十項の規定に基づき前項の基礎課税額を算定するものとしないならば、当該基礎課税額が第十一項の規定に基づき定められる当該基礎課税額の限度額（第八項ただし書において「基礎課税限度額」という。）を上回るということが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

七 前項の場合における第三百三十四条の二第一項に規定する総所得金額又は山林所得金額の算定については、第三百三十三条第九項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

八 第五項の資産割額は、第四項第一号の資産割総額を固定資産税額又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分の額（以下この条において「固定資産税額等」という。）に按分して算定する。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第五項、第六項本文、この項本文、次項及び第十項の規定に基づき第五項の基礎課税額を算定するものとしないならば、当該基礎課税額が基礎課税限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

九 第五項の被保険者均等割額は、第四項各号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。

十 第五項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものという。以下国民健康保険税について同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）以外の世帯

ものとしたならば、当該基礎課税額が基礎課税限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

第五項の被保険者均等割額は、第四項各号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。

一 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第六条第八号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものという。以下国民健康保険税について同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後五年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後五年を経過する月の翌月から特定月以後八年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。以下この項及び第十八項において同じ。）以外の世帯

二 特定世帯 前号に定める額に二分の一を乗じて得た額

三 特定継続世帯 第一号に定める額に四分の三を乗じて得た額

第五項の基礎課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

十二 国民健康保険税の標準後期高齢者支援金等課税総額（次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及び第十四項において「標準後期高齢者支援金等課税総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百十七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができる。

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号イ及びロにおいて同じ。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ロ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用に充てる部分を除く。）の額

三 当該年度における第七百十七条の規定による後期高齢者支援金等課税総額の額の総額

標準後期高齢者支援金等課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち後期高齢者支援金等課税総額は、前項各号に掲げる標準後期高齢者支援金等課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合計額とする。

前項の所得割額は、第十三項各号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定

三 当該年度における第七百十七条の規定による後期高齢者支援金等課税総額の額の総額

標準後期高齢者支援金等課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち後期高齢者支援金等課税総額は、前項各号に掲げる標準後期高齢者支援金等課税総額の区分に応じ、当該納税義務者及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合計額とする。

前項の所得割額は、第十三項各号の所得割総額を基礎控除後の総所得金額等に按分して算定

三 当該年度における第七百十七条の規定による後期高齢者支援金等課税総額の額の総額

標準後期高齢者支援金等課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

する。ただし、当該市町村における被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、次項本文、第十七項及び第十八項の規定に基づき前項の後期高齢者支援金等課税額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等課税額が第十九項の規定に基づき定められる当該後期高齢者支援金等課税額の限度額（次項ただし書において「後期高齢者支援金等課税限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

16 第十四項の資産割額は、第十三項第一号の資産割総額を固定資産税額等に分けて算定する。ただし、当該市町村における被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第十四項、前項本文、この項本文、次項及び第十八項の規定に基づき第十四項の後期高齢者支援金等課税額を算定するものとしたならば、当該後期高齢者支援金等課税額が後期高齢者支援金等課税限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

17 第十四項の被保険者均等割額は、第十三項各号の被保険者均等割総額を被保険者の数に按分して算定する。

18 第十四項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 第十三項第一号及び第二号の世帯別平等割総額を被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に二分の一を乗じて得た数と特定継続世帯の数に四分の一を乗じて得た数の合計数を控除した数に按分して算定した額

二 特定世帯 前号に定める額に二分の一を乗じて得た額

三 特定継続世帯 第一号に定める額に四分の三を乗じて得た額

19 第十四項の後期高齢者支援金等課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

20 国民健康保険税の標準介護納付金課税総額（次条に規定する基準に従いこの条の規定に基づき算定される所得割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとした場合には、その減額することとなる額を含む。次項及

び第二十二項において「標準介護納付金課税総額」という。）は、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額とする。ただし、第七百七条の規定による国民健康保険税の減免を行う場合には、第一号に掲げる額の見込額から第二号に掲げる額の見込額を控除した額に第三号に掲げる額の見込額を合算した額とすることができ、

一 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（当該市町村を包括する都道府県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号イ及びロにおいて同じ。）の額

二 当該年度における次に掲げる額の合算額

イ 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

ロ その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（国民健康保険法第七十二条の第三項、第七十二条の三の二第一項及び第七十二条の三の三第一項の規定による繰入金を除く。）の額

三 当該年度における第七百七条の規定による介護納付金課税額の減免の額の総額

標準介護納付金課税総額は、次に掲げる額のいずれかによるものとする。

一 所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

二 所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額

三 所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額

22 国民健康保険税の納税義務者に対する課税額のうち介護納付金課税額は、前項各号に掲げる標準介護納付金課税総額の区分に応じ、介護納付金課税被保険者である納税義務者及び納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額又は世帯別平等割額の合算額とする。

23 前項の所得割額は、第二十一項各号の所得割総額を介護納付金課税被保険者に係る基礎控除

後の総所得金額等に按分して算定する。ただし、当該市町村における介護納付金課税被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前項、この項本文、次項本文、第二十五項及び第二十六項の規定に基づき前項の介護納付金課税額を算定するものとしたならば、当該介護納付金課税額が第二十七項の規定に基づき定められる当該介護納付金課税額の限度額（次項ただし書において「介護納付金課税限度額」という。）を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

24 第二十二項の資産割額は、第二十一項第一号の資産割総額を介護納付金課税被保険者に係る固定資産税額等に分けて算定する。ただし、当該市町村における介護納付金課税被保険者の資産の分布状況その他の事情に照らし、第二十二項、前項本文、この項本文、次項及び第二十六項の規定に基づき第二十二項の介護納付金課税額を算定するものとしたならば、当該介護納付金課税額が介護納付金課税限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、総務省令で定めるところにより、固定資産税額等を補正するものとする。

25 第二十二項の被保険者均等割額は、第二十一項各号の被保険者均等割総額を介護納付金課税被保険者の数に按分して算定する。

26 第二十二項の世帯別平等割額は、第二十一項第一号及び第二号の世帯別平等割総額を介護納付金課税被保険者が属する世帯の数に按分して算定する。

27 第二十二項の介護納付金課税額は、納税義務者間の負担の衡平を考慮して政令で定める金額を超えることができない。

28 被保険者である資格がない世帯主の属する世帯内に被保険者がある場合には、当該世帯主を第一項の被保険者である世帯主とみなして国民健康保険税を課する。この場合における第五項、第十四項及び第二十二項の規定の適用については、第五項及び第十四項中「及びその世帯に属する被保険者」とあるのは「その世帯に属する被保険者（世帯主を除く。）」と、第二十二項中「介護納付金課税被保険者である納税義務者及び納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者」とあるのは「当該納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者（世帯主を除く。）」とする。

（国民健康保険税の減額）

第七百三十五条の五 市町村は、国民健康保険税の納税義務者並びにその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した第三百三十四条の二第一項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、第三百三十三条第三項、第四項又は第五項の規定を適用せず、また、所得税法第五十七条第一項、第三項又は第四項の規定の例によらないものとする。以下この項中山林所得金額の算定について同じ。）及び山林所得金額の合算額が、低所得者世帯の負担能力を考慮して政令で定める金額を超えない場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額又は世帯別平等割額を減額するものとする。

2 市町村は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に六歳に達する日以後の最初の三月三十一日以前である被保険者がある場合には、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額を減額するものとする。

3 市町村は、国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者が出産する予定の場合又は出産した場合に、政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定めるところにより、当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額を減額するものとする。

（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第七百三十五条の五の二 国民健康保険税の納税義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第七百三十五条の四第六項及び前条第一項の規定の適用については、第七百三十五条の四第六項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第七百三十五条の五の二第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得については、所得税法第二十八条第二項の規定により計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第二項」とあるのは「第三百三十四条の二第二項」と、前条第一項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（次条第二項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合には、当該給与所得に

つては、所得税法第二十八条第二項の規定により計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとし」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

2 前項に規定する特例対象被保険者等とは、被保険者又は特定同一世帯所属者のうち次の各号のいずれかに該当する者（これらの者の雇用保険法第十四条第二項第一号に規定する受給資格（以下この項において「受給資格」という。）に係る同法第四条第二項に規定する離職の日の翌日の属する年度の翌年度の末日までの間にある者に限る。）をいう。

一 雇用保険法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者

二 雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者であつて受給資格を有するもの

（水利地益税等の非課税の範囲）

第七百四條 地方団体は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、水利地益税及び共同施設税を課することができない。

2 市町村は、国、非課税独立行政法人及び国立大学法人等並びに都道府県、市町村、特別区、これらの組合、財産区、合併特別区及び地方独立行政法人に対しては、宅地開発税を課することができない。

（水利地益税等の賦課期日及び納期）

第七百五條 水利地益税及び共同施設税の賦課期日及び納期並びに宅地開発税及び国民健康保険税の納期（次条第二項及び第三項、第七百八条の七第一項及び第二項並びに第七百八条の八第一項の規定による特別徴収の方法による場合の納期を除く。）は、当該地方団体の条例で定める。

2 国民健康保険税の賦課期日は、四月一日とする。

（水利地益税等の徴収の方法）

第七百六條 水利地益税、共同施設税、宅地開発税及び国民健康保険税（以下「水利地益税等」という。）の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例で定めるところにより、普通徴収又は特別徴収の方法によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市町村は、当該年度の初日において、当該市町村の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（国民年金法

による老齢基礎年金その他の同法又は厚生年金保険法による老齢、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるもの及びこれらの年金たる給付に類する老齢若しくは退職、障害又は死亡を支給事由とする年金たる給付であつて政令で定めるものをいう。以下この節において同じ。）の支払を受けている年齢六十五歳以上の被保険者である世帯主（災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によつて国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他政令で定めるものを除く。以下この節において「特別徴収対象被保険者」という。）である場合には、当該世帯主に対して課する国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収するものとする。ただし、特別徴収対象被保険者が少ないことその他の特別の事情があることにより、特別徴収を行うことが適当でないことと認められる市町村においては、この限りでない。

3 市町村（前項ただし書に規定する市町村を除く。以下この項及び第七百八条の二から第七百八条の十までにおいて同じ。）は、当該年度の初日の属する年の四月二日から八月一日までの間に、当該市町村の国民健康保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となつた場合には、当該特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を、特別徴収の方法によつて徴収することができる。

（国民健康保険税の徴収の特例）

第七百六條の二 市町村は、国民健康保険税の所得割額の算定の基礎に用いる第七百三条の四第六項に規定する控除後の総所得金額及び山林所得金額の合計額が確定しないため当該年度の分の国民健康保険税額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する納期において普通徴収の方法によつて徴収すべき国民健康保険税に限り、国民健康保険税の納税義務者を当該年度の納期の数で除して得た額又はその者の前年度の国民健康保険税の最後の納期の税額に相当する額の範囲内において、それぞれの納期に係る国民健康保険税を徴収することができる。ただし、当該徴収することができるとする額の総額は、前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額を超えることができない。

2 市町村は、前項の規定によつて国民健康保険税を賦課した場合において、当該国民健康保険

税額が当該年度の分の国民健康保険税額に満たないこととなるときは、当該年度の分の国民健康保険税額が確定した日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した国民健康保険税額が当該年度の分の国民健康保険税額を超えることとなるときは、第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

（徴収の特例に係る国民健康保険税額の修正の申出等）

第七百六條の三 前条第一項の規定によつて国民健康保険税を賦課した場合において、当該年度の分の国民健康保険税額が前年度の国民健康保険税額の二分の一に相当する額に満たないこととなると認められるときは、同項の規定によつて国民健康保険税を徴収されることとなる者は、条例で定める期限までに、市町村長に同項の規定によつて徴収される国民健康保険税額の修正を申し出ることができる。

2 前項の規定による修正の申出があつた場合において、当該申出によつて相当の理由があると認められるときは、市町村長は、当該年度の分の国民健康保険税額の見積額を基礎として、前条第一項の規定によつて徴収する国民健康保険税額を修正しなければならない。

3 第三百六十四条の二第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、前二項の規定による修正の申出及び修正について準用する。

（徴税吏員の水利地益税等に関する調査に係る質問検査権）

第七百七條 地方団体の徴税吏員は、水利地益税等の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。）その他の物件を検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 特別徴収義務者
三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者
四 前三号に掲げる者以外の者で当該水利地益税等の賦課徴収に直接関係があると認められる者

2 前項第一号又は第二号に掲げる者を分割法人（分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。）とする分割に係る分割承継法人（分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。）及び前項第一号又は第二号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第三号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 水利地益税等に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百二十八条第七項の定めるところによる。

6 第一項又は第四項の規定による地方団体の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（水利地益税等に係る検査拒否等に関する罪）

第七百八條 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに 응ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合に

は、その行為者を罰する外、その法人又は人に
対し、同項の罰金刑を科する。

(水利地益税等の納税管理人)

第七百九条 水利地益税等の納税義務者（特別徴収に係る水利地益税等の納税義務者を除く。次項及び第七百十一条において同じ。）又は特別徴収義務者は、納付義務又は納入義務を負う地方団体内に住所、居所、事務所又は事業所（以下本項において「住所等」という。）を有しない場合においては、納付又は納入に関する一切の事項を処理させるため、当該地方団体の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを地方団体の長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて地方団体の長に申請してその承認を受けなければならない。

納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、また、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る水利地益税等の徴収の確保に支障がないことについて地方団体の長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(水利地益税等の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百十条 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に對し、同項の刑を科する。

(水利地益税等の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百十一条 地方団体は、第七百九条第二項の認定を受けていない水利地益税等の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくて申告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該地方団体の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

第七百十二条 削除

(水利地益税等の普通徴収の手続)

第七百十三条 水利地益税等を普通徴収によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(水利地益税等の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第七百十四条 水利地益税等の納税義務者は、当該地方団体の条例の定めるところによつて、当該水利地益税等の賦課徴収に同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

(水利地益税等に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百十五条 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

(水利地益税等に係る不申告等に関する過料)

第七百十六条 地方団体は、水利地益税等の納税義務者が第七百十四条の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に對し、当該地方団体の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(水利地益税等の減免)

第七百十七条 地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において水利地益税等の減免を必要とする認めざる者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該水利地益税等を減免することができる。但し、特別徴収義務者については、この限りでない。

(水利地益税等の特別徴収の手続)

第七百十八条 水利地益税等を特別徴収（第七百六条第二項及び第三項、第七百八条の七第一項及び第二項並びに第七百八条の八第一項の規定による特別徴収を除く。）によつて徴収しようとする場合においては、当該水利地益税等の徴収の便宜を有する者を当該地方団体の条例

によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該水利地益税等の納期限までにその徴収すべき水利地益税等に係る課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した納入申告書を地方団体の長に提出し、及びその納入金を当該地方団体に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち水利地益税等の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基いて訴を提起した場合においては、徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除く外、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(年金保険者の特別徴収義務)

第七百十八条の二 市町村は、第七百六条第二項及び第三項、第七百八条の七第一項及び第二項並びに第七百八条の八第一項の規定により特別徴収の方法によつて国民健康保険税を徴収しようとする場合においては、当該特別徴収対象被保険者に係る年齢等年金給付の支払をする者（以下この節において「年金保険者」という。）を特別徴収義務者として当該国民健康保険税を徴収せなければならない。

2 市町村は、同一の特別徴収対象被保険者について年齢等年金給付が二以上ある場合においては、政令で定めるところにより、一の年齢等年金給付（以下この節において「特別徴収対象年金給付」という。）について国民健康保険税を徴収せざるものとする。

(特別徴収税額の通知等)

第七百十八条の三 市町村は、第七百六条第二項の規定により特別徴収の方法によつて特別徴収対象被保険者に対して課する国民健康保険税を徴収しようとする場合においては、当該国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収する旨、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額その他総務省令で定める事項を、当該年金保険者に対しては当該年度の初日の属する年の七月三十一日（政令で定める年金保険者については、政令で定める日）までに、当該特別徴収対象被保険者に対しては当該年の九月三十日までに通知しなければならない。

2 前項の支払回数割保険税額は、総務省令で定めるところにより、当該特別徴収対象被保険者

につき、特別徴収の方法によつて徴収する国民健康保険税額（当該特別徴収対象被保険者に対して課する当該年度分の国民健康保険税額から普通徴収の方法によつて徴収される額を控除して得た額とする。第七百八条の九第一項及び第七百八条の十第二項において「特別徴収対象保険税額」という。）を、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額とする。

(特別徴収の方法によつて徴収した国民健康保険税額の納入の義務)

第七百十八条の四 年金保険者は、前条第一項の規定による通知を受けた場合においては、同条第二項に規定する支払回数割保険税額を、総務省令で定めるところにより、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際徴収し、その徴収した日の属する月の翌月の十日までに、これを当該市町村に納入する義務を負う。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第七百十八条の五 市町村は、第七百八条の三第一項の規定により同条第二項に規定する支払回数割保険税額を年金保険者に通知した後に当該通知に係る特別徴収対象被保険者が被保険者である資格を喪失した場合その他総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、その旨を当該年金保険者及び当該特別徴収対象被保険者に通知しなければならない。

2 年金保険者が前項の規定による通知を受けた場合には、その通知を受けた日以降、第七百八条の三第二項に規定する支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を当該通知をした市町村に通知しなければならない。

(特別徴収の手続規定の準用)

第七百十八条の六 前三条の規定は、第七百六条第三項の規定による特別徴収について準用する。この場合における読替えは次の表のとおりとするほか、これらの規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

読み替える 読み替 えられ る字句	読み替える 字句（四 月一日か ら六月一 日まで の間に特 別徴収対 象被保 険者とな つた場合）	読み替える 字句（六 月一日か ら八月一 日まで の間に特 別徴収対 象被保 険者とな つた場合）
第七百八 十 三 条	第七百三 十 一 日	第七百三 十 一 日
項 第 一	当該年 の九月 三十日	当該年の十 一月三十日
第七百 十 八 条	十月一 日から 翌年の 三月三 十一日 まで	十二月一 日から 翌年の 三月三十一 日まで
第七 百 十 八 条 の 四	十月一 日から 翌年の 三月三 十一日 まで	翌年の二 月一日か ら三月三 十一日 まで

（既に特別徴収対象被保険者であつた者に係る
仮徴収）

第七百八十八条の七 市町村は、当該年度の初日の
属する年の前年の十月一日からその翌年の三月
三十一日までの間における特別徴収対象年金給
付の支払の際、第七百六条第二項及び第三項の
規定により第七百八十八条の三第二項（前三項の
規定に準用する場合を含む。）に規定する支払回
数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被
保険者について、当該支払回数割保険税額の徴
収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初
日からその日の属する年の九月三十日までの間
において支払われる場合においては、その支払
に係る国民健康保険税額として、当該支払回数
割保険税額に相当する額を、総務省令で定める
ところにより、特別徴収の方法によつて徴収す
るものとする。

2 市町村は、前項に規定する特別徴収対象被保
険者について、当該年度の初日の属する年の六

[illegible]

がある場合における第七百十八条の三から第七百十八条の五までの規定の適用については、第七百十八条の三第二項中「という」とあるのは、「という。」から、第七百十八条の七第一項又は第二項の規定により当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に徴収された額の合計額を控除して得た額」とする。

6 当該年度の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間において、第七百六条第二項又は第三項の規定により前項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項に規定する支払回数割保険税額を徴収する場合における第一項の規定の適用については、同項中「第七百十八条の三第二項（前条において準用する場合を含む。）」とあるのは、「第五項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項」とする。

（新たに特別徴収対象被保険者となつた者に係る仮徴収）

第七百十八条の八 市町村は、次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る国民健康保険税額として、支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でない」と認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額とする。）を、総務省令で定めるところにより、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

一 第七百六条第三項に規定する特別徴収対象被保険者の国民健康保険税について同項の規定による特別徴収の方法によつて徴収が行われなかつた場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の八月二日から十月一日までの間に当該市町村の特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までまでの間

二 当該年度の初日の属する年の前年の十月二日から十二月一日までの間に当該市町村の特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日の属する年の六月一日から九月三十日までまでの間

三 当該年度の初日の属する年の前年の十二月二日からその翌年の二月一日までの間に当該市町村の特別徴収対象被保険者となつた者 当該年度の初日の属する年の八月一日から九月三十日までの間

[illegible]

より当該年度の初日からその日の属する年の九月三十日までの間に徴収された額の合計額を控除して得た額」とする。

5 当該年度の初日の属する年の前年の十月一日からその翌年の三月三十一日までの間において、第七百六条第二項の規定により前項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項に規定する支払回数割保険税額を徴収する場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「第七百十八条の三第二項（前条において準用する場合を含む）」とあるのは、「次条第四項の規定により読み替えて適用される第七百十八条の三第二項」とする。

（特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつた場合の取扱い）

第七百十八条の九 年金保険者は、当該年金保険者が第七百六条第二項若しくは第三項、第七百十八条の七第一項若しくは第二項又は前条第一項の規定により徴収すべき特別徴収対象保険税額に係る特別徴収対象年金給付者が当該年金保険者から特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた場合その他総務省令で定めるところにおいては、その事由が発生した日の属する月の翌月以降徴収すべき特別徴収対象保険税額は、これを徴収して納入する義務を負わない。

2 前項に規定する場合においては、年金保険者は、総務省令で定めるところにより、特別徴収対象年金給付の支払を受けないこととなつた特別徴収対象被保険者その他総務省令で定める者の氏名、当該特別徴収対象被保険者に係る国民健康保険税徴収の実績その他必要な事項を、特別徴収に係る納入金を納入すべき市町村に通知しなければならない。

（普通徴収国民健康保険税額への繰入れ）

第七百十八条の十 市町村は、特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなつたこと等により国民健康保険税を特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた場合においては、特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた額に相当する国民健康保険税額を、その特別徴収の方法によつて徴収されないこととなつた日以後において到来する第七百五十五条第一項の納期がある場合においては、そのそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によつて徴収しなければならない。

2 市町村は、特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保

険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納に係る税額は、第十七条の規定の例によつて当該特別徴収対象被保険者に還付しなければならない。ただし、当該特別徴収対象被保険者の未納に係る地方団体の徴収金がある場合においては、第十七条の二の規定の例によつてこれに充当することができ。この場合においては、当該年金保険者について第十七条及び第十七条の二の規定の適用はないものとする。

（政令への委任）

第七百十八条の十一 第七百十八条の二から前条までに定めるもののほか、年金保険者の市町村に対する国民健康保険税額の通知その他国民健康保険税の特別徴収に関し必要な事項は、政令で定める。

（水利地益税等に係る更正及び決定）

第七百十九条 地方団体の長は、第七百十八条第二項の規定による納入申告書の提出があつた場合において、当該納入申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 地方団体の長は、特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 地方団体の長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、且つ、過少であることが特別徴収義務者の詐偽その他不正の行為に因るものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 地方団体の長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

（水利地益税等に係る不足金額及びその延滞金の徴収）

第七百二十条 徴税吏員は、前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額（更正に因る納入金の不足額又は決定に因る納入金額をいう。以下水利地益税等について同様とする。）があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した

日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百十八条第二項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下水利地益税等について同様とする。）の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 地方団体の長は、特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（水利地益税等に係る過少申告加算金及び不申告加算金）

第七百二十一条 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合（納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、次項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。以下この項において同じ。）において、第七百十九条第一項又は第三項の規定による更正があつたときは、地方団体の長は、当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正による不足金額（以下この項において「対象不足金額」という。）に百分の十の割合を乗じて計算した金額（当該対象不足金額（当該更正前にその更正に係る水利地益税等について更正があつた場合には、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことに係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことに係る不足金額を控除した金額とし、当該水利地益税等についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。）が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、その超える部分に相当する金額（当該対象

不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。）に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該各号に規定する納入申告、決定又は更正により納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百十九条第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において第七百十九条第一項又は第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百十九条第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

3 前項の規定に該当する場合（同項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第五項において同じ。）において、前項に規定する納入すべき税額（同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する更正前にされた当該水利地益税等に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納入すべき税額の合計額（当該納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積納入税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納入税額」という。）が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額（同項に規定する納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納入すべき税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納入税額（当該加算後累積納入税額の計

算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかったことについて当該特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納入税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納入税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

- 一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合
- 二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合
- 三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

5 第二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第二項に規定する納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出（当該納入申告書に係る水利地益税等について地方団体の長の調査による決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。）又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、水利地益税等について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る水利地益税等の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した水利地益税等について、不申告加算金若しくは重加算

金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

6 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書に係る水利地益税等について地方団体の長の調査による決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書に係る税額に係る第二項に規定する不申告加算金額は、同項から第四項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

7 地方団体の長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第二項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

8 第二項の規定は、第六項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日で行われたものであるときは、適用しない。（水利地益税等に係る重加算金）

第七百二十二条 前条第一項の規定に該当する場合において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書を提出したときは、地方団体の長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第二項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をしたときは、地方団体の長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基

礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基づき納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、水利地益税等について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出又は第七百十九条第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る水利地益税等の特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に特別徴収義務が成立した水利地益税等について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 地方団体の長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書の提出について前条第六項に規定する事由があるときは、当該納入申告に係る税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 地方団体の長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを特別徴収義務者に通知しなければならない。

第七百二十三条 水利地益税等の納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。）以下水利地益税等について同様とする。）後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、そ

の納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。（水利地益税等の脱税に関する罪）

第七百二十四条 偽りその他不正の行為により水利地益税等の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七百十八条第二項又は第七百十八条の四（第七百十八条の六、第七百十八条の七第三項又は第七百十八条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定により徴収して納入すべき水利地益税等に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第七百十四条の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、水利地益税等の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する

ほか、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

第七百二十五条 削除

(水利地益税等に係る督促)

第七百二十六条 納税者又は特別徴収義務者が納期限(更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下水利地益税等について同様とする。)までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しななければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある地方団体においては、当該地方団体の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

(水利地益税等に係る督促手数料)

第七百二十七条 徴税吏員は、督促状を發した場合においては、当該地方団体の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

(水利地益税等に係る滞納処分)

第七百二十八条 水利地益税等に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに水利地益税等に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 水利地益税等に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、地方団体の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、地方団体の徴税吏員は、執行機関(破産法第一百四十四条第一号に掲げる請求権に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金の交付

要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所)に對し、滞納に係る水利地益税等に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 地方団体の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差押をすることができるときにおいては、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、すでに他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押がされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押によりすることができる。

6 第七百六条の二の規定によつて徴収する国民健康保険税について滞納処分を行う場合においては、当該年度分の国民健康保険税額が確定する日までの間は、財産の換価は、することができない。

7 前各項に定めるものその他水利地益税等に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

8 第一項から第五項まで及び前項の規定による処分は、当該地方団体の区域外においても行うことができる。

(水利地益税等に係る滞納処分に関する罪)

第七百二十九条 水利地益税等の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは地方団体の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合

には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、当該各項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪)

第七百三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の質問に對して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の帳簿書類(同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。)その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第四十一条の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に對し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰する外、その法人又は人に對し、同項の罰金刑を科する。

(国税徴収法の例による水利地益税等に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪)

第七百三十条の二 第七百二十八条第七項の場合において、国税徴収法第九十九条の二(同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定の例により地方団体の長に對して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第八節 法定外目的税

(法定外目的税の新設変更)

第七百三十一条 道府県又は市町村は、条例で定める特定の費用に充てるため、法定外目的税を課することができる。

2 道府県又は市町村は、法定外目的税の新設又は変更(法定外目的税の税率の引下げ、廃止その他の政令で定める変更を除く。次項及び次条第二項において同じ。)をしようとする場合においては、あらかじめ、総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

3 道府県又は市町村は、当該道府県又は市町村の法定外目的税の一の納税義務者(納税義務者となるべき者を含む。以下本項において同じ。)であつて当該納税義務者に對して課すべき当該法定外目的税の課税標準の合計が当該法定外目的税の課税標準の合計の十分の一を継続的に超えるものと見込まれる者として総務省令で定めるもの(以下本項において「特定納税義務者」という。)であるものがある場合において、当該法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例を制定しようとするときは、当該道府県又は市町村の議会において、当該特定納税義務者の意見を聴くものとする。

第七百三十二条 総務大臣は、前条第二項の規定による協議の申出を受けた場合においては、その旨を財務大臣に通知しなければならない。

2 財務大臣は、前項の通知を受けた場合において、その協議の申出に係る法定外目的税の新設又は変更について異議があるときは、総務大臣に對してその旨を申し出ることができる。

第七百三十二条の二 総務大臣は、第七百三十一条第二項の同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(総務大臣の同意)

第七百三十三条 総務大臣は、第七百三十一条第二項の規定による協議の申出を受けた場合には、当該協議の申出に係る法定外目的税について次に掲げる事由のいずれかがありと認める場合を除き、これに同意しなければならない。

一 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。

二 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。

三 前二号に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

(法定外目的税の非課税の範囲)

第七百三十三条の二 地方団体は、次に掲げるものに對しては、法定外目的税を課することができない。

一 当該地方団体の区域外に所在する土地、家屋、物件及びこれらから生ずる収入

二 当該地方団体の区域外に所在する事務所及び事業所において行われる事業並びにこれらから生ずる収入

三 公務上又は業務上の事由による負傷又は疾病に基因して受ける給付で政令で定めるもの

(法定外目的税の徴収の方法)

第七百三十三条の三 法定外目的税の徴収については、徴収の便宜に従い、当該地方団体の条例の定めるところによつて、普通徴収、申告納付、特別徴収又は証紙徴収の方法によらなければならない。

(徴税吏員の法定外目的税に関する調査に係る質問検査権)

第七百三十三条の四 地方団体の徴税吏員は、法定外目的税の賦課徴収に関する調査のために必要がある場合においては、次に掲げる者に質問し、又は第一号から第三号までの者の事業に関する帳簿書類(その作成又は保存に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。次条第一項第一号及び第二号において同じ。)その他の物件を検査し、若しくは当該物件(その写しを含む。)の提示若しくは提出を求めることができる。

一 納税義務者又は納税義務があると認められる者

二 特別徴収義務者

三 前二号に掲げる者に金銭又は物品を給付する義務があると認められる者

四 前三号に掲げる者以外の者で当該法定外目的税の賦課徴収に直接関係があると認められる者

2 前項第一号又は第二号に掲げる者を分割法人(分割によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下本項において同じ。)とする分割に係る分割承継法人(分割により分割法人から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下本項において同じ。)及び前項第一号又は第二号に掲げる者を分割承継法人とする分割に係る分割法人は、同項第三号に規定する金銭又は物品を給付する義務があると認められる者に含まれるものとする。

3 第一項の場合においては、当該徴税吏員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

4 地方団体の徴税吏員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

5 法定外目的税に係る滞納処分に関する調査については、第一項の規定にかかわらず、第七百三十三条の二十四第六項の定めるところによる。

6 第一項又は第四項の規定による地方団体の徴税吏員の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(法定外目的税に係る検査拒否等に関する罪)

第七百三十三条の五 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条の規定による帳簿書類その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

二 前条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件(その写しを含む。)を提示し、若しくは提出したとき。

三 前条の規定による徴税吏員の質問に対し答弁をしないとき、又は虚偽の答弁をしたとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(法定外目的税の納税管理人)

第七百三十三条の六 法定外目的税の納税義務者(特別徴収に係る法定外目的税の納税義務者を除く。次項及び第七百三十三条の八において同じ。)又は特別徴収義務者は、納付義務又は納入義務を負う地方団体の区域内に住所、居所、事務所又は事業所(以下本項において「住所等」という。)を有しない場合において「住所等」という。)を有する一切の事項を処理させるため、当該地方団体の条例で定める地域内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定めてこれを地方団体の長に申告し、又は当該地域外に住所等を有する者のうち当該事項の処理につき便宜を有するものを納税管理人として定めることについて地方団体の長に申請してその承認を受けなければならない。納税管理人を変更し、又は変更しようとする場合においても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該納税義務者又は特別徴収義務者は、当該納税義務者又は特別徴収義務者に係る法定外目的税の徴収の確保に

支障がないことについて地方団体の長に申請してその認定を受けたときは、納税管理人を定めることを要しない。

(法定外目的税の納税管理人に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百三十三条の七 前条第一項の規定により申告すべき納税管理人について虚偽の申告をし、又は偽りその他の不正の手段により同項の承認若しくは同条第二項の認定を受けたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の刑を科する。

(法定外目的税の納税管理人に係る不申告に関する過料)

第七百三十三条の八 地方団体は、第七百三十三条の六第二項の認定を受けていない法定外目的税の納税義務者又は特別徴収義務者で同条第一項の承認を受けていないものが同項の規定によつて申告すべき納税管理人について正当な事由がなくして申告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(法定外目的税の普通徴収の手続)

第七百三十三条の九 法定外目的税を普通徴収によつて徴収しようとする場合において納税者に交付すべき納税通知書は、遅くとも、その納期限前十日までに納税者に交付しなければならない。

(法定外目的税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)

第七百三十三条の十 法定外目的税の納税義務者は、当該地方団体の条例の定めるところによつて、当該法定外目的税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。

(法定外目的税に係る虚偽の申告等に関する罪)

第七百三十三条の十一 前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について虚偽の申告又は報告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

(法定外目的税に係る不申告等に関する過料)

第七百三十三条の十二 地方団体は、法定外目的税の納税義務者が第七百三十三条の十の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくして申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該地方団体の条例で十万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。

(法定外目的税の減免)

第七百三十三条の十三 地方団体の長は、天災その他特別の事情がある場合において法定外目的税の減免を必要とすると認める者、貧困により生活のため公私の扶助を受ける者その他特別の事情がある者に限り、当該地方団体の条例の定めるところにより、当該法定外目的税を減免することができる。ただし、特別徴収義務者については、この限りでない。

(法定外目的税の申告納付の手続等)

第七百三十三条の十四 法定外目的税を申告納付すべき納税者は、当該地方団体の条例で定める期間内における課税標準額、税額その他同条例で定める事項を記載した申告書を同条例で定める納期限までに地方団体の長に提出し、及びその申告した税額を当該地方団体に納付しなければならない。

2 前項の規定によつて申告書を提出した者は、申告書を提出した後においてその申告に係る課税標準額又は税額を修正しなければならない場合においては、当該地方団体の条例で定める様式によつて、遅滞なく、修正申告書を提出するとともに、修正により増加した税額があるときは、これを納付しなければならない。

(法定外目的税の特別徴収の手続)

第七百三十三条の十五 法定外目的税を特別徴収によつて徴収しようとする場合においては、当該法定外目的税の徴収の便宜を有する者を当該地方団体の条例によつて特別徴収義務者として指定し、これに徴収させなければならない。

2 前項の特別徴収義務者は、当該法定外目的税の納期限までにその徴収すべき法定外目的税に係る課税標準額、税額その他当該地方団体の条例で定める事項を記載した納入申告書を地方団体の長に提出し、及びその納入金を当該地方団体に納入する義務を負う。

3 前項の規定によつて納入した納入金のうち法定外目的税の納税者が特別徴収義務者に支払わなかつた税金に相当する部分については、特別徴収義務者は、当該納税者に対して求償権を有する。

4 特別徴収義務者が前項の求償権に基づいて訴えを提起した場合においては、地方団体の徴税吏員は、職務上の秘密に関する場合を除くほか、証拠の提供その他必要な援助を与えなければならない。

(法定外目的税に係る更正及び決定)

第七百三十三条の十六 地方団体の長は、前条第二項の規定による納入申告書(第七百三十三条の十四第一項の規定による申告書を含む。以下本節において同じ。)又は第七百三十三条の十四第二項の規定による修正申告書の提出があつた場合において、納入申告(同条第一項の規定による申告を含む。以下本節において同じ。)又は修正申告に係る課税標準額又は税額がその調査したところと異なるときは、これを更正することができる。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が前項の納入申告書を提出しなかつた場合においては、その調査によつて、納入申告すべき課税標準額及び税額を決定することができる。

3 地方団体の長は、前二項の規定によつて更正し、又は決定した課税標準額又は税額について、調査によつて、過大であることを発見した場合、又は過少であり、かつ、過少であることが納税者又は特別徴収義務者の偽りその他の不正の行為によるものであることを発見した場合に限り、これを更正することができる。

4 地方団体の長は、前三項の規定によつて更正し、又は決定した場合においては、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

(法定外目的税に係る不足金額及びその延滞金の徴収)

第七百三十三条の十七 地方団体の徴税吏員は、

前条第一項から第三項までの規定による更正又は決定があつた場合において、不足金額(更正による税金若しくは納入金の不足金額又は決定による税額若しくは納入金額をいう。以下本節において同じ。)があるときは、同条第四項の通知をした日から一月を経過した日を納期限として、これを徴収しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足金額に第七百三十三条の十四第一項又は第七百三十三条の

十五第二項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限とする。以下本節において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間については、年七・三パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収しなければならない。

3 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項の規定による更正又は決定を受けたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

(法定外目的税に係る過少申告加算金及び不申告加算金)

第七百三十三条の十八 納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合(納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合において、第三項ただし書又は第九項の規定の適用があるときを含む。次項において同じ。)において、第七百三十三条の十六第一項又は第三項の規定による更正があつたとき、又は修正申告書の提出があつたときは、地方団体の長は、当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由がないと認める場合には、当該更正による不足金額又は当該修正申告により増加した税額(次項において「対象不足金額等」という。以下百分の十の割合を乗じて計算した金額に相当する過少申告加算金額を徴収しなければならない。

2 前項の規定に該当する場合において、当該対象不足金額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る法定外目的税について更正又は修正申告書の提出があつた場合には、その更正による不足金額又は修正申告により増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告により増加した税額を控除した金額とし、当該法定外目的税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分

の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれが多い金額を超えるときは、同項に規定する過少申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 次の各号のいずれかに該当する場合には、地方団体の長は、当該各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正により納付し、又は納入すべき税額に百分の十五の割合を乗じて計算した金額に相当する不申告加算金額を徴収しなければならない。ただし、納入申告書の提出期限までにその提出がなかつたことについて正当な理由があると認められる場合は、この限りでない。

一 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は第七百三十三条の十六第二項の規定による決定があつた場合

二 納入申告書の提出期限後にその提出があつた後において修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項若しくは第三項の規定による更正があつた場合

三 第七百三十三条の十六第二項の規定による決定があつた後において同条第三項の規定による更正があつた場合

4 前項の規定に該当する場合(同項ただし書又は第九項の規定の適用がある場合を除く。次項及び第六項において同じ。)において、前項に規定する納付し、又は納入すべき税額(同項第二号又は第三号に該当する場合には、これらの規定に規定する修正申告又は更正前にされた当該法定外目的税に係る納入申告書の提出期限後の納入申告又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定により納付し、又は納入すべき税額の合計額(当該納付し、又は納入すべき税額を減少させる更正又は更正に係る審査請求若しくは訴えについての裁決若しくは判決による原処分との異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。次項において「累積税額」という。)を加算した金額。

次項において「加算後累積税額」という。)が五十万円を超えるときは、前項に規定する不申告加算金額は、同項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した金額に、その超える部分に相当する金額(同項に規定する納付し、又は納入すべき税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該納付し、又は納入すべき税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

5 第三項の規定に該当する場合において、加算後累積税額(当該加算後累積税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する納入申告、修正申告、決定又は更正前の税額の計算の基礎とされいなかつたことについて当該納税者又は特別徴収義務者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づき税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額)が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一 五十万円以下の部分に相当する金額 百分の十五の割合

二 五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額 百分の二十の割合

三 三百万円を超える部分に相当する金額 百分の三十の割合

6 第三項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する不申告加算金額は、前三項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第三項に規定する納付し、又は納入すべき税額に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出(当該納入申告書又は修正申告書に係る法定外目的税について地方団体の長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものに限る。次号において同じ。)又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の

日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金（次項の規定の適用があるものを除く。同号において同じ。）又は重加算金（次条第三項第一号において「不申告加算金等」という。）を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出若しくは修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る法定外目的税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立した法定外目的税について、不申告加算金若しくは重加算金（次条第二項の規定の適用があるものに限る。）（以下この号及び次条第三項第二号において「特定不申告加算金等」という。）を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

7 納入申告書の提出期限後にその提出があつた場合又は修正申告書の提出があつた場合において、その提出が当該納入申告書又は修正申告書に係る法定外目的税について地方団体の長の調査による更正又は決定があるべきことを予知してされたものでないときは、当該納入申告書又は修正申告書に係る税額に係る第三項に規定する不申告加算金額は、同項から第五項までの規定にかかわらず、当該税額に百分の五の割合を乗じて計算した金額に相当する額とする。

8 地方団体の長は、第一項の規定により徴収すべき過少申告加算金額又は第三項の規定により徴収すべき不申告加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

9 第三項の規定は、第七項の規定に該当する納入申告書の提出があつた場合において、その提出が、納入申告書の提出期限までに提出する意思があつたと認められる場合として政令で定める場合に該当して行われたものであり、かつ、納入申告書の提出期限から一月を経過する日までに行われたものであるときは、適用しない。

（法定外目的税に係る重加算金）

第七百三十三条の十九 前条第一項の規定に該当する場合において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書又は修正申告書を提出したときは、地方団体

の長は、政令で定めるところにより、同項に規定する過少申告加算金額（同条第二項の規定の適用がある場合には、同項の規定による加算後の金額）に代えて、その計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に百分の三十五の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

2 前条第三項の規定に該当する場合（同項ただし書の規定の適用がある場合を除く。）において、納税者又は特別徴収義務者が課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、かつ、その隠蔽し、又は仮装した事実に基づいて納入申告書の提出期限までにこれを提出せず、又は納入申告書の提出期限後にその提出をし、若しくは修正申告書を提出したときは、地方団体の長は、同項に規定する不申告加算金額に代えて、その計算の基礎となるべき税額に百分の四十の割合を乗じて計算した金額に相当する重加算金額を徴収しなければならない。

3 前二項の規定に該当する場合において、次の各号のいずれか（第一項の規定に該当する場合にあつては、第一号）に該当するときは、前二項に規定する重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、第一項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額又は修正申告により増加した税額に、前項の規定に該当するときは同項に規定する計算の基礎となるべき税額に、それぞれ百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 前二項に規定する課税標準額の計算の基礎となるべき事実で隠蔽し、又は仮装されたものに基き納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定があつた日の前日から起算して五年前の日までの間に、法定外目的税について、不申告加算金等を徴収されたことがある場合

二 納入申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は第七百三十三条の十六第一項から第三項までの規定による更正若しくは決定に係る法定外目的税の納税義務又は特別徴収義務が成立した日の属する年の前年及び前々年に納税義務又は特別徴収義務が成立し

た法定外目的税について、特定不申告加算金等を徴収されたことがあり、又は特定不申告加算金等に係る決定をすべきと認める場合

4 地方団体の長は、前二項の規定に該当する場合において、納入申告書又は修正申告書の提出について前条第七項に規定する事由があるときは、当該納入申告に係る税額又は修正申告により増加した税額を基礎として計算した重加算金額を徴収しない。

5 地方団体の長は、第一項又は第二項の規定により徴収すべき重加算金額を決定した場合には、遅滞なく、これを納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。

（納期限後に納付し、又は申告納入する法定外目的税の延滞金）

第七百三十三条の二十 法定外目的税の納税者又は特別徴収義務者は、納期限（納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下本節において同じ。）後にその税金（第七百三十三条の十四第二項の規定による修正により増加した税額を含む。以下本条において同じ。）を納付し、又は納入金を納入する場合においては、当該税額又は納入金額に、その納期限の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年十四・六パーセント（当該納期限の翌日から一月を経過する日までの期間（同項の規定による修正により増加した税額にあつては、同項の修正申告書が提出された日までの期間）又はその日の翌日から一月を経過する日までの期間）については、年七・三パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付し、又は納入しなければならない。

2 地方団体の長は、納税者又は特別徴収義務者が納期限までに税金を納付しなかつたこと、又は納入金を納入しなかつたことについてやむを得ない事由があると認める場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。

（法定外目的税の脱税等に関する罪）

第七百三十三条の二十一 偽りその他不正の行為により法定外目的税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第七百三十三条の十五第二項の規定により徴収すべき法定外目的税に係る納入金の全部又は一部を納入しなかつたときは、その違

反行為をした者は、五年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 第一項の免れた税額又は前項の納入しなかつた金額が百万円を超える場合には、情状により、当該各項の罰金の額は、当該各項の規定にかかわらず、百万円を超える額でその免れた税額又は納入しなかつた金額に相当する額以下の額とすることができる。

4 第一項に規定するもののほか、第七百三十三条の十の規定により申告し、又は報告すべき事項について申告又は報告をしないことにより、法定外目的税の全部又は一部を免れたときは、その違反行為をした者は、三年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

5 前項の免れた税額が五十万円を超える場合には、情状により、同項の罰金の額は、同項の規定にかかわらず、五十万円を超える額でその免れた税額に相当する額以下の額とすることができる。

6 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に關して第一項、第二項又は第四項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

7 前項の規定により第一項又は第二項の違反行為につき法人又は人に罰金を科する場合における時効の期間は、これらの項の罪についての時効の期間による。

（法定外目的税に係る督促）

第七百三十三条の二十二 納税者又は特別徴収義務者が納期限（更正又は決定があつた場合においては、不足金額の納期限をいう。以下本節において同じ。）までに法定外目的税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、地方団体の徴税吏員は、納期限後二十日以内に、督促状を発しなければならない。ただし、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある地方団体においては、当該地方団体の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（法定外目的税に係る督促手数料）

第七百三十三条の二十三 地方団体の徴税吏員は、督促状を発した場合においては、当該地方団体の条例の定めるところによつて、手数料を徴収することができる。

（法定外目的税に係る滞納処分）

第七百三十三条の二十四 法定外目的税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、地方団体の徴税吏員は、当該法定外目的税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押えなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を發した日から起算して十日を経過した日までにその督促に係る法定外目的税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

二 滞納者が繰上徴収に係る告知により指定された納期限までに法定外目的税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

2 第二次納税義務者又は保証人について前項の規定を適用する場合には、同項第一号中「督促状」とあるのは、「納付又は納入の催告書」とする。

3 法定外目的税に係る地方団体の徴収金の納期限後第一項第一号に規定する十日を経過した日までに、督促を受けた滞納者につき第十三条の二第一項各号の一に該当する事実が生じたときは、地方団体の徴税吏員は、直ちにその財産を差し押えることができる。

4 滞納者の財産につき強制換価手続が行われた場合には、地方団体の徴税吏員は、執行機関（破産法第一百四十四条第一号に掲げる請求権に係る法定外目的税に係る地方団体の徴収金の交付要求を行う場合には、その交付要求に係る破産事件を取り扱う裁判所）に対し、滞納に係る法定外目的税に係る地方団体の徴収金につき、交付要求をしなければならない。

5 地方団体の徴税吏員は、第一項から第三項までの規定により差し押えをすることができる場合において、滞納者の財産で国税徴収法第八十六条第一項各号に掲げるものにつき、既に他の地方団体の徴収金若しくは国税の滞納処分又はこれらの滞納処分の例による処分による差押えがされているときは、当該財産についての交付要求は、参加差押えによりすることができる。

6 前各項に定めるものその他法定外目的税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

7 前各項の規定による処分は、当該地方団体の区域外においても行うことができる。

（法定外目的税に係る滞納処分に関する罪）
第七百三十三条の二十五 法定外目的税の納税者又は特別徴収義務者が滞納処分の執行を免れる

目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは地方団体の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前三項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する検査拒否等の罪）

第七百三十三条の二十六 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第一百四十一条の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第一百四十一条の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第一百四十一条の規定の例により行う地方団体の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務

又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（国税徴収法の例による法定外目的税に係る滞納処分に関する虚偽の陳述の罪）

第七百三十三条の二十六の二 第七百三十三条の二十四第六項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により地方団体の長に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

（法定外目的税の証紙徴収の手続）

第七百三十三条の二十七 地方団体は、法定外目的税を証紙徴収によつて徴収しようとする場合においては、納税者に当該地方団体が発行する証紙をもつてその税金を払い込ませなければならない。この場合においては、地方団体は、当該法定外目的税を納付する義務が発生することを証する書類その他の物件に証紙をはらせ、又は証紙の額面金額に相当する現金の納付を受けた後納税済印を押すことによつて、証紙に代えることができる。

2 地方団体又は特別徴収義務者は、納税者が証紙をはつた場合においては、証紙をはつた紙面その他の物件と証紙の色彩とに於て当該地方団体の印又は特別徴収義務者の印若しくは署名で判明にこれを消さなければならない。

3 第一項の証紙の取扱いに関しては、当該地方団体の条例で定めなければならない。

第五章 都等の特例等

第一節 都等の特例

（都における普通税の特例）

第七百三十四条 都は、その特別区の存する区域において、普通税として、第四条第二項に掲げるものを課するほか、第一条第二項の規定にかかわらず、第五条第二項第二号及び第六号に掲げるものを課するものとする。この場合においては、都を市とみなして第三章第二節及び第八節の規定を準用する。

2 都は、その特別区の存する区域内において、第一条第二項の規定にかかわらず、都民税として次に掲げるものを課するものとする。

一 第四条第二項第一号に掲げる税のうち個人に対して課するもの

二 第四条第二項第一号に掲げる税及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち、それぞれ法人に対して課するもの

3 前項の場合において、同項第一号に掲げるものについては、第二章第一節第一款（法人の道府県民税に関する部分の規定を除く。）、第二款及び第四款から第六款まで並びに次款の規定を準用するものとし、同項第二号に掲げるものについては、同号に掲げる税を合わせて一の税とみなして、第三章第一節（個人の市町村民税に関する部分の規定を除く。）の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二章 第一節		第三章 第一節		第三章 第二節	
道府県	都	道府県	都	道府県	都
道府県民税	都民税	道府県民税	都民税	道府県民税	都民税
道府県知事	都知事	道府県知事	都知事	道府県知事	都知事
市町村	特別区	市町村	特別区	市町村	特別区
市町村長	特別区長	市町村長	特別区長	市町村長	特別区長
市町村民	都民	市町村民	都民	市町村民	都民
市町村長	都知事	市町村長	都知事	市町村長	都知事
五万円	五万円（事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、七万円）	五万円	五万円（事務所、事業所又は寮等が特別区の区域以外の都の区域内にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、七万円）	五万円	五万円（事務所、事業所又は寮等が特別区の区域外にも所在する場合（以下「事務所等が特別区の区域外にも所在する場合」という。）以外の場合には、七万円）
十二万円	十二万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、十四万円）	十二万円	十二万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、十四万円）	十二万円	十二万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、十四万円）
十三万円	十三万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、十八万円）	十三万円	十三万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、十八万円）	十三万円	十三万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、十八万円）
十五万円	十五万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十万円）	十五万円	十五万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十万円）	十五万円	十五万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十万円）
十六万円	十六万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十万円）	十六万円	十六万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十万円）	十六万円	十六万円（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合には、二十万円）

し、この法律の規定をそのまま適用することが困難である事項については政令で、特別の定を設けることができる。

第二節 個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の賦課徴収に関する調整

(個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の納税通知書等)

第七百三十九条の二 市町村長は、第一号に掲げる文書を第二号及び第三号に掲げる文書と併せて、総務省令で定める様式に準じて作成するものとする。

一 個人の市町村民税(第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第三百二十八条の規定により課する所得割を除く。以下この条、次条及び第七百三十九条の四第一項において同じ。)の賦課徴収に用いる納税通知書、納期限変更告知書、特別徴収義務者及び特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法により徴収する旨の通知書、督促状その他の文書(以下この条において「賦課徴収関係文書」という。)

二 第四十一条第一項の規定により個人の市町村民税と併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税(第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割及び第五十条の二の規定により課する所得割を除く。以下この条、次条及び第七百三十九条の四第一項において同じ。)の賦課徴収に用いる賦課徴収関係文書

三 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七條第一項の規定により個人の市町村民税及びこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税と併せて賦課徴収を行う森林環境税の賦課徴収に用いる賦課徴収関係文書

(個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税に係る延滞金の計算)

第七百三十九条の三 個人の市町村民税、第四十一条第一項の規定によりこれと併せて賦課徴収を行う個人の道府県民税及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第七條第一項の規定によりこれらと併せて賦課徴収を行う森林環境税に係る第三百二十一条の二(第四十一条第一項及び同法第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。及び第三百二十六条(第四十一条第一項及び同法第七條第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。))の規定による延滞金の計算について

は、個人の市町村民税の額、個人の道府県民税の額及び森林環境税の額の合算額によりこれらの規定を適用するものとする。

(個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金の納付又は納入等)

第七百三十九条の四 個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第八條第一項の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金(同法第二條第五号に規定する森林環境税に係る徴収金という。以下この条及び次条において同じ。)の納付又は納入があつた場合には、その納付額又は納入額から督促手数料及び滞納処分費を控除した額を個人の市町村民税、個人の道府県民税及び森林環境税の額に按分した額に相当する個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があつたものとする。

2 市町村は、個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金又は森林環境税に係る徴収金の納付又は納入があつた場合には、当該納付又は納入があつた月の翌月十日までに、政令で定めるところにより、これを道府県に払い込むものとする。

(個人の道府県民税に係る徴収及び滞納処分の特例等)

第七百三十九条の五 第四十六条第二項の規定により市町村長から道府県知事に対し、個人の道府県民税の滞納に関する報告があつた場合には、道府県知事が市町村長の同意を得て、当該報告に係る滞納者の全部又は一部について一年を超えない範囲内で定めた一定の期間に限り、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第八條第一項の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金(当該滞納に係る個人の道府県民税が第二十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割又は第五十条の二の規定により課する

所得割である場合には、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき第二百九十四条第一項第二号に掲げる者に対して課する均等割又は第三百二十八条の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金。次項において同じ。)について、併せて、個人の市町村民税の徴収の例により徴収し、又は国税徴収法に規定する滞納処分の例により滞納処分をすることができ。

2 市町村長は、前項の滞納者が、同項の報告があつた日の属する年の六月一日以後同項の一定の期間の末日までの間の納期限に係る個人の道府県民税を滞納したときは、その旨を遅滞なく道府県知事に報告するものとする。この場合において、道府県知事が市町村長の同意を得たときは、道府県の徴税吏員は、当該滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、第四十二条第一項の規定によりこれと併せて納付し、又は納入すべき個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第八條第一項の規定によりこれらと併せて納付し、又は納入すべき森林環境税に係る徴収金について、前項の一定の期間に限り、同項の規定の例により、同項の地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金と併せて徴収し、又は滞納処分をすることができ。

3 道府県の徴税吏員は、前二項の規定により徴収し、又は滞納処分をする場合には、当該市町村の徴税吏員から、前二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金について、徴収の引継ぎを受けるものとし、第一項の一定の期間が経過した場合においては、当該市町村の徴税吏員に徴収の引継ぎをするものとする。ただし、当該道府県の徴税吏員は、当該市町村の徴税吏員との協議により、滞納処分を続行することができる。

4 市町村の徴税吏員は、第一項の一定の期間中は、同項又は第二項の規定により道府県の徴税吏員が徴収し、又は滞納処分をする個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金については、納税者が納税通知書に記載した納付の場所に納付し、又は特別徴収義務者が市町村長の指定する場所に納入する場合

を除くほか、徴収することができないものとし、第一項の一定の期間前に滞納処分に着手したもののについて滞納処分をする場合を除くほか、滞納処分をすることができないものとする。

5 市町村は、道府県が第一項又は第二項の規定により滞納に係る個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金を徴収し、又はこれらについて滞納処分をする場合には、道府県に協力するものとする。

6 道府県は、第一項又は第二項の規定により徴収し、又は滞納処分をした個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金を、翌月十日までに、政令で定めるところにより、市町村に払い込むものとする。

7 道府県知事は、第一項の一定の期間の経過後、遅滞なく、市町村長に対し、当該期間中において行つた徴収及び滞納処分の状況を通知しなければならない。

8 前各項の規定は、第四十六条第三項の規定により個人の道府県民税の賦課徴収に関する事項の報告の請求があつた場合において、市町村長から道府県知事に対し、個人の道府県民税の滞納(同条第二項又は第二項の規定による報告に係るものを除く。)に関する報告があつたときについて準用する。この場合において、第二項中「日の属する年の六月一日以後」とあるのは、「日以後」と読み替えるものとする。

9 第三項(前項において準用する場合を含む。)の徴収の引継ぎ及び滞納処分の続行に関し必要な事項は、政令で定める。

(道府県が行う滞納処分に關する罪等)

第七百三十九条の六 個人の道府県民税の納税者又は特別徴収義務者が前条第一項又は第二項(これらの規定を同条第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による滞納処分の執行を免れる目的でその財産を隠蔽し、損壊し、若しくは道府県及び市町村の不利益に処分し、その財産に係る負担を偽つて増加する行為をし、又はその現状を改変して、その財産の価額を減損し、若しくはその滞納処分に係る滞納処分費を増大させる行為をしたときは、その者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 納税者又は特別徴収義務者の財産を占有する第三者が納税者又は特別徴収義務者に前条第一

項又は第二項の規定による滞納処分の執行を免れさせる目的で前項の行為をしたときも、同項と同様とする。

3 情を知つて前二項の行為につき納税者若しくは特別徴収義務者又はその財産を占有する第三者の相手方となつたときは、その相手方としてその違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

4 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の質問に対して答弁をせず、又は偽りの陳述をしたとき。

二 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の帳簿書類（同条に規定する帳簿書類をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第四百一条の規定の例により行う道府県の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

5 前条第一項又は第二項の場合において、国税徴収法第九十九条の二（同法第九十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定の例により道府県知事に対して陳述すべき事項について虚偽の陳述をした者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

6 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者（当該社団又は財団の代表者又は管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第一項から第四項までの違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、当該各項の罰金を科する。

7 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものについて前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴

訟行為につき当該法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第三節 固定資産税の特例

（大規模の償却資産に対する道府県の課税権）
第七百四十条 大規模の償却資産（新設大規模償却資産を含む。以下この節において同じ。）が所在する市町村（第三百八十九条第一項の規定による配分の結果大規模の償却資産が所在することとなる市町村を含む。以下この条において同じ。）を包括する道府県は、普通税として、

第四条第二項各号に掲げるものを課するほか、当該大規模の償却資産に対し、当該大規模の償却資産の価額（第三百四十九条の二、第三百四十九条の三又は第三百四十九条の四の規定により固定資産税の課税標準となるべき額をいう。）のうち第三百四十九条の四及び第三百四十九条の五の規定により当該大規模の償却資産が所在する市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額を課税標準として、固定資産税を課するものとする。

（道府県が課する固定資産税の税率）

第七百四十一条 大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の標準税率は、百分の一・四とする。

（大規模の償却資産の指定等）

第七百四十二条 道府県知事は、第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産については、当該償却資産が第三百八十九条の規定によつて総務大臣が指定したものである場合を除き、これを指定し、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による通知に係るもの以外になお第七百四十条の規定によつて道府県が固定資産税を課すべき償却資産があると認める場合においては、遅滞なく、その旨を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による市町村長の通知に基いて、第一項の規定による指定に追加して道府県が固定資産税を課すべきものと認められる償却資産を指定することができる。この場合においては、道府県知事は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者及び当該償却資産

の所在地の市町村長に通知しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の決定等）

第七百四十三条 道府県知事は、前条第一項又は第三項の規定によつて指定した償却資産については、その指定した日の属する年の翌年以降、毎年一月一日現在における時価による評価を行った後、その価格等を決定し、決定した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を毎年三月三十一日までに納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。ただし、災害その他特別の事情がある場合においては、四月一日以後に通知することができる。

2 道府県知事は、前項の規定によつて決定した価格等に重大な錯誤があることを発見した場合においては、直ちに、当該価格等を修正し、遅滞なく、修正した価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

3 道府県知事は、第一項の規定によつて償却資産の価格等を決定した場合においては、総務省令の定めるところによつてその結果の概要調査を作成し、毎年四月にこれを総務大臣に送付しなければならない。ただし、同項ただし書の規定により四月一日以後に通知した場合にあつては、その通知した日から一月以内に送付しなければならない。

（大規模の償却資産の価格等の決定に関する審査請求に対する裁決の通知）

第七百四十四条 道府県知事は、前条第一項又は第二項の規定による価格等の決定についての審査請求に対する裁決をしたときは、遅滞なく、その旨を関係市町村長に通知しなければならない。

（道府県が課する固定資産税の賦課徴収等）

第七百四十五条 大規模の償却資産に対して道府県が課する固定資産税の賦課徴収等に関しては、この節に特別の定めがあるものを除くほか、第三百四十一条第四号及び第五号、第三百四十三条第一項、第三百五十三条から第三百五十九条まで、第三百六十二条、第三百六十四条（第三項、第四項及び第十項を除く）、第三百六十四条の二から第三百六十七条まで、第三百六十九条、第三百七十一条から第三百七十六条まで、第三百八十三条、第三百八十五条、第三

百八十六条並びに第四百三条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市町村」とあるのは「道府県」と、「市町村長」とあるのは「道府県知事」と読み替えるものとする。

2 道府県知事は、第三百八十三条若しくは前項において準用する第三百八十三条の規定によつて市町村長若しくは道府県知事に申告をする義務がある者又は第三百九十四条の規定によつて道府県知事若しくは総務大臣に申告をする義務がある者がそのすべき申告をしなかつたこと又は虚偽の申告をしたことにより第四百七条又は第七百四十三条第二項の規定によつて当該償却資産の価格を決定し、又は修正したことに基づいてその者に係る固定資産税額に不足税額があることを発見した場合においては、直ちにその不足税額を追徴しなければならない。この場合において、不足税額のうち、第三百六十八条第一項ただし書の規定によつて市町村長が追徴することができる額があるときは、道府県知事の追徴すべき額は、当該不足税額から当該市町村長が追徴することができる額を控除した額とする。

3 第三百六十八条第二項及び第三項の規定は、前項の規定によつて道府県知事が不足税額を追徴する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「市町村」とあるのは「道府県」と、同条第三項中「市町村長」とあるのは「道府県知事」と読み替えるものとする。

第七百四十六条 削除

（指定都市の指定があつた場合の大規模の償却資産に対する固定資産税の特例）

第七百四十七条 第三百四十九条の四、第三百四十九条の五及び第七百四十条から前条までの規定は、一月二日以後四月一日以前において地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定により指定された市に所在する大規模の償却資産に対して課する固定資産税については、当該指定された日（以下「指定日」という。）の属する年の四月一日の属する年度分の固定資産税に限り、適用しないものとする。この場合において、指定日前に当該固定資産税について第七百四十三条第一項若しくは第二項又は第七百四十五条の規定により道府県知事又は道府県の徴税吏員がした行為及び納税義務者が道府県知事に對してした行為は第三章第二節の規定により当該市の長又は徴税吏員がした行為及び当該市の

長に対してした行為と、指定日前における当該償却資産の価格等の決定又は修正に対する審査請求は第四百三十二条第一項の規定による審査の申出と、指定日前における当該審査請求に対する裁決は第四百三十三条第一項の規定による審査の決定とみなす。

第六章 地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告等の特例等

第七百四十七条の二 地方税関係申告等（第七百六十二条第一号イに掲げる通知をいう。次条第一項において同じ。）のうち、この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則（以下この条から第七百四十七条の五までにおいて「地方税関係法令」という。）の規定において書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。次条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。）により行うことその他のその方法が規定されているもの（次に掲げるものを除く。次項及び第七百四十七条の十三において「書面等地方税関係申告等」という。）については、当該方法により行う場合又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定による電子情報処理組織に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織（同号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織をいう。以下この条から第七百四十七条の五までにおいて同じ。）を使用し、かつ、地方税共同機構（以下この章において「機構」という。）を経由する方法により行うことができる。

- 一 第五十三条第六十五項の規定による同項の申告
- 二 第七十二条の三十二第一項の規定による同項の申告
- 三 第七十二条の八十九の二第一項の規定による同項の申告
- 四 第三百十七条の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供
- 五 第三百十七条の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供
- 六 第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知

七 第三百二十一条の八第六十二項の規定による同項の申告
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、前項の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行われた書面等地方税関係申告等について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	第二項	第三項	第四項	第六項			
				主務省令	電子情報処理組織を使用する	主務省令	前項
当該申請等に関する他の法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）	当該申請等を受け行政機関等	当該申請等に関する他の法令	当該地方税関係法令	地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する	総務省令	地方税法第七百四十七条の二第一項
他の法令	地方税関係法令その他の当該申請等（同条第一項に規定する書面等地方税関係申告等をいう。）	地方税法第七百六十二条第一号の地方税共同機構（第六項において「機構」という。）	地方税関係法令	地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する	総務省令	同項及び第二項から第四項まで	地方税法第七百四十七条の二第一項

うことその他のその方法が規定されているもの以外のもの（次項及び第七百四十七条の十三において「書面等以外地方税関係申告等」という。）については、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行うことができる。

2 前項の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行われた書面等以外地方税関係申告等は、第七百六十二条第一号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第七百四十七条の五第二項において同じ。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同号イに規定する地方団体の長に到達したものとみなす。

第七百四十七条の四 他の行政機関の長（第七百六十二条第一号イに規定する行政機関の長をいう。次条第一項において同じ。）に対して行う地方税関係通知（同号ロに掲げる通知をいう。同項において同じ。）のうち、地方税関係法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されているもので総務省令で定めるもの（次項及び第七百四十七条の十三において「特定書面等地方税関係通知」という。）については、当該方法により行う場合又は情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項の規定により同法第六条第一項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行う場合を除き、地方税関係法令の規定にかかわらず、総務省令で定めるところにより、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行うことができる。

- 2 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第二項から第五項までの規定は、前項の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する方法により行われた特定書面等地方税関係通知について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二項	第三項	第四項	第五項	第七百四十七条の五			
				主務省令	電子情報処理組織を使用する	主務省令	前項
当該処分通知等に関する他の法令	地方税関係法令（地方税法第七百四十七条の二第一項に規定する地方税関係法令をいう。以下この項及び第四項において同じ。）	当該処分通知等に関する他の法令	当該地方税関係法令	当該地方税関係法令	地方税法第七百四十七条の四第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由する	総務省令	地方税法第七百四十七条の四第一項
他の法令	地方税関係法令その他の当該処分通知等（同法第七百四十七条の四第一項に規定する特定書面等地方税関係通知をいう。次項において同じ。）	地方税関係法令	地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する	地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する	地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する	地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する	地方税法第七百四十七条の二第一項の同法第七百六十二条第一号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由する

の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該特定地方税関係通知等を受ける者に到達したものとみなす。

（特定徴収金の収納の特例）

第七百四十七条の六 地方団体は、特定徴収金の

収納の事務については、政令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。

2 前項の「特定徴収金」とは、地方税に係る地方団体の徴収金のうち、納税義務者又は特別徴収義務者が総務省令で定める方法により納付し、又は納入するものをいう。

3 機構は、第一項の規定により行う前項に規定する特定徴収金（以下この章において「特定徴収金」という。）の収納の事務の一部を、政令で定めるところにより、特定金融機関等（第二十条の十一の二に規定する金融機関等のうち、特定徴収金の収納の事務を適切かつ確実に遂行することができるものとして総務省令で定める基準に適合するものをいう。）に委託することができる。

（機構指定納付受託者に対する納付又は納入の委託）

第七百四十七条の七 特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者は、電子情報処理組織を使用して行う機構指定納付受託者（次条第一項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この条において同じ。）に対する通知で総務省令で定めるものに基き納付し、又は納入しようとするときは、機構指定納付受託者に納付又は納入を委託することができる。

（機構指定納付受託者）

第七百四十七条の八 特定徴収金の納付又は納入に関する事務（以下この章において「納付等事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち機構が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下この章において「機構指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けて、納付等事務を行うことができる。

2 機構は、前項の規定による指定をしたときは、機構指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地その他総務省令で定める事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 機構指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を機構に届け出なければならない。

4 機構は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 地方団体は、第一項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

6 地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようにはしなければならない。

（納付等事務の委託）

第七百四十七条の九 第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けた機構指定納付受託者は、当該委託を受けた納付等事務の一部を、納付等事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託することができる。

（機構指定納付受託者の納付又は納入）

第七百四十七条の十 機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、機構が指定する日までに当該委託を受けた特定徴収金を機構に納付し、又は納入しなければならない。

2 機構指定納付受託者は、第七百四十七条の七の規定により特定徴収金を納付し、又は納入しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を機構に報告しなければならない。

3 機構は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、総務省令で定めるところにより、当該報告に係る事項を当該報告に係る特定徴収金を納付し、又は納入すべき地方団体に通知しなければならない。

4 第一項の場合において、当該機構指定納付受託者が同項の指定する日までに当該特定徴収金を機構に納付し、又は納入したときは、当該委託を受けた日に当該特定徴収金の納付又は納入がされたものとみなす。

（機構指定納付受託者の帳簿保存等の義務）

第七百四十七条の十一 機構指定納付受託者は、総務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付等事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

2 機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、総務省令で定めるところにより、機構指定納付受託者に対し、報告をさせることができる。

3 機構は、前三条及びこの条の規定を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、機構指定納付受託者の事務所に立ち入り、機構指定納付受託者の帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（機構指定納付受託者の指定の取消し）

第七百四十七条の十二 機構は、機構指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第七百四十七条の八第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第七百四十七条の八第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 第七百四十七条の十第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 機構は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（政令への委任）

第七百四十七条の十三 第七百四十七条の二から前条までに定めるもののほか、第七百四十七条

の二第二項の規定により行われる書面等地方税関係申告等及び第七百四十七条の三第一項の規定により行われる書面等以外地方税関係申告等並びに第七百四十七条の四第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係通知及び第七百四十七条の五第一項の規定により行われる特定地方税関係通知等並びに第七百四十七条の六から前条までの規定により行われる特定徴収金の収納に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例

第七百四十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係帳簿（第七百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定により備付け及び保存しなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつ

た。第二項の規定により行われる書面等地方税関係申告等及び第七百四十七条の三第一項の規定により行われる書面等以外地方税関係申告等並びに第七百四十七条の四第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係通知及び第七百四十七条の五第一項の規定により行われる特定地方税関係通知等並びに第七百四十七条の六から前条までの規定により行われる特定徴収金の収納に関し必要な事項は、政令で定める。

（地方税関係帳簿等の電磁的記録による保存等）

第七百四十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係帳簿（第七百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定により備付け及び保存しなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。）その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

4 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 第三項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（機構指定納付受託者の指定の取消し）

第七百四十七条の十二 機構は、機構指定納付受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、総務省令で定めるところにより、第七百四十七条の八第一項の規定による指定を取り消すことができる。

一 第七百四十七条の八第一項に規定する政令で定める者に該当しなくなつたとき。

二 第七百四十七条の十第二項又は前条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき。

2 機構は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を総務大臣及び各地方団体に通知するとともに、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（政令への委任）

第七百四十七条の十三 第七百四十七条の二から前条までに定めるもののほか、第七百四十七条

の二第二項の規定により行われる書面等地方税関係申告等及び第七百四十七条の三第一項の規定により行われる書面等以外地方税関係申告等並びに第七百四十七条の四第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係通知及び第七百四十七条の五第一項の規定により行われる特定地方税関係通知等並びに第七百四十七条の六から前条までの規定により行われる特定徴収金の収納に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例

第七百四十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係帳簿（第七百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定により備付け及び保存しなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

一 第七百四十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者 同条に規定する帳簿

二 第四百四十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者 同条第三項に規定する帳簿

三 第四百四十四条の三十六に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等 同条に規定する帳簿

次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類（第七百四十四条の二第三項若しくは第四項、第七百四十四条の六第二項、第四百四十四条の三十二第六項、第四百四十四条の三十五第七項、第四百六十五条第三項若しくは第四項又は第四百六十九条第二項の規定により保存することとされている書類をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつ

た。第二項の規定により行われる書面等地方税関係申告等及び第七百四十七条の三第一項の規定により行われる書面等以外地方税関係申告等並びに第七百四十七条の四第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係通知及び第七百四十七条の五第一項の規定により行われる特定地方税関係通知等並びに第七百四十七条の六から前条までの規定により行われる特定徴収金の収納に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例

第七百四十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係帳簿（第七百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定により備付け及び保存しなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

一 第七百四十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者 同条に規定する帳簿

二 第四百四十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者 同条第三項に規定する帳簿

三 第四百四十四条の三十六に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等 同条に規定する帳簿

次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類（第七百四十四条の二第三項若しくは第四項、第七百四十四条の六第二項、第四百四十四条の三十二第六項、第四百四十四条の三十五第七項、第四百六十五条第三項若しくは第四項又は第四百六十九条第二項の規定により保存することとされている書類をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつ

た。第二項の規定により行われる書面等地方税関係申告等及び第七百四十七条の三第一項の規定により行われる書面等以外地方税関係申告等並びに第七百四十七条の四第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係通知及び第七百四十七条の五第一項の規定により行われる特定地方税関係通知等並びに第七百四十七条の六から前条までの規定により行われる特定徴収金の収納に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例

第七百四十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係帳簿（第七百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定により備付け及び保存しなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

一 第七百四十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者 同条に規定する帳簿

二 第四百四十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者 同条第三項に規定する帳簿

三 第四百四十四条の三十六に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等 同条に規定する帳簿

次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類（第七百四十四条の二第三項若しくは第四項、第七百四十四条の六第二項、第四百四十四条の三十二第六項、第四百四十四条の三十五第七項、第四百六十五条第三項若しくは第四項又は第四百六十九条第二項の規定により保存することとされている書類をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつ

た。第二項の規定により行われる書面等地方税関係申告等及び第七百四十七条の三第一項の規定により行われる書面等以外地方税関係申告等並びに第七百四十七条の四第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係通知及び第七百四十七条の五第一項の規定により行われる特定地方税関係通知等並びに第七百四十七条の六から前条までの規定により行われる特定徴収金の収納に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例

第七百四十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係帳簿（第七百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定により備付け及び保存しなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

一 第七百四十四条の十七に規定する卸売販売業者等又は小売販売業者 同条に規定する帳簿

二 第四百四十四条の三十二第三項に規定する同条第一項の承認を受けた者 同条第三項に規定する帳簿

三 第四百四十四条の三十六に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等 同条に規定する帳簿

次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類（第七百四十四条の二第三項若しくは第四項、第七百四十四条の六第二項、第四百四十四条の三十二第六項、第四百四十四条の三十五第七項、第四百六十五条第三項若しくは第四項又は第四百六十九条第二項の規定により保存することとされている書類をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつ

た。第二項の規定により行われる書面等地方税関係申告等及び第七百四十七条の三第一項の規定により行われる書面等以外地方税関係申告等並びに第七百四十七条の四第一項の規定により行われる特定書面等地方税関係通知及び第七百四十七条の五第一項の規定により行われる特定地方税関係通知等並びに第七百四十七条の六から前条までの規定により行われる特定徴収金の収納に関し必要な事項は、政令で定める。

第七章 電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿等の保存方法等の特例

第七百四十八条 次の各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係帳簿（第七百四十四条の三十二第三項又は第四百四十四条の三十六の規定により備付け及び保存しなければならない帳簿をいう。以下この章において同じ。）の全部又は一部について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係帳簿に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この章において同じ。）の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

を総務省令で定める装置により電磁的記録に記録する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。この場合において、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該地方税令で定めるところに従つて行われていないとき（当該地方税関係書類の保存が行われている場合を除く。）は、当該者は、当該電磁的記録を保存すべき期間その他の総務省令で定める要件を満たすに当該電磁的記録を保存しなければならない。

一 第七十四条の二 第一項に規定する卸 売販売業者等	同条第三項に規定する 書類
	同条第四項に規定する 書類
二 第四百四十四条の 三十二第一項第三号 に係る承認を受けた 者	第七十四条の六第二項 に規定する書類
	同条第六項に規定する 自動車用炭化水素油譲 渡証の写し

三 第四十四条の三 第三項の特別徴収義務者	同項に規定する書類
四 第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類

同条第四項に規定する書類	第四百六十九条第二項に規定する書類	(地方税関係帳簿等の電子計算機出力ファイルによる保存等)

2 前条第二項各号に掲げる者は、それぞれ当該各号に定める地方税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えることができる。

3 前条第一項の規定により同項各号に定める地方税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該地方税関係帳簿の備付け及び保存に代えている当該各号に掲げる者又は同条第二項の規定により同項各号に定める地方税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該地方税関係書類の保存に代えている当該各号に掲げる者は、総務省令で定める場合には、当該地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類の全部又は一部について、総務省令で定めるところにより、当該地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類に係る電磁的記録の保存に代えることができる。

第七百五十条 次の表の各号の上欄に掲げる者（地方税関係書類の電磁的記録による徴収等）は、それぞれ当該各号の下欄に掲げる地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けることをもつて当該地方税関係書類の徴収に代えることができる。

一 第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等	同条第三項に規定する書類
	同条第四項に規定する書類

同条第四項に規定する書類

2 第四十四條の二第二項又は第二項に規定する軽油の引取りを行った者は、第百四十四條の三十五第六項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供をもつて当該書類の提出に代へることができ、

3 第1項の規定により同項に規定する地方税関係書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者及び前項の規定により同項に規定する書類に記載すべき事項に係る電磁的記録の提供を受けた者は、総務省令で定めるところにより、その提供を受けた電磁的記録を保存しなければならない。

第七百五十一条から第七百五十四条まで 削除

報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)
第七百五十五条 地方税関係帳簿及び地方税関関係書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号）第三条、第四条及び第六条の規定は、適用しない。

第七百五十六條 第七百四十八條第一項、第二項

若しくは第三項前段、第七百四十九条各項又は第七百五十条第三項のいずれかに規定する総務省令で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている地方税関係帳簿又は保存が行われている地方税関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに対する地方税に関する法令の規定の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを当該地方税関係帳簿又は当該地方税関係書類とみなす。

2 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十一年法律第二十五号）第四条第一項、第二項若しくは第三項前段又は第五条各項のいずれかの規定により備付け又は保存が行われている電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムに對する地方税に関する法令の規定（帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定を除く。）の適用については、当該電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムを帳簿又は書類とみなす。

する地方税に関する法令の規定（帳簿又は書類の備付け又は保存に係る規定を除く。）の適用については、当該電磁的記録を書類とみなす。

4
第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項の表の第一号の下欄に掲げる地方税関係係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行つていない当該電磁的記録又は第

よび保存が行われている。当該電磁的記録については第七百五十条第一項の規定により提供が行われた。同項の表の第一号の下欄に掲げる地方税関係係書類に係る電磁的記録に記録された事項に關し第七百七十四条の二十四第三項第一号に規定する申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この項において

「期限後申告等」という。）があつた場合におい

て、同条第一項又は第二項の規定に該当すると
きは、同条第一項又は第二項の規定に該当する
これらの規定にかかわらず、これらの規定によ
り計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区
分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の
計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等
の基因となるこれらの電磁的記録に記録され
た事項に係るもの（電磁的記録）又は支店長等

事項に係るもの（「陽動」）に似せられた事項に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 第七十四条の二十四第一頁の規定に該当す

る場合 同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額

二 第七十四条の二十四第二項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき税額

5 第七百四十八条第三項前段に規定する総務省

令で定めるところに従つて保存が行われている

同項の表の第二号若しくは第三号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同

項後段の規定により保存が行われている当該電

磁的記録又は第七百五十条第二項の規定により提供が行われた同項に規定する書類に係る電磁

的記録に記録された事項に關し第四百四十四条の四十八第三項第一号に規定する申告書の提出期限後のその提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づき金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額とす。

一 第四百四十四条の四十八第一項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足金額

二 第四百四十四条の四十八第二項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき税額

第七百四十八条第三項前段に規定する総務省令で定めるところに従つて保存が行われている同項の表の第四号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録若しくは同項後段の規定により保存が行われている当該電磁的記録又は第七百五十条第一項の規定により提供が行われた同項の表の第二号の下欄に掲げる地方税関係書類に係る電磁的記録に記録された事項に關し第四百八十四条第三項第一号に規定する申告書の提出期限後のその提出、修正申告書の提出又は更正若しくは決定（以下この項において「期限後申告等」という。）があつた場合において、同条第一項又は第二項の規定に該当するときは、同条第一項又は第二項の重加算金額は、これらの規定にかかわらず、これらの規定により計算した金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額（その金額の計算の基礎となるべき事実で当該期限後申告等の基因となるこれらの電磁的記録に記録された事項に係るもの（隠蔽し、又は仮装された事実に係るものに限る。以下この項において「電磁的記録に記録された事項に係る事実」という。）

以外のものがあるときは、当該電磁的記録に記録された事項に係る事実に基づく金額として政令で定めるところにより計算した金額）に百分の十の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

一 第四百八十四条第一項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき更正による不足税額又は修正申告により増加した税額

二 第四百八十四条第二項の規定に該当する場合 同項に規定する計算の基礎となるべき税額

第七百五十七条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 税負担軽減措置等 道府県民税、事業税、市町村民税、固定資産税その他の地方税を軽減し、若しくは免除し、若しくは還付する措置又はこれらの税に係る納税義務、課税標準若しくは税額の計算、申告書の提出期限若しくは徴収につき設けられた特例で、この法律の規定（地方団体の条例により税負担を軽減し又は加重することができる旨の規定、地方団体の長に提出する書類の提出期限の特例を定める規定、税負担を不当に減少させる行為の防止に關する規定その他の政令で定める規定を除く。）により規定されたものをいう。

二 租税特別措置 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）第二条第一項第一号に規定する租税特別措置をいう。

三 適用額 各税負担軽減措置等の適用を受けた者がその適用を受けたことにより増加し、又は減少した税額、所得の金額その他これらに準ずる金額をいう。

四 適用実態調査 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第二条第一項第九号に規定する適用実態調査をいう。

五 適用実態調査情報 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第六条第一項に規定する適用実態調査情報をいう。

（地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書の作成及び提出）

第七百五十八条 総務大臣は、毎年度、次に掲げる事項を記載した報告書を作成しなければなら

ない。

一 税負担軽減措置等に該当する措置又は特例ごとの適用額の総額

二 適用実態調査情報に基づき推計した租税特別措置（所得税又は法人税に係るもので財務大臣が適用実態調査を実施したものに限る。次号及び次条において同じ。）ごとの道府県民税、事業税又は市町村民税への影響額

三 その他税負担軽減措置等の適用の状況及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の状況の透明化を図るために必要な事項

総務大臣は、前項の規定により作成した報告書を国会に提出しなければならない。この場合において、当該報告書は、作成した年度に開会される国会の常会に提出することを常例とする。

（適用実態調査情報の利用等）

第七百五十九条 総務大臣は、前条第一項の報告書を作成するに当たり、税負担軽減措置等の適用の実態及び租税特別措置の道府県民税、事業税又は市町村民税への影響の実態を把握するため必要があるときは、財務大臣に対し、適用実態調査情報その他参考となるべき資料又は情報（以下この条において「適用実態調査情報等」という。）の提供を求めることができる。

財務大臣は、総務大臣から前項の規定による求めがあつたときは、正当な理由がない限り、適用実態調査情報等を提供するものとする。

前二項の規定により適用実態調査情報等の提供を受けた総務大臣は、適用実態調査情報等を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

第一項及び第二項の規定により適用実態調査情報等の提供を受けた総務大臣は、前条第一項の報告書を作成する目的以外の目的のために、当該適用実態調査情報等を自ら利用し、又は提供してはならない。

（総務省令への委任）

第七百六十条 前三条に定めるもののほか、第七百五十八条第一項の報告書の作成方法その他この章の規定を実施するために必要な事項は、総務省令で定める。

（目的）

第七百六十一条 地方税共同機構（以下この章において「機構」という。）は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に對してその地方税に關する事務に關する支援を行い、もつて地方税に關する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第七百六十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方税関係手続用電子情報処理組織 行政機関の長（地方団体の長、国税庁長官、国税局長、税務署長その他政令で定める者をいう。ロにおいて同じ。）及び機構並びにイに掲げる通知を行う者及びロに掲げる通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

イ この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則（ロにおいて「地方税関係法令」という。）の規定に基づき地方団体の長に對して行われる申告、申請、届出その他の通知（ロに掲げるものを除く。）

ロ 地方税関係法令の規定に基づき行政機関の長が行う通知（書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）に記載され、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を閲覧させ、又は記録させることを含む。）

機構処理税務事務 機構が処理する次に掲げる事務をいう。

イ 地方税関係手続用電子情報処理組織を設置し、及び管理する事務

ロ 次に掲げる規定により機構が処理することとされている事務

(1) 第五十三条第六十五項及び第六十八項、第七十二条の三十二第一項及び第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項、第三百七十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第

七百六十一條 地方税共同機構（以下この章において「機構」という。）は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に對してその地方税に關する事務に關する支援を行い、もつて地方税に關する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第七百六十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方税関係手続用電子情報処理組織 行政機関の長（地方団体の長、国税庁長官、国税局長、税務署長その他政令で定める者をいう。ロにおいて同じ。）及び機構並びにイに掲げる通知を行う者及びロに掲げる通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

イ この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則（ロにおいて「地方税関係法令」という。）の規定に基づき地方団体の長に對して行われる申告、申請、届出その他の通知（ロに掲げるものを除く。）

ロ 地方税関係法令の規定に基づき行政機関の長が行う通知（書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）に記載され、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を閲覧させ、又は記録させることを含む。）

機構処理税務事務 機構が処理する次に掲げる事務をいう。

イ 地方税関係手続用電子情報処理組織を設置し、及び管理する事務

ロ 次に掲げる規定により機構が処理することとされている事務

(1) 第五十三条第六十五項及び第六十八項、第七十二条の三十二第一項及び第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項、第三百七十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第

七百六十一條 地方税共同機構（以下この章において「機構」という。）は、地方団体が共同して運営する組織として、機構処理税務事務を行うとともに、地方団体に對してその地方税に關する事務に關する支援を行い、もつて地方税に關する事務の合理化並びに納税義務者及び特別徴収義務者の利便の向上に寄与することを目的とする。

（用語の意義）

第七百六十二条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 地方税関係手続用電子情報処理組織 行政機関の長（地方団体の長、国税庁長官、国税局長、税務署長その他政令で定める者をいう。ロにおいて同じ。）及び機構並びにイに掲げる通知を行う者及びロに掲げる通知を受ける者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

イ この法律又はこれに基づく命令若しくは条例若しくは規則（ロにおいて「地方税関係法令」という。）の規定に基づき地方団体の長に對して行われる申告、申請、届出その他の通知（ロに掲げるものを除く。）

ロ 地方税関係法令の規定に基づき行政機関の長が行う通知（書面等（書面、書類、文書その他文字、図形その他の人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）に記載され、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録されている事項を閲覧させ、又は記録させることを含む。）

機構処理税務事務 機構が処理する次に掲げる事務をいう。

イ 地方税関係手続用電子情報処理組織を設置し、及び管理する事務

ロ 次に掲げる規定により機構が処理することとされている事務

(1) 第五十三条第六十五項及び第六十八項、第七十二条の三十二第一項及び第四項、第七十二条の八十九の二第一項及び第三項、第三百七十七条の六第五項（第一号に係る部分に限る。）、第六項（第一号及び第三号に係る部分に限る。）及び第

九項、第三百二十一条の四第七項、第八項及び第十一項、第三百二十一条の七の十一並びに第三百二十一条の八第六十二項及び第六十五項の規定 (2) 第七百四十七条の二から第七百四十七条の五までの規定 (3) 第七百四十七条の六から第七百四十七条の十二までの規定 (4) この法律（この章を除く。）に基づく命令の規定 三 機構処理税務情報 機構が機構処理税務事務において取り扱う情報をいう。 (法人格及び住所) 第七百六十三条 機構は、法人とする。 2 機構の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。	(名称) 第七百六十七条 機構は、その名称中に地方税共同機構という文字を用いなければならない。 2 機構でない者は、その名称中に地方税共同機構という文字を用いてはならない。 第二節 代表者会議 (代表者会議の設置及び組織) 第七百六十八条 機構に、機構の業務及び財務の方針を決定する機関として代表者会議を置く。 2 代表者会議は、第一号に掲げる委員及び第二号に掲げる委員各同数をもつて組織する。 一 都道府県知事、市長又は町村長のうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織（地方自治法第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。次号において同じ。）がそれぞれ選定する者 二 都道府県知事、市長及び町村長以外で地方税、法律又は情報システムに関して高い識見を有するもののうちから、都道府県知事、市長又は町村長の全国的連合組織がそれぞれ又は共同して選定する者 委員の定数は、六人以上十二人以内において定款で定める。 3 委員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 委員は、再任されることができる。 6 第二項第一号に掲げる委員は、都道府県知事、市長又は町村長でなくなつたときは、その職を失うものとする。 (代表者会議の権限) 第七百六十九条 次に掲げる事項は、代表者会議の議決を経なければならない。 一 定款の変更 二 業務方法書の作成又は変更 三 予算及び事業計画の作成又は変更 四 決算 五 役員の報酬及び退職金 六 その他代表者会議が特に必要と認めた事項 2 代表者会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に対し報告をさせることができる。 3 代表者会議は、役員又は職員が行つたこの法律、他の法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、	当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。 (代表者会議の議長) 第七百七十条 代表者会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。 2 議長は、会務を総理し、代表者会議を代表する。 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。 第三節 役員及び職員 (役員) 第七百七十一条 機構に、役員として、理事長及び監事を置く。 2 機構に、前項に規定する役員のほか、定款で定めるところにより、役員として、副理事長又は理事を置くことができる。 (役員の職務及び権限) 第七百七十二条 理事長は、機構を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、定款で定めるところにより、機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 3 理事は、定款で定めるところにより、理事長（副理事長が置かれていたときは、理事長及び副理事長。以下この項において同じ。）を補佐して機構の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。 4 監事は、機構の業務を監査する。 5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、代表者会議、理事長又は総務大臣に意見を提出することができる。 6 理事長は、代表者会議に出席し、意見を述べることができ。 (役員の任命) 第七百七十三条 理事長及び監事は、代表者会議が任命する。 2 副理事長及び理事は、理事長が代表者会議の同意を得て任命する。 3 代表者会議又は理事長が役員を任命したときは、遅滞なく、その氏名及び住所を総務大臣に届け出なければならない。 (役員任期) 第七百七十四条 役員の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。	2 役員は、再任されることができる。 (役員の欠格条項) 第七百七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、役員となることができない。 一 政府又は地方公共団体の職員（非常勤の者を除く。） 二 代表者会議の委員 (役員解任) 第七百七十六条 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が前条各号に掲げる者となつたときは、その役員を解任しなければならない。 2 代表者会議又は理事長は、それぞれその任命に係る役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員を解任することができる。 一 刑事事件により有罪の言渡しを受けたとき。 二 破産手続開始の決定を受けたとき。 三 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。 四 職務上の義務違反があるとき。 3 理事長は、前項の規定により副理事長又は理事を解任しようとするときは、代表者会議の同意を得なければならない。 4 代表者会議又は理事長が役員を解任したときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。 (役員兼職禁止) 第七百七十七条 役員は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。ただし、代表者会議の承認を受けたときは、この限りでない。 (代表者の行為についての損害賠償責任) 第七百七十八条 機構は、理事長（副理事長が置かれていたときは、理事長又は副理事長。次条において同じ。）がその職務を行うについて第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。 (代表権の制限) 第七百七十九条 機構と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合においては、監事が機構を代表する。 (職員の任命) 第七百八十条 機構の職員は、理事長が任命する。 (役員及び職員の公務員たる性質) 第七百八十一条 機構の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の

適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四節 業務

(業務の範囲)

第七百八十二条 機構は、第七百六十一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 機構処理税務事務を行うこと。

二 地方団体の職員に対する地方税に関する教育及び研修

三 地方税に関する調査研究

四 地方税に関する広報その他の啓発活動

五 地方税に関する情報システムの開発及び運用

六 地方税に関する情報システムに関する事務の受託

七 地方団体に対する地方税に関する情報の提供その他の支援

八 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務方法書)

第七百八十三条 機構は、業務開始の際、業務方法書を作成し、これを総務大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 前項の業務方法書には、役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令又は定款に適合することを確保するための体制その他機構の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項その他総務省令で定める事項を記載しなければならない。

3 機構は、第一項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その業務方法書を公表しなければならない。

(運営審議会)

第七百八十四条 機構に、運営審議会を置く。

2 運営審議会は、定款で定める数の委員をもって組織する。

3 委員は、地方税、法律又は情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験のある者のうちから、代表者会議が任命する。

4 委員は、代表者会議の委員又は機構の役員と兼ねることができない。

5 理事長は、次に掲げる事項について、運営審議会の意見を聴かなければならない。

一 第七百六十九条第一項第二号から第四号までに掲げる事項

二 その他定款で定める事項

6 理事長は、前項第一号に掲げる事項について代表者会議の議決を求めるときは、運営審議会が当該事項について同項の規定により述べた意見を報告しなければならぬ。

7 運営審議会は、第五項に定めるもののほか、機構の業務について、理事長の諮問に応じ、又は自ら必要と認める事項について、理事長に対し建議を行うことができる。この場合において、運営審議会が当該建議のため必要と認めるときは、理事長に対し報告を求めることができる。

8 理事長は、第五項及び前項の規定により運営審議会が述べた意見を尊重しなければならない。

(機構処理税務事務管理規程)

第七百八十五条 機構は、機構処理税務事務の実施に関し総務省令で定める事項について機構処理税務事務管理規程を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の規定により認可をした機構処理税務事務管理規程が機構処理税務事務の適正かつ確実な実施上不適當となつたと認めるときは、機構に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(機構処理税務情報の安全確保)

第七百八十六条 機構は、機構処理税務情報の電子計算機処理等（電子計算機処理（電子計算機を使用して行われる情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理をいう。）その他これに伴う政令で定める措置をいう。次項及び第七百八十八条第二項において同じ。）を行うに当たっては、機構処理税務情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の機構処理税務情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、機構から機構処理税務情報の電子計算機処理等の委託（第七百四十七条の六第三項の規定によるものを除き、二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者が受託した業務を行う場合について準用する。

(機構処理税務情報保護委員会の設置)

第七百八十七条 機構に、機構処理税務情報保護委員会を置く。

2 機構処理税務情報保護委員会は、理事長の諮問に応じ、機構処理税務情報の保護に関する事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める意見を理事長に述べることができる。

3 機構処理税務情報保護委員会の委員は、学識経験を有する者のうちから、理事長が任命する。

4 前二項に定めるもののほか、機構処理税務情報保護委員会の委員の定数その他の機構処理税務情報保護委員会に関する事項は、機構が定める。

(機構の役員又は職員等の秘密保持義務)

第七百八十八条 機構の役員若しくは職員（前条第一項に規定する機構処理税務情報保護委員会の委員を含む。）又はこれらの職にあつた者は、機構処理税務事務に関し知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

2 機構から機構処理税務情報の電子計算機処理等の委託（第七百四十七条の六第三項の規定によるものを除き、二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であつた者は、その委託された業務に関し知り得た機構処理税務情報に関する秘密又は機構処理税務情報の電子計算機処理等に関する秘密を漏らし、又は盗用してはならない。

(帳簿の備付け)

第七百八十九条 機構は、総務省令で定めるところにより、機構処理税務事務に関する事項で総務省令で定めるものを記載した帳簿を備え、保存しなければならない。

(報告書の公表)

第七百九十条 機構は、毎年少なくとも一回、機構処理税務事務の実施の状況について、総務省令で定めるところにより、報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(総務大臣への報告)

第七百九十条の二 機構は、地方税関係係手続用電子情報処理組織又は特定徴収金手続用電子情報処理組織（機構が特定徴収金（第七百四十七條の六第二項に規定する特定徴収金をいう。以下この条において同じ。）の収納の事務の一部を第七百四十七條の六第三項に規定する特定金融機関等に委託した場合には、当該特定金融機関等を含む。）及び特定徴収金を納付し、又は納入する納税義務者又は特別徴収義務者（機構が機構指定納付受託者（第七百四十七條の八第一項に規定する機構指定納付受託者を含む。）を指定した場合において同じ。）を指定した場合においては、当該機構指定納付受託者（当該機構指定納付受託者が第七百四十七條の九の規定によ

り第七百四十七條の八第一項に規定する納付等事務の一部を第七百四十七條の九に規定する政令で定める者に委託した場合においては、当該者を含む。）を含む。）の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）を相互に電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）の故障その他やむを得ない理由により、第七百六十二条第一号イに掲げる通知を行う者のうち全部若しくは一部のものが当該通知を地方税関係係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、機構を経由して行うことができず、又は特定徴収金の納付若しくは納入を行う者のうち全部若しくは一部のものが当該納付若しくは納入を特定徴収金手続用電子情報処理組織を使用して行うことができないと認めるとき（当該理由となつた事象が総務省令で定める軽微なものであるときを除く。）は、直ちに、当該事象の状況その他の総務省令で定める事項を総務大臣に報告しなければならない。

第五節 財務及び会計

(事業年度)

第七百九十一条 機構の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等)

第七百九十二条 機構は、毎事業年度、予算及び事業計画（次項及び第三項において「予算等」という。）を作成しなければならない。

2 機構は、予算等を作成し、又は変更したときは、遅滞なく、これを総務大臣に届け出なければならない。

3 機構は、前項の規定による届出をしたときは、遅滞なく、その予算等を公表しなければならない。

(財務諸表等)

第七百九十三条 機構は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書その他総務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下この条及び第八百二条第七号において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に総務大臣に提出しなければならない。

2 機構は、前項の規定により財務諸表を提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、並びに財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見書を添付しなければならない。

3 機構は、第一項の規定により財務諸表を提出したときは、遅滞なく、当該財務諸表を官報に

め必要な措置を講ずることを求めることができる。

2 機構は、前項の規定による総務大臣の求めがあつたときは、速やかに当該行為の是正その他の必要と認める措置を講ずるとともに、当該措置の内容を総務大臣に報告しなければならぬ。

（監督命令）

第七百九十八条 総務大臣は、機構処理税務事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、機構に対し、機構処理税務事務の実施に関し監督上必要な命令をすることができ

第七節 解散

第七百九十九条 機構の解散については、別に法律で定める。

第八節 罰則

第八百条 第七百八十八条の規定に違反した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第八百一条 次の各号のいずれかに該当するとき

は、その違反行為をした機構の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第七百八十九条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

二 第七百九十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

第八百二条 次の各号のいずれかに該当するとき

は、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七百六十五条第二項の規定に違反して定款の変更の認可を受けなかつたとき。

二 第七百六十六条第一項の規定に違反して登記をすることを怠つたとき。

三 第七百七十三条第三項、第七百七十六条第四項、第七百八十三条第一項又は第七百九十二条第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四 第七百八十二条に規定する業務以外の業務を行つたとき。

五 第七百八十三条第三項又は第七百九十二条第三項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

六 第七百九十三条第一項又は第二項の規定に違反してこれらの規定に規定する書類の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類を提出したとき。

七 第七百九十三条第三項の規定に違反して、財務諸表の公告をせず、又は同項に規定する書類を備え置かず、若しくは縦覧に供しなかつたとき。

八 第七百九十七条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

第八百三条 第七百六十七条第二項の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、この法律中に特別の定がある場合を除く外、入場税、遊興飲食税、電気ガス税、鉱産税、木材引取税、広告税、入湯税及び接客人税については昭和二十五年九月一日（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から、その他の地方税について昭和七十五年度分からそれぞれ適用する。但し、第七百四十九条第一項及び第二項の規定は、同項の事業の料金について物価統制令（昭和二十一年勅令第百十八号）の規定による統制額がある場合においては、昭和二十五年一月一日の属する事業年度の初日又は同年一月一日以後においてその統制額が改訂されたときは、その改訂の時の属する事業年度分又は昭和二十五年度分若しくは昭和二十六年度分から、その改訂の時が昭和二十四年四月一日以後昭和二十五年一月一日の属する事業年度の初日又は同年一月一日以前に係るときは、同年一月一日の属する事業年度分から又は昭和二十五年度分適用し、昭和二十六年四月一日以後昭和二十七年一月一日の属する事業年度の初日又は同年一月一日前にその改訂が行われなかつたときは、適用しない。

(関係法律の廃止)

第二条 左に掲げる法律は、廃止する。

地方税法（昭和二十三年法律第百十号）
地方税法の一部を改正する等の法律（昭和二十五年法律第五十号）

(旧地方税法の規定に基づいて課し又は課すべきであつた地方税の取扱い)

第三条 旧地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税（法人の行う事業に對す

の事業税にあつては、昭和二十五年一月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前の分、入場税並びに鉱産税、電気ガス税、木材引取税、遊興飲食税、入湯税及びこれらの附加税並びにと畜税、広告税、接客入税及び使用入税にあつては、昭和二十五年八月三十一日以前の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した料金に係る分）については、前項の規定にかかわらず、なお、旧地方税法の規定の例による。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用又は準用については、なお、従前の例による。

（延滞金及び還付加算金の割合等の特例）

第三条の二 当分の間、第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十一条の十二第二項、第七十一条の十三第一項、第七十一条の十三第三項、第七十一条の三十四第一項、第七十一条の五十三第二項、第七十一条の五十四第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第二項、第七十四条の二十一第二項、第七十四条の二十二第一項及び第二項、第八十八条第二項、第八十九条第一項、第四百四十四条の四十五第二項、第四百四十四条の四十六第一項、第四百六十九条第二項、第四百七十条第一項、第四百七十七条の十八第一項及び第二項、第四百九十六条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十三第二項、第三百二十六条第一項、第三百二十八条の十第二項、第三百二十八条の十三第二項、第三百六十八条第二項（第七百四十五条第三項において準用する場合を含む。）、第三百六十九条第一項（第七百四十四条第十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百六十三条第二項、第四百六十三条の二第二項、第四百六十三条の二十四第一項、第四百八十一条第二項、第四百八十二条第一項及び第二項、第五百三十四条第二項、第五百三十五条第一項、第五百七十七条第二項（第六百八十七条において準用する場合を含む。）、第六百八十八条第一項（第六百二十七条において準用する場合を含む。）、第六百八十七条第二項、第六百九十条第一項、第七百条の六十三第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百一条の五十九第二項、第七百一条の六十第一項、第七百二十条第二項、第七百二十三条第一項、

第七百三十三条の十七第二項並びに第七百三十三
条の二十第一項に規定する延滞金の年十四・
六パーセントの割合及び年七・三パーセントの
割合は、これらの規定にかかわらず、各年の延
滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措
置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合
をいう。次項から第四項までにおいて同じ。）に
年一パーセントの割合を加算した割合をいう。
以下この項及び第五項において同じ。）が
年七・三パーセントの割合に満たない場合に
は、その年中においては、年十四・六パーセン
トの割合にあつてはその年における延滞金特例
基準割合に年七・三パーセントの割合を加算し
た割合とし、年七・三パーセントの割合にあつ
ては当該延滞金特例基準割合に年一パーセント
の割合を加算した割合（当該加算した割合が年
七・三パーセントの割合を超える場合には、年
七・三パーセントの割合）とする。

2 当分の間、第六十五条第一項、第七十二条の
四十五の二第一項及び第三百二十七条第一項に
規定する延滞金の年七・三パーセントの割合
は、これらの規定にかかわらず、各年の平均貸
付割合に年〇・五パーセントの割合を加算した
割合が年七・三パーセントの割合に満たない場
合には、その年中においては、その年における
当該加算した割合とする。

3 当分の間、第十五条の九第一項、第三項及び
第四項並びに第七十二条の三十八の二第十項及
び第十一項に規定する延滞金（以下この項にお
いて「徴収の猶予等をした地方税に係る延滞金
」という。）につきこれらの規定により免除
し、又は免除することができる金額の計算の基
礎となる期間を含む年の猶予特例基準割合（平
均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を加算
した割合をいう。）が年七・三パーセントの割
合に満たない場合には、当該期間であつてその
年に含まれる期間に対応する徴収の猶予等をし
た地方税に係る延滞金についてのこれらの規定
の適用については、第十五条の九第一項中「期
間（延滞金が年十四・六パーセントの割合によ
り計算される期間に限る。）」とあるのは「期
間」と、「二分の一」とあるのは「のうち当
該延滞金の割合が猶予特例基準割合（附則第三
条の二第三項に規定する猶予特例基準割合をい
う。）であるとした場合における当該延滞金の
額（第三項及び第四項並びに第七十二条の三十
八の二第十項及び第十一項において「特例延滞

金額」という。）を超える部分の金額」と、同
条第三項及び第四項中「期間（延滞金が年十
四・六パーセントの割合により計算される期間
に限るものとし、」とあるのは「期間」と、
「二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金
額を超える部分の金額」と、第七十二条の三十
八の二第十項中「期間（延滞金が年十四・六パ
ーセントの割合により計算される期間に限る。
次項において同じ。）」とあるのは「期間」と、
「二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金
額を超える部分の金額」と、同条第十一項中
「二分の一」とあるのは「のうち特例延滞金
額を超える部分の金額」とする。

4 当分の間、各年の還付加算金特例基準割合
（平均貸付割合に年〇・五パーセントの割合を
加算した割合をいう。）が年七・三パーセント
の割合に満たない場合には、第十七条の四第一
項に規定する還付加算金の計算の基礎となる期
間であつてその年に含まれる期間に対応する還
付加算金についての同項の規定の適用について
は、同項中「年七・三パーセントの割合」とあ
るのは、「附則第三条の二第四項に規定する還
付加算金特例基準割合」とする。

5 前各項のいずれかの規定の適用がある場合に
おける延滞金及び還付加算金の額の計算にお
いて、前各項に規定する加算した割合（延滞金特
例基準割合を除く。）が年〇・一パーセント未
満の割合であるときは年〇・一パーセントの割
合とする。

6 第一項から第四項までのいずれかの規定の適
用がある場合における延滞金及び還付加算金の
額の計算において、その計算の過程における金
額に一円未満の端数が生じたときは、これを切
り捨てる。
(納期限の延長に係る延滞金の特例)
第三条の二の二 当分の間、租税特別措置法第六
十六条の三に規定する期間に相当する期間とし
て政令で定める期間内は、政令で定めるところ
により、第六十五条第一項、第七十二条の四十
五の二第一項及び第三百二十七条第一項に規定
する延滞金の年七・三パーセントの割合は、こ
れらの規定及び前条第二項の規定にかかわら
ず、日本銀行法（平成九年法律第八十九号）第
十五条第一項第一号の規定により定められる商
業手形の基準割引率の引上げに応じ、年十二・
七五パーセントの割合の範囲内で定める割合
とする。

（公益信託に係る道府県民税及び市町村民税の
課税の特例）
第三条の二の三 当分の間、公益信託（公益信託
二開スル法律（大正十一年法律第六十二号）第
一条に規定する公益信託（法人税法第三十七条
第六項に規定する特定公益信託を除く。）をい
う。以下この条において同じ。）の信託財産に
ついて生ずる所得については、公益信託の委託
者又はその相続人その他の一般承継人が当該公
益信託の信託財産に属する資産及び負債を有す
るものとみなして、第二章第一節又は第三章第
一節の規定を適用する。

2 公益信託は、第二十四条第一項第四号の二又
は第二百九十四条第一項第五号に規定する法人
（公益法人等）に係る道府県民税及び市町村民
税の課税の特例）
第三条の二の四 道府県は、当分の間、租税特別
措置法第四十条第三項後段（同条第六項から第
十項まで及び第十一項（同条第十二項において
準用する場合を含む。以下この項において同
じ。）の規定によりみなして適用する場合を含む。
次項において同じ。）の規定の適用を受け
た同条第三項に規定する公益法人等（同条第六
項から第十一項までの規定により特定贈与等に
係る公益法人等とみなされる法人を含む。次項
において同じ。）を同条第三項に規定する贈与
又は遺贈を行つた個人とみなして、政令で定め
るところにより、これに同項に規定する財産
（同条第六項から第十一項までの規定により特
定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。
次項において同じ。）に係る山林所得の金額、
譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る道府県
民税の所得割を課する。

2 市町村は、当分の間、租税特別措置法第四十
三条第三項後段の規定の適用を受けた同項に規定
する公益法人等を同項に規定する贈与又は遺贈
を行つた個人とみなして、政令で定めるところ
により、これに同項に規定する財産に係る山林
所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額
に係る市町村民税の所得割を課する。
3 前二項の規定の適用を受けたこれらの規定に
規定する公益法人等に対する法人税法の規定の
適用については、同法第三十八条第二項第二十
号「係るもの」とあるのは、「係るもの及び同
法附則第三条の二の四第一項又は第二項の規定
によるもの（当該道府県民税又は市町村民税に

係るこれらの規定に規定する財産の価額がこれ
らの規定に規定する当該公益法人等の各事業年
度の所得の金額の計算上益金の額に算入された
場合における当該道府県民税又は市町村民税に
限る。）とする。
(個人の道府県民税及び市町村民税の所得割の
非課税の範囲等)
第三条の三 道府県は、当分の間、道府県民税の
所得割を課すべき者のうち、その者の当該年度
の初日の属する年の前年（以下この条、次条第
二項から第十一項まで、附則第四条の二第二項
から第十一項まで、附則第四十条の五から第三
十五の三の二まで、附則第三十五の三の三第
一項及び第六項、附則第三十五の四から第四
十四条まで、附則第四十五條並びに附則第六十
一条において「前年」という。）の所得につ
いて第三十二条の規定により算定した総所得金
額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額
が、三十五万円にその者の同一一生計配偶者及
び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び第三十四
条第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に
限る。以下この項及び次項において同じ。）の
数に一を加えた数を乗じて得た金額に十万円を
加算した金額（その者が同一一生計配偶者又は扶
養親族を有する場合に、当該金額に三十二万
円を加算した金額）以下である者に対しては、
第二十四条第一項の規定にかかわらず、道府県
民税の所得割（第五十条の二の規定により課す
る所得割を除く。）を課することができない。

2 道府県は、当分の間、三十五万円に道府県民
税の所得割の納税義務者の同一一生計配偶者及び
扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額
に十万円を加算した金額（その者が同一一生計配
偶者又は扶養親族を有する場合に、当該金額に
三十二万円を加算した金額）が、第一号に掲
げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる
額との合計額を控除した金額を超えることとな
るときは、当該額を超える金額に第二号に掲げる額
を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計
額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該
納税義務者の第三十五條及び第三十七條の規定
を適用した場合の所得割の額から控除するもの
とする。
一 当該納税義務者の前年の所得について第三
十二條の規定により算定した総所得金額、退
職所得金額及び山林所得金額の合計額
二 当該納税義務者の第三十五條、第三十七條
から第三十七條の三まで、附則第五條第一

項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 当該納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

3 前項の規定の適用がある場合における第三十七條の四の規定の適用については、同条中「前三條」とあるのは、「前三條並びに附則第三條の三第二項」とする。

4 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三百十三條の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢十六歳未満の者及び第三百十四條の二第一項第十一号に規定する控除対象扶養親族に限る。以下この項及び次項において同じ。）の數に一を加えた數を乗じて得た金額に十萬元を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二萬元を加算した金額）以下である者に対しては、第二百九十四條第一項の規定にかかわらず、市町村民税の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課することができない。

5 市町村は、当分の間、三十五万円に市町村民税の所得割の納税義務者の同一生計配偶者及び扶養親族の數に一を加えた數を乗じて得た金額に十萬元を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十二萬元を加算した金額）が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た數値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三百十四條の三及び第三百十四條の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 当該納税義務者の前年の所得について第三百十三條の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額

二 当該納税義務者の第三百十四條の三、第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、附

則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 当該納税義務者の第三十五條、第三十七條から第三十七條の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

6 前項の規定の適用がある場合における第三十四條の九第一項の規定の適用については、同項中「前三條」とあるのは、「前三條並びに附則第三條の三第五項」とする。

（居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除）

第四條 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 居住用財産の譲渡損失の金額 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十一年一月一日から令和七年十二月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下この条において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五條第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）、第三十六條の二若しくは第三十六條の五の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき次条第二項若しくは第八項の規定の適用を受け、若しくは受けている場合を除く。）において、平成十一年一月一日（当該特定譲渡の日が平成十二年一月一日以後であるときは、当該特定譲渡の日の属する年の前年一月一日）から当該特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、同日までに同号に規定する買換資産（以下この条において「買換資産」という。）の同号に規定する取得（以下この条において「取得」とい

う。）をすることが困難となつた場合において、同日後二年以内に買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき（同号の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、同日の属する年の翌々年十二月三十一日。第十四項において「取得期限」という。）までの間に、買換資産の取得をして当該取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有し、かつ、当該取得の日から当該取得の日の属する年の翌年十二月三十一日までの間に当該納税義務者の居住の用に供したとき、又は供する見込みであるときにおける当該譲渡資産の特定譲渡（その年において当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三十四條第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十五條第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

二 通算後譲渡損失の金額 当該道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者のその年において生じた第三十二条第八項又は第三百十三條第八項に規定する純損失の金額（以下この条において「純損失の金額」という。）のうち、居住用財産の譲渡損失の金額に係るもの（当該居住用財産の譲渡損失の金額に係る譲渡資産のうち土地又は土地の上に存する権利で政令で定める面積が五百平方メートルを超えるものが含まれている場合には、当該土地又は土地の上に存する権利のうち当該五百平方メートルを超える部分に相当する金額を除く。）として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三 住宅借入金等 租税特別措置法第四十一条の五第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。

道府県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失

2 道府県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失

の金額がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四條第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

3 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五條の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

4 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前に於て控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の道府県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五條の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第七項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四條第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の道府県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りでない。

5 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年間に於いて生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第三十二条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条第五項に規定する特定純損失の金額」とする。

6 第二項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項並びに第三十七条の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「の規定」とあるのは「並びに附則第四条第四項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」とする。

二 第四十五条の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第四条第四項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに同項の道府県民税に関する申告書」とあるのは「三月十五日までに、第一項の道府県民税に関する申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した道府県民税に関する申告書」と、「第三十七号の二第四項」とあるのは「同条第三十三項第二号の規定により読み替へて適用される第三百十七号の二第四項」とする。

三 第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（一）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十一条の五第十二項第三号の規定により読み替へて適用される所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第三項まで又は附則第四条第七項第二号の規定により読み替へて適用される前条第四項」

と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第三項まで又は附則第四条第七項第二号の規定により読み替へて適用される前条第四項」とする。

四 前三号に定めるもののほか、第四項の規定の適用がある場合における道府県民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 市町村民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第四項後段及び第六項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該居住用財産の譲渡損失の金額以外の居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

9 前項の規定は、当該居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第三百十七号の二第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達された時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七号の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

10 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年前三年において控除されたものを除く。）は、当該納税義務者が前年十二月三十一日において当該通算後譲渡損失の金額に係る買換資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合において、居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の各年度分の市町村民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七号の二第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第十三項第二号の規定により読み替へて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以

下この項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四条第四項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市町村民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する金額が三千万円を超える年度の市町村民税の所得割については、この限りでない。

11 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年間に於いて生じた純損失の金額のうち特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第三百十三号第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条第十一項に規定する特定純損失の金額」とする。

12 第八項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第十項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三十三項、第三百十四号の二第二項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項並びに第三百十四号の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「の規定」とあるのは「並びに附則第四条第十項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「第三百三十三条第一項」とする。

二 第三百十七号の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第四条第十項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに同項の申告書」とあるのは「三月十五日までに、第一項の申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第十項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

14 前三号に定めるもののほか、第十項の規定の適用がある場合における市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15 第二項又は第八項の規定の適用を受けた者は、取得期限までに買換資産の取得をしない場合、買換資産の取得をした日の属する年の十二月三十一日において当該買換資産に係る住宅借入金等の金額を有しない場合又は買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日まで当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、取得期限又は同日から四月を経過する日までに総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

16 第四項又は第十項の規定の適用を受けた者は、当該適用に係る買換資産の取得をした日の属する年の翌年十二月三十一日までに、当該買換資産をその者の居住の用に供しない場合には、同日から四月を経過する日までに、総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

17 前二項に定める場合に課されることとなる道府県民税又は市町村民税の所得割については、次に定めるところによる。

一 第十七号の五第三項及び第四項並びに第十八条第一項中「法定納期限」とあるのは、「附則第四条第十四項又は第十五項に規定する申告の期限」とする。

二 第三百二十一条の二第二項中「不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第三百二十条の各納期限」とあるのは「不足税額に当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日」と、「納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日」とあるのは「納付すべきこと

とされる日の翌日」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

三 前二号に定めるもののほか、前二項の規定の適用がある場合における道府県民税又は市町村民税の所得割に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

(特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第四条の二 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特定居住用財産の譲渡損失の金額 道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十六年一月一日から令和七年十二月三十一日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）内に、租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第一号に規定する譲渡資産（以下この条において「譲渡資産」という。）の同号に規定する特定譲渡（以下この条において「特定譲渡」という。）をした場合（当該納税義務者が当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日において当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額を有する場合に限るものとし、当該納税義務者がその年の前年若しくは前々年における資産の譲渡につき同法第三十一条の三第一項、第三十五条第一項（同条第三項の規定により適用する場合を除く。）、第三十六条の二若しくは第三十六条の五の規定の適用を受けている場合又は当該納税義務者がその年若しくはその年の前年以前三年内における資産の譲渡につき前条第二項若しくは第八項の規定の適用を受け、若しくは受けていない場合を除く。）において、当該譲渡資産の特定譲渡（その年にあっては当該特定譲渡が二以上ある場合には、当該納税義務者が政令で定めるところにより選定した一の特定譲渡に限る。）による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額のうち、当該特定譲渡をした日の属する年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税又は市町村民税に係る附則第三十四条第一項若しくは第四項に規定する長期譲渡所得の金額又は附則第三十五条第一項若しくは第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該特定譲渡に係る契約を締結した日の前日における当該譲渡資産に係る住宅借入金等の金額の合計額から当該譲渡資産の譲渡の対価の額を控除した残額を限度とする。）をいう。

二 通算後譲渡損失の金額 当該道府県民税又は市町村民税の所得割の納税義務者のその年において生じた第三十二条第八項又は第三百三十三条第八項に規定する純損失の金額（以下この条において「純損失の金額」という。）のうち、特定居住用財産の譲渡損失の金額に係るものとして政令で定めるところにより計算した金額をいう。

三 住宅借入金等 租税特別措置法第四十一条の五の二第七項第四号に規定する住宅借入金等をいう。

二 道府県民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の道府県民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第一項後段及び第三項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

三 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めることを含む。）に限り、適用する。

四 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、特定居住用財産の譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の道府県民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に關する事項を記載した第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第七項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の道府県民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の道府県民税の所得割については、この限りでない。

五 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年間に於いて生じた純損失の金額のうち、特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第三十二条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条の二第五項に規定する特定純損失の金額」とする。

六 第二項及び前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

七 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項並びに第三十七条の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「の規定」とあるのは「並びに附則第四条の二第四項の規定」と、「同条第一項」とあるのは「第三十二条第一項」とする。

二 第四十五条の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第四条の二第四項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに同項の道府県民税に関する申告書」とあるのは「三月十五日までに、第一項の道府県民税に關する申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第四項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に關する事項その他の政令で定める事項を記載した道府県民税に關する申告書」と、「第三十七條の二第四項」とあるのは「同条第十三項第二号の規定により読み替えて適用される第三百十七條の二第四項」とする。

三 第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十一条の五の二第二項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第二百二十三條第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第七項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」とする。

四 前三号に定めるもののほか、第四項の規定の適用がある場合における道府県民税の所得割に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 市町村民税の所得割の納税義務者の平成十七年度以後の各年度分の市町村民税に係る譲渡所得の金額の計算上生じた特定居住用財産の譲渡損失の金額がある場合には、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額については、附則第三十四条第四項後段及び第六項第二号の規定は、適用しない。ただし、当該納税義務者が前年前三年内の年において生じた当該特定居住用財産の譲渡損失の金額以外の特定居住用財産の譲渡損失の金額につきこの項の規定の適用を受けているときは、この限りでない。

九 前項の規定は、当該特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第三十七條の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七條の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めることを含む。）に限り、適用する。

十 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の年に生じた通算後譲渡損失の金額（この

項の規定により前年において控除されたものを除く。）」は、特定居住用財産の譲渡損失の金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について前項の申告書を提出した場合であつて、その後の年度分の市町村民税について連続して通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百七十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第十三項第二号の規定により読み替えて適用される同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出しているときに限り、附則第三十四条第四項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の当該連続して提出された申告書に係る各年度分の市町村民税に係る同項に規定する長期譲渡所得の金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する。ただし、当該納税義務者の前年の合計所得金額が三千万円を超える年度分の市町村民税の所得割については、この限りでない。

11 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年間において生じた純損失の金額のうちに特定純損失の金額（適用期間内に行つた譲渡資産の特定譲渡による譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額に係る純損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）がある場合における第三百三十三条第八項の規定の適用については、同項中「控除されたもの」とあるのは、「控除されたもの及び附則第四条の二第十一項に規定する特定純損失の金額」とする。

12 第八項及び前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 第十項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百十四條の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項並びに第三百十四條の六の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「の規定」とあるのは「並びに附則第四条の二第十項の規

定」と、「同条第一項」とあるのは「第三百三十三条第一項」とする。

二 第三百七十七条の二第四項の規定の適用については、同項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「純損失若しくは雑損失の金額又は附則第四条の二第十項に規定する通算後譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに同項の申告書」とあるのは「三月十五日までに、第一項の申告書又は総務省令の定めるところによつて同条第十項に規定する通算後譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した申告書」とする。

三 第三百七十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書（）」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十一条の五の二第二項第三号の規定により読み替えて適用される所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第三項まで又は附則第四条の二第十三項第二号の規定により読み替えて適用される前条第四項」とする。

四 前三号に定めるもののほか、第十項の規定の適用がある場合における市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（阪神・淡路大震災に係る雑損控除額等の特例）
第四条の三 道府県は、所得割の納税義務者の選択により、阪神・淡路大震災により第三十四条第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額（阪神・淡路大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含む、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）については、平成六年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三十二条第九項及び第三十四条第一項の規定を適用することができる。

この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、平成七年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における道府県民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 市町村は、所得割の納税義務者の選択により、阪神・淡路大震災により第三百十四條の二第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額（阪神・淡路大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額を含む、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）については、平成六年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三百三十三条第九項及び第三百十四條の二第二項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該阪神・淡路大震災により受けた損失の金額は、その者の平成八年度以後の年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、平成七年において生じなかつたものとみなす。

5 前項の規定は、平成七年度分の第三百七十七條の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百七十七條の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

6 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（令和六年能登半島地震災害に係る雑損控除額の特例）
第四条の四 道府県は、所得割の納税義務者の選択により、令和六年能登半島地震災害（令和六

年一月一日に発生した令和六年能登半島地震による災害をいう。以下この項及び第四項において同じ。）により第三十四条第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額（令和六年能登半島地震災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるもの（以下この項において「災害関連支出」という。）の金額を含む、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限り。以下この項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三十二条第九項（第三十三条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三十四条第一項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、令和六年度分の第四十五条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

3 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における道府県民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 市町村は、所得割の納税義務者の選択により、令和六年能登半島地震災害により第三百十四條の二第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額（令和六年能登半島地震災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるもの（以下この項において「災害関連支出」という。）の金額を含む、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の

金額を除く。以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「損失対象金額」という。）について、令和五年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三百三十三条第九項（第三百三十四条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三百三十四条の二第一項の規定を適用することができ、この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和七年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

5 前項の規定は、令和六年度分の第三百三十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第三百三十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

6 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例）

第四条の五 道府県は、平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四条第五項第三号に規定する要指導医薬品及び同項第四号に規定する一般用医薬品をいう。以下この項及び第三項において同じ。）及びその使用による医療保険療養給付費（医療保険各法

等の規定による療養の給付に要する費用をいう。同項において同じ。）の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。第三項において同じ。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行っているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第三十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの）」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費）」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千元」と、「二百万円」とあるのは「八万八千元」として、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。この場合における同条第六項の規定の適用については、同項中「同項第一号」とあるのは「同項第二号（附則第四条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」とする。

2 前項の規定により第三十四条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 市町村は、平成三十年度から令和九年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い一般用医薬品等及びその使用による医療保険療養給付費の適正化の効果が著しく高いと認められる一般用医薬

品等の使用を推進する観点から、所得割の納税義務者が前年中に自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進及び疾病の予防への取組として政令で定める取組を行っているときにおける前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る第三百三十四条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による控除については、その者の選択により、同号中「前年中」とあるのは「前年（平成二十九年から令和八年までの各年に限る。）中」と、「医療費（医師又は歯科医師による診療又は治療、治療又は療養に必要な医薬品の購入その他医療又はこれに関連する人的役務の提供の対価のうち通常必要であると認められるものとして政令で定めるもの）」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第四十一条の十七第一項に規定する特定一般用医薬品等購入費）」と、「医療費の」とあるのは「特定一般用医薬品等購入費の」と、「前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の五に相当する金額（その金額が十万円を超える場合には、十万円）」とあるのは「一万二千元」と、「二百万円」とあるのは「八万八千元」として、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。この場合における同条第六項の規定の適用については、同項中「同項第一号」とあるのは「同項第二号（附則第四条の五第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」と、「同項第三号」とあるのは「第一項第三号」とする。

4 前項の規定により第三百三十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する場合に必要な技術的読替えその他前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五条 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剰余金の配当（所得税法第九十二条第一項に規定する剰余金の配当をいう。以下この条において同じ。）、利益の配当（同項に規定する利益の配当をいう。以下この条において同じ。）、剰余金の分配（同項に規定する剰余金の分配をいう。以下この条において同じ。）、金銭の分配（同項に規定する金銭の分配をいう。以下この条において同じ。）又は証券投資信託（同法第二条第

一項第十三号に規定する証券投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配（同法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下この条において同じ。）に係る同法第二十四条に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。以下この条において同じ。）の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・二（当該納税義務者が地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合においては、百分の〇・五六）（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八）に相当する金額

二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（租税特別措置法第九条第四項に規定する一般外貨建等証券投資信託の収益の分配（以下この条において「一般外貨建等証券投資信託の収益の分配」という。）に係るものを除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。）については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の百分の〇・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八）（課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超え

る場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額）については、百分の〇・三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四）に相当する金額

三 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・一四）（課税総所得金額が千万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・一五（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・〇七）に相当する金額

二 前項の規定の適用がある場合における第三十七條の三及び第三十七條の四の規定の適用については、第三十七條の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五條第一項」と、第三十七條の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五條第一項」とする。

三 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る所得税法第二十四條に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九條第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下この項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三百十四條の三及び第三百十四條の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の一・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二・二四）（課税総所得金額から特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額

が千万円を超える場合には、当該剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は特定株式投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・八（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・一二）に相当する金額

二 特定株式投資信託以外の証券投資信託の収益の分配に係る配当所得（一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係るものを除く。以下この号において「証券投資信託に係る配当所得」という。）については、当該証券投資信託に係る配当所得の金額の百分の〇・八（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・一二）（課税総所得金額から一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得の金額を控除した金額が千万円を超える場合には、当該証券投資信託に係る配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該証券投資信託に係る配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該証券投資信託に係る配当所得の金額）については、百分の〇・四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六）に相当する金額

三 一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係る配当所得については、当該配当所得の金額の百分の〇・四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・五六）（課税総所得金額が千万円を超える場合には、当該配当所得の金額のうちその超える金額に相当する金額（当該配当所得の金額がその超える金額に満たないときは、当該配当所得の金額）については、百分の〇・二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・二八）に相当する金額

四 前項の規定の適用がある場合における第三百十四條の八及び第三百十四條の九第一項の規定の適用については、第三百十四條の八中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五條第三項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五條第三項」とする。

第五條の二及び第五條の三 削除

（個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除）

第五條の四 道府県は、平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年（以下「この条、次条及び附則第四十五条において「居住年」という。）が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二に相当する金額（第三項及び第十三項において「道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五條及び第三十七條の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）第十六條第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九條第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号。以下この項及び第六項において「平成十八年所得税法等改正法」という。）第十四條の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律（平成十一年法律第八号）第四條の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章

第一節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第八條の四第一項（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号。以下この項及び第六項において「平成二十年所得税法等改正法」という。）附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第二十五条第二項、第二十八條の四第一項、第三十一条第一項（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七條の十第一項（平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）、若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二十六項、第十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条から第十条の五の四まで及び第十条の六（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「震災特例法」という。））第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特例法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和二十二年法律第七十五号））第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかったものとして計算した金額

二 前項の規定の適用がある場合における第三十七條の三及び第三十七條の四の規定の適用については、第三十七條の三中「前二条」とあるの

は「前二条並びに附則第五条の四第一項」と、第三十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四第一項」とする。

3 第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、第八項の市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書と併せて、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

4 道府県民税の所得割の納税義務者が第四十五条の第三第一項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。

5 前項の場合において、第三項の申告書がその提出の際經由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

6 市町村は、平成二十年度から平成二十八年までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。）において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか少ない金額から第三号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の三に相当する金額（第八項及び第十三項において「市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。）を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第四項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法

第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合に、当該金額がなかったものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額）

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額
イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき平成十八年所得税法等改正法第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第四条の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額
ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第八条の四第一項（平成二十年所得税法等改正法附則第三十二条第一項の規定により適用される場合を含む。）、第二十五条第二項（同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。）、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項（平成二十年所得税法等改正法附則第四十三条第二項の規定により適用される場合を含む。）、若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二十六項、第二十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額、租税特別措置法第十条から第十条の五の四まで及び第十条の六（震災特別法第十条の四の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による控除額並びに震災特別法第十条の二から第十条の三の三までの規定による控除額の合計額

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額（前年分の所得税について、租税特別措置法第四

十一条、第四十一条の二の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額）

7 前項の規定の適用がある場合における第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項の規定の適用については、第三百十四条の八中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四第六項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四第六項」とする。

8 第六項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の三月十五日までに、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を、当該年度の初日の属する年の一月一日現在における住所所在地の市町村長に提出した場合に限り、適用する。

9 市町村民税の所得割の納税義務者が第三百十七条の三第一項の確定申告書を提出する場合には、当該納税義務者は、前項の申告書を、税務署長を経由して同項に規定する市町村長に提出することができる。

10 前項の場合において、第八項の申告書がその提出の際經由することができる税務署長に受理されたときは、当該申告書は、その受理された時に同項に規定する市町村長に提出されたものとみなす。

11 第三項及び第八項の申告書の提出があつた場合には、市町村長は、当該市町村の区域を管轄する税務署長に対し、遅滞なく、当該申告書に記載された事項を通知し、当該記載された事項について確認を求めるとする。

12 税務署長は、前項の確認を求められた事項について、国の税務官署の保有する情報と異なるとき、又は誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、その内容を当該確認を求めた市町村長に通知するものとする。

13 第三項及び第八項の申告書に道府県民税の住宅借入金等特別税額控除額及び市町村民税の住

宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項に関し虚偽の記載をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

14 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五條の四の二 道府県は、平成二十二年から令和二十年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた場合（居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）において、前条第一項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の五分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に、五分の一）に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額（当該金額が三万九千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に、一万九千五百円）を超える場合には、三万九千円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、一万九千五百円）。以下この項において「控除限度額」という。）を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第十項から第十九項まで若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額（平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合に、当該金額がなかったものとして

これらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二、第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条若しくは第百六十五条の六の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものと計算した金額)

二 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の三及び第三十七条の四の規定の適用については、第三十七条の三中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二第一項」と、第三十七条の四中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第一項」とする。

三 道府県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第一項の規定の適用については、同項中「百分の二」とあるのは「百分の二・八」と、「百分の一」とあるのは「百分の一・四」と、「三万九千円」とあるのは「五万四千六百円」と、「一万九千五百円」とあるのは「二万七千三百円」とする。

四 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

五 市町村は、平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の規定の適用を受けた場合(居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。)において、前条第六項の規定の適用を受けないときは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の三(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に

おいて「控除額」という。)を、当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額の百分の三(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に、百分の四)に相当する金額(当該金額が五万八千五百円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円)を超える場合には、五万八千五百円(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、七万八千円)以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項から第五項まで若しくは第二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年又は平成二十年の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合に、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 当該納税義務者の前年分の所得税の額(前年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の十八、第四十一条の十八の二、第二項、第四十一条の十八の三若しくは第四十一条の十九の二から第四十一条の十九の四まで、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第二条又は所得税法第九十五条若しくは第百六十五条の六の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

六 前項の規定の適用がある場合における第三百十四条の八及び第三百十四条の九第一項の規定の適用については、第三百十四条の八中「前二条」とあるのは「前二条並びに附則第五条の四の二第五項」と、同項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第五条の四の二第五項」とする。

七 市町村民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成二十六年から令和三年までであつて、かつ、租税特別措置法第四十一条第五項に規定する特定取得又は同条第十四項に規定する特別特定取得に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第五項の規定の適用については、同項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「百分の四」とあるのは「百分の五・六」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千九百円」と、「七万八千円」とあるのは「十万九千二百円」とする。

八 前二項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五條の五 第三十七条の二の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納税義務者が、同条第十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条第一項、附則第三十五条の二第一項、附則第三十五条の二の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受けるときは、第三十七条の二第十一項に規定する特別控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第二項に規定する特別控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の二(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の一)に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第三十五条及び第三十七条の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)とする。

一 第三十五条第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三十七条の二第十一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

二 第三十五条第二項に規定する課税退職所得金額を有する場合 当該課税退職所得金額について、第三十七条の二第十一項第一号の表の上欄に掲げる金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合

三 前年中の所得について附則第三十三条の三第一項の規定の適用を受ける場合 百分の五十

四 前年中の所得について附則第三十五条第一項の規定の適用を受ける場合 百分の六十

五 前年中の所得について附則第三十三条の二第一項、附則第三十四条第一項、附則第三十五条の二第一項、附則第三十五条の二の二第一項又は附則第三十五条の四第一項の規定の適用を受ける場合 百分の七十五

二 市町村民税の所得割の納税義務者が、同条第十一項第二号若しくは第三号に掲げる場合に該当する場合又は第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第三十三条の二第二項、附則第三十三条の三第二項、附則第三十四条第二項、附則第三十五条第二項、附則第三十五条の二第二項、附則第三十五条の二の二第二項又は附則第三十五条の四第二項の規定の適用を受けるときは、第三百十四条の七第十一項に規定する特別控除額は、同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第二項に規定する特別控除対象寄附金の額の合計額のうち二千円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の二以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の五分の三(当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、五分の四)に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第三百十四条の三及び第三百十四条の六の規定を適用した場合の所得割の額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、当該百分の二十に相当する金額)とする。

一 第三百十四条の三第二項に規定する課税山林所得金額を有する場合 当該課税山林所得金額の五分の一に相当する金額について、第三百十四条の七第十一項第一号の表の上欄に

(これらの規定を次条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定の適用については、第三百十四条の七第十一項第一号の表百九十五万円以下の金額の項中「百分の八十五」とあるのは「百分の八十四・八九五」と、同表百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額の項中「百分の八十」とあるのは「百分の七十九・七九」と、同表三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額の項中「百分の七十」とあるのは「百分の六十九・五八」と、同表六百九十五万円を超え九百万円以下の金額の項中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十六・五一七」と、同表九百万円を超え千八百万円以下の金額の項中「百分の五十七」とあるのは「百分の五十六・三〇七」と、同表千八百万円を超え四千万円以下の金額の項中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同表四千万円を超え金額の項中「百分の四十五」とあるのは「百分の四十四・〇五五」と、同表前条第二項第三号中「百分の五十」とあるのは「百分の四十九・一六」と、同項第四号中「百分の六十」とあるのは「百分の五十九・三七」と、同項第五号中「百分の七十五」とあるのは「百分の七十四・六八五」とする。

百分の七十四・六八五」とする。

(寄附金税額控除の対象となる寄附金の特例)

第五条の七 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第一項及び第十一項並びに附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条の二第二項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）」と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金(同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。))」のと、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金(租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。))」とする。

2 租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用がある場合における第三百十四条の七第一項及び第十一項並びに附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の七第一項中「次に掲げる寄附金」とあるのは「次に掲げる寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）と、「に特例控除対象寄附金」とあるのは「に特例控除対象寄附金（同項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）と、同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金（租税特別措置法第四条の五第一項の規定の適用を受けた同項に規定する利子等の金額のうち当該特例控除対象寄附金の支出に充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分を除く。）とする。

（令和六年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除）

第五条の八 道府県は、令和六年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が千八百五十万円以下である所得割の納税義務者（以下この条から附則第五条の十二までにおいて「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第二項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の道府県民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項及び第五項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が、一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（第三十四条第八項の規定による判定をする）の現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。）を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超え

場合には一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第五項において「道府県民税特別税額控除」といふ。）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の第二項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の第二項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

三 前二項の規定の適用がある場合における第三十七条の二第十一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額（附則第五条の八第一項及び第二項の規定の適用を受ける前のものを用いる。）とする。

四 市町村は、令和六年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る令和六年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

五 前項の市町村民税に係る令和六年度分特別税額控除額は、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者又は扶養親族（第三百十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況においてこの

法律の施行地に住所を有しない者を除く。以下この項において「控除対象配偶者等」という。を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超える場合には、一万円に当該控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）から道府県民税特別税額控除額を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が一万円（特別税額控除対象納税義務者が控除対象配偶者等を有する場合には、一万円に当該控除対象配偶者等一人につき一万円を加算した金額）を超えない場合には第二項第二号に掲げる額に相当する金額とする。

6 前二項の規定の適用がある場合における第三百十四条の七第十一項、第三百二十一條の七の八第一項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の七第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額（附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用を受ける前のものをいう。）」と、第三百二十一條の七の八第一項中「課した」とあるのは「附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「前々年中」とあるのは「これらの規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

（令和六年度分の個人の市町村民税の普通徴収に関する特例）

第五条の九 令和六年度分の個人の市町村民税に限り、第三百十九條の規定により普通徴収の方法によつて徴収する個人の市町村民税（第三百二十一條の七の二第三項及び第三百二十八條の十三の規定により徴収するものを除く。以下この項において「普通徴収の個人の市町村民税」という。）の納期が第三百二十條本文の規定により定められている市町村における普通徴収の個人の市町村民税の当該定められている納期における徴収については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額（前条第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収の個人

の市町村民税の額をいう。以下この号において同じ。）からその者の普通徴収の個人の市町村民税の額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額を四で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に三を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「六月分金額」という。）に満たない場合には、六月中に定められている納期においては、その者の六月分金額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、その他のそれぞれの納期においては、その者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

二 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分金額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期においては、徴収すべき税額は、その者の六月中に定められている納期においては、その者の分割金額と、その者の六月分金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、十月中に定められている納期及び一月中に定められている納期においては、その者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

三 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、六月中に定められている納期及び八月中に定められている納期において徴収すべき税額は、その者の納期において、十月中に定められている納期においては、その者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控

除額を控除した残額に相当する税額を、一月中に定められている納期においては、その者の分割金額に相当する税額を、それぞれ徴収するものとする。

四 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分金額とその者の分割金額に二を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、六月中に定められている納期、八月中に定められている納期及び十月中に定められている納期において徴収すべき税額は、その者の納期において、一月中に定められている納期においては、その者の普通徴収の個人の市町村民税の額に相当する税額を徴収するものとする。

2 前項の規定の適用がある場合における第三百二十條の規定の適用については、同条中「当該個人の市町村民税額」とあるのは、「附則第五条の九第一項第一号に規定する特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額」とする。

3 市町村が令和六年度分の個人の市町村民税（六月中に定められている納期から第三百二十一條の七第一項の規定により普通徴収の方法によつて徴収されることとなつたものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前二項の規定は、適用しない。

（令和六年度分の給与所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例）

第五条の十 附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がある場合における第三百二十一條の五第一項の規定の適用については、令和六年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「十二分の一」とあるのは「十一分の一」と、「六月」とあるのは「七月」とする。

（令和六年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収に関する特例）

第五条の十一 令和六年度分の個人の市町村民税に限り、第三百二十一條の七の二第一項の規定により特別徴収の方法によつて徴収する第三百十七條の二第一項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市町村民税（第三項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税」という。）の徴収及び第三百二十一條の七の二第三項の規定により普通徴収の方法によつて徴収する公的年金等に係る所得に係る個人の

市町村民税の徴収については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民税の額（附則第五条の八第四項及び第五項の規定の適用がないものとした場合に算出される第三百二十一條の七の二第一項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額の合算額（同条第二項の規定により給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収の方法によつて徴収する場合には、当該所得割額を加算した額とする。以下この号及び第五号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第三項第一号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第三項において「年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民税の額の二分の一に相当する額（当該額に百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、当該額が百円未満であるときは百円とする。）をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を二で除して得た金額（当該金額に千円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割普通徴収金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「六月分普通徴収金額」という。）に満たない場合には、第三百二十條本文の規定により六月中に定められている納期においては、その者の六月分普通徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同条本文の規定によるその者の分割普通徴収金額に相当する税額を、普通徴収の方法によつてそれぞれ徴収するも

のとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においては、その者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額を二で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分特別徴収金額」という。）に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においては、その者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において第三百二十一条の七の四第二項に規定する特別徴収対象年金給付（以下この項及び第三項において「特別徴収対象年金給付」という。）の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額以上であり、かつ、その者の六月分普通徴収金額とその他の分割普通徴収金額との合計額に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、同条本文の規定により八月中に定められている納期においては、その者の六月分普通徴収金額とその他の分割普通徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を普通徴収の方法によつて徴収するものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においては、その者の十月分特別徴収金額に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においては、その者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額とその他の分割普通徴収金額との合計額以上であり、かつ、

つ、その者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の十月分特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期及び同条本文の規定により八月中に定められている納期において徴収すべき税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においては、その者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の十月分特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においては、その者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

四 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額及びその者の十月分特別徴収金額の合計額以上であり、かつ、その者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の十月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額に満たない場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期及び同条本文の規定により八月中に定められている納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においては、その者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の十月分特別徴収金額及びその者の分割特別徴収金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年二月一日から三月三十一日までの間においては、その者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとする。

五 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の六月分普通徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の十月分特別徴収金額、

額及びその者の分割特別徴収金額の合計額以上である場合には、第三百二十条本文の規定により六月中に定められている納期及び同条本文の規定により八月中に定められている納期並びに当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においては、その者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によつて徴収するものとする。

二 前項の規定の適用がある場合における第三百二十一条の七の五の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第五条の十一第一項各号の規定により特別徴収の方法によつてそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

三 令和六年度分の個人の市町村民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市町村民税の徴収（第一項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

一 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市町村民税の額から第三百二十一条の七の八第一項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を三で除して得た金額（当該金額に百円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が百円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割特別徴収金額」という。）に二を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市町村民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「十月分特別徴収金額」という。）に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間においては、その者の十月分特別徴収金額、その者の分割普通徴収金額、その者の十月分特別徴収金額、

分特別徴収金額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年十二月一日から翌年の三月三十一日までの間においては、その者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

二 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の十月分特別徴収金額以上であり、かつ、その者の十月分特別徴収金額とその他の分割特別徴収金額との合計額に満たない場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から十一月三十日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年十二月一日から翌年の一月三十一日までの間においては、その者の十月分特別徴収金額とその他の分割特別徴収金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額を、同年二月一日から三月三十一日までの間においては、その者の分割特別徴収金額に相当する税額を、それぞれの期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、それぞれ徴収するものとする。

三 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市町村民税に係る特別税額控除額がその者の十月分特別徴収金額とその他の分割特別徴収金額との合計額以上である場合には、当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の一月三十一日までの間において徴収すべき税額はないものとし、同年二月一日から三月三十一日までの間においては、その者の第三百二十一条の七の八第二項の規定により読み替えられた第三百二十一条の七の二第一項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額を当該期間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、徴収するものとする。

四 前項の規定の適用がある場合における第三百二十一条の七の五の規定の適用については、同条第二項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「当該

年度の初日の属する年の十月一日から翌年の三月三十一日までの間において特別徴収対象年金給付の支払をする際、附則第五条の十一第三項各号の規定によりそれぞれ徴収するものとされている額」とする。

5 市町村が令和六年度分の個人の市町村民税を第三百二十一条の七の九第二項、第三百二十一条の七の十第一項その他政令で定める規定により普通徴収の方法によつて徴収する場合については、前各項の規定は、適用しない。

（令和七年度分の個人の道府県民税及び市町村民税の特別税額控除）

第五条の十二 道府県は、令和七年度分の個人の道府県民税に限り、道府県民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び第三十四条第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第二項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の道府県民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、第一号に掲げる額と第二号に掲げる額との合計額（以下この項及び第四項において「個人の住民税の所得割の額」という。）が一万円を超える場合には一万円に第一号に掲げる額を個人の住民税の所得割の額で除して得た数値を乗じて得た金額（当該金額に一円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が一円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り上げた金額。第四項において「道府県民税特別税額控除額」という。）とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には同号に掲げる額に相当する金額とする。

一 特別税額控除対象納税義務者の第三十五条、第三十七条から第三十七条の四まで、附則第三条の三第二項、附則第五条第一項、附則第五条の四の二第二項、附則第五条の五第一項及び附則第七条の二第一項の規定を適用して計算した場合の所得割の額

二 特別税額控除対象納税義務者の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則

第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用して計算した場合の所得割の額市町村は、令和七年度分の個人の市町村民税に限り、市町村民税に係る令和七年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者（同一生計配偶者（控除対象配偶者及び第三百二十四条の二第八項の規定による判定をするときの現況においてこの法律の施行地に住所を有しない者を除く。）を有するものに限る。）の第三百十四条の三、第三百十四条の六から第三百十四条の九まで、附則第三条の三第五項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第五項、附則第五条の五第二項及び附則第七条の二第四項の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

4 前項の市町村民税に係る令和七年度分特別税額控除額は、個人の住民税の所得割の額が一万円を超える場合には一万円から道府県民税特別税額控除額を控除して得た金額とし、個人の住民税の所得割の額が一万円を超えない場合には第二項第二号に掲げる額に相当する金額とする。（政令への委任）

第五条の十三 附則第五条の八から前条までに定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（肉用牛の売却による事業所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第六条 道府県は、昭和五十七年度から令和九年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。次項において

同じ。）は、当該事業所得に係る道府県民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

2 道府県は、前項に規定する各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第四十五条の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る道府県民税の所得割の額は、第三十二条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができ。

一 租税特別措置法第二十五条第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の〇・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・三）を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十二条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

3 前項の規定の適用がある場合における第三十七条の四、附則第三条の三第二項及び第五項、附則第五条の八第二項並びに附則第五条の十二第二項の規定の適用については、第三十七条の四「前三条」とあるのは、「前三条並びに附則第六条第二項」と、附則第三条の三第二項第二号及び第五項第三号中「及び附則第五条の五第一項」とあるのは、「附則第五条の五第一項及び附則第六条第二項」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「及び」とあるのは、「附則第六条第一項及び」とする。

4 市町村は、昭和五十七年度から令和九年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が千五百頭以内である場合に限る。）において、第三百十七條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百十七條の三第一項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第一項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある」と市町村長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る市町村民税の所得割の額として政令で定める額を免除するものとする。

5 市町村は、前項に規定する各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条第一項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうち免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が千五百頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛が全て免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）において、第三百十七條の二第一項の規定による申告書にその肉用牛の売却に係る同法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市町村民税の所得割の額は、第三十二条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定にかかわらず、次に掲げる金額の合計額とすることができ。

一 租税特別措置法第二十五条第二項第一号に規定する売却価額の合計額に百分の〇・九（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・六）を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三十二条から第三十七条の三まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

を有する場合には、百分の一・二）を乗じて計算した金額

二 租税特別措置法第二十五条第二項第二号に規定する事業所得の金額がないものとみなして計算した場合における前年の総所得金額につき、第三百十三条から第三百十四条の三まで、第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定により計算した所得割の額に相当する金額

前項の規定の適用がある場合における第三百十四条の九第一項、附則第三条の三第二項及び第五項、附則第五条の八第二項並びに附則第五條の十二第二項の規定の適用については、第三百十四条の九第一項中「前三条」とあるのは「前三条並びに附則第六条第五項」と、附則第三条の三第二項第三号及び第五項第二号中「及び附則第五条の五第二項」とあるのは「附則第五条の五第二項及び附則第六条第五項」と、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「及び」とあるのは「附則第六条第五項及び」とする。

（個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等）

七条 第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項から第三項まで及び第六項において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する者（特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第二百二十条第一項の規定による申告書を提出する義務がないと見込まれる者又は同法第二百一十一条（第一項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、特例控除対象寄附金について第三十七条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）及び第十一項の規定によつて控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税の所得割について第四十五条の二の規定による申告書の提出（第四十五条の三第二項の規定により第四十五条の二第一項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第六項第二号において同じ。）を要しないと見込まれるものに限る。次項から第

四項までにおいて「申告特例対象寄附者」という。は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第四十五条の二第三項の規定による申告書の提出（第四十五条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、特例控除対象寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下この項から第六項までにおいて「都道府県知事等」という。）に対し、第八項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書の送付の求めと併せて、当該都道府県知事等から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面（次項、第五項及び第六項において「申告特例通知書」という。）を送付することと求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この項から第六項までにおいて「申告特例の求め」という。）は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金を支出する年（第四項から第六項までにおいて「申告特例対象年」という。）に支出する特例控除対象寄附金について申告特例の求めを行う都道府県知事等の数が五以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

3 申告特例の求めは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

一 当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所及び生年月日

二 当該申告特例の求めを行う者が申告特例対象寄附者である旨

三 当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金の額

四 前項に規定する要件に該当する旨

五 その他総務省令で定める事項

4 申告特例の求めを行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に前項第一号に掲げる事項に変更があったときは、申告特例対象年の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、総務省令で定めるところにより、第十一項の規定による市町村民税に関する変更の届出と併せて、当該変更があった事項そ

- 5 都道府県知事等は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第三項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、第十二項の規定による市町村民税に関する申告特例通知書と併せて、申告特例通知書を送付しなければならぬ。
- 6 申告特例の求めを行った者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金に係る申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に對し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 一 当該申告特例対象年の年分の所得税について所得税法第二百一条の規定の適用を受けないこととなつたとき。
- 二 当該申告特例対象年の翌年の四月一日の属する年度分の道府県民税の所得割について第四十五条の二の規定による申告書の提出をしたとき。
- 三 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した都道府県知事等の数が五を超えたとき。
- 四 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、前項の規定により申告特例通知書の送付を受けた市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。
- 7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
- 8 第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項から第十項まで及び第十三項において「特例控除対象寄附金」という。）を支出する者（特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第二百一条の規定による申告書を提出する義

務がないと見込まれる者又は同法第二百一十一条（第一項ただし書を除く。）の規定の適用を受けると見込まれる者であつて、特例控除対象寄附金について第三百十四条の七第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十一項の規定によつて控除すべき金額（以下この項において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受ける目的以外に、特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について第三百七十七条の二第一項から第五項までの規定による申告書の提出（第三百七十七条の三第一項の規定により第三百七十七条の二第二項から第四項までの規定による申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第三十三項第二号において同じ。）を要しないと見込まれるものに限る。次項から第十一項までにおいて「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、寄附金税額控除額の控除を受けようとする場合には、第三百七十七条の二第三項の規定による申告書の提出（第三百七十七条の三第一項の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる同法第二条第一項第三十七号に規定する確定申告書の提出を含む。第三十三項第二号において同じ。）に代えて、特例控除対象寄附金を支出する際、総務省令で定めるところにより、特例控除対象寄附金を受領する都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（以下この項から第十三項までにおいて「都道府県知事等」という。）に対し、当該都道府県知事等から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した書面（次項、第十二項及び第十三項において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

9 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）は、申告特例対象寄附者が当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金を支出する年（第十一項から第十三項までにおいて「申告特例対象年」という。）に支出する特例控除対象寄附金について申告特例の求めを行う都道府県知事等の数が五以下であると見込まれる場合に限り、行うことができる。

10 申告特例の求めは、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書により行わなければならない。

- 一 当該申告特例の求めを行う者の氏名、住所及び生年月日
- 二 当該申告特例の求めを行う者が申告特例対象寄附者である旨
- 三 当該申告特例の求めに係る特例控除対象寄附金の額

四 前項に規定する要件に該当する旨

五 その他総務省令で定める事項

11 申告特例の求めを行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に前項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、申告特例対象年の翌年の一月十日までに、当該申告特例の求めを行った都道府県知事等に対し、総務省令で定めるところにより、当該変更があつた事項その他総務省令で定める事項を届け出なければならない。

12 都道府県知事等は、申告特例の求めがあつたときは、申告特例対象年の翌年の一月三十一日までに、第十項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（前項の規定により当該住所の変更の届出があつたときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、総務省令で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

13 申告特例の求めを行った者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該申告特例の求めを行った者が申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金に係る申告特例の求め及び前項の規定による申告特例通知書の送付（第四号に該当する場合にあつては、同号に係るものに限る。）については、いずれもなかつたものとみなす。この場合において、当該申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

一 当該申告特例対象年の年分の所得税について所得税法第二百二十一条の規定の適用を受けていることとなつたとき。

二 当該申告特例対象年の翌年の四月一日の属する年度分の市町村民税の所得割について第三百七十七条の二第一項から第五項までの規定による申告書の提出をしたとき。

三 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、前項の規定により申告特例通知書を送付した都道府県知事等の数が五を超えたとき。

四 当該申告特例対象年に支出した特例控除対象寄附金について、前項の規定により申告特

例通知書の送付を受けた市町村長が賦課期日現在における住所所在地の市町村長と異なつたとき。

14 第八項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第七条の二 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三百七十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第五項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、申告特例控除額を当該納税義務者の第三百七十七条の二第一項及び第十一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

2 前項の申告特例控除額は、第三百七十七条の二第十一項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三十五条第二項に規定する課税総所得金額から第三十七条第一号に掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

3 第一項の規定の適用がある場合における第七條の五第三項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

4 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第三百七十四條の七第二項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第十二項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、申告特例控除額を当該納税義務者の第三百七十四條の七第一項及び第十一項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

5 前項の申告特例控除額は、第三百七十四條の七第十一項に規定する特例控除額に、次の表の上欄に掲げる第三百七十四條の三第二項に規定する課税総所得金額から第三百七十四條の六第一号に掲げる金額を控除した金額の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる割合を乗じて得た金額とする。

百九十五万円以下の金額	八十五分の五
百九十五万円を超え三百三十万円以下の金額	八十分の十
三百三十万円を超え六百九十五万円以下の金額	七十分の二十
六百九十五万円を超え九百万円以下の金額	六十七分の二十
九百万円を超える金額	五十七分の三十三

6 第四項の規定の適用がある場合における第七條の五第三項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「五年」とする。

第七条の三 平成二十八年年度から令和二十八年年度までの各年度分の個人の道府県民税については、前条第一項及び第二項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二二」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

2 平成二十八年年度から令和二十八年年度までの各年度分の個人の市町村民税については、前条第四項及び第五項の規定の適用については、同項の表中「八十五分の五」とあるのは「八十四・八九五分の五・一〇五」と、「八十分の十」とあるのは「七十九・七九分の十・二二」と、「七十分の二十」とあるのは「六十九・五八分の二十・四二」と、「六十七分の二十」とあるのは「六十六・五一七分の二十三・四八三」と、「五十七分の三十三」とあるのは「五十六・三〇七分の三十三・六九三」とする。

（分離課税に係る所得割の指定都市に対する交付）

第七条の四 指定都市の区域を包括する道府県は、当分の間、当該道府県に払い込まれた当該指定都市に係る第五十條の二の規定により課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の二分の一に相当する額を、政令で定めるところにより、当該指定都市に対し交付するものとする。

第七条の五 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二條に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連

合会で同法附則第十八條の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものに対する第二十五條第一項及び第二百九十六條第一項の規定の適用については、これらの規定中「定めるもの」とあるのは、「定めるもの及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二條に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八條の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの」とする。

（法人の道府県民税及び市町村民税の課税標準等の特例）

第八条 当分の間、租税特別措置法第四十二條の第四項に規定する中小企業者等（第三項において「中小企業者等」という。）の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同条第四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、第二十三條第一項第四号イ及び第二百九十二條第一項第四号イ中「第四十二條の四」とあるのは「第四十二條の四第一項、第七項、第八項第六号ロ及び第七号、第十三項並びに第十八項」と、「（除く。）及び」とあるのは「（除く。）並びに」と、第二十三條第一項第四号ロ及び第二百九十二條第一項第四号ロ中「第四十二條の四」とあるのは「第四十二條の四第一項及び第七項」と、「（除く。）及び」とあるのは「（除く。）並びに」とする。

2 当分の間、租税特別措置法第四十二條の第十二條の五第三項に規定する中小企業者等（第四項から第十項まで及び第十二項から第十四項までにおいて「中小企業者等」という。）の各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税にあつては、当該事業年度の法人税額について同法第四十二條の四第七項又は第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）の規定により控除された金額がある場合における第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の規定の適用については、第二十三條第一項第四号イ及び第二百九十二條第一項第四号イ中「第四十二條の四」とあるのは「第四十二條の四第一項及び第四項並びに第八項第六号ロ及び第七号（これらの規定を同条第十八項において

- 4 第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の四」とあるのは「第四十二条の四第一項、第七項、第八項第六号ロ及び第七号並びに第十三項（同条第十八項において準用する場合を含む。）と、（除く。）及び」とあるのは「（除く。）並びに」と、第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項第一号及び第二十六項中「第四十二条の十四第一項」とあるのは「第四十二条の四第十四項において準用する同条第八項第六号ロ若しくは第七号又は同法第四十二条の十四第一項」と、又は第六十三条第一項」とあるのは「若しくは第六十三条第一項」とする。
- 5 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十一の二第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十一の二（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）第四十二条の十一の三」とあるのは、「第四十二条の十一の三」とする。
- 6 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十一の三第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）第四十二条の十二」とあるのは、「第四十二条の十二」とする。
- 7 中小企業者等の租税特別措置法第四十二条の十二第六項第三号に規定する適用年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該適用年度の法人税額について同条第一項又は第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二、第四十二条の十二の二」とあるのは、「第四十二条の十二」とする。
- 8 中小企業者等の令和四年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法

第四十二条の十二の五第一項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第二項から第四項まで及び第八項」とする。

9 中小企業者等の令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項、第三項、第四項及び第八項」とする。

10 中小企業者等の平成三十年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の法人の道府県民税及び市町村民税に限り、当該事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第三項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項、第二項、第四項及び第八項」とする。

11 各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の五第四項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五」とあるのは、「第四十二条の十二の五第一項から第三項まで及び第七項」とする。

12 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の六第二項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の十二の五、第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは、「第四十二条の十二の五」とする。

13 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第四項

又は第五項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第四十二条の七（第一項から第三項まで、第七項から第九項まで及び第十二項を除く。）」とあるのは、「第四十二条の十二の七第六項」とする。

14 中小企業者等の各事業年度の法人税額について租税特別措置法第四十二条の十二の七第六項の規定により控除された金額がある場合における第二十三条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号及び第二百九十二条第一項第四号イ及び第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項から第九項まで及び第十二項を除く。）、第六十六条の七（第二項、第六項及び第十項から第十三項までを除く。）及び」とあるのは「第四十二条の十二の七第四項及び第五項」である。第五項、第六十六條の七（第二項、第六項及び第二十項から第六十三項までを除く。）並びに」とい、第二十條第一項第四号ロ及び第二百九十二条第一項第四号ロ中「及び第四百二十二条の十二の七（第一項から第三項まで、第七項から第九項まで及び第十二項を除く。）」とあるのは「並びに」である。

15 第五十三条第三項又は第三百二十一条の八第三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する最初通算事業年度終了の日において、特定医療法人（租税特別措置法第六十七条の二第一項の承認を受けている同項に規定する医療法人をいう。以下この条において同じ。）である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第四項第一号及び第三百二十一条の八第四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同法第六十六条第一項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

16 第五十三条第七項又は第三百二十一条の八第七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する合併等事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第九項及び第三百二十一条の八第九項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各

号」とあるのは、「附則第八条第十五項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

17 第五十三条第十一項又は第三百二十一条の八第十一項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十二項及び第三百二十一条の八第十二項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十五項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

18 第五十三条第十三項又は第三百二十一条の八第十三項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該通算対象所得金額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十四項第一号及び第三百二十一条の八第十四項第一号の規定の適用については、これらの規定中「同項に規定する」とあるのは、「租税特別措置法第六十七条の二第一項に規定する」とする。

19 第五十三条第十七項又は第三百二十一条の八第十七項の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第十八項及び第三百二十一条の八第十八項の規定の適用については、これらの規定中「第四項各号」とあるのは、「附則第八条第十五項の規定により読み替えられた第四項各号」とする。

20 第五十三条第十九項又は第三百二十一条の八第十九項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該配賦欠損金控除額の生じた事業年度後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十項及び第三百二十一条の八第二十項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十八項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

21 第五十三条第二十六項又は第三百二十一条の八第二十六項の規定の適用を受ける法人が、当該法人のこれらの規定に規定する当該還付対象欠損金額の生じた事業年度又は中間期間（法人税法第八十条第五項に規定する中間期間をい

う。）後最初の事業年度終了の日において、特定医療法人である場合の当該法人の道府県民税及び市町村民税に係る第五十三条第二十七項及び第三百二十一条の八第二十七項の規定の適用については、これらの規定中「第十四項各号」とあるのは、「附則第八条第十八項の規定により読み替えられた第十四項各号」とする。

第八条の二 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六十条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項、所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九条、第九十条第六項、第九十一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項又は租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）附則第十五条の規定によりその例によることとされる同法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項若しくは第八項若しくは第六十三条第一項の規定により加算された金額がある場合における第五十三条第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項並びに第三百二十一条の八第三項、第八項、第十三項、第十九項、第二十三項及び第二十六項の規定の適用については、これらの規定中「又は第六十三条第一項」とあるのは、「（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成十八年法律第十七号）以下この項において「平成八年租税特別措置法改正法」という。）附則第十五条第一項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む（置法第六十二条の三第一項又は第八項を含む）置法改正法附則第十五条第二項の規定によりその例によることとされる平成八年租税特別措置法改正法による改正前の租税特別措置法第六十三条第一項を含む）、所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第六十六条の規定によりその例によることとされる同法第十三条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の十一第一項又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）附則第八十九号、第九十条第六項、第九十一条、第九十

一条若しくは第九十二条の規定によりその例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の租税特別措置法第四十二条の六第六項、第四十二条の七第六項、第四十二条の十第六項若しくは第四十二条の十一第六項」とする。（法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除）

第八条の二の二 法人税法第二百一十一条第一項（同法第四十六条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の承認を受けている法人が、地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）第四項において「平成二十八年地域再生法改正法」という。）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第八条第一項に規定する認定地方公共団体（以下この条において「認定地方公共団体」という。）に対して当該認定地方公共団体が行うまち・ひと・しごと創生寄附活用事業（当該認定地方公共団体の作成した同項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第五条第四項第二号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。）に関連する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。以下この条において「特定寄附金」という。）を支出した場合においては、当該特定寄附金を支出した日を含む事業年度（解散（合併による解散を除く。）の日を含む事業年度及び清算中の各事業年度を除く。以下この項及び第四項において「寄附金支出事業年度」という。）の第五十三条第一項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき道府県民税の法人税割額（同条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を第五十七条第一項の規定による道府県民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の百

分の五・七に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに第五十三条第三十六項から第三十八項まで、第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。）、第四十三項、第四十九項及び第五十項（同条第五十一項（同条第五十二項において準用する場合を含む。）の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定を適用しないて計算した場合の道府県民税の法人税割額（当該法人税割額のうちに法人税法第八十九条（同法第四十五条の五において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をないものとして計算した場合の道府県民税の法人税割額とする。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

2 前項の規定は、第五十三条第一項の規定による申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は第二十条の九の第三項の規定による更正請求書を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、第五十三条第一項の規定による申告書（法人税法第七十一条第一項の規定による法人税の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り。）、同法第七十四条第一項の規定による法人税の申告書、同法第四十四條の三第一項の規定による法人税の申告書（同法第四十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限り。）、又は同法第四十四条の六第一項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。）に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とする。

3 第一項の規定の適用がある場合における第五十三条第五十三項の規定の適用については、同

項中「同じ。」の」とあるのは「同じ。」並びに附則第八条の二の二第一項の」と、「第三十六項及び第三十七項」とあるのは「同項」と、「次に」とあるのは「次に第三十六項及び第三十七項の規定による控除、」とする。

法人税法第二百二十一条第一項の承認を受けている法人が、平成二十八年地域再生活改正法の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に、認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出した場合には、寄附金支出事業年度の第三百二十一条の八第一項（同項に規定する予定申告法人に係る部分を除く。）、第三十四項又は第三十五項の規定により申告納付すべき市町村民税の法人税割額（同条第四十三項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を適用しないで計算した金額とする。）から、当該寄附金支出事業年度において支出した特定寄附金の額（当該寄附金支出事業年度の法人税の所得の金額の計算上損金の額に算入されるものに限る。）の合計額（二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人にあつては、当該合計額を第三百二十一条の十三第一項の規定による市町村民税の法人税割の課税標準たる法人税額の分割の基準となる従業者の数に按分して計算した金額）の百分の三十四・三に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を控除するものとする。この場合において、当該法人の寄附金支出事業年度における控除額が、当該法人の当該寄附金支出事業年度のこの項並びに第三百二十一条の八第三十六項から第三十八項まで、第四十二項（同条第四十七項及び第四十八項において準用する場合を含む。）、第四十三項、第四十九項及び第五十項（同条第五十一項（同条第五十二項において準用する場合を含む）及び同条第五十二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないで計算した場合の市町村民税の法人税割額（当該法人税割額のうちに法人税法第八十九条（同法第一百四十五条の五において準用する場合を含む。）の申告書に係る法人税額が含まれている場合には、当該法人税額をそのものとして計算した場合の市町村民税の法人税割額とする。）の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除する金額は、当該百分の二十に相当する金額とする。

前項の規定は、第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（前項の規定により控除を受ける

ける金額を増加させる同条第三十四項若しくは第三十五項の規定による申告書又は第二十条の九の第三項の規定による更正請求書を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）に、前項の規定による控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した総務省令で定める書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類として総務省令で定める書類の添付がある場合により適用する。この場合において、同項の規定により控除する金額の計算の基礎となる特定寄附金の額は、第三百二十一条の八第一項の規定による申告書（法人税法第七十一条第一項の規定による法人税の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）、同法第七十四条第一項の規定による法人税の申告書、同法第七十四条の三第一項の規定による法人税の申告書（同法第七十四条の四第一項各号に掲げる事項を記載したものに限る。）又は同法第七十四条の六第一項の規定による法人税の申告書に係る部分に限る。）に添付されたこれらの書類に記載された特定寄附金の額を限度とする。

6 第四項の規定の適用がある場合における第三百二十一条の八第五十三項の規定の適用については、同項中「同じ。」の「とあるのは「同じ。」」並びに附則第八条の二の二第四項の「と、「第三十六項及び第三十七項」とあるのは「同項」と、「次に」とあるのは「次に第三十六項及び第三十七項の規定による控除、」と第六百三十七條第二項の場合において特別区の存する区域内に事務所又は事業所を有する法人が認定地方公共団体に対して特定寄附金を支出したときにおける同条第三項の規定の適用については、同項中「」の」とあるのは「」及び附則第八条の二の二第四項から第六項までの」と

同 項 の 表 中

第三百二十一 条の 第三十 八項	並びに第五十三 条第三十八項の 控除の限度額 で政令で定める ものの 合計額	の合 計額

「とあるのは

第三十二 条の二 の二 第四項	第三十二 条の二 の二 第四項	並びに第五十三 条第三十八項の 控除の限度額で 政令で定めるも の合計額	の合計額
市町村民税 二以上の市町村	市町村民税 二以上の市町村	都民税	特別区の 存する区 域及び特 別区の存 する区域 以外の区 域
百分の三十四・	百分の三十四・	十	十

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（阪神・淡路大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付）

大震災の被災者等に係る国税関税法上の臨時特

に同法附則第五條第一項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益等の分配又は差益について第七十一條の十第二項の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が阪神・淡路大震災によつて被害者を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第四條の二第二項に規定する勤労者らが、政令で定めるところにより、同年九月三十日まで、当該徴収された利子割に係る第二十四條第八項に規定する営業所等所在地の道府県知事に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該営業所等所在地の道府県は、第十七條、第十七條の二及び第十七條の四の規定の例によつて、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。この場合において、同條第一項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従ひ当該各号に定める日」とあるのは、「附則第八條の三の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日」とする。

（特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課税の特例）

八条の三の二 当分の間、租税特別措置法第四条の五第八項の規定の適用を受ける同条第一項に規定する利子等については、同条第八項に規定する特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つたものとみなして、利子割に関する規定を適用する。

（公益信託に係る事業税の課税の特例）

八条の四 当分の間、公益信託（公益信託二関スル法律第一条に規定する公益信託（法人税法第三十七条第六項に規定する特定公益信託を除く。）をいう。次項において同じ。）の委託者又はその相続人その他の一般承継人（以下この項において「委託者等」という。）は当該公益信託の信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられるものとみなし、第二第二章第二節の規定を適用する。

公益信託は、第七十二条の二第四項に規定する法人課税信託に該当しないものとする。

（事業税の非課税）

八条の五 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものに対する第七十二条の五第一項及び第七十二条の二十四の七第七項の規定の適用については、第七十二条の五第一項第五号中「に」に限る。第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第七項において「特定農業協同組合連合会」という。）とあるのは「（第七十二条の二十三第二項及び第七十二条の二十四の七第七項において「特定農業協同組合連合会」という。）及び農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会で同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（同項において「特定組織変更後農業協同組合連合会」という。）に限る。」と、第七十二条の二十四の七第七項第一号中「特定農業協同組合連合会」とあるのは「特定

農業協同組合連合会及び特定組織変更後農業協同組合連合会」とする。

（事業税の課税標準の特例）

第九条 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額」と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「資本金の額に二を乗じて得た額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

2 預金保険法第二条第十三項に規定する承継銀行及び同法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行に対する第七十二条の二十一第一項の規定の適用については、平成十六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の日における法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額」と、当該事業年度前の各事業年度（以下この項において「過去事業年度」という。）の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度の第三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で定める額」とする。この場合において、同条第二項の規定は、適用しない。

3 銀行等保有株式取得機構に係る第七十二条の十二第二号の各事業年度の資本金等の額は、平成二十一年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十一第一項及び第二項の規定にかかわらず、十億円とする。

4 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律第十二条第一項第一号に規定

する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成二十四年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額（第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第二項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後の金額とする。以下この項から第七項までにおいて同じ。）から、当該資本金等の額に六分の五の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第四項」とする。

5 中部国際空港の設置及び管理に関する法律第四条第二項に規定する指定会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第五項」とする。

6 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第七条第一項に規定する特定鉄道事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資本金等の額に三分の二の割合を乗じて得た金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第六項」とする。

7 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）第二条第一項に規定する東京湾横断道路建設事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、平成十六年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額から、当該資

本金等の額に第一号に掲げる金額のうちに第二号に掲げる金額の占める割合を乗じて計算した金額を控除するものとする。この場合における第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「前項又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「前項、次条第一項若しくは第二項又は附則第九条第七項」とする。

8 一 当該法人の当該事業年度の確定した決算（第七十二条の二十六第一項ただし書の規定により申告納付すべき事業税にあつては、同項に規定する中間期間に係る決算）に基づく貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額として政令で定めるところにより計算した金額

二 当該法人の当該事業年度終了の時における未収金で総務省令で定めるものの帳簿価額
電気供給業を行う法人の次に掲げる場合における第七十二条の二十四の各事業年度の収入金額は、平成十二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の第二項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

一 当該電気供給業を行う法人が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人から電気事業法第十七条第一項又は第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を受けて電気の供給を行うとき。
二 当該電気供給業を行う法人が発電事業等（第七十二条の二第二項第三号に規定する発電事業等）を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する発電等用電気工作物（電気事業法第二条第一項第五号ロに規定する発電等用電気工作物をいう。）と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業（同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。次号から第三号までにおいて同じ。）、配電事業（同項第十一号の二に規定する配電事業をいう。第二号及び第三号において同じ。）又は特定送配電事業（同項第十二号に規定する特定送配電事業をいう。次号において同じ。）（以下この号において「一般送配電事業等」という。）を行う法人が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続し、かつ、当該一般送配電事業等を行う法人に対して同法第十七条第一項

に規定する託送供給に係る料金（これに相当する額を含む。）を支払うとき。
一 三 当該電気供給業を行う法人が特定送配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、自ら維持し、及び運用する電線路と収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人が維持し、及び運用する電線路とを電氣的に接続し、かつ、当該一般送配電事業を行う法人に対して電氣事業法第十七条第一項に規定する託送供給に係る料金を支払うとき。
二 当該電気供給業を行う法人が配電事業を行う場合において、当該電気供給業を行う法人が、収入金額に対する事業税を課される一般送配電事業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物（電気事業法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。以下この号及び次号において同じ。）を当該一般送配電事業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して同法第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を行い、かつ、当該一般送配電事業を行う法人に対して当該電気工作物の譲受け若しくは借受けに係る対価又はこれに準ずるもの（同号において「配電事業に係る定期支払額」という。）を支払うとき。
三 当該電気供給業を行う法人が一般送配電事業を行う場合において、収入金額に対する事業税を課される配電事業を行う法人が当該電気供給業を行う法人の供給区域内において、配電事業に係る電気工作物を当該電気供給業を行う法人から譲り受け、若しくは借り受け、又は新たに設置して電氣事業法第二十七条の十二の十第一項に規定する託送供給を行い、かつ、当該電気供給業を行う法人が当該配電事業を行う法人に対して配電事業に係る定期支払額を支払うとき。

9

保険業法第二条第三項に規定する生命保険会社及び同条第八項に規定する外国生命保険会社等に対する事業税の課税標準の算定については、当分の間、当該生命保険会社及び外国生命保険会社等が独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第六十六号）第十二条第四項の規定によつて独立行政法人福祉医療機構と締結する保険の契約に基づく各事業年度の収入保険料は、当該生命保険会社及び外国生命保険会社等に係る第七十二条の二十四の二第二項第一号

の各事業年度の収入保険料から控除するものと
する。

10 ガス供給業（第七十二条の二第二項第二号に
規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定
する特定ガス供給業をいう。以下この項におい
て同じ。）を行う法人が収入金額に対する事業
税を課される他のガス供給業を行う法人からガ
ス事業法第二条第四項に規定する託送供給を受
けてガスの供給を行う場合における第七十二
条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、平
成二十年四月一日から令和七年三月三十一日ま
での間に開始する各事業年度分の事業税に限り、
第七十二条の二十四の二第二項の規定にかかわ
らず、同項の規定により算定した収入金額から
当該ガスの供給に係る収入金額のうち政令で定
めるものを控除した金額による。

11 株式会社地域経済活性化支援機構に対する第
七十二条の二第一項の規定の適用について
は、平成二十一年四月一日から令和十一年三月
三十一日までの間に開始する各事業年度分の事
業税に限り、同項中「各事業年度終了の日にお
ける法人税法第二条第十六号に規定する資本金
等の額と、当該事業年度前の各事業年度（以下
この項において「過去事業年度」という。）の
第一号に掲げる金額の合計額から過去事業年度
の第二号及び第三号に掲げる金額の合計額を控
除した金額に、当該事業年度中の第一号に掲げ
る金額を加算し、これから当該事業年度中の第
三号に掲げる金額を減算した金額との合計額」と
あるのは、「銀行法（昭和五十六年法律第五
十九号）第五条第一項に規定する政令で定める
額」とする。この場合において、同条第二項の
規定は、適用しない。

12 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構に
対する第七十二条の二第一項の規定の適用に
ついては、平成二十三年四月一日から令和八
年三月三十一日までの間に開始する各事業年度
分の事業税に限り、同項中「各事業年度終了の
日における法人税法第二条第十六号に規定する
資本金等の額と、当該事業年度前の各事業年度
（以下この項において「過去事業年度」という。）
の第一号に掲げる金額の合計額から過去事業
年度の第二号及び第三号に掲げる金額の合計
額を控除した金額に、当該事業年度中の第一号
に掲げる金額を加算し、これから当該事業年度
中の第三号に掲げる金額を減算した金額との合
計額」とあるのは、「銀行法（昭和五十六年法

律第五十九号）第五条第一項に規定する政令で
定める額」とする。この場合において、同条第
二項の規定は、適用しない。

13 第七十二条の二第二項第一号イ及び第三号イ
に掲げる法人並びに同項第四号に掲げる事業を
行う法人に対する事業税の付加価値割の課税標
準の算定については、令和四年四月一日から令
和九年三月三十一日までの間に開始する各事業
年度（租税特別措置法第四十二条の十二の五第
五項第一号に規定する設立事業年度、解散（合
併による解散を除く。）の日を含む事業年度及
び清算中の各事業年度を除く。以下この項にお
いて同じ。）分の事業税に限り、当該法人の同
法第四十二条の十二の五第五項第四号に規定す
る継続雇用者給与等支給額から当該法人の同項
第五号に規定する継続雇用者比較給与等支給額
を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支
給額に対する割合が百分の三以上である場合
（当該事業年度終了の時において、当該法人の
資本金の額若しくは出資金の額が十億円以上で
あり、かつ、当該法人の同条第一項に規定する
常時使用する従業員の数が千人以上である場合
又は当該事業年度終了の時において当該法人の
同項に規定する常時使用する従業員数が二千
人を超える場合には、同条第五項第三号に規定
する給与等の支給額の引上げの方針、下請中小
企業振興法（昭和四十五年法律第四十五号）
第二条第四項に規定する下請事業者その他の取
引先との適切な関係の構築の方針その他の政令
で定める事項を公表している場合として政令で
定める場合に限る。）には、各事業年度の付加
価値額から、当該法人の租税特別措置法第四
十二条の十二の五第五項第六号に規定する控除対
象雇用者給与等支給増加額に、第七十二条の十
五第一項に規定する各事業年度の報酬給与額か
ら第七十二条の二十第二項に規定する雇用安定
控除額を控除した額を当該報酬給与額で除して
計算した割合を乗じて計算した金額を控除す
る。

14 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣
労働者の保護等に関する法律（以下この項にお
いて「労働者派遣法」という。）第二十六条第
一項又は船員職業安定法第六十六条第一項に規
定する労働者派遣契約又は船員派遣契約に基づ
き、労働者派遣（労働者派遣法第二条第一号に
規定する労働者派遣をいう。）又は船員派遣
（船員職業安定法第六十六条第一項に規定する船

員派遣をいう。）をした法人に対する前項の規
定の適用については、同項中「控除対象雇用者
給与等支給増加額」とあるのは、「控除対象雇
用者給与等支給増加額に、第七十二条の十五第
一項に規定する各事業年度の報酬給与額を当該
報酬給与額及び各事業年度において労働者派遣
（次項に規定する労働者派遣をいう。以下この
項において同じ。）又は船員派遣（次項に規定
する船員派遣をいう。以下この項において同
じ。）の対価として当該労働者派遣又は当該船
員派遣の役務の提供を受けた者から支払を受け
る金額（当該事業年度の法人税の所得の計算上
益金の額に算入されるものに限る。）に百分の
七十五の割合を乗じて得た金額（当該金額が当
該労働者派遣に係る派遣労働者（労働者派遣事
業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等
に関する法律第二条第二号に規定する派遣労働
者をいう。）又は当該船員派遣に係る派遣船員
（船員職業安定法第六十六条第二項に規定する派
遣船員をいう。）に係る第七十二条の十五第一
項に規定する合計額を超える場合には、当該合
計額の合計額で除して計算した割合を乗じて
計算した金額」とする。

15 事業税を課されない事業又は第七十二条の二
第一項第二号に掲げる事業（以下この項におい
て「事業税を課されない事業等」という。）と
事業税を課されない事業等以外の事業とを併せ
て行う法人に対する第十三項の規定の適用につ
いては、同項中「控除対象雇用者給与等支給増
加額」とあるのは、「控除対象雇用者給与等支
給増加額に、同号イに規定する雇用者給与等支
給額のうち第十五項に規定する事業税を課され
ない事業等以外の事業に係る額（以下この項に
において「特定雇用者給与等支給額」という。）
（特定雇用者給与等支給額の計算が困難である
ときは、政令で定めるところにより計算した金
額をもつて、当該法人の特定雇用者給与等支給
額とみなす。）を当該雇用者給与等支給額で除
して計算した割合を乗じて計算した金額」とす
る。

16 第十三項（前二項の規定により読み替えて適
用する場合を含む。以下この項において同じ。）
の規定は、第七十二条の二十五第八項若しくは
第十一項、第七十二条の二十六第一項ただし書
又は第七十二条の二十八第一項の規定による申
告書（第十三項の規定により控除を受ける金額
を増加させる第七十二条の三十一第二項若しく

は第三項の規定による修正申告書又は第二十
条の九の三第三項の規定による更正請求書を提出
する場合）には、当該修正申告書又は更正請求書
を含む。）に、第十三項の規定による控除の対
象となる控除対象雇用者給与等支給増加額（以
下この項において「控除対象額」という。）、控
除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明
細を記載した総務省令で定める書類が添付され
ている場合に限る。適用する。この場合におい
て、第十三項の規定により控除されるべき金額
の計算の基礎となる控除対象額は、当該書類に
記載された控除対象額を限度とする。

17 株式会社民間資金等活用事業推進機構に対す
る第七十二条の二第一項の規定の適用につ
いては、平成二十九年四月一日から令和九年三
月三十一日までの間に開始する各事業年度分の
事業税に限り、同項中「との合計額」とあるの
は、「この合計額から、当該合計額に、令和四
年四月一日から令和五年三月三十一日までの間
に開始する事業年度にあつては二十分の十七
を、同年四月一日から令和六年三月三十一日ま
での間に開始する事業年度にあつては五分の四
を、同年四月一日から令和七年三月三十一日ま
での間に開始する事業年度にあつては十分の七
を、同年四月一日から令和八年三月三十一日ま
での間に開始する事業年度にあつては五分の三
を、同年四月一日から令和九年三月三十一日ま
での間に開始する事業年度にあつては二分の一
をそれぞれ乗じて得た金額をそれぞれ控除して
得た額」とする。この場合において、同条第二
項の規定は、適用しない。

18 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成二
十三年法律第九十四号）第五十五条の三第一項
に規定する廃炉等実施認定事業者が電気事業法
第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者
又は同項第九号に規定する一般送配電事業者か
ら原子力損害賠償・廃炉等支援機構法第五十五
条の三第一項の規定による廃炉等積立金として
積み立てる金銭に相当する金額の交付を受ける
場合における第七十二条の十二第四号の各事業
年度の収入金額は、平成二十九年四月一日から
令和九年三月三十一日までの間に開始する各事
業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四
の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定に
より算定した収入金額から政令で定める金額を
控除した金額による。

19 電気供給業を行う法人が、電気事業法第九
七条第一項に規定する卸電力取引所を介して自

- 付金等（未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納譲渡割等又は納付すべきこととなつてゐるその他の国税を納付することを委託したものとなす。
- 3 第一項第二号に規定する場合にあつては、同号の還付金等の還付を受けるべき者は、当該還付をすべき国税局長又は税務署長に対し、当該還付金等（未納譲渡割等に係る金額に相当する額を限度とする。）により未納譲渡割等を納付することを委託したものとみなす。
- 4 前二項の規定が適用される場合には、これらの規定の委託をするのに適することとなつた時として政令で定める時に、その委託納付に相当する額の還付及び納付があつたものとみなす。
- 5 第二項又は第三項の規定が適用される場合には、これらの規定による納付をした国税局長又は税務署長は、遅滞なく、その旨をこれらの規定により委託したものとなされた者に通知しなればならない。
（譲渡割に係る処分に関する不服審査等の特例）
- 第九条の十一 附則第九条の四第一項の規定により税務署長が消費税の賦課徴収の例により消費税と併せて賦課徴収を行う譲渡割に関する処分は、不服申立て及び訴訟については、国税に関する法律に基づく処分とみなして、国税通則法第八章の規定を適用する。この場合において、同法第八十五条第一項中「消費税」とあるのは「消費税、地方消費税の譲渡割」と、同法第八十六条第一項中「消費税」とあるのは「消費税、地方消費税の譲渡割」と、「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、同条第四項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、「当該国税」とあるのは「当該国税若しくは地方消費税の譲渡割」と、同条第五項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税又は地方消費税の譲渡割」と、同条第六項中「処分に係る国税」とあるのは「処分に係る国税若しくは地方消費税の譲渡割」とする。
- 2 前項の規定により国税に関する法律に基づく処分とみなされた処分に係る譲渡割又は消費税

に係る更正決定等について不服申立てがされている場合において、当該譲渡割又は消費税と納税義務者及び課税期間が同一である他の消費税又は譲渡割についてされた更正決定等があるときは、国税通則法第九十条第一項若しくは第二項、第四百四条第二項又は第十五条第二項第二号の規定の適用については、当該他の消費税又は譲渡割についてされた更正決定等は、当該譲渡割又は消費税の同法第十九条第一項に規定する課税標準等又は税額等についてされた他の更正決定等とみなす。

（譲渡割に係る犯罪事件の調査及び処分の特例）

第九条の十二 譲渡割に関する犯罪事件については、当分の間、第一章第十六節の規定にかかわらず、間接国税以外の国税に関する犯罪事件とみなして、国税通則法第十一章の規定を適用する。

（譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等）

第九条の十三 税務署長は、政令で定めるところにより、道府県知事に対し、譲渡割の申告の件数、譲渡割額、譲渡割に係る滞納の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 道府県知事は、税務署長に対し、必要があると認める事項を示して、当該税務署長に係る譲渡割の賦課徴収又は申告納付に関する事項について、これらに関する書類を閲覧し、又は記録することを請求することができる。この場合において、当該請求に理由があると認めるときは、税務署長は、関係書類を道府県知事又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

3 税務署長は、譲渡割の賦課徴収を行うため必要があるときは、道府県知事及び市町村長に対し、当該事務に関し参考となるべき資料又は情報の提供その他の協力を求めることができる。

（譲渡割に係る徴収取扱費の支払）

第九条の十四 道府県は、国が譲渡割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、政令で定めるところにより、徴収取扱費を国に支払わなければならない。

2 国は、政令で定めるところにより、前項の徴収取扱費の算定に關し必要な事項を道府県知事に通知しなければならない。

3 道府県知事は、前項の規定による通知があつた場合においては、その通知があつた日から三十日以内に、第一項の徴収取扱費を支払うものとする。

(地方消費税の清算等の特例)

第九条の十五 第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定の適用については、当分の間、第七十二条の百十四第一項中「納付された譲渡割額に相当する額及び第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額」とあるのは「第七十二条の百三第三項の規定により払い込まれた貨物割の納付額及び附則第九条の六第三項前段の規定により払い込まれた譲渡割の納付額から同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額に相当する額を減額し、他の道府県から支払を受けるべき金額に相当する額を加算して得た額」と、「前条第一項」とあるのは「前条第一項及び附則第九条の十四第一項」と、第七十二条の百十五第一項中「第七十二条の百三第三項」とあるのは「第七十二条の百十三第三項及び附則第九条の十四第一項」とする。

(政令への委任)

第九条の十六 附則第九条の四から前条までに定めるもののほか、これらの規定に規定する譲渡割の賦課徴収等の特例の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

(不動産取得税の非課税)

第十条 道府県は、預金保険法附則第七条第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第八条第一項第二号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う同法附則第七条第一項に規定する破綻金融機関等の同法第七条第三項に規定する事業の譲受け等若しくは同法第三十六条の三十四第一項に規定する特定事業譲受け等又は同法附則第八条第一項第二号に規定する預金保険機構の委託(同法附則第十条第一項第一号及び第三号に掲げる場合に係るものに限る。)を受けて行う資産の買取りにより不動産を取得した場合に、当該あつせん又は当該委託の申出が平成十三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

2 道府県は、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十一号)附則第二条第一

項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に關する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（以下この項において「旅客会社等」という。）が、平成九年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に、全国新幹線鉄道整備法第八条の規定により昭和四十八年十一月十三日に運輸大臣が建設の指示を行った同法第四条第一項に規定する建設線（当該建設線の全部又は一部の区間について同法附則第九項の規定により国土交通大臣が同法附則第六項第一号に規定する新幹線鉄道規格新線の建設の指示を行った場合には、当該新幹線鉄道規格新線を含む。以下この項において「建設線」という。）の全部又は一部の区間の營業を開始し、かつ、当該指示に係る建設線の区間のうち当該營業を開始した区間の全部又は一部とその他の両端が同一である当該旅客会社等の營業路線の全部又は一部の区間で政令で定めるものの全部又は一部について鉄道事業法第二十八条の第二項の規定による届出をして鉄道事業を廃止した場合において、当該廃止された鉄道事業による輸送に代わる輸送の確保のため必要となる鉄道事業を経営しようとする同法第七条第一項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものが当該旅客会社等から当該廃止された鉄道事業に係る營業路線の区間の全部又は一部に係る不動産で政令で定めるものの譲渡を受けたときにおける当該不動産の取得に対しては、当該取得が平成二十八年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に行われたことに限り、第七十三条の二第二項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。

道府県は、保険業法附則第一条の二の三第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めにより同法附則第一条の二の四第一項第一号に規定する保険契約者保護機構の委託を受けて行う同法第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社、同法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第二百六十五条の二十八第二項第三号に規定する清算保険会社の資産の買取りにより不動産を取得した場合には、当該委託の申出が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三条の二第二項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に對しては、不動産取得税を課することができない。

4 道府県は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社、高速道路株式会社法第五條第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号に規定する事業）の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成十六年法律第百号）第十二條第一項第一号若しくは第十号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、これらの取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、これらの不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

5 道府県は、マンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律（平成十四年法律第七十八号）第二條第一項第五号に規定する施行者又は同法第六十六條に規定するマンシヨンの敷地売却組合が、同項第四号に規定するマンシヨンの建替事業又は同項第九号に規定するマンシヨンの敷地売却事業により、同法第六十六條に規定する特定要除却認定マンシヨンの敷地を取得した場合においては、当該取得がマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシヨンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

6 道府県は、農地中間管理事業の推進に関する法律第二條第四項に規定する農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）以下この項において「農地中間管理事業法等改正法」という。附則第一條第二号に掲げる規定の施行の際現に存する農地中間管理事業法等改正法第二條の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十一條の十四に規定する農地利用集積円滑化団体から農地中間管理事業法等改正法附則第三條第一項の規定により農用地等（農

業経営基盤強化促進法第四條第一項に規定する農用地等をいう。）を取得した場合においては、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該農用地等の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

7 道府県は、鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者（以下この項において「鉄道事業者」という。）で政令で定めるものが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成十九年法律第五十九号）第二條第九号に規定する鉄道事業再構築事業（以下この項において「鉄道事業再構築事業」という。）の対象となる同条第二号イに規定する旅客鉄道事業（以下この項において「旅客鉄道事業」という。）を経営する鉄道事業者（当該旅客鉄道事業を経営していたものを含む。）から同法第二十四條第八項（同法第二十九條の九において準用する場合を含む。）に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合には、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

第十條の二 道府県は、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（以下この条において「博覧会協会」という。）が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この条において「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋又は博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋を取得した場合におけるこれらの家屋の取得に対しては、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、博覧会協会が、博覧会の終了の日から六月を経過する日においてこれらの家屋を所有しているときは、同日においてこれらの家屋の取得があつたものとみなし、これらの家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

2 道府県は、博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。以下この項において「参加者」という。）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合におけ

る当該家屋の取得に対しては、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、参加者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋を所有しているときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

3 道府県は、博覧会協会との間に家屋を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者（以下この項において「家屋貸与者」という。）が、当該家屋（博覧会の用に供されるものであつて、博覧会協会に無償で貸し付けることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）を取得した場合における当該家屋の取得に対しては、第七十三條の二第一項の規定にかかわらず、不動産取得税を課することができない。ただし、家屋貸与者が、博覧会の終了の日から六月を経過する日において当該家屋を所有しているときは、同日において当該家屋の取得があつたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして不動産取得税を課する。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十條の三 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第七十三條の二第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第七十三條の二十四第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第七十三條の二十五第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三條の二十四第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内の特例適用住宅が新築されることが困難である場合として政令で定める場合には、四年）」と、第七十三條の二十五第一項中「二年」とあるのは「三年（同号に規定する政令で定める場合には、四年）」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）
第十一條 農地中間管理事業の推進に関する法律第十八條第七項の規定による公告があつた農用

地利用集積等促進計画又は福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七條の二十六の規定による公告があつた農用地利用集積等促進計画（同法第十七條の二十五第二項第一号に掲げる行為に係る部分に限る。）に基づき農業振興地域の整備に関する法律第八條第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の三分の一に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該三分の一に相当する額又は当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額のいずれが多い額）を価格から控除するものとする。

2 河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第六條第二項（同法第六條第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋（以下この項において「従前の家屋」という。）について移転補償金を受けた者が、当該土地について同法第六條第四項（同法第六條第一項において準用する場合を含む。）の規定による同法第六條第二項に規定する高規格堤防特別区域の公示があつた日から二年以内に、当該土地の上に従前の家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋を取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、従前の家屋の固定資産課税台帳に登録された価格（従前の家屋の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、政令で定めるところにより、道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格）に相当する額を価格から控除するものとする。

3 資産の流動化に関する法律第二條第三項に規定する特定目的会社（同法第四條第一項の規定による届出を行ったものに限る。）で政令で定

めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第一号に掲げる宅地又は建物という。以下この項から第五項まで及び第十二項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。以下「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から令和七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第三条に規定する信託会社等が、同法第二条第三項に規定する投資信託で政令で定めるものの引受けにより、同法第四条第一項又は第四十九条第一項に規定する投資信託約款に従い同法第二条第一項に規定する特定資産（次項において「特定資産」という。）のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

5 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人（同法第八十七条の登録を受けたものに限る。）で政令で定めるものが、同法第六十七条第一項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の三に相当する額を価格から控除するものとする。

6 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第五条第二項第五号に規定する事業契約に従って実施する同法第二条第四項に規定する選定事業で政令で定めるもの（法律の

規定により同条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り）により同条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

7 都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十四条第一項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第二十五条に規定する認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限り。）の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の五分の一を参酌して十分の一以上十分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。ただし、当該取得が同法第二条第五項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の二分の一を参酌して五分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額を価格から控除するものとする。

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和八年三月三十一日までにした適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。

9 公益社団法人又は公益財団法人が文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財

の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する不動産で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

10 農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二十二号）第二条第三項に規定する農業近代化資金で政令で定めるものの貸付け又は株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第八号若しくは第九号の下欄に掲げる資金の貸付け若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第四号の規定に基づく資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に對する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が二分の一を超える場合には、二分の一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を令和七年三月三十一日までにした場合における第七十三条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築を令和七年三月三十一日までにした場合における第七十三

条の十四第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で政令で定めるものの新築」と、「含むもの」とし、政令で定めるものに限り」とあるのは「含む」と、「一戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、居住の用に

供するために独立的に区画された一の部分で政令で定めるもの」とする。

12 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第一号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第九項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）又は同条第十一項に規定する適格特例投資家限定事業者で総務省令で定めるもの（第二号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同条第三項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第二号に掲げる契約のうち政令で定めるものに限り。）に係る不動産取引の目的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

一 小規模不動産特定共同事業者及び特例事業者（不動産特定共同事業法第二十二條の二第三項に規定する小規模特例事業者（次号において「小規模特例事業者」という。）に限る。）次に掲げる不動産

イ 昭和五十七年一月一日前に新築された家屋のうち、政令で定める用途に供する家屋とするために増築、改築、修繕又は模様替をすることが必要なものとして政令で定めるもの

ロ イに掲げる家屋の敷地の用に供されている土地

二 特例事業者（小規模特例事業者を除く。）及び特定適格特例投資家限定事業者 次に掲げる不動産

イ 建替え（建替えが必要な家屋として政令で定めるものの当該建替えに限る。）その他総務省令で定める行為により家屋（都市機能の向上に資する家屋として政令で定めるものに限り。以下この項において「特定家屋」という。）の新築をする場合において、当該特定家屋の敷地の用に供することとされている土地

ロ イに掲げる土地を敷地とするイに掲げる建替えが必要な家屋として政令で定めるもの

ハイに掲げる土地の上に新築される特定
家屋

ニ 特定家屋とするために増築、改築、修繕
又は模様替をすることが必要な家屋として
政令で定めるもの

ホ ニに掲げる家屋の敷地の用に供されてい
る土地

13 租税特別措置法第十条第八項第六号に規定す
る中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項
第七号に規定する中小企業者が中小企業等経営
強化法（平成十一年法律第十八号）第十八条第
二項に規定する認定経営力向上計画（同法第十
七条第二項第三号に掲げる事項として同法第二
条第十項第七号の事業の譲受が記載されてい
るものに限る。）に従つて行う当該事業の譲受
けにより政令で定める不動産を取得した場合に
おける当該不動産の取得に対して課する不動産
取得税の課税標準の算定については、当該取得
が令和八年三月三十一日までに行われたときに
限り、当該不動産の価格の六分の一に相当する
額を価格から控除するものとする。

14 福島復興再生特別措置法第四十八条の十四第
一項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人
が同法第三十三条第一項に規定する帰還・移住
等環境整備事業計画に記載された事業（同法第
三十二条第一項に規定する特定公益的施設又は
特定公共施設のうち総務省令で定めるもの（以
下この項において「対象特定公共施設等」とい
う。）の整備に関する事業に限る。）により整備
する対象特定公共施設等の用に供する土地を取
得した場合における当該土地の取得に対して課
する不動産取得税の課税標準の算定について
は、当該取得が令和三年四月一日から令和七年
三月三十一日までの間に行われたときに限り、
当該土地の価格の五分の一に相当する額を価格
から控除するものとする。

15 都市再生特別措置法第九十九条の七第二項第一
号に規定する者が同法第九十九条の九の規定によ
る公告があつた同法第九十九条の七第一項に規定
する居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づ
き同法第八十一条第一項に規定する立地適正化
計画に記載された同条第十三項に規定する居住
誘導区域等権利設定等促進事業区域内にある不
動産を取得した場合における当該不動産の取得
に対して課する不動産取得税の課税標準の算定
については、当該取得が令和七年三月三十一日
までに行われたときに限り、当該不動産の価格

の五分の一に相当する額を価格から控除するも
のとする。

16 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機
構が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に
関する法律附則第七条第一項第一号に規定する
業務により土地を取得した場合における当該土
地の取得に対して課する不動産取得税の課税標
準の算定については、当該取得が令和九年三月
三十一日までに行われたときに限り、当該土地
の価格の三分の二に相当する額を価格から控除
するものとする。

17 地域における医療及び介護の総合的な確保の
促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）
第十二条の七に規定する認定医療機関開設者が
同条に規定する認定再編計画に記載された同法
第十二条の二の第二項に規定する医療機関の
再編の事業により政令で定める不動産を取得し
た場合における当該不動産の取得に対して課す
る不動産取得税の課税標準の算定については、
当該取得が令和八年三月三十一日までに行われ
たときに限り、当該不動産の価格の二分の一に
相当する額を価格から控除するものとする。
（住宅の取得及び土地の取得に対する不動産取
得税の税率の特例）

第十一條の二 平成十八年四月一日から令和九年
三月三十一日までの間に住宅又は土地の取得が
行われた場合における不動産取得税の標準税率
は、第七十三条の十五の規定にかかわらず、百
分の三とする。

2 前項に規定する住宅又は土地の取得が第七十
三条の二十四第一項から第三項まで、第七十三
条の二十七の二第一項、第七十三条の二十七の
三第一項又は附則第十一条の四第二項若しくは
第四項の規定に該当する場合におけるこれらの
規定の適用については、これらの規定中「税
率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられ
た税率」とする。

第十一條の三 削除
（不動産取得税の減額等）

第十一條の四 高齢者の居住の安定確保に関する
法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第
一項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で
ある貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居と
して貸家の用に供される家屋をいう。）で政令
で定めるものの用に供する土地の取得を令和七
年三月三十一日までにした場合における第七十
三条の二十四第一項の規定の適用については、

同項中「については」とあるのは「については」
は、当該取得が令和七年三月三十一日までに行
われたときに限り」と、「住宅（政令で定める
住宅に限る。以下この条において「特例適用住
宅」という。）一戸（共同住宅等にあつては、
居住の用に供するために独立的に区画された一
の部分で政令で定めるもの）」とあるのは「高
齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三
年法律第二十六号）第七条第一項の登録を受け
た同法第五条第一項に規定するサービス付き高
齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一
部が専ら住居として貸家の用に供される家屋を
いう。）で政令で定めるもの（以下この項にお
いて「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」
という。）の居住の用に供するために独立的に
区画された一の部分で政令で定めるもの」と、
同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例
適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

2 道府県は、宅地建物取引業法第二条第三号に
規定する宅地建物取引業者（以下この条におい
て「宅地建物取引業者」という。）が改修工事
対象住宅（新築された日から十年以上を経過し
た住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供
するため独立的に区画された一の部分をしてい
う。）であつて、また人の居住の用に供された
ことのない住宅以外のものをいう。以下この条
において同じ。）を取得した場合において、当
該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅
を取得した日から二年以内に、当該改修工事対
象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネ
ルギーの使用の効率性その他の品質又は性能の
向上に資する改修工事で政令で定めるもの（以
下この項及び第四項において「住宅性能向上改
修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能
向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で
政令で定めるもの（以下この項及び第四項にお
いて「住宅性能向上改修住宅」という。）を個
人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上
改修住宅をその者の居住の用に供したときは、
当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象
住宅の取得に対して課する不動産取得税につい
ては、当該取得が令和七年三月三十一日まで
の間に行われたときに限り、当該税額から当該改
修工事対象住宅が新築された時において施行さ
れていた第七十三条の十四第一項の規定により
控除するものとされていた額に税率を乗じて得
た額を減額するものとする。

3 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七
までの規定は、前項の規定による宅地建物取引
業者による改修工事対象住宅の取得に対して課
する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取
消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の
徴収金の還付について準用する。この場合にお
いて、第七十三条の二十五第一項中「土地」
とあるのは、「附則第十一条の四第二項に規定
する宅地建物取引業者による同項に規定する改
修工事対象住宅（以下この項及び第七十三条の
二十七第一項において「改修工事対象住宅」と
いう。）と、「土地の取得者」とあるのは「宅
地建物取引業者」と、「前条第一項第一号、第
二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第
十一条の四第二項」と、「同条第一項第一号の規
定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取
得の日から二年以内、同条第二項第一号の規
定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取
得の日から一年以内、同条第三項第一号の規定
の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得
の日から一年六月以内、同条第二号の規定の適用
を受ける土地の取得（当該土地の上にある耐震
基準不適合既存住宅の取得が第七十三条の二十
七の二第一項の規定に該当するものとなつた日
前に行われたものに限り）」にあつては当該土
地の取得の日から六月以内」とあるのは「当該
取得の日から二年以内」と、「土地に」とある
のは「改修工事対象住宅に」と、「これら」と
あるのは「同項」と、第七十三条の二十六第一
項中「第七十三条の二十四第一項第一号、第二
項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第
十一条の四第二項」と、第七十三条の二十七第
一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住
宅」と、「第七十三条の二十四第一項第一号、
第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第
十一条の四第二項」と、「これら」とあるのは
「同項」と読み替へるものとする。

4 道府県は、宅地建物取引業者が改修工事対象
住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対
象住宅とともに取得したものに限る。以下この
条において「改修工事対象住宅用地」という。）
を取得した場合において、当該宅地建物取引業
者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日
から二年以内に、当該改修工事対象住宅につ
いて住宅性能向上改修工事を行つた後、当該住
宅性能向上改修住宅で政令で定めるもの（以下
この項において「特定住宅性能向上改修住宅」と

に」、「これら」とあるのは「同項」と、第七十三条の二十六第六項中「第七十三条の二十四第一項第一号、第二項第一号若しくは第三項」とあるのは「附則第十一條の第四項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「改修工事対象住宅用地」と、「第七十三条の二十四第一項第三号、第二項第一号又は第三項」とあるのは「附則第十一條の第四第四項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

(宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例)

第十一條の五 宅地評価土地（宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格）において決定されるものをいう。）をいう。

第三項において同じ。）を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第七十三条の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から令和九年三月三十一日までの間に行われた場合合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 前項の規定の適用がある土地の取得について第七十三条の二十四第一項から第三項まで及び前条第四項の規定の適用がある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「価格」とあるのは、「価格の二分の一に相当する額」とする。

3 平成十八年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において、第七十三条の十四第七項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第九項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第七十三条の二十七の三第一項に規定する場合又は附則第十一條第一項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合には、道府県知事が固定資産評価基準により決定した価格）中に宅地評価土地の価格があるときにおける

[illegible]

格を決定する場合において、当該不動産が附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける第七十三条の十四第七項、第九項若しくは第十項、第七十三条の二十一第一項、第七十三條の二十七の三第一項、附則第十一条第一項又は前条第三項の規定の適用については、これらの規定中「固定資産評価基準」とあるのは、「固定資産評価基準及び附則第十七条の二第一項に規定する修正基準」と読み替えるものとする。

(不動産取得税の徴収猶予)

第十二条 租税特別措置法第七十条の四第一項に規定する受贈者の同項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、政令で特別の定めをするものを除き、同項、同条第二項、第四項から第八項まで、第十項、第十一項、第十五項、第十七項、第十八項、第二十二項及び第二十三項並びに第七十条の四の二第二項、第二項、第四項、第七項、第八項（同条第四項及び第七項に係る部分に限る。）、第九項及び第十項（同法第七十条の四第三項、第九項、第十二項から第十四項まで、第十六項、第十九項から第二十一項まで及び第二十四項から第三十九項までに係る部分を除く。）の規定の例によつてその徴収を猶予するものとする。

2 前項の規定により不動産取得税の徴収の猶予をする場合には、租税特別措置法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十二項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項、第七十条の四の二第三項、第五項、第六項、第八項（同条第三項、第五項及び第六項に係る部分に限る。）及び第十項（同法第七十条の四第九項、第十二項、第十三項、第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項に係る部分に限る。）、第七十条の八第一項及び第二項、第九十三条第五項並びに第九十六条の規定を準用する。この場合において、これらの規定の準用について必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 第一項の規定による不動産取得税の徴収の猶予があつた場合において、当該不動産取得税に係る農地、採草放牧地及び準農地の贈与者又は受贈者が死亡したとき（その死亡の日前に、同項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法第七十条の四第一項ただし書（同条

[illegible]

が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）第十條第一項

三 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）第七條第一項（同法第八條第八項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第五條第七項において準用する場合を含む。）

6 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で政令で定めるものに基づき、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第四百四十四條の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同條第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

7 第一項第一号に掲げる軽油の引取りを行ったオーストラリア軍隊の船舶の使用者が、令和九年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を自衛隊に譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、第四項の規定により読み替えられた第四百四十四條の三第一項（第三号に係る部分に限る。）並びに同條第三項及び第四項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さないものとする。

8 前三項の規定の適用がある場合における第二項において準用する第四百四十四條の二十七第一項の規定の適用については、同項中「並びに前月」とあるのは、「前月」と、「その他」とあるのは「並びに前月の初日から末日までの間に行つた附則第十二條の二の七第五項から第七項までに規定する譲渡に関する事実及びその数量その他」とする。

（軽油引取税の税率の特例）

第十二條の二の八 軽油引取税の税率は、第四百四十四條の十の規定にかかわらず、当分の間、一キロリットルにつき、三万二千百円とする。

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止）

第十二條の二の九 前條の規定の適用がある場合において、租税特別措置法第八十九條第一項の

規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百四十四条の二第二項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは第四百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四十四条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定の適用を停止する。

2 前項の規定により前条の規定の適用が停止されている場合において、租税特別措置法第八十九条第二項の規定による告示の日の属する月の翌月の初日以後に第四百四十四条の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の消費若しくは第四百四十四条の三第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が第四百四十四条の二第六項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税については、前条の規定を適用する。

(国際博覧会の開催に伴う自動車税の非課税)

第十二条の二の九の二 道府県は、令和六年度分及び令和七年度分の自動車税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会が取得し、又は所有する一般貸切用のバスで国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会の観客の輸送の用に供するものに対しては、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税を課することができない。

(自動車税の環境性配慮の非課税)

第十二条の二の十 道府県は、道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が地域住民の生活に必要な路線で輸送人員の減少等により運行の維持が困難になつているものとして道府県の条例で定めるものの運行の用に供する一般乗合用のバスに対しては、当該一般乗合用のバスの取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、第四百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性配慮を課することができない。

2 道府県は、第五百五十七条第一項第三号イ若しくはロ又は第二項第三号イ若しくはロに掲げる

軽油自動車（第百四十九条第一項第六号に規定する軽油自動車をいう。以下この項及び附則第十二条の三において同じ。）に対しては、当該軽油自動車の取得が令和四年四月一日から令和五年十二月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割を課することができない。

（自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例）

第十二条の二の十一 道府県知事は、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、自動車第百四十九条第一項（同条第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第百五十七条第一項若しくは第二項（これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する窒素酸化物の排出量若しくは粒子状物質の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき第百四十九条第一項又は第百五十七条第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項及び第五項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 道府県知事は、当分の間、納付すべき自動車税の環境性能割の額について不足額があることを第百六十条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことにによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について第百六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者と

みなして、第百六十八条第二項の規定その他の自動車税の環境性能割に関する規定（第百七十一条及び第百七十二条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における第百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第十七条の五第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、第十七条の五第一項中「五年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」とする。

5 第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の二の十一第二項の規定による自動車税の環境性能割」とする。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税の環境性能割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（自動車税の環境性能割の税率の特例）

第十二条の二の十二 営業用の自動車に対する第百五十七条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項又は第五項において準用する場合を含む。）	百分の	百分の
第二項（第四項又は第五項において準用する場合を含む。）	百分の	百分の一
第三項	百分の	百分の二

（自動車税の環境性能割の課税標準の特例）

第十二条の二の十三 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車又は同法第三条第一号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業

業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下この項及び次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができ設備までの通路に段がないもの（総務省令で定めるものに限る。）で最初の第四十七条第三項に規定する新規登録（以下この条から附則第十二条の四までにおいて「初回新規登録」という。）を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から千万円を控除して得た額」とする。

一 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第三条第一項に規定する基本方針（次項第一号及び第三項第一号において「基本方針」という。）に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準（次項第二号及び第三項第二号において「公共交通移動等円滑化基準」という。）で総務省令で定めるものに適合するものであること。

2 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該路線バス等の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から六百五十万円（乗車定員三十人以上の附則第十二条の二の十三第二項に規定する路線バス等のうち、道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供する自動車（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第二条に規定する空港又は同法附則第二条第一項の政令で定める飛行場を起点又は終点とするもので総務省令で定めるものに限る。）にあつては八百万円とし、乗車定員三十人未満の附則第十二条の二の十三第二項に規定する路線バス等にあつては二百万円とする。）を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

3 道路運送法第三条第一号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造及び設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等（第三号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該乗用車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百万円を控除して得た額」とする。

一 基本方針に令和七年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

二 公共交通移動等円滑化基準で総務省令で定めるものに適合するものであること。

三 高齢者、障害者等を含む全ての利用者の移動上の利便性を向上させる機能を有する構造及び設備が特に優れたものとして国土交通大臣が認めたものであること。

4 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。次項及び第六項において同じ。）が八トンを超えるトラック（総務省令で定める被けん引自動車を除く。次項及び第六項において同じ。）であつて、同法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第六項において「衝突被害軽減制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務

省令で定めるもの（第六項において「衝突被害軽減制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から三百五十万円を控除して得た額」とする。

5 車両総重量が八トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和四年五月一日以降に適用されるべきものとして定められた側方衝突警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、側方衝突警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和六年四月三十日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

6 乗用車（総務省令で定めるものに限る。）、バス（総務省令で定めるものに限る。）又は車両総重量が三・五トンを超えるトラックであつて、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により令和七年九月一日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制御装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第百五十六条の規定の適用については、当該自動車の取得が令和七年三月三十一日までに行われたときに限り、同条中「という。」とあるのは、「という。」から百七十五万円を控除して得た額」とする。

7 前各項の規定は、第百六十条第一項又は第百六十一条の規定により提出される申告書又は修正申告書に、当該自動車の取得につき前各項の規定の適用を受けようとする旨その他の総務省令で定める事項の記載がある場合に限り、適用する。

（自動車税の種別割の税率の特例）

第十二条の三 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（第百四十九条第一項第一号に規定する電気自動車をいう。次項第一号及び次条第三項において同じ。）、天然ガス自動車（第百四十九条

第一項 第二号イ	四万七千七百円	四万六千八百円
	六千五百円	七千円
	九千円	九千九百円
	一万二千円	一万三千二百円
	一万五千円	一万六千五百円
	一万八千五百円	二万三百円
	二万二千円	二万四千二百円
	二万五千五百円	二万八千円
	二万九千五百円	三万二千四百円
	四千七百円	五千百円
第一項 第二号ロ	八千円	八千八百円
	一万千五百円	一万二千六百円
	一万六千円	一万七千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万五千五百円	二万八千円
	三万円	三万三千円
	三万五千円	三万八千五百円
	四万五百円	四万四千五百円
	六千三百円	六千九百円
第一項 第二号ハ	七千五百円	八千二百円
(1)		
	一万五千百円	一万六千六百円
	一万二百円	一万千二百円
第一項 第二号ハ		
(2)		
	二万六百元	二万二千六百円
	二万六千五百円	二万九千百円
第一項 第三号イ		
(2)		
	三万二千円	三万五千二百円
	三万八千円	四万千八百円
	四万四千円	四万八千四百円
	五万五百円	五万五千五百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万四千円	七万四百円
	三万三千円	三万六千三百円
第一項 第三号ロ	四万円	四万五千百円
	四万九千円	五万三千九百円
	五万七千円	六万二千七百円
	六万五千五百円	七万二千円

第一項第 四号	七万四千円	八万四千四百円
第二項第 一号	四万五千円	九万三千三百円
第二項第 二号	六千円	五千五百円
第二項第 二号	三千七百円	六千九百円
第二項第 二号	四千七百円	四千四百円
第二項第 二号	六千三百円	五千二百円
第二項第 二号	五千二百円	六千九百円
第二項第 二号	五千二百円	五千七百円
第二項第 二号	六千三百円	六千九百円
第二項第 二号	八千円	五千七百円
第二項第 二号	六千三百円	六千九百円
第二項第 二号	八千円	八千八百円

次に掲げる自動車に対する第百七十七条の七
 第一項及び第二項の規定の適用については、当
 該自動車が令和四年四月一日から令和八年三月
 三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合
 には、当該初回新規登録を受けた日の属する年
 度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の
 表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句
 とする。

一 電気自動車

二 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第
 四十一条第一項の規定により平成三十年十月
 一日以降に適用されるべきものとして定めら
 れた第百四十九条第一項第二号に規定する
 排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに
 適合するもの又は同号ロに規定する平成二十
 一年天然ガス車基準（以下この号において
 「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に
 適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二
 十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の
 値の十分の九を超えないもので総務省令で定
 めるもの

三 第百四十九条第一項第三号に規定する充電
 機能付電力併用自動車

四 ガソリン自動車（営業用の乗用車に限る。）
 のうち、窒素酸化物の排出量が第百四十九条
 第一項第四号イ（ i ）に規定する平成
 三十年ガソリン軽中量車基準（次項第一号に
 おいて「平成三十年ガソリン軽中量車基準」
 という。）に定める窒素酸化物の値の二分の
 一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が
 同条第一項第四号イ（ i ）に規定す
 る平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項第

一号において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同条第一項第四号イ（２）に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ（３）に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（以下この項及び次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので総務省令で定めるもの

五 石油ガスを自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が第百四十九条第一項第五号イ（１）（い）に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成三十年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同条第一項第五号イ（１）（い）に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準（次項第二号において「平成十七年石油ガス軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

六 軽油自動車（営業用の乗用車に限る。）のうち、第百四十九条第一項第六号イ（１）に規定する平成三十年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成三十年軽油軽中量車基準」という。）又は同条第一項第六号イ（１）に規定する平成二十一年軽油軽中量車基準（次項第三号において「平成二十一年軽油軽中量車基準」という。）に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

第一項第一号イ	七千五百円	二千元
	八千五百円	二千五百円
	九千五百円	二千五百円
	一万三千八百円	三千五百円
	一万五千七百元	四千元

[illegible]

第一項 第三号イ	第一項第 一万二千円	三千円
(1)	一万四千五百円	四千円
	一万七千五百円	四千五百円
	二万円	五千円
	二万二千五百円	六千円
	二万五千五百円	六千五百円
(2)	二万九千円	七千五百円
	二万六千五百円	七千円
	三万二千円	八千円
	三万八千円	九千五百円
	四万四千円	一万千円
第一項第 第三号イ	五万五千円	一万三千円
	五万七千円	一万四千五百円
	六万四千円	一万六千円
	三万三千円	八千五百円
	四万九千円	一万五百円
第一項第 第三号ロ	五万七千円	一万二千五百円
	六万五千五百円	一万四千五百円
	七万四千円	一万六千五百円
	八万三千円	一万八千五百円
	四万五千円	千五百円
第一項第 第四号	六千円	千五百円
	三千七百円	千円
第二項第 一号	四千七百円	千二百円
	六千三百円	千六百円
第二項第 二号	五千二百円	千三百円
	六千三百円	千六百円
八千円	二千円	

3

次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第百七十七条の七第一項第一号イ及び第四号イの規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げ

る字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一

ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

二

石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

三

軽油自動車のうち、平成三十年軽油軽中量車基準又は平成二十一年軽油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるもの

第一号イ	七千五百円	四千円
	八千五百円	四千五百円
	九千五百円	五千円
	一万三千八百円	七千円
	一万五千七百円	八千円
	一万七千九百円	九千円
	二万五百円	一万五百円
	二万三千六百円	一万二千元
	二万七千二百円	一万四千元
	四万七千七百円	二万五百円
	四万五千五百円	二万五百円

第十二条の四

地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項において「特定日」という。）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第

十三号) 第二条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。) 第四百十五条第一項若しくは第三項の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成二十八年改正前の地方税法第四百六十六条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。) 又は同日までにこの法律の施行地外において第四百六十六条第二項に規定する運行に相当するものとして総務省令で定めるものの用に供されたものがある自家用の乗用車であつて特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割額の標準税率は、第七十七条の七第一項の規定にかかわらず、一台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円
- 二 総排気量が一リットルを超え、一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円
- 三 総排気量が一・五リットルを超え、二リットル以下のもの 年額 三万九千五百円
- 四 総排気量が二リットルを超え、二・五リットル以下のもの 年額 四万五千元
- 五 総排気量が二・五リットルを超え、三リットル以下のもの 年額 五万千元
- 六 総排気量が三リットルを超え、三・五リットル以下のもの 年額 五万八千元
- 七 総排気量が三・五リットルを超え、四リットル以下のもの 年額 六万六千五百円
- 八 総排気量が四リットルを超え、四・五リットル以下のもの 年額 七万六千五百円
- 九 総排気量が四・五リットルを超え、六リットル以下のもの 年額 八万八千元
- 十 総排気量が六リットルを超えるもの 年額 十一万千元

第二百七十七條の七第三項から第五項までの規定は、前項の規定の適用を受ける自家用の乗用車について準用する。

第一項の規定の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用車を除く。）

第一号	二万九千五百円	三万三千九百円
第二号	三万四千五百円	三万九千六百円
第三号	三万九千五百円	四万五千四百円
第四号	四万五千円	五万七千七百円
第五号	五万千円	五万八千六百円
第六号	五万八千円	六万六千七百円
第七号	六万六千五百円	七万六千四百円
第八号	七万六千五百円	八万七千九百円
第九号	八万八千円	十万二千二百円
第十号	十一万千円	十二万七千六百円

第十二条の五 道府県知事は、自動車税の種別割の賦課徴収に關し、自動車が附則第十二条の三第二項又は第三項に規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物物排出量等基準」という。）につき同条第二項又は第三項の規定の適用を受ける自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき自動車に窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項及び第五項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 道府県知事は、納付すべき自動車税の種別割の額について不足額があることを第百七十七条の九の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに
よるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不

を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第二項の規定の適用がある場合における第七
七条の五第三項、第十八条第一項及び第七十
七条の十八第一項の規定の適用については、第
十七七条の五第三項中「三年」とあるのは、「七
年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるの
のは「七年間」と、第七十七七条の十八第一項
中「納期限の延長があつた場合には、その延長さ
れた納期限とする。以下この款において同じ」と
あるのは「附則第十二条の五第二項の規定の

適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

5 第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第十二条の五第二項の規定による自動車税の種別割」とする。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税の種別割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(鉦区税の課税標準等の特例)

第十三条 鋳業法施行法（昭和二十五年法律第二百九十号）第一条第二項の規定により鋳業法による採掘権となつたものとみなされ、又は鋳業法施行法第七十七条第一項の規定により、鋳業法による採掘権の設定の出願とみなされて設定された砂鋳を目的とする鋳業権の鉱区で河床に存するものに対する第百七十八条及び第百八十条の規定の適用については、第百七十八条中「面積」とあるのは「河床の延長」と、第百八十条第一項第二号中「面積百アール」と、第百八十条第二号中「面積百アール」と、第百八十条第三号中「面積百アール」とあるのは「延長千メートル」と、同条第三項中「百アール」とあるのは「千メートル」とする。

第十四条 市町村は、平成十八年度から令和七年

度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社若しくは本州四国連絡高速道路株式会社が、高速道路株式会社法第五条第一項第一号、第二号若しくは第四号に規定する事業（本州四国連絡高速道路株式会社にあつては、同項第一号、第二号、第四号又は第五号ロに規定する事業）の用に供する固定資産で政令で定めるもの又は独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第一項第一号若しくは第十号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二一条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

2 市町村は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設

整備支援機構が都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域のうちの政令で定める市街地の区域又は政令で定める公共の用に供する飛行場の区域及びその周辺の区域のうちの政令で定める区域において都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）第二条第六号に規定する都市鉄道利便増進事業により同法の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に整備し、かつ、直接鉄道事業又は軌道経営の用に供するトンネルに對しては、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

3 第一項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五條第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八條」とあるのは「第三百四十八條又は附則第十四條」と、「同條の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

第十四条の二 市町村は、令和五年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会（次項及び第三項において「博覧会協会」という。）が国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この条において「博覧会」という。）の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産若しくは第三百四十三条第八項に規定する埋立地等又は博覧会の会場の周辺における交通

を確保するために設置する家屋及び償却資産に
対しては、第三百四十二条、同項又は第七百二
条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は
都市計画税を課することができない。

市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。）が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、令和六年度から令和八年度までの博覧会協会との間に固定資産を博覧会協会に無償で貸し付けることを内容とする契約を締結した者が、当該契約に基づき博覧会協会に無償で貸し付ける固定資産（博覧会の用に供されるものであつて、博覧会協会に無償で貸し付けていることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに限る。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 流通業務の総合化及び効率化の促進に
関する法律（平成十七年法律第八十五号。以下
この項において「流通業務総合効率化促進法」と
いう。）第四条第一項に規定する総合効率化
事業者（以下この項において「総合効率化事業
者」という。）が、令和六年四月一日から令和
八年三月三十一日までの間に、同条第一項に規
定する総合効率化計画に基づき実施する流通業
務総合効率化促進法第二条第二号に掲げる流通
業務総合効率化事業により取得した次の各号に
掲げる施設又は設備に対して課する固定資産税
又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九
条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項
の規定にかかわらず、これらの固定資産税に対
して新たに固定資産税又は都市計画税が課され
ることとなった年度から五年度分の固定資産税
又は都市計画税に限り、これらの固定資産に係
る固定資産税又は都市計画税の課税標準となる
べき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を
乗じて得た額とする。

一 倉庫業法第七条第一項に規定する倉庫業者（同項に規定する倉庫業者に利用させるための倉庫を建設することを目的として設立された法人で政令で定めるものを含む。）である総合効率化事業者が新設し、又は増設した流通機能の高度化及び流通業務の省力化に寄与する倉庫として政令で定めるもの（増設した倉庫にあつては、当該増設部分に限る。）の二つの一

二 前号に規定する倉庫に附属する機械設備で政令で定めるもの 四分の三（当該機械設備のうち物資の搬入及び搬出の円滑化に寄与するものとして政令で定めるものにあつては、二つの一）

2 公共の危害防止のために設置された次の各号に掲げる施設又は設備（既存の当該施設又は設備に代えて設置するものとして政令で定めるものを除く。）のうち、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は第三百四十九条の三第二項若しくは第三項の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 水質汚濁防止法第二条第二項に規定する特定施設又は同条第三項に規定する指定地域特定施設（瀬戸内海環境保全特別措置法第十二条の二又は湖沼水質保全特別措置法第十四条の規定により当該指定地域特定施設とみなされる施設を含む。）を設置する工場又は事業場の汚水又は廃液の処理施設で総務省令で定めるもの（電気供給業を行う法人が電気供給業の用に供するものを除く。） 二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該処理施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）

二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定するごみ処理施設で総務省令で定めるもの 二分の一

三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項に規定する一般廃棄物の最終処分場で総務省令で定めるもの 三分の二

四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設で総務省令で定めるもの 三分の一

五 下水道法第十二条第一項又は第十二条の十一第一項に規定する公共下水道を使用する者（令和四年四月一日以後に供用が開始された同法第二条第三号に規定する公共下水道の同条第七号に規定する排水区域内の工場又は事業場（以下この号において「工場等」という。）において当該供用が開始された日前から引き続き事業を行う者に限る。）が当該工場等に設置した同法第十二条第一項に規定する除害施設で総務省令で定めるもの 五分の四を参酌して十分の七以上十分の九以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該除害施設が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の四）

3 平成二十八年度から令和七年度までの間に新設した固定資産税が課されることとなる航空機（第三百四十九条の三第七項又は第八項の規定の適用を受けるもの及び専ら遊覧の用に供するものを除く。）で総務省令で定めるものうち、航空法第百条の許可を受けた者が運航するものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、次の各号に掲げる航空機の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるもの（次号において「地方航空運送用航空機」という。）（同号に掲げるものを除く。） 当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二の額とする。

二 地方航空運送用航空機のうち特に地方的な航空運送の用に供する航空機として総務省令で定めるもの 次に掲げる航空機の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。

イ 総務省令で定める小型の航空機 当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

ロ イに掲げる航空機以外の航空機 当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなった年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の八分の三の額とし、そ

の後四年度分の固定資産税については、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の二の額とする。

三 前二号に掲げる航空機以外の航空機 当該航空機に対して課する固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該航空機に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

4 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第六十四号）による改正前の沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三十一号）により設立された沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、昭和五十七年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

5 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十七号）による改正前の南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第三条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震対策特別措置法（平成二十五年法律第八十八号）第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域において、令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得された地震防災対策の用に供する償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

6 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第二項に規定する貨物会社（第十二項の規定の適用を受けるものを除く。）を令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場

合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

7 電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものに水素を充填するための設備で政令で定めるものうち、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五（当該設備のうち大規模なものととして政令で定めるものにあつては、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一）の額とする。

8 海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第四十四条の二に規定する国際船舶のうち総務省令で定めるものに対して課する海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の三第四項の規定により課税標準とされる額に三分の一（当該国際船舶のうち海上運送法第三十九条の二十三に規定する認定特定船舶導入計画に従って取得された同法第三十九条の十九第一項に規定する特定船舶で総務省令で定めるものにあつては、六分の一）を乗じて得た額とする。

9 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に係る法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（以下この項において「旅客会社等」という。）が、平成九年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に、全国

新幹線鉄道整備法第八条の規定により昭和四十八年十一月十三日に運輸大臣が建設の指示を行つた同法第四条第一項に規定する建設線（当該建設線の全部又は一部の区間について同法附則第九項の規定により国土交通大臣が同法附則第六項第一号に規定する新幹線鉄道規格新線の建設の指示を行つた場合には、当該新幹線鉄道規格新線を含む。以下この項において「建設線」という。）の全部又は一部の区間の営業を開始し、かつ、当該指示に係る建設線の区間のうち当該営業を開始した区間の全部又は一部とその両端が同一である当該旅客会社等の営業路線の全部又は一部の区間で政令で定めるものの全部又は一部について鉄道事業法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）による改正前の鉄道事業法第二十八条第一項の規定による許可を受け、又は鉄道事業法第二十八条の第二項の規定による届出をして鉄道事業を廃止した場合において、当該廃止された鉄道事業による輸送に代わる輸送の確保のため必要となる鉄道事業（以下この項において「特定鉄道事業」という。）を経営しようとする同法第七条第一項に規定する鉄道事業者で政令で定めるものであつて、平成九年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に当該旅客会社等から当該廃止された鉄道事業に係る営業路線の区間の全部又は一部に係る鉄道施設の譲渡を受けたもの（以下この項において「特定鉄道事業者」という。）が、当該鉄道施設の譲渡により取得した固定資産で政令で定めるもの（以下この項において「譲受固定資産」という。）を当該特定鉄道事業の用に供するときは、当該譲受固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該特定鉄道事業者が当該譲受固定資産を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度から二十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該譲受固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第一項、第十四項又は第二十四項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

10 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者で政令で定めるものが平成二十三年改正法の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に政府の補助で総務省令で定めるものを受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する償却資産で総務省令で定めるもの（第十七項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

11 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が新たに製造された車両で高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第一号に規定する高齢者、障害者等が円滑に利用できる特殊な構造を有するものとして総務省令で定めるものを平成二十三年改正法の施行の日の翌日から令和七年三月三十一日までの間に取得してこれを事業の用に供する場合には、当該車両に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二又は次項の規定にかかわらず、当該車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

12 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者（以下この項において「鉄道事業者等」という。）が平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項において「製造等対象期間」という。）内に新たに製造された車両で政令で定めるものを、取得して、若しくは取得した後当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両（改良された車両にあつては、当該車両の当該改良された部分に限る。以下この項において同じ。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、これらの車両に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二（総務省令で定める小規模な鉄道事業者

等が製造等対象期間内に新たに製造された車両で政令で定めるものを取得して、若しくは取得した後当該車両を他の者に譲渡し、当該者から当該車両を賃借して、これを事業の用に供する場合又は製造等対象期間内に改良された車両で政令で定めるものを事業の用に供する場合には、これらの車両に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とする。

13 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第五条第二項第五号に規定する事業契約に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業で政令で定めるもの（法律の規定により同条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。）により平成十七年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得した同条第一項に規定する公共施設等（同条第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

14 都市再生特別措置法第二十三条に規定する認定事業者が同法第二十五条に規定する認定事業（その事業区域の全部又は一部が特別区の区域内にあるものにあつては、政令で定める要件を満たすものに限る。）により令和五年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得した同法第二十九条第一項第一号に規定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に五分の三を参酌して二分の一以上十分の七以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、五分の三）を乗じて得た額とする。

15 鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者若しくは軌道法第四条に規定する軌道経営者又はこれらの者に都市鉄道等利便増進法第二条第七号に規定する速達性向上事業により整備される施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものが当該速達性向上事業により令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得した同条第三号に規定する都市鉄道施設で政令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

16 特定外貨埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第三項に規定する指定会社その他政令で定める者（以下この項において「指定会社等」という。）が港湾法第二条第一項に規定する港湾管理者により設立された公益財団法人で政令で定めるもの（以下この項において「外貨埠頭公社」という。）からの出資により取得した固定資産のうち、当該指定会社等が取得した日の前日において地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第五項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号。以下この項において「平成二十年改正法」という。）附則第十条第十二項及び第十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十年改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十五項又は地方税法等の一部を

改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十三条第十八項及び第二十條第二項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十八項の規定の適用があつたものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該取得の日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一（当該固定資産のうち当該外資埠頭公社が海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の外資埠頭公社の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第二条第一項の規定により承継したものにあつては、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の五分の三）の額とする。

17 鉄道事業法第七條第一項に規定する鉄道事業者が、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第二十四条第八項（同法第二十九条の九において準用する場合を含む。）に規定する認定鉄道事業再構築実施計画に基づき同法第二条第九号に規定する鉄道事業再構築事業を実施する路線に係る鉄道事業の用に供する家屋又は償却資産で総務省令で定めるもののうち、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に政府又は地方公共団体の補助で総務省令で定めるものを受けて取得したものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該家屋又は償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋又は償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の四分の一の額とする。

18 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）第二条第三項に規定するバイオ燃料製造業者が、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、同法第五条第二項に規定する認定生産製造連携事業計画に従つて

実施する同法第二条第三項に規定する生産製造連携事業により新設した次の各号に掲げる機械その他の設備に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 木竹を原材料として製造される燃料を製造するための設備で総務省令で定めるもの

二 エタノールその他の総務省令で定める燃料を製造するための設備で総務省令で定めるもの

三 水素その他の総務省令で定める成分を主成分とするガスを製造するための設備で総務省令で定めるもの

二 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法第七十一条第一項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で政令で定めるものの用に供する土地及び家屋で政令で定めるものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、平成二十三年度から令和六年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び家屋に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

20 港湾法第四十三條の十一第十二項に規定する港湾運営会社が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるもの（以下この項において「特定国際拠点港湾」という。）において、政府の補助で総務省令で定めるもの又は同法第五十五条の七第一項若しくは第五十五条の九第一項の規定による国の貸付け若しくは特定外資埠頭の管理運営に関する法律第六条第一項の規定による政府の貸付けに係る資金の貸付けを受けて港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産（同項第六号に掲げる荷さばき施設のうち軌道走行式荷役機械及び同項第十二号に掲げる移動式施設のうち移動式荷役機械にあつては、同法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化

促進事業により取得されたものに限る。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、特定国際拠点港湾において取得されたものにあつては当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

21 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百三十三号）第十条第二項に規定する推進計画区域（港湾法第二条第四項に規定する臨港地区である区域に限る。）において、津波防災地域づくりに関する法律第十条第一項に規定する推進計画に基づき平成二十八年四月一日から令和十年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良された津波対策の用に供する償却資産として政令で定めるもの（改良された償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良された部分に限り、第二十九項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該償却資産が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。

22 平成三十年四月一日から令和九年三月三十一日までの期間（以下この項において「指定等対象期間」という。）内に津波防災地域づくりに関する法律第五十六条第一項の規定により指定された同項に規定する指定避難施設（第一号及び次項において「指定避難施設」という。）の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分として総務省令で定めるもの（以下この項において「指定避難施設避難用部分」という。）又は指定等対象期間内に同法第六十条第一項若しくは第六十一条第一項の規定により締結された同

法第六十二条第一項に規定する管理協定に係る同条第二項第一号に規定する協定避難施設（次項において「協定避難施設」という。）の用に供する家屋（第三号において「協定避難家屋」という。）のうち同条第一項第一号に規定する協定避難用部分（以下この項において「協定避難用部分」という。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の規定にかかわらず、次の各号に掲げる指定避難施設避難用部分又は協定避難用部分の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 指定避難施設避難用部分 指定避難施設として指定された日（以下この号及び次項において「指定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該指定日が一月一日である場合には、同日。以下この号において同じ。）を賦課期日とする年度から当該指定日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該指定避難施設避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

二 津波防災地域づくりに関する法律第六十条第一項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分 当該管理協定を締結した日（以下この号及び次項において「締結日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該締結日が一月一日である場合には、同日。以下この号において同じ。）を賦課期日とする年度（当該管理協定に定められた事項の変更により新たに追加された協定避難用部分にあつては、当該変更の日が属する年の翌年の一月一日（当該変更の日が属する年の翌年の一月一日（当該変更の日が属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

三 津波防災地域づくりに関する法律第六十一条第一項の規定による管理協定に定められた協定避難用部分 当該管理協定に係る協定避

難家屋に新たに固定資産税が課されることとなつた年度（当該年度の初日の属する年の一月一日後に当該管理協定に定められた事項の変更により新たに追加された協定避難用部分にあつては、当該変更の日の属する年の翌年の一月一日（当該変更の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度）から当該管理協定に係る協定避難家屋に新たに固定資産税が課されることとなつた年度の初日の属する年の一月一日の翌日から起算して五年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該協定避難用部分に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

一 指定避難用償却資産 三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該指定避難用償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）

二 協定避難用償却資産 二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において

市町村の条例で定める割合（当該協定避難用償却資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第六号に規定する旅客施設を同法第八条第一項に規定する公共交通移動等円滑化基準に適合させるために行われるエレベーター、エスカレーターその他の移動等円滑化（同法第二条第二号に規定する移動等円滑化をいう。）のために必要な設備の整備に関する事業（既設の鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）又は軌道の駅又は停留場に係る改良工事を行うものに限る。）で政令で定めるものにより、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二条第五号イに掲げる鉄道事業者又は同号ロに掲げる軌道経営者が平成二十四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得した停車場建物その他の家屋又は停車場設備その他の鉄道事業の用に供する償却資産で政令で定めるもの（以下この項において「停車場建物等」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該停車場建物等に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から五年

再生活可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第二項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第三項第六号に掲げる再生可能エネルギー源を電気に変換する設備以外の設備（以下この項において「特定再生可能エネルギー発電設備」という。）であつて、令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に新たに取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定再生可能エネルギー発電設備に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

二 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備（以下この号及び第三号ハにおいて「認定発電設備」という。）であるものを除く。同号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ロ 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限り、第三号ロにおいて「特定風力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

ハ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限り、第四号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ニ バイオマス発電設備（認定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限り、次号及び第四号ハにおいて「特定バイオマス発電設備」という。）で同号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のもの（次号に掲げるものを除く。）

二 特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴つて生ずるバイオマスを電気に変換するものに限り、）で第四号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであつて総務省令で定めるもの 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に七分の六を参酌して十四分の十一以上十四分の十三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、七分の六）を乗じて得た額

三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

イ 太陽光を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるもの（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条第五項に規定する認定発電設備（以下この号及び第三号ハにおいて「認定発電設備」という。）であるものを除く。同号イにおいて「特定太陽光発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ロ 風力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限り、第三号ロにおいて「特定風力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

ハ 地熱を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限り、第四号ロにおいて「特定地熱発電設備」という。）で総務省令で定める規模未満のもの

ニ バイオマス発電設備（認定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限り、次号及び第四号ハにおいて「特定バイオマス発電設備」という。）で同号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のもの（次号に掲げるものを除く。）

二 特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴つて生ずるバイオマスを電気に変換するものに限り、）で第四号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであつて総務省令で定めるもの 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に七分の六を参酌して十四分の十一以上十四分の十三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、七分の六）を乗じて得た額

三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額

イ 特定太陽光発電設備（第一号イに掲げるものその他総務省令で定めるものを除く。）

ロ 特定風力発電設備（第一号ロに掲げるものを除く。）

ハ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限り、次号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

四 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額

イ 特定水力発電設備（前号ハに掲げるものを除く。）

ロ 特定地熱発電設備（第一号ハに掲げるものを除く。）

ハ 特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの

二 特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴つて生ずるバイオマスを電気に変換するものに限り、）で第四号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであつて総務省令で定めるもの 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に七分の六を参酌して十四分の十一以上十四分の十三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、七分の六）を乗じて得た額

三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して十二分の七以上十二分の十一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、四分の三）を乗じて得た額

イ 特定太陽光発電設備（第一号イに掲げるものその他総務省令で定めるものを除く。）

ロ 特定風力発電設備（第一号ロに掲げるものを除く。）

ハ 水力を電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備（認定発電設備であるものに限り、次号イにおいて「特定水力発電設備」という。）で総務省令で定める規模以上のもの

四 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額

イ 特定水力発電設備（前号ハに掲げるものを除く。）

ロ 特定地熱発電設備（第一号ハに掲げるものを除く。）

ハ 特定バイオマス発電設備で総務省令で定める規模未満のもの

二 特定バイオマス発電設備（バイオマスのうち木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴つて生ずるバイオマスを電気に変換するものに限り、）で第四号ハの総務省令で定める規模以上総務省令で定める規模未満のものであつて総務省令で定めるもの 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に七分の六を参酌して十四分の十一以上十四分の十三以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、七分の六）を乗じて得た額

三 次に掲げる特定再生可能エネルギー発電設備 当該特定再生可能エネルギー発電設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該特定再生可能エネルギー発電設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額

鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道経営者が、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に既設の鉄道（軌道を含む。）に係る地震防災上必要とされる補強のための工事で総務省令で定めるものにより新たに取得した鉄道事業法第八条第一項に規定する鉄道施設（軌道法による軌道施設を含み、償却資産に限る。以下この項において同じ。）で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該鉄道施設に対して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該鉄道施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

27 港湾法第五十条の六第二項第三号に規定する特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者

が同法第二条の二第三項に規定する特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に取得した港湾法第二条第五項に規定する港湾施設の用に供する家屋及び償却資産（同項第六号に掲げる荷さばき施設のうち固定式荷役機械及び軌道走行式荷役機械にあつては、同法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得されたものに限り。）で政令で定めるものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第二項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に對して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度から十年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

28 水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十五条第一項第四号イに規定する地下街等（同法第十四条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により国土交通大臣若しくは都道府県知事が指定するこれらの規定に規定する洪水浸水想定区域、同法第十四条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事若しくは市町村長が指定するこれらの規定に規定する雨水出水浸水想定区域又は同法第十四条の三第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により都道府県知事若しくは市町村長が指定するこれらの規定に規定する高潮浸水想定区域内にあるものに限る。以下この項において同じ。）の所有者又は管理者が平成二十九年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に取得した当該地下街等における洪水時、雨水出水時又は高潮時の避難の確保及び洪水時、雨水出水時又は高潮時の浸水の防止を図るための設備で総務省令で定めるもの（同法第十五条の二第一項の規定により当該所有者又は管理者が作成する計画に記載されたものに限る。）に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該設備に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五

るべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（当該設備が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、三分の二）を乗じて得た額とする。

29 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する南海トラフ地震防災対策推進地域（第一号において「南海トラフ地震防災対策推進地域」という。）日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第三条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域又は首都直下地震対策特別措置法第三条第一項に規定する首都直下地震緊急対策区域（第一号において「首都直下地震緊急対策区域」という。）において、港湾法第五十五条の八第一項の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に改良された同条第二項に規定する特別特定技術基準対象施設で政令で定めるものの用に供する償却資産（当該改良された部分に限る。以下この項において「特定償却資産」という。）に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該特定償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から五年度分の固定資産税に限り、当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる特定償却資産の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 南海トラフ地震防災対策推進地域又は首都直下地震緊急対策区域において改良された特定償却資産で当該特定償却資産の存する港湾法第二条第二項に規定する国際戦略港湾、同項に規定する国際拠点港湾又は同項に規定する重要港湾の同条第三項に規定する港湾区域が同条第八項に規定する開発保全航路（同法第五十五条の三の四に規定する国土交通省令で定めるものに限る。）の区域又は同法第五十五条の三の五第一項に規定する緊急確保航路の区域に隣接するもの、当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一

二 前号に掲げる特定償却資産以外の特定償却資産 当該特定償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の五

30 電気事業法第二条第九号に掲げる一般送配電事業者、電気通信事業法第二条第五号に掲げる電気通信事業者その他の政令で定める者が平成三十一年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新設した次の各号に掲げるケーブル等設備（道路法第二条第一項に規定する道路その他これに類するものとして政令で定めるもの（以下この項において「道路等」という。）の地下に埋設するために新設した地下ケーブルその他の総務省令で定める設備をいう。以下この項において同じ。）に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該ケーブル等設備に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該ケーブル等設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 道路法第三十七条第一項の規定により同法第二条第一項に規定する道路の占用の禁止又は制限の指定が行われたことにより電柱の新設が禁止された区域の地下に埋設するために新設したケーブル等設備 二分の一

二 災害対策基本法第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画に定められた同条第二項第三号に規定する輸送に関する計画に記載された道路等の地下に埋設するために新設したケーブル等設備（前号に掲げる設備を除く。） 四分の三

31 農地中間管理事業の推進に関する法律第二条第四項に規定する農地中間管理機構が平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に同条第五項（第一号に係る部分に限る。）に規定する農地中間管理権（以下この項において「農地中間管理権」という。）を取得した土地（農業振興地域の整備に関する法律第六条第一項の規定により指定された農業振興地域の区域内にあるものに限る。）で総務省令で定めるもののうち、農地中間管理権の存続期間が十年以上のものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分（農地中間管理権の存続期間が十五年以上のものにあつては、当該農地中間管理権を取得した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から五年度分）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

32 都市緑地法第六十九条第一項の規定により指定された緑地保全・緑化推進法人（同法第七十条第一号ロに掲げる業務を行うものに限る。）が都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に都市緑地法第六十三条に規定する認定計画に基づき設置した同法第五十五条第一項に規定する市民緑地の用に供する土地で政令で定めるものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該市民緑地を設置した日の属する年の翌年の一月一日（当該設置した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に三分の二を参酌して二分の一以上の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

33 福島復興再生特別措置法第四十八条の十四第一項に規定する帰還・移住等環境整備推進法人が令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に同法第三十三条第一項に規定する帰還・移住等環境整備事業計画に記載された事業（同法第三十一条第一項に規定する特定公益的施設又は特定公共施設のうち総務省令で定めるもの（以下この項において「対象特定公共施設等」という。）の整備に関する事業に限る。）により整備した対象特定公共施設等の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに對して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該対象特定公共施設等に係る工事完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

34 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和四年法律

第三十八号)の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第十五条の規定により同法第二条第二項に規定する特定所有者不明土地について同法第十條第一項第一号に規定する土地使用権を取得した者が当該特定所有者不明土地を使用する同法第二条第三項に規定する地域福利増進事業により整備する施設の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、同法第十三条第二項第二号に規定する当該土地使用権の始期に該当する日(以下この項において「使用開始日」という。)の属する年の翌年の一月一日(当該使用開始日が一月一日である場合には、同日。以下この項において同じ。)を賦課期日とする年度から当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日を賦課期日とする年度(当該使用開始日の属する年の翌年の一月一日の翌日から起算して四年を経過する日)に同条第二項第三号に規定する当該土地使用権の満了する日の属する年の一月一日を賦課期日とする年度)までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

36 農業協同組合、中小企業等協同組合(事業協同小組合及び企業組合を除く。)その他政令で定める法人が農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和四年法律第五十六号)の施行の日から令和八年三月三十一日までの間に取得し、かつ、農業経営基盤強化促進法第十四條の五第一項に規定する認定就農者(同法第十九條第七項の規定による公告があつた同条第一項に規定する地域計画において同条第三項の規定により地図に表示された同法第四条第一項に規定する農用地等に係る同法第十九條第三項に規定する農業を担う者に限る。)の利用に供する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三條第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。))並びに構築物(以下この項において「機械装置等」という。)で政令で定めるもの(第三百四十九條の三第三項又は前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

38 都市再生特別措置法第四十六條第三項第二号に規定する一休型滞在快適性等向上事業の実施主体(同号に規定する実施主体をいう。)が令和六年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に当該一休型滞在快適性等向上事業で総務省令で定めるものにより整備した同号イに規定する滞在快適性等向上施設等で総務省令で定めるものを用いて供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二條第一項の規定にかかわらず、当該滞在快適性等向上施設等に係る工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日(当該工事が完了した日が一年一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

40 自転車活用推進法(平成二十八年法律第一百十三号)第十一条第一項に規定する市町村自転車活用推進計画に定められた自転車賃貸する事業で政令で定めるものを行う者が令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得し、かつ、当該事業の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該償却資産に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

35 農業協同組合、中小企業等協同組合(事業協同小組合及び企業組合を除く。)その他政令で定める法人が令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に農業近代化資金融通法第二条第三項に規定する農業近代化資金、漁業近代化資金融通法(昭和四十四年法律第五十二号)第二条第三項に規定する漁業近代化資金、林業・木材産業改善資金助成法(昭和五十一年法律第四十二号)第二条第一項に規定する林業・木材産業改善資金若しくは沖縄振興開発金融公庫法第十九條第一項第四号の資金で政令で定めるもの又は株式会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄に掲げる資金の貸付けを受ける取得した農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置で政令で定めるもの(第三百四十九條の三第二項及び第三項の規定の適用を受けるものを除く。)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

37 令和二年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に水防法第十五條の六第一項の規定により指定された浸水被害軽減地区(同法第十四條第一項(第一号に係る部分に限る。))又は第二項(第一号に係る部分に限る。))の規定により国土交通大臣又は都道府県知事が指定するこれらの規定に規定する洪水浸水想定区域(当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域(河川法第六條第一項に規定する河川区域をいう。))を除く。)に係るものに限る。以下この項において「浸水被害軽減地区」という。)

39 電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二条第五号に規定する無線局(地域における需要に応じ多様な主体が開設することができる同号に規定する無線局であつて地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして総務省令で定めるものに限る。))の免許を受けた者が特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律(令和二年法律第三十七号)の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に同法第十条第二項に規定する認定導入計画に基づき新たに取得した当該免許に係る無線通信の業務の用に供する償却資産で政令で定めるもの(同法第二十八條に規定する機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備(家屋と一体となつて効用を果たすもの(第三百四十三條第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。))並びに構築物に限る。))に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該機械及び装置に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械及び装置に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

41 次に掲げる施設のうち、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律(令和三年法律第三十一号)の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に取得されたものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、三分の一)を乗じて得た額とする。

42 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十五條に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの(二 下水道法第二十五條の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、三分の一)を乗じて得た額とする。

43 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十五條に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの(二 下水道法第二十五條の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、三分の一)を乗じて得た額とする。

44 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十五條に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの(二 下水道法第二十五條の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、三分の一)を乗じて得た額とする。

45 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十五條に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの(二 下水道法第二十五條の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、三分の一)を乗じて得た額とする。

46 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十五條に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの(二 下水道法第二十五條の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、三分の一)を乗じて得た額とする。

47 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十五條に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの(二 下水道法第二十五條の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、三分の一)を乗じて得た額とする。

48 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十五條に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの(二 下水道法第二十五條の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、三分の一)を乗じて得た額とする。

49 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)第十五條に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの(二 下水道法第二十五條の十四に規定する認定事業者が同条に規定する認定計画に基づき設置した同法第二十五條の十第一項に規定する雨水貯留浸透施設で総務省令で定めるもの)に對して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九條の二の規定にかかわらず、当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して六分の一以上二分の一以下の範囲内において市町村の条例で定める割合(当該施設が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、三分の一)を乗じて得た額とする。

定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、貯留機能保全区域として指定された日の属する年の翌年の一月一日（当該指定された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に四分の三を参酌して三分の二以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする。

43 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社が同法第二条第二項に規定する国際戦略港湾又は同項に規定する国際拠点港湾で政令で定めるものにおいて、政府の補助で総務省令で定めるものを受けて港湾法の一部を改正する法律（令和四年法律第八十七号）の施行の日から令和七年三月三十一日までの間に港湾法第五十条の二第二項第三号に規定する港湾脱炭素化促進事業により取得した同法第二条第五項第八号の二に掲げる船舶役務用施設のうち船舶のための動力源の供給の用に供する施設の用に供する償却資産で総務省令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額とする。

44 租税特別措置法第十条第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二条の四第十九項第七号に規定する中小企業者（以下この項において「中小事業者等」という。）が令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に中小企業等経営強化法第五十三条第二項に規定する認定先端設備等導入計画（以下この項において「認定先端設備等導入計画」という。）に従って取得（事業の用に供されたことのないものの取得に限る。以下この項において同じ。）をした同法第二条第十四項に規定する先端設備等（以下この項において「先端設備等」という。）に該当する機械及び装置、工具、器具及び備品並びに建物附属設備（家屋と一体となつて効用を果たすもの（第三百四十三条第十項の規定により家屋以外の資産とみなされたものを除く。）を除く。以下この項において「機械装

置等」という。）（中小事業者等が認定先端設備等導入計画に従つて、法人税法第六十四条の二第三項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡しして使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした先端設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から三年度分の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。ただし、当該機械装置等のうち租税特別措置法第十条の五の四第五項第八号又は第四十二条の十二の五第五項第九号に規定する雇用者給与等支給額の増加に係る事項として政令で定めるものが記載された認定先端設備等導入計画に従つて取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分（令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に取得をしたものにあつては、当該機械装置等に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から四年度分）の固定資産税に限り、当該機械装置等に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

45 道路運送法第三条第一号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（同法第五条第一項第三号に規定する路線定期運行を行う者に限る。）が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第十四条第三項の規定による認定を受けた同法第十三条第一項に規定する道路運送高度化実施計画に基づき実施する同法第二条第七号に規定する道路運送高度化事業（同号ハに掲げるものに限る。以下この項において「特定道路運送高度化事業」という。）の用に供する電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。）で総務省令で定めるものの充電の用に供する土地及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該土地及び償却資産が地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等

の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和十年三月三十一日までの期間内に最初に特定道路運送高度化事業の用に供された日（以下この項において「供用開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（供用開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該土地及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の一の額とする。

（日本国有鉄道の改革に伴う固定資産税等の課税標準の特例）

第十五条の二

次に掲げる固定資産のうち昭和六十二年三月三十一日において地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号。以下この項及び次条において「国鉄関連改正法」という。）第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（昭和三十一年法律第八十二号。以下この項において「旧交付納付金法」という。）附則第十七項の規定（国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる場合を含む。以下この項において同じ。）の適用があつた償却資産（これに類する償却資産として政令で定めるものを含む。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二、第三百四十九条の三第一項、第十二項若しくは第十四項の規定又は前条第十二項の規定にかかわらず、旧交付納付金法附則第十七項の規定中「第四条第五項の額」とあるのは、「第三条第二項の価格」と読み替えた場合における同項の規定による算定方法に準じ、総務省令で定めるところにより算定した額とする。

一 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第一条第一項に規定する旅客会社（以下この条及び次条において「旅客会社」という。）若しくは同法第一条第二項に規定する貨物会社（以下この項及び次条において「貨物会社」という。）、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成十三年法律第六十一号）附則第二条第一項に規定する新会社（次号において「平成十三年新会社」という。）又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（次号において「平成二十七年新会社」という。）が所有する日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した固定資産（新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律（平成三年法律第四十五号）第二条に規定する旅客鉄道株式会社が同条の規定により同法第五条第一項の規定による解散前の新幹線鉄道保有機構から譲り受けた固定資産を含む。）で鉄道事業の用に供されるもの

二 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が所有し、かつ、旅客会社若しくは貨物会社、平成十三年新会社又は平成二十七年新会社保有有償で貸し付けた鉄道施設の用に供する固定資産のうち、昭和六十二年三月三十一日において日本国有鉄道に有償で貸し付けていたもの

2 旅客会社が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号若しくは第六号の規定に基づき借り受け、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付けを行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十八年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三第一項、第十二項から第十四項まで若しくは第二十四項、前条第十二項若しくは第二十六項又は前項の規定の適用を受ける固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

第十五条の三

旅客会社又は貨物会社が所有する日本国有鉄道改革法第二十二条の規定により日本国有鉄道から承継した固定資産で政令で定めるもの（昭和六十二年三月三十一日において国鉄関連改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号又は第二十七

号の規定の適用があつた固定資産に限る。）に
対して課する固定資産税又は都市計画税の課税
標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二
又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、平
成二十八年から令和八年度までの各年度分の
固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資
産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準
となるべき価格の五分の三の額（前条第一項又
は第二項の規定の適用を受ける固定資産にあつ
ては、これらの規定により課税標準とされる額
の五分の三の額）とする。

（附則第十五条から前条までの規定の適用を受
ける償却資産に関する読替え）

第十五条の三の二 附則第十五条から前条までの
規定の適用を受ける償却資産について第三百四
十九条の三の四の規定の適用がある場合におけ
る同条の規定の適用については、同条中「第三
百四十九条の三」とあるのは「第三百四十九条
の三又は附則第十五条から第十五条の三まで」
と、「同条」とあるのは「これら」とする。

（固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記
載事項の特例）

第十五条の四 市町村は、第三百六十四条第四項
の規定にかかわらず、附則第十五条から第十五
条の三までの規定の適用を受ける土地又は家屋
については、第三百六十四条第三項各号に定め
る事項のほか、附則第十五条から第十五条の三
までの規定により固定資産税の課税標準とされ
る額を課税明細書に記載しなければならない。

（固定資産課税台帳の登録事項の特例）

第十五条の五 市町村長は、第三百八十一条第一
項から第六項までに定めるもののほか、附則第
十五条から第十五条の三の二までの規定の適用
を受ける固定資産について、これらの規定によ
り固定資産税の課税標準とされる額を固定資
産課税台帳に登録しなければならない。

（新築された住宅に対する固定資産税の減額）

第十五条の六 市町村は、令和四年四月一日から
令和八年三月三十一日までの間に新築された住
宅（区分所有に係る家屋にあつては人の居住の
用に供する建物の区分所有等に関する法律第二
条第三項に規定する専有部分（以下この条から
附則第十五条の九の三までにおいて「専有部分
分」という。）のうち政令で定める専有部分を
有する家屋をいい、区分所有に係る家屋以外の
家屋にあつては人の居住の用に供する家屋のう
ち政令で定める家屋をいう。以下この条、次条

並びに附則第十五条の八、第十五条の九第一項
及び第十五条の九の二第一項において同じ。）
（住宅の新築に係る都市再生特別措置法第八十
八条第一項の規定による届出に係る同条第三項
の規定による勧告（以下この項において「勧
告」という。）を受けた者が、同条第五項の規
定により当該勧告に従わなかった旨を公表され
た場合における当該勧告に従わないで新築され
た住宅（その敷地の用に供する土地の全部又は一
部が同項に規定する区域に含まれるものに限
る。）を除く。以下この条において同じ。）で政
令で定めるものに対して課する固定資産税につ
いては、次項、次条第一項若しくは第二項又は
附則第十五条の八の規定の適用がある場合を除
き、当該住宅に対して新たに固定資産税が課さ
れることとなつた年度から三年度分の固定資産
税に限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分
所有に係る住宅（区分所有に係る家屋である住
宅をいう。以下この条から附則第十五条の八ま
でにおいて同じ。）にあつてはこの項の規定の
適用を受ける部分に係る税額として各区分所有
者ごとに政令で定めるところにより算定した額
の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住宅
（人の居住の用に供する部分以外の部分を含む
住宅その他の政令で定める住宅に限る。）にあ
つてはこの項の規定の適用を受ける部分に係
る税額として政令で定めるところにより算定し
た額とする。）の二分の一に相当する額を当該
住宅に係る固定資産税額から減額するものとす
る。

2 市町村は、令和六年四月一日から令和八年三
月三十一日までの間に新築された中高層耐火建
築物（建築基準法第二条第九号の二に規定す
る特定主要構造部を耐火構造とした建築物又は
同条第九号の三イ若しくはロのいずれかに該当
する建築物で、地上階数（政令で定めるところ
により計算した地上階数をいう。）三以上を有
するものをいう。次条第二項において同じ。）
である住宅で政令で定めるものに対して課する
固定資産税については、次条第一項若しくは第
二項又は附則第十五条の八の規定の適用がある
場合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産
税が課されることとなつた年度から五年度分の
固定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税
額（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規
定の適用を受ける部分に係る税額として各区分
所有者ごとに政令で定めるところにより算定し

た額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の
住宅（人の居住の用に供する部分以外の部分に
有する住宅その他の政令で定める住宅に限る。）
にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に
係る税額として政令で定めるところにより算定
した額とする。）の二分の一に相当する額を当
該住宅に係る固定資産税額から減額するものと
する。

（新築された認定長期優良住宅に対する固定資
産税の減額）

第十五条の七 市町村は、長期優良住宅の普及の
促進に関する法律の施行の日から令和八年三月
三十一日までの間に新築された同法第十一条第
一項に規定する認定長期優良住宅（以下この条
及び附則第十五条の九の二において「認定長期
優良住宅」という。）である住宅で政令で定め
るものに対して課する固定資産税については、
次項又は次条の規定の適用がある場合を除き、
当該住宅に対して新たに固定資産税が課される
こととなつた年度から五年度分の固定資産税に
限り、当該住宅に係る固定資産税額（区分所有
に係る住宅にあつてはこの項の規定の適用を受
ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに
政令で定めるところにより算定した額の合算額
とし、区分所有に係る住宅以外の住宅（人の居
住の用に供する部分以外の部分を含む住宅その
他の政令で定める住宅に限る。）にあつては
この項の規定の適用を受ける部分に係る税額と
して政令で定めるところにより算定した額とす
る。）の二分の一に相当する額を当該住宅に係
る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、長期優良住宅の普及の促進に関す
る法律の施行の日から令和八年三月三十一日ま
での間に新築された認定長期優良住宅のうち中
高層耐火建築物である住宅で政令で定めるもの
に対して課する固定資産税については、次条第
一項、第三項又は第四項の規定の適用がある場
合を除き、当該住宅に対して新たに固定資産税
が課されることとなつた年度から七年度分の固
定資産税に限り、当該住宅に係る固定資産税額
（区分所有に係る住宅にあつてはこの項の規定
の適用を受ける部分に係る税額として各区分所
有者ごとに政令で定めるところにより算定した
額の合算額とし、区分所有に係る住宅以外の住
宅（人の居住の用に供する部分以外の部分を含
む住宅その他の政令で定める住宅に限る。）に
あつてはこの項の規定の適用を受ける部分に

係る税額として政令で定めるところにより算定
した額とする。）の二分の一に相当する額を当
該住宅に係る固定資産税額から減額するものと
する。

3 前二項の規定は、認定長期優良住宅の所有者
から、当該認定長期優良住宅が新築された日か
ら当該認定長期優良住宅に対して新たに固定資
産税が課されることとなる年度の初日の属する
年の一月三十一日までの間に、総務省令で定め
る書類を添付して、当該認定長期優良住宅につ
きこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の
提出がされた場合に限る、適用するものとする
る。

4 市町村長は、第一項又は第二項の認定長期優
良住宅のうち区分所有に係る住宅については、
前項の申告書の提出がなかつた場合において
も、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第
五条第四項に規定する管理者等から、前項に規
定する期間内に同法第八条第二項において準用
する同法第七条の規定による通知を受けたこと
を証する書類として総務省令で定めるものの提
出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が第
一項又は第二項に規定する要件に該当すると認
められるときは、前項の規定にかかわらず、第
一項又は第二項の規定を適用することができ
る。

5 市町村長は、第三項に規定する期間の経過後
に同項の申告書又は前項の書類の提出がされた
場合において、当該期間内に当該申告書又は当
該書類の提出がされなかつたことについてやむ
を得ない理由があると認めるときは、当該申告
書又は当該書類に係る認定長期優良住宅につ
き第一項又は第二項の規定を適用することができ
る。

（市街地再開発事業の施行に伴い与えられた家
屋等に対する固定資産税の減額）

第十五条の八 市町村は、平成二十三年改正法の
施行の日の翌日から令和七年三月三十一日まで
の間に新築された都市再開発法第二条第六号に
規定する施設建築物に該当する家屋の一部であ
る同条第八号に規定する施設建築物の一部が同
法による市街地再開発事業（同条第一号に規定
する第一種市街地再開発事業（以下この項にお
いて「第一種市街地再開発事業」という。）若
しくは第二種市街地再開発事業の施行区域内又
は同法第七条第一項に規定する市街地再開発促
進区域内において施行されるものに限る。）の

施行に伴い同法第七十三条第一項第三号又は第百十八条の七第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同法第七十三条第一項第二号又は第百十八条の七第一項第二号に規定する者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、第四項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋が住宅で政令で定めるものである場合には、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額（当該家屋が第一種市街地再開発事業の施行に伴い与えられた場合には、当該合算額の四分の一に相当する額）を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

2 市町村は、平成二十七年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新築された高齢者の居住の安定確保に関する法律第七条第一項の登録を受けた同法第五条第一項に規定するサビ付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部又は一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。以下この項において同じ。）で政令で定めるものに対して課する固定資産税については、前条第二項又は前項、次項若しくは第四項の規定の適用がある場合を除き、当該貸家住宅に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅（区分所有に係る家屋である貸家住宅をいう。以下この項において同じ。）

にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅（専ら住居として貸家の用に供される部分以外の部分を有する貸家住宅その他の政令で定める貸家住宅に限る。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の二を参酌して二分の一以上六分の五以下の範囲内において市町村の条例で定める割合に相当する額を当該貸家住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

3 市町村は、平成十六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第百七条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に規定する者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、次項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

市町村は、平成十六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新築された密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第百七条第五号に規定する防災施設建築物に該当する家屋の一部である同条第七号に規定する防災施設建築物の一部が同法第二条第五号に規定する防災街区整備事業（同法第百七条第三号に規定する施行区域内において施行されるものに限る。）の施行に伴い同法第二百五条第一項第三号に規定する宅地、借地権又は建築物に対応して同項第二号に規定する者（以下この項において「従前の権利者」という。）に与えられた場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、次項の規定の適用がある場合を除き、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、当該家屋のうち従前の権利者が所有し、かつ、人の居住の用に供する部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の二に相当する額及び当該家屋のうち従前の権利者が所有する当該人の居住の用に供する部分以外の部分で政令で定めるものに係る税額として従前の権利者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額の三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

4 市町村は、河川法第六條第二項（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する高規格堤防の整備に係る事業の用に供するため使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が、平成三十一年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、当該土地の上に当該家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得した場合における当該家屋に対して課する固定資産税については、当該家屋に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分の固定資産税に限り、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額を当該家屋に係る固定資産税額から減額するものとする。

一 当該家屋が移転補償金を受けた者が所有する住宅で政令で定めるものである場合 当該家屋に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者（移転補償金を受けた者に限る。以下この号及び次号において同じ。）ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の二に相当する額（当該家屋のうち人の居住の用に供する部分で政令で定めるところにより算定した額（以下「特定居住用部分」という。）以外の部分を有する家屋にあつては、次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額の合算額）

イ 特定居住用部分 当該特定居住用部分に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の二に相当する額

ロ 特定居住用部分以外の部分 当該部分に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有に係る住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額

二 当該家屋が移転補償金を受けた者が所有する前号に規定する住宅以外の家屋である場合 当該家屋に係る固定資産税額として政令で定めるところにより算定した額（区分所有

に係る家屋にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）の三分の一に相当する額（耐震改修が行われた住宅等に対する固定資産税の減額）

第十五条の九

市町村は、昭和五十七年一月一日以前から所在する住宅のうち、平成十八年一月一日から令和八年三月三十一日までの間に政令で定める耐震改修（地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替をいう。以下この条から附則第十五条の十までにおいて同じ。）が行われたものであつて、地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準（同条第一項において「耐震基準」という。）に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この項から第三項までにおいて「耐震基準適合住宅」という。）に対して課する固定資産税については、次条第一項、第四項又は第五項の規定の適用がある場合を除き、当該耐震改修が平成十八年一月一日から平成二十一年十二月三十一日までの間に完了した場合においては当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該耐震改修が完了した日の一月一日である場合）は、同日。以下この項において同じ。）を賦課期日とする年度から三年度分、当該耐震改修が平成二十二年一月一日から平成二十四年十二月三十一日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分、当該耐震改修が平成二十五年一月一日から令和八年三月三十一日までの間に完了した場合には当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分（当該耐震基準適合住宅が当該耐震改修が完了する直前に建築物の耐震改修の促進に関する法律第五条第三項第二号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物（同法第七条第二号又は第三号に掲げる建築物であるものに限る。）であつた場合には、当該耐震改修が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度から二年度分）の固定資産税に限り、当該耐震基準適合住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る耐震基準適合住宅（区分所有に係る家屋である耐震基準適合住宅をいう。以下この項において同じ。）にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者

する年度分の固定資産税に限り、当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額（第九項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外の部分を有する高齢者等居住改修住宅その他の政令で定める高齢者等居住改修住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を当該高齢者等居住改修住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

5 市町村は、新築された日から十年以上を経過した区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に居住安全改修工事が行われたもの（第八項において「改修専有部分」という。）であつて、特定居住用部分に高齢者等が居住しているもの（以下この項から第七項までにおいて「高齢者等居住改修専有部分」という。）の区分に所有者が当該高齢者等居住改修専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に対して第一項、次条第一項若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の第三第一項の規定の適用がある場合又は当該高齢者等居住改修専有部分が既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該居住安全改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額（第十項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外部分を有する高齢者等居住改修専有部分その他の政令で定める高齢者等居住改修専有部分にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる固定資産税額から減額するものとする。

6 前二項の規定は、高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該高齢者等居住改修住宅又は当該高齢者等居住改修専有部分に係る居住安全改修工事が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該高齢者等居

7 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分につき第四項又は第五項の規定を適用することができる。

8 第四項又は第五項の場合において、改修住宅又は改修専有部分の特定居住用部分に高齢者等が居住しているかどうかの判定は、第六項の申告書が提出された時の現況による。

9 市町村は、平成二十六年四月一日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に資する改修工事その他の工事で政令で定めるもの（以下この項から第十一項まで及び次条第四項から第六項までにおいて「熱損失防止改修工事等」という。）が行われたもの（以下この項、第十一項及び第十二項において「熱損失防止改修等住宅」という。）に対して課する固定資産税については、第一項又は次条第一項若しくは第四項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該熱損失防止改修工事等が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の固定資産税に限り、当該熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額（第四項の規定の適用がある場合には同項の規定を適用する前の額とし、特定居住用部分以外他の部分に有する熱損失防止改修等住宅その他の政令で定める熱損失防止改修等住宅にあつてはこの項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の一に相当する額を当該熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。

10 市町村は、平成二十六年四月一日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において令

和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで
の間に熱損失防止改修工事等が行われたものの
（以下この条において「熱損失防止改修等専有
部分」という。）の区分所有者が当該熱損失防
止改修等専有部分について納付する義務を負う
ものとされる固定資産税額については、当該区
分所有に係る家屋に対して第一項、次条第一項
若しくは第五項若しくは附則第十五条の九の三
第一項の規定の適用がある場合又は当該熱損失
防止改修等専有部分が既にこの項の規定の適用
を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防
止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の
一月一日を賦課期日とする年度分の固定資産税
額に限り、第三百五十二条第一項又は第二項の
規定により当該区分所有者が納付する義務を負
うものとされる固定資産税額（第五項の規定の
適用がある場合には同項の規定を適用する前の
額とし、特定居住用部分以外の部分を有する熱
損失防止改修等専有部分その他の政令で定める
熱損失防止改修等専有部分にあつてはこの項の
規定の適用を受ける部分に係る額として政令で
定めるところにより算定した額に限る。）の三
分の一に相当する額を同条第一項又は第二項の
規定により当該区分所有者が納付する義務を負
うものとされる固定資産税額から減額するもの
とする。

11 前二項の規定は、熱損失防止改修等住宅又は
熱損失防止改修等専有部分に係る固定資産税の
納税義務者から、当該熱損失防止改修等住宅又
は当該熱損失防止改修等専有部分に係る熱損失
防止改修工事等が完了した日から三月以内に、
総務省令で定める書類を添付して、当該熱損失
防止改修等住宅又は当該熱損失防止改修等専有
部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の
申告書の提出がされた場合に限り、適用するも
のとする。

12 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に
同項の申告書の提出がされた場合において、当
該期間内に当該申告書の提出がされなかつたこ
とについてやむを得ない理由があると認めると
きは、当該申告書に係る熱損失防止改修等住宅
又は熱損失防止改修等専有部分につき第九項
又は第十項の規定を適用することができる。
（耐震改修が行われた認定長期優良住宅等に
対する固定資産税の減額）

第十五条の九の二 市町村は、昭和五十七年一月
一日以前から所在する住宅のうち、平成二十九

- 適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。
- 3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に、同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定耐震基準適合住宅につき、第一項の規定を適用することができるとする。
- 4 市町村は、平成二十六年四月一日以前から所在する住宅（区分所有に係る家屋以外の家屋で政令で定めるものに限る。）のうち、特定居住用部分において令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事等が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの（以下この条において「特定熱損失防止改修等住宅」という。）に對して課する固定資産税については、第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該熱損失防止改修工事等が完了した日が一月一日である場合には、同日。次項において同じ。）を賦課期日とする年度分の（ ）に固定資産税に限り、当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額（特定居住用部分以外住宅に係る特定熱損失防止改修等住宅その他の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の二に相当する額を当該特定熱損失防止改修等住宅に係る固定資産税額から減額するものとする。
- 5 市町村は、平成二十六年四月一日以前から所在する区分所有に係る家屋の専有部分で政令で定めるもののうち、特定居住用部分において令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事等が行われたものであつて、認定長期優良住宅に該当することとなつたもの（以下この条において「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」という。）の区分所有者が当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分について納付する義務を負うものとされる固定資産税額については、当該区分所有に係る家屋に對して第一項若しくは次条第一項の規定の適用がある場合又は既にこの項の規定の適用を受けたことがある場合を除き、当該熱損失防止改修工事等が完了した日の属する年の翌年の一月一

日を課税期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うもの」とされる固定資産税額（特定居住用部分以外の部分）を有する特定熱損失防止改修等住宅専有部分その他の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅専有部分にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の二に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる。前二項の規定は、特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

7 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に、同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分につき第四項又は第五項の規定を適用することができる。（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

第十五条の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションであつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。）のうち、同法第五条の二第二項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事を課税期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うもの」とされる固定資産税額（特定居住用部分以外の部分）を有する特定熱損失防止改修等住宅専有部分その他の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅専有部分にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の二に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる。前二項の規定は、特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

7 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に、同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかつたことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分につき第四項又は第五項の規定を適用することができる。（大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額）

第十五条の九の三 市町村は、新築された日から二十年以上を経過したマンション（マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第百四十九号）第二条第一号に規定するマンションであつて、人の居住の用に供する専有部分のうち政令で定める専有部分を有するものをいう。以下この項において同じ。）のうち、同法第五条の二第二項の規定による助言若しくは指導を受けた同項に規定する管理組合の管理者等に係るマンション又は同法第五条の八に規定する管理計画認定マンションで政令で定めるものであつて、令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間にマンションの建物の外壁について行う修繕又は模様替を含む大規模な工事を課税期日とする年度分の固定資産税額に限り、第三百五十二条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うもの」とされる固定資産税額（特定居住用部分以外の部分）を有する特定熱損失防止改修等住宅専有部分その他の政令で定める特定熱損失防止改修等住宅専有部分にあつては、この項の規定の適用を受ける部分に係る額として政令で定めるところにより算定した額に限る。）の三分の二に相当する額を同条第一項又は第二項の規定により当該区分所有者が納付する義務を負うものとされる。前二項の規定は、特定熱損失防止改修等住宅又は特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る固定資産税の納税義務者から、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分に係る熱損失防止改修工事等が完了した日から三月以内に、総務省令で定める書類を添付して、当該特定熱損失防止改修等住宅又は当該特定熱損失防止改修等住宅専有部分につきこれらの規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

工事 総務省令で定めるものが行われたもの
(当該工事が行われた棟に限る。以下この条に
ついて「特定マンション」という。)に係る区
分所有に係る家屋に対して課する固定資産税に
ついては、附則第十五条の九第一項若しくは前
条第一項の規定の適用がある場合又は当該特
定マンションが既にこの項の規定の適用を受
けたことがある場合を除き、当該工事が完了
した日(当該工事が完了した日である場合に
は、同日)を賦課期日とする年度分の固定資
産税に限り、当該特定マンションに係る家屋
に係る固定資産税額(この項の規定の適用を
受ける部分に係る税額として各区分所有者ご
とに政令で定めるところにより算定した額の
合算額とする。一の三分の一を参酌して六分
の一以下の範囲内において市町村の条例で定
める割合に相当する額を当該特定マンシ
ョンに係る区分所有に係る家屋に係る固定資
産税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、特定マンションに係る区分
所有に係る家屋に係る固定資産税の納税義
務者から、当該特定マンションに係る同項に
規定する工事が完了した日から三月以内に、
総務省令で定める書類を添付して、当該特
定マンションに係る区分所有に係る家屋につ
き同項の規定の適用がされた場合に限る。
適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後
に、当該同項の申告書の提出がされた場合
において、当該期間内に当該申告書の提出
がされなかったことについてやむを得ない
理由があると認めるときは、当該申告書に
係る特定マンションに係る区分所有に係る
家屋につき第一項の規定を適用することが
できる。

(耐震改修が行われた要安全確認計画記載建
築物等に対する固定資産税の減額)

第十五条の十 市町村は、建築物の耐震改修
の促進に関する法律第七條に規定する要安
全確認計画記載建築物又は同法附則第三
条第一項に規定する要緊急安全確認大規模
建築物に該当する家屋(同法第七条又は同
法第八条第一項(同法附則第三条第三項に
おいて準用する場合を含む。))の規定によ
る命令又は同法第十二条第二項(同法附則
第三条第三項において準用する場合を含む。
)の規定による指示の対象となつたものを

項において「高齢者移動等円滑化法」という。第二十九条に規定する特別特定建築物で政令で定めるものに該当する家屋のうち、平成三十年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二十九条に規定する実演芸術の公演の用に供する施設であることにつき総務省令で定めるところにより証明がされ、かつ、利便性等向上改修工事（高齢者移動等円滑化法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等の当該施設の利用上の利便性及び安全性の向上を目的とした修繕又は模様替をいう。以下この項及び次項において同じ。）が行われたものであつて、高齢者移動等円滑化法第十七条第三項第一号に掲げる高齢者移動等円滑化法第二条第二十号に規定する建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたもの（以下この条において「改修実演芸術公演施設」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該利便性等向上改修工事が完了した日の属する年の翌年の一月一日（当該利便性等向上改修工事が完了した日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額（当該額が当該利便性等向上改修工事に要した費用の額の百分の五に相当する額を超える場合には、当該百分の五に相当する額）の三分の一に相当する額を当該改修実演芸術公演施設に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

2 前項の規定は、改修実演芸術公演施設に係る固定資産税又は都市計画税の納税義務者から、当該改修実演芸術公演施設に係る利便性等向上改修工事が完了した日から三月以内に、当該市町村の条例で定めるところにより、当該改修実演芸術公演施設につき同項の規定の適用があるべき旨の申告書の提出がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告書の提出がされた場合において、当該期間内に当該申告書の提出がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告書に係る改修実演芸術公演施設につき第一項の規定を適用することができるとする。

(附則第十五条の六から前条までの規定の適用を受ける家屋に関する読替え)

第十五条の十二 附則第十五条の六から前条までの規定の適用を受ける家屋について第三百五十二条の三の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「固定資産税額の」とあるのは、「固定資産税額(附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この条において同じ。)」とする。

2 前条の規定の適用を受ける家屋について第七百二条の四の二の規定の適用がある場合における同条の規定の適用については、同条中「都市計画税額の」とあるのは、「都市計画税額(附則第十五条の十一の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この条において同じ。)」とする。

(固定資産税の税額に係る課税明細書の記載事項の特例)

第十六条 市町村は、第三百六十四条第三項若しくは第四項又は附則第十五条の四に定めるもののほか、附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける土地又は家屋については、これらの規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならぬ。

(平成二十八年熊本地震に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例)

第十六条の二 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたものの(以下この条において「被災住宅用地」という。)のうち、令和五年度又は令和六年度にに係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又はは、一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者(第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。)が所有するものに対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地(以下この項及び第三項において「住宅用地」という。)として使用することがで

きなりと市町村長が認める場合に限り、当該地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の二第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 平成二十八年年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は其共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項においては「特定被災住宅用地」という。）で家屋又はは構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の二第一項」とあるのは、「附則第十六条の二第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次条において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地

に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定めるところは、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十八年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの（平成二十八年四月十四日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めるときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（平成二十八年一月二日以後に使用し、又は収益することのできるものとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成二十八年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の二第一項」とあるのは「附則第十六条の二第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうち被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の二第六項」とあるのは「附則

第十六条の二第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10 市町村は、平成二十八年熊本地震により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共

有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和三年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が令和三年四月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

11 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（平成三十年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の三 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成三十九年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成三十九年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の

所有者等」という。）が所有するものに対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この項及び第三項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の三第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 平成三十年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の三第一項」とあるのは、「附則第十六条の三第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成三十年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（平成三十年六月二十八日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した

年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員

の合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めたときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した

額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（平成三十年一月二日以後に使用し、又は収益することができるとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成三十年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、

「附則第十六条の三第一項」とあるのは「附則第十六条の三第六項」とあるのは「附則第十六条の三第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、

「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、

「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、

「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10 市町村は、平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が令和五年四月一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合には、共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

11 平成三十年七月豪雨により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した

償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行った場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

12 前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第十六条の三第十一項」とする。

13 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（令和二年七月豪雨に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）

第十六条の四 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で令和二年年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（第三百四十九条の三の三第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるものを除く。以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で令和二年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する

令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地（以下この項及び第三項において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第十六条の四第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 令和二年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、令和五年度又は令和六年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又は共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第十六条の四第一項」とあるのは、「附則第十六条の四第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 令和二年七月豪雨により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項において「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で令和二年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第一項の規定の適用を受けたもの（令和二年七月三十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対し課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納

税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二十三条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で二以上の者が共有しているものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「被災共用土地納税義務者」という。）は、第十四条の二第一項の規定にかかわらず、当該被災共用土地に係る固定資産税額を当該被災共用土地に係る各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る持分の割合（当該被災共用土地が第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定により住宅用地とみなされる部分及び住宅用地とみなされる部分以外の部分を併せ有する土地である場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより当該持分の割合を補正した割合）により按分した額を、当該各被災共用土地納税義務者の当該被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

4 被災区分所有家屋の敷地の用に供されていた土地で令和二年度分の固定資産税について第三百五十二条の二第五項の規定の適用を受けたもの（令和二年七月三十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第九項において「特定被災共用土地」という。）に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定被災共用土地に係る納税義務者（当該特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分で二以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該特定被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員が合意により前項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めるときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第一項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該

特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（令和二年一月二日以後に使用し、又は収益することができるとなつたものに限る。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で令和二年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第十六条の四第一項」とあるのは「附則第十六条の四第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定

仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第十六条の四第六項」とあるのは「附則第十六条の四第七項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する令和五年度分又は令和六年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用す

る。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（土地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の特例に關する用語の意義）

第十七条 この条から附則第二十九条の八までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 農地 田又は畑をいう。ただし、農地法第四十一条又は第五十一条の規定により許可を受けた田若しくは畑又は田若しくは畑のうち田及び畑以外のものにするものについて同法第四十一条又は第五十一条の許可を受けることを要しないもので政令で定めるものを除く。

二 宅地等 農地以外の土地をいう。

三 住宅用地 宅地等のうち第三百四十九条の三の二第一項に規定する住宅用地をいう。

四 商業地等 宅地等のうち住宅用地以外の宅地及び宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されたものをいう。）をいう。

五 地目の変換等 地目の変換その他これに類する特別の事情をいう。

六 前年度課税標準額 当該年度の前年度に係る賦課期日において所在する土地に係る固定資産税にあつてはイに掲げる額をいい、当該土地に係る都市計画税にあつてはロに掲げる額をいう。

イ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

(1) (2) に掲げる土地以外の土地	当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二又は附則第

二十九条の三若しくは第二十九条の七第二項の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三第一項本文若しくは第二十九条の七第二項に定める率を乗じて得た額とする。）

(2) 当該年度の前年度分の固定資産税について附則第十八条、第十九条第二項（附則第二十九条の七第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は第十九条の四の規定（当該年度の令和六年度である場合には、地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「令和六年改正前の地方税法」という。）の三又は附則第十五条の三又は附則第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とし、当該年度が令和七年度又は令和八年度である場合であつて、当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条の三又は附則第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）

ロ 次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、同表の下欄に掲げる額

(1) (2) に掲げる土地以外の土地	当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が当該年度の前年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二又は附則第

前年度において 都市計画税を課 されなかつた土 地で同年度にお いて都市計画税 を課すべきであ つたものとみな した場合におい てこれらの規定 の適用を受ける こととなるもの を含む。）	これらの規定に定める 率で除して得た額とす る。）
七 比準課税標準額 土地について、当該土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、当該土地に類似する土地で当該年度の前年度に係る賦課期日に所在するもの（以下「類似土地」という。）の前年度課税標準額（固定資産税にあつては、当該類似土地に係る固定資産税に係る前年度課税標準額とし、都市計画税にあつては、当該類似土地に係る都市計画税に係る前年度課税標準額とする。）を当該類似土地の当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格で除して得た数値を乗じて得た額をいう。	
八 負担水準 土地に係る当該年度分の固定資産税にあつてはイに掲げる数値をいい、当該土地に係る当該年度分の都市計画税にあつてはロに掲げる数値をいう。	
イ 土地に係る固定資産税に係る前年度課税標準額（令和六年度から令和八年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課期日において地目の変換等がある土地（令和七年度又は令和八年度に係る賦課期日において地目の変換等があるものについて、第三百四十九条第二項ただし書、第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は次条第一項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地税の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定されるものに限る。）について、当該土地の比準課税標準額）を、当該土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格（第三百四十九条の三の二又は附則第十九条の三若しくは第二十	

口 土地に係る都市計画税に係る前年度課税標準額（令和六年度から令和八年度までの各年度において新たに固定資産税を課することとなる土地及び当該各年度に係る賦課税期日において地目の変換等がある土地（令和七年度又は令和八年度に係る賦課税期日において地目の変換等があるものについて

は、第三百四十九条第二項ただし書（第二項ただし書若しくは第五項ただし書又は次条第一項若しくは第二項の規定により又は当該土地に対して課する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定されるものに限る。）については、当該土地の比準課税標準額）を、当該土地に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該土地に係る固定資産税の課税標準となるべき価格をいひ、第七百二条の三又は附則第二十七条若しくは第二十九条の七第三項の規定の適用を受ける土地に係る当該年度分の都市計画税に

あつては、当該価格に第七百二条の三又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本若しくは附則第二十九条の三第三項に定める率を乗じて得た額）で除して得た数値

認められる地域において地価が下落し、かつ、市町村長が次の表の上欄に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ、表の中欄に掲げる年度において、同表の下欄に掲げる価格（以下この項において「修正前の価格」という。）を当該地域に所在する土地に対して課する当該年度の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の固定資産税の課税標準とすることが固定資産税の課税標準とすることを認める場合における当該土地に対して課する当該年度の固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の規定にか

かわらず、令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、当該土地の修正前の価格を総務大臣が定める基準（以下「修正基準」という。）により修正した価格（当該土地が同表の第二号若しくは第四号に掲げる土地である場合における令和七年度分の固定資産税又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合における令和八年度分の固定資産税にあつては、当該土地の類似土地の当該年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とする。以下「修正価額」という。）で土地課税台帳等に登録されたものとする。

土地の区分	一 令和六年度に係る賦課 期日に所在する土地（次号 又は第三号に掲げる土地の いずれかに該当するに至つ た場合の当該土地を除く。）	令和六年度に係る賦課 期日に所在する土地（以下 この表において「令和六年 度の土地」という。）で令 和七年度に係る賦課期日に おいて第三百四十九条第二 項各号に掲げる事情がある ため、令和六年度分の固定 資産税の課税標準の基礎と なつた価格によることが不 適当であるか又は当該市町 村を通じて固定資産税の課 税上著しく均衡を失すると 市町村長が認めるもの（次 号に掲げる令和六年度の土 地に該当するに至つた場合 の当該令和六年度の土地を 除く。）
年度	令和七年度	令和八年度
価格	当該土地に 係る令和六 年度分の固 定資産税の 課税標準の 基礎となつ た価格	当該土地に 係る令和七 年度分の固 定資産税の 課税標準の 基礎となつ た価格
格	当該令和六 年度の土地 の類似土地 に係る令和 六年度分の 固定資産税 の課税標準 の基礎とな つた価格に 比準する価	当該令和六 年度の土地 に係る令和 七年度分の 固定資産税 の課税標準

[illegible]

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、前年度分の固定資産税の課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地

等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

6 第一項及び第四項の「前年度分の固定資産税の課税標準額」とは、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
一 令和五年度に係る固定資産税の賦課期日に所在する宅地等（次号から第四号までに掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合における当該宅地等を除く。） 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準額
二 令和六年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（次号又は第四号に掲げる宅地等のいずれかに該当するに至つた場合における当該宅地等を除く。） 次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 令和六年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額
ロ 令和七年度又は令和八年度 当該宅地等の当該年度の前年度課税標準額

三 令和七年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（次号に掲げる宅地等を該当するに至つた場合における当該宅地等を除くものとし、当該地目の変換等がある宅地等にあつては、第三百四十九条第二項ただし書又は附則第十七条の二第一項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定されるものに限る。）次に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 令和七年度 当該宅地等の同年度の比準課税標準額
ロ 令和八年度 当該宅地等の同年度の前年度課税標準額

四 令和八年度において新たに固定資産税を課することとなる宅地等又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等がある宅地等（第三百四十九条第三項ただし書若しくは第五項ただし書又は附則第十七条の二第二項若しくは第二項の規定により当該土地に対して課する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が、当該土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に比準する価格により決定されるものに限る。）当該宅地等の同年度の比準課税標準額

第十八条の二 削除	
第十八条の三 附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額は、同号イの規定にかかわらず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に、当該用途変更宅地等が当該各年度に係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期日において当該土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この項及び次項において「特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る特定用途前年度課税標準額の総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額とする。	
小規模住宅用地（第三百四十九条の三の二第二項に規定する小規模住宅用地をいう。以下同じ。）	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住宅用地（住宅用地で小規模住宅等又は一般住宅用地でない宅地等）	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地でない宅地等を併せ有する宅地等

宅用地以外のもの をいう。以下同じ	る部分及び一般住宅用地 以外である部分を併せ有 する宅地等
非住宅用地等 （住宅用地以外の宅地等をいう。以下同じ。）	非住宅用地等以外の宅地等又は非住宅用地等である部分及び非住宅用地等以外である部分を併せ有する宅地等

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。
一 令和六年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）
ロ 令和五年度分の固定資産税について令和六年改正前の地方税法附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）
二 令和七年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）
ロ 令和六年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度

一 令和六年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）
ロ 令和五年度分の固定資産税について令和六年改正前の地方税法附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）
二 令和七年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）
ロ 令和六年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度

分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三 令和八年度 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和七年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

3

附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等では令和六年度に係る賦課期日において第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和五年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和六年度類似用途変更宅地等」という。）同条第六項第三号に掲げる宅地等では令和七年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和六年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和七年度類似用途変更宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等では令和八年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該宅地等の類似土地が令和七年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「令和八年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則第十七条第七号に規定する基準課税標準額は、同条の規定にかかわらず、令和六年度類似用途

変更宅地等に係る令和六年度分の固定資産税にあつては第一号に掲げる額、令和七年度類似用途変更宅地等に係る令和七年度分の固定資産税にあつては第二号に掲げる額、令和八年度類似用途変更宅地等に係る令和八年度分の固定資産税にあつては第三号に掲げる額とする。

一 当該令和六年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和六年度類似用途変更宅地等が令和六年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和五年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第一号において「令和五年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和五年度類似課税標準額の総額を当該令和五年度類似特定用途宅地等が同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

二 当該令和七年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和七年度類似用途変更宅地等が令和七年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和六年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第二号において「令和六年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和六年度類似課税標準額の総額を当該令和六年度類似特定用途宅地等が同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

三 当該令和八年度類似用途変更宅地等の類似土地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格に、当該令和八年度類似用途変更宅地等が令和八年度に係る賦課期日において該当した第一項の表の上欄に掲げる宅地等に令和七年度に係る賦課期日において該当した土地のうち同年

4

度において固定資産税を課されたもの（以下この号及び次項第三号において「令和七年度類似特定用途宅地等」という。）で同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る令和七年度類似課税標準額の総額を当該令和七年度類似特定用途宅地等が同年度に係る賦課期日において当該市町村内に所在したものに係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格の総額で除して得た数値を乗じて得た額

は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 令和五年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和五年度類似特定用途宅地等以外の令和五年度類似特定用途宅地等 当該令和五年度類似特定用途宅地等に係る令和五年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和五年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和五年度分の固定資産税について令和六年度改正前の地方税法附則第十八条の規定の適用を受ける令和五年度類似特定用途宅地等 当該令和五年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該令和五年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和六年度改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二

令和六年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和六年度類似特定用途宅地等以外の令和六年度類似特定用途宅地等 当該令和六年度類似特定用途宅地等に係る令和六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和六年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和六年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける令和六年度

類似特定用途宅地等 当該令和六年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該令和六年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

三

令和七年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和七年度類似特定用途宅地等以外の令和七年度類似特定用途宅地等 当該令和七年度類似特定用途宅地等に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和七年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和七年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける令和七年度類似特定用途宅地等 当該令和七年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の固定資産税の課税標準となるべき額（当該令和七年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

5

令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る附則第十七条及び第十八条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

（農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の特例）

第十九条 農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税額は、当該農地に係る当該年度分の固定資産税に係る前年度分

の固定資産税の課税標準額（当該農地が当該年度の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担水準の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該年度の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該農地調整固定資産税額とする。	
負担水準の区分	負担調整率
○・九以上のもの	一・〇二五
○・八以上○・九未満のもの	一・〇五
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五
○・七未満のもの	一・一

2 附則第十八条第六項の規定は、前項の前年度の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項及び第四項」とあるのは「附則第十九条第一項」と、「宅地等」とあるのは「農地」と読み替えるものとする。

（通常市街化区域農地に対して課する令和元年度以降の各年度分の固定資産税の特例）

第十九条の二 令和元年度以降の各年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地（農地のうち、都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域内のもの（次に掲げるものを除く。）をいう。以下同じ。）のうち、田園住居地域内市街化区域農地（市街化区域農地のうち、同法第八条第一項第一号に規定する田園住居地域内のもをいう。次条及び附則第二十二條において同じ。）以外のもの（以下この条において「通常市街化区域農地」という。）に対して課する固定資産税の課税標準となるべき価格については、当該通常市街化区域農地とその状況が類似する宅地の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格により定められるべきものとする。

一 生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第二条第三号に規定する生産緑地（以下この号において「生産緑地」という。）である農地（生産緑地法の一部を改正する法律（平成三年法律第三十九号）の施行の日以後に都市計画法第八条第一項の規定により定められた生産緑地法第三条第一項に規定する生

生産緑地地区の区域内の生産緑地である農地のうち、同法第十条第一項に規定する申出基準日（以下この号において「申出基準日」という。）までに同法第十条の二第二項の規定による指定がされなかつたものであつて、当該申出基準日の属する年の翌年の一月一日（当該申出基準日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以降の各年度に係る賦課期日に所在するものその他の政令で定めるものを除く。）	
二 都市計画法第十一条の規定により同法第四条第六項に規定する都市計画施設として定められた公園、緑地又は墓園の区域内の農地で同法第五十五条第一項の規定による同法第二十六条第一項に規定する都道府県知事等の指定を受けたものその他の政令で定める農地	
2 令和元年度以降の第二年度又は第三年度に係る賦課期日において、新たに通常市街化区域農地となり、又は通常市街化区域農地であつた土地が市街化区域農地以外の農地となる事情がある土地については、当該事情がある賦課期日に係る年度分の固定資産税に限り、第三百四十九条第二項第一号に掲げる事情があるものとみなす。この場合における同項から同条第六項までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
第 二 項	第 二 項
次各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失うと市町村長が認める	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある

項 三 第	
比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	前項各号に掲げる事情があるため、基準年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失うと市町村長が認める
地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格で、市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この条において同じ。）以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる	通常市街化区域農地となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格で、市街化区域農地以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる

項 四 第	
価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	価格で土地課税台帳等
に對して	に對して
土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等
第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失うと市町村長が認める	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある

項 五 第	
価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	価格で土地課税台帳等
に對して	に對して
土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の	土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる
土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	土地課税台帳等
第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失うと市町村長が認める	附則第十九条の二第二項に規定する事情がある

項 二 第		項 六 第	
比準する価格 で土地課税台 帳等	比準する価格で土地課 税台帳等	土地又は家屋に 類似する土地又 は家屋の基準年 度の 土地課税台帳等 又は家屋課税台 帳等	土地課税台帳等 又は家屋課税台 帳等
次各号に掲 げる	附則第十九条の二第三 項に規定する	土地又は家屋に 類似する土地又 は家屋の基準年 度の 土地課税台帳等 又は家屋課税台 帳等	土地又は家屋に 類似する土地又 は家屋の基準年 度の 土地課税台帳等 又は家屋課税台 帳等
当該土地又は 家屋に類似す る土地又は家 屋の基準年度 の	通常市街化区域農地 (同条第一項に規定する 通常市街化区域農地を いう。以下この条にお いて同じ。)である当該 土地とその状況が類似 する宅地の当該年度分 の固定資産税の課税標 準とされる	土地又は家屋に 類似する土地又 は家屋の基準年 度の 土地課税台帳等 又は家屋課税台 帳等	土地又は家屋に 類似する土地又 は家屋の基準年 度の 土地課税台帳等 又は家屋課税台 帳等

項 一 第		項 五 第		項 三 第	
若しくは第 四号に掲げ る土地	又は 固定資産税 又は 固定資産税	当該土地又は 家屋に類似す る土地又は家 屋の基準年度 の 比準する価格 で土地課税台 帳等又は家屋 課税台帳等	第二項各号に 掲げる	前項各号に掲 げる	課税台帳等 又は家屋 課税台帳等
又は第四号に掲げる土地で 通常市街化区域農地(附則 第十九条の二第二項に規定 する通常市街化区域農地を いう。以下この項において 同じ。)となつたもの	固定資産税に あつては当該 土地とその状況が類似する 宅地の同年度の修正前の価 格を修正基準により修正し た価格に比準する価格とし 、当該土地が同表の第二	通常市街化区域農地で ある当該土地とその状 況が類似する宅地の当 該年度分の固定資産税 の課税標準とされる	附則第十九条の二第三 項に規定する	通常市街化区域農地で ある当該土地とその状 況が類似する宅地の当 該年度分の固定資産税 の課税標準とされる	附則第十九条の二第三 項に規定する

号 二 第 表 の 項 一 第

若しくは第 六号	、当該土地 の類似土地 の当該年度 第三、第四十 九条第二項 各号に掲げ る事情があ るため、令 和六年度分 の固定資産 税の課税標 準の基礎と なつた価格 によること が不適当で あるか又は 当該市町村 を通じて固 定資産税の 課税上著し く均衡を失 うと市町村 長が認め る	号に掲げる土地で市街化区 域農地(附則第十九条の二 第一項に規定する市街化区 域農地をいう。以下この項 において同じ。)以外の農 地となつたものである場合 における同年度分の固定資 産税にあっては当該土地に 類似する農地の同年度の修 正前の価格を修正基準によ り修正した価格に比準する 価格とし、 又は第六号	当該土地の類似土地の同 年度	附則第十九条の二第二項に 規定する事情がある

項 一 第		項 二 第		項 一 第	
若しくは第 四号	又は 固定資産税 又は 固定資産税	第三号、第 五号若しく は第六号	第三号若しくは第五号	比準する価 格	比準する価 格
当該土地の類似土地 の当該年度 第三、第四十 九条第二項 に規定する	附則第十九条の二第三項 に規定する	通常市街化区域農地となつ た当該土地とその状況が類 似する宅地	通常市街化区域農地となつ た当該土地とその状況が類 似する宅地	比準する価 格	比準する価 格

表第 二 号		第一 項の 表第 四号		第二 項 表第 四号		第六 項	
各号に掲 げる	当該令和六 年度の土地 の類似土地	地	通常市街化区域農地であ る当該土地とその状況が 類似する宅地	通常市街化区域農地であ る当該土地とその状況が 類似する宅地	第三号、第 五号若しく は第六号	第三号若しくは第五号	令和八年度に係る賦課期日において第二項に 規定する事情がある土地に対する附則第十七条の 二第二項及び第二項の規定の適用については は、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句とする。
若しくは第四 号		又は当該土地 が同表の第三 号、第五号若 しくは第六号 に掲げる土地 である場合に おける令和八 年度分の固定 資産税にあつ ては、		類似土地の当 該年度		価格と	
又は第四号		にあつては		価格とし、当該土地が同 表の第三号、第五号又は 第六号に掲げる土地で通 常市街化区域農地（附則 第十九条の二第二項に規 定する通常市街化区域農 地をいう。以下この項及 び次項において同じ。） となつたものである場合 における令和八年度分の 固定資産税にあっては当 該土地とその状況が類似 する宅地の同年度の修正			

第三号表の第一項	
第三百四十九 条第二項各号 に掲げる事情 があるため、 令和七年度分 の固定資産税 の課税標準の 基礎となつた 価格によるこ とが不適当で あるか又は当 該市町村を通 じて固定資産 税の課税上著 しく均衡を失 すると市町村 長が認める	前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とし、当該土地が同表の第三号又は第五号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税にあっては当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格と
当該令和六年度の土地の類似土地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	当該令和六年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該令和六年度の土地とその状況が類似する宅地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該令和六年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和六年度の土地に類似する農地に係

第五号表の第一項	
第三百四十九 条第二項各号 に掲げる事情 があるため、 令和七年度分 の固定資産税 の課税標準の 基礎となつた 価格によるこ とが不適当で あるか又は当 該市町村を通 じて固定資産 税の課税上著 しく均衡を失 すると市町村 長が認める	令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
当該令和七年度の土地の類似土地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	当該令和七年度の土地で通常市街化区域農地となつたものにあつては当該令和七年度の土地とその状況が類似する宅地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格、当該令和七年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和七年度の土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

第二項	
これらの土地 の類似土地	通常市街化区域農地となつたものとその状況が類似する宅地若しくは同表の第三号若しくは第五号に掲げる土地で市街化区域農地以外の農地となつたものに類似する農地
の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する（価格）	通常市街化区域農地となつたものにあつては当該令和七年度適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とし、当該令和七年度適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和七年度適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する（価格とする。）
にあつては当該令和七年度類似適用土地の類似土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する	通常市街化区域農地となつたものにあつては当該令和七年度類似適用土地とその状況が類似する宅地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格となつた価格をいい、令和七年度類似適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和七年度類似適用土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
7 令和八年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地に対する附則第十七条のは、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	

項 五 第		項 六 第
土地課税台帳等又は家屋課税台帳等 第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失うと市町村長が認める	土地課税台帳等又は家屋課税台帳等 第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失うと市町村長が認める	基準年度の価格に比準する 土地課税台帳等又は家屋課税台帳等 第二項各号に掲げる事情があるため、第二年度の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格によることが不適当であるか又は当該市町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失うと市町村長が認める
附則第十九条の二の第二項に規定する事情がある	田園住居地域内市街化区域農地となつた土地にあつては当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で、市街化区域農地以外の農地となつた土地にあつては当該土地に類似する農地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる	比準する価格で土地課税台帳等 比準する価格で土地課税台帳等 比準する価格で土地課税台帳等
第二項に規定する事情が	比準する価格で土地課税台帳等 比準する価格で土地課税台帳等 比準する価格で土地課税台帳等	比準する価格で土地課税台帳等 比準する価格で土地課税台帳等 比準する価格で土地課税台帳等

第 二 項	次の各号に掲げる	附則第十九条の二の二第三項に規定する
	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価額に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳等	田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第二項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。） 以下この条において同じ。 である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。）次項及び第五項において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」と

第 三 項	前項各号に掲げる	附則第十九条の二の二第三項に規定する	いう。）により補正した価格で土地課税台帳等
第 五 項	当該土地又は家屋に類似する土地又は家屋の基準年度の価格に比準する価格で土地課税台帳等又は家屋課税台帳	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で土地課税台帳等	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で土地課税台帳等
第 四 項	第二項各号に掲げる	附則第十九条の二の二第三項に規定する	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地の当該年度分の固定資産税の課税標準とされる価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格で土地課税台帳等
第 一 項	若しくは第四号に掲げる土地	又は第四号に掲げる土地で田園住居地域内市街化区域農地（附則第十九条の二第二項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項において同じ。）となつたもの	令和七年度に係る賦課期日において第二項に規定する事情がある土地（第六項又は第七項に規定する土地に該当するに至つた場合における当該土地を除く。）に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項の表二号		第六号	若しくは 第六号	固定資産 税又は
第三十九号	土地の当 該年度			
第二項に掲げる 事情がある ため、 令和六年 度分の固 定資産税 の課税標 準の基礎 となつた 価格によ ることが 不適当で あるか又 は当該市	附則第十九条の二の二第二 項に規定する事情がある	当該土地の類似土地の同年 度	又は第六号	固定資産税にあつては当該 土地とその状況が類似する 宅地の同年度の修正前の価 格を修正基準により修正し た価格に比準する価格を固 定資産評価基準（田園住居 地域内市街化区域農地に係 る部分に限る。以下この項 において「田園住居地域内 市街化区域農地固定資産評 価基準」という。）により補 正した価格とし、当該土地 が同表の第二号に掲げる土 地で市街化区域農地（附則 第十九条の二第一項に規定 する市街化区域農地をいう。 以下この項において同じ。） 以外の農地となつたもので ある場合における同年度分 の固定資産税にあつては当 該土地に類似する農地の同 年度の修正前の価格を修正 基準により修正した価格に 比準する価格とし、

5	項二第		号四第表の項一第		
	第六号	第三号、第五号若しくは第六号	比準する価格	当該土地の類似土地	
令和七年度に係る賦課期日において第三項に規定する事情がある土地（次項又は第七項に規定する土地に該当するに至った場合における当該土地を除く。）に対する附則第十七条の二第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。			比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	田園住居地域内市街化区域農地となった当該土地とその状況が類似する宅地	町村を通じて固定資産税の課税上著しく均衡を失うと認めるときは、当該令和六年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となったものにあつては、当該令和六年度の土地とそれの状況が類似する宅地に係る令和六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格

号二第表の項一第		項一第	
若しくは第六号	は第四号	若しくは第六号	は第四号
当該土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和六年度の土地とその状況が類似する宅地	当該土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和六年度の土地とその状況が類似する宅地

項一第		号四第表の項一第	
若しくは第六号	は第四号	若しくは第六号	は第四号
当該土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和六年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和六年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和六年度の土地とその状況が類似する宅地

号三第表の項一第		項一第	
若しくは第六号	は第四号	若しくは第六号	は第四号
当該土地の類似土地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和六年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和六年度の土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和六年度の土地とその状況が類似する宅地

則第十九条の二第一項に規定する田園住居地域内市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。」となつたものである場合における令和八年度分の固定資産税に於ては、当該土地とその状況が類似する宅地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を固定資産評価基準（田園住居地域内市街化区域農地に係る部分に限る。以下この項及び次項において「田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準」という。）により補正した価格とし、当該土地が同表の第三号又は第五号に掲げる土地で市街化区域農地（附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下この項及び次項において同じ。）以外の農地となつたものである場合における同年度分の固定資産税に於ては、当該土地に類似する農地の同年度の修正前の価格を修正基準により修正した価格に比準する価格とする。

号五第表の項一第	
定資産税の課税上著しく均衡を失くすると市長が認め	当該令和六年度の土地の類似土地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
定資産税の課税上著しく均衡を失くすると市長が認め	当該令和六年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該令和六年度の土地とそれの状況が類似する宅地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該令和六年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和六年度の土地に類似する農地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格
定資産税の課税上著しく均衡を失くすると市長が認め	附則第十九条の二の二第二項に規定する事情がある

項二第		号六第表の項一第	
当該令和七年度の土地の類似土地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	当該令和八年度の土地の類似土地	比準する価格	これらの土地の類似土地
当該令和七年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該令和七年度の土地とそれの状況が類似する宅地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該令和七年度の土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和七年度の土地に類似する農地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該令和八年度の土地とそれの状況が類似する宅地	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	田園住居地域内市街化区域農地となつたものとその状況が類似する宅地若しくは同表の第三号若しくは第五号に掲げる土地で市街化区域農地以外の農地となつたものに類似する農地
当該令和七年度の土地で田園住居地域内市街化区域農地となつたものにあつては当該令和七年度の土地とそれの状況が類似する宅地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格とし、当該			

項一第		7	
若しくは第四号	又は第四号	に於ては当該令和七年度類似適用土地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	令和七年度適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和七年度適用土地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格とする。）
又は当該土地が同表の第三号、第五号若しくは第六号に掲げる土地である場合には令和八年度の固定	に於ては	に於ては当該令和七年度類似適用土地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格をい、令和七年度類似適用土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該令和七年度類似適用土地に類似する農地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に比準する価格	

項一第		号三第表の項一第	
第三百四十九条第	比準する価格	第三百四十九条第	第三百四十九条第
附則第十九条の二の二第三項に規定する	比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格	附則第十九条の二の二第三項に規定する	附則第十九条の二の二第三項に規定する

第 一 項 の 表 第 六 号		第 二 項	
土地の類似	当該令和七年度類似土地の類似	土地の類似	土地の類似
田園住居地域内市街化区域農地である当該令和七年度類似適用土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和七年度類似適用土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和七年度類似適用土地とその状況が類似する宅地	田園住居地域内市街化区域農地である当該令和七年度類似適用土地とその状況が類似する宅地

度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地に對して課する固定資産税の額は、附則第十九條の規定にかかわらず、当該市街化区域農地の固定資産税の課税標準となるべき価額の三分の一の額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。ただし、当該市街化区域農地のうち平成五年度適用市街化区域農地以外の市街化区域農地に對して課する次の表の上欄に掲げる各年度分の固定資産税の額は、当該市街化区域農地の当該各年度分の固定資産税の課税標準となるべき価額の三分の一の額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を課税標準となるべき額とした場合における税額とする。

年度	率
平成六年度	〇・二
平成七年度	〇・四
平成八年度	〇・六
平成九年度	〇・八

2 市街化区域農地に係る平成六年度以降の各年度分の固定資産税に限り、平成五年度に係る賦課期日後において地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となつた土地に対して課する各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地となつた土地に類似する市街化区域農地であるときは、当該市街化ける市街化区域農地であるときは、当該市街化区域農地となつた土地が平成五年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在し、かつ、同項の規定の適用があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

3 前項の規定は、平成五年度に係る賦課期日後に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成十二年法律第七十三号）第一条の規定による改正前の都市計画法（附則第二十九条の五第一項において「旧都市計画法」という。）第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由により新たに市街化区域農地となった土地（当該政令で定める事由の生じた以後地目の変換その他の政令で定める事情により新たに市街化区域農地となった土地を含む。）に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[illegible]

当該市街化区域農地に対して課する平成五年度分の固定資産税について地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第十二条第一項の規定によりその例によることとされる同法第二条の規定による改正前の地方税法附則第十九条の第三項（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）又は平成五年改正前の地方税法附則第十九条の第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものをいう。

5 前項に規定する平成五年度適用市街化区域農
地には、第二街区の規定により平成五年度に係る
賦課期日に市街化区域農地として所在したものと
みなされた土地のうち、当該みなされた土地に
類似する市街化区域農地が当該市街化区域農
地に係る平成五年度分の固定資産税について地
方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一
部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則
第十二条第一項の規定によりその例によること
とされる同法第二条の規定による改正前の地方
税法附則第十九条の第三項（同条第二項及び
第四項において準用する場合を含む。）又は平
成五年改正前の地方税法附則第十九条の第三
項（同条第三項において準用する場合を含む。）
の規定の適用を受けたものである場合における
当該みなされた土地を含むものとする。

第十九条の四 市街化区域農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税にに係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に係る百分の五を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準とされるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超えな場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分

の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額に十分の二を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 附則第十八条第六項の規定は、第一項の前年度分の固定資産税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項及び第四項」とあるのは「附則第十九条の四第一項」と、「宅地等」とあるのは「市街化区域農地」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる市街化区域農地で令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において前条の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下この条及び附則第二十七条の二において「特定市街化区域農地」という。）に該当するもの（次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の固定資産税については、当該市街化区域農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であったものとみなして、附則第十七条及び前三項の規定を適用する。

5 第三項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げる市街化区域農地で令和六年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和六年度特定市街化区域農地」という。）、同条第六項第三号に掲げる市街化区域農地で令和七年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和七年度特定市街化区域農地」という。）又は同条第六項第四号に掲げる市街化区域農地で令和八年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和八年度特定市街化区域農地」という。）のうち、当該市街化区域農地の類似土地があつては令和五年度、令和七年度特定市街化区域農地にあつては令和六年度、令和八年度特定市街化区域農地にあつては令和七年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る令和六年度特定市街化区域農地にあつては令和六年度分、令和七年度特定市街化区域農地にあつては令和七年度分、令和八年度特定市街化区域農地にあつては令和八年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

6 令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税に限り、市街化区域農地（前条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域設定年度（同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度をいう。以下この項及び附則第二十七条の二第六項において同じ。）に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとみなされた土地を含む。以下この項において同じ。）で当該各年度の前年度分の固定資産税について前条第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けたもの（以下この項及び附則第二十七条の二第六項において「前年度軽減適用市街化区域農地」という。）のうち、当該各年度の前年度分の固定資産税について第一項及び第二項の規定（当該年度が令和六年度である場合には、令和六年改正前の地方税法附則第十九条の四第一項から第四項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用市街化区域農地又は当該前年度軽減適用市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日において、それぞれ前条第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受けない市街化区域農地（附則第二十七条の二第六項において「軽減適用市街化区域農地」という。）であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

第二十条 削除
（商業地等）に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税の減額）
第二十一条 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税に限り、商業地等に係る当該年度分の固定資産税額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

等に係る当該年度分の固定資産税額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

等に係る当該年度分の固定資産税額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下この条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

第二十一条の二 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の固定資産税額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について附則第十八条又は第十九条の四の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等調整固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税額から減額することができる。

一 令和六年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、百分の百十以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

二 令和七年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

ロ 令和五年度分の固定資産税について、令和六年改正前の地方税法附則第二十一条又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和五年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

ロ 令和五年度分の固定資産税について、令和六年改正前の地方税法附則第二十一条又は第二十一条の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和五年度分の固定資産税に係るこれらの規定に規定する固定資産税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和六年改正前の地方税法第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

二 令和七年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合には、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

[illegible]

[illegible]

第四項の第一の表の第四号に掲げる土地	第五項の第一の表の第五号に掲げる土地	第六項の第一の表の第六号に掲げる土地
令和八年度	令和八年度	令和八年度
当該土地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格	当該土地で田園住居地域内市街化区域農地であるものにあつては当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格、当該土地で市街化区域農地以外の農地となつたものにあつては当該土地に類似する農地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格	田園住居地域内市街化区域農地である当該土地とその状況が類似する宅地に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格を修正基準により修正した価格に比準する価格を田園住居地域内市街化区域農地固定資産評価基準により補正した価格

税標準となるべき額及び第三百六十四条第二項に規定する土地の価額は、附則第十八条の規定の適用を受ける宅地等（以下「調整対象宅地等」という。、附則第十九条第一項の規定の適用を受ける農地（以下「調整対象農地」という。）又は附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地（以下「調整対象市街化区域農地」という。）についてはこれらの規定に規定する当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額によるものとし、附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については同条第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額によるものとする。

第二十四条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税に限り、第四百二十条又は第四百三十五条第二項の規定は、調整対象宅地等、調整対象農地又は調整対象市街化区域農地については、第四百九十九条第二項又は第四百三十五条第一項の規定に正して土地課税台帳等に登録された価格等の修正が行われたことにより、当該調整対象宅地等、調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地が附則第十八条、第十九条第一項若しくは第十九条の四の規定の適用を受けないこととなる場合又は当該調整対象宅地等、調整対象農地若しくは調整対象市街化区域農地に係る宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額、商業地等調整固定資産税額、農地調整固定資産税額若しくは市街化区域農地調整固定資産税額に変動がある場合を除き、適用しない。

（宅地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第二十五条 宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税額が、当該宅地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格（当該宅地等が当該年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同

じ。）に百分の五を乗じて得た額を加算した額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条、附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二第一項において「宅地等調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、前項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

3 第一項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の二を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、第一項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

4 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・七以下のものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前

年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二第一項において「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・七を超えるものに係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、第一項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の七を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（附則第二十七条の四及び第二十七条の四の二第一項において「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

6 附則第十八条第六項の規定は、第一項及び第四項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項及び第四項」とあるのは「附則第二十五条第一項及び第四項」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは「前年度分の都市計画税」と読み替えるものとする。

第二十五条の二 削除

第二十五条の三 附則第二十五条第六項において読み替えられた附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において次の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（第三項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の都市計画税については、附則第十七条第六号に規定する前年度課税標準額は、同号ロの規定にかかわ

らず、当該用途変更宅地等に係る当該各年度の
前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつ
た価額に、当該用途変更宅地等が当該各年度に
係る賦課期日において該当した同表の上欄に掲
げる宅地等に当該各年度の前年度に係る賦課期
日において該当した土地のうち同年度において
都市計画税を課されたもの（以下この項及び次
項において「特定用途宅地等」という。）で同
年度に係る賦課期日において当該市町村内に所
在したものに係る特定用途前年度課税標準額の
総額を当該特定用途宅地等で同年度に係る賦課
期日において当該市町村内に所在したものに係
る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな
つた価額の総額で除して得た数値を乗じて得た
額とする。

小規模 住宅用 地	小規模住宅用地以外の宅地等又は小規模住宅用地である部分及び小規模住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
一般住 宅用地	一般住宅用地以外の宅地等又は一般住宅用地である部分及び一般住宅用地以外である部分を併せ有する宅地等
非住宅 用地	非住宅用地等以外の宅地等又は非住宅用地等である部分及び非住宅用地等以外である部分を併せ有する宅地等

2 前項の「特定用途前年度課税標準額」とは、
次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号
に定める額をいう。

一 令和六年度 次に掲げる宅地等の区分に応
じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用
途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和
五年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな
つた価額（当該特定用途宅地等が同年度
分の都市計画税について第七百二条の三の
規定の適用を受ける土地であるときは、当
該価額に同条に定める率を乗じて得た額）
ロ 令和五年度分の都市計画税について令和
六年改正前の地方税法附則第二十五条の規
定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特
定用途宅地等に係る同条に規定する同年度
分の都市計画税の課税標準となるべき額
（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資
産税について令和六年改正前の地方税法第
三百四十九条の三（第十八項を除く。）又

は附則第十五条から第十五条の三までの規
定の適用を受ける土地であるときは、当該
額をこれらの規定に定める率で除して得た
額）

二 令和七年度 次に掲げる宅地等の区分に応
じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用
途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和
六年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな
つた価額（当該特定用途宅地等が同年度
分の都市計画税について第七百二条の三の
規定の適用を受ける土地であるときは、当
該価額に同条に定める率を乗じて得た額）
ロ 令和六年度分の都市計画税について附則
第二十五条の規定の適用を受ける特定用途
宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に
規定する同年度分の都市計画税の課税標準
となるべき額（当該特定用途宅地等が同年
度分の固定資産税について第三百四十九
条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五
条から第十五条の三までの規定の適用を受
ける土地であるときは、当該額をこれらの
規定に定める率で除して得た額）

三 令和八年度 次に掲げる宅地等の区分に応
じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる特定用途宅地等以外の特定用
途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和
七年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな
つた価額（当該特定用途宅地等が同年度
分の都市計画税について第七百二条の三の
規定の適用を受ける土地であるときは、当
該価額に同条に定める率を乗じて得た額）
ロ 令和七年度分の都市計画税について附則
第二十五条の規定の適用を受ける特定用途
宅地等 当該特定用途宅地等に係る同条に
規定する同年度分の都市計画税の課税標準
となるべき額（当該特定用途宅地等が同年
度分の固定資産税について第三百四十九
条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五
条から第十五条の三までの規定の適用を受
ける土地であるときは、当該額をこれらの
規定に定める率で除して得た額）

3

附則第二十五条第六項において読み替えられ
た附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等
令和六年度に係る賦課期日において第一項の表
の上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当
該宅地等の類似土地が令和五年度に係る賦課期

日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等
に該当したもの（以下この項において「令和六
年度類似用途変更宅地等」という。）、同条第六
項第三号に掲げる宅地等令和七年度に係る賦
課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該
当するものうち当該宅地等の類似土地が令和
六年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の
下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この
項において「令和七年度類似用途変更宅地等」
という。）、又は同条第六項第四号に掲げる宅地
等で令和八年度に係る賦課期日において同表の
上欄に掲げる宅地等に該当するものうち当該
宅地等の類似土地が令和七年度に係る賦課期日
においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に
該当したもの（以下この項において「令和八
年度類似用途変更宅地等」という。）に係る附則
第十七条第七号に規定する比準課税標準額は、
同号の規定にかかわらず、令和六年度類似用途
変更宅地等に係る令和六年度分の都市計画税に
あつては第一号に掲げる額、令和七年度類似用
途変更宅地等に係る令和七年度分の都市計画税
にあつては第二号に掲げる額、令和八年度類似
用途変更宅地等に係る令和八年度分の都市計画
税にあつては第三号に掲げる額とする。

一 当該令和六年度類似用途変更宅地等の類似
土地に係る令和五年度分の固定資産税の課税
標準の基礎となつた価額に比準する価額に、
当該令和六年度類似用途変更宅地等が令和六
年度に係る賦課期日において該当した第一項
の表の上欄に掲げる宅地等に令和五年度に係
る賦課期日において該当した土地のうち同年
度において都市計画税を課されたもの（以下
この号及び次項第一号において「令和五年度
類似特定用途宅地等」という。）で同年度に
係る令和五年度類似用途宅地等以外の特定用
途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和
五年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな
つた価額（当該特定用途宅地等が同年度
分の都市計画税について第七百二条の三の
規定の適用を受ける土地であるときは、当
該価額に同条に定める率を乗じて得た額）
ロ 令和五年度分の都市計画税について令和
六年改正前の地方税法附則第二十五条の規
定の適用を受ける特定用途宅地等 当該特
定用途宅地等に係る同条に規定する同年度
分の都市計画税の課税標準となるべき額
（当該特定用途宅地等が同年度分の固定資
産税について令和六年改正前の地方税法第
三百四十九条の三（第十八項を除く。）又

る賦課期日において該当した土地のうち同年
度において都市計画税を課されたもの（以下
この号及び次項第二号において「令和六年度
類似特定用途宅地等」という。）で同年度に
係る令和六年度類似用途宅地等以外の特定用
途宅地等 当該特定用途宅地等に係る令和
六年度分の固定資産税の課税標準の基礎とな
つた価額（当該特定用途宅地等が同年度
分の都市計画税について第七百二条の三の
規定の適用を受ける土地であるときは、当
該価額に同条に定める率を乗じて得た額）
ロ 令和六年度分の都市計画税について令和
七年改正前の地方税法附則第二十五条の規
定の適用を受ける令和五年度類似特定用途
宅地等 当該令和五年度類似特定用途宅地
等に係る同条に規定する同年度分の都市計
画税の課税標準となるべき額（当該令和五

4

は、当該各号に定めるところによる。

一 令和五年度類似課税標準額 次に掲げる宅
地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和五年度類似特定用途宅地
等以外の令和五年度類似特定用途宅地等
当該令和五年度類似特定用途宅地等に係る
令和五年度分の固定資産税の課税標準の基
礎となつた価額（当該令和五年度類似特定
用途宅地等が同年度分の都市計画税につい
て第七百二条の三の規定の適用を受ける土
地であるときは、当該価額に同条に定める
率を乗じて得た額）

ロ 令和五年度分の都市計画税について令和
六年改正前の地方税法附則第二十五条の規
定の適用を受ける令和五年度類似特定用途
宅地等 当該令和五年度類似特定用途宅地
等に係る同条に規定する同年度分の都市計
画税の課税標準となるべき額（当該令和五

年度に係る賦課期日において該当した第一項
の表の上欄に掲げる宅地等に令和六年度に係
る賦課期日において当該土地のうち同年
度において都市計画税を課されたもの（以下
この号及び次項第一号において「令和五
年度類似特定用途宅地等」という。）で同
年度に係る令和五年度類似用途宅地等以外
の特定用途宅地等 当該特定用途宅地等に
係る令和五年度分の固定資産税の課税標準
の基礎となつた価額（当該特定用途宅地等
が同年度分の都市計画税について第七百二
条の三の規定の適用を受ける土地であるとき
は、当該価額に同条に定める率を乗じて得
た額）

年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について令和六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

二 令和六年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和六年度類似特定用途宅地等以外の令和六年度類似特定用途宅地等当該令和六年度類似特定用途宅地等に係る令和六年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和六年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和六年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける令和六年度類似特定用途宅地等 当該令和六年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該令和六年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

令和七年度類似課税標準額 次に掲げる宅地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる令和七年度類似特定用途宅地等以外の令和七年度類似特定用途宅地等当該令和七年度類似特定用途宅地等に係る令和七年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該令和七年度類似特定用途宅地等が同年度分の都市計画税について第七百二条の三の規定の適用を受ける土地であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額）

ロ 令和七年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける令和七年度類似特定用途宅地等 当該令和七年度類似特定用途宅地等に係る同条に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該令和七年度類似特定用途宅地等が同年度分の固定資産税について第三百四十

九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）

五 令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の都市計画税に係る附則第十七条及び第二十五条並びに前各項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

（農地に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の特例）

第二十六条 農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、当該農地に係る当該各年度分の都市計画税額が、当該農地に係る当該各年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該農地が当該各年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該農地の当該年度の次の表の上欄に掲げる負担調整率の区分に応じ、同表の下欄に掲げる負担調整率を乗じて得た額を当該農地に係る当該各年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この項において「農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該農地調整都市計画税額とする。

負担水準の区分		負担調整率
○・九以上のもの	一・〇二五	
○・八以上○・九未満のもの	一・〇五	
○・七以上○・八未満のもの	一・〇七五	
○・七未満のもの	一・一	

2 附則第十八条第六項の規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項及び第四項」とあるのは、「附則第二十六条第一項」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは、「前年度分の都市計画税」と、「宅地等」とあるのは、「農地」と読み替えるものとする。

（市街化区域農地に對して課する平成六年度以降の各年度分の都市計画税の特例）
第二十七条 前条の規定にかかわらず、附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地

に係る各年度分の都市計画税の額は、同条第一項中「固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一の額」とあるのは、「固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二の額」として、同条の規定の例により算定した税額とする。

第二十七条の二 市街化区域農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の額は、前条の規定により附則第十九条の三の規定の例により算定した当該市街化区域農地に係る当該各年度分の都市計画税額が、当該市街化区域農地の当該各年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該各年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に百分の五を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該各年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該各年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における附則第二十七条の四の第二項において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の市街化区域農地調整都市計画税額は、当該市街化区域農地に係る当該各年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格の三分の二の額に百分の二を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該各年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）に、当該市街化区域農地の当該各年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下この条及び附則第二十七条の四の第二項において「市街化区域農地調整都市計画税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整都市計画税額とする。

3 附則第十八条第六項の規定は、第一項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、同条第六項中「第一項及び第四項」とあるのは、「附則第二十七条の二

第一項」と、「前年度分の固定資産税」とあるのは、「前年度分の都市計画税」と、「宅地等」とあるのは、「市街化区域農地」と読み替えるものとする。

4 前項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第一号から第三号までに掲げる市街化区域農地で令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（次項の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）のうち、当該各年度のの前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る当該各年度分の都市計画税については、当該市街化区域農地が当該各年度の前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び前三項の規定を適用する。

5 第三項の規定により読み替えられた附則第十八条第六項第二号に掲げる市街化区域農地で令和六年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和六年度特定市街化区域農地」という。）、同条第六項第三号に掲げる市街化区域農地で令和七年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和七年度特定市街化区域農地」という。）又は同条第六項第四号に掲げる市街化区域農地で令和八年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地に該当するもの（以下この項において「令和八年度特定市街化区域農地」という。）のうち、当該市街化区域農地の類似土地が令和六年度特定市街化区域農地にあつては令和五年度、令和七年度特定市街化区域農地にあつては令和六年度、令和八年度特定市街化区域農地にあつては令和七年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）において特定市街化区域農地以外の農地に該当したものに係る令和六年度特定市街化区域農地にあつては令和六年度分、令和七年度特定市街化区域農地にあつては令和七年度分、令和八年度特定市街化区域農地にあつては令和八年度分の都市計画税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日において特定市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

6 令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税に限り、前年度軽減適用市街化区域

農地のうち、当該各年度の前年度分の都市計画税について第一項及び第二項の規定（当該年度が令和六年度である場合には、令和六年改正前の地方税法附則第二十七条の二第一項から第四項までの規定）の適用を受けないものについては、当該前年度軽減適用都市街化区域農地又は当該前年度軽減適用都市街化区域農地の類似土地が市街化区域設定年度から当該各年度の前年度までの各年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用都市街化区域農地であつたものとみなして、附則第十七条及び第一項から第三項までの規定を適用する。

第二十七条の三 削除

（商業地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の減額）

第二十七条の四 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税に限り、商業地等に係る当該年度分の都市計画税額（当該商業地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条の規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該年度の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額又は商業地等調整都市計画税額とする。以下この条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に十分の六以上十分の七未満の範囲内において当該市町村の条例で定める割合を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第三十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とする。以下この条において同じ。）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準とする。以下この条において同じ。）が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額することができる。

（住宅用地等に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税の減額）
第二十七条の四の二 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税に限り、当該市町村の区域（当該市町村の条例で定める区域を除く。）において、当該区域に所在する住宅用地等（住宅用地、商業地等及び市街化区域農地（附則第十九条の三第三項の規定により読み替えて適用される同条第一項ただし書の適用を受ける市街化区域農地を除く。）をい

う。以下この項において同じ。）に係る当該年度分の都市計画税額（当該住宅用地等が当該年度分の都市計画税について附則第二十五条又は第二十七条の二の規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該年度の宅地等調整都市計画税額、商業地等据置都市計画税額、商業地等調整都市計画税額又は市街化区域農地調整都市計画税額とする。以下この項において同じ。）が、次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、その超えることとなる額に相当する額を、当該住宅用地等に係る当該年度分の都市計画税額から減額することができる。

一 令和六年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、百分の百以上の割合であつて住宅用地、商業地等及び市街化区域農地の区分ごとに当該市町村の条例で定めるもの（以下この項において「負担上限割合」という。）を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和六年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ 令和五年度分の都市計画税について、令和六年改正前の地方税法附則第二十七条の四又は第二十七条の四の二第一項第三号イ若しくはロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和五年度分の都市計画税に係るこれらの規定に規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について令和六年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和五年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和五年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

三 令和八年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和八年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和六年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

二 令和七年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和七年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

ロ 令和六年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和六年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和六年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

二 附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

三 令和八年度 次に掲げる住宅用地等の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ ロに掲げる住宅用地等以外の住宅用地等 当該住宅用地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が当該年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和八年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		附則第二十七条の四の二第二項	
第一項及び第六項	第四項	前年	前年度分の都市計画税

前年度分の都市計画税	前年度分の都市計画税

2

附則第十八条第六項、第二十五条の三及び第二十七条の二第四項から第六項までの規定は、前項の前年度分の都市計画税の課税標準額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

都市計画税額

標準額に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和八年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地等に係る令和八年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

口 令和七年度分の都市計画税について、前号イ又はロの規定の適用があつた住宅用地等 当該住宅用地等に係る令和七年度分の都市計画税に係る同号イ又はロに規定する都市計画税の課税標準となるべき額（当該住宅用地等が同年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）に、負担上限割合を乗じて得た額（当該住宅用地等が令和八年度分の固定資産税について第三百四十九条の三（第十八項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける住宅用地等であるときは、当該額をこれらの規定に定める率で除して得た額）を当該住宅用地等に係る令和八年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額

項第及五二条第十第附 六び項第の七二則	五二条第十第附 項第の七二則
ま三ら項第第一 で項第か一	二項第八第附れえみりに規項第三 号第六条十則たら替読よ定の三
第十八条第六項	附則第十八条第六項第二号

- 2 附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）に係る各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第四項又は附則第十五条の四の規定にかかわらず、第三百六十四条第三項第一号に定める事項のほか、当該市街化区域農地に係る附則第十九条の三第三項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額を課税明細書に記載しなければならない。
- 3 附則第二十一条の規定の適用を受ける商業地等に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第三項第一号若しくは第四項、附則第十五条の四又は第一項に定める事項のほか、附則第二十一条の規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。
- 4 附則第二十一条の二の規定の適用を受ける住宅用地等（同条に規定する住宅用地等をいう。）に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村は、第三百六十四条第三項第一号若しくは第四項、附則第十五条の四又は第一項に定める事項のほか、附則第二十一条の二の規定により減額する税額を固定資産税の課税明細書に記載しなければならない。

（土地課税台帳等の登録事項等の特例）

第二十八条 附則第十八条、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に係る令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条及び附則第十五条の五に定めるもののほか、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める額を土地課税台帳等に登録するほか、当該土地が当該年度において新たに固定資産税を課されることとなる場合又は当該年度に係る賦課期日において当該土地につき地目の変換等がある場合には、当該年度においては、当該土地の比準課税標準額（当該土地に係る比準課税標準額が二以上ある場合には、これらの合算額）を土地課税台帳等に登録しなければならない。

一 調整対象宅地等 当該調整対象宅地等に係る当該年度分の宅地等調整固定資産税額、商業地等据置固定資産税額又は商業地等調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額

- 二 調整対象農地 当該調整対象農地に係る当該年度分の農地調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額
- 三 調整対象市街化区域農地 当該調整対象市街化区域農地に係る当該年度分の市街化区域農地調整固定資産税額の算定の基礎となる課税標準となるべき額
- 前項の場合において、次の各号に掲げる宅地等に係る固定資産税については、市町村長は、同項第一号に定める額に代えて、次の各号に掲げる宅地等の区分に応じ当該各号に定める合算額を土地課税台帳等に登録するものとする。
 - 一 調整対象宅地等である小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分（以下この項において「調整部分」という。）及び調整部分以外の部分（以下この項において「非調整部分」という。）を併せ有する宅地等 当該年度分の当該宅地等の調整部分に係る前項第一号に定める額（二以上の調整部分を有する宅地等にある場合は、当該調整部分に係る同号に定める額を合算した額）及び当該年度分の当該宅地等々の非調整部分に係る固定資産税の課税標準額の合算額
 - 二 二以上の調整部分を有する宅地等でない調整部分を有しないもの 当該年度分の当該調整部分に係る前項第一号に定める額の合算額
- 附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地を除く。）に係る各年度分の固定資産税に限り、市町村長は、第三百八十一条及び附則第十五条の五に定めるもののほか、当該市街化区域農地については、附則第十九条の三第一項（同条第三項において準用する場合を含む。）に規定するその年度分の課税標準となるべき額を土地課税台帳等に登録しなければならない。
- 令和七年度分又は令和八年度分の固定資産税に限り、市町村長は、土地課税台帳等に登録された土地のうち当該年度分の固定資産税について附則第十七条の二第一項の規定の適用を受けるものについては、土地課税台帳等にその旨を明らかにする表示をしなければならない。
- （市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定方法の通知）

第二十九条 市街化区域農地について新たに附則第十九条の三及び第二十七条の規定が適用され

ることとなる年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、市町村長は、第三百六十四条第九項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合においては、市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定方法の概要を記載した文書を併せて送付するものとする。

（市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた場合における固定資産税及び都市計画税の減額）

第二十九条の二 市町村は、当該年度に係る賦課期日の翌日からその年の末日までの間において附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた場合には、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地について附則第十九条の三、第二十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして算定した税額との差額に相当する額を当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額からそれぞれ減額するものとする。

（市街化区域農地が市街化区域農地以外の農地となつた場合における固定資産税及び都市計画税の還付等）

第二十九条の三 市町村長は、前条の規定により固定資産税額又は都市計画税額が減額された場合において、すでに徴収された固定資産税額又は都市計画税額が減額後の固定資産税額又は都市計画税額をこえるときは、それぞれそのこえることとなる額に相当する額を、政令で定めるところにより、還付し、又は還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の徴収猶予）

第二十九条の四 市町村長は、農地法第二十条第一項に規定する借賃等（以下この項において「借賃等」という。）を支払ふこととなつていて、農地（政令で定めるものを除く。）である市街化区域農地に附則第十九条の三第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるものにつき同条又は附則第十九条の四の規定により算定した固定資産税額と附則第二十七条又は第二十七条の二の規定により算定した都市計画税額との合算額が当該市街化区域農地の借賃等の額を超える場合において

第十五条の二の二、第十五条の二の三、第十五条の三、第十五条の九第一項（事業の廃止等による徴収の猶予に係る部分に限る。）、第十六条、第十六条の二並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は、市町村長が前項の規定によ

つて徴収猶予をする場合について準用する。
(宅地化農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の納税義務の免除等)

二十九条の五 市町村は、市街化区域設定年度（旧都市計画法第七条第一項に規定する市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画又は都市計画法第七条第一項に規定する区域区分に関する都市計画が当該市町村の区域について定められたことその他の政令で定める事由の生じた日（以下この条において「市街化区域設定日」という。）の属する年の翌年の一月一日（当該市街化区域設定日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度をいう。以

下この条において同じ。）及び市街化区域設定年度の翌年度分の固定資産税及び都市計画税に限り、市街化区域設定年度に係る賦課期日に所在する市街化区域農地で当該市街化区域農地の所有者が市街化区域設定日から市街化区域設定年度の初日の属する年の十二月三十一日までの間に当該市街化区域農地につき同法第二十九条第一項に規定する開発行為の許可（以下この項において「開発許可」という。）の申請その他の

他の計画的な宅地化のための手続で政令で定めるものを開始し、かつ、当該手続が開始されたことにつき市町村長の認定を受けたもの（以下この条において「宅地化農地」という。）に対してその者（その相続人を含む。以下この条において「宅地化農地所有者」という。）に課す

る固定資産税及び都市計画税については、当該宅地化農地について市街化区域設定日から市街化区域設定年度の翌年度の初日の属する年の十二月三十一日までの間に開発許可その他の政令で定める宅地化のための計画策定等がなされた

市街化区域設定年度及び市街化区域設定年度の翌年度分（市街化区域設定年度に当該確認を受けたときにあつては、市街化区域設定年度

の間に、第三項の確認を受けようとする宅地化農地所有者は同年一月一日から同日の属する年の翌々年の一月三十一日までの間に、その旨を市町村長に申請しなければならぬ。ただし、市町村長がやむを得ない理由があると認める場合は、この限りでない。

てその徴収の猶予を取り消さなければならぬ。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

第十五条の二の二、第十五条の二の三第一項

6 市町村長は、第一項若しくは第三項の確認をしたとき、又は当該確認をしない旨の決定をしたときは、遅滞なくその旨を当該宅地農地所有者に通知しなければならない。

及び第十五条の第三項並びに第十六条の第二項から第三項までの規定は第七項又は第八項の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第

7 市町村長は、第一項の認定をした場合には、市街化区域設定年度の翌々年度の初日の属する年の三月三十一日までの期間、当該認定に係る

十六条の五第一項及び第二項の規定は第七項後段又は第八項後段の規定による担保の提供及び処分について、それぞれ準用する。

宅地区域に係る市街化区域設定年度及び市街化区域設定年度の固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するも

11 市町村は、固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課された土地について第一項の規定の適用があることとなつた

のとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなればならない。

ときは、当該固定資産税又は都市計画税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ十分の九に相当する額に係る地方団体の徴収金を還付する。

8 市町村長は、第三項の認定をした場合には、市街化区域設定年度の翌々年度の初日から同年度の翌々年度の初日の属する年の三月三十一日までの間、当該認定に係る宅地化農地に係る市街化区域設定年度及び市街化区域設定年度の翌々年度の固定資産税額又は都市計画税額を、

地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該固定資産税又は都市計画税の課された土地について第三項の規定の適用があることとなつたときは、当該固定資産税又は都市計画税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る固定

翌年度分の固定資産移額又は者計画移額のそれぞれ十分の九に相当する額並びに市街化区域設定年度の翌々年度分及び市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度分の固定資

資産税額又は都市計画税額のそれぞれ三分の二（市街化区域設定年度分及び市街化区域設定年度の翌年度分の固定資産税又は都市計画税については、十分の九）に相当する額に係る地方団

座税額又は都市計画税額のそれぞれ三分の二に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴収する必要がないと認めるときを除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号

13 市の徴収金を還付するものとする。

市町村長は、前二項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付す

に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しななければならない。

9 市町村長は、前二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について第一項（第三項の認定）に二市場合について、同項の認定

べき額をこれに充たなければならぬ。

14 前三項の規定により固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金は第十二項の規定による場合には、第十一項又は第十二項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第 一 項第四号に掲げ

項の認定をした場合にあつては、同項の規定の適用がないことが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部について

る日とみなして、同項（第一号から第三号までを除く。）の規定を適用する。

[illegible]

(同条第四項の規定により読み替えて適用される附則第十九条第一項」と、「附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地については第二条第一項」とあるのは「附則第二十九条の七第二項の規定の適用を受ける市街化区域農地の七については同項」と、附則第二十六条第一項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「附則第二十九条の七第三項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」と、附則第二十七条の五第二項中「附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第十九条の四」とあるのは「附則第二十九条の七第二項の規定の適用を受ける市街化区域農地(同条第四項の規定によ

り読み替えて適用される附則第十九条第一項」と、「附則第二十九条の三第一項」とあるのは「附則第二十九条の七第二項」と、附則第二十八条第三項中「附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地(附則第十九条の四」とあるのは「附則第二十九条の七第二項の規定の適用を受ける市街化区域農地(同条第四項の規定により読み替えて適用される附則第十九条第一項」と、「附則第十九条の三第一項」とあるのは「附則第二十九条の七第二項」とする。

5 第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地が平成七年度以降の各年度に係る賦課期日において同項の規定の適用を受けないこととなつた場合における当該市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税の額の算定に係る附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条、第二十七条の二及び第二十九条の五の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 附則第二十九条の二及び第二十九条の三の規定は、市街化区域農地のうち当該年度に係る賦課期日において第一項の規定の適用がないものが、同日の翌日からその年の末日までの間において同項の規定の適用を受けるべき要件に該当することとなつた場合について準用する。

(政令への委任)

第二十九條の八 附則第十七条から前条までに定めるところのほか、調整対象宅地等、調整対象農地又は市街化区域農地に対して課する固定資産税の額の算定その他これらの規定の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十九條の九 軽自動車税の環境性能割の特例(輕自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)徴収は、当分の間、次項及び次条の規定を除く

4 項を除く。）、第四百五十九條第一項及び第三項を除く。）、第四百五十八條（第六項、第四百六十二條、第四百六十三條、第四百六十三條の五まで並びに第四百六十三條の七の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所所在の道府県（以下この条から附則第二十九條の十六までにおいて「定置場所所在道府県」という。）が、自動車税の環境性能割の賦課徴収徴収率の例により、行うものとする。

2 定置場所所在道府県の徴税吏員は、当分の間、前項の規定によりその例によることとされた第七十三條第一項の規定による軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る督促状を發した場合には、第四百六十三條の六の規定にかかわらず、第七十四條の規定により当該定置場所所在道府県の条例で定める自動車税の環境性能割に係る督促手数料に相当する金額を軽自動車税の環境性能割に係る督促手数料として徴収することができる。

3 定置場所所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置場所所在道府県が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に關し、三輪以上の軽自動車税が第四百六十六條第一項（同條第二項又は第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は第四百五十一條第一項若しくは第二項（これらの規定を同條第四項又は第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定するもの）室素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率に關する基準（以下この項において「室素酸化物排出量等基準」という。）に基づき第四百六十六條第一項又は第四百五十一條第一項若しくは第二項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この項において「非課税対象車等」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行った三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の認定に基づき三輪以上の軽自動車が室素酸化物排出量等基準につき非課税対象車等に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるもの）をいう。次項及び第七項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

4 定置場所所在道府県の知事は、当分の間、第一項の規定により当該定置場所所在道府県が賦課徴収率の例により、行うものとする。

収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第二十九条の十二第二項の規定により読み替えられた第四百五十四条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことに由来するものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について附則第二十九条の十一の規定によりその例によることとされた第六百六十一条第一項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、第一項の規定によりその例によることとされた第六百六十八条第二項の規定その他の軽自動車税の環境性能割に関する規定（第一項の規定によりその例によることとされた第六百七十一条及び第六百七十二条の規定を除く。）を適用する。

5 前項の規定の適用がある場合における第一項の規定によりその例によることとされた第六百六十八条第二項の規定による決定により納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、前項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

6 第四項の規定の適用がある場合における第十七条の五第一項及び第十八条第一項の規定の適用については、第十七条の五第一項中「五年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」とする。

7 第四項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第二十九条の九第四項の規定による軽自動車税の環境性能割」とする。

（軽自動車税の環境性能割の減免の特例）

第二十九条の十 軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所所在の市町村（以下この条から附則第二十九条の十六までにおいて「定置場所所在市町村」という。）が

第四百六十一条の規定に基づく条例を定めた場合には、軽自動車税の環境性能割の減免に関する事務は、当分の間、同条の規定にかかわらず、定置場所所在道府県の知事が行うものとする。この場合において、当該事務について規定する条例又は規則中定置場所所在市町村に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該定置場所所在道府県に関する規定として当該定置場所所在道府県に適用があるものとする。

2 前項の条例又は規則を制定し、又は改廃する場合においては、定置場所所在市町村の長は、あらかじめ、定置場所所在道府県の知事に協議しなければならない。

（軽自動車税の環境性能割の申告等の特例）

第二十九条の十一 軽自動車税の環境性能割の申告又は報告は、当分の間、第四百五十四条の規定を除くほか、第四百五十五条の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割の申告の例により、定置場所所在道府県の知事にしなければならない。この場合において、第四百五十四条の規定による申告については、第六百六十一条中「前条第一項」とあるのは「第四百五十四条第一項」と、第四百五十四条中「市町村長」とあるのは「軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所所在道府県の知事」とする。

（軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の特例等）

第二十九条の十二 軽自動車税の環境性能割の納税義務者は、当分の間、第四百五十四条の規定を除くほか、第四百五十五条、第四百五十六条、第四百五十八条第四項及び第四百六十三条の二第二項の規定にかかわらず、自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付の例により、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を定置場所所在道府県に納付しなければならない。この場合において、第四百五十四条の規定による納付については、第六百六十一条中「前条第一項」とあるのは「第四百五十四条第一項」と、第四百五十四条第一項中「当該市町村」とあるのは「軽自動車税の環境性能割を課する三輪以上の軽自動車の主たる定置場所所在道府県」とする。

2 定置場所所在道府県は、軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金の納付があつた場合には、当該納付があつた月の翌々月の末日までに、政令で定めるところにより、軽自動車税の

環境性能割に係る地方団体の徴収金として納付された額を定置場所所在市町村に払い込むものとする。

（軽自動車税の環境性能割の還付の特例）

第二十九条の十三 軽自動車税の環境性能割に係る過誤納金の還付は、当分の間、第四百五十八条第六項及び第八項並びに第四百五十九条第二項の規定にかかわらず、定置場所所在道府県が、自動車税の環境性能割の還付の例により、行わなければならない。

（軽自動車税の環境性能割に係る犯則事件の調査及び処分の特例）

第二十九条の十四 軽自動車税の環境性能割に関する犯則事件については、当分の間、自動車税の環境性能割に関する犯則事件とみなして、第一章第十六節の規定を適用する。

（軽自動車税の環境性能割の賦課徴収又は申告納付に関する報告等）

第二十九条の十五 定置場所所在道府県の知事は、政令で定めるところにより、定置場所所在市町村の長に対し、軽自動車税の環境性能割の申告の件数、軽自動車税の環境性能割額その他必要な事項を報告するものとする。

2 定置場所所在市町村の長が定置場所所在道府県の知事に対し、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する書類を閲覧し、又は記録することを請求した場合には、当該定置場所所在道府県の知事は、関係書類を当該定置場所所在市町村の長又はその指定する職員に閲覧させ、又は記録させるものとする。

（軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付）

第二十九条の十六 定置場所所在市町村は、定置場所所在道府県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、次に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として当該定置場所所在道府県に交付しなければならない。

一 軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金として払い込まれた額に政令で定める率を乗じて得た金額

二 定置場所所在道府県に納付された軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を第十七条又は第十七条の二の規定により定置場所所在道府県が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額として政令で定める金額

三 第十七条の四の規定により定置場所所在道府県が加算した前号の過誤納金に係る還付加算金に相当する金額

2 前項に定めるもののほか、同項の徴収取扱費の算定及び交付に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）

第二十九条の十七 附則第二十九条の九から前条までに定めるもののほか、これらの規定に規定する軽自動車税の環境性能割の賦課徴収その他の特例の実施のための手続その他必要な事項は、政令で定める。

（軽自動車税の環境性能割の税率の特例）

第二十九条の十八 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第四百五十一条第一項及び第二項（これらの規定を同条第四項又は第五項において準用する場合を含む。）並びに同条第三項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項（第四項又は第五項において準用する場合を含む。）	百分の一	百分の一
第二項（第四項又は第五項において準用する場合を含む。）	百分の一	〇・五
第三項	百分の一	百分の一

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第四百五十一条第三項の規定の適用については、当分の間、同項中「百分の三」とあるのは、「百分の二」とする。

（軽自動車税の種別割の税率の特例）

第三十条 三輪以上の軽自動車（電気軽自動車（第四百四十六条第一項第一号に規定する電気軽自動車をいう。次項第一号において同じ。）、天然ガス軽自動車（同条第一項第二号に規定する天然ガス軽自動車をいう。次項第二号において同じ。）、メタノール軽自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）、混合メタノール軽自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で総務省令で定めるものを内燃機関の燃料として用いる軽自動車で総務省令で定めるものをいう。）及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車（内燃機関を有する軽自動車と併せて電気その他の総務省令

で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。）並びに被けん引自動車を除く。）に対する当該軽自動車番号の指定（次項から第四項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して十四年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号ロ	第二号ハ（１）	第二号ハ（１）
二千九百円	六千九百円	八千二百円
第二号ハ（１）	一万八百円	一万二千九百円
第二号ハ（２）	三千八百円	四千五百円
第二号ハ（２）	五千円	六千円

2 次に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の上欄に掲げる同項の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 電気軽自動車

二 天然ガス軽自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた第四百四十六條第一項第二号イに規定する排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は同号ロに規定する平成二十一年天然ガス車基準（以下この号において「平成二十一年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので総務省令で定めるもの

3

第一号ロ	第二号ハ（１）	第二号ハ（１）
三千九百円	六千九百円	千円
第二号ハ（１）	一万八百円	二千七百円
第二号ハ（２）	三千八百円	千円
第二号ハ（２）	五千円	千三百円

三輪以上の第四百四十六條第一項第三号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が同号イ（１）（ｉ）に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成三十年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ（１）（ｉ）に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準（次項において「平成十七年ガソリン軽中量車基準」という。）に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が同号イ（２）に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ同号イ（３）に規定する令和十二年度基準エネルギー消費効率（次項において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第二号ロ中「三千九百円」とあるのは「二千円」と、同号ハ（１）（ｉ）中「六千九百円」とあるのは「三千五百円」とする。

4

三輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成三十年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年

年度基準エネルギー消費効率に百分の七十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので総務省令で定めるものに対する第四百六十三条の十五第一項の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同項第二号ロ中「三千九百円」とあるのは「三千円」と、同号ハ（１）（ｉ）中「六千九百円」とあるのは「五千二百円」とする。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

第三十条の二 市町村長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に關し、三輪以上の軽自動車が前条第二項から第四項までに規定する窒素酸化物の排出量又はエネルギー消費効率についての基準（以下この項において「窒素酸化物排出量等基準」という。）につき同条第二項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（以下この項において「減税対象車」という。）に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（申請に基づき国土交通大臣が行つた三輪以上の軽自動車についての認定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実に基づき三輪以上の軽自動車が窒素酸化物排出量等基準につき減税対象車に該当するかどうかの判断をすることが適當であるものとして総務省令で定めるものをいう。次項及び第五項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2

市町村長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第四百六十三条の十七の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことにによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に關する規定（第四百六十三条の十九から第四百六十三条の二十一までの規定を除く。）を適用する。

3

前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに百分の三十五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4

第二項の規定の適用がある場合における第十四条の五第三項、第十八条第一項及び第四百六十三条の二十四第一項の規定の適用については、第十七条の五第三項中「三年」とあるのは「七年」と、第十八条第一項中「五年間」とあるのは「七年間」と、第四百六十三条の二十四第一項中「納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この款において同じ」とあるのは「附則第三十条の二第二項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の種別割の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

5

第二項の規定の適用を受けた国土交通大臣の認定等の申請をした者又はその一般承継人に対する法人税法の規定の適用については、同法第五十五条第四項中「次に掲げるもの」とあるのは、「次に掲げるもの及び地方税法附則第三十条の二第二項の規定による軽自動車税の種別割」とする。

6

前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における軽自動車税の種別割に關する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特別土地保有税の課税の停止）

第三十一条

平成十五年以後の各年の一月一日において土地の所有者が所有する土地に対しては、第三章第八節（第五款を除く。）の規定にかかわらず、当分の間、平成十五年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

2

平成十五年一月一日以後に取得された土地の取得に對しては、第三章第八節（第五款を除く。）の規定にかかわらず、当分の間、土地の取得に對して課する特別土地保有税を課さない。

3

平成十五年以後の各年の一月一日において土地の所有者が所有する第六百二十一条に規定する遊休土地（以下この項において「遊休土地」という。）に對しては、第三章第八節第五款の規定にかかわらず、当分の間、平成十五年度以

後の年度分の遊休土地に対して課する特別土地保有税を課さない。

第三十一条の二 削除

(特別土地保有税の課税の特例)

第三十一条の二の二 当分の間、土地の取得の日

の属する年の翌々年(当該土地の取得の日が一月一日である場合にあっては、同日の属する年の翌年)の末日の属する年度以後の年度における当該土地に対して課する特別土地保有税の課税標準は、第五百九十三条の規定にかかわらず、第五百九十三条第一項の土地の取得価額又は修正取得価額(当該土地の第五百九十三条第一項の取得価額を、当該土地の取得の日が一月一日である場合にあっては、同日)から当該年度の初日の属する年の一月一日までの期間における地価の変動を勘案して政令で定めるところにより修正した額をいう。)のいずれか低い金額とする。この場合において、第五百九十九条第二項第一号中「取得価額」とあるのは、「取得価額(附則第三十一条の二の二第一項に規定する修正取得価額が取得価額より低い土地にあっては、当該修正取得価額)」とする。

2 前項の規定が適用される場合における特別土地保有税の申告の手続その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条の三 附則第十八条第一項から第五項までの規定の適用がある宅地等(附則第十七条第二号に規定する宅地等をいうものとし、第三百四十九条の三、第三百四十九条の三の二又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用がある宅地等を除く。)に対して課する令和六年度から令和八年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号及び第六百二十四条中「当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格」とあるのは、「当該年度分の固定資産税に係る附則第十八条第一項から第五項までに規定する課税標準となるべき額」とする。

2 附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の取得のうち平成十八年一月一日から令和九年三月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第五百九十六条第二号中「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格」とあるのは「課すべき不動産取得税の課税標準となるべき価格(附則第十一条の五第一項の規定の適用がないものとし

た場合における課税標準となるべき価格をいう。以下この号において同じ。)」に二分の一を乗じて得た額」とし、「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額」とあるのは「当該不動産取得税の課税標準となるべき価格として政令で定める額に二分の一を乗じて得た額」とする。

3 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一条第一項第二号に規定する業務の用に供する土地に対して課する平成十四年度から平成二十年度までの各年度分の特別土地保有税については、第五百九十六条第一号(第一項又は第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)中「控除した額」とあるのは、「控除した額の三分の一に相当する額」とする。

4 第五百八十六条第四項の規定は、前項の規定の適用がある場合について準用する。

第三十一条の三の二 市町村は、第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間(同条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。)、第六百二条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間(同条第二項において準用する第六百一条第一項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。)、又は第六百三条の二の二第一項に規定する納税義務の免除に係る期間(同条第二項において準用する第六百一条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。)(以下この項において「免除期間」という。)が定められている土地の所有者等(第五百八十五条第一項に規定する土地の所有者等という。以下この項及び次項、次条第一項並びに第三十一条の三の四第一項及び第三項において同じ。)が、平成十三年四月一日から免除期間の末日までの期間内に当該土地を譲渡した場合において、当該譲渡が非課税土地等予定地(当該譲渡の日から二年を経過する日までの期間(工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下この項及び第四項において「予定期間」という。)内に、当該譲渡を受けた者(以下この項

及び次項において「譲渡者」という。))が、当該土地を第五百八十六条第二項各号に掲げる土地(同項第二十三号、第二十五号及び第二十五号の二に掲げる土地、同項第二十八号に掲げる土地のうち第三百四十八条第二項第一号又は第七号から第八号までに掲げる土地に該当するもの並びに第五百八十六条第二項第三十号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く。以下この項において「非課税土地」という。)として使用し、若しくは使用させる予定であること、当該土地について第六百二条第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める土地の譲渡(以下この項において「特例譲渡」という。)をする予定であること又は当該土地を第六百三条の二第一項の規定に該当する土地(以下この項において「免除土地」という。)として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市町村長の認定を受けた土地をいう。)のための譲渡に該当し、かつ、譲渡者が、予定期間内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、当該土地について特例譲渡をしたこと又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地の所有者等の当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(免除期間に係るものに限る。第三項及び第四項において同じ。)に係る納税義務を免除するものとする。

2 土地の所有者等は、前項の規定の適用を受けようとする場合においては、譲渡者に対する土地の譲渡の日までに、市町村長に対して当該土地に係る特別土地保有税について同項の規定の適用を受けた旨の申出をしなければならぬ。ただし、当該申出が遅延したことにについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合には、当該譲渡の日後に申出をすることができ

3 市町村長は、前項の申出があつた場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る第六百一条第三項又は第四項(これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による徴収の猶予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消しの日から第一項の認定をする日までの期間(当該徴収の猶予の取消しの日から六月以内に同項の認定を求める旨の申請がないときは、当該徴収の猶予の取消しの日から六月を経過する日まで

の期間とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは政令で定める日までの期間とする。)、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(既に徴収したものを除く。)の徴収を猶予するものとする。ただし、当該土地について、同項の規定の適用がないことが明らかである場合は、この限りでない。

4 第六百一条第二項から第九項までの規定は、市町村長が第一項の認定をした場合における当該認定に係る予定期間の延長及び当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予並びに同項の規定により納税義務を免除した場合における当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「附則第三十一条の三の二第二項に規定する予定期間」と、「非課税土地として使用し、又は使用させることができな」と認められる場合」とあるのは「同条第一項に規定する譲渡者が、同項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させ、若しくは当該土地について同項に規定する特例譲渡をすることができな」と認める場合又は同項に規定する譲渡者が、当該土地を同項に規定する免除土地(以下この項において「免除土地」という。)として使用し、若しくは使用させることができな」と認める場合(この項の規定により同条第一項に規定する予定期間が既に延長されている場合を除く。)」と、「相当の期間」とあるのは「相当の期間(当該土地を免除土地として使用し、又は使用させることができな」と認める場合にあっては、五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間)」と、同条第三項中「第一項の認定」とあるのは「附則第三十一条の三の二第二項の認定」と、「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「当該認定の日から同項に規定する予定期間の末日までの期間」と、「当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金」とあるのは「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金(既に徴収したものを除く。)」と、同条第四項中「第二項」とあり、及び「同項」とあるのは「附則第三十一条の三の二第四項において読み替えて準用する第二項」と、「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「附則第三十一条の三の二第二項に規定する予定期間」と、「当該土地に係る特別土地保有税

に係る地方団体の徴収金」とあるのは「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（既に徴収したものを除く。）」と、同条第五項中「第一項の規定の適用がないこと」とあるのは「附則第三十一条の三の二第一項の確認をすることができないこと」と、同条第七項中「第一項の規定の適用があることとなつた」とあるのは「附則第三十一条の三の二第一項の規定により同項の土地の所有者等の当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（同項に規定する免除期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る納税義務を免除した」と読み替えるものとする。

5 第三項の規定又は前項において準用する第六百一条第三項若しくは第四項の規定により徴収を猶予した税額に係る第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項又は第六百三条の二第五項」とあるのは、「附則第三十一条の三の二第三項又は同条第四項において準用する第六百一条第三項若しくは第四項」とする。

6 第一項の認定及び確認の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条の三の三 市町村は、第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）、第六百二条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第二項において準用する第六百一条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）、又は第六百三条の二の二第一項に規定する納税義務の免除に係る期間（同条第二項において準用する第六百一条第二項の規定により納税義務の免除に係る期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）（以下この項及び次項並びに次条において「免除期間」という。）が定められている土地の所有者等が、平成十三年四月一日から免除期間の末日までの期間内に、当該免除期間に係る第六百一条第三項又は第四項（これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。次項において同

じ。）の規定による徴収の猶予の理由の全部又は一部の変更の申出をし、かつ、当該申出に係る土地を第五百八十六条第二項各号に掲げる土地（同項第二十三号、第二十五号及び第二十五号の二に掲げる土地、同項第二十八号に掲げる土地のうち第三百四十八条第二項第一号又は第七号から第八号までに掲げる土地に該当するもの並びに第五百八十六条第二項第三十号に掲げる土地のうち当該市町村の条例で定めるものを除く。以下この項及び次条において「非課税土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であること、当該土地について第六百二条第一項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める土地の譲渡（以下この項及び次条において「特例譲渡」という。）をすることを予定すること又は当該土地を第六百三条の二第一項の規定に該当する土地（以下この項及び次条において「免除土地」という。）として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市町村長の認定を受け、当該認定の日から二年を経過する日までの期間（工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下この項及び第三項並びに次条において「予定期間」という。）内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、当該土地について特例譲渡をしたこと又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたことにつき市町村長の認定を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（免除期間又は予定期間に係るものに限る。第三項において同じ。）に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村長は、前項の申出があつた場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る第六百一条第三項又は第四項の規定による徴収の猶予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消しの日から前項の認定をする日までの期間（当該徴収の猶予の取消しの日の属する月の翌々月の末日までに同項の認定を求める旨の申請がないときは、当該徴収の猶予の取消しの日から同日の属する月の翌々月の末日までの期間とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは政令で定める日までの期間とする。）、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（免除期間に係るものに限る。既に徴収したものを除く。）の

徴収を猶予するものとする。ただし、当該土地について、同項の規定の適用がないことが明らかである場合は、この限りでない。

3 第六百一条第二項から第九項までの規定は、市町村長が第一項の認定をした場合における当該認定に係る予定期間の延長及び当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の徴収の猶予並びに同項の規定により納税義務を免除した場合における当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「附則第三十一条の三の三第一項に規定する予定期間」と、「非課税土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合」とあるのは「同条第一項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させ、若しくは当該土地について同項に規定する特例譲渡をすることができないと認める場合又は当該土地を同項に規定する免除土地（以下この項において「免除土地」という。）として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合（この項の規定により同条第一項に規定する予定期間が既に延長されている場合を除く。）」と、「相当の期間」とあるのは「相当の期間（当該土地を免除土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合にあつては、五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間）」と、同条第三項中「第一項の認定」とあるのは「附則第三十一条の三の三第一項の認定」と、「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「当該認定の日から同項に規定する予定期間の末日までの期間」と、「当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金」とあるのは「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（既に徴収したものを除く。）」と、同条第四項中「第二項」とあり、及び「同項」とあるのは「附則第三十一条の三の三第三項において読み替えて準用する第二項」と、「納税義務の免除に係る期間」とあるのは「附則第三十一条の三の三第一項に規定する予定期間」と、「当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金」とあるのは「同項に規定する当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（既に徴収したものを除く。）」と、同条第五項中「第一項の規定の適用がないこと」とあるのは「附則第三十一条の三の三第

一項の確認をすることができないこと」と、同条第七項中「第一項の規定の適用があることとなつた」とあるのは「附則第三十一条の三の三第一項の規定により同項の土地の所有者等の当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（同項に規定する免除期間に係るものに限る。以下この項において同じ。）に係る納税義務を免除した」と読み替えるものとする。

4 第二項の規定又は前項において準用する第六百一条第三項若しくは第四項の規定により徴収を猶予した税額に係る第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項又は第六百三条の二第五項」とあるのは、「附則第三十一条の三の二第三項又は同条第三項において準用する第六百一条第三項若しくは第四項」とする。

5 第一項の認定及び確認の手続その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十一条の三の四 市町村は、予定期間（前条第三項の規定により読み替えて準用する第六百一条第二項の規定により予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下この項において同じ。）が定められている土地の所有者等が、平成十七年四月一日から予定期間の末日までの期間内に、当該予定期間に係る前条第三項の規定により読み替えて準用する第六百一条第三項又は第四項の規定による徴収の猶予の理由の全部又は一部の変更の申出をし、かつ、当該申出に係る土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させる予定であること、当該土地について特例譲渡をする予定であること又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市町村長の認定を受け、当該認定の日から二年を経過する日までの期間（工場、事務所その他の建物若しくは構築物の建設又は大規模な宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定める理由がある場合には、政令で定める期間とする。以下この条において「変更後予定期間」という。）内に、当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させたこと、当該土地について特例譲渡をしたこと又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させたこ

とにつき市町村長の確認を受けたときは、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（免除期間、予定期間又は変更後予定期間に係るものに限る。第四項において同じ。）に係る納税義務を免除するものとする。

2 市町村長は、前項の申出があつた場合には、直ちに当該申出に係る土地に係る前条第三項の規定により読み替えて準用する第六百一条第三項又は第四項の規定による徴収の猶予を取り消し、かつ、当該徴収の猶予の取消しの日から前項の認定をする日までの期間（当該徴収の猶予の取消しの日の属する月の翌々月の末日までに同項の認定を求める旨の申請がないときは当該徴収の猶予の取消しの日から同日の属する月の翌々月の末日までの期間とし、同項の認定をしない旨の決定をしたときは政令で定める日までの期間とする。）、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（免除期間又は予定期間に係るものに限る。既に徴収したものを除く。）の徴収を猶予するものとする。ただし、当該土地について、同項の規定の適用がないことが明らかである場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害その他やむを得ない理由により変更後予定期間（この項の規定により変更後予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。以下この項において同じ。）内に当該土地を非課税土地として使用し、若しくは使用させ、当該土地について特例譲渡をし、又は当該土地を免除土地として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合（この項の規定により免除土地として使用し、又は使用させることができないと認められることと変更後予定期間が既に延長されている場合を除く。）には、土地の所有者等からの申請に基づき市町村長が定める相当の期間（当該土地を免除土地として使用し、又は使用させることができないと認める場合にあつては、五年を超えない範囲内で市町村長が定める相当の期間）を限つて、変更後予定期間を延長することができる。

4 市町村長は、第一項の認定をした場合には、当該認定の日から変更後予定期間の末日までの期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（既に徴収したものを除く。）の徴収を猶予するものとする。この場合において、市町村長は、政令で定める要件に該当して担保を徴する必要があると認めるとき

を除き、その猶予に係る金額に相当する担保で第十六条第一項各号に掲げるものを、政令で定めるところにより徴しなければならない。

5 市町村長は、第三項の規定により変更後予定期間（同項の規定により変更後予定期間を延長した場合における当該延長された期間を含む。）を延長した場合には、当該延長された期間を限つて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（既に徴収したものを除く。）の徴収の猶予の期間を延長するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

6 市町村長は、前二項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税について第一項の確認をすることができないことが明らかとなつたとき、又は徴収の猶予の理由の一部に変更があることが明らかとなつたときは、当該徴収の猶予に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

7 第十五条の二の三、第十五条の二の三第一項及び第十五条の二の三並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は第四項及び第五項の規定による徴収の猶予について、第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は第四項後段（第五項後段において準用する場合を含む。）の規定による担保について、それぞれ準用する。

8 市町村は、特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該特別土地保有税について第一項の規定の適用があることとなつたときは、当該特別土地保有税の納税義務者の申請に基づいて、当該土地に係る特別土地保有税に係る地方団体の徴収金（免除期間に係るものに限る。）を還付するものとする。

9 市町村長は、前項の規定により特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受ける者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充たなければならない。

10 前二項の規定によつて特別土地保有税に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合

には、第八項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

11 第二項、第四項又は第五項の規定により徴収を猶予した税額に係る第六百七条第二項及び第六百八条第一項第四号の規定の適用については、これらの規定中「第六百一条第三項若しくは第四項（これらの規定を第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）、第六百三条第三項又は第六百三条の二第五項」とあるのは、「附則第三十一条の三の四第二項、第四項又は第五項」とする。

第三十一条の三の五 市町村長は、平成十七年四月一日以後において第六百一条第二項（第六百二条第二項及び第六百三条の二の二第二項において準用する場合を含む。）の規定により第六百一条第一項に規定する納税義務の免除に係る期間（以下この項及び次項において「免除期間」という。）を延長する場合、附則第三十一条の三の二第一項若しくは附則第三十一条の三の三第一項の規定によりこれらの規定に規定する予定期間（以下この項及び次項において「予定期間」という。）を定める場合、前条第一項の規定により同項に規定する変更後予定期間（以下この項及び次項において「変更後予定期間」という。）を定める場合、附則第三十一条の三の二第四項若しくは附則第三十一条の三の三第三項において準用する第六百一条第二項の規定により予定期間を延長する場合又は前条第三項の規定により変更後予定期間が定められている土地が土地区画整理法による土地区画整理事業の施行に係るもの又は都市再開発法による市街地再開発事業の施行に係るものであり、かつ、当該土地区画整理事業又は市街地再開発事業の事業施行期間の終了の時が免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日において当該末日後に定められているときは、免除期間、予定期間又は変更後予定

期間の末日を当該事業施行期間の終了の時までとすることができる。

2 市町村長は、前項の規定により免除期間、予定期間又は変更後予定期間の末日を定めた場合において、震災、風水害、火災その他の災害により免除期間、予定期間又は変更後予定期間内に当該土地を附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させ、当該土地について同項に規定する特例譲渡をし、又は当該土地を同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させることができないと認める場合には、前項の規定にかかわらず、第六百一条第二項（第六百二条第二項、第六百三条の二の二第二項、附則第三十一条の三の二第四項又は附則第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）又は前条第三項の規定により、二年を超えない範囲内で一回に限り、更に免除期間、予定期間又は変更後予定期間を延長することができる。

3 前二項の規定は、次に掲げる土地については、適用しない。

一 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社が施行する土地区画整理法による土地区画整理事業又は都市再開発法による市街地再開発事業に係る土地

二 国又は都道府県が作成した総合的な地域開発に関する計画で政令で定めるものに基つき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業に係る土地

4 平成十七年四月一日以後における第六百二条第一項第一号二に掲げる土地の譲渡で政令で定めるものに係る同条の規定の適用については、同項中「当該土地の譲渡をし」とあるのは「当該土地の譲渡をするための公募をし」と、当該土地の譲渡があつたこととあるのは「当該土地の譲渡をするための公募があつたこと」とする。

第三十一条の四 第三章第八節の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する規定により都の区域（特別区の存する区域に限る。）、首都圏整備法第二条第一項に規定する首都圏、近畿圏整備法第二条第一項に規定する近畿圏若しくは中部圏開発整備法第二条第一項に規定する中部圏内にある指定都市の区域又はその他の市でその区域の全部若しくは一部が首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地若しくは同条

第四項に規定する近郊整備地帯、近畿圏整備法第二条第三項に規定する既成都市区域若しくは同条第四項に規定する近郊整備区域若しくは中部圏開発整備法第二条第三項に規定する都市整備区域内にあるものの区域（次項において「特定市の区域」という。）内に所在する土地（当該土地の所在する市（都の特別区の存する区域にあつては、都）が土地の状況を勘案して当該市の条例で定める当該市の全部又は一部の区域内に所在する土地を除く。次項において同じ。）に対して課する平成九年度から平成二十三年度までの各年度分の特別土地保有税については、第六百三条の二第二項第二号中「ものの用に供する土地」とあるのは、「ものの用に供する土地（駐車場、資材置場その他の土地自体の利用を主たる目的とする特定施設のうち建物又は構築物を伴わないものとして政令で定めるものの用に供する土地を除く。）とする。」とする。

2 第三章第八節の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する規定により特定市の区域内に所在する土地の取得で平成九年四月一日から平成二十三年三月三十一日までの間にされたものに対して課する特別土地保有税については、第六百三条の二第二項第二号中「ものの用に供する土地」とあるのは、「ものの用に供する土地（駐車場、資材置場その他の土地自体の利用を主たる目的とする特定施設のうち建物又は構築物を伴わないものとして政令で定めるものの用に供する土地を除く。）とする。」とする。

（狩猟税の課税免除）

第三十二条 道府県は、当該道府県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。次項において「鳥獣被害防止特措法」という。）第九條第七項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」という。）第五十六条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に行われた場合には、第七百条の五第二項第一項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする。

2 道府県は、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第二項におい

て同じ。）が、当該道府県の区域を対象として鳥獣保護管理法第九条第一項（鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第一項において同じ。）の規定による許可を受け、又は鳥獣保護管理法第十四条の二第九項の規定により鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣被害防止特措法第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第二項において同じ。）に規定する従事者証（次条第二項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成二十七年五月二十九日から令和十一年三月三十一日までの間に行われたときは、第七百条の五第二項第一項の規定にかかわらず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする。

（狩猟税の税率の特例）

第三十二条の二 平成二十七年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第五十六条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前一年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に当該道府県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第九条第一項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行った場合における狩猟税の税率は、第七百条の五第二項第一項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に二分の一を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第二十条第九項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、狩猟者の登録を受ける者が、当該道府県内の区域において、従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をい

い、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として、従事者証の交付を受けて特定捕獲等期間に許可捕獲等を行った場合における狩猟税の税率について準用する。この場合において、前項中「受け」とあるのは、「受けた同条第八項（鳥獣保護管理法第十四条の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第六条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する者（鳥獣保護管理法第十八条の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く。）の従事者（鳥獣保護管理法第九条第八項に規定する従事者をいう。）として、同項に規定する従事者証の交付を受けて」と読み替えるものとする。

（事業所税の非課税）

第三十二条の三 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）附則第十二条に規定する存続都道府県中央会から同条の規定による組織変更をした農業協同組合連合会であつて、同法附則第十八条の規定により引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるもの（次項において「特定農業協同組合連合会」という。）は、第七百一条の三第四第二項の規定の適用については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなす。

2 特定農業協同組合連合会は、第七百一条の四十一第一項（同項の表第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、法人税法第二条第七号の協同組合等に該当しないものとみなす。

第三十二条の四 指定都市等は、国際博覧会に関する条約の適用を受けて令和七年に開催される国際博覧会（以下この項において「博覧会」という。）の会場内において設置される公益社団法人二千二十五年日本国際博覧会協会との間に博覧会への出展参加契約を締結した者（博覧会に参加する外国政府、外国の地方公共団体及び国際機関を除く。）が博覧会に關して行う事業で政令で定めるものの用に供する施設に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）において行う事業に対しては、令和九年三月三十一日までに終了する事業年度分限り、第七百一条の三十二第一項の規定にかかわらず、事業所税を課することができない。この場合においては、第七百一条の三十四第六項の規定を準用する。

2 前項の規定の適用がある場合における第七百一条の四十三第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「第七百一条の三十四」とあり、及び「同条」とあるのは、「第七百一条の三十四又は附則第三十二条の四第一項」とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の規定の適用がある場合における事業所税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（事業所税の課税標準の特例）

第三十三条 沖縄振興特別措置法第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画において定められた同法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域において設置される同法第八条第一項に規定する特定民間観光関連施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等（第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この条において同じ。）のうち令和七年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該特定民間観光関連施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該特定民間観光関連施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定民間観光関連施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

2 沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画において定められた同法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域において設置される同法第三条第六号に規定する情報通信産業又は同条第八号に規定する情報通信技術利用事業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち令和七年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等

が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

3 沖縄振興特別措置法第三十五条の二第一項に規定する提出産業イノベーション促進計画において定められた同法第三十五条第二項第二号に規定する産業イノベーション促進地域において設置される同法第三条第九号に規定する製造業等又は同条第十号に規定する産業高度化・事業革新促進事業で政令で定めるものの用に供する施設（政令で定めるものに限り。）に係る事業所等のうち令和七年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

4 沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画において定められた同法第四十一条第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域において設置される同法第三条第十一号に規定する国際物流拠点産業の用に供する施設（政令で定めるものに限る。）に係る事業所等のうち令和七年三月三十一日までに新設されたものにおいて行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する

日以後に最初に終了する事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合には当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の二分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

5 特定農産加工業経営改善等臨時措置法（平成元年法律第六十五号）第三条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第三項に掲げる業種に属する事業（同条第二項第一号に掲げる業種に属する事業を行う者に限り。）若しくは同条第四項に規定する特定事業協同組合等（同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限り。）が同法第三条第一項の承認に係る計画（同法第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて実施する同法第三条第一項に規定する経営改善措置に係る事業又は同法第五条第一項の規定による承認を受けた同法第二条第三項に規定する特定農産加工業者（同条第二項第二号に掲げる業種に属する事業を行う者に限り。）若しくは同条第四項に規定する特定事業協同組合等（同号に掲げる業種に属する事業を行う者に限り。）が同法第五条第一項の承認に係る計画（同法第五条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの）に従つて実施する同法第五条第一項に規定する調達安定化措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には令和八年三月三十一日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には令和七年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の四分の一に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

6 平成二十九年四月一日から令和七年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限り。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合にはその者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなつた日までに終了した事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合にはその者が補助開始日の属する年分から当該補助を受けなくなつた日の属する年分の年分までに限り、当該特定事業所内保育施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額（第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与と総額のそれぞれ四分の三に相当する面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における事業所税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。（上場株式等に係る配当所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十三条の二 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額）（第三項第三号の規定により読み替へ

て適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第五条第一項の規定は、適用しない。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八条の四第二項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項及び第六項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について当該特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）、及び第九項（第三十七号、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。）、道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第八条の四第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）、及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第八条の四第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）、及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十三条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第

前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の

納税義務者が前年中に租税特別措置法第八条の四第一項に規定する上場株式等の配当等（以下この項において「上場株式等の配当等」という。）を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る利子所得及び配当所得については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十

四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等の配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る配当所得等の金額」という。）に対し、上場株式等に係る課税配当所得等の金額（上場株式等に係る配当所得等の金額（第七項第三号の規定により読み替へて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域

内に住所を有する場合には、百分の四に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、附則第五条第三項の規定は、適用しない。

6 前項の規定のうち、特定上場株式等の配当等に係る配当所得に係る部分は、市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき租税特別措置法第八条の四第一項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

7 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二条第二項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第二第三項、第三百十四条の第二項（第十号の二）に係る部分に限る。）及び第九項、第三百十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四

市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第八条の四第三項第二号の規定により適用されることによる。

第三百三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、第三百十四條の九第一項、附則第五條第三項、附則第五條の四第六項、附則第五條の四の二第五項及び附則第五條の五第二項の規定の適用については、第三百十四條の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三條の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金

額」と同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所

得割の額並びに附則第三十三條の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第三項中「配当等に係るもの」とあるのは「配当等に係るもの及び附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等の配当等に係る配当所得（同條第六項に規定する特定上場株式等の配当等に係る配当所得については同項の規定により同條第五項の規定の適用を受けようとするものに限る。）」

五 附則第三条の三の規定の適用については、

同条第三項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十三條の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

前各号に定めるもののほか、第三百十七条

の二の規定による申告に関する特例その他第五項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

未成年者口座内上場株式等に係る配当所得に係る道府県民税の課税の特例

二十三条の二の二 道府県は、租税特別措置法

第三十七條の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座（以下この項、附則第三十五条の三及び附則第三十五条の三の四第一項において「未成年者口座」という。）を開設して、個人について、同法第三十七條の十四の二第六項に規定する契約不履行等事由（以下この項、附則第三十五条の三の第三項及び第八項並びに附則第三十五条の三の四第一項において「契約不履行等事由」という。）が生じ、当該未成年者口座の設定の時から当該契約不履行等事由が生じた時までの間に支払を受けるべき未成年

年者口座内上場株式等の配当等（同法第九条の九第一項に規定する未成年者口座内上場株式等の配当等をいう。）が同法第九条の九第二項の規定により支払があつたものとみなされたときは、当該未成年者口座内上場株式等の配当等に係る配当所得の金額に対し、道府県民税の配当割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十三條第四項、第二十四條第一項第六号並びに第七十一條の三十一第一項及び第二項の規定の適用については、第二十三條第四項中「並びに」とあるのは、「附則第三十三條の二の二第一項並びに」と、第二十四條第一項第六号並びに第七十一條の三十一第一項及び第二項中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」とする。

3 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十三條の三 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八條の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三十二條第一項及び第二項並びに第三十五條の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する道府県民税の所得割を課する。

一 土地等に係る事業所得等の金額（第三項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の百分の四・八（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の二・四）に相当する金額

二 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される道府県民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

2 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等（租税

特別措置法第二十八條の四第一項に規定する土地の譲渡等をいう。以下この条において同じ。）が同法第二十八條の四第三項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三條第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四條の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四條第一項（第十号の二に係る部分に限る。）、及び第九項、第三十七條、附則第四條第四項並びに附則第四條の二第四項の規定の適用については、第二十三條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第二十八條の四第五項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

四 第三十七條から第三十七條の四まで、附則第五條第一項、附則第五條の四第一項、附則第五條の四の二第一項及び附則第五條の五第一項の規定の適用については、第三十七條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七條の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第三十七條の三、第三十七條の四、附則第五條第一項、附則第五條の四第一項及び附則第五條の四の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七條の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三條の三第一項の規定による

道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五條の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三條の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 附則第五條の八及び附則第五條の十二の規定の適用については、附則第五條の八第一項及び附則第五條の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五條の八第二項第一号及び附則第五條の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、第四十五條の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

5 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十八條の四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三十三條第一項及び第二項並びに第三百十四條の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得及び雑所得

の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「土地等に係る事業所得等の金額」という。）に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する市町村民税の所得割を課する。

一 土地等に係る事業所得等の金額（第七項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次号において「土地等に係る課税事業所得等の金額」という。）の百分の七・二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の九・六）に相当する金額

二 土地等に係る課税事業所得等の金額につきこの項の規定の適用がないものとした場合に算出される市町村民税の所得割の額として政令で定めるところにより計算した金額の百分の百十に相当する金額

6 前項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が租税特別措置法第二十八條の四第三項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものについては、適用しない。

7 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二條第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五條第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百十四條の二第二項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三百十四條の六、附則第四條第十項並びに附則第四條の二第十項の規定の適用については、第二百九十二條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

二 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第二十八條の四第五項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三百十三條第八項及び第九項並びに第三百十四條の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十三條の三第五項に規定

する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三條の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四の二第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三條の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十三條の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る課税事業所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三條の三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十三條の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第五項の規定による市

町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十三條の三第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、第三百十七條の二の規定による申告に関する特例その他第五項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

八 第五項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から令和八年三月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。（長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十四条 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合においては、当該譲渡所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條の三第一項、第三十五條の二第一項、第三十五條の三第一項、第三十五條の五第一項又は第三十六條の規定に該当する場合）は、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第一項及び第二項並びに附則第三十四條の三第一項において「課税長期譲渡所得金額」という。の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合）は、百分の一に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

二 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三條第三項の譲渡所得の金額（同

項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第三十五條第一項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

三 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三條第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四條の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四條第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七條、附則第四條第四項並びに附則第四條の二第四項の規定の適用については、第二十三條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四條の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

四 第三十七條から第三十七條の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第二項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七條中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七條の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十七條の三、第三十七條の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七條の二第二項後段中「所得割の額」と

あるのは「所得割の額及び附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十四條第一項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四條第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同条第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四條第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、第四十五條の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合においては、当該譲渡所得については、第三百十三條第一項及び第二項並びに第三百十四條の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額（同法第三十三條の四第一項若しくは第二項、第三十四條第一項、第三十四條の二第一項、第三十四條の三第一項、第三十五條第一項、第三

十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第六項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。次条第四項及び第五項並びに附則第三十四条の三第三項において「課税長期譲渡所得金額」という。の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

5 前項に規定する長期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

6 第四項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百十四条の二第二項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三百十四条の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二第十項の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

二 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三百十三条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四条の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

四 第三百十四条の六から第三百十四条の八まで、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項、附則第五条の四の二第五項及び附則第五条の五第二項の規定の適用については、第三百十四条の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三百十四条の八、第三百十四条の九第一項、附則第五条第三項、附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四条の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第十項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額」と、同条第十四条第三項及び附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十四条第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、第三百十七条の二の規定による申告に関する特例その他第四項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の特例）

第三十四条の二 昭和六十三年から令和八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等（租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条、次条、附則第三十五条並びに附則第四十四条の三第二項及び第四項において同じ。）の譲渡（同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条、附則第三十五条並びに附則第四十四条の三第二項及び第四項において同じ。）をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡（同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。第四項において同じ。）に該当するときに前条第一項に規定する譲渡所得（附則第三十四条の三第一項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八）に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 三十二万円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、十六万円）

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額

2 前項の規定は、昭和六十三年から令和八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から政令で定める日までの期間。第五項及び第七項において「予定期間」という。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するときに前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する道府県民税の所得割について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十三条の四まで、第三十四条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで又は第三十七条の八の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 昭和六十三年から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡に該当するときに前条第四項に規定する譲渡所得（附則第三十四条の三第三項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。）に係る課税長期譲渡所得金額に對して課する市町村民税の所得割の額は、前条第四項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の〇・八）に相当する金額

応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合においては、百分の三・二）に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 四十八万円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合においては、六十四万円）

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合においては、百分の四）に相当する金額

5 前項の規定は、昭和六十三年から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第四項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等指定地のための譲渡（予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確定であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものをいう。）に該当するところにおける前条第四項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市町村民税の所得割について準用する。

6 第四項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十五条の三まで、第三十六条の二、第三十六条の五、第三十七条、第三十七条の四から第三十七条の六まで又は第三十七条の八の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第四項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等指定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

7 第二項又は第五項の規定の適用を受けた者からこれらの規定の適用を受けた譲渡に係る土地等の買取りをした租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号及び第十四号の造成又は同項第十五号若しくは第十六号の建設を行う個人又は法人は、当該譲渡の全部又は一部が予定期間

内に同項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなった場合には、当該第二項又は第五項の規定の適用を受けた者に対し、遅滞なく、その該当することとなった当該譲渡についてその該当することとなったことを証する総務省令で定める書類を交付しなければならぬ。

8 第二項又は第五項の規定の適用を受けた者は、これらの規定の適用を受けた譲渡に係る前項に規定する書類の交付を受けた場合には、総務省令で定めるところにより、当該書類を市町村長に提出しなければならない。

9 第二項又は第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第二条第一項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で政令で定める場合において、当該予定期間の初日から当該予定期間の末日後二年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確定であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、第二項、第五項、第七項及び次項から第十二項までの規定の適用については、第二項に規定する予定期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

10 第二項又は第五項の規定の適用を受けた者は、これらの規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が第二項に規定する予定期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなった場合には、当該予定期間を経過した日から四月以内に、総務省令で定めるところにより、その旨を市町村長に申告しなければならない。

11 前項に定める場合には、その該当しないこととなった譲渡は、第二項又は第五項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する確定優良住宅地等指定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

12 前項の規定により課されることとなる道府県民税又は市町村民税の所得割については、次に定めるところによる。

一 第十七条の五第三項及び第四項並びに第十八条第一項中「法定納期限」とあるのは、「附則第三十四条の二第十項に規定する申告の期限」とする。

二 第三百二十一条の二第二項中「不足税額をその決定があつた日までの納期の数で除して得た額に第三百二十条の各納期限」とあるのは「不足税額に当該不足税額に係る納税通知書において納付すべきこととされる日」と、「納付すべきこととされる日までの期間又はその日の翌日」とあるのは「納付すべきこととされる日の翌日」とし、同条第三項の規定は、適用しない。

三 前二号に定めるもののほか、前項の規定の適用がある場合における道府県民税又は市町村民税の所得割に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（阪神・淡路大震災に係る確定優良住宅地等指定地に係る期間の延長の特例）

第三十四条の二の二 前条第二項又は第五項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、阪神・淡路大震災に起因するやむを得ない事情により、これらの規定に規定する期間（その末日が平成七年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で政令で定める場合において、平成八年一月一日から起算して二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該譲渡の全部又は一部がこれらの規定に掲げる土地等の譲渡に該当することとなる）が確定であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、当該譲渡の日から当該政令で定める日までの期間を前条第二項又は第五項に規定する期間とみなして、同条の規定を適用する。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十四条の三 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第三十四条第一項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對し課する道府県民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合においては、百分の〇・八）に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 九十六万円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合においては、四十八万円）

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合においては、百分の一）に相当する金額

2 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるとき市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第三十四条第四項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に對し課する市町村民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が六千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の二・四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の三・二）に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が六千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 百四十四万円（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百九十二万円）

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から六千万円を控除した金額の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額

4 前項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年度分の第三百七十七条の第二項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百七十七条の第三項の確定申告書を含む。）に前項の譲渡所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

（短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十五条 道府県は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の第四項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合）は、これらの規定の適用により同法第三十二条第二項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第四項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三・六（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一・八）に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

2 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第三十四条第一項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

3 第一項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第二十八条の四第三項第一号から第三号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る第一項の規定の適用については、同項中「百分の三・六」とあるのは「百分の二」と、「百分の一・八」とあるのは「百分の一」とする。

4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七条 附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十二条第四項において準用される同法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項

規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五条の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

5 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第三百十三條第一項及び第二項並びに第三百十四條の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲

渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第三項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合）は、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三百十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の五・四（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の七・二）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、短期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

6 前項に規定する短期譲渡所得の金額とは、同項に規定する譲渡所得について所得税法その他の所得税に関する法令の規定の例により計算した同法第三十三条第三項の譲渡所得の金額（同項に規定する譲渡所得の特別控除額の控除をしないで計算したところによる。）をいい、附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、同項後段の規定にかかわらず、当該計算した金額を限度として当該損失の金額を控除した後の金額とする。

7 第五項に規定する譲渡所得で、その基因となる土地等の譲渡が租税特別措置法第二十八条の四第三項第一号から第三号までに掲げる譲渡に該当することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものに係る第五項の規定の適用については、同項中「百分の五・四」とあるのは「百分の三」と、「百分の七・二」とあるのは「百分の四」とする。

8 第五項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百十四條の二第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三百十四條の六、附則第四条第十項並びに附則第四条の二十項の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金

額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第二百九十二条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第二百九十二条の三、第二百九十二条の四、附則第四条第一項、附則第四条の四第一項及び附則第四条の四の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第一項

額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

二 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十二条第四項において準用される同法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

三 第三百十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四條の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

四 第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、第三百十四條の九第一項、附則第五條第三項、附則第五條の四第六項、附則第五條の四の二第五項及び附則第五條の五第二項の規定の適用については、第三百十四條の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段、第三百十四條の八、第三百十四條の九第一項、附則第五條第三項、附則第五條の四第六項及び附則第五條の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四條の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五條の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

五 附則第三條の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一

号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第二項第二号及び附則第五条の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五条の八第四項及び附則第五条の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条第五項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、第三百七条の二の規定による申告に関する特例その他第五項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例）

第三十五条の二 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該一般株式等に係る譲渡所得等については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額（一般株式等に係る譲渡所得等の金額（第四項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

- 2 租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する一般株式等（第六項において「一般株式等」という。）を有する道府県民税の所得割の納税義務者が当該一般株式等につき交付を受ける同条第三項及び第四項並びに同法第三十七条の十四の四第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第三十七条の十第三項及び第四項並びに第三十七條の十四の四第一項及び第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、道府県民税に関する規定を適用する。
- 3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。
- 4 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。
 - 一 第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七条、附則第四条第四項並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
 - 二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十七条の十第六項第四号の規定により適用されることによる。
 - 三 第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。
 - 四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項、附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所

得金額並びに附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五条第一項、附則第五条の四第一項及び附則第五条の四の二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第二項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五条の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五号第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の二第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 附則第五条の八及び附則第五条の十二の規定の適用については、附則第五条の八第一項及び附則第五条の十二第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五号の八第二項第一号及び附則第五条の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第二項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他第一項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七

附則第三条の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の二第五項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項

額（第四項において準用する前条第四項第三
のの規定により読み替えて適用される第三十四
の規定の適用がある場合には、その適用後の
額の適用をいう。）の百分の二（当該納税義務者
指定都市の区域内に住所を有する場合には、

納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該上場株式等に係る譲渡所得等については、第三百十三条第一項及び第二項並びに第三百十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額として政令で定めるところにより計算した金額（当該市町村民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特

定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額（第三十三條第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。）を除外して算定するものとする。以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に對し、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第八項において準用する前条第八項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四條の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合に、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

6 上場株式等を有する市町村民税の所得割の納税義務者が当該上場株式等につき交付を受ける租税特別措置法第四條の四第三項、第三十七條の十一第三項及び第四項並びに第三十七條の十四の四第一項及び第二項の規定により所得税法及び租税特別措置法第二章の規定の適用上同法第四條の四第三項、第三十七條の十一第三項及び第四項並びに第三十七條の十四の四第一項及び第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額は、前項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、市町村民税に関する規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

8 前条第八項の規定は、第五項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第八項中「附則第三十五條の二第五項」とあるのは「附則第三十五條の二の二第五項」と、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法第三十七條の十一第六項の規定により読み替えて準用される同法」と、「一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額」とあるのは「上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額」と読み替へるものとする。

（特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例）

第三十五條の二の三 道府県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第

三十七條の十一の二第二項に規定する特定管理株式等（以下この条において「特定管理株式等」という。）又は同項に規定する特定口座内公社債（以下この条において「特定口座内公社債」という。）が株式又は同法第三十七條の十第二項第七号に規定する公社債（第五項において「公社債」という。）としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同法第三十七條の十一の二第二項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は附則第三十五條の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれとをみなして、この項から第四項まで、前条第一項から第四項まで及び附則第三十五條の二の六第一項から第七項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

2 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七條の十一の二第二項に規定する特定管理口座（その者が二以上の特定管理口座を有する場合には、それぞれの特定管理口座。以下この項及び第六項において「特定管理口座」という。）に係る同条第一項に規定する振替口座簿（第六項及び次条第一項において「振替口座簿」という。）に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡（同法第三十七條の十一の二第二項に規定する譲渡をいう。以下この項及び第六項並びに次条から附則第三十五條の三までにおいて同じ。）をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の同法第三十七條の十第二項に規定する株式等（第六項、次条、附則第三十五條の二の二及び附則第三十五條の三の三において「株式等」という。）の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 第一項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五條の二第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第四十五條の三第一項の確定申告書を

含む。）に第一項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

4 第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

5 市町村民税の所得割の納税義務者について、その有する特定管理株式等又は特定口座内公社債が株式又は公社債としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として租税特別措置法第三十七條の十一の二第二項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は附則第三十五條の二の六第九項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれとをみなして、この項から第八項まで、前条第五項から第八項まで及び附則第三十五條の二の六第八項から第十四項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

6 市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に特定管理口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定管理口座に保管の委託がされている特定管理株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定管理株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定管理株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

7 第五項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第三十七條の二第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第三十七條の三第一項の確定申告書を含む。）に第五項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

8 第五項及び第六項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第三十五條の二の四 道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七條の

十一の三第三項第二号に規定する上場株式等保管委託契約に基づき、同項第一号に規定する特定口座（その者が二以上の特定口座を有する場合に、それぞれの特定口座。以下この項、次項及び第五項において「特定口座」という。）に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は特定口座に保管の委託がされている同法第三十七條の十一の二第二項に規定する上場株式等（以下この項及び第四項において「特定口座内保管上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 信用取引等（租税特別措置法第三十七條の十一の三第二項に規定する信用取引等をいう。以下この項及び第五項において同じ。）を行う道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に同条第三項第三号に規定する上場株式等信用取引等契約に基づき同条第二項に規定する上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した同項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡（以下この項及び第五項において「信用取引等に係る上場株式等の譲渡」という。）による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

3 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に特定口座内保管上場株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該特定口座内保管上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

5 信用取引等を行う市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七條の十一の三第三項第三号に規定する上場株式等信

用取引等契約に基づき同条第二項に規定する上場株式等の信用取引等を特定口座において処理した場合には、政令で定めるところにより、当該特定口座において処理した信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額と当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡以外の株式等の譲渡による事業所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

6 前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(源泉徴収選択口座内配当等に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算及び特別徴収等の特例)

第三十五条の二の五 道府県民税の所得割の納税義務者が支払を受ける租税特別措置法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（以下この項及び第六項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の利子等（所得税法第二十三条第一項に規定する利子等）をいう。第六項において同じ。）及び配当等（所得税法第二十四条第一項に規定する配当等をいう。第六項において同じ。）に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する源泉徴収選択口座（次項において「源泉徴収選択口座」という。）が開設されている第七十一条の三十一第一項に規定する特別徴収義務者が、同法第三十七条の十一の六第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等（次項及び第四項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。）につき、第七十一条の三十一第二項の規定に基づき道府県民税の配当割を徴収する場合における第二十四条第一項第六号並びに第七十一条の三十一第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「受けるべき日」とあるのは「受けるべき日の属する年の一月一日」と、同項中「属する月の翌月十日」とあるのは「属する年の翌年一月十日（政令で定める場合にあつては、政令で定める日）」とする。

3 前項の特別徴収義務者が道府県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択

口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座につき次の各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき道府県民税の配当割の額は、政令で定めるところにより、その年中に交付をした源泉徴収選択口座内配当等の額の総額から当該各号に掲げる金額の合計額を控除した残額を当該源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして第七十一条の二十八の規定を適用して計算した金額とする。

一 その年中にした当該源泉徴収選択口座に係る租税特別措置法第三十七条の十一の三第一項に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡につき同項の規定に基づいて計算された当該特定口座内保管上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

二 その年中に当該源泉徴収選択口座において処理された租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済に係る同法第三十七条の十一の三第二項に規定する信用取引等に係る上場株式等の譲渡につき同項の規定により計算された当該信用取引等に係る上場株式等の譲渡による事業所得の金額及び雑所得の金額の計算上生じた損失の金額として政令で定める金額

4 前項の場合において、当該道府県民税の配当割の納税義務者に対して支払われる源泉徴収選択口座内配当等について、その年中に同項の特別徴収義務者が当該源泉徴収選択口座内配当等の交付の際に第七十一条の三十一第二項の規定により既に徴収して道府県民税の配当割の額が前項の規定を適用して計算した道府県民税の配当割の額を超えるときは、当該特別徴収義務者は、当該納税義務者に対し、当該超える部分の金額に相当する配当割を還付しなければならない。

5 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 市町村民税の所得割の納税義務者が支払を受ける源泉徴収選択口座内配当等については、政令で定めるところにより、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額と当該源泉徴収選択口座内配当等以外の

利子等及び配当等に係る利子所得の金額及び配当所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

7 前項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除)

第三十五条の二の六 道府県民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した所得税法第二条第一項第三十七号の確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十二の二第九項（同法第三十七条の十三の二第十項において準用する場合を含む。）において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。以下この条において「確定申告書」という。）を提出した場合（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定がある場合に限る。）に限り、附則第三十五条の二の二第二項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項第一号から第十号までに掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。第五項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の道府県民税に係る附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第二項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の二の六第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」とする。

8 市町村民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲

4 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）に限り、附則第三十五条の二の二第二項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十三条の二第二項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

5 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の道府県民税に係る附則第三十五条の二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第一項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。

6 第四項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第二項、第二項及び第四項並びに附則第三十五条の二の二第二項から第三項までの規定の適用については、附則第三十三条の二第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、附則第三十五条の二の二第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、」と

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

8 市町村民税の所得割の納税義務者の平成二十九年度分以後の各年度分の上場株式等に係る譲

渡損失の金額は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について上場株式等に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した確定申告書を提出した場合（租税特別措置法第三十七条の十二の二第一項の規定の適用がある場合に限る。）に限り、附則第三十五条の二の二第五項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

9 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項第一号から第十号までに掲げる上場株式等の譲渡（同法第三十二条第二項の規定に該当するものを除く。第十二項において「上場株式等の譲渡」という。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

10 第八項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の二の六第八項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）とする。

11 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年分の所得税について確定申告書を提出した場合において、その後の年分の所得税について連続して確定申告書を提出しているとき（租税特別措置法第三十七条の十二の二第五項の規定の適用があるときに限る。）に限り、附則第三十五条の二の二第五項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（第八項の規定の適用がある

場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る配当所得等の金額の計算上控除する。

12 前項に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が、上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額（第八項の規定の適用を受けて控除されたものを除く。）をいう。

13 第十一項の規定の適用がある場合における附則第三十三条の二第五項、第六項及び第八項並びに附則第三十五条の二の二第五項から第七項までの規定の適用については、附則第三十三条の二第五項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）と、附則第三十五条の二の二第五項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし」とする。

14 第八項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例）

第三十五条の三 道府県民税の所得割の納税義務者（租税特別措置法第三十七条の十三第一項に規定する特定中小会社（以下この項及び第十一項において「特定中小会社」という。）の同条第一項に規定する特定株式（以下この条において「特定株式」という。）を払込み（当該株式の発行に際してするものに限る。以下この条において同じ。）により取得（同法第二十九条の二第二項本文の規定の適用を受けるものを除く。以下この条において同じ。）をしたもの（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当することとなる場合における当該株主そ

の他の政令で定める者であつたものを除く。）又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第二項に規定する株式会社と同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に限る。第三項、第五項及び第六項において同じ。）について、同法第三十七条の十三の三第一項に規定する適用期間（第六項、第十一項及び第十六項において「適用期間」という。）内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同条第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたこと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第十項まで及び附則第三十五条の二第二項から第四項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

2 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

3 道府県民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。）に限り、附則第三十五条の二第二項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る

譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

4 前項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二の二第二項から第四項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし」とする。

5 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（第三項又はこの項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五条の二第二項又は第三項の規定による申告書（第八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを除く。）を提出しているときに限り、附則第三十五条の二第二項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

6 第三項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第三十七条の十三の三第八項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る附則第三十五条の二第二項に規定する一般株式等

に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

7 第五項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第二項から第三項まで及び附則第三十五条の二の二第二項から第三項までの規定の適用については、附則第三十五条の二第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第三十五条の二の二第二項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、とする。」とする。

8 第四十五条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定により同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第五項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定により同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の三第六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに同項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令の定めるところにより、同条第五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百七十七条の二第四項」とあるのは「同条第十八項において準用する第三百七十七条の二第四項」と読み替えるものとする。

9 第五項の規定の適用がある場合における第四十五条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十三の第三十項において準用する同法第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む。」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三第八項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五

条の三第八項において準用する前条第四項」とする。

10 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

11 市町村民税の所得割の納税義務者（特定中小会社の特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該取得をした日においてその者を判定の基礎となる株主として選定した場合に当該特定中小会社が法人税法第二条第十号に規定する会社に該当することとなる場合における当該株主その他の政令で定める者であつたものを除く。）又は租税特別措置法第三十七条の十三の二第二項に規定する株式会社と同項に規定する設立特定株式を払込みにより取得をしたもの（当該株式会社の発起人であることその他の政令で定める要件を満たすものに限る。）に限る。第十三項、第十五項及び第十六項において同じ。）について、適用期間内に、その有する当該払込みにより取得をした特定株式が株式としての価値を失つたことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十三の三第一項各号に掲げる事実が発生したときは、同項各号に掲げる事実が発生したことは当該特定株式の譲渡をしたことと、当該損失の金額として政令で定める金額は当該特定株式の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この項から第二十項まで及び附則第三十五条の二第五項から第八項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

12 前項の規定は、政令で定めるところにより、同項に規定する事実が発生した年の末日の属する年度の翌年度分の第三百七十七条の二第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百七十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由がある

と市町村長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

13 市町村民税の所得割の納税義務者の特定株式に係る譲渡損失の金額は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度分の第三百七十七条の二第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三百七十七条の三第一項の確定申告書を含む。）に当該特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項について記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があるときと市町村長が認めるときを含む。）に限り、附則第三十五条の二第五項後段の規定にかかわらず、当該納税義務者の附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を限度として、当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

14 前項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二の二第五項から第八項までの規定の適用については、同条第五項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（附則第三十五条の三第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、とする。」とする。

15 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた特定株式に係る譲渡損失の金額（第十三項又はこの項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該特定株式に係る譲渡損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百七十七条の二第二項又は第三項の規定による申告書（第十八項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、附則第三十五条の二第五項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び附則第三十五条の二の二第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（第十三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下この項において同じ。）を限度として、当該一般株式等に係る譲渡所得等の金額及び上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除する。

16 第十三項及び前項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納税義務者が適用期間内に、その払込みにより取得をした特定株式の譲渡（租税特別措置法第三十七条の十三の三第八項に規定する譲渡をいう。）をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該譲渡をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

17 第十五項の規定の適用がある場合における附則第三十五条の二第五項から第七項まで及び附則第三十五条の二の二第五項から第七項までの規定の適用については、附則第三十五条の二第五項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、附則第三十五条の二の二第五項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、とする。」とする。

18 第三百七十七条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定により同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第十五項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市町村民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定により同条第一項の申告書を提出することができるときの場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の三第十六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額」と、「三月十五日までに同項の」とあるのは

は「三月十五日までに、総務省令の定めるところにより、同条第十五項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

19 第十五項の規定の適用がある場合における第三百七十七条の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第三十七条の十三の第三十項において準用する同法第三十七条の十二の二第九項において準用する所得税法第二百二十三条第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第三項から第四項まで又は附則第三十五条の三第十八項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の三第十八項において準用する前条第四項」とする。

20 払込みにより取得をした特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につき第十一項に規定する事実が発生した場合における同項の規定の特例、当該特定株式及び当該特定株式と同一銘柄の他の株式を有する者につきこれらの株式の譲渡をしたことによる損失の金額が生じた場合における第十六項に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額の計算の特例その他第十一項から前項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第三十五条の三の二 道府県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約（以下この条において「非課税上場株式等管理契約」という。）、同項第四号に規定する非課税累積投資契約（以下この条において「非課税累積投資契約」という。）、又は同項第六号に規定する特定非課税累積投資契約（以下この条において「特定非課税累積投資契約」という。）に基づき同法第三十七条の十四第一項に規定する非課税口座内上場株式等（以下この条において「非課税口座内上場株式等」という。）（その者が二以上の同法第三十七条の十四第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合においては、それぞれの非課税口座に係る非課税口座

内上場株式等。以下この項及び第四項において同じ。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定（以下この項及び第五項において「非課税管理勘定」という。）、同条第五項第五号に規定する累積投資勘定（以下この項及び第五項において「累積投資勘定」という。）、同条第五項第七号に規定する特定累積投資勘定（以下この項及び第五項において「特定累積投資勘定」という。）、又は同条第五項第八号に規定する特定非課税管理勘定（以下この項及び第五項において「特定非課税管理勘定」という。）からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項及び第五項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に（その時における価額として政令で定める金額（以下この項及び第五項において「払出し時の金額」という。））により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づき譲渡があつたものと、同条第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したもの、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取り得た道府県民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時には、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したもの、前項及び附則第三十五条

の二第一項から第四項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

3 前二項の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

4 市町村民税の所得割の納税義務者が、前年中に非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づき非課税口座内上場株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

5 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出しがあつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額により非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約又は特定非課税累積投資契約に基づき譲渡があつたものと、同項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられている非課税口座を開設し、又は開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したもの、同項第二号に掲げる贈与又は相続若しくは遺贈により払出しがあつた非課税口座内上場株式等を取り得た市町村民税の所得割の納税義務者については、当該贈与又は相続若しくは遺贈の時には、その払出し時の金額をもつて当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取り得たもの、前項及び附則第三十五条の二第五項から第八項までの規定その他の市町村民税に關する規定を適用する。政令で定める。

（未成年者口座内上場株式等の譲渡に係る道府県民税及び市町村民税の所得計算の特例）

第三十五条の三の三 道府県民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号に規定する未成年者口座管理契約（以下この条において「未成年者口座管理契約」という。）に基づき同法第三十七条の十四の二第一項各号に規定する未成年者口座内上場株式等（以下この条において「未成年者口座内上場株式等」という。）の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項各号に掲げる事由により、同条第五項第三号に規定する非課税管理勘定（以下この条において「非課税管理勘定」という。）、又は同項第四号に規定する継続管理勘定（以下この条において「継続管理勘定」という。）からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この条において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、その時における価額として政令で定める金額（以下この条において「払出し時の金額」という。））により未成年者口座管理契約に基づき譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四の二第四項第一号に掲げる移管若しくは返還又は同項第三号に掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられている未成年者口座を開設し、又は開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取り得たもの、同項第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第三号に掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取り得た道府県民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時には、

その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第一項から第四項までの規定その他の道府県民税に関する規定を適用する。

三 未成年者口座及び租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第五号に規定する課税未成年者口座（第八項において「課税未成年者口座」という。）を開設する道府県民税の所得割の納税義務者の同条第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、道府県民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第一号に規定する他の保管口座（第八項において「他の保管口座」という。）又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管（同条第五項第二号へ（一）に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた道府県民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号へ（二）に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれぞれみなす。

四 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、道府県民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

五 前各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

六 市町村民税の所得割の納税義務者が、前年中に未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

を区分して、これらの金額を計算するものとする。

七 租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定又は継続管理勘定からの未成年者口座内上場株式等の一部又は全部の払出しがあつた場合には、当該払出しがあつた未成年者口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、払出し時の金額により未成年者口座管理契約に基づく譲渡があつたものと、同項第一号に掲げる移管若しくは返還又は同項第三号に掲げる廃止による未成年者口座内上場株式等の払出しがあつた非課税管理勘定又は継続管理勘定が設けられていた未成年者口座を開設し、又は開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管若しくは返還又は廃止による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものと、同項第二号に掲げる相続若しくは遺贈又は同項第三号に掲げる贈与により払出しがあつた未成年者口座内上場株式等を取得した市町村民税の所得割の納税義務者については、当該相続若しくは遺贈又は贈与の時に、その払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等を取得したものとそれぞれみなして、前項及び附則第三十五条の二第五項から第八項までの規定その他の市町村民税に関する規定を適用する。

八 未成年者口座及び課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者の租税特別措置法第三十七条の十四の二第四項第三号に規定する基準年の前年十二月三十一日又は令和五年十二月三十一日のいずれか早い日までに契約不履行等事由が生じた場合には、次に定めるところにより、市町村民税に関する規定を適用する。この場合には、政令で定めるところにより、第一号から第三号までの規定による未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

一 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間にした未成年者口座内上場株式等及び課税未成年者口座を開設する市町村民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管（租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号へ（一）に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号へ（二）に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

口座内上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得又は雑所得については、当該契約不履行等事由が生じた時に、当該未成年者口座内上場株式等の未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

二 当該未成年者口座の設定の時から契約不履行等事由が生じた時までの間に他の保管口座又は非課税管理勘定若しくは継続管理勘定への移管（租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号へ（一）に規定する政令で定める事由による移管を除く。以下この号及び第四号において同じ。）があつた未成年者口座内上場株式等については前項の規定の適用がなかったものとし、かつ、当該契約不履行等事由が生じた時に、その移管があつた時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

三 契約不履行等事由の基因となつた未成年者口座内上場株式等及び契約不履行等事由が生じた時における当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

四 第二号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、同号の移管があつた時に、その時における払出し時の金額をもつて当該移管による払出しがあつた未成年者口座内上場株式等の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとみなす。

五 第三号の規定の適用を受ける当該未成年者口座を開設していた市町村民税の所得割の納税義務者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額をもつて同号の未成年者口座内上場株式等（租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第二号へ（二）に規定する譲渡又は贈与がされたものを除く。）の数に相当する数の当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものと、第三号の未成年者口座内上場株式等を贈与により取得した者については、当該契約不履行等事由が生じた時に、その時における払出し時の金額により未成年者口座管理契約において定められた方法に従って行われる譲渡以外の譲渡があつたものとみなす。

六 市町村民税の所得割の納税義務者が、前年中に未成年者口座管理契約に基づき未成年者口座内上場株式等の譲渡をした場合には、政令で定めるところにより、当該未成年者口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該未成年者口座内上場株式等以外の上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

に、その時における払出し時の金額をもつて当該未成年者口座内上場株式等と同一銘柄の株式等の取得をしたものとそれとみなす。

9 前項の場合において、同項第一号から第三号までの規定により譲渡があつたものとみなされる未成年者口座内上場株式等に係る収入金額が所得税法第三十三条第三項の規定の例によつて算定した当該未成年者口座内上場株式等の取得費及びその譲渡に要した費用の額の合計額又はその譲渡に係る必要経費に満たない場合におけるその不足額は、市町村民税に関する法令の規定の適用については、ないものとみなす。

10 第六項から前項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(未成年者口座内上場株式等に係る譲渡所得等に係る道府県民税の課税の特例)

第三十五条の三の四 道府県は、未成年者口座を開設している個人について、契約不履行等事由が生じ、租税特別措置法第三十七条の十四の二第八項の規定の適用を受けたときは、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した金額を第七十一条の四十八第一項に規定する特定株式等譲渡所得金額とみなして、道府県民税の株式等譲渡所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合における第二十四条第一項第七号並びに第七十一条の五十一第一項及び第二項の規定の適用については、同号中「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人で当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「租税特別措置法第三十七条の十四の二第五項第一号に規定する未成年者口座を開設する個人で同条第六項に規定する契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止（第七十一条の五十一第一項及び第二項において「未成年者口座の廃止」という。）の日」と、第七十一条の五十一第一項中「選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項第一号に規定する金融商品取引業者等で特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」と、「対して当該特定株式等譲渡対価等の支払をするもの」とあるのは「当該未成年者口座が開設されている租税特別措置法第三十七条の十四第一項に規定する金融商品取引業者等」と、同条第二項中「特定株式等譲渡対価等の支払をする際」とあるのは「未成年者口座の廃止の際」と、「年の翌年の一月十日（政令で定め

る場合にあつては、政令で定める日）」とあるのは「月の翌月十日」と、「特定株式等譲渡対価等の支払を受ける個人が当該特定株式等譲渡対価等の支払を受けるべき日」とあるのは「未成年者口座の廃止の日」とする。

3 前二項の規定の適用がある場合における第二十三条第四項の規定の適用については、同項中「まで並びに」とあるのは「まで、」と、「第四項まで」とあるのは「第四項まで、附則第三十五条の三の四第一項並びに同条第二項の規定により読み替えられた次条第一項第七号」とする。

4 前三項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(先物取引に係る雑所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例)

第三十五条の四 道府県は、当分の間、道府県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三十二条第一項及び第二項並びに第三十五条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えて適用される第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の二（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の一）に相当する金額に相当する道府県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、道府県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二十三条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（二）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二十四条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四条第一項（第二十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三十七条、附則第四条第四項

並びに附則第四条の二第四項の規定の適用については、第二十三条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

二 道府県民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第四十一条の十四第二項第三号の規定により適用されることによる。

三 第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

四 第三十七条から第三十七条の四まで、附則第五項第一項、附則第五項の四第一項、附則第五項の四の二第一項及び附則第五項の五第一項の規定の適用については、第三十七条中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、

同項前段、第三十七条の三、第三十七条の四、附則第五項第一項、附則第五項の四第一項及び附則第五項の四の二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、第三十七条の後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、同条第十一項及び附則第五項の五第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」と、附則第五項第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三条の三の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る規定の適用については、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、同項第二号及び同条第五項第三号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」とする。

六 附則第五項の八及び附則第五項の十二の規定の適用については、附則第五項の八第一項及び附則第五項の十二第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額」と、附則第五項の八第二項第一号及び附則第五項の十二第二項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五条の四第一項の規定による道府県民税の所得割の額の合計額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、第四十五条の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

3 前項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

4 市町村は、当分の間、市町村民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第三百三十三条第一項及び第二項並びに第三百三十四条の三の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。）に対し、先物取引に係る課税雑所得等の金額（先物取引に係る雑所得等の金額（次項第三号の規定により読み替えて適用される第三百三十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の三（当該納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合には、百分の四）に相当する金額に相当する市町村民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、市町村民税に関する規定の適用については、

は、当該損失の金額は生じなかったものとみなす。

5 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第二百九十二条第一項（第七号から第九号まで、第十一号イ（2）、第十二号ロ及び第十三号に係る部分に限る。）、第二百九十五条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項、第三百十四條の二第二項（第十号の二に係る部分に限る。）及び第九項、第三百十四條の六、附則第四條第十項並びに附則第四條の二十項の規定の適用については、第二百九十二条第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

二 市町村民税の所得割の課税標準の計算上その例によることとされる所得税法第六十九條の規定の適用については、租税特別措置法第四十一条の十四第二項第三号の規定により適用されるところによる。

三 第三百十三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）及び第三百十四條の二の規定の適用については、これらの規定中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

四 第三百十四條の六から第三百十四條の八まで、第三百十四條の九第一項、附則第五條第三項、附則第五條の四第六項、附則第五條の四の二第五項及び附則第五條の五第二項の規定の適用については、第三百十四條の六中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五條の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四條の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段、第三百十四條の八、第三百十四條の九第一項、附則第五條第三項、附則第五條の四第六項及び附則第五條の四の二第五項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五條の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、第三百十四條の七第一項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第三十五條の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合

計額」と、同条第十一項及び附則第五條の五第二項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五條の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條第三項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

五 附則第三條の三の規定の適用については、同条第二項第三号及び第五項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五條の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」と、同条第四項及び第五項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第三十五條の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

六 附則第五條の八及び附則第五條の十二の規定の適用については、附則第五條の八第二項第二号及び附則第五條の十二第二項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五條の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額の合計額」と、附則第五條の八第四項及び附則第五條の十二第三項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第三十五條の四第四項の規定による市町村民税の所得割の額」とする。

七 前各号に定めるもののほか、第三百十七條の二の規定による申告に関する特例その他前項の規定の適用がある場合における市町村民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 前項に定めるもののほか、第四項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第三十五條の四の二 道府県民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第四十五條の二第一項又は第三項の規定による申告

書（第四項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の道府県民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第一項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

2 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該道府県民税の所得割の納税義務者が、租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の道府県民税に係る前条第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

3 第一項の規定の適用がある場合における前条第一項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（次条第一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」とする。

4 第四十五條の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第一項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の道府県民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五條の四の二第二項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、「三月十五日までに同項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令の定

めるところによつて、同条第一項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と、「第三百十七條の二第四項」とあるのは「同条第四項において準用する第三百十七條の二第四項」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定の適用がある場合における第四十五條の三の規定の適用については、同条第一項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三條第一項の規定による申告書を含む。）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五條の四の二第四項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五條の四の二第四項において準用する前条第四項」とする。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

7 市町村民税の所得割の納税義務者の前年前三年内の各年に生じた先物取引の差金等決済に係る損失の金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）は、当該先物取引の差金等決済に係る損失の金額の生じた年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税について先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項を記載した第三百十七條の二第二項又は第三項の規定による申告書（第十項において準用する同条第四項の規定による申告書を含む。以下この項において同じ。）を提出した場合（市町村長においてやむを得ない事情があると認める場合には、これらの申告書をその提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。）において、その後の年度分の市町村民税について連続してこれらの申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。）を提出しているときに限り、前条第四項後段の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該納税義務者の同項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額を限度として、当該先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除する。

8 前項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額とは、当該市町村民税の所得割の納

税義務者が、租税特別措置法第四十一条の第十四第一項に規定する先物取引の同項に規定する差金等決済をしたことにより生じた損失の金額として政令で定めるところにより計算した金額のうち、当該納税義務者の当該差金等決済をした年の末日の属する年度の翌年度の市町村民税に係る前条第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額の計算上控除してもなお控除することができない部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。

第七項の規定の適用がある場合における前条第四項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、「計算した金額（次条第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

第三百七十七条の二第四項の規定は、同条第一項ただし書に規定する者（同条第二項の規定によつて同条第一項の申告書を提出する義務を有する者を除く。）が、当該年度の翌年度以後の年度において第七項の規定の適用を受けようとする場合であつて、当該年度の市町村民税について同条第三項の規定による申告書を提出すべき場合及び同条第四項の規定によつて同条第一項の申告書を提出することができる場合のいずれにも該当しない場合について準用する。この場合において、同条第四項中「純損失又は雑損失の金額」とあるのは「附則第三十五条の四の二第八項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額」と、三月十五日までに同項の」とあるのは「三月十五日までに、総務省令の定めるところによつて、同条第七項に規定する先物取引の差金等決済に係る損失の金額の控除に関する事項その他の政令で定める事項を記載した」と読み替えるものとする。

第七項の規定の適用がある場合における第三百七十七条の三の規定の適用については、同条第三項中「確定申告書」とあるのは「確定申告書（租税特別措置法第四十一条の十五第五項において準用する所得税法第二百三十三条第一項の規定による申告書を含む）」と、「前条第一項から第四項まで」とあるのは「前条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の四の第二十項において準用する前条第四項」と、同条第二項中「同条第一項から第四項まで」とあるのは「同条第一項から第四項まで又は附則第三十五条の四の第二十項において準用する前条第四項」とする。

12 第七項から前項までに定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十五条の五

当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額（年齢六十五歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第七百三条の五の規定の適用については、同条第一項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額によるものとし、」と、「所得税法」とあるのは「同法」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十五条の六 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額を有する場合における第七百六条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の二第五項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十五条の七 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十三条の第三五項の事業所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項及び第七百六条の第二項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林

所得金額並びに附則第三十三条の第三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七百三条の第四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十三条の第三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第七百三条の第五第一項中「この項中山林所得金額」とあるのは「この項中山林所得金額又は附則第三十三条の第三第五項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

第三十六条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十四条第四項の譲渡所得を有する場合における第七百六十六条の四、第七百三条の五及び第七百六十六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第二項、第三十五条の二第一項、第三十五条の三第一項又は第三十六条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額」

以下この項及び第七百六条の二第二項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合

計額」ら第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の合計額」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七百三条の五第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第七百六条の二中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額」とする。

2 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条第五項の譲渡所得を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百

六条の二の規定の適用については、第七百三十三条の四第六項中「及び山林所得金額の合計額から同条第二項」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条の規定に該当する場合においては、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項及び第七百六条の二第一項において「控除後の短期譲渡所得の金額」という。）の合計額から第三百十四条の二第二項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額の合計額」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、第七百三十三条の五第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、第七百六条の二中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の短期譲渡所得の金額」とする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第三十七条 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の二第五項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の五第一項中「この項中山林所得金額」とあるのは「この項中山林所得金額又は附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険料の課税の特例）

第三十七條の二 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の二の第五項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の二の第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の二の第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第七百三条の五第一項中「この項中山林所得金額又は附則第三十五条の二の第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「この項中山林所得金額又は附則第三十五条の二の第五項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

（先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険料の課税の特例）

第三十七條の三 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が附則第三十五条の四第四項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第七百三条の四、第七百三条の五及び第七百六条の二の規定の適用については、第七百三条の四第六項、第七百三条の五第一項及び第七百六条の二第一項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第七百三条の四第六項中「同条第二項」とあるのは「第三百十四条の二第二項」と、同条第七項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第七百三条の五第一項中「この項中山林所得金額又は附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（病床転換支援金等に係る国民健康保険の特例）

第三十八條 高齢者の医療の確保に関する法律附則第二条に規定する政令で定める日までの間、

第七百三条の四第一項から第三項まで及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七百三条の四第一項から第三項まで及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	第七百三条の四第一項から第三項まで及び第十二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	
	法	及、介護保険法
第一項第一号	及び同法、同法	及び同法の規定による
第二項第一号	介護納付金	病床転換支援金等（以下この条において「病床転換支援金等」という。）
第二項第二号	介護納付に要する費用	及び病床転換支援金等の納付に要する費用に
第三項第一号ロ及び第二号	介護納付金	病床転換支援金等並びに介護納付金
第十二項第一号	後期高齢者支	後期高齢者支
第十二項第二号	援金等	援金等

第三十九條及び第四十條 削除

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第四十條 一般財団法人及び一般財団法人に

第六百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人（第四項及び第七項において「非営利型法人」という。）に該当するものに限る。）については、公益社団法人又は公益財団法人とみなして、第七十二条の二第二項、第七十二条の五第一項第二号、第七十二条の五第一項第三号、第七十二条の五第一項第四号及び第六号に係る部分に限る。）、第六項及び第八項（第二号に係る部分に限る。）、第七十二条の二十四の八並びに第七十二条の二十六第一項及び第十一項の規定を適用する。

3 整備法第四十條第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六百六条第一項の登記をしていないものについては公益社団法人とみなし、整備法第四十條第一項の規定により存続する一般財団法人であつて整備法第六百六条第一項の登記をしていないものについては公益財団法人とみなして、第七十三条の四第一項第三号、第三号の二及び第七号、第三百四十八条第二項第九号、第九号の二、第十二号及び第二十六号並びに第七項並びに附則第十五条第十六項の規定を適用する。

4 整備法第四十條第一項の規定により存続する一般財団法人又は一般財団法人であつて整備法第六百六条第一項の登記をしていないもの（認可取消社団法人又は認可取消財団法人にあつては、非営利型法人に該当するものに限る。）については、法人税法第二条第六号の公益法人等とみなして、第二十四条第五項、第五十二条第一項及び第二項（第三号に係る部分に限る。）、第五十三条第三十一項、第二百九十四条第七項、第三百三十二條第一項及び第三項（第三号に係る部分に限る。）、第三百三十一條の八第三十一項並びに第七百一十一條の三十四第二項の規定を適用する。

5 整備法第四十一條第一項の規定により存続する一般財団法人又は一般財団法人であつて整備法第六百六条第一項の登記をしていないもの又は認可取消社団法人若しくは認可取消財団法人については、一般財団法人又は一般財団法人とみなして、第五十二条第一項、第七十二条の二第二項及び第三百三十二條第一項の規定を適用する。

6 整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用

を受けるもの及び整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人については、一般社団法人とみなして、第五十二条第一項、第七十二条の二第二項、第七十二条の五第一項及び第三項並びに第三百三十二條第一項の規定を適用する。

7 道府県は、特定移行一般社団法人等（整備法第四十條第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第六百六条第一項の登記をしたもの）のうち、非営利型法人に該当するものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が次に掲げる不動産を取得した場合においては、第七十三条の二第二項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

一 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

四 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

五 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

六 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

七 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

八 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

九 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

十 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

十一 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

十二 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

十三 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

十四 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

十五 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

十六 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

十七 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

十八 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

十九 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二十 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二十一 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二十二 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二十三 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二十四 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二十五 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二十六 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二十七 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二十八 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

二十九 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三十 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三十一 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三十二 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三十三 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三十四 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三十五 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三十六 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三十七 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三十八 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

三十九 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

四十 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

四十一 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

四十二 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

四十三 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

四十四 当該特定移行一般社団法人等が平成二十二年一月一日前

一項の博物館において当該特定移行一般社団法人等が直接その用に供する固定資産

9 前項の規定の適用を受ける土地又は家屋に係る第四百十五条第一項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条」とあるのは「第三百四十八条又は附則第四十一条第八項」と「同条の規定」とあるのは「これらの規定」とする。

（東日本大震災に係る雑損控除額等の特例）
第四十二条 道府県は、所得割の納税義務者の選択により、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により第三十四条第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額（東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるもの（以下この項において「災害関連支出」という。）の金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項及び次条第一項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日以前までに支出したものに限る。以下この項において「損失対象金額」という。）について、平成二十二年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三十二条第九項及び第三十四条第一項の規定を適用することができる。この場合において、これらの規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の道府県民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定は、平成二十三年度分の第四十五条の第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。
3 道府県民税の所得割の納税義務者又は第三十四条第一項第一号に規定する親族の有する同号

に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出
二 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として政令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）
三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

4 市町村は、所得割の納税義務者の選択により、東日本大震災により第三十四条の二第一項第一号に規定する資産について受けた損失の金額（東日本大震災に関連するやむを得ない支出で政令で定めるもの（以下この項において「災害関連支出」という。）の金額を含み、保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。以下この項及び次条第二項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（災害関連支出がある場合には、次項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項において「損失対象金額」という。）について、平成二十二年において生じた同号に規定する損失の金額として、第三百十三条第九項及び第三十四条の二第一項の規定を適用することができる。この場合において、これらの

規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の平成二十四年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市町村民税に関する規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかつたものとみなす。

5 前項の規定は、平成二十三年度分の第三十七条の二第一項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第三百七条の三第一項の確定申告書を含む。）に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

6 市町村民税の所得割の納税義務者又は第三百十四条の二第一項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する政令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する損失の金額として、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

（東日本大震災に係る雑損失の繰越控除の特例）
第四十三条 所得割の納税義務者が特定雑損失金額（第三十二条第九項に規定する雑損失の金額のうち、特例損失金額に係るものをいう。）を

有する場合には、当該特定雑損失金額が生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る第三十二条の規定の適用については、同条第九項中「金額をいう」とあるのは「金額をいう。」で特定雑損失金額（附則第四十三条第一項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（と、「又は同条第一項」とあるのは「又は第三十四条第一項」と、「除く」とあるのは「除く。」及び当該納税義務者の前年前五年度内において生じた特定雑損失金額（この項又は第三十四条第一項の規定により前年において控除されたものを除く。）は」とする。

2 所得割の納税義務者が特定雑損失金額（第三百十三条第九項に規定する雑損失の金額のうち、特例損失金額に係るものをいう。）を有する場合には、当該特定雑損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る第三百十三条の規定の適用については、同条第九項中「金額をいう」とあるのは「金額をいう。」で特定雑損失金額（附則第四十三条第二項に規定する特定雑損失金額をいう。以下この項において同じ。）以外のもの（と、「又は同条第一項」とあるのは「又は第三十四条の二第一項」と、「除く」とあるのは「除く。」及び当該納税義務者の前年前五年度内において生じた特定雑損失金額（この項又は第三百十四条の二第一項の規定により前年において控除されたものを除く。）は」とする。

（東日本大震災に係る純損失の繰越控除の特例）
第四十四条 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（平成二十三年分の所得税につき青色申告書（所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。第五項において同じ。）を提出している者に限る。）が平成二十三年純損失金額（その者の平成二十三年において生じた第三十二条第八項の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は被災純損失金額（震災特例法第七条第四項

第三号に規定する被災純損失金額をいい、同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合に、当該平成二十三年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る第三十二条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額（附則第四十四条第一項に規定する平成二十三年純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（附則第四十四条第一項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年度内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）とする。」とする。

一 事業資産震災損失額（震災特例法第七条第四項第四号に規定する事業資産震災損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（土地及び土地の上に存する権利以外の震災特例法第六条第二項に規定する固定資産等をいう。次号において同じ。）でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

二 不動産等震災損失額（震災特例法第七条第四項第五号に規定する不動産等震災損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

2 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が平成二十三年特定純損失金額（震災特例法第七条第四項第六号に規定する平成二十三年特定純損失金額をいう。以下

この項において同じ。）又は被災純損失金額（同条第四項第三号に規定する被災純損失金額をいい、平成二十三年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合に、当該平成二十三年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る第三十二条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（附則第四十四条第二項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第九項中「純損失の金額（同項）」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年特定純損失金額（附則第四十四条第二項に規定する平成二十三年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額以外のもの（前項）」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの並びに当該納税義務者の前年前五年度内において生じた平成二十三年特定純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）及び被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）とする。」とする。

3 所得割の納税義務者（前二項の規定の適用を受ける者を除く。）が被災純損失金額（震災特例法第七条第四項第三号に規定する被災純損失金額をいう。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の道府県民税に係る第三十二条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（附則第四十四条第三項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの（）」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の前年前五年度内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）とする。」とする。

4 その有する事業用資産（震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。以下この項において同じ。）が東日本大震災により損壊し又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供するこ

とが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は第三十二条第十項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で政令で定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二 当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

5 所得割の納税義務者のうち次に掲げる要件のいずれかを満たす者（平成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が平成二十三年純損失金額（その者の平成二十三年において生じた第三百十三条第八項の純損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は被災純損失金額（震災特例法第七条第四項第三号に規定する被災純損失金額をいい、同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該平成二十三年純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る第三百十三条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年純損失金額（附則第四十四条第五項に規定する平成二十三年純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額（附則第四十四条第五項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、「を除外する」とあるのは「を除外する」と、同条第九項中「純損失の金額」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額以外のもの（）」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの及び当該納税義務者の

前年前五年度内において生じた被災純損失金額（この項の規定により前年において控除されたものを除く。）とする。

一 事業資産震災損失額（震災特例法第七条第四項第四号に規定する事業資産震災損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産（土地及び土地の上に存する権利以外の震災特例法第六条第二項に規定する固定資産等をいう。次号において同じ。）でその者の営む事業所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

二 不動産等震災損失額（震災特例法第七条第四項第五号に規定する不動産等震災損失額をいう。）の当該納税義務者の有する事業用固定資産でその者の営む不動産所得又は山林所得を生ずべき事業の用に供されるものの価額として政令で定める金額に相当する金額の合計額のうち占める割合が十分の一以上であること。

6 所得割の納税義務者のうち前項各号に掲げる要件のいずれかを満たす者（同項の規定の適用を受ける者を除く。）が平成二十三年特定純損失金額（震災特例法第七条第四項第六号に規定する平成二十三年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）又は被災純損失金額（同条第四項第三号に規定する被災純損失金額をいい、平成二十三年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該平成二十三年特定純損失金額又は当該被災純損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の市町村民税に係る第三百十三条の規定の適用については、同条第八項中「純損失の金額（）」とあるのは「純損失の金額で被災純損失金額（附則第四十四条第六項に規定する被災純損失金額をいう。次項において同じ。）以外のもの（）」と、同条第九項中「純損失の金額（同項）」とあるのは「純損失の金額で平成二十三年特定純損失金額（附則第四十四条第六項に規定する平成二十三年特定純損失金額をいう。以下この項において同じ。）及び被災純損失金額以外のもの（前項）」と、「で政令で定めるもの」とあるのは「で政令で定めるもの並びに当該納税義務者の前年前五年度内において生じた平成二十三年特定純損失金額（この項の規定により前年において

[illegible]

条第一項	同法第三十一項	租税特別措置法第三十一条第一項。
附則第三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百	第三十四条の三まで、第三十五条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む）、第三十五条の二、第三十五条の三、第三十六条の二若しくは第三十六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む）。	
附則第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、百	租税特別措置法第三十一条第一項。 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の第三十一項。	
附則第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、百	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第一項の規定により適用される場合を含む）。	
附則第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、百	同法第三十二項 租税特別措置法第三十二条第一項	
2 その有していた家屋でその居住の用に供して		
いたものが警戒区域設定指示等が行われた日に		
において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に		
所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたこと		
によりその居住の用に供することができなく		
なつた道府県民税の所得割の納税義務者（以下		
この項において「被相続人」という。）の相続		
人（震災特例法第十一条の七第二項に規定する		
相続人をいう。以下この項及び第七項において		
同じ。）が、当該居住の用に供することができ		
なくなつた家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷		

地のに供されている土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等を当該相続人の居住の用に供していない場合に限る。同項において同じ。）における当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等（当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されることができなくなった時の直前において当該家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該家屋の敷地の用に供されている土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第四条、附則第五条の二、附則第三十四条、附則第三十五条の規定を適用する。					
3 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失（震災特例法第十一条の七第四項に規定する滅失をいう。以下この条において同じ。）をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた道府県民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十五条の二、附則第三十三条の三又は附則第三十五条の規定を適用する。					
第一号	第四項	附則 別措置 法第四 十一条	租税特 別措置 法第二十九号） 法律第二十九号） 第十一条の七	東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に 関する法律（平成二十三年法 律第二十九号） 第十一条の七	東日本大震災の被災者等に 係る国税関係法律の臨時特 例に關する法律（平成二十三年 法律第二十九号） 第十一條の七
五	六	第三十 六條の 五	同法	租税特別措置法	第三十六條の五（これらの規 定が東日本大震災の被災者等 に係る国税関係法律の臨時特

7	その有していた家屋でその居住の用に供して	
	同法	により適用される場合を含む。
租税特別措置法		
8	その有していた家屋でその居住の用に供して	
	いたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合には、次の表の上欄に掲げる規定中表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句として、附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。	
附則 租税特 第四 別措置 条第 法第四	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法	

[illegible]

	六条の五	六条の五（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第四項の規定により適用される場合を含む。）
附則第三十四條第三項	租税特別措置法第三十一条の三第一項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第四項の規定により適用される租税特別措置法第三十一条の三第一項
附則第三十五條第五項	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第四項の規定により適用される場合を含む。）	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第四項の規定により適用される場合を含む。）
附則第三十六條	同法第三十二条第一項	租税特別措置法第三十二条第一項
第九	その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによりその居住の用に供することができなくなつた市町村民税の所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人が、当該滅失をした旧家屋の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができるできなかった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該被相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として政令で定める日から引き続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されてい土地等を所有していたもの、とそれぞれみなして、前項の規定により読み替	第三十五条第一項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の七第四項の規定により適用される場合を含む。）

えられた附則第四条、附則第四条の二、附則第五条の四、附則第三十四条、附則第三十四条の二、附則第三十四条の三、附則第三十五条又は附則第三十六条の規定を適用する。

10 第六項から前項までの規定は、これらの規定の適用を受けようとする年度分の第三百七条の第二項又は第三項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時まで提出された第三百七条の第三項の規定による申告書を含む）に、これらの規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらに申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む）に限り、適用する。

(東日本大震災に係る買換資産の取得期間等の延長の特例)

第四十四条の三 附則第四条第二項の規定の適用を受ける道府県民税の所得割の納税義務者（平成二十二年一月一日から平成二十三年三月十一日までの間に同条第一項第一号に規定する譲渡資産の譲渡をした者に限る。）が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同号に規定する買換資産を同号に規定する特定譲渡の日（属する年の前年一月一日から当該特定譲渡の日（属する年の翌年十二月三十一日までの期間（以下この項及び第三項において「取得期間」という。）内に取得（同号に規定する取得をいう。以下この項及び第三項において同じ。）をすることが困難となつた場合において、当該取得期間の初日から当該取得期間を経過した日以後二年以内の日で政令で定める日までの期間内に当該買換資産の取得をする見込みであり、かつ、総務省令で定めるところにより市町村長の承認を受けたとき（震災特例法第十二条の二第二項の税務署長の承認を受けたときを含む。）は、当該取得期間の初日から当該政令で定める日までの期間を取得期間とみなして、附則第四条の規定を適用する。

2 附則第三十四条の二第二項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、東日本大震災に起因するやむを得ない事情により、同項に規定する期間（その末日が平成二十三年十二月三十一日であるものに限る。）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十三号から第十六号までに掲げる土地等の譲渡に該当すること
が困難となつた場合で政令で定める場合におい

[illegible][illegible]

号一		号一	
一項から第三項まで	住宅借入金等の金額	住宅借入金等の金額（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項又は第四項の規定の適用を受ける者の有する平成二十三年から平成二十七年までの居住年に係る同条第五項第一号に規定する新規住宅借入金等の金額を除く。）	
これらの規定	当該金額	当該住宅借入金等の金額	
計算した同項	又、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第九項までの規定	計算した租税特別措置法第四十一条第二項	、阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十六条第一項から第三項まで又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条第三項若しくは第四項若しくは第六項から第十項まで

[illegible][illegible]

二	する法律	しくは第十三条の二第一項
	第十六条	から第四項まで若しくは第六項から第十項まで
一	第一項から第三項まで	

6 前項の場合において、当該納税義務者が平成二十六年から令和三年までの居住年に係る租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等（居住年が平成二十六年である場合には、その同項に規定する居住日が平成二十六年四月一日から同年十二月三十一日までの期間内の日であるものに限る。）の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される附則第五条の四の二第五項中「百分の三」とあるのは「百分の四・二」と、「百分の四」とあるのは「百分の五・六」と、「五万八千五百円」とあるのは「八万九千九百円」と、「七万八千円」とあるのは「十万九千二百円」とする。

（東日本大震災に係る財産形成住宅貯蓄等の利子等に係る利子割の額の還付）

第四十六条 平成二十三年三月十一日から震災特例法の施行の日の前日までの間に震災特例法附則第三条第一項各号に掲げる事実が生じたことにより、当該各号に定める利子、収益の分配又は差益について第七十一条の十第二項の規定により徴収された利子割の額があり、かつ、当該事実が東日本大震災によつて被害を受けたことにより生じたものである場合において、当該徴収された利子割の額がある租税特別措置法第四条の二第一項に規定する勤労者が、政令で定めるところにより、平成二十四年三月十日までに、当該徴収された利子割に係る第二十四条第八項に規定する営業所等所在地の道府県知事に対し、当該徴収された利子割の額の還付を請求したときは、当該営業所等所在の道府県は、第十七条、第十七条の二及び第十七条の四の規定の例によつて、当該徴収された利子割の額を還付し、又は当該勤労者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。この場合において、同条第一項中「次の各号に掲げる過誤納金の区分に従い当該各号に定める日」とあるのは、「附則第四十六条の規定による還付の請求があつた日から一月を経過する日」とする。

（政令への委任）

第四十七条 附則第四十二条から前条までに定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合

における技術的読替えその他これらの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十八条及び第四十九条 削除

（東日本大震災に係る個人の事業税の損失の繰越控除の特例）

第五十条 事業を行う個人のうち震災特例法第七

条第一項各号に掲げる要件のいづれかを満たす者（平成二十三年分の所得税につき青色申告書を提出している者に限る。）が平成二十三年損失金額（その者の平成二十三年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額をいう。以下この項において同じ。）又は被災損失金額（同年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該平成二十三年損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度までの各年度分の個人の事業税に係る第七十二条の四十九の十二の規定の適用については、同条第六項中「損失の金額」とあるのは「損失の金額（附則第五十条第二項に規定する平成二十三年損失金額（以下この項において「平成二十三年損失金額」という。）及び同条第一項に規定する被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）で前年前に控除されなかった部分の金額及び当該個人の前年前五年間において生じた平成二十三年損失金額」と、同条第七項中「損失のうち」とあるのは「損失の金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額及び当該個人の前年前五年間において生じた被災損失金額で前年前に控除されなかった部分の金額」とする。

2 事業を行う個人のうち震災特例法第七条第一

項各号に掲げる要件のいづれかを満たす者（前項の規定の適用を受ける者を除く。）が平成二十三年特定損失金額又は被災損失金額（平成二十三年において生じたものを除く。以下この項において同じ。）を有する場合には、当該平成二十三年特定損失金額又は当該被災損失金額の生じた年の末日の属する年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個人の事業税に係る第七十二条の四十九の十二の規定の適用については、同条第六項中「損失の金額」とあるのは「損失の金額（附則第五十条第二項に規定する被災損失金額（次項において「被災損失金額」という。）を除く。）」と、同条第七項中「損失のうち」とあるのは「損失の金額（附則第五十条第

二項に規定する平成二十三年特定損失金額（以下この項において「平成二十三年特定損失金額」という。）及び被災損失金額を除く。）のうち」と、「部分の金額」とあるのは「部分の金額並びに当該個人の前年前五年間において生じた平成二十三年特定損失金額及び被災損失金額で前年前に控除されなかつた部分の金額」とする。

3 事業を行う個人（前二項の規定の適用を受け

る者を除く。）が被災損失金額を有する場合に
は、当該被災損失金額の生じた年の末日の属す
る年度の翌々年度以後五年度内の各年度分の個
人の事業税に係る第七十二条の四十九の十二の
規定の適用については、同条第六項中「損失の
金額」とあるのは「損失の金額（附則第五十条
第三項に規定する被災損失金額（次項において
「被災損失金額」という。）を除く。）」と、同
条第七項中「損失のうち」とあるのは「損失の
金額（被災損失金額を除く。）のうち」と、「部
分の金額」とあるのは「部分の金額及び当該個
人の前年前五年度において生じた被災損失金額
で前年前に控除されなかった部分の金額」とす

4 この条において、次の各号に掲げる用語の意

義は、当該各号に定めるところによる。

一 青色申告書 所得税法第二条第一項第四十号に規定する青色申告書をいう。

二 被災損失金額 その者のその年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、被災事業用資産震災損失合計額（震災特例法第六条第一項に規定する棚卸資産震災損失額、同条第二項に規定する固定資産震災損失額及び同条第三項に規定する山林震災損失額の合計額で、第七十二条の四十九の第十二項に規定する被災事業用資産の損失の金額に該当するものをいう。）に係るものとして政令で定めるものをいう。

三 平成二十三年特定損失金額 その者の平成二十三年における個人の事業の所得の計算上生じた損失の金額のうち、第七十二条の四十九の十二第七項に規定する被災事業用資産の損失の金額に係るものとして政令で定めるものをいう。

5 第一項から第三項までの規定の適用がある場

合における第七十二条の五十五の規定の適用については、同条第二項中「第七十二条の四十九の第十二六項、第七項又は第十四項」とあるの

は、「附則第五十条の規定により読み替えられた第七十二条の四十九の十二第六項若しくは第七項又は第七十二条の四十九の第十四項」とする。

6 前各項の規定の適用に關し必要な技術的読替

えその他必要な事項は、政令で定める。

（東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例）

第五十一条 東日本大震災により滅失し、又は損

壊した家屋（以下この項及び次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の政令で定める者が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたとき限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する割合（当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以

下この項において「従前の土地」といふのは、所有者その他の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものとして道府県知事が認める当該土地の場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

3 東日本大震災により耕作又は養畜の用に供す

ることが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地）であることを。以下この項及び第六項において同じ。）である」と農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認

取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和八年三月三十一日までに行われたときに限り、価格（当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が一を超えない場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

4 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方

太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下単に「原子力発電所の事故」という。）に関し、
て原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律
第百五十六号）第二十條第二項の規定により規
定する原子力災害対策本部長（同法第十七條第一項に規定する原子力災害対策本部長をいう。以下同
じ。）が市町村長又は都道府県知事に対して行
つた附則第五十五條第一項第一号に掲げる指示
の対象区域（原子力発電所の事故に関し同法
第二十條第二項の規定により原子力災害対策本

部長が市町村長又は都道府県知事に対して行つ

た指示において近く同号に掲げる指示が解除される見込みであるとされた区域を除く。附則第五十二条第二項第一号において「避難指示区域」という。）のうち当面の居住に適さない区域として総務大臣が指定して公示した該区域（以下「居住困難区域」という。）内に当該居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において所在していた家屋（以下この項において「対象区域内家屋」という。）の同日における所有者が、その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下この項及び次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月（代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該対象区域内家屋の床面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「対象土地」という。）の同日における所有者その他の政令で定める者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該対象土地に代わ

るものと道府県知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該対象土地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

6 居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた農用地（以下この項において「対象区域内農用地」という。）の同日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の政令で定める者が、当該対象区域内農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該対象区域内農用地の面積の割合（当該割合が一を超える場合は、一）を乗じて得た額を価格から控除するものとする。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十二条 削除

（揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置の停止）

第五十三条 附則第十二条の二の九の規定は、震災特別法第四十四条の別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

（東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の環境性能割の非課税等）

第五十三条の二 道府県は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した自動車又は第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次条第一項において「被災自動車等」という。）の所有者（第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合）は、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替自動車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第百

四十六条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課することができない。

2 道府県は、次の各号に掲げる自動車又は第四百四十二条第五号に規定する軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次項において「自動車等」という。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合）は、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車（以下この項において「代替自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、当該代替自動車に対しては、自動車税の環境性能割を課することができない。

一 避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替へて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことこの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車等を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域（以下この条及び次条において「自動車等持出困難区域」という。）内に当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた自動車等で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八

十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したものの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等 当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等で、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したものの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの

3 道府県は、自動車等持出困難区域内の自動車等（以下この項及び次条第七項において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の自動車（以下この項及び次条第三項において「他の自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車に対して課する自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 道府県は、自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該自

動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5 道府県知事は、前項の規定により自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

6 前二項の規定により自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第四項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（東日本大震災による被災自動車等の代替自動車等に対する自動車税の種別割の非課税等）

第五十四条 道府県は、前条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の自動車税の種別割を課することができない。

一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間 令和元年度分及び令和二年年度分

二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間 令和二年度分及び令和三年年度分

2 道府県は、前条第二項に規定する政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を前項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された自動車に対しては、第百四十六条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の自動車税の種別割を課することができない。

3 道府県は、前条第三項に規定する政令で定める者が、同項の規定の適用を受けることとなつた場合には、第一項各号に掲げる期間に取得された他の自動車に対する当該各号に定める年度分の自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 道府県は、自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該自動車

税の種別割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5 道府県知事は、前項の規定により自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

6 前二項の規定により自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合からは、第四項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

7 対象区域内自動車等（自動車であるものに限る。以下この項において同じ。）が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなつた場合には、当該対象区域内自動車等は、第四百四十六條第一項の規定の適用については、当該対象区域内自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項に規定する自動車でなかつたものとみなす。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（原子力発電所の事故に関して住民に対し避難指示等を行うことの指示の対象となつた区域内の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税免除等）

第五十五条 市町村長は、当分の間各年度において、原子力発電所の事故に関して原子力災害対策特別措置法第二十条第二項の規定により原子力災害対策本部長が当該各年度の末日までに市町村長又は都道府県知事に対して行つた次に掲げる指示の対象となつた区域（当該各年度の初日の属する年の一月一日前にこれらの指示の対象でなくなつた区域を除く。）のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に対して当該各年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが公益上その他の事由により不適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

一 住民に対し避難のための立退きを行うことを求める指示、勧告、助言その他の行為を行うことの指示

二 前号に掲げるもののほか、これに類するものとして政令で定める指示

2 市町村は、各年度の課税免除区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内に所在する土地及び当該各年度の課税免除区域内に当該各年度に係る賦課期日において所在する家屋に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該各年度分の固定資産税又は都市計画税を課さないものとする。

3 市町村長は、各年度において、当該各年度の前年度の課税免除区域であつて当該各年度の課税免除区域に該当しない区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額（附則第二十九条の五第十六項又は第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第十五条の六から第十五条の十一まで又は次条第十一項若しくは第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この条において同じ。）又は都市計画税額（附則第二十九条の五第十六項又は第十七項の規定の適用を受ける土地にあつてはこれらの規定の適用後の額とし、附則第十五条の六から第十五条の十一まで又は次条第十一項若しくは第十四項の規定の適用を受ける家屋にあつてはこれらの規定の適用後の額とする。以下この条において同じ。）を当該各年度の課税免除区域に該当しない区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

4 市町村は、各年度の減額課税初年度区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内に所在する土地及び当該各年度の減額課税初年度区域内に当該各年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

5 市町村長は、各年度において、当該各年度の前年度の減額課税初年度区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

市町村長は、各年度において、当該各年度の前年度の減額課税初年度区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額して当該各年度分の固定資産税又は都市計画税を課することが適当と認める区域を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

6 市町村は、各年度の減額課税第二年度区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項及び次項において同じ。）内に所在する土地及び当該各年度の減額課税第二年度区域内に当該各年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

7 市町村長は、各年度において、当該各年度の前年度の減額課税第二年度区域のうち、住民の退去又は避難の実施状況、土地及び家屋の使用状況、市町村による役務の提供の状況その他当該区域内の状況を総合的に勘案し、土地及び家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

8 市町村は、各年度の減額課税第三年度区域（前項の規定により公示された区域をいう。以下この項において同じ。）内に所在する土地及び当該各年度の減額課税第三年度区域内に当該各年度に係る賦課期日において所在する家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のそれぞれ二分の一に相当する額を当該土地及び家屋に係る当該各年度分の固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

（東日本大震災に係る被災住宅用地等に対する固定資産税及び都市計画税の特例）
第五十六条 東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（以下この条において「被災住宅用地」という。）のうち、平成二十四年度から令和八年度までの

各年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地の全部又は一部で平成二十三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するものに対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該土地を平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において第三百四十九条の三の第二項に規定する住宅用地（以下この条において「住宅用地」という。）として使用することができないと市町村長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六条第一項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

2 平成二十三年度に係る賦課期日において被災住宅用地を所有し、又はその共有持分を有していた者その他の政令で定める者（以下この項及び第五項において「被災住宅用地の共有者等」という。）が、平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において、当該被災住宅用地の全部若しくは一部を所有し、又はその全部若しくは一部について共有持分を有している場合（前項の規定の適用がある場合を除く。）には、平成二十四年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において当該被災住宅用地の共有者等が所有し、又はその共有持分を有している当該被災住宅用地の全部又は一部のうち政令で定めるもの（第七項において「特定被災住宅用地」という。）で家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「附則第五十六条第一項」とあるのは、「附則第五十六条第二項において準用する同条第一項」と読み替えるものとする。

3 東日本大震災により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋（以下この項及び次項にお

て「被災区分所有家屋」という。）の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百五十二条第二項の規定の適用を受けたもの（平成二十三年三月十一日以後に分割された土地を除く。以下この項及び第八項において「被災共用土地」という。）に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税については、当該被災共用土地に係る納税義務者（当該被災共用土地に係る被災区分所有家屋に係る一の専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。次項において同じ。）で「以上の者が共有していたものがあつた場合には、これらの二以上の者を当該被災共用土地に係る一の納税義務者であるものとする。以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）全員の合意により前項の規定に定められた割合により当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を按分することを、当該市町村の

条例で定めるところにより、市町村長に申し出た場合において、市町村長が同項の規定による按分の方法を参酌し、当該割合により按分することが適当であると認めるときは、当該特定被災共用土地に係る各特定被災共用土地納税義務者は、第十条の二第二項の規定にかかわらず、当該特定被災共用土地に係る固定資産税額を当該割合により按分した額を、当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る固定資産税として納付する義務を負う。

5 市町村長は、被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項の規定の適用を受けようとする場合には、これらの者に、当該市町村の条例で定めるところにより、その旨を申告させることができる。

6 第三百四十三条第七項に規定する仮換地等（平成二十三年一月二日以後に使用し、又は収益することができるとなつたものに限り。以下この項から第九項までにおいて「特定仮換地等」という。）に対応する従前の土地の全部又は一部が被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税について同条第七項の規定により当該被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有等として登記又は登録がなされた被災住宅用地の所有者等をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該特定仮換地等のうち、従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地を被災住宅用地とみなして、第一項及び前項の規定を適用する。この場合において、第一項中「土地以外の土地の全部又は一部で平成二十三年度に係る賦課期日における当該被災住宅用地の所有者その他の政令で定める者（第五項及び第六項において「被災住宅用地の所有者等」という。）が所有するもの」とあるのは「土地以外の土地」と、「附則第五十六條第一項」とあるのは「附則第五十六條第六項の規定により読み替えて適用される同条第一項」と、前項中「被災住宅用地の所有者等又は被災住宅用地の共有者等が第一項又は第二項」とあるのは「次項に規定する特定仮換地等に対応する従前の土地の所有者である同項に規定する被災住宅用地の所有者等が同項の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

7 特定仮換地等に対応する従前の土地の全部又は一部が特定被災住宅用地である場合において、平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災住宅用地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がなされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、前項の規定を準用する。この場合において、同項中「従前の土地のうちの被災住宅用地に相当する土地」とあるのは「従前の土地のうちの特定被災住宅用地に相当する土地」と、「附則第五十六條第六項」とあるのは「附則第五十六條第六項において準用する同条第六項」と、「次項」とあるのは「第七項において準用する次項」と、「である同項に規定する被災住宅用地の所有者等」とあるのは「又は共有者である被災住宅用地の共有者等」と読み替えるものとする。

8 特定仮換地等に対応する従前の土地が被災共用土地である場合において、平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がなされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を被災共用土地とみなして、第三項の規定を適用する。この場合において、同項中「被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「被災共用土地に納税義務者」とあるのは「被災共用土地に納税義務者」と、「被災共用土地に係る納税義務者」と、「被災共用土地に係る持分の割合」とあるのは「特定仮換地等に係る持分の割合」と、「第一項（前項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第六項（第七項において準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用される第一項」とする。

9 特定仮換地等に対応する従前の土地が特定被災共用土地である場合において、平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税について第三百四十三条第七項の規定により当該特定被災共用土地につき登記簿又は土地補充課税台帳に所有者として登記又は登録がなされている者をもつて当該特定仮換地等に係る同条第一項の所有者とみなされたときは、当該特定仮換地等に対して課する平成二十四年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税については、当該特定仮換地等を特定被災共用土地とみなして、第四項の規定を適用する。この場合において、同項中「特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に係る被災区分所有家屋」と、「特定被災共用土地に納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」とする。

10 被災住宅用地の所有者（当該被災住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、当該被災住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行つた場合における当該取得が行われた土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日における家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得が行われた土地のうち被災住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この法律の規定（第三百四十九条の三の二第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六條第十項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

11 市町村は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋の所有者（当該家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、平成二十三年三月十一日から令和八年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を取得し、又は当該損壊した家屋を最初に改築した場合における当該

取得され、又は改築された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得され、又は改築された日（当該家屋が平成二十三年三月十一日以後において二回以上改築された場合には、その最初に改築された日。以下この項において同じ。）の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得され、又は改築された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

12

東日本大震災により滅失し、又は損壊した償却資産の所有者（当該償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）又は当該損壊した償却資産の改良を行つた場合における当該取得又は改良が行われた償却資産（改良が行われた償却資産にあつては、当該償却資産の当該改良が行われた部分とし、当該滅失し、若しくは損壊した償却資産又は当

該取得若しくは改良が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち滅失し、又は損壊した償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条（第二十一項を除く。）から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

13

居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋の敷地の用に供されていた土地で平成二十三年度分の固定資産税について第三百四十九条の三の二の規定の適用を受けたもの（以下この項において「対象区域内住宅用地」という。）の同日における所有者（当該対象区域内住宅用地が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行つた場合における当該取得が行われた土地で新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなつた年度、翌年度又は翌々年度に係る賦課期日において家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該取得が行われた土地のうち対象区域内住宅用地に相当する土地として政令で定めるものを住宅用地とみなして、この法律の規定（同条第二項各号及び第三百八十四条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第三百四十九条の三の二第二項中「住宅用地のうち、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める住宅用地に該当するもの」とあるのは、「附則第五十六条第十三項の規定により住宅用地とみなされた土地のうち政令で定めるもの」とする。

14

市町村は、居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた家屋（以下この項において「対象区域

内家屋」という。）の同日における所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋を同日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月（当該対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋が同日後に新築されたものであるときは、一年）を経過する日までの間に取得した場合における当該取得された家屋に対して課する固定資産税又は都市計画税については、当該家屋が取得された日の属する年の翌年の一月一日（当該家屋が取得された日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から四年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額（附則第十五条の六から第十五条の十一までの規定の適用を受ける家屋にあつては、これらの規定の適用後の額。以下この項において同じ。）又は都市計画税額（同条の規定の適用を受ける家屋にあつては、同条の規定の適用後の額。以下この項において同じ。）のうち、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額（当該家屋が区分所有に係る家屋である場合又は共有物である家屋である場合には、この項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者又は各共有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額。以下この項において「適用部分の税額」という。）のそれぞれ二分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額し、その後二年度分の固定資産税又は都市計画税については、当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額のうち、適用部分の税額のそれぞれ三分の一に相当する額を当該家屋に係る固定資産税額又は都市計画税額から減額するものとする。

15

居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該居住困難区域内に所在していた償却資産（以下この項において「対象区域内償却資産」という。）の同日における所有者（当該対象区域内償却資産が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）その他の政令で定める者が、政令で定める区域内に平成二十八年四月一日から当該居住困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から起算して三月を経過する日までの間に、当該対象区域内償却資産

に代わるものと市町村長（第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事）が認める償却資産の取得（共有持分の取得を含む。以下この項において同じ。）を行つた場合における当該取得が行われた償却資産（当該対象区域内償却資産又は当該取得が行われた償却資産が共有物である場合には、当該償却資産のうち対象区域内償却資産に代わるものとして政令で定める部分とする。）に対して課する固定資産税の課税標準は、第三百四十九条の二の規定にかかわらず、当該償却資産の取得が行われた日後最初に固定資産税を課することとなつた年度から四年度分の固定資産税に限り、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額（第三百四十九条の三又は附則第十五条（第二十一項を除く。）から第十五条の三までの規定の適用を受ける償却資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の二分の一の額）とする。

16

第十二項又は前項の規定の適用がある場合には、附則第十五条の五中「附則第十五条から第十五条の三の二まで」とあるのは、「附則第十五条から第十五条の三の二まで又は附則第五十六条第十二項若しくは第十五項」とする。

17

前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。（東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に対する軽自動車税の環境性能制の非課税等）

第五十七条

市町村は、東日本大震災により滅失し、又は損壊した第四百四十五条第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪以上のもの（以下この項及び次条第一項において「被災自動車等」という。）の所有者（第四百四十七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合においては、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車（以下この項において「代替軽自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が令和三年三月三十一日までに行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能制を課することができない。

2

市町村は、次の各号に掲げる第四百四十五条第三号に規定する自動車又は軽自動車のうち三輪

以上のもの（以下この項及び次項において「自動車等」という。）で政令で定めるもの（以下この条及び次条において「対象区域内用途廃止等自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める三輪以上の軽自動車（以下この項において「代替軽自動車」という。）の取得をした場合には、当該代替軽自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、当該代替軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課することができない。

一 附則第五十三条の二第二項第一号に規定する自動車等持出困難区域（以下この条及び次条において「自動車等持出困難区域」という。）内に当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続してあつた自動車等、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したものの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの、当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十項に規定する引取業者（次号において「引取業者」という。）に引き渡したものの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等、当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したものの又は同日から九月以内に解体したものの

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの、当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したものの又は同日から九月以内に解体したものの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等、当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したものの又は同日から九月以内に解体したものの

に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

イ 自動車等であつて、使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当するもの、当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したものの

ロ イに掲げる自動車等以外の自動車等、当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したものの又は同日から九月以内に解体したものの

3 市町村は、自動車等持出困難区域内の自動車等（以下この項及び次条において「対象区域内自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百七条第一項又は第四百四十四条第一項に規定する場合には、これらの規定に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内自動車等以外の三輪以上の軽自動車（以下この項及び次条第五項において「他の三輪以上の軽自動車」という。）の取得をした場合において、当該他の三輪以上の軽自動車の取得をした後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の三輪以上の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認めるときは、当該他の三輪以上の軽自動車の取得が同日から令和三年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該他の三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

4 附則第二十九条の九第一項に規定する定置場所在道府県（次項において「定置場所在道府県」という。）は、同条第一項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該軽自動車税の環境性能割について前項の規定の適用があることとなつたときは、同項の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

5 定置場所在道府県の知事は、前項の規定により軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならぬ。

6 前二項の規定により軽自動車税の環境性能割に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合においては、第四項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

7 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（東日本大震災による被災自動車等の代替軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の非課税等）

第五十八条 市町村は、前条第一項に規定する政令で定める者が、被災自動車等に代わるものと市町村長が認める三輪以上の軽自動車を次の各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された三輪以上の軽自動車に対しては、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

一 平成三十一年四月一日から令和二年三月三十一日までの期間、令和二年度分

二 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの期間、令和二年度分及び令和三年年度分

2 市町村は、原動機付自転車、軽自動車（二輪のものに限る。）及び二輪の小型自動車（以下この条において「二輪自動車等」という。）であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災二輪自動車等」という。）の所有者（第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を前項各号に掲げる期間に取得した場合には、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

3 市町村は、小型特殊自動車であつて東日本大震災により滅失し、又は損壊したもの（以下この項において「被災小型特殊自動車」という。）の所有者（第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四

十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

4 市町村は、前条第二項に規定する政令で定める者が、対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認める三輪以上の軽自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された三輪以上の軽自動車に対しては、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

5 市町村は、前条第三項に規定する政令で定める者が、他の三輪以上の軽自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の三輪以上の軽自動車を取得した後に、対象区域内自動車等が対象区域内用途廃止等自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の三輪以上の軽自動車を対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の三輪以上の軽自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

6 市町村は、次の各号に掲げる二輪自動車等で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等二輪自動車等」という。）の当該各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十四条第一項に規定する場合には、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認める二輪自動車等を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された二輪自動車等に対しては、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したものの

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等、次に掲げる自動車等の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

た二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したものを

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた二輪自動車等で、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したものを

7 市町村は、自動車等持出困難区域内の二輪自動車等（以下この項及び第十三項において「対象区域内二輪自動車等」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十四条第一項に規定する場合は、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内二輪自動車等以外の二輪自動車等（以下この項において「他の二輪自動車等」という。）を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の二輪自動車等を取得した後に、対象区域内二輪自動車等が対象区域内用途廃止等二輪自動車等に該当することとなり、かつ、当該取得した他の二輪自動車等を対象区域内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の二輪自動車等に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

8 市町村は、次の各号に掲げる小型特殊自動車で政令で定めるもの（以下この条において「対象区域内用途廃止等小型特殊自動車」という。）の当該各号に規定する自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十四条第一項に規定する場合は、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が、対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車を第一項各号に掲げる期間に取得した場合における当該取得された小型特殊自動車に対しては、第四百四十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割を課することができない。

一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車で、当該自動車等持出困難区域内にある間に用途を廃止したもの
二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の

指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車等、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したものを

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた小型特殊自動車等、同日から二月以内に用途を廃止し、又は解体したものを

9 市町村は、自動車等持出困難区域内の小型特殊自動車（以下この項及び第十三項において「対象区域内小型特殊自動車」という。）の当該自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における所有者（第四百四十四条第一項に規定する場合は、同項に規定する買主）その他の政令で定める者が対象区域内小型特殊自動車以外の小型特殊自動車（以下この項において「他の小型特殊自動車」という。）を第一項各号に掲げる期間に取得した場合において、当該他の小型特殊自動車を取得した後に、対象区域内小型特殊自動車が対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなり、かつ、当該取得した他の小型特殊自動車を対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認めるときは、当該他の小型特殊自動車に対する当該各号に定める年度分の軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金に係る納税義務を免除するものとする。

10 市町村は、軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を徴収した場合において、当該軽自動車税の種別割について第五項、第七項又は前項の規定の適用があることとなつたときは、これらの規定の政令で定める者の申請に基づいて、当該地方団体の徴収金を還付するものとする。

11 市町村長は、前項の規定により軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を還付する場合において、還付を受けるべき者の未納に係る地方団体の徴収金があるときは、当該還付すべき額をこれに充当しなければならない。

12 前二項の規定により軽自動車税の種別割に係る地方団体の徴収金を還付し、又は充当する場合に、第十項の規定による還付の申請があつた日から起算して十日を経過した日を第十七条の四第一項各号に掲げる日とみなして、同項の規定を適用する。

13 対象区域内自動車等（三輪以上の軽自動車に限る。）、対象区域内二輪自動車等又は対象区域内小型特殊自動車（以下この項において「対象区域内軽自動車等」という。）が、対象区域内用途廃止等自動車等、対象区域内用途廃止等二輪自動車等又は対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に該当することとなつた場合には、当該対象区域内軽自動車等は、第四百四十三条第一項の規定の適用については、当該対象区域内軽自動車等に係る自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後軽自動車等でなかつたものとみなす。

14 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。
（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例）

第五十九条 地方団体の長は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り。）である感染症をいう。附則第六十二条第一項及び第六十三条第一項において同じ。）及びそのまん延防止のための措置の影響により令和二年二月一日以後に納税者又は特別徴収義務者の事業につき相当な収入の減少であつて総務省令で定める事実があつたことその他これに類する事実（次項において「新型コロナウイルス感染症等」という。）がある場合において、これらの者が特定日（徴収の猶予の対象となる地方団体の徴収金の期日として政令で定める日）をいう。第一号において同じ。）までに納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金で次に掲げるものの全部又は一部を一時に納付し、又は納入すること困難であると認められるときは、政令で定めるところにより、その地方団体の徴収金の納期限内にされたこれらの者の申請（地方団体の長においてやむを得ない理由があると認める場合には、その地方団体の徴収金の納期限後から一年以内の期間（第二号に掲げる地方団体の徴収金については、政令で定める期間）を限り、その地方団体の徴収金の全部又は一部の徴収を猶予することができる。

一 特定日以前に納税義務又は特別徴収義務の成立した地方税（政令で定めるものを除く。）

に係る地方団体の徴収金で、納期限が令和二年二月一日以後に到来するものうち、その申請の日以前に納付し、又は納入すべき税額の確定したもの

二 政令で定める地方税に係る地方団体の徴収金でその納期限が令和二年二月一日以後に到来するもの

2 前項の規定による徴収の猶予の申請をしようとする者は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実があること及びその地方団体の徴収金の全部又は一部を一時に納付し、又は納入することが困難である事情の詳細、当該猶予を受けようとする金額及びその期間その他の政令で定める事項を記載した申請書に、当該新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実を証するに足る書類、財産目録その他の政令で定める書類を添付し、これを地方団体の長に提出しなければならない。

3 第十五条の二（第一項から第三項までを除く。）、第十五条の二の二から第十五条の三まで並びに第十五条の九第一項及び第二項の規定は、第一項の規定による徴収の猶予並びに前項の規定による申請書の提出及び同項の規定により添付すべき書類について準用する。この場合において、同条第一項中「災害等による徴収の猶予若しくは」とあるのは、「災害等による徴収の猶予、附則第五十九条第一項の規定による徴収の猶予若しくは」と読み替えるものとする。

4 第一項の規定による徴収の猶予は、第十五条第三項に規定する徴収の猶予とみなして、第十五条の五第一項、第十五条の六第一項及び第二項、第十六条の二第一項、第十八条の二第四項並びに第二十条の五の三の規定を適用する。

5 第一項の規定による徴収の猶予をした場合における第十五条第一項の規定の適用については、同項中「場合」とあるのは、「場合（附則第五十九条第一項の規定の適用を受ける場合を除く。）」とする。

6 前各項の規定の適用がある場合におけるこの法律の規定に関する技術的読替えその他当該各項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第六十条 道府県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応する

ための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第五條第四項に規定する指定行事（第三項において「指定行事」という。）の同条第一項に規定する中止等（第三項において「中止等」という。）により生じた同条第一項に規定する入場料金等払戻請求権（次項から第四項までにおいて「入場料金等払戻請求権」という。）の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該道府県の条例で定めるもの（次項において「道府県払戻請求権放棄」という。）を同条第一項に規定する指定期間（次項から第四項までにおいて「指定期間」という。）内にした場合においては、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に道府県放棄払戻請求権相当額の第三十七條の二第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、道府県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する道府県放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において道府県払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第三十七條の二第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

3 市町村民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして当該市町村の条例で定めるもの（次項において「市町村払戻請求権放棄」という。）を指定期間内にした場合においては、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に市町村放棄払戻請求権相当額の第三十四條の七第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、市町村民税に関する規定を適用する。

4 前項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において市町村払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額（第三十四條の七第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶと認められるものの金額を除く。）の合計額（当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円）をいう。

（新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例）

第六十一條 道府県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六條の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五條の四の二第三項及び第四十五條第三項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、「令和四年」とする。

2 市町村民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六條の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第五條の四の二第七項及び第四十五條第六項の規定の適用については、これらの規定中「令和三年」とあるのは、「令和四年」とする。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第六十二條 第七十三條の二十四第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第七十三條の二十七の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を政令で定める日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内（その者の居住の用に供したことができないことにつき総務省令で定めるところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合には限る。）は、同項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日」から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内に」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第七十三條の二十五第一項及び第七十三條の二十七の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十三條の二十五第一項	同項第二号	一年以内（第七十三條の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第一号	第七十三條の二十七の二第二項	六月以内	六月以内
当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十三條の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第一号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十三條の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第一号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十三條の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第一号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十三條の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第一号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十三條の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第一号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修（第七十三條の二十七の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。）の日後六月以内の日まで、前条第三項第一号

（新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例）

第六十三條 租税特別措置法第十條第八項第六号に規定する中小事業者又は同法第四十二條の四第十九項第七号に規定する中小企業者（以下この条において「中小事業者等」という。）（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二條第五項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者を除く。次項において同じ。）が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋（その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの（これに類する家屋で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。）に限る。）及び償却資産（以下この条において「特例対象資産」という。）に対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九條、第三百四十九條の二又は第七百二十九條の規定にかかわらず、令和三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、当該特例対象資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合（令和二年二月から十月までの間における連続する三月の期間の当該中小事業者等の収入の合計額（当該中小事業者等が行う全ての事業に係る収入の合計額をいう。以下この号において同じ。）を当該期間間の初日の一年前の日から起算して三月を経過する日までの期間の当該中小事業者等の収入の合計額で除して得た割合をいう。次号において同じ。）が百分の五十以下となる場合等

二 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により当該中小事業者等の事業収入割合が百分の七十以下となる場合（前号に掲げる場合を除く。）二分の一前項の規定は、中小事業者等から、令和三年一月三十一日までに、総務省令で定める書類を添付して、市町村長（特例対象資産が第三百八十九條の規定の適用を受ける場合には、当該特例対象資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事。次項において同じ。）に当該特例対象資産につき前項の規定の適用があるべき旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

3 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該申告に係る特例対象資産につき第一項の規定を適用することができ。

4 第二項の規定により申告すべき事項について虚偽の申告をしたときは、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をした場合には、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金刑を科する。

（固定資産税の課税標準に係る課税明細書の記載事項の特例）

第六十四條 前条の規定の適用がある場合には、附則第十五條の四（附則第十五條から第十五條の三まで）とあるのは、「附則第十五條から第十五條の三まで又は第六十三條」とする。

（固定資産課税台帳の登録事項の特例）

第六十四條の二 附則第六十三條の規定の適用がある場合には、附則第十五條の五（附則第十五條から第十五條の三の二まで）とあるのは、「附則第十五條から第十五條の三の二まで又は第六十三條」とする。

（新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金の交付）

第六十五条 国は、固定資産税及び都市計画税の収入が附則第六十三条並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）

附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法附則第六十四条の規定による課税標準の特例（以下この条から附則第六十七条までにおいて「課税標準特例」という。）により減少することに伴う道府県及び市町村（第七百三十四条第一項後段及び第七百三十五条第一項後段の規定により市とみなされる都を含む。附則第七十条第二項を除き、以下同じ。）の減収を補填するため、令和三年度から令和八年度までの間、道府県及び市町村に対して、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金（以下「特別交付金」という。）を交付する。

2 特別交付金の種類は、固定資産税減収補填特別交付金（固定資産税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度から令和八年度までの各年度において交付する交付金という。第四項及び次条において同じ。）及び都市計画税減収補填特別交付金（都市計画税の課税標準特例による減収額を埋めるために令和三年度において交付する交付金という。以下同じ。）とする。

3 令和三年度から令和八年度までの各年度分として交付すべき特別交付金の総額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金総額及び附則第六十七条第一項に規定する都市計画税減収補填特別交付金総額の合算額とし、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては当該年度における次条第一項に規定する固定資産税減収補填特別交付金総額とする。

4 令和三年度から令和八年度までの各年度分として各道府県又は各市町村に対して交付すべき特別交付金の額は、令和三年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額並びに附則第六十七条第二項及び第三項

の規定により交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額とし、令和四年度から令和八年度までの各年度にあつては当該年度における次条第二項から第四項までの規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額とする。

（固定資産税減収補填特別交付金の額）
第六十六条 令和三年度から令和八年度までの各年度分として交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の総額は、各道府県及び各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（第四項において「固定資産税減収補填特別交付金総額」という。）とする。

2 令和三年度から令和八年度までの各年度分として各道府県に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各道府県における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3 令和三年度から令和八年度までの各年度分として各市町村に対して交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の固定資産税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

4 固定資産税減収補填特別交付金総額と、当該年度において前二項の規定により各道府県及び各市町村について算定した固定資産税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、総務省令で定めるところにより、その差額を各道府県及び各市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額をそれぞれ当該道府県又は当該市町村の固定資産税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（都市計画税減収補填特別交付金の額）
第六十七条 令和三年度分として交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の総額は、各市町村における当該年度の都市計画税の課税標準特例による減収見込額の合算額に相当する額として予算で定める額（第三項において「都市計画税減収補填特別交付金総額」という。）とする。

2 令和三年度分として各市町村に対して交付すべき都市計画税減収補填特別交付金の額は、各市町村における当該年度の都市計画税の課税標準特例による減収額に相当する額として総務省令で定めるところにより算定した額とする。

3 都市計画税減収補填特別交付金総額と、当該年度において前項の規定により各市町村について算定した都市計画税減収補填特別交付金の額の合算額との間に差額があるときは、総務省令で定めるところにより、その差額を各市町村の都市計画税減収補填特別交付金の額で按分し、当該按分した額に相当する額をそれぞれ当該市町村の都市計画税減収補填特別交付金の額に加算し、又はこれから減額する。

（特別交付金の算定の時期等）
第六十八条 総務大臣は、附則第六十五条第四項の規定により各道府県又は各市町村に交付すべき特別交付金の額を、令和三年度から令和八年度までの各年度の三月中に決定し、これを当該道府県又は当該市町村に通知しなければならない。

（特別交付金の交付時期）
第六十九条 特別交付金は、令和三年度から令和八年度までの各年度の三月に交付する。

（特別交付金の算定に用いる資料の提出等）
第七十条 道府県知事は、総務省令で定めるところにより、当該道府県の特別交付金の額の算定に用いる資料を総務大臣に提出しなければならない。

2 市町村長は、総務省令で定めるところにより、当該市町村の特別交付金の額の算定に用いる資料を道府県知事に提出しなければならない。この場合において、道府県知事は、当該資料を審査し、総務大臣に送付しなければならない。

（特別交付金の使途）
第七十一条 市町村は、交付を受けた特別交付金の額のうち都市計画税減収補填特別交付金の額を、第七百二条第一項に規定する費用に充てるものとする。

（交付税及び譲与税配付金特別会計における特別交付金に係る繰入れ等）
第七十二条 附則第六十五条第三項に規定する特別交付金の総額は、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第六十六条の規定にかかわらず、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れるものとする。

2 特別会計に関する法律第二十三条及び附則第十一條の規定によるほか、前項の規定による一般会計からの繰入金金は令和三年度から令和八年度までの各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計の歳入とし、特別交付金は当該各年度における同会計の歳出とする。

（基準財政収入額の算定方法の特例）
第七十三条 各道府県及び各市町村に対して交付すべき普通交付税の額の算定に用いる基準財政収入額を算定する場合における地方交付税法第十四条第一項の規定の適用については、令和三年度から令和八年度までの間、同項中「当該道府県の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項並びに地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号。以下この項において「地方税法等改正法」という。）附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）附則第六十四条及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「五年旧地方税法」という。）附則第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該道府県の普通税」と、当該市町村の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項並びに地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた五年旧地方税法附則第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該指定市の普通税」と、

「当該指定市の普通税」とあるのは「地方税法附則第六十三条第一項並びに地方税法等改正法附則第十二条第九項の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第六十四条及び地方税法等改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた五年旧地方税法附則第六十四条の規定の適用がないものとした場合における当該指定市の普通税」とする。

（地方公共団体における年度間の財源の調整の特例）
第七十四条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第四条の三第一項の規定の適用については、令和三年度から令和八年度までの間、同項中「普通税」とあるのは、「普通税、固定資産税減収補填特別交付金」とする。

（特別区財政調整交付金の特例）
第七十五条 地方自治法第二百八十二条第二項の規定の適用については、令和三年度から令和八

年度までの間、同項中「係る額」とあるのは、「係る額」と地方税法附則第六十六条第三項の規定により交付すべき固定資産税減収補填特別交付金の額」とする。

(地方財政審議会の意見の聴取)

第七十六条 総務大臣は、特別交付金の交付に関する命令の制定又は改廃の立案をしようとする場合及び附則第六十八条の規定により各道府県又は各市町村に交付すべき特別交付金の額を決定しようとする場合には、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(命令への委任)

第七十七条 附則第六十五条から前条までに定めるもののほか、特別交付金の算定及び交付その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、命令で定める。

附則 (昭和二十五年二月一八日法律第二七七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十五年二月二〇日法律第二九〇号)

1 この法律は、新法の施行の日から施行する。

附則 (昭和二十六年三月二九日法律第四五号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

附則 (昭和二十六年三月三十一日法律第八九号) 抄

1 この法律は、農業委員会法(昭和二十六年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

附則 (昭和二十六年三月三十一日法律第九五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、この法律中に特別の定がある場合を除く外、市町村民税に関する改正規定中法人税割に関する部分及び事業税に関する改正規定中法人の行う事業に対する事業税に関する部分については昭和二十六年一月一日の属する事業年度分から、その他の部分については昭和二十六年度分の地方税から適用する。但し、固定資産税に関する改正規定中第三百八十九条第一項に関する部分は、昭和二十七年年度分から適用するものとする。

3 改正後の第十一条の二及び第十一条の三の規定は、この法律の施行後に納期限が到来した地方団体の徴収金から適用する。

4 改正後の第十五条の規定は、この法律施行の際、改正前の地方税法の規定によつて交付を求

めている地方団体の徴収金と国の徴収金との間における徴収の順位の決定から適用する。この場合において、国税の督促手数料は、国税の滞納処分費とみなして改正後の第十五条第四項及び第五項の規定を適用する。

7 改正後の第十六条の四第五項の規定の適用については、国税徴収法の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第七十八号)による改正前の国税徴収法の規定による国税の督促手数料は、国税の滞納処分費とみなす。

9 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

附則 (昭和二十六年四月三日法律第一二六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年六月二日法律第一九一号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、昭和二十六年七月一日から施行する。

附則 (昭和二十六年六月二日法律第二二七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年二月二九日法律第二六九号)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十六年二月二九日法律第二八五号)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

附則 (昭和二十七年三月二七日法律第一一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年六月二八日法律第二一六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行し、入場税、遊興飲食税及び電気ガス税に関する改正規定は昭和二十八年四月一日までの間において政令で定める日(特別徴収に係る電気ガス税に関する部分については、同日以後において収納すべき料金に係る分)から、市町村民税に関する改正規定中法人税割に関する部分については昭和二十七年一月一日の属する事業年度分から、広告税及び接客人税に関する改正規定は昭和二十七年七月一日から、その他の改正規定は昭和二十七年年度分の地方税から適用する。この場合において、年税又は期税である広告税及び接客人税

にあつては、昭和二十七年六月まで月割をもつて課するものとする。

附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二五一号) 抄

1 この法律は、公社法の施行の日から施行する。

附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二六二号) 抄

1 この法律は、自治庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十一号)施行の日から施行する。

4 この法律施行前法令の規定に基いて地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長がした処分又は地方財政委員会若しくは地方財政委員会委員長に對してした請求、異議の申立その他の行為は、この法律施行後における法令の相当規定に基いて自治庁長官がした処分又は自治庁長官に對してした請求、異議の申立その他の行為とみなす。

5 この法律施行の際現に効力を有する地方財政委員会規則又は全国選挙管理委員会規則は、この法律の施行後は、それぞれ、政令をもつて規定すべき事項を規定するものについては政令としての、総理府令をもつて規定すべき事項を規定するものについては総理府令としての効力を有するものとする。

附則 (昭和二十七年七月三十一日法律第二六六号) 抄

1 この法律は、昭和二十七年八月一日から施行する。

附則 (昭和二十七年八月一日法律第二九五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年八月一四日法律第三〇五号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定を除き、公布の日から施行し、附則第六項及び附則第十六項から附則第二十六項までの規定は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和二十七年二月二五日法律第三三〇号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年二月二七日法律第三四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年二月二七日法律第三四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年二月二七日法律第三四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年二月二七日法律第三四六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十七年二月二九日法律第三五五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年三月二六日法律第二四号)

1 この法律は、公布の日から施行し、第五条の規定は、昭和二十八年度分の地方税から適用する。

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和二十八年七月三〇日法律第九一号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年七月三十一日法律第一〇七号) 抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

附則 (昭和二十八年八月一日法律第一三八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月一日法律第一四三号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、昭和二十八年十月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月一日法律第一六一号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月一日法律第一六四号) 抄

1 この法律は、昭和二十八年八月一日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月八日法律第一八八号) 抄

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める。

附則 (昭和二十八年八月一〇日法律第一九六号) 抄

1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和二十八年八月一三日法律第二〇二号) 抄

1 この法律中、第三百三条、第三百七条、第三百十条、第三百二十一条の四第一項並びに第三

百二十一条の五第一項及び第二項の改正規定並びに附則第九項の規定は昭和二十九年一月一日から、その他の規定（以下「その他の規定」という。）は公布の日から施行し、その他の規定中第九條、第十條、第十五條、第二百九十二條第十一號、第三百二十一條の八、第三百二十一條の十三、第七百四十二條の二及び第七百七十六條の二の改正規定並びに附則の規定以外の規定は、昭和二十八年年度分（漁船保険中央会に係る市町村民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあつては、昭和二十八年一月一日の属する事業年度分）の地方税から適用する。

3 改正後の地方税法第九條第二項から第四項まで並びに第十條第二項及び第四項の規定は、この法律（その他の規定に係る部分をいう。以下本項、次項、附則第八項及び附則第十項において同じ。）施行後残余財産の分配若しくは引渡又は相続の開始があつた場合における当該分配若しくは引渡をする法人又は被相続人（包括遺贈者を含む。以下本項において同じ。）に係る地方税、納入金又は地方団体の徴収金について適用し、この法律施行前に残余財産の分配若しくは引渡又は相続の開始があつた場合における当該分配若しくは引渡をする法人又は被相続人に係る地方税、納入金又は地方団体の徴収金については、なお、従前の例による。

4 改正後の地方税法第十五條第三項の規定は、この法律施行の日において現に交付要求中の地方団体の徴収金及びこの法律施行の日以後において交付要求をする地方団体の徴収金について適用する。

5 改正後の地方税法第二百九十二條第十一號、第三百二十一條の八及び第三百二十一條の十三の規定は、昭和二十八年八月一日以後において法人税割の納期限が到来する分について適用する。

附則（昭和二十八年八月一日法律第二〇七号）抄

1 この法律は、昭和二十八年十一月一日から施行する。

附則（昭和二十八年八月一日法律第二一一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和二十八年八月一日法律第二二七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律施行の期日は、公布の日から起算して三月をこえない期間内において、政令で定める。

附則（昭和二十八年八月一日法律第二四〇号）抄

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

附則（昭和二十九年五月一日法律九五五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、娯楽施設利用税に関する改正規定並びに附則第五十二項及び第五十三項の規定は、入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）施行の日から、遊興飲食税に関する改正規定は、昭和二十九年七月一日から施行する。

2 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定めがあるものを除く外、法人（法人税法第四條の法人を除く。）の道府県民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和二十九年一月一日の属する事業年度分から、法人の市町村民税に関する部分は昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、その他の部分（娯楽施設利用税及び遊興飲食税に関する部分を除く。）は昭和二十九年年度分の地方税から適用する。

3 新法第五十三條第五項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度以降の事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため法人税法第二十六條の四の規定によつて法人税額の還付を受けたものについて昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から適用する。

7 昭和二十九年四月一日前に地方鉄道軌道整備法第三條第一項第三号に該当するものとして運輸大臣の認定を受け、又は同法第八條第三項の規定による補助を受けたものについては、同年同月同日において当該認定を受け、又は当該補助を受けたものとみなして、新法第七十二條の十八第二項の規定を適用する。

11 昭和二十九年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前において新法第三百四十九條

の第三第六項に規定する船舶による運送業を行つていた法人の事業税については、従前から法人税の課税標準である所得の計算の例によつて所得の計算が行われていたものとして新法の規定を適用する。

14 地方鉄道事業及び軌道事業以外の運送業、運送取扱業、生命保険業又は農業を行う法人（新たに設立した内国法人又は新たに外国法人となつたものを除く。）でその事業年度の期間が六月をこえるものがこの法律の施行後最初に当該事業年度について申告納付すべき事業税は、前項に該当する場合を除き、新法第七十二條の二十六第一項但書の規定によつて申告納付しなればならない。

23 新法第七十三條の二から第七十三條の四十四までの規定は、建築された家屋に対して課する不動産取得税については、昭和二十九年七月一日から適用する。

24 昭和二十七年五月十五日以前において旧連合国最高司令官の要求に基いて使用されていた土地又は家屋で政令で指定する区域にあるものが返還された場合において、昭和二十九年七月一日以後当該土地に家屋を新築し、又は当該家屋を増築し、若しくは改築したときは、その新築、増築又は改築が当該土地等の返還を受けた日から三年以内に行われたものである場合に限り、当該新築、増築又は改築については、不動産取得税を課さないものとする。

25 新法中道府県たばこ消費税に関する規定は、昭和二十九年四月一日以後小売人又は国内消費

用として直接消費者に売り渡された製造たばこについて適用する。

26 新法第三百九十九條の三の規定は、昭和二十七年以降の年において純損失が生じたため所得税法第三十六條の規定によつて所得税額の還付を受けたものについて昭和二十九年年度分から、新法第三百二十一條の八第五項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度以降の事業年度において総損金が総益金をこえることとなつたため法人税法第二十六條の四の規定によつて、法人税額の還付を受けたものについて昭和二十九年四月一日の属する事業年度分から、新法第三百二十七條第一項の規定は、昭和二十九年四月一

日以降において新法第三百二十一條の八第四項の納期限が到来する分それぞれ適用するものとし、同日前にその納期限が到来した法人税割額に係る延滞金額については、なお、従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

28 新法第三百四十九條の三、第四百條の二及び第五章第二節の規定並びに固定資産税に係るその他の新法の規定（新法第四百七十七條第二項を除く。）中新法第三百四十九條の三及び第五章第二節の規定に係る部分は、昭和三十年度分の固定資産税から、固定資産税に係るその他の新法の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、昭和二十九年年度分の固定資産税から適用する。

30 新法第三百四十八條第二項第二号の二の規定は、昭和二十九年一月一日以後において建設されたトンネルについて適用する。

32 新法第三百四十九條の二第一項の規定は昭和二十八年一月二日以降において建設された同法同条同項に規定する家屋及び償却資産について、同法同条第二項の規定は昭和二十八年一月二日以降において敷設された同法同条同項に規定する構築物について、同法同条第三項及び第四項の規定は昭和二十八年一月二日以降において取得され、又は製作された当該各項に規定する機械設備等について、同法同条第六項の規定は昭和二十八年一月二日以降において航空運送事業を開始した者が所有し、且つ、運航する航空機について、それぞれ昭和二十九年年度分の固定資産税から適用する。

33 新法第三百四十九條の二第一項の規定は、昭和二十八年一月一日以前において建設された同法同条同項に規定する家屋及び償却資産に対しても適用するものとする。この場合において、当該固定資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該固定資産が建設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和二十八年年度までの年度の数を十から控除して得た数（以下本項中「残存年度数」という。）が五をこえるときは、昭和二十九年年度分からその五をこえる数に相当する年度分については当該固定資産の価額の三分の一の額、その後五年度分については当該固定資産の価額の三分の二の額とし、残存年度数が五以下であるときは、昭和二十九年年度分からその数に相当

1 この法律は、昭和三十年三月三十一日以前において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三〇年七月二九日法律第九
号）抄

1 この法律は、昭和三十年九月一日から施行する。

1 この法律は、公布の日から施行する。

条の十四及び第七十二条の十七の規定は、医療法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税又は昭和三十一年度分の個人の事業税から適用し、医療法人の同日前に終了した事業年度分の法人の事業税又は昭和三十一年度分以前の個人の事業税については、なお従前の例による。

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、道府県民税のうち、個人の道府県民税及び法人税法第四条の法人（新法第五十二条第二項に規定する法人税法

第四条の法人をいう。以下本項中同じ。）の均等割に関する部分は昭和三十一年度分の道府県民税から、法人税割に関する部分は昭和三十年

七月一日の属する事業年度以降の事業年度及び同日以後の解散又は合併による清算所得に對する法人税額に係る道府県民税（清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る法人税割を含む）

む。か、法人の行う事業に対する事業税に
関する部分は昭和三十年七月一日の属する事業
年度以降の事業年度分及び同日以後の解散又は
合併による清算所得に対する事業税（清算中の
事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分
配により納付すべき事業税を含む。）から、不

から、娛樂施設利用税に関する部分は昭和三十一年十月一日から、遊興飲食税に関する部分は昭和三十一年十一月一日から、市町村民税のうち、個人の市町村民税に関する部分（第二百九十二条第一号、第二号、第五号、第七号及び第九十二号の改正規定に係る部分を除く。）は昭和三十一年度分から、法人の均等割に関する部分は昭和三十一年四月一日以後に事業年度の終了する

法人の市町村民税から、法人税法第四条の法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定のあるものの均等割に関する部分は昭和三十一年度分の法人等の市町村民税から、法人

税割に關する部分は昭和三十年七月一日の屬する事業年度以降の事業年度及び同日以後の解散又は合併による清算所得に對する法人税額に係る分（清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る分を含む）から、固定資産税に關する部分（第三百四十九條の三第四項、第三百四十九條の四第一項、第四百二十三條第九項及び第十項並びに第四百二十四條の改正規定に係る

部分並びに附則第二十二項から第二十七項までに係る部分を除く。）は昭和三十一年度分の固定資産税から、その他の部分は昭和三十年年度分の地方税から適用する。

(市町村の廃置分合等があつた場合の課税権の承継に関する規定の適用)

は、この法律の施行の日以後において、廃置分合又は境界変更が行われる地方団体について適用する。

(還付又は充当加算金に関する規定の適用)

新法第十八条第一項の規定は、この法律の施行の日以後において還付し、又は充当すべき額について適用する。ただし、当該額でこの法律の施行前の期間に対応するものについては、な

お、従前の例による。

（道府県民税に関する規定の適用）

新法第三十三条第三項、第三十六条（第三項を除く。）及び第四十条第一項の規定は、この

法律の施行の日以後において市町村の廢置分合又は境界変更が行われる市町村について適用し、新法第三十六条第三項の規定は、この法律の施行の日前において市町村の廢置分合又は境界変更が行われた市町村についても適用するものとする。

(事業税に関する規定の適用)

新法第七十二条の十三第六項、第七十二条の十四第三項、第七十二条の二十三の二、第七十二条の二十九第一項（清算中の法人の合併に關する部分に限る。）及び第三項ただし書並びに第七十二条の三十第三項ただし書の規定は、清算中の法人が昭和三十年七月一日以後に継続し、又は合併により消滅した場合について適用する。

新法第七十二條の四十八第四項及び第五項の規定は、昭和三十年六月三十日以前に解散した法人で同日までに清算の終了しないものに対しても適用する。

し、又は合併により消滅した場合において、当該法人の清算中の期間に係る事業税（旧地方税法（昭和二十三年法律第一百十号）の規定による事業税附加税及び事業税割並びに旧地方税法（昭和十五年法律第六十号）の規定による営業税、営業税附加税及び営業税割を含む。）の賦課徴収に關して必要な事項は、政令で定めることができる。

（道府県たばこ消費税に関する規定の適用）
新法第七十四条の二の規定は、昭和三十一年三月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用

するものとし、同日前に係る分については、なお、従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）

第四項の規定を昭和三十一年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税から適用する場合において、当該法人の当該事業年度の

開始の日が昭和三十一年四月一日前であるときは、当該法人が当該事業年度について申告納付すべき法人の市町村民税に限り、同法同条同項中「法人税額の課税標準の算定期間」とあるのは、「昭和三十一年四月一日から同年同月同日の属する事業年度に係る法人税額の課税標準の属する事業年度の期間」と読み替えるものとし、法人の昭和三十年七月一日の属する事業

法第七百条の二十五の規定による自治庁職員の質問、検査又は採取は、軽油引取税に関する部分の施行の日前においても行うことができる。この場合においては、新法第七百条の十三第一項第一号及び第二項、第七百条の十八、第七百条の十九第一項及び第三項並びに第七百条の二十六の規定の適用があるものとする。

第十二条 この法律中軽油引取税に関する部分の施行の際、新法第七百条の十一第一項に規定する軽油引取税の特別徴収義務者でない販売業者が一キロリットル以上の軽油を所持している場合においては、当該販売業者が、当該部分の施行の日に、新法業者から軽油の引取を行ったものとみなし、新法の規定を適用する。

第十三条 前条の場合においては、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、当該販売業者は、この法律中軽油引取税に関する部分の施行の日から起算して十五日以内に、前条の規定により特約業者から行った引取とみなされる軽油の所持に係る軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を当該販売業者の事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

2 道府県知事は、前項の場合における軽油引取税の税額が政令で定める額をこえるときは、政令で定めるところにより、当該販売業者の申請により、当該税額のうち当該政令で定める額をこえる部分について、三月以内の期間を限って徴収猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該販売業者から担保を徴することができる。

3 新法第十六条の三第三項から第六項まで及び第十六条の四第二項から第五項までの規定は、前項の規定によつて徴収猶予を受けた納税者が担保を提供する場合及びその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合について準用する。この場合において、同法第十六条の三第三項中「前二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第八十一号）附則第十三条第二項」と、同条第六項中「第一項及び第二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三条第二項」と、同法第十六条の四第二項中「第十六条の二の規定によつて徴収猶予を受けた者がその

徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付せず、若しくは納入しない場合又は前項の規定によつて徴収する場合」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三条第二項の規定によつて徴収猶予を受けた者がその徴収猶予を受けた地方団体の徴収金を期限内に納付しない場合」と、同条第四項及び第五項中「第十六条の二」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律附則第十三条第二項」と読み替えるものとする。

4 道府県知事は、第二項の規定によつて徴収猶予をした場合においては、その徴収猶予をした税額に係る延滞金及び延滞加算金中当該徴収猶予をした期間内に対応する部分の金額を免除するものとする。

（改正前の地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱）
第十四条 改正前の地方税法の規定に基いて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお、従前の例による。

第十五条 前十三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（外航船舶による運送業に対する法人の事業税の特例の適用）

第二十条 前条の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第九十五号）附則第十一項の規定は、昭和二十九年四月一日の属する事業年度以降の事業年度分の事業税から適用する。

附則（昭和三十一年四月二七日法律第八十五号）抄

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める。

附則（昭和三十一年五月四日法律第九十二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年五月四日法律第九十三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律は、施行の日から十年以内に廃止するものとする。

附則（昭和三十一年五月四日法律第九十四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年五月二一日法律第九十七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年五月二一日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十一年六月六日法律第一三四号）抄

第一条 この法律は、昭和三十一年七月一日から施行する。

附則（昭和三十一年六月二二日法律第一四八号）抄

1 この法律は、地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）の施行の日から施行する。

2 この法律の施行の際海区漁業調整委員会の委員又は農業委員会の委員の職にある者の兼業禁止及びこの法律の施行に伴う都道府県又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行している事務の地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）又は指定都市の市長若しくは委員会その他の機関への引継に關し必要な経過措置は、それぞれ地方自治法の一部を改正する法律（昭和三十一年法律第四十七号）附則第四項及び第九項から第十五項までに定めるところによる。

附則（昭和三十一年六月三〇日法律第一六五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年三月三一日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。

第二十三条

2 前項の規定による改正後の地方税法第二十三条及び第二百九十二条の規定は、個人の昭和三十三年度分以後の道府県民税及び市町村民税について適用し、個人の昭和三十三年度分以前の

道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

3 第一項の規定による改正後の地方税法第七十二条の十四の規定は、法人の昭和三十三年四月一日を含む事業年度分以後の事業税について、同法第七十二条の十七の規定は、個人の昭和三十三年度分以後の事業税について適用し、法人の当該事業年度前の事業年度分の事業税、個人の昭和三十三年度分以前の事業税については、なお従前の例による。ただし、地方税法第七十二条の十六第二項の規定の適用を受ける事業税については、第一項の規定による改正後の地方税法第七十二条の十七の規定は、昭和三十三年一月一日以後の同項に規定する所得に対して課する事業税について適用し、同日前の同項に規定する所得に対して課する事業税については、なお従前の例による。

附則（昭和三十一年三月三一日法律第四一号）抄

1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

附則（昭和三十三年四月一〇日法律第六〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日の翌日から施行する。ただし、娯楽施設利用税、遊興飲食税、電気ガス税、木材引取税及び入湯税に関する改正規定（第七十八条の次に一条を加える改正規定を除く。）は、昭和三十三年七月一日から施行する。

（新法の適用区分）

第二条 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定は、この附則において特別の定があるものを除くほか、法人の道府県民税及び法人の市町村民税に関する部分は昭和三十三年四月一日の属する事業年度分並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税制（清算所得に対する法人税額を課税標準とする法人税制を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る法人税制を含む。）及びこれと合算して課する均等割から、法人の行う事業に対する事業税に関する部分は昭和三十三年四月一日の属する事業年度分及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（新法第

七十二条の六の規定により清算所得に対する事業税を課されない法人以外の法人の清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき事業税を含む。から、その他の部分は昭和三十三年度分の地方税から適用する。

（法人でない社団等）に属する財産の上に設定されている質権又は抵当権の先取特権）

第三条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があるものに属する財産でこの法律

（附則第一条ただし書に係る部分を除く。以下次条において同じ。）の施行前にその上に質権又は抵当権が設定されているものについて新法第十一条の四の規定の適用がある場合においては、新法第十五条第八項の規定にかかわらず、当該質権又は抵当権を有する者がその旨を公正証書をもって証明したときは、当該財産の価額を限度として、当該質権又は抵当権が担保する債権に対しては、地方税は、先取しない。

（還付に関する規定の適用）

第四条 新法第七十三条の二十七第二項（同法第七十三条の二十八第二項において準用する場合を含む。）及び第七百条の二十二第七項の規定は、この法律の施行の日以後において還付すべき額について適用する。

（道府県民税に関する規定の適用）

第五条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものについては、新法の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度分の道府県民税について適用する。

第六条 新法第三十二條第二項及び新法第四十条第三項の規定は、昭和三十三年度分の個人の道府県民税に適用する。

2 昭和三十三年度分の個人の道府県民税に限り、新法第三十二條第二項中「百分の八」とあるのは、「百分の七・五」と読み替えるものとする。

（事業税に関する規定の適用）

第九条 法人が昭和三十三年四月一日以後に新法第七十二條の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合（新法第七十二條の二十六第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）においては、同条第一項に規定する前事業年度の事業税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額

又は同条第二項に規定する被合併法人の確定事業税額は、それぞれ当該事業年度又は被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第七十二條の二十二の規定の適用があつたものとして計算した金額による。

第十条 地方鉄道事業又は軌道事業を行う法人でその事業年度が六月をこえるもの（昭和三十三年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度分の事業税について、旧法第七十二條の十八第二項の規定の適用を受けていたものを除く。）が昭和三十三年四月一日以後最初に新法第七十二條の二十六第一項の規定によつて事業税を申告納付する場合においては、同法同条同項ただし書の規定によつて所得を計算し、当該所得に対する事業税額を申告納付しなければならぬ。

第十一条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、収益事業を行うもの並びに漁業生産組合及び森林組合で新法第七十二條の二十四第四項の特別法人でないものについては、新法の規定は、これらの法人でない社団若しくは財団又は法人の昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度分の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税について適用し、これらの法人の同日前に開始した事業年度分の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

第十二条 輸出水産業組合の昭和三十三年四月一日の属する事業年度分の事業税について附則第八條の規定の適用がある場合においては、当該法人の当該事業年度分の事業税については、新法第七十二條の二十五の規定を適用せず、新法第七十二條の二十八の規定を適用する。

第十三条 新法第七十二條の五の二の規定は、この法律の施行後に解散した新法第七十二條の五の第一項各号に掲げる法人及び新法第七十六條の六第二項に規定する外国法人の清算中に終了する事業年度分の事業税について適用し、この法律の施行前に解散したこれらの法人の清算中に終了する事業年度分の事業税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第七十二條の四十五第二項の規定は、この法律の施行後に新法第七十二條の三十三の規定による修正申告書の提出により納付すべき事業税額に係る延滞金額について適用し、

この法律の施行前に旧法第七十二條の三十三の規定による修正申告書の提出により納付すべき事業税額に係る延滞金額については、なお従前の例による。

第十五条 昭和三十三年四月一日の属する事業年度の直前の事業年度以前において地方鉄道事業又は軌道事業を行つていた法人の事業税については、従前から法人税の課税標準である所得の計算の例によつて所得の計算が行われていたものとして新法の規定を適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

第十六条 法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定があり、かつ、法人税法第一条第二項において法人とみなされるものについては、新法の規定は、当該法人でない社団又は財団の昭和三十三年四月一日以後に開始する事業年度分の市町村民税について適用する。

第十七条 新法第二百九十二條第二号、第四号及び第七号並びに第三百十三條第一項及び第二項（第七百三十四條第三項中第三百十三條第一項及び第七十二條に係る部分を含む。）の規定は、昭和三十三年度分の個人の市町村民税から適用する。

2 昭和三十三年度分の個人の市町村民税に限り、新法第二百九十二條第七号中「五万円」とあるのは「四万七千五百円」と、新法第三百十三條第一項中「百分の二十」とあるのは「百分の十八・五」と、「百分の二十四」とあるのは「百分の二十二」と読み替えるものとする。

（固定資産税に関する規定の適用）

第二十一条 新法第三百四十九條の五の規定は、この法律の施行前において建設された工場又は発電所の用に供する償却資産で、当該工場又は発電所が建設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和三十三年度までの年度の数が五をこえないものの昭和三十三年度分以後の固定資産税についても適用する。この場合において、当該償却資産について新法第三百四十九條の五の規定が適用されたとすれば、同条同項の第一適用年度が、昭和二十八年年度であるものにあつては昭和三十三年度をもつて第五適用年度とし、昭和二十九年年度であるものにあつては昭和三十三年度をもつて第四適用年度とし、昭和三十年年度であるものにあつては昭和三十三年度をもつて第三適用年度とし、昭和三十一年度であるものにあつては

昭和三十三年度をもつて第二適用年度とし、昭和三十三年度であるものにあつては同年度をもつて第一適用年度とする。

2 地方税法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第百十二号）附則第二十五項及び第二十六項の規定は、新法第三百四十九條の五の規定の適用を受ける水力発電所の用に供する償却資産（当該償却資産で前項の規定の適用を受けるものを含む。）については、適用しない。

（政令への委任）

第二十九条 前二十八条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和三十三年四月二〇日法律第七二号）抄

1 この法律は、昭和三十三年七月二十日から施行する。

附則（昭和三十三年四月二七日法律第八二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年五月二六日法律第一〇三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年度分の市町村交付金及び都道府県交付金並びに市町村納付金及び都道府県納付金から適用する。

附則（昭和三十三年五月二〇日法律第一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十三年五月二八日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十三年十一月一日から施行する。

附則（昭和三十三年五月三一日法律第一四三三号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十三年六月一日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十四年四月一六日法律第一四一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十四年十一月一日から施行する。

附則（昭和三十四年四月一八日法律第一四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十四年四月二〇日法律第一四九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条、附則第八条第一項及び第二条並びに附則第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（旧法に基づく処分又は手続の効力）

第二条 この法律（前条ただし書に係る部分を除く。以下同じ。）の施行前にこの法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）及びこれに基づく命令（条例及びこれに基づく規則を含む。）の規定によつてした通知、告知、督促、滞納処分、徴収猶予、担保の徴収若しくは滞納処分の執行の停止又は申告、申請、納付若しくは納入の委託若しくは異議の申立その他の処分又は手続は、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）及びこれに基づく命令（条例及びこれに基づく規則を含む。）の相当規定によつてした相当の処分又は手続とみなす。

（相続があつた場合の納税義務及び徴収の手続に関する経過措置）
第三条 新法第九条の規定は、この法律の施行後に相続があつた場合について適用し、この法律の施行前に相続があつた場合における被相続人の納税義務の承継については、なお従前の例による。

2 新法第九条の二第四項の規定は、この法律の施行後に同項に規定する処分がされた場合について適用する。

（第二次納税義務に関する経過措置）

第四条 新法第十一条第一項、第十一条の四から第十一条の八まで並びに第十二条の二第二項及

び第三項の規定は、この法律の施行後に滞納となつた地方団体の徴収金について適用し、この法律の施行前に滞納となつていて地方団体の徴収金に係る第二次納税義務の額及びこれを課する手続については、なお従前の例による。

（木材引取税等に関する経過措置）

第五条 新法第十三条の三及び第十四条の四の規定は、木材引取税若しくは軽油引取税が課される素材若しくは軽油又はその引取等に対し新法第十三条の三第四項に規定する地方税が課される物件がこの法律の施行後に強制換価手続により換価される場合について適用する。

（地方税と他の債権との調整に関する経過措置）

第六条 新法第十四条の七、第十四条の九から第十四条の十一まで、第十四条の十三から第十四条の十五まで及び第十四条の二十の規定は、この法律の施行後に強制換価手続による配当手続が開始される場合について適用し、この法律の施行前に当該配当手続が開始されている場合における地方団体の徴収金と他の債権との調整については、なお従前の例による。

2 新法第十四条の十六から第十四条の十九までの規定は、この法律の施行後に納税者若しくは特別徴収義務者が譲渡し、又は仮登記をした財産について適用する。

3 新法第十四条の十八の規定は、手形その他政令で定める財産については、当分の間、適用しない。

（施行日前に期限が到来する徴収猶予の期限の延長の特例）

第七条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間に旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収猶予の期限が到来する地方団体の徴収金について、その納税者又は特別徴収義務者がその猶予を受けた地方団体の徴収金をその猶予を受けた期間内に納付し、又は納入することができないやむを得ない理由があるとき、地方団体の長は、すでにその者につき徴収を猶予した期間と通じて二年以内に限り、その期限を延長することができる。

2 前項の規定による徴収の猶予は、旧法第十六条の二第一項又は第二項の規定による徴収の猶予とみなす。

（施行日前の公売等の猶予及び延滞金額等の免除の特例等）

第八条 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までの間において、滞納者で次の各

号の一に該当するもの（旧法においてその例によるものとされる国税徴収法（以下「旧国税徴収法」という。）第十二条ノ二の規定の適用を受ける者を除く。）が地方団体の徴収金の納付又は納入につき誠実な意思を有すると認められるときは、地方団体の長は、その者の納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金につき滞納処分による財産の公売又は売却を猶予することができるものとし、その者につき旧国税徴収法第八条後段に規定する事由があるときは、その猶予をした地方税に係る延滞金額及び延滞加算金額を免除することができる。

一 その財産の換価を直ちにすることによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき。

二 その財産の換価を猶予することが、直ちにその換価をすることにして、滞納に係る地方団体の徴収金及び最近において納付し、又は納入すべきこととなる地方団体の徴収金の徴収上有利であるとき。

2 前項の規定による猶予は、旧国税徴収法第十二条ノ二の規定による滞納処分の執行の猶予とみなす。

3 この法律の施行前に旧国税徴収法第十二条ノ二の規定によつてした滞納処分の執行の猶予は、新法第十五条の五の規定による差押財産の換価の猶予とみなす。

（還付金に関する経過措置）

第九条 新法第十七条の二第三項の規定は、この法律の施行後に同項に規定する充当をするに適用することとなつた過誤納金に関する還付金について適用する。

2 この法律の施行前に過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る請求権につき新法第十七条の四第二項第二号又は第三号に規定する差押又は仮差押がされているときは、この法律の施行の日にその差押又は仮差押がされたものとして、これらの規定を適用する。

（書類の送達に関する経過措置）

第十条 新法第二十条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後に発送する書類について適用し、この法律の施行前に発送した書類については、なお従前の例による。

2 この法律の施行前に旧法第二十条の規定により公示送達を開始した書類の送達については、なお従前の例による。

（期限の特例に関する経過措置）

第十一条 昭和三十四年五月一日からこの法律の施行の日の前日までの間において、旧法又はこ

れに基づく条例の規定により定められている期限（政令で定める期限を除く。）が民法第四百十二条に規定する休日に該当するときは、旧法又は当該条例の規定にかかわらず、その休日の翌日を当該期限とみなす。

（第三者の納付又は納入による代位に関する経過措置）

第十二条 新法第二十条の六第二項の規定は、この法律の施行後に第三者が納付し、又は納入した地方団体の徴収金について適用する。

（差押に関する経過措置）

第十三条 この法律の施行前に発せられた督促状の指定期限がこの法律の施行の日から起算して十日を経過した日（この法律の施行の日において新法第七百条の十六第三項（新法第七百条の十九第四項において準用する場合を含む。）の規定により徴収する場合に該当するときは、同日）後であるときは、新法の規定にかかわらず、その督促状に係る地方団体の徴収金については、その指定期限を経過しなければ、差押をすることができない。

（第三者の取戻請求に関する経過措置）

第十四条 この法律の施行前に旧国税徴収法第十四条の規定によつてした申出は、滞納処分不服がある者の異議の申立に関する新法の規定によつてした異議の申立とみなす。

（滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する経過措置）

第十五条 滞納処分に関する異議の申立等の期限の特例に関する新法の規定の適用については、これらの規定中「当該各号に掲げる期限」とあるのは、この法律の施行前にしたこれらの規定に掲げる処分に相当する処分のうちこの法律の施行の際現にされているものにあつては「当該各号に掲げる期限又は地方税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第四百十九号）の施行の日から三十日を経過する日のうちいずれか遅い日」とし、その他のものにあつては「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第四百十九号）」による改正前の地方税法の規定により滞納処分に関する異議の申立をすることができない日」とする。

（法人税割等の徴収猶予に関する経過措置）

第十七条 新法第十五条の三の規定は、法人のこの法律の施行後に終了する事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税から適用し、法人のこの法律の施行前に

終了する事業年度分の道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なお従前の例による。

附則（昭和三十四年五月九日法律第一六〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十四年二月一七日法律第一九八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十四年二月一八日法律第一九九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年三月三十一日法律第一四〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

（地方税法の一部改正）
第十六条 地方税法の一部を次のように改正する。

2 前項の規定による改正前の地方税法の規定による土地課税台帳及び家屋課税台帳は、同項の規定による改正後の同法の規定による土地課税台帳及び家屋課税台帳とみなす。

3 第一項の規定による改正前の地方税法の規定により課し、又は課すべきであつた地方税については、なお、従前の例による。

附則（昭和三十五年三月三十一日法律第三〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

附則（昭和三十五年四月一日法律第五一六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年四月二二日法律第五六号）抄

（適用）
1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律による改正後の地方税法第七十二条の十七、第二百九十二条第八号、第二百九十五

条及び第三百十三条の規定は、昭和三十五年度分の地方税から適用し、改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

附則（昭和三十五年四月二六日法律第五七号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十五年四月二七日法律第六一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十五年五月二〇日法律第八九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十五年六月二一日法律第九五号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十五年六月三〇日法律第一一三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十五年七月一日から施行する。

（経過規定）
第三条 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官がし、又は国家消防本部においてした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣がし、又は消防庁においてした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により内閣総理大臣若しくは自治庁長官又は国家消防本部に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定に基づいて、自治大臣又は消防庁に対してした許可、認可その他これらに準ずる処分とみなす。

他これらに準ずる処分の申請、届出その他の行為とみなす。

附則（昭和三十五年八月二日法律第一三八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十五年二月二七日法律第一七三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十六年四月二八日法律第七三三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十六年四月三〇日法律第七四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（第二次納税義務に関する規定の適用）
第二条 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十一条の五の規定は、昭和三十七年度分以後の道府県民税及び市町村民税の所得割で滞納となつたものに係る地方団体の徴収金について適用し、昭和三十六年度分までの道府県民税及び市町村民税の所得割に係る地方団体の徴収金に関する第二次納税義務については、なお従前の例による。

（法定納期限等に関する規定の適用）
第三条 新法第十四条の九第二項第三号イの規定は、昭和三十七年度分以後の道府県民税及び市町村民税について適用し、昭和三十六年度分までの道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する規定の適用）
第四条 新法中個人の道府県民税に関する規定（新法第四十七條及び第四十八條の規定を除く

）は、昭和三十七年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の日において、この法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第四十八条第一項ただし書の規定により道府県の徴税吏員が滞納処分を続行している個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金については、同日において、新法第四十八条第二項の規定により市町村の徴税吏員から徴収の引継ぎを受けたものとみなす。

第八条 新法第二十四条第二項及び第三項並びに第二十五条の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第十一条 新法第五十三條第一項及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第五十三條第一項の申告期限の到来する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日前に同法同条同項の申告期限の到来した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第十二条 新法第五十六條第二項及び第六十四條の規定は、この法律の施行の日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

第十三条 新法第七十二條の五十の規定は、昭和三十六年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十五年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第七十二條の十七第四項の規定は、同法同条第六項の損失の金額の繰越控除に関する部分は、昭和三十六年一月一日以後に発生した同法同条第五項の災害又は盗難による損失の金額から適用する。

第十五条 昭和三十六年度分以前の個人の事業税の事業の所得の計算上旧法第七十二條の十七第三項又は第四項の規定の適用を受けていた個人で、なおこれらの規定によりその所得から控除することができらる額があるものの、昭和三十七

）は、昭和三十七年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第七条 この法律の施行の日において、この法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第四十八条第一項ただし書の規定により道府県の徴税吏員が滞納処分を続行している個人の道府県民税及び市町村民税に係る地方団体の徴収金については、同日において、新法第四十八条第二項の規定により市町村の徴税吏員から徴収の引継ぎを受けたものとみなす。

第八条 新法第二十四条第二項及び第三項並びに第二十五条の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第十一条 新法第五十三條第一項及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第五十三條第一項の申告期限の到来する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日前に同法同条同項の申告期限の到来した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第十二条 新法第五十六條第二項及び第六十四條の規定は、この法律の施行の日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

第十三条 新法第七十二條の五十の規定は、昭和三十六年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十五年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第七十二條の十七第四項の規定は、同法同条第六項の損失の金額の繰越控除に関する部分は、昭和三十六年一月一日以後に発生した同法同条第五項の災害又は盗難による損失の金額から適用する。

第十五条 昭和三十六年度分以前の個人の事業税の事業の所得の計算上旧法第七十二條の十七第三項又は第四項の規定の適用を受けていた個人で、なおこれらの規定によりその所得から控除することができらる額があるものの、昭和三十七

年度分以後の個人の事業税の事業の所得の計算について新法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定を適用する場合においては、その損失の生じた年に新法第七十二条の五十五の規定による申告をし、かつ、その後の年分から昭和三十六年分以前の年分までの申告につき連続して当該申告をしていたものとみなす。

第十六条 新法第七十二条の五第一項第四号（非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合に関する部分を除く）、第七十二条の第二十三項第四号及び第八号、第七十二条の第二十六第三項及び第五項並びに第七十二条の四十八第二項及び第五項の規定は、昭和三十六年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本条及び次条において同じ。）から適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

第十七条 旧法第七十二条の四第一項第五号、第七十二条の五第一項第四号中船主相互保険組合に関する部分並びに第七十二条の十八第二項及び第七十二条の四十一第一項の規定は、この法律の施行の日以後の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお効力を有するものとする。

第十八条 新法第七十二条の四十四第三項の規定は、この法律の施行の日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

第十九条 新法第七十二条の四十六の規定は、この法律の施行の日以後において同法同条第四項の通知をする過少申告加算金額又は不申告加算金額から適用し、同日前までに当該通知をしたものについては、なお従前の例による。

第二十条 新法第七十二条の四十七第三項の規定は、この法律の施行の日以後において同法同条第四項の通知をする重加算金額から適用し、同日前までに当該通知をしたものについては、なお従前の例による。

第二十一条 旧法第七十二条の十八第二項の規定の適用を受けた法人については、当該法人のこ

の法律の施行の日の属する事業年度の開始の日から三年以内に開始する各事業年度における配当、賞与その他の剰余金の処分により支出した金額が当該事業年度の所得の金額として政令で定める金額をこえる場合には、そのこえる金額のうち同法同条同項の規定により課税標準である所得とされなかつた金額からなる部分の金額として政令で定める金額は、当該剰余金の処分に係る事業年度の所得の計算上益金に算入する。

第二十二條 輸出入取引法の一部を改正する法律の施行の際現に存する非出資組合である輸出組合、輸入組合及び輸出入組合（以下本条において「非出資輸出組合等」という。）に対する新法第七十二条の五第一項第四号の規定は、輸出入取引法の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、当該法律の施行の日が当該非出資輸出組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資輸出組合等の事業年度は、当該法律の施行の日の前日に終了し、これに続く事業年度は、当該法律の施行の日から開始するものとする。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第二十三条 新法第七十三条の二第七項（同法第七十三条の二第七項、第七十三條の二第七項及び第七十三條の二第八項第二項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行の日以後において還付し、又は充当すべき額に係る還付加算金の計算について適用する。

第二十四条 新法第七十三条の二第四第一項の規定は、この法律の施行の日以後において土地を取得した場合について適用し、同日前において土地を取得した場合については、なお従前の例による。

第二十五条 新法第七十三条の二二十七の二の規定は、この法律の施行の日以後においてなされる新法第七十三条の二二十七の二の譲渡担保権者による同法同条の譲渡担保財産の取得について適用する。

（自動車税に関する規定の適用）

第二十七条 新法中自動車税に関する規定は、昭和三十六年度分の自動車税から適用し、昭和三十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）

第二十八條 新法第二百九十二条第一項第八号及び第九号、第二百九十五条第一項第三号、第二項及び第三項、第三百一十一条、第三百二十一条の二第一項、第三百二十一条の四第六項及び第七項、第三百二十一条の五第一項並びに第三百二十一条の六第一項の規定は昭和三十六年度分の個人の市町村民税から、個人の市町村民税に係るその他の新法の規定は昭和三十七年度分の個人の市町村民税から適用する。

第三十三條 新法第二百九十四条第二項及び第三項並びに第二百九十六条の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第三十六條 新法第三百二十一条の八第一項及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後に新法第三百二十一条の八第一項の申告期限の到来する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日前に同法同条同項の申告期限の到来した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第三十七條 新法第三百二十一条の十二第二項及び第三十七條第七項第一項の規定は、この法律の施行の日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三十八條 新法中固定資産税に関する規定は、この附則に特別の定めがある場合を除くほか、昭和三十六年度分の固定資産税から適用し、昭和三十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第三十九條 新法第三百四十九条の第三項の規定は、昭和三十五年一月二日以後において新設された同法同条同項の償却資産について、昭和三十六年度分の固定資産税から適用する。

第四十条 新法第三百四十九条の第三項の規定は、昭和三十三年一月二日以後昭和三十五年一月一日以前において新設された同法同条同項の償却資産に対しても適用するものとする。この場合において、当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産が新設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年）の四

月一日の属する年度から昭和三十五年度までの年度の数を五から控除し、昭和三十六年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については当該償却資産の価格の三分の一の額、その後五年度分については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

第四十一条 新法第三百四十九条の五の規定は、昭和三十五年一月二日以後において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下本条において「一の工場」と総称する。）（同年同月同日以後において一の工場に増設された設備で一の場合に類すると認められるものを含む。）の用に供する償却資産について、昭和三十六年度分の固定資産税から適用し、同年一月一日以前において建設された一の工場又は発電所の用に供する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第四十二条 新法中軽自動車税に関する規定は、昭和三十六年度分の軽自動車税から適用し、昭和三十五年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第四十三条 新法第四百八十九條第一項及び第四百九十条の二の規定は、昭和三十六年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、昭和三十六年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第四十四条 新法第七百条の二一の二の規定は、この法律の施行の日以後における軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税から適用する。

（税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収）

第四十五条 この法律の施行前において特約業者若しくは元売業者以外の者（以下次条及び附則第四十七條において「販売業者等」という。）が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引取りを行ない、この法律の施行後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所（以下「貯蔵場等」という。）から当該軽油の引渡しを受け、又は移出した場合においては、当該引渡し又は移出を新法第七百条の三に規定する

特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千二百円とする。

第四十六條 この法律の施行前において特約業者又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受けた軽油（前条の規定により課税される軽油を除く。）を譲渡した場合において、当該特約業者又は元売業者が販売業者等と、当該譲渡を特約業者又は元売業者からの軽油の引取りとみなし、新法の規定（第七百条の五第二号及び第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千二百円とする。

この法律の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者（以下附則第四十九条までにおいて「小売業者」という。）が、販売業者等の管理する貯蔵場等において所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から保管を委託されている軽油の数量が次条の免税証に記載された軽油の数量とあわせて同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該小売業者がこの法律の施行の日に特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行なつたものとみなし、新法の規定（第七百条の五第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千二百円とする。

この法律の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者（以下附則第四十九条までにおいて「小売業者」という。）が、販売業者等の管理する貯蔵場等において所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から保管を委託されている軽油の数量が次条の免税証に記載された軽油の数量とあわせて同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該小売業者がこの法律の施行の日に特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行なつたものとみなし、新法の規定（第七百条の五第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千二百円とする。

第四十八條 この法律の施行前において免税軽油の使用から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小売業者が、この法律の施行の際当該免税証を所持している場合において、当該免税証に記載された免税軽油の数量が前条の軽油の数量とあわせて同一道府県内において一キロリットル以上であるときは、当該小売業者がこの法律の施行の日に特約業者又は元売業者から当該免税証に記載された免税軽油の数量に相当する数量の軽油の引取りを行なつたものとみなし、新法の規定を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千二百円とする。

この法律の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者（以下附則第四十九条までにおいて「小売業者」という。）が、販売業者等の管理する貯蔵場等において所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から保管を委託されている軽油の数量が次条の免税証に記載された軽油の数量とあわせて同一道府県内において一キロリットル以上である場合においては、当該小売業者がこの法律の施行の日に特約業者又は元売業者から軽油の引取りを行なつたものとみなし、新法の規定（第七百条の五第三号の規定を除く。）を適用する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七の規定にかかわらず、一キロリットルにつき二千二百円とする。

第四十九條 前三条の場合において、軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、この法律の施行の日（附則第四十六條の場合にあつては、特約業者又は元売業者が譲渡をした日）から起算して十五日以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、当該特約業者、元売業者又は小売業者の当該軽油を直接管理する事務所又は事業所（前条の場合にあつては当該免税証を所持している事務所又は事業所とする。）所在地の道府県知事に提出し、及びその申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

道府県知事は、前項の場合における軽油引取税額が三万円をこえるときは、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができ、この場合において、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徴することができ、新法第十五条の二、第十六条並びに第十六条の五第一項、第二項及び第四項の規定は、前項の場合について準用する。

道府県知事は、第二項の規定によつて徴収の猶予をした場合においては、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額及び延滞加算金額のうち当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

第二項の規定によつて徴した担保に係る抵当権の取得に関する登記又は登録については、登録税を課さない。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

新法第七百三条の三第五項及び第七百六条の二第一項の規定は、昭和三十七年度分の国民健康保険税から適用する。

（罰則に関する規定の適用）

新法の罰則に関する規定は、この法律の施行後にした違反行為について適用し、この法律の施行前にした違反行為並びにこの附則の規定により従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によるお効力を有するものとする。この法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

前五十四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和三十六年五月六日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

附則（昭和三十六年五月六日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、この附則に特別の定めがあるものを除き、昭和三十六年四月一日から適用する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

前項の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第四号の規定は、この法律の施行

の際現に存する非出資組合等については、この法律の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の事業税から適用し、この法律の施行の日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、この法律の施行の日が当該非出資組合等の事業年度の中途であるときは、当該非出資組合等の事業年度は、この法律の施行の日の前日に終了し、これに続く事業年度は、この法律の施行の日から開始するものとする。

（附則第二項に規定する組合等に係る所得税法等の適用に関する特例）

10 この法律の施行後附則第二項の規定により法第八條第一項第六号若しくは第七号に掲げる事業若しくは改正前の法第八條第二項に規定する事業又は改正前の法第五十四條第一項第四号に掲げる事業若しくは改正前の法第五十四條第二項に規定する事業を行なう非出資組合等に対するこの法律による改正後の所得税法、法人税法又は地方税法の適用については、当該非出資組合等は、出資組合である環境衛生同業組合若しくは出資組合である環境衛生同業組合連合会に移行するまでの間又は当該事業を廃止するまでの間、出資組合である環境衛生同業組合又は出資組合である環境衛生同業組合連合会とみなす。この場合において、当該非出資組合等が出資組合に移行した場合には、改正後の法第四十九條の八第六項の規定は、適用せず、また当該事業を廃止した場合には、改正後の法第四十九條の九第一項の規定により非出資組合に移行したものとみなして、同条第三項の規定を適用する。

附則（昭和三十六年一月二十九日法律第二三八号）抄

1 この法律は、昭和三十七年一月一日から施行する。

附則（昭和三十七年三月二日法律第一六号）抄

1 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

附則（昭和三十七年三月二十九日法律第四三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和三十七年三月三十一日法律第四四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う措置）
第二十条 前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）中個人の道府県民税に関する規定は、昭和三十七年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

附則（昭和三十七年三月三十一日法律第五一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（道府県民税に関する規定の適用）
第二条 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）中個人の道府県民税に関する規定（新法第二十四條の三第一項、第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條第一項第一号及び第四号の規定を除く。）は、昭和三十七年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第三条 新法第二十四條の三第一項、第三十二條第八項及び第九項並びに第三十四條第一項第一号及び第四号の規定は、昭和三十八年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第六条 新法第二十三條第一項第四号、第五十三條第十項及び附則第八項（法人の道府県民税に関する部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第七条 新法第五十六條第二項の規定は、施行日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

第八条 新法第五十七條第二項の規定は、施行日以後に新法第五十三條第一項前段の申告期限の到来する事業年度分の法人の道府県民税から適用し、同日前に当該申告期限の到来した事業年

度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）
第九条 新法中個人の事業税に関する規定（新法第七十二條の十五並びに第七十二條の十七第四項及び第五項の規定を除く。）は、昭和三十七年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第十条 新法第七十二條の十七第四項及び第五項の規定は、昭和三十七年一月一日以後に発生した同条第五項の災害による損失の金額から適用し、同日前に生じた被災たな卸資産の損失の金額及びこの法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二條の十七第六項の損失の金額については、なお従前の例による。

第十三条 新法第七十二條の二十二第一項第二号及び第二項並びに第七十二條の四十八第一項、第四項第二号及び第三号並びに第六項の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下本条において同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

第十四条 法人が施行日以後に新法第七十二條の二十六第一項本文の規定により申告納付する場合（同条第四項の規定により申告書の提出があつたものとみなされる場合を含む。）においては、同条第一項に規定する前事業年度の事業税として納付した税額若しくは納付すべきことが確定した税額又は同条第二項に規定する被合併法人の確定事業税額は、同条第一項本文又は第二項の規定にかかわらず、それぞれ当該事業年度の税額又は当該被合併法人の確定事業税額の計算の基礎となつた事業年度分の所得について新法第七十二條の二十二の規定の適用があつたものとして計算した金額による。

第十五条 新法第七十三條の二十七の二の規定は、施行日以後において不動産を取得した場合について適用する。

第十六条 新法第七十三條の二十七の三の規定は、施行日以後においてなされる譲渡担保権者

による譲渡担保財産の取得について適用し、同日以前においてなされた譲渡担保財産の取得については、なお従前の例による。

第十七条 新法第七十三條の二十七の四の規定は、施行日以後においてなされる防災建築物造成組合による防災建築物の敷地の取得について適用し、同日以前においてなされた防災建築物の敷地の取得については、なお従前の例による。

第十八条 新法第七十三條の二十七の五の規定は、施行日以後において事業協同組合等が不動産を取得した場合について適用する。

第十九条 昭和三十九年一月一日前において不動産を取得した場合における新法第七十三條の十四第六項及び第七項、第七十三條の二十一第二項、第七十三條の二十七の二第二項並びに附則第十一項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第五十一号）による改正前の地方税法第三百八十八條第三項の規定によつて示された評価の基準並びに評価の実施の方法及び手続に準じて」とする。

（道府県民税及び消費税に関する規定の適用）
第二十条 新法第七十四條及び第七十四條の二の規定は、施行日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）
第二十二條 新法中個人の市町村民税に関する規定（新法第二百九十四條の三第一項、第三百十三條第八項及び第九項、第三百十四條の三第一項第一号及び第四号並びに第三百十四條の三第一項の規定を除く。）は、昭和三十七年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十三條 新法第二百九十四條の三第一項、第三百十三條第八項及び第九項、第三百十四條の三第一項第一号及び第四号並びに第三百十四條の三第三項の規定は、昭和三十八年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十七條 新法第二百九十二條第一項第四号、第三百二十一條の八第十項及び附則第八項（法

人の市町村民税に関する部分に限る。）の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十八条 新法第三百二十一条の十二第二項の規定は、施行日以後において徴収する延滞金額の計算について適用する。ただし、同日前の期間に対応する延滞金額の計算については、なお従前の例による。

第二十九条 新法第三百二十一条の十三第二項の規定は、施行日以後に新法第三百二十一条の八第一項前段の申告期限の到来する事業年度分の法人の市町村民税から適用し、同日前に当該申告期限の到来した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第三十条 新法中固定資産税に関する規定は、この附則に特別の定めがある場合を除くほか、昭和三十一年度までの固定資産税から適用し、昭和三十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第三十一条 新法第三百四十八条第二項第二号の四の規定は、昭和三十五年一月二日以後において建設されたトンネルについて、昭和三十一年度分の固定資産税から適用する。

第三十二条 新法第三百四十九条の三第九項の規定は、昭和三十一年度以後の年度において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機について、昭和三十一年度分の固定資産税から適用する。

第三十三条 新法第三百四十九条の三第九項の規定は、昭和三十六年度以前の年度において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機についても、昭和三十一年度分の固定資産税から適用する。この場合において、当該航空機に対して課する固定資産税の課税標準は、当該航空機に対して当該固定資産税が課されることとなった年度から昭和三十六年度までの年度の数を六から控除して得た数（以下本項において「残存年度数」という。）が三をこえるときは、昭和三十一年度分からその三をこえる数に相当する年度分については当該航空機の価格の三分の一の額、その後の三年度分については当該航空機の価格の三分の二の額とし、残存年度数が三以下であるときは、昭和三十一年度分からその数に相当する年度分については、当該航空機の価格の三分の二の額とする。

第三十五条 新法第三百四十九条の三第十五項及び第十六項の規定は、昭和三十六年一月二日以後において新設されたこれらの規定に規定する機械設備等について、昭和三十一年度分の固定資産税から適用する。

第三十六条 新法第三百八十八条、第三百八十九条第一項及び第五項、第三百九十六条第一項、第四百一条、第四百三条第一項、第四百九条第一項並びに第四百二十二条の二の規定は、昭和三十一年度分の固定資産税から適用し、昭和三十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

第三十七条 新法第四百六十四条及び第四百六十五条の規定は、施行日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第三十九条 新法第四百八十九条第一項、第二項及び第十一項の規定は、昭和三十七年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、昭和三十七年五月三十一日まで（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

第四十条 新法第四百八十九条第四項の規定は、昭和三十一年十月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、昭和三十一年九月三十日まで（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

第四十一条 新法第五百二十条から第五百二十二条までの規定は、施行日以後において掘採した鉱物に係る鉱産税から適用し、同日前に掘採した鉱物に係る鉱産税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第四十二条 新法第七百三条の三第二項の規定は、昭和三十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十六条 前四十五条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和三十七年三月三十一日法律第六四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年四月二日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、昭和三十七年四月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 国税通則法附則第十一条第一項又は第二項の規定により従前の所得税法の例によるものとされる再調査の請求又は審査の請求については、改正後の地方税法第七十二条の五十五第二項中「不服申立てに対する決定書若しくは裁決書の送付」とあるのは「国税通則法の施行等に伴う関係法令の整備等に関する法律（昭和三十一年法律第六十七号）第一条の規定による改正前の所得税法第四十八条第五項第三号若しくは同法第四十九条第六項第三号の決定の通知」と、「当該通知を受け、又は当該送付を受け」とあるのは「当該通知を受け」として同項の規定を適用する。

附則（昭和三十七年四月四日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、昭和三十八年四月一日から施行する。

附則（昭和三十七年四月四日法律第七一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年四月二六日法律第八〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十七年四月二〇日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十七年四月三〇日法律第九三号）抄

第一条 この法律は、昭和三十七年八月一日から施行する。

附則（昭和三十七年四月三〇日法律第九五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十七年五月一〇日法律第一二〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年五月二二日法律第一二九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和三十七年五月一五五法律第一三三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十七年五月一六日法律第一四〇号）抄

1 この法律は、昭和三十一年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法

すべき金額についても、また前項と同様とする。
（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する規定の適用）

第六条 新法第十七条の五、第十七条の六、第十八条第一項及び附則第十四項の規定は、昭和三十九年四月一日以後に新法第十七条の五第一項の法定納期限が到来する地方団体の徴収金について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

（端数計算に関する規定の適用）

第七条 新法第二十条の四の二の規定は、この法律の施行の日以後に確定する地方税、過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金、同日以後に徴収する延滞金若しくは滞納処分費又は同日以後に還付のため支出を決定し、若しくは充当をする過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る還付加算金について適用する。

2 昭和三十九年三月三十一日までに確定する地方税についての新法第二十条の四の二第三項の規定の適用については、同項中「百円」とあるのは、「十円」とする。

（延滞金額に関する規定の適用）

第八条 新法第五十六条第二項、第六十四条第一項、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の五十三第一項、第七十三条の三十二第一項、第七十四条の五第一項、第九十五条第二項、第九十六条第一項、第一百二十五条第二項、第一百二十六条第一項、第一百六十三条第一項、第一百九十六条第一項、第二百四十九条第一項、第二百七十七条第二項、第二百八十条第一項、第三百二十一条の二第二項、第三百二十一条の十二第二項、第三百二十七条第一項、第三百六十八条第二項、第三百六十九条第一項（第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。）、第四百五十五条第一項、第四百六十九条第一項、第四百九十七條第二項、第五百零四条第一項、第五百三十四條第二項、第五百三十五条第一項、第五百六十五條第二項、第五百六十六條第一項、第六百八十七條第二項、第六百九十条第一項、第七百条の三十一第二項、第七百条の三十二第一項、第七百一条の十第二項、第七百一条の十一第一項、第七百二十条第二項及び第七百二十三条第一項の規定は、この法律の施行の日以後に納付し、納入

し、又は徴収する延滞金額について適用する。ただし、当該延滞金額で同日前の期間に対応するものの計算については、なお従前の例による。

2 延滞金の徴収の基因となる地方税につき、この法律の施行の日前に督促状が送られていた場合において、当該地方税に係る第一号の額が第二号の額をこえるときは、当該こえる額を、当該地方税につき前項の規定を適用した場合において納付し、納入し、又は徴収すべき額から控除する。

一 この法律の施行の日以後の期間（その督促状を發した日から起算して十日を経過した日の翌日がこの法律の施行の日の翌日以後であるときは、当該十日を経過した日の翌日以後の期間）につき従前の延滞金額の計算の例により計算した額（その額の計算上の割合は、その計算の基礎となる税額百円につき一日二銭とする。）と当該税額に係る次条第一項の規定を適用した場合における延滞加算金額との合算額

二 その督促状を發した日から起算して十日を経過した日における滞納税額に百分の五の割合を乗じて計算した額

3 この法律の施行の日前に納付又は納入の告知をして延滞金額については、当該告知の日において第一項本文の規定を適用した場合において徴収すべき金額につき当該告知をしたものとみなす。

（延滞加算金額に関する経過措置）

第九条 この法律による改正前の地方税法第七十一条、第七十二条の七十一、第七十三条の四十、第六十六条、第二百三十八條、第二百七十一條、第二百四條、第二百五十七條、第二百八十九條、第三百三十五條、第三百七十七條（第七百四十五條第一項において準用する場合を含む。）、第四百六十三條、第五百十三條、第五百四十五條、第五百七十六條、第六百九十九條、第七百零四條の四十二、第七百一条の二十二及び第七百三十二條の規定により徴収すべきであった延滞加算金額については、なお従前の例による。ただし、当該延滞加算金額の計算の期間は、この法律の施行の日の前日までとする。

2 前項の規定により徴収すべき延滞加算金額は、新法の規定の適用上、延滞金額とみなす。（過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額に関する規定の適用）

第十条 新法第七十二条の四十六第一項及び第二項、第七十二条の四十七第一項及び第二項、第

九十七條第一項及び第二項、第九十八條第一項及び第二項、第二百二十七條第一項及び第二項、第二百二十八條第一項及び第二項、第二百七十八條第一項及び第二項、第二百七十九條第一項及び第二項、第四百九十八條第一項及び第二項、第四百九十九條第一項及び第二項、第五百三十三條第一項及び第二項、第五百三十七條第一項及び第二項、第五百六十七條第一項及び第二項、第五百六十八條第一項及び第二項、第六百八十八條第一項及び第二項、第六百八十九條第一項及び第二項、第七百条の三十三第一項及び第二項、第七百条の三十四第一項及び第二項、第七百一条の十二第二項及び第二項、第七百一条の十三第一項及び第二項、第七百二十一條第一項及び第二項並びに第七百二十二條第一項及び第二項の規定は、この法律の公布の日以後に新法第十一条の四第一項の法定納期限が到来する地方税について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した地方税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額については、なお従前の例による。

2 この法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までに前項の法定納期限が到来する地方税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額でこの法律の公布の日からこの法律の施行の日の前日までに確定するものについては、その全額が百円未満であるときは、これを徴収しない。

（道府県民税に関する規定の適用）

第十一条 新法第三十七條の二第六項の規定は、昭和三十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第十二条 新法第五十三條第五項及び第十項の規定は、昭和三十八年四月一日の属する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下本条において同じ。）分の法人の道府県民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第十三条 新法附則第十五項の規定は、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十六条の二第一項各号に掲げる法人が昭和三十八年四月一日以後に同項に規定する承認、認定、勧告又は認可を受けて合併する場合について適用する。

（自動車税に関する規定の適用）
第十四条 新法第四百九十九條の規定は、昭和三十八年度分の自動車税から適用する。

2 新法第四百九十九條の規定の適用については、昭和三十八年度分の自動車税に限り、同条中「五月」とあるのは、「四月又は五月」とする。（市町村民税に関する規定の適用）

第十六条 新法第三百四十四條の七第九項の規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十七条 新法第三百二十一條の八第五項及び第十項の規定は、昭和三十八年四月一日の属する事業年度（清算中の事業年度を含む。以下本条において同じ。）分の法人の市町村民税から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）
第十八条 新法第三百四十三條第八項、第三百四十八條第二項第十一号の三及び第三百四十九條の三第九項の規定は、昭和三十八年度分までの固定資産税から適用し、昭和三十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。（市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

第十九条 新法第四百六十五條の規定は、昭和三十八年四月一日以後小売人又は国内消費用として直接消費者に売り渡される製造たばこについて適用し、同日前に係る分については、なお従前の例による。

（電気ガス税に関する規定の適用）
第二十条 新法第四百九十九條の規定は、昭和三十八年四月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年三月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（入猟税に関する規定の適用）
第二十一条 昭和三十八年十月一日前における新法第七百条の五十四第四項の規定の適用については、同項中「納税通知書」とあるのは、「徴税令書」とする。

（国民健康保険税に関する規定の適用）
第二十二条 新法第七百三十三條の三第二項及び第七百三十三條の四の規定は、昭和三十八年度分の国民健康保険税から適用し、昭和三十七年度分まで

の国民健康保険税については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十五条 前二十四条に定めるもののほか、この法律の施行に必要の経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和三十八年四月一五五法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十八年六月七法律第九七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三十八年六月八日法律第九九号) 抄

(施行期日及び適用区分)

第一条 この法律中目次の改正規定(第三編第四章の次に一章を加える部分に限る)、第一条の二の改正規定、第二条第三項第八号の改正規定、第二百六十三条の二の次に一章を加える改正規定、第三編第四章の次に一章を加える改正規定、附則第二十條の二の次に一章を加える改正規定及び別表の改正規定並びに附則第十五条から附則第十八条まで、附則第二十四条(地方開発事業団に関する部分に限る)、附則第二十五条(地方開発事業団に関する部分に限る)及び附則第三十五条の規定(以下「財務以外の改正規定等」という。)は公布の日から、普通地方公共団体に係る会計の区分、予算の調製及び議決、継続費、繰越明許費、債務負担行為、予算の内容、歳入歳出予算の区分、予備費、補正予算及び暫定予算、地方債並びに一時借入金に関する改正規定並びに附則第四条、附則第五条第一項、第二項及び第四項、附則第六条第一項並びに附則第八条の規定(以下「予算関係の改正規定」という。)は昭和三十九年一月一日から、その他の改正規定並びに附則第二条、附則第三条、附則第五条第三項、附則第六条第二項及び第三項、附則第七条、附則第九条から附則第十四条まで、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十四条(地方開発事業団に関する部分を除く)、附則第二十五条(地方開発事業団に関する部分を除く)並びに附則第二十六条から附則第三十四条までの規定は同年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十八年六月八日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十八年六月二二法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和三十八年七月八日法律第一二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十八年七月二一日法律第一三三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行し、この法律による改正後の公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第四十九條の規定は、この法律の施行の日から起算して三箇月を経過した日後にその期日が公示され、又は告示される選挙から適用する。

附 則 (昭和三十八年七月一五五法律第一四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十八年七月一六六法律第一五二二号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十八年七月一九九法律第一五三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第四章の次に一章を加える改正規定、第七十五条の改正規定、第八十条の次に一章を加える改正規定、第八十二条に一号を加える改正規定、第八十四条の次に二条を加える改正規定並びに附則第二条から第七条まで、附則第十二条から第十四条まで及び附則第十六条から第十九条までの規定は公布の日から、第二十八条の改正規定、第三十二条の改正規定、第三十四条の改正規定、第三十八条の改正規定、第三号の改正規定、第八十一条第三号の改正

規定中「第二十八条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える部分、第八十二条第一号の改正規定中「第二十八条第二項」を「第二十八条第三項」に改める部分及び第八十三条第一号の改正規定中「第二十八条第三項」を「第二十八条第四項」に改める部分並びに附則第十条の規定は公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和三十八年八月三日法律第一六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

18 この法律の施行前に伴う経過措置(護法又は旧戦傷病者援護法の規定による療養の給付又は更生医療の給付に關しては、前項の規定による改正前の地方税法第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書の規定は、なお、その効力を有する。

附 則 (昭和三十九年二月二八日法律第二二二号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年二月二九日法律第三三三三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三十九年三月二七七法律第一一五号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年三月二七七法律第一一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年三月三〇日法律第一七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

附 則 (昭和三十九年三月三一日法律第二九九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。ただし、第一条中料理飲食等消費税

に関する改正規定は同年七月一日から、第二条並びに附則第三条、第十条、第二十二條、第二十五條、第二十七條及び第二十八條の規定は昭和四十年四月一日から施行する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第二十四条の五第一項第三号の規定は、昭和三十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第三条 第二条の規定による改正後の地方税法(以下「四十年法」という。)第三十二条第七項の規定は、昭和四十年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第六条 新法第七十二条の十八第一項及び第三項の規定は、昭和三十九年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第七条 新法第七十二条の二十二第二項第二号及び第三項並びに第七十二条の四十八第一項の規定は、この法律の施行の日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。)から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 法人のこの法律の施行の日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該事業年度分の事業税に係る旧法第七十二条の二十六第一項ただし書又は第七十二条の七十七第一項の期限が同日前であるときは、当該期限において申告納付した、又は申告納付すべきであつた事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第八条 新法第七十三条の十四第一項、第七十三条の十五の二第一項又は第七十三条の二十四第一項の規定は、昭和三十九年一月一日以後において不動産を取得した場合について適用する。

(市町村民税に関する規定の適用)

第九条 新法中個人の市町村民税に関する規定は、昭和三十九年度分の個人の市町村民税から

附 則（昭和三十九年七月六日法律第二五二号）抄

第一条 この法律は、昭和三十九年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（昭和三十九年七月七日法律第二五六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月八日法律第二五八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和三十九年七月一日法律第一六九号）抄

1 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第一条のうち、地方自治法第二百四十二条の改正規定は、公布の日から施行し昭和三十九年四月一日から適用し、同法第二百六十条の改正規定は、公布の日から施行し、同法第二百八十一条第二項第十五号の改正規定中この法律公布の際現に都が処理している事務に係る部分の規定は、別に法律で定める日から施行する。

（地方税法の規定の適用）

4 改正後の地方税法の規定は、特別区たばこ消費税、電気ガス税及び鉱産税に関する部分は昭和四十年四月一日以後に係る分、その他の部分は昭和四十年度分の地方税から適用し、昭和四十年四月一日前に係る分又は昭和三十九年度分までの地方税については、なお従前の例による。

（経過規定）

5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和三十九年七月一日法律第一七〇号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四〇年三月三十一日法律第三五号）抄

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第

二項の改正規定は昭和四十年六月一日から、第四百八十九条の改正規定は昭和四十一年四月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分

は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の属する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の道府県民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の道府県民税に係るこの法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項及び第三項（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十九条又は第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定による申告納付の期限が同日前であるときは、当該法人がこれらの規定により申告納付した、又は申告納付すべきであつた法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の道府県民税に係る新法第五十三条第一項（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。）に係る部分に限る。）の規定による申告納付の期限が同日以後であるときは、当該法人の道府県民税に対する新法第五十一条第一項の規定の適用については、同項中「百分の五・五」とあるのは「百分の五・四」と、「百分の六・六」とあるのは「百分の六・五」とする。

4 新法第二十四条の五第一項、第三十四条第一項及び第三十七条の三第三項の規定は、昭和四十年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和

三十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日の属する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の事業税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の十三第五項の規定は、施行日以後に同条に該当する事実が生じた場合について適用し、同日前に当該事実が生じた場合については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までに申告期限の到来した旧法第七十二条の二十六第一項及び第六項並びに第七十二条の二十七の規定による申告書に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の十八第一項及び第三項の規定は、昭和四十年度分の個人の事業税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

5 新法第七十二条の五十五第一項の規定は、昭和四十年三月一日以後に事業を廃止した個人に係る個人の事業税から適用し、同日前に事業を廃止した個人に係る個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

4 新法第七十三条の二十八の二第一項の規定は、新法第七十三条の二第二項の規定により施行日以後において日本住宅公団が不動産取得税の納税義務を負うこととなるその譲渡する住宅の譲渡とあわせて譲渡する土地の取得について適用する。

2 新法第七十三条の二十八の二第二項の規定は、新法第七十三条の二第二項の規定により施行日以後において日本住宅公団が不動産取得税の納税義務を負うこととなるその譲渡する住宅及び当該住宅の譲渡とあわせて譲渡する土地の取得について適用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

5 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日

の属する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の市町村民税及び同日以前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の市町村民税に係る旧法第三百二十一条の八第一項及び第三項（法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第十九条又は第二十条の規定に係る部分に限る。）の規定による申告納付の期限が同日前であるときは、当該法人がこれらの規定により申告納付した、又は申告納付すべきであつた法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日の属する事業年度が六月をこえる場合において、当該法人の当該事業年度分の法人の市町村民税に係る新法第三百二十一条の八第一項（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項の規定により提出すべき法人税の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。）に係る部分に限る。）の規定による申告納付の期限が同日以後であるときは、当該法人の市町村民税に対する新法第三百四十四条の六第一項の規定の適用については、同項中「百分の八・四」とあるのは「百分の八・一」と、「百分の十・一」とあるのは「百分の九・七」とする。

4 新法第二百九十五条第一項、第三百四十四条の二第一項及び第三百四十四条の八第三項の規定は、昭和四十年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和三十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十年度分の固定資産税から適用し、昭和三十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十三条第七項の規定は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用し、昭和四十

年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十八条第二項第六号の六の規定は、昭和三十九年四月一日以後において新設された同号に規定する機械その他の設備について、昭和四十年年度分の固定資産税から適用する。

4 新法第三百四十九条の三第二項の規定中営業路線の軌道の中心間隔を拡張するために敷設した同項に規定する構築物に関する部分は、昭和三十九年一月二日以後において敷設された当該構築物について、昭和四十年年度分の固定資産税から適用する。

5 新法第三百四十九条の三第四項の規定は、昭和三十九年一月二日以後において新設された租税特別措置法第四十三条第一項の規定の適用を受ける同項の表の第四号に掲げる機械その他の設備（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第三十二号）による改正前の租税特別措置法第四十三条第一項第三号の規定の適用を受ける機械その他の設備を含む。）又は同法第十二条第一項若しくは第四十四条第一項の規定の適用を受ける機械及び設備（地方税法等の一部を改正する法律（昭和三十九年法律第二十九号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有するものとされている同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第四項の規定の適用を受ける機械設備等を除く。）について、昭和四十年年度分の固定資産税から適用する。

6 新法第三百四十九条の三第十八項の規定は、昭和三十九年一月二日以後において敷設された同項に規定する構築物について、昭和四十年年度分の固定資産税から適用する。

7 新法第三百四十九条の五の規定は、施行日前において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下「一の工場」という。）（一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。以下同じ。）の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年の翌年（当該日が一月一日である場合において、当該日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十年年度までの年度の数が五をこえないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の昭和四十年年度分以後の固定資産税についても適用する。

8 昭和三十九年一月一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和三十

九年年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額を算定する場合において旧法第三百四十九条の五の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十年年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産をもつて新法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産とみなして同条の規定を適用する。この場合において、旧法第三百四十九条の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九条の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第二項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第七條 新法第四百八十九条第一項、第三項及び第七項から第八項までの規定は、昭和四十年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の二の規定は、昭和四十年四月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年三月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（都の特例に関する規定の適用）

第八條 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日の属する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下同じ。）から適用し、同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

（旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱ひ）

第九條 旧法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過規定）

第十條 施行日前にした法人の道府県民税、法人の市町村民税及び法人の事業税に係る行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされるこれらの税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一條 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四〇年三月三十一日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過規定）

第六條 第三十九条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第六項の規定は、昭和四十年一月二日以後において取得し、又は製作された同項に規定する機械設備等について昭和四十年年度分の固定資産税から適用する。

2 昭和四十年一月一日以前において取得し、又は製作した機械又は設備で、第三十九条の規定による改正前の地方税法第三百四十九条の三第六項の規定の適用を受けていたものに対して課する昭和四十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（昭和四〇年四月一日法律第四三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

4 前項の規定による改正後の地方税法第三百四十八條第四項中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律による組合、連合会又は中央会が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に関する部分は、昭和四十年年度分の固定資産税から適用し、昭和三十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（昭和四〇年四月九日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年五月四日法律第五七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四〇年五月一八日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（第八節退職年金制度を「第八節 退職年金制度／第九節 職員団体」に改める部分に限る。）、第十二条第六項の改正規定（同項第二号及び第十三号を改める部分を除く。）、第九十八條の改正規定、第一百一条の改正規定（同条第三項を削る部分に限る。）、第三章中第八節の次に一節を加える改正規定、第一百十條第一項の改正規定（同項第二号を改める部分を除く。）及び第一百十一條の改正規定（「第十六号」を「第十五号」に改める部分に限る。）並びに次条（第六項から第九項までを除く。）、附則第六條、附則第九條、附則第十二條（第四十條第一項第一号中「第三項から第五項まで」を「第二項から第四項まで」に改める部分を除く。）、附則第十八條から附則第二十条まで、附則第二十三條、附則第二十七條及び附則第二十八條の規定は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和四〇年五月二〇日法律第七五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年五月二七日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四〇年六月一日法律第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年六月一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年六月一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年六月一日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年六月一日法律第二〇四号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、目次の改正規定（第四十六条の六）を「第四十六条の七」に、「第六十八条」を「第六十八条の二」に改める部分を除く。、第一条の改正規定、第三条第一項の改正規定、第十九条の改正規定、第十九条の次に一条を加える改正規定、第四十四条の次に一条を加える改正規定、第八十一条第五項の改正規定（特例第一種被保険者、特例第二種被保険者及び特例第三種被保険者に係る部分に限る。）、第八十五条の次に一条を加える改正規定、第八十七条に一項を加える改正規定、第二百二条に一項を加える改正規定及び第八章の次に一章を加える改正規定並びに附則第二十一条、附則第二十四条から附則第二十八条まで、附則第三十七条及び附則第五十条から附則第五十二条までの規定は、政令で定める日から施行する。

附則（昭和四〇年六月二日法律第一〇九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年六月二日法律第一一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律中第二条の規定は公布の日から、その他の規定は同条の政令の公布の日後において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四〇年六月三日法律第二二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律の施行期日は、公布の日から起算して二年をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める。

附則（昭和四〇年六月一〇日法律第二二四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。
18 附則第二項の規定による組織変更により地方公社となつた法人に関しては、前項の規定による改正後の地方税法中法人の事業税に関する規定は、当該組織変更の日後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

19 附則第二項の規定による組織変更により地方公社となつた法人に関しては、附則第十七項の規定による改正後の地方税法中不動産取得税に関する規定（同法附則第五十七項の規定を除く。）は、当該組織変更の日後に、当該法人が取得し、又は当該法人から譲り受ける不動産の不動産取得税について適用し、当該組織変更の日以前に、当該法人が取得し、又は当該法人から譲り受ける不動産の不動産取得税については、なお従前の例による。

附則（昭和四〇年八月一八日法律第一四一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第十二条 この法律の施行前に附則第五条の規定による改正前の児童福祉法の規定によつて行なわれた養育医療の給付につき支払を受けた金額に関しては、前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の十四第一項ただし書及び第七十二条の十七第一項ただし書の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和四一年一月一三日法律第三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第十七条までの規定、附則第十八条中簡易価格安定法第十四条の二から第十四条の十四までを削る改正規定、同法第十八条第二号の改正規定及び同法第二十条から第二十二条までを削る改正規定（以下「日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定」という。）並びに附則第十九条及び第二十三条から第三十二条までの規定は公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十八条中日本輸出生糸保管株式会社関係改正規定以外の改正規定及び附則第二十条から第二十二条までの規定は公布の日から起算して六月をこえかつ九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四一年三月二五日法律第八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（昭和四一年三月三一日法律第二六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（昭和四一年三月三一日法律第二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附則（昭和四一年三月三一日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中娯楽施設利用税及び電気ガス税に関する改正規定は昭和四十一年六月一日から、料理飲食等消費税に関する改正規定は昭和四十一年八月一日から、第二条の規定は昭和四十二年一月一日から施行する。
（延滞金の免除に関する規定の適用）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十五条の九及び第二十條の九の三の規定は、昭和四十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後に納付し、納入し、又は徴収する延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。
（道府県民税に関する規定の適用）
第三条 新法第五十一条第一項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の道府県民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税（清算所得に対する法人税を課する道府県民税（清算所得に対する法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る道府県民税を含む。以下同じ。））について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の道府県民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る道府県民税については、なお従前の例による。

する同項の規定の適用については、同項中「百分の五・八」とあるのは「百分の五・六五」と、「百分の七」とあるのは「百分の六・八」とする。

2 法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の新法第五十三条第一項の道府県民税に係る申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。以下同じ。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の道府県民税に係る申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。）に係るものに限る。）の提出期限が施行日以後である場合には、第一項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税に対する新法第五十一条第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法第三十二条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、施行日前に第一項の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6 新法第三十二条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前年前三年内の各年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額のうちに旧法第三十二条第七項又は第八項の規定により各年における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除された金額があるときは、当該控除された金額を当該純損失の金額又は雑損失の金額に

相当する金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額又は雑損失の金額とみなす。

7 昭和四十一年度分から昭和四十三年度分までの個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第八項の規定を適用する場合において、旧所得税法（昭和二十二年法律第二十七号。以下「旧所得税法」という。）第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（純損失の金額が生じた年分に係るものに限る。）で施行日前に提出されたものは、その提出期限内に提出された所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書とみなす。

8 昭和四十二年分かつ昭和四十四年度分までの個人の道府県民税に限り、新法第三十二条第八項に規定する純損失の金額で昭和四十年における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じたものがあるときは、同項中「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）」に提出し」とあるのは、「提出し」とする。

第四条 第二条の規定による改正後の地方税法（以下「四十二年法」という。）の規定中第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十二年一月一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

2 四十二年法の規定中個人の道府県民税に関する部分（四十二年法第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する規定を除く。）は、昭和四十二年分までの個人の道府県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第五条 新法第七十二条の四第三項の規定は、法の施行日の属する事業年度分の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下同じ。）から適用し、法人の同日の属する事業年度の直前の事業年度までの各事業年度分の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十六第六項の規定は、施行日以後に同条第一項本文に規定する申告期限

が到来する法人の事業税から適用し、同日前に同項本文に規定する申告期限が到来した法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の三十三の二第一項から第三項までの規定は、法人が施行日以後にこれらの規定に規定する場合に該当することとなる場合について適用し、法人が同日前にこれらの規定に規定する場合に該当することとなった場合については、なお従前の例による。

4 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

5 新法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定を適用する場合において、施行日前に旧法の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6 新法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前年前三年内の各年に生じた損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額のうち旧法第七十二条の十七第三項又は第四項の規定により各年における個人の事業の所得の計算上控除された金額があるときは、当該控除された金額を当該損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該損失の金額又は被災事業用資産の損失の金額とみなす。

7 新法第七十二条の十七第七項の規定は、昭和四十一年一月一日以後に発生した同条第六項の損失の金額から適用する。

6 四十二年法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

7 新法第七十三条の二十四第一項第一号の規定は、昭和四十一年四月一日以後に土地を取得した場合について適用する。

2 新法附則第七十九項から第八十二項までの規定は、施行日以後にされる新法附則第七十九項に規定する農地及び採草放牧地の取得について適用する。

8 新法第七十二条の二十六第六項の規定は、施行日以後に同条第一項本文に規定する申告期限

して課する娯楽施設利用税で道府県に納入され、又は納付された分から適用する。

（料理飲食等消費税の課税標準の特例に関する規定の適用）

9 新法第三百四十四条の三第二項に規定する旅館及び飲食店その他これに類する場所の指定は、昭和四十一年八月一日前においても行なうことができる。

（市町村民税に関する規定の適用）

10 新法第三百四十四条の六第一項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の市町村民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る市町村民税（清算所得に対する法人税額を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る市町村民税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の市町村民税並びに施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る市町村民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る市町村民税に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の八・九」とあるのは「百分の八・六五」と、「百分の十・七」とあるのは「百分の十・四」とする。

2 法人の昭和四十一年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の新法第三十二一条の八第一項の市町村民税に係る申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。以下同じ。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

3 法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度で同年六月三十日を含むもの及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度に係る新

法第三百二十一条の八第一項の市町村民税に係る申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書（同法第七十二条第一項各号に掲げる事項を記載したものを除く。）に係るものに限り。）の提出期限が施行日以後である場合には、第一項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税に対する新法第三百四十四条の六第一項の規定の適用については、なお従前の例による。

4 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十一年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法第三百三十三条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、施行日前に旧法の規定によつてした申告で新法に相当の規定があるものは、新法の相当の規定によつてした申告とみなす。

6 新法第三百三十三条第八項又は第九項の規定を適用する場合において、これらの規定に規定する前年前三年内の各年に生じた純損失の金額又は雑損失の金額のうち旧法第三百三十三条第七項又は第八項の規定により各年における総所得金額、退職所得の金額又は山林所得の金額の計算上控除された金額があるときは、当該控除された金額を当該純損失の金額又は雑損失の金額に相当する金額から控除した金額をもつて当該純損失の金額又は雑損失の金額とみなす。

7 昭和四十一年度分かつ昭和四十三年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百三十三条第八項の規定を適用する場合において、旧所得税法第二十六条の三（同法第二十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による申告書（純損失の金額が生じた年分に係るものに限る。）で施行日前に提出されたものは、その提出期限内に提出された所得税法第二条第一項第三十九号に規定する青色申告書とみなす。

8 昭和四十二年分かつ昭和四十四年度分までの個人の市町村民税に限り、新法第三百三十三条第八項に規定する純損失の金額で昭和四十年における総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じたものがあるときは、同項中「その提出期限まで（国の税務官署においてやむを得ない事情があると認めるときは、その提出期限後）」に提出し」とあるのは、「提出し」とする。

第十一条 四十二年法の規定中第三百二十八条の規定によつて課する所得割に関する部分は、昭和四十二年一月一日以後に支払われるべき同条に規定する退職手当等について適用し、同日前に支払われるべき当該退職手当等については、なお従前の例による。

2 四十二年法の規定中個人の市町村民税に関する部分（四十二年法第三百二十八条の規定によつて課する所得割に関する規定を除く。）は、昭和四十二年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十九条の三第六項の規定は、同項に規定する機械設備等で昭和四十一年三月三十一日までの間において取得され、又は製作されたものに対して課する昭和四十四年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

3 新法第三百四十九条の三第十八項の規定は、昭和四十一年一月二日以後において取得された同項に規定する線路設備等について、昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

4 新法附則第五十八項から第六十項までの規定は、昭和四十一年度分の固定資産税から適用する。

5 旧法附則第三十八項及び第三十九項の規定は、昭和四十一年度分の固定資産税に係る土地課税台帳又は土地補充課税台帳への登録及び第四百三十二条第一項の規定に基づく審査の申出については、なおその効力を有する。

6 昭和四十一年度に係る賦課期日において地目の変換その他これに類する特別の事情がある土地又は同年度において新たに固定資産税を課することとなる土地について、前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法附則第三十八項の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳に登録された農地に係る旧法附則第三十五項に規定する昭和三十八年度分の課税標準額（当該土地が昭和四十一年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三第十項又は第十七項の規定の適用を受けるものである

ときは、これらの規定に定める率を乗ずる前の額とする。以下この項において同じ。）又は同項の規定により土地課税台帳若しくは土地補充課税台帳に登録された宅地等に係る昭和三十八年度分の課税標準額の一・二倍の額を一・二で除して得た額は、それぞれ、当該農地又は宅地等の地方税法等の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十六号）による改正後の地方税法附則第十七条第三号又は第四号に規定する農地比準価格又は宅地等比準価格で昭和四十一年度分の固定資産税に係るものとみなす。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第十三条 新法第四百八十九条第七項から第九項まで及び第十四項の規定は、昭和四十一年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）から適用し、同年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納すべき料金に係る分）については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第十四条 新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和四十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第十五条 四十二年法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和四十三年度分の国民健康保険税から適用する。

2 昭和四十一年度分及び昭和四十二年度分の国民健康保険税については、第二条の規定による改正前の地方税法の規定を適用するものとする。

（都の特例に関する規定の適用）

第十六条 新法第七百三十四条第三項の規定は、法人の昭和四十一年一月一日以後に開始し、施行日以後に終了する事業年度分及び同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度分の都民税並びに施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人税額に係る都民税を含む。以下同じ。）について適用し、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日前に終了する事業年度分及び同年一月一日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度分の法人税額に係る都民税並びに施行日前の解

散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る都民税については、なお従前の例による。この場合において、法人の同年一月一日前に開始し、同年六月三十日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税額に係る都民税に対する同項の規定の適用については、同項中「百分の十四・七」とあるのは「百分の十四・三」と、「百分の十七・七」とあるのは「百分の十七・二」とする。

（改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税の取扱い）

第十七条 改正前の地方税法の規定に基づいて課し、又は課すべきであつた地方税については、なお従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

第十八条 この法律の施行前にした違反行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の地方税法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条 前十八条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四一年四月一日法律第四四号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年四月二八日法律第五九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年五月二二日法律第七〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年五月二二日法律第七〇号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年五月二二日法律第七〇号）抄

1 この法律中第一条及び次項から附則第二十一項までの規定は公布の日から起算して十日を経過した日から、第二条及び附則第二十二項から第二十五項までの規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則（昭和四一年六月二七日法律第八八号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年七月一日法律第一〇三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年七月一日法律第一〇一号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四一年七月一日法律第一〇二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四一年七月九日法律第二二六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年七月二〇日法律第一三二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年七月二五日法律第一三三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四一年二月二六日法律第一四九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年五月三一日法律第二五号）抄

1 この法律は、昭和四十二年六月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法第四百九十条の二第一項の改正部分及び同法の附則に第九十七項を加える改正部分は昭和四十二年七月一日から、第二条の規定は昭和四十三年一月一日から施行する。

（端数計算に関する規定の適用）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十条の四の二第二

項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和四十二年六月一日（以下「施行日」という。）以後に確定する過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金、同日以後に納付され、若しくは納入される延滞金又は同日以後に還付のため支出を決定し、若しくは充当をする過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る還付加算金について適用する。（延滞金の免除に関する規定の適用）

第三条 新法第二十条の九の三第一項の規定は、施行日以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。ただし、当該延滞金の額のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（延滞金の算定に関する規定の適用）

第四条 前二条、次条第六項、附則第七条第二項及び附則第十一条第六項の規定の適用がある場合を除き、新法の規定中延滞金の算定に関する部分は、施行日以後に納付し又は納入すべき期限が到来する地方税に係る延滞金について適用し、同日前に納付し又は納入すべき期限が到来した地方税に係る延滞金については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する規定の適用）

第五条 新法第五十二条の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第六項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。第四項において同じ。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであった道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第五十三条第十項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第五十三条第十二項の規定は、施行日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する

法人の道府県民税について適用し、当該期限が同日前に到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法第五十七条の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 新法第五十六条第三項及び第六十四条第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の道府県民税に係る延滞金について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第六条 第二条の規定による改正後の地方税法（以下「四十三年法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四十五第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の事業税に係る延滞金について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十二年度

分の個人の事業税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第八条 四十三年法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第九条 新法附則第七項及び第九項の規定は、施行日以後の土地の取得に対する不動産取得税について適用する。

（道府県たばこ消費税に関する規定の適用）

第十条 新法第七十四条の二の規定は、日本専売公社が昭和四十二年三月一日以後小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて適用し、同日前に当該売渡しをした製造たばこについては、なお従前の例による。

2 日本専売公社は、昭和四十二年三月又は同年四月において小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて新法第七十四条の二に規定する税率を適用して計算した道府県たばこ消費税の額と当該売渡しをした製造たばこについて第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十四条の二に規定する税率を適用して計算した道府県たばこ消費税の額との差額に相当する道府県たばこ消費税の額を、それぞれ同年六月三十日又は同年七月三十一日までに申告納付しなければならない。

3 新法第七十四条の四第二項から第五項まで及び第七十四条の五の規定は、前項の規定による道府県たばこ消費税の申告納付及び当該道府県たばこ消費税に係る延滞金の納付について準用する。

（市町村民税に関する規定の適用）

第十一条 新法第三百二十二条の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第六項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。第四項において同じ。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市

町村民税として納付した、又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百二十一条の八第十項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百二十一条の八第十二項の規定は、施行日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する法人の市町村民税について適用し、当該期限が同日前に到来した法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法第三百二十一条の十三の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新法第三百二十一条の十二第三項及び第三百二十七条第二項の規定は、施行日以後に納付される法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十二年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第三百二十一条の五の二（新法第三百二十八条の五第三項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に徴収した同条に規定する納入金を納入する場合について適用し、同日前に徴収した当該納入金については、なお従前の例による。

第十二条 四十三年法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十二

年度分の固定資産税から適用し、昭和四十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二十項の規定は、昭和四十一年一月一日以前において建設された同項に規定する地下道又は跨線道路橋で自治省令で定めるもの（以下この項及び次項において「地下道等」という。）のうち昭和四十一年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三第二項又は第十七項の規定の適用を受けていたものの昭和四十二年分以後の固定資産税についても適用する。

3 新法第三百四十九条の三第二十項に規定する地下道等に対して課する昭和四十二年分固定資産税については、市町村長は、新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えて、当該地下道等の価格及びその価格に同項に定める率を乗じて得た額を当該地下道等の所有者に通知しなければならない。この場合においては、新法第四百七条第一項中「第四百十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」とし、新法第四百三十二条第一項中「第四百十五条第一項（第四百十九条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、」とあるのは「当該固定資産の価格等の通知を受けた日」とする。

4 新法第三百四十九条の五の規定は、施行日前において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下この項並びに附則第二十二條第二項及び第三項において「一の工場」という。）（一の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。以下同じ。）の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年の翌年（その日が一月一日である場合には、その日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十二年分までの年度の数に五をこえないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の昭和四十二年分以後の固定資産税についても適用する。

5 昭和四十一年一月一日以前において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十一年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額を算定する場合において旧法第三百四十九条

の五の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十二年分から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産を新法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、旧法第三百四十九条の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九条の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第三項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

第十四条 新法第四百六十五条の規定は、日本専売公社が昭和四十二年三月一日以後小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて適用し、同日前に当該売渡した製造たばこについては、なお従前の例による。

2 日本専売公社は、昭和四十二年三月又は同年四月において小売人又は消費者に売り渡した製造たばこについて新法第四百六十五条に規定する税率を適用して計算した市町村たばこ消費税の額と当該売渡しをした製造たばこについて旧法第四百六十五条に規定する税率を適用して計算した市町村たばこ消費税の額との差額に相当する市町村たばこ消費税の額を、それぞれ同年六月三十日又は同年七月三十一日までに申告納付しなければならない。

3 新法第四百六十七條第二項から第五項まで及び第四百六十九條の規定は、前項の規定による市町村たばこ消費税の申告納付及び当該市町村たばこ消費税に係る延滞金の納付について準用する。

（電気ガス税に関する規定の適用）

第十五条 新法第四百八十九條第一項の規定は、電気ガス税の昭和四十二年六月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）について適用し、同年五月三十一日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した、又は収納すべきであつた料金に係る分）については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の二第一項及び附則第九十七項の規定は、電気ガス税の昭和四十二年七月一日以後の分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後において収納すべき料金に係る分）について適用し、同年六月三十日までの分（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以前において収納した、又は収納すべきであつた料金に係る分）については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する規定の適用）

第十六条 新法第七百条の四第一項第五号の規定は、施行日以後の製造に係る軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

（都の特例に関する規定の適用）

第十七条 新法第七百三十四條第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第六項の期間に係る法人の都民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

第十八条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる旧法の規定に係る地方税に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条 前各条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和四十二年七月二三日法律第五十六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六条及び附則第十三条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過規定）

第二十八条 中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会が附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項の規定による政府の助成に係る資金の貸付けを受けて、中小企業経営の近代化若しくは合理化のための中小企業者の共同利用に供する施設を取得した場合又は事業協同組合若しくは

事業協同小组若しくは協同組合連合会が同条第二項の規定による政府の助成に係る施設を地方公共団体から譲渡しを受けた場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前条の規定による改正後の地方税法第七十三条の十四第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号の事業協同組合等又は同項第五号の計画組合が、同項第四号又は第五号の規定に基づく資金の貸付けを受けて不動産を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等又は計画組合の組合員又は所屬員に当該不動産を譲り渡した場合において、当該事業協同組合等又は計画組合による当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、前条の規定による改正後の地方税法第七十三条の二十七の五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年七月一五五法律第六一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。附則（昭和四十二年七月二〇日法律第七三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（原子燃料公社の解散等）

第三条 原子燃料公社は、事業団の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時において事業団が承継する。

2 原子燃料公社の解散の時までに政府から原子燃料公社に対して出資された金額は、事業団の設立に際して政府から事業団に対し出資されたものとする。

3 原子燃料公社の解散の日を含む事業年度に係る業務報告書、決算、財務諸表及び予算の実施の結果を明らかにした説明書の作成、提出、公告、送付、検査又は報告については、なお従前の例による。この場合において、原子燃料公社の決算の完結の期限は、解散の日の翌日から起算して三月を経過した日とする。

4 第一項の規定により事業団が権利を承継する場合において、当該承継に伴う登記若しくは登

録又は当該承継に係る不動産の取得については、登録免許税又は不動産取得税を課さない。

5 第一項の規定により事業団が承継した権利の目的たる設備又は家屋であつて、附則第十七条の規定の施行の際同条の規定による改正前の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九条の三第十二項の規定により固定資産税の課税標準の特例の適用を受けているものに対して課する固定資産税の課税標準は、当該特例の適用を受けることとなつていた期間内は、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年七月二十五日法律第八十一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第十五条の規定はこの法律の公布の日から起算して二年をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第十一条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第八条第一項の改正部分を除く。）の規定は昭和四十五年一月一日から施行する。

附則（昭和四十二年七月二十五日法律第八十二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十二年七月二十七日法律第八十八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和四十二年九月二十日から施行する。

（経過措置）

9 第四条の規定による改正後の地方税法第七十三條の七第二号の二の規定は、この法律の施行の日以後の不動産の取得について適用し、同日前の不動産の取得については、なお従前の例による。

附則（昭和四十二年七月二十九日法律第九十八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十二年八月一日法律第一一六号）抄

1 この法律は、昭和四十二年十月一日から施行する。

附則（昭和四十二年八月一日法律第二二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和四十二年八月一日法律第二二三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年八月一日法律第二二五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年八月一日法律第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

附則（昭和四十二年八月一日法律第二三四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十二年八月一六日法律第一三五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年八月一九日法律第一三八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十二年二月二八日法律第一四九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十二年三月三〇日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十三年四月一日から施行する。ただし、第百十四条の五並びに第百八十九条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第八条及び第十二条第一項の規定は同年六月一日から、自動車取得税に関する改正規定並びに附則第十五条、第十九条及び第二十条の規定は同年七月一日から施行する。

（修正申告等に係る道府県民税、市町村民税又は事業税の徴収猶予に関する規定の適用）

第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十五条の四の二の規定は、昭和四十三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に提出した同条第一項第二号の申告書若しくは同日以後に受けた同項第二号の更正に係る法人の道府県民税若しくは市町村民税又は同日以後に提出した同項第三号の修正申告書に係る法人の事業税について適用する。

（課税標準額等の端数計算に関する規定の適用）

第三条 新法第二十条の四の二第一項の規定は施行日以後に確定する地方税について、同条第四項の規定は同日以後に徴収する滞納処分費について、同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定は同日以後に納付され若しくは納入される延滞金、同日以後に確定する過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金又は同日以後に還付のためその支出を決定し、若しくは充当する過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る還付加算金について適用する。

（不申告加算金に関する規定の適用）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不申告加算金に関する部分は、施行日以後に確定する不申告加算金について適用する。

（道府県民税に関する規定の適用）

第五条 新法第二十五条第一項第二号の規定は、施行日以後に改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三条第六項の申告期限が到来する法人の道府県民税について適用し、同日前に当該申告期限が到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

旧法第五十三条第五項の規定は、施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税法第八十一条（同法第百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による法人税額の還付を受けた同項に規定する法人の法人税額の課税標準となる法人税額の計算については、なおその効力を有する。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法別表第一は、施行日以後に支払われる新法第五十条の二に規定する退職手当等に係る新法第五十条の六の規定によつて徴収する税額（以下この項において「特別徴収税額」という。）又は同日以後に確定する新法第五十条の八の規定によつて徴収する税額（以下この項において「普通徴収税額」という。）の算定について適用し、同日前に支払われた当該退職手当等に係る特別徴収税額又は同日前に確定した普通徴収税額の算定については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第六条 新法第七十二条の二十二第五項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び同日の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対する不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の二第二項の規定は、同項に規定する家屋の新築後最初に行なわれる注文者に対する請負人からの譲渡で施行日以後にされるものについて適用し、同日前にされた当該譲渡については、なお従前の例による。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）

第八条 新法第百十四条の五第二項及び第三項の規定は、昭和四十三年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法第百十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第九條 新法第二百九十六條第二項第二号の規定は、施行日以後に旧法第三百二十一条の八第六項の申告期限が到来する法人の市町村民税について適用し、同日前に当該申告期限が到来した法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百二十一条の八第五項の規定は、施行日前に開始した事業年度において生じた欠損金額につき法人税法第八十一条（同法第四百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による法人税額の還付を受けた同項に規定する法人の法人税割の課税標準となる法人税額の計算については、なおその効力を有する。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法別表第二は、施行日以後に支払われる新法第三百二十八条に規定する退職手当等に係る新法第三百二十八条の六の規定によつて徴収する税額（以下この項において「特別徴収税額」という。）又は同日以後に確定する新法第三百二十八条の十三第一項の規定によつて徴収する税額（以下この項において「普通徴収税額」という。）の算定について適用し、同日前に支払われた当該退職手当等に係る特別徴収税額又は同日前に確定した普通徴収税額の算定については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する規定の適用)

第十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十三年度分の固定資産税から適用し、昭和四十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百五十條第二項及び第三項の規定は、昭和四十四年度分の固定資産税から適用する。

(軽自動車税に関する規定の適用)

第十一條 新法第四百四十五條の二の規定は、昭和四十三年度分の軽自動車税から適用し、昭和四十二年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十二條 新法第四百八十九條第一項及び第二項の規定は、昭和四十三年六月一日以後に使用する

る電気に対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

2 新法第四百九十条の二第一項の規定は、施行日以後に使用するガスに対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する規定の適用)

第十三條 新法第七百二條第二項及び附則第五十七項の規定は、昭和四十三年度分の都市計画税から適用し、昭和四十二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する規定の適用)

第十四條 新法第七百三條の三第二項及び第六項の規定は、昭和四十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第十五條 新法の規定中自動車取得税に関する部分の施行の際、旧法の規定に基づき、自動車の取得に對し、その取得者に課する法定外普通税（以下この条において「法定外普通税」という。）を課している道府県は、昭和四十三年七月一日以後においては、法定外普通税としての自動車取得税を課すること

ができな。ただし、同日前に課すべきであつた当該法定外普通税としての自動車取得税については、この限りでない。

(罰則に関する規定の適用)

第十六條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七條 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則

(昭和四十三年五月一七日法律第五一号) 抄

第一條 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和四十三年五月二八日法律第七一号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則

(昭和四十三年五月二九日法律第七三號) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、昭和四十三年十月一日から施行する。

附 則

(昭和四十三年六月三日法律第八九號) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和四十三年六月六日法律第九三號) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。

附 則

(昭和四十三年六月一〇日法律第九七號) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

(昭和四十三年六月一五日法律第一〇一號) 抄

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一條中地方税法第四十二條第三項の改正規定及び宅地開発税に関する改正規定は昭和四十四年六月一日から、同法第一百四條の四、

第一百四條の五第一項、第一百五條及び第二百十九條第三項の改正規定は同年十月一日から施行する。

(延滞金に関する規定の適用)

第二條 第一條の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十五條の九第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後における差押え又は担保の提供がされている期間に係る延滞金の額の計算について適用する。

(還付加算金に関する規定の適用)

第三條 新法第十七條の四の規定は、施行日以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過誤納金に加算すべき金額について適用する。ただし、当該加算すべき金額の全部又は一部で同日前の期間に對應するものの計算については、なお従前の例による。

(更正、決定等の期間制限に関する規定の適用)

第四條 新法第十七條の五第三項の規定は、施行日以後に同項の法定納期限が到来する法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る地方団体の徴収金について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る地方団体の徴収金については、なお従前の例による。

(不服申立期間に関する規定の適用)

第五條 第一條の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十九條の三の規定は、施行日前にされた旧法第十九條に規定する処分に係る不服申立てについては、なおその効力を有する。

(更正の請求に関する規定の適用)

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中更正の請求に関する部分は、施行日以後に新法第二十條の九の三第一項の法定納期限（法人の事業税にあつては、旧法第七十二條の三十三の二第二項の規定による期限）が到来する地方税に係る更正の請求について適用し、同日前に当該法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求については、なお従前の例による。

2 新法第五十三條の二及び第三百二十一条の八の二の規定は、施行日以後に国の税務官署がこれらの規定に規定する更正の通知をした場合について適用する。

(道府県民税に関する規定の適用)

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四

十四年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第八項の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた純損失の金額について適用し、昭和四十二年以前の各年において生じた純損失の金額については、なお従前の例による。

(事業税に関する規定の適用)

第八条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、昭和四十四年四月一日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十五号）附則第十二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第五十五条第三項の規定の適用を受ける事業年度分の各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十四年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の十七第六項及び第十項の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた損失の金額について適用し、昭和四十二年以前の各年において生じた損失の金額については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

第九条 新法第七十三条の二第二項の規定は、同項に規定する住宅の新築後最初に施行される注文者に対する請負人からの譲渡で施行日以後にされるものについては、なお従前の例による。当該譲渡については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第十二項の規定は、施行日以後の家屋の取得に対する不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一条第五項の規定は、昭和四十四年四月一日以後の土地の取得に対する不動産取得税について適用する。

(料理飲食等消費税に関する規定の適用)

第十条 新法第一百四十四条の四、第一百四十五条の五第一項、第一百五十五条及び第二百二十九条第三項の規

定は、昭和四十四年十月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法第一百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する規定の適用)

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十四年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十三條第八項の規定は、昭和四十三年以後の各年において生じた純損失の金額について適用し、昭和四十二年以前の各年において生じた純損失の金額については、なお従前の例による。

3 新法第三百三十一條の二第三項の規定は、施行日以後に納付される個人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

4 新法第三百二十八條の五第三項の規定は、施行日以後に徴収した納入金を納入する場合については、同日前に徴収した納入金については、なお従前の例による。この場合においては、同日から昭和四十四年五月三十一日までの間に徴収する納入金の納入に対する同項の規定の適用については、同項中「申告納入」とあるのは、「申告納入」と、「六月から十一月まで」とあるのは、「四月から十一月まで」ととする。

(固定資産税に関する規定の適用)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十四年度分の固定資産税から適用し、昭和四十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、昭和四十三年一月二日以後において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産について、昭和四十四年度分の固定資産税から適用する。

3 新法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、昭和四十三年一月一日以前において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産に対して、適用するものとする。この場合において、当該家屋及び償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該家屋及び償却資産が建設され、又は設置された日の属する年の翌年（当該日が一月一日であった場合には、当該日の属する年）の四月一日の属する年から昭和四十三年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十四年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については、当該家屋及び償却資産の価格の二分の一の額とする。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第十三条 新法第四百九十条の二第一項及び新法附則第三十一条第二項の規定は、昭和四十四年四月一日以後に使用する電気又はガスに対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）については、同日以前に使用した電気又はガスに対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。この場合において、同日から同年五月三十一日までの間に使用する電気に対する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、この間に収納すべき料金に係るもの）に対する新法附則第三十一条第二項の規定の適用については、同項中「昭和四十四年六月一日」とあるのは「昭和四十四年四月一日」と、「百分の四」とあるのは「百分の五」とする。

(自動車取得税に関する規定の適用)

第十四条 新法第六百九十九條の九の規定は、施行日以後の自動車の取得に対する自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対する自動車取得税については、なお従前の例による。

(昭和四十四年分の長期譲渡所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用)

第十五条 新法附則第三十四条又は第三十五条の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第八条の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法第三十一条又は第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用がある年の翌年度分の個人の道府県民税及び市町村民税についても、適用する。この場合において、新法附則第三十四条第一項又は第三十五条第一項中「昭和四十六年度から」とあるのは「昭和四十五年度から」と、「昭和四十六年度分」とあるのは「昭和四十五年度分、昭和四十六年度分」とする。

(罰則に関する規定の適用)

第十六条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 前各条に定めるもののほか、第一条の規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四十四年五月二日法律第三十四号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四十四年六月三日法律第三十八号) 抄

第一条 この法律は、都市計画法の施行の日から施行する。

(市街地改造事業等に関する経過措置)

第四条 この法律の施行の際、現に市街地改造事業に関する都市計画において施行区域として定められている土地の区域について施行される市街地改造事業については、旧公共施設の整備に關連する市街地の改造に關する法律は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 この法律の施行の際、現に存する防災建築街区造成組合、現に施行されている旧防災建築街区造成法第五十四条に規定する防災建築街区造成事業及び現に同法第五十六条の規定による補助金の交付の決定があつた防災建築物に關しては、同法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

(地方自治法等の一部改正に伴う経過措置)

第二十二條 附則第四条第一項に規定する市街地改造事業並びに同条第二項に規定する防災建築街区造成組合、防災建築街区造成事業及び防災建築物に關しては、この法律の附則の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一から三まで 略

四 地方税法

2 前項の場合において、この法律の施行後の不動産の取得について附則第十条の規定による改

正前の地方税法第七十三条の十四第七項の規定を適用するときは、同項中「その者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に所有していた不動産の固定資産課税台帳に登録された価格（当該不動産の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、政令で定めるところにより、道府県知事が第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）に相当する額を」とあるのは、「当該建築施設の部分の価格に同法第四十六条（防災建築街区造成法第五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により確定した当該建築施設の部分の価額に対するその者が市街地改造事業又は防災建築街区造成事業を施行する土地の区域内に有していた土地、借地権又は建築物の対価の額の割合を乗じて得た額を当該建築施設の部分の」とする。

第二十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和四十四年六月二三日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条から第十八条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四十四年六月二六日法律第五二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四十四年六月三〇日法律第五五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第五条 改正前の地方税法第七十二条の二十二第四項第六号及び法人税法別表第三の規定は、清算中の協会については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（昭和四十四年七月一八日法律第六四号）抄

第一条 この法律（以下「新法」という。）は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則（昭和四十四年八月一日法律第六八号）抄

第一条 この法律中、第一条、次条、附則第三条及び附則第六条の規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から、第二条、附則第四条及び附則第五条の規定は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四十四年二月一〇日法律第六六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

四 目次の改正規定、第二十七条に一項を加える改正規定、第二十七条の次に一項を加える改正規定、第二十八条第三項の改正規定、第二十九条の四に一項を加える改正規定、第三十三条第一項の改正規定（同項中「第二十七条」の下に「第一項」を加える部分に限る。）、第五十条の改正規定、第五十二条の四に一項を加える改正規定、第五十二条の五を第十二条の六とし、同条の前に一項を加える改正規定、第七十七条の改正規定（第二項に係る部分に限る。）、第八十七条の次に一項を加える改正規定、第九十五条の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、第一百九条の次に一項を加える改正規定及び第九章の次に一章を加える改正規定並びに附則第十七条、附則第十九条から附則第二十三条まで、附則第二十六條及び附則第二十九条の規定、昭和四十五年十月一日

附 則（昭和四十四年二月一八日法律第九六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（昭和四十五年四月二三日法律第一八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和四十五年四月二七日法律第二四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四百九十条の二第二項の改正規定は昭和四十五年五月一日から、第四十一条第三項、第四百八十九条第一項及び第二項、第七百条の三第三項並びに附則第三十一条の改正規定は同年六月一日から施行する。

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分（新法第五十条の二の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。）は、昭和四十五年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第四十二条第三項の規定は、昭和四十五年六月一日以後に納付又は納入があつた個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について適用する。

3 新法別表第一は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払われる新法第五十条の二に規定する退職手当等に係る新法第五十条の六の規定によつて徴収する税額（以下この項において「特別徴収税額」という。）又は同日以後に確定する新法第五十条の八の規定によつて徴収する税額（以下この項において「普通徴収税額」という。）の算定について適用し、同日前に支払われた当該退職手当等に係る特別徴収税額又は同日前に確定した普通徴収税額の算定については、なお従前の例による。

4 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項第四号の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第三十八号）附則第十一条及び第十二条の規定により同法による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「改正前の租

税特別措置法」という。）第四十二条の三、第四十二条の四又は第四十二条の五の規定の例によることとされる法人に係る道府県民税の法人税割の課税標準となる法人税額の算定については、なおその効力を有する。

5 新法第五十一条第一項の規定は、昭和四十五年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第三条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、昭和四十五年四月一日以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律附則第十四条第一項の規定により改正前の租税特別措置法第五十六条の規定の例によることとされる法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第七十二条の四十八第四項第三号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の十八第一項及び第二項の規定は、昭和四十五年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十四年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分（不動産取得税に関する規定の適用）は、施行日以後の不動産の取得に対する不動産

2 新法第三百四十九条の第三項の規定中線路の地下移設又は高架移設をするために敷設した同項に規定する構築物に関する部分、新法第三百四十九条の第三十三項及び新法第三百四十九条の第三十七項の規定は、昭和四十四年一月二日以後において敷設され、建設され、又は設けられたこれらの規定に規定する構築物について、昭和四十五年度分の固定資産税から適用する。

3 旧法第三百四十九条の第三十三項の規定は、昭和四十四年一月一日までの間において建設された同項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 新法第三百四十九条の三第十七項の規定は、昭和四十四年一月一日以前において設けられた同項に規定する構築物についても、昭和四十五年度分の固定資産税から適用する。この場合において、当該構築物に対して課する固定資産税の課税標準は、当該構築物が設けられた日の属する年の翌年（その日が一月一日である場合においては、同日の属する年）の四月一日の属す

る年度から昭和四十四年度までの年度の数を十から控除して得た数（以下この項において「残存年度数」という。）が五をこえるときは、昭和四十五年度分からその五をこえる年度分については当該構築物の価格の三分の一の額、その後五年度分については当該構築物の価格の三分の二の額とし、残存年度数が五以下であるときは、昭和四十五年度分からその数に相当する年度分については当該構築物の価格の三分の二の額とする。

5 旧法第三百四十九条の第三十七項の規定は、昭和四十四年一月一日までの間において敷設された同項に規定する構築物に対して課する昭和五十三年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。

(電気ガス税に関する規定の適用)

第七條（新法第四百八十九條第一項及び第二項並
びに新法附則第三十一條第二項の規定は、昭和
四十五年六月一日以後に使用する電氣に対する
電氣ガス税（特別徴収に係る電氣ガス税にあつ
ては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）
について適用し、同日前に使用した電氣に対す
る電氣ガス税（特別徴収に係る電氣ガス税にあ

2 新法第四百九十条の二第一項の規定は、昭和四十五年五月一日以後に使用する電気又はガスの税に對する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税）にあつては、同日以後に收納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電氣又はガスに對する電氣ガス税（特別徴収に係る電氣ガス税）にあつては、同日前に收納した又は收納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する規定の適用)

第八条 新法第七百条の第三項の規定は、昭和四十五年六月一日以後において、自動車の保有者が同項に規定する炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合の当該消費に対する軽油引取税について適用し、同日前にされた当該消費に対する軽油引取税については、なお従前の例による。

(都の特例に関する規定の適用)

第九条 新法第七百三十四条第三項の規定は、昭和四十五年五月一日以後に終了する事業年度分による法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税（清算所得に対する法人税額を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得等に係る国民の特例に関する規定の適用)

第十条 新法附則第三十六條の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者に於いて地方税法の一部を改正する法律（昭和四十四年法律第十六号）附則第十五條の規定により適用される新法附則第三十四條又は第三十五條の規定の適用がある場合には、昭和四十五年度分の国民健康保険税についても適用する。この場合において、新法附則第三十六條中「昭和四十六年度」とあるのは、「昭和四十五年度」とする。

(罰則に関する規定の適用)

第十一條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとさ

（政令への委任）
第十二条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和四五年五月四日法律第四四号) 抄
(施行期日)

附則（昭和四五年五月一八日法律第六九号）抄

第二条 この法律は、公布の日から施行する。た

だし、附則第十一条から第二十四条までの規定は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四五年五月二〇日法律第七八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年五月二〇日法律第八号）

（施行期日）
この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年五月二〇日法律第八
二號）抄
（施行期日）

第十二条 この法律は、公布の日から施行する。

更により道路公社となつた法人に關しては、前条の規定による改正後の地方税法中法人の事業税に關する規定は、当該組織変更の日後に終了

する事業年度の法人の事業税について適用し、当該組織変更の日以前に終了する事業年度の法人の事業税について、なお従前の例による。

附則（昭和四五年五月二二日法律第九

○号 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から

施行する。
附則（昭和四五年五月二三日法律第九

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十条から第十八条までの規定は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四五年一月二二日法律第一三六号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和四六年三月三〇日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第二項の改正規定は同年六月一日から、第四百八十九条の二の改正規定は同年七月一日から、第四百八十九条の三第一項、第四百八十九条の四、第四百八十九条の五第一項及び第四百八十九条の三第三項の改正規定は同年十月一日から、固定資産税及び都市計画税に関する改正規定(第三百四十八条、第三百四十九条の三、第七百二条第二項、附則第十四条第二項、附則第十五条、附則第二十条、附則第二十五条及び附則第二十七条の改正規定を除く。)は昭和四十七年一月一日から施行する。(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和四十六年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。(事業税に関する規定の適用)

第三条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、昭和四十六年四月一日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十六年法律第二十二号)附則第十三条第二項の規定により同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)第五十六条の規定の例によることとされる法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 新法第七十二条の十八の規定は、昭和四十六年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。(不動産取得税に関する規定の適用)
第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。(娯楽施設利用税に関する規定の適用)
第五条 新法第七十二条の二の規定は、昭和四十六年七月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日以前におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。(料理飲食等消費税に関する規定の適用)
第六条 新法第七十二条の三第一項、第四百八十九条の四、第四百八十九条の五第一項及び第四百八十九条第三項の規定は、昭和四十六年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為(新法第七十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。)に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。(狩猟免許税に関する規定の適用)
第七条 新法第二百三十七条の規定は、施行日以後に狩猟免許を受ける者に対して課すべき狩猟免許税について適用し、同日前に狩猟免許を受けた者に対して課する狩猟免許税については、なお従前の例による。(市町村民税に関する規定の適用)
第八条 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和四十六年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。(固定資産税に関する規定の適用)
第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十六年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八条第二項第二号の七の規定は、昭和四十五年一月二日以後において建設された同様に規定する構築物について、昭和四十六年度分の固定資産税から適用する。

3 旧法第三百四十九条の三第十三項の規定は、昭和四十五年一月一日までの間において建設された同様に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。
4 新法第三百四十九条の三第二十一項(地上に設けられる路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に関する部分に限る。)の規定は、昭和四十五年一月二日以後において建設され、又は設置された同様に規定する家屋及び償却資産について、昭和四十六年度分の固定資産税から適用する。
5 新法附則第十五条第一項(家屋に関する部分に限る。)、第三項及び第四項の規定は、昭和四十五年一月二日以後において建設され、又は新設されたこれらの規定に規定する家屋、装置又は施設について、昭和四十六年度分の固定資産税から適用する。
6 旧法附則第十五条第三項及び第四項の規定は、昭和四十二年一月二日から昭和四十五年一月一日までの間において新設されたこれらの規定に規定する装置又は施設に対して課する昭和四十六年度分及び昭和四十七年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。
7 次項に定めるものを除き、新法附則第十九条の二から第二十条まで、第二十二条第五項、第二十三条及び第二十八条から第三十条までの規定中市街化区域農地に対して課する固定資産税に関する部分は、昭和四十七年度分の固定資産税から適用し、昭和四十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
8 新法附則第十九条の三第一項の規定中次の各号に掲げる市街化区域農地に対して課する固定資産税の税額の算定に関する部分は、当該各号に定める年度分の固定資産税から適用し、当該各号に定める年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
一 新法附則第十九条の三第一項の表の第二号に掲げる市街化区域農地 昭和四十八年度
二 新法附則第十九条の三第一項の表の第三号に掲げる市街化区域農地 昭和五十一年度
(電気ガス税に関する規定の適用)
第十条 新法第四百八十九条第一項及び第二項の規定は、昭和四十六年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納すべき料金に係るもの)については、なお従前の例による。

別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。
2 新法第四百九十条の二第二項の規定は、施行日以後に使用する電気又はガスに対して課すべき電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)については、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。
(入猟税に関する規定の適用)
第十一条 新法第七百条の五十二の規定は、施行日以後に狩猟免許を受ける者に対して課すべき入猟税について適用し、同日前に狩猟免許を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。(入湯税に関する規定の適用)
第十二条 新法第七百一条及び第七百一条の二の規定は、施行日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、同日以前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。(都市計画税に関する規定の適用)
第十三条 次項に定めるものを除き、新法第七百二条第一項及び新法附則第二十七條の二の規定、新法附則第二十九條から第二十九條の五までの規定中市街化区域農地に関する部分並びに新法附則第三十二條の三の規定は、昭和四十七年度分の都市計画税から適用し、昭和四十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
2 新法附則第十九条の三第一項の表の第二号及び第三号に掲げる市街化区域農地に対して課する都市計画税に係る新法附則第二十七條の二の規定の適用については、附則第九條第八項の規定の例によるものとする。(国民健康保険税に関する規定の適用)
第十四条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和四十六年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。(罰則に関する規定の適用)
第十五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為

は、昭和四十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の事業税から適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

る。

2 新法第三百四十八条第二項第二号の七の規定
中道路の改築に伴い改良された既設の立体交差

の附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十二条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和四十七年四月一日法律第二二号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 市街化区域農地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、課税の適正化を図るため市街化の形成状況等を総合的に考慮して検討を加え、その結果に基づき、昭和四十八年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附 則 (昭和四十七年五月一日法律第三一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年五月二二日法律第三六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年五月二四日法律第三七号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和四十七年五月二九日法律第四一号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和四十七年六月一日法律第四八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年六月七日法律第五五号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年六月八日法律第五七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和四十七年六月二二日法律第六二号) 抄

第一条 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第七十四条の次に二条を加える改正規定、第五章の次に一章を加える改正規定、第九十四条の七、第九十五条、第百五十五条及び第百九十九条から第百十二条までの改正規定並びに次条第五項、附則第三条、附則第七条(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六百九十九条の第三項及び第六百九十九条の十一第一項の改正に係る部分を除く。)、及び附則第九条から附則第十三条までの規定は、公布の日から施行する。
(罰則に関する経過措置)

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附 則 (昭和四十七年六月一五日法律第六六号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和四十七年六月一五日法律第六八号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和四十七年六月一六日法律第七四号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和四十七年六月一九日法律第七八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則 (昭和四十七年六月二二日法律第八八号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和四十七年六月二二日法律第八八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則 (昭和四十七年六月二二日法律第八八号) 抄

2 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第二十四項の規定は、昭和四十五年一月二日以後施行日前において新設された同項に規定する償却資産に対しても適用するものとする。この場合において、当該償却資産に対して課する固定資産税の課税標準は、当該償却資産が新設された日の属する年の翌年(当該日が一月一日である場合においては、当該日の属する年)の四月一日の属する年度から前項の年度の前年度までの年度の数を五から控除し、同項の年度分から当該控除して得た数に相当する年度分については当該償却資産の価格の三分の一の額、その後五年度分については当該償却資産の価格の三分の二の額とする。

附 則 (昭和四十七年七月一日法律第一一四号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。
附 則 (昭和四十八年四月二六日法律第二三三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第七十八条第一項、第百二十二条の二、第四百八十九条及び第四百九十条の第二項の改正規定は昭和四十八年六月一日から、特別土地保有税に関する改正規定は同年七月一日から、第百四十四条の四、第百四十四条の五第一項、第百二十九条第三項及び第四百九十条の改正規定は同年十月一日から、第百四十九条、第百五十条第三項及び第四項並びに第百五十一条第三項の改正規定は昭和四十九年四月一日から施行する。
(道府県民税に関する規定の適用)

第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分(新法第五十条の二の規定によつて課する所得割(以下この条において「分離課税に係る所得割」という。))に関する部分を除く。は、昭和四十八年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等(新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。)で所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)の施行の日前に支払われたものにつき徴収された

分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき同法による改正後の所得税法(昭和四十年法律第三十三号。以下「改正後の所得税法」という。)第三十条第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に係る分離課税に係る所得割の額(以下この項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。)をこえる場合には、改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第五十条の五の規定による納入申告書に、改正後の道府県民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

3 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で所得税法の一部を改正する法律の施行の日以後に支払われるものに係る新法第五十条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第五十条の八の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額(所得税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第八号)の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、地方税法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二十三号)附則第二条第二項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額)」とする。
(事業税に関する規定の適用)

第三条 新法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、昭和四十八年四月一日以後に終了する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に終了した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。ただし、租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第十六号。以下「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」という。)附則第十二条第四項の規定により読み替えられる同法による改正前の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下「改正前の租税特別措置法」という。)第五十五条又は第五十六条の規定の例によることとされる法人に係る事業税の課税標準となる各事業年度の所得の計算については、旧法第七十二条の十四第一項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

2 新法附則第九条第一項及び第四項の規定は、昭和四十八年四月一日以後に開始する事業年度分の各事業年度の所得の計算について適用し、同日前に開始した事業年度分の各事業年度の所得の計算については、なお従前の例による。

3 新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十八年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

4 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第一項及び第七十三条の十五の二第一項の規定は、昭和四十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一條第六項の規定は、昭和四十八年四月一日以後の土地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

5 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

（娯楽施設利用税に関する規定の適用）

5 新法第七十八條第一項及び第七十二條の二の規定は、昭和四十八年六月一日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日前におけるゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）

6 新法第一百四十四條の四、第一百四十五條の五第一項及び第二百二十九條第三項の規定は、昭和四十八年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法第一百三十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する規定の適用）

7 新法第四百九十九條、第五百十條第三項及び第四項並びに第五百一十一條第三項の規定は、昭和四十九年度分の自動車税から適用し、昭和四十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）

8 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分（新法第三百二十八條の規定によつて課する所得割（以下この条において「分離課税に係る所得割」という。）に関する部分を除く。）は、昭和四十八年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分は、昭和四十八年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第三百二十八條に規定する退職手当等をいう。以下この条において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分（新法第三百二十八條の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る。）は、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で同日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等につき改正後の所得税法第三十條第二項に規定する退職所得の金額の計算の例によつて算定された退職所得の金額に新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。）をこえる場合には、旧法第三百二十八條の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第七條の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行なうものとする。

5 前項前段に規定する場合には、昭和四十八年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第三百二十八條の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八條の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十三号）の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同法附則第八條第四項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額」とする。

9 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十八年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二項の規定中政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設した同項に規定する構造物に関する部分は、昭和四十七年一月二日以後において敷設された当該構造物について、昭和四十八年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の租税特別措置法第四十三條第一項又は昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第十一條第七項の規定の適用を受ける改正前の租税特別措置法第四十三條第一項の表の第三号に掲げる機械その他の設備に対して課する固定資産税については、旧法第三百四十九條の三第四項中「（租税特別措置法第四十三條第一項）とあるのは「（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第四十三條第一項若しくは租税第七項」と、「同項」とあるのは「（租税特別措置法の一部を改正する法律による改正前の租税特別措置法第四十三條第一項）として、同項の規定の例による。」

4 旧法第三百四十九條の三第十三項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において新設された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

5 新法第三百八十一條第六項の規定は、個人の所有する住宅用地（新法第三百四十九條の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）のうち当該住宅用地に係る昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき額が同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を乗じて得た額に満たないものについては、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

6 新法第三百八十四條第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

7 旧法附則第十五條第四項の規定は、昭和四十七年三月三十一日までの間において取得された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

10 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法第三百四十九條の三の二の規定が適用される住宅用地（前条第五項の規定の適用を受けるものを除く。）及び新法附則第十八條第八項又は附則第十八條の二第二項の規定が適用される宅地等並びに新法附則第十九條の三の規定が適用される市街化区域農地に對して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百八十一條第六項の規定により土地課税台帳等に登録された当該住宅用地の価格に新法第三百四十九條の三の二に定める率を乗じて得た金額及び新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項の表の下欄に掲げる額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された当該市街化区域農地に係る課税標準となるべき額については、これらの額を当該宅地等及び当該市街化区域農地の所有者に通知することによつて新法第四百五十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該住宅用地の価格に第三百四十九條の三の二に定める率を乗じて得た金額に係る新法第四百七條第一項及び第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法第四百七條第一項中「第四百五十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十三号）附則第十條第一項の規定による固定資産の価格等の通知をした日以後において当該通知に係る価格等」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百五十五條第一項（第四百三十二條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第二十三号）附則第十條第一項の規定が適用される宅地等及び新法附則第十九條の三の規定が適用される市街化区域農地（新法附則第二十九條の規定の適用を受けるものを除く。）に對して課する固定資産税について

（固定資産税に関する規定の適用）

9 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十八年度分の固定資産税から適用し、昭和四十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二項の規定中政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設した同項に規定する構造物に関する部分は、昭和四十七年一月二日以後において敷設された当該構造物について、昭和四十八年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の租税特別措置法第四十三條第一項又は昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第十一條第七項の規定の適用を受ける改正前の租税特別措置法第四十三條第一項の表の第三号に掲げる機械その他の設備に対して課する固定資産税については、旧法第三百四十九條の三第四項中「（租税特別措置法第四十三條第一項）とあるのは「（租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第四十三條第一項若しくは租税第七項」と、「同項」とあるのは「（租税特別措置法の一部を改正する法律による改正前の租税特別措置法第四十三條第一項として、同項の規定の例による。」

5 新法第三百八十一條第六項の規定は、個人の所有する住宅用地（新法第三百四十九條の三の二に規定する住宅用地をいう。以下同じ。）のうち当該住宅用地に係る昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき額が同年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に二分の一を乗じて得た額に満たないものについては、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

6 新法第三百八十四條第一項ただし書及び第二項の規定は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

2 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八條第八項又は附則第十八條の二第二項の規定が適用される宅地等及び新法附則第十九條の三の規定が適用される市街化区域農地（新法附則第二十九條の規定の適用を受けるものを除く。）に對して課する固定資産税について

ては、市町村長は、新法第三百六十四条第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合には、宅地等及び市街化区域農地に対して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書をあわせて送付するものとする。

第十一条 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税について、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限までに、当該宅地等が住宅用地であることの認定ができないこと等のやむを得ない理由があることにより当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）ができなかつた場合には、個人の所有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八条第八項の規定又は新法附則第十八条の二第二項の規定の適用があるものとして、これらの規定により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該宅地等に係る固定資産税をそれぞれの納期において徴収することができる。

第十二条 市町村長は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において本算定が行なわれた場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、本算定による昭和四十八年度分の固定資産税額（以下この条において「本算定税額」という。）にすでに賦課した固定資産税額が満たないときは、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した固定資産税額が本算定税額をこえるときは、新法第七十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

第十三条 市町村長は、第一項の規定によつて固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者に交付する納税通知書には、次の各号に掲げる事項を趣旨とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、個人の所有する宅地等については旧法の規定、法人の所有する宅地等については旧法の規定、新法附則第十八条第八項の項の規定若しくは新法附則第十八条の二第一

項の規定により仮に算定した額であり、又は当該額を含むものであること。
二 すでに賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合には、本算定が行なわれた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、すでに徴収した仮算定税額が本算定税額をこえる場合には、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

第十四条 昭和四十八年度分の固定資産税に限り、宅地等に対して課する同年度分の固定資産税について、施行日前に、旧法の規定による同年度分の税額の算定（以下この項において「旧算定」という。）を行ない、当該旧算定による税額を記載した納税通知書を交付している場合には、当該旧算定による税額が本算定による同年度分の税額と同一であることが明らかであると市町村長が認めるときを除き、当該旧算定による税額を仮算定税額と、当該納税通知書に係る賦課を第一項の仮算定税額による賦課とみなして、第一項、第二項及び前項の規定を適用する。

第十五条 新法の規定中都市計画税に関する部分（都市計画税に関する規定の適用）
第十五条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十八年度分の都市計画税から適用し、昭和四十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第十六条 新法の規定中都市計画税に関する部分（罰則に関する規定の適用）
第十六条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有するものとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
第十八条 削除
第二十六条 前条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二条第一項又は第二項に規定する農林漁業組合が同条第一項に規定する整備終了の日（同条第二項に規定する農林漁業組合については、同項に規定する連

合会の整備終了の日）を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

第二十七条 前条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第五十二条第三項に規定する事業協同組合又は協同組合連合会が同項に規定する整備計画が完了することとなつてゐる日を含む事業年度までの各事業年度において、その所得の全部又は一部を留保した場合については、なお従前の例による。

第二十八条 昭和四十八年五月一日法律第二十五号抄
附則（昭和四十八年五月一日法律第二十五号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十八年六月六日法律第三十一号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第三章、第八十八条第二項、第百条から第百三条まで、次条から附則第六条まで、附則第八條及び附則第九條の規定、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
附則（昭和四十八年六月二日法律第三十三号）抄
附則（昭和四十八年七月三日法律第四十五号）抄
附則（昭和四十八年七月六日法律第四十九号）抄

附則（昭和四十八年七月六日法律第四十九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十八年七月六日法律第四十九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条から第十一条までの規定は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日から施行する。

附則（昭和四十八年七月六日法律第四十九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条から第十一条までの規定は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日から施行する。

附則（昭和四十八年七月六日法律第四十九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条から第十一条までの規定は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日から施行する。

附則（昭和四十八年七月六日法律第四十九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条から第十一条までの規定は、この法律の施行の日から起算して二年を経過した日から施行する。

附則（昭和四十八年七月一三法律第五
一八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十八年七月一六日法律第五
三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年七月二四日法律第六
五五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十八年八月三〇日法律第七
一〇号）抄

第一条 この法律は、昭和四十八年九月一日から施行する。

附則（昭和四十八年九月一四日法律第八
〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から三月を経過した日から施行する。

附則（昭和四十八年九月二六日法律第九
二二号）抄

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中国民年金法第五十八條、第六十二條、第七十七條第一項ただし書、第七十八條第二項及び第七十九條の二第四項の改正規定並びに第五條並びに附則第十二條第一項、附則第十九條、附則第二十條及び附則第三十二條から附則第三十四條までの規定 昭和四十八年十月一日

附則（昭和四十八年九月二九日法律第一
〇一〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年九月二九日法律第一
〇二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四十八年一〇月一日法律第一
〇八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十八年一〇月五日法律第一
一一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第二章第七節、第五章、第百四十五條中第四十五條第三項に係る部分、第百四十六條第一号、第百四十七條第一項、第百四十九條、第百五十條、附則第三條、附則第四條第二項、附則第五條から附則第八條まで、附則第十九條、附則第二十條及び附則第二十五條から附則第二十七條までの規定は公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から、附則第四條第一項、附則第三十條及び附則第三十一條の規定は公布の日から施行する。

附則（昭和四十九年三月二七日法律第八
号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年三月二九日法律第九
号）抄

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。

附則（昭和四十九年三月三〇日法律第一
九号）抄

第一条 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。ただし、第百四十四條の三第一項の改正規定は、同年十月一日から施行する。

附則（昭和四十九年三月三〇日法律第一
九号）抄

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分（新法第五十條の二の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。）は、昭和四十九年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二條第四項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

3 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、昭和四十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第五十一條第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年三月二九日法律第九
号）抄

第三条 次項及び第三項に定めるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の十四第五項及び第六項並びに附則第九條第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年三月三〇日法律第一
九号）抄

3 新法第七十二條の二十二第二項第二号及び第三項並びに第七十二條の四十八第一項の規定

は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、同日から昭和五十年四月三十日までの間に終了する事業年度分の法人の事業税に係るこれらの規定の適用については、これらの規定中「三百五十万円」とあるのは「三百万円」と、「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

4 新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十九年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

5 新法第七十二條の十七第三項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の事業税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

附則（昭和四十九年三月二九日法律第九
号）抄

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附則（昭和四十九年三月二九日法律第九
号）抄

2 施行日から昭和四十九年十月一日までの間に行われた家屋又はその部分の取得（購入による取得を除く。）に係る新法第七十三條の十四第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「住宅を建築」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第九号）による改正前の地方税法第七十三條第四号に規定する住宅（以下本項において「住宅」という。）を建築」と、同条第二項中「共同住宅等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律による改正前の地方税法第七十三條の十四第一項に規定する共同住宅等」と、「住宅を建築」とあるのは「同法第七十三條第四号に規定する住宅（以下本項において「住宅」という。）を建築」とする。

3 施行日から昭和四十九年十月一日までの間に行われた改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十三條の十四第一項に規定する共同住宅等に該当する家屋又はその部分の取得（購入による取得を除く。）に係る新法第七十三條の十五の二第一項の規定の適用については、同

項中「一戸」とあるのは、「居住の用に供するために独立的に区画された一の部分」とする。

4 施行日前において新築された家屋に係る土地の取得に係る新法第七十三条の二十四第一項第二号の規定の適用については、同項中「住宅の床面積」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十九号）による改正前の地方税法第七十三条第四号に規定する住宅（以下本項において「住宅」という。）の床面積」と、「一戸」とあるのは「一戸（当該家屋が同法第七十三条の十四第一項に規定する共同住宅等に該当する場合には、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）」とする。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）

第五条 新法第一百四十三条の三第一項の規定は、昭和四十九年十月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分（新法第三百二十八条の規定によつて課する所得割に関する部分を除く。）は、昭和四十九年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十三条第四項第一号の規定の適用については、昭和四十九年度分の個人の市町村民税に限り、同号中「二十万円」とあるのは、「十九万二千五百円」とする。

3 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百十四条の六第一項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の

法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、昭和四十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年一月一日までの間において建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する発電所の用に供する家屋及び償却資産（農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農山漁業団体が発電所の用に供するものを除く。）に対して課する昭和四十九年度以降の各年度分の固定資産税については、旧法第三百四十九条の三第一項中「第二十一項」とあるのは「附則第十五条第九項」と、「三分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「二六分の五」として、同項の規定の例による。

3 新法第三百四十九条の三第四項の規定中租税特別措置法第四十一条第一項の表の第七号又は同法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる機械その他の設備に関する部分は、昭和四十八年四月一日以後において新設された当該機械その他の設備について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用し、新法第三百四十九条の三第四項の規定中廃棄物再生処理用の機械その他の設備に関する部分は、施行日以後において新設された当該機械その他の設備について、昭和五十年年度分の固定資産税から適用し、同項の規定中農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置に関する部分は、昭和四十八年一月二日以後において新設された当該機械及び装置について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

4 昭和五十一年三月三十一日までの間において新設された租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五号）による改正前の企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第六条の規定の適用を受けた機械設備等に対して課する昭和四十九年度以降の各年度分の固定資産税については、旧法第三百四十九条の三第

四項中「企業合理化促進法」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五号）による改正前の企業合理化促進法」と、「第六条の規定の適用を受ける」とあるのは「第六条の規定の適用を受けた」と、「前三項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十九号）附則第七条第二項の規定によりその例によることとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第一項、地方税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十八号）附則第九条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三第二項及び前三項」と、「二分の一」とあるのは「二分の一（昭和四十八年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間において新設された機械設備等については、三分の二）」として、同項の規定の例による。

5 新法第三百四十九条の三第十三項の規定は、昭和四十八年一月二日以後において取得された同項に規定する車両について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

6 旧法第三百四十九条の三第十三項の規定は、昭和四十八年一月一日までの間において取得された同項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

7 新法第三百四十九条の三第二十六項の規定は、昭和四十八年一月二日以後において建設された同項に規定する固定資産について、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。

8 新法第三百四十九条の三第二十六項の規定は、昭和四十八年一月一日までの間において建設された同項に規定する固定資産についても、昭和四十九年度分の固定資産税から適用する。この場合において、同項中「当該固定資産に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から五年度分」とあるのは、「当該固定資産が建設された日の属する年の翌年（その日が一月一日である場合には、同日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十八年度までの年度の数を五から控除し、昭和四十九年度分から当該控除して得た数に相当する年度分」とする。

9 新法第三百四十九条の五の規定は、施行日前において建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（一の工場又は発電所若しくは変電所に増設された設備で一の工場又は発電所若しくは

は変電所に類すると認められるものを含む。以下この項及び次項並びに附則第二十八条第六項及び第七項において「一の工場」という。）の用に供する償却資産で、当該一の工場が建設された日の属する年の翌年（その日が一月一日である場合には、同日の属する年）の四月一日の属する年度から昭和四十九年度までの年度の数が五を超えないもの（次項の規定の適用を受けるものを除く。）の同年度分以後の固定資産税についても、適用する。

10 昭和四十八年一月一日までの間において建設された一の工場の用に供する償却資産で、昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額を算定する場合において旧法第三百四十九条の五の規定の適用を受けていたものについては、昭和四十九年度から同条の規定がなおその効力を有するものとした場合において同条の規定の適用を受けることができる年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該償却資産を新法第三百四十九条の五に規定する新設大規模償却資産とみなして、同条の規定を適用する。この場合においては、旧法第三百四十九条の五の規定がなおその効力を有するものとした場合において当該償却資産に係る同条に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度又は第五適用年度に該当する年度は、それぞれ当該償却資産に係る新法第三百四十九条の五第一項に規定する第一適用年度又は同条第二項に規定する第一適用年度、第二適用年度、第三適用年度、第四適用年度若しくは第五適用年度とみなす。

11 旧法附則第十四条第二項の規定は、昭和四十一年四月一日から昭和四十八年七月三十一日までの間において取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

12 旧法附則第十五条第四項の規定は、昭和四十二年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間において取得された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

第八条 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、市町村長は、次の各号に掲げる宅地等に係る当該各号に定める額については、これらの額を当該宅地等の所有者に通知することによつて新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合におい

第九条 昭和四十九年度分の固定資産税に限り、市町村は、宅地等（新法附則第十八条の二第二項に規定する非住宅用地で法人の所有するものを除く。）に対して課する固定資産税について、

期限までに、当該宅地等が小規模住宅用地であることとの認定ができないこと等のやむを得ない理由があることにより当該宅地等に係る同年一度分の固定資産税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）ができなかつた場合には、当該宅地等の第一号又は第二号に掲げる額を当該宅地等に係る同年一度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を同年度の納期の数で除して得た額の範囲内において、当該宅地等に係る固定資産税をそれぞれの納期において徴収することができる。

一 昭和四十九年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に四分の一を乗じて得た額

二 次に掲げる額のうちいずれが多い額

イ 昭和四十八年度分の固定資産税に係る宅地等調整固定資産税額（新法附則第十八条第一項に規定する宅地等調整固定資産税額をいう。）の算定の基礎となる課税標準となるべき額

口 昭和四十八年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に百分の十五を乗じて得た額

2 市町村長は、前項の規定によつて固定資産税を賦課した後において本算定が行われた場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、本算定による昭和四十九年度分の固定資産税額（以下この条において「本算定税額」という。）に既に賦課した固定資産税額が満たないときは、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額が本算定税額を超えるときは、新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体徴収金に充当しなければならない。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合は、本算定が行われた日以後の

納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合には、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定によつて徴収する固定資産税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

（電気税に関する規定の適用）

第十条 第三項に定めるものを除き、新法の規定

中電気税に關する部分は、施行日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年六月一日前に使用した電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納すべき料金に係るも

の)については、新法第四百八十九条第十一項中、「児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設」とあるのは「及び心身障害者福祉協会法第十四条第一項第一号に規定する施設」と、新法第四百九十条の二第二項中「(二百円)」とあるのは「千円」とする。

3 新法附則第三十一条第一項第三号及び第二項第二号の規定は、昭和四十九年六月一日以後に使用する電氣に対して課すべき電氣税（特別徴収に係る電氣税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電氣に対して課する電氣税（特別徴

収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るものについては、なお従前の例による。

(ガス税に関する規定の適用)

第十一条 新法の規定中ガス税に関する部分は、施行日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課する電気ガス税（特別徴収に係る電気ガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年六月一日前に使用したガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税）にあつては、同日前に収納すべき料金に係るものについては、新法第四百八十九条の二第三項中、「児童福祉法第三十九条第一項に規定する保育所及び心身障害者福祉協会法第十七条第一項第一号に規定する施設」とあるのは「及び心身障害者福祉協会法第十七条第一号に規定する施設」と、新法第四百九十条の二第二項中「二千七百円」とあるのは「二千円」とし、昭和四十九年十月一日前に使用したガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税）にあつては、同日前に収納すべき料金に係るものについては、新法第四百九十条第二項中「百分の五」とあるのは、「百分の六」とする。

第十二条 新法第五百八十六条第二項第十九号、

第二十一号及び第二十九号の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和四十九年度分から適用する。

2 新法第五百八十六條第二項第十九号、第二十号及び第二十九号の規定中土地の取得に對して課する特別土地保有税に關する部分は、昭和四十九年一月一日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第十三条 新法附則第三十二條第二項から第四項

までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する規定の適用）

第十四条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和四十九年度分の都市計画税から適用

し、昭和四十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和四十九年一月一日までの間において建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する発電所の用に供する家屋（農山漁村電気導入促進法第二条第一項の農林漁業団体が発電所の用に供するものを除く。）に対して課する昭和四十九年度以降の各年度分の都市計画税については、新法第七百二条第二項中「第三百四十九条の三第一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十九号）附則第七条第二項の規定によりその例による」ととされる同法による改正前の第三百四十九条の三第一項」とする。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第十五条 次項に定めるものを除き、新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、昭和四十九年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五条の五の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について附則第十七条第一項の規定により適用される新法附則第三十三条の二の規定の適用がある場合には、昭和四十九年度分の国民健康保険税についても、適用する。この場合において、新法附則第三十五条の五中「昭和五十年」とあるのは、「昭和四十九年度」とする。

（都の特例に関する規定の適用）

第十六条 新法第七百三十四条第三項の規定は、昭和四十九年五月一日以後に終了する事業年度分の法人の都民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の都民税を含む。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の都民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

（みなし法人課税を選択した場合に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用）

第十七条 新法附則第三十三条の二の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和

四十八年法律第十六号。次条において「昭和四十八年の租税特別措置法改正法」という。）附則第五条の規定により適用される同法による改正後の租税特別措置法第二十五条の二の規定の適用を受けた場合には、その者の昭和四十九年度分の個人の道府県民税及び市町村民税についても、適用する。この場合において、新法附則第三十三条の二第一項中「昭和五十年」とあるのは「昭和四十九年度」と、「百分の二十三・六」と、「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の三十四・一」とあるのは「百分の二十九・六」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、同条第二項中「前年の不動産所得の金額」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第十六号）附則第五条第一項に規定する指定期間における不動産所得の金額」と、「百分の七十二」とあるのは「百分の七十三」と、「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十六」と、同条第三項中「七百万円」とあるのは「三百万円」と、「百分の四十」とあるのは「百分の三十六・七五」と、「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、同条第六項中「百分の五・二」とあるのは「百分の五・六」と、「百分の十二・一」とあるのは「百分の九・一」とする。

2 新法附則第三十三条の二の規定の適用については、昭和五十年年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、同条第一項中「七百万円」とあるのは「六百万円」と、「百分の三十四・一」とあるのは「百分の三十二・四」と、同条第二項中「七百万円」とあるのは「六百万円」と、「百分の六十」とあるのは「百分の六十二」と、同条第三項中「七百万円」とあるのは「六百万円」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用）

第十八条 新法附則第三十三条の三の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が昭和四十八年の租税特別措置法改正法附則第六条各号に掲げる土地の譲渡等（租税特別措置法第二十八条の六第一項に規定する土地の譲渡等をいう。）を当該各号に掲げる日以後に行つた場合について適用する。

（短期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する規定の適用）

第十九条 新法附則第三十五条第一項（租税特別措置法第三十二条第二項に規定する譲渡に係る

同条第一項に規定する譲渡所得に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に租税特別措置法第三十二条第二項に規定する譲渡をする場合について適用する。

（罰則に関する規定の適用）

第二十条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十一条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十二条 土地に対して課する固定資産税及び都市計画税については、課税の適正化を図るため、別に定めるもののほか、今後における土地の価格の状況等を考慮して更に検討を加え、その結果に基づき、昭和五十一年度分の固定資産税及び都市計画税から適用されるよう必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附則（昭和四十九年五月一日法律第三十九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年五月二日法律第四十三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第二十七条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定は、農地開発機械会社が昭和四十九年一月一日までの間に取得した同号に規定する固定資産に対して課する昭和四十九年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

附則（昭和四十九年五月二日法律第四十八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年五月二日法律第五十八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第五条 前条の規定による改正後の地方税法第五百八十六條第二項第十三号の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十年年度分から適用し、昭和四十九年度分については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法第五百八十六條第二項第十三号の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、この法律の施行の日以後の土地の取得に対して適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の地方税法附則第十五条第十二項の規定は、この法律の施行の日以後において新設された同項に規定する機械設備等について、昭和五十年度分の固定資産税から適用する。

附則（昭和四十九年五月三十一日法律第六十二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十四条から第二十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年六月一日法律第六十八号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年六月一日法律第六十九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和四十九年六月一日法律第七十一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二百八十一条、第二百八十一条の三、第二百八十二条第二項、第二百八十二条の二第

1 この法律は、昭和五十年一月一日から施行する。

2 改正後の第四百九十条並びに第四百九十条の
第二項及び第二項の規定は、この法律の施行
の日（以下「施行日」という。）以後に使用す
る電気又はガスに対して課すべき電気税又はガ
ス税（特別徴収に係る電気税又はガス税にあつ
ては、施行日以後に収納すべき料金に係るも
の）について適用し、施行日前に使用した電気
又はガスに対して課する電気税又はガス税（特
別徴収に係る電気税又はガス税にあつた、施
行日前に収納した、又は収納すべきであつた料
金に係るもの）については、なお従前の例によ
る。

5 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる電気税又はガス税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和四九年二月二八日法律第一一七号）

この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

附則（昭和五〇年三月三十一日法律第一八号）抄

第一条 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び第二項、第四百九十条第二項並びに附則第三十一条の改正規定並びに附則第二十六条の規定は同年六月一日から、第七十二条の第二項第八項、第二百九十四条の四、第二百九十四条の五第一項、第二百九十九条第三項及び第七百条の十四の改正規定並びに事業所税に関する改正規定は同年十月一日から施行する。

第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の四第一項の規定は、昭和五十年四月一日（以下「施行日」という。）以後に

還付のため支出を決定し、又は充当する過納金に加算すべき金額について適用し、施行日前に還付のため支出を決定し、又は充当した過納金に加算すべき金額については、なお従前の例による。

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第四項第一号の規定の適用については、昭和五十年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「三十万円」とあるのは、「二十七万五千元」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中
法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後
に終了する事業年度分の法人の道府県民税につ
いて適用し、施行日前に終了した事業年度分の
法人の道府県民税については、なお従前の例に
よる。

第四条 新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和五十年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の十七第三項第一号の規定の適用については、昭和五十年度分の個人の事業税に限り、同号中「三十万円」とあるのは、「二十七万五千元」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中

法人の事業税に關する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に對する法人の事業税（清算所得に對する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下この条において同じ。）に對して適用し、施行日前に終了した事業年度分による法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に對する法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の十四第一項ただし書（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第五十五条に関する部分に限る。）の規定は、法人の施行日以後に取得する同条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前

に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特
定米穀等については、前項の例による。

5 新法第七十二条の第二第八項の規定は、昭和五十年十月一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

第五条 新法の規定中不動産取得税に関する部分
は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべ
き不動産取得税について適用し、施行日前の不
動産の取得に対して課する不動産取得税につい
ては、なお従前の例による。

（道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税に関する規定の適用）

第六條 新法第七十四條第七項及び第四百六十四

たばこ消費税及び市町村たばこ消費税から適用し、昭和五十年度分の道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）

第七條 新法第百十四條の四、第百十四條の五第一項及び第百二十九條第三項の規定は、昭和五十年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法第百十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和四十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十三條第四項第一號の規定の適用については、昭和五十年度分の個人の市町村民税に限り、同号中「三十万円」とあるのは、「二十七万五千元」とする。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中
法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後

に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十年年度の固定資産税から適用し、昭和四十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の第三項ただし書の規定は、昭和四十九年一月二日以後において敷設された同項ただし書に規定する線路設備について、昭和五十年度分の固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）
第三百四十九条の第三二項の規定は、昭和四十九年一月一日までの間において敷設された同項に規定する構築物に対して課する固定資産税（昭和四十七年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間に同項に規定する政令で定める車庫の新設又は増設をするために敷設された構築物に対して課する固定資産税にあつては、昭和五十四年度分までの固定資産税に限る。）については、なおその効力を有する。

4 新法第三百四十九条の三第三項の規定中ガス事業者に対してガスを供給する事業の用に供する償却資産に関する部分は、昭和四十九年一月二日以後において新設された当該償却資産について、昭和五十年度分の固定資産税から適用する。

5 旧法附則第十五条第二項の規定は、昭和四十八年一月一日までの間において取得された地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十九号）による改正前の地方税法第三百四十九条の三第十三項の規定の適用を受ける自動列車停止装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十五条第二項中「第三百四十九条の三第十三項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和四十九年法律第十九号）による改正前の地方税法第三百四十九条の三第十三項」とする。

第十条 新法第四百四十五条の二第一項の規定は、昭和五十年年度分の軽自動車税から適用し、

昭和四十九年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気税に関する規定の適用）

第十一条 新法第四百八十九条第一項及び第二項並びに附則第三十一条第一項の規定は、昭和五十年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する規定の適用）

第十二条 新法第四百九十条第二項の規定は、昭和五十年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する規定の適用）

第十三条 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十年度分から適用し、昭和四十九年度分の土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十五条第五項の規定は、施行日以後において同項に規定する仮使用地の使用又は収益の開始があつた場合について適用する。（入湯税に関する規定の適用）

第十四条 新法第七百一条の二の規定は、施行日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、施行日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。（事業所税に関する規定の適用）

第十五条 新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、昭和五十年十月一日以

後に終了する事業年度分の法人の事業及び同年後の年の分の個人の事業について適用する。この場合において、同日以後に最初に終了する事業年度分の法人の事業又は同年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、新法第七百一条の四十第二項中「次の各号に掲げる事業所等」とあるのは「次の各号に掲げる事業所等（昭和五十年十月一日前に廃止された事業所等を除く。）」と、新法第七百一条の四十六第二項及び第七百一条の四十七第二項中「各事業所等」とあるのは「各事業所等（昭和五十年十月一日前に廃止された事業所等を除く。）」とする。

2 次項及び第四項に規定するものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。）に関する部分は、昭和五十年十月一日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。次項において同じ。）の新築又は増築について適用する。

3 新法第七百一条の三十二第二項及び第七百一条の四十三第三項後段の規定は、事業所用家屋につき増築があつた場合において、当該増築に係るこれらの規定に規定する前の新増築が昭和五十年十月一日以後に行われたものであるときについて適用する。

4 新法第七百一条の三十二第三項の規定は、昭和五十年十月一日以後に新築又は増築をされた家屋の全部又は一部につき同項に規定する譲渡又は用途の変更があつた場合について適用する。（自動車取得税に関する規定の適用）

第十六条 旧法附則第三十二条第三項の規定は、昭和四十九年九月三十日までの間に行われた自動車の取得については、なおその効力を有する。（道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割に関する規定の適用）

第十七条 旧法附則第三十五条の四の規定は、昭和四十九年中に支払うべき退職手当等（旧法第二十三条第一項第六号又は第二百九十二条第一項第六号に規定する退職手当等をいう。）で同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された旧法第五十条の二又は第三百二十八条の規定によつて課する所得割については、なおその効力を有する。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第十八条 新法附則第三十五条の六及び第三十六条第一項の規定は、昭和五十年度分の国民健康保険税から適用し、昭和四十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。（罰則に関する規定の適用）

第十九条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（政令への委任）

第二十条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五〇年六月一九日法律第四一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超え三月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（昭和五〇年六月二一日法律第四二号）抄

第一条 この法律は、昭和五十年十月一日から施行する。

附則（昭和五〇年六月二五日法律第四五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

附則（昭和五〇年七月一日法律第四九号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して三箇月を経過した日から施行する。

附則（昭和五〇年七月一日法律第五一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（地方税法の一部改正等）

第三条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

2 前項の規定による改正後の地方税法第五百八十六条第二項第十号の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十一年度分から適用し、昭和五十年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 第一項の規定による改正後の地方税法第五百八十六条第二項第十号の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、この法律の施行の日以後の土地の取得について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附則（昭和五〇年七月一〇日法律第五七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附則（昭和五〇年七月一一日法律第五九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（昭和五〇年七月一六日法律第六六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（地方税法の一部改正）

12 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。（改正後の地方税法の適用）

13 前項の規定による改正後の地方税法附則第十六条第二項及び第五項の規定は、この法律の施行の日以後において新築された同項に規定する家屋について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

附則（昭和五〇年七月一六日法律第六七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（施行期日）

附則（昭和五〇年一二月二七日法律第九四号）抄

1 この法律は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（昭和五〇年二月二七日法律第九五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、責任条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（昭和五一年三月三十一日法律第七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第一条中地方税法第四百八十九条の改正規定 昭和五十一年六月一日
二 第一条中事業所税に関する改正規定（地方税法第七百一条の三十四第三項第二十三号の改正規定を除く。） 昭和五十一年十月一日
三 第一条中地方税法第四百九十条第二項の改正規定 昭和五十一年一月一日
（道府県民税に関する規定の適用）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分（新法附則第四条第二項の規定を除く。）は、昭和五十一年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十二条第一項及び第四項の規定は、昭和五十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであった道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）
第三条 新法第七十二条の十七第三項第一号並びに第七十二条の十八第一項及び第二項の規定

は、昭和五十一年度分の個人の事業税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の五第一項第五号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

3 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第九条第三項の法人の昭和四十九年四月一日から昭和五十一年三月三十一日までの間に終了した各事業年度の収入金額については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）
第四条 次項から第六項までに定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の二第二項の規定は、同項に規定する家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡で施行日以後にされるものについて適用し、施行日前にされた当該譲渡については、なお従前の例による。

3 旧法第七十三条の七第五号の二の規定は、租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第七十条の四第四十一項において準用する相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十三条第五項の規定による承認に基づき物納の許可があつた不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「租税特別措置法」とあるのは、「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法」とする。

4 新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和五十一年一月一日以後の同項に規定する住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

5 新法附則第十二条の規定は、昭和五十一年一月一日以後の同条第一項に規定する農地、採草放

牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

6 旧法附則第十二条の規定は、昭和四十九年十二月三十一日以前に行われた同条第一項に規定する農地及び採草放牧地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十六号）以下本条において「昭和五十年法律第十六号」という。）附則第二十条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法」と、同条第二項及び第三項中「租税特別措置法」とあるのは「昭和五十年法律第十六号」による改正前の租税特別措置法」とする。

（自動車税に関する規定の適用）
第五条 新法の規定中自動車税に関する部分は、昭和五十一年度分の自動車税から適用し、昭和五十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）
第六条 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分（新法附則第四条第二項の規定を除く。）は、昭和五十一年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十二条第一項、第二項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）
第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十一年度分の固定資産税から適用し、昭和五十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第四項の規定は、昭和五十一年一月二日以後において新設された同項に規定する機械設備等について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

3 新法第三百四十九条の三第五項の規定は、昭和五十一年一月二日以後において新設された同項に規定する機械その他の設備について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

4 旧法第三百四十九条の三第四項（農林漁業者又は中小企業者の共同利用に供する機械及び装置以外の機械設備等に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十一年一月一日までの間において新設された同項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「企業合理化促進法」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第五号）以下本項において「昭和五十一年法律第五号」という。）附則第二十四条による改正前の企業合理化促進法」と、「租税特別措置法」とあるのは「昭和五十一年法律第五号」による改正前の租税特別措置法」と、「二分の一」とあるのは「十二分の七（昭和五十一年法律第五号附則第二十四条による改正前の企業合理化促進法第五十二条第二項の規定の適用を受けるものについては、二分の一）とする。」

5 新法第三百四十九条の三第七項の規定は、昭和五十一年一月二日以後において新設された同項に規定する機械及び装置について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

6 旧法第三百四十九条の三第五項の規定は、昭和五十一年一月一日までの間において新設された同項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「十二分の七」とする。

7 新法第三百四十九条の三第十項の規定は、昭和五十一年度以後の年度において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

8 旧法第三百四十九条の三第八項の規定は、昭和五十一年度以前の年度において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「前項

の規定の適用を受ける航空機」とあるのは、「専ら国際路線に就航する航空機」とする。

9 旧法第三百四十九条の三十項及び第三十二項の規定は、昭和五十年一月一日までの間に就いて取得されたこれらの規定に規定する固定資産（地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第十一項又は第十二項の規定の適用を受ける固定資産を除く。）に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法第三百四十九条の三十項及び第三十二項中「三分の一」とあるのは「三分の一」と、「三分の一」とあるのは「六分の一」とする。

10 新法第三百四十九条の三第二十一項の規定は、昭和五十年一月一日以後において建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

11 旧法第三百四十九条の三第二十項の規定は、昭和五十年一月一日までの間に就いて建設され、又は設置された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する昭和五十一年度分及び昭和五十一年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは「十二分の七」と、「三分の一」とあるのは「四分の三」とする。

12 新法附則第十五条第二項の規定は、昭和五十年一月一日以後において新設された同項に規定する自動車停止装置について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

13 旧法附則第十五条第二項の規定は、昭和五十年一月一日までの間に就いて新設された同項に規定する自動車停止装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「十二分の七」とする。

14 旧法附則第十五条第五項の規定は、昭和五十年一月一日までの間に就いて新設された同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

15 新法附則第十五条第八項の規定は、昭和五十年一月一日以後において取得された同項に規定する電子計算機について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

16 旧法附則第十五条第九項の規定は、昭和五十年一月一日までの間に就いて取得された同項に

規定する電子計算機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三分の一」とあるのは、「四分の三」（当該電子計算機のうち自治省令で定めるものについては、六分の一）とする。

17 新法附則第十五条第十項の規定は、昭和五十年一月一日以後において取得された同項に規定する家屋及び償却資産について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

18 旧法附則第十五条第十一項の規定は、昭和五十年一月一日までの間に就いて取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「十二分の七」とする。

19 新法附則第十五条第十二項に規定する機械その他の設備に対して課する昭和五十一年度から昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税については、同項中「六分の一」とあるのは、「六分の一」（昭和五十年一月一日までの間に就いて新設された当該機械その他の設備については、十二分の一）とする。

20 新法附則第十六条第二項（地上階数五以上の中高層耐火建築物に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十年一月一日までの間に就いて新築された同項に規定する中高層耐火建築物について、昭和五十一年度分の固定資産税から適用する。

21 旧法附則第十六条第二項（地上階数五以上の中高層耐火建築物に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十年一月一日までの間に就いて新築された同項に規定する中高層耐火建築物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「次項の規定」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六号）附則第十条第七項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十六条第三項の規定」とする。

第八条 昭和五十一年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項又は第十九条第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比率課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額につい

ては、これらの額を当該土地の所有者に通知することによつて新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代へることができ

る。この場合において、当該土地の新法附則第二十八條第一項の比率課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替へて適用される新法第四百七十七條第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替へて適用される新法第四百七十七條第一項中「第四百五十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八條第一項の比率課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七号）附則第八條の規定による附則第二十八條第一項の比率課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比率課税標準額」と、「価格若しくは同項の比率課税標準額」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比率課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百五十五條第一項（第四百十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百七十七條第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第八條の規定による附則第二十八條第一項の比率課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第八條の規定により読み替へて適用される第四百七十七條第一項」とする。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第九条 新法の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和五十一年度分までの軽自動車税から適用し、昭和五十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気税に関する規定の適用）

第十条 新法第四百八十九條の規定は、昭和五十一年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する規定の適用）

第十一条 新法第四百九十条第二項の規定は、昭和五十一年一月一日以後に使用するガスに対し

て課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する規定の適用）

第十二条 新法第五百八十六條第二項第二十一号の二及び第六百五十五條の二（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）並びに新法附則第三十一條の二の規定は、昭和五十一年度分から適用し、昭和五十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第十三条 新法第五百八十六條第二項第二十一号の二及び第六百五十五條の二（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後の土地の取得について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第五百八十六條第二項第二十一号の二及び第六百五十五條の二（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第十五条 新法第五百八十六條第二項第二十一号の二及び第六百五十五條の二（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第十六条 新法第五百八十六條第二項第二十一号の二及び第六百五十五條の二（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

又は取扱所（第三号において「貯蔵場等」という。）から当該軽油の引渡しを受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は移出、当該販売業者等又は特約業者

二 施行日前において特約業者又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、施行日以後において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合（前号に規定する場合を除く。）における当該軽油の譲渡 当該特約業者又は元売業者

三 この法律の施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者（以下この条において「小売業者」という。）が、販売業者等の管理する貯蔵場等において軽油を所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から軽油の保管を委託されている場合における当該軽油の所有又は保管 当該小売業者

四 施行日前において免税軽油の使用者から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小売業者が、施行日に当該免税証を所持している場合における当該所持 当該小売業者

二 前項第三号及び第四号の規定は、同一の小売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量が同項第四号の免税証に記載された軽油の数量と合わせて同一道府県内において一キロリットル未満である場合には、適用しない。

三 第一項第一号又は第二号の規定により軽油引取税を課する場合には新法第七百条の五第二号及び第三号の規定を、同項第三号の規定により軽油引取税を課する場合には同条第三号の規定を適用しない。

四 第一項第二号から第四号までの場合における軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、施行日（同項第二号の場合にあつては、特約業者又は元売業者が同項の譲渡をした日）から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、当該各号の譲渡等に直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、かつ、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。

五 道府県知事は、前項の規定により申告納付すべき軽油引取税の額が三万円を超える場合に

は、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができ。この場合において、必要があるとき、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徴することができ。

六 新法第十五条第四項、第十五条の二第一項、第十五条の四及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項前段の規定による徴収の猶予について、新法第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項後段の規定による担保について準用する。

七 道府県知事は、第五項の規定によつて徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（事業所税に関する規定の適用）

第十四条 新法第七百一条の三十四（第三項第二十三号を除く。次項において同じ。）及び第七百一条の四十一（新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定は、昭和五十一年十月一日以後に終了する事業年度の法人の事業及び同年以後の年分の個人の事業について適用する。

二 新法第七百一条の三十四及び第七百一条の四十一（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税に関する部分に限る。）並びに新法第七百一条の五十の規定は、昭和五十一年十月一日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋の新築又は増築について適用する。

（都市計画税に関する規定の適用）

第十五条 次項から第四項までに定めるものを除き、新法の規定で都市計画税に関する部分は、昭和五十一年度分までの都市計画税から適用し、昭和五十一年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

二 附則第七條第九項の規定を受ける家屋に対して課する昭和五十四年度以降の各年度分の都市計画税については、地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）第一条の規定による改正後の地方税法第七百二条第二項中「第三百四十九条の三十項から第十二項まで、第十四項、第十五項、第十八項又は第十九項の規定の適用を受ける土地又は家屋」

とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七号）附則第七條第九項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法第三百四十九条の三十項又は第十二項の規定の適用を受ける家屋」とする。

三 新法附則第十五条第十項の規定は、昭和五十一年一月二日以後において取得された同項に規定する家屋について、昭和五十一年度分の都市計画税から適用する。

四 旧法附則第十五条第十一項の規定は、昭和五十一年一月一日までの間において取得された同項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「十二分の一」とする。

（国民健康保険税に関する規定の適用）

第十六条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十一年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（都の特例に関する規定の適用）

第十七条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の都民税について適用し、同日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する規定の適用）

第十八条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条 前各条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第二十条 新法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地以外の農地に対して課する昭和五十四年度以降の各年度分の固定資産税及び都市計画税については、今後における農地の価格の状況、農業経営との関連等を考慮して更に検討を加え、その結果に基づき、必要な措置が講ぜられるべきものとする。

附則（昭和五十一年五月二日法律第二十九号）抄

第一条 この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条、次条及び附則第三条の規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十一年五月二日法律第三十六号）抄

第一条 この法律は、昭和五十一年十月一日から施行する。

附則（昭和五十一年五月二日法律第三十七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十一年六月一日法律第四十七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十一年六月一日法律第六十七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十一年六月一六日法律第六十八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十一年一月一日法律第八十五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十一年三月三十一日法律第六号）抄

第一条 この法律は、昭和五十二年四月一日から施行する。ただし、第七十八條、第四百八十九

条第一項、第四百九十条の二第一項及び第二項並びに第七百条の六第三号の改正規定は同年六月一日から、第四百九十条の四、第四百九十条の五第一項及び第四百九十条第三項の改正規定は同年十月一日から、第七百一条及び第七百一条の二の改正規定は昭和五十三年一月一日から施行する。

（道府県民税に関する規定の適用）

第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十二年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十二条第一項の規定は、昭和五十二年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであった道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する規定の適用）

第三条 新法第七十二条の十八第一項及び第二項の規定は、昭和五十二年度分の個人の事業税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する規定の適用）

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（娯楽施設利用税に関する規定の適用）

第五条 新法第七十八條第一項、第二項及び第四項の規定は、昭和五十二年六月一日以後における新法第七十五条第一項各号に掲げる施設の利用に対して課すべき娯楽施設利用税について適用し、同日以前における当該施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

用し、同日以前における当該施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

（料理飲食等消費税に関する規定の適用）

第六条 新法第二百九条第三項の規定は、昭和五十二年十月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法第二百九条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（鉱区税に関する規定の適用）

第七条 新法第八十条第一項及び新法附則第十三条の規定は、昭和五十二年度分の鉱区税から適用し、昭和五十一年度分までの鉱区税については、なお従前の例による。

（狩猟免許税に関する規定の適用）

第八条 新法第二百三十七条の規定は、施行日以後に狩猟免許を受ける者に対して課すべき狩猟免許税について適用し、施行日前に狩猟免許を受けた者に対して課する狩猟免許税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する規定の適用）

第九条 新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十二年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十二条第一項及び第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する規定の適用）

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十二年

度分の固定資産税から適用し、昭和五十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の第三十項の規定は、昭和五十二年度以後の年度において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機について、昭和五十二年度分の固定資産税から適用する。

改正前の地方税法（以下「旧法」という。）

3 第三百四十九条の第三十項の規定は、昭和五十二年度以前の年度において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「前項の規定の適用を受ける航空機」とあるのは、「専ら国際路線に就航する航空機」とする。

4 新法第三百四十九条の第三十六項の規定は、昭和五十一年一月二日以後に建設された同項に規定する家屋及び償却資産について、昭和五十二年度分の固定資産税から適用する。

5 旧法第三百四十九条の第三十六項の規定は、昭和五十一年一月一日までに建設された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「かかわらず、当該固定資産」とあるのは、「同項中「かかわらず、当該固定資産」とあるのは「五年度分の固定資産」とあるのは「五年度分の固定資産（昭和五十三年度までの各年度分の固定資産税に限る。）」と、「の額」とあるのは「の額とし、昭和五十九年度から昭和六十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価額の四分の三の額」とする。

6 新法附則第十六条第一項から第三項まで、第五項及び第六項の規定は、昭和五十一年一月二日以後に新築されたこれらの規定に規定する住宅、貸家住宅又は家屋について昭和五十二年度分の固定資産税から適用する。

7 旧法附則第十六条第一項から第三項まで及び第五項の規定は、昭和五十一年一月一日までに新築されたこれらの規定に規定する住宅、貸家住宅又は家屋に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「次項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法

律第七号）附則第七条第二十一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十六条第二項又は地方税法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六号）附則第十条第七項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十六条第二項」とし、同条第二項中「次項に」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六号）附則第十条第七項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十六条第三項」と、「次項まで及び第五項」とあるのは「本項並びに同条第三項及び第五項」と、「次項又は第五項」とあるのは「同条第三項又は第五項」とし、同条第五項中「第三項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六号）附則第十条第七項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十六条第三項」とする。

（軽自動車税に関する規定の適用）

第十一条 新法第四百四十五条の二第三項及び第四項の規定は、昭和五十二年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十一年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十条の二の規定は、昭和五十一年度分の軽自動車税については、なおその効力を有する。

（電気税に関する規定の適用）

第十二条 新法第四百八十九条第一項及び第四百九十条の二第一項の規定は、昭和五十二年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日以前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以前に収納した、又は収納すべきであった料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する規定の適用）

第十三条 新法第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十二年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日以前に使用したガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以前に収納した、又は収納す

べきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する規定の適用）

第十四条 新法第五百八十六条第二項第二号、第五号の三、第十二号の二、第二十二号の四から第二十二号の六まで、第二十八号及び第二十九号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和五十二年年度の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六条第二項第二号、第五号の三、第十二号の二、第二十二号の四から第二十二号の六まで、第二十八号及び第二十九号の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（入猟税に関する規定の適用）

第十五条 新法第七百条の五十二の規定は、施行日以後に狩猟免許を受ける者に対して課すべき入猟税について適用し、施行日前に狩猟免許を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

（入湯税に関する規定の適用）

第十六条 新法第七百一条の二の規定は、昭和五十三年一月一日以後における入湯に対して課すべき入湯税について適用し、同日前における入湯に対して課する入湯税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する規定の適用）

第十七条 新法第七百一条の三十二第四項、第七百一条の三十四第八項、第七百一条の四十一第五項及び附則第三十二條の三の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この条において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十四第五項及び附則第三十二條の三の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十一年以後の年分の個人の事業に対して課すべき新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する規定の適用）

第二十一条 旧法附則第十二條の三の規定は、昭和五十一年度分までの自動車取得税については、なおその効力を有する。

附則（昭和五二年六月一〇日法律第七〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第十九条に一項を加える改正規定、第二十六條第一項の改正規定、第二十九條の次に一條を加える改正規定及び第三十九條ただし書の改正規定並びに次条から附則第十五条までの規定は、昭和五十三年三月三十一日までの間に於いて政令で定める日から施行する。

附則（昭和五二年二月五日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五三年三月三十一日法律第九号）抄

第一条 この法律は、昭和五十三年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九條第一項及び第四百九十条の二の改正規定は同年六月一日から、第四百九十条の三の改正規定は同年十月一日から施行する。

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 改正後の道府県民税（以下「新法」という。）第五十二條第一項及び第四項の規定は、昭和五十三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三條第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一條第一項（同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五條第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した、又は納付すべきであつた道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新法第七十二條の十四第一項（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第五十

五条に関する部分に限る。）の規定は、法人の施行日以後に取得する租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等（租税特別措置法及び国税収金整理資金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第十一号。以下「昭和五十三年法律第十一号」という。）附則第十五条第二項の規定の適用を受ける昭和五十三年法律第十一号による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等（以下この項において「特例適用特定株式等」という。）を含む。）について適用し、法人の施行日前に取得した同条第一項に規定する特定株式等（特例適用特定株式等を除く。）については、なお従前の例による。

2 新法附則第九条第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 次項から第四項までに定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の二第二項に規定する同項の契約の効力が発生した日として政令で定める日（以下この項及び附則第十条第三項において「契約の効力発生日」という。）が施行日前の日である場合において、当該契約により新法第七十三条の二第二項に規定する保留地予定地である土地を取得することとされている者が、自治省令で定めるところにより、施行日以後六月以内道府県知事に対し同項の規定の適用を受けた旨の申出をしたときは、当該契約の効力発生日が施行日であるものとみなして、同項の規定を適用する。

3 新法第七十三条の二十七の六の規定は、昭和四十八年四月一日以後に行われた同条第一項に規定する土地の取得に係る不動産取得税について適用し、新法附則第十一条の三の規定は、同条に規定する土地の取得に係る不動産取得税について適用する。

4 新法附則第十二条第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法第七十条の第四第一項本文の規定の適用を受ける新法附則第

十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）につき租税特別措置法第七十条の四第三項に規定する使用貸借による権利の設定がされる場合における当該農地等に係る不動産取得税について適用し、施行日前に昭和五十三年法律第十一号による改正前の租税特別措置法第七十条の四第一項本文の規定の適用を受ける農地等につき同項第一号に規定する使用貸借による権利の設定がされた場合における当該農地等に係る不動産取得税については、なお従前の例による。

（料理飲食等消費税に関する経過措置）

第五条 新法第一百四十四条の三第一項の規定は、昭和五十三年十月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第六条 新法第三百二十二条第一項、第二項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した、又は納付すべきであった市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十三年度分の固定資産税から適用し、昭和五十二年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三十項の規定は、昭和五十三年度において固定資産税が課されることとなる同項に規定する航空機に対して課すべき固定資産税から適用する。

3 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三百四十九条の三十項の規定は、昭和五十二年分において固定資産税が課されることとなった同項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「前項の規定の適用を受ける航空機」とあるのは、「専ら国際路線に就航する航空機」とする。

4 旧法附則第十五条第二項の規定は、昭和五十二年一月一日までの間において新設された同項に規定する自動列車停止装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「第十四項又は第十八項」とあるのは、「第十三項又は第十七項」とする。

5 旧法附則第十五条第九項の規定（固定資産税に関する部分に限る。）は、昭和五十二年一月一日までの間において取得された同項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

（電気税に関する経過措置）

第八条 新法第四百八十九条第一項の規定は、昭和五十三年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する経過措置）

第九条 新法第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十三年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十条 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十三年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十二年分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十五条第五項及び第五百九十六条第二号の規定は、同項において準用する新法第七十三条の二第二十一項に規定する従前の土地の取得が施行日以後においてされる場合又は新法第五百八十五条第五項において準用する新法第七十三条の二第二十二項に規定する契約の効力発生日が施行日以後の日である場合について適用し、当該従前の土地の取得が施行日前においてされた場合又は当該契約の効力発生日が施行日前の日であつた場合については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十一条 新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十三年以後の年分の個人の事業について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業及び同年前の年分の個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は増築について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十二条 新法第七百二条の三の規定は、昭和五十三年度分の都市計画税から適用し、昭和五十二年分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十五条第九項の規定（都市計画税に関する部分に限る。）は、昭和五十二年一月一日までの間において取得された同項に規定す

る固定資産に対して課する都市計画税については、なおその効力を有する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十三条 新法第七百三十三条の四第四項の規定は、昭和五十三年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十二年分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（都の特例に関する経過措置）

第十四条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同項において準用する新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

2 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の申告書に係るものに限る。）の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る都民税として納付し、又は納付すべきであつた都民税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第十五条 旧法附則第十二条の二の規定は、昭和五十二年分分の自動車税については、なおその効力を有する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十六条 旧法附則第三十条の二の規定は、昭和五十二年分分の軽自動車税については、なおその効力を有する。

（道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割に関する経過措置）

第十七条 旧法附則第三十五条の四の規定は、昭和五十年中に支払うべき退職手当等（地方税法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第六号）による改正前の地方税法第二十三条第一項第六号又は第二百九十二条第一項第六号に規定する退職手当等をいう。）で同年四月一日前に支払われたものにつき徴収された旧法第五十条の二又は第三百二十八条の規定によつて課する所得割については、なおその効力を有する。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることと

される地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五三年四月二〇日法律第二十六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五三年五月一日法律第三十六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五三年五月八日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。ただし、第二十四条、第三十二条、第四十四条から第六十一条まで、第六十四条、第六十七条、第六十九条、第七十条、第七十一条及び第七十三条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七十五条及び第七十六条の改正規定、第七十七条の次に五条を加える改正規定、第八十条、第八十四条から第八十六条まで、第八十七条、第八十九条、第九十条及び第九十二条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第九十三条の次に一条を加える改正規定、第九十四条、第九十三条、第九十四条、第九十六条及び第九十七条の改正規定並びに第九八条の改正規定（第二十二号）を「第十四条第二項、第二十七号第四項」に改める部分を除く。）並びに次条第二項、附則第十條第二項及び第二十條から第二十三條までの規定並びに附則第二十四條の規定（労働省設置法（昭和二十四年法律第六十二号）第十條の二第三号の改正規定を除く。）は、昭和五十四年四月一日から施行する。

（所得税法等の一部改正に伴う経過措置）

第二十三条 附則第五條第一項に規定する職業訓練法人連合会及び職業訓練法人中央会、中央技

能検定協会並びに都道府県技能検定協会については、附則第二十条から前条までの規定による改正後の所得税法、法人税法及び地方税法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（昭和五三年五月二五日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年五月二六日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十三年十月一日から施行する。

附則（昭和五三年五月二〇日法律第五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五三年六月二〇日法律第七八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正）

第七条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定による改正後の地方税法の規定は、この法律の施行後に仮登記担保契約において土地等の所有権又はその所有権以外の権利を取得するものとされている日（以下この条において「取得日」という。）が到来する当該契約に基づく仮登記及び仮登録について適用し、この法律の施行前に取得日が到来している当該契約に基づく仮登記及び仮登録については、なお従前の例による。

附則（昭和五三年六月二一日法律第八〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五三年六月二七日法律第八三号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行し、第二

会計法の規定は、昭和五十三年度の予算から適用する。

附則（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年一一月一四日法律第一〇三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五四年三月三〇日法律第五四号）抄

（施行期日）

1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。

3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。

附則（昭和五四年三月三一日法律第一二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中狩猟免許税及び入猟税に関する改正規定、附則第二十八條の規定、附則第二十九條中地方交付税法第十四條第三項の表道府県の項第九号の改正規定並びに附則第三十條の規定（同号に係る部分に限る。）昭和五十四年四月十六日

二 第一条中地方税法第四百八十九條第一項、第四百九十條の二第二項及び附則第三十二條の二の改正規定並びに附則第十條、第十一條、第十四條及び第十五條の規定 昭和五十四年六月一日

三 第一条中地方税法附則第三十四條から第三十五條までの規定に係る改正規定並びに次条第三項及び附則第六條第三項の規定 昭和五十五年四月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三十四条の規定は、

昭和五十四年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第四条第四項の規定は、昭和五十三年度分までの個人の道府県民税については、なおその効力を有する。

3 新法附則第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、昭和五十五年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行の際現に存する貸家組合、貸家組合連合会、貸室組合及び貸室組合連合会が行う事業に対して課する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第九条第五項の規定は、昭和五十三年度分までの個人の事業税については、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、昭和五十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 新法第四百七条第一項の規定は、昭和五十四年度分の自動車税から適用し、昭和五十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第六条 新法第三百十四条の二の規定は、昭和五十四年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第四条第四項の規定は、昭和五十三年度分までの個人の市町村民税については、なおその効力を有する。

3 新法附則第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、昭和五十五年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十四年度分の固定資産税から適用し、昭和五十三年度

分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十九条の三第五項の規定は、流通の合理化、良質な住宅の供給その他国民生活の安定向上に直接寄与する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「機械その他の設備で政令で定めるもの」とあるのは「機械その他の設備のうち租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十五号。以下「昭和五十四年法律第十五号」という。）による改正前の租税特別措置法（以下「改正前の租税特別措置法」という。）第十一条第一項（昭和五十四年法律第十五号附則第六条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用を受ける改正前の租税特別措置法第十一条の表の第七号に掲げる機械その他の設備及び改正前の租税特別措置法第四十三条第一項（昭和五十四年法律第十五号附則第十六条第一項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定の適用を受ける改正前の租税特別措置法第四十三条第一項の表の第七号に掲げる機械その他の設備」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）による改正後の地方税法第三百四十九条の三第五項」とする。

3 新法第三百四十九条の三第二十四項の規定は、昭和五十三年一月二日以後に建設された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課すべき固定資産税から適用する。

4 旧法第三百四十九条の三第二十六項の規定は、昭和五十一年一月二日から昭和五十三年一月一日までの間に建設された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額」とあるのは、「昭和五十八年度までの各年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とし、昭和五十九年度から昭和六十三年度までの各年度分の固定資産税については、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三の額」とする。

5 旧法附則第十四条第二号に規定するオイルフエンスのうち昭和五十四年一月一日までに備え

付けられたものに対して課する固定資産税の課税標準は、新法第三百四十九条の二の規定にかかわらず、昭和五十四年度分及び昭和五十五年度分の固定資産税に限り、当該オイルフエンスに係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一（昭和五十三年一月二日から昭和五十四年一月一日までの間に備え付けられたオイルフエンスについては、三分の一）の額とする。

6 旧法附則第十五条第二項の規定は、昭和五十三年一月一日までに新設された同項に規定する重油に係る水素化脱硫装置に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

7 旧法附則第十五条第七項の規定は、昭和五十三年三月三十一日までに新たに取得された同項に規定する電子計算機に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

第八条 昭和五十四年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項又は第十九条第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号の所有者に通知することにより、新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。

この場合において、当該土地の新法附則第二十八條第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八條第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）附則第八条の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第

一項中「第四百十五條第一項（第四百十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間にあっては、又は第四百十七條第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第八条の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第八条の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第九条 新法第四百四十四條第一項の規定は、昭和五十四年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十三年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気税に関する経過措置）

第十条 新法第四百八十九條第一項の規定は、昭和五十四年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する経過措置）

第十一条 新法第四百九十條の二第二項の規定は、昭和五十四年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用したガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十二条 新法第五百八十六條第二項第八号の二及び第七号並びに第六百二條の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）並びに新法附則第三十一條の三第一項の規定は、昭和五十四年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第八号の二及び第七号、第六百二條並びに附則第三十一條の三第二項から第四項までの規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に係る土地

の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十三条 新法附則第三十二条第一項及び第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十四条 昭和五十四年六月一日前に行われた旧法第七百条の三第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油の販売、同条第三項の炭化水素油の消費若しくは旧法第七百条の四第一項各号の軽油の消費若しくは譲渡に対して課する軽油引取税又は同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第七百条の三第四項の規定に該当するに至つた場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

第十五条 新法第七百条の三及び第七百条の四に規定する場合のほか、次の各号に規定する場合においては、当該各号に掲げる引渡し等に対し、当該引渡し等を新法第七百条の三第一項の引取りとみなし、当該各号に定める者を同項の引取りを行う者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量（第三号の場合において、当該軽油が同条第二項の軽油であるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控除した数量とし、第四号の場合には、当該免税証に記載された軽油の数量とする。）を課税標準として、当該各号に定める者の当該引渡し等に直接関係有する事務所又は事業所（事務所又は事業所がない者にあつては、住所。第四項において同じ。）所在の道府県において、当該各号に定める者に軽油引取税を課する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七及び附則第三十二条の二の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、四千八百円とする。

一 昭和五十四年六月一日前において特約業者若しくは元売業者以外の者（以下この項において「販売業者等」という。）が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引取りを行い、同日以後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所（第三号において「貯蔵場等」という。）から当該軽油の引渡し

を受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は移出 当該販売業者等又は特約業者

二 昭和五十四年六月一日前において特約業者又は元売業者が旧法の規定によつて軽油引取税を課された、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、同日以後において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合（前号に規定する場合を除く。）における当該軽油の譲渡 当該特約業者又は元売業者

三 昭和五十四年六月一日において、特約業者又は元売業者以外の販売業者（以下この条において「小売業者」という。）が、販売業者等の管理する貯蔵場等において軽油を所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から軽油の保管を委託されている場合における当該軽油の所有又は保管 当該小売業者

四 昭和五十四年六月一日前において免税軽油の使用から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小売業者が同日に当該免税証を所持している場合における当該所持 当該小売業者

五 前項第三号及び第四号の規定は、同一の小売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量と同項第四号の免税証に記載された軽油の数量とを合計した数量が同一道府県内において一キロリットル未満である場合には、適用しない。

六 第一項第一号又は第二号の規定により軽油引取税を課する場合には新法第七百条の五第二号及び第三号の規定を、同項第三号の規定により軽油引取税を課する場合には同条第三号の規定を適用しない。

七 第一項第二号から第四号までの場合における軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は小売業者は、昭和五十四年六月一日（同項第二号の場合には、特約業者又は元売業者が同号の譲渡をした日）から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、当該各号の譲渡等に直接関係を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、かつ、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならない。この場合においては、この項の規定によつて納付すべき軽油引

取税は新法第七百条の十四の規定によつて納付すべき軽油引取税と、この項の規定による申告書は同条の規定による申告書と、この項の納期限は同条の納期限とみなして、新法第四章第二節第二款及び第四款の規定を適用する。

八 道府県知事は、前項の規定により申告納付すべき軽油引取税の額が三万円を超える場合には、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができ、この場合において、必要があるときとは、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徴すことができる。

九 新法第十五条第四項、第十五条の二第一項、第十五条の四及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項前段の規定による徴収の猶予について、新法第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項後段の規定による担保について準用する。

十 道府県知事は、第五項の規定によつて徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

十一 （都市計画税に関する経過措置）
第十六条 新法の規定中都市計画税に関する部分

は、昭和五十四年度分の都市計画税から適用し、昭和五十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

十二 （国民健康保険税に関する経過措置）
第十七条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十四年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

十三 （罰則に関する経過措置）
第十八条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

十四 （政令への委任）
第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十四年四月一日法律第一九号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内で政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十四年五月一日法律第三四号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年六月二日法律第四六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十四年七月二日法律第五三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年一〇月一日法律第五五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十四年一二月二八日法律第七六号）抄
（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十五年一月一日から施行する）
第一条 この法律は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附則（昭和五十五年三月二二日法律第五四号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項から第五項までの規定は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九号。以下「昭和五十五年改正法」という。）の施行の日から、附則第七項の規定は地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第十号）の施行の日から施行する。

附則（昭和五十五年三月三一日法律第一〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第四百八十九条、第四百八十九条の二第二項及び第四百九十条の二第二項の改正規定並びに附則第八条及び第九条の規定 昭和五十五年六月一日

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年三月三十一日までに行われた旧法附則第三十一条の二第一項に規定する土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十一条 新法第七百一条の四十二第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十五年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税(以下次項までにおいて「事業に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び施行日前に廃止された個人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 前項の規定により新法第七百一条の四十二第一項の規定を適用する場合には、施行日以後に最初に終了する事業年度分の法人の事業又は昭和五十五年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課する事業に係る事業所税については、新法第七百一条の四十第二項第二号及び第三号中「事業所床面積」とあるのは、「事業所床面積(昭和五十五年四月一日前に廃止された事業所等にあつては、事業所床面積に五分の三を乗じて得た面積)」とする。

3 新法第七百一条の四十二第二項の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋(以下この項において「事業所用家屋」という。)の新築又は増築に対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税(以下この項において「新増設に係る事業所税」という。)について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和五十五年度分の都市計画税から適用し、昭和五十四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第六項及び第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する保管施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十三条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十五年度分の国民健康保険税から適用し、昭和五十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第十四条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和五十五年三月三十一日法律第一号)

1 この法律は、昭和五十五年五月一日から施行する。

2 改正後の第四百九十条の二第一項の規定は、昭和五十五年五月一日以後に使用する電気料に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気料に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる電気税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十五年三月三十一日法律第一号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附則 (昭和五十五年四月三〇日法律第三号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十五年五月二〇日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十六条から第三十六条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十五条 都道府県又は旧中小企業振興事業団から旧中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡しを受けて前条の規定による改正前の地方税法(以下単に「改正前の地方税法」という。)第七十三条の十四第七項に規定する中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する施設を取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、なお従前の例による。

2 地方税法第七十三条の二十七の五第一項に規定する事業協同組合等が、都道府県又は旧中小企業振興事業団から旧中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡しを受けて、改正前の地方税法第七十三条の二十七の五第一項に規定する中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する不動産を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡した場合における当該事業協同組合等による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 改正前の地方税法第五百八十六条第二項第十二号に規定する旧中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ若しくはロの中小企業構造の高度化に寄与する事業を行う者が都道府県若しくは旧中小企業振興事業団から同号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて当該事業を実施する場合若しくは改正前の地方税法第五百八十六条第二項第十二号の規定により当該事業に係るものとして定められた事業

を行う者が当該事業を実施する場合におけるこれらの事業の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 改正前の地方税法第七百一条の三十四第三項第二十二号に規定する旧中小企業振興事業団法第二十条第一項第二号イ又はロの中小企業構造の高度化に寄与する事業を行う者が都道府県又は旧中小企業振興事業団から同号イの資金の貸付けを受けて設置する施設及びこれらの者から同号ロの譲渡しを受けた施設のうち、当該事業又は改正前の地方税法第七百一条の三十四第三項第二十二号の規定により当該事業に係るものとして定められた事業の用に供する同号に規定する施設に係る地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附則 (昭和五十五年五月二〇日法律第五号) 抄

1 この法律は、公布の日の翌日から施行する。

附則 (昭和五十五年五月二七日法律第六号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五十五年五月三〇日法律第七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十八条から第三十五条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五十五年五月三十一日法律第七号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和五十五年一月二八日法律第九一号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和五十五年一月二九日法律第九二号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五五年二月二七日法律第一二二号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五六年三月三一日法律第一五五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第四百八十九条第一項の改正規定、同法第四百九十一条の次に一条を加える改正規定及び同法附則第三十一条の改正規定並びに附則第十条及び第十一條の規定 昭和五十六年六月一日

二 第一条中地方税法第七十三條の十四第一項、第七十三條の十五第一項及び第五百九十六條第二項の改正規定並びに同法附則第十一條の次に見出し及び二條を加える改正規定並びに附則第五條第二項から第六項まで及び第十二條第三項の規定 昭和五十六年七月一日

三 第一条中地方税法第五十一條第一項、第三百十四條の六第一項及び第七百三十四條第三項の改正規定並びに附則第三條第三項及び第四項、第七條第五項及び第六項並びに第十五條の規定 昭和五十六年八月一日

四 削除

五 第一条中地方税法第七十三條の二第十一項及び第十二項、第七十三條の六第三項、第三百四十三條第六項並びに第七百一條の三十四第三項の改正規定、同法附則第十一條第三項の次に一項を加える改正規定並びに同法附則第十五條に七項を加える改正規定(同条第二十三項に係る部分に限る。)並びに附則第十三條の規定 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の施行の日

六 第一条中地方税法附則第三十二條の第三第二項の改正規定 産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第四十三号)の施行の日

七 第一条中地方税法第十七條の五、第十八條の二、第六十二條、第七十二條の六十及び第三百二十四條の改正規定並びに次条及び附則第十六條第二項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

(更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第十七條の五の規定は、前条第七号に掲げる規定の施行の日以後に新法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する地方税又は加算金について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した地方税に係る更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間については、なお従前の例による。

2 新法第十八條の二の規定は、前条第七号に掲げる規定の施行の日以後に新法第十八條第一項に規定する法定納期限が到来する地方税(当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む。)について適用し、同日前に当該法定納期限が到来した地方税の徴収権の時効については、なお従前の例による。

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十六年度分の個人の道府県民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は健康保険組合若しくは健康保険組合連合会が昭和五十六年四月一日(以下「施行日」という。)前から引き続き新法第二十五條第二項に規定する収益事業に該当する事業を営んでいる場合には、当該事業は、施行日において新たに開始されたものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

3 新法第五十一條第一項の規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三條第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五條第一項において準用する場合を含む。第六項において同じ。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三條第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、新法第五十七條第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限る。)の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであった道府県民税の法人税割については、なお従前の例による。

第五十三條第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一條第一項(同法第七十二條第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五條第一項において準用する場合を含む。第六項において同じ。)の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三條第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、新法第五十七條第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限る。)の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであった道府県民税の法人税割については、なお従前の例による。

5 新法第五十二條第一項及び第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三條第一項の申告書(法人税法第七十一條第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三條第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税の均等割として納付した、又は納付すべきであった道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第四条 新法第七十二條第五項、第七項及び第八項の規定は、昭和五十六年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税から適用し、昭和五十五年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第九條第四項の規定は、昭和五十五年度分までの個人の事業税については、なおその効力を有する。

3 この法律の施行の際、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は健康保険組合若しくは健康保険組合連合会が施行日前から引き続き新法第七十二條の五第四項に規定する収

益事業に該当する事業を営んでいる場合には、当該事業は、施行日において新たに開始されたものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の十四第一項の規定は、昭和五十六年七月一日以後の同項に規定する住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同項に規定する住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法第七十三條の十四第一項の規定は、昭和五十六年七月一日前に住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの)の購入を含む。以下この項において同じ。)をした者が、同日以後において、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合における前後の建築に係る住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

4 新法第七十三條の十五第一項の規定は、昭和五十六年七月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、旧法第七十三條の十五第一項の規定は、昭和五十六年一月一日前に家屋で住宅以外のもの(以下この項において単に「家屋」という。)の新築の工事に着手した者が、当該家屋を当該新築により取得する場合における当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該家屋の取得が昭和五十七年十二月三十一日までに行われたときに限り、なおその効力を有する。

6 昭和五十六年七月一日前の不動産の取得が、新法第七十三條の二十四第一項若しくは第二項、新法第七十三條の二十七の二第一項、新法附則第十一條の四第一項若しくは第九項、第一項の規定によりその例によることとされる旧法附則第十一條の二第一項、第七項若しくは第九

項又は第九項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十一条の二第七項の規定に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「税率」とあるのは、「当該税額の算定に用いられた税率」とする。

7 旧法附則第十一条第二項及び第三項の規定は、施行日前に行われた申出に基づきされた農業委員会のあつせんによる農地の交換分合により土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該取得が昭和五十七年三月三十一日までに行われたときに限り、なおその効力を有する。

8 新法附則第十一条の四第七項の規定は、昭和五十六年十月一日以後の同項に規定する施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

9 旧法附則第十一条の二第七項の規定は、同項に規定する施設の取得が施行日から昭和五十六年九月三十日までの間に行われたときに限り、当該施設の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「三分の一」とあるのは、「四分の一」とする。

10 新法第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十一条の二第七項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中、「土地の取得」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十五号）附則第五十九条第九項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法（以下「昭和五十六年改正前の地方税法」という。）附則第十一条の二第七項に規定する施設（以下「施設」という。）の取得」と、「当該土地」とあるのは「当該施設」と、「前条第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「同項」と、「同条第一項第一号の規定の適用を受ける土地の取得にあつては当該取得の日から二年以内、同条第二項第一号の適用を受ける土地の取得にあつては取得の日から一年以内」とあるのは「当該取得の日から三年以内」と、「これら」と

あるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「施設」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「昭和五十六年改正前の地方税法附則第十一条の二第七項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「施設」と、「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「昭和五十六年改正前の地方税法附則第十一条の二第七項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（料理飲食等消費税に関する経過措置）

第六条 新法第二百九十九条第七項の規定は、施行日以後に作成される領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管について適用し、施行日前に作成される領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十六年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

あるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「施設」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「昭和五十六年改正前の地方税法附則第十一条の二第七項」と、第七十三条の二十七第一項中「土地」とあるのは「施設」と、「第七十三条の二十四第一項第一号又は第二項第一号」とあるのは「昭和五十六年改正前の地方税法附則第十一条の二第七項」と、「これら」とあるのは「同項」と読み替えるものとする。

（料理飲食等消費税に関する経過措置）

第六条 新法第二百九十九条第七項の規定は、施行日以後に作成される領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管について適用し、施行日前に作成される領収証の写し又は領収証となるべき書類の写しの保管については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十六年度分の個人の市町村民税から適用し、昭和五十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は健康保険組合若しくは健康保険組合連合会が施行日前から引き続き新法第二百九十六条第二項に規定する収益事業に該当する事業を営んでいる場合には、当該事業は、施行日において新たに開始されたものとみなして、同条第一項の規定を適用する。

3 新法第三百二十二条第一項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。第六項において同じ。）の規定により法人税に係る申告書として提出する義務がある法人が、新法第三百二十一条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に提出すべき申告書であつた市町村民税の法人税割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十六年度分の固定資産税から適用し、昭和五十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和五十五年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十年一月二日から昭和五十五年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十一年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に新築され、又は増築され

た旧法附則第十五条第十三項に規定する防油堤に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十三年から昭和五十五年までの間に新たに固定資産税が課されることとなつた旧法附則第十五条第十四項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十三年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第九条 新法の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和五十六年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十五年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気税に関する経過措置）

第十条 新法第四百八十九条第一項の規定は、昭和五十六年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する経過措置）

第十一条 新法第四百九十一条の二の規定は、昭和五十六年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用する。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十二条 新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十六年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項及び第四項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前にされた土地

限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税の均等割として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税の均等割については、なお従前の例による。

5 新法第三百十四条の六第一項の規定は、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の市町村民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 前項の規定にかかわらず、昭和五十六年八月一日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第三百二十一条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書で、新法第三百二十一条の十三第二項の規定の適用を受ける法人が提出するもの以外のものに限り。）の提出期限が同日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税の法人税割として納付した、又は納付すべきであつた市町村民税の法人税割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十六年度分の固定資産税から適用し、昭和五十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和五十五年一月一日までに取得された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十年一月二日から昭和五十五年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十一年四月一日から昭和五十五年十二月三十一日までの間に新築され、又は増築され

た旧法附則第十五条第十三項に規定する防油堤に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十三年から昭和五十五年までの間に新たに固定資産税が課されることとなつた旧法附則第十五条第十四項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十三年四月一日から昭和五十五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第九条 新法の規定中軽自動車税に関する部分は、昭和五十六年度分の軽自動車税から適用し、昭和五十五年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（電気税に関する経過措置）

第十条 新法第四百八十九条第一項の規定は、昭和五十六年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（ガス税に関する経過措置）

第十一条 新法第四百九十一条の二の規定は、昭和五十六年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用する。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第十二条 新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十六年度分の土地に対して課する特別土地保有税から適用し、昭和五十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 次項及び第四項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前にされた土地

百四十五条において準用する場合を含む。）の規定による申告書に係る法人税額を課税標準として算定した道府県民税又は市町村民税の法人税割額が記載された申告書に限る。）で昭和五十七年六月一日前に提出期限の到来するもの（以下この項において「特定中間申告書」という。）に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税を除く。）について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税及び特定中間申告書に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なお従前の例による。

第四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第九項の規定は、昭和五十六年度以後の各年において生じた同項に規定する雑損失の金額について適用し、昭和五十五年以前の各年において生じた第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三十二条第九項に規定する雑損失の金額については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度分の個人の道府県民税に限り、所得割の納税義務者が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十六年法律第十三号）による改正前の租税特別措置法（以下「昭和五十六年改正前の租税特別措置法」という。）第二十五条第一項に規定する事業所得を有する場合において、新法第四十五条の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された新法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。）に旧法附則第六条第一項の適用を受ける旨の記載があるときは、その者の道府県民税の所得割については、新法附則第六条第一項及び第二項の規定にかかわらず、旧法附則第六条第一項の規定の例による。

4 新法附則第八條第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十三条の三第二項及び第三項第二号、第三十四条第一項及び第三項第二号並びに第三十四条の二から第三十五条までの規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第五條 新法第七十二条の四十八第三項及び新法附則第九條の三の規定は、施行日以後に開始する事業年度（施行日前に解散した法人の清算中の事業年度を除く。）分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分及び施行日前に解散した法人の施行日以後に開始する清算中の事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第四項及び第七十三条の二十四第四項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税及び施行日前の不動産の取得で当該取得につき施行日以後に旧法第七十三条の十四第四項又は第七十三条の二十四第四項の規定による申告に係る期間の末日が到来するものに対して課する不動産取得税について適用し、施行日前に当該申告に係る期間の末日が到来したものに対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第十一條の五の規定は、この法律の施行の際、同条の規定により読み替えて適用される旧法第七十三条の二十七の六第二項の規定により徴収猶予を受けている不動産取得税額に係る不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十一條の五中「九年」とあるのは「十二年」と、「附則第十一條の五」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和五十七年法律第十号）附則第六條第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十一條の五」とする。

（料理飲食等消費税に関する経過措置）
第七條 新法第一百四十四條の四第一項、第一百四十五條第一項及び第二百二十九條第三項の規定は、

昭和五十八年一月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法百三十三條第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日以前におけるこれらの行為に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十三條第九項の規定は、昭和五十六年度以後の各年において生じた同項に規定する雑損失の金額について適用し、昭和五十五年以前の各年において生じた旧法第三百三十三條第九項に規定する雑損失の金額については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年度分の個人の市町村民税に限り、所得割の納税義務者が昭和五十六年改正前の租税特別措置法第二十五条第一項に規定する事業所得を有する場合において、新法第三百三十七條の二第一項の規定による申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された新法第三百三十七條の三第一項の確定申告書を含む。）に旧法附則第六條第二項の適用を受ける旨の記載があるときは、その者の市町村民税の所得割については、新法附則第六條第五項及び第六項の規定にかかわらず、旧法附則第六條第二項の規定の例による。

4 新法附則第八條第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十三条の三第四項において準用する同条第二項及び第三項第二号、新法附則第三十四条第四項において準用する同条第一項及び第三項第二号並びに新法附則第三十四条の二から第三十五条までの規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和五十七年

度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第十六項の規定は、昭和五十六年一月二日以後において設けられた同項に規定する構築物に対して課する昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 旧法第三百四十九條の三第十六項の規定は、昭和五十六年一月一日までの間において設けられた同項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

4 新法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、昭和五十六年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する昭和五十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 旧法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、昭和五十六年一月一日までの間に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

6 昭和四十八年一月二日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第四項に規定する原油備蓄施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 昭和五十五年一月二日から昭和五十六年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五條第十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和五十一年七月十四日から昭和五十六年十二月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十二項に規定する消火用屋外給水施設等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 昭和五十年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五条第十四項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 昭和五十四年四月一日から昭和五十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する救急医療用機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十条 昭和五十七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項、第十九条の三又は第十九条の四第一項の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額、同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額並びに同条第三項の規定により土地課税台帳等に登録された新法附則第十九条の三の規定の適用を受ける市街化区域農地（新法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に係る課税標準となるべき額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七条第一項及び新法第四百三十二条第一項の規定の適用については、新法附則第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七条第一項中「第四百十五条第一項中「第四百十九条第三項（場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七条第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律附則第十条第一項の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第十条第一項の規定により読み替えて適用される第四百十七条第一項」とする。

2 昭和五十七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法第三百六十四条第七項の規定により納税者に納税通知書を交付する場合においては、当該市街化区域農地に対して課する固定資産税の額の算定方法の概要を記載した文書を併せて送付するものとする。（市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置）

第十一条 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村長は、市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限までに、当該市街化区域農地について新法附則第二十九条の五第一項の認定ができない場合には、当該市街化区域農地に係る農地課税相当額（新法附則第二十九条の二に規定する農地課税相当額をいう。次条において同じ。）を仮に算定した当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「仮算定税額」という。）として、当該額を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において当該市街化区域農地に係る昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならぬ。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該市街化区域農地に係る昭和五十七年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは、新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額のうち市街化区域農地に係るものは、新法附則第十九条の三、第十九条の四、第二十七条又は第二十七条の二の規定の適用がなかつたものとみなして仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においては、その過納税額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

第十二条 昭和五十七年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村長は、市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法附則第二十九条の五第二項の申告があつた場合には、当該固定資産税又は都市計画税に係る納期限が同条第十項において準用する新法第十五条第四項の通知をする日までの期間、当該市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額と当該市街化区域農地に係る農地課税相当額との差額に相当する額に係る地方団体の徴収金の徴収を猶予することができる。ただし、当該市街化区域農地が新法附則第二十九条の五第一項の長期営農継続農地に該当しないことが明らかである場合は、この限りでない。

2 市町村長は、前項の規定による徴収の猶予をした場合において、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税について新法附則第二十九条の五第六項の規定が適用されないこととなつたときは、当該徴収の猶予に係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金の全部又は一部についてその徴収の猶予を取り消さなければならない。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予の取消しに係る固定資産税又は都市計画税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定による徴収の猶予をした場合においては、その猶予した税額に係る延滞金額中当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

4 新法第十五条第四項、第十五条の二第一項及び第十五条の四第三項並びに第十六条の二第一項から第三項までの規定は、第一項の規定による徴収の猶予について準用する。（ガス税に関する経過措置）

第十三条 新法第四百九十条の二第二項の規定は、昭和五十七年六月一日以後に使用するガスに対して課すべきガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）については、同日以後に使用したガスに対して課するガス税（特別徴収に係るガス税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。（特別土地保有税に関する経過措置）

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十五条第三項の規定は、施行日以後に取得される土地及び新法第五百九十九条第一項の規定により申告納付すべき日の属する年の一月一日において新法附則第三十一条の四第一項に規定する市街化調整区域内に所在する土地で昭和四十四年一月一日（沖縄県の区域内に所在する土地その他の土地で政令で定めるもの）については、それぞれこれらの土地の所有者につき政令で定める日）から施行日の前日まで

の間に取得されたものに係る昭和五十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

（事業所税に関する経過措置）

第十五条 新法第七百一条の三十四第三項第一号及び第七百一条の四十一第一項の表の第二号の二の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の事業に対して課すべき新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）及び施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この条において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この条において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の事業に対して課する事業に係る事業所税及び施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和五十七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和五十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和五十四年一月二日から昭和五十六年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十七条 新法第七百三条の四第四項の規定は、昭和五十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十七年五月一日法律第三十七号）抄

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附則（昭和五十七年五月一日法律第三十八号）抄

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に掲げる日から施行する。

一 第五章の章名及び同章第一節から第六節までの節名を削る改正規定、第四百四十八条から第四百九十四条までの改正規定、第四章の二を第五章とする改正規定、第九百九十八条、第九百九十九条及び第二百一条の改正規定並びに附則第二条の十三第一項の改正規定（第四章の二を「第五章」に改める部分に限る。）並びに附則第四条及び第七條から第十二条までの規定、昭和五十七年十二月三十一日までの間において政令で定める日

附則（昭和五十七年六月二日法律第六三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十七年七月二三日法律第六九号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十七年八月一七日法律第八〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第三十九条 この法律による改正後の地方税法第七百三条の四の規定は、施行年度の翌年度（施行日が年度の初日に当たるときは、施行年度）

分の国民健康保険税から適用し、施行年度（施行日が年度の初日に当たるときは、施行年度の前年度）分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（老人保健特別徴収金の徴収）

第四十条 国民健康保険の保険者は、施行日が年度の初日に当たるときを除き、施行年度分の拠出金の納付に充てるための費用については、当該年度の収入をもつて充てるものとする。この場合において、当該年度の支出の見込額が当該年度の収入の見込額を超えることとなるときは、その超える額の範囲内において、国民健康保険の被保険者の属する世帯の世帯主又は国民健康保険組合の組合員から老人保健特別徴収金を徴収することができる。

2 老人保健特別徴収金については、国民健康保険法第七十七条から第八十一条まで、第二百一条、第二百三十三条及び第二百七十七條第二項（第二百二十八条第一項において準用する場合を含む。）の規定を準用する。

附則（昭和五十八年三月三十一日法律第一三三号）抄

第一条 この法律は、昭和五十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法第七十八条第一項及び第三項、第四百八十九條第一項第十六号並びに第七百条の六の改正規定並びに附則第五条、第十一条及び第十三条の規定は同年六月一日から、第一条中同法第四百四條の第三項の改正規定及び附則第六条の規定は昭和五十九年一月一日から施行する。

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三十三條第二項及び第三十四條並びに新法附則第三十三條の三第三項及び第三十四條第三項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三条の三第一項及び第二項の規定は、昭和五十七年度分の個人の道府県民税については、なおその効力を有する。

3 新法第五十二条第一項の規定は、昭和五十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第五項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、

施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第五十三條第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三條第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る道府県民税として納付した又は納付すべきであった道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第八条第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新法第七十二条の十四第一項（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第五十五条に規定する部分に限る。）の規定は、法人の施行日以後に取得する租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和五十八年法律第五十一号）による改正前の租税特別措置法第五十五条第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

2 新法附則第九条第一項の規定は、施行日以後の合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前の合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 新法第七十三條の四第一項、第七十三條の七、第七十三條の十四第三項及び第七十三條の二十四第二項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法附則第十一条第五項に規定する施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第五條 新法第七十八條第一項及び第三項の規定は、昭和五十八年六月一日以後における新法第七十五条第一項各号に掲げる施設の利用に對して課すべき娯樂施設利用税について適用し、同日以前における当該施設の利用に對して課する娯樂施設利用税については、なお従前の例による。

（料理飲食等消費税に関する経過措置）
第六條 新法第一百四十四條の三第一項の規定は、昭和五十九年一月一日以後の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に對して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に對して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

（鉱区税に関する経過措置）
第七條 新法第八十條第一項及び新法附則第十三條の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の鉱区税について適用し、昭和五十七年度分までの鉱区税については、なお従前の例による。

（狩猟者登録税に関する経過措置）
第八條 新法第二百三十七條第一項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟者登録税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）
第九條 新法第三百十四條第二項及び第三百十四條の二、新法附則第三十三條の三第四項において準用する同条第三項並びに新法附則第三十四条第四項において準用する同条第三項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、昭和五十七年度分の個人の市町村民税については、なおその効力を有する。

3 新法第三百十二條第一項、第二項及び第五項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第三百二十一条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した又は納付すべきであつた市町村民税については、なお従前の例による。

6 昭和五十五年四月一日から昭和五十七年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第七十五条第十二項に規定する機械その他の設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（入猟税に関する経過措置）
第十四條 新法第七百條の五十二條の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき入猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する入猟税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）
第十五條 次項に定めるものを除き、新法第七百一条の三十四第三項第二十三号及び第七百一条の四十一第二項（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この項及び次項において「事業に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十八年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に對して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和五十八年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法第七百一条の四十一第二項（事業に係る事業所税に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業で昭和五十八年四月一日から昭和五十八年三月三十一日までの間に終了した事業年度分の事業について同項の規定の適用を受けた事業所等において行われるもの及び同年以後の年分の個人の事業で昭和五十八年分から昭和五十七年分までの事業等において行われるものに対して課すべき事業に係る事業所税については、なおその効力を有する。

（固定資産税に関する経過措置）
第十條 新法第三百四十八條第二項第二十三号の四並びに新法附則第十五條第八項、第十項及び第十九項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第二十九項の規定は、昭和五十七年一月二日以後において取得された同項に規定する固定資産に對して課する昭和五十八年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新法第三百五十二條の二の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 昭和四十年一月二日から昭和五十七年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五條第五項に規定する倉庫に對して課する固定資産税に關する規定の適用については、同項中「二分の一（貯蔵タンク又は倉庫に附屬する機械設備にあつては、当該貯蔵タンク又は倉庫に附屬する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一）」とあるのは、「二分の一」とする。

5 昭和五十七年一月二日から同年十二月三十一日までの間に新設され、又は増設された新法附則第十五條第五項に規定する倉庫等に對して課する固定資産税に關する規定の適用については、同項中「二分の一（貯蔵タンク又は倉庫に附屬する機械設備にあつては、当該貯蔵タンク又は倉庫に附屬する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の一）」とあるのは、「二分の一」とする。

9 昭和五十七年一月一日までに新築された旧法附則第十六條第五項に規定する家屋に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（電気税に関する経過措置）
第十一條 新法第四百八十九條第一項の規定は、昭和五十八年六月一日以後に使用する電氣に對して課すべき電氣税（特別徴収に係る電氣税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電氣に對して課する電氣税（特別徴収に係る電氣税にあつては、同日前に収納した又は収納すべきであつた料金に係るもの）については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）
第十二條 新法第五百八十六條第二項第十一号の規定（土地に對して課する特別土地保有税に關する部分に限る。）は、昭和五十八年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十七年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第十一号の規定（土地の取得に對して課する特別土地保有税に關する部分に限る。）は、施行日以後にされる土地の取得に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税について適用し、施行日前にされた土地の取得に係る土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（輕油引取税に関する経過措置）
第十三條 新法第七百條の六の規定は、昭和五十八年六月一日以後の輕油の引取りに對して課すべき輕油引取税について適用し、同日前の輕油の引取りに對して課する輕油引取税については、なお従前の例による。

3 新法第七百一条の三十四第三項第二十三号及び第七百一条の四十一第二項（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）並びに第七百一条の四十八の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に對して課すべき新増設に係る事業所税について適用

し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十六条 新法第七百二条第二項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和五十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和四十年一月二日から昭和五十七年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第五項に規定する倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十七条 新法第七百二条の四第四項の規定は、昭和五十八年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十七年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十三條の規定は、昭和五十七年度分の国民健康保険税については、なおその効力を有する。

（都の特例に関する経過措置）

第十八条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同項において準用する新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百二十一条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る都民税として納付した又は納付すべきであつた都民税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第十九条 旧法附則第十二条の二第一項に規定する電気を動力源とする自動車に対して課する昭和五十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第二十條 旧法附則第三十條の二第一項に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する昭和五十七年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第二十一條 新法附則第三十二條第一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十二條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十八年五月二日法律第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（関係法律の改正に伴う経過措置）

第十三條 この法律による改正後の農林中央金庫法、地方税法、租税特別措置法及び法人税法の規定にかかわらず、旧法人に対するこれらの法律の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四條 附則第二条から第七條まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十八年五月四日法律第二九号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十八年五月六日法律第三一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十八年五月二日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附則（昭和五十八年五月二四日法律第五三號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十八年五月二七日法律第五九號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五十八年二月二日法律第七八號）抄

（施行期日）

1 この法律（第一条を除く。）は、昭和五十九年七月一日から施行する。

2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令（以下「関係政令」という。）の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附則（昭和五十八年二月三日法律第七八號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年三月三一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第四百八十九條第一項第十八號の改正規定及び附則第十六條の規定
昭和五十九年六月一日

二 第二条中地方税法第三百二十八條の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第八條第一項及び第十三條第一項の規定
昭和六十一年一月一日

三 第二条の規定（地方税法第三百二十八條の三、別表第一及び別表第二の改正規定を除く。）並びに附則第八條第二項及び第十三條第二項の規定
昭和六十一年四月一日

く。）並びに附則第八條第二項及び第十三條第二項の規定
昭和六十一年四月一日

（道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税の徴収猶予に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十五條の三の規定並びに旧法第十五條の四第一項、第五十三條第十五項、第六十四條第一項、第六十六條第二項、第七十二條の二十五第八項、第七十二條の四十五第一項、第七十二條の六十六第二項、第三百二十一条の八第十二項、第三百二十六條第一項、第三百二十九條第二項及び附則第三條の二の規定（旧法第十五條の三の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）は、昭和五十九年四月一日（以下「施行日」という。）前に終了した事業年度に係る道府県民税若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税については、なおその効力を有する。

（延滞金の免除に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十五條の九第三項の規定は、施行日以後における新法第二十條の九の第三項ただし書の規定による徴収の猶予がされている期間に係る延滞金の額の計算について適用する。

（原告が行うべき証拠の申出に関する経過措置）

第四条 新法第十九條の十四の規定は、施行日以後に提起される同条に規定する処分取消しの訴えについて適用する。

（事業所得等を生ずべき業務を行う者等の帳簿書類の保存に関する経過措置）

第五条 新法第四十五條の四、第七十二條の五の三及び第三百十七條の八の規定は、昭和六十一年一月一日以後においてこれらの規定に規定する者に該当する者について適用する。

（過少申告加算金に関する経過措置）

第六条 新法第七十二條の四十六第一項、第九十七條第一項、第二百二十七條第一項、第二百七十八條第一項、第三百二十八條の十一第一項、第四百九十八條第一項、第五百三十六條第一項、第五百六十七條第一項、第六百九十九條第一項、第六百八十八條第一項、第六百九十九條の二十一第一項、第七百條の三十三第一項、第七百一条の十二第一項、第七百一条の六十一第一項及び第七百二十一条第一項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る過少申告加

に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第八号の二の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十八条 新法第七百三十三條の四第四項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十三條の規定により読み替えて適用される旧法第七百三十三條の五の規定による昭和五十八年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

（都の特例に関する経過措置）

第十九条 新法第七百三十四條第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同項において準用する新法第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第七百三十四條第三項において準用する新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百四十五條第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第七百三十四條第三項において準用する新法第三百二十一条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る都民税として納付した又は納付すべきであった都民税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十条 昭和五十八年三月三十一日までに建設された旧法附則第十五條第二項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

2 昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第

十七項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第二十一条 新法附則第三十二條の三第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和五十九年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税（以下この条において「事業に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和五十九年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（国際科学技術博覧会に関する経過措置）

第二十二条 新法附則第三十七條第二項（法人の道府県民税及び市町村民税に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第五項若しくは第三百二十一条の八第五項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七條第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十七條第四項の規定は、施行日以後の同項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の同項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十七條第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十七條第十項の規定は、昭和六十年一月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によること

とされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十九年四月二十八日法律第二

二号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

3 前項の規定による改正後の地方税法附則第十条第三項の規定は、昭和五十九年四月一日以後の土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附則（昭和五十九年五月一日法律第三

三号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年六月二六日法律第五

〇号）抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

附則（昭和五十九年六月三〇日法律第五

三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和五十九年七月二三日法律第五

五号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十九年七月二三日法律第五

六号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）

附則第二項及び第三項に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十九年七月二〇日法律第五

九号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和五十九年八月一日法律第七

四号）抄

第一条 この法律は、昭和五十九年十二月一日から施行する。

附則（昭和五十九年八月一日法律第七

五号）抄

第一条 この法律は、昭和六十年一月一日から施行する。

附則（昭和五十九年八月一日法律第七

七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十八条 法人の事業税の課税標準の算定に当たつての旧日雇健保法の規定に基づく療養の給付（旧日雇健保法の規定によつて家族療養費を支給すべき被扶養者に係る療養を含む。以下この項及び次項において同じ。）につき支払を受けた金額の益金の額への算入及び当該給付に係る経費の損金の額への算入については、なお従前の例による。

2 個人の事業税の課税標準の算定に当たつての前項の療養の給付につき支払を受けた金額の総収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必要な経費への算入については、なお従前の例による。

3 旧日雇健保法の規定により保険給付として支給を受けた金品に対する道府県法定外普通税及び市町村法定外普通税の賦課については、なお従前の例による。

4 この法律による改正後の地方税法第七百三条の四の規定は、昭和六十年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十九年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第六十三条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和五十九年二月二十五日法律第八八号） 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。

（事業税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二条第五項第十号の規定は、昭和六十年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税から適用し、昭和五十九年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際現に存する塩業組合が行う事業に対して課する法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 新法第七十三条の四第一項の規定は、昭和六十年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ消費税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第七十四条の四第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる道府県たばこ消費税に係る税額で日本たばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法（昭和五十九年法律第六十九号）附則第十二条

第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社が第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定

めるものが、施行日において新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）附則第十条第一項の規定により小売販売業者とみなされた者（以下この項及び附則第六条第四項において「継続小売販売業者」という。）が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこは、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第七十四条の十四の規定を適用する。

この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第七十四条の四第二項の規定により納付した、又は納付すべきであったたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 新法第三百四十八条第二号の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十八条第四項に規定する塩業組合（この法律の施行の際現に存するものに限る。）が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第三十一項及び新法附則第十五条第二十八項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（市町村たばこ消費税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法第三章第四節の規定は、施行日以後に行われた新法第四百六十七条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ消費税について適用し、施行日前に日本専売公社が売り渡した製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる市町村たばこ消費税に係る税額で日本た

ばこ産業株式会社が日本たばこ産業株式会社法附則第十二条第一項の規定によりその納付義務を承継することとなるものについては、日本たばこ産業株式会社が旧法第三章第四節の規定の例により申告納付するものとする。

3 施行日前に日本専売公社が輸出のため売り渡した製造たばこその他の製造たばこで政令で定めるものが、施行日において新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等以外の者により所持されている場合には、当該製造たばこについては、当該製造たばこを所持する者を同項に規定する卸売販売業者等とみなす。

4 日本たばこ産業株式会社が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、継続小売販売業者が施行日に所持する製造たばこにつき、施行日以後に返還を受けた場合には、当該製造たばこの返還は、日本たばこ産業株式会社が施行日に当該継続小売販売業者に売り渡した製造たばこの返還とみなして、新法第四百七十七条の規定を適用する。この場合において、当該製造たばこにつき同条第一項に規定する納付された、又は納付されるべきたばこ消費税額は、日本専売公社が当該製造たばこにつき、旧法第四百六十七条第二項の規定により納付した、又は納付すべきであったたばこ消費税額に相当する金額とするものとする。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七条 新法第五百八十六条第二十七号の四の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

2 新法第五百八十六条第二十七号の四の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用する。

（事業所税に関する経過措置）

第八条 新法第七百一条の三十四第三項（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）及び新法附則第三十二条の三の二第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十四第三項（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第九条 新法第七百二条第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和六十年年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和六〇年三月三〇日法律第九号） 抄

第一条 この法律は、昭和六十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十三条の十四第一項の改正規定並びに附則第四条第二項及び第三項の規定 昭和六十年七月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「場合及び」を「場合並びに」に、「第四十一条の十二第四項」を「第三条の四第四項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項」に改める部分に限る。）及び第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「場合及び」を「場合並びに」に、「第四十一条の十二第四項」を「第三条の四第四項、第九条の二第四項及び第四十一条の十二第四項」に改める部分に限る。） 昭和六十一年一月一日

三 第一条中地方税法第三十四条第一項第三号、第三十四条の二第二項第三号並びに附則第三十四条の二及び第三十四条の三の改正規定並びに附則第二条第二項及び第五条第二項の規定 昭和六十一年四月一日

四 第一条中地方税法附則第四条第一項及び第五条第三項の改正規定並びに附則第二条第三

項及び第五条第三項の規定 昭和六十二年四月一日

(道府県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和六十年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条第一項第三号並びに附則第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四条第一項及び第五条第三項の規定は、昭和六十二年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第五十三条第四項の規定は、昭和六十年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和六十年以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四第二項の規定（個人の事業税に関する部分に限る。）は、昭和六十一年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税について適用し、昭和六十年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、個人が昭和六十一年一月一日前から引き続き第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二条の四第二項第一号から第五号までに掲げる事業（以下この条において「旧非課税事業」という。）を行つていたときは、当該旧非課税事業は、同日において新たに開始されたものとみなして、新法の規定中個人の事業税に関する部分を適用する。

3 旧非課税事業を行う個人の昭和六十一年から平成十年までの各年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税の課税標準となる事業の所得は、新法第七十二条の十五、第七十二条の十七、第七十二条の十八及び第七十二条の二十の規定にかかわらず、これらの規定を適用して算定した当該個人の事業の所得から、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を控除した金額とする。

一 三百五十万円（旧非課税事業に係る所得の金額に相当するものとして政令で定めるところにより算定した金額（以下この項において「算定金額」という。）が三百五十万円に満たない場合は、当該算定金額）

二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 昭和六十一年から平成六年までの各年算定金額の二分の一に相当する金額

ロ 平成七年 算定金額の二分の一に相当する金額（当該算定金額が当該個人の前年の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の二分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の七分の三に相当する金額を加算した金額）

ハ 平成八年 算定金額の七分の三に相当する金額（当該算定金額が当該個人の前年の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の七分の三に相当する金額に当該超える部分の金額の三分の一に相当する金額を加算した金額）

ニ 平成九年 算定金額の三分の一に相当する金額（当該算定金額が当該個人の前年の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の三分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の四分の一に相当する金額を加算した金額）

ホ 平成十年 算定金額の六分の一に相当する金額（当該算定金額が当該個人の前年の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の六分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の八分の一に相当する金額を加算した金額）

4 前項の場合において、当該個人の事業を行つた期間が一年に満たないときは、同項第一号中「三百五十万円」とあるのは、「三百五十万円に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を十二で除して算定した金額」とし、当該個人の事業を行つた月数が前年において事業を行つた月数と異なるときは、同項第二号中「前年の算定金額」とあるのは、「前年の算定金額に当該年において事業を行つた月数を乗じて得た額を前年において事業を行つた月数で除して算定した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

5 新法第七十二条の四第二項の規定（法人の事業税に関する部分に限る。）は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、法人が施行日以後最初に開始する事業年度の開始の日から引き続き旧非課税事業を行つていたときは、当該旧非課税事業は、当該開始の日において新たに開始されたものとみなして、新法の規定中法人の事業税に関する部分を適用する。

6 旧非課税事業を行う法人の施行日から平成十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の法人の事業税の課税標準となる所得は、新法第七十二条の十四第一項、第七十二条の十五及び第七十二条の二十の規定にかかわらず、これらの規定を適用して算定した当該法人の当該事業年度の所得から、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額を控除した金額とする。

一 三百五十万円（旧非課税事業に係る所得の金額に相当するものとして政令で定めるところにより算定した金額（以下この項において「算定金額」という。）が三百五十万円に満たない場合は、当該算定金額）

二 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める金額

イ 施行日から平成六年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の二分の一に相当する金額

ロ 平成六年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の二分の一に相当する金額（当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の二分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の七分の三に相当する金額を加算した金額）

ハ 平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の六分の一に相当する金額（当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の六分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の三分の一に相当する金額を加算した金額）

金額の七分の三に相当する金額（当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の七分の三に相当する金額に当該超える部分の金額の三分の一に相当する金額を加算した金額）

ニ 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の三分の一に相当する金額（当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の三分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の四分の一に相当する金額を加算した金額）

ホ 平成九年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に開始する各事業年度 算定金額の六分の一に相当する金額（当該算定金額が当該法人の前事業年度の算定金額を超える場合には、当該超える部分以外の部分の金額の六分の一に相当する金額に当該超える部分の金額の八分の一に相当する金額を加算した金額）

7 前項の場合において、当該法人の事業年度が一年に満たないときは、同項第一号中「三百五十万円」とあるのは、「三百五十万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して算定した金額」とし、当該法人の当該事業年度の月数が前事業年度の月数と異なるときは、同項第二号中「前事業年度の算定金額」とあるのは、「前事業年度の算定金額に当該事業年度の月数を乗じて得た額を前事業年度の月数で除して算定した金額」とする。この場合における月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、一月とする。

8 第二項から前項までに定めるもののほか、旧非課税事業を行う個人又は法人に係る事業税の課税標準の算定その他事業税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（不動産取得税に関する経過措置）
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和六十年七月一日以後の同項に規定する住宅の取

得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同項に規定する住宅の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和六十年七月一日前に住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。）をした者が、同日以後、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合において、同条第二項の規定により前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の建築とみなされる場合における当該住宅の取得に對して課する不動産取得税について適用する。

4 旧法第七十三条の二十八第二項の規定は、施行日前に同条第一項の規定の適用を受ける土地及び同項に規定する旧法第七十三条の第二項の規定により地方住宅供給公社が不動産取得税の納税義務を負うこととなる住宅について、施行日以後に地方住宅供給公社から最初に譲渡が行われた場合における当該不動産の取得に對して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七十三条の二十八第二項中「前項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法第七十三条の二十八第一項」とする。

5 新法附則第十条の二第二項の規定は、昭和五十九年四月一日以後に新築された新法第七十三条の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前に新築された同号の特例適用住宅に係る土地の取得に對して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）
第五條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和六十年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和五十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十四條の二第二項第三号並びに附則第三十四條の二及び第三十四條の三の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四條第一項及び第五條第三項の規定は、昭和六十二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百二十一条の八第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）
第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和五十六年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に設けられた旧法第三百四十九條の三第十五項に規定する構築物に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五條第十二項に規定する構築物に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和五十九年三月三十一日まで取得された旧法附則第十五條第十四項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和五十七年一月二日から昭和五十九年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二十項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第百二二號）の施行の日から昭和六十年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六條第三項に規定する貸家住宅及び当該期間内に新築された同条第四項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第七條 昭和六十年分までの固定資産税に限り、新法附則第十八條第一項、第十九條第一項又は第十九條の四の規定の適用を受ける土地に對して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税

台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八條第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価額等（附則第二十八條第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価額等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第九号）附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、（価額若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、（価額等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項（第四百十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七條第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第七條の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）
第八條 新法第四百四十四條第一項第一号及び附則第三十條の二第二項の規定は、昭和六十年以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和五十九年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十條の二第二項に規定する電気を動力源とする軽自動車等に對して課する昭和五十九年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）
第九條 新法第五百八十六條第二項第一号の二及び第二十九號の規定（土地に對して課する特別

土地保有税に関する部分に限る。）並びに新法附則第三十一條の三第一項及び第三十一條の四の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十九年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第一号の二及び第二十九號の規定（土地の取得に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に對して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）
第十條 新法第七百一条の四十一第一項の表の第十号の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この条において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に對して課すべき新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この条において「新増設に係る事業所税」という。）について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に對して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）
第十一條 新法の規定中都市計画税に関する部分は、昭和六十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、昭和五十九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）
第十二條 旧法附則第十二條の二第一項に規定する電気を動力源とする自動車に對して課する昭和五十九年度分の自動車税については、なお従前の例による。

（狩猟者登録税に関する経過措置）
第十三條 昭和五十九年四月一日から昭和六十年三月三十一日までの間において狩猟者の登録を受ける者に對して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）
第十四條 旧法附則第三十三條第一項の規定により読み替えて適用される旧法第七百三十三條の四第五項及び第八項の規定による昭和五十九年度分の国民健康保険税の算定については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）
第九條 新法第五百八十六條第二項第一号の二及び第二十九號の規定（土地に對して課する特別

2 旧法附則第三十三条第二項の規定により読み替えて適用される旧法第七百三条の五の規定による昭和五十九年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和六〇年四月二三日法律第二六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六〇年六月七日法律第五五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和六〇年六月八日法律第五六号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十年十月一日から施行する。

附則（昭和六〇年六月一五日法律第六六号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項から第七項までの規定は、昭和六十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

7 前項の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年一二月六日法律第九二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十三条から第二十二條までの規定

は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 昭和六十一年一月一日までに取得された前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供する固定資産に対して課する固定資産税又は都市計画税については、昭和六十年度分までの固定資産税又は都市計画税に限り、なお従前の例による。

2 昭和六十一年一月一日までに取得された旧地方税法第五百八十六條第二項第二十八号に掲げる土地（同法第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供するものに限る。）に対して課する特別土地保有税については、昭和六十年度分までの土地に対して課する特別土地保有税に限り、なお従前の例による。

3 前条の規定の施行前にされた旧地方税法第五百八十六條第二項第二十八号に掲げる土地（同法第三百四十八條第二項第十七号に掲げる国立競技場が直接その業務の用に供するものに限る。）の取得に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附則（昭和六〇年一二月二七日法律第一〇九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附則（昭和六一年二月二五日法律第四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六條 前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六條第二項第十三号に規定する旧事業転換法第三条第一項の規定による認定を受けた同項の計画（次項において「認定計画」という。）に係る事業の転換後の事業の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の地方税法附則第三十二條の三第四項に規定する認定計画に係る事業の転換後の事業及び認定計画に基づく事業の転換のための事業の用に供する施設に係る地方

税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年三月三一日法律第一四号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方税法第四百八十九條の改正規定及び附則第十條の規定は、同年六月一日から施行する。

（道府県民税に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三十四條第三項並びに新法附則第三条の三第一項及び第二項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第四条第二項に規定する還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る旧法第三十二條第八項の規定による控除については、なお従前の例による。

3 新法第二十五條第一項第二号の規定は、昭和六十一年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第三条 旧法附則第九条第三項に規定する還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る旧法第七十二條の十七第六項の規定による控除については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
第四条 施行日前の旧法附則第十一条第一項に規定する施設、同条第六項に規定する施設、同条第七項に規定する家屋及び同条第九項に規定する施設又は不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ消費税に関する経過措置）
第五条 昭和六十一年五月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第七十四條の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（同法第七十四條の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第七十四條の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十三号）附則第二十一條第四項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ消費税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ消費税を課する。この場合における道府県たばこ消費税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道府県たばこ消費税の税率は、千本につき百六十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、自治省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこで前項に規定するものの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ消費税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ消費税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第九条第三項に規定する市町村たばこ消費税に係る申告書又は租税特別措置法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十三号）附則第二十一條第五項に規定するたばこ消費税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長

は、前項の規定による申告書を受領することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、昭和六十一年十月三十一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ消費税額に相当する金額を当該申告書を提出した道府県に納付しなければならない。

6 第二項の規定により道府県たばこ消費税を課する場合に、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中道府県たばこ消費税に関する部分（新法第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。

第七十 四 条 の 三	第七十 四 条 の 三
第一項	地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号。以下この節において「昭和六十一年改正法」という。） 附則第五條第二項
第七十 四 条 の 十 第 一 項	昭和六十一年改正法附則第五條第三項の規定によつて申告書
第七十 四 条 の 十 第 二 項	昭和六十一年改正法附則第五條第三項及び第五項の規定によつて申告納付する
第七十 四 条 の 十 第 三 項	昭和六十一年改正法附則第五條第三項
第七十 四 条 の 十 第 四 項	昭和六十一年改正法附則第五條第三項

二十第
一
項

まで若しくは第五項

経過する日

経過する日（当該経過する日が昭和六十一年十月三十一日前である場合には、同日）

昭和六十一年改正法附則第五條第五項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

第七十
四
条
の
十
第
一
項

（市町村民税に関する経過措置）

7
卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ消費税に相当する金額を、新法第七十四条の十四の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ消費税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ消費税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により道府県知事に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

2
旧法附則第四條第二項に規定する還付を受けた所得税の額の計算の基礎となつた純損失の金額に係る旧法第三百三十三條第八項の規定による控除については、なお従前の例による。

3
租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第四十一條の九第一項に規定する譲渡所得を有する場合における昭和六十一年度以前の年度分の個人の市町村民税に係る納期限の延長については、旧法附則第三十五條の二の二の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項及び第二項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

4
前項の規定によりなおその効力を有することとされる旧法附則第三十五條の二の二第一項の規定の適用を受けていた者又は昭和六十一年十二月三十一日までに旧法附則第三十五條の三第一項第一号に規定する農地等を農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三條の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二條第三項に規定する農業生産法人に出資した者（施行日前に当該出資をした日の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の旧法第三百十七條の二第一項の規定による申告書を提出した者を除く。）が死亡した場合には、旧法附則第三十五條の三の規定は、なおその効力を有する。この場合においては、同条の見出し中「農業生産法人」とあるのは「旧農業生産法人」と、同条第一項第一号中「農地法第二條第七項」とあるのは「農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三條の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

法律（平成二十七年法律第六十三号）第三條の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二條第三項」と、「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法及び所得税法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第七号）附則第十二條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の租税特別措置法」と、同条第四項中「第三百二十七條」とあるのは「第三百二十六條」と、「附則第三十五條の三第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第十四号）附則第七條第四項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第一條の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の三第一項」とする。

5
新法第二百九十六條第一項第二号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8
別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2
新法第三百四十九條の三第二十項の規定は、昭和六十一年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する昭和六十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和五十六年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に取得された旧法第三百四十九條の三第二十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3
昭和六十一年三月三十一日までに建設された発電所、変電所又は送電施設の用に供する旧法附則第十五條第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4
昭和六十一年一月一日までに取得された旧法附則第十五條第五項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5
昭和五十六年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第八

7	卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡し製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ消費税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ消費税に相当する金額を、新法第四百七十七条の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ消費税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ消費税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、自治省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。	から第五項まで及び第七項
	(電気税に関する経過措置) 第十条 新法第四百八十九条第一項及び第六項の規定は、昭和六十一年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。 第十一条 新法第五百八十六條第二項第二号ロ及び又並びに第一号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、昭和六十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。 第十二条 新法第五百八十六條第二項第二号ロ及び又並びに第一号の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。 第十三条 旧法第五百八十六條第二項第十三号の二の規定は、同号に規定する土地に係る昭和六十一年	

度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び産地中小企業対策臨時措置法（昭和五十四年法律第五十三号）が効力を失う日の前日までにされる施行日前に同号に規定する承認を受けた振興計画に従って実施する同号に規定する事業に係る土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十二条 新法附則第三十二條第四項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二條第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項、第三項及び第四項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十一年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和六十一年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中新增設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二條第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一條第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法第七百一条の三十四條第三項第二十三号の二の規定は、施行日前に同号に規定する承認を受けた振興計画に従って実施する振興事業の用に供する施設に係る事務所又は事業所において行う事業のうち産地中小企業対策臨時措置法が効力を失う日（以下この項において「効力を失う日」という。）の前日までに終了した事業年

度分の法人の事業並びに効力を失う日の属する年前の年分の個人の事業及び効力を失う日の前日までに廃止された個人の事業に対して課する事業に係る事業所税並びに効力を失う日の前日までに終わった当該施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なおその効力を有する。

（都市計画税に関する経過措置）

第十四条 昭和五十六年一月二日から昭和六十年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十五条 新法第七百三条の四第十七項の規定は、昭和六十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十年年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（昭和六一年四月二五法律第二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 日本消防検定協会が昭和六十一年十二月三十一日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八條第二項第二十一号に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、日本消防検定協会が昭和六十一年十二月三十一日までに取得した同項に規定する家屋については、地方税法第七百二條の二第二項中「第三百四十八條第二項から第四項まで」とあるのは、「消防法及び消防組組法の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第二十号）附則第八条の規定による改正前の地方税法第三百四十八條第二項及び第三項」として、同項の規定を適用する。

附則（昭和六一年四月一八日法律第二一号）抄

（施行期日等）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年四月二五法律第三一号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年五月二〇日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十一年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 日本電気計器検定所が昭和六十一年九月三十日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八條第二項第二十三号に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、日本電気計器検定所が昭和六十一年九月三十日までに取得した同項に規定する家屋については、地方税法第七百二條の二第二項中「第三百四十八條第二項から第四項まで」とあるのは、「消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第

五十四号）附則第十一条の規定による改正前の地方税法第三百四十八條第二項及び第三項」として、同項の規定を適用する。

附則（昭和六一年五月三〇日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条（地方税法第七十二條の五第一項第四号の改正規定に限る。）及び附則第十条から第十三条までの規定並びに附則第十四條の規定（通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）第四条第二十八号の改正規定に限る。）は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和六一年六月一〇日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（研究所の解散等）

第二条 農業機械化研究所（以下「研究所」という。）は、機構の成立の時において解散するものとし、その一切の権利及び義務は、その時ににおいて機構が承継する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十四条 附則第二条第一項の規定により研究所が解散する時までに取得され、同項の規定により機構に承継された前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第三百四十八條第二項第二十三号の四に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

この場合において、当該家屋及び償却資産に係る同号の規定の適用については、同号中「農業機械化研究所」とあるのは、「生物系特定産業技術研究推進機構」と、「第三十九條第一号」とあるのは、「第十六條第一号」とする。

2 附則第二条第一項の規定により研究所が解散する時までに取得され、同項の規定により機構に承継された旧地方税法第三百四十九條の三第二十七項に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該家屋及び償却資産に係る同項の規定の適用については、同項中「農業機械化研究所」とあるのは、「生物系特定産業技術研究

推進機構」と、「第三十九条第二号」とあるのは「第十六条第二号」とする。

3 附則第二条第一項の規定により研究所が解散する時までに取得され、同項の規定により機構に承継された旧地方税法第七百二条の二第二項に規定する家屋については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該家屋に係る同項の規定の適用については、同項中「第三百四十八条第二項から第四項まで」とあるのは、「生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第十三条による改正前の地方税法第三百四十八条第二項及び第三項」とする。

（旧促進法等の暫定的効力等）

第十六条 研究所については、旧促進法、附則第十一条の規定による改正前の所得税法、附則第十二条の規定による改正前の法人税法、附則第十三条の規定による改正前の地方税法及び前条の規定による改正前の地方税法等の一部を改正する法律は、附則第二条第一項の規定により研究所が解散するまでの間は、なおその効力を有する。

附則（昭和六十一年二月四日法律第九十四号）抄

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 昭和六十二年四月一日（以下「施行日」という。）前の第二条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十三条の四第一項及び旧法附則第十条第二項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
（固定資産税に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三百四十八条第二項第二号、第二号の五から第二号の八まで及び第二十七号の規定は、昭和六十三年以後の年度の固定資産税について適用し、昭和六十二年までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八条第二項第三十四号及び第三十五号の規定は、昭和六十四年度以後の年度の固定資産税について適用する。

3 新法第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十二項の規定は、施行日以後に敷設され

たこれらの規定に規定する償却資産に対して課する昭和六十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第二項、第十五項又は第二十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九条の三第二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する車両に対して課する昭和六十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十二項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十九条の三第三項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する構築物に対して課する昭和六十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 旧法第三百四十九条の三第三項の規定は、同項に規定する土地に対して課する昭和六十三年度分までの固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、昭和六十三年度分の固定資産税に限り、同項中「第十九条第一項第一号」とあるのは「第十九条第一項第四号」と、「第三百四十八条第二項第二十七号に掲げる土地を除く」とあるのは「旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律（昭和六十一年法律第八十八号）第一条第一項に規定する旅客会社に貸し付けることとされているものに限り」とする。

7 新法第三百四十九条の三第十四項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 旧法第三百四十九条の三第十四項に規定する固定資産に対して課する昭和六十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9 新法第三百四十九条の三第二十三項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する昭和六十三年以後の年度分の固定資産税について適用する。

10 旧法第三百四十九条の三第二十三項の規定は、施行日前に取得された同項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「二分の一」とあるのは、「四分の一」とする。

11 旧法附則第十五条第十八項の規定は、昭和五十六年四月一日から施行日の前日までの間に取

得られた同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。

12 旧法附則第十五条第十九項の規定は、施行日前に取得された同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「昭和六十一年三月三十一日」とあるのは「昭和六十二年三月三十一日」と、「第三百四十九条の三第二十三項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）以下本項において「国鉄関連改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十九条の三第二十三項」と、「国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」とあるのは「国鉄関連改正法第二条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律」と、「地方税法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第十八号）附則第二十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の交付金法附則第十六項の表の第一号及び第三号の規定並びに地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十四年法律第十二号）附則第二十一条第五項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の交付金法附則第十八項の表の第五号の規定」とあるのは「国鉄関連改正法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる場合」と、「及び第三百四十九条の三第二十三項」とあるのは「の規定及び国鉄関連改正法附則第三条第十項の規定によりなお効力を有することとされる国鉄関連改正法第一条の規定による改正前の地方税法第三百四十九条の三第二十三項」と、「自治省令」とあるのは「総務省令」とする。

13 新法附則第十五条の二第一項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
（日本国有鉄道に係る固定資産税又は都市計画税の非課税措置等の廃止に伴う経過措置）
第四条 市町村は、昭和六十三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、日本国有鉄道清算事業団若しくは日本国有鉄道改革法（昭和六十一年法律第八十七号）第十一条第二項に規定する承継法人又は日本鉄道建設公団その他政令で定める者が所有する固定資産のうち、施行日の前

日において旧法第三百四十八条第二項第二号（日本国有鉄道に係る部分に限る。）又は第二十七号の規定の適用があつた固定資産（これらの者が施行日以後に取得し、かつ、日本国有鉄道改革法附則第二項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）第三条に規定する業務に類する業務の用に供する固定資産で政令で定めるものを含む。）に対しては、第三百四十二条又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、固定資産税又は都市計画税を課することができない。
（電気税に関する経過措置）

第五条 新法第四百八十九条第十二項の規定は、施行日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用し、施行日前に使用した電気に対して課する電気税については、なお従前の例による。
（特別土地保有税に関する経過措置）

第六条 新法第五百八十六条第二項第二十六号、第二十八号及び第二十九号の規定は、これらの規定に規定する土地に係る昭和六十三年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税及び施行日以後にされるこれらの規定に規定する土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用する。

2 旧法第五百八十六条第二項第二十六号、第二十七号の二、第二十八号及び第二十九号に規定する土地に係る昭和六十二年までの土地に対して課する特別土地保有税及び施行日前にされるこれらの規定に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。
（自動車取得税に関する経過措置）

第七条 施行日前の旧法附則第三十二条第二項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）

第八条 新法第七百条の六第三号の規定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。
（事業所税に関する経過措置）

第九条 新法第七百一条の三十四第三項第二十四号（新法第七百一条の三第二十一項に規定する事業に係る事業所税（以下この項において「事業に係る事業所税」という。）に関する部分に

限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十二年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和六十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十四第三項第二十四号（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税（以下この項において「新増設に係る事業所税」という。）に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋（以下この項において「事業所用家屋」という。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十条 旧法第七百二条第二項の規定は、旧法第三百四十九条の三第十三項又は第十四項に規定する土地又は家屋に対して課する昭和六十三年度分までの都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、昭和六十三年度分の都市計画税に限り、旧法第七百二条第二項中「第十三項」とあるのは、「第十三項（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第九十四号）附則第三条第六項の規定によりなおその効力を有することとされる場合を含む。）」とする。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年二月五日法律第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条の規定は、昭和六十二年三月三十一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六条第二項第十三号の二に規定する認定組合等が同号に規定する承認を受けた同号の実施計画に従つて実施する同号の新分野開拓事業等若しくは同号の規定により新分野開拓事業等に係るものとして定められた事業の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正前の地方税法附則第三十二条の三第二項に規定する認定組合等が同項に規定する承認を受けた同号の実施計画に従つて実施する同項の新分野開拓事業等の用に供する施設に係る地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附則（昭和六一年二月二日法律第一〇六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年一月一日から施行する。

附則（昭和六二年三月三十一日法律第一五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第四百八十九条第一項及び附則第三十一条の改正規定並びに附則第五条の規定は同年六月一日から、第七十二条の十四第一項ただし書の改正規定は老人保健法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第六十六号）第四条中老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第三章第三節の次に一節を加える改正規定（同法第四十六条の二第五項及び第六項に係る部分を除く。）の施行の日から施行する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、昭和六十二年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十条の二第二項の規定は、昭和六十一年四月一日以後に新築された新法第七十三条の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十条の二第二項の規定は、昭和六十一年三月三十一日以前に新築された旧法第七十三条の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、昭和六十一年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に新築された同号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、旧法附則第十条の二第二項中「昭和六十一年三月三十一日」とあるのは「昭和六十三年三月三十一日」とする。

4 新法附則第十一条の四第十一項の規定は、施行日以後に行われた同項に規定する承認に係る事業提携計画に定めるところに従つて営業の譲渡を受けた者が取得する同項の不動産に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前に行われた旧法附則第十一条の四第十一項に規定する承認に係る事業提携計画に定めるところに従つて営業の譲渡を受けた者が取得する同項の不動産に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第三条 旧法附則第十二条の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は同項に規定するメタノール自動車に対して課する昭和六十一年度分の自動車税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第一項の規定は、昭和六十一年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する昭和六十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十一年一月一日までに変電所又は送電施設の用に新たに供された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和五十七年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第四項に規定する倉庫等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和六十一年一月二日から同年十二月三十一日までの間に新設され、又は増設された新法附則第十五条第四項に規定する貯蔵タンクに対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「（倉庫に附属する機械設備にあつては当該倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二、貯蔵タンクにあつては当該貯蔵タンクに係る固定資産税の課税標準となるべき価格の四分の三）」とあるのは、「（貯蔵タンク又は倉庫に附属する機械設備にあつては、当該貯蔵タンク又は倉庫に附属する機械設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の三分の二）」とする。

5 昭和五十七年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十九年一月二日から昭和六十一年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十三項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和六十一年一月二日から昭和六十二年三月三十一日までの間に敷設された新法附則第十五条第十三項に規定する構築物に対して課する固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「鉄道事業法第七条第一項に規定する鉄道事業者又は軌道法第四条に規定する軌道事業者が」を「地方鉄道法又は軌道法の規定による地方鉄道事業者又は軌道経営者が」と、「鉄道（鉄道事業法第二条第六項に規定する専用鉄道を除く。）」とあるのは「地方鉄道」とする。

8 昭和五十五年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 昭和六十一年六月三十日までに取得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する特定生産設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和六十一年一月一日までに新築された旧法附則第十六条第六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(電気税に関する経過措置)

第五条 新法第四百八十九条第一項の規定は、昭和六十二年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第六条 新法第五百八十六條第二項第一号、第五号の二、第十三号の三、第二十一号、第二十一号の二及び第二十七号の六の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、昭和六十二年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第一号、第五号の二、第十三号の三、第二十一号、第二十一号の二及び第二十七号の六の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、日本消防検定協会が施行日前に行つた土地の取得に対して課する特別土地保有税については、地方税法第五百八十六條第二項第二十八号中「第三百四十八條第二項」とあるのは、「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律(昭和六十一年法律第二十号)附則第八条による改正前の地方税法第三百四十八條第二項」として、同号の規定を適用する。

(事業所税に関する経過措置)

第七条 新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十二年以後の年分の個人

の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和六十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第八条 新法第七百二条第二項の規定は、土地にあつては昭和六十二年以後の年度分の都市計画税について適用し、家屋にあつては昭和六十二年一月一日以後に取得された同項に規定する家屋に対して課する昭和六十二年以後の年度分の都市計画税について適用する。

2 昭和五十七年一月一日から昭和六十一年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第四項に規定する倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第九条 新法第七百三条の四第十七項の規定は、昭和六十二年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十三條の規定により読み替へて適用される旧法第七百三条の五の規定による昭和六十一年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効

力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (昭和六十二年四月一日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四章の規定、附則第三条及び第四条の規定、附則第六条から第九条までの規定、附則第十条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十二条の五第一項第四号の改正規定、附則第十一条から第十三条までの規定並びに附則第十五条及び第十六条の規定は、公布の日から起算して一月を超え四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六十二年四月一日法律第二五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (昭和六十二年五月二九日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 施行日の属する医薬品副作用被害救済・研究振興基金の事業年度に関する地方税法の規定の適用については、その事業年度の開始の日から施行日の前日までの期間及び施行日からその事業年度の末日までの期間をそれぞれ一の事業年度とみなす。

附則 (昭和六十二年五月二九日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第十四条 小型船舶検査機構がこの法律の施行の日の前日までに取得した前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八條第二項第二十三号の三に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産については、同号の規定は、なおその効力を有する。

2 前項の場合において、小型船舶検査機構が同項に規定する日までに取得した同項に規定する家屋については、地方税法第七百二条の二第二

項中「第三百四十八條第二項から第四項まで」とあるのは、「船舶安全法及び道路運送車両法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十号)附則第十三條の規定による改正前の地方税法第三百四十八條第二項及び第三項」として、同項の規定を適用する。

3 前二項の規定は、軽自動車検査協会について準用する。この場合において、第一項中「第三百四十八條第二項第二十三号の三」とあるのは、「第三百四十八條第二項第二十三号の二」と読み替へるものとする。

附則 (昭和六十二年六月一日法律第四一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (昭和六十二年六月二日法律第四三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 公害防止事業団から公害防止事業団法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四十三号)による改正前の公害防止事業団法(以下この条において「旧事業団法」という。)第十八条第二号の規定により前条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「旧法」という。)第七十三条の十四第七項に規定する施設の譲渡しを受けた場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、なお従前の例による。

2 地方税法第七十三條の二十七の五第一項に規定する事業協同組合等が、公害防止事業団の設置し、又は造成した旧法第七十三條の二十七の五第一項に規定する旧事業団法第十八條第二号又は第三号に規定する施設の用に供する不動産を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所属員に当該不動産を譲渡した場合における当該事業協同組合等による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法第五百八十六條第二項第四号に規定する施設の譲渡しを昭和六十二年九月三十日までを受けた者が当該施設の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 前条の規定による改正後の地方税法（以下この条において「新法」という。）第七百一条の三十四第八項第四号の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後に行われる地方税法第七百一条の三十二第三項の規定による新築とみなされる施設の譲渡による取得（以下この項において「取得」という。）に対して課すべき新增設に係る事業所税（地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に行われた取得に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十二条の三第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び昭和六十二年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税（地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに同年前の年分の個人の事業及び昭和六十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

附則（昭和六十二年六月九日法律第七一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次条及び附則第三条の規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和六十二年六月九日法律第七一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年六月一二日法律第七九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三十四条から第四十一条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和六十二年六月二三日法律第八一号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六十二年九月二二日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条の改正規定、附則別表第一並びに附則別表第二の規定 昭和六十三年一月一日

二 目次の改正規定、第十五条の四第一項第一号、第十七条の四第一項第一号及び第二十号の四の二の改正規定、第二十三条第一項第三号の次に一号を加える改正規定、同項第四号、第七号及び第八号の改正規定、同項一号を加える改正規定、同条第四項、第二十四条、第二十五条の五第一項及び第二十五条第一項の改正規定、第二十五条の次に一号を加える改正規定、第二十六条、第二十七条、第三十二条及び第三十四条第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三十五条第一項、第三十六条第二項並びに第三十七条の二の改正規定、第三十七条の三を削る改正規定、第四十五条の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに第四十七条第一項の改正規定、第五十三条の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三條第一項」を、「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める部分を除く。）、第五十三條の二から第五十七條まで、第六十二條第一項及び第六十四條の改正規定、第六十五條の次に一号を加える改正規定、第二章第一節に一款を加える改正規定、第七十一條の十七第三項第一号、第二百九十二條第一項第四号、第七号及び第八号、第二百九十四條第一項第四号、第三百十三條並びに第三百十四條の二第一項第十号の改正規定、同号の次に一号を加える改正規定、同項第十一号、同条第二項から第六項まで、第八項及び第九項、第三百十四條の七の改正規定、第三十三條の七の改正規定、第三百十四條の八を削る改正規定、第三百十七條の三第二項及び第五項の改正規定、第三百十七條の六に一項を加える改正規定、第三百十七條の七第一項の改正規定、第三百二十一条の八の改正規定（同条第四項の改正規定中「又は第六十三條第一項」を、「第六十三條第一項又は第六十三條の二第一項」に改める部分を除く。）、第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の九第一項、第三百二十一条の十一から第三百二十一条の十三まで、第三百二十四條第一項、第三百二十六條、第七百三十四條第二項及び第三項、第七百三十六條第三項、附則第六條並びに第八條から第八條の三までの改正規定、附則第三十三條の二の改正規定（同条第三項第二号の改正規定を除く。）、附則第三十三條の三の改正規定、附則第三十三條の三の次に一号を加える改正規定、附則第三十四條から第三十五條までの改正規定並びに附則第三十五條の四に一項を加える改正規定並びに次条の規定、附則第四條第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三十二條第十一項並びに第四十五條の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項に係る部分に限る。）、附則第四條第七項及び第九項から第十三項まで並びに第五條第七項の規定、附則第六條第二項、第五項及び第六項の規定（新法第三十三條第十一項、第三百十七條の二第二項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第三項並びに第三百十七條の七第一項に係る部分を除く。）、並びに附則第六條第七項、第九項及び第十項、第七條、第十一條並びに第十二條の規定 昭和六十三年四月一日

三 第二十三條第一項第五号、第三十四條第一項第二号及び第七号、第二百九十二條第一項第五号、第三百十四條の二第一項第二号及び第七号並びに附則第三十三條の二第三項第二号の改正規定並びに附則第四條第六項の規定（新法第三十二條第十一項並びに第四十五條の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項に係る部分を除く。）、及び附則第六條第六項の規定（新法第三十三條第十一項、第三百十七條の二第二項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七條の六第三項並びに第三百十七條の七第一項に係る部分を除く。）、昭和六十四年四月一日

（地方税の確定金額等の端数計算に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十条の四の二第三項及び第六項の規定は昭和六十三年四月一日以後に確定する地方税について、同条第五項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定は同日以後に納付され、若しくは納入される延滞金、同日以後に確定する過少申告加算金、不申告加算金若しくは重加算金又は同日以後に還付のためその支出を決定し、若しくは充当する過誤納金その他の地方団体の徴収金に関する還付金に係る還付加算金について適用する。（過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金に関する経過措置）

第三条 新法第七十二条の四十六第一項及び第二項、第七十二条の四十七第一項及び第二項、第七十四条の二十三第一項及び第二項、第七十四条の二十四第一項及び第二項、第九十七條第一項及び第二項、第九十八條第一項及び第二項、第二百二十七條第一項及び第二項、第二百二十八條第一項及び第二項、第二百七十八條第一項及び第二項、第二百七十九條第一項及び第二項、第三百二十八條の十一第一項及び第二項、第三百二十八條の十二第一項及び第二項、第四百八十三條第一項及び第二項、第四百八十四條第一項及び第二項、第四百九十八條第一項及び第二項、第四百九十九條第一項及び第二項、第五百三十六條第一項及び第二項、第五百三十七條第一項及び第二項、第五百六十七條第一項及び第二項、第五百六十八條第一項及び第二項、第六百九十九條第一項及び第二項、第六百八十八條第一項及び第二項、第六百八十九條第一項及び第二項、第六百九十九條の二十一第一項及び第二項、第六百九十九條の二十二第一項及び第二項、第七百條の三十三第一項及び第二項、第七百條の三十四第一項及び第二項、第七百一條の十三第一項及び第二項、第七百一條の六十一第一項及び第二項、第七百一條の六十二第一項及び第二項、第七百二十一條第一項及び第二項並びに第七百二十二條第一項及び第二項の規定は、昭和六十二年十月一日（以下「施行日」という。）以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金について適用し、施行日前に

これらの提出期限が到来した地方税に係る過少申告加算金、不申告加算金又は重加算金については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和六十三年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十五条第一項の規定の適用については、昭和六十三年度分の個人の道府県民税に限り、同項の表中「三百万円」とあるのは、「二百六十万円」とする。

3 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第五十条の四並びに新法附則第七条第二項及び第三項の規定の適用については、昭和六十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき退職手当等に係る所得割に限り、新法第五十条の四の表中「三百万円」とあるのは「二百六十万円」と、新法附則第七条第二項及び第三項中「別表第一」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十四号）附則別表第一」とする。

5 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三十七条の三及び第四十七条第一項の規定は、昭和六十二年分までの個人の道府県民税については、なおその効力を有する。

6 新法第二十三条第一項第五号、第三十二条第十一項、第三十四条第一項第二号及び第七号並びに第四十五条の二第一項各号列記以外の部分、第二項及び第三項並びに新法附則第三十三条の二第三項第二号の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、昭和六十三年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 新法第五十三条第三項（租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定に関する部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法第五十三条第一項及び第三項の規定（租税特別措置法第六十三条の二第一項の規定に関する部分を除く。）並びに新法第五十三条第五項及び第九項並びに第五十七条第一項の規定は、昭和六十三年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

10 旧法第五十七条第二項の規定は、昭和六十三年四月一日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なおその効力を有する。

11 新法の規定中利子等に係る道府県民税に関する部分は、昭和六十三年四月一日（普通預金その他これに類するものとして政令で定めるもの（以下「普通預金等」という。）にあつては、政令で定める日）以後に支払を受けるべき新法第二十三条第一項第十四号イからホまでに掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益又は差益（以下この項において「利子配当給付補てん金等」という。）について適用し、同年四月一日（普通預金等にあつては、政令で定める日）前に支払を受けるべき利子配当給付補てん金等及び同年四月一日前に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十六号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第四十二条第二項に規定する財産形成貯蓄に係る利子、収益の分配又は差益に

ついては、なお従前の例による。

12 昭和六十三年四月一日以後に支払を受けるべき新法第二十三条第一項第十四号イからニまでに掲げる利子等若しくは配当等（普通預金等に係るものを除く。以下この項において「利子配当等」という。）で同日を含む利子配当等の計算期間に対応するもの、所得税法等改正法附則第四十二条第二項に規定する財産形成貯蓄に係る利子、収益の分配若しくは差益（以下この項において「財産形成貯蓄利子等」という。）で同日を含む財産形成貯蓄利子等の計算期間、保険期間若しくは共済期間に対応するもの又は同日以後に支払を受けるべき同号ホに掲げる給付補てん金、利息、利益若しくは差益（以下この

項において「給付補てん金等」という。）で同日を含む給付補てん金等の計算期間として政令で定める期間に対応するもののうち、その利子配当等、財産形成貯蓄利子等又は給付補てん金等の計算期間、保険期間又は共済期間の初日から同年三月三十一日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子配当等、財産形成貯蓄利子等又は給付補てん金等については、なお従前の例による。

13 所得税法等改正法附則第四十二条第三項の規定の適用を受ける同項の財産形成年金貯蓄、同条第四項の規定の適用を受ける同項の旧財産形成貯蓄又は同条第五項の規定の適用を受ける同項の旧財産形成貯蓄に係る利子、収益の分配又は差益は、新法第二十三条第一項第十四号の規定の適用については、同号イ又はハの財産形成住宅貯蓄又は財産形成年金貯蓄に係る利子、収益の分配又は差益とみなす。ただし、所得税法等改正法附則第四十二条第五項ただし書の規定の適用を受ける利子等のうち、昭和六十三年四月一日から同項本文の締結したとみなされる日の前日までの期間に対応するものの額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分の利子、収益の分配又は差益については、この限りでない。

（事業税に関する経過措置）

第五条 新法第七十二条の十七第一項ただし書の規定は、昭和六十二年分以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十一年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の十七第三項第一号の規定は、昭和六十三年年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十二年分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の三第一項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和六十三年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十二年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条の三第一項の規定の適用については、昭和六十三年度分の個人の市町村民税に限り、同項の表中「三百万円」とあるのは「二百六十万円」と、「四百五十万円」とあるのは「四百六十万円」と、「九百万円」とあるのは「九百五十万円」と、「二千万円」とあるのは「千九百万円」とする。

3 新法第三百二十八条の三及び別表第二の規定は、昭和六十三年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第三百二十八条の三並びに新法附則第七条第五項及び第七項の規定の適用については、昭和六十三年一月一日から同年十二月三十一日までの間に支払うべき退職手当等に係る所得割に限り、新法第三百二十八条の三の表中「三百万円」とあるのは「二百六十万円」と、「四百五十万円」とあるのは「四百六十万円」と、「九百万円」とあるのは「九百五十万円」と、「二千万円」とあるのは「千九百万円」と、新法附則第七条第五項及び第七項中「別表第二」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十四号）附則別表第二」とする。

5 旧法第三百十四条の八の規定は、昭和六十二年分までの個人の市町村民税については、なおその効力を有する。

6 新法第二百九十二条第一項第五号、第三百十三号第一項、第三百十四号の二第一項第二号及び第七号、第三百十七号の二第一項各号列記以外の部分、第二項、第三項及び第五項、第三百十七号の六第三項並びに第三百十七号の七第一項の規定並びに新法附則第三十三条の二第六項において準用する同条第三項第二号の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、昭和六十三年四月一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 8 0, 0 0	5 7 2, 0 0	5 6 4, 0 0	5 5 6, 0 0	5 4 8, 0 0	5 4 0, 0 0	5 3 2, 0 0	5 2 4, 0 0	5 1 6, 0 0	5 0 8, 0 0	5 0 0, 0 0	4 9 2, 0 0	4 8 4, 0 0	4 7 6, 0 0	4 6 8, 0 0	4 6 0, 0 0	4 5 2, 0 0	4 4 4, 0 0	4 3 6, 0 0	4 2 8, 0 0	4 2 0, 0 0	4 1 2, 0 0	4 0 4, 0 0
5 8 0, 0 0	5 8 0, 0 0	5 7 2, 0 0	5 6 4, 0 0	5 5 6, 0 0	5 4 8, 0 0	5 4 0, 0 0	5 3 2, 0 0	5 2 4, 0 0	5 1 6, 0 0	5 0 8, 0 0	5 0 0, 0 0	4 9 2, 0 0	4 8 4, 0 0	4 7 6, 0 0	4 6 8, 0 0	4 6 0, 0 0	4 5 2, 0 0	4 4 4, 0 0	4 3 6, 0 0	4 2 8, 0 0	4 2 0, 0 0	4 1 2, 0 0
0 5, 2 0	0 5, 1 0	0 5, 0 0	0 5, 0 0	0 5, 0 0	0 4, 9 0	0 4, 8 0	0 4, 7 0	0 4, 7 0	0 4, 6 0	0 4, 5 0	0 4, 5 0	0 4, 4 0	0 4, 3 0	0 4, 2 0	0 4, 2 0	0 4, 1 0	0 4, 0 0	0 3, 9 0	0 3, 9 0	0 3, 8 0	0 3, 7 0	0 3, 7 0
7 6 4, 0 0	7 5 6, 0 0	7 4 8, 0 0	7 4 0, 0 0	7 3 2, 0 0	7 2 4, 0 0	7 1 6, 0 0	7 0 8, 0 0	7 0 0, 0 0	6 9 2, 0 0	6 8 4, 0 0	6 7 6, 0 0	6 6 8, 0 0	6 5 0, 0 0	6 5 4, 0 0	6 4 2, 0 0	6 3 6, 0 0	6 2 8, 0 0	6 2 0, 0 0	6 1 2, 0 0	6 0 4, 0 0	5 9 6, 0 0	5 8 8, 0 0
7 7 2, 0 0	7 6 4, 0 0	7 5 6, 0 0	7 4 8, 0 0	7 4 0, 0 0	7 3 2, 0 0	7 2 4, 0 0	7 1 6, 0 0	7 0 8, 0 0	7 0 0, 0 0	6 9 2, 0 0	6 8 4, 0 0	6 7 6, 0 0	6 6 8, 0 0	6 5 0, 0 0	6 5 4, 0 0	6 4 2, 0 0	6 3 6, 0 0	6 2 8, 0 0	6 2 0, 0 0	6 1 2, 0 0	6 0 4, 0 0	5 9 6, 0 0
0 6, 8 0	0 6, 8 0	0 6, 7 0	0 6, 6 0	0 6, 5 0	0 6, 5 0	0 6, 4 0	0 6, 3 0	0 6, 3 0	0 6, 2 0	0 6, 1 0	0 6, 0 0	0 6, 0 0	0 6, 0 0	0 5, 9 0	0 5, 8 0	0 5, 7 0	0 5, 6 0	0 5, 5 0	0 5, 5 0	0 5, 4 0	0 5, 3 0	0 5, 2 0
0 1, 0 3 2, 0	0 1, 0 2 0, 0	0 1, 0 0 8, 0	9 9 6, 0 0	9 8 4, 0 0	9 7 2, 0 0	9 6 0, 0 0	9 4 8, 0 0	9 3 6, 0 0	9 2 4, 0 0	9 1 2, 0 0	9 0 0, 0 0	8 8 0, 0 0	8 7 6, 0 0	8 6 4, 0 0	8 5 2, 0 0	8 4 0, 0 0	8 2 8, 0 0	8 1 6, 0 0	8 0 4, 0 0	7 9 2, 0 0	7 8 0, 0 0	7 7 2, 0 0
0 1, 0 4 4, 0	0 1, 0 3 2, 0	0 1, 0 2 0, 0	9 9 6, 0 0	9 8 4, 0 0	9 7 2, 0 0	9 6 0, 0 0	9 4 8, 0 0	9 3 6, 0 0	9 2 4, 0 0	9 1 2, 0 0	9 0 0, 0 0	8 8 0, 0 0	8 7 6, 0 0	8 6 4, 0 0	8 5 2, 0 0	8 4 0, 0 0	8 2 8, 0 0	8 1 6, 0 0	8 0 4, 0 0	7 9 2, 0 0	7 8 0, 0 0	7 7 2, 0 0
0 9, 2 0	0 9, 1 0	0 9, 0 0	0 8, 9 0	0 8, 8 0	0 8, 7 0	0 8, 6 0	0 8, 5 0	0 8, 4 0	0 8, 3 0	0 8, 2 0	0 8, 1 0	0 8, 9 0	0 7, 8 0	0 7, 7 0	0 7, 6 0	0 7, 5 0	0 7, 4 0	0 7, 3 0	0 7, 2 0	0 7, 1 0	0 7, 0 0	0 6, 9 0
0 1, 0 3 0 8, 0	0 1, 0 2 9 6, 0	0 1, 0 2 8 4, 0	0 1, 0 2 7 2, 0	0 1, 0 2 6 0, 0	0 1, 0 2 4 8, 0	0 1, 0 2 3 6, 0	0 1, 0 2 2 4, 0	0 1, 0 2 1 2, 0	0 1, 0 2 0 0, 0	0 1, 0 1 8 0, 0	0 1, 0 1 7 8, 0	0 1, 0 1 6 4, 0	0 1, 0 1 5 2, 0	0 1, 0 1 4 0, 0	0 1, 0 1 3 8, 0	0 1, 0 1 2 6, 0	0 1, 0 1 1 4, 0	0 1, 0 1 0 9, 0	0 1, 0 1 0 8, 0	0 1, 0 1 0 7, 0	0 1, 0 1 0 6, 0	0 1, 0 1 0 5, 0
0 1, 0 3 0 8, 0	0 1, 0 3 0 9 6, 0	0 1, 0 3 0 8 4, 0	0 1, 0 3 0 7 2, 0	0 1, 0 3 0 6 0, 0	0 1, 0 3 0 4 8, 0	0 1, 0 3 0 3 6, 0	0 1, 0 3 0 2 4, 0	0 1, 0 3 0 1 2, 0	0 1, 0 3 0 0 0, 0	0 1, 0 2 8 0, 0	0 1, 0 2 7 8, 0	0 1, 0 2 6 4, 0	0 1, 0 2 5 2, 0	0 1, 0 2 4 0, 0	0 1, 0 2 3 8, 0	0 1, 0 2 2 6, 0	0 1, 0 2 1 4, 0	0 1, 0 2 0 9, 0	0 1, 0 2 0 8, 0	0 1, 0 2 0 7, 0	0 1, 0 2 0 6, 0	0 1, 0 2 0 5, 0
0 1 0 7	0 1 0 6	0 1 0 5	0 1 0 4	0 1 0 3	0 1 0 2	0 1 0 1	0 1 0 0	0 1 0 9	0 1 0 8	0 1 0 6	0 1 0 5	0 1 0 4	0 1 0 3	0 1 0 2	0 1 0 1	0 1 0 0	0 9	0 8	0 7	0 6	0 5	0 3

[illegible]

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納税義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納税義務者の税額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

附 則 (昭和六十二年九月二五日法律第九六号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、昭和六十二年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六十二年九月二六日法律第九七号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六十二年九月二六日法律第九八号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和六十二年三月三一日法律第六号) 抄
施行期日
第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中附則第三十四条の二の改正規定、附則第三十四条の三の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第四十五条の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十四年度以後の年度の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百七十七条の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十四年度以後の年度の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が昭和六十二年四月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行つた第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十四条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十四条の四の規定は、所得割の納税義務者が昭和六十二年四月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第四号)による改正後の租税特別措置法(昭和六十二年法律第二十六号)第三十一条の四第一項に規定する土地等又は建物等と同項に規定する居住用財産に該当するものの譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分(新法附則第三十八条第一項から第四項までの規定を除く。)は、昭和六十二年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)附則第十条の二第二項の規定は、施行日前に新築された同項の住宅については、なおその効力を有する。

3 旧法附則第十一条の四第一項及び第十二項の規定は、施行日前に行われた同条第十一項に規定する承認に係る事業提攜計画に定めるところに従つて営業の譲渡を受けた者が取得する同項の不動産に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第十二項中「附則第十一条の四第一項」とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第六号)第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一条の四第一項」とする。

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、昭和六十三年以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十二年分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和六十一年一月二日から昭和六十二年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第九項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和六十二年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する機械その他の生産設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法附則第十五条の三第二項、第四項、第六項及び第九項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

第五条 昭和六十三年分までの固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産の価格等(附則第二十八条第一項の比準

課税標準額を含む。以下本項において同じ。)の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第六号)附則第五条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第三項中「第四百十五條第一項(第四百十九條第三項の場合を含む。)の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七條第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第五条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第五条の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

(電気税に関する経過措置)
第六条 新法第四百八十九條第一項の規定は、昭和六十三年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの)について適用し、同日以前に使用した電気に対して課する電気税(特別徴収に係る電気税にあつては、同日以前に収納した、又は収納すべきであつた料金に係るもの)については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)
第七条 新法第六百二条第一項第一号の規定(土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)及び新法附則第三十一条の三第一項の規定は、昭和六十三年以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、昭和六十二年分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第六百二条第一項第一号の規定(土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。)は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 施行日の前日までにされた旧法附則第三十一条の三第三項に規定する土地の取得に係る土地

- 2 昭和六十年一月二日から昭和六十二年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第九項に規定する家屋に対して課する都市計画税にについては、なお従前の例による。
- 3 新法附則第十五条の三第二項、第四項、第六項及び第九項の規定は、昭和六十四年度以後の年度分の都市計画税について適用する。
(国際花と緑の博覧会に関する経過措置)
- 第十二条 新法附則第三十七条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第四項若しくは第三百二十一条の八第四項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。
- 2 新法附則第三十七条第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日以前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。
- 3 新法附則第三十七条第八項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 4 新法附則第三十七条第十一項の規定は、昭和六十五年一月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用する。
(財団法人国際科学技術博覧会協会に係る道府県民税及び市町村民税に関する経過措置)
- 第十三条 旧法附則第三十七条第二項の規定は、財団法人国際科学技術博覧会協会の施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第四項若しくは第三百二十一条の八第四項の期間に係る法人の道府県民税及び市町村民税については、なおその効力を有する。
(政令への委任)
- 第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和六三年四月五日法律第一七七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

- 附則（昭和六三年四月二一日法律第一八号）抄
（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行する。
附則（昭和六三年五月六日法律第三二二号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（昭和六三年五月六日法律第三三三号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附則（昭和六三年五月一七日法律第四〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、昭和六十四年一月一日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）
第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
（罰則に関する経過措置）
第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
附則（昭和六三年五月一七日法律第四四号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第十三条 前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）第七十三条の二（以下「第七十三条の二」という。）第七十三号及び第七十三条の六第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について課す、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
2 施行日以後に新法附則第十九条第一項に規定する業務のうちこの法律による改正前の農用地開発公団法（以下「旧法」という。）第十九条

- 6 第一項第一号イ又はロの事業が施行された場合における新地方税法第七十三条の第二十一項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業（農用地整備公団が農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）により行つ同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。第七十三条の二十九において同じ。）とする。
- 5 施行日以後に公団が直接新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ又はロの事業の用に供する不動産を取得した場合における新地方税法第七十三条の四十四号第一項第一号の規定の適用については、同号中「不動産」とあるのは、「不動産又は農用地整備公団が直接農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供するもの」とする。
- 4 施行日以後に新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ若しくはロ又は同項第二号の事業が施行された場合における新地方税法第七十三条の六第一項の規定の適用については、同項中「換地の取得」とあるのは「換地の取得（農用地整備公団法附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第二十三條第二項において準用する土地改良法第五十四條の二第一項又は第五項の規定による換地の取得を含む）」と、「土地の取得」とあるのは「土地の取得（農用地整備公団法附則第十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）において準用する土地改良法第六條第一項の規定による土地の取得を含む）」とする。
- 3 農用地開発公団が行つた旧法第十九条第一項第一号イ又はロの事業に係る一時利用地又は換地に対して課する昭和六十三年度分の固定資産増税については、なお従前の例による。
- 2 施行日以後に新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ又はロの事業が施行された場合における新地方税法第七十三条の第二十一項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業（農用地整備公団が農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）により行つ同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又はロの事業を含む。第七十三条の二十九において同じ。）とする。
- 1 施行日以後に公団が直接新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ又はロの事業の用に供する不動産を取得した場合における新地方税法第七十三条の四十四号第一項第一号の規定の適用については、同号中「不動産」とあるのは、「不動産又は農用地整備公団が直接農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくはロの事業の用に供するもの」とする。

は口の事業が施行された場合における新地方税法第三百四十三条第六項の規定の適用については、同項中「土地改良事業」とあるのは、「土地改良事業（農用地整備公団が農用地整備公団法により行う同法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ又は口の事業を含む。」とする。

7 農用地開発公団が直接その本来の事業の用に供する固定資産に対して課する昭和六十三年度の固定資産税については、なお従前の例による。

8 施行日以後に公団が直接新法附則第十九条第一項に規定する業務のうち旧法第十九条第一項第一号イ又は口の事業の用に供する固定資産に対する新地方税法第三百四十八条第二項第二号の規定の適用については、同号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は農用地整備公団が直接農用地整備公団法附則第十九条第一項に規定する業務のうち農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）による改正前の農用地開発公団法第十九条第一項第一号イ若しくは口の事業の用に供する固定資産」とする。

9 前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）附則第十一条第七項の規定は、国の作成した計画に基づく政府の補助を受けて、施行日以後に公団が新法附則第十九条第一項に規定する旧法第十九条第一項の業務として新設し、又は改良した旧地方税法附則第十一条第七項の政令で定める農業用施設を、都道府県又は市町村から譲渡しを受けた場合における当該施設の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農用地開発公団が新設し」とあるのは、「農用地整備公団が新設し」と、昭和六十一年四月一日から昭和六十五年三月三十一日」とあるのは「平成八年四月一日から平成十二年三月三十一日」と、「当該施設の新設又は改良につき農用地開発公団が当該補助を受けた額に相当する額と価格に当該施設の取得価額に對する当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額との差額の五分の二に相当する額を当該乗じて得た額に加算した額に相当する額」とあるのは

は「価格に当該施設の取得価額に對する当該施設の施設の新設又は改良につき農用地整備公団が当該補助を受けた額の割合を乗じて得た額」とする。

附則（昭和六三年五月一七日法律第四十七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第六条中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十四条の二の改正規定は、昭和六十四年四月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月二〇日法律第四十九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和六三年五月二〇日法律第五十三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第三章及び附則第三条の規定 条約が日本国について効力を生ずる日

附則（昭和六三年五月二四日法律第六一号）抄

第一条 この法律は、昭和六十三年九月一日から施行する。

附則（昭和六三年五月二四日法律第六三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和六三年五月二四日法律第六四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（昭和六三年五月二四日法律第六六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一日法律第七十八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一〇日法律第八〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和六三年六月一八日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

一 第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第三条第二項、第九条第二項及び第十四条の規定 昭和六十四年一月一日

二 第二十三條第一項第七号及び第八号、第三十二條第四項第一号、第三十三條、第三十四條、第七十二條の十七第三項第一号、第二百九十二條第一項第七号及び第八号、第三百十三條第四項第一号、第三百十四條並びに第三百十四條の二の改正規定、附則第三十五條の五を附則第三十五條の六とし、附則第三十五條の四を附則第三十五條の五とし、附則第三十五條の三を附則第三十五條の四とし、附則第三十五條の二を附則第三十五條の三とし、附則第三十五條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三十六條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三十六條第三項から第五項まで、第四條、第九條第三項から第五項まで及び第十三條の規定 昭和六十五年四月一日

（保全担保に係る経過措置）

第二条 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十六條の三の規定により提供された道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税又は市町村たばこ消費税に係る地方団体の徴収金の担保は、それぞれ改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十六條の三の規定により提供された道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税又は市町村たばこ税に係る地方団体の徴収金の担保とみなす。

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新法第二十三條第一項第七号及び第八号、第三十二條第四項第一号並びに第三十四條の規定は、昭和六十五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十四年度分まで

の個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五条の二の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年四月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第九号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。附則第九条第四項において「改正後の租税特別措置法」という。）第三十七条の十の第一項に規定する株式等の譲渡に係る個人の道府県民税について適用する。

5 旧法第三十三条の規定は、昭和六十四年度分までの個人の道府県民税については、なおその効力を有する。

（事業税に関する経過措置）

4 新法第七十二条の十七第三項第一号の規定は、昭和六十五年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十四年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

5 新法第七十三条の十四第一項の規定は、昭和六十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後の同項に規定する住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の同項に規定する住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、新法第七十三条の十四第一項の規定は、施行日前に住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。）をした者が、施行日以後、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合において、同条第二項の規定により前後の住宅の建築をもつて一戸の住宅の建築とみなされるときにおける当該住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

6 新法の規定中道府県たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（第三項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき道府県たばこ税について適用する。

2 施行日前に行われた旧法第七十四条の四第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対し

て課する道府県たばこ消費税については、なお従前の例による。

3 卸売販売業者等（新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）が、施行日前に既に道府県たばこ消費税を課された製造たばこにつき施行日以後に売渡し等をする場合においては、新法第七十四条の六第一項第四号中「たばこ税」とあるのは、「たばこ消費税」として、同条の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が小売販売業者に施行日前に売り渡した製造たばこの返還を受け、施行日以後に当該製造たばこにつき新法第七十四条の十四第一項の規定による控除を受ける場合においては、同項中「たばこ税額（当該たばこ税額）」とあるのは「たばこ消費税額（当該たばこ消費税額）」と、同条第三項及び第四項中「たばこ税額」とあるのは「たばこ消費税額」として、同条の規定を適用する。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

7 新法の規定中ゴルフ場利用税に関する部分は、施行日以後におけるゴルフ場の利用に対して課すべきゴルフ場利用税について適用する。

2 施行日前における旧法第七十五条第一項各号に掲げる施設の利用に対して課する娯楽施設利用税については、なお従前の例による。

3 施行日前にゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者が行った旧法第八十一条の規定による納税管理人に係る申告は、当該ゴルフ場に係る新法第七十九条の規定による納税管理人に係る申告とみなす。

4 施行日前にゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者が行った旧法第八十九条第一項の規定による登録の申請は、当該ゴルフ場に係る新法第八十四条第一項の規定による登録の申請とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第八十九条第二項の規定によりゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者に係る証票の交付を受けている者は、当該ゴルフ場について新法第八十四条第二項の規定により証票の交付を受けている者とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第八十九条第二項の規定により交付を受けているゴルフ場の利用に対して課する娯楽施設利用税の特別徴収義務者に係る証票は、条例の定めるところにより

新法第八十四条第二項の規定に基づくゴルフ場利用税の特別徴収義務者に係る証票として新たな証票が交付されるまでの間、当該ゴルフ場について同項の規定により交付された証票とみなす。

7 道府県知事は、条例の定めるところにより、娯楽施設利用税の特別徴収義務者が施行日の前日において交付を受けている旧法第八十九条第二項の証票を返納させるものとする。

（特別地方消費税に関する経過措置）

8 新法の規定中特別地方消費税に関する部分は、施行日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法第一百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき特別地方消費税について適用する。

2 施行日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（旧法第一百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

3 施行日前に料理飲食等消費税の特別徴収義務者が行った旧法第二百二十条第一項の規定による登録の申請は、当該場所に係る新法第二百二十条第一項の規定による登録の申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第二百二十条第二項の規定により料理飲食等消費税の特別徴収義務者に係る証票の交付を受けている者は、当該場所について新法第二百二十条第二項の規定により証票の交付を受けている者とみなす。

5 この法律の施行の際現に旧法第二百二十条第二項の規定により交付を受けている料理飲食等消費税の特別徴収義務者に係る証票は、条例の定めるところにより新法第二百二十条第二項の規定に基づく特別地方消費税の特別徴収義務者に係る証票として新たな証票が交付されるまでの間、当該場所について同項の規定により交付された証票とみなす。

6 道府県知事は、条例の定めるところにより、料理飲食等消費税の特別徴収義務者が施行日の前日において交付を受け、又は所持している旧法第二百二十条第二項の証票及び旧法第二百二十九条第四項本文の規定により道府県が交付した用紙を返納させるものとする。

7 旧法第二百二十九条第一項、第二項及び第七項の規定は、施行日前に作成された同条第一項又は第二項の領収証の写し又は領収証となるべき

書類の写しの保管については、なおその効力を有する。

（市町村民税に関する経過措置）

9 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和六十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百二十八条の三及び別表第二の規定は、昭和六十四年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第二百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新法第二百九十一条第一項第七号及び第八号、第三百十三条第四項第一号並びに第三百十四条の二の規定は、昭和六十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五条の二の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年四月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用する。

5 旧法第三百十四条の規定は、昭和六十四年度分までの個人の市町村民税については、なおその効力を有する。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

10 新法の規定中市町村たばこ税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（第三項において「売渡し等」という。）に係る製造たばこに対して課すべき市町村たばこ税について適用する。

2 施行日前に行われた旧法第四百六十七条第一項に規定する売渡し等に係る製造たばこに対して課する市町村たばこ消費税については、なお従前の例による。

3 卸売販売業者等（新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。次項において同じ。）が、施行日前に既に市町村たばこ消費税を課された製造たばこにつき施行日以後に売渡し等をする場合においては、新法第四百六十九条第一項第四号中「たばこ税」とあるの

は、「たばこ消費税」として、同条の規定を適用する。

4 卸売販売業者等が小売販売業者に施行日前に売り渡した製造たばこの返還を受け、施行日以後に当該製造たばこにつき新法第四百七十七条第一項の規定による控除を受ける場合においては、同項中「たばこ税額（当該たばこ税額）」とあるのは「たばこ消費税額（当該たばこ消費税額）」とあるのは「たばこ消費税額」として、同条の規定を適用する。

（電気税及びガス税に関する経過措置）
第十一條 施行日前に使用した電気又はガス（継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスにあつては、施行日前にその料金を収納した、又は収納すべきであつたもの）に対して課する電気税又はガス税については、なお従前の例による。

2 施行日前から継続的に供給することを約する契約に基づき供給されている電気又はガスで施行日から一月を経過する日までの間にその料金を収納した、又は収納すべきであつたものについては、施行日前にその料金を収納した、又は収納すべきであつたものとみなして、前項の規定を適用する。

（木材引取税に関する経過措置）
第十二條 施行日前に行われた素材の引取りに対して課する木材引取税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）
第十三條 新法附則第三十六條の二の規定は、昭和六十五年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第十四條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十六條 株式等の譲渡益に対する地方税の課税の在り方については、所得税における課税の仕

組みを踏まえつつ、地方税法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十四号）附則第十条の規定に基づく利子所得に対する地方税の課税の在り方の見直しと併せて見直しを行うものとする。

附 則（平成元年三月三十一日法律第一四号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成元年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 軽油引取税に関する改正規定（附則第三十二條の二の改正規定中「昭和六十八年三月三十一日」を「平成五年三月三十一日」に改める部分を除く。）及び附則第八條（同条第三項を除く。）の規定 平成元年十月一日
二 第三十四條の改正規定（同条第一項第三号の改正規定を除く。）、第四十五條の二第一項の改正規定（「第三十四條第四項」を「第三十四條第五項」に改める部分に限る。）、第七十三條の四第一項第四号の改正規定、第三百十四條の二の改正規定（同条第一項第三号の改正規定を除く。）、第三百十七條の二第一項の改正規定（「第三百十四條の二第四項」を「第三百十四條の二第五項」に改める部分に限る。）、附則第三十三條の二第二項第二号及び第六項の改正規定、附則第三十三條の三第三項第一号及び第四項の改正規定並びに附則第三十四條第三項第一号及び第四項の改正規定並びに次条第二項及び第三項並びに附則第六條第二項及び第三項の規定 平成二年四月一日

（個人の道府県民税に関する経過措置）
第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第三条の三第一項及び第二項の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四條（同条第一項第三号を除く。）、第四十五條の二及び附則第三十三條の二第二項第二号の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第三十四條第一項第五号の三の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が昭和六十四

年一月一日以後に共同募金会に対して支出する寄附金について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新法第七十二條第五項の規定は、平成元年度分以後の年度分の個人の事業税について適用し、昭和六十三年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の十四第一項（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第五十五條に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成元年四月一日（以下「施行日」という。）以後に取得する租税特別措置法第五十五條第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法の一部を改正する法律（平成元年法律第十二号）による改正前の租税特別措置法第五十五條第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

3 新法第七十二條の四十八第三項及び第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法附則第九条の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十条の二第二項の規定は、昭和六十三年四月一日以後に新築された新法第七十三條の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税につ

いて適用する。

3 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十条の二第二項の規定は、昭和六十三年三月三十一日以前に新築された旧法第七十三條の二十四第一項第三号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、昭和六十二年十月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に新築された同号の特例適用住宅に係る土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、旧法附則第十条の二第二項中「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは、「平成元年九月三十日」とする。

4 旧法附則第十一条の四第十五項及び第十六項の規定は、施行日前に行われた同条第十五項に規定する認定に係る認定計画に定めるところに従って営業の譲渡を受けた者が取得する同項の不動産に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第十六項中「附則第十一条の四第十五項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）による改正前の地方税法附則第十一条の四第十五項」とする。（自動車税に関する経過措置）

第五条 新法第四百七十七條第一項第一号の規定は、平成元年度以後の年度分の自動車税について適用し、昭和六十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 四輪以上の小型自動車のうち自治省令で定めるものに対して課すべき平成元年度分の自動車税の標準税率は、新法第四百七十七條第一項第一号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項に規定する小型自動車に対する新法第四百七十七條第一項第一号の規定の適用については、平成二年度分及び平成三年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる字句は、平成二年度分にあつては同表の中欄に掲げる字句に、平成三年度分にあつては同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一万三千八百円	一万九百円	一万二千三百円
一万五千七百円	一万一千五百円	一万三千五百円
一万七千九百円	一万二千三百円	一万五千五百円
二万五百万円	一万三千三百円	一万六千七百円

二万三千六 百円	一万四千二百 円	一万八千九百 円
二万七千二 百円	一万五千四百 円	二万三千三百 円
四万七千七 百円	一万九千九百 円	三万三百円
四万五千円	四万三千三百 円	四万三千三百 円
五万八千円	四万五千六百 円	五万七千七百 円
六万六千五 百円	四万八千五百 円	五万七千五百 円
七万六千五 百円	五万八千八百 円	六万四千四百 円
八万八千円	五万五千六百 円	七万七千七百 円
十一万千円	六万三千三百 円	八万七千七百 円

4 前項の規定の適用がある場合における新法第百四十七條第三項から第五項までの規定の適用については、同條第三項中「同項各号」とあるのは「同項各号（地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号。以下本条において「改正法」という。）附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同條第四項中「第一項又は」とあるのは「第一項（改正法附則第五條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）又は」と、「前項」とあるのは「前項（同條第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、「第一項各号」とあるのは「第一項各号（同條第三項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」と、同條第五項中「前各号」とあるのは「前各号（改正法附則第五條第三項及び第四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

5 旧法附則第十二條の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は同項に規定するメタノール自動車に対して課する昭和六十三年
度分の自動車税については、なお従前の例による。
（個人の市町村民税に関する経過措置）

6 新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成元年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、昭和六十三年
度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の二（同條第一項第三号を除く。）、第三百十七條の二及び附則第三十三條の二第六項の規定は、平成二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百十四條の二第二項第五号の三の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が昭和六十四年一月一日以後に共同募金会に対して支出する寄附金について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、昭和六十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第三十四項の規定は、昭和六十二年四月一日以後に敷設された同項に規定する償却資産に対して課する平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 昭和五十六年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第三項に規定する石油ガス備蓄施設及び同日までに石油備蓄法（昭和五十年法律第九十六号）第十條の二第一項の規定により届出をした同項に規定する石油ガスの備蓄に関する計画に基づき施行日から平成四年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第三項に規定する石油ガス備蓄施設（以下この項において「届出計画に係る石油ガス備蓄施設」という。）に対して課する固定資産税については、同條第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、届出計画に係る石油ガス備蓄施設に対する同項の規定の適用については、同項中「昭和六十四年三月三十一日」とあるのは、「平成四年三月三十一日」とする。

4 昭和六十一年四月一日から昭和六十三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十二項及び第十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（軽油引取税に関する経過措置）

8 新法の規定中軽油引取税に関する部分は、平成元年十月一日以後に行われる新法第七百條の三第一項又は第二項に規定する軽油の引取り、同條第三項の軽油の販売、同條第四項の燃料炭化水素油の販売、同條第五項の炭化水素油の消費及び新法第七百條の四第一項各号の軽油の消費又は譲渡に対して課すべき軽油引取税並びに同日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新法第七百條の三第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 平成元年十月一日前に行われた旧法第七百條の三第一項の軽油の引取り、同條第二項の軽油の販売、同條第三項の炭化水素油の消費及び旧法第七百條の四第一項各号の軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税並びに同日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第七百條の三第四項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 新法の規定による元売業者の指定の申請及び指定は、新法第七百條の六の二第一項の規定の例により、平成元年十月一日前においても行うことができる。

4 平成元年九月三十日において現に旧法の規定により元売業者の指定を受けている者（以下この条において「旧元売業者」という。）で同年十月一日において前項又は新法第七百條の六の二第一項の規定による元売業者の指定を受けていないものに係る旧法の規定による当該元売業者の指定は、同日から平成二年三月三十一日までの間に限り、同項の規定による元売業者の指定とみなす。

5 平成元年九月三十日において現に旧法第七百條の十一第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者として指定されていた特約業者（以下この条において「旧特約業者」という。）は、同年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、新法第七百條の六の四第一項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

6 旧元売業者又は旧特約業者は、平成元年十月一日から平成二年三月三十一日までの間に限り、新法第七百條の六の四第一項の規定にかかわらず、同項の規定による特約業者の指定の申請をすることができる。この場合において、同項中「仮特約業者」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律（平成元年法律第十四号）附則第八條第四項に規定する旧元売業者又は同條第五項に規定する旧特約業者」とする。

7 平成二年三月三十一日において第四項の規定の適用を受けている旧元売業者又は同日にお

て第五項の規定の適用を受けている旧特約業者のうち、同年四月一日において第三項若しくは新法第七百條の六の二第一項の規定による元売業者の指定又は新法第七百條の六の四第一項の規定による特約業者の指定を受けていないもの
は、同日から同年五月三十一日までの間に限り、同項の規定によりその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事の指定を受けた特約業者とみなす。

8 道府県知事は、条例で定めるところにより、軽油引取税の特別徴収義務者が平成元年九月三十日において交付を受けている旧法第七百條の十二第二項の証書を返納させるものとする。

9 平成元年九月三十日以前に旧法第七百條の十五第一項の規定により交付された免税証の使用については、第一項の規定にかかわらず、同年十月一日から同年三月三十一日までの間に限り、なお従前の例による。
（国民健康保険税に関する経過措置）

9 新法第七百三十三條の四第十七項及び附則第三十五條の三の規定は、平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和六十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
（軽自動車税に関する経過措置）

10 新法附則第三十條の二第二項の規定は、平成元年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和六十三年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

11 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（政令への委任）

12 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
（農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正）

15 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三條第六項及び第八項の規定は、平成元年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

条、第二百九十二条第一項及び第三百十四条の二の改正規定並びに次条第三項及び第四項並びに附則第五條第三項及び第四項の規定は、平成三年四月一日から施行する。

（個人の道府県民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第三条の第三項及び第二項並びに附則第三十三條の第二項から第三項までの規定は、平成二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十三條の第二項から第三項までの規定の適用については、平成二年度分の個人の道府県民税に限り、同条第一項第一号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十七・三」と、同条第二項第二号中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十八」と、同条第三項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」とする。

3 新法第二十三條第一項、第三十四條及び第四十五條の第二項の規定は、平成三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第三十四條第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成二年一月一日以後に支払った同項第五号に規定する生命保険料、同項第五号の二に規定する個人年金保険料又は同項第五号の三に規定する損害保険料について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新法第七十二條の十四第一項の規定は、平成二年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度の法人の事業税の課税標準である所得の算定について適用し、施行日前に開始した事業年度の法人の事業税の課税標準である所得の算定については、なお従前の例による。この場合において、施行日以後に開始する事業年度の法人の事業税の課税標準である所得の算定については、同項ただし書中「第五十八條」とあるのは、「第五十八條並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第十三号）附則第二十二條第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第五十四條」とする。

2 新法第七十二條の十七第一項の規定は、平成二年以後の年の年中における事業の所得に對して課すべき個人の事業税の課税標準である所得の算定について適用し、平成元年以前の年の年中における事業の所得に對して課する個人の事業税の課税標準である所得の算定については、なお従前の例による。この場合において、平成二年以後の年の年中における事業の所得に對して課すべき個人の事業税の課税標準である所得の算定については、同項ただし書中「第二十八條の五」とあるのは、「第二十八條の五並びに租税特別措置法の一部を改正する法律（平成二年法律第十三号）附則第七條第一項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第二十條」とする。

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

2 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十條の第二項の規定は、施行日前に新築された同項の住宅については、なおその効力を有する。

（個人の市町村民税に関する経過措置）

第五条 新法附則第三十三條の第三項及び第四項並びに附則第三十三條の二第六項において準用する同条第一項から第三項までの規定は、平成二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十三條の二第六項において準用する同条第一項から第三項までの規定の適用については、平成二年度分の個人の市町村民税に限り、同条第一項第一号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十七・三」と、同条第二項第二号中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十八」と、同条第三項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」とする。

3 新法第二百九十二条第一項、第三百十四条の二及び第三百十七條の二第一項の規定は、平成三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百十四條の二第一項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二年一月一日以後に支払った同項第五号に規定する生命保険料、同項第五号の二に規定する個人年金保険料又は同項第五号の三に規定する損害保険料について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八條第二項第一号の二の規定は、平成元年度以前の年度分の固定資産税についても、適用する。

3 新法第三百四十九條の第三項の規定は、昭和六十四年一月二日以後に新設された同項に規定する償却資産に對して課する平成二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に新設された旧法第三百四十九條の第三項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九條の三第二十四項の規定は、昭和六十四年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に對して課する平成二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧法第三百四十九條の三第二十四項に規定する固定資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法附則第十四條第四號の規定中特定粉じんの処理施設に関する部分は、平成元年十二月二十七日以後に新設された当該施設に對して課する平成二年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

6 旧法附則第十五條第七項に規定する償却資産のうち振動を防止するための償却資産（昭和六十四年一月一日までに取得されたものに限る。以下この項において「振動防止用設備」という。）に對して課する平成二年度分及び平成三年度分の固定資産税については、同条第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、振動防止用設備に係る同項の規定の適用については、同項中「平成元年度」とあるのは「平成三年度」と、「三分の一」とあるのは「三分の二」とする。

7 昭和六十二年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 旧法附則第十五條第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産で昭和六十年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に建設され、又は設置されたものに對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 昭和五十八年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十五項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成元年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第二十三項に規定する機械その他の設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成元年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五條第二十六項に規定する機械及び装置に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 昭和五十九年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五條第二十八項に規定する構築物に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第二十九項に規定する償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 昭和六十年四月一日から平成元年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第三十項に規定する電気通信回線設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第七条 新法第五百八十六條第二項第二号二の規定（土地に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成二年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用し、平成元年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第二号二の規定（土地の取得に對して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に對して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に對して課する

特別土地保有税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第八条 新法附則第十二条の三(同条第三項から第六項までを除く。)の規定は、平成二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成元年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二条の三第三項から第六項までの規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)
第九条 昭和六十二年一月二日から昭和六十四年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)
第十条 新法附則第三十二条の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)
第十一条 平成元年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの旧法附則第三十二条の三の二第一項に規定する事業に対して課する事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)
第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二年三月三十一日法律第一五号) 抄

1 この法律は、平成二年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月一九日法律第三三三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二二日法律第三六六号) 抄

1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二二日法律第三八八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二年六月二七日法律第五〇号) 抄

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第五八八号) 抄

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中老人福祉法の目次の改正規定(「第五章 雑則(第二十九条―第三十七条)」を「第四章の二 指定法人(第二十八条の二―第二十八条の十四)」／第五章 雑則(第二十九条―第三十七条)／第六章 罰則(第三十八条・第三十九条)／に改める部分に限る。)、同法第十三条の改正規定、第四章の次に一章を加える改正規定及び第五章の次に一章を加える改正規定並びに第十一条の規定並びに附則第二十条の規定、附則第二十四条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第九条の改正規定及び附則第三十七条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 略

三 第二条の規定(前号に掲げるものを除く。)、第四条及び第六条の規定、第九条中社会福祉事業法第十三条、第十七条及び第二十条の改正規定並びに第十条の規定並びに附則第七条、第十一条及び第二十三条の規定、附則第七

二十四条中地方税法第二十三条及び第二百九十二条の改正規定並びに附則第二十八条、第三十一条、第三十二条及び第三十六条の規定 平成五年四月一日

附 則 (平成二年六月二九日法律第六一六号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二年六月二九日法律第六二二号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成三年三月一五日法律第三三三号) 抄

1 この法律は、平成三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三年三月三〇日法律第七七号) 抄

第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中特別地方消費税に関する改正規定及び附則第六条の規定 平成三年七月一日

二 第一条中地方税法第五十三条第三項、第七十二条の十四第一項ただし書、第三百二十一条の八第三項、附則第八条の二、附則第九条第二項及び附則第十二条の改正規定並びに第二条中同法附則第十一条の改正規定並びに附則第三、第四、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百条の規定 平成四年一月一日

三 第一条中地方税法第三十四条第一項第五号の四及び第三百十四号の二第一項第五号の四の改正規定、同法附則第三十四条第一項の改正規定(「以下次条まで」を「附則第三十四条の三」に改める部分に限る。)、同法附則第三十四条の二の改正規定、同法附則第三十四条の三を削る改正規定、同法附則第三十四条の四第一項の改正規定(「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の三第一項」に改める部分に限る。)、並びに同条を同法附則第三十

四 第一条中地方税法附則第三十四条第一項の改正規定(「以下次条まで」を「附則第三十四条の三」に改める部分を除く。)、同条第四項の改正規定(「及び第八項」を「及び第九項」に改める部分を除く。)、同法附則第三十四条の四第一項の改正規定(「第三十一条の四第一項」を「第三十一条の三第一項」に改める部分を除く。)、及び同条第三項の改正規定並びに附則第二十一条第一項及び第七項の規定 平成五年四月一日

五 第一条中地方税法附則第十九条の二第一項の改正規定 生産緑地法の一部を改正する法律(平成三年法律第三十九号)の施行の日(道府県民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中分離課税に係る所得割(新法第五十条の二の規定によつて課する所得割をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。)に関する部分は、平成三年一月一日以後に支払うべき退職手当等(同条に規定する退職手当等をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分(新法第四十一条第一項の規定によつてその例によることとされる新法第三百二十八条の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る。)は、平成三年中に支払うべき退職手当等で平成三年四月一日(以下「施行日」という。)以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の道府県民税の退職所得割額」という。）を超える場合には、第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十条の五の規定による納入申告書に、改正後の道府県民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。

5 前項前段に規定する場合には、平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第五十条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第五十条の八の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同法附則第二条第四項に規定する改正後の道府県民税の退職所得割額」とする。

6 新法第三十四条第一項第五号の四の規定（日本赤十字社に関する部分に限る。）は、道府県民税の所得割の納税義務者が施行日以後に日本赤十字社に対して支出する寄附金について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 新法第五十三条第三項（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第六十二条の第三項の規定に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の第三項に規定する土地の譲渡等について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新法第七十二条の十四第一項（租税特別措置法第六十三条の二第五項の規定に関する部

分に限る。）の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十三条の二第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二条第一項から第三項までの規定は、平成四年一月一日以後の同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日以前の旧法附則第十二条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第五条 第二条の規定による改正後の地方税法附則第十一条の四第三項の規定は、平成四年一月一日以後の住宅の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日以前の住宅の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（特別地方消費税に関する経過措置）

第六条 新法の規定中特別地方消費税に関する部分は、平成三年七月一日以後における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新法百三十三条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき特別地方消費税について適用し、同日前におけるこれらの行為に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中分離課税に係る所得割（新法第三百二十八条の規定によつて課する所得割をいう。以下この項から第四項までにおいて同じ。）に関する部分は、平成三年一月一日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この項から第五項までにおいて同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適

用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分（新法第三百二十八条の五第二項の規定による特別徴収に係る部分に限る。）は、平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものについて適用し、同年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものについては、なお従前の例による。

4 平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき徴収された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。）を超える場合には、旧法第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなす。この場合において、新法第十七条の規定による当該過納に係る税額の還付は、当該退職手当等の支払を受けた者に対して行うものとする。

5 前項前段に規定する場合には、平成三年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払われるものに係る新法第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同法附則第七条第四項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額」とする。

6 新法第三百十四条の二第一項第五号の四の規定（日本赤十字社に関する部分に限る。）は、市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に日本赤十字社に対して支出する寄附金について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の

法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第三百二十一条の八第三項（租税特別措置法第六十二条の三第一項の規定に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二条の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。（固定資産税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八条第二項第十七号及び第十七号の二の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第十七号に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第二十五項の規定は、平成二年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第十八号の二及び第三百四十九条の三第二十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日までの間に建設され、又は設置された旧法附則第十五条第十項に規定する路外駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 昭和六十一年一月二日から平成二年一月一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十一項に規定する停車場設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和六十年四月一日から平成二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 昭和六十二年四月一日から平成二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項及び第十七項に規定する償却資産に対し

て課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 昭和五十九年一月二日から平成二年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十九項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 昭和五十七年一月二日から平成二年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六条第五項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和六十一年一月二日から平成二年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第九条 平成三年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第九条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項（第四百十九條第三項の

場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七條第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第九条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第九条の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

第十条 平成三年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第十八条第一項に規定する宅地等調整固定資産税額又は新法附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額の算定ができない場合には、当該宅地等について旧法附則第十八条第一項又は第二十五条第一項の規定の適用があるものとして、これらの規定により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれ

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等に係る平成三年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該宅地等に係る平成三年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第一百七條又は第一百七條の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等については旧法附則第十八条第一項又は第二十五条第一項の規定により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

第十一条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法の規定中固定資産税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日までの間に新築され、かつ、貸家の用に供された第二条の規定による改正前の地方税法附則第十六條第三項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 昭和六十年四月一日から平成三年十二月三十一日までの間に新築され、かつ、貸家の用に供された第二条の規定による改正前の地方税法附則第十六條第四項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置）

第十二条 平成三年度に係る賦課期日において所在する第二条の規定による改正前の地方税法附則第十九條の二第一項に規定する市街化区域農地で平成三年度分の固定資産税について同法附則第十九條の三第一項ただし書（同条第二項及び第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたものに対して課する平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、平成三年度に係る賦課期日以後において第二条の規定による改正後の地方税法附則第十九條の三第二項に規定する地目の変換その他の政令で定める事情により新たに同法附則第十九條の二に規定する市街化区域農地となった土地のうち、当該土地に類似する市街化区域農地が前項に規定する市街化区域農地である場合における当該土地に対して課する固定資産税又は都市計画税の額は、当該土地が同年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したもののみならず、第二条の規定による改正前の地方税法附則第十九條の三及び第十九條の四の規定又は同法附則第二十七條及び第二十七條の二の規定の例により算定した税額とする。

3 第二条の規定による改正後の地方税法附則第二十九條の五第一項、第五項又は第十二項の規定の適用を受ける土地に係る固定資産税又は都市計画税については、前二項の規定は、適用しない。ただし、同条第五項の規定の適用を受けた土地につき同条第六項の規定の適用を受けることとなる場合は、この限りでない。

第十三条 新法第五百八十六條第二項第二号ロの規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成三年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成二年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第二号ロの規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 旧法第五百八十六條第二項第十三号の三に規定する土地に係る平成三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び特定地域中小企業対策臨時措置法（昭和六十一年法律第九十七号）が効力を失う日の前日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九條第一項第

三号の規定により平成三年八月三十一日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第三号中「七月一日前一年以内」とあり、及び新法附則第三十一条の四第二項中「当該基準日前一年以内」とあるのは、「平成三年四月一日から同年六月三十日までの間」とする。

5 新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第二号の規定により平成四年二月末日までに申告納付すべき土地の取得に対して課する特別土地保有税については、新法附則第三十一条の四第三項において読み替えて適用される新法第五百九十九条第一項第二号中「一月一日前一年以内」とあり、及び新法附則第三十一条の四第二項中「当該基準日前一年以内」とあるのは、「平成三年四月一日から同年十二月三十一日までの間」とする。

（事業所税に関する経過措置）

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項、第三項及び第六項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成三年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成三年前の年分の個人の事業及び平成三年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項、第四項及び第五項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 平成三年十二月四日までに終了する事業年度分までの旧法附則第三十二条の三第二項に規定する事業に対して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

4 平成三年十一月十二日までに行われる旧法附則第三十二条の三第四項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

5 平成三年十二月四日までに行われる旧法附則第三十二条の三第八項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

6 旧法附則第三十二条の三の二第三項に規定する事業のうち平成三年十二月四日までに終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十五条 新法第七百三条の四第十七項の規定は、平成三年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第十六条 新法附則第十二条の三の規定は、平成三年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十七条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成三年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

第十八条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法の規定中都市計画税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十九条 新法附則第三十条の二の規定は、平成三年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第二十条 新法附則第三十一条第五項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自

動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例等に関する経過措置）

第二十一条 新法附則第三十四条の規定は、所得割の納税義務者が平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正後の租税特別措置法（第七項において「改正後の租税特別措置法」という。）第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）による改正前の租税特別措置法（以下この条において「改正前の租税特別措置法」という。）第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成三年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に係る譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

この場合において、平成三年十二月三十一日までにこれらの譲渡に係る新法附則第三十四条の二の規定の適用については、同条第一項中「前条の規定の適用については、同条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の一・六」とあるのは「課税長期譲渡所得金額に対して課する道府県民税の所得割の額は、前条第一項各号の規定にかかわらず、当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する額」と、同条第二項中「譲渡所得に」とあるのは「譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に」と、同条第三項中「同条第一項」とあるのは「同条第四項において準用する同条第一項」と、「百分の三」とあるのは「百分の六」

と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」とあるのは「前条第一項各号」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項各号」と、「百分の一・六」とあるのは「百分の三・四」とする。

3 平成三年一月一日から同年三月三十一日までの間に行う新法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡について、改正前の租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号又は第四号に掲げる場合に該当することとなった土地等の譲渡につき旧法附則第三十四条第一項の規定（改正前の租税特別措置法第三十四条の二第一項の規定の適用により計算される特別控除額の控除に係る部分に限る。）の適用を受けるときは、これらの譲渡については、当該優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第七条第四項の規定によりなお効力を有することとされる改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得については、旧法附則第三十四条の三の規定は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、所得割の納税義務者が施行日から平成三年十二月三十一日までの間に行う改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、旧法附則第三十四条の三第一項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第十六号）附則第七条第四項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十一条の三第一項」と、附則第三十四条第一項から第三項まで」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十四条第一項から第三項まで」とし、所得割の納税義務者が平成四年一月一日から平成五年三月三十一日までの間に行う当該特定市街化区域農地等の譲渡に係る譲渡所得については、同項中「租税特別措置法第三十一条の三第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成三年

法律第十六号）附則第七條第四項の規定により
なお効力を有することとされる同法による改正
前の租税特別措置法第三十一条の三第一項
と、「道府県民税の所得割については、附則第
三十四條第一項から第三項までの規定を適用」
とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町
村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法
律第七号）第一条の規定による改正後の地方税
法附則第三十四條の規定の適用については、同
条第一項中「百分の三」とあるのは、「百分の
二・二」と、同条第三項中「附則第三十
四條第一項から第三項まで」とあるのは「附則
第三十四條第四項において準用する同条第一項
第二号ロ中「百分の五・五」とあるのは、「百
分の五」として、同条第四項において準用する
同条第一項から第三項まで」とあるのは「同
条第一項」とあるのは「同条第四項において準
用する同条第一項」と、「百分の三」とあるのは
「百分の六」と、「百分の二・二」とあるのは
「百分の五・八」とする。

6 前二項の規定の適用がある場合における新法
附則第三十四條の二の規定の適用については、
同条第一項中「次条」とあるのは、「次条又は
地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法
の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附
則第二十一条第四項の規定によりなお効力を有
することとされる同法第一条の規定による改正
前の地方税法附則第三十四條の三」とする。

7 新法附則第三十四條の三の規定は、所得割の
納税義務者が平成四年一月一日以後に行う改正
後の租税特別措置法第三十一条の三第一項に規
定する土地等又は建物等で同項に規定する居住
用財産に該当するものの譲渡に係る個人の道府
県民税及び市町村民税について適用し、所得割
の納税義務者が同日以前に行った改正前の租税特
別措置法第三十一条の四第一項に規定する土地
等又は建物等で同項に規定する居住用財産に該
当するものの譲渡に係る個人の道府県民税及び
市町村民税については、なお従前の例による。
（罰則に関する経過措置）

第二十二條 この法律の施行前にした行為並びに
この附則の規定によりなお従前の例によること
とされる地方税及びこの附則の規定によりなお
効力を有することとされる旧法の規定に係る地
方税に係るこの法律の施行後にした行為に対す
る罰則の適用については、なお従前の例によ
る。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に
伴う経過措置）
第二十三條 別段の定めがあるものを除き、第三
条の規定による改正後の国有資産等所在市町村
交付金法（次項において「新交付金法」とい
う。）附則第十五項の規定は、平成四年度以後
の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下
この条において「交付金」という。）について
適用し、平成三年度分までの交付金について
は、なお従前の例による。

2 平成四年度分の交付金に係る新交付金法附則
第十五項の規定の適用については、同項中「地
方税法附則第十八條第一項」とあるのは「地方
税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部
を改正する法律（平成三年法律第七号）第二条
の規定による改正前の地方税法附則第十八條第
一項」と、「二分の一で除して得た額」とある
のは「二分の一で除して得た額（当該市街化区
域農地のうち、同項に規定するその年度分の固
定資産税額の算定について同法附則第十九條の
三第一項ただし書（同条第二項及び第四項にお
いて準用する場合を含む。）の規定の適用を受
ける市街化区域農地については、当該額をその
年度に係る同条第一項の表の下欄に掲げる率で
除して得た額」とする。

3 附則第十二條第一項又は第二項の規定の適用
を受ける土地については、第三条の規定による
改正前の国有資産等所在市町村交付金法附則第
十五項の規定は、なおその効力を有する。この
場合において、同項（見出しを含む。）中「昭
和六十四年度から昭和六十六年度まで」とある
のは、「平成四年度から平成六年度まで」とす
る。
（政令への委任）

第二十四條 附則第二条から前条までに定めるも
ののほか、この法律の施行に必要経過措
置は、政令で定める。

附 則 （平成三年三月三〇日法律第八
号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二年六月二十九日に採
択されたオゾン層を破壊する物質に関するモン
トリオール議定書（以下「議定書」という。）
の改正が日本国について効力を生ずる日（以下
「議定書改正発効日」という。）（議定書改正発
効日が平成四年七月一日後となる場合には、政
令で定める日）から施行する。

附 則 （平成三年三月三〇日法律第二二
号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三年四月一日から施行
する。ただし、附則第五条の規定は、産炭地域
振興臨時措置法の一部を改正する法律（平成三
年法律第三十二号）の施行の日から施行する。

附 則 （平成三年三月三〇日法律第一八
号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成三年七月一日から施行
する。

附 則 （平成三年四月二日法律第二四
号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。
（政令への委任）
第十三條 附則第二条及び第十条に定めるものの
ほか、この法律の施行に必要経過措置そ
の他の事項は、政令で定める。

附 則 （平成三年四月二日法律第二六
号） 抄

（施行期日）
1 この法律は、平成三年五月二十日から施行す
る。

附 則 （平成三年四月一七日法律第三二
号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、附則第三条及び第四条の規定は、公布の
日から起算して九月を超えない範囲内において
政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第四条 前条の規定による改正後の地方税法（以
下「新法」という。）第五百八十六条第二項第
一号の九の規定（土地に対して課する特別土地
保有税に関する部分に限る。）は、附則第一条
の政令で定める日（以下「施行日」という。）
以後に新設され、又は増設された同号に規定す
る設備を同号に規定する事業の用に供した場合
において、当該設備の用に供する土地に対して
課する特別土地保有税について適用し、施行日
前に新設され、又は増設された前条の規定によ
る改正前の地方税法第五百八十六条第二項第一
号に規定する設備を同号ハの地区において製造
の事業の用に供した場合において、当該設備の
用に供する土地に対して課する特別土地保有税
については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六条第二項第一号の九の規定
（土地の取得に対して課する特別土地保有税に
関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の
取得に対して課すべき特別土地保有税について
適用し、施行日前の土地の取得に対して課する
特別土地保有税については、なお従前の例によ
る。

附 則 （平成三年四月二六日法律第三九
号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則 （平成三年四月二六日法律第四五
号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、次条、附則第四条、第五条及び第七条か
ら第二十四条までの規定は、公布の日から起算
して六月を超えない範囲内において政令で定め
る日から施行する。

附 則 （平成三年四月二六日法律第四六
号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。た
だし、第二十条及び附則第十条から第二十四条
までの規定は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附 則 （平成三年五月二日法律第五九
号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則 （平成三年五月二日法律第六〇
号） 抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

附 則 （平成三年五月二日法律第六一
号） 抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超
えない範囲内において政令で定める日から施行
する。

附則（平成三年五月二四日法律第八二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 略

二 第五条第五項（第二号に係る部分に限る。）
、第七条（第五条第五項第二号に掲げる認定に係る部分に限る。）及び第九条から第十四条まで並びに次条から附則第六条までの規定 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第八十三号）の施行の日

附則（平成三年五月二四日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成三年五月二四日法律第八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）第五百八十六條第二項第十一号に規定する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 旧地方税法第七百一条の三十四第三項第二十三号に規定する高度化事業計画に基づき設置する施設に係る地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税及び同条第二項に規定する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附則（平成三年一〇月四日法律第九〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三年一〇月五日法律第九五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年三月三十一日法律第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成四年四月一日から施行する。ただし、附則第六條の改正規定、附則第三十三條の二の改正規定及び附則第三十五條の五を削り、附則第三十五條の六を附則第三十五條の五とする改正規定並びに附則第十三條第二項及び第十四條の規定は平成六年四月一日から、附則第三十二條の三の二第七項の次に二項を加える改正規定（同条第九項に係る部分に限る。）及び同条第十八項の次に一項を加える改正規定は廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び廃棄物処理施設整備緊急措置法の一部を改正する法律（平成三年法律第九十五号）の施行の日から施行する。

（更正、決定等の期間制限に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七條の五第三項の規定は、平成四年四月一日（以下「施行日」という。）以後に同項の法定納期限が到来する道府県民税の利子割又は道府県民税の利子割に係る加算金について適用し、施行日前に当該法定納期限が到来した道府県民税の利子割に係る更正、決定又は加算金の決定をすることができる期間については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 新法附則第三條の三第一項及び第二項の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十三條第三項（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十二條の三第一項及び第七項の規定に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二條の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第四条 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第九條第一項の規定は、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 新法の規定で不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第六条 次項に定めるものを除き、新法附則第十二條の三の規定は、平成四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二條の三第三項から第八項までの規定は、施行日以後に取得される自動車に対して課すべき自動車税について適用する。

（市町村民税に関する経過措置）

第七条 新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十一条の八第三項（租税特別措置法第六十二條の三第一項及び第七項の規定に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成四年一月一日以後に行う租税特別措置法第六十二條の三第一項に規定する土地の譲渡等について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定で固定資産税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第一項の規定は、平成三年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年一月一日までに変電所又は送電施設の用に新たに供された旧法第三百四十九條の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九條の三第十五項の規定中トネルの新設により敷設された線路設備等に関する部分は、昭和六十四年一月二日以後に敷設された当該線路設備等に対して課する平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 旧法附則第十五條第五項に規定する機械その他の設備（平成三年一月一日までに新設されたものに限り）に対して課する平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二年度分及び平成三年度分」とあるのは「平成四年度分及び平成五年度分」と、「四分の一（当該機械その他の設備のうち昭和六十一年三月三十一日までに工業用水法第三條第一項に規定する指定地域となつた地域内に存する当該井戸に代えて当該工業用水道又は水道を当該事業の用に供するため新設したものにあつては、当該機械その他の設備に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の六分の一）」とあるのは「三分の一」とする。

5 旧法附則第十五條第七項に規定する償却資産のうち悪臭物質の排出を防止するための償却資産（平成三年一月一日までに取得されたものに限る。以下この項において「悪臭防止用設備」という。）に対して課する平成四年度分及び平成五年度分の固定資産税については、同条第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、悪臭防止用設備に係る同項の規定の適用については、同項中「平成二年度分及び平成三年度分」とあるのは「平成四年度分及び平成五年度分」と、「三分の一」とあるのは「三分の二」とする。

6 昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第八項及び第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二十五項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第二十八項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成元年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第二十

九項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成四年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六條第二項第一号の十の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地及び施行日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六條第二項第一号に規定する設備を同号トの地区又は地域において製造の事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 旧法第五百八十六條第二項第十三号に規定する土地に係る平成四年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成五年二月二十四日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
第十条 新法附則第三十二條第四項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）
第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。）

に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成四年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の法人の事業並びに平成四年前の年分の個人の事業及び平成四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中新增設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。以下この項及び次項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二條の三第三項に規定する事業転換完了日までに行われる同項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新增設に係る事業所税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二條の三の二第二項に規定する事業のうち、同項に規定する事業転換完了日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び同項に規定する事業転換完了日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）
第十二條 昭和六十四年一月二日から平成三年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第十三條 新法第七百三條の四第十七項の規定は、平成四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十五條の五の規定は、平成五年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

（みなし法人課税を選択した場合に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置）

第十四條 旧法附則第三十三條の二第一項に規定する租税特別措置法第二十五條の二第一項の選択をした者の平成五年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第十五條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第十九條 前条の規定による改正後の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第十項の規定は、平成四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十一條 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三條第九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三條第九項に規定する農業用施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附則（平成四年三月三十一日法律第二二二號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年三月三十一日法律第二二二號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年三月三十一日法律第二二三號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成四年四月二十四日法律第三二二號）抄
第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附則（平成四年四月二十四日法律第三三四號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年五月六日法律第三三九號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年五月六日法律第四一號）抄
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成四年五月六日法律第四四號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年五月二二日法律第五六號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超え六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年五月二七日法律第六二二號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成四年五月二九日法律第六五號）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成四年六月三日法律第六七号) 抄

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。

附則 (平成四年六月五日法律第七三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成四年六月五日法律第七六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成四年六月二六日法律第八七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十八条 前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の四十八第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

附則 (平成四年七月一日法律第八九号) 抄

第一条 この法律中第一条、次条から附則第十二条まで、附則第十四条、附則第二十条及び附則第二十一条の規定は公布の日から、附則第十三条の規定は看護婦等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)の施行の日から、第二条及び附則第十五条から第十九条までの規定は公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成五年三月三十一日法律第四号) 抄

第一条 この法律は、平成五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法目次の改正規定、同法第三十四条第一項第五号の四、第三百十四條の

二 第二項第五号の四及び第三百四十九條の三の二の改正規定、同法第七百二條の七を同法第七百二條の八とし、同法第七百二條の三から第七百二條の六までを一条ずつ繰り下げ、同法第七百二條の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第十七條の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十八條、第十八條の二、第十九條の三、第十九條の四、第二十二條、第二十四條から第二十五條の二まで、第二十七條から第二十八條まで、第二十九條の六第一項及び第二項、第三十一條の第三項、第三十四條第一項並びに第三十四條の二の改正規定、第三條の規定並びに次条第二項、附則第六條第二項、第七條第六項、第八條、第九條、第十一條第二項、第十六條第二項、第十八條、第二十一條及び第二十四條の規定、平成六年四月一日

二 第一条中地方税法附則第十二條の三第三項、第五項及び第七項並びに第三十二條第四項の改正規定並びに同条に二項を加える改正規定(同条第六項に係る部分に限る。)並びに附則第五條第二項から第四項まで及び第十二條第二項の規定、政令で定める日

(個人の道府県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)附則第三條の三第一項及び第二項の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四條第一項第五号の四の規定(同号イの規定に関する部分に限る。)は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成五年一月一日以後に都道府県、市町村又は特別区に対して支出する寄附金について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十二條の十八第一項及び第二項の規定は、平成五年度分までの個人の事業税から適用し、平成四年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、平成五年四月一日(以下「施行日」という。)以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四條の二第二項第五号の四の規定(同号イの規定に関する部分に限る。)は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成五年一月一日以後に都道府県、市町村又は特別区に対して支出する寄附金について適用する。

第六條 新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の二第二項第五号の四の規定(同号イの規定に関する部分に限る。)は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成五年一月一日以後に都道府県、市町村又は特別区に対して支出する寄附金について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

第五條 別段の定めがあるものを除き、新法附則第十二條の三の規定は、平成五年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成四年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 第一条の規定による改正前の地方税法(以下この条において「改正前の地方税法」という。)附則第十二條の三第三項に規定する昭和六十二年規制適合車等(附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に取得されたもの又は同項に規定する昭和五十四年規制適合車につき同日前に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして同日以後に取得したものに限る。新法附則第十二條の三第三項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する平成五年度分の自動車税については、なお従前の例による。

3 改正前の地方税法附則第十二條の三第五項に規定する平成元年規制適合車等(附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に取得されたもの又は同項の昭和五十四年規制適合車につき同日前に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして同日以後に取得したものに限る。新法附則第十二條の三第五項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する平成五年度分の自動車税については、なお従前の例による。

4 改正前の地方税法附則第十二條の三第七項に規定する平成二年規制適合車(附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に取得されたもの又は同項の昭和五十四年規制適合車につき同日前に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして同日以後に取得したものに限る。新法附則第十二條の三第七項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する平成五年度分の自動車税については、なお従前の例による。

6 改正前の地方税法附則第十二條の三第七項に規定する平成二年規制適合車(附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に取得されたもの又は同項の昭和五十四年規制適合車につき同日前に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして同日以後に取得したものに限る。新法附則第十二條の三第七項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する平成五年度分の自動車税については、なお従前の例による。

6 改正前の地方税法附則第十二條の三第七項に規定する平成二年規制適合車(附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に取得されたもの又は同項の昭和五十四年規制適合車につき同日前に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして同日以後に取得したものに限る。新法附則第十二條の三第七項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して課する平成五年度分の自動車税については、なお従前の例による。

第六條 新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の二第二項第五号の四の規定(同号イの規定に関する部分に限る。)は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成五年一月一日以後に都道府県、市町村又は特別区に対して支出する寄附金について適用する。

第六條 新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の二第二項第五号の四の規定(同号イの規定に関する部分に限る。)は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成五年一月一日以後に都道府県、市町村又は特別区に対して支出する寄附金について適用する。

第六條 新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の二第二項第五号の四の規定(同号イの規定に関する部分に限る。)は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成五年一月一日以後に都道府県、市町村又は特別区に対して支出する寄附金について適用する。

第六條 新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の二第二項第五号の四の規定(同号イの規定に関する部分に限る。)は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成五年一月一日以後に都道府県、市町村又は特別区に対して支出する寄附金について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九條の三第三十四項の規定は、平成四年一月二日以後に敷設された同項に規定する線路設備に対して課する平成五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成四年一月一日までに敷設された第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第三百四十九條の三第三十四項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成二年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 昭和六十三年十二月二十九日から平成四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二年一月二日から平成四年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六條第六項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九條の三の二、附則第十七條、第十七條の二第一項、第十八條、第十八條の二、第十九條の三、第十九條の四、第二十二條第一項、第二十四條、第二十八條並びに第二十九條の六第一項及び第二項の規定は、平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

第八條 平成六年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八條第一項又は第十九條の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場

新法附則第十八條第一項又は第十九條の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場

新法附則第十八條第一項又は第十九條の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場

合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二法第四百七十七条第一項及び新法第四百三十二条第一項の規定の適用については、新法附則第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七十七条第一項中「第四百三十二条第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第八条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額を」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百三十五条第一項（第四百三十九条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百三十七条第一項とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第八条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百三十五条第一項（第四百三十九条第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百三十七条第一項とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第八条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第八条の規定により読み替えて適用される第四百三十七条第一項」とする。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置）

第九条 新法附則第十九条の三及び第二十七条の規定は、平成五年度に係る賦課期日において所在する旧法附則第十九条の二第二項に規定する市街化区域農地で平成五年度分の固定資産税について旧法附則第十九条の三第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けたもの（同条第二項の規定により平成三年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとなされた土地又は同条第三項において準用する同条第二項の規定により市街化区域設定年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したものとなされた土地のうち、当該みなされた土地に類似する市街化区域農地が平成五年度分の固定資産税について同条第一項ただし書の規定の適用を受けた土地である場合における当該みなされた土地を含む。）

			む。）に対して課する平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、適用しない。		
			2 旧法附則第十九条の三及び第二十七条の規定は、前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対して課する平成六年度から平成八年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十九条の三第一項中「二分の一」とあるのは「三分の一」と、旧法附則第二十七条中「前条」とあるのは「附則第二十六条」と、「附則第十九条の三」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三」と、「二分の一」とあるのは「三分の一」と、「価格」とあるのは「価格の三分の二の額」とする。		
			3 前二項の規定の適用がある場合における地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）による改正後の地方税法の規定（固定資産税又は都市計画税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の下欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三	附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）附則第九条第二項においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九条の三
附則第十九条の三	又は第十九条の三	又は地方税法等の一部			

方税法」という。）とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下本号において「平成七年改正法」という。）による改正前の平成五年改正法附則第九条第三項において読み替えて適用される平成七年改正法（以下本号において「平成七年改正前の地方税法」という。）と、「平成七年改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成七年改正法による改正前の平成五年改正法附則第九條第三項において読み替えて適用される平成七年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項」と、「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号。以下本号において「平成八年改正法」という。）とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号。以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。）と、「平成八年改正前の地方税法附則第十九条第三項において読み替えて適用される平成八年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。）と、「平成八年改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成八年改正法附則第二十條の規定による改正前の平成五年改正法附則第九條第三項において読み替えて適用される平成八年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。）と、「平成八年改正前の地方税法附則第十八条第一項」とあるのは「平成八年改正法附則第二十條の規定による改正前の平成五年改正法附則第九條第三項において読み替えて適用される平成八年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下本号において「平成八年改正前の地方税法」という。）と、

[illegible]

		七 項	(地方税法等の一部を改正する法律附則第九條第二項において読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の三、	る改正前の地方税法附則第十條の三、	第七項
		(附則第十九條の三)	(地方税法等の一部を改正する法律附則第九條第二項において読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の三		
		附則第 二十七 条	地方税法等の一部を改正する法律附則第九條第二項において読み替えて適用されるものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第二十七條		
		附則第 二十九 條の三、 十九 條の四 、第二十 二條	地方税法等の一部を改正する法律附則第九條第二項において読み替えて適用されるものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第十九條の三、附則第十九條の四、地方税法等の一部を改正する法律附則第九條第二項において読み替えて適用されるものとして読み替えて適用される同法による改正前の地方税法附則第二十七條、附則第二十七條の二		
		(軽自動車税に関する経過措置)			
		第十條	新法附則第三十條の二第一項の規定は、平成五年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成四年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。		
		(特別土地保有税に関する経過措置)			
		第十一條	旧法第五百八十六條第二項第十三号の二に規定する土地に係る平成七年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成七年七月五日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。		
		2	新法附則第三十一條の三第一項の規定は、平成六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。		
		(自動車取得税に関する経過措置)			
		第十二條	新法附則第三十二條第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自		

自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 旧附則第三十二條第四項に規定する昭和六十三年規制適合車等の取得（当該取得が附則第六條第二号に掲げる規定の施行の日以前に行われた場合又は同項の昭和五十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガスと保安基準に適合する自動車につき同号に掲げる規定の施行の日前に抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして同日以後に同項に規定する昭和六十三年規制適合車等を取得した場合に限り、当該取得が新法附則第三十二條第四項の規定の適用を受ける場合を除く。）に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 施行日前の旧法附則第三十二条第五項及び第六項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

4 施行日から附則第 二条第二号に掲げる規定の施行の日までの間に行われた新法附則第三十二條第七項に規定する自動車の取得に對して課すべき自動車取得税に係る同項の規定の適用については、同項中「第四項又は前項」とあるのは、「第四項」とする。

(軽油引取税に関する経過措置)

第十三条 新法の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に行われる新法第七百条の第三項の燃料炭化水素油の販売及び同条第四項の軽油又は燃料炭化水素油の販売に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に行われた旧法第七百条の第三項の軽油の販売及び同条第四項の燃料炭化水素油の販売に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

第十四条 新法第七百条の三及び第七百条の四に規定する場合のほか、次の各号に規定する場合においては、当該各号に掲げる引渡し等に対し、当該引渡し等を新法第七百条の三第一項の引取りと、当該各号に定める者を同項の引取りを行う者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量（第三号の場合において、当該軽油が同条第四項の製造された軽油であつて当該軽油を所有する石油製品販売業者（同項に規定する石油製品

販売業者をいう。以下この条において同じ。）により製造されたものであるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控

除した数量とし、第四号の場合には、当該免税証に記載された軽油の数量とする。）を課税標準として、当該各号に定める者の当該引渡し等に直接関係をする事務所又は事業所（事務所又は事業所がない者にあつては、住所。第五項において同じ。）所在の道府県において、当該各号に定める者に軽油引取税を課する。この場合における軽油引取税の税率は、新法第七百条の七及び附則第三十二条の二第二項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、七千八百円とする。

一 平成五年十二月一日前において特約業者若しくは元売業者以外の者（以下この項において「販売業者等」という。）が特約業者又は元売業者から新法附則第三十二条の二第一項に規定する税率（以下この項及び次項において「旧税率」という。）によつて軽油引取税を課された、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、同日以後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所（第三号において「貯蔵場等」という。）から当該軽油の引渡しを受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は移出 当該販売業者等

二 平成五年十二月一日前において特約業者又は元売業者が旧税率によつて軽油引取税を課された、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、同日以降において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合における当該軽油の譲渡 当該特約業者又は元売業者

三 平成五年十二月一日において、石油製品販売業者が、自己又は自己以外の販売業者等の管理する貯蔵場等において軽油を所有し、又は特約業者、元売業者若しくは石油製品販売業者以外の者から軽油の保管を委託されている場合における当該軽油の所有又は保管 当該石油製品販売業者

四 平成五年十二月一日前において免税軽油の使用から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した石油製品販売業者又は特約業者若しくは元売業者で当該免税証に係る新法第七百条の十五第四項に規定する免税取扱特別徴収義務者以外のものが同日に当該免税証を所持している場合における当該所持 当該石油製品販売業者又は特約業者若しくは元売業者で当該免税証に係る同項に規定する免税取扱特別徴収義務者以外のもの

2 平成五年十二月一日以降に新法第七百条の三第三項の燃料炭化水素油の販売又は同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売が行われた場合において、当該軽油又は燃料炭化水素油に旧税率によつて軽油引取税が課された、又は課されるべきであつた軽油（前項第一号から第三号までの規定により軽油引取税が課され、又は課されるべき軽油を除く。）が含まれているときに課する軽油引取税については、同条第三項及び第四項中「炭化水素油の数量」とあるのは、「炭化水素油の数量（附則第三十二条の二第一項に規定する税率によつて軽油引取税が課された、又は課されるべきであつた軽油にあつては、当該軽油に相当する部分の数量に〇・七五八を乗じて得た数量）」とする。

3 第一項第三号及び第四号の規定は、同一の石油製品販売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量と同項第四号の免税証に記載された軽油の数量とを合計した数量が同一道府県内において一キロリットル未満である場合には、適用しない。

4 第一項第一号から第三号までの規定により軽油引取税を課する場合には、新法第七百条の五第二号の規定は、適用しない。

5 第一項第二号から第四号までの場合における軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課される特約業者、元売業者又は石油製品販売業者は、平成五年十二月一日（同項第二号の場合には、特約業者又は元売業者が同号の譲渡をした日）から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他当該道府県の条例で定める事項を記載した申告書を、同号の譲渡、同項第三号の所有若しくは保管又は同項第四号の所持に直接関連を有する事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出し、かつ、その申告した税額を当該道府県に納付しなければならぬ。

6 道府県知事は、前項の規定により申告納付すべき軽油引取税の額が五万円を超える場合には、当該特約業者、元売業者又は石油製品販売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができ、この場合においては、必要があると認めるときは、道府県知事は、当該特約業者、元売業者又は石油製品販売業者から担保を徴収することができる。

7 新法第十五条第四項、第十五条の二第一項、第十五条の三及び第十六条の二第一項から第三項までの規定は前項前段の規定による徴収の猶予について、新法第十一条、第十六条第三項、第十六条の二第四項並びに第十六条の五第一項及び第二項の規定は前項後段の規定による担保について準用する。

8 道府県知事は、第六項の規定によつて徴収の猶予をした場合には、その徴収の猶予をした税額に係る延滞金額のうち当該徴収の猶予をした期間に対応する部分の金額を免除するものとする。

（事業所税に関する経過措置）

第十五条 新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成五年以後の年の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成五年前の年の個人の事業及び平成五年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十六条 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成五年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二条の三、附則第十七条、第十七条の二第二項、第二十五条、第二十五条の二、第二十七条、第二十七条の二並びに第二十九条の六第一項及び第二項の規定は、平成六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十七条 新法第七百三条の四第十七項の規定は、平成五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置）

第十八条 新法附則第三十四条の二第二項、第四項及び第六項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行った旧法附則第三十四条の二第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十九条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によるなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十二條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成五年五月二一日法律第五一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成五年五月二六日法律第五三號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成五年六月一六日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成五年六月一六日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 旧農地保有合理化促進事業の実施による取得せしめられた土地に付する果樹、木竹、牧畜、取得

税については、前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七十三條の二十七の六及び旧地方税法附則第十一條の五の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧地方税法第七十三條の二十七の六第一頁中「当該事業の実施により売戻し、又

は交換したとき」とあるのは「当該事業の実施により売り渡し、若しくは交換したとき、又は農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第四条第二項第一号に規定する農地売買等事業の実施に

より売り渡し、若しくは交換し、若しくは同項第三号に掲げる事業の実施により現物出資したとき」と、旧地方法律附則第十一条の五第一項中「第七十三条の二十七の六第一項」とあるのは「農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律附則第十一条第一項の規定によ

附則（平成六年三月三十一日法律第一五
号）抄
（施行期日）

2 新法第二十四条の五第一項の規定は、平成七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税

第一条 この法律は、平成六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第二十四条の五及び第二百九十五条の改正規定並びに同法附則第三十三條の第三項第一号の改正規定、同条第四項の改正規定（「第二十四条の五第一項第三号」を「第二十四条の五第一項第二号」に、

3 新法第五十二條第一項の規定は、平成六年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度又は新法第五十三條第四項の期間に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

九十五条第一項第二号」に改める部分に限る。）、同法附則第三十四条第三項第一号の改正規定、同条第四項の改正規定（「第二十四条の五第一項第三号」を「第二十四条の五第一項第二号」に、「第二百九十五条第一項第三号」を「第二百九十五条第一項第二号」に改める部分に限る。）、同法附則第三十四条の二及び第三十五条の二第五項第一号の改正規定並びに同条第六項の改正規定（「第二百四

に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第一百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行

一項第二号」に、「第二百九十五条第一項第三号」を「第二百九十五条第一項第二号」に改める部分に限る。並びに次条第二項、附則第六条第二項及び第十五条の規定　平成七年四月一日

5 新法第五十三條第十五項から第十八項まで及び第二十項の規定は、施行日以後にする新法第

二号に次のように加える改正規定及び同法附則第十五条第七項の改正規定（又は湖沼水質保全特別措置法）を「湖沼水質保全特別措置法」に改める部分及び「汚水」を「汚水処理」、又は特定水道利水障害の防止のため、下水道水質成分の水質保全に関する特別

五十三條第一項又は第三項の規定による更正（施行日前にされた更正の請求に基づいてするものを除く。）に伴い生ずることとなる新法第五十三條第十五項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。（事業税に関する経過措置）

措置法第二条第五項に規定する水道水源特定施設を設置する同条第六項に規定する水道水源特定事業場の汚水若しくは廃液を」に改める部分に限る。特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法（平成六年法律第廿号）の施行の日

第三十三条 新法第七十二条の二十三の四の規定は、施行日以後にする新法第七十二条の三十九第一項若しくは第三項又は第七十二条の四十一第一項若しくは第三項の規定による更正（施行日前にされた更正の請求に基づいてするものを除く。）に伴い生ずることとなる新法第七十二条

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成六年度以後の道府県民税の道府県民税について適用し、平成五年度分までの個人の

の二十三の四第一項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税

道府県民税については、なお従前の例による。

について適用し、施行日前の不重産の取得に文

して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定は、平成六年一月一日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一条の五第三項の規定は、平成六年一月一日以後の新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十七の第二項、附則第十一条第二項若しくは第十五項又は附則第十二条の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に對して課すべき不動産取得税について適用する。

4 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十一条の四第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する市街化区域農地を譲渡した場合において、同項第一号に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける旧法附則第十一条の四第一項に規定する土地の取得（施行日前に行われたものに限る。）に對して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項第一号中「登録された価格」とあるのは「登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該譲渡した土地を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合においては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格（当該価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該譲渡した不動産を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合においては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）」とする。

（自動車税に関する経過措置）
第五條 新法附則第十二条の三の規定は、平成六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
第六條 次項に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間において、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）第十六条第一項に規定する譲渡した不動産を譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格（当該価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該譲渡した不動産を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合においては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）」とする。

合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格（当該価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該譲渡した不動産を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合においては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格（当該価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該譲渡した不動産を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に譲渡した場合においては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）」とする。

（自動車税に関する経過措置）
第五條 新法附則第十二条の三の規定は、平成六年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。
第六條 次項に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第三百二十一条の八第一項の申告書（法人税法第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第三百二十一条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合は、その法人の当該申告書に係る市町村民税として納付した又は納付すべきであつた市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法第三百二十一条の八第十一項から第十五項までの規定は、施行日以後にする新法第三百二十一条の十一第一項又は第三項の規定による更正（施行日前にされた更正の請求に基づいてするものを除く。）に伴い生ずることとなる新法第三百二十一条の八第十一項に規定する租税条約の実施に係る還付すべき金額について適用する。
（固定資産税に関する経過措置）
第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
8 新法第三百四十九条の三第八項の規定は、平成六年度以後の年度において固定資産税が課されることとなつた同項に規定する航空機に對して課する平成六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成五年度以前において固定資産税が課されることとなつた旧法第三百四十九条の三第八項に規定する航空機に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する機械及び装置に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成三年四月一日から平成五年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する電気通信回線設備に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。
7 平成四年四月一日から平成七年十二月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十四項に規定する機械その他の設備に對して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日から平成七年十二月三十一日までの間に取得された同項に規定する機械その他の設備に對する同項の規定の適用については、同項中「平成四年四月一日（当該機械その他の設備のうちトリクロエタンに係るものにあつては、平成四年八月十日）から平成六年三月三十一日まで」とあるのは「平成六年四月一日から平成七年十二月三十一日まで」と、「三分の二の額」とあるのは「四分の三の額（地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）による改正後の地方税法附則第十六条の二十第十項の規定の適用を受ける当該機械その他の設備にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の四分の三の額）」とする。
8 平成四年一月二日から平成六年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する住宅に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。
第八條 平成六年度分の固定資産税に限り、新法附則第十九条第一項の規定の適用を受ける土地に對して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二条第一項の規定により読み替へて適用される新法第四百七条第一項及び新法第四百三十二条第一項の規定の適

用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項（「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価額等（附則第二十八條第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価額等」とあるのは「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成六年法律第十五号）附則第八條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価額若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価額等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項（第四百十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七條第一項」とあるのは「地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成六年法律第十五号）附則第八條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第八條の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

（信用協同組合等に係る固定資産税又は都市計画税の非課税措置の廃止に伴う経過措置）

第九條 平成五年度に係る賦課期日において信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九條の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう。）、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会（以下この条において「信用協同組合等」という。）のうち事業規模が大きいものとして政令で定めるもの（次項及び第三項において「特定信用協同組合等」という。）が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫で同年度分の固定資産税について旧法第三百四十八條第四項の規定の適用を受けたもののうち、平成六年度から平成九年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九條の三第三十六項の規定の適用を受けるものに対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同項又は新法第七百二條第一項の規定により課税標準とされる額に、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

年度	率
平成六年度	〇・二
平成七年度	〇・四
平成八年度	〇・六
平成九年度	〇・八

2 平成五年度に係る賦課期日において特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫で同年度分の固定資産税について旧法第三百四十八條第四項の規定の適用を受けたもののうち、平成六年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税について地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正後の地方税法（以下この条において「平成十一年改正後の地方税法」という。）第三百四十九條の三第三十四項の規定の適用を受けるものに対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同項又は平成十一年改正後の地方税法第七百二條第一項の規定により課税標準とされる額に、次の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

年度	率
平成六年度及び平成七年度	〇・二
平成八年度及び平成九年度	〇・四
平成十年度及び平成十一年度	〇・六
平成十二年度及び平成十三年度	〇・八

3 特定信用協同組合等（特定信用協同組合等を全部又は一部の当事者とする合併により設立される信用協同組合等及び当該合併により設立される信用協同組合等を全部又は一部の当事者とする合併により設立される信用協同組合等を含む。次項及び第五項において同じ。）が平成五年一月二日から平成九年一月一日までの間に取得した事務所及び倉庫で平成六年度から平成九年度までの各年度分の固定資産税について新法第三百四十九條の三第三十六項の規定の適用を受けるもの（前二項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同条第三十六項又は新法第七百二條第一項の規定により課税標準とされる額（当該事務所及び倉庫のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）による改正後の地方税法附則第十六條の二第十項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の規定により課税

標準とされる額）に、第一項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

4 特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が平成五年一月二日から平成十三年一月一日までの間に取得した事務所及び倉庫で平成六年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税について平成十一年改正後の地方税法第三百四十九條の三第三十四項の規定の適用を受けるもの（第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同条第三十四項又は平成十一年改正後の地方税法第七百二條第一項の規定により課税標準とされる額（当該事務所及び倉庫のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第七條第十七項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十六條の二第十項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の規定により課税標準とされる額）に、第二項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

5 特定信用協同組合等が平成六年一月二日から平成十三年一月一日までの間に取得した事務所及び倉庫のうち、当該取得の日が一年日である場合には、当該取得の日の属する年の前年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、当該取得の日の属する年の前年の一月一日）において特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が所有し、かつ、使用していたもので平成七年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税について平成十一年改正後の地方税法第三百四十九條の三第三十四項の規定の適用を受ける事務所及び倉庫（第一項又は第二項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する当該各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、同条第三十四項又は平成十一年改正後の地方税法第七百二條第一項の規定により課税標準とされる額（当該事務所及び倉庫のうち地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第七條第十七項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十六條の二第十項の規定の適用を受けるものにあつては、同項の規定により課税標準とされる額）に、第二項の表の上欄に掲げる年度の区分に応じ同表の下欄に掲げる率を、それぞれ乗じて得た額とする。

6 前各項の規定の適用がある場合には、新法附則第十五條の四（「前三條」とあるのは、「前三條又は地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律（平成六年法律第十五号）附則第九條第一項から第五項まで」とする。）（特別土地保有税に関する経過措置）

第十條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 第四項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六條第二項第一号の十四又は第一号の十五の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新築され、又は増築されるこれらの規定に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地（施行日以後に取得されたものに限る。）に対して課する特別土地保有税について適用する。

4 新法附則第三十一條の三第二項の規定は、平成六年一月一日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十一條 施行日前の旧法附則第三十二條第四項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十二條 旧法附則第三十二條の三の二第四項に規定する事業のうち、旧法附則第三十二條の三第九項に規定する承認の日から同項の政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十三條 新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成六年度以後の年度分の都市計画税につ

いて適用し、平成五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

(都の特例に関する経過措置)

第十四条 新法第七百三十四条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は同項において準用する新法第三百二十一条の八第四項の期間に係る法人の都民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の都民税については、なお従前の例による。

2 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百二十一条の八第三項の申告書(法人税法第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。))の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百二十一条の八第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る都民税として納付した又は納付すべきであった都民税については、なお従前の例による。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置)

第十五条 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡定地のための譲渡に該当する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(特定の国際的な博覧会に関する経過措置)

第十六条 新法附則第四十条第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第四項若しくは第三百二十一条の八第四項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第四十条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十一条 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年三月三十一日法律第二十七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 繊維工業構造改善臨時措置法の一部を改正する法律(平成元年法律第十九号)の施行の日からこの法律の施行の日の前日までに取得された前条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第四項に規定する機械設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

附 則 (平成六年四月二十九日法律第三十一号) 抄

1 この法律は、平成六年四月三十日から施行する。

附 則 (平成六年六月二十四日法律第四十二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年六月二十九日法律第四十四号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年六月二十九日法律第四十九号) 抄

1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。

附 則 (平成六年六月二十九日法律第五十六号) 抄

第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第五十八条 前条の規定による改正後の地方税法(以下この条において「改正後の法」という。))第七十二条の十四第一項及び第七十二条の十七第一項の規定は、施行日以後に行われる改正後の法第七十二条の十四第一項に規定する療養の給付及び老人保健法の規定に基づく医療について適用し、施行日前に行われた前条の規定による改正前の地方税法第七十二条の十四第一項に規定する療養の給付及び老人保健法の規定に基づく医療については、なお従前の例による。

2 改正後の法第七百三条の四の規定は、平成七年度以後の年度分までの国民健康保険税について適用し、平成六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (検討)

第六十六条 医療保険各法による医療保険制度及び老人保健法による老人保健制度については、

この法律の施行後三年を目途として、これらの制度の目的を踏まえ、この法律の施行後におけるこれらの制度の実施状況、国民医療費の動向、社会経済情勢の推移等を勘案し、入院時食事療養費に係る患者負担の在り方を含め、給付及び費用負担の在り方等に関して検討が加えられるべきものとする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年六月二十九日法律第五十七号) 抄

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年六月二十九日法律第六十八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年六月二十九日法律第七十一号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成六年十一月二十五日法律第一〇六号) 抄

第一条 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律(平成六年法律第二号)の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

附 則 (平成六年二月二日法律第一一号) 抄

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第五十条の四、第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに第二条及び第四条の規定並びに次条第三項並びに附則第九条、第十条第三項及び第十二条の規定並びに附則第十九条の規定(地方交付税法附則第四条の改正規定に限る。)

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第七号及び第八号、第三十二条第四項第一号、第二

百九十二条第一項第七号及び第八号並びに第三百十三条第四項第一号の改正規定並びに次条第四項並びに附則第八号及び第十号第四項の規定、平成八年四月一日

三 第一条中地方消費税に関する改正規定及び第三条の規定並びに附則第三条から第七号まで及び第十三条から第十六号までの規定、附則第十七条の規定（地方財政法第四号の三第一項及び第五号第一項第五号の改正規定に限る。）、附則第十八条の規定、附則第十九条の規定（地方交付税法附則第四条の改正規定を除く。）並びに附則第二十号から第三十三号までの規定、平成九年四月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条第一項第十号の二の規定の適用については、平成七年度分の個人の道府県民税に限り、同号中「七十六万円」とあるのは「七十万円」と、同号イ（一）中「十万円」とあるのは「五万円」と、同号イ（二）中「十万円」とあるのは「五万円」と、「三十三万円」とあるのは「三十万円」と、同号ロ（一）中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、同号ロ（二）中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三十八万円から」とあるのは「三十二万円から」と、同号ロ（三）中「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三万円」とあるのは「五万円」とする。

3 新法第五十条の四及び別表第一の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第二十三条第一項第七号及び第八号並びに第三十二条第四項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置等）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法第二章第三節及び附則第九条の四から第九号の十六までの規定は、平成九年四月一日（以下附則第六号までにおいて「適用日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十六年法律第八十号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。附則第五条及び第六条において同じ。）及び適用日以後に保税地域から引き取られる課税貨物（同項第十一号に規定する課税貨物をいう。附則第五条及び第六条において同じ。）に係る地方消費税について適用する。

第四条 新法第七十二条の八十七（新法附則第九条の五後段及び第九号の六第一項後段において読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が適用日以後に開始する場合について適用する。

第五条 新法第七十二条の八十七の事業者は、消費税法第四十三条第一項の規定が適用される場合に限る。同項第四号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、新法第七十二条の八十七の規定による申告書に係る同項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなし、次条第一項の規定を適用して算出した金額を当該中間申告対象期間に係る新法第七十二条の八十七各項の規定に規定する消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額として、当該申告書を提出することができる。

2 前項の経過措置対象課税資産の譲渡等とは、所得税法及び消費税法の一部を改正する法律（平成六年法律第九号。以下この条及び次条において「所得税法等改正法」という。）附則第七条、第十号から第十四号まで、第二十二号又は第二十四条の規定により、所得税法等改正法第三条の規定による改正前の消費税法（次条において「旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等をいう。

3 第一項の経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。

一 適用日前に事業者が行った課税仕入れ（消費税法第二条第一項第十二号に規定する課税仕入れをいう。以下この項及び次条第一項第二号において同じ。）

二 適用日前に事業者が保税地域から引き取った課税貨物

三 所得税法等改正法附則第十条第七項（所得税法等改正法附則第十三条第三項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける課税仕入れ

四 所得税法等改正法附則第十八条又は第十九条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等

五 前各号に掲げるもののほか、所得税法等改正法附則の規定の適用を受ける課税仕入れ等で政令で定めるもの

第六条 新法第七十二条の八十八第一項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間（新法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間をいう。以下この条において同じ。）に係る新法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して残額があるときは、当該残額を当該課税期間に係る新法第七十二条の八十八第一項に規定する消費税額として同項の規定を適用する。

一 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等（前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額の合計額

二 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ又は当該課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等を除く。）につき、消費税法第三章の規定を適用した場合に同章の規定により当該課税期間の同法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからハまでに掲げる消費税額の合計額（当該課税期間が適用日前に開始する場合で、所得税法等改正法附則第二十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費税法第四十条の規定の適用があると

きは、当該合計額と同条の規定を適用して算出される同条第一項に規定する限界控除税額に相当する消費税額を十二で除し、これに適用日から当該課税期間の末日までの月数（当該月数に一月未満の端数を生じたときは、これを一月とする。）を乗じて計算した金額と（合計額）

2 新法第七十二条の八十八第一項の事業者が、適用日以後に終了する課税期間に係る同項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該事業者を新法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者と、当該控除しきれなかった金額を同項に規定する不足額とみなして、同項の規定を適用する。

3 新法第七十二条の八十八第二項の事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が、適用日以後に終了する課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかった金額があるときは、当該事業者を新法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者と、当該控除しきれなかった金額を同項に規定する不足額とみなして、同項の規定を適用する。

4 新法第七十二条の八十八第二項の事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が、適用日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して残額があるときは、当該事業者を新法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額」とある

れを一月とする。）を乗じて計算した金額と（合計額）

るのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第百十一号）附則第六条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額」とする。

5 新法第七十二条の八十八第二項の事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税の申告書を提出しようとする者に限る。）が、適用日以後に終了する課税期間に係る新法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、第一項第二号に掲げる金額を当該課税期間に係る新法七十二の八十八第二項に規定する不足額として同項の規定を適用する。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における新法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第七条 新法附則第九条の六第三項前段の規定により国から払込みを受けた道府県が同項後段の規定により他の道府県に支払うべき金額は、当分の間、当該道府県が当該他の道府県から支払を受けるべき金額と同額とみなす。

第八条 新法第二章第三節第三款及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定により国が地方消費税の貨物割及び譲渡割の賦課徴収等を消費税の賦課徴収等と併せて行うことに伴い、平成八年度において必要となる電子計算機による情報処理システムの整備その他の準備に要する経費で政令で定めるものについては、政令で定めるところにより、道府県が負担する。

第九条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、地方消費税に係る延滞金、滞納処分その他新法第二章第三節の規定に關し必要な事項は、別に法律で定める。

（市町村民税に關する経過措置）

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に關する部分は、平成七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の二第一項第十号の二の規定の適用については、平成七年度分の個人の市町村民税に限り、同号中「七十六万円」とある

のは「七十万円」と、同号イ（一）中「十万円」とあるのは「五万円」と、同号イ（二）中「十万円」とあるのは「五万円」と、「三十三万円」とあるのは「三十万円」と、同号ロ（一）中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、同号ロ（二）中「四十五万円」とあるのは「四十万円」と、「七十五万円」とあるのは「六十万円」と、「三十八万円から」とあるのは「三十二万円から」と、同号ロ（三）中「七十五万円」とあるのは「六十五万円」と、「三万円」とあるのは「五万円」とする。

3 新法第三百二十八條の三及び別表第二の規定は、平成七年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第三百二十八條に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第二百九十二條第一項第七号及び第八号並びに第三百十三條第四項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置その他必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第十二条 地方消費税の税率については、社会福祉等に要する費用の財源を確保する観点、地方の財政改革の推進状況、非課税等特別措置等に係る課税の適正化の状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成八年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

（消費譲与税法の廃止）

第十三条 消費譲与税法（昭和六十三年法律第百十一号）は、廃止する。

（消費譲与税法の廃止に伴う経過措置）

第十四条 平成九年三月から同年五月までの間の収納に係る平成八年度の消費税の収入額の五分の一に相当する額は、廃止前の消費譲与税に相当する額として、廃止前の消費譲与税法第三条、第六条、第八条及び第九条の規定の例により、平成九年七月に譲与するものとする。

2 前項に定めるもののほか、各都道府県及び市町村に対して譲与すべき額の計算における端数

金額の処理その他同項の規定の適用に關し必要な事項は、自治省令で定める。

附則（平成六年二月二十六日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年七月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十六条 法人の事業税の課税標準の算定に当たつての旧原爆医療法の規定に基づく医療の給付につき支払を受けた金額の益金の額への算入及び当該給付に係る経費の損金の額への算入については、なお従前の例による。

2 個人の事業税の課税標準の算定に当たつての前項の医療の給付につき支払を受けた金額の総収入金額への算入及び当該給付に係る経費の必要な経費への算入については、なお従前の例による。

附則（平成七年二月二〇日法律第九号）

この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月二三日法律第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三百四十九條の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの改正規定、附則第五條の改正規定、附則第三十四條第一項の改正規定（「第三項第三号」を「第四項第三号」に改める部分を除く）、同条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分を除く）、同条第四項の改正規定（「第三百十四條の二の規定」との下に、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、「八十万円」とあるのは「二百二十万円」とを加える部分に限る）、附則第三十四條の二第一項及び第二項の改正規定、同条第四項の改正規定（第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」を「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」に改める部分を除く）、附則第三十四條の三第一項の改正規定（「額は」との下に、「同条第一項各号の規定にかかわらず」を加える部分に限る）、同条第三項の改正規定（「附則第三十四條第五項」に改める部分に限る）、附則第三十五條第一項第一号の改正規定（「附則第三十四條第三項第三号」を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分に限る）、同条第四項第三号に改める部分に限る）、同条第五項第一号の改正規定（「附則第三十四條第三項第三号」を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分に限る）、同条第六項第二号に改める部分を除く）並びに附則第十三條第三項の規定 平成九年四月一日

二 第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」を「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」に改める部分を除く）、附則第三十四條の三第一項の改正規定（「額は」との下に、「同条第一項各号の規定にかかわらず」を加える部分に限る）、同条第三項の改正規定（「附則第三十四條第五項」に改める部分に限る）、同条第四項第三号に改める部分に限る）、同条第五項第一号の改正規定（「附則第三十四條第三項第三号」を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分に限る）、同条第六項第二号に改める部分を除く）並びに附則第十三條第三項の規定 平成九年四月一日

三 第五十三條第三項及び第三百二十一条の八第三項の改正規定（これらの規定の改正規定中「（同条第十六項において準用する場合を含む）」を削る部分を除く） 中小企業の創造的事業活動の促進に關する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の施行の日

四 附則第八條第一項及び第二項の改正規定（これらの規定の改正規定中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改

分を除く）、附則第三十五條第一項第一号の改正規定（「附則第三十四條第三項第三号」を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分を除く）、同項第二号の改正規定並びに同条第四項の改正規定（第三十一條第五項第二号を「第三十一條第六項第二号」に改める部分に限る）並びに附則第六條第四項及び第五項、第十二條第二項及び第三項、第十三條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第十四條の規定 平成八年四月一日

二 附則第三十四條第一項の改正規定（「第三項第三号」を「第四項第三号」に改める部分に限る）、同項の次に一項を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分に限る）、同条第四項の改正規定（「第三百十四條の二の規定」との下に、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、「八十万円」とあるのは「二百二十万円」とを加える部分を除く）、同条に二項を加える改正規定、附則第三十四條の二第四項の改正規定（「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」を「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」に改める部分に限る）、附則第三十四條の三第一項の改正規定（「額は」との下に、「同条第一項各号の規定にかかわらず」を加える部分を除く）、同条第三項の改正規定（「附則第三十四條第五項」に改める部分に限る）、同条第四項第三号に改める部分に限る）、同条第五項第一号の改正規定（「附則第三十四條第三項第三号」を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分に限る）、同条第六項第二号に改める部分を除く）並びに附則第十三條第三項の規定 平成九年四月一日

三 第五十三條第三項及び第三百二十一条の八第三項の改正規定（これらの規定の改正規定中「（同条第十六項において準用する場合を含む）」を削る部分を除く） 中小企業の創造的事業活動の促進に關する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の施行の日

四 附則第八條第一項及び第二項の改正規定（これらの規定の改正規定中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改

分を除く）、附則第三十五條第一項第一号の改正規定（「附則第三十四條第三項第三号」を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分を除く）、同項第二号の改正規定並びに同条第四項の改正規定（第三十一條第五項第二号を「第三十一條第六項第二号」に改める部分に限る）並びに附則第六條第四項及び第五項、第十二條第二項及び第三項、第十三條第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第十四條の規定 平成八年四月一日

二 附則第三十四條第一項の改正規定（「第三項第三号」を「第四項第三号」に改める部分に限る）、同項の次に一項を加える改正規定、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（同項を同条第四項とする部分に限る）、同条第四項の改正規定（「第三百十四條の二の規定」との下に、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」と、「八十万円」とあるのは「二百二十万円」とを加える部分を除く）、同条に二項を加える改正規定、附則第三十四條の二第四項の改正規定（「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第四項において準用する同条第一項」を「第二項中「前条第一項」とあるのは「前条第五項において準用する同条第一項」に改める部分に限る）、附則第三十四條の三第一項の改正規定（「額は」との下に、「同条第一項各号の規定にかかわらず」を加える部分を除く）、同条第三項の改正規定（「附則第三十四條第五項」に改める部分に限る）、同条第四項第三号に改める部分に限る）、同条第五項第一号の改正規定（「附則第三十四條第三項第三号」を「附則第三十四條第四項第三号」に改める部分に限る）、同条第六項第二号に改める部分を除く）並びに附則第十三條第三項の規定 平成九年四月一日

三 第五十三條第三項及び第三百二十一条の八第三項の改正規定（これらの規定の改正規定中「（同条第十六項において準用する場合を含む）」を削る部分を除く） 中小企業の創造的事業活動の促進に關する臨時措置法（平成七年法律第四十七号）の施行の日

四 附則第八條第一項及び第二項の改正規定（これらの規定の改正規定中「平成七年三月三十一日」を「平成九年三月三十一日」に改

める部分を除く。）特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法（平成七年法律第六十一号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十三条第一項第十四号ホの規定は、平成七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の九第一項に規定する預入等をする同項に規定する預貯金等について適用する。（事業税に関する経過措置）

第三条 新法附則第九条第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二条の規定は、平成七年一月一日以後の同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

3 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十二条の規定は、平成七年一月一日に行われた同条第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地（次項において「農地等」という。）の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「租税特別措置法」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法（以下この条において「改正前の租税特別措置法」という。）と、同条第二項及び第三項中「租税特別措置法」とあるのは「改正前の租税特別措置法」とする。

4 前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二条第一項の規定の適用を受ける同項に規定する受贈者が施行日から平成十

四年三月三十一日までの間で、かつ、農地等の贈与者の死亡の日前に農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）第三条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項に規定する農業生産法人で政令で定めるものに對し当該農地等につき政令で定めるところにより使用貸借による権利の設定をした場合における当該受贈者の当該農地等の取得に対して課する不動産取得税については、前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二条第一項に定めるもののほか、租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第三項から第五項までの規定の例によつてその徴収を猶予するものとする。

5 前項の規定により不動産取得税の徴収の猶予をする場合における第三項の規定によりなお効力を有することとされる旧法附則第十二条第二項から第四項までの規定の適用については、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号。以下この条において「平成七年改正法」という。）附則第四条第四項」と、同条第三項中「第一項の規定による」とあるのは「第三項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定による」と、「同項」とあるのは「第一項」と、「同条第六項」とあるのは「同条第六項又は平成七年改正法附則第四条第四項の規定によりその例によるものとされる租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第三十六条第五項」と、「同条第十二項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第七十条の四第四項」と、「同条第十二項」と、「同条第四項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第七十条の四第四項」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は平成七年改正法附則第四条第四項」とする。

6 前二項の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第七号）附則第四条第六項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十二条第一項又は地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成三年法律第七号）附則第四条第二項の規定の適用を受けている者について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 旧法附則第十二条の三第一項に規定する電気を動力源とする自動車又は専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に対して課する平成六年度分の自動車税並びに施行日前に取得された同項に規定するメタノール自動車に対して課する同年度分及び平成七年度分の自動車税については、なお従前の例による。（固定資産税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成六年一月二日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第十五号に規定する流筏路の用に供する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第二十五項の規定は、平成六年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成六年一月一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第二十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九条の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定は、これらの規定に規定する固定資産（平成七年一月一日までに取得された家屋及び償却資産を除く。）に対して課する平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 旧法第三百四十九条の三第二十七項及び第三十項から第三十三項までの規定は、平成七年一月一日までに取得されたこれらの規定に規定する固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第二十七項中「生物系特定産業技術研究推進機構」とあるのは、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」とする。

6 昭和六十四年一月二日から平成六年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五条第二十

七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成二年一月二日から平成六年一月一日までの間に新築された旧法附則第十六条第五項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 旧法附則第三十九条第一項に規定する承認計画の公表の日から平成七年三月三十一日までの間に同項に規定する指定事業者の事業の用に供された同条第四項に規定する家屋及び土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第七条 平成七年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地（新法附則第十七条の二第三項の規定の適用を受けるものに限る。）に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五号の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七条第一項及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七条第一項中「第四百十五号第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八條第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第七条の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五号第一項（第四百十九号第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間

において、又は第四百七十七條第一項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成七年法律第四十号）附則第七條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第七條の規定により読み替えて適用される第四百七十七條第一項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第八條 旧法附則第三十條の二第一項に規定する電気を動力源とする軽自動車等に対して課する平成六年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第九條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十條 新法附則第三十二條第六項に規定する自動車取得税に課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）附則第十七條の規定による改正前の租税特別措置法第三十八條第一項若しくは租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第十五條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第十六條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第十七條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（平成七年法律第五十五号）附則第十七條の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十八條第一項若しくは租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第十八條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第十九條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第二十條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第二十一條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第二十二條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第二十三條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第二十四條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第二十五條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第二十六條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（平成七年法律第五十五号）附則第十七條の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の租税特別措置法第三十八條第一項若しくは租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第二十七條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第二十八條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第二十九條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第三十條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第三十一條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第三十二條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第三十三條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第三十四條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

（山林を現物出資した場合の所得割の納期限の特例に関する経過措置）

第三十五條 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法第四十一條の六第一項に規定する

山林所得を有する場合における平成七年度分までの個人の市町村民税の所得割の納期限については、旧法附則第三十五条の三の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「租税特別措置法第四十一条の八第一項」とあるのは「租税特別措置法の一部を改正する法律（平成七年法律第五十五号）による改正前の租税特別措置法（以下本条において「改正前の租税特別措置法」という。）第四十一条の六第一項」と、「同法第四十一条の八第一項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第四十一条の六第一項」と、同条第二項中「租税特別措置法第四十一条の八第一項」とあるのは「第四十一条の八第一項」と、「第四十一条の八第五項」とあるのは「第四十一条の八第五項」と、「第四十一条の八第六項」とあるのは「第四十一条の八第六項」と、「第四十一条の八第七項」とあるのは「第四十一条の八第七項」とあるのは「改正前の租税特別措置法第四十一条の六第七項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十九条 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第九条第三項の規定は、平成七年度分及び平成八年度分の固定資産税又は都市計画税について適用し、平成六年度分の固定資産税又は都市計画税については、なお従前の例による。

附則（平成七年三月二七日法律第四四号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年三月二七日法律第四五号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月二七日法律第四六号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成七年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附則（平成七年三月二七日法律第四七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第七條 旧融合化法第四条第一項の規定による認定を受けた同項に規定する特定組合（以下この条において「認定特定組合」という。）が、前条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧地方税法」という。）附則第三十二条の第三十項の政令で定める期間を経過する日までに同項の政令で定める施設に係る事業所用家屋（旧地方税法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税（旧地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。）については、なお従前の例による。

2 旧地方税法附則第三十二条の三の第二項に規定する事業のうち、同項の政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの認定特定組合の事業に対して課すべき事業に係る事業所税（旧地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。）のうち資産割（旧地方税法第七百一条の三十一第一項第二号に規定する資産割をいう。）の課税標準となるべき事業所床面積（同項第四号に規定する事業所床面積をいう。）の算定については、なお従前の例による。

附則（平成七年三月二七日法律第四九号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から施行する。

（固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第二条 改正後の地方税法附則第十六条の二の規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用する。

（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正後の地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第七條第七項及び第九條第三項から第五項までの規定は、平成八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（平成七年三月二七日法律第五十三号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成七年四月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第二条の規定による改正後の地方税法第七百三条の四第十七項の規定は、平成七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年三月二七日法律第六一号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年四月二二日法律第七一号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成八年四月一日から施行する。

附則（平成七年四月二二日法律第七二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年四月二二日法律第七五号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成七年五月八日法律第八七号）

この法律は、更生保護事業法の施行の日から施行する。

附則（平成七年五月一九日法律第九四号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成七年七月一日から施行する。

附則（平成七年六月七日法律第一〇六号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成七年七月一日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七條 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成七年十一月一日法律第二二八号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成八年三月三十一日法律第二二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三百四十九条の三第二十一項の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第七百二条第二項の改正規定、同法附則第三十三条の三第二項及び第三項、附則第三十三条の四第三項並びに附則第三十四条の改正規定、同法附則第三十四条の二第一項の改正規定（「同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を削る部分に限る）、同条第四項の改正規定（「前条第五項」を「前条第四項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第三十四条の三第一項及び第三項並びに附則第三十五条の改正規定

並びに附則第六条第五項、第十一条第二項及び第十二条第一項の規定 平成九年四月一日

二 第一条中地方税法附則第三十四条の二の改正規定（同条第一項の改正規定中「同条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。」を削る部分及び同条第四項の改正規定中「前条第五項」を「前条第四項」に改める部分を除く。）及び附則第十二条第二項の規定 平成十年四月一日

三 第一条中地方税法第三百四十九条の第三項の改正規定及び附則第六条第四項の規定 海上運送法の一部を改正する法律（平成八年法律第九十九号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 附則第十二条に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二条の第十四第一項（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第六十三条の二第五項の規定に関する部分に限る。）の規定は、法人の平成八年一月一日前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律（平成八年法律第十七号）による改正前の租税特別措置法第六十三条の二第一項に規定する超短期所有に係る土地の譲渡等については、なおその効力を有する。

2 新法第七十二条の十七第三項第一号の規定は、平成八年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、平成八年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定は、平成八年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、

同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 次項に定めるものを除き、新法附則第十一条の五第三項の規定は、平成八年一月一日以後の新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十七の第二項、附則第十一条第二項若しくは第十四項又は附則第十一条の四第五項若しくは第七項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 平成六年四月一日から平成八年三月三十一日までの間において、地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十七号）による改正後の地方税法（以下この項において「平成十四年改正後の地方税法」という。）第七十三条の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用される若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十三項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、平成十四年改正後の地方税法第七十三条の二十七の第一項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、平成十四年改正後の地方税法附則第十一条第三項に規定する交換によつて失つた土地が失われた場合、平成十四年改正後の地方税法附則第十一条の四第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第五項に規定する交換分合によつて失つた土地が失われた場合であつて、かつ、平成八年一月一日以後に平成十四年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十一条第三項又は附則第十一条の四第三項若しくは第五項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が平成十四年改正後の地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に平成十四年改

正後の地方税法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十四年改正後の地方税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第七十三 条の 十四 第八 項	第七十三 条の 十四 第八 項	第七十三 条の 十四 第八 項	第七十三 条の 十四 第八 項
登 録 した 価格	登 録 した 価格	登 録 した 価格	登 録 した 価格
附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）

第七十三 条の 十四 第十 項	第七十三 条の 十四 第十 項	第七十三 条の 十四 第十 項	第七十三 条の 十四 第十 項
登 録 した 価格	登 録 した 価格	登 録 した 価格	登 録 した 価格
附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）	附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の三分の二（当該被収用不動産等を平成六年四月一日から同年十二月三十一日までの間に収用され又は譲渡した場合にあつては、二分の一）に相当する額を加算して得た額）

効力を有する。この場合において、平成七年一月二日から平成九年三月三十一日までの間に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「平成七年一月一日」とあるのは「平成九年三月三十一日」と、「六分の五の額」とあるのは「六分の五の額（地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第七条第十七項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十六条の第二十項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の六分の五の額）」とする。

10 平成三年一月二日から平成七年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 昭和六十二年一月二日から平成七年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成三年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和五十七年一月二日から平成八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年一月二日から平成八年三月三十一日までの間に新たに取得された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「平成七年一月一日」とあるのは「平成八年三月三十一日」と、「自治省令」とあるのは「（総務省令）」と、「三分の二の額」とあるのは「三分の二の額（地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第七条第十七項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十六条の第二十項の規定の適用を受ける償却資産にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の三分の二の額）」とする。

14 平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成三年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設され、かつ、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供された旧法附則第十五条第二十八項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成三年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成三年六月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する設備又は施設に対する同項の規定の適用については、同項中「平成七年三月三十一日」とあるのは「平成八年三月三十一日」と、「三分の二の額」とあるのは「三分の二の額（地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第七条第十七項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十六条の第二十項の規定の適用を受ける機械その他の設備にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の三分の二の額）」とする。

19 平成五年四月一日から平成七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新たに取得され、かつ、直接航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十六項に規定する航空運送事業の用に供された旧法附則第十五条第三十四項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成五年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得された同項に規定する機械その他の設備に対する同項の規定の適用については、同項中「平成七年三月三十一日」とあるのは「平成九年三月三十一日」と、「三分の二の額」とあるのは「三分の二の額（地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第七条第十七項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十六条の第二十項の規定の適用を受ける機械その他の設備にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の三分の二の額）」とする。

第三十五項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得された同項に規定する機械その他の設備に対する同項の規定の適用については、同項中「自治省令」とあるのは「（総務省令）」と、「平成七年三月三十一日」とあるのは「平成九年三月三十一日」と、「三分の二の額」とあるのは「三分の二の額（地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第七条第十七項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十六条の第二十項の規定の適用を受ける機械その他の設備にあつては、同項の規定により課税標準とされる額の三分の二の額）」とする。

第七條 平成八年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七條第一項の規定及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八條第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）附則第七条の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」と、「価格若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、

「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項（第四百三十九條第三項の場合を含む。）の縦覧期間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百七條第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成八年法律第十二号）附則第七条の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第七条の規定により読み替えて適用される第四百七條第一項」とする。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成八年度以後の年度分の土地に対して課する、特別土地保有税について適用し、平成七年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 第五項に定めるものを除き、新法の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六條第二項第一号の十八の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備の用に供する土地及び施行日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

4 新法第五百八十六條第二項第一号の十九の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備の用に供する土地及び施行日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

5 新法附則第三十一條の三第二項の規定は、平成八年一月一日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
第九條 新法附則第三十二條第三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動

車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二条第六項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項、第三項及び第六項並びに附則第十三条第二項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成八年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成八年前の年分の個人の事業及び平成八年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 第四項に定めるものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法第七百一条の三十四第四項第一号に掲げる施設に係る事業のうち、施行日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業(施行日以後に事業を開始する法人の事業を除く。)及び平成八年以前の年分の個人の事業(施行日以後に事業を開始する個人の事業を除く。)に対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二条の三第十一項に規定する施設に係る事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」とあるのは、「新事業創出促進法(平成十年法律第五十二号) 附則第九条の規定による廃止前の地

域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律」と、「七年」とあるのは「十一年」とする。

5 前項の規定の適用がある場合における地方税法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十七号) 第一条の規定による改正後の地方税法附則第三十二条の五の規定の適用については、同条の表中「又は附則第三十二条の四の規定」とあるのは「若しくは附則第三十二条の四の規定又は地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号) 附則第十條第四項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十二条の三第十一項の規定」と、

若しくは附則第三十二条の四の規定又は地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号) 附則第十條第四項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十二条の三第十一項の規定」と、
二 又は附則第三十二条の四の一とあるのは「一 若しくは附則第三十二条の四の規定又は地方税法等の一部を改正する法律(平成八年法律第十二号) 附則第十條第四項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十二条の三第十一項の規定」とする。

6 旧法附則第三十二条の三の二第七項に規定する事業のうち、同項に規定する進出実施期間終了日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び同項に規定する進出実施期間終了日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成八年度以後の年度分までの都市計画税について適用し、平成七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二条第二項の規定(新法第三百四十九条の三第三十七項の規定に関する部分に限る。)は、平成九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和六十一年一月二日から平成七年一月一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する倉庫等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成三年一月二日から平成九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第九項

に規定する家屋に対して課する都市計画税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成七年一月二日から平成九年三月三十一日までの間に取得された同項に規定する家屋に対する同項の規定の適用については、同項中「平成七年一月一日」とあるのは、「平成九年三月三十一日」とする。

5 平成五年四月一日から平成八年三月三十一日までの間に新たに取得され、かつ、直接航空法第二条第十六項に規定する航空運送事業の用に供された旧法附則第十五条第三十四項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例等に関する経過措置)

第十二條 新法附則第三十四条の規定は、所得割の納税義務者が平成八年一月一日以後に行う租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) による改正後の租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った租税特別措置法の一部を改正する法律(平成八年法律第十七号) による改正前の租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成九年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日前に行った旧法附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

(民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に関する経過措置)

第十三條 昭和六十一年五月三十日から平成八年三月三十一日までの間に取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八条第五項に規定する家屋の敷地である土地(同項に規定する認定事業者が当該期間内に取得したも

のに限る。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十八条第十二項に規定する事業で民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号) 第二条第一項第四号ロ、第五号ハ及びニ、第六号ニ及びホ並びに第九号に掲げる施設に係るもののうち当該施設に係る事業所等(新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。)が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(地方税法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十四條 昭和四十年一月二日から昭和四十九年一月一日までの間において就航した第二条の規定による改正前の地方税法の一部を改正する法律附則第七條第十三項に規定する航空機に対して課する平成七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十五條 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(農用地開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十九條 前条の規定による改正後の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項の規定は、施行日以後の同項に規定する農業用施設の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の前条の規定による改正前の農用地開発公団法の一部を改正する法律附則第十三条第九項に規定する農業用施設の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

附則 (平成九年三月二十八日法律第九
号)抄

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第五十条の四、第三百十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに次条第二項及び附則第八条第二項の規定 平成十年一月一日

二 第二条の改正規定並びに附則第七条及び第二十五条から第二十九条までの規定 平成十二年四月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2
新法第五十条の四及び別表第一の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第三条 新法第七十二条第五項の規定は、平成九年以後の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税において適用し、平成八年以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、平成九年四月一日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第一項の規定は、施行日前に住宅の建築（新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。以下この項において同じ。）をした者が、施行日以後、当該住宅の建築後一年以内にその住宅と一構となるべき住宅を新築し、又はその住宅に増築した場合において、同条第二項の規定により前後の住宅の建築をもって一戸の住宅の建築とみなされるときにおける当該住宅の取得に対して課する不動産取得税について適用する。

3 新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定は、平成九年一月一日以後の不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 次項に定めるものを除き、新法附則第十一条の五第三項の規定は、平成九年一月一日以後の

の第三項の規定は平成九年一月一日以後の新法第七十三条の第十四項、第十項若しくは第十一項、第七十三条の第二項、附則第十一條第二項若しくは第十四項又は附則第十一條の第四第五項若しくは第七項の規定する不動産の取得又は土地の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 平成八年四月一日から同年十二月三十一日まで
の間に、地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十七号）による改正後の
地方税法（以下この項において「平成十四年改正
後の地方税法」という。）第七十三條の十四、
第八項に規定する被収用不動産等を収用され若
しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従
前の不動産について受けた同項各号に掲げる清
算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日
がある場合、同条第十三項に規定する交換分合
によって失つた土地に係る交換分合計画の公告
があつた場合、平成十四年改正後の地方税法附

則第十一条第三項に規定する交換によつて土地が失われた場合、平成十四年改正後の地方税法附則第十一条の四第三項第一号に規定する入会権、林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用権、野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第五項に規定する交換分合によつて土地が失われた場合であつて、かつ、平成九年一月一日以後に平成十四年改正後の地方税法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十三項、附則第十一条第三項又は附則第十一条の四第三項若しくは第五項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が平成十四年改正後の地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格）中に平成十四年改正後の地方税法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十四年改正後の地方税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとす。

項 第 十 条 十 第 十 四 の 三 七		項 第 十 条 十 第 八 四 の 三 七	
格 価 た れ さ 録 登	格 価 た し 定 決	格 価 た れ さ 録 登	格 価 た し 定 決
登録された価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額)	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）

[illegible]

- 一項に規定するその他の利用行為をいう。以下この条において同じ。）に対して課する特別地方消費税については、なお従前の例による。
- 道府県知事は、条例の定めるところにより、特別地方消費税の特別徴収義務者が第二条の規定の施行の日の前日において交付を受けている同条の規定による改正前の地方税法第百二十条第二項の証票を返納させるものとする。
- 第二条の規定による改正前の地方税法第百二十九条の規定は、第二条の規定の施行の日前における遊興、飲食及び宿泊並びにその他の利用行為の状況等を記載した帳簿及び書類又はこれらの事項を記録した第二条の規定による改正前の地方税法第百二十九条第一項に規定する電磁的記録若しくは電子計算機出力マイクロフィルム の保存については、なおその効力を有する。

（市町村民税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十八条の三及び別表第二の規定は、平成十年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る所得割については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成九年一月二日前に設置された第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三百四十八条第二項第六号の二に規定する土壌、簡易土堤及び防爆壁、障壁その他の構築物並びに流出油等防止堤に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法附則第十五条第五項第六号の規定は、平成九年四月一日以後に新設された同号に規定する施設に対して課する平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新法附則第十五条第六項の規定中地下水の水質を浄化するための償却資産に関する部分は、

- 平成八年一月二日以後に新設された当該償却資産に対して課する平成九年度分の固定資産税について適用する。
- 平成八年一月二日から平成九年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五条第七項に規定する障壁その他の構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 昭和六十一年度から平成八年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなった旧法附則第十五条第十項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 平成三年一月二日（旧法附則第十五条第十一項に規定する特定届出駐車場にあつては、平成三年十一月一日）から平成九年一月一日までの間に建設され、又は設置された同項に規定する特定都市計画駐車場又は特定届出駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 平成七年七月一日から平成九年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 平成七年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された同項に規定する機械その他の設備に対する同項の規定の適用については、同項中「規定する特定物質」とあるのは「規定する特定物質（以下本項において「特定物質」という。）と、「代替する物質」とあるのは「代替する物質（同議定書附属書CのグループIに属する特定物質を除く。）」と、「第三百四十九条の三第一項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）による改正後の地方税法第三百四十九条の三第一項又は第三十七項」と、「平成七年四月一日から平成九年三月三十一日まで」とあるのは「平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日まで」と、「四分の三」とあるのは「五分の四」とする。
- 平成八年四月一日から平成九年三月三十一日までの間に新たに取得され、かつ、直接、航空

間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百七十七条第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）附則第十一条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第十一条の規定により読み替えて適用される第四百七十七条第一項」とする。

第十二条 平成九年度分の固定資産税又は都市計画法に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税又は市町村税（市町村が、行営第三）

第十條 この法律の施行の際現に在職する固定資産評価審査委員会の委員は、新法第四百二十三条第三項の規定により当該市町村の住民又は市

間の初日からその末日後十日までの間において、又は第四百十七條第一項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）附則第十一條の規定による附則第二十八條第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第十一條の規定により読み替えて適用される第四百十七條第一項」とする。

2 この法律の施行の際現に在職する固定資産評価審査委員会の委員の任期は、なお従前の例による。

て、又は第四百七条第一項とあるのは、「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）附則第十一条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知を受けた日又は同法附則第十一条の規定により読み替えて適用される第四百七十七条第一項」とする。

第十二条 平成九年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、宅地等に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限まで、新法附則第八十一条の規定する宅地等に

第十一條 平成九年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八條第一項、第十八條の二、第十九條第一項又は第十九條の四の規定の適用を受け、その土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八條第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四十五條の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代へることができる。この場合において、

調整固定資産税額 新法附則第十八条の二に規定する商業地等調整固定資産税額又は新法附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額の算定ができない場合には、当該宅地等について旧法附則第十八条第一項又は第二十五条第一項の規定の例により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

て、当該土地の新法附則第二十八条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項の規定及び新法第四百三十二條第一項の規定の適用については、新法附則第二十二條第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百十七條第一項中「第四百十五條第一項の規定によつて固定資産課税台帳を縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）附則第二十一条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該

2 市村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等に係る平成九年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条においては「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該宅地等に係る平成九年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

若しくは同項の比準課税標準額」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額」と、新法第四百三十二条第一項中「第四百十五條第一項第四百三十二條第一項中「第四百十五條第一項第四百三十二條第三項の場合を含む）」の縦覧期

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をなし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等については旧法附則第十八条第一項又は第二十五条第一項の規定の例により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合に於いてはその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

（市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置）

第十三条 平成八年度分の固定資産税について地

方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号）以下「平成五年改正法」という。）附

則第九条第三項の規定により読み替えて適用さ

れる旧法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受けた平成五年改正法による改正前の地方税

法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区

域農地（以下この条において「平成五年改正法

附具適用市街化区域農地」といふことに係る平成九年度分の固定資産税に限り、新法附則第十

七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同

号イの規定にかかわらず、旧法附則第十九条の四第一項に規定する平成八年度分の固定資産税

の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分

の固定資産税額の算定について平成五年改正法

附見第九條第二項の規定においてなす効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年

改正法による改正前の地方税法附則第十九条の

三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものにあつては、当該額

を同年度に係る同項の表の下欄に掲げる率で除

して得た額とし、当該土地が同年度分の固定資産税として課税されることとなる。

第十五条から第十五条の三までの規定の適用を

受ける土地であるときは当該除して得た額をこ

これらの規定に定める率で除して得た額とする。）とする。

平成五年改正法附則適用市街化区域農地に係

る平成九年度分の都市計画税に限り、新法附則

第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号ロの規定にかかわらず、旧法附則第二十七条の二第一項に規定する平成八年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の都市計画税額の算定について平成五年改正法附則第九条第二項の規定においてなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正法による改正前の地方税法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる同法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものにあつては、当該額を同年度に係る同項の表の下欄に掲げる率で除して得た額とし、当該土地が同年度分の固定資産税について旧法第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）又は附則第十五条から第十五条の三までの規定の適用を受ける土地であるときは当該除して得た額をこれらの規定に定める率で除して得た額とする。）とする。

平成五年改正法律附則適用市街化区域農地に対する新法附則第二十七条の三の規定の適用については、同条第一項第一号イ中「同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし」とあるのは「同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額（当該土地が同年度分の都市計画税額の算定について地方税法等の一部を改正する法律（平成五年法律第四号。以下「平成五年改正法」という。）附則第九条第二項の規定においてなすお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正法による改正前の地方税法附則第二十七条の規定によりその例によることとされる同法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けるものにあつては、当該額を同年度に係る同項の表の下欄に掲げる率で除して得た額）とし」とする。

第十四条 平成八年度に係る賦課期日において所

在する旧法附則第十九条の二第一項に規定する

市街化区域農地（以下「市街化区域農地」という。）で同年度分の固定資産税について旧法附

則第十九条の三第一項ただし書（同条第三項に

（同条第二項の規定により同手度において準用する場合を含む。）の規定の適用を

係る賦課期日に市街化区域農地として所在した

ものとみなされた土地又は同条第三項において

準用する同条第二項の規定により市街化区域として
定年度に係る試課期日に市街化区域農地として

知生居之與計其

所在したものとみなされた土地で同年度分の固定資産税について同条第一項ただし書の規定の適用を受けたものを含む。以下この条及び次条において「平成八年度軽減適用市街化区域農地」という。であつて同年度分の固定資産税について旧法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受けないものに係る平成九年度から平成十一年度までの各年度のうちに新たに新法附則第十九条の四第一項の規定の適用を受けることとなる年度分の固定資産税に限り、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号の規定にかかわらず、当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が平成八年度分の固定資産税について旧法附則第十七条の二第一項又は第三項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第一項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率（同条第三項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値）を乗じて得た額（以下この項において「平成八年度固定資産税特例適用後価格」という。）を超える場合にあつては、平成八年度固定資産税特例適用後価格）に平成九年度においては旧法附則第十九条の三第一項本文に定める率を、平成十年度又は平成十一年度においては新法附則第二十七条の規定により読み替えられた新法附則第二十七条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とする。

分に応じ当該各号に定める率（同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値）を乗じて得た額（以下この項において「平成八年度都市計画税特例適用後価格」という。）を超える場合にあつては、平成八年度都市計画税特例適用後価格）に平成九年度においては旧法附則第二十七条の規定により読み替えられた旧法附則第十九条の三第一項本文に定める率を、平成十年度又は平成十一年度においては新法附則第二十七条の規定により読み替えられた新法附則第二十七条の三第一項本文に定める率を乗じて得た額とする。

第十五条 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地に対する新法附則第二十七条の三の規定の適用については、平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税に限り、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

一 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成九年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの、新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、並びにこれらの土地以外の宅地評価土地（次号に掲げる土地を除く。）のうち当該宅地評価土地の「とあるのは「及び当該特定市街化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその」と、「当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは「その当該年度の負担水準」と、〇・五（当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあつては〇・四五とする。）とあるのは「〇・五」と、同号イ中「平成九年改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地（以下本項において「平成八年度負担調整適用土地」という。）であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成八年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について平成九年

改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成八年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を平成九年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）、第七百二十九条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは「平成九年改正前の地方税法附則第十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率（同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値）を乗じて得た額（以下本項において「平成八年度特例適用後価格」という。）を超える場合にあつては、平成八年度特例適用後価格とする」とする。

二 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成十年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの（前号に掲げる平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地を除く。）、新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、並びにこれらの土地以外の宅地評価土地（次号に掲げる土地を除く。）のうち当該宅地評価土地の「とあるのは「及び当該特定市街化区域農地以外の特定市街化区域農地のうちその」と、「当該宅地評価土地の当該年度の負担水準」とあるのは「その当該年度の負担水準」と、〇・五（当該宅地評価土地が小規模住宅用地である場合にあつては〇・五とし、当該宅地評価土地が商業地等である場合にあつては〇・四五とする。）とあるのは「〇・五」とし、同号ロ（二）中「当該土地

が同年度分の都市計画税について附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は前条第一項の規定の適用を受ける土地（以下本項において「平成九年度負担調整適用土地」という。）であるときはこれらの規定に規定する同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とし、当該平成九年度負担調整適用土地が同年度分の固定資産税について平成十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）、第三百四十九条の三の二、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第十九条の三の規定の適用を受ける土地であるときは当該平成九年度負担調整適用土地に係る同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を平成十年改正前の地方税法第三百四十九条の三（第二十三項を除く。）、第七百二十九条の三、附則第十五条から第十五条の三まで又は附則第二十七条の規定により読み替えられた附則第十九条の三第一項本文の規定に定める率で除して得た額とする」とあるのは「当該土地が平成八年度分の都市計画税について平成九年改正前の地方税法附則第二十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率（同条第四項の規定の適用を受ける土地であるときは当該率に同項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める率を乗じて得た数値）を乗じて得た額（以下本項において「平成八年度特例適用後価格」という。）を超える場合にあつては、平成八年度特例適用後価格とする」とする。

三 平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地で平成十一年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けるもの（前二号に掲げる平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地を除く。）、新法附則第二十七条の三第一項第一号中「住宅用地である宅地等のうち当該宅地等の当該年度の負担水準が〇・八以上のもの、商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が〇・六以上〇・八以下のもの及び特定市街化区域農地」とあるのは「特定市街化区域農地」と、並びにこれらの土地以外の宅地評価土地（次号に掲げる土地を除く。）のうち

2 平成八年度軽減適用市街化区域農地であつて平成八年度分の都市計画税について旧法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けないもの（次条において「平成八年度本則課税軽減適用市街化区域農地」という。）に係る平成九年度から平成十一年度までの各年度のうちに新たに新法附則第二十七条の二第一項の規定の適用を受けることとなる年度分の都市計画税に限り、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号の規定にかかわらず、当該年度の前年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格（当該土地が平成八年度分の都市計画税について旧法附則第十七条の二第二項又は第四項の規定の適用を受ける土地であり、かつ、当該価格が当該土地に係る同年度分の固定資産税の課税標準の基礎となつた価格に同年度において適用された同条第二項各号に掲げる区

5 旧法第五百八十六条第二項第二号ハに規定する障壁その他の構築物の用に供する土地（施行日の前日までに取得されたものに限る。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

は、平成九年度以後の年度分の国民健康保険税

て、請うべき新増に依る事業戸税について通月

し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又

は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

附 則（平成九年四月九日法律第三二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条の規定（前号に掲げる規定を除く。）並びに次条並びに附則第四条及び第五条の規定 平成十年四月一日

附 則（平成九年四月九日法律第三三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第四条及び第十五条並びに附則第四条、第五条、第十六条、第二十条及び第二十一条の規定は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年五月九日法律第四五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年五月九日法律第四六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第四条の規定は、平成十年四月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四条 前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）附則第三十五条の三の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が、この法律の施行の日以後に払込みにより取得をする租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第二十二号）による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十七条の十三第一項に規定する特定株式に係る新地方税法附則第三十五条の三第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する損失の金額として政令で定める金額及び同条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について適用する。

定する損失の金額として政令で定める金額及び同条第三項（同条第九項において準用する場合を含む。）に規定する特定株式に係る譲渡損失の金額について適用する。

附 則（平成九年五月九日法律第四八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年一月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第七十三条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項第十一号の四及び第十三号並びに同条第四項の規定は、平成十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第七十四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第七十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年五月九日法律第五〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の施行の日から施行する。

附 則（平成九年六月四日法律第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成九年六月一三日法律第七九号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年六月一三日法律第八三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十七条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成九年六月一八日法律第八九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 附則第二条から第二十二号まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年六月一八日法律第九一號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

（所得税法等の一部改正に伴う経過措置）

第十三条 附則第三条第一項に規定する真珠養殖調整組合及び真珠養殖調整組合並びに附則第四条第一項に規定する漁業生産調整組合に關しては、この法律の附則の規定による改正後の次に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一から三まで 略

四 地方税法

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律の施行前にした行為並びに附則第三条第一項及び第四条第一項の規定によりなお効力を有することとされる場合並びに附則第五条、第六条、第七条第一項及び第八条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成九年六月二〇日法律第一〇二號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、金融監督庁設置法（平成九年法律第一〇一號）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第六條 附則第一条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成九年二月一七日法律第一二四號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、介護保険法の施行の日から施行する。

附 則（平成一〇年一月三〇日法律第二四號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第九條 前条の規定による改正前の地方税法附則第十条第七項の規定は、協定銀行が、旧協定の定めにより旧法附則第八条第一項第一号に規定する大蔵大臣のあつせんを受けて行つた破綻信用組合（旧法附則第七条第一項に規定する破綻信用組合をいう。以下この条において同じ。）の事業の全部若しくは一部の譲受け又は旧法附則第八条第一項第二号に規定する機構の委託を受けて行つた破綻信用組合の資産の買取りによる不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、前条の規定による改正前の地方税法附則第十条第七項中「預金保険法」とあるのは「預金保険法の一部を改正する法律（平成十年法律第四号）附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の預金保険法」と、地方税法附則第三十一条の二の二第一項中「第六項」とあるのは「第六項又は預金保険法の一部を改正する法律（平成十年法律第四号）附則第九条の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第八条の規定による改正前の地方税法附則第十条第七項」とする。

附 則（平成一〇年三月二五日法律第七七號）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成一〇年三月三〇日法律第一一號）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則 (平成一〇年三月三十一日法律第二七号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二百二十九条の改正規定及び同法の本則に一章を加える改正規定(同法第七百五十六條第三項及び第四項に係る部分を除く。)並びに附則第十五条の規定及び附則第三十条の規定(地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律(平成九年法律第九号)附則第七条第三項の改正規定に限る。)公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第一条中地方税法第三十四条及び第三百十四條の二の改正規定、同法附則第四条に一項を加える改正規定、同法附則第三十三條の三の改正規定、同法附則第三十四條、第三十四條の二、第三十四條の三及び第三十五條の改正規定並びに同法附則第三十五條の五第二項を削る改正規定並びに次条第二項、附則第五條第二項、第十四條及び第十六條の規定 平成十一年四月一日

三 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第十六號の改正規定(同項第二號)を「同項第三號」に改める部分及び「、地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律(昭和六十三年法律第三十二号)第七條第一項第一號に規定する業務(政令で定めるものに限る。)」の用に供する不動産」を削る部分を除く。)、同法第七十三條の六第三項の改正規定、同法第五百八十六條第二項第一號の二十の次に五号を加える改正規定(同項第一號の二十三から第一號の二十五までに係る部分に限る。)、同法附則第十一條第八項及び第十五條第十一項の改正規定、同法附則第三十一條の三第九項を同条第十項とし、同条第八項の次に一項を加える改正規定並びに同法附則第三十二條の四を同法附則第三十二條の十一とし、同条の前に七条を加える改正規定(同条第四十七項に係る部分に

定(同法附則第三十二條の四第十八項及び第十九項並びに同法附則第三十二條の九第六項に係る部分に限る。)) 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律(平成十年法律第九十二号)の施行の日

四 第一条中地方税法第七十三條の十四第六項の改正規定 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法(平成十年法律第五十九号)の施行の日

五 第一条中地方税法第五十三條第三項の改正規定(「第四十二條の八第六項」の下に「、第四十二條の十第五項」を加える部分に限る。)、同法第三百二十一條の八第三項の改正規定(「第四十二條の八第六項」の下に「、第四十二條の十第五項」を加える部分に限る。)、同法第五百八十六條第二項第一號の十の改正規定及び同項第一號の二十の次に五号を加える改正規定(同項第一號の二十一及び第一號の二十二に係る部分に限る。))並びに同法附則第三十二條の四を同法附則第三十二條の十一とし、同条の前に七条を加える改正規定(同法附則第三十二條の四第五項、第十六項及び第十七項並びに同法附則第三十二條の七第八項及び第九項に係る部分に限る。))並びに附則第九條第三項、第五項及び第六項の規定 沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律(平成十年法律第二十一号)の施行の日

六 第一条中地方税法第五百八十六條第二項第二十號の四の次に一号を加える改正規定及び同法附則第三十二條の四を同法附則第三十二條の十一とし、同条の前に七条を加える改正規定(同法附則第三十二條の九第七項に係る部分に限る。)) 都市再開発法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律(平成十年法律第八十号)の施行の日

七 第一条中地方税法第七百條の二十の次に二条を加える改正規定及び附則第十一條第一項の規定 平成十年十月一日

八 第一条中地方税法の本則に一章を加える改正規定(同法第七百五十六條第三項及び第四項に係る部分に限る。)) 電子計算機を使用し作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五條に五項を加える改正規定(同条第四十七項に係る部分に

限る。)) 医療法の一部を改正する法律(平成九年法律第二百二十五号)の施行の日

(道府県民税に関する経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。))第三十五條並びに新法附則第三條の三第一項及び第二項の規定は、平成十年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

新法第三十四條並びに新法附則第三十三條の三から第三十四條の二まで、第三十四條の三及び第三十五條の規定は、平成十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)
第三条 新法第七十二條の十四第一項(租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第五十五條に関する部分に限る。))の規定は、法人の平成十年四月一日(以下「施行日」という。))以後に取得する租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法第五十五條第一項に規定する特定株式等について適用し、法人の施行日前に取得した租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十年法律第二十三号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法第五十五條第一項に規定する特定株式等については、なお従前の例による。

新法第七十二條の十七第一項の規定は、平成十年以後の年の年中における事業の所得に対して課すべき個人の事業税の課税標準である所得の算定について適用し、平成九年度以前の年の年中における事業の所得に対して課する個人の事業税の課税標準である所得の算定については、なお従前の例による。

新法第七十二條の二十二第二項第二号、第二項及び第三項並びに第七十二條の四十八第八項並びに新法附則第九條の二第二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。))について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解

散又は合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)
第四条 新法の規定(新法第七十三條の十から第七十三條の十二までの規定を除く。))中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)
第五条 新法第三百十條及び第三百十四條の三並びに新法附則第三條の三第三項及び第四項の規定は、平成十年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

新法第三百十四條の二並びに新法附則第三十三條の三から第三十四條の二まで、第三十四條の三及び第三十五條の規定は、平成十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)
第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定(新法第三百五十條、第三百五十五條から第三百五十七條まで、第三百八十七條、第三百九十二條まで、第三百八十七條、第三百九十七條及び第四百九條の規定を除く。))中固定資産税に関する部分は、平成十年年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

平成十年一月二日前に取得された第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。))第三百四十八條第二項第三十二号に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

新法第三百四十九條の三第一項の規定は、平成十年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十年一月一日までに変電所又は送電施設の用に新たに供された旧法第三百四十九條の三第一項に規定する償却資産

に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成十年一月二日前に取得された旧法第三百四十九条の第三十四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十九条の第三十五項の規定は、平成九年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成十年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成九年一月一日までに取得された旧法第三百四十九条の第三十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九条の第三十七項の規定は、平成十年一月二日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新法第三百四十九条の第三十八項の規定は、平成十年一月二日以後に変電所又は送電施設の用に新たに供された同項に規定する償却資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 旧法附則第十五条第九項に規定する固定資産のうち騒音を防止するための施設（平成九年一月一日までに取得されたものに限る。以下この項において「騒音防止施設」という。）に対して課する平成十年度分及び平成十一年度分の固定資産税については、同条第九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、騒音防止施設に係る同項の規定の適用については、同項中「平成八年度分及び平成九年度分」とあるのは「平成十年度分及び平成十一年度分」と、「三分の二」とあるのは「六分の五」とする。

9 平成三年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第十九項に規定する指定法人により取得された同項に規定する外資埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産及び平成五年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第十九項に規定する指定法人に準ずる法人により取得された同項に規定する港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十五条の七第二項に規定する特定用

途港湾施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成六年一月二日から平成十一年一月一日までの間に設置された旧法附則第十五条第二十六項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

11 平成七年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成八年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に新設され、かつ、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供された旧法附則第十五条第二十八項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成七年一月二日から平成十年三月三十一日までの間に新たに変電所又は送電施設の用に供された旧法附則第十五条第三十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新法第三百五十条第二項及び第三項の規定は、平成十年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。

（平成十一年度用途変更宅地等及び平成十一年度類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第八条 市町村は、平成十一年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の四の規定及び新法附則第二十五条の二第二項において読み替えて準用する新法附則第十八条の四の規定を適用しないことができる。この場合において、新法附則第十八条の三第三項中「附則第十八条第二項第一号又は第二号」とあるのは「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「平成九年度又は平成十年度」とあるのは「平成十一年度」と、「当該各年度の前年度」とあるのは「平成十年度」と、「当該各年度分」とあるのは「平成十一年度分」と、同条第二項中「附則第十八条第二項第二号」とあるのは「附則第十八条第二項第四号」と、「宅地等で平成十一年度」と、「も（以下本項において「平成九年度の宅地等」という。）又は同条第二項第三号に掲げる宅地等で平成十年度に係る賦課期日において前項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下本項において「平成十年度の宅地等」という。）とあるのは「もの」と、「平成九年度の宅地等」にあつては平成八年度、平成十年度の宅地等にあつては平成九年度に係る賦課期日（以下本項において「前年度に係る賦課期日」という。）とあるのは「平成十年度に係る賦課期日」と、「平成九年度の宅地等」にあつては平成九年度又は平成十年度」とあるのは「平成十一年度」と、「当該各年度分」とあるのは「平成十一年度分」と、新法附則第二十五条の二第二項中「附則第十八条の三」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十七号）附則第八条の規定により読み替えられた附則第十八条の三」と、「平成九年度分及び平成十年度分」とあるのは「平成十一年度分」と、「附則第十八条第二項第一号又は第二号」とあるのは「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「附則第十八条第二項第二号」とあるのは「附則第十八条第二項第四号」とする。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第五百九十条から第五百九十二条までの規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（第五百九十条から第五百九十二条までの規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税（旧法附則第三十一条の四第二項の規定により課する特別土地保有税を除く。）については、なお従前の例による。

3 新法第五百八十六条第二項第一号の十の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興開発特別措置法の

一部を改正する法律の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備に係る建物の敷地の用に供する土地及び同日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

4 新法第五百八十六条第二項第一号の十四の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）中宿泊施設の用に供する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に関する部分は、施行日以後に新築され、又は増築される当該家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

5 新法第五百八十六条第二項第一号の二十一の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備に係る同号に規定する建物であつて同日以後に新築され、又は増築されるものを同号に規定する事業の用に供した場合において、当該建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

6 新法第五百八十六条第二項第一号の二十二の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興開発特別措置法の一部を改正する法律の施行の日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

7 新法第六百二条、第六百三条の二から第六百三条の三まで、第六百七条第二項、第六百八条第一項第四号、第六百二十六条及び第六百二十九条第六項並びに新法附則第三十一条の二第八項（新法第六百二十六条の規定に関する部分に限る。）、第三十八条第五項（新法第六百二十六条の規定に関する部分に限る。）、及び第三十九条第九項（新法第六百二十六条の規定に関する部分に限る。）の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後に取得される土地の取得及び施行日前の土地の取得であつて新法第五百九十一条第二項第二号又は第三号の規定により平成十一年二月末日までに申告納付すべきもの（平成十年二月末日

までに申告納付した、又は申告納付すべきであつたものを除く。以下この項において「平成十一年二月末日までに申告納付すべき土地の取得」という。）に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得（平成十一年二月末日までに申告納付すべき土地の取得を除く。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

8 平成十年一月一日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税（旧法附則第三十一条の四第二項の規定により課する特別土地保有税に限る。）については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十条 新法附則第三十二条第四項及び第六項から第九項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十一条 新法第七百条の二十の二及び第七百条の二十の三の規定は、新法第七百条の十五第二項に規定する免税軽油使用者証を提示して平成十年四月一日以後に道府県知事から交付を受けた免税証による平成十年十月一日以後における免税軽油の引取り及び当該免税軽油の使用について適用する。

2 この法律の施行の際現に道府県知事から新法第七百条の十五第二項に規定する免税軽油使用者証に相当する書面として政令で定めるもの（以下この項及び次項において「免税軽油使用者証相当書面」という。）の交付を受けている者がある場合においては、新法及び前項の規定の適用については、当該免税軽油使用者証相当書面を同条第二項の規定により当該道府県知事から交付を受けた免税軽油使用者証とみなし、その者を同項の規定により当該道府県知事から免税軽油使用者証の交付を受けた者とみなす。

3 前項に定めるもののほか、同項の規定により新法第七百条の十五第二項に規定する免税軽油使用者証とみなされた免税軽油使用者証相当書面の同項に規定する免税軽油使用者証としての有効期間その他免税軽油使用者証相当書面に關し必要な事項は、政令で定める。

（事業所税に関する経過措置）

第十二条 附則第十七条第二項に定めるものを除き、新法の規定（新法第七百一条の三十七から

第七百一条の三十九までの規定を除く。）中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び附則第十七条第二項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十年以後の年の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十年前の年の個人の事業及び平成十年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定（新法第七百一条の三十七から第七百一条の三十九までの規定を除く。）中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十三条 新法第七百二条第二項の規定（新法第七百四十九条の三第三十七項の規定に関する部分に限る。）は、平成十年一月二日以後に取得された新法第三百四十九条第三十七項に規定する家屋に対して課する平成十一年度以後の年度の都市計画税について適用する。

2 平成三年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第十九項に規定する指定法人により取得された同項に規定する外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律第三条第一項第二号に規定する業務の用に供する固定資産及び平成五年四月一日から平成十年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第十九項に規定する指定法人に準ずる法人により取得された同項に規定する港湾法第五十五条の七第二項に規定する特定用途港湾施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十四条 平成十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（電子計算機を使用して作成する地方税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する経過措置）

第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から一年を経過する日までの間における新法第七百五十条第一項、第二項及び第五項第三号（これらの規定を新法第七百五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新法第七百五十条第一項及び第二項中「三月前」とあるのは「五月前」と、「六月」とあるのは「八月」と、同条第五項第三号中「三月」とあるのは「五月」とする。

2 新法第七百五十五条の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に行う取引情報（新法第七百五十五条に規定する取引情報をいう。）の授受について適用する。

（超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る道府県民税及び市町村民税の課税の特例に関する経過措置）

第十六条 所得割の納税義務者が平成十年一月一日前に行った租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十年法律第二十三号）第一条の規定による改正前の租税特別措置法第二十八条の五第一項に規定する超短期所有土地の譲渡等に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

（民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に関する経過措置）

第十七条 昭和六十一年五月三十日から平成十年三月三十一日までの間に取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八条第二項に規定する家屋で民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第二条第一項第三号又は第七号イに掲げる施設の用に供するものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十八条第八項に規定する事業で民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第二条第一項第三号イ又は第七号イ若しくはハに掲げる施設に係るもののうち当該施設に係る事業所等（新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。）が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課す

べき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二條 前条の規定による改正前の地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律附則第七條第四項から第六項までに規定する土地に係る平成九年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年四月二日法律第四二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年五月八日法律第五四号）抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、第一条中地方自治法別表第一から別表第四までの改正規定（別表第一中第八号の二を削り、第八号の三を第八号の一とし、第八号の四及び第九号の三を削り、第九号の四を第九号の三とし、第九号の五を第九号の四とする改正規定、同表第二十号の五の改正規定、別表第二第二号（十の三）の改正規定並びに別表第三第二号の改正規定を除く。）並びに附則第七條及び第九條の規定は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四條 第三条の規定による改正後の地方税法第三條の規定は、この法律の施行の日（以下

〔施行日〕という。〕以後におけるゴルフ場の利用に對して課すべきゴルフ場利用税について適用し、施行日前におけるゴルフ場の利用に對して課するゴルフ場利用税については、なお従前の例による。

2 第三条の規定による改正後の地方税法の規定中入湯税に関する部分は、施行日以後における入湯に對して課すべき入湯税について適用し、施行日前における入湯に對して課する入湯税については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等に係る製造たばこに對して課する特別区たばこ税については、なお従前の例による。

〔罰則に関する経過措置〕

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

〔政令への委任〕

第九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行のため必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年五月二〇日法律第六二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔地方税法の一部改正に伴う経過措置〕

第十七条 前条の規定による改正後の地方税法中固定資産税及び都市計画税に関する規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の四月一日の属する年度以後の年度分の固定資産税及び都市計画税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

附則（平成一〇年五月二九日法律第八〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年五月二九日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一〇年五月二九日法律第八五号）

この法律は、平成十年五月三十一日から施行する。

附則（平成一〇年六月一五日法律第一〇六号）

この法律は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の施行の日（平成十年九月一日）から施行する。ただし、第十七条中地方税法附則第五条の改正規定は、平成十一年四月一日から施行する。

附則（平成一〇年六月一五日法律第一〇七号）抄

第一条 この法律は、平成十年十二月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中証券取引法第四章の次に一章を加える改正規定（第七十九条の二十九第一項に係る部分に限る。）並びに同法第百八十九条第二項及び第四項の改正規定、第二十一条の規定、第二十二條中保険業法第二編第十章第二節第一款の改正規定（第二百六十五条の六に係る部分に限る。）、第二十三条の規定並びに第二十五条の規定並びに附則第四十条、第四十二条、第五十八条、第百三十六條、第百四十條、第百四十三條、第百四十七條、第百四十九條、第百五十八條、第百六十四條、第百八十七條（大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）第四条第七十九号の改正規定を除く。）及び第百八十八條から第百九十条までの規定 平成十年七月一日

二 第一条中証券取引法第二条第七項の改正規定（「同条第四項」を「同条第五項」に改める部分に限る。）、同法第四条第一項第三号、第五項及び第六項第一号並びに第五条第一項第二号及び第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（同項第二号の改正規定を除く。）、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第十三条第一項及び第二項、第二十一条第一項第一号並びに第二十三条の二の改正規定（「第五条第三項」を「第五条第四項」に、「五億円」を「一億円」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同法第二十三条の八第一項及び第三項の改正規定（「五億円」

を「一億円」に改める部分に限る。）、同法第二十三条の十二第二項、第二十三条の十三第一項及び第三項並びに第二十三条の十四第一項の改正規定、同法第二十四条第一項の改正規定（「その発行する」を「その会社が発行者である」に改める部分を除く。）、同条第二

項の改正規定（「の発行する」を「が発行者である」に改める部分を除く。）、同条第四項及び第六項の改正規定、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二十四条の五第一項及び第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「発行する」を「会社が発行者である」に改める部分を除く。）、同条第四項の改正規定（「の発行する」を「が発行者である」に改める部分を除く。）、同条第五項の改正規定、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第二十五条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「前条第三項」を「前条第四項」に改める部分を除く。）、同法第百九十七條第一號の改正規定、同法第百九十八條第二號の改正規定（「第二十四條の六第三項」を「第二十四條の六第四項」に改める部分を除く。）、同条第五號の改正規定、同条第六號の改正規定（「第二十四條の六第一項若しくは第二項」を「第二十四條の六第一項から第三項まで」に改める部分を除く。）、同法第二百條第一號の改正規定（「第二十四條の六第三項」を「第二十四條の六第四項」に改める部分を除く。）並びに同条第五號の改正規定（「第二十四條の六第一項」の下に「若しくは第二項」を加える部分を除く。）、第二十七條中地方税法附則第四條第一項の改正規定、同法附則第五條第一項及び第二項の改正規定（「第九條第四項各号に掲げる法人」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定並びに同法附則第三十五條の二の改正規定並びに附則第四條から第七條まで並びに附則第百四十六條第三項、第四項、第六項及び第七項の規定 平成十一年四月一日

三及び四 略

五 第二十七條中地方税法附則第五條第一項及び第二項の改正規定（「第九條第三項に規定する特定目的会社」を「第九條第四項各号に掲げる法人」に改める部分を除く。）並びに附則第百四十六條第五項の規定 平成十二年四月一日

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第百四十六條 第二十七條の規定による改正後の地方税法（次項、第三項、第六項及び第七項において「新地方税法」という。）第二十三条第一項第十四号ハの規定は、所得税法第二十四条第一項に規定する配当等で施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同号ハに規定する証券投資信託の収益の分配に係るものについて適用し、同項に規定する配当等で施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた第二十七條の規定による改正前の地方税法（第六項において「旧地方税法」という。）第二十三條第一項第十四号ハに規定する証券投資信託の収益の分配に係るものについては、なお従前の例による。

2 新地方税法第二十三条第一項第十四号二の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる新租税特別措置法第八條の三第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する公募国外証券投資信託の配当等について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧租税特別措置法第八條の三第一項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する国外証券投資信託の配当等については、なお従前の例による。

3 平成十一年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に限り、新地方税法附則第四條第一項の規定の適用については、同項中「第八條の五」とあるのは、「第八條の五及び金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第百七号）第二十六條の規定による改正前の租税特別措置法第八條の四」とする。

4 第二十七條の規定（地方税法附則第五條第一項及び第二項の改正規定（「第九條第四項各号に掲げる法人」を「第九條第四項各号に掲げる法人」に改める部分に限る。）による改正後の地方税法附則第五條第一項及び第二項の規定は、平成十一年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。）

5 第二十七條の規定（地方税法附則第五條第一項及び第二項の改正規定（「第九條第三項に規定する特定目的会社」を「第九條第四項各号に掲げる法人」に改める部分を除く。）に限る。）による改正後の地方税法附則第五條第一項及び第二項の規定は、平成十二年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。）

し、平成十一年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

6 新地方税法附則第五条第三項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる同項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する配当所得について適用し、施行日前にその設定に係る受益証券の募集が行われた旧地方税法附則第五条第三項に規定する証券投資信託に係る同項に規定する配当所得については、なお従前の例による。

7 新地方税法附則第三十五条の二第三項の規定は、施行日以後にその設定に係る受益証券の募集が行われる新租税特別措置法第三十七条の十第五項に規定する私募証券投資信託に係る同項に規定する支払われる金額について適用する。

(処分等の効力)

第百八十八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第百八十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第百九十条 附則第二条から第百四十六条まで、第百五十三条、第百六十九条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年六月一七日法律第一〇九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中国民健康保険法附則第六項及び第七項の改正規定並びに同法附則に四項を加え

る改正規定、第三条中国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第九条を附則第十条とし、附則第八条の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条から第八条まで、第二十七条及び第二十八条の規定 平成十年七月一日（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 前条の規定による改正後の地方税法附則第三十三条の二の規定は、平成十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年一〇月一六日法律第一三二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、金融再生委員会設置法（平成十年法律第百三十号）の施行の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、前払式証券の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定

律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律又は金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律（以下「旧担保附社債信託法等」という。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、前払式証券の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証券の規制等に関する法律、金融商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会社による特定

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

2 この法律の施行の際現に旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 旧担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一〇年一〇月一六日法律第一三二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年一〇月一九日法律第一三六号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年一二月一八日法律第一五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年一二月一八日法律第一五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一〇年一二月一八日法律第一五二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成十一年三月三十一日法律第一五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 目次の改正規定、第四百十一條第一項後段を削る改正規定、第四百十五條及び第四百十九條第三項の改正規定、第四百二十二條の二の次に一条を加える改正規定、第三章第二節中第六款を第七款とし、第四百二十三條及び第四百二十四條の改正規定、第四百二十八條から第四百三十三條まで、第四百三十五條及び第四百三十六條の改正規定、附則第三條の二の改正規定、同条を附則第三條の二の一とし、附則第三條の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二條第二項の改正規定並びに次条、附則第九條、第十六條及び第十八條の規定、平成十二年一月一日

- 二 第七十三條の四第一項第四号の改正規定、同号の次に七号を加える改正規定、同項第五号の改正規定、第三百四十八條第二項第十号の改正規定、同号の次に七号を加える改正規定、同項第十一号の改正規定、第五百八十六條第二項第四号の五の改正規定、附則第三十四條第一項及び第二項の改正規定、同条第五項の改正規定(第二項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の四」と、同項第二号中「百二十万円」とあるのは「二百四十万円」と、「百分の二」とあるのは「百分の五・五」とを「第二項中「百分の二」とあるのは「百分の四」」に改める部分に限る。)、附則第三十四條の二、第三十四條の三及び第三十五條の二第一項の改正規定並びに附則第四十條の改正規定(同条第二項から第四項までに係る部分に限る。)、並びに附則第三條第四項から第六項まで、第五條第二項、第七條第四項から第六項まで並びに第八條第三項及び第四項の規定、平成十二年四月一日

- 三 第五百八十六條第二項第一号の二十五の次に二号を加える改正規定(同項第一号の二十

七に係る部分に限る。)、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第十七号)の施行の日

- 四 第五百八十六條第二項第十号及び第十四号並びに第七百一条の三十四第三項第十九号の改正規定並びに同号を同項第十九号の二とし、同項第十八号の次に一号を加える改正規定並びに附則第十條第四項及び第十三條第三項の規定、中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)の施行の日

- 五 附則第十二條の二及び第三十條の二の改正規定並びに附則第六條及び第十九條の規定、平成十一年五月一日

- 六 附則第十五條第二十七項及び第二十八項の改正規定並びに附則第八條第十五項の規定、高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法(平成十一年法律第六十三号)の施行の日

- 七 附則第十五條に一項を加える改正規定、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に關する法律(平成十一年法律第百十二号)の施行の日

(延滞金及び還付加算金に関する経過措置)

- 第二条 改正後の地方税法(以下「新法」という。)、附則第三條の二及び第十二條第二項の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成十二年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

- 第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

- 2 改正前の地方税法(以下「旧法」という。)

- 附則第四條第二項の規定は、平成十一年一月一日前に行われた租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号。以下「改正前の租税特別措置法」という。)

- 第四十一條の五第三項第一号に規定する譲渡資産の同条第六項に規定する譲渡に係る新法第三十二條第二項の規定の適用については、なおその効力を有する。

- 3 新法附則第四條の二の規定は、平成十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
- 4 新法附則第三十四條第一項及び第二項、第三十四條の二、第三十四條の三並びに第四十條第三項及び第三項の規定は、平成十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
- 5 所得割の納税義務者が平成十一年四月一日(以下「施行日」という。))前に行った改正前の租税特別措置法第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等(同項に規定する株式等に係る譲渡所得等をいう。次項において同じ。))については、なお従前の例による。
- 6 所得割の納税義務者が施行日から平成十四年十二月三十一日までの間に行う改正前の租税特別措置法第三十七條の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、旧法附則第三十五條の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「同法」とあるのは、「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律(平成十一年法律第九号)」附則第十五條第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。
- 7 新法附則第八條第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。
- 8 施行日前に旧法附則第八條第一項に規定する基盤技術開発研究用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した法人の当該事業の用に供した日を含む事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

- 第四条 新法第七十二條の十八第一項及び第二項の規定は、平成十一年度分の個人の事業税から適用し、平成十年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

- 2 旧法附則第九條の二の規定は、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

(不動産取得税に関する経過措置)

- 第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 2 新法第七十三條の四第一項第四号から第五号までの規定は、平成十二年四月一日以後のこれらに規定に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧法第七十三條の四第一項第四号及び第五号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 3 新法第七十三條の二十四第二項及び附則第十條の二第三項の規定は、平成十年四月一日以後に新築された新法第七十三條の二十四第一項に規定する特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅に係る土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課すべき不動産取得税に、同日前に新築された当該特例適用住宅及び当該特例適用住宅に係る土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

- 4 旧法附則第十一條の四第十一項及び第十二項の規定は、施行日前に行われた特定事業者の事業革新の円滑化に関する臨時措置法(平成七年法律第六十一号)第五條第一項の承認(同法第六條第一項の規定による変更の承認を含む。))又は同法第八條第一項の承認(同法第九條第一項の規定による変更の承認を含む。))に係る営業の譲渡を受けた者が取得する旧法附則第十一條の四第十一項に規定する不動産に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第十二項中「附則第十一條の四第十一項」とあるのは、「地方税法の一部を改正する法律(平成十一年法律第十五号)」による改正前の地方税法附則第十一條の四第十一項」とする。

(道府県たばこ税及び市町村たばこ税に関する経過措置)

- 第六条 平成十一年五月一日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税及び市町村たばこ税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

- 第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十

一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第四条第二項の規定は、平成十一年一月一日前に行われた改正前の租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する譲渡資産の同条第六項に規定する譲渡に係る新法第三百十三条第二項の規定の適用については、なおその効力を有する。

3 新法附則第四条の二の規定は、平成十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十四条第一項、第二項及び第五項（同条第二項中「百分の二」を「百分の四」と読み替える部分に限る）、第三十四条の二、第三十四条の三並びに第四十条第二項から第四項までの規定は、平成十二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 所得割の納税義務者が施行日前に行った改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等（同項に規定する株式等に係る譲渡所得等をいう。次項において同じ。）については、なお従前の例による。

6 所得割の納税義務者が施行日から平成十四年十二月三十一日までの間に行う改正前の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡による株式等に係る譲渡所得等については、旧法附則第三十五条の二第一項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「同法」とあるのは、「租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）附則第十五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の租税特別措置法」とする。

7 新法の規定中分離課税に係る所得割（新法第三百二十八条の規定によつて課する所得割をいう。以下この項及び第九項において同じ。）に関する部分は、平成十一年一月一日以後に支払うべき退職手当等（同条に規定する退職手当等をいう。以下この項から第十項までにおいて同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適

用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

8 前項の場合において、平成十一年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものに係る新法第三百二十八条の六及び附則第七条第五項の規定の適用については、新法第三百二十八条の六中「第三百二十八条の三」とあるのは「附則第四十条第五項の規定の適用がないもの」とした場合における第三百二十八条の三」とし、新法附則第七条第五項中「第三百二十八条の六第一項又は第二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）附則第七条第八項の規定により読み替えて適用される第三百二十八条の六第一項又は第二項」と、「第三百二十八条の三」とあるのは「附則第四十条第五項の規定の適用がないもの」とした場合における第三百二十八条の三」と、「別表第二」とあるのは「附則第四十条第五項の規定の適用がないもの」とした場合における別表第二」とする。

9 平成十一年中に支払うべき退職手当等で施行日前に支払われたものにつき新法第三百二十八条の五第二項の規定により納入された分離課税に係る所得割の額が、当該退職手当等の金額について新法の規定中分離課税に係る所得割に関する部分を適用した場合における分離課税に係る所得割の額（以下この項において「改正後の市町村民税の退職所得割額」という。）を超える場合には、新法第三百二十八条の五第二項の規定による納入申告書に、改正後の市町村民税の退職所得割額が記載されたものとみなして、新法第三百二十一條の七第二項の規定を準用する。この場合において、同項中「前条第一項の規定によつて変更された特別徴収税額に係る個人の市町村民税の納税者について、既に特別徴収義務者から当該市町村に納入された特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき特別徴収税額をこえる場合（徴収すべき特別徴収税額がない場合を含む。）においては、当該過納又は誤納」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）附則第七条第九項に規定する場合においては、当該過納」と、「当該納税者」とあるのは「当該過納に係る退職手当等の支払を受けた者」と読み替えるものとする。

10 前項前段に規定する場合には、平成十一年中に支払うべき退職手当等で施行日以後に支払わ

れるものに係る新法第三百二十八条の六第一項第二号の規定又は同年中に支払うべき退職手当等に係る新法第三百二十八条の十三第一項の規定の適用については、これらの規定中「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額」とあるのは、「徴収された又は徴収されるべき分離課税に係る所得割の額（地方税法の一部を改正する法律（平成十一年法律第十五号）の施行の日前に支払われた退職手当等にあつては、同法附則第七条第九項に規定する改正後の市町村民税の退職所得割額）」とする。

11 新法附則第八条第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

12 施行日前に旧法附則第八条第一項に規定する基盤技術開発研究用資産を取得し、又は製作し、若しくは建設して、これをその事業の用に供した法人の当該事業の用に供した日を含む事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第四百一十一條、第四百一十五條、第四百一十九條、第四百二十一條の三、第四百二十三條、第四百二十八條及び第四百三十六條の規定を除く。）中固定資産税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八條第二項第二号の八の規定は、施行日以後に取得された同号に規定する地下道又は跨線道路橋に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十八條第二項第二号の八に規定する地下道又は跨線道路橋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十八條第二項第十号から第十一号までの規定は、平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

1 に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十八條第五項の規定は、平成十一年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年一月一日までに取得された旧法第三百四十八條第五項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九條の三第二十二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する構築物に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九條の三第二十二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新法第三百四十九條の三第二十五項の規定は、平成十一年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年一月一日までに取得された旧法第三百四十九條の三第二十六項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新法第三百四十九條の三第二十六項の規定は、平成十一年一月二日以後に取得された同項に規定する固定資産に対して課する平成十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年一月一日までに取得された旧法第三百四十九條の三第二十七項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。この場合において、同項中「生物系特定産業技術研究推進機構」とあるのは、「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」とする。

9 旧法附則第十五條第五項第二号に規定する除害施設又は同項第三号に規定する燃焼改善設備（施行日前に取得されたものに限る。）に対して課する平成十一年度分から平成十五年度分までの各年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

10 旧法附則第十五條第六項に規定する償却資産のうち大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第二条第一項に規定するばい煙を処理するための償却資産（平成十一年一月一日までに取得されたものに限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 旧法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備のうち同条第五項第二号に掲げる除害施設に係るもの（平成十一年一月一日までに取得されたものに限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十年七月二十四日から平成十一年三月三十一日までの間に建設され、若しくは設置された旧法附則第十五条第十一項第一号に規定する中心市街地特定届出駐車場又は平成九年一月二日から平成十一年三月三十一日までの間に建設され、若しくは設置された同項第二号に規定する特定都市計画駐車場若しくは中心市街地特定届出駐車場以外の特定届出駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成二年一月二日から平成十二年三月三十一日までの間に敷設された旧法附則第十五条第十二項に規定する停車場設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 昭和六十三年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新設され、かつ、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百二十五号）第二条の規定による改正前の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六條第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供された旧法附則第十五条第二十八項に規定する電気通信回線設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成九年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成八年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する線路設備（全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道に係るものに限る。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成八年一月二日から平成十一年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第四

十項に規定する停車場設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成五年四月二十八日から平成十一年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十五条第四十五項に規定する線路設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成六年一月二日から平成十一年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第五項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第九條 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現在に職する固定資産評価審査委員会の委員の任期は、なお従前の例による。

2 市町村長は、固定資産評価審査委員会の委員であつて平成十二年一月一日以後新法第四百二十三條第三項の規定により最初に選任する各委員（前項に規定する固定資産評価審査委員会の委員の退任又は任期の満了後最初に選任する者を含む。）については、同条第六項の規定にかかわらず、一年以上四年以内の任期を定め、当該任期をもって選任することができる。

3 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の際現在に固定資産評価審査委員会が審査の申出に係る事件を取り扱っている場合には、当該固定資産評価審査委員会の委員（旧法第四百二十三條第九項の規定によつて部会が設けられている場合にあっては、当該事件を取り扱っている部会の委員）は、新法第四百二十八條第一項の規定によつて当該事件を取り扱う合議体を構成する委員に指定されたものとみなす。

4 新法第四百二十三條第一項、第四百二十八條第二項、第四百三十二條及び第四百三十三條の規定は、平成十二年以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成十一年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成十一年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であつて当該登録された価格に係る新法第四百十九條第三項の縦覧期間の初日又は新法第四百十七條第一項の通知を受けた日が平成十二年一月一日以後の日であるもの（以下この項において「申出期間の初日が平成十二年一月一日以後である審査の申出」という。）について適用し、平成十一年度分までの固定資産税に

係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された事項に係る審査の申出（申出期間の初日が平成十二年一月一日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

第十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第六百三十三條の二の二第三項、第六百七

条第二項及び第六百八十八條第一項第四号並びに附則第三十一條の三の二の規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十一年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第六百三十三條の二の二第三項、第六百七条第二項及び第六百八十八條第一項第四号並びに附則第三十一條の三の二の規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 旧法第五百八十六條第二項第一号の五に規定する土地（平成十三年三月三十一日までに、取得され、かつ、同号に規定する設備に係る建物の敷地の用に供されるものに限る。）又はその取得に対して課する特別土地保有税については、同号の規定は、なおその効力を有する。

4 旧法第五百八十六條第二項第十号に規定する土地（平成十六年三月三十一日までに、取得され、かつ、同号に規定する事業（中小企業経営革新支援法附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第四条第一項又は第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に係るものに限る。）の用に供されるものに限る。）又はその取得に対して課する特別土地保有税については、同号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「中小企業近代化促進法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法」とする。

5 新法第六百六十一條第一項及び第六百三十三條の二の二第一項の規定中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、新法第五百九十九條第一項の規定により平成十一年八月三十一

日までに申告納付すべき土地の取得に対して課すべき特別土地保有税から適用し、申告納付の期限が平成十一年二月末日以前である土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 旧法附則第三十一條の二第三項に規定する土地（平成十三年三月三十一日までに、取得され、かつ、同項に規定する設備に係る工場用又は研究所用の建物の敷地の用に供されるものに限る。）又はその取得に対して課する特別土地保有税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

第十一條 新法附則第三十二條第三項、第四項及び第六項から第十項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二條第七項及び第八項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第十二條 新法第七百條の四第一項第一号の規定は、施行日以後の軽油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の消費に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

2 新法第七百條の十四の二の規定は、施行日以後に行われる新法第七百條の三第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油又は燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費及び新法第七百條の四第一項各号の軽油の消費又は譲渡に対して課すべき軽油引取税並びに施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新法第七百條の三第六項の規定に該当するに至つた場合において課すべき軽油引取税について適用する。

3 新法第七百條の二十二の五第一項から第四項まで及び第七百條の二十四第一項第二号から第四号までの規定は、施行日以後の軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入について適用し、施行日前の軽油の引取り、引渡し、納入、製造及び輸入については、なお従前の例による。

第十三條 第三項に定めるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一條の三

十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第三項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度の分の法人の事業及び平成十一年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度の分の法人の事業並びに平成十一年前の年分の個人の事業及び平成十一年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十二第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 施行日前に中小企業経営革新支援法附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法第四条第一項又は第二項の規定による承認を受けた構造改善計画に従って実施される構造改善事業の用に供する施設に係る事業に対して課すべき事業に係る事業所税及び事業所用家屋の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、旧法第七百一条の三十四第三項第十九号の規定（中小企業近代化促進法に係る部分に限る。）は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「中小企業近代化促進法」とあるのは、「中小企業経営革新支援法（平成十一年法律第十八号）附則第二条の規定による廃止前の中小企業近代化促進法」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十一年三月三十一日法律第九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年七月一日から施行する。ただし、次条並びに附則第三条、第十一条、第十二条及び第五十九条の規定は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第五十七条 前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七十三条の十四第七項、第七十三条の二十七の五第一項及び附則第十一条第十八項に規定する資金の貸付けを受けて不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧地方税法第五百八十六条第二項第十二号に規定する事業を実施する場合における当該事業の用に供する土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 旧地方税法第七百一条の三十四第三項第二十号に規定する資金の貸付けを受けて設置され、又は同号に規定する譲渡しを受けた施設に係る事業に対して課する事業に係る事業所税（旧地方税法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。）については、なお従前の例による。

4 旧地方税法第七百一条の三十四第三項第二十号に規定する資金の貸付けを受けて設置される施設に係る事業所用家屋（旧地方税法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。）の新築若しくは増築又は同号に規定する譲渡しを受けた施設に係る事業所用家屋の取得で、その譲渡しによる取得につき旧地方税法第七百一条の三十二第三項の規定の適用を受けるものの同項の規定により新築若しくは増築とみなされる取得に対して課する新増設に係る事業所税（旧地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。）については、なお従前の例による。

5 平成十一年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧地方税法附則第十五条第四十四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十五条第四十四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第五十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十一年三月三十一日法律第二十号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十二条から第四十九条までの規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十六条 機構が附則第六条第一項の規定により事業団から承継し、かつ、附則第十一条第二項の業務の用に供する固定資産のうち、附則第十二条の規定の施行の日の前日において前条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧地方税法」という。）第三百四十八条第二項第十九号の規定（旧法第十九条第一項第五号に規定する業務に係る部分に限る。）の適用があつたものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 機構が附則第六条第一項の規定により事業団から承継し、かつ、附則第十一条第二項の業務の用に供する土地のうち、附則第十二条の規定の施行の日の前日において旧地方税法第五百八十六条第二項第五号の五の規定の適用があつたものに対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附則（平成十一年四月二三日法律第三十五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十五条から第三十四条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成十一年五月二二日法律第四十九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成十一年五月二八日法律第五十六号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成十一年五月二八日法律第六二号）抄

1 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成十一年六月二一日法律第六十九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十二条から第十七条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成十一年六月二一日法律第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第二十一条 新地方税法第七十三条の第二十一項、第七十三条の四第一項第一号、第七十三条の六第一項、第七十三条の二十七の七及び第七十三条の二十九の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日以後に新法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合における平成十二年改正後の地方税法第七十三条の二第二十一項、第七十三条の二十七の七及び第七十三条の二十九の規定の適用については、平成十二年改正後の地方税法第七十三条の二第二十一項中「（第十八条第一項第七号イの事業）」とあるのは、「（第十八条第一項第七号イの事業及び同法附則第十三条第一項の規定により行う森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団

法（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項（昭和四十九年法律第四十三号）第十九条第一項第一号イの事業」と、平成十二年改正後の地方税法第七十三条の二十七の七第一項中「第二十二号の四第二項」とあるのは「第二十二号の四第二項若しくは同法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第二十三号第二項」と、同条第二項中「第二十二号の四第二項」とあるのは「第二十二号の四第二項又は同法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第二十三号第二項」とする。

地又は換地に対して課する平成十一年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

施行日以後に新法附則第十三条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合における平成十二年改正後の地方税法第三百四十三条第六項の規定の適用については、同項中「同法第十八号第一項第七号イの事業」とあるのは、「同法第十八号第一項第七号イの事業及び同法附則第十三条第一項第七号イの事業」とする。

の農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業」と、「緑資源公団法第二十二号の四第二項」とあるのは「緑資源公団法第二十二号の四第二項及び同法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第二十三号第二項」とする。

附則（平成十一年六月一日法律第七十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第二条、第七十二条、第七十六条の二、第七十七条、第百条から第百二条まで及び第百四条から第百七条までの改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第百八条から第百十一条の二まで、第百十二条及び第百十三条の改正規定、同条の次に二条を加える改正規定、第百十四条から第百二十五条まで、第百二十九条、第百三十六条、第百五十条及び第百五十五条から第百五十七条の二までの改正規定、同条を第百五十七条の三とし、第百五十七条の次に二条を加える改正規定、第百六十条の改正規定並びに附則第八条から第十二条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十条（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第四十一号の改正規定に限る。）及び第二十一条から第二十三条までの規定 平成十二年二月一日

附則（平成十一年六月一日法律第七十号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

通業務施設に係る事業所用家屋（旧地方税法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。）の新築又は増築に対して課する新增設に係る事業所税（旧地方税法第七百一条の三十二第二項に規定する新增設に係る事業所税をいう。）の課税標準となるべき新增設事業所床面積（旧地方税法第七百一条の三十一第一項第六号に規定する新增設事業所床面積をいう。）の算定については、なお従前の例による。

3 施行日以後に緑資源公団が新法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業の用に供する不動産を直接取得した場合における新地方税法第七十三条の四第一項第一号の規定の適用については、同号中「不動産」とあるのは、「不動産並びに緑資源公団が緑資源公団法附則第十三条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業の用に直接供する不動産」とする。

7 農用地整備公団が直接その本来の事業の用に供する固定資産に対して課する平成十一年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

（施行期日）

第一条 この法律は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条 前条の規定による改正前の地方税法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をするにつき同項に規定する市町村長の認定を受けた土地の所有者等（同法第五百八十五条第一項に規定する土地の所有者等をいう。）は、前条の規定による改正後の地方税法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をするにつき同項に規定する市町村長の認定を受けたものとみなす。

4 施行日以後に新法附則第十三条第一項の業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イ又は同項第二号の事業が施行された場合における平成十二年改正後の地方税法第七十三条の六第一項の規定の適用については、同項中「第二十二号の四第二項」とあるのは、「第二十二号の四第二項又は同法附則第十三条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業の用に直接供する不動産」とする。

8 施行日以後に公団が直接新法附則第十三条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号又は第四号の事業の用に供する固定資産に対する平成十二年改正後の地方税法第三百四十八条第二号の規定の適用については、同号中「固定資産」とあるのは、「固定資産又は緑資源公団が直接緑資源公団法附則第十三条第一項に規定する業務のうち森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法第十九条第一項第一号若しくは第四号の事業の用に供する固定資産」とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七百一条の四十一第一項の表の第九号に規定する旧開銀法第十八号第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第五号の規定による資金の出資又は旧北東公庫法第十九条の規定による資金の出資若しくは融通を受けて設置される総合的な流

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五、節名並びに二款及び款名を加える改正規定（同法第二百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二條の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第七十二条までの規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

5 農用地整備公団が行った旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業に係る一時利用

9 農用地整備公団が旧農用地整備公団法第二十三号第二項において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十三条の七の規定により管理する土地に対して課する平成十一年度分の特別土地保有税については、なお従前の例による。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七百一条の四十一第一項の表の第九号に規定する旧開銀法第十八号第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第五号の規定による資金の出資又は旧北東公庫法第十九条の規定による資金の出資若しくは融通を受けて設置される総合的な流

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七百一条の四十一第一項の表の第九号に規定する旧開銀法第十八号第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第五号の規定による資金の出資又は旧北東公庫法第十九条の規定による資金の出資若しくは融通を受けて設置される総合的な流

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

10 施行日以後に新法附則第十三条第一項に規定する業務のうち旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業が施行された場合における平成十二年改正後の地方税法第五百八十七条の二第一項の規定の適用については、同項中「同法第十八号第一項第七号イの事業」とあるのは「同法第十八号第一項第七号イの事業及び同法附則第十三条第一項第七号イの事業」とする。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七百一条の四十一第一項の表の第九号に規定する旧開銀法第十八号第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第五号の規定による資金の出資又は旧北東公庫法第十九条の規定による資金の出資若しくは融通を受けて設置される総合的な流

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七百一条の四十一第一項の表の第九号に規定する旧開銀法第十八号第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第五号の規定による資金の出資又は旧北東公庫法第十九条の規定による資金の出資若しくは融通を受けて設置される総合的な流

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七百一条の四十一第一項の表の第九号に規定する旧開銀法第十八号第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第五号の規定による資金の出資又は旧北東公庫法第十九条の規定による資金の出資若しくは融通を受けて設置される総合的な流

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

5 農用地整備公団が行った旧農用地整備公団法第十九条第一項第一号イの事業に係る一時利用

9 農用地整備公団が旧農用地整備公団法第二十三号第二項において準用する土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十三条の七の規定により管理する土地に対して課する平成十一年度分の特別土地保有税については、なお従前の例による。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七百一条の四十一第一項の表の第九号に規定する旧開銀法第十八号第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第五号の規定による資金の出資又は旧北東公庫法第十九条の規定による資金の出資若しくは融通を受けて設置される総合的な流

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第六十三条 前条の規定による改正前の地方税法（以下「旧地方税法」という。）第七百一条の四十一第一項の表の第九号に規定する旧開銀法第十八号第一項第一号の規定による資金の貸付け若しくは同項第五号の規定による資金の出資又は旧北東公庫法第十九条の規定による資金の出資若しくは融通を受けて設置される総合的な流

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第十七条から第十九条まで及び第二十一条から第六十六条までの規定は、平成十一年十月一日から施行する。

条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。並びに附則第七條、第十條、第十二條、第五十九條ただし書、第六十條第四項及び第五項、第七十三條、第七十七條、第一百五十七條第四項から第六項まで、第六百六十條、第六百六十三條、第六百六十四條並びに第二百二條の規定 公布の日

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二百五十二條 施行日前に第四百六十三條の規定による改正前の地方税法第二百五十九條、第三百六十六條又は第六百六十九條の規定によりされた許可又はこの法律の施行の際現にこれらの規定によりされている許可の申請は、それぞれ第四百六十三條の規定による改正後の地方税法第二百五十九條、第三百六十六條又は第六百六十九條の規定によりされた同意又は協議の申出とみなす。

（国等の事務）

第二百五十九條 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第六十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第六百六十三條において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し

報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に對して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

（不服申立てに関する経過措置）

第六百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2

前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（手数料に関する経過措置）

第六百六十二條 施行日前においてこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定により納付すべきであつた手数料については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六百六十三條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六百六十四條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第二百五十條 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、で

きる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるものと及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一條 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則（平成二十二年七月二十六日法律第一〇二号）抄

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（別に定める経過措置）

第三十條 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成二十二年七月二十六日法律第一〇四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

（政令への委任）

第四條 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成二十二年七月三〇日法律第一一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十一年十月一日から施行する。

附則（平成二十二年七月三〇日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年八月二三日法律第一三一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年二月八日法律第一五一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

第三条 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一から十二まで 略

改正規定

第四條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年二月二日法律第一六〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五條、第千三百六條、第千三百二十四條第二項、第千三百二十六條第二項及び第千三百四十四條の規定 公布の日

附則（平成二十二年二月二日法律第二二二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第五条の規定並びに附則第八条、第十二條、第十三條及び第三十三條の規定、附則第三十五條中中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）第九百五條の改正規定並びに附則第三十七條の規定 公布の日

から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成十二年三月二十九日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十三条の七第十号の改正規定、同法第七十三条の二十七の八の次に一条を加える改正規定及び同法第六百三条の改正規定、農地法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十三号）の施行の日（平成十二年三月三十一日）を「平成十四年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに同条第三十五項を削り、同条第三十四項を同条第三十五項とし、同条第三十三項の次に一項を加える改正規定並びに附則第七条第十二項及び第十三項の規定、食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十六号）の施行の日

二 第一条中地方税法第七百一条の三十四第八項の次に一項を加える改正規定、同法附則第十一一条に二項を加える改正規定（同条第二十八項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条に四項を加える改正規定（同条第四十八項に係る部分に限る。）高年齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）の施行の日

三 第一条中地方税法第七百一条の三十四第八項の次に一項を加える改正規定、同法附則第十一一条に二項を加える改正規定（同条第二十八項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五条に四項を加える改正規定（同条第四十八項に係る部分に限る。）高年齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）の施行の日

（延滞金に関する経過措置）
第二条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税に係る延滞金については、第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三条の二の規定は、なおその効力を有する。
（道府県民税に関する経過措置）
第三条 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
第四条 旧法附則第九条第三項の規定は、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。
（不動産取得税に関する経過措置）
第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。
旧法附則第十一一条の四第十一項から第十四項までの規定は、同条第十一項に規定する住宅の取得又は同条第十二項に規定する土地の取得が施行日から平成十二年六月三十日までの間に行われたときに限り、これらの取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第十四項中「附則第十一一条の四第十一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十一項」と、「同条第十一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十一項」と、「附則第十一一条の四第十二項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十二項」とする。
前項の規定がある場合における新法附則第十一一条の三第二項及び第十一一条の五第二項の規定の適用については、新法附則第十一一条の三第二項中「又は第七十三条の二十七の二第二項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十二項」とし、新法附則第十一一条の五第二項中「又は第七十三条の二十七の二第二項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十二項」とする。

人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五条の三の規定は、平成十三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第二十四条第五項及び第五十三条第一項の規定は、平成十二年四月一日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

（事業税に関する経過措置）
第四条 旧法附則第九条第三項の規定は、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）
第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十一一条の四第十一項から第十四項までの規定は、同条第十一項に規定する住宅の取得又は同条第十二項に規定する土地の取得が施行日から平成十二年六月三十日までの間に行われたときに限り、これらの取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第十四項中「附則第十一一条の四第十一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十一項」と、「同条第十一項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十一項」と、「附則第十一一条の四第十二項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十二項」とする。

3 前項の規定がある場合における新法附則第十一一条の三第二項及び第十一一条の五第二項の規定の適用については、新法附則第十一一条の三第二項中「又は第七十三条の二十七の二第二項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十二項」とし、新法附則第十一一条の五第二項中「又は第七十三条の二十七の二第二項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十二項」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）
第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

三第二項中「又は第七十三条の二十七の二第二項」とあるのは、「第七十三条の二十七の二第二項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十二項」とし、新法附則第十一一条の五第二項中「又は第七十三条の二十七の二第二項」とあるのは、「第七十三条の二十七の二第二項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第五条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十一一条の四第十二項」とする。

4 新法附則第十一一条の五第一項及び第二項の規定は、平成十二年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 次項に定めるものを除き、新法附則第十一一条の五第三項の規定は、平成十二年一月一日以後の新法第七十三条の四第八項、第十項若しくは第十三項、第七十三号の二の二第一項、附則第十一一条第二項若しくは第十二項又は第十三項、第十四項若しくは第十五項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日以前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 平成九年四月一日から平成十一年十二月三十一日までの間において、地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十七号）による改正後の地方税法（以下この項及び次項において「平成十四年改正後の地方税法」という。）第七十三号の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十三項に規定する交換分合によつて失った土地に係る交換分合計画の公告があった場合、平成十四年改正後の地方税法附則第十一一条第三項に規定する交換によつて土地が失われた場合、平成十四年改正後の地方税法附則第十一一条の四第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合、同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合又は同条第五項に規定する交換分合によつて土地が失われた場合であつて、かつ、平成十二年一月一日以後に平成十四年改正後の地方税法第七十三号の十四第八項、第十項若しくは第十三項、附則第十一一条第三項又は第十一一条の四第三項若しくは第五項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が平成十四年改正後の地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が旧法附則第十七条の二第二項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、平成十四年改正後の地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び旧法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に平成十四年改正後の地方税法附則第十一一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおけるこれらの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる平成十四年改正後の地方税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（延滞金に関する経過措置）
第二条 地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成九年法律第九号）附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特別地方消費税に係る延滞金については、第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三条の二の規定は、なおその効力を有する。
（道府県民税に関する経過措置）
第三条 次項に定めるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第七十三号の四十八項		第七十三号の三十八項	
登録された価格	決定した価格	登録された価格	決定した価格
宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額	宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額	宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額	宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額

- 10 平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十五項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 平成八年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 12 平成三年八月一日から食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十六号）の施行の日の前日までの間に取得された附則第一条第二号に掲げる改正規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十三項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 13 平成七年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 14 平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに建設された旧法附則第十五条第三十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、施行日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに建設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日まで」とあるのは「平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日まで」と、「六分の五の額とし、三月三十一日まで」と、「その後五年度分の固定資産税については、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の十分の九」とあるのは「十分の九」とする。
- 15 平成十年四月一日から平成十二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十七項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 16 平成四年一月一日から平成十一年十二月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第四項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）され、又は改良された旧法附則第十六条の二第十項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項及び同条第十二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十項中「自治大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

18 平成七年一月十七日から平成十二年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六条の二第十項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、同項及び同条第十二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十項中「自治大臣」とあるのは「総務大臣」とする。

第八条 平成十二年度分の固定資産税に限り、新法附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条第一項又は第十九条の四の規定の適用を受ける土地に対して課する固定資産税については、市町村長は、新法附則第二十八条第一項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額及び同項の比準課税標準額並びに同条第二項の規定により土地課税台帳等に登録された同項各号に定める額については、これらの額を当該土地の所有者に通知することにより新法第四百十五条の規定による固定資産課税台帳の縦覧に代えることができる。この場合において、当該土地の新法附則第二十八条第一項の比準課税標準額に係る新法附則第二十二条第一項の規定により読み替えて適用される新法第四百七条第一項の規定の適用については、同項中「第四百十五条第一項の規定によつて固定資産課税台帳又はその写しを縦覧に供した日以後において固定資産の価格等（附則第二十八条第一項の比準課税標準額を含む。以下本項において同じ。）の登録がなされていないこと又は登録された価格等」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四号）附則第八条の規定による附則第二十八条第一項の比準課税標準額の通知をした日以後において当該通知に係る同項の比準課税標準額」とあるの（若しくは同項の比準課税標準額」とあるの）（同項の比準課税標準額」と、「価格等」とあるのは「同項の比準課税標準額」とする。

第九条 平成十二年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、宅地等（新法附則第七條第二号に規定する宅地等をいう。以下同

じ。）に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第十八条第一項に規定する宅地等調整固定資産税額、新法附則第十八条の二に規定する商業地等調整固定資産税額若しくは新法附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額又は新法附則第二十七条の三の規定による減額後の都市計画税額の算定ができない場合には、当該宅地等について旧法附則第十八条第一項、第十八条の二、第二十五条第一項又は第二十七条の三の規定の例により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税又は都市計画税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を、当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれ納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等に係る平成十二年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該宅地等に係る平成十二年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等については旧法附則第十八条第一項、第十八条の二、第二十五条第一項又は第二十七条の三の規定の例により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第十条 市町村は、平成十二年度から平成十四年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三の規定及び新法附則第二十五条の二において読み替えて準用する新法附則第十八条の三の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第二項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成十二年度から平成十四年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。)のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの(以下この項において「用途変更宅地等」という。)に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条の規定を適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第二項第二号に掲げる宅地等で平成十二年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「平成十二年度の宅地等」という。)、新法附則第十八条第二項第三号に掲げる宅地等で平成十三年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「平成十三年度の宅地等」という。)、又は同条第二項第四号に掲げる宅地等で平成十四年度に係る賦課期日において同表の

上欄に掲げる宅地等に該当するもの(以下この項において「平成十四年度の宅地等」という。)のうち、当該宅地等の類似土地(新法附則第十七条第五号に規定する類似土地をいう。以下同じ。)が平成十二年度の宅地等にあつては平成十一年度、平成十三年度の宅地等にあつては平成十二年度、平成十四年度の宅地等にあつては平成十三年度に係る賦課期日(以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。)においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成十二年度の宅地等にあつては平成十二年度分、平成十三年度の宅地等にあつては平成十三年度分、平成十四年度の宅地等にあつては平成十四年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条の規定を適用する。

4 第一項の場合には、平成十二年度から平成十四年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分(以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。)、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分(以下この項において「一般住宅用地である部分」という。)、又は同条第二項に規定する非住宅用地等である部分(以下この項において「非住宅用地等である部分」という。))のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条、第十八条及び第十八条の二並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、平成十二年度から平成十四年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた新法附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、及び第十八条」とあるのは「及び第二十五条」と、第三項中「附則第十八条第二項第二号」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた新法附則第十八条第二項第二号」と、附則第十八条第二項第三号」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた新法附則第十八条第二項第三号」と

と、「及び第十八条」とあるのは「及び第二十五条」と、前項中「第十八条及び第十八条の二」とあるのは「及び第二十五条」と読み替えるものとする。

(市街化区域農地に対して課する固定資産税又は都市計画税の特例に関する経過措置)

第十一条 新法附則第十九条の二第一項に規定する市街化区域農地(旧法附則第十九条の三第二項の規定により平成五年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したもの)とみなされた土地 同条第三項において準用する同条第二項の規定により同条第三項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する市街化区域設定年度(以下この項において「市街化区域設定年度」という。))に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したもの)とみなされた土地として所在したもの)とみなされた土地及び地方税法等の一部を改正する法律(平成五年法律第四号。以下この項において「平成五年改正法」という。)) 附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正法第一条の規定による改正前の地方税法(以下この項において「平成五年改正前の地方税法」という。)) 附則第十九条の三第三項において準用する同条第二項の規定により平成五年度に係る賦課期日に市街化区域農地として所在したもの)とみなされた土地を含む。

以下この条において「市街化区域農地」という。)で平成八年度から平成十一年度までの各年度分の固定資産税について旧法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受ける「軽減適用市街化区域農地」という。))のうち、平成十二年度分の固定資産税について新法附則第十九条の四第六項の規定の適用を受ける市街化区域農地以外のものに係る同年度分の固定資産税については、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額(以下この条において「前年度課税標準額」という。))又は同条第五号に規定する比準課税標準額(以下この条において「比準課税標準額」という。))は、当該軽減適用市街化区域農地又は当該軽減適用市街化区域農地類似土地が市街化区域設定年度から平成十一年

度(市街化区域設定年度が平成七年度以前である場合には、当該市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度)までの各年度(以下この条において「軽減適用年度」という。))に係る賦課期日において、それぞれ旧法附則第十九条の三第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受け、かつ、旧法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第十九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受ける

度(市街化区域設定年度が平成七年度以前である場合には、当該市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度)までの各年度(以下この条において「軽減適用年度」という。))に係る賦課期日において、それぞれ旧法附則第十九条の三第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受け、かつ、旧法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第十九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受ける

度(市街化区域設定年度が平成七年度以前である場合には、当該市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度)までの各年度(以下この条において「軽減適用年度」という。))に係る賦課期日において、それぞれ旧法附則第十九条の三第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受け、かつ、旧法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第十九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受ける

度(市街化区域設定年度が平成七年度以前である場合には、当該市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度)までの各年度(以下この条において「軽減適用年度」という。))に係る賦課期日において、それぞれ旧法附則第十九条の三第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受け、かつ、旧法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第十九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受ける

2 軽減適用市街化区域農地のうち、平成十二年度分の都市計画税について新法附則第二十七条の二第五項の規定の適用を受ける市街化区域農地以外のもの(以下この項及び次条において「特例適用外軽減適用市街化区域農地」という。))に係る同年度分の都市計画税については、前年度課税標準額又は比準課税標準額は、当該特例適用外軽減適用市街化区域農地又は当該特例適用外軽減適用市街化区域農地の類似土地が軽減適用年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用市街化区域農地又は当該軽減適用市街化区域農地の類似土地が軽減適用年度に係る賦課期日においてそれぞれ軽減適用市街化区域農地であつたものとみなさない場合、平成十二年度分の都市計画税に係る前年度課税標準額又は比準課税標準額となるべき額以上である

度(市街化区域設定年度が平成七年度以前である場合には、当該市街化区域設定年度から起算して三年度を経過した年度)までの各年度(以下この条において「軽減適用年度」という。))に係る賦課期日において、それぞれ旧法附則第十九条の三第一項本文(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受け、かつ、旧法附則第十九条の三第一項ただし書(同条第三項において準用する場合を含む。))の規定又は平成五年改正法附則第十九条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される平成五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項本文の規定の適用を受ける

同条第一項本文の規定の適用を受け、かつ、附則第十九条の三第一項ただし書（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定によりなお五年改正法附則第九条第二項の規定によるお効力を有するものとして読み替えて適用される平成十五年改正前の地方税法附則第十九条の三第三項において準用する同条第一項ただし書の規定の適用を受けない市街化区域農地であつたものとみなした場合に当該各年度分の都市計画税に係る平成十二年改正前の地方税法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額（以下本項において「前年度課税標準額」という。）、又は同条第五号に規定する比準課税標準額（以下本項において「比準課税標準額」という。）となるべき額（当該該各年度分の都市計画税に係る前年度課税標準額又は比準課税標準額となつた額以上である場合には、当該該前年度課税標準額又は比準課税標準額となつた額）をいう。以下本項において同じ。）を前年度課税標準額又は比準課税標準額とした場合に平成十一年度において平成十二年改正前の地方税法附則第二十七条の三第一項第一号に規定する据置減額適用土地に該当する土地」と、「同号ハ（一）」に規定する平成十年度假置減額の基礎となる価額とし、平成十年度假置減額適用土地以外の土地であるときは同号ハ（二）に掲げる額」とあるのは、「『平成九年度分及び平成十年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等を前年度課税標準額又は比準課税標準額とした場合に平成十二年改正前の地方税法附則第二十七条の三第一項第一号ハ（一）』に規定する平成十年度假置減額適用土地に該当する土地（以下本項において「平成年度分据置減額適用土地」という。）であるときは同号ハ（一）」に規定する平成十年度假置減額の基礎となる価額とし、平成十年度假置減額適用土地以外の土地であるときは同号ハ（二）に掲げる額」とあるのは、「『平成九年度分及び平成十年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等を前年度課税標準額又は比準課税標準額とした場合の同一号ハ（一）』に規定する平成十年度假置減額の基礎となる価額とするべき額とし、平成十年度假置減額適用土地以外の土地であるとすれば平成九年度分及び平成十年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等を前年度課税標準額又は比準課税標準額とした場合に同号ハ（二）に掲げる額となるべき額」と、同号イ（三）中「同年度分の都市計画税」とあるのは、「平

成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等を前年度課税標準額又は比準課税標準額とした場合に平成十一年度分の都市計画税」と、「平成十二年改正前の地方税法附則第二十五条第一項、第二十六条第一項又は第二十七条の第二項」とあるのは「平成十二年改正前の地方税法附則第二十七条の第二項」と、「これらの規定に準ずるべき額」とあるのは「平成九年度から平成十一年度までの各年度分の都市計画税について仮定前年度課税標準額等を前年度課税標準額又は比準課税標準額とした場合に同条第一項に規定する平成十一年度分の都市計画税の課税標準となるべき額となるべき額（以下本項において「仮定平成十一年度課税標準額」という。）」と、「同年度分の都市計画税の課税標準となるべき額を」とあるのは「仮定平成十一年度課税標準額を」とする。

第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中土地に対して課する特別土地保有税に關する部分は、平成十二年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十一年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

別段の定めがあるものを除き、新法の規定中
土地の取得に対して課する特別土地保有税に關
する部分は、施行日以後の土地の取得に對して
課すべき特別土地保有税について適用し、施行
日前の土地の取得に對して課する特別土地保有
税については、なお従前の例による。

旧法第五百八十六条第二項第二号に規定する処理施設（施行日前に取得されたものに限る。）の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

新法第五百八十六條第二項第二號の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、同号に規定する処理施設で施行日以後に取得されるものの用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

旧法附則第三十一条の二第二項に規定する土地（施行日前に取得されたものに限る。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新法附則第三十一条の第三項の規定は、平成十二年一月一日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、同日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

第十四条 新法附則第三十二條第一項、第四項第八項及び第十項の規定は、施行日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二条第九項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第十五条 附則第十八条第二項に定めるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び附則第十八条第二項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十二年以後の年分の個人の事業（施行日前

に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十二年前の年分の個人の事業及び平成十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに對して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)

に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(部分第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日以前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

第十六条 新法の規定中、都市計画税に関する部分については、平成十二年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十一年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）
第十七条 新法第七百三条の四の規定は、平成十二年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に関する経過措置）
第十八条 昭和六十一年五月三十日から平成十二年三月三十一日までの間に取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八条第二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十八条第八項に規定する事業で同条第六項に規定する特定施設に係るもののうち当該施設に係る事業所等（新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等）をいい、昭和六十一年五月三十日から平成十二年三月三十一日までの間に新設されたものに限る。）が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十三条 前条の規定による改正後の地方税法及び地方財政法の一部を改正する法律附則第九条第四項及び第五項の規定は、平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十五条 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第六条第九項、第十三項、第十八項及び第二十一項の規定は、平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（森林開発公団法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第二十九条 前条の規定による改正後の森林開発公団法の一部を改正する法律（次項において「新改正法」という。）附則第十一条第五項及び第七項並びに第二十一条第六項及び第八項の規定は、平成十二年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

2 新改正法附則第二十一条第十項の規定は、平成十二年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一五号）抄
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第十二条 前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）第五百八十六条第二項第一号の七の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後に新設され、若しくは増設される同号に規定する設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地又は施行日以後に新築され、若しくは増築された同号に規定する家屋若しくは建築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前に新設され、若しくは増設された前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六条第二項第一号の七に規定する設備に係る工場用の建物の敷地の用に供する土地又は施行日前に新築され、若しくは増築された同号に規定する家屋若しくは建築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第五百八十六条第二項第一号の七の規定（土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税に

ついて適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第二〇号）抄
第一条 この法律は、国民年金法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第十八号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則（平成二十二年四月七日法律第三九号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条並びに次条並びに附則第四条、第五条、第七条、第九条、第十条、第十二条、第十四条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十一条の規定は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二十二年四月一九日法律第四〇号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年四月一九日法律第四三号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年四月二六日法律第四七号）抄
第一条 この法律は、平成十三年三月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第十四条 平成十三年三月一日前にされた前条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧地方税法」という。）附則第十一条第十七項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧地方税法附則第三十一条の三第五項に規定する土地に係る平成十三年度分までの特別土地保有税及び平成十三年三月一日前にされた同項に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年四月二六日法律第四九号）抄
第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附則（平成二十二年五月一七日法律第六七号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年五月一九日法律第七二号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年五月一九日法律第七三号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第十三条 前条の規定による改正後の地方税法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年五月一九日法律第七七号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年五月二六日法律第八六号）抄
第一条 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年五月三十一日法律第九二号）抄
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第十四条 平成十三年三月一日前にされた前条の規定による改正前の地方税法（次項において「旧地方税法」という。）附則第十一条第十七項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧地方税法附則第三十一条の三第五項に規定する土地に係る平成十三年度分までの特別土地保有税及び平成十三年三月一日前にされた同項に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十九条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十条 附則第二条から第十七条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年五月三十一日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第二条、第四条及び第五条並びに

附則第二条、第三条、第四条第二項、第十三条、第十八条、第十九条、第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日から起算して、一

月を超えない範囲内において政令で定める日（罰則の適用に関する経過措置）

第二十三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係る各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二十四条 附則第二条から第十二条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年五月三十一日法律第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。

附則

（平成二十二年五月三十一日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年十二月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（処分等の効力）

第四十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前

のそれぞれの法律の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第五十条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五十一条 附則第二条から第十一条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年五月三十一日法律第九七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二十八条 第七条の規定による改正後の地方税法附則第五条の規定は、平成十三年以後の年度の分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 第七条の規定による改正前の地方税法附則第二十一条第十九項の規定は、旧特定目的会社による不動産の取得が施行日から平成十四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に對して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

（処分等の効力）

第六十四条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十五条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に

した行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年六月二日法律第一〇五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十二年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十条第三項、第十五条の五から第十五条の七まで及び第十五条の九の改正規定並びに

第三条（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十五条の改正規定を除く。）の規定並びに附則第六条、第十条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七百一条の三十四第三項第八号の改正規定を除く。）、第十一条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第十三号及び第六十五条の四第一項第十三号の改正規定に限る。）及び第十三条の規定 公布の日

附則（平成二十二年六月七日法律第一一四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条（社会福祉法第二条第三項第五号の改正規定を除く。）、第五条、第七条及び第十四条の規定並びに第十三条中生活保護法第八十条の三の改正規定（「收容されている」を「入所している」に改める部分を除く。）並びに附則第十一条から第十四条まで、第十七条から第十九条まで、第二十二條、第三十二條及び第三十五條の規定、附則第三十九條中国有財産特別措置法第二条第二項第一号の改正規定（「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に改める部分を除く。）及び同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に二号を加える改正規定、附則第四十条の規定、附則第四十一条中老人福祉法（昭

和三十一年法律第三十三号）第二十五条の改正規定（「社会福祉事業法第五十六条第二項」を「社会福祉法第五十八条第二項」に改める部分を除く。）並びに附則第五十二条（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第五十六条の改正規定を除く。）の規定 平成十五年四月一日

附則（平成二十二年六月七日法律第一一七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第三条、第四条、第五章（第三十九条並びに第五十六条第一項第三号及び第四号並びに第二項第一号を除く。）、第六章、第八十九条第六号、第九十条第四号及び第五号並びに第九十一条から第九十四条まで並びに附則第六条から第八条まで、第十一条及び第十三条から第十五条までの規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則（平成二十二年二月六日法律第一四三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則

（平成二十三年三月三〇日法律第八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第十一条の五第三号、第十五条の四第一項第一号、第十七条の四第一項第一号、第二十四条第一項第四号、第五十一条から第五十七条まで、第六十二条から第六十四条まで、第六十五条の二第二項、第七十一条の二十六第一項、第七十二条の七、第七十二条の十三、第七十二条の十四、第七十二条の二十二から第七十二条の二十三の三まで、第七十二条の二十六、第七十二条の二十九第一項、第七十二条の三十二、第七十二条の三十三、第七十二条の三十四、第七十二条

の三十七第一項、第七十二条の四十第一項第二号、第七十二条の四十三、第七十二条の四十四第二項、第七十二条の四十八、第七十二条の六十三、第二百九十四条第一項第四号、第三百二十二条第三項第二号、第三百二十四条の六第二項、第三百二十一条の八から第三百二十一条の九まで、第三百二十一条の十一から第三百二十一条の十三まで、第三百二十六条、第七百三十四条第三項、第七百四十八条、同法附則第九条、同法附則第三十五条の二第四項及び第五項並びに同法附則第四十条第十項の改正規定並びに附則第三条第六項、第四条及び第七条第六項の規定 平成十三年三月三十一日

二 第一条中地方税法第三十四条、第七十三条の四第一項第十六号、第四百七条、第五百一十一条第四項、第五百二十二条第一項、第三百一十四条の二、第三百四十八条第二項第二号の二及び第二号の三、第六百一条第一項、第六百九十九条の十一並びに同法附則第四条の二第五項第一号及び第六項の改正規定、同法附則第十二条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三十三条の三第三項第一号及び第五項、同法附則第三十四条第三項第一号及び第五項並びに同法附則第三十五条の二第九項第一号及び第十項の改正規定並びに附則第三条第一項及び第二項、第六条、第七条第一項及び第二項並びに第八条第二項及び第三項の規定 平成十四年四月一日

三 第一条中地方税法第七十三条の四第一項第九号の三を削る改正規定及び同法附則第十条に二項を加える改正規定（同条第十一項に係る部分に限る。） 農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十九号）の施行の日

四 第一条中地方税法第七十三条の四第一項第十二号及び第十四号、第八百八十条、第三百四十八条第二項第十九号並びに同法附則第十三条の改正規定並びに附則第五条第二項及び第八条第五項の規定 平成十四年三月三十一日

五 第一条中地方税法第七十三条の十四第六項の改正規定及び同法附則第十一条に五項を加える改正規定（同条第二十九項に係る部分に限る。） 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）の施行の日

六 第一条中地方税法第五百八十六条第二項第一号の九の改正規定及び附則第九条第四項の規定 平成十三年十一月十三日

七 第一条中地方税法第七百条の六の二第一項第一号の改正規定 石油の安定的な供給の確保のための石油備蓄法等の一部を改正する等の法律（平成十三年法律第五十五号）の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十一条に五項を加える改正規定（同条第三十項及び第三十一項に係る部分に限る。） 農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第九十四号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五条第十二項の改正規定及び附則第八条第十二項の規定 都市緑地保全法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十七号）の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十六条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（、第五項又は第六項を「又は第五項から第七項まで」に改める部分に限る。）、同条第三項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日

十一 第二条及び附則第十一条の規定 政令で定める日

（更正、決定等の期間制限の特例に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の六第二項の規定は、平成十三年四月一日（以下「施行日」という。）以後に行われる同項に規定する分割等（以下この条において「分割等」という。）について適用し、施行日前に行われた分割等については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 新法第三十四条の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条の規定の適用については、平成十四年度分の個人の道府県民税に限り、同条第一項第五号中「支払われるもの」とあるのは「支払われるもの（当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結したものにあっては、当該保険契約の保険期間の始期（保険期間の定めのないものにあつては、その効力を生ずる日。第八項において同じ。）が平成十三年七月

一日以後であるものに限り。）」と、同項第五号の三中「基因して共済金」とあるのは「基因して保険金若しくは共済金」と、同条第八項第一号中「損害保険契約のうち」とあるのは「損害保険契約（当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）のうち」と、同条（第三号又は第一項第五号二に掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）とあるのは「もの及び当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結した身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる損害保険契約で病院又は診療所に入院して第一項第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの（当該損害保険契約の保険期間の始期が平成十三年六月三十日以前であるものに限るものとし、第三号に掲げるものを除く。）」と、同項第三号中「を除く」とあるのは「を除くもの」とし、当該生命保険会社又は外国生命保険会社等が締結したものにあっては、当該保険契約の保険期間の始期が平成十三年七月一日以後であるものに限り」とする。

3 新法附則第五条第一項の規定は、平成十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五条の四の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 施行日から平成十四年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の四の規定の適用については、同条第二項第一号及び第四項中「第十項」とあるのは、「第九項」とする。

6 新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び各計算期間の法人税額に係る法人の道府県民税並びに施行日以後に解散（合併による解散を除く。以下この項、次条第一項及び附則第七条第六項において同じ。）が行われる場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税（清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人の事業税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

税額に係る法人の道府県民税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度分の法人の道府県民税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に合併又は分割が行われる場合における各事業年度に係る法人の事業税及び各計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後に解散が行われる場合の解散による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に合併が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税並びに施行日前に解散が行われた場合における解散による清算所得に対する法人の事業税及び施行日前に合併が行われた場合における合併による清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四十三第四項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する合併等に係る同項に規定する移転法人（以下この項において「移転法人」という。）、同条第四項に規定する取得法人（以下この項において「取得法人」という。）及び移転法人又は取得法人の同条第四項に規定する株主等である法人が平成十三年三月三十一日以後に行う行為又は計算について適用する。

3 施行日前に合併が行われた場合における第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第九条第一項に規定する被合併法人の清算所得に対する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、同項中「昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第七項」とあるのは、「租税特別措置法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第七号）第三条の規定による改正後の昭和五十三年法律第十一号附則第十八条第七項」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法第七十三条の四第一項第十二号の規定は、独立行政法人雇用・能力開発機構が同号に規定する不動産のうち石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりな効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）第二十三条第一項第二号に規定する業務の用に供するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該不動産の取得が平成十六年三月一日から平成十七年三月三十日までの間に行われたときに限り、なおその効力を有する。

この場合において、旧法第七十三条の四第一項第十二号中「雇用・能力開発機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法とあるのは「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりな効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とする。

3 旧法附則第十條第五項の規定は、同項に規定する土地の取得が平成十五年十月一日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継し、かつ、所有する土地」とあるのは「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第二条第一項の規定により、同項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下この項において「旧日本鉄道建設公団」という。）から承継し、かつ、所有する土地であつ

て旧日本鉄道建設公団が日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第二条第一項の規定により旧日本国有鉄道清算事業団から承継したもの」と、「平成十三年三月三十一日」とあるのは「平成十九年三月三十一日」とする。

4 預金保険法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十三号）第六条の規定による改正前の預金保険法附則第七條第一項第一号に規定する協定銀行が、同項に規定する協定の定めによる同法附則第八條第一項第一号に規定する内閣総理大臣のあつせんを受けて行う破綻金融機関（同法第二條第四項に規定する破綻金融機関をいう。以下この項において同じ。）の同号に規定する営業の全部若しくは一部の譲受け又は同法附則第八條第一項第二号に規定する預金保険機構の委託を受けて行う破綻金融機関の資産の買取りにより不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、旧法附則第十條第六項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「預金保険法」とあるのは、「預金保険法の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十三号）第六条の規定による改正前の預金保険法」とする。

5 旧法附則第十一條第十二項、第十一條の五第三項及び第十一條の六の規定は、旧法附則第十一條第十二項に規定する不動産の取得が施行日から平成十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十三年三月三十一日」とあるのは、「平成十五年三月三十一日」とする。

6 新法附則第十二條第一項から第三項までの規定は、施行日以後に租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第七十條の四第一項の規定の適用を受ける農地、採草放牧地及び準農地（以下この項において「農地等」という。）につき同条第十五項に規定する一時的道路用地等の用に供するために同項に規定する地上権等の設定がされる場合における当該貸し付けた農地等に係る不動産取得税について適用する。

（自動車税に関する経過措置）

第六條 新法第四百七十七條及び附則第十二條の三の規定は、平成十四年度以後の年度分までの自動車税について適用し、平成十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第七條 新法第三百十四條の二の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の二の規定の適用については、平成十四年度分の個人の市町村民税に限り、同条第一項第五号二中「支払われるもの」とあるのは「支払われるもの（当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結したものにあっては、当該損害保険の保険期間の始期（保険期間の定めのないものにあっては、その効力を生ずる日。第八項において同じ。）が平成十三年七月一日以後であるものに限り）」と、同項第五号の三中「基因して共済金」とあるのは「基因して保険金若しくは共済金」と、同条第八項第一号中「損害保険契約のうち」とあるのは「損害保険契約（当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したものを除く。）のうち」と、「もの（第三号又は第一項第五号二に掲げるもの及び当該外国損害保険会社等がこの法律の施行地外において締結したもの（を除く。）」とあるのは「もの及び当該損害保険会社又は外国損害保険会社等が締結した身体

の傷害又は疾病により保険金が支払われる損害保険契約で病院又は診療所に入院して第一項第二号に規定する医療費を支払ったことその他の政令で定める事由に基因して保険金が支払われるもの（当該損害保険契約の保険期間の始期が平成十三年六月三十日以前であるものに限り）とし、第三号に掲げるものを除く。」と、同項第三号中「を除外」とあるのは「を除外」とし、当該生命保険会社又は外国生命保険会社等が締結したものにあつては、当該保険契約の保険期間の始期が平成十三年七月一日以後であるものに限り」とする。

3 新法附則第五條第二項の規定は、平成十五年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五條の四の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 施行日から平成十四年三月三十一日までの間における新法附則第三十五條の四の規定の適用については、同条第二項第一号及び第四項中「第十項」とあるのは、「第九項」とする。

（新法の規定中法人の市町村民税に関する部分）

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第四百四十五号）附則第二条第一項の規定により承継した固定資産のうち同項の規定による解散前の新エネルギー・産業技術総合開発機構（旧石炭鉱業合理化事業団を含む。）が平成十四年三月三十日まで取得した旧法第三百四十八條第二項第二号の二に規定する固定資産に対して課する平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 独立行政法人中小企業基盤整備機構が中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により承継した固定資産のうち同項の規定による解散前の地域振興整備公団が平成十四年三月三十一日まで取得した旧法第三百四十八條第二項第二号の三に規定する固定資産に対して課する平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十八條第二項第二号の七の規定中公共の用に供する飛行場の滑走路の延長に伴

い新たに建設された立体交差化施設に係る部分は、施行日以後に新たに建設された当該立体交差化施設に対して課する平成十四年度以後の年度の固定資産税について適用する。

5 旧法第三百四十八条第二項第十九号に規定する固定資産のうち独立行政法人雇用・能力開発機構が石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法第二十三条第一項第二号に規定する業務の用に供するものに対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、旧法第三百四十八条第二項第十九号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「雇用・能力開発機構」とあるのは「独立行政法人雇用・能力開発機構」と、「炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とあるのは「石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）附則第四条の規定によりなお効力を有することとされる同法第二条の規定による廃止前の炭鉱労働者等の雇用の安定等に関する臨時措置法」とする。

6 新法第三百四十九条の三第十五項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する線路設備等に対して課する平成十四年度以後の年度の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第十五項に規定する線路設備等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新法第三百四十九条の三第三十二項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する線路設備に対して課する平成十四年度以後の年度の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第三十二項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新法第三百四十九条の三第三十六項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成十四年度以後の年度の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償

却資産に対して課する平成十四年度以後の年度の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新法第三百四十九条の三及び第三百八十四条の二の規定は、平成十二年一月二日以後に発生した新法第三百四十九条の三の第三項に規定する震災等（次項及び附則第十四条第三項において「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成十三年度以後の年度の固定資産税について適用する。

11 新法第三百五十二条の二第三項、第四項、第六項及び第七項の規定は、平成十二年一月二日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した区分所有に係る家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成十三年度以後の年度の固定資産税について適用する。

12 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第十二項に規定する特定自転車駐車場の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成十二年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する設備若しくは施設で電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百十五号）第二条の規定による改正前の電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第六条第二項に規定する第一種電気通信事業の用に供するもの又は平成八年八月一日から平成十三年

三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する設備で有線テレビジョン放送法（昭和四十七年法律第百十四号）第二条第一項に規定する有線テレビジョン放送に係る事業の用に供するものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成十一年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十一項に規定する高度有線テレビジョン放送施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成九年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成八年四月一日から平成十三年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成六年一月二日から平成十三年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第三十一条の三の二から第三十一条の四までの規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十三年年度以後の年度の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十二年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第三十一条の三の二から第三十一条の四までの規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号に規定する設備を同号ハの区域又は同号ホの地域において製造の事業の用に供した場合において、当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 平成十三年十一月十二日までに新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号の九に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備の用に供する土地に対して課する特別土地保有税及び同日までにされる同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 施行日から農業者年金基金法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における新法附則第三十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「第十一項」とあるのは、「第十項」とする。

6 施行日から農業協同組合法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間における新法附則第三十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「第二十七項、第二十八項、第三十項若しくは第三十一項第一号若しくは第二号」とあるのは、「第二十七項若しくは第二十八項」とする。

7 旧法附則第三十一条の三第七項に規定する土地（施行日前に取得されたものに限り。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

8 施行日前にされた旧法附則第三十一条の三の二第一項に規定する住宅地等予定地のための譲渡に係る土地に係る特別土地保有税については、なお従前の例による。

9 施行日から平成十四年三月三十一日までの間における新法附則第三十一条の三の二第二項及び第三十一条の三の三第一項の規定の適用については、これらの規定中「第三百四十八条第二項第一号」とあるのは、「第三百四十八条第二項第一号、第二号の二」とする。

第十條 新法附則第三十二条第三項、第四項、第六項及び第八項から第十一項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二条第九項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第十一條 第二条の規定による改正後の地方税法附則第三十二条第八項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の

取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十二条 新法第七百条の四第一項第六号、第七百条の十四第一項第七号、第七百条の二十二の五第二項及び附則第三十二条の二第二項の規定は、平成十三年六月一日（以下この条において「適用日」という。）以後に行われる新法第七百条の四第一項第六号の軽油の輸入に対して課すべき軽油引取税に対して適用し、適用日前に輸入が行われた軽油に係る旧法第七百条の四第一項第五号の軽油の消費又は譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項及び第四項から第六項までにおいて同じ。）に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十三年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十三年前の年分の個人の事業及び平成十三年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 次項に定めるものを除き、新法の規定中新増設に係る事業所税（新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項及び次項において同じ。）に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋（新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項及び次項において同じ。）の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二条の四第十一項に規定する承認を受けた日から同日後五年を経過する日までの間に行われる同項に規定する高度化等施設に係る事業所用家屋の新築若しくは増築又は同項に規定する特定分野への進出が開始された日から同日後同項に規定する政令で定める期間を

経過する日までの間に行われる同項に規定する進出施設に係る事業所用家屋の新築若しくは増築に対して課すべき新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二条の七第七項に規定する事業のうち、同項に規定する政令で定める期間を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの組合等の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

5 旧法附則第三十二条の八第二項に規定する事業のうち、平成十三年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

6 旧法附則第三十二条の八第三項に規定する事業のうち、平成十三年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十三年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十三年度以後の年度分までの都市計画税について適用し、平成十二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四十九条の三第三十六項の規定に関する部分に限る。）は、施行日以後に取得された新法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受ける家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 新法第七百二条の三の規定は、平成十二年一月二日以後に発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成十三年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十五条 新法附則第三十七条の二の規定は、平成十四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為

並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一三年四月一八日法律第三十三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一三年四月二五日法律第三十五号）抄

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成一三年六月八日法律第四十二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一三年六月二五日法律第四十九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一三年六月二五日法律第五〇号）抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十四条 前条の規定による改正後の地方税法（次項において「新地方税法」という。）第三十四条第一項第五号の規定は、平成十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第三百十四条の二第一項第五号の規定は、平成十五年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一三年六月二二日法律第六一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

（政令への委任）

第二十一条 附則第六条から第十三条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一三年六月二七日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。

附則（平成一三年六月二七日法律第七五号）抄

第一条 この法律は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）から施行し、施行日以後に発行される短期社債等について適用する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第七条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一三年六月二九日法律第八〇号）抄

この法律は、 商法等改正法の施行の日から施行する。

附則（平成一三年六月二九日法律第八八号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十三年十月一日から施行する。ただし、附則第十五条中地方税法第三十四条第一項第四号及び第三百十四條の二第一項第四号の改正規定並びに附則第十六条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第十六条 前条の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第三十四条第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第三百十四條の二第一項第四号の規定は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年六月二九日法律第九二号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成一三年六月二九日法律第九四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

附則 (平成一三年七月四日法律第一〇一号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第九十五条 存続組合に対する前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第四号及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、同法第七十二条の五第一項第四号中「日本私立学校振興・共済事業団」とあるのは、「日本私立学校振興・共済事業団、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律(平成十三年法律第百一号)附則第二十五条第三項に規定する存続組合」と、同法第三百四十八条第四項中「国民健康保険団体連合会」とあるのは「国民健康保険団体連合会、厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共

済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第二十五条第三項に規定する存続組合」とする。
2 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第四項及び前項の規定(同条第四項に係る部分に限る。)は、平成十五年度分以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年一月二八日法律第一二九号) 抄
(施行期日)
1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。
(罰則の適用に関する経過措置)
2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一三年一月三〇日法律第一三三号)
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十五年一月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法(次項において「新法」という。)附則第三十五条の二の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十五年一月一日以後に行う租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第百三十四号)第一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。次項において「改正後の租税特別措置法」という。)第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る個人の道府県民税及び市町村民税について適用する。

2 新法附則第三十五条の二の三の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が平成十五年一月一日以後に行う改正後の租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡に係る新法附則第三十五条の二の三第二項(同条第七項において準用する場合を含む。)に規定する上場株式等に係る譲渡損失の金額について適用する。

附則 (平成一四年二月八日法律第一七五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(処分、手続等に関する経過措置)
第四十二条 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとなす。
(罰則に関する経過措置)
第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(経過措置の政令への委任)
第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一四年三月三十一日法律第一七五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第三百六十二条第二項、第三百六十四条、第三百六十六条の二、第三百七十三条第六項及び第三百八十九条第一項の改正規定、第四百十一条の改正規定(「二月末日」を「三月三十一日」に改める部分に限る。)、第四百一十一条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、第四百十五号から第四百十七号まで、第四百十九号、第四百三十二条第一項、第七百四十三条第一項、第七百四十五号第一項、第七百四十七号及び附則第十五条の四の改正規定、同条を附則第十五条の五とし、附則第十五条の三の次に一條を加える改正規定、附則第十六条に一項を加える改正規定、附則第二十八条第三項、第二十九号、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の二第一項及び第三十五条の二の三の改正規定、同条を附則第三十五条の二の六とし、附則第三十五条の二の二の次に三條を加える改正規定並びに附則第三十九号第五項の改正規定並びに次条第二項、附則第四条第二項並びに第五条第八項及び第九項の規定 平成十五年一月一日
二 第三百四十八条第二項第二十七号及び第三百四十九号の次に二條を加える改正規定、第三百八十二条の次に二條を加える改正規定、第三百八十七号に二項を加える改正規定並びに第三百九十四号の改正規定 平成十五年四月一日
三 第二十四条第五項、第五十二条第二項第三号、第七十二条の五第一項第九号、第二百九十四号第七項、第三百二十二条第三項第三号及び第七百一一条の三十二の改正規定、第七百一一条の三十四の改正規定(同条第三項に係る部分を除く。)、附則第十一条に三項を加える改正規定(同条第三十二項に係る部分に限る。)

並びに附則第三十四條の二第二項、第五項及び第七項の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律(平成十四年法律第七十八号)の施行の日
四 第七十三条の二十七の四の改正規定 都市再開発法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十一号)の施行の日
五 第五百八十六条第二項第一号の二十七の次に七号を加える改正規定、同項第十四号及び第七百一一条の三十四第三項の改正規定、附則第三十二條の四に四項を加える改正規定(同条第三十二項から第十四項までに係る部分に限る。)、附則第三十二條の七第九項の改正規定並びに同項を同条第七項とし、同条に四項を加える改正規定(同条第十項及び第六十一項に係る部分を除く。)

並びに附則第十五条第六項の改正規定(同項第四号に係る部分に限る。)

並びに附則第六条第十二項の規定 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)の施行の日
七 第五百八十六条第二項第二十七号の四の次に一號を加える改正規定及び同項第二十八号

の改正規定 自然公園法の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十九号）の施行の日

八 附則第十一条の改正規定（「平成十四年三月三十一日」を「平成十六年三月三十一日」に改める部分に限る。） 都市再開発法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第十一号）第三条の規定の施行の日

九 附則第十一条第三十項の改正規定（同項を同条第二十八項とする部分を除く。）及び同条第三十一項の改正規定（同項を同条第二十九項とする部分を除く。） 水産業協同組合法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十五号）の施行の日

十 附則第三十二条の四に四項を加える改正規定（同条第十五項に係る部分（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第二条第一項第六号に掲げる施設に係る部分に限る。）に限る。） 民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十四号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 次項に定めるものを除き、改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五条の二の三から第三十五条の二の五までの規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

3 新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十四年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第十条第八項の規定は、同項に規定する決

定が平成十五年三月三十一日までに行われたとに限り、当該決定を受けて行う保険業法（平成七年法律第五号）第二百六十条第二項に規定する破綻保険会社（次項において「破綻保険会社」という。）の保険契約の移転に係る移転契約に基づく不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十条第八項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、新法附則第三十一条の二の二第一項中「第三十二項」とあるのは「第三十二項若しくは地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十七号）附則第三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十条第八項」とする。

3 旧法附則第十条第九項の規定は、同項に規定する委託の申出が平成十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該委託を受けて行う破綻保険会社、保険業法第二百七十条の三の六第一項第一号に規定する協定承継保険会社又は同法第七十四条第九項に規定する清算保険会社の資産の買取りによる不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十条第九項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは「平成十五年三月三十一日」と、新法附則第三十一条の二の二第一項中「第三十二項」とあるのは「第三十二項若しくは地方税法の一部を改正する法律（平成十四年法律第十七号）附則第三条第二項の規定によりなお効力を有することとされる同法による改正前の地方税法附則第十条第九項」とする。

4 旧法附則第十一条第十三項の規定は、同項に規定する不動産の取得が施行日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

（市町村民税に関する経過措置）

第四条 次項に定めるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十五条の二の三から第三十五条の二の五までの規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

3 新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第三百八十二条の二、第三百八十二条の三、第三百八十七条、第三百八十九条、第四百十条第一項及び第七百四十三条の規定を除く。）中国定資産税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 施行日前に取得された旧法第三百四十八条第二項第二十五号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三第一項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九条の三第二十四項の規定は、平成十四年一月二日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年一月一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十九条の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九条の三第三十九項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 新法第三百四十九条の三第四十項の規定は、平成十四年一月二日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用する。

8 新法第三百六十四条、第四百十一条第二項、第四百十五条から第四百七条まで、第四百九条、第四百三十二条、第七百四十七条、附則第十五条の四、附則第十六条第八項及び附則第三十九条の規定は、平成十五年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成十五年一月一日から同年三月三十一日までの間における旧法第三百九十四条の規定の適用については、同条中「記録」第四百十五条第二項及び第四百九条第四項において「同じ。」とあるのは、「記録」とする。

10 平成七年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に建設された旧法附則第十五条第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する倉庫等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十四年三月三十一日までに取得された旧法附則第十五条第五項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 施行日前に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該償却資産に係る同項の規定の適用については、同項中「かわらず、平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かわらず」とする。

14 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 施行日前に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該施設又は設備に係る同項の規定の適用については、同項

中「かかわらず、平成十二年度分及び平成十三年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かわらず」とする。

16 施行日前に取得された旧法附則第十五条第九項に規定する施設に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、当該施設に係る同項の規定の適用については、同項中「かかわらず、平成十年度から平成十三年度までの各年度分の固定資産税に限り」とあるのは、「かかわらず」とする。

17 平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 昭和六十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十三項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成十二年八月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十六項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23 平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十三項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

24 平成十一年七月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十

五条第四十四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25 平成十一年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

26 平成十年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第五十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

28 平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第三十一条の三の二及び第三十一条の三の三の規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十四年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十三年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第三十一条の三の二及び第三十一条の三の三の規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号の十に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地及び同日前に新築され、又は増築された同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

4 施行日前に新設され、又は増設された旧法第五百八十六条第二項第一号の二十一に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物であつて施行日前に新築され、又は増築されたものの用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

において、当該設備に係る同号に規定する建物であつて施行日前に新築され、又は増築されたものの用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

5 施行日前に新築され、又は増築された旧法第五百八十六条第二項第一号の二十二に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

6 新法第五百八十六条第二項第一号の二十八の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

7 新法第五百八十六条第二項第一号の二十九の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新築され、又は増築される同号に規定する家屋又は構築物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

8 新法第五百八十六条第二項第一号の三十の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物であつて同日以後に新築され、又は増築されるものの敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

9 新法第五百八十六条第二項第一号の三十一の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

10 新法第五百八十六条第二項第一号の三十二の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

11 新法第五百八十六条第二項第一号の三十三の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、沖縄振興特別措置法の施行の日以後に新設され、又は増設される同号に規定する設備を同号に規定する事業の用に供した場合において、当該設備に係る同号に規定する建物の敷地の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

12 新法第五百八十六条第二項第二号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、土壌汚染対策法の施行の日以後に取得される同号に規定する施設の用に供する土地に対して課する特別土地保有税について適用する。

13 旧法第五百八十六条第二項第十号に規定する土地（施行日前に取得され、かつ、同号に規定する事業の用に供されたものに限る。）に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

14 旧法附則第三十一条の二第三項に規定する土地（平成十六年三月三十一日までに取得されるものに限る。）の取得に対して課すべき特別土地保有税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十四年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

15 施行日からマンションの建替えの円滑化等に関する法律の施行の日の前日までの間における新法附則第三十一条の二第二項の規定の適用については、同項中「第二十九項第一号若しくは第二号若しくは第三十二項」とあるのは、「若しくは第二十九項第一号若しくは第二号」とする。

16 施行日前にされた旧法附則第三十一条の三の二第一項に規定する非課税土地等予定地のための譲渡に係る土地に係る特別土地保有税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
第七條 新法附則第三十二条第一項、第六項、第八項、第九項及び第十一項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前の旧法附則第三十二条第十項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第一項に規定する事業に係る事業所税をいう。以下この項、第三項及び第四項並びに附則第十条第三項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十四年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業に係る事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十四年前の年分の個人の事業及び平成十四年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業に係る事業所税については、なお従前の例による。

2 新法の規定中新増設に係る事業所税(新法第七百一条の三十二第二項に規定する新増設に係る事業所税をいう。以下この項において同じ。)に関する部分は、施行日以後に行われる事業所用家屋(新法第七百一条の三十一第一項第七号に規定する事業所用家屋をいう。以下この項において同じ。)の新築又は増築に対して課すべき新増設に係る事業所税について適用し、施行日前に行われた事業所用家屋の新築又は増築に対して課する新増設に係る事業所税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二条の第三項に規定する事業のうち、平成十四年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十四年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

4 旧法附則第三十二条の七第八項に規定する事業のうち、同項に規定する施設に係る事業所等(新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。以下この項において同じ。)が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び当該施設に係る事業所等が新設された日から五年を経過する日の属する年分までの個人の事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第九条 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十四年度以後

の年度分の都市計画税について適用し、平成十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成七年一月二日から平成十四年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する倉庫等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(民間事業者の能力の活用により整備される特定施設に関する経過措置)

第十条 平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八条第二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成十四年三月三十一日までに取得され、又は建設されて事業の用に供された旧法附則第三十八条第四項に規定する家屋の敷地である土地(同項に規定する認定事業者が施行日前に取得したものに限る。)に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十八条第八項に規定する事業のうち、同条第六項に規定する特定施設に係る事業所等(新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいい、平成十二年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新設されたものに限り。)が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課すべき事業に係る事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一四年四月二四日法律第二九号)抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年五月二九日法律第四五号)抄

施行期日
1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年六月二二日法律第六五号)抄

施行期日
第一条 この法律は、平成十五年一月六日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)
第八十四条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)
第八十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成一四年六月一九日法律第七七号)抄

施行期日
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成一四年七月三日法律第八〇号)抄

施行期日
第一条 この法律は、平成十四年八月一日から施行する。

(道府県民税に関する経過措置)
第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の地方税法(以下「新法」という。)の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する

計算期間分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十三条第二項の規定は、法人税法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第七十九号。以下「法人税法等改正法」という。)附則第二十一条第二項に規定する場合については、同項に規定する内国法人又は同項に規定する他の内国法人の六月経過日(同項に規定する六月経過日をいう。)の属する事業年度後の各連結事業年度について適用する。

3 新法第五十三条第三十項の法人が平成十四年八月一日(以下「施行日」という。)前に行われた合併により消滅した場合には、当該法人が同項に規定する適格合併により解散をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

4 新法第五十三条第三十六項の法人が施行日前に行われた合併により解散をした場合には、当該法人が同項に規定する適格合併により解散をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

5 新法第五十三条第三十六項の法人が施行日前に行われた合併により解散をした後において同条第三十九項に規定する更正が行われた場合には、同項に規定する適格合併により解散をした後に当該更正が行われたものとみなして、同項の規定を適用する。

(事業税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 次項から第五項までに規定する場合を除き、新法第七十二条の十三の規定は、施行日以後に同条第五項から第二十四項までに規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第七十

二条の十三第五項から第十項までに規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

3 法人税法等改正法附則第三条第一項の規定の適用を受けて法人税法等改正法第一条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下この項において「新法人税法」という。）第四条の二の承認を受ける法人税法等改正法附則第三条第一項に規定する内国法人、経過措置適用子法人（同項の規定の適用を受けて新法人税法第四条の二の承認を受ける法人税法等改正法附則第三条第三項に規定する他の内国法人をいう。以下この条において同じ。）及び経過措置期間加入法人（当該内国法人の各連結事業年度（新法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この条において同じ。）の連結所得（新法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）に対する法人税を課される最初の連結事業年度において当該内国法人との間に当該内国法人による新法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人をいう。以下この条において同じ。）については、新法第七十二条の十三（当該内国法人にあつては、同条第七十八項を除く。）の規定は、当該内国法人の当該連結事業年度終了の日の翌日以後に同条第五項から第二十四項までに規定する事実が生ずる場合について適用する。

4 前項に規定する内国法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人について、当該内国法人の同項に規定する最初の連結事業年度終了の日までに旧法第七十二条の十三第五項から第十項までに規定する事実が生ずる場合には、同条の規定は、なおその効力を有する。

5 経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人に、第三項に規定する内国法人の同項に規定する最初の連結事業年度終了の日前に開始し、かつ、同日後に終了する事業年度があるときは、その事業年度開始の日から当該終了の日までの期間及び当該終了の日の翌日からその事業年度終了の日までの期間をそれぞれ当該経過措置適用子法人又は経過措置期間加入法人の一事業年度とみなす。

6 新法第七十二条の二十三の第三第一項の規定は、施行日以後に同項の事業を行う法人が適格合併（同項に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。）により解散をする場合の

当該適格合併に係る合併法人（同項に規定する合併法人をいう。以下この条において同じ。）の当該適格合併の日以後に終了する各事業年度について適用し、施行日前に当該法人が合併により解散をした場合の当該合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度については、なお従前の例による。

7 新法第七十二条の二十三の第三第三項の規定は、同条第一項の事業を行う法人が施行日以後に行う適格合併により解散をした後において同項又は同条第二項に規定する更正が行われる場合の当該適格合併に係る合併法人について適用し、当該法人が施行日前に行った合併により解散をした後において旧法第七十二条の二十三の第三第一項又は第二項に規定する更正が行われる場合の当該合併に係る合併法人については、なお従前の例による。

8 新法第七十二条の二十三の第四第一項の規定は、施行日以後に同項の事業を行う法人が適格合併により解散をする場合の当該適格合併に係る合併法人の当該適格合併の日以後に終了する各事業年度について適用し、施行日前に当該法人が合併により消滅した場合の当該合併に係る合併法人の当該合併の日以後に終了する各事業年度については、なお従前の例による。

9 新法第七十二条の二十三の第四第三項の規定は、同条第一項の事業を行う法人が施行日以後に行う適格合併により解散をした後において同項又は同条第二項に規定する更正が行われる場合の当該適格合併に係る合併法人について適用し、当該法人が施行日前に行った合併により消滅した後において旧法第七十二条の二十三の第四第一項又は第二項に規定する更正が行われる場合の当該合併に係る合併法人については、なお従前の例による。

10 新法第七十二条の二十六第二項の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により申告納付の義務が発生する法人の事業税について適用し、施行日前に旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した法人の事業税については、なお従前の例による。

11 新法第七十二条の二十六第七項の規定は、法人税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する場合の同項に規定する内国法人又は同項に規定する他の内国法人の六月経過日（同項に規定する六月経過日をいう。以下この項において同じ。）の属する事業年度後の各事業年度につい

て適用し、当該六月経過日の属する事業年度以前の各事業年度については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、平成十五年三月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税、同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十一条の八第二項の規定は、法人税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する場合については、同項に規定する内国法人又は同項に規定する他の内国法人の六月経過日（同項に規定する六月経過日をいう。）の属する事業年度後の各連結事業年度について適用する。

3 新法第三百二十一条の八第三十項の法人が施行日前に行われた合併により消滅した場合に、当該法人が同項に規定する適格合併により解散をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

4 新法第三百二十一条の八第三十二項の法人が施行日前に行われた合併により解散をした場合には、当該法人が同項に規定する適格合併により解散をしたものとみなして、同項の規定を適用する。

5 新法第三百二十一条の八第三十二項の法人が施行日前に行われた合併により解散をした後において同条第三十五項に規定する更正が行われた場合には、同項に規定する適格合併により解散をした後に当該更正が行われたものとみなして、同項の規定を適用する。

（政令への委任）

第五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年七月二二日法律第八十五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年七月二二日法律第八十六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年七月二二日法律第八十八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一四年七月一七日法律第八十九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条の改正規定（「公害の防止」の下に「その他の環境の保全」を加える部分及び「あわせて」を「併せて」に改める部分に限る。）、第四十条から第四十二条まで、第四十四条及び第四十六条の改正規定、第六十三條の二に一項を加える改正規定（装置製作者等に係る部分を除く。）、第七十五条、第七十五条の二、第七十六条の二、第七十六条の二十三、第九十七条の二、第九十七条の四及び第九十四条の改正規定、第六十六条の二の改正規定、同条を第六十六条の三とする改正規定、第六十六条の次に一項を加える改正規定（第六十六条の三第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者に係る部分を除く。）、

「各号の「一」を「各号のいずれか」に、「二十万円」を「三十万円」に改める部分に限る。）、第九十九条の改正規定（「各号の「一」を「各号のいずれか」に、「三十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、第一百十條の改正規定（同条第一項中「各号の「一」を「各号のいずれか」に、「二十万円」を「三十万円」に改める部分、同項第三号中「第六十三條の四第一項」を削る部分及び同項第八号中「第六十三條の四第一項又は」を削る部分に限る。）、第一百十一條の改正規定、第一百十二條第一項の改正規定（「二十万円」を「三十万円」に改め

る部分に限る。）、同条第二項の改正規定、附則第十二条の規定（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第三十二条第八項の改正規定中「公害防止」の下に「その他の環境保全」を加える部分に限る。）並びに附則第十九条の規定 公布の日から起算して六月を経過した日

附則（平成一四年七月二六日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条、次条から附則第五条まで並びに附則第八条、第九条（第四号に掲げる規定を除く。）、第十三条、第十四条、第十七条、第二十四条及び第三十一条から第三十三条までの規定 公布の日

附則（平成一四年七月三一日法律第九八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一章第一節（別表第一から別表第四までを含む。）並びに附則第二十八條第二項、第三十三條第二項及び第三項並びに第三十九條の規定 公布の日

二 第五十六條中地方税法第七十二條の五第一項第六号の改正規定、第二百二十二條中所得税法別表第一第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定、第二百二十三條中法人税法別表第二第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定及び第二百三十條中消費税法別表第三第一号の表郵便貯金振興会の項を削る改正規定 この法律の施行の日（以下附則において「施行日」という。）から平成十五年九月三十日までの間において政令で定める日

第十四条 第五十六條の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）第三百四十八條第二項第二号及び第二十号の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第五百八十六條第二項第五号の六の規定は、同号に規定する土地に係る平成十六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税及び平成十五年四月一日以後にされる同号に規定する土地の取得に対して課すべき特別土地保有税について適用する。

3 第五十六條の規定による改正前の地方税法第五百八十六條第二項第五号の六に規定する土地に係る平成十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税及び平成十五年四月一日前にされた同号に規定する土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十八條 施行日前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九條 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成一四年七月三一日法律第一〇〇号）

（施行期日）

第一条 この法律は、民間事業者による信書の送達に關する法律（平成十四年法律第九十九号）の施行の日から施行する。

（罰則に關する経過措置）

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一四年八月二日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十四年十月一日から施行する。ただし、第三条中老人保健法第七十九条の二の次に一条を加える改正規定は公布の日から、第二条、第五条及び第八条並びに附則第六條から第八條まで、第三十三條、第三十四條、第三十九條、第四十一条、第四十八條、第四十九條第三項、第五十一条、第五十二条第三項、第五十四條、第六十七條、第六十九條、第七十一条、第七十三條及び第七十七條の規定は

平成十五年四月一日から、附則第六十一条の二の規定は行政手続等における情報通信の技術の利用に關する法律の施行に伴う關係法律の整備等に關する法律（平成十四年法律第五十二号）第十五條の規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十條 第六條の規定による改正後の地方税法第七百三條の四並びに附則第三十五條の五及び第三十六條の規定は、平成十五年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 第六條の規定による改正前の地方税法附則第三十三條の二の規定により読み替えて適用される第六條の規定による改正前の同法第七百三條の四第三項第二号の規定による平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 平成十五年度分の国民健康保険税に係る第六條の規定による改正後の地方税法第七百三條の四第三項第二号の規定の適用については、同号中「国民健康保険法第七十條第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二二號）附則第十六條第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額」と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「同号」とあるのは「国民健康保険法第七十條第一項第二号」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十三年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（健康保険法等の一部を改正する法律第三條の規定による改正前の老人保健法第五十五條第一項各号に掲げる額の合計額をいう。）の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下本項において同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額」と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四條第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下本項において同じ。）を乗じて得た額との合算額（以下本項において「平成十四年度の退職被保

る特別調整前概算医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額が平成十三年度における特別調整前確定医療費拠出金相当額に平成十三年度の退職被保険者等加入割合を乗じて得た額に満たないときは、その満たない額（以下本項において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額の二分の一に相当する額を加算するものとする。」とする。

4

平成十六年度分の国民健康保険税に係る第六條の規定による改正後の地方税法第七百三條の四第三項第二号の規定の適用については、同号中「国民健康保険法第七十條第一項第二号に規定する負担調整前老人保健医療費拠出金相当額」とあるのは「健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二二號）附則第十八條において読み替えて準用される同法附則第十六條第三項に規定する前期負担調整前概算医療費拠出金相当額」と同条第八項に規定する後期負担調整前概算医療費拠出金相当額との合算額」と、「同号」とあるのは「国民健康保険法第七十條第一項第二号」と、「得た額」とあるのは「得た額（平成十四年度における特別調整前概算医療費拠出金相当額（健康保険法等の一部を改正する法律第三條の規定による改正前の老人保健法第五十五條第一項各号に掲げる額の合計額をいう。）の十二分の七に相当する額に施行日前退職被保険者等加入割合（平成十四年四月一日以後施行日前の期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下本項において同じ。）を乗じて得た額の二分の一に相当する額」と健康保険法等の一部を改正する法律附則第十四條第五項に規定する施行日以後負担調整前概算医療費拠出金相当額に施行日以後退職被保険者等加入割合（施行日以後平成十五年三月三十一日までの期間における退職被保険者等加入割合をいう。以下本項において同じ。）を乗じて得た額との合算額（以下本項において「平成十四年度の退職被保

険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額」という。）を超えるときは、その超える額（以下本項において「超過額」という。）と超過額について老人保健法第五十四条第二項の規定の例により算定した額との合計額を控除するものとし、平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前概算医療費拠出金相当額が平成十四年度の退職被保険者等に係る負担調整前確定医療費拠出金相当額に満たないときは、その満たない額（以下本項において「不足額」という。）と不足額について同項の規定の例により算定した額との合計額を加算するものとする。」とする。

（罰則に関する経過措置）

第三十五条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定）の施行前にした行為及び附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における附則第一条ただし書に規定する規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（国民健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十五条 前条の規定による改正前の国民健康保険法等の一部を改正する法律附則第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される第六条の規定による改正前の地方税法附則第三十三条の二の規定による平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附則（平成十四年二月一日法律第一四〇号）抄

第一条（施行期日） この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成十四年二月一日法律第一五二号）抄

第一条（施行期日） この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一及び二 略

三 第十一条（地方税法第百五十一条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定及び同法第百六十三条の改正規定に限る。）、第十九条（不動産登記法第二十一条第四項及び同法第百五十一条ノ三第七項にただし書を加える改正規定に限る。）、第二十一条（商業登記法第十三条第二項及び同法第百三十三条の五第二項にただし書を加える改正規定に限る。）、第二十二條から第二十四條まで、第三十七條（関税法第九條の四の改正規定に限る。）、第三十八條、第四十四條（国税通則法第三十四条第一項の改正規定に限る。）、第四十五条、第四十八條（自動車重量税法第十條の次に一条を加える改正規定に限る。）、第五十二条、第六十九条及び第七十条の規定 この法律の公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

四から八まで 略

九 附則第十条の規定 健康保険法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第百二号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この法律の施行の日から平成十四年十二月三十一日までの間における第十一条の規定による改正後の地方税法（次項において「新地方税法」という。）第三百五十八條の二の規定の適用については、同条中「第三百八十二条の二第一項の規定による閲覧、第三百八十七条第一項の規定による備付け、同条第三項の規定による閲覧、第四百十五條第一項の規定による作成、第四百十六條第一項の規定による縦覧、第四百十九條第四項の規定による作成及び同条第六項」とあるのは「第三百八十七條第一項の規定による備付け並びに第四百十五條第一項及び第四百十九條第三項」と、「第四条、第五条」とあるのは「第五条」とする。

2 平成十五年一月一日から同年三月三十一日までの間における新地方税法第三百五十八條の二の規定の適用については、同条中「第三百八十二条の二第二項第一項の規定による閲覧、第三百八十七條第一項の規定による備付け、同条第三項の規定による閲覧」とあるのは「第三百八十七條第一項の規定による備付け」と、「第四条、第五条」とあるのは「第五条」とする。

（罰則に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成十四年二月一日法律第一五五号）抄

第一条（施行期日） この法律は、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の施行の日から施行する。

（罰則の適用に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成十四年二月一日法律第一五七号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十五年十月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八條第二項第十三号の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（平成十五年三月三十一日法律第九号）抄

第一条（施行期日） この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第五十三条第六項の改正規定（「第八十一条の九第四項」を「第八十一条の九第三項」に改める部分及び「同条第四項」を「同条第三項」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の十四第一項の改正規定（「第五十七条第十項及び第四十一項、第五十八條第五項」を「第五十七條第八項及び第九項、第五十八條第四項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定及び同法第三百二十一条の八第六項の改正規定（「第八十一条の九第四項」を「第八十一条の九第三項」に改める部分及び「同条第四項」を「同条第三項」に改める部分に限る。）、平成十五年三月三十一日

二 第一条中地方税法第七十四条の五、第四百六十八條、附則第十二條の二及び附則第三十

条の二の改正規定並びに附則第七条及び第十四条の規定、附則第三十七条の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第二条第一項第六号及び第七号の改正規定に限る。）並びに附則第三十八條第一項の規定 平成十五年七月一日

三 第一条中地方税法第二十五条第一項第一号の改正規定、同法第七十二条の四第一項の改正規定（同項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同号の次に一号を加える改正規定、同項第三号の改正規定（「労働福祉事業団」及び「金属鉱業事業団」を削る部分に限る。）及び同項第四号の改正規定（「雇用・能力開発機構」を削る部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の五第一項の改正規定（同項第六号の改正規定（「通信・放送機構」を削る部分に限る。）及び同項第四号の改正規定（「第七十二条の二十四第一項及び第七十二条の二十二第三項及び第七十二条の二十四の七第六項」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十三条の二並びに第七十三条の四第一項第一号、第六号、第十号、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十四号から第二十六号まで、第二十八号から第三十号まで及び第三十三号の改正規定、同項に二号を加える改正規定（同項第三十四号に係る部分に限る。）、同法第七十三条の六第一項の改正規定、同法第七十三条の十四の改正規定（同条第六項に係る部分を除く。）、同法第七十三条の二十七の七、第二百九十六條第一項第一号、第三百四十三條第六項並びに第三百四十八條第二項第二号、第十一号の二、第十一号の五、第二十七号から第三十号まで、第九号の二、第二十八号から第三十号まで、第三十三号及び第三十四号の改正規定、同項に四号を加える改正規定（同項第三十九号に係る部分を除く。）、同条第四項及び第五項の改正規定、同法第三百四十九條の三第二項の改正規定（「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める部分に限る。）、同条第十七項及び第二十一項から第二十三項までの改正規定、同条第二十四項の改正規定（「第四十七条の六第一号」を「第十一條第一号」に改める部分を除く。）、同条第二十五項、第二十六項及び第三

十五項の改正規定、同条第三十七項の改正規定（「日本鉄道建設公団」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定、同法第五百八十六条第二項第八号の二、第十七号の二、第二十六号及び第二十七号の二並びに第五百八十七条の二第二項の改正規定、同法第七百一条の三十四第三項の改正規定（同項第一号中「又は理化学研究所」を削り、同項中第十四号を削り、第十五号を第十四号とし、第十六号から第十九号までを一号ずつ繰り上げ、第十九号の二を第十九号とする部分に限る。）、同法第七百二条第二項の改正規定、同法附則第九条第二項の改正規定（第七十二条の二十四の第二項第一号を「第七十二条の二十四の第二項第一号」に改める部分を除く。）、同法附則第十條第六項の改正規定、同条に四項を加える改正規定（同条第七項及び第八項に係る部分に限る。）、同法附則第十條の二及び第十一條第八項の改正規定、同条に五項を加える改正規定（同条第三十四項に係る部分に限る。）、同法附則第十二條の三第三項の改正規定（「エネルギー」の使用の合理化に関する法律」の下に「昭和五十四年法律第四十九号」を加える部分に限る。）、同法附則第十四條の改正規定（同条第三項に係る部分を除く。）、同法附則第十五條の二第二項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定（「日本鉄道建設公団法第十九條第一項第五号」を「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十二條第一項第三号及び第六号」に改める部分に限る。）並びに同法附則第十五條の三第二項並びに第三十一條の三第四項及び第九項の改正規定並びに附則第十一條第一項、第五項及び第十二條から第十四項まで、第十五條第四項、第十八條第二項並びに第三十三條から第三十六條までの規定、附則第三十九條の規定（地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第五條第三項及び第八條第二項の改正規定に限る。）並びに附則第四十條第二項及び第三項の規定（平成十五年十月一日

四 第一条中地方税法目次の改正規定（「第二款 課税標準及び税率（第七十二条の十二―第七十二条の二十三の四）／第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収（第七十二条の二―十四―第七十二条の六十五）／を」第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の十二―第七十二条の四十九の六）／第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の四十九の七―第七十二条の六十五）／」に改める部分を除く。）、同法第二十三條の改正規定（同条第一項第四号、第四号の三及び第四号の四に係る部分を除く。）、同法第二十四條第一項及び第二項の改正規定、同法第二十五條の二第三項の改正規定（「国外公募公社債等運用投資信託等の配当等」を「国外私募公社債等運用投資信託等の配当等」に改める部分に限る。）、同法第二十六條、第二十七條第二項、第三十二條、第三十四條第一項及び第三十七條の二の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、同法第七十一條の八の改正規定、同法第二章第一節に二款を加える改正規定、同法第三百十三條、第三百十四條の二第二項及び第三百十四條の七の改正規定、同条の次に一項を加える改正規定、同法第七百三十四條第三項、附則第三條の二第一項、附則第三條の三及び附則第五條の改正規定、同条の次に二條を加える改正規定、同法附則第六條及び第三十三條の三の改正規定、同法附則第三十四條の改正規定（同条第一項に係る部分を除く。）、同法附則第三十五條の二の改正規定（同条第五項及び第九項第二号に係る部分を除く。）、同法附則第三十五條の二の二第二項の改正規定（「附則第三十五條の二の四第一項並びに第三十五條の二の六第二項」を「並びに附則第三十五條の二の六第二項」に、「附則第三十五條の二の四第一項、第三十五條の二の六第二項」を「附則第三十五條の二の六第二項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五條の二の三から附則第三十五條の二の五までの改正規定、同法附則第三十五條の三の次に一項を加える改正規定、同法附則第三十五條の四第二項第四号の改正規定（「第三十七條の二」の下に「第三十七條の三」を加える部分に限る。）、同項第五号の改正規定（「第四項第三号」を「第五項第三号」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「第一項中」の下に「道府県」とあるのは「市町村」と「」を加え、「百分の二」を「百分の一・六」に、「百分の四」を「百分の三・四」に改める部分を除く。）並びに同法附則第四十條の二

改正規定（同条第十項に係る部分を除く。）並びに次条第一項、附則第三條第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項、第十一項、第十六項、第十八項及び第十九項並びに附則第十條第二項、第三項、第五項から第七項まで、第九項及び第十一項の規定、附則第二十九條の規定（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四條第一項及び第三項の表道府県の項第一号の改正規定（株式等譲渡所得割に係る部分に限る。）並びに同表市町村の項中第十八号を第二十号とし、第九号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、第八号の次に次のように加える改正規定に限る。）、附則第三十條第三項及び第四項の規定並びに附則第三十七條の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第十四條第三項の改正規定に限る。）、平成十六年一月一日

五 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第四号の改正規定（「雇用・能力開発機構」を削る部分に限る。）、同法第七十三條の四第一項第十六号及び第三百四十八條第二項第九号の改正規定並びに同法附則第十四條の改正規定（同条第三項に係る部分に限る。）並びに附則（同条第四項の規定、附則第三十九條の規定（地方税法等の一部を改正する法律（平成十三年法律第八号）附則第五條第二項及び第八條第五項の改正規定に限る。）並びに附則第四十條第一項及び第四項の規定（平成十六年三月一日

六 第一条中地方税法目次の改正規定（「第二款 課税標準及び税率（第七十二条の十二―第七十二条の二十三の四）／第三款 法人の事業税の申告納付、更正及び決定並びに個人の事業税の賦課及び徴収（第七十二条の二―十四―第七十二条の六十五）／を」第二款 法人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の十二―第七十二条の四十九の六）／第三款 個人の事業税に係る課税標準及び税率等（第七十二条の四十九の七―第七十二条の六十五）／」に改める部分に限る。）、同法第十一條の五第一号、第十四條の九及び第十六條の四第十二項の改正規定、同法第十七條の五第三項の改正規定（「の決定」の下に「第七十二条の二第二項第一号イに掲げる法人に対して課する事業税」を加える部分に限る。）、同法第十九條の九第二項及び

第二十條の九の三第五項の改正規定、同法第七十二条の二を同法第七十二条の二の二とする改正規定、同法第七十二条の改正規定、同条を同法第七十二条の二とし、同法第二章第二節第一款中同条の前に一項を加える改正規定、同法第七十二条の三の改正規定（同条第一項の改正規定（「又は同法」を「、社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二條第十一項に規定する加入者保護信託又は法人税法」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「労働福祉事業団」を削る部分に限る。）、同法第七十二条の五第一項第六号の改正規定（「通信・放送機構」を削る部分に限る。）、同項第四号の改正規定（「第七十二条の十四第一項及び第七十二条の二十二第四項」を「第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の二十四の七第六項」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の五の二から第七十二条の八までの改正規定、同法第二章第二節第二款の款名の改正規定、同法第七十二条の十二並びに第七十二条の十三第六項及び第二十四項の改正規定、同法第二章第二節第三款の款名及び第七十二条の二十四を削る改正規定、同法第七十二条の二十三の四の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の十一とし、同条の次に一項を加える改正規定、同法第七十二条の二十三の三の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の十とする改正規定、同法第七十二条の二十三の二の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の九とする改正規定、同法第七十二条の二十三の八とする改正規定、同法第七十二条の二十二の改正規定（同条第四項の改正規定（同項第十号を削り、同項第十一号を同項第十号とする部分に限る。）を除く。）、同条を同法第七十二条の二十四の七とする改正規定、同法第七十二条の二十一を削る改正規定、同法第七十二条の二十の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の五とし、同条の次に一項を加える改正規定、同法第七十二条の十九の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四の四とする改正規定、同法第七十二条の十六から第七十二条の十八までを削る改正規定、同法第七十二条の十五の改正規定、同条を同法第七十二条の二十四とし、同条の次に二條を加える

改正規定、同法第七十二条の十四の改正規定（同条第一項の改正規定（第五十七條第十項及び第十一項、第五十八條第五項）を「第五十七條第十項及び第九項、第五十八條第四項」に改める部分、「第五十八條、第六十八條の四十三」を「及び第六十八條の四十三」に改める部分及び「及び第六十八條の六十」を削る部分に限る。）及び同条第二項の改正規定を除く。）、同条を同法第七十二条の二十三とし、同法第七十二条の十三の次に九条を加える改正規定、同法第七十二条の二十五の改正規定、同法第七十二条の二十六の改正規定（同条第一項の改正規定（相当する額の事業税」の下に「（次項及び第三項において「予定申告に係る事業税額」という。）を加える部分に限る。）並びに同条第二項及び第三項の改正規定を除く。）、同法第七十二条の二十八から第七十二条の三十一まで、第七十二条の三十三から第七十二条の三十四まで、第七十二条の三十七及び第七十二条の三十八の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の三十九から第七十二条の四十一までの改正規定、同条の次に四二の改正規定、同法第七十二条の四十三の改正規定（同条第二項の改正規定を除く。）、同法第七十二条の四十四から第七十二条の四十六まで、第七十二条の四十八及び第七十二条の四十九の改正規定、同条の次に五条、款名及び八条を加える改正規定、同法第七十二条の五十一項、第七十二条の五十四第二項、第七十二条の五十五、第七十二条の五十九、第七十二条の六十、第七十二条の六十二から第七十二条の六十四まで、第七十二条の七十一、第七十二条の八十七及び第七十二条の四十一項第十三条の改正規定、同項に二号を加える改正規定（同項第三十五号に係る部分に限る。）、同法第三百四十八條第二項第二号の四及び第六号の改正規定、同項に四号を加える改正規定（同項第三十九号に係る部分に限る。）、同法第三百四十九條の三第四十項の改正規定（「通信・放送機構」を「独立行政法人情報通信研究機構」に改める部分に限る。）、同法第四百四十七條第一項及び附則第三條の二第二項の改正規定、同法附則第九條第一項の改正規定（平成十五年三月三十一日）を「平成十七年三月三十一日」に改める

部分を除く。）及び同条第二項の改正規定（「第七十二条の十四第八項第一号」を「第七十二条の二十四の二第二項第一号」に改める部分に限る。）、同法附則第九條の二、第九條の五及び第十二條の三第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「エネルギーの使用の合理化に関する法律」の下に「（昭和五十四年法律第四十九号）を加える部分及び「附則第三十二条第六項」を「附則第三十二条第七項」に改める部分を除く。）並びに同法附則第四十條第十項の改正規定並びに次条第二項、附則第四條第一項、第四項、第六項及び第七項、第五條、第九條並びに第十三條第一項の規定、附則第二十九條の規定（地方交付税法第十四條第二項の改正規定に限る。）、附則第三十一條及び第三十二條の規定、附則第三十七條の規定（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律第二條第二項及び第三項の改正規定に限る。）並びに附則第三十八條第二項の規定、平成十六年四月一日七 第一条中地方税法第三百四十九條の三第二十八項から第三十一項まで及び第三十六項の改正規定並びに附則第十三條第九項及び第十項並びに第十八條第三項及び第四項の規定、平成十八年四月一日 八 第一条中地方税法第七百條の五十二の改正規定、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の施行の日 九 第一条中地方税法附則第三十二條第八項の改正規定（「受けた者」の下に「又は同法第十六條第三項の規定による届出をした者」を加える部分に限る。）及び附則第十六條第三項の規定、道路運送車両法の一部を改正する法律（平成十四年法律第八十九号）の施行の日 十 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「金属鉱業事業団」を削る部分に限る。）及び同法第三百四十九條の三第二十項の改正規定並びに附則第十一條第八項の規定、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日 十一 第一条中地方税法第七十三條の七第十二号の改正規定、住宅金融公庫法及び住宅融資保険法の一部を改正する法律（平成十五年法律第七十五号）の施行の日

十二 第一条中地方税法第七十三條の十四第六項の改正規定、林業経営の改善等に必要な資金の融通の円滑化のための林業改善資金助成法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第五十二号）の施行の日（延滞金に関する経過措置） 第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第三條の二第二項の規定は、延滞金のうち平成十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。 2 新法附則第三條の二第二項の規定は、延滞金のうち平成十六年四月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。 第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。 2 新法附則第三十五條の二（第六項及び第七項を除く。）及び第三十五條の四の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十五年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。 3 新法附則第三十五條の二（第六項及び第七項を除く。）及び第三十五條の四の規定の適用については、平成十六年度分の個人の道府県民税に限り、新法附則第三十五條の二第九項第一号中、「第二十四條の五第一項第二号並びに第三十四條第一項第十号から第十一号まで、第三項及び第十項」とあるのは「並びに第三十四條第一項第十号から第十一号まで、第二十三條第一項の規定の適用については、第二十三條第一項第十三号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（附則第三十五條の二の二第二項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額を除く。）」とし、第二十四條の五第一項第二号」と、「あるのは」とあるのは「あるのは」と、同項第四号中「第三十七條の二、第三十七條の三」とあるのは「第三十七條の二」と、「第三十七條の三」中「同条第十五項」とあるのは「附則第三十五條の二第二項」と、同項各号」とあるのは「同項各号」と、新法附則第三十五條の四第二項第四号中「第三十七條の二、第三十七條の三」とあるのは「第三十七條の二」とする。

と、新法附則第三十五條の四第二項第四号中「第三十七條の二、第三十七條の三」とあるのは「第三十七條の二」とする。 4 新法附則第三十五條の二の二及び第三十五條の四の二の規定は、平成十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。 5 新法第三十二條第十二項から第十五項まで及び第三十七條の三並びに附則第三條の三第三項、第五條第二項並びに第三十五條の二第六項及び第七項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。 6 新法第三十四條及び第三十七條の二並びに附則第六條、第三十三條の三、第三十四條、第三十五條の二の三及び第四十條第六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。 7 所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第七十八條第二項前段の規定により移管された同項前段に規定する発行日取引は、新法附則第三十五條の二の三第二項に規定する特定口座において処理された取引とみなして、同条の規定を適用する。 8 新法附則第三十五條の三の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成十五年四月一日（以下「施行日」という。）以後に行う同条第八項に規定する特定株式の譲渡について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が施行日前に行った第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五條の三第八項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。 9 旧法附則第三十五條の二第六項及び第七項の規定は、平成十五年分までの個人の道府県民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法第八條の五」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第八條の五」とする。 10 旧法附則第四條の規定は、平成十六年度分までの個人の道府県民税については、なおその効力を有する。この場合において、同条中「租税特別措置法第八條の五」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第十二條の規定による改正前の租税特別措置法第八條の五」とする。

14 新法第五十三條第一項の規定は、施行日以後に開始する事業年度（法人税法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第七十九号。以下「法人税法等改正法」という。）附則第三条第一項の規定の適用を受けて所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十号。第二条の規定を受ける法人税法等改正法附則第三条第三項に規定する他の内国法人（以下この項において「経過措置適用子法人」という。）及び当該経過措置適用親法人の各連結事業年度の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度をいう。）において当該経過措置適用親法人との間に旧法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定するその他の内国法人（以下この項において「経過措置適用期間加入法人」という。）の法人税法等改正法附則第三条第一項に規定する経過措置対象年度（同一項に規定する最初の連結事業年度としようとする期間に限る。以下この項において「経過措置対象年度」という。）の期間内の各事業年度を除く。）に係る法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度（経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の連結事業年度を除く。）に係る法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度並びに経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置適用期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の各事業年度に係る法人の道府県民税並びに施行日前に開始した連結事業年度並びに経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の連結事業年度に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

15 新法附則第八条の規定は、平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の道府県民税及び平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に

終了する連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る法人の道府県民税について適用し、平成十五年一月一日前に開始した事業年度及び施行日前に終了した事業年度に係る法人の道府県民税並びに平成十五年一月一日前に開始した連結親法人事業年度及び施行日前に終了した連結親法人事業年度に係る法人の道府県民税については、なお従前の例による。

16 新法の規定中利子等（新法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等をいう。以下この項において同じ。）に係る道府県民税に関する部分（新法第二十五条の二第三項の規定（同項に規定する内国法人が支払を受ける利子等に係る部分に限る。）を除く。）は、平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等については、なお従前の例による。

17 新法第二十五条の二第三項の規定（同項に規定する内国法人が支払を受ける利子等に係る部分に限る。）は、同項に規定する内国法人が施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等について適用する。

18 新法の規定中特定配当等（新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る道府県民税に関する部分は、平成十六年一月一日以後に支払を受けるべき特定配当等について適用する。

19 新法の規定中特定株式等譲渡所得金額（新法第二十三条第一項第十六号に規定する特定株式等譲渡所得金額をいう。以下この項において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る道府県民税に関する部分は、平成十六年一月一日以後に支払うべき新租税特別措置法第三十七条の十一の三第三項に規定する特定口座内保管上場株式等の新租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する譲渡の対価及び新租税特別措置法第三十七条の十一の四第一項に規定する差金決済（以下この項において「差金決済」という。）に係る差益に相当する金額並びに同日以後に行われる差金決済により生じた同条第三項第一号に規定する差損金額に係る特定株式等譲渡所得金額について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、平成十六年

四月日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散（当該解散の日を含む事業年度開始の日が平成十六年四月一日以後である解散に限り、合併による解散を除く。以下この項及び附則第三十二条において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び第三項並びに附則第二十一条及び第三十二条において同じ。）について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の第十三項、第十四項、第十七項及び第二十一項から第二十三項までの規定は、施行日以後に開始する事業年度（法人税法等改正法附則第三条第一項の規定の適用を受けて旧法人税法第四条の二の承認を受ける同項に規定する内国法人（以下この項において「経過措置適用親法人」という。）、法人税法等改正法附則第三条第一項の規定の適用を受けて旧法人税法第四条の二の承認を受ける法人税法等改正法附則第三条第三項に規定する他の内国法人（以下この項において「経過措置適用子法人」という。）及び当該経過措置適用親法人の各連結事業年度（旧法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度をいう。）において当該経過措置適用親法人との間に旧法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人（以下この項において「経過措置期間加入法人」という。）の法人税法等改正法附則第三条第一項に規定する経過措置適用子法人、経過措置適用子法人及び及に経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の

期間内の各事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 旧法第七十二条の二十二第四項第十号の規定は、施行日前に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なおその効力を有する。

4 平成十六年四月一日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての新法第七十二条の二十六第七項の規定の適用については、同項中「第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人又は収入割」とあるのは、「収入割」とする。

5 新法第七十二条の四十三第二項の規定は、法人が施行日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が施行日前に行う行為又は計算については、なお従前の例による。

6 新法の規定（新法第七十二条の四十九の十二第三項の規定を除く。）中個人の事業税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十五年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

7 旧法第七十二条の二十第三項の規定により受けた承認は、新法第七十二条の四十九の十二第三項の規定により受けた承認とみなす。

（地方消費税に関する経過措置）

5 新法第七十二条の八十七及び附則第九条の五の規定は、所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）第六十条の規定による改正後の消費税法（昭和六十三年法律第八号）第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が平成十六年四月一日以後に開始する場合について適用し、所得税法等の一部を改正する法律第六十条の規定による改正前の消費税法第四十二条第一項、第四項、第六項又は第八項に規定する課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十一条の四第七項及び第八項の規定は、同条第七項に規定する営業の譲渡が施行

日から平成十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該営業の譲渡に係る不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十五年三月三十一日」とあるのは、「平成十六年三月三十一日」とする。

3 新法附則第十一条の五第一項及び第二項の規定は、平成十五年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 次項に定めるものを除き、新法附則第十一条の五第三項の規定は、平成十五年一月一日以後の新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、第七十三条の二十七の二第一項、附則第十一条第三項又は附則第十一条の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 平成十二年四月一日から平成十四年十二月三十一日までの間において、新法第七十三条の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十二項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、新法附則第十一条第三項に規定する交換によつて土地が失われた場合、新法附則第十一条の四第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用権が消滅した場合であつて、かつ、平成十五年一月一日以後に新法第七十三条の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一条第三項又は附則第十一条の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が旧法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八条第一項の固定資産評価

第十七 第		第七十三 条 第四十 項		第七十三 条 第四十 項	
登 録 価 格	決 定 価 格	登 録 価 格	決 定 価 格	登 録 価 格	決 定 価 格
登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）

附 則 第 十 一 条 第四 第三 項 第一 号		附 則 第 十 一 条 第三 項		第三 十 四 条 第二 十 項	
登 録 価 格	決 定 価 格	登 録 価 格	決 定 価 格	登 録 価 格	決 定 価 格
登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	登録された価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）	決定した価格（当該価格のうち附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）

した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が新法附則第十七条の第二項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び新法附則第十七条の第二項の修正基準）によつて決定した価格）中に新法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格（当該価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格（当該価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額）」と読み替へるものとする。

8 小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定により東京都知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が新法附則第十七条の第二項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける小笠原諸島振興開発特別措置法第十六条第一項の規定の適用については、同項中「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準」と読み替へるものとする。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第七条 平成十五年七月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第七十四条の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業

者等（新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第三百一十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡し渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により道府県たばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき百一円

二 新法附則第十二条の二第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき四十八円

前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十四条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第八号）附則第三百三十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を

[illegible]

及び当該経過措置適用親法人の各連結事業年度の連結所得（旧法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。）に対する法人税を課される最初の連結親法人事業年度（旧法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。）において当該経過措置適用親法人との間に旧法人税法第四条の二に規定する完全支配関係を有することとなった同条に規定する他の内国法人（以下この項において「経過措置期間加入法人」という。）の法人税法等改正法附則第三条第一項に規定する経過措置対象年度（同項に規定する最初の連結事業年度としていうとする期間に限る。以下この項において「経過措置対象年度」という。）の期間内の各事業年度を除く。）に係る法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度（経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の連結事業年度を除く。）に係る法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度並びに経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の各事業年度に係る法人の市町村民税並びに施行日前に開始した連結事業年度並びに経過措置適用親法人、経過措置適用子法人及び経過措置期間加入法人の経過措置対象年度の期間内の連結事業年度に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

15 新法附則第八条の規定は、平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の市町村民税及び平成十五年一月一日以後に開始し、かつ、施行日以後に終了する連結親法人事業年度（法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この項において同じ。）に係る法人の市町村民税について適用し、平成十五年一月一日前に開始した事業年度及び施行日前に終了した事業年度に係る法人の市町村民税並びに平成十五年一月一日前に開始した連結親法人事業年度及び施行日前に終了した連結親法人事業年度に係る法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

2 新法第三百四十三條第六項、第三百四十八條第二項第二号、第十一号の二、第十一号の五、第二十七号から第三十号まで及び第三十三号から第三十八号まで並びに第五項、第三百四十九條の三第五項、第十七項、第二十一項、第二十二項、第二十四項から第二十六項まで及び第三十五項、附則第十五條の二第二項第二号及び第二項並びに附則第十五條の三第二項の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十八條第二項第二号の四、第十六号及び第三十九号並びに第三百四十九條の三第四十項の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十八條第二項第十九号の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成十五年九月三十日までに取得された旧法第三百四十八條第四項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九條の三第二項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する構築物に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 新法第三百四十九條の三第十二項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する車両に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法第三百四十九條の三第十二項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新法第三百四十九條の三第二十項の規定は、石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行日の属する年（当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年の前年。以下この項において同じ。）の一月一日を賦課期日とする年度の翌年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同号に掲げる規定の施行日の属する年度の一月一日を賦課期日とする年度の翌年度以後の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

9 新法第三百四十九條の三第二十八項から第三十一項までの規定は、これらの規定に規定する固定資産（平成十八年三月三十一日までに取得された家屋及び償却資産を除く。）に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九條の三第二十八項から第三十一項までの規定に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成十八年度分までの固定資産税並びにこれらの規定に規定する固定資産のうち平成十八年三月三十一日までに取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新法第三百四十九條の三第三十二項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する線路設備に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第三十二項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 新法第三百四十九條の三第三十六項の規定は、平成十八年四月一日以後に取得された同項に規定する家屋及び償却資産に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十八年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九條の三第三十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 新法第三百四十九條の三第三十七項の規定は、平成十五年十月一日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

13 平成十五年九月三十日までに取得された旧法第三百四十九條の三第三十七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「日本鉄道建設公団」とあるのは、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」とする。

14 新法第三百四十九條の三第四十一項の規定は、平成十五年十月一日以後に取得された同項に規定する事務所及び倉庫に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

15 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に建設された旧法附則第十五條第一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第四項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成十一年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成十三年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第二十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十二條 平成十五年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、宅地等（新法附則第十七條第二号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四條第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第十八條第一項に規定する宅地等調整固定資産税額、新法附則第十八條の二に規定する商業地等調整固定資産税額、新法附則第二十五條第一項に規定する宅地等調整都市計画税額又は新法附則第二十五條の二に規定する都市計画税額の算定ができない場合には、当該宅地等について旧法附則第十八條第一項、第十八條の二、第二十五條第一項又は第二十七條の三の規定の例により仮に算定した当該宅地等に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等に

係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等に係る平成十五年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該宅地等に係る平成十五年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならぬ。

納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等については旧法附則第十八条第一項、第十八条の二、第二十五条第一項又は第二十七条の三の規定の例により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該土地等について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置)

第十三条 市町村は、平成十五年度から平成十七年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画

税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三の規定及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第二十五条の三の規定を適用しないことができる。

前項の場合には、新法附則第十八条第二項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成十五年度から平成十七年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条の規定を適用する。

第一項の場合には、新法附則第十八条第二項第二号に掲げる宅地等で平成十五年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成十五年度の宅地等」という。）^{（一）}、新法附則第十八条第二項第三号に掲げる宅地等で平成十六年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成十六年度の宅地等」という。）^{（二）}又は同条第二項第四号に掲げる宅地等で平成十七年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成十七年度の宅地等」という。）^{（三）}のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第五号に規定する類似土地をいう。以下同

つたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条の規定を適用する。

第一項の場合には、平成十五年度から平成十七年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の第三項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用地等である部分（以下この項において「非住宅用地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条、第十八条及び第十八条の二並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

前三項の規定は、平成十五年度から平成十七年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第二項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた新法附則第十八条第二項第一号から第三号まで」と、「及び第十八条」とあるのは「及び第二十五条」と、第三項中「附則第十八条第二項第二号」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた新法附則第十八条第二項第二号」と、「附則第十八条第二項第三号」とあるのは「附則第二十五条第二項において読み替えられた新法附則第十八条第二項第三号」と、「及び第十八条」とあるのは「及び第二十五条」と、前項中「第十八条及び第十八条の二」とあるのは「第二十五条及び第二十五条の二」と読み替えるものとする。

第十四条 平成十五年七月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

指定日前に地方税法第四百六十五条第一項の
売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等
(同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号
に規定する売渡しを除く。)が行われた製造業
者等(新法第四百六十五条第一項に規定する卸
売販売業者等)をいう。以下この項及び第七項に

において、これらの者が所得税法等の一部を改正

する法律（平成十五年法律第八号）附則第三百十一條第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者のものとして製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売却し渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市町村たばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき三百九円

二 新法附則第三十条の二第二項に規定する紙
巻たばこ 千本につき百四十六円

前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又是小売販売業者の営業所ごとに、事務省令で定める様式によって、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に当該貯蔵場所又是小売販売業者の営業所の所在地の市町村長に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法第
二条第二項に規定する製造たばこの区分をい
う。以下この号において同じ。）及び区分ご
との数量並びに当該数量により算出した市町
村たばこ税の課税標準となる製造たばこの
本数

二 前号の本数により算定した前項の規定による市町村たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第七条第三項に規定する道府県長が改ざりした申告書又は所得税法等の一部を改ざりした申告書（平成十五年法律第八号）附則第四百三十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する道府県知事又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた道府県知事又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場

九月三十日までに終了する事業年度分までの科学技術振興事業団の事業に対して課する事業に係る事業所税（旧法第七百一条の三十二第二項に規定する事業に係る事業所税をいう。）については、なおその効力を有する。

（都市計画税に関する経過措置）

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定で都市計画税に関する部分は、平成十五年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四十九条の三第二十六項、第三十五項及び第四十一項の規定に関する部分に限る。）並びに新法附則第十五条の二第二項及び第十五条の三第二項の規定は、平成十六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四十九条の三第二十八項から第三十一項までの規定に関する部分に限る。）は、新法第三百四十九条の三第二十八項から第三十一項までの規定の適用を受ける土地又は家屋（平成十八年三月三十一日までに取得された家屋を除く。）に対して課する平成十九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の三第二十八項から第三十一項までの規定の適用を受ける土地に対して課する平成十八年度分までの都市計画税及びこれらの規定の適用を受ける平成十八年三月三十一日までに取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四十九条の三第三十六項の規定に関する部分に限る。）は、平成十八年四月一日以後に取得された新法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十八年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第三十六項の規定の適用を受ける家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第十九条 平成十四年度に係る賦課期日に所在する土地（平成十五年度において新たに固定資産税を課することとなる土地又は同年度に係る賦課期日において地目の変換等（新法附則第十七条第三号に規定する地目の変換等をいう。）が

ある土地を除く。）のうち平成十四年度分の都市計画税額について旧法附則第二十七条の三第一項の規定により減額されたものに係る平成十五年度分の都市計画税に限り、新法附則第十七条第四号に規定する前年度課税標準額は、同号ロの規定にかかわらず、当該土地の次の各号に掲げる土地の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 次号又は第三号に掲げる土地以外の土地 次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに定める額（当該土地が平成十四年度分の都市計画税について旧法第七百二条の三又は附則第二十七條の規定の適用を受ける土地（以下この項において「平成十四年度住宅用地等」という。）であるときは、それぞれに定める額に旧法第七百二条の三又は附則第二十七條の規定により読み替えられた旧法附則第十九条の三第一項本文に定める率（以下この項において「住宅用地等特例率」という。）を乗じて得た額）

イ 平成十四年度において旧法附則第二十七條の三第一項第一号に規定する据置減額適用土地（以下この号において「平成十四年度据置減額適用土地」という。）であるもの 平成十四年度据置減額の基礎となる価額（当該平成十四年度据置減額適用土地が、同項第一号ハ（一）に掲げる土地であるときは同号ハ（一）に定める額とし、同号ハ（二）に掲げる土地であるときは同号ハ（二）に定める額とする。）

ロ 平成十四年度において旧法附則第二十七條の三第一項第二号に規定する引下げ減額適用土地（以下この号において「平成十四年度引下げ減額適用土地」という。）であるもの 平成十四年度引下げ減額の基礎となる価額（当該平成十四年度引下げ減額適用土地が、同項第二号ハ（一）に掲げる土地であるときは同号ハ（一）に定める額とし、同号ハ（二）に掲げる土地であるときは同号ハ（二）に定める額とし、同号ハ（三）に掲げる土地であるときは同号ハ（三）に定める額とする。）

二 旧法附則第二十七條の三第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用を受ける土地 当該土地に係る平成十四年度分の都市計画税額（当該土地が同年度分の都市計画税について旧法附則第二十五条第一項、

第二十六条第一項又は第二十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地であるときは、同年度の旧法附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額、旧法附則第二十六条第一項に規定する農地調整都市計画税額又は旧法附則第二十七条の二第二項に規定する市街化区域農地調整都市計画税額とし、旧法附則第二十七條の三第一項の規定により減額される前の都市計画税の額とする。以下この項において同じ。）に、当該土地に係る旧法附則第二十七條の三第二項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する類似土地の次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに定める額（当該類似土地が平成十四年度住宅用地等であるときは、それぞれに定める額に住宅用地等特例率を乗じて得た額）を当該類似土地に係る平成十四年度分の都市計画税額で除して得た数値を乗じて得た額

イ 平成十四年度において旧法附則第二十七條の三第二項の規定により読み替えられた同条第一項第一号に規定する据置減額適用土地（以下この号において「平成十四年度据置減額適用土地」という。）であるもの 平成十四年度据置減額の基礎となる価額（当該平成十四年度据置減額適用土地が、同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項第一号ハ（一）に掲げる土地であるときは同号ハ（一）に定める額とし、同号ハ（二）に掲げる土地であるときは同号ハ（二）に定める額とする。）

ロ 平成十四年度において旧法附則第二十七條の三第二項の規定により読み替えられた同条第一項第二号に規定する引下げ減額適用土地（以下この号において「平成十四年度引下げ減額適用土地」という。）であるもの 平成十四年度引下げ減額の基礎となる価額（当該平成十四年度引下げ減額適用土地が、同条第二項の規定により読み替えられた同条第一項第二号ハ（一）に掲げる土地であるときは同号ハ（一）に定める額とし、同号ハ（二）に掲げる土地であるときは同号ハ（二）に定める額とし、同号ハ（三）に掲げる土地であるときは同号ハ（三）に定める額とする。）

三 旧法附則第二十七條の三第四項の規定により読み替えられた同条第一項の規定の適用を受ける土地 当該土地に係る平成十四年度分

の都市計画税額に、当該土地に係る同条第四項の規定により読み替えられた同条第一項に規定する類似する宅地等の次に掲げる土地の区分に応じ、それぞれに定める額（当該類似する宅地等が平成十四年度住宅用地等であるときは、それぞれに定める額に住宅用地等特例率を乗じて得た額）を当該類似する宅地等に係る平成十四年度分の都市計画税額で除して得た数値を乗じて得た額

イ 平成十四年度において旧法附則第二十七條の三第四項の規定により読み替えられた同条第一項第一号に規定する据置減額適用土地（以下この号において「平成十四年度据置減額適用土地」という。）であるもの 平成十四年度据置減額の基礎となる価額（当該平成十四年度据置減額適用土地が、同条第四項の規定により読み替えられた同条第一項第一号ハ（一）に掲げる土地であるときは同号ハ（一）に定める額とし、同号ハ（二）に掲げる土地であるときは同号ハ（二）に定める額とする。）

ロ 平成十四年度において旧法附則第二十七條の三第四項の規定により読み替えられた同条第一項第二号に規定する引下げ減額適用土地（以下この号において「平成十四年度引下げ減額適用土地」という。）であるもの 平成十四年度引下げ減額の基礎となる価額（当該平成十四年度引下げ減額適用土地が、同条第四項の規定により読み替えられた同条第一項第二号ハ（一）に掲げる土地であるときは同号ハ（一）に定める額とし、同号ハ（二）に掲げる土地であるときは同号ハ（二）に定める額とし、同号ハ（三）に掲げる土地であるときは同号ハ（三）に定める額とする。）

2 新法附則第二十五条の三の規定により読み替えられた新法附則第十八条の三第一項に規定する特定用途宅地等のうち平成十四年度分の都市計画税額について旧法附則第二十七條の三第一項の規定により減額されたものに係る平成十五年度の特定用途前年度課税標準額（新法附則第二十五条の三の規定により読み替えられた新法附則第十八条の三第一項に規定する特定用途前年度課税標準額をいう。）は、新法附則第二十五条の三の規定により読み替えられた新法附則第十八条の三第二項第一号の規定にかかわらず、当該特定用途宅地等の前項第一号又は第二

号に掲げる土地の区分に応じ、同項第一号又は第二号に定める額とする。

3 新法附則第二十五条の三の規定により読み替えられた新法附則第十八条の三第三項第一号に規定する平成十四年度類似特定用途宅地等のうち平成十四年度分の都市計画税額について旧法附則第二十七条の三第一項の規定により減額されたものに係る平成十四年度類似課税標準額（新法附則第二十五条の三の規定により読み替えられた新法附則第十八条の三第三項第一号に規定する平成十四年度類似課税標準額をいう。）は、新法附則第二十五条の三の規定により読み替えられた新法附則第十八条の三第四項第一号の規定にかかわらず、当該平成十四年度類似特定用途宅地等の第一号又は第二号に掲げる土地の区分に応じ、同項第一号又は第二号に定める額とする。

（国民健康保険税に関する経過措置）
第二十條 新法第七百三条の四第二十六項の規定は、平成十五年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七条の二の規定は、平成十六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（二千五百年日本国際博覧会に係る経過措置）
第二十一條 新法附則第三十九条の二第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第五十三条第二十四項若しくは第三百二十一条の八第二十四項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十九条の二第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三十九条の二第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十二條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十七條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三十四條 前条の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律附則第六条第五項の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（地方税法の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第三十六條 前条の規定による改正後の地方税法の一部を改正する法律附則第八条第八項の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）
第四十條 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（以下この条において「新平成十三年地方税法等改正法」という。）附則第五条第二項の規定は、平成十六年三月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新平成十三年地方税法等改正法附則第五条第三項の規定は、平成十五年十月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 新平成十三年地方税法等改正法附則第八条第二項の規定は、平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 新平成十三年地方税法等改正法附則第八条第五項の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（平成一五年五月三〇日法律第五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成十五年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）
第十二條 前条の規定による改正後の地方税法（次項において「新地方税法」という。）第三百四十九条の三第四十二項の規定は、同項に規定する固定資産（平成十五年九月三十日までに取得された家屋及び償却資産を除く。）に対して課する平成十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、前条の規定による改正前の地方税法第三百四十八条第二項第三十一号に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成十五年分までの固定資産税並びに同号に規定する固定資産のうち平成十五年九月三十日までに取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 新地方税法第七百二条第二項の規定（新地方税法第三百四十九条の三第四十二項の規定に関する部分に限る。）は、新地方税法第三百四十九条の三第四十二項の規定の適用を受ける土地又は家屋（平成十五年九月三十日までに取得された家屋を除く。）に対して課する平成十六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、前条の規定による改正前の地方税法第三百四十一号の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十五年分までの都市計画税及び同号の規定の適用を受ける平成十五年九月三十日までに取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

附則（平成一五年五月三〇日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成一五年五月三〇日法律第五号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年六月一日法律第七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一五年六月一日法律第七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成一五年六月一八日法律第八号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
二 第二条中消防法目次の改正規定、同法第二条第七項、第五条の二、第八条の二の三、第十条、第十一条の四、第十三条の三、第十七条及び第十七条の二の改正規定、同法第十七条の二の五とし、同法第十七条の三の四から加える改正規定、同法第十七条の八、第三十七條の十から第三十七條の十二まで、第三十七條の十四、第三十七條の三、第三十七條の七から第三十七條の十一まで、第三十七條の十五及び第三十七條の十六の改正規定、同法第二十一条の十六の次に姓名を付する改正規定、同法第二十一条の十七、第二十一条の三十六及び第二十一条の四十の改正規定、同法第四章の二第三節を同法第四章の第三節とする改正規定、同法第四章の二第四節の節名の改正規定、同法第二十一条の四十五及び第二十一条の四十六の改正規定、同法第二十一条の四十八の改正規定、同法第二十一条の四十九とする改正規定、同法第二十一条の四十七の改正規定、同法第二十一条の四十八とし、同法第二十一条の四十六の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条の五十から第二十一条の五十七まで、同法第四章の二第四節を同法第四章の第三節とする改正規定、同法第四十一条、第四十一条の六、第四十三条の五、第四十四条第八号、第四十六条の二及び第四十六条の五の改正規定、

同法第四十一条、第四十一条の六、第四十三条の五、第四十四条第八号、第四十六条の二及び第四十六条の五の改正規定、

定、同条を同法第四十六条の六とし、同法第四十六条の四を同法第四十六条の五とし、同法第四十六条の三を同法第四十六条の四とし、同法第四十六条の二の次に一条を加える改正規定、同法別表を同法別表第一とし、同表の次に二表を加える改正規定並びに附則第六条から第八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一五年六月一八日法律第八六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九二号) 抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条中電気事業法目次の改正規定、第六章の改正規定並びに第六六条、第六七条、第六十二条の二、第六十七條の三、第六十七條の四及び第六十九條の二の改正規定並びに第三條の規定並びに附則第十七條、第十八條、第十九條第一項、第二十条から第三十八條まで、第四十一条、第四十三條、第四十五條、第四十六條、第四十八條、第五十一條及び第五十五條から第五十七條までの規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一五年六月一八日法律第九三号) 抄

第一条 この法律は、平成十五年十二月一日から施行する。

附 則 (平成一五年六月二〇日法律第一〇一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)の施行の日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月二四日法律第一二五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第二条の規定、第三条中会社法第十一条第二項の改正規定並びに附則第六条から附則第十五条まで、附則第二十一条から附則第三十一条まで、附則第三十四条から附則第四十一条まで及び附則第四十四条から附則第四十八条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

附 則 (平成一六年三月三一日法律第一七号) 抄

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七百条の三第四項の改正規定、同法第七百条の四の次に一条を加える改正規定、同法第七百条の九第一項の改正規定、同法第七百条の十一の二を削る改正規定、同法第七百条の十四の二の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百条の十五、第

七百条の十六第一項、第七百条の十九第二項、第七百条の二十二の二、第七百条の二十の三、第七百条の二十六第一項、第七百条の二十八及び第七百条の三十第三項の改正規定並びに附則第十五条第一項及び第三項の規定 平成十六年六月一日

二 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第三号の改正規定(「、都市基盤整備公団」を削る部分に限る。)、同法第七十三条の第二項及び第七十三条の四第一項第十一号の改正規定、同法第七十三条の七第十三号の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同法第七十三条の十四第八項、第七十三條の二十七の二第一項、第七十三條の二十八、第三百四十八條第二項第三十二号、第五百八十六條第二項第二十一号の二及び第二十七号の六並びに第六百二条第一項の改正規定、同法附則第十條に五項を加える改正規定(同条第十三項に係る部分に限る。)、同法附則第十條の二第一項の改正規定(「都市基盤整備公団」を「独立行政法人都市再生機構」に改める部分に限る。)、同法附則第十四條に四項を加える改正規定(同条第三十四項及び第三十五項に係る部分に限る。))並びに附則第十條第五項並びに第十二條第五項及び第七項の規定 平成十六年七月一日

三 第一条中地方税法第二十三条第一項の改正規定(同項第四号に係る部分を除く。)、同法第三十四條、第四十五條の二第二項第五号及び第七十二條の五十第二項の改正規定、同法第二百九十二條第一項の改正規定(同項第四号に係る部分を除く。)、同法第三百十四條の二及び第三百十七條の二第二項第五号の改正規定、同法附則第四條の二第五項の改正規定(「、第十号」を削る部分に限る。)、同条第六項の改正規定(「、第十号」を削る部分に限る。)、同法附則第三十三條の三第三項第一号及び第五項並びに第三十四條第三項第一号の改正規定、同条第四項の改正規定(「、第十号」を削る部分に限る。)、同法附則第三十五條の改正規定(「、第十号」を削る部分に限る。))並びに同法附則第三十五條の四の改正規定並びに附則第三條第三項、第四條第四項及び第九條第三項の規定 平成十七年一月一日

四 第一条中地方税法附則第十二條の三第一項の改正規定(同項に二号を加える部分に限る。))及び附則第六條第二項の規定 平成十七年四月一日

五 第一条中地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第八号の改正規定、同法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定(「中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第十号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項第二号」に改める部分に限る。)、同法第七十三條の十四第七項の改正規定(「都道府県若しくは」を「都道府県又は」に改める部分及び「又は環境事業団から環境事業団法(昭和四十年法律第九十五号)第十八條第一項第一号に規定する建物で政令で定めるものの譲渡しを受けた場合」を削る部分を除く。)、同法第七十三條の二十七の五第一項の改正規定(「中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法第二十一條第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五條第一項第三号ロの資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化」に改める部分に限る。))並びに同法第三百四十八條第二項第二十二号、第五百八十六條第二項第十二号及び第七百一條の三十四第三項第二十号の改正規定並びに附則第五條第二項、第十條第四項、第十二條第四項並びに第十八條第二項及び第三項の規定 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日

六 第一条中地方税法第七十二条の二十三第一項の改正規定及び同法第七十二条の四十九の八第一項の改正規定(「第二十一條及び」を削る部分を除く。))心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十五條第三十二項の改正規定 特定都市河川浸水被害対策法の施行の日

八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号及び第五十三條第一項の改正規定、同条第十

五項の改正規定（「第八十二条の十五」の下に「（同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同条第二十九項、同法第七十二条の四十第一項第二号、第二百九十二条第一項第四号及び第三百二十一条の八第一項の改正規定、同条第十五項の改正規定（「第八十二条の十五」の下に「（同法第四百四十五条の八において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）並びに同条第二十九項及び同法第七百三十四条第三項の改正規定 信託業法（平成十六年法律第五十四号）の施行の日

九 第一条中地方税法第二十四条第五項、第五十二條第二項第三号、第七十二条の五第一項第六号、第二百九十四条第七項、第三百十二條第三項第三号及び第七百一条の三十四第二項の改正規定 建築物の安全性及び市街地の防災機能の確保等を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第六十七号）第四条の規定の施行の日

十 第一条中地方税法第二十五条第一項第一号の改正規定（「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第七十二条の四第一項第一号の改正規定、同法第七十二条の三第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第四百四十六条第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第六百九十九条の四第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第七百二条の二第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。）、同法第七百四十四条第一項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。）並びに同条第二項の改正規定（「地方開発事業団」の下に「合併特例区」を加える部分に限る。）

る。）市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十八号）の施行の日

十一 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「地域振興整備公団」を削る部分に限る。）、同法第七十三条の四第一項第二十号の改正規定、同法第七十三条の四第一項第二十一号の改正規定（「中小企業総合事業団が中小企業総合事業団法（平成十一年法律第十九号）第二十一条第一項第十号」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法（平成十四年法律第四十七号）第十五条第一項第二号」に改める部分を除く。）、同法第七十三条の七第三号の改正規定（「地域振興整備公団」を「独立行政法人中小企業基盤整備機構」に改める部分に限る。）、同法第五百八十六條第二項第一号の二十五、第一号の二十六及び第七十三号の改正規定並びに同法附則第十條に五項を加える改正規定（同条第十二項に係る部分に限る。）並びに附則第十二條第三項、第三十三條及び第三十四條の規定 中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十二 第一条中地方税法第七十二条の四第一項第三号の改正規定（「奄美群島振興開発基金」を削る部分に限る。）、奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十三 第一条中地方税法附則第三十二条の八第二項の改正規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十三号）の施行の日

（更正、決定等の期間制限に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の五第三項の規定は、平成十六年四月一日（以下「施行日」という。）以後に同項の法定納期限が到来する道府県民税及び市町村民税の均等割（新法第二十六條第一項及び第三百十二條第一項に規定する法人等に対して課するものに限る。）若しくは法人税割若しくは法人に対して課する事業税又はこれらの地方税に係る加算金について適用

し、施行日前に当該法定納期限が到来したこれらの地方税に係る更正、決定又は加算金の決定のできる期間については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第二十四条の五並びに附則第四条の二及び第三十五条の二（第九項第一号を除く。）の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第二十三条（第一項第四号を除く。）、第三十四条及び第四十五条の二第一項第五号並びに附則第四条第七項第一号、第三十三條の第三項第一号、第三十四條第三項第一号、第三十五條の二第九項第一号及び第三十五條の四第二項第一号の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第四条（第七項第一号を除く。）の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第七條の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下この条及び附則第九条において「新租税特別措置法」という。）第四十一条の五第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の道府県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った所得税法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第十四号）第七條の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条及び附則第九条において「旧租税特別措置法」という。）第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第五条の三第一項の規定は、施行日以後に特定配当等（新法第二十三条第一項第十

五号に規定する特定配当等をいう。以下この項において同じ。）に係る新租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三十項に規定する事実が生ずる場合について適用し、施行日前に特定配当等に係る旧租税特別措置法第四条の二第九項又は第四条の三十項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

6 新法附則第三十四条（第三項第一号を除く。）の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税については、なお従前の例による。

7 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った第一條の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十四条の二第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 新法附則第三十五条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法附則第三十五条の三第八項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同項に規定する特定中小会社の特定株式（新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号及び第三号に定めるものにあつては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。）の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日以前に行った旧法附則第三十五条の三第八項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

10 平成十六年度分の個人の道府県民税に限り、附則第九条第九項の規定の適用を受ける者に係る当該年度分の道府県民税に関する申告書の提出期限については、新法第四十五条の二第二項中「三月十五日」とあるのは、「平成十六年四月三十日」とする。

11 平成十七年度分の個人の道府県民税に限り、平成十七年一月一日現在において、道府県内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で夫が住所を有する市町村内に住所を有するものに係る新法第三十八条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「五百円」とする。

12 新法附則第四条の二の規定の適用については、平成十七年度分の個人の道府県民税に限り、同条第七項第一号中「第八号」とあるのは、「第八号、第十号」とする。

13 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

14 新法第五十三条第六項、第八項、第十一項、第十二項、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項の規定は、平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた同条第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以後に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以後に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に開始した事業年度において生じた旧法第五十三条第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日前に開始した事業年度若しくは

計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。（事業税に関する経過措置）

第四条 新法第七十二条の二十三第二項の規定

は、平成十三年四月一日以後に開始した事業年度（連結事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する期間を除く。）において生じた新法第七十二条の二十三第二項の欠損金額又は同日以後に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額について適用し、同日前に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた旧法第七十二条の二十三第二項の欠損金額又は同日前に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の四十八第三項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項及び附則第二十二条において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の四十九の八第一項の規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十六年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の五十第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、平成十七年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後

の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法第七十三条の十四第七項及び第七十三条

の二十七の五第一項に規定する資金の貸付けを受けて、中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の施行の日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第六条 新法附則第十二条の三第四項及び第六項

の規定は、平成十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十二条の三第一項の規定は、平成

十七年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十六年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（狩猟者登録税に関する経過措置）

第七条 施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対

して課する狩猟者登録税については、なお従前の例による。

（道府県法定外普通通税に関する経過措置）

第八条 新法第二百五十九条第一項の規定は、施

行日以後に同条の規定によりされる協議の申出に係る道府県法定外普通通税の同項に規定する新設又は変更について適用し、この法律の施行の際現に旧法第二百五十九条の規定によりされている協議の申出に係る道府県法定外普通通税の同条に規定する新設又は変更については、なお従前の例による。

2 新法第二百五十九条第二項の規定は、施行日

以後に議会の議決がされる道府県法定外普通通税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた道府県法定外普通通税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中個人の市町村民税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第二百五十九条並びに附則第四条の二及

び第三十五条の二（第九項第一号を除く。）の

規定は、平成十七年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第二百九十二条（第一項第四号を除く。）

、第三百十四條の二及び第三百十七條の二第二項第五号並びに新法附則第四条第八項において準用する同条第七項第一号、新法附則第三十三条の三第五項において準用する同条第三項第一号、新法附則第三十四条第四項において準用する同条第三項第一号、新法附則第三十五条の二第十項において準用する同条第九項第一号及び新法附則第三十五条の四第四項において準用する同条第二項第一号の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第四条の規定（第七項第一号を除

く。）は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第四十一条の五第七項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第四十一条の五第三項第一号に規定する家屋又は土地若しくは土地の上に存する権利で同号に規定する譲渡資産に該当するものの譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十四条（第三項第一号を除く。）

の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新法附則第三十四条の二の規定は、所得割の

納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う同条第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧法附則第三十四条の二第二項に規定する優良住宅地等のための譲渡に該当する譲渡又は同条第二項に規

定する確立優良住宅地等予定地のための譲渡に該当する譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 新法附則第三十五条の規定は、所得割の納税義務者が平成十六年一月一日以後に行う新租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税について適用し、所得割の納税義務者が同日以前に行った旧租税特別措置法第三十二条第一項に規定する土地等又は建物等の譲渡に係る個人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法附則第三十五条の第三十二項において準用する同条第八項の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に行う同項に規定する特定中小会社の特定株式（新租税特別措置法第三十七条の十三第一項第二号及び第三号に定めるものにあつては、施行日以後に払込みにより取得をするものに限る。）の譲渡について適用し、所得割の納税義務者が施行日前に行った旧法附則第三十五条の第三十二項において準用する同条第八項に規定する特定株式の譲渡については、なお従前の例による。

9 平成十六年度分の個人の市町村民税に限り、施行日の前日において旧法附則第三条の第四項の規定に該当する者であり、かつ、平成十六年一月一日現在の住所所在地の市町村長に対して当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要しなかった者（当該市町村における旧法第三十七條の二第一項ただし書に規定する条例で定めるものに限る。）で、施行日において新たに当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要することとなるものに係る新法第三十七條の二の規定の適用については、同条第三項中「三月十五日」とあるのは、「平成十六年四月三十日」とする。

10 平成十七年度分の個人の市町村民税に限り、平成十七年一月一日現在において、市町村内に住所を有することにより均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻で当該市町村内に住所を有するものに係る新法第三十條の規定の適用については、同条中「三千円」とあるのは、「千五百円」とする。

11 新法附則第四条の二の規定の適用については、平成十七年度分の個人の市町村民税に限り、同条第八項において準用する同条第七項第一号中「第八号」とあるのは、「第八号、第十号」とする。

12 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

13 新法第三百二十一条の八第六項、第八項、第十一項、第十二項、第十五項、第十六項、第十九項又は第二十項の規定は、平成十三年四月一日以後に開始した事業年度において生じた同条第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以後に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以後に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日以前に開始した事業年度において生じた旧法第三百二十一条の八第六項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以前に開始した連結事業年度において生じた同条第十一項の控除対象個別帰属税額、同日以前に開始した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十五項の控除対象還付法人税額又は同日以前に開始した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十九項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十三條第九項の規定は、施行日以後に取り付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取り

付けられた同項に規定する特定附帯設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 施行日前に設けられた旧法第三百四十八條第二項第十五号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十八條第二項第二十二号の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 新法第三百四十八條第三十二号の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百四十九條の三第二項の規定は、施行日以後に敷設された同項に規定する構築物に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 旧法第三百四十九條の三第十六項に規定する固定資産税に対して課する平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

8 新法第三百四十九條の三第十七項の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

9 旧法第三百四十九條の三第十八項に規定する固定資産税に対して課する平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

10 施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第三十二項に規定する線路設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 新法第三百四十九條の三第三十五項の規定は、施行日以後に建設された同項に規定する変電所の用に供する償却資産に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に建設された旧法第三百四十九條の三第三十七項に規定する変電所の用に供する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 新法第三百四十九條の三第三十七項の規定は、施行日以後に取得された同項に規定する償却資産に対して課する平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧法附則第十五條第二項に規定する土地及び家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 施行日前にされた旧法第三百八十二條の三の規定に基づく証明書の交付の請求については、なお従前の例による。

14 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五條第三項に規定する倉庫等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第五項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第六項第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第九項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成九年度から平成十五年度までの間に新たに固定資産税が課されることとなった旧法附則第十五條第十項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二十項に規定する土地及び家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23 平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十

五条第二十四項に規定する国の機関との共同研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成十二年四月一日から平成十七年三月三十一日まで」とあるのは「平成十二年四月一日から平成十六年三月三十一日まで」と、又は特定独立行政法人（独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいい、非課税独立行政法人であるものに限る。以下本項において同じ。）と共同して研究を行う民法第三十四条の法人が政令で定めるものが当該特定独立行政法人が所有する土地（その使用の対価が時価より低く定められたものとして総務省令で定めるものに限る。）の上に平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得した当該研究に必要な施設の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの」とあるのは「で当該民法第三十四条の法人が国立大学法人と共同して行う研究に必要な施設の用に供されているものであつて当該民法第三十四条の法人が当該国立大学法人が所有する土地（当該国立大学法人が国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）附則第九条第一項の規定により国から承継した土地でその使用の対価が時価より低く定められたものとして総務省令で定めるものに限る。）の上に所有する家屋及び償却資産」とする。

平成十五年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十二項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成十二年八月一日から平成十六年三月三十一日までの間に食品流通構造改善促進法第四条第二項の規定による認定を受けた同条第六項に規定する構造改善計画に基づき同法第二条第三項第二号の事業が実施される卸売市場法第二条第四項に規定する地方卸売市場において直接その本来の事業の用に供された旧法附則第十五条第三十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

市町村たばこ税に関する経過措置
第十一条 新法第四百八十五条の十三第一項の規定は、平成十六年度以後の年度の市町村たばこ税について適用し、平成十五年度までの市町村たばこ税については、なお従前の例による。

平成十六年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは「除して得た割合に百分の百十二を乗じて得た割合」と、「当該超える部分に相当する額」とあるのは「当該超える部分に相当する額の二分の一に相当する額」とする。

平成十七年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百四を乗じて得た割合」とする。

特別土地保有税に関する経過措置
第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第六百二条の規定を除く。）中土地に対して課する特別土地保有税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十五年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第六百二条の規定を除く。）中土地の取得に対して課する特別土地保有税に関する部分は、施行日以後の土地の取得に対して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

新法第五百八十六條第二項第一号の二十五及び第一号の二十六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

新法第五百八十六條第二項第十二号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

新法第五百八十六條第二項第二十一号の二及び第二十七号の六の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

新法第五百八十六條第二項第二十三号の規定（土地に対して課する特別土地保有税に関する部分に限る。）は、平成十七年度以後の年度分の土地に対して課する特別土地保有税について適用し、平成十六年度分までの土地に対して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

旧法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をすることにつき同項に規定する市町村長の認定を受けた土地の所有者等（旧法第五百八十五条第一項に規定する土地の所有者等をいう。）は、新法第六百二条第一項第一号ハに掲げる土地の譲渡をすることにつき同項に規定する市町村長の認定を受けたものとみなす。

新法第六百六十九條第一項の規定は、施行日以後に同条の規定によりされる協議の申出に係る市町村法定外普通税の同項に規定する新設又は変更について適用し、この法律の施行の際現に旧法第六百六十九條の規定によりされている協議の申出に係る市町村法定外普通税の同条に規定する新設又は変更については、なお従前の例による。

新法第六百六十九條第二項の規定は、施行日以後に議会の議決がされる市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた市町村法定外普通税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

新法附則第三十二條第一項、第四項及び第六項から第十三項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

新法附則第三十二條第一項、第四項及び第六項から第十三項までの規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税に対して適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

施行日前の旧法附則第三十二條第五項及び第十項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

新法第七百條の四の二の規定は、平成十六年六月一日以後に製造される軽油の販売、消費又は譲渡に対して課する軽油引取税について適用する。

新法第七百條の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定による製造の承認は、これらの号の規定の例により、平成十六年六月一日前にあつても行うことができる。

平成十六年六月一日前に旧法第七百條の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた混和の承認は、新法第七百條の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた製造の承認とみなす。

新法第七百條の二十二の二第一項第一号又は第二号の規定によりされた製造の承認とみなす。

新法第七百一條の三十四第三項第二十号に規定する譲渡を受けた施設に係る事業のうち、平成十六年四月一日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十六年度分までの個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税については、なお従前の例による。

旧法第七百一條の三十四第三項第二十号に規定する資金の貸付けを受けて設置された施設に係る事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

旧法附則第三十二條の七第十項の規定は、平成十六年四月一日以後に最初に終了する事業年

度分までの法人の事業及び平成十六年分までの個人の事業に対して課すべき事業所税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「環境事業団から」とあるのは「独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団から」と、「環境事業団法」とあるのは「同法附則第二十条の規定による廃止前の環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）」とする。

5 旧法附則第三十二条の七第十一項に規定する事業のうち、同項に規定する特定施設に係る事業所等（新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいい、平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設されたものに限る。）が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該特定施設に係る民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）第六条に規定する認定事業者が行う事業に対して課すべき事業所税のうち資産制の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

6 旧法附則第三十二条の八第二項に規定する事業のうち、施行日から特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成十六年法律第九十三号）の施行の日の前日までに終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税に係る同項の規定の適用については、同項中「平成十六年三月三十一日」とあるのは「平成十六年六月三十日」と、「二分の一」とあるのは「三分の一」とする。

第十九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十九条の三第十六項の規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する平成十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成十四年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に新設し、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する倉庫等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成八年四月一日から平成十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する土地及び家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。（国民健康保険税に関する経過措置）

第二十條 新法附則第三十六条の規定は、平成十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。（法定外目的税に関する経過措置）

第二十一条 新法第七百三十一条第二項の規定は、施行日以後に同条の規定によりされる協議の申出に係る法定外目的税の同項に規定する新設又は変更について適用し、施行の際現に旧法第七百三十一条第二項の規定によりされている協議の申出に係る法定外目的税の同項に規定する新設又は変更については、なお従前の例による。

2 新法第七百三十一条第三項の規定は、施行日以後に議会の議決がされる法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例の制定について適用し、施行日前に議会の議決がされた法定外目的税の新設又は変更をする旨の条例の制定については、なお従前の例による。

（二千五年日本国際博覧会に係る経過措置）

第二十二條 新法附則第三十九条の二第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十三條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十五條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十四條 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八条第三項の規定は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（平成一六年四月二二日法律第三六号）抄

第一条 この法律は、千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する千九百七十八年の議定書によって修正された同条約を改正する千九百九十七年の議定書（以下「第二議定書」という。）が日本国について効力を生ずる日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年四月二二日法律第三七号）抄

第一条 この法律は、平成十七年三月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一六年五月二六日法律第五六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年五月二六日法律第五七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七條、第七條の二第三項、第八條第三項、第九條第七項及び第九條の三第六項の改正規定、第九十條に五項を加える改正規定、第九十一條第七項、第二百五十二條の二第六の二、第二百五十二條の二十六の七、第二百五十五條、第二百五十九條第四項及び第二百八十一條の五の改正規定並びに次条から附則第八条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年五月二八日法律第六一号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

附則（平成一六年六月二日法律第七六号）抄

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八

項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三項において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。

（罰則の適用等に関する経過措置）

第十二條 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四條 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一六年六月九日法律第八四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一六年六月九日法律第九四号）抄

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、附則第七條及び第二十八條の規定は公布の日から、附則第四條第一項から第五項まで及び第九項から第十一項まで、第五條並びに第六條の規定は平成十六年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第二十六條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第二十七條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令委任）

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

年一月一日

三第三十五項の改正規定（「若しくは本州四

○ 港灣の活性化のための港灣法等の一部を

改正する法律（平成十七年法律第四十五号）
附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日
十五 第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十六項及び第三十七項に係る部分に限る。）民間事業者の能力を活用した市街地の整備を推進するための都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十四号）附則第一条ただし書に規定する日

十六 第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十八項に係る部分に限る。）農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十三号）の施行の日

十七 第一条中地方税法附則第十一条に六項を加える改正規定（同条第三十九項に係る部分に限る。）通訳案内業法及び外国人観光客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第五十四号）附則第一条ただし書に規定する日

十八 第一条中地方税法附則第十四条に一項を加える改正規定及び同法附則第十五条に三項を加える改正規定（同条第五十九項に係る部分に限る。）都市鉄道等利便増進法（平成十七年法律第四十一号）の施行の日

十九 第一条中地方税法附則第十五条に三項を加える改正規定（同条第五十七項に係る部分に限る。）水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十七号）の施行の日

二十 第一条中地方税法附則第十五条に三項を加える改正規定（同条第五十八項に係る部分に限る。）港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十四条の五第一項（以下「新法」という。）第二十四条の五第一項

第二号並びに附則第四十条第六項及び第七項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の道府県民税については、第八項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 平成十八年度分の個人の道府県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新法第三十八条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「三百円」とする。

3 道府県は、平成十八年度分の個人の道府県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（新法第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新法の規定中所得割に関する部分（新法第三十七條の三を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の二に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三十七條の三の規定の適用については、同条中「第三十五條から前条まで」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第二条第三項」とする。

4 平成十九年度分の個人の道府県民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新法第三十八条の規定の適用については、同条中「千円」とあるのは、「六百円」とする。

5 道府県は、平成十九年度分の個人の道府県民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（新法第二十四条の五第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）の規定中所得割に関する部分（新法第三十七條の三を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三十七條の三の規定の適用については、同条中「第三十五條及び前二條」を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第二条第五項」とする。

6 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第四十八条第一項の規定により道府県の徴税吏員が行っている徴収又は滞納処分は、新法第四十八条第一項の規定により道府県の徴税吏員が行っている徴収又は滞納処分とみなす。

7 新法附則第三十五條の二の二の規定は、平成十七年四月一日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項に規定する事実が発生する場合について適用する。

8 新法附則第三十五條の三（所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）第五条の規定による改正後の租税特別措置法（次項並びに附則第六條第八項及び第九項において「新租税特別措置法」という。）第三十七條の十三第一項第一号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。

9 新法附則第三十五條の三（新租税特別措置法第三十七條の十三第一項第四号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。（事業税に関する経過措置）

第三条 新法第七十二條の二十三第一項及び第七十二條の四十九の八第一項の規定は、障害者自立支援法の施行の日以後に行われるこれらの規定に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについて適用し、同日前行われた旧法第七十二條の二十三第一項又は第七十二條の四十九の八第一項に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについては、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の四十八第三項及び第四項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日以前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日以前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法第七十三條の四第一項第二十一号の規定は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が同号に規定する土地のうち中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）附則第十六條の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四條第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第三十二條第一項第一号から第三号までに規定する業務の用に供する土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課すべき不動産取得税については、当該土地の取得が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日から平成十九年三月三十一日までの間に行われたときに限り、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七十三條の四第一項第二十一号中「新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第三十二條第一項第一号から第三号まで」とあるのは、「中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）附則第十六條の規定によりなお効力を有することとされる同法附則第四條第二号の規定による廃止前の新事業創出促進法（平成十年法律第五十二号）第三十二條第一項第一号から第三号まで」とする。

3 新法附則第十一條第十六項に規定する代替家屋の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「敷地の用に供されていた土地が土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるもの（以下この項において「特定地区」という。）の区域内にある場合において、当該被災

税及び施行日以前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の四十八第三項及び第四項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日以前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 新法附則第十一條第十六項に規定する代替家屋の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「敷地の用に供されていた土地が土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるもの（以下この項において「特定地区」という。）の区域内にある場合において、当該被災

税及び施行日以前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

家屋の所有者その他の政令で定める者が、当該特定地区の区域内に」とあるのは、「所有者その他の政令で定める者が、」とする。

（自動車税に関する経過措置）

第五条 新法第五百十條第四項、第五百十一條第三項及び第四項並びに第五百十一條の二の規定は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第六条 新法第二百九十五條第一項第二号並びに附則第四十條第八項及び第九項の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、第八項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 平成十八年度分の個人の市町村民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新法第三百十條の規定の適用については、同条中「三千円」とあるのは、「千円」とする。

3 市町村は、平成十八年度分の個人の市町村民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（新法第二百九十五條第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新法の規定中所得割に関する部分（新法第三百十四條の八第一項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の二に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三百十四條の八第一項の規定の適用については、同項中「第三百十四條の三、第三百十四條の四及び前条」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六條第三項」とする。

4 平成十九年度分の個人の市町村民税の均等割に限り、前年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であった者（新法の施行地に住所を有しない者を除く。）に係る新法第三百十條の規定の適用については、同条中「三千円」とあるのは、「二千円」とする。

5 市町村は、平成十九年度分の個人の市町村民税の所得割に限り、所得割の納税義務者で、前

年の合計所得金額が百二十五万円以下であり、かつ、平成十七年一月一日現在において年齢六十五歳以上であったものの所得割（新法第二百九十五條第一項に規定する分離課税に係る所得割を除く。以下この項において同じ。）については、新法及び租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の規定中所得割に関する部分（新法第三百十四條の八第一項を除く。）を適用した場合における所得割の額から、当該額の三分の一に相当する額を控除するものとする。この場合における新法第三百十四條の八第一項の規定の適用については、同項中「第三百十四條の三及び前二條」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六條第五項」とする。

6 新法第三百十七條の六第三項の規定は、平成十八年一月一日以後に同項に規定する給与の支払を受けなくなった者がある場合について適用する。

7 新法附則第三十五條の二の二の規定は、施行日以後に同条第一項に規定する事実が発生する場合について適用する。

8 新法附則第三十五條の三（新租税特別措置法第三十七條の十三第一項第一号に定める特定株式に関する部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が中小企業経営革新支援法の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十号）の施行の日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用し、所得割の納税義務者が同日前に払込みにより取得をした同号に定める特定株式については、なお従前の例による。

9 新法附則第三十五條の三（新租税特別措置法第三十七條の十三第一項第四号に定める特定株式に係る部分に限る。）の規定は、所得割の納税義務者が施行日以後に払込みにより取得をする同号に定める特定株式について適用する。

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十七年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十六年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成十八年四月一日前に建設された旧法第三百四十八條第二項第二号の四に規定するトンネルに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第二項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九條の三第十項の規定は、平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九條の三第十項に規定する固定資産に対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 旧法第三百四十九條の三第十一項に規定する固定資産に対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

6 施行日前に製造された旧法第三百四十九條の三第十二項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 施行日前に敷設された旧法第三百四十九條の三第二十一項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新法第三百四十九條の三第三十三項の規定は、平成十八年四月一日以後に建設された同項に規定する償却資産に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十八年三月三十一日までに建設された旧法第三百四十九條の三第三十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 新法第三百四十九條の三第三十七項の規定は、平成十九年四月一日以後に取得された同項に規定する事務所及び倉庫に対して課する平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十九年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九條の三第三十九項に規定する事務所及び倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 新法第三百四十九條の三第三十八項の規定は、同項に規定する固定資産（平成十九年三月三十一日までに取得された家屋及び償却資産を除く。）に対して課する平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九條の三第四十項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成十九年度分までの固定資産税並びに同項に規定する固定資産のうち平成十九年三月三十一日までに取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法

附則第十五條第三項に規定する特定倉庫、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十六年四月一日から大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五條第五項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成十四年四月一日から大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に取得された旧法附則第十五條第八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五條第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成十三年八月二十四日から平成十七年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第十二項に規定する緑化施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第十四項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第二十九項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成十三年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第三十項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成十五年一月二日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第五十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成十五年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第五十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 新法附則第十五条の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産に対して課する平成十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第八条 次項に定めるものを除き、新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十二条第十一項の規定は、平成十七年十月一日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日に行つた旧法附則第三十二条第十一項に規定する自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十七年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十七年前の年分の個人の事業及び平成十七年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 新法第七百一条の三十一第一項第五号及び第二項の規定は、平成十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の事業及び平成十八年以後の年分の個人の事業で同日以後に開始するものに対して課すべき事業所税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の事業及び平成十八年分の個人の事業で同日前に開始したものに対して課すべき事業所税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人の事業並びに平成十八年分の個人の事業で平成十八年四月一日以後に開

始するもの及び平成十九年分の個人の事業で平成十九年三月三十一日以前に開始するものに係る新法第七百一条の三十一第一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とあるのは、「六十二歳」とする。

4 第二項の規定にかかわらず、平成十九年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人の事業並びに平成十九年分の個人の事業で平成十九年四月一日以後に開始するもの、平成二十年分の個人の事業、平成二十一年分の個人の事業及び平成二十二年分の個人の事業で平成二十二年三月三十一日以前に開始するものに係る新法第七百一条の三十一第一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とあるのは、「六十三歳」とする。

5 第二項の規定にかかわらず、平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の法人の事業並びに平成二十二年分の個人の事業で平成二十二年四月一日以後に開始するもの、平成二十三年分の個人の事業、平成二十四年分の個人の事業及び平成二十五年分の個人の事業で平成二十五年三月三十一日以前に開始するものに係る新法第七百一条の三十一第一項第五号及び第二項の規定の適用については、「六十五歳」とあるのは、「六十四歳」とする。

6 旧法第七百一条の三十四第三項第一号に掲げる施設に係る事業所等（新法第七百一条の三十一第一項第五号に規定する事業所等をいう。次項において同じ。）において行う事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

7 旧法附則第三十二条の七第二項に規定する事業のうち、同項に規定する中核的民間施設に係る事業所等（平成十一年四月三日から平成十三年三月三十一日までの間に新設されたものに限り、）が新設された日から五年を経過する日以後に最初に終了する事業年度分までの当該中核的民間施設に係る同項に規定する者が行う事業に対して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十七年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平

成十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四十九条の第三十項の規定に関する部分に限る。）は、新法第三百四十九条の第三十項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の第三十項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 旧法第三百四十九条の第三十一項の規定の適用を受ける家屋に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

4 新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四十九条の第三十七項の規定に関する部分に限る。）は、平成十九年四月一日以後に取得された新法第三百四十九条の第三十七項の規定の適用を受ける土地及び家屋に対して課する平成二十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十九年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九条の第三十九項の規定の適用を受ける土地及び家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四十九条の第三十八項の規定に関する部分に限る。）は、新法第三百四十九条の第三十八項の規定の適用を受ける土地及び家屋（平成十九年三月三十一日までに取得された家屋を除く。）に対して課する平成二十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第三百四十九条の第三十四項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成十九年度分までの都市計画税及び同項の規定の適用を受ける平成十九年三月三十一日までに取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

6 平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第三項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

7 新法附則第十五条の二第二項の規定は、平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産（償却資産を除く。）に対して課する平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）
第十一条 新法第七百三条の四第十七項及び第二十六項の規定は、平成十七年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成十六年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（阪神・淡路大震災に係る固定資産税及び都市計画税の特例に関する経過措置）

第十二条 平成十七年度から平成十九年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税に係る新法附則第十六条の二第一項から第九項までの規定の適用については、同条第一項中「特定地区（土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の区域内にあるもののうち」とあるのは、「のうち」と、同条第二項中「において、特定地区の区域内に」とあるのは、「において」と、同条第三項及び第四項中「のうち特定地区の区域内にあるものに対して」とあるのは「に対して」と、同条第六項から第九項までの規定中「であり、かつ、特定地区の区域内にある」とあるのは「である」とする。

2 施行日から平成十九年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された新法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「家屋の敷地の用に供されていた土地が特定地区の区域内にある場合において、当該滅失し、又は損壊した家屋」とあるのは「家屋」と、「間に、当該特定地区の区域内に」とあるのは「間に」とする。

3 平成十一年一月二日から平成十七年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税及び都市計画税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一七年三月三十一日法律第二二二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中関税法の目次の改正規定（第四十一条の二）を「第四十一条の三」に改める部分を除く。）、同法第二条第一項第四号の二の改正規定、同法第六条の二第一項第二号への改正規定、同法第七条の五第一号ニの改正規定及び同号ニを同号ホとし、同号ハを同号ニとし、同号ロの次に次のように加える改正規定、同法第七条の六第四項の改正規定、同法第七条の十二第一項第二号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号に次のように加える改正規定、同法第八条第二項の改正規定、同法第九条第三項及び第四項の改正規定、同法第九条の三第一項及び第四項の改正規定、同法第二章第四節の二中第十二条の三の次に一条を加える改正規定、同法第十三条第二項第一号の改正規定、同法第十四条第三項第四号及び第二項第五号並びに第四項の改正規定、同法第十四条の二第二項の改正規定、同法第七十二条の改正規定、同法第七十三条第一項の改正規定、同法第九十四条第一項の改正規定及び同条第二項の改正規定（「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律」を「電子帳簿保存法」に改める部分を除く。）、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に一項を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定（「の規定により」を「（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により」に改める部分に限る。）、同法第一百五十一条第四号の二の改正規定、同法第一百五十一条第五号の改正規定（「第九十四条第一項」の下に「（同条第

二項において準用する場合を含む。）」を加える部分に限る。）、同法第十一章第二節中第三百三十七条の前に一条を加える改正規定、同法第三百三十七条の改正規定、同法第三百三十八条第一項の改正規定並びに同法第四百十条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中関税暫定措置法第十一条第一項の改正規定及び同法第十三条の改正規定並びに附則第三条第一項、第五項及び第六項、附則第六条並びに附則第七条の規定、附則第八条中輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第六条第五項の改正規定並びに同法第十九条第一項の改正規定及び同条に一項を加える改正規定並びに附則第十条及び附則第十一条の規定 平成十七年十月一日

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第七條 附則第一条第一号に定める日前にした行為及び附則第十一条各号に掲げる課税貨物に關して同日以後にした行為に係る地方消費税の貨物割（地方税法第七十二条の七十七第三号（地方消費税に関する用語の意義）に規定する貨物割をいう。）に関する犯則事件については、なお従前の例による。

附則（平成一七年六月二二日法律第七〇号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一七年七月二九日法律第八九号）抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成一七年一〇月二二日法律第一〇二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。ただし、第六十二条中租税特別措置法第八十四条の五の見出しの改正規定及び同条に一項を加える改正規定（第二百二十四条中証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律附則第一条第二号の改正規定及び同法附則第八十五条を同法附則第八十六条とし、同法附則第八十二条か

ら第八十四条までを一条ずつ繰り下げ、同法附則第八十一条の次に一条を加える改正規定並びに附則第三十条、第三十一条、第三十四条、第六十条第三十二項、第六十六條第一項、第六十七條及び第九十三條第二項の規定は、郵政民営化法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八十三條 国内に住所を有する個人で第七十八条の規定による改正前の所得税法（次項において「旧所得税法」という。）第九条の二第一項に規定する障害者等であるものが施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金（附則第五条第一項各号に掲げる郵便貯金に限る。次項において「承継郵便貯金」という。）に係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

2 国内に住所を有する個人で旧所得税法第九条の二第一項に規定する障害者等であるものが施行日前に預入をした同項に規定する郵便貯金（承継郵便貯金を除く。）で施行日前に支払を受けるべき当該郵便貯金の利子で施行日の前日を含み利子の計算期間に対応するものに係る道府県民税の利子割については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)
第二百七條 この法律の施行前にした行為、この附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便為替法第三十八條の八（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九條第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十條（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一條及び第七十二

条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第四百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成一七年一月七日法律第一二三号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、第二百三十二條から第二百三十八條まで及び第二百三十二條の規定 公布の日

附則（平成一八年三月三十一日法律第七二号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第七百条の二十二の三の改正規定並びに同法附則第十五条第二十八項から第三十項までの改正規定及び同条に三項を加える改正規定（同条第五十七項に係る部分に限る。）並びに附則第十三条第二十三項及び第二十四項の規定 平成十八年六月一日

二 第一条中地方税法第七十四条の五及び第四百六十八條の改正規定並びに同法附則第十二條の二及び第三十條の二の改正規定並びに附則第九條及び第十七條の規定 平成十八年七月一日

三 第一条中地方税法第七十七條の六の改正規定、同法第七十二條の四十三第四項の改正規定（「有会社」を「合同会社」に改める部分を除く。）、同法第七十三條の四第一項第四号及び第四号の四から第四号の七までの改正規定、同項第五号の改正規定（「第四号の七まで」を「第四号の四まで、第四号の七」に改める部分に限る。）、同法第三百四十八條第二項の改正規定（同項第九号、第十一号の三、第十一号の四、第三十六号、第三十七号及び第三十九号の改正規定を除く。）、同法第五百八十六條第二項第四号の五及び第七百一条の三十四第三項第十号の四から第十号の七までの改正規定並びに附則第七條第五項、第八條第二項及び第三項、第十三條第二項から

第五項まで並びに第十九条第二項の規定 平成十八年十月一日

四 第一条中地方税法第二十條の五の三、第五十條の四、第七十一條の十四、第七十一條の十五、第七十一條の三十五、第七十一條の三十六、第七十一條の五十五、第七十一條の五十六、第七十二條の四十六、第七十二條の四十七、第七十四條の二十三、第七十四條の二十四、第九十條、第九十一條、第二百七十八條、第二百七十九條、第三百十七條の二第五項、第三百二十八條の三、第三百二十八條の十一、第三百二十八條の十二、第四百八十三條、第四百八十四條、第五百三十六條、第五百三十七條、第六百九條、第六百十條、第六百八十八條、第六百八十九條、第六百九十九條の二十一、第六百九十九條の二十二、第七百條の三十三、第七百條の三十四、第七百一條の十二、第七百一條の十三、第七百一條の六十一、第七百一條の六十二、第七百二十一條、第七百二十二條、第七百三十三條の十八及び第七百三十三條の十九の改正規定、同法附則第七條並びに第八條第七項及び第八項の改正規定、同法附則第三十五條の二第二項の改正規定（「除く。」の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加える部分に限る。）並びに同法別表第一及び別表第二を削る改正規定並びに附則第四條、第五條第三項及び第十四項並びに第十一條第三項及び第十一項の規定 平成十九年一月一日

五 第一条中地方税法第三十二條第九項、第三十四條第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三十五條第一項並びに第三十六條から第三十七條の二までの改正規定、同法第三十七條の三の改正規定（「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分を除く。）、同法第四十五條の二第二項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。）、同法第四十七條、第五十三條第四十一項、第七十一條の四十七第一項、第七十一條の六十七第七項並びに第七十二條の二十四の七第七項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「生命保険業及び損害保険業」を「及び保険業」に改める部分を除く。）、同条第四項第一号ハ及び第二号並びに第三号の改正規定、同法第七十

三條の十四第六項、第三百十三條第九項、第三百十四條の二第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項並びに第十項、第三百十四條の三第一項、第三百十四條の四、第三百十四條の六並びに第三百十四條の七の改正規定、同法第三百十四條の八の改正規定（場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分を除く。）、同法第三百十七條の二第二項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分に限る。）、同法第三百四十九條の三第三十一項の改正規定並びに同法第七百三十四條第三項の表の改正規定並びに同法附則第三條の三第二項の改正規定（「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「三十五万円を」を「三十二万円を」に改める部分を除く。）、同法附則第四條から第四條の三までの改正規定、同法附則第五條第一項の改正規定（「第三十六條」を「第三十七條」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定に限る。）、同条第二項の改正規定、同条第三項の改正規定（「第三百十四條の四」を「第三百十四條の六」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定に限る。）、同条第四項の改正規定、同条附則第五條の三第二項を削る改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法附則第六條、第九條の二、第三十三條の三から第三十五條までの改正規定、同法附則第三十五條の二の改正規定（同条第二項の改正規定（「除く。」の下に「その他政令で定める事由により交付を受ける政令で定める金額」を加える部分に限る。）、同法附則第三十五條の二の二から第三十五條の二の四まで、第三十五條の二の六から第三十五條の四の二まで及び第三十五條の六から第三十七條の二までの改正規定並びに同法附則第四十條を削る改正規定並びに附則第二條、第三條、第五條第二項及び第九項から第十一項まで、第六

条、第七條第四項、第八條第八項、第十一條第二項、第十二條並びに第十三條第九項の規定、附則第二十六條の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第六項及び第十二項の改正規定を除く。）並びに附則第三十條、第三十二條及び第三十三條の規定 平成十九年四月一日

六 第一条中地方税法第三十四條第一項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の改正規定、同法第四十五條の二第二項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分を除く。）、同法第三百十四條の二第二項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の改正規定並びに同法第三百十七條の二第二項の改正規定（同項第六号を削り、同項第七号を同項第六号とする部分を除く。）並びに附則第五條第四項から第七項まで及び第十一條第四項から第七項までの規定 平成二十年一月一日

七 第一条中地方税法第三十七條の三の改正規定（「百分の三十二」を「五分の二」に改める部分に限る。）及び同法第三百十四條の八の改正規定（場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に百分の六十八」を「場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の三」に改める部分に限る。）並びに同法附則第五條の二の改正規定並びに附則第五條第八項及び第十一條第八項の規定、附則第二十六條の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の二第六項及び第十二項の改正規定に限る。）並びに附則第二十七條の規定 平成二十年四月一日

八 第一条中地方税法第十條の三の改正規定、同法第七十二條の二十四の二第三項第二号の改正規定（「第三編第十章第一節第三款」を「第二編第十章第一節第三款」に改める部分に限る。）、同法第七十二條の四十三第四項の改正規定（「有会社」を「合同会社」に改める部分に限る。）、同法第七十二條の八十四第二項、第七十三條の七第十九号、第七百條の二十二の四及び第七百條の二十四の改正規定並びに同法附則第五條第一項の改正規定（「第三十六條」を「第三十七條」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」

を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定を除く。）、同条第三項の改正規定（「第三百十四條の四」を「第三百十四條の六」に改める部分、同項第一号の改正規定（「利益の配当」を「剰余金の配当、利益の配当」に改める部分を除く。）並びに同項第二号及び第三号の改正規定を除く。）、同法附則第九條第三項の改正規定（「資本の額」を「資本金の額」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（平成十八年三月三十一日）を「平成二十年三月三十一日」に、「との合計額」とあるのは「との合計額」を「連結個別資本金等の額」とあるのは、「連結個別資本金等の額」に、「控除した金額」とあるのは「当該額」と「を削る部分を除く。）、同条に二項を加える改正規定（同条第十三項に係る部分に限る。）並びに同法附則第十條第一項及び第三項並びに第十一條の四第五項の改正規定並びに附則第八條第九項の規定 会社法（平成十七年法律第八十六号）の施行の日

九 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第二十一号、第七十三條の六第三項及び第五百八十六條第二項第一号の二五の改正規定並びに同法附則第十一條第六項、第三十六項及び第三十七項並びに第十五條第十一項の改正規定並びに附則第八條第四項及び第六項並びに第十三條第十五項の規定 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第五十四号）の施行の日

十 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第三十二号及び第三十三号、第三百四十八條第二項第三十六号及び第三十七号、第三百四十九條の三第二十三項並びに第五百八十六條第二項第二十七号の二の改正規定並びに附則第八條第五項及び第十三條第六項から第八項までの規定 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号）の施行の日

十一 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第三十四号及び第三百四十八條第二項第三十九号の改正規定 独立行政法人情報通信研究

機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）の施行の日

十二 第一条中地方税法第四百七条第一項第三号イ（1）及び第七百一条の三十四第三項第二十二号の改正規定（道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）の施行の日

十三 第一条中地方税法第五百八十六條第二項

第一号の十九の改正規定（民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法及び輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法を廃止する法律（平成十八年法律第三十一号）の施行の日

十四 第一条中地方税法第七百二条第一項の改正規定（都市の秩序ある整備を図るための都市計画法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十六号）の施行の日

十五 第一条中地方税法附則第十一条第二十六項の改正規定、同法附則第十五条第十七項の改正規定（特定用途港灣施設（一）の下に「同項第一号に掲げる港灣施設で」を加える部分及び「同じ」を「特定用途港灣施設」という）に改める部分に限る。）同条第七十八項の改正規定（港灣法第五十五条の七第二項に規定する）を削る部分に限る。）及び同条第四十八項の改正規定（特定用途港灣施設（一）の下に「同項第一号に掲げる港灣施設に限る。」を加える部分に限る。）海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

十六 第一条中地方税法附則第十五条に三項を加える改正規定（同条第五十六項に係る部分に限る。）特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）の施行の日

十七 第一条中地方税法附則第十五条第十七項の改正規定（本項及び次項）を「この項、次項及び第五十八項」に改める部分、「外資埠頭公社が」の下に「海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）第二条の規定による改正前の」を加える部分及び「承継したものの」の下に「第五十八項において「旧公団からの承継資産」という。」を加える部分に限る。）同条に三項を加える改正規定（同条第五十八項に係る部分に限る。）及び同法附

則第三十九条の三の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）海上物流の基盤強化のための港灣法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第三十八号）の施行の日

（所得譲与税法の廃止）

第二条 所得譲与税法は、廃止する。（過少申告加算金及び不申告加算金に関する経過措置）

第四条 第一条の規定による改正後の地方税法

（以下「新法」という。）第七十一条の十四、第七十一条の三十五、第七十一条の五十五、第七十二条の四十六、第七十二条の二十三、第九十条、第二百七十八條、第三百二十八條の十一、第四百八十三條、第五百三十六條、第六百九条、第六百八十八條、第六百九十九條の二十一、第七百条の三十三、第七百一条の十二、第七百一条の六十一、第七百二十一條及び第七百三十三條の十八の規定は、平成十九年一月一日以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る過少申告加算金及び不申告加算金について適用し、同日前にこれらの提出期限が到来した地方税に係る過少申告加算金及び不申告加算金については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第五条 新法附則第三条の三の規定は、平成十八

年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十七年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十四条第一項第十一号及び第四項、

第三十五条第一項並びに第三十七条並びに附則第五条第一項、第六条第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項及び第三項、第三十五条の二第一項、第三十五条の二の三第一項並びに第三十五条の四第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の道府県民税については、第九項に定めるものを除き、なお従前の例による。

3 新法の規定中分離課税に係る所得割（新法第五

十條の二の規定によつて課する所得割をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第五十條の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適

用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

4 新法第三十四条第一項第五号及び第五号の

三、第七項、第八項並びに第十二項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 個人の道府県民税の所得割の納税義務者が、

平成十九年以後の各年において、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等（第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第三十四条第一項第五号の三に規定する損害保険契約等であつて、当該損害保険契約等が保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十年以上のものであり、かつ、平成十九年一月一日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものに限るものとし、当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期（これらの期間の定めのないものにあつては、その効力を生ずる日）が平成十九年一月一日以後であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る損害保険料（同号に規定する損害保険料をいう。以下この項において同じ。）を支払った場合には、新法第三十四条第一項第五号の三の規定により控除する金額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同項第五号の三の規定を適用する。この場合において、同号中「保険又は共済」とあるのは「保険若しくは共済」と、「保険金又は共済金」とあるのは「保険金若しくは共済金」と、「又は掛金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払った」とあるのは「又はは地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第五条第五項に規定する長期損害保険契約等に係る同項に規定する損害保険料を支払った」と、同条第七項中「同項第五号の三」とあるのは「同項第五号の三（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第五条第五項において適用する場合を含む）」とする。

一 前年中に支払った地震保険料等（新法第三十四條第一項第五号の三に規定する地震保険料（以下この項において「地震保険料」という。）及び長期損害保険契約等に係る損害保

険料（以下この項において「旧長期損害保険料」という。）をいう。以下この項において同じ。）に係る契約のすべてが同号に規定する損害保険契約等（以下この項及び次項において「損害保険契約等」という。）に該当するものである場合、その支払った当該損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。第三号において同じ。）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

二 前年中に支払った地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合、その支払った旧長期損害保険料の金額の合計額（前年中において長期損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は長期損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもって地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。第三号において同じ。）の二分の一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

三 前年中に支払った地震保険料等に係る契約のうち第一号に規定する契約と前号に規定する契約とがある場合、その支払った第一号に規定する契約に係る地震保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額と、その支払った前号に規定する契約に係る旧長期損害保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額との合計額（当該合計額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

前項各号に掲げる金額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が同項第一号又は第二号に規定する契約

のいずれにも該当するときは、政令で定めるところにより、いずれか一の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

7 前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用がある場合における個人の道府県民税に関する規定の適用に必要事項は、政令で定める。

8 新法第三十七条の三の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法第四十七条第一項第一号の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の道府県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の道府県民税（同年度以前において賦課決定をされたものに限る。）に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

10 新法第七十一条の四十七第一項の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき配当割（新法第二十三条第一項第三号の三に掲げる配当割をいう。）に係る交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度までに市町村に対し交付する市町村交付金については、なお従前の例による。

11 新法第七十一条の六十七第一項の規定は、平成十九年度以後に市町村に対し交付すべき株式等譲渡所得割（新法第二十三条第一項第三号の四に掲げる株式等譲渡所得割をいう。）に係る交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度までに市町村に対し交付する市町村交付金については、なお従前の例による。

12 平成十八年度分の個人の道府県民税に限り、附則第十一條第九項の規定の適用を受ける者に係る当該年度分の道府県民税に関する申告書の提出期限については、新法第四十五条の二第二項中「三月十五日」とあるのは、「平成十八年四月三十日」とする。

13 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十八年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了し

た事業年度分の法人の道府県民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

14 新法附則第八條第七項の規定は、平成十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第六條 道府県は、平成十九年度分の個人の道府県民税に限り、当該道府県民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の道府県民税に係る新法第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新法第三十七条第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成二十年度分の個人の道府県民税に係る合計課税所得金額、新法附則第三十四条第一項に規定する課税長期譲渡所得金額、新法附則第三十五条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、新法附則第三十五条の二第二項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新法附則第三十五条の四第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに附則第二十六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三十二条の二の二第四項に規定する条約適用利率等の額（同条第五項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の合計額が、新法第三十七条第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額（附則第十二條第一項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる

金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同号に掲げる金額から同項第一号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分（新法第三十七条の三の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額するものとする。

一 当該納税義務者の平成十九年度分の新法第三十五条の規定による所得割の額から新法第三十七条の規定による控除額を控除した金額二 当該納税義務者の平成十九年度分の個人の道府県民税に係る新法第三十五条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧法第三十五条第一項の規定を適用して計算した所得割の額

2 地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第二条第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の三分の二に相当する金額」と、「新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に関する部分（新法第三十七条の三の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第二条第五項の規定による所得割の額」とする。

3 第一項の規定は、同項に規定する道府県民税の所得割の納税義務者から、平成二十年七月一日から同月三十一日（同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から一月を経過した日の前日）までの間に、平成十九年一月一日現在における住所所在地の市町村長に對して、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

4 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第一項の規定を適用することができ、市町村長は、第一項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新法第三十七条の三の規定により控除

された金額及び新法第三百十四条の八第二項の規定により個人の道府県民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

7 前二項の規定によつて市町村長が還付し、又は充当した金額は、新法第四十七条第一項第二号に規定する金額とみなして、同項の規定を適用する。

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項及び第四項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び第四項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第二条に規定する特定保険業についての新法第七十二条の二第一項の規定の適用については、当分の間、当該特定保険業は、同項第三号の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる事業とみなす。

3 新法第七十二条の二十三第一項及び第七十二条の四十九の八第一項の規定は、施行日以後に行われるこれらの規定に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧法第七十二条の二十三第一項又は第七十二条の四十九の八第一項に規定する給付又は医療、介護、助産若しくはサービスについては、なお従前の例による。

4 新法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の規定、同

条第三項の規定（税率に係る部分に限る。）並びに同条第四項第一号ハ及びニ、第二号並びに第三号の規定並びに新法附則第九条の二の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

5 新法第七十二条の四十三第四項の規定は、法人が平成十八年十月一日以後に行う行為又は計算について適用し、法人が同日前に行った行為又は計算については、なお従前の例による。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する身体障害者更生支援施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設の用に供する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、これらの施設を同法第五条第十三項に規定する障害者支援施設とみなして、地方税法第七十三条の四第一項第四号の四の規定を適用する。

3 平成十八年十月一日前の旧法第七十三条の四第一項第四号の四から第四号の六までに規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 附則第一条第九号に定める旧法の第七十三條の四第一項第二十一号及び附則第十一條第六項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 附則第一条第十号に定める旧法の第七十三條の四第一項第三十二号及び第三十三号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律第一条による改正前の中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律（平成十年法律第九十二号）第七條第二項において準用する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百四條第十一項の規定により保留地を取得した場合における当該保留地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

7 所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）第三条による改正前の相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第四十三條第五項の規定による承認に基づき物納の許可があつた不動産をその物納の許可を受けた者に移す場合における不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

8 平成十九年四月一日前の旧法第七十三條の十四第六項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

9 附則第一条第八号に定める旧法の附則第十條第三項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

10 新法附則第十五項に規定する代替家屋の取得が施行日から平成十九年三月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項中「敷地の用に供されてゐる土地が土地区画整理法第二条第三号に規定する施行地区又は都市再開発法第二条第三号に規定する施行地区のうち被災市街地復興特別措置法第五条第一項に規定する被災市街地復興推進地域の区域内にあるもので総務省令で定めるもの（以下この項において「特定地区」という。）の区域内にある場合において、当該被災家屋の所有者その他の政令で定める者が、当該特定地区の区域内に」とあるのは、「所有者その他の政令で定める者が」とする。

11 旧法附則第十一條の二の規定は、住宅以外の家屋の取得が施行日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項中「平成十五年四月一日から平成十八年三月三十一日まで」とあるのは「平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日まで」と、「百分の三」とあるのは「百分の三・五」とする。

12 新法附則第十一條の五第一項及び第二項の規定は、平成十八年一月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

13 次項に定めるものを除き、新法附則第十一條の五第三項の規定は、平成十八年一月一日以後の新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十二項、第七十三條の二十七の二第一項、附則第十一條第三項又は附則第十一條の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の当該不動産の取得又は当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

14 平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日までの間において、新法第七十三條の十四第八項に規定する被収用不動産等を収用され若しくは譲渡した場合、同条第十項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金若しくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第十二項に規定する交換分合によつて失つた土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、新法附則第十一條第三項に規定する交換によつて土地が失われた場合、新法附則第十一條の四第三項第一号に規定する入会林野整備の対象となつた土地に係る入会権が消滅した場合又は同項第二号に規定する旧慣使用林野整備の対象となつた土地に係る旧慣使用権が消滅した場合であつて、かつ、平成十八年一月一日以後に新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一條第三項又は附則第十一條の四第三項の規定に規定する不動産の取得又は土地の取得が行われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、道府県知事が新法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準（当該不動産が旧法附則第十七條の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、新法第三百八十八條第一項の固定資産評価

基準及び旧法附則第十七條の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に新法附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一條第三項又は附則第十一條の四第三項の規定の適用については、これらの規定中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十一條の五第一項に規定する宅地評価土地の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

15 前項の規定により読み替えて適用される新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一條第三項又は附則第十一條の四第三項の規定により道府県知事が不動産の価格を決定する場合において、当該不動産が旧法附則第十七條の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地であるときにおける前項の規定により読み替えて適用される新法第七十三條の十四第八項、第十項若しくは第十二項、附則第十一條第三項又は附則第十一條の四第三項の規定の適用については、これらの規定中「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準」とあるのは、「第三百八十八條第一項の固定資産評価基準及び地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第十七條の二第一項の修正基準」とする。

9 道府県たばこ税に関する経過措置
（道府県たばこ税に関する経過措置）
附則第一条第九号に定める旧法の第七十三條の四第一項第二十一号及び附則第十一條第六項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第七十四條の二第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（同法第七十四條の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第七十四條の二第一項に規定する卸売販売業者等という。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合には、

において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第三百五十六條第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこの指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により道府県たばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき五百円

二 新法附則第十二条の二第二項に規定する紙巻たばこ 千本につき五十円

前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定による道府県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十七条第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第三百五十六條第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場合においては、当該申告書は、同項に規定する道府県知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成十九年一月四日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した道府県に納付しなければならない。 6 第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中道府県たばこ税に関する部分（新法第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。	第七十四條の四第二項 前項	地方税法等の一部を改正する法律第七号。以下この節において「平成十八年改正法」という。）附則第九条第二項	第七十四條の十二第一項 第七十四條の十第三項までの規定によつて申告書	第七十四條の十第一項 平成十八年改正法附則第九条第三項及び第五項の規定によつて申告納付する	第七十四條の十第一項 平成十八年改正法附則第九条第三項	第七十四條の十第二項 平成十八年改正法附則第九条第三項	第七十四條の十第二項 平成十八年改正法附則第九条第五項
7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、新法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。 （自動車税に関する経過措置） 第十條 新法の規定中自動車税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十七年度分までの自動車税については、なお従前の例による。 第十一條 新法附則第三条の三の規定は、平成十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十七年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。 2 新法第三百十四條の二第二項第十一号及び第四項、第三百十四條の三第一項並びに第三十	第七十四條の十第二項 平成十八年改正法附則第九条第五項	第七十四條の十第二項 平成十八年改正法附則第九条第五項	第七十四條の十第二項 平成十八年改正法附則第九条第五項	第七十四條の十第二項 平成十八年改正法附則第九条第五項	第七十四條の十第二項 平成十八年改正法附則第九条第五項	第七十四條の十第二項 平成十八年改正法附則第九条第五項	第七十四條の十第二項 平成十八年改正法附則第九条第五項

4 第四条の六並びに附則第五条第三項、第六条第五項、第三十四條第四項、第三十四條の二第四項及び第七項、第三十五條の二第六項、第三十五條の二の三第四項並びに第三十五條の四第四項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法の規定中分離課税に係る所得割（新法第三百二十八條の規定によつて課する所得割をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。）に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等（新法第三百二十八條に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。）に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。この場合において、平成十九年一月一日から同年三月三十一日までに支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、地方税法附則第四十条第五項の規定は、適用しない。

4 新法第三百十四條の二第二項第五号及び第五号の三、第七項、第八項並びに第十二項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 個人の市町村民税の所得割の納税義務者が、平成十九年度以後の各年において、平成十八年十二月三十一日までに締結した長期損害保険契約等（旧法第三百十四條の二第二項第五号の三に規定する損害保険契約等であつて、当該損害保険契約等が保険期間又は共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約のある契約その他政令で定めるこれに準ずる契約でこれらの期間が十年以上のものであり、かつ、平成十九年一月一日以後に当該損害保険契約等の変更をしていないものに限るものとし、当該損害保険契約等の保険期間又は共済期間の始期（これらの期間の定めのないものにあつては、その効力を生ずる日）が平成十九年一月一日以後であるものを除く。以下この項及び次項において同じ。）に係る損害保険料（同号に規定する損害保険料をいう。以下この項において同じ。）を支払った場合には、新法第三百十四條の二第二項第五号の

三の規定により控除する金額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同項第五号の三の規定を適用する。この場合において、同号中「保険又は共済」とあるのは「保険若しくは共済」と、「保険金又は共済金」とあるのは「保険金若しくは共済金」と、「又は掛金」とあるのは「若しくは掛金」と、「を支払った」とあるのは「又は地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十一条第五項に規定する長期損害保険契約等に係る同項に規定する損害保険料を支払った」と、同条第七項中「同項第五号の三」とあるのは「同項第五号の三（地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号）附則第十一条第五項において適用する場合を含む。）とする。

一 前年中に支払った地震保険料等（新法第三百十四条の二第二項第五号の三に規定する地震保険料（以下この項において「地震保険料」という。）及び長期損害保険契約等に係る損害保険料（以下この項において「旧長期損害保険料」という。）をいう。以下この項において同じ。）に係る契約のすべてが同号に規定する損害保険契約等（以下この項及び次項において「損害保険契約等」という。）に該当するものである場合、その支払った当該損害保険契約等に係る地震保険料の金額の合計額（前年中において損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受けた割戻金をもつて地震保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額（地震保険料に係る部分の金額に限る。）を控除した残額。第三号において同じ。）の二分之一に相当する金額（その金額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

二 前年中に支払った地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当するものである場合、その支払った旧長期損害保険料の金額の合計額（前年中において長期損害保険契約等に基づく剰余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は長期損害保険契約等に基づき分配を受ける剰余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて旧長期損害保険料の払込みに充てた場合には、当該剰余金又は割戻金の額を控除した残額。以下この号及び

次号において同じ。）が五千円以下である場合にあつては当該旧長期損害保険料の金額の合計額、当該旧長期損害保険料の金額の合計額が五千円を超える場合にあつては五千円にその超える金額（その金額が一万円を超えるときは、一万円）の二分之一に相当する金額を加算した金額

三 前年中に支払った地震保険料等に係る契約のうち第一号に規定する契約と前号に規定する契約とがある場合、その支払った第一号に規定する契約に係る地震保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額と、その支払った前号に規定する契約に係る旧長期損害保険料の金額の合計額につき同号の規定に準じて計算した金額との合計額（当該合計額が二万五千円を超える場合には、二万五千円）

六 前項各号に掲げる金額を計算する場合において、一の損害保険契約等又は一の長期損害保険契約等が同項第一号又は第二号に規定する契約のいずれにも該当するときは、政令で定めるところにより、いずれか一の契約のみに該当するものとして、同項の規定を適用する。

七 前項に定めるもののほか、第五項の規定の適用がある場合における個人の市町村民税に関する規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

八 新法第三百十四条の八の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

九 平成十八年度分の個人の市町村民税に限り、施行日の前日において旧法附則第三条の第三項の規定に該当する者であり、かつ、旧法第三百十七条の二第一項ただし書の規定により平成十八年一月一日現在の住所所在地の市町村長に対して当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要しなかった者（当該市町村における同項ただし書に規定する条例で定めるものに限る。）で、施行日において新たに当該年度分の市町村民税に関する申告書の提出を要することとなるものに係る新法第三百十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「三月十五日」とあるのは、「平成十八年四月三十日」とする。

十 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に關する部分は、施行日以後に開

始する事業年度分の法人の市町村民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

十一 新法附則第八条第七項の規定は、平成十九年一月一日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税、同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する計算期間分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税、同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した計算期間分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十二条 市町村は、平成十九年度分の個人の市町村民税に限り、当該市町村民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の市町村民税に係る新法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額（以下この項において「合計課税所得金額」という。）が、新法第三百十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成二十年度分の個人の市町村民税に係る合計課税所得金額、新法附則第三十四条第四項に規定する課税長期譲渡所得金額、新法附則第三十五条第五項に規定する課税短期譲渡所得金額、新法附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新法附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに附則第二十六条の規定による改正後の租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（以下この条において「新租税条約実施特例法」という。）第三条の二の第二十項に規定する条約適用利率等の額（同条第十一項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）及び新租税条約実施特例法第三条の二の第十二項に規定する条約適用配当等の額（同条第十四項第四号の規定により読み替えて適用される新法第三百十四条の二の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）の

合計額が、新法第三百十四条の六第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）を、新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に關する部分（新法第三百十四条の八の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額から減額するものとする。

一 当該納税義務者の平成十九年度分の新法第三百十四条の三の規定による所得割の額から新法第三百十四条の六の規定による控除額を控除した金額

二 当該納税義務者の平成十九年度分の個人の市町村民税に係る新法第三百十四条の三第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき旧法附則第四十条第五項の規定により読み替えられた旧法第三百十四条の三第一項の規定を適用して計算した所得割の額

地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする」とあるのは「零とする。」の三分の二に相当する金額」と、「新法及び新租税条約実施特例法の規定中所得割に關する部分（新法第三百十四条の八の規定を除く。）を適用した場合における当該納税義務者の所得割（分離課税に係る所得割を除く。）の額」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第五号）附則第六条第五項の規定による所得割の額」とする。

三 第一項の規定は、同項に規定する市町村民税の所得割の納税義務者から、平成二十年七月一日から同月三十一日（同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなった者については、当該適用を受けることとなった日から一月を経過した日の前日）までの間に、平成十九年一月一日現在における住所所在地の市町村長に対して、総務省令で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合に限り、適用するものとする。

四 市町村長は、前項に規定する期間の経過後に同項の申告がされた場合において、当該期間内に申告がされなかったことについてやむを得な

い理由があると認めるときは、当該納税義務者につき第一項の規定を適用することができない。

5 市町村長は、第一項の規定により所得割の額を減額した場合において、既に徴収された所得割の額、新法第三百四十四条の八第一項の規定により控除された金額及び同条第二項の規定により個人の市町村民税に充当された金額の合計額が当該減額後の所得割の額を超えるときは、遅滞なく、当該超えることとなる金額に相当する金額を還付しなければならない。

6 市町村長は、前項の規定により還付すべき場合において、その還付を受けるべき納税義務者につき未納に係る当該市町村の地方団体の徴収金があるときは、同項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該還付すべき金額をこれに充当しなければならない。

第十三条 (固定資産税に関する経過措置)

別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十七年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八条第二項第十号の四の規定は、平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十八条第二項第十号の四に規定する固定資産税に対して課する平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十八条第二項第十号の五の規定は、平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十八条第二項第十号の五に規定する固定資産税に対して課する平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

4 旧法第三百四十八条第二項第十号の六に規定する固定資産税に対して課する平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰

施設に対して課する平成十九年度以後の年度分の固定資産税については、これらの施設を同法第五十五条第三項に規定する障害者支援施設とみなして、地方税法第三百四十八条第二項第十号の四の規定を適用する。

6 新法第三百四十八条第二項第三十六号の規定は、附則第一条第十号に定める日の属する年の翌年の一月一日（当該定める日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度（以下この項及び第八項において「適用年度」という。）以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十八条第二項第三十六号に規定する固定資産税に対して課する適用年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

7 附則第一条第十号に定める日の前日までに取得された旧法第三百四十八条第二項第三十七号に規定する固定資産税に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 新法第三百四十九条の三第二十三項の規定は、適用年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第二十三項に規定する固定資産税に対して課する適用年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

9 新法第三百四十九条の三第三十一項の規定は、平成十九年四月一日以後に取得される同項に規定する土地に対して課すべき平成二十年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十九年三月三十一日までに取得された旧法第三百四十九条の三第三十一項に規定する土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項第一号及び第三号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第七項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成十七年六月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第

八項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第九項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成十七年四月一日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間に設置された旧法附則第十五条第十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 昭和五十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十三項に規定する救急医療用機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する固定資産税に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成十二年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23 平成十三年四月一日から平成十八年五月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

24 平成十七年四月一日から平成十八年五月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25 旧法附則第十五条第三十三項各号に掲げる家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

26 平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27 平成十一年一月二日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

28 平成十一年十一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十四項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

29 平成四年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第三項に規定する第一種中高層耐火建築物である貸家住宅及び平成五年一月二日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された同項に規定する第二種中高層耐火建築物である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

30 平成十二年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第四項に規定する貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち同項に規定する旧農地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

31 平成十四年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十六条第六項に規定する特定優良賃貸住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十四条 平成十八年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、宅地等（新法附則第十七条第二号に規定する宅地等をいう。以下同じ。）又は市街化区域農地（新法附則第十九条の二第二項に規定する市街化区域農地をいう。以下同じ。）に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第十

八条第一項に規定する宅地等調整固定資産税額、同条第四項に規定する住宅用地据置固定資産税額、同条第五項に規定する商業地等据置固定資産税額、同条第六項に規定する商業地等調整固定資産税額、新法附則第十九条の四第一項に規定する市街化区域農地調整固定資産税額、同条第四項に規定する市街化区域農地据置固定資産税額、新法附則第二十五条第一項に規定する宅地等調整都市計画税額、同条第四項に規定する住宅用地据置都市計画税額、同条第五項に規定する商業地等据置都市計画税額、同条第六項に規定する商業地等調整都市計画税額、新法附則第二十七条の二第一項に規定する市街化区域農地調整都市計画税額又は同条第四項に規定する市街化区域農地据置都市計画税額の算定ができない場合には、当該宅地等又は市街化区域農地について旧法附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条の四、第二十五条第一項、第二十五条の二又は第二十七条の二の規定の例により仮に算定した当該宅地等又は市街化区域農地に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納期の数で除して得た額の範囲において、当該宅地等又は市街化区域農地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納期において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該宅地等又は市街化区域農地に係る平成十八年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならぬ。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該宅地等又は市街化区域農地に係る平成十八年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によつて、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならぬ。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納

税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならぬ。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、宅地等又は市街化区域農地については旧法附則第十八条第一項、第十八条の二、第十九条の四、第二十五条第一項、第二十五条の二又は第二十七条の二の規定の例により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該宅地等又は市街化区域農地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対する課する固定資産税及び都市計画税に関する経過措置）

第十五条 市町村は、平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三及び第二十五条の三の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第七項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条の規定を適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第七項第二号に掲げる宅地等で平成十八年度に係る賦

課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成十八年度の宅地等」という。）は、新法附則第十八条第七項第三号に掲げる宅地等で平成十九年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成十九年度の宅地等」という。）又は同条第七項第四号に掲げる宅地等で平成二十年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下同じ。）が平成十八年度の宅地等にあっては平成十七年度、平成十九年度の宅地等にあっては平成十八年度、平成二十年度の宅地等にあっては平成十九年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成十八年度の宅地等にあっては平成十八年度分、平成十九年度の宅地等にあっては平成十九年度分、平成二十年度の宅地等にあっては平成二十年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条の規定を適用する。

4 第一項の場合には、平成十八年度から平成二十年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第二項に規定する非住宅用地等である部分（以下この項において「非住宅用地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条、第十八条及び前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、平成十八年度から平成二十年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第七項第一号から第三号まで」とあるのは

「附則第二十五条第七項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第一号から第三号まで」と、「及び第二十五条」と、第三項中「附則第十八条第七項第二号」とあるのは「附則第二十五条第七項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第二号」と、「及び第十八条」とあるのは「及び第二十五条」と、前項中「第十八条及び」とあるのは「第二十五条及び」と読み替えるものとする。

（固定資産税の課税明細書の記載事項の特例に関する経過措置）

第十六条 市町村は、平成十八年度分の固定資産税に限り、新法附則第二十七条の五第一項の規定にかかわらず、新法第三百六十四条第三項に規定する課税明細書に、新法附則第二十七条の五第一項に規定する前年度分の固定資産税の課税標準額を記載しないことができる。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十七条 平成十八年七月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第四百六十五条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成十八年法律第十号）附則第一百五十六条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町

第四百六十七項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第七号。以下この節において「平成十八年改正法」という。）附則第十七条第二項
第四百七十五項	第四百七十三條第一項又は第二項の規定によつて申告書	平成十八年改正法附則第十七條第三項の規定によつて申告書
第四百七十五條第二項	第四百七十三條第一項若しくは第二項	平成十八年改正法附則第十七條第三項
第四百八十一項第一	経過する日	経過する日（当該経過する日が平成十九年一月四日前である場合には、同日）
第四百八十一條第二項及び第四百八十二項	第四百七十三條第一項又は第二項	平成十八年改正法附則第十七條第五項
第四百八十二項	第四百七十三條第一項若しくは第二項の納期限又は第四百七十六條	平成十八年改正法附則第十七條第五項
第一項		

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、新法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量について、明細を記載した書類を添付しなければならぬ。

8 平成十八年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百七を乗じて得た割合」とする。

9 平成十九年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十一を乗じて得た割合」とする。

10 平成二十年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百三を乗じて得た割合」とする。

(自動車取得税に関する経過措置)

第十八条 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十八年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業

- 業年庶分の法人の事業並びに平成十八年前の年分の個人の事業及び平成十八年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。
- 2 障害者自立支援法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、同法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設及び同法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設については、これらの施設を同法第五条第十三項に規定する障害者支援施設とみなして、地方税法第七百一条の三十四第三項第十号の四の規定を適用する。
- 3 旧法附則第三十二条の七第十項に規定する事業（平成十六年四月一日以後に新設された同項に規定する事業所等において行うものに限る。）に対して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十七年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

- 1 平成十一年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 平成十一年一月二日から平成十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第十二条及び第十五条から第十七条までの規定（信託法（平成十八年法律第百八号）の施行の日）

六 第二十五条の二第三項の改正規定（「証券業者等」を「金融商品取引業者等」に改める部分に限る。）、第七十一条の五十一第一項の改正規定、第七十二条の二第一項第一号の改正規定（「第二十一条第十九項」を「第二十一条第二十二項」に改める部分に限る。）、及び第七十二条の五第一項第七号の改正規定（「証券業協会」を「認可金融商品取引業協会」に改める部分に限る。）並びに附則第九条第三項の改正規定、附則第十二条第一項の改正規定（「第四条」を「第三条」に、「第二十五条第一項又は第四十九条の四第一項」を「第四条第一項又は第四十九条第一項」に改める部分に限る。）、同条第十八項の改正規定（「第二十一条第十九項」を「第二十一条第二十二項」に改める部分に限る。）並びに附則第三十五条の二の二第一項、第三十五条の二の四第二項及び第三十五条の三第八項第二号の改正規定、証券取引法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日

七 第七十二条の五第一項第七号の改正規定（「商品先物取引協会」の下に「貸金業協会」を加える部分に限る。）、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律（平成十八年法律第百十五号）の施行の日

八 附則第十條第九項の改正規定（企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号）の施行の日）

九 附則第十一條に二項を加える改正規定（同条第三十二項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十九号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）
第二条 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成十九年四月一日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税、施行日前に開始した連結事

業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した計算期間分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法附則第九条第十三項の規定を除く。）

中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに施行日以後の解散（合併による解散を除く。以下この項において同じ。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 この法律による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十二条の二第九項第四号に掲げる事業に対して課する平成十八年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧法第七十二条の二十三第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

4 施行日から信託法の施行の日の前日までの間における新法第七十二条の四十九の十三第一項第四号の規定の適用については、同条中「第七十二条の二第十項第五号」とあるのは、「第七十二条の二第九項第五号」とする。

5 旧法附則第九条の二第一項に規定する沖縄電力株式会社が行う電気供給業に対して課する平成十九年五月十四日以前に終了する事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）
第四条 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

金融公庫に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
第五条 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十二条第五項に規定する特定自動車の取得が施行日から平成十九年八月三十一日までの間に行われる場合における同項の規定の適用については、同項第二号中「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの」とあるのは、「車両総重量が三・五トンを超える特定自動車」とする。

（固定資産税に関する経過措置）
第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成十九年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十二項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第二項に規定する特定倉庫、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成十六年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 第五条第二十三項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成十三年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成九年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新造され、かつ、専ら離島航路事業の用に供された旧法附則第十五条第三十四項に規定する内航船舶に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成十五年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第四十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十七年七月一日から平成十九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第五十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第七条 平成十九年度分の固定資産税又は都市計画税に限り、市町村は、鉄軌道用地（新法附則第七十七条の三第一項に規定する鉄軌道用地をいう。以下この条において同じ。）に対して課する固定資産税又は都市計画税について、新法第三百六十四条第二項の納税通知書の交付期限までに、新法附則第七十七条の三第一項の規定による価格等の修正又は決定をすることができない場合には、当該鉄軌道用地について既に決定された価格又は施行日の前日において適用されていた旧法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該鉄軌道用地が旧法附則第十七条の二第一項の規定の適用を受ける土地である場合において、同日において適用されていた旧法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び旧法附則第十七条の二第一項の修正基準。第三項第一号において同じ。）により算定した価格により仮に算定した当該鉄軌道用地に係る固定資産税額又は都市計画税額に相当する額（以下この条において「仮算定税額」という。）を当該年度の納税の数で除して得た額の範囲において、当該鉄軌道用地に係る固定資産税又は都市計画税をそれぞれの納税において徴収することができる。

2 市町村長は、前項の規定により固定資産税又は都市計画税を賦課した後において、当該鉄軌

道用地に係る平成十九年度分の固定資産税又は都市計画税の税額の算定（以下この条において「本算定」という。）をした場合には、遅滞なく、その旨を納税者に通知しなければならない。この場合において、既に賦課した固定資産税額又は都市計画税額が当該鉄道用地に係る同年度分の固定資産税額又は都市計画税額（以下この条において「本算定税額」という。）に満たないときは本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した固定資産税額又は都市計画税額が本算定税額を超えるときは新法第十七条又は第十七条の二の規定の例によって、その過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当しなければならない。

3 市町村長は、第一項の規定により固定資産税又は都市計画税を徴収する場合において当該固定資産税又は都市計画税の納税者に交付する納税通知書には、次の事項を内容とする記載をし、又は記載をした文書を添付しなければならない。

一 納税通知書に記載された土地に係る課税標準額及び税額は、鉄道用地については既に決定された価格又は施行日の前日において適用されていた旧法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準により算定した価格により仮に算定した額であり、又は当該仮に算定した額を含むものであること。

二 既に賦課した仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては本算定が行われた日以後の納期においてその不足税額を徴収し、既に徴収した仮算定税額が本算定税額を超える場合においてはその過納額を還付し、又は当該納税義務者の未納に係る地方団体の徴収金に充当するものであること。

4 市町村長は、第一項の規定により固定資産税を徴収する場合において当該固定資産税の納税者に交付する新法第三百六十四条第三項の課税明細書には、当該課税明細書に記載された土地のうちいずれの土地が第一項の規定により徴収する固定資産税に係る鉄道用地であるかを記載し、又は記載した文書を添付しなければならない。

5 第一項の規定により徴収する固定資産税又は都市計画税について滞納処分をする場合には、当該鉄道用地について第二項の規定による通知が行われる日までの間は、財産の換価は、することができない。

（信用協同組合等に係る固定資産税又は都市計画税に関する経過措置）

第八条 信用協同組合及び信用協同組合連合会（中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）第九条の九第一項第一号に規定する事業を行う協同組合連合会をいう）、労働金庫及び労働金庫連合会並びに信用金庫及び信用金庫連合会（以下この項から第三項までにおいて「信用協同組合等」という。）のうち施行日において事業規模が大きいものとして政令で定めるもの（当該政令で定める信用協同組合等を全部又は一部の当事者とする合併により設立される信用協同組合等及び当該合併により設立される信用協同組合等を全部又は一部の当事者とする合併により設立される信用協同組合等を含む。次項及び第三項において「特定信用協同組合等」という。）が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫（第三項の規定の適用を受けるものを除く。）に対して課する平成十九年度分及び平成二十年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、新法第三百四十九条の第三十項又は第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、平成十九年度にあつては六十分の五十六を、平成二十年度にあつては六十分の五十六を、それぞれ乗じて得た額とする。

2 特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が所有し、かつ、使用する事務所及び倉庫に対して課する平成十九年度から平成二十年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、新法第三百四十九条の第三十項又は第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、平成十九年度にあつては六十分の五十二を、平成二十年度にあつては六十分の五十四を、平成二十一年度にあつては六十分の五十六を、平成二十二年年度にあつては六十分の五十八を、それぞれ乗じて得た額とする。

3 特定信用協同組合等が平成十九年一月二日から平成二十二年一月一日までの間に取得した事務所及び倉庫で当該特定信用協同組合等が所有し、かつ、使用するもののうち、当該取得の日の属する年の一月一日（当該取得の日が一月一日である場合には、同日の属する年の前年の一月一日）において特定信用協同組合等以外の信用協同組合等が所有し、かつ、使用していたものに對して課する平成二十年度から平成二十二年年度までの各年度分の固定資産税又は都市計画税の課税標準は、新法第三百四十九条の第三十

十項又は第七百二条第一項の規定により課税標準とされる額に、平成二十年度にあつては六十分の五十四を、平成二十一年度にあつては六十分の五十六を、平成二十二年年度にあつては六十分の五十八を、それぞれ乗じて得た額とする。

4 市町村は、新法第三百六十四条第四項の規定にかかわらず、前三項の規定の適用を受ける家屋については、同条第三項各号に定める事項のほか、前三項の規定により固定資産税の課税標準とされる額を同条第三項に規定する課税明細書に記載しなければならない。

5 市町村長は、新法第三百八十一條第三項から第六項までに定めるもののほか、第一項から第三項までの規定の適用を受ける固定資産税については、これらの規定により固定資産税の課税標準とされる額を固定資産課税台帳に登録しなければならない。

（狩猟税に関する経過措置）

第九条 新法第七百条の五十二第一項の規定は、平成十九年四月十六日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成十九年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成十九年前の年分の個人の事業及び平成十九年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十二条の七第一項に規定する事業（平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する事業所等において行うものに限る。）に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

3 旧法附則第三十二条の七第二項に規定する事業のうち、施行日以後に最初に終了する事業年度分までの法人の事業及び平成十九年分までの個人の事業に対して課すべき事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成十九年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十八年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成十七年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第二項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成十七年七月一日から平成十九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第五十三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（信託法の制定に伴う道府県民税、事業税、地方消費税及び市町村民税に関する経過措置）

第十二条 新法第九条の四、第十条の三、第十一条の三、第十三条の二、第十四条の九、第十六条の四、第十七条の二、第十九条の九、第二十条の九の三、第二十三条、第二十四条、第二十五条、第五十二条、第五十三条、第五十五条、第六十二条、第七十二条から第七十二条の二、第七十二条の三、第七十二条の二十三、第七十二条の二十四、第七十二条の二十四の六から第七十二条の二十四の八まで、第七十二条の二十四の十一、第七十二条の二十五、第七十二条の二十六、第七十二条の二十八、第七十二条の三十三から第七十二条の三十四まで、第七十二条の三十七、第七十二条の三十八、第七十二条の三十九から第七十二条の四十一まで、第七十二条の四十八、第七十二条の四十九の三、第七十二条の四十八、第七十二条の八十八、第七十二条の八十八の二、第二百九十二条、第二百九十四条、第二百九十六条、第三百二十一条及び第七百三十四条並びに附則第三条の二の三、第八条の四及び第九条の三の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託（遺言によつてされた信託にあつては同日以後に遺言がされたものに限り、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第九号）第三条第一項、第六条第一項、第十一条第二項、第十五条第二項、第二十六条第一項、第三十条第二項又は第五十六条第二項の規定により同法第三条第一項に規定する新法信託とされた信託

（以下この条において「新法信託」という。）を含む。第五項において同じ。）について適用し、同日前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含む、新法信託を除く。第五項において同じ。）については、この条に別段の定めがあるものを除き、なお従前の例による。

2 新法第二十四条の二及び第二百九十四条の二の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる法人課税信託（遺言によってされた信託で法人課税信託に該当するものにあつては同日以後に遺言がされたものに限る、新法信託に該当する法人課税信託を含む。）について適用する。

3 信託法の施行の日以前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含む、旧法第二十四条の三第一項ただし書及び第二百九十四条の三第一項ただし書に規定する信託を除く。以下この項及び次項において「旧信託」という。）が法人課税信託（法人税法第二十九条の二に掲げる信託を除く。）に該当することとなつた場合には、当該旧信託を新法第二十四条の二第三項及び第二百九十四条の二第三項において準用する所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（次項において「新所得税法」という。）第六条の三第六号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

4 旧信託が信託法の施行の日以後に法人課税信託（法人税法第二十九条の二に掲げる信託に限る。）に該当することとなつた場合には、当該信託を新法第二十四条の二第三項及び第二百九十四条の二第三項において準用する新所得税法第六条の三第七号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

5 新法第二十四条の三第一項及び第二百九十四条の三第一項の規定は、信託法の施行の日以後に効力が生ずる信託の信託財産に属する資産及び負債について生ずる所得について適用し、同日前に効力が生じた信託（前二項の規定の適用を受けるものを除く。）の信託財産について生ずる所得については、なお従前の例による。

6 新法第二十四条の四及び第二百九十四条の四の規定は、信託法の施行の日以後に支払を受け

るべきこれらの規定に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき旧法第二十四条の四及び第二百九十四条の四に規定する利子等については、なお従前の例による。

7 新法第二十五条の二第三項の規定は、同項に規定する内国信託会社が信託法の施行の日以後に支払を受けるべき同項に規定する利子等について適用し、旧法第二十五条の二第三項に規定する信託会社が同日前に支払を受けるべき同項に規定する利子等については、なお従前の例による。

8 新法第七十一条の七の規定は、同条第一項に規定する集団投資信託の信託財産について信託法の施行の日以後に徴収される利子割の額について適用し、旧法第七十一条の七第一項に規定する合同運用信託又は特定投資信託以外の信託財産について同日前に徴収された利子割の額については、なお従前の例による。

9 信託法の施行の日以前に効力が生じた信託（遺言によってされた信託にあつては同日前に遺言がされたものを含む、旧法第七十二条の三第一項ただし書に規定する信託を除く。以下この項において「旧信託」という。）が同日以後に法人課税信託に該当することとなつた場合には、当該旧信託を新法第七十二条の二の二第三項において準用する所得税法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第六号）第二条の規定による改正後の法人税法第四十条の七第九号に規定する受益者等がその信託財産に属する資産及び負債を有するものとみなされる信託として、同号の規定を適用する。

10 新法附則第五条第一項及び第三項の規定は、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が信託法の施行の日以後に同条第一項及び第三項に規定する配当所得を有することとなる場合について適用し、道府県民税及び市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧法附則第五条第一項及び第三項に規定する配当所得を有することとなる場合については、なお従前の例による。

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年五月二二日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二二日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二二日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（政令への委任）
第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年五月二二日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二二日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二二日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二二日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二二日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年五月二二日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第四十六条及び第四十七条並びに附則第六条、第七條第四項、第五項及び第七項、同条第八項（同条第七項に關する部分に限る。）、第八條、第九條第六項、第七項、第十一項及び第十二項、第十一條、第十三條第五項、第十六條、第二十六條から第二十九條まで、第三十一条から第三十四條まで、第三十六條から第四十一条まで並びに第四十七條の規定は、平成二十年十月一日から施行する。

附則（平成一九年六月一日法律第七四号）抄

第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三条から第二十二條まで、第二十五条から第三十條まで、第一百一條及び第一百二條の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

（処分等に関する経過措置）
第一百條 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）
第一百一條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）
第一百二條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成一九年六月八日法律第七八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月八日法律第七八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成一九年六月八日法律第七八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

一 略

二 地方税法第七十二条の五第一項第七号

附 則（平成一九年六月二七日法律第一〇二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三十一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年四月三〇日法律第二一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第二十五条第一項第二号の改正規定（「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分に限る。）、同法第七十二条の五第一項第五号の改正規定、同法第二百九十六条第一項第二号の改正規定（「国民健康保険団体連合会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分に限る。）、及び同法第三百四十八条第四項の改正規定（「及び中央会」の下に「、全国健康保険協会」を加える部分に限る。）並びに同法附則第四十条に一項を加える改正規定 平成二十年十月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第十五号及び第十六号、第二十四条第一項第七号並びに第七十一条の五十一第三項の改正規定並びに同法附則第五条の二及び第五条の三の改正規定並びに同法附則第三十五条の三の二を削る改正規定並びに附則第三条第四項から第六項までの規定、附則第二十九条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二第九項並びに同法第三条の二の二第二項、第六項及び第十二項の改正規定に限る。）及び附則第三十条第一項から第四項までの規定 平成二十一年一月一日

三、第一一条中地方税法第十四条の九第二項第五号、第三十四条及び第三十七条の三の改正規定、同条を同法第三十七條の四とする改正規定、同法第三十七條の三とする改正規定、同条を同法第三十七條の七の改正規定、同条を同法第三百十四條の八とする改正規定、同法第三十七條の次に一條を加える改正規定、同法第四十三條、第四十五條の二、第四十七條第一項第五号、第七十一條の八、第三百十四條の二及び第三百十四條の八の改正規定、同条を同法第三百十四條の九とする改正規定、同法第三百十四條の七の改正規定、同条を同法第三百十四條の八とする改正規定、同法第三百十四條の六の次に一條を加える改正規定、同法第三百十七條の二第一項及び第三項、第三百十九條、第三百二十九條の二並びに第三百二十一條の三から第三百二十一條の七までの改正規定、同条の次に九條を加える改正規定並びに同法第三百二十四條、第三百二十六條第一項及び第五百八十六條第二項第五号の三の改正規定並びに同法附則第三條の二の三の次に一條を加える改正規定、同法附則第三條の三、第五條並びに第五條の四第二項及び第七項の改正規定、同条の次に一條を加える改正規定、同法附則第六條第二項の改正規定（「同一項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「同一項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「もの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法附則第三十三條の三、第三十四條、第三十五條並びに第三十五條の二第五項第四号及び第十項第四号の改正規定、同法附則第三十五條の二の二第二項の改正規定（「次条第一項及び第四項」を削る部分を除く。）、同条第六項の改正規定、同法附則第三十五條の二の四第一項の改正規定（「同条第三十五條の二の四第一項の改正規定に限る。」並びに「一項に規定する」を削る部分に限る。）並びに同法附則第三十五條の四の改正規定並びに同法附則第三十七條から第四十項まで及び第八條第四項から第八項までの規定並びに附則第十九條の規定（租税条約の実施に伴う所得税

法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三条の二の二第五項第五号、第八項第五号、第九項、第十一項第五号、第十四項第五号及び第十五項の改正規定に限る。平成二十一年四月一日

四 第一条中地方税法第七十一条の三十一の改正規定並びに同法附則第六条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「ものは免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定、同条第五項の改正規定（「同項に規定する」を削り、「ものが含まれている」を「ものは免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が二千頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三條の二、第三十五條の二の五及び第三十五條の二の六の改正規定並びに同法附則第三十五條の六を同法附則第三十五條の七とし、同条の前に一条を加える改正規定並びに附則第三条第十一項から第十七項まで、第八条第九項から第十五項まで及び第十七條第二項の規定 平成二十二年一月一日

五 第一条中地方税法附則第五條の四第一項第二号及び第六項第二号、第三十五條の二第一項及び第六項並びに第三十五條の二の二第一項の改正規定、同条第二項の改正規定（「、次条第一項及び第四項」を削る部分に限る。）、同法附則第三十五條の二の三の改正規定、同法附則第三十五條の二の四第一項の改正規定（「同条第一項に規定する」を削る部分を除く。）並びに同条第二項及び第五項の改正規定並びに附則第三条第十八項から第二十三項まで、第八条第十六項から第二十一項まで及び第二十二條の規定 平成二十二年四月一日

六 第一条中地方税法第十一条の二の改正規定、同法第二十四条第五項の改正規定（「第二百六十條の二第二項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十條の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第百六号）第七條の二第一項に規定する法人である政党等」に改める部

分に限る。）、同法第二十五条第一項第二号の改正規定（「国民健康保険団体連合会」の下に「全国健康保険協会」を加える部分を除く。）、同法第二十五条の二第二項、第七十二条の二第一項第一号及び第七十二条の四第一項第二号の改正規定、同項第五号を削る改正規定、同法第七十二条の五第一項の改正規定（同項第二号の改正規定（「日本赤十字社」の下に「医療法人（医療法第四十二条の二第一項に規定する社会医療法人に限る。）」を加える部分に限る。）並びに同項第五号及び第十二号の改正規定を除く。）、同法第七十三条の四第一項第三号及び第七号の改正規定、同法第七十三条の二七の八の改正規定（同法第二項の改正規定（「当該民法第三十四条の法人」を「当該不動産取得税の納税義務者」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第二百九十四条第七項の改正規定（「第二百六十条の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等」に改める部分に限る。）、同法第二百九十六条第一項第二号の改正規定（「国民健康保険団体連合会」の下に「全国健康保険協会」を加える部分を除く。）、同法第三百四十八条第二項第九号、第十二号及び第二十六号の改正規定、同法第四項の改正規定（「国家公務員法（裁判所職員臨時措置法において準用する場合を含む。）による法人である国家公務員の団体、地方公務員法による法人である地方公務員の団体」を削る部分に限る。）、同法第七項の改正規定並びに同法第七百一条の三十四第二項の改正規定並びに同法附則第十一條に六項を加える改正規定（同法第三十四條に係る部分に限る。）、同法附則第十五條第十四項の改正規定（「民法第三十四条の財団法人」を「公益財団法人」に改める部分に限る。）、同条に八項を加える改正規定（同法第六十一項に係る部分に限る。）、同法附則第四十條第一項の改正規定及び同法附則に一條を加える改正規定並びに次条並びに附則第四條第三項、第五條第二項及び第三項、第六條第四項、第九條第三項、第十條第二項並びに第十六條第三項の規定 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律

第四十八号）の施行の日（平成二十年十二月一日）
七 第一条中地方税法第二十五条第一項第一号の改正規定（「地方住宅供給公社」を「日本年金機構、地方住宅供給公社」に改める部分に限る。）、同法第七十三条の三第一項、第二百九十六条第一項第一号の改正規定、同法第三百四十八条第六項の改正規定（「国立大学法人等以外の者が使用しているもの」を「国立大学法人等以外の者が使用しているもの」に改める部分を除く。）並びに同法第四百四十三条第一項及び第七十二条の二第一項の改正規定 日本年金機構法（平成十九年法律第九号）の施行の日
八 第一条中地方税法第七十三条の二第十一項及び第七十三条の四第一項第一号の改正規定、同項に一号を加える改正規定、同法第六十三條の六第一項、第三百四十三條第六項及び第三百四十八條第二項第二号の改正規定並びに同項に一号を加える改正規定並びに同法附則第十條に三項を加える改正規定（同法第十一項に係る部分に限る。）及び同法附則第十四條の改正規定並びに附則第六條第三項の規定 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十年法律第八号）の施行の日
九 第一条中地方税法第三百四十八條第二項第二十九号の改正規定及び附則第十八條第三項の規定 独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十七号）の施行の日
十 第一条中地方税法附則第十條に三項を加える改正規定（同法第十二項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五條に八項を加える改正規定（同法第五十九項に係る部分に限る。）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日
十一 第一条中地方税法附則第十一條に六項を加える改正規定（同法第三十二項に係る部分に限る。）及び附則第六條第五項の規定 観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律（平成二十年法律第三十九号）の施行の日
十二 第一条中地方税法附則第十一條に六項を加える改正規定（同法第三十三項に係る部分

に限る。）及び同法附則第十六條を同法附則第十五條の六とし、同条の次に四條を加える改正規定（同法附則第十五條の七に係る部分に限る。）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日
十三 第一条中地方税法附則第十五條に八項を加える改正規定（同法第六十項に係る部分に限る。）、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）の施行の日
（第二次納税義務に関する経過措置）
第二条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第五十号。以下「整備法」という。）第一条の規定による廃止前の中間法人法（平成十三年法律第四十九号）の規定による無限責任中間法人（整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人を含む。）に係る第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十一条の二の規定による第二次納税義務については、なお従前の例による。
第三条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。
2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧法附則第三十五条の三第八項の道府県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、同項及び同条第九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同法第八項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行日の前日」と、「附則第三十五条の二第二項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号）第二条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「新法」という。）附則第三十五条の二第一項又は附則第三十五条の二の二第一項」と、「同項

に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新法附則第三十五条の二第一項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）又は新法附則第三十五条の二の二第一項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「租税特別措置法第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）とする。
3 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の三第五項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第三十五条の二の三第一項及び第二項の規定の適用について」と、「同条第一項」とあるのは「附則第三十五条の二第一項」と、「とする」とあるのは「と、附則第三十五条の二の三第三項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」と、「同条第一項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第一項前段」とする。
4 平成二十一年一月一日前に支払を受けるべき旧法附則第五條の三に規定する特定配当等については、なお従前の例による。
5 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法第二十三條第一項第十五号に規定する特定配当等（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四条の二第九項又は第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。）に係る新法第七十一條の二十八の規定の適用については、同条中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。
6 平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に行われる新法第七十一條の五十一第二項に規定する対象譲渡等に係る新法第七十一條の四十九及び第七十一條の五十一第三項の規定の適用については、これらの規定

中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

7 新法第三十七条の二及び附則第五条の五第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十年一月一日以後に支出する新法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

8 平成二十一年度から平成二十六年までの各年度分の個人の道府県民税についての現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。附則第八条第六項において「平成二十三年改正法」という。）による改正後の地方税法第三十七条の二の規定の適用については、同条第三項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十三号。附則第五十五条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第八条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十八の二第一項」とする。

9 新法附則第三条の二の四第一項及び第三項の規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第三項の規定による同条第一項後段の承認の取消しが平成二十年十二月一日以後にされる場合について適用する。

10 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一日までの間における新法附則第五条の五第一項の規定の適用については、同項中「附則第三十三条の二第一項、附則第三十三条の三第一項」とあるのは「附則第三十三条の三第一項」と、同項第五号中「附則第三十三条の二第一項、附則第三十四条第一項」とあるのは「附則第三十四条第一項」とする。

11 新法附則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、旧法附則第六条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

12 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新法附則第三十三条の二第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同

項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。）に対して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する額とする。

13 前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十三条の二第三項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十三条の二第二項」とあるのは、「附則第三十三条の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号。附則第三条第十二項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）とする。

14 新法附則第三十五条の二の六第一項又は第五項の規定の適用がある場合における第十二項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新法附則第三十五条の二の六第四項又は第七項の規定により読み替えられた新法附則第三十三条の二第一項前段の規定により」とする。

15 新法附則第三十五条の二の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に道府県民税の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等について適用する。

16 新法附則第三十五条の二の六第一項から第十項までの規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税に係る旧法附則第三十五条の二の六第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

17 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の二の六第七項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第三十五条の二の三第一項及び第二項の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第三十五条の二の三第一項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第一項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第一項前段」とする」とする。

18 道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧法附則第三十五条の二の三第一項に規定する上場株式等の譲渡に係

る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

19 道府県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一日までの間に新法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新法附則第三十五条の二第二項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として政令で定めるところにより計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する道府県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新法附則第三十五条の二第五項の規定により読み替えて適用される新法第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の百分の一・二に相当する金額とする。

20 前項の規定の適用がある場合における新法附則第三十五条の二第五項の規定の適用については、同項第一号中「附則第三十五条の二第二項」とあるのは「附則第三十五条の二第二項（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第二十一号。以下「平成二十年改正法」という。）附則第三十九条の規定により適用される場合を含む。以下同じ。）」と、同項第三号中「これらの規定」とあるのは「第三十二条第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）」並びに第三十四条第一項及び第二項」と、「あるのは」とあるのは「あるのは」と、「とする」とあるのは「と、同条第十二項中「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則第三十五条の二第二項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち平成二十年改正法附則第三条第十九項

に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

21 新法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合における第十九項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（新法附則第三十五条の二の六第五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第一項前段」とあるのは「新法附則第三十五条の二第一項前段」とする。

22 新法附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合における第十九項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（新法附則第三十五条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第一項前段」とあるのは「新法附則第三十五条の二第二項前段」とする。

23 前三項に定めるもののほか、第十九項の規定の適用がある場合における道府県民税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（法人の道府県民税に関する経過措置）
第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 旧法第二十四条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

3 旧法第二十五条第一項第二号に規定する整備法第三十八条の規定による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号。以下「旧民法」という。）第三十四条の法人（収益事業を行わないものに限る。）に対して課する平成二十年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

4 新法第五十二条の規定（同条第一項の表の第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の道府県民税

の均等割について適用し、旧法第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の道府県民税の均等割については、なお従前の例による。

5 施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新法第五十二条第一項の規定の適用については、同項の表の第一号中

又は第五十五条の四第一項の申立てが行われる場合について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。)については、なお従前の例による。

2 附則第一条第六号に定める日前に開始した事業年度に係る旧法第七十二条の五第一項第二号に掲げる旧民法第三十四条の規定により設立した法人の事業税については、なお従前の例による。

3 附則第一条第六号に定める日の前日において現に所得税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十三号)第二条の規定による改正前の法人税法(昭和四十年法律第三十四号)別表第二号に規定する法人に該当している外国法人の平成二十五年十一月三十日までに開始する事業年度に係る法人の事業税については、なおその効力を有する。

4 新法第七十二条の十三第二項、第二十三項、第二十六項及び第二十七項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する事実が生ずる場合について適用する。

5 新法第七十二条の二十三第二項の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧法第七十二条の二十三第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

6 新法第七十二条の三十九の二又は第七十二条の三十九の四の規定は、施行日以後に新法第七十二条の三十九の二第一項又は第七十二条の三十九の四第一項の申請が行われる場合について適用する。

7 新法第七十二条の三十九の三又は第七十二条の三十九の五の規定は、施行日以後に新法第七十二条の三十九の二第一項又は第七十二条の三十九の四第一項の申立てが行われる場合について適用する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日前にされた旧法第七十三条の二第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は同項に規定する政令で定める住宅を新築して譲渡する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

3 附則第一条第八号に定める日前の旧法第七十三条の二第二十一項、第七十三条の四第一項第一号及び第七十三条の六第一項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 附則第一条第六号に定める日前の旧民法第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 附則第一条第十一号に定める日から平成二十一年十一月三十日までの間における新法附則第十条第三十二項の規定の適用については、同項中「公益社団法人又は公益財団法人」とあるのは、「民法第三十四条の法人」とする。

(自動車税に関する経過措置)

第七条 新法の規定中自動車税に関する部分は、平成二十年以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 施行日前に旧法附則第三十五条の三第十八項の市町村民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした

同項に規定する特定株式については、同項及び同条第十九項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十八項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「地方税法第二十一号)の施行の日の前日」と、「附則第三十五号の二第六項」とあるのは「地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号)第二条の規定による改正後の地方税法(以下この項において「新法」という。)附則第三十五条の二第五項又は附則第三十五条の二の二第五項」と、「同項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「新法附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(以下この項において「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）」と、「当該株式等に係る譲渡所得等の金額」とあるのは「一般株式等に係る譲渡所得等の金額又は上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

3 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における新法附則第三十五条の三第十三項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「並びに附則第三十五条の二の三第四項及び第五項の規定の適用について」と、「同条第六項」とあるのは「附則第三十五条の二第六項」と、「とする」とあるのは「と、附則第三十五条の二の三第四項中「計算した金額(とあるのは「計算した金額(附則第三十五条の三第十一項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。）」と、「同条第六項前段」とあるのは「附則第三十五条の二第六項前段」とする。」とする。

4 新法第三百二十一号の七の二から第三百二十一条の七の十までの規定は、平成二十一年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

5 新法第三百十四号の七及び附則第五条の五第二項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日以後に支出する新法第三百十四号の七第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

6 平成二十一年度から平成二十六年度までの各年度分の個人の市町村民税についての平成二十

7 新法第五十五条の三又は第五十五条の五の規定は、施行日以後に新法第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項の申請が行われる場合について適用する。

6 新法第五十五条の二又は第五十五条の四の規定は、施行日以後に新法第五十五条の二第一項又は第五十五条の四第一項の申請が行われる場合について適用する。

7 新法第五十五条の三又は第五十五条の五の規定は、施行日以後に新法第五十五条の二第一項

ハ 一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)

ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イ及びロに掲げる法人を除く。)

ホ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)

とあるものは、

ハ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イ及びロに掲げる法人を除く。)

ニ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)

で資本金等の額が千万円以下であるもの

ハ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの(イ及びロに掲げる法人を除く。)

ニ 資本金等の額を有する法人(法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。)

で資本金等の額が千万円以下であるもの

三年改正法による改正後の地方税法第三百十四
条の七の規定の適用については、同条第一項第
三号中「同条第三項」とあるのは、「同条第三
項及び所得税法等の一部を改正する法律（平成
二十年法律第二十三号）附則第五十五条の規定
によりなおその効力を有することとされる同法
第八條の規定による改正前の租税特別措置法第
四十一条の十八の二第一項」とする。

7 新法附則第三条の二の四第二項及び第三項の
規定は、租税特別措置法第四十条第二項又は第
三項の規定による同条第一項後段の承認の取消
しが平成二十年十二月一日以後にされる場合に
ついて適用する。

8 平成二十一年四月一日から同年十二月三十一
日までの間における新法附則第五条の五第二項
の規定の適用については、同項中「附則第三十
三条の二第五項、附則第三十三條の三第五項」
とあるのは「附則第三十三條の三第五項」と
同項第五号中「附則第三十三條の二第五項、附
則第三十四條第四項」とあるのは「附則第三十
四條第四項」とする。

9 新法附則第六條第四項及び第五項の規定は、
平成二十二年以後の年度分の個人の市町村民
税について適用し、旧法附則第六條第四項に規
定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二
十一年度分までの個人の市町村民税について
は、なお従前の例による。

10 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成二
十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一
日までの間に支払を受けるべき新法附則第三十
三条の二第五項に規定する上場株式等の配当等
を有する場合には、当該上場株式等の配当等に
係る配当所得については、同項前段の規定によ
り、上場株式等に係る課税配当所得の金額（同
項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所
得の金額をいう。以下この項において同じ。）
に対して課する市町村民税の所得割の額は、同
条第五項前段の規定にかかわらず、当該上場株
式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・八
に相当する額とする。

11 前項の規定の適用がある場合における新法附
則第三十三條の二第七項の規定の適用について
は、同項第一号中「附則第三十三條の二第五
項」とあるのは、「附則第三十三條の二第五項
（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十
年法律第二十一号）附則第八條第十項の規定に
より適用される場合を含む。以下同じ。）」とす
る。

12 新法附則第三十五條の二の六第十一項又は第
十五項の規定の適用がある場合における第十項
の規定の適用については、同項中「同項前段の
規定により」とあるのは、「新法附則第三十五
條の二の六第十四項又は第十七項の規定により
読み替えられた新法附則第三十三條の二第五
項前段の規定により」とする。

13 新法附則第三十五條の二の五の規定は、平成
二十二年一月一日以後に市町村民税の所得割の
納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定す
る源泉徴収選択口座内配当等について適用す
る。

14 新法附則第三十五條の二の六第十一項から第
二十項までの規定は、平成二十二年以後の年
度分の個人の市町村民税について適用し、平成
二十一年度分までの個人の市町村民税に係る旧
法附則第三十五條の二の六第七項の規定による
譲渡所得等の金額の計算については、なお従前
の例による。

15 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日
までの間における新法附則第三十五條の二の六
第十七項の規定の適用については、同項中「の
規定の適用について」とあるのは「並びに附則
第三十五條の二の三第四項及び第五項の規定の
適用について」と、「とする」とあるのは「と、
附則第三十五條の二の三第四項中「計算した金
額」とあるのは「計算した金額（附則第三十
五條の二の六第十五項の規定の適用がある場合
には、その適用後の金額。）」と、「同条第六項前
段」とあるのは「附則第三十五條の二第六項前
段」とする」とする。

16 市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十
一年一月一日前に行った旧法附則第三十五條の
二の三第四項に規定する上場株式等の譲渡に係
る同項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等
の金額に対して課する平成二十一年度分までの
個人の市町村民税については、なお従前の例に
よる。

17 市町村民税の所得割の納税義務者が、平成二
十一年一月一日から平成二十五年十二月三十一
日までの間における新法附則第三十五條の二の六第
十二項に規定する上場株式等（以下この項におい
て「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則
第三十五條の二の二第二項に規定する譲渡をい
う。）のうち租税特別措置法第三十七條の十二
の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をし
た場合には、当該上場株式等の譲渡による事業

所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二條第
二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）につ
いては、新法附則第三十五條の二第六項前段の
規定により同項前段に規定する株式等に係る譲
渡所得等の金額のうち当該上場株式等に係る譲
渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所
得の金額として政令で定めるところにより計算
した金額（以下この項において「上場株式等」に
係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課
する市町村民税の所得割の額は、同条第六項前
段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税
譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得
等の金額（次項の規定により読み替えて適用さ
れる新法附則第三十五條の二第十項の規定によ
り読み替えて適用される新法第三百十四條の二
の規定の適用がある場合には、その適用後の金
額）をいう。）の百分の一・八に相当する金額
とする。

18 前項の規定の適用がある場合における新法附
則第三十五條の二第十項の規定の適用について
は、同項第一号中「附則第三十五條の二第六
項」とあるのは「附則第三十五條の二第六項
（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十
年法律第二十一号）以下「平成二十年改正法」
という。）附則第八條第十七項の規定により適
用される場合を含む。以下同じ。）」と、同項第
三号中「これらの規定」とあるのは「第三百十
三條第九項（雑損失の金額に係る部分に限る。）
並びに第三百十四條の二第一項及び第二項」
と、「あるのは」とあるのは「あるのは」と、
「とする」とあるのは「と、同条第十二項中
「総所得金額」とあるのは「総所得金額、附則
第三十五條の二第六項に規定する株式等に係る
譲渡所得等の金額（当該株式等に係る譲渡所得
等の金額のうち平成二十年改正法附則第八條
第十七項に規定する上場株式等に係る譲渡所得
等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲
渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡
所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式
等に係る譲渡所得等の金額」とする。）」とする。

19 新法附則第三十五條の二の六第十五項の規定
の適用がある場合における第十七項の規定の適
用については、同項中「計算した金額」とあ
るのは「計算した金額（新法附則第三十五條の
二の六第十五項の規定の適用がある場合には、
その適用後の金額。）」と、「同条第六項前段」と
あるのは「新法附則第三十五條の二第六項前
段」とする。

20 新法附則第三十五條の三第十一項の規定の適
用がある場合における第十七項の規定の適用に
ついては、同項中「計算した金額」とあるのは
「計算した金額（新法附則第三十五條の三第
十一項の規定の適用がある場合には、その適用
後の金額。）」と、「同条第六項前段」とあるのは
「新法附則第三十五條の二第六項前段」とする。

21 前三項に定めるもののほか、第十七項の規定
の適用がある場合における市町村民税に関する
規定の適用に關し必要な事項は、政令で定め
る。

第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規
定中法人の市町村民税に關する部分は、施行日
以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税
及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法
人の市町村民税について適用し、施行日前に開
始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行
日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村
民税については、なお従前の例による。

2 旧法第二百九十四條第一項第四号に規定する
法人でない社團又は財團に対して課する平成十
九年度分までの法人の市町村民税の均等割につ
いては、なお従前の例による。

3 旧法第二百九十六條第一項第二号に規定する
旧民法第三十四條の法人（収益事業を行わない
ものに限る。）に対して課する平成二十年度分
までの法人の市町村民税の均等割については、
なお従前の例による。

4 新法第三百十二條の規定（同条第一項の表の
第一号イに掲げる法人に係る部分に限る。）は、
平成二十年度以後の年度分の法人の市町村民税
の均等割について適用し、旧法第三百十二條第
三項第三号に掲げる公共法人等に対して課する
平成十九年度分までの法人の市町村民税の均等
割については、なお従前の例による。

5 施行日から附則第一条第六号に定める日の前
日までの間における新法第三百十二條第一項の
規定の適用については、同項の表の第一号中

ハ 一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

ニ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イからハまでに掲げる法人を除く。）

ホ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びニに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるものうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第九号まで及び第五項において「従業者数の合計数」という。）が五十人以下のもの

とあるのは、

ハ 保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（イ及びロに掲げる法人を除く。）

ニ 資本金等の額を有する法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及びハに掲げる法人を除く。以下この表において同じ。）で資本金等の額が千万円以下であるものうち、市町村内に有する事務所、事業所又は寮等の従業員（政令で定める役員を含む。）の数の合計数（次号から第九号まで及び第五項において「従業者数の合計数」という。）が五十人以下のもの

とする。

6 新法第三百二十一条の十一の二又は第三百二十一条の十一の三の規定は、施行日以後に新法第三百二十一条の十一の二第一項又は第三百二十一条の十一の三第一項の申請が行われる場合について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定（新法第三百九十四条の規定を除く。）中固定資産税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十八条第二項第九号、第十二号及び第二十六号並びに第七項並びに附則第十五条第十三項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧民法第三十四条の法人に係る固定資産に対して課する平成二十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十八条第二項第二十九号の規定は、附則第一条第九号に定める日の属する年の翌年の一月一日（当該定める日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の第三二十五項から第二十八項までに規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の第三十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成十七年六月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項の表第一号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成十六年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項の表第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第

五項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成十七年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十三項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 旧法附則第十五条第二十六項各号に掲げる家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十八年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 新法附則第十五条第五十一項に規定する指定会社等が施行日において同項に規定する外資埠頭公社からの出資により取得した固定資産に係る同項の規定の適用については、同項中「前日において第十三項又は」とあるのは「前日にお

いて」と、「附則第十条第十二項及び第十六条第四項の規定によりなお従前の例によることとされる平成二十年改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十五項若しくは」とあるのは「第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条第十四項若しくは第十五項又は」とする。

第十一条 市町村長は、償却資産に対して課する平成二十年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格が旧法第四百十四条の規定に基づき決定したものである場合においては、直ちに当該償却資産の価格等（新法第三百八十九条第一項に規定する価格等をいう。以下この条において同じ。）を新法の規定による価格等に修正して、これを償却資産課税台帳に登録しなければならない。

2 市町村長は、前項の規定による価格等の修正が地方税法第四百十一条第二項の規定による公示の日以後に行われる場合には、遅滞なく、当該修正に係る価格等及びこれを償却資産課税台帳に登録した旨を当該償却資産に対して課する固定資産税の納税義務者に通知しなければならない。

3 道府県知事又は総務大臣は、地方税法第三百八十九条第一項の規定に基づき市町村の長に通知した償却資産に対して課する平成二十年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に係る当該償却資産の価格が旧法第四百十四条の規定に基づき決定したものである場合においては、直ちに、当該償却資産の価格等を新法の規定による価格等に修正し、当該修正に係る価格等を当該償却資産が所在するものとされる市町村に配分し、その配分した価格等を当該市町村の長に通知しなければならない。この場合において、道府県知事又は総務大臣は、遅滞なく、その旨を当該償却資産の所有者に通知しなければならない。

4 新法第三百八十九条第二項、第四項、第五項及び第六項（第一号に係る部分を除く。）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第四項及び第五項中「道府県知事」とあるのは、「道府県知事又は総務大臣」と読み替えるものとする。

5 新法第三百九十条の規定は総務大臣が第三項の規定による価格等の修正又は配分についての異議申立てに対する決定をしようとする場合について、新法第三百九十九条の規定は道府県知

項の規定に基づき納税義務者及び市町村長に通知した道府県が償却資産に対して課する平成二十年度分の固定資産税の課税標準となるべき金額に係る当該償却資産の価格が旧法第四百十四条の規定に基づき決定したものである場合には、直ちに、当該償却資産の価格等を新法の規定による価格等に修正し、当該修正に係る価格等及び道府県が課する固定資産税の課税標準となるべき金額を納税義務者及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知しなければならぬ。この場合においては、新法第四百条の二の規定を準用する。

例による。

は、平成二十一年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、平成二十年度分までの旧法第六百九十九条の三十二第二項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

十三條 新法第七百條の四十九第一項の規定は、平成二十一年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、平成二十年度分までの旧法第七百條の四十九第一項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

十四條 新法附則第三十二條の三の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

第十五条 新法の規定中事業所得税に関する部分
は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の
事業及び平成二十年以後の年分の個人の事業
(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成十九年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

三、第二十五項から第二十八項までに規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧民法第三十四条の法人に係る固定資産に対して課する平成二十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

第十七条 次項に定めるものを除き、新法の規定
中国民健康保険税に関する部分は、平成二十年
度以後の年度分の国民健康保険税について適用
し、平成十九年度分までの国民健康保険税につ
いては、なお従前の例による。

二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

十八條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

となる場合における経過措置）
第二十条の二 この法律の公布の日が平成二十年四月一日後となる場合におけるこの法律による

第二十一条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。

（旅行其五）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

規定 同条の前に見出しを付する改正規定
同条第一項の改正規定（「この条」の下に
「及び次条」を加える部分に限る。）、同条の
次に一条を加える改正規定、同法附則第六条
第二項及び第五項並びに第三十三条の二の改

を「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十三条の三第一項に規定する土地等に係る

（第三百十四条の七第一項前段）を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とある

「第三十七条の二第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額

第六項第四号の改正規定（第三百十四条の

中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十四条第四項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める

四号の改正規定（第三十七条の二第一項前

段」を「第三十七条の二第二項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）

四條の七第一項前段」を「第三百十四條の七

第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五條第五項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」に

二第五項第四号の改正規定（第三十七条の

「山林所得金額」とあるのは、「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前

号の改正規定（第三百十四条の七第一項前

得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の二第六項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）、同法附則第三十五条の二

項並びに第三十五条の三第七項及び第十五項

の改正規定、同法附則第三十五条の四第二項第四号の改正規定（「第三十七条の二第一項前段」を「第三十七条の二第一項中「山林所

則第三十五条の四第一項に規定する先物取引

に係る雑所得等の金額」と、同項前段に改める部分を除く。）並びに同条第五項第四号

の改正規定（「第三百十四条の七第一項前段」を「第三百十四条の七第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第三十五条の四第四項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」に改める部分を除く。）並びに第四条中国有資産等所有権を市町村交付金法附則に一項を加える改正規定並びに附則第二十七条の規定（租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の二第五項第五号の改正規定（「附則第五条の四第一項」の下に「附則第五条の四の二第一項」を加える部分及び「及び附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四の二第一項」に改める部分に限る。）同条第八項第五号の改正規定（「附則第五条の四の二第一項」の下に「附則第五条の四の二第二項」を加える部分及び「及び附則第五条の四の二第一項」を「附則第五条の四の二第一項及び附則第五条の四の二第二項」に改める部分に限る。）及び同条第十四項第五号の改正規定（「附則第五条の四第六項」の下に「附則第五条の四の二第五項」を加える部分及び「及び附則第五条の四第六項」を「附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める部分に限る。）及び同条第十四項第五号の改正規定（「附則第五条の四第六項」の下に「附則第五条の四の二第五項」を加える部分及び「及び附則第五条の四第六項」を「附則第五条の四第六項及び附則第五条の四の二第五項」に改める部分に限る。）の四の二第五項」に改める部分に限る。）に
限る。）平成二十二年一月一日

二 第一条中地方税法附則第五条の四第一項第三号の改正規定（「第四十一条の三の二」を削る部分を除く。）同条第三項の改正規定、同条第六項第三号の改正規定（「第四十一条の三の二」を削る部分を除く。）同条第八項並びに同法附則第三十四条第一項及び第四項の改正規定、同法附則第三十四条の二第二項の改正規定（「第十七号」を「第十六号」に改める部分に限る。）同条第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第十七号」を「第十六号」に改める部分に限る。）並びに同条第六項、第七項及び第九項並びに同法附則第三十四条の二の二、第三十五条の二第二項及び第七項並びに第三十六條第一項の改正規定並びに次条第一項及び附則第七條第一項の規定 平成二十二年四月一日

三 第一条中地方税法附則第三十五条の四第一項、第二項第二号、第四項及び第五項第二号並びに第三十七條の二の改正規定 平成二十三年一月一日

四 第一条中地方税法附則第十五条の七第二項の改正規定及び同法附則第十五条の八第一項の改正規定（「課する固定資産税については」の下に「前条第二項の規定又は」を加える部分に限る。）長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）の施行の日

五 第一条中地方税法第七十二条の四第三項、第七十三条の五、第七十三条の二十七の六、第七十三条の二十七の七、第七十三条の二十七の九第一項、第三百四十三條及び第六百一十一條の改正規定並びに同法附則第十一條第六項及び第二十二項の改正規定、同条第二十六項の改正規定（平成二十一年三月三十一日）を「平成二十三年三月三十一日」に改める部分を除く。）同法附則第十一條の五第三項の改正規定（「附則第十一條第二項」の下に「若しくは第二十二項」を加える部分に限る。）同法附則第十一條の六、第十一條の七及び第十二條の改正規定、同法附則第十五條の八第一項の改正規定（「第二條第七項第二号イ」を「第二條第三項第二号イ」に、「第四條第一項第五号又は第五條第一項第三号」を「第四條第一項第七号又は第五條第一項第六号」に改める部分に限る。）並びに同法附則第二十九條の四第一項、第三十一條の三の二第一項及び第三十一條の三の三第一項の改正規定並びに附則第四條第二項、第三項及び第五項並びに第八條第二項の規定 農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）の施行の日

六 第一条中地方税法第七十二条の二十四の二第三項第二号の改正規定 保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十年法律第五十七号）の施行の日

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第五条の四第三項の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の道府県民税に係る同項に規定する道府県民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

2 新法第五十三條第三十項及び第四十項から第四十四項まで並びに附則第八條の二第三項（新法第五十三條の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる新法第五十三條第四十項の道府県知事の更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額について適用し、施行日前にされた旧法に基づく仮装経理に係る更正（第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三條第三十項又は第三十一項の道府県知事の更正をいう。次項において同じ。）により減少した法人税割額については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法第五十三條第三十項及び第四十項から第四十四項まで並びに附則第八條の二第三項の規定は、道府県知事が施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る更正をした場合において、当該旧法に基づく仮装経理に係る更正を受けた法人につき施行日以後に新法第五十三條第四十二項各号に掲げる事実が生じたときについても適用する。この場合において、同条第三十項中「この項」とあるのは「この項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十三條第三十項」と、同条第四十一項及び第四十二項中「第三十項」とあるのは「第三十項又は旧法第五十三條第三十項若しくは第三十一項」とする。

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併）による解散を除く。以下この項において同じ。による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十四の十の規定は、施行日以後にされる同条第二項の更正に係る同項に規定する仮装経理事業税額について適用し、施行日前にされた旧法に基づく仮装経理に係る更正（旧法第七十二条の二十四の十第一項に規定する更正又は同条第二項に規定する各事業年度の付加価値額、所得若しくは収入金額を減少させる更正をいう。次項において同じ。）により減少した付加価値額、資本割額、所得割額又は収入割額については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法第七十二条の二十四の十の規定は、道府県知事が施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る更正をした場合において、当該旧法に基づく仮装経理に係る更正を受けた法人につき施行日以後に同条第四項各号に掲げる事実が生じたときについても適用する。この場合において、同条第一項中「この項の規定」とあるのは「この項又は地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条において「旧法」という。）第七十二条の二十四の十第一項の規定」と、同条第三項及び第四項中「第一項」とあるのは「第一項又は旧法第七十二条の二十四の十第一項」とする。

4 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第五号に定める日目の旧法第七十三條の五第一項、第七十三條の二十七の六第一項及び第二項、第七十三條の二十七の七第二項及び第三項、附則第十一條第六項、第二十二項及び第二十六項並びに附則第十一條の七に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法第七十三條の五第一項の規定は、農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号）以下この項において「農地法等改正法」という。）の施行の際現に農地法等改正法第一条の規定による改正前の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）以下この項において「旧農地法」という。）第七十八條第一項の規定により農林水産大臣が管理している土地（旧農地法第五十九條第一項の規定により買収した土地を除く。）が農地法等改正法附則第五条の規

定によりなお従前の例によることとされる旧農地法第三十六條、農地法等改正法附則第八條第二項若しくは第三項又は同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第八十條第二項の規定によつて国から売り渡され、又は売り払われた場合における当該土地の取得に対する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七十三條の五第一項中「農地法第三十六條、第六十一條又は第八十條第二項」とあるのは、「農地法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第五十七号。以下この項において「農地法等改正法」という。附則第五條の規定によりなお従前の例によることとされる農地法等改正法第一條の規定による改正前の農地法（以下この項において「旧農地法」という。）第三十六條、農地法等改正法附則第八條第二項若しくは第三項又は同条第四項の規定によりなお効力を有することとされる旧農地法第八十條第二項」とす。

4 施行日前に旧法附則第十一條の四第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従つて事業の譲渡を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

5 新法附則第十二條の規定は、附則第一條第五号に定める日以後の新法附則第十二條第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の旧法附則第十二條第一項に規定する農地、採草放牧地及び準農地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）
第五條 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）
第六條 新法の規定中軽油引取税に関する部分は、施行日以後に新法第四百四十四條の二第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条

第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは新法第四百四十四條の三第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が新法第四百四十四條の二第六項の規定に該当するに至つた場合において課すべき軽油引取税について適用する。

2 施行日前に旧法第七百條の三第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは旧法第七百條の四第一項各号（第三号又は第四号を除く。）の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が旧法第七百條の三第六項の規定に該当するに至つた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

3 この法律の施行の際現にされている旧法第七百條の六の二第一項の規定による元売業者の指定の申請は、新法第四百四十四條の七第一項の規定による元売業者の指定の申請とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法第七百條の六の二第一項の規定により元売業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該元売業者の指定は、新法第四百四十四條の七第一項の規定による元売業者の指定とみなす。

5 この法律の施行の際現にされている旧法第七百條の六の三第一項の規定による仮特約業者の指定の申請は、新法第四百四十四條の八第一項の規定による仮特約業者の指定の申請とみなす。

6 この法律の施行の際現に旧法第七百條の六の三第一項の規定により仮特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該仮特約業者の指定は、新法第四百四十四條の八第一項の規定による仮特約業者の指定とみなす。

7 この法律の施行の際現にされている旧法第七百條の六の四第一項の規定による特約業者の指定の申請は、新法第四百四十四條の九第一項の規定による特約業者の指定の申請とみなす。

8 この法律の施行の際現に旧法第七百條の六の四第一項の規定により特約業者の指定を受けている者に係る同項の規定による当該特約業者の指定は、新法第四百四十四條の九第一項の規定による特約業者の指定とみなす。

9 この法律の施行の際現にされている旧法第七百條の十一の二第二項の規定による特別徴収義務者の登録の申請は、新法第四百四十四條の十五第一項の規定による特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

10 この法律の施行の際現に旧法第七百條の十一の二第二項の規定により登録特別徴収義務者の登録を受けている者に係る同項の規定による当該登録特別徴収義務者の登録は、新法第四百四十四條の十五第二項の規定による登録特別徴収義務者の登録とみなす。

11 この法律の施行の際現にされている旧法第七百條の十一の二第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請は、新法第四百四十四條の十五第三項の規定による登録特別徴収義務者の登録の申請とみなす。

12 この法律の施行の際現に旧法第七百條の十二第一項の規定により交付を受けている証票は、新法第四百四十四條の十六第一項の規定により交付を受けた証票とみなす。

13 この法律の施行の際現に旧法第七百條の十四の三の規定により提供されている担保は、新法第四百四十四條の二十の規定により提供された担保とみなす。

14 この法律の施行の際現にされている旧法第七百條の十五第一項の規定による免税証の交付の申請は、新法第四百四十四條の六に規定する用途に係る免税証の交付の申請にあつては新法第四百四十四條の二十一第一項の規定による免税証の交付の申請と、新法附則第十二條の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証の交付の申請にあつては同条第二項において読み替えて準用する新法第四百四十四條の二十一第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

15 この法律の施行の際現に旧法第七百條の十五第一項の規定により交付を受けている免税証は、新法第四百四十四條の六に規定する用途に係る免税証にあつては新法第四百四十四條の二十一第一項の規定により交付を受けた免税証と、新法附則第十二條の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税証にあつては同条第二項において読み替えて準用する新法第四百四十四條の二十一第一項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

16 この法律の施行の際現に旧法第七百條の十五第二項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新法第四百四十四條の六に規定する用途に係る免税軽油使用者証にあつては新法第四百四十四條の二十一第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

用途に係る免税軽油使用者証にあつては新法第四百四十四條の二十一第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証と、新法附則第十二條の二の四第一項各号に掲げる用途に係る免税軽油使用者証にあつては同条第二項において読み替えて準用する新法第四百四十四條の二十一第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

17 この法律の施行の際現に旧法第七百條の二十二の二第一項の規定により道府県知事の承認を受けている者に係る同項の規定による当該道府県知事の承認は、新法第四百四十四條の三十二第二項の規定による道府県知事の承認とみなす。

18 この法律の施行の際現に旧法第七百條の二十二の二第四項の規定により交付を受けている製造等承認証は、新法第四百四十四條の三十二第四項の規定により交付を受けた製造等承認証とみなす。

19 施行日前に新法第四百四十四條の三十四第一項に規定する元売業者、特約業者、石油製品販売業者及び軽油製造業者等が旧法第七百條の二十二の四第一項から第三項までの規定によりした届出は、新法第四百四十四條の三十四第一項から第三項までの規定によりした届出とみなす。（市町村民税に関する経過措置）

第七條 新法附則第五條の四第八項の規定は、平成二十二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市町村民税に係る同項に規定する市町村民税住宅借入金等特別税額控除申告書の提出については、なお従前の例による。

2 新法第三百二十一條の八第三十項及び第三十六項から第四十項まで並びに附則第八條の二第三項（新法第三百二十一條の八の規定に係る部分に限る。次項において同じ。）の規定は、施行日以後にされる新法第三百二十一條の八第三十六項の市町村長の更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額について適用し、施行日前にされた旧法に基づく仮装経理に係る更正（旧法第三百二十一條の八第三十項又は第三十一項の市町村長の更正をいう。次項において同じ。）により減少した法人税割額については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、新法第三百二十一條の八第三十項及び第三十六項から第四十項まで並びに附則第八條の二第三項の規定は、市町村長が施行日前に旧法に基づく仮装経理に係る

8 平成十四年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第四十二項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものを（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第七項

模住宅用地である部分（以下この項において「小規模模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）、又は同条第一項に規定する非住宅用地等である部分（以下この項において「非住宅用地等である部分」という。）、のうちにいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用

別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中固定資産税に関する部分は、平成二十一年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十三條第五項の規定は、附則第
一条第五号に定める日の属する年の翌年の一月
一日（当該定める日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分
の固定資産税について適用し、当該年度の前年
度分までの固定資産税については、なお従前の
例による。

3 施行日前に敷設された旧法第三百四十九条の三第二項に規定する鉄道に係る同項に規定する構築物に対して課する固定資産税についてはなお従前の例による。

4 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第二項に規定する特定倉庫、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十八項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第四十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十九項に規定する基準適合表示車に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第一項に規定する貸家住宅に対して課する

14 平成十六年十月二十三日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第十六条の二第十四項に規定する償

却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税及び都市計画税に関する

第九條 市町村は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八条の三（新法附則第二十一条の二）

第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八条第七項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項

賦課期日において新法附則第十八条の三第一項

の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十一年度の宅地等」という。）、新法附則第十八条第七項第三号に掲げる宅地等で平成二十二年度に係る試課期日に

において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十二年度の宅地等」という。）又は同条第七項第四号に掲げる宅地等で平成二十三年度に係る武果期日こ

以下表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（この項において「平成二十三年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地

をいう。以下この項において同じ。）が平成二十一年度、平成二十二年度の宅地等にあつては平成二十一年度、平成二十二年度の宅地等にあつては平成二十一年

度、平成二十三年度の宅地等にあつては平成十二年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したも

のに係る平成二十一年度の宅地等にあつては平成二十一年度分、平成二十二年度の宅地等にあつては平成二十二年度分、平成二十三年度の宅地等にあつては平成二十三年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課

期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用

4 第一項の場合には、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規

す。

5 前三項の規定は、平成二十一年度から平成二十三年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第七項第一号から第三号まで」とある

のは一附則第二十五条第七項又は第二十七条の四の二第二項において読み替えられた新法附則第十八条第七項第一号から第三号まで」と、第十八条（新法附則第二十一条の二第二項）

「第一号（新法附則第一号）の第二号において準用する場合を含む。」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第七項第二号」とあるのは「附則第二十五条第七項又は第二十七条の四」

二第二項において読み替えられた新法附則第十八条第七項(第二号)」と、「附則第十八条第七項(第三号)」とあるのは「附則第二十五条第七項又

は第二十七条の四の第二項において読み替へられた新法附則第十八条第七項第三号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第

二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む）」とあるのは「第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（事業所税に関する経過措置）

第十条 次項に定めるものを除き、新法の規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十一年以

後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所得税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十一年前の年分

の個人の事業及び平成二十一年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十九条第七項に規定する事業（同項に規定する同意計画の公表の日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する事業所等において行うものに限る。）に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定で都市計画税に関する部分は、平成二十一年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第二項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成十六年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十五項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成十九年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四十六項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十二条 新法第七百三十五条の五第二項の規定は、平成二十一年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この法律の公布の日が附則第一条本文に規定する日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関

し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、第五条並びに附則第五条第三項から第六項まで及び第七條から第十五条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十二年四月三〇日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十七条 施行日前に前条の規定による改正前の地方税法附則第十一条の四第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従つて事業の譲渡若しくは資産の譲渡（同項に規定する資産の譲渡をいう。以下この条において同じ。）を受けた同表の下欄に掲げる者又は当該計画（同表第三号の上欄に掲げる計画を除く。）に従つて同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

附則（平成二十二年六月一九日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二十二年六月二四日法律第五六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五条第一項、第二章、第十三条、第二十一条、第二十四条、第八章、第五十八条及び第五十九条並びに附則第七条及び第九条の規定 公布の日

附則（平成二十二年七月一〇日法律第七四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。

附則（平成二十二年三月三十一日法律第四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第五十三条第三十五項及び第三十六項の改正規定（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。）、同法第五十五条の二第一項の改正規定（「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、同法第五十五条の四第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の二十四の十一第一項の改正規定（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。）、同法第七十二条の五の二を削る改正規定、同法第七十二条の六、第七十二条の七第二項及び第七十二条の十二第一号の改正規定、同法第七十二条の十三の改正規定（同条第十四項の改正規定（「第一条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の十八ただし書の改正規定、同法第七十二条の二十一第一項の改正規定（「ついでには」の下に「、第三項に規定する場合を除き」を加える部分に限る。）、同法第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項

を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、並びに同法第三百二十一条の十一の三第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分に限る。）、並びに同法附則第五条の四第一項第二号ロ及び第六項第二号ロの改正規定 平成二十二年六月一日

二 第一条中地方税法第十五条の四第一項第一号、第十七条の六第二項及び第二十條の九の三第五項の改正規定、同法第二十三条第一項の改正規定（同項第四号の四の改正規定を除く。）、同法第二十四条の二、第五十一条第二項及び第五十二条の改正規定、同法第五十三条の改正規定（同条第四項の改正規定、同条第六項、第十一項、第十五項及び第十九項の改正規定（「、第四十二條の十一第五項」を削る部分に限る。）並びに同条第三十五項及び第三十六項の改正規定（「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第五十三条の二、第五十四條第一項及び第五十五条の改正規定（「締約国」の下に「又は締約者」を加え、「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第五十五条の三第一項の改正規定、同法第五十五条の四第一項の改正規定（「条約相手国」を「条約相手国等」に改める部分を除く。）、同法第五十六条、第五十七条第二項、第六十二条から第六十四条まで、第六十五條の二第一項及び第七十一条の二十六第一項、第七十二条から第七十二条の二の二まで並びに第七十二条の三第三項の改正規定、同法第七十二条の五の二を削る改正規定、同法第七十二条の六、第七十二条の七第二項及び第七十二条の十二第一号の改正規定、同法第七十二条の十三の改正規定（同条第十四項の改正規定（「第一条第十二号の七の五」を「第二条第十二号の七の七」に改める部分に限る。）を除く。）、同法第七十二条の十八ただし書の改正規定、同法第七十二条の二十一第一項の改正規定（「ついでには」の下に「、第三項に規定する場合を除き」を加える部分に限る。）、同法第五項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項

[illegible]

四 第一条中地方税法の本則に一章を加える改正規定（同法第七百五十九条に係る部分に限る。）及び同法附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハの改正規定（「及び」を「並びに」に改める部分及び「から」を「及び第十條の二の二から」に改める部分を除く。）平成二十三年四月一日

院大学算術法（平成二十一年法律第七十六号）の施行の日
（還付加算金に関する経過措置）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十二年九月三十日までの間における第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の四第一項第

五、第九項、第十号及び第十一号、第十四項並びに第十五項の改正規定、同条第十七項の改正規定（二及び第五号の二）を削る部分を除く。）、同条第九項、同法第三十七條、第四十五條の二第一項並びに第三百十四條の二第一項第六号、第十号及び第十一号、第四項並びに第五項の改正規定、同条第七項の改正規定（二及び第五号の二）を削る部分を除く。）並びに同条第九項、同法第三百十四條の六及び第三百十七條の二第一項の改正規定並びに附則第三條第三項及び第十條第三項の規定、平成二十四年一月一日

三
第
三
条
第
二
十
一
項
若
し
く
は
第
三
百
二
十
一
條
の
八
第
二
十
六
項」とあるのは「第五十三條第二十六項若しくは第三百二十一條の八第二十六項」と、「第五十三條第二十三項若しくは第三百二十一條の八第二十三項」とあるのは「第五十三條第二十八項若しくは第三百二十一條の八第二十八項」と、「第七十二條の第十三第九項」とあるのは「第七十二條の第十三第十項」と、「第七十二條の第十三第十三項」とあるのは「第七十二條の第十三第十四項」と、「同條第十一項」とあるのは「同條第十二項」とする。

(道府県民税に関する経過措置)

六 第一条中地方税法の本則に一章を加える改正規定（同法第七百五十八条に係る部分に限る。）平成二十四年四月一日

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十二年以後の年度分の個人の道府県民税につ

七 第一条中地方税法第三十四条第一項第五号及び第五号の二並びに第六項の改正規定、同条第七項の改正規定（「及び第五号の二」を

2 新法第三十四条第二項第五号及び第五号の
府県民税については、なお従前の例による。
いて適用し、平成二十一年度分までの個人の道

削る部分に限る。）、同条第八項並びに同法第三百十四条の二第一項第五号及び第五号の二並びに第六項の改正規定、同条第七項の改正

二、第六項、第七項（生命保険料控除額に関する部分に限る。）並びに第八項の規定は、平成二十五年以後の年度分の個人の道府県民税に

規定（「及び第五号の二」を削る部分に限る。）並びに同条第八項の改正規定並びに附則第三条第二項及び第十条第二項の規定（平成

3 ついて適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

新法第三十四条第一項第六号、第十号及び第

二十五 年一月一日

十一号、第四項、第五項、第七項（生命保険料控除額に関する部分を除く。）並びに第九項、第三十七条並びに第四十五条の二第一項の規定

の二第三項の改正規定及び同法附則第三
条の三の次に一条を加える改正規定並びに附
則第三条第九項及び第十条第十項の規定 平

は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例

八 第一条中地方税法第三百四十八条第二項第七号の二の改正規定 自然公園法及び自然環

4 新法第四十五条の三の二の規定は、平成二十

九 第一条中「地方税法第七十三条の四第一項の環境全法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第四十七号）」の施行の日

三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

5 新法第四十五条の三の三の規定は、平成二十

改正規定及び同法第三百四十八条第二項の改正規定（同項第七号の二の改正規定を除く。）並びに附則第五条第二項、第十一条第二項及

三年一月一日以後に提出する同条第一項に規定する申告書について適用する。

6 平成二十三年中に新法第四十五条の三の三第

ては、同条第二項中「同項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第一条の規定による改正前の所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

7 施行日前に所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下「所得税法等改正法」という。）第十八条の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十九号。以下「旧租税特別措置法」という。）第九条の六第一項に規定する公同買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

8 旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公同買付けに依りて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第三十五条の二第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。

9 新法附則第三十五条の二の二第二項及び第三十五条の三の二第二項から第三項までの規定は、平成二十七年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

10 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

11 第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「十月新法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する現物分配をい

定中法人の道府県民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（所得税法等改正法第二条の規定による改正後の法人税法（昭和四十年法律第三十四号。以下「十月新法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する現物分配をい

い、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び各連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法（以下「十月旧法人税法」という。）第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の道府県民税及び各連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

12 施行日から平成二十二年九月三十日までの間における第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の地方税法第五十三条第六項の規定の適用については、同項中「同法第八十一条の九第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）附則第二十六条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第三項」と、「同法第五十八条第一項」と、「同条第三項」とあるのは「所得税法等改正法附則第二十六条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第三項」とする。

13 第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定を除く。）による改正後の地方税法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

14 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

15 第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び施行日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税（清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。以下この項及び次項において同じ。）について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び施行日前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法の規定中法人の事業税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（十月新法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資又は事後設立（十月旧法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合における各事業年度に係る法人の事業税及び同日以前の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

3 第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法第七十二条の十三第二十八項の規定は、平成二十二年十月一日以後に同項に規定する他の内国法人が同条第十一項又は第十二項に規定する場合に該当することとなる場合の事業年度について適用する。

4 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 附則第一条第九号に定める日目の旧法第七十二条の四第一項第三十六号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 道府県たばこ税に関する経過措置（道府県たばこ税に関する経過措置）

7 平成二十二年十月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第七十四条の二第二項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費税等（同法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第七十四条の二第二項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により道府県たばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき四百三十円

二 新法附則第十二条の二に規定する紙巻たばこ 千本につき二百五十円

前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を指定日から起算して一月以内に、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の道府県知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（たばこ税法（昭和五十九年法律七十二号）第二条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この号において同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量により算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の本数により算出した前項の規定による道府県たばこ税額

三 その他参考となるべき事項

第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第十二条第三項に規定する市町村

[illegible]

第二十 項	から第三 項まで若 しくは第 五項	
第七十 四の二 十一第 一項	経過する 日	経過する日（当該経過する日が平成二十三年三月三十一日前である場合には、同日）
第七十 四の二 十一第 二項 及び第 七十四 条の二 十二第 一項	第七十四 条の十第 一項又は 第三項	平成二十二年改正法 附則第六 条第五項
第七十 四の二 十二第 二項	第七十四 条の十第 一項若し しくは第 三項の納 限又は第 七十四条 の十第三 項	平成二十二年改正法 附則第六 条第五項
第七 項	第七十四 条の十第 一項	平成二十二年改正法 附則第六 条第五項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、新法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定める品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

（自動車取得税に関する経過措置）

第七條 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日現在の自

動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(輕油引取税に関する経過措置)

第八條 新法附則第十二條の二の七の規定は、施行日以後に新法第四百四十四條の二第一項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課すべき軽油引取税について適用し、施行日前に旧法第四百四十四條の二第二項又は第二項に規定する軽油の引取りが行われた場合において課する軽油引取税については、なお従前の例による。

この法律の施行の際現にされている旧法附則第十二条の二の四第二項において読み替えて準用する旧法第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付の申請は、新法附則第十二条の二の七第二項において読み替えて準用する新法第四百四十四条の二十一第一項の規定による免税証の交付の申請とみなす。

この法律の施行の際現に旧法附則第十二条の二の第四第二項において読み替へて準用する旧法第百四十四条の二十一第一項の規定により交付を受けている免税証は、新法附則第十二条の二の七第二項において読み替へて準用する新法第百四十四条の二十一第一項の規定により交付を受けた免税証とみなす。

4 この法律の施行の際現に旧法附則第十二条の二の第四第二項において読み替えて準用する旧法第百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けている免税軽油使用者証は、新法附則第十二条の二の第七第二項において読み替えて準用する新法第百四十四条の二十一第二項の規定により交付を受けた免税軽油使用者証とみなす。

第九條 新法附則第十二條の三の規定は、平成二十二年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

第十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十二年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

新法第三百十四條の二第二項第五号及び第五号の二、第六項、第七項（生命保険料控除額に関する部分に限る。）並びに第八項の規定は、平成二十五年以後の年度分の個人の市町村民

税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

新法第三百十四條の第二項第六号、第十号及び第十一号、第四項、第五項、第七項（生命保険料控除額に関する部分を除く。）並びに第九項、第三百十四條の六並びに第三百七條の第二項の規定は、平成二十四年度以後の年度の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

新法第三百十七條の三の二の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第二項及び第二項に規定する申告書について適用する。

新法第三百十七条の三の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項に規定する申告書について適用する。

平成二十三年中に新法第三百十七条の三の三
第一項の規定による申告書を提出する場合にお
いては、同条第二項中「同項の規定による申告

書に記載した事項」とあるのは、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第一条の規定による改正前の所得税法第六百三条の五第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

平成二十二年度分の個人の市町村民税についての新法第三百二十一条の第三第二項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の見逃し適用については、同条第二項ロ

く）の規定の適用については、同条第二項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成十二年四月三十日までに給与所得以外の所得に

係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

施行日前に旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する公開買付けに応じて行ふ同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした所得割の納税義務者の当該株式の譲渡による所得については、なお従前の例による。

9 旧租税特別措置法第九条の六第一項に規定する個人である所得割の納税義務者が、施行日から平成二十二年十二月三十一日までの間に、同項に規定する公開買付けに応じて行う同項に規定する上場会社等の株式の譲渡をした場合における当該株式の譲渡による所得については、旧法附則第三十五条の二第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「租税特別措置法第九条の六第一項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）附則第五十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十八条の規定による改正前の租税特別措置法第九条の六第一項」とする。

10 新法附則第三十五条の三の二第四項から第六項までの規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

11 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

12 第一条の規定（附則第一条第二号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の地方税法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、平成二十二年十月一日以後に合併、分割、現物出資若しくは現物分配（十月新法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配をいい、残余財産の分配にあつては同日以後の解散によるものに限る。）が行われる場合、同日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）若しくは破産手続開始の決定が行われる場合又は同日以後に解散する法人の残余財産が確定する場合における各事業年度分の法人の市町村民税及び各連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に合併、分割、現物出資若しくは事後設立（十月旧法人税法第二条第十二号の六に規定する事後設立をいう。）が行われた場合又は同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市町村民税及び各連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

13 施行日から平成二十二年九月三十日までの間における第一条の規定（附則第一条第二号に掲

げる改正規定に限る。）による改正前の地方税法第三百二十一条の八第六項の規定の適用については、同項中「同法第八十一条の九第三項」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）以下この項において「所得税法等改正法」という。）附則第二十六條第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第三項」と、「同法第五十八條第一項」とあるのは「法人税法第五十八條第一項」と、「同条第三項」とあるのは「所得税法等改正法附則第二十六条第九項の規定によりなおその効力を有するものとされる所得税法等改正法第二条の規定による改正前の法人税法第八十一条の九第三項」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十二年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十一年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 旧法第三百四十八條第二項第四十一号に規定する固定資産に対して課する附則第一条第九号に定める日の属する年（当該日が一月一日である場合は、当該日の属する年の前年）の一月一日を賦課期日とする年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項の表第一号及び第二号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項の表第三号に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に設置された旧法附則第十五条第五項に規定する土堤及び防壁に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第七項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成十六年度から平成二十一年度までの間に新に固定資産税が課されることとなった旧法附則第十五条第八項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新に取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十項に規定する設備又は施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成十六年五月十五日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十二項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新に取得された旧法附則第十五条第三十一項に規定する設備に対して課する

る固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新に取得された旧法附則第十五条第三十五項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十六項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成十八年六月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第四十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 平成二十二年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第五十四項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23 平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第十項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十二条 平成二十二年十月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法第四百六十五條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第四百六十九條第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新法第四百六十五條第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第七項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者

6 第二項の規定により市町村たばこ税を課する場合、同項から前項までに規定するもののほか、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は同表の下欄に掲げる字句に読み替えて、新法の規定中市町村たばこ税に関する部分（新法第四百六十九条、第四百七十三条、第四百七十四条及び第四百七十七条の規定を除く。）を適用する。									
第四百六十七 条第二 項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第四号。以下この節において「平成二十二年改正法」という。） 附則第十二条第二項	第四百七十五 条第一 項 又は第二 項の規定によ つて申告書	第四百七十三 条第一項 又は第二項 の規定によ つて申告書 付する	第四百七十五 条第二 項 若しくは第 二項	平成二十二年改正法 附則第十二条第三項	第四百七十三 条第一項、 第三項若し くは第四項	経過する日（当該経過する日が平成二十三年三月三十一日前である場合には、同日）	平成二十二年改正法 附則第十二条第五項
第四百八十一 条第二 項及び 第四百 八十二	第四百七十三 条第一項 又は第二 項								

条第一 項	第四百七十三 条第一項 若しくは第 二項の納期 限又は第四 百七十六 条	平成二十二年改正法 附則第十二条第五項
7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、新法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した書類を添付しなければならない。		
8 新法第四百八十五条の十三第一項の規定は、平成二十二年以後の年度の市町村たばこ税について適用し、平成二十一年度までの旧法第四百八十五条の十三第一項に規定するたばこ税に係る課税定額については、なお従前の例による。		
9 平成二十二年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十七を乗じて得た割合」とする。		
10 平成二十三年の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百四十を乗じて得た割合」とする。		
11 平成二十四年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百四十を乗じて得た割合」とする。		

は、「除して得た割合に百分の百二十を乗じて得た割合」とする。 （事業所税に関する経過措置） 第十三条 新法附則第三十三条の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十二年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成二十二年前の年分の個人の事業及び平成二十二年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。 （都市計画税に関する経過措置） 第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十二年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十一年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
2 旧法第三百四十八条第二項第四十一号に規定する固定資産に対して課する附則第一条第九号に定める日の属する年（当該日が一月一日である場合には、当該日の属する年の前年）の一月一日を賦課期日とする年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
3 平成十八年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
4 平成十四年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十六項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
5 平成十五年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
6 平成二十年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第五十四項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
7 平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の第二十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)
第十五条 新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十一年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十二年五月一〇日法律第三

一号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十二年二月三日法律第六

五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という)から施行する。

附則(平成二十三年三月三十一日法律第一

三号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中地方税法附則第三十三条第五項の

改正規定(「第五条第二項」を「第五条第二項」に改める部分に限る。)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十

三年法律第五十五号)の公布の日

二 次条の規定 経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方

法人特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第百十五

号)の公布の日

三 附則第三条の規定 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十七号)の公布の日

附則(平成二十三年四月二七日法律第二

六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十三年十月一日から施行する。

第二十四条 施行日前の前条の規定による改正前

の地方税法(以下この条において「旧地方税法」という。)第七十三条の四第一項第十六号及び第十七号に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法(次項において「新地方税法」という。)第三百四十八条第二項第十九号の規定は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧地方税法第三百四十八条第二項第十九号及び第十九号の二に規定する固定資産に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新地方税法第七百二条の二第二項の規定(新地方税法第三百四十八条第二項第十九号の規定に関する部分に限る。)は、同号の規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する平成二十四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧地方税法第三百四十八条第二項第十九号及び第十九号の二の規定の適用を受ける土地又は家屋に対して課する平成二十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

附則(平成二十三年四月二七日法律第三

〇号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則に十六条を加える改正規定(附則第四十五条に係る部分に限る。)は、平成二十四年一月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

第一条の二 改正後の附則第五十一条第一項及び第二項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された代替家屋及び同条第二項に規定する代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

(自動車取得税に関する経過措置)

第二条 改正後の附則第五十二条の規定は、平成二十三年三月十一日以後の同条第一項の代替自動車の取得について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 改正後の附則第五十四条の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された第四百四十五条第一項に規定する自動車に対して課すべき自動車税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 改正後の附則第五十七条の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された第四百四十二条の二第一項に規定する軽自動車等に対して課すべき軽自動車税について適用する。

附則(平成二十三年五月二日法律第三五

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十三年五月二日法律第三九

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十三年五月二〇日法律第四

五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

(自動車取得税に関する経過措置)

第二条 改正後の附則第五十二条の規定は、平成二十三年三月十一日以後の同条第一項の代替自動車の取得について適用する。

(自動車税に関する経過措置)

第三条 改正後の附則第五十四条の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された第四百四十五条第一項に規定する自動車に対して課すべき自動車税について適用する。

(軽自動車税に関する経過措置)

第四条 改正後の附則第五十七条の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された第四百四十二条の二第一項に規定する軽自動車等に対して課すべき軽自動車税について適用する。

附則(平成二十三年五月二日法律第三五

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十三年五月二日法律第三九

号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第五十一条及び第四十七条並びに附則第二十二条から第五十一条までの規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

(株式会社日本政策金融公庫法等の改正に伴う経過措置)

第五十条 前項に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則の適用に関する経過措置)

第五十一条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則(平成二十三年五月二〇日法律第四

五号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に際し必要な経過措置は、政令で定める。

附則(平成二十三年五月二五法律第四

九号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中金融商品取引法第九十七条の二十

第十号の四を同条第十号の七とし、同条第十

号の三の次に三号を加える改正規定、同法第

百九十八条及び第二百七条第一項第三号の改

正規定並びに同項第六号の改正規定(「第百

九十八条(第五号及び第八号を除く。)」を

「第百九十八条第四号の二」に改める部分に

限る。)、第六条中投資信託及び投資法人に關

する法律第二百四十八条の改正規定並びに附

則第三十条及び第三十一条の規定 公布の日

から起算して二十日を経過した日

二 第一条中金融商品取引法目次の改正規定、

同法第三十一条の三の次に一条を加える改正

規定、同法第三十六条の二第二項の改正規

定、同法第六章中第七十一条の次に一条を

加える改正規定、同法第八十一条及び第百

九十二条第三項の改正規定、同法第二百条第

十二号の二の次に一号を加える改正規定、同

法第二百七条第一項第五号の改正規定並びに

同項第六号の改正規定(「第二百条第七号」

を「第二百条第十二号の三、第十七号」に改

める部分に限る。)、第二条の規定、第六条中

投資信託及び投資法人に関する法律第十一

条、第二十六条第三項、第二百一条、第二百

二条第二項、第二百二十五条及び第二百二十

五条の二の改正規定、第十中銀行法第二十

条及び第五十二条の二十八の改正規定、第十

一条中保険業法第九十八条第二項にただし書

を加える改正規定及び同法第三百三十三條第

一項の改正規定、第十二条の規定並びに附則

第八条、第九条、第十二条から第十四条ま

で、第十七条から第二十条まで及び第二十五

条から第二十九条までの規定 公布の日から

起算して六月を超えない範囲内において政令

で定める日

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において

同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合

におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年五月二七日法律第五十六号) 抄

第一条 この法律は、平成二十三年六月一日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 存続共済会に対する前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、同号中「地方公務員共済組合連合会」とあるのは「地方公務員共済組合連合会、地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成二十三年法律第五十六号)附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」と、同項中「及び地方公務員共済組合連合会」とあるのは「地方公務員共済組合連合会及び地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律附則第二十三条第一項第三号に規定する存続共済会」とする。

附 則 (平成二十三年六月一日法律第五十七号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条の改正規定(同条に二項を加える部分を除く。及び第十一号の三第一項の改正規定並びに附則第三条中地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第十一号第十項の改正規定(規定する公共施設等)の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。及び同項第五号に掲げる施設を除く。)」を加える部分に限る。及び同法附則第十五条第三十項の改正規定(規定する

公共施設等)の下に「(同項第三号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。及び同項第五号に掲げる施設を除く。)」を加える部分に限る。並びに附則第三条の二の規定 公布の日

(地方税法の一部改正に伴う調整規定)

第三条の二 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日が地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第 号)の施行の日である場合には、同号中「附則第十一号第六項」とあるのは「附則第十一号第十項」と、

「附則第十五条第二十二項」とあるのは「附則第十五条第三十項」とし、前条のうち、地方税法附則第六項とあるのは「附則第十一号第十項」と、同条第八項の改正規定中「同条第八項」とあるのは「同条第十二項」と、同法附則第十五条第二十二項の改正規定中「附則第十五条第二十二項」とあるのは「附則第十五条第三十項」と、同条第二十五項の改正規定中「同条第二十五項」とあるのは「同条第三十四項」とする。

2 前項の場合において、この法律の施行の日が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第八十三号)の施行の日後であるときは、前項の規定により読み替えられた前条のうち、地方税法附則第十一号第十項の改正規定中「附則第十一号第十項」とあるのは「附則第十一号第六項」と、同条第十二項の改正規定中「同条第十二項」とあるのは「同条第八項」と、同法附則第十五条第三十項の改正規定中「附則第十五条第三十項」とあるのは「附則第十五条第二十二項」と、同条第三十四項の改正規定中「同条第三十四項」とあるのは「同条第二十五項」とする。

附 則 (平成二十三年六月一五日法律第六十六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七〇号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自

立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第百五十九号)の公布の日又はこの法律の公布の日(以下この条において「新地方税法」という。)

第十二条 前条の規定による改正後の地方税法

第四十五条の二の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三十七条の二第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

3 旧認定特定非営利活動法人については、新認定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第四十五条の二の規定を適用する。

4 新地方税法第三百七十七号の二の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 附則第十条第六項の規定によりみなして適用する場合における旧認定特定非営利活動法人に対する新租税特別措置法第四十一条の十八の二第二項に規定する特定非営利活動に関する寄附金については、新地方税法第三百七十四号の七第一項第三号に規定する特定非営利活動に関する寄附金とみなして、同項の規定を適用する。

6 旧認定特定非営利活動法人については、新認定非営利活動促進法第二条第三項に規定する認定特定非営利活動法人とみなして、新地方税法第三百七十七号の二の規定を適用する。

(政令への委任)

第十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年六月二二日法律第七二号) 抄

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条(老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四号の二とする改正規定及び同法第四十条第一号の改正規定(「第二十八条の十二第一項若しくは」を削る部分に限る。))に限る。

。、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二号、第四十一条、第四十七号(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。及び第五十号から第五十二号までの規定 公布の日

(検討) 第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置) 第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任) 第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二十三年六月二四日法律第七八号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月二九日法律第八一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二十三年六月三〇日法律第八三号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

百八十七条、第百八十九条第一項、第百九十一条第一項、第百九十一条の二、第百九十二条、第二百一条、第二百二条第一項、第二百六十五条第一項、第二百六十七条第一項、第二百六十八条、第二百七十二条第一項、第二百七十三条、第二百八十一条、第二百八十六条、第二百八十七條第一項、第二百九十四条の二第一項、第二百九十九条、第三百一条第一項及び第三百二条の改正規定、同法第三百十七条の四第一項の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分に限る。）、同法第三百十七条の五の改正規定（「三万円」を「十万円」に改める部分に限る。）、同法第三百十七条の七第一項の改正規定、同法第三百二十一条の八の二の次に一条を加える改正規定、同法第三百二十一条の九、第三百二十四条、第三百二十八条の八、第三百二十八条の十六、第三百三十二条、第三百三十三条第一項、第三百五十四条第一項、第三百五十六条第一項、第三百五十七条、第三百五十八条、第三百七十四条、第三百七十五条第一項、第三百八十五条第一項、第三百八十六条、第三百九十五条第一項、第三百九十七条第一項、第四百四十八条第一項、第四百四十九条、第四百五十一条第一項、第四百五十二条、第四百六十条、第四百六十一条第一項及び第四百七十一条の改正規定、同法第四百七十五条の次に一条を加える改正規定、同法第四百七十八條、第四百八十五条の四及び第四百八十五条の五の改正規定、同法第五百二十二条の次に一条を加える改正規定、同法第五百二十三条第一項、第五百二十四条、第五百二十六条第一項、第五百二十八条第一項、第五百二十九条、第五百三十条、第五百四十二条、第五百四十三条第一項、第五百八十九条第一項、第五百九十一条第一項及び第五百九十二条の改正規定、同法第六百条の次に一条を加える改正規定、同法第六百四条、第六百十四條、第六百十五條第一項、第六百七十五條第一項、第六百七十七條第一項、第六百七十八條、第六百八十二条第一項、第六百八十三条、第六百九十一条、第六百九十六条、第六百九十七條第一項、第七百条の五十七條第一項、第七百条の五十八、第七百条の六十第一項、第七百条の六十一、第七百条の六十七、第七百条の六十八第一項、第七百一条の六第一項、第七百一条の七、第七百一条の十九、

第七百一条の二十第一項、第七百一条の三十六、第七百一条の三十八第一項及び第七百一条の三十九の改正規定、同法第七百一条の四十九の次に一条を加える改正規定並びに同法第七百一条の五十三、第七百一条の五十四、第七百一条の五十六、第七百一条の六十六、第七百一条の六十七第一項、第七百八条第一項、第七百十条第一項、第七百十一条、第七百十五条第一項、第七百十六条、第七百二十四条、第七百二十九条、第七百三十条第一項、第七百三十三条の五第一項、第七百三十三条の七第一項、第七百三十三条の八、第七百三十三条の十一第一項、第七百三十三条の十二、第七百三十三条の二十一、第七百三十三条の二十五及び第七百三十三条の二十六第一項の改正規定並びに同法附則第五条の四第十三項の改正規定、第五条の規定並びに附則第十三条の規定の規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第二条中地方税法第三十七条の二、第四十五条の二、第三百十四条の七及び第三百七条の二の改正規定、同法第三百七条の四第一項の改正規定（「二十万円」を「五十万円」に改める部分を除く。）並びに同法第三百七条の五の改正規定（「三万円」を「十万円」に改める部分を除く。）並びに同法附則第五条の四第一項第三号及び第六項第三号、第五条の四の二並びに第五条の五の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、同法附則第六条第二項各号列記以外の部分の改正規定（「前条第一項の規定にかかわらず」を「附則第五条の五第一項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）、同項第二号の改正規定、同条第五項各号列記以外の部分の改正規定（「前条第二項の規定にかかわらず」を「附則第五条の五第二項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。）並びに同項第二号の改正規定、第二条中地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第八項及び第八条第六項の改正規定並びに次条第八項及び第三項、附則第六条第一項及び第三項並びに附則第十一条の規定 平成二十四年一月一日

三 第一条中地方税法第二十三条第一項第八号及び第二百九十二条第一項第八号の改正規定 平成二十四年四月一日

四 第一条中地方税法附則第六条の改正規定（同条第二項各号列記以外の部分の改正規定

(「前条第一項の規定にかかわらず」を「附則第五條の五第一項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。)(同項第二号の改正規定、同条第五項各号列記以外の部分の改正規定(「前条第二項の規定にかかわらず」を「附則第五條の五第二項の規定にかかわらず」に改める部分に限る。)及び同項第二号の改正規定を除く。)並びに次条第四項及び附則第六條第四項の規定、平成二十五年一月一日

六 第一条中地方税法第七百三十三條の四、第七百三十三條の五の二第二項及び第七百六十六條の二第一項の改正規定並びに同法附則第三十五條の六から第三十八條の三までの改正規定並びに附則第十條及び第十五條の規定、平成二十五年四月一日

七 略

八 第一条中地方税法附則第十五條第四十四項の改正規定(「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分)及び同項を同条第三十三項とする部分を除く。)(及び附則第七條第二十八項の規定、電氣通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する

法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十一条第一項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第七項とする部分を除く。）及び同法附則第十五条第三十一項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第二十三項とする部分を除く。）並びに附則第四条第四項、第七条第二十三項及び第九条第九項の規定 都市再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十一条に三項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。）、同法附則第十一条の四に一項を加える改正規定及び同法附則第十五条の八第四項の改正規定（「平成二十三年六月三十日」を「平成二十五年三月三十一日」に改める部分を除く。）並びに附則第七条第三十項の規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二号）の施行の日

十一 第一条中地方税法第七十三条の四第一項第四号の四、第三百四十八条第二項第十号の四、第五百八十六條第二項第四号の五及び第七百一条の三十四第三項第十号の四の改正規定並びに附則第十六条の規定 障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十二 第一条中地方税法附則第十五条第三十五項の改正規定（「指定特定重要港湾」を「指定港湾」に改める部分、「平成二十三年六月三十日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第二十六項とする部分を除く。）及び同条に二項を加える改正規定（同条第三十七項に係る部分に限る。）並びに附則第七条第二十五項及び第九条第十項の規定 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第三十七条の二第二項及び第二項、附則第五条の五第一項並びに附則第五条の六第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新法第三十七条の二第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

2 新法第三十七条の二第三項の規定による申出をしようとする者は、平成二十四年一月一日前においても、同項の例により、その申出をすることができ。

3 新法第四十五条の二第二項及び第五項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第六条第一項及び第二項の規定は、平成二十五年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）附則第六条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 新法第二十三条第一項第四号（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二条の十二の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八条の十五の二の規定に係る部分に限る。）並びに新法附則第八条第五項（新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第六項（新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度（施行日前に終了した事業年度を除く。）の法人の道府県民税及び同年四月一日以後に開始する連結事業年度（施行日前に終了した連結事業年度を除く。）分の法人の道府県民税について適用し、同年四月一日前に

開始した事業年度（同日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び同年四月一日前に開始した連結事業年度（同日以後に開始し、施行日前に終了した連結事業年度を含む。）分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

7 施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新法附則第八条第三項（新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）、第五項（新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第六項（新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、新法附則第八条第三項中「並びに租税特別措置法第六十八条の九」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の九及び」と、並びに租税特別措置法」とあるのは「及び租税特別措置法」と、同条第五項中「、第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十二条の十二」とあるのは「及び第四十二條の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）と」とあるのは「の規定」と、同条第六項中「第六十八條の十五及び第六十八條の十五の二」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八條の九及び第六十八條の十五の二」と、及び第六十八條の十五」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八條の九」とする。

8 新法附則第四十一条第四項の規定（同項に規定する移行一般社団法人等に関する部分に限る。）は、施行日以後に同項の登記をする同項に規定する移行一般社団法人等について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十四の二の規定は、施行日の翌日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 新法第七十二条の二十六の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度に係る法

人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日の翌日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法第七十三条の十四第十一項の規定は、同項に規定する貸付け（当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限り。）に係る不動産の取得が平成二十五年三月三十一日までに行われたときに限り、当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

3 旧法附則第十一条第五項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十五年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十三年六月三十日」とあるのは、「平成二十五年三月三十一日」とする。

4 附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十一条第七項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 施行日以前に旧法附則第十一条の四第五項の表の中欄に掲げる認定がされた同表の上欄に掲げる計画に従って事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受ける者又は当該計画（同表第二号の上欄に掲げる計画を除く。）に従って同表の下欄に掲げる者から事業の譲渡若しくは資産の譲渡を受けた者が同項に規定する不動産を施行日の翌日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第五条 新法附則第十二条の二第二項の規定は、施行日の翌日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第六条 新法第三百十四条の七第一項及び第二項、附則第五条の五第二項並びに附則第五条の六第二項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十三年一月一日以後に支出する新法第三百十四条の七第一項各号に掲げる寄附金について適用する。

2 新法第三百十四条の七第三項の規定による申出をしようとする者は、平成二十四年一月一日前においても、同項の例により、その申出をすることができ。

3 新法第三百十七条の二第一項及び第五項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第六条第四項及び第五項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、旧法附則第六条第四項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十二の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八号の十五の二の規定に係る部分に限る。）並びに新法附則第八条第五項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第六項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）の規定は、平成二十三年四月一日以後に開始する事業年度（施行日前に終了した事業年度を除く。）分の法人の市町村民税及び同年四月一日以後に開始した連結事業年度（施行日前に終了した連結事業年度を除く。）分の法人の市町村民税について適用し、同年四月一日前に開始した事業年度（同日以後に開始し、施行日前に終了した事業年度を含む。）分の法人の市町村民税及び同年四月一日前に開始した連結事業年度（同日以後に開

始し、施行日前に終了した連結事業年度を含む。）分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 施行日から附則第一条第六号に定める日の前日までの間における新法附則第八条第三項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）第五項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第六項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、新法附則第八条第三項中「並びに租税特別措置法第六十八号の九」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八号の九及び」と、「並びに租税特別措置法」とあるのは「及び租税特別措置法」と、同条第五項中「、第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）及び第四十二条の十二」とあるのは「及び第四十二条の十二の規定」と、「及び第四十二条の十一（同条第一項、第六項及び第七項を除く。）とあるのは「の規定」と、同条第六項中「、第六十八号の十五及び第六十八号の十五の二」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八号の九及び第六十八号の十五」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八号の九」とする。

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十三年四月一日以後に取得された旧法第三百四十九条の三第三十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十三項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 旧法第三百四十九条の三第三十三項に規定する土地に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

5 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十三項に規定する事務所及び倉庫に対

して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 旧法第三百四十九条の三第三十二項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税並びに同項に規定する固定資産のうち施行日以前に取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 旧法第三百四十九条の三第三十三項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分までの固定資産税並びに同項に規定する固定資産のうち施行日以前に取得された家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十一年四月一日から施行日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫、附属機械設備及び特定上屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 旧法附則第十五条第五項に規定する路外駐車場の用に供する家屋で平成十九年四月一日から施行日までの間に設置されたものに対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十七年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第六項に規定する特定緑化施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十八年四月一日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 平成二十二年一月二日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第八項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成二十一年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第十四項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十二年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第十五項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十二年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第十六項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 旧法附則第十五条第十八項各号に掲げる家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 平成十五年四月一日から施行日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

19 平成二十一年四月一日から施行日の前日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十四項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

20 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）の施行の日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十六項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

21 平成十二年四月一日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

22 平成十七年四月一日から施行日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第二十九項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

23 平成十五年四月一日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

24 平成二十一年四月一日から施行日までの間に設置された旧法附則第十五条第三十二項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

25 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十五号）の施行の日から附則第一条第二号に定める日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

26 平成二十二年四月一日から施行日までの間に新設された旧法附則第十五条第三十七項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

27 平成十九年四月一日から施行日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十九項に

規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

28 平成二十一年四月一日から附則第一条第八号に定める日の前日までの間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第四十四項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

29 平成十一年四月一日から施行日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第三項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

30 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成十三年法律第二十六号）の施行の日から附則第一条第十号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条の八第四項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

31 平成十六年十月二十三日から施行日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

32 平成十九年三月二十五日から施行日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

33 平成十九年三月二十五日から施行日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

34 平成十九年七月十六日から施行日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第七項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第八条 旧法第七百一条の四十二項に規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第三十三条第五項に規定する事業（同項に規定する計画の公表の日から施行日までの間に新設された同項に規定する事業所等において行うものに限る。）に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十三年

度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十二年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の三第二十三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 旧法第三百四十九条の三第二十七項に規定する土地に対して課する平成二十三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

4 施行日以前に取得された旧法第三百四十九条の三第三十一項に規定する事務所及び倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 旧法第三百四十九条の三第三十二項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分までの都市計画税及び同項に規定する固定資産のうち施行日以前に取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

6 旧法第三百四十九条の三第三十三項に規定する固定資産のうち土地に対して課する平成二十三年度分までの都市計画税及び同項に規定する固定資産のうち施行日以前に取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

7 平成二十一年四月一日から施行日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫及び特定上屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

8 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行の日から施行日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十六項に規定する停車場建物等に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

9 平成十五年四月一日から附則第一条第九号に定める日の前日までの間に新たに取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

10 港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の施行の日から附則第一条第十二号に定める日の前日までの間に取得された同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十五項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

11 平成十六年十月二十三日から施行日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

12 平成十九年三月二十五日から施行日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第四項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第十条 新法の規定中国民健康保険税に関する部分は、平成二十五年年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 第二条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第八項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八条第六項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から平成二十三年十二月三十一日までの間における新法第四十一条第二項及び第三百二十四条第五項の規定の適用については、新法第四十一条第二項中「第三百七十七條の二第一項から第五項まで」とあるのは「第三百七十七條の二第一項から第四項まで」と、新法第三百二十四条第五項中「同条第七項若しくは第八項」とあるのは「同条第六項若しくは第七項」とする。

第十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十三年八月一日法律第九三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第七条の規定 平成二十五年一月一日

附則（平成二十三年八月一日法律第九四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。附則（平成二十三年八月一日法律第九六号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（平成二十三年四月二十一日における警戒区域設定指示区域に関する経過措置）

第二条 平成二十三年四月二十一日における地方税法附則第五十一条第四項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において同法附則第五十五条の二第二項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限り。）の対象区域であつた区域は、同法附則第五十一条第四項及び第五項、第五十二条第二項及び第三項、第五十四条第二項、第五十三項及び第七項、第五十六条第十三項から第十五項まで並びに第五十七条第四項から第九項まで及び第十三項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同法附則第五十一条第四項中「警戒区域設定指示（平成二十三年三月十一日）」とあるのは「平成二十三年三月十一日において警戒区域設定指示区域（同日）」と、「掲げる指示をいう。以下同じ。」が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域（警戒区域設定指示」とあるのは「掲げる指示（以下「警戒区域設定指示」という。）」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同条第五項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同法附則第五十二条第二項中「当該各号に規定す

る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同法附則第五十二条第二項中「当該各号に規定す

る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同法附則第五十二条第二項中「当該各号に規定す

る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同法附則第五十二条第二項中「当該各号に規定す

る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同法附則第五十二条第二項中「当該各号に規定す

る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同法附則第五十二条第二項中「当該各号に規定す

る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同法附則第五十二条第二項中「当該各号に規定す

る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、「同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同法附則第五十二条第二項中「当該各号に規定す

の警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同項第一号中「警戒区域設定指示が行われた日から継続して当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日から継続して」と、同項第二号中「警戒区域設定指示が行われた日から当該」とあり、及び同項第三号中「警戒区域設定指示が行われた日から当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日から」と、同条第三項中「当該警戒区域設定指示区域に係る警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同法附則第五十四条第二項中「附則第五十二条第二項」とあるのは「東日本大震災における原子力発電所の事故による災害に対処するための地方税法及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九十六号。以下「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第二項」と、同項各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同条第三項中「附則第五十二条第三項」とあるのは「地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第三項」と、同条第七項中「当該対象区域内自動車に係る警戒区域設定指示区域について警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同法附則第五十六条第三項から第十五項までの規定中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域設定指示に係る」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」と、同日から当該」とあるのは「同日から当該警戒区域設定指示区域に係る」と、同法附則第五十七条第四項中「附則第五十二条第二項」とあるのは「地方税法等改正法附則第二条の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第三項」と、同項に規定する警戒区域設定指示が行われた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同条第六項中「当該各号に規定する警戒区域設定指示が行われた日」とあ

[illegible]

第三条 政府は、この法律の施行後必要に応じ、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害（以下この条において「東日本大震災の原子力災害」という。）の状況、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百十七号）第二条第三項に規定する原子力事業者による損害賠償の実施の状況等を勘案し、東日本大震災の原子力災害の被災者等に係る地方税の税負担軽減措置等及び東日本大震災の原子力災害に伴う地方公共団体の減収の補填の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則（平成二三年八月三〇日法律第二〇五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定を除く。）、第十二条、第十四条（地方自治法附表第一公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）の項及び道路法（昭和二十七年法律第八十号）の項の改正規定に限る。）、第十六条（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第二条及び第十三条の改正規定を除く。）、第五十九条、第六十五条（農地法第五十七条の改正規定に限る。）、第七十六条、第七十九条（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第十四条の改正規定に限る。）、第九十八条（公営住宅法第六条、第七条及び附則第二項の改正規定を除く。）、第九十九条（道路法第十七条、第十八条、第二十四条、第二十七条、第四十八条の四から第四十八条の七まで及び第九十七条の改正規定に限る。）、第一百零二条（道路整備特別措置法第三条、第四条、第八条、第十条、第十二条、第十四条及び第七十七条の改正規定に限る。）、第一百四十四条、第一百零七条（共同溝の整備等に関する特別措置法第二十六条の改正規定に限る。）、第一百四十五条、第二百一十一条（都市再開発法第一百三十三条の改正規定に限る。）、第二百二十五条（公有地の拡大の推進に関する法律第九条の改正規定に限る。）、第三百一十一条（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第一百条の改正規定に限る。）、第三百一十三条、第四百四十一条、第四百四十七条（電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十七条の改正規定に限る。）、第四百四十九条（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第十三条、第二百七十七条、第二百九十一条、第二百九十三条から第二百九十五条まで及び第二百九十八条の改正規定に限る。）、第五百五十三条、第五百五十五条（都市再生特別措置法第四十六条、第四十六条の二及び第七十一条第一項の改正規定に限る。）、第五百五十六条（マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二条の改正規定に限る。）、第五百五十九条、第六百六十条（地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六条第二項及び第三項の改正規定、同条第五項の改正規定（「第二項第二号イ」を「第二項第一号イ」に改める部分に限る。）並びに同条第六項及び第七項の改正規定に限る。）、第六百六十二条（高齢者、障害

者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第二十五条の改正規定（同条第七項中「ときは」を「場合において、次条第一項の協議会が組織されていないときは」に改め、「次条第一項の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、同項の協議会が組織されていない場合には」を削る部分を除く。）並びに同法第三十二条、第三十九条及び第五十四条の改正規定に限る。）、第三百六十一条、第三百六十六条、第三百六十七条、第三百七十一条（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第五条の五第二項第五号の改正規定に限る。）、第七百七十五条及び第八百八十六条（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第七条第二項第三号の改正規定に限る。）の規定並びに附則第三十三条、第五十条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条、第七十二条第四項、第七十三条、第八十七条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第五百八十七条の二及び附則第十二条の改正規定に限る。）、第九十一条（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第三十三条、第三十四条の三第二項第五号及び第六十四条の改正規定に限る。）、第九十二条（高速自動車国道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二十五条の改正規定を除く。）、第九十三条、第九十五条、第一百一条、第一百三条、第一百十五条及び第一百八条の規定公布の日から起算して三月を経過した日

二 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百二十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十四年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替等の円滑化等に関する法律（平成十四年法律

第七十八号)の項の改正規定に限る。)、第十九条から第十九条まで、第二十二條(児童福祉法第二十一條の五の六、第二十一條の五の十五、第二十一條の五の二十三、第二十四條の九、第二十四條の十七、第二十四條の二十八及び第二十四條の三十六の改正規定に限る。)、第二十三條から第二十七條まで、第二十九條から第三十三條まで、第三十四條(社会福祉法第六十二條、第六十五條及び第七十一條の改正規定に限る。)、第三十五條、第三十七條、第三十八條(水道法第四十六條、第四十八條の二、第五十條及び第五十條の二の改正規定を除く。)、第三十九條、第四十三條(職業能力開発促進法第十九條、第二十三條、第二十八條及び第三十條の二の改正規定に限る。)、第五十一條(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六十四條の改正規定に限る。)、第五十四條(障害者自立支援法第八十八條及び第八十九條の改正規定を除く。)、第六十五條(農地法第三條第一項第九號、第四條、第五條及び第五十七條の改正規定を除く。)、第八十七條から第九十二條まで、第九十九條(道路法第二十四條の三及び第四十八條の三の改正規定に限る。)、第三百一十條(土地区画整理法第七十六條の改正規定に限る。)、第二百一十條(道路整備特別措置法第十八條から第二十一條まで、第二十七條、第四十九條及び第五十條の改正規定に限る。)、第二百三條(駐車場法第四條の改正規定を除く。)、第二百七條、第二百八條、第二百十五條(首都圏近郊緑地保全法第十五條及び第十七條の改正規定に限る。)、第二百十六條(流通業務市街地の整備に関する法律第三條の二の改正規定を除く。)、第二百十八條(近畿圏の保全区域の整備に関する法律第十六條及び第十八條の改正規定に限る。)、第二百二十條(都市計画法第六條の二、第七條の二、第八條、第十條の二から第十二條の二まで、第十二條の四、第十二條の五、第十二條の十、第十四條、第二十條、第二十三條、第三十三條及び第五十八條の二の改正規定を除く。)、第二百二十一條(都市再開発法第七條の四から第七條の七まで、第六十條から第六十二條まで、第六十六條、第九十八條、第九十九條の八、第二百三十九條の三、第二百四十一條の二及び第二百四十二條の改正規定に限る。)、第二百十五條(公有地の拡大の推進に関する法律第

九條の改正規定を除く。)、第二百二十八條(都市緑地法第二十三條及び第三十九條の改正規定を除く。)、第二百三十一條(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七條、第二十六條、第六十四條、第六十七條、第六十四條及び第九十九條の二の改正規定に限る。)、第四百二十二條(地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第十八條及び第二十一條から第二十三條までの改正規定に限る。)、第四百四十五條、第四百四十六條(被災市街地復興特別措置法第五條及び第七條第三項の改正規定を除く。)、第四百四十九條(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第二十條、第二十一條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百四十七條、第二百三十三條、第二百四十一條、第二百八十三條、第三百一十一條及び第三百十八條の改正規定に限る。)、第五百五十五條(都市再生特別措置法第五十一條第四項の改正規定に限る。)、第五百五十六條(マンションの建替えの円滑化等に関する法律第二百二條の改正規定を除く。)、第五百五十七條、第五百五十八條(景観法第五十七條の改正規定に限る。)、第六十條(地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法第六條第五項の改正規定(第二項第二号イ)を「第二項第一号イ」に改める部分を除く。))並びに同法第十一條及び第十三條の改正規定に限る。)、第六百六十二條(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第十條、第十二條、第十三條、第三十六條第二項及び第五十六條の改正規定に限る。)、第六百六十五條(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第二十四條及び第二十九條の改正規定に限る。)、第六百六十九條、第六百七十一條(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一條の改正規定に限る。)、第六百七十四條、第六百七十八條、第六百八十二條(環境基本法第十六條及び第四十條の二の改正規定に限る。))及び第六百八十七條(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第十五條の改正規定、同法第二十八條第九項の改正規定(「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。))、同法第二十九條第四項の改正規定(「第四條第三項」を「第四條第四項」に改める部分を除く。))並びに同法第三十四條及び第三十五條の改正規定に限

る。))の規定並びに附則第十三條、第十五條から第二十四條まで、第二十五條第一項、第二十六條、第二十七條第一項から第三項まで、第三十條から第三十二條まで、第三十八條、第四十四條、第四十六條第一項及び第四項、第四十七條から第四十九條まで、第五十一條から第五十三條まで、第五十五條、第五十八條、第五十九條、第六十一條から第六十九條まで、第七十一條、第七十二條第一項から第三項まで、第七十四條から第七十六條まで、第七十八條、第八十條第一項及び第三項、第八十三條、第八十七條(地方税法第五百八十七條の二及び附則第十一條の改正規定を除く。)、第八十九條、第九十條、第九十二條(高速自動車国道法第二十五條の改正規定に限る。)、第九十一條、第九十二條、第九十五條から第九十七條まで、第九十二條、第九十七條(地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律(平成二十二年法律第七十二号)第四條第八項の改正規定に限る。)、第九十九條、第二百一十一條の二並びに第二百一十三條第二項の規定 平成二十四年四月一日

附則 (平成二十三年一月二十八日法律第一一三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二十三年二月二日法律第一一五号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法の目次の改正規定(「第二十一條・第二十二條」を「第二十一條 第二十二條の二」に改める部分に限る。)、同法第十九條の改正規定、同法第一章第十五節中第二十二條の次に一條を加える改正規定、同法第七十二條の二の二第一項の改正規定(「第七十二條の三十八まで」の下に「、第七十二條の四十九」を加える部分に限る。)、同法第七十二條の八第二項の改正規定(「第七十二條の四十九の六第二項」を「第七十二條の四十九の十第二項」に改める部分を除く。))及び同法第七十二條の四十九を同法第七十二

條の四十八の二とし、同條の次に一條を加える改正規定 公布の日から起算して二月を経過した日

二 第一条中地方税法第三十二條及び第三百十三條の改正規定並びに附則第六條第一項及び第九條第一項の規定 平成二十四年一月一日

三 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の四、第五十三條第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項、第七十二條の二十三並びに第二百九十二條第一項第四号の四の改正規定並びに同法第三百一十一條の八の改正規定(同条第三十二項に係る部分を除く。))並びに同法附則第八條の二第一項及び第二項の改正規定並びに附則第六條第四項、第七條第二項、第九條第四項及び第十三條の規定 平成二十四年四月一日

四 第一条中地方税法の目次の改正規定(「第二十一條・第二十二條」を「第二十一條 第二十二條の二」に改める部分を除く。)、同法第十八條の四第一項 第二十六條及び第七十七條第二項第二号の改正規定、同法第七十二條の二の二第一項の改正規定(「第七十二條の三十八まで」の下に「、第七十二條の四十九」を加える部分を除く。)、同法第七十二條の七及び第七十二條の八第一項第二号の改正規定、同条第二項の改正規定(「第七十二條の四十九の六第二項」を「第七十二條の四十九の十第二項」に改める部分に限る。)、同法第七十二條の四十九の五の改正規定(同条第一項の改正規定(「第七十二條の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二條の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改める部分に限る。))を除く。)、同法第七十二條の四十九の十四を同法第七十二條の四十九の十八とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十三の改正規定、同条を同法第七十二條の四十九の十七とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十二を同法第七十二條の四十九の十六とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十一の改正規定、同条を同法第七十二條の四十九の十五とする改正規定、同法第七十二條の四十九の十を同法第七十二條の四十九の十四とし、同法第七十二條の四十九の九を同法第七十二條の四十九の十三とする改正規定、同法第七十二條の四十九の八第十一項の改正規定、同条を同法第七十二條の四十九の

(更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の五の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同条第一項に規定する法定納期限が到来する地方税又は加算金について適用し、施行日前に第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第十七条の五第一項に規定する法定納期限が到来した地方税に係る更正、決定若しくは賦課決定又は加算金の決定をすることができる期間については、なお従前の例による。

2 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後に同項に規定する法定納期限が到来する地方税（当該地方税に係る延滞金及び加算金を含む、以下この項において同じ。）について適用し、施行日前に旧法第十八条第一項に規定する法定納期限が到来した地方税の徴収権の時効については、なお従前の例による。

第三條 (行政手続法の適用除外に関する経過措置)
新法第十八条の四第一項の規定は、平成

二十五年一月一日以後にする同項に規定する行為について適用し、同日前にした旧法第十八条の四第一項に規定する行為については、なお従前の例による。

（更正の請求に関する経過措置）

第四条 新法第二十條の九の三第一項の規定は、

施行以後に同項に規定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求について適用し、施行日前に旧法第二十条の九の三第一項に規定する法定納期限が到来する地方税に係る更正の請求については、なお従前の例による。

2 新法第二十条の九の第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の規定は、施行日以後に行う更正の請求について適用し、施行日前に行つた更正の請求については、なお従前の例による。

3 新法第五十三條の二、第七十二條の三十三の二第二項、第七十二條の九十及び第三百二十一條の八の二の規定は、施行日以後に国の税務官署がこれらの規定に規定する更正又は決定の通知をした場合の更正の請求について適用し、施

4 新法第七十二条の三十三の二第一項の規定

は、施行日以後に法人が同項の規定による修正
申告書を提出し、又は同項の規定による更正若
しくは決定の通知を受けた場合の更正の請求に
ついて適用し、施行日前に法人が旧法第七十二
条の三十三の第二項の規定による修正申告書を
提出し、又は同項の規定による更正若しくは決
定の通知を受けた場合の更正の請求について
は、なお従前の例による。

（質問検査権に関する経過措置）

第五条 施行日から附則第一条第一号に定める日

の前日までの間における新法第七十二条の四十九の五第一項の規定の適用については、同項中「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項」とあるのは、「第七十二条の四十九第八項又は

第九項」とする。

2 新法第七十二条の四十九の八、第七十二条の六十三の四、第四百四条の三十八の四及び第三百九十六条の四の規定は、平成二十五年一月一日以後に新法第七十二条の四十九の五第一

項、第七十二条の六十三第一項、第四百四十四條の三十八第一項又は第三百九十六條第一項に規

定する質問、検査又は提示若しくは提出の要求
を行う調査について適用する。
(道府県民税に関する経過措置)

第六條 新法第三十二條第八項及び第九項の規定

は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人道府県民税については、全自治体の制

2 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧法第五十条の二に規定する退職手当等をいう。）に係る旧法附則第七条第一項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中
 法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後

に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び
施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の
道府県民税について適用し、施行日前に開始し
た事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前
に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税
については、なお従前の例による。

適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度にお

いて先じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了した事業年度において生じた旧法第五十三条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損

失欠損金額、同日前に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなつたため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

5 新法第五十三條第二十八項の規定は、施行日以後に同條第二十六項の法人税割額に係る道府

県民税の申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税について適用し、当該提出期限が施行日前に到来した法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）
第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二十三第三項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度（連結事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十号）第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する期間を除く。）において生じた新法第七十二条の二十三第三項の欠損金額又は同日以後に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額に

ついで適用し、同日前に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた旧法第七十二条の二十三第三項の欠損金額又は同日前に終了した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項の個別欠損金額については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第八条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第九条 新法第三百十三條第八項及び第九項の規定は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 平成二十四年十二月三十一日以前に支払うべき退職手当等（旧法第三百二十八条に規定する退職手当等をいう。）に係る旧法附則第七条第三項に規定する分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百二十一條の八第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、平成二十年四月一日以後に終了した事業年度において生じた同条第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日以後に終了した連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日以後に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日以後に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額について適用し、同日前に終了した事業年度において生じた旧法第三百二十一條の八第五項の連結適用前欠損金額若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前に終了した

連結事業年度において生じた同条第九項の控除対象個別帰属税額、同日前に終了した事業年度若しくは計算期間において損金の額が益金の額を超えることとなったため還付を受けた同条第十二項の控除対象還付法人税額又は同日前に終了した連結事業年度において損金の額が益金の額を超える場合における同条第十五項の控除対象個別帰属還付税額については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十条 平成二十五年四月一日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 平成二十五年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十三を乗じて得た割合」とする。

3 平成二十六年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百十四を乗じて得た割合」とする。

4 平成二十七年年度の市町村たばこ税に係る新法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この項において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合における経過措置）

第十一条の二 この法律の公布の日が平成二十三年四月一日後となる場合におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の規定の適用に関し必要な事項（この附則の規定の読替えを含む。）その他のこの法律の円滑な施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第十二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十三年二月一日法律第一二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第五条の四及び第四十四条第一項の改正規定 平成二十四年一月一日
- 二 附則第四条の規定 この法律の公布の日又は経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための地方税法及び地方税法特別税等に関する暫定措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十五号）の公布の日のいずれか遅い日
- 三 附則第十五条に三項を加える改正規定 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）の施行の日

（不動産取得税に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の地方税法（以下「新法」という。）附則第五十一条第三項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に取得された同項に規定する被災農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

2 平成二十三年四月二十一日における新法附則第五十一条第四項に規定する警戒区域設定指示区域（以下この条において「警戒区域設定指示区域」という。）であつて同年三月十二日において新法附則第五十五条の二第二項第二号に掲げる指示（避難のための立退きに係るものに限る。）の対象区域であつた区域は、新法附則第五十一条第六項の規定の適用については、同年三月十一日から警戒区域設定指示区域であつたものとみなす。この場合において、同項中「警戒区域設定指示が行われた日において当該警戒区域に係る」とあるのは、「同日から当該区域に係る」とする。

3 新法附則第五十一条の二の規定は、平成二十三年五月二日以後に取得された同条第一項に規定する工場又は事業場の用に供する家屋の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

附 則（平成二十三年二月一日法律第一二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条、第八条、第九条及び第十三条の規定 公布の日

附 則（平成二十四年三月三十一日法律第一〇号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十四年三月三十一日法律第七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法第七十三条の四第一項第二十三号及び第三百四十九条の三第二十四項の改正規定、第二条中国有資産等所在市町村交付金法附則第十七項の改正規定並びに附則第八条第二項及び第十四条第二項の規定 平成二十四年七月一日
- 二 第一条中地方税法第五十条の七第一項及び第三百二十八条の七第一項の改正規定並びに次条第三項及び附則第七条第四項の規定 平成二十五年一月一日
- 三 第一条中地方税法第三十二条第十一項、第四十五条の二第二項ただし書、第三百十三条第十一項、第三百十七條の六及び第三百十七條の七第一項の改正規定並びに次条第二項並びに附則第七条第二項及び第三項の規定 平成二十六年一月一日

四 第一条中地方税法附則第五条の四の改正規定 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

五 略

六 第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定（同条第三十七項に係る部分に限る。） 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号） 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」と

いう。)の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第十一項及び第四十五条の二第一項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第五十条の七第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する新法第五十条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

(事業税に関する経過措置)

第三条 新法第七十一条の二十三(第二項第二号、第四号及び第五号に係る部分に限る。)の規定は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた第一条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第七十二条の二十三第二項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

2 平成二十四年七月一日前に終了する事業年度分の関西国際空港株式会社及び旧法附則第九条第四項に規定する指定造成事業者に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第十一条第一項の規定は、同項に規定する家屋の取得が施行日から平成二十六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該家屋の取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、「平成二十六年三月三十一日」とする。

3 施行日前に旧法附則第十一条の四第三項に規定する認定がされた同項に規定する認定中小企業承継事業再生計画に従って事業の譲渡又は資

産の譲渡を受けた同項に規定する認定中小企業承継事業再生事業者が同項に規定する不動産を施行日以後に取得した場合における当該不動産の取得に対して課すべき不動産取得税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第五十一条第四項に規定する代替家屋の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

5 旧法附則第五十一条第五項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

6 旧法附則第五十一条第六項に規定する農用地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第五十二条第二項に規定する代替自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第五十二条第三項に規定する他の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

第六条 新法附則第十二条の三の規定は、平成二十四年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十三年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 旧法附則第五十四条第二項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第五十四条第三項に規定する場合における同項に規定する他の自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

4 旧法附則第五十四条第七項に規定する場合における同項に規定する対象区域内自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(市町村民税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の個人の市町村民税につ

いて適用し、平成二十三年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十三条第十一項及び第三百三十七条の二第一項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百三十七条の六第五項から第八項までの規定は、平成二十六年一月一日以後に提出すべき同条第七項に規定する報告書について適用する。

4 新法第三百二十八条の七第一項の規定は、平成二十五年一月一日以後に提出する新法第三百二十八条の六第一項第一号に規定する退職所得申告書について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

第八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二十四項の規定は、平成二十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、旧法第三百四十九条の三第二十四項に規定する固定資産税に対して課する平成二十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成十五年二月十五日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十二年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成十八年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第

十五条第十八項に規定する施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する構築物に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十四年三月三十一日」とあるのは、「平成二十五年三月三十一日」とする。

9 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十四項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 昭和六十三年四月一日から平成二十六年一月一日までの間に旧法附則第十五条の三第二項に規定する旧資産に対応するものとして取得された家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十三年一月一日」とあるのは「平成二十六年一月一日」と、「平成二十三年度」とあるのは「平成二十九年」とする。

11 平成二十一年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五条の八第一項に規定する貸家住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 旧法附則第五十六条第十三項に規定する対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 旧法附則第五十六条第十四項に規定する対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 旧法附則第五十六条第十五項に規定する対象区域内償却資産に代わるものと市町村長(旧法第三百八十九条の規定の適用を受ける償却資産にあつては、当該償却資産の価格等を決定する総務大臣又は道府県知事)が認める償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(住宅用地及び市街化区域農地に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置)

第九条 旧法附則第十八条第二項(住宅用地に係る部分に限る。)及び第四項、第十九条の四第

附則第二十一條第一項	又第十條の四	若しくは第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第九条の四第二項若しくは第九条の四第四項
宅地等調整固定資産税額、住宅用地据置固定資産税額（平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項に規定する住宅用地据置固定資産税額をいう。以下同じ。）	又市街化区域農地調整固定資産税額又は市街化区域農地据置固定資産税額（平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第四項に規定する市街化区域農地据置固定資産税額をいう。以下同じ。）	及び第四項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第四項
前項	前三	前三項並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替え

の表附 則第十 九条の 第四項	附則第 二十一 条の二 の表附 則第十 九条の 第四項	附則第 二十一 条の二 の表附 則第十 九条の 第四項 及び 第六項	附則第 二十二 条第一 項	附則第 二十三 条
	から 第三項 まで		又は 第十九 条の四	若しくは 第十九 条の四
て適用される平成二十四 改正前の地方税法附則第十 九条の四第二項及び第四項	から第三項まで並びに平成 二十四年改正法附則第九 条第一項の規定によりなおそ の効力を有するものとして 読み替えて適用される平成 二十四年改正前の地方税法 附則第十九条の四第二項及 び第四項		若しくは第十九条の四又は 平成二十四年改正法附則第 九条第一項の規定によりな おその効力を有するものと して読み替えて適用される 平成二十四年改正前の地方 税法附則第十八条第二項若 しくは第四項若しくは第十 九条の四第二項若しくは第 四項	若しくは第十九条の四若し くは平成二十四年改正法附 則第九条第一項の規定によ りなおその効力を有するも のとして読み替えて適用さ れる平成二十四年改正前の 地方税法附則第十八条第二 項若しくは第四項若しくは 第十九条の四第二項若しく は第四項
				(附則第十九条の四又は平 成二十四年改正法附則第九 条第一項の規定によりなお その効力を有するものとし て読み替えて適用される平 成二十四年改正前の地方税 法附則第十九条の四第二項 若しくは第四項
				附則 第十 四項

[illegible]

[illegible]

附則第 二十九 条の七 第四項	附則 第十 九条 の四	に第二十七条の二第二項及び第四項
附則第 二十九 条の七 第五項	第二 十九 条の 五	附則第十九条の四又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項若しくは第四項
附則第 三十一 条の三 第一項	第二 十五 条の 五	第二十九条の五並びに平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十九条の四第二項及び第四項並びに第二十七条の二第二項及び第四項
附則第 三十一 条の三 第一項	から 第五 条の 五	から第五項まで又は平成二十四年改正法附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成二十四年改正前の地方税法附則第十八条第二項若しくは第四項
(用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等)に對して課する固定資産税等の特例に關する経過措置)		
第十條	市町村は、平成二十四年度から平成二十六年	度までの各年度分の固定資産税及び都市計画
	画税について、条例で定めるところにより、地	方税法附則第十八条の三（同法附則第二十一
	条の二第二項において準用する場合を含む。）及	び第二十五条の三（同法附則第二十七条の四の
	二第二項において準用する場合を含む。）の規	定（これらの規定を前条第二項の規定により読
	み替えて適用する場合を含む。）を適用しない	ことができる。
2	前項の場合には、地方税法附則第十八条第六	項第一号から第三号までに掲げる宅地等で平成
	二十四年度から平成二十六年度までの各年度に	係る賦課期日において同法附則第十八条の三第
	一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの	（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）の
	うち、当該各年度の前年度に係る賦課期日にお	

いてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、同法附則第十七条及び第十八条（同法附則第二十一条の第二項において準用する場合を含む。）の規定（これらの規定を前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第四項において同じ。）並びに前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法附則第十八条第二項及び第四項の規定を適用する。

第一項の場合には、地方税法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で平成二十四年度に係る賦課期日において同法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十四年度の宅地等」という。）同法附則第十八条第三号等）に掲げる宅地等で平成二十五年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十五年度の宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で平成二十六年年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「平成二十六年年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似宅地（同法附則第十七条第七号に規定する類似宅地をいう。以下この項において同じ。）が平成二十四年度の宅地等にあつては平成二十三年度、平成二十五年年度の宅地等にあつては平成二十四年度、平成二十六年年度の宅地等にあつては平成二十五年年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る平成二十四年度の宅地等にあつたものとみなして、同法附則第二十一条の第二項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）並びに前条第一項及び第四項において同じ。）並びに前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法附則第十八条第二項及び第四項の規定を適用する。

第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧法

第四項の場合には、平成二十四年度から平成二十六年年度までの各年度に係る賦課期日において地方税法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅分」という。）

宅用地等である部分（以下この項において「非住宅用地等である部分」という。）のうち、当該各年度分の固定資産税に係る同法附則第十七条及び第十八条（同法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定並びに前条第一項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替へて適用される旧法附則第十八条第二項及び第四項の規定並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

前三項の規定は、平成二十四年度から平成十六年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条条の四の二第二項の規定（これらの規定を前条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に同じ。」により読み替えられ、
「と、〔第十八条（同法附則第二十一条の二）第二項において準用する場合を含む。〕とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、〔附則第十八条第二項及び第四項〕とあるのは「附則第二十五条第二項及び第四項」と、
第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた同法附則第十八条第六項第二号」と、〔附則第十八条第六項第三号〕とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた同法附則第十八条第六項第三号」と、〔第十八条（同法附則第二十一条の二）第二項において準用する場合を含む。〕とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」とある。

と、「附則第十八条第二項及び第四項」とあるのは「附則第二十五条第二項及び第四項」と、前項中「及び第十八条（同法附則第二十一条の第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条及び第二十七条の四の二」と、「附則第十八条第二項及び第四項」とあるのは「附則第二十五条第二項及び第四項」と読み替えるものとする。

（平成二十三年課税免除区域等に関する経過措置）

する平成二十三年課税免除区域は、平成二十三年の新法附則第五十五条の二第二項に規定する課税免除区域とみなす。

旧法附則第十五条の二第四項に規定する平成二十四年度課税免除区域は、平成二十四年度の新法附則第十五条の二第二項に規定する課税免除区域とみなす。

旧法附則第十五条の二第五項の規定により公示された区域は、平成二十四年度の新法附則第十五条の二第四項に規定する減額課税初年度区域とみなす。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十二条 旧法附則第五十七条第四項に規定する対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと市町村長が認める軽自動車に対して課する軽自動車

車税については、なお従前の例による。
旧法附則第五十七条第五項に規定する場合における同項に規定する他の軽自動車に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

旧法附則第五十七條第六項に規定する対象区域
内用途廃止等二輪自動車等に代わるものと市
町村長が認める二輪自動車等に対して課する軽

自動車税については、なお従前の例による。
旧法附則第五十七条第七項に規定する場合に
おける同項に規定する他の二輪自動車等に対し
課する軽自動車税については、なお従前の例

旧法附則第五十七條第八項に規定する対象区域内用途廃止等小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車に対して課す。

る。軽自動車税については、なお従前の例による。旧法附則第五十七条第九項に規定する場合における同項に規定する他の小型特殊自動車に対する。

して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

7 旧法附則第五十七条第十三項に規定する場合における同項に規定する対象区域内軽自動車等に対して課する軽自動車税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第十三条 旧法附則第三十三條第一項から第三項までに規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十四年度以後の年度分の都市計画税について適用

2 新法第七百二条第二項の規定（新法第三百四

る。）は、新法第三百四十九条の第三二十四項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する平成二十五年度以後の年度分の都市計画税につ

いて適用し、旧法第三百四十九条の三第二十四項の規定の適用を受ける固定資産に対して課する平成二十四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 昭和六十三年四月一日から平成二十六年一月一日までの間に旧法附則第十五条の三第二項に規定する旧資産に対応するものとして取得された家屋に対して課する都市計画税については、

同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同項中「平成二十三年一月一日」とあるのは「平成二十六年一月一日」と、「平成二十三年度」とあるのは「平成二十九年度」

4 旧法附則第五十六條第十三項に規定する対象区域内住宅用地に代わるものと市町村長が認める土地に対して課する都市計画税については、

5 旧法附則第五十六條第十四項に規定する対象区域内家屋に代わるものと市町村長が認める家屋に対して果する都市計画税については、なお従前の例による。

（従前の例による）
（総務大臣が施行日以後最初に指定して公示した居住困難区域等に関する経過措置）

第十五条 総務大臣が旅行日以後最遅に観光法附則第五十一条第四項の規定により指定して公示した同項に規定する居住困難区域（以下、同条第において「居住困難区域」という。）は、同条第

十三項から第十五項までの規定の適用については、平成二十三年三月十一日から居住困難区域であったものとみなす。この場合において、新法附則第五十一条第四項中「当該居住困難区域

を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「同日」と、同条第十三項及び第六項並びに新法附則第五十六条第十三項から第十五項並びに規定中「居住困難区域を指定する旨の公示があつた日において当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日において」とする。

2 総務大臣が施行日以後最初に新法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この項において「自動車持出困難区域」という。）は、同条第二項及び第三項、新法附則第五十四条第二項、第三項及び第七項並びに新法附則第五十七条第四項から第九項まで及び第十三項の規定の適用については、平成二十三年三月十一日から自動車持出困難区域であつたものとみなす。この場合において、新法附則第五十二条第二項中「当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあり、及び同項第一号中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同項第二号及び第三号中「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日から」と、同条第三項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、新法附則第五十四条第二項中「平成二十四年度分及び平成二十五年年度分」とあるのは「平成二十三年度から平成二十五年年度までの各年度分」と、「附則第五十二条第二項」とあるのは「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号。以下「平成二十四年改正法」という。）附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第二項」と、「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同条第三項中「附則第五十二条第三項」とあるのは「平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第三項」と、「平成二十四年度分及び平成二十五年年度分」とあるのは「平成二十三年度から平成二十五年年度までの各

年度分」と、同条第七項中「当該対象区域内自動車に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、新法附則第五十七条第四項中「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」と、「附則第五十一条第二項」とあるのは「平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第二項」と、「同項各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同条第五項中「附則第五十二條第三項」とあるのは「平成二十四年改正法附則第十五条第二項の規定により読み替えて適用される附則第五十二条第三項」と、「同項に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同項第一号中「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日から継続して」と、同項第二号及び第三号中「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた」

と、同項第二号及び第三号中「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」から当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日から」と、同条第七項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年年度から平成二十五年度までの各年度分」と、同条第八項中「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」と、「当該各号に規定する自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、同項第一号中「自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」から継続して当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日から継続して」と、同項第二号及び第三号中「自

日から当該」とあるのは「平成二十三年三月十一日から」と、同条第九項中「当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」と、「平成二十四年度分及び平成二十五年度分」とあるのは「平成二十三年度から平成二十五年度までの各年度分」と、同条第十三項中「当該対象区域内軽自動車等に係る自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日」とあるのは「平成二十三年三月十一日」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年三月三十一日法律第二十四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第三十八条の規定 公布の日（罰則に関する経過措置）

第三十七条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十四年四月六日法律第二十七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十四年五月八日法律第三〇号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条の規定（郵政民営化法目次中）／第六章 郵便事業株式会社／第一節 設立等（第七十条―第七十二条）／第二節 設立に関する郵便事業株式会社法等の特例（第七十三条・第七十四条）／第三節 移行期間中の業務に関する特例等（第七十五条―第七十八条）／第七章 郵便局株式会社／を「第六章 削除／第七章 日本郵便株式会社／」に改める改正規定、同法第十九条第一項第一号及び第二号、第二十六条、第六十一条第一号並びに第六章の改正規定、同法中「第七章 郵便局株式会社」を「第七章 日本郵便株式会社」に改める改正規定、同法第七十九条第三項第二号及び第八十三条第一項の改正規定、同法第九十条から第九十三条までの改正規定、同法第一百五十五条第一項、同法第二百十条の次に一条を加える改正規定、同法第二百二十五条第一項、同法第二百号及び第二百三十八条第二項第四号の改正規定、同法第二百三十八条の次に一条を加える改正規定、同法第十一章に一節を加える改正規定（第二百七十六条の五に係る部分に限る。）、同法第二百八十条第一項第一号及び第二号並びに第二百九十六条の改正規定（第十二号を削る部分を除く。）、並びに同法附則第二条第二号の改正規定を除く。）、第二条のうち日本郵政株式会社法附則第二条及び第三条の改正規定、第五条（第一号に係る部分に限る。）の規定、次条の規定（第一号に係る部分に限る。）、附則第四条、第六条、第十条、第十四条及び第十八条の規定、附則第三十八条の規定（郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十七年法律第二百二号）附則第二条第一項、第四十九条、第五十五条及び第七十九条第二項の改正規定、附則第九十条の前の見出しを削り、同条に見出しを付する改正規定並びに附則第九十一条及び第九十五条の改正規定を除く。）、附則第四十条から第四十四条までの規定、附則第四十五条中総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第三条及び第四条第七十九号の改正規定並びに附則第四十六条及び第七十九号の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第四十六条 この法律（附則第一条ただし書に規定する規定にあつては、当該規定）の施行前に

した行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第四十七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成二十四年六月二十七日法律第四四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（平成二十四年六月二十七日法律第四七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七十一条第一項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）並びに附則第二条第三項（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）第五号、第六号、第十四条第一項、第三十四号及び第八十七条の規定 公布の日（罰則の適用に関する経過措置）

第八十六条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第八十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成二十四年八月二日法律第六九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十九条の規定 公布の日

二 略

第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第二百五条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額が同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）と同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して控除しきれなかつた金額」とする。

4 新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第五号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等又は同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第一項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えな

いときは、当該事業者を新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八

十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第五条第一項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）及び同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）」とする。

5 新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出しようとする者に限る。）が施行日以後に終了する課税期間に係る新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に前条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に六十三分の十七を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第五条第一項第二号に掲げる金額」と及び同号に掲げる金額、同号に掲げる金額」とする。

6 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における新地方税法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第六条 新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定

は、施行日以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、これらの規定の適用については、新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四第一項中「第七十二条の百三第三項」とあるのは「第七十二条の百三第三項及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この項及び次条第一項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法（以下この項及び次条第一項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項」と、及び附則第九条の六第三項前段」とあるのは「並びに附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段」と、「同項後段」とあるのは「附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段」と、「前条第一項及び附則第九条の十四第一項」とあるのは「前条第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第一項並びに附則第九条の十四第一項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項」と、新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十五第一項中「第七十二条の百十五第一項」とあるのは「第七十二条の百十五第一項及び第九十九条の十五の規定により読み替えて適用される新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「十七分の七」とあるのは「十二分の二」とする。

（第二十一条の規定による地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 別段の定めがあるものを除き、第二条の規定による改正後の地方税法（以下「元年新地方税法」という。）の規定中地方消費税に關する部分は、附則第一条第三号に定める日（以下「二部施行日」という。）以後に事業者が行う課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに一部施行日以後に保税地域から引き取られる課税貨物に係る地方消費税について適用し、施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びに施行日から一部施行日の前日までの間に保税地域から引き取った課税貨物に係る地方消費税については、なお従前の例による。

第九条 元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九十九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十七の規定は、消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間が一部施行日以後に開始する場合について適用し、これらの課税期間が施行日から一部施行日の前日までの間に開始した場合については、なお従前の例による。

第十条 元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九十九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する消費税法第四十二条第一項、第四項又は第六項に規定する課税期間に係る元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九十九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二

項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、元年経過措置対象課税資産の譲渡等、同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は元年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれていないときは、これらの事業者に対する元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九十九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二

項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、元年経過措置対象課税資産の譲渡等、同条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は元年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれていないときは、これらの事業者に対する元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九十九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定による申告書で消費税法第四十三条第一項第四号に掲げる金額を記載したものを提出する場合において、同号に掲げる金額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二

第一項		第二項	
同法第四十二條第一項に掲げる金額	同法第四十三條第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）	同法第四十二條第一項に掲げる金額	同法第四十三條第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第二十一條第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）
	同法第四十二條第一項に掲げる金額		同法第四十三條第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第二十一條第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）
第三項		第二項	
同法第四十二條第一項に掲げる金額	同法第四十三條第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）附則第一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）	同法第四十二條第一項に掲げる金額	同法第四十三條第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第二十一條第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）
	同法第四十二條第一項に掲げる金額		同法第四十三條第一項に規定する中間申告対象期間を一の課税期間とみなした場合における地方税法等改正法附則第二十一條第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）

当該金額 に七十八 分の二十 二を乗じ て得た金 額	されなかつた金額がある場合 においては、当該控除しきれ なかつた金額、消費税法第四 十三条第一項に規定する中間 申告対象期間を一の課税期間 とみなして地方税法等改正法 附則第十一条第一項の規定に より読み替えて適用される次 条第一項の規定を適用して算 出した譲渡割額に相当する金 額
2	前項の元年経過措置対象課税資産の譲渡等とは、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第一項から第五項まで、第七条第一項、第八条第一項若しくは第十四条第一項の規定、同条第四項の規定に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十六条の第二項の規定又は消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により、消費税法改正法第三条の規定による改正前の消費税法（次項及び次条第一項において「元年旧消費税法」という。）第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れをいう。
3	第一項の元年経過措置対象課税仕入れ等とは、次に掲げるものをいう。 一 施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が行った課税仕入れ及び特定課税仕入れ 二 施行日から一部施行日の前日までの間に事業者が保税地域から引き取った課税貨物 三 消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項又は第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定又は消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十一条若しくは第十二条の規定の適用を受ける課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ
4	より元年旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びにこれらに係る課税仕入れ及び特定課税仕入れで政令で定めるもの 第一項の場合において、元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び次条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）附則第三十九条第一項に規定する適用対象期間における同項に規定する卸売業及び同項に規定する小売業に係る同項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額の計算（次条第六項及び第七項において「適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算」という。）について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第一項の規定にかかわらず、元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定を適用する。

より元年旧消費税法第二十九条に規定する税率が適用される課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ並びにこれらに係る課税仕入れ及び特定課税仕入れで政令で定めるもの

第一項の場合において、元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十七各項に規定する事業者が、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下この条及び次条において「平成二十八年所得税法等改正法」という。）附則第三十九条第一項に規定する適用対象期間における同項に規定する卸売業及び同項に規定する小売業に係る同項に規定する課税仕入れ等の税額の合計額の計算（次条第六項及び第七項において「適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算」という。）について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第一項の規定にかかわらず、元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十七各項の規定を適用する。

第十一条 元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する元年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えないときは、当該事業者に対する元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定の適用については、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地

方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一項第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）及び同項第一号ハに掲げる金額から同項第二号ハに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかつた金額がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額）がある場合においては、当該控除しきれなかつた金額、同項第一号に掲げる金額から同項第二号に掲げる金額を控除して得た譲渡割額」とする。

一 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者が行った附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第二項に規定する元年経過措置対象課税資産の譲渡等に係る消費税額の合計額

ハ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税資産の譲渡等及び特定課税仕入れ（附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等及び前条第二項に規定する元年経過措置対象課税資産の譲渡等を除く。）に係る消費税額の合計額

二 次のイに掲げる金額に百分の二十五を乗じて得た金額、次のロに掲げる金額に六十三分の十七を乗じて得た金額及び次のハに掲げる金額に七十八分の二十二を乗じて得た金額の合計額

イ 当該課税期間中に当該事業者が行った附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法附則第二条、第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定若しくは同条第四項若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて準用することとされた旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第六条

第二項、第七条第二項、第八条第二項又は第十四条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法改正法附則第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法附則第十四条第四項若しくは第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

ロ 当該課税期間中に当該事業者が行った前条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等について、消費税法改正法附則第十五条の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第八条第三項、第九条から第十二条まで若しくは第十四条第三項の規定、消費税法改正法附則第十六条第一項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第十四条第四項の規定に基づく政令の規定、消費税法改正法附則第十九条の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて準用することとされた元年旧消費税法第三章の規定又は消費税法改正法附則第十六条第二項において読み替えて準用する消費税法改正法附則第五条第六項（消費税法改正法附則第十六条第三項又は第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第五条第七項（消費税法改正法附則第十四条第四項若しくは第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定若しくは消費税法改正法附則第十四条第四項の規定若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定により読み替えて適用される消費税法改正法第三条の規定による改正後の消費税法（ハにおいて「元年新消費税法」という。）第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

ハ 当該課税期間中に当該事業者が行った課税仕入れ若しくは特定課税仕入れ又は当該

課税期間中に保税地域から引き取った課税貨物（附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等及び前条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等を除く。）について、元年新消費税法第三章の規定により当該課税期間の消費税法第四十五条第一項第二号に掲げる消費税額から控除されるべき同項第三号イからニまでに掲げる消費税額の合計額

2 元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第四号に規定する消費税額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する元年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者を元年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額」とする。

3 元年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条

の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る元年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する元年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者に対する元年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額」とする。

4 元年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十五条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出する義務がある者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る消費税法第四十五条第一項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項第五号に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第二項に規定する経過措置対象課税資産の譲渡等、前条第二項に規定する元年経過措置対象課税資産の譲渡等、附則第四条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれ、かつ、前項第二号に掲げる金額が同項第一号に掲げる金額を超えるときは、当該事業者を元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「当該消費税額、これを課税標準として算定した譲渡割額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額」とする。

5 元年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者（消費税法第四十六条第一項の規定により消費税に係る申告書を提出しようとする者に限る。）が一部施行日以後に終了する課税期間に係る元年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定による申告書を提出する場合において、当該課税期間に係る同項に規定する不足額の計算の基礎となる金額に附則第四条第三項に規定する経過措置対象課税仕入れ等又は前条第三項に規定する元年経過措置対象課税仕入れ等に係る消費税額が含まれているときは、当該事業者に対する元年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定の適用については、同項中「同項の不足額、当該不足額に七十八分の十二を乗じて得た金額」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則第十一条第一号イに掲げる金額から同項第二号イに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額）、同項第一号ロに掲げる金額から同項第二号ロに掲げる金額を控除した残額（控除しきれなかった金額）がある場合においては、当該控除しきれなかった金額」とする。

6 第一項又は第二項の場合において、元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第一項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第一項又は第二項の規定にかかわらず、元年新地方税法附則第九条の五後段及び第九条の六第一項後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第一項の規定を適用する。

7 第三項から第五項までの場合において、元年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第二項に規定する事業者が、適用対象期間における課税仕入れ等の税額の計算について平成二十八年所得税法等改正法附則第三十九条第一項の規定の適用を受けるときは、当該事業者に対しては、第三項から第五項までの規定にかかわらず、元年新地方税法附則第九条の五後段の規定により読み替えられた元年新地方税法第七十二条の八十八第二項の規定を適用する。

8 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における元年新地方税法第二章第三節及び附則第九条の四から第九条の十六までの規定の適用に關し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

第十二条 元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される元年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定は、一部施行日以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、これらの規定の適用については、元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替え

て適用される元年新地方税法第七十二条の百四第一項中「第七十二条の百三第三項」とあるのは「第七十二条の百三第三項、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この項及び次条第一項において「地方税法等改正法」という。）附則第二条の規定によりなすお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次条第一項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項及び次条第一項において「元年旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項」と、及び附則第九条の六第三項前段」とあるのは「並びに附則第九条の六第三項前段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項前段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項前段」と、同項後段」とあるのは「附則第九条の六第三項後段、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項後段及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の六第三項後段」と、同項後段」とあるのは「前条第一項及び附則第九条の十四第一項」とあるのは「前条第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法第七十二条の百三第三第一項並びに附則第九条の十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の十四第一項及び地方税法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧地方税法附則第九条の十四第一項」と、元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される元年新地方税法第七十二条の百十五第一項中「第七十二条の百三第三第一項及び附則第九条の十四第一項」とあるのは「第七十二条の百三第三第一

項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百十三第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元新旧地方税法第七十二条の百十三第一項並びに附則第九条の第十四第一項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の第十四第一項及び地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた元新旧地方税法附則第九条の第十四第一項」とする。

第十三条 一部施行日から令和二年三月三十一日までの間における元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される元年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六まで（これらの規定を前条後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定の適用については、元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される元年新地方税法第七十二条の百十四第一項及び第七十二条の百十五第一項中「二十二分の十」とあるのは「十七分の十」と、元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される元年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「二十二分の十二」とあるのは「十七分の七」とする。

2 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間における元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される元年新地方税法第七十二条の百十四から第七十二条の百十六までの規定の適用については、元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される元年新地方税法第七十二条の百十五第一項中「二十二分の十」とあるのは「二十一分の十」と、元年新地方税法附則第九条の十五の規定により読み替えて適用される元年新地方税法第七十二条の百十四第二項及び第七十二条の百十五第二項中「二十二分の十二」とあるのは「二十一分の十一」とする。

（罰則に関する経過措置）

第十四条 この法律（附則第一条第三号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地

方税に係るこの法律の施行後にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(地方消費税率の引上げに当たつての措置)

第十九条 地方消費税率の引上げに当たつては、經濟状況を好転させることを条件として実施するため、物価が持続的に下落する状況からの脱却及び經濟の活性化に向けて、平成二十三年年度から令和二年年度までの平均において名目の經濟成長率で三パーセント程度かつ實質の經濟成長率で二パーセント程度を目指した望ましい經濟成長の在り方に早期に近づくための総合的な施策の実施その他の必要な措置を講ずる。

2 税制の抜本的な改革の実施等により、財政にによる機動的対応が可能となる中で、我が國經濟の需要と供給の状況、地方消費税率の引上げにによる經濟への影響等を踏まえ、成長戦略並びに事前防災及び減災等に資する分野に資金を重点的に配分することなど、我が國經濟の成長等に向けた施策を検討する。

附則 (平成二五年三月六日法律第二(施行期日)抄)

第一条 この法律は、平成二五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二五年三月三〇日法律第三(施行期日)抄)

第一条 この法律は、平成二五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第四十五条の四を削る改正規定、同法第七十二条の五十五の三を削る改正規定、同法第三百十七条の八を削る改正規定、同法第七百四十四条から第七百五十四条までの改正規定、同法第七百五十五条を削り、同法第七百五十四条の二を同法第七百五十五条とする改正規定及び同法第七百五十六条の改正規定並びに同法附則第三条の二、第三条の二の二及び第三条の二の四第一項の改正規定、同法附則第五条の四第一項第二号ハの改正規定（第十

条の五」を「第十条の五の四」に改める部分に限る。、同項第三号の改正規定、同条第六項第二号ハの改正規定（「第十条の五」を「第十条の五の四」に改める部分に限る。）、同項第三号並びに同法附則第五条の四の二第一項第二号及び第五項第二号の改正規定、同法附則第五条の五の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同法附則第五条の六の改正規定、同条を同法附則第五条の七とし、同法附則第五条の五の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第十二条第二項、第三十四条の二及び第四十四条の二の改正規定並びに附則第三条、第四条第二項、第三項及び第六項、第六条第一項並びに第九条第二項、第四項及び第六項の規定　平成二十六年一月一日

二 第二条中地方税法附則第三条の三の改正規定、同法附則第五条の四第一項各号列記以外の部分及び同項第一号並びに同条第六項第一号の改正規定、同法附則第五条の四の二の改正規定（同条第一項第二号及び第五項第二号に係る部分を除く。）並びに同法附則第六条第五項、第三十三條の二第七項第四号、第三十三條の三第七項第四号、第三十四條第六項第四号、第三十五條第八項第四号、第三十五條の二十項第四号、第三十五條の三の二、第三十五條の四第五項第四号及び第四十五條の改正規定並びに附則第四條第四項及び第五項、第九條第三項及び第五項、第十九條並びに第二十一条の規定　平成二十七年一月一日

三 第二条（次号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五條第一項から第四項まで、第十七條、第十八條、第二十條及び第二十二條の規定　平成二十八年一月一日

四 第二条中地方税法第三百二十一条の七の二第一項、第三百二十一条の七の五第一項、第三百二十一条の七の八第一項及び第三百二十一条の七の十の改正規定、同条を同法第三百二十一条の七の十一とする改正規定、同法第三百二十一条の七の九の改正規定、同条を同法第三百二十一条の七の十とする改正規定並びに同法第三百二十一条の七の八の次に一条を加える改正規定並びに附則第十條第一項の規定　平成二十八年十月一日

五 第二条中地方税法附則第五条の五、第三十三條の二及び第三十五條の二の改正規定、同法附則第三十五條の二の三を削る改正規定、

同法附則第三十五条の二の二の改正規定、同法附則第三十五条の二の三とし、同法附則第三十五条の二の次に一条を加える改正規定、同法附則第三十五条の二の四第一項、第三十五条の二の五第一項及び第七項、第三十五条の二の六、第三十五条の三、第三十五条の三の二、第三十五条の六並びに第三十七条の改正規定、同法附則第三十七条の二を同法附則第三十七条の三とする改正規定並びに同法附則第三十七条の次に一条を加える改正規定並びに附則第五条第五項、第十条第二項、第十四条、第二十三条及び第二十四条の規定 平成二十九年一月一日

六 第一条中地方税法附則第十五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハの改正規定（第十号の三の二）を「第十号の三の三」に改める部分に限る。） 福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十五条に四項を加える改正規定（同条第三十八項に係る部分に限る。） 港湾法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十一号） 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十五条の九第一項の改正規定 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十一条第三項の改正規定（「において同じ」を「及び第十四項において同じ」に改める部分に限る。）及び同条に一項を加える改正規定 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五十六号）の施行の日

（更正、決定等の期間制限の特例及び消滅時効に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の六第一項第四号の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後にされる新法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う新法第十七条の四第一項第一号に規定する加算金の決定について適用し、施行日前にされた第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る更正又は当該更正に伴う旧法第十七条の四

一項第一号に規定する加算金の決定については、なお従前の例による。

2 新法第十八条第一項の規定は、施行日以後にされる新法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る新法第十八条第一項に規定する地方税の徴収権について適用し、施行日前にされた旧法第二十条の九の三第一項の規定による更正の請求に係る旧法第十八条第一項に規定する地方税の徴収権については、なお従前の例による。

（延滞金及び還付加算金に関する経過措置）

第三条 新法附則第三条の二の規定は、延滞金及び還付加算金のうち平成二十六年一月一日以後の期間に対応するものについて適用し、同日以前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十五年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 平成二十五年十二月三十一日以前に旧法第四十五条の四に規定する者に該当した者が同日以前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引（旧法第七百五十五条に規定する電子取引をいう。附則第六項第一項及び第九項第二項において同じ。）の取引情報（旧法第七百五十五条に規定する取引情報を用いる。附則第六項第一項及び第九項第二項において同じ。）に係る電磁的記録（旧法第七百四十八条第一項に規定する電磁的記録をいう。附則第六項第一項及び第九項第二項において同じ。）の保存については、なお従前の例による。

3 新法附則第三条の二の四第一項、第五条の六第一項及び第五条の七第一項の規定は、平成二十六年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三条の三第二項第三号の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十五条の三の二第二項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

6 新法附則第四十四条の二第二項の規定は、道府県民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

第五条 平成二十八年一月一日前に支払を受けるべき附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「二十八年旧法」という。）第二十三条第一項第十四号に規定する利子等の支払を受ける日の属する事業年度分の法人の道府県民税及び同日の属する連結事業年度分の法人の道府県民税に係る二十八年旧法第五十三条第二十六項の規定による控除、同条第三十九項の規定による充当又は同条第四十二項に規定する書類若しくは帳簿の保存、提示若しくは提出については、なお従前の例による。

2 附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条において「二十八年新法」という。）の規定中「二十八年新法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等に係る道府県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同号に規定する利子等について適用し、同日前に支払を受けるべき二十八年旧法第二十三条第一項第十四号に規定する利子等については、なお従前の例による。」

3 二十八年新法の規定中「二十八年新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る道府県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に支払を受けるべき同号に規定する特定配当等について適用し、同日前に支払を受けるべき二十八年旧法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等については、なお従前の例による。」

4 二十八年新法の規定中「二十八年新法第二十三条第一項第十七号に規定する特定株式等譲渡所得金額に係る道府県民税に関する部分は、平成二十八年一月一日以後に行われる同項第十六号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡について適用し、同日前行われた二十八年旧法第二十四条第一項第七号に規定する特定口座内保管上場株式等の譲渡については、なお従前の例による。」

5 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十条第二項及び第十四条において「二十九年新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十九年

度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第六条 平成二十五年十二月三十一日以前に旧法第七十二条の五十五の三に規定する者に該当した者が同日以前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

2 旧法附則第九条第十一項から第十三項までの規定は、施行日前に開始した事業年度分の法人の事業税については、なおその効力を有する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第七条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第八条 新法附則第十二条の二の五第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十五年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十四年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 平成二十五年十二月三十一日以前に旧法第三十七條の八に規定する者に該当した者が同日以前に作成し、又は受領した同条に規定する帳簿及び書類の保存並びに同日以前に行った電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存については、なお従前の例による。

3 新法附則第三条の三第五項第二号、第六条第五項、第三十三条の二第七項第四号、第三十三条の三第七項第四号、第二十四条第六項第四号、第三十五条第八項第四号、第三十五条の二第十項第四号、第三十五条の四第五項第四号並びに第四十五条第四項及び第五項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

- 4 新法附則第五条の六第二項及び第五条の七第二項の規定は、平成二十六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 5 新法附則第三十五条の三の二第五項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。
- 6 新法附則第四十四条の二第五項の規定は、市町村民税の納税義務者が平成二十五年一月一日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。
- 第十条 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百二十一条の七の八第一項及び第三百二十一条の七の九の規定は、平成二十八年十月一日以後の同法第三百十七條の二第二項に規定する公的年金等に係る所得に係る個人の市町村民税の特別徴収については、なお従前の例による。
- 2 二十九年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 2 平成十三年四月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十二項に規定する停車場建物等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第五十九号）の施行の日から平成二十五年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 4 平成十七年二月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第二項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

- して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 5 平成十七年二月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 6 平成十九年七月十六日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 市町村長は、この法律の施行後速やかに（新法第四百十條第一項ただし書の規定により平成二十五年四月一日以後に土地及び家屋の平成二十五年度の価格等を決定する場合には、その価格等を決定する日までに）新法附則第五十五条第七項第三号口又は第四号口に掲げる土地及び家屋を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。
- (都市計画税に関する経過措置)
- 第十二条 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十五年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十四年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 2 平成十九年七月十六日から平成二十五年三月三十一日までの間に取得され、又は改築された旧法附則第十六条の二第三項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- (国民健康保険税に関する経過措置)
- 第十三条 新法第七百三十三條の四第十項及び第十八項の規定は、平成二十五年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十四年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 第十四条 二十九年新法附則第三十五条の六及び第三十七条から第三十七条の三までの規定は、平成二十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- (罰則に関する経過措置)
- 第十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- (政令への委任)
- 第十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
- (地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う経過措置)
- 第二十四条 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第八項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

- 2 前条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律附則第八条第二項の規定によりなお効力を有するものとして読み替えて適用される同法第一条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の三第八項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。
- 附則（平成二五年五月三十一日法律第二五号）抄
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 附則（平成二五年五月三十一日法律第二八号）抄
- この法律は、番号利用法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三十三條から第四十二條まで、第四十四條（内閣府設置法第四條第三項第四十一號の次に一號を加える改正規定に限る。）及び第五十條の規定 公布の日
- 二 略
- 三 第四條、第七條、第八條、第十條から第十二條まで、第十四條、第十五條、第十九條、第二十條、第二十四條、第二十五條、第二十九條（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三號）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九條第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十一條、第三十二條及び第四十三條の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
- 附則（平成二五年五月三十一日法律第二九号）抄
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第六條、第八條及び第十一條から第十六條までの規定 平成二六年四月一日
- 附則（平成二五年六月一日法律第四四号）抄
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第一条、第五條、第七條（消防組織法第十五條の改正規定に限る。）、第九條、第十條、第十四條（地方独立行政法人法目次の改正規定（第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九條―第六十七條）を）／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九條―第六十七條）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七條の二―第六十七條の七）／に改める部分に限る。）、同法第八條、第五十五條及び第五十九條第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五條、第二十二條（民生委員法第四條の改正規定に限る。）、第三十六條、第四十條（森林法第七十條第一項の改正規定に限る。）、第五十條（建設業法第二十五條の二第二項の改正規定に限る。）、第五十一條、第五十二條（建築基準法第七十九條第一項の改正規定に

- 関する法律別表の改正規定のうち同表電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三號）の項中「電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律」に、「第三条第二項（第十条第二項において準用する場合を含む）」を「第十条第二項において準用する第三条第二項及び第二十九條第二項において準用する第二十二条第二項」に改める部分に限る。）、第三十一條、第三十二條及び第四十三條の規定 番号利用法附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
- 附則（平成二五年五月三十一日法律第二九号）抄
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 附則第六條、第八條及び第十一條から第十六條までの規定 平成二六年四月一日
- 附則（平成二五年六月一日法律第四四号）抄
- (施行期日)
- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第一条、第五條、第七條（消防組織法第十五條の改正規定に限る。）、第九條、第十條、第十四條（地方独立行政法人法目次の改正規定（第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九條―第六十七條）を）／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置（第五十九條―第六十七條）／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置（第六十七條の二―第六十七條の七）／に改める部分に限る。）、同法第八條、第五十五條及び第五十九條第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。）、第十五條、第二十二條（民生委員法第四條の改正規定に限る。）、第三十六條、第四十條（森林法第七十條第一項の改正規定に限る。）、第五十條（建設業法第二十五條の二第二項の改正規定に限る。）、第五十一條、第五十二條（建築基準法第七十九條第一項の改正規定に

附則（平成二五年六月二一日法律第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則（平成二五年六月二六日法律第六一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二五年六月二六日法律第六三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中国民年金法等の一部を改正する法律附則第二十号及び第六十四条の改正規定、第五号中国民年金法等の一部を改正する法律附則第十九条第二項の改正規定並びに次条並びに附則第百三十九条、第百四十三条、第百四十六条及び第百五十三条の規定、公布の日（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第百十八号 存続厚生年金基金に対する前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、同号中「日本私立学校振興・共済事業団」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金」とする。

2 存続連合会に対する前条の規定による改正後の地方税法第七十二条の五第一項第五号及び第三百四十八条第四項の規定の適用については、同号中「日本私立学校振興・共済事業団」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会」と、同項中「地方公務員

共済組合連合会」とあるのは、「地方公務員共済組合連合会、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第三条第十三号に規定する存続連合会」とする。

3 施行日前の前条の規定による改正前の地方税法第七十三条の七第十八号に掲げる不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

4 前条の規定による改正前の地方税法第七十三条の七第十八号の規定は、同号に掲げる不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「厚生年金基金が確定給付企業年金法第九十九条第四項の規定により権利を承継する場合又は企業年金基金が同法」とあるのは、「企業年金基金が公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二條の規定による改正前の確定給付企業年金法」とする。

5 前条の規定による改正前の地方税法第五百八十六條第二項第五号の三の規定は、同号に掲げる土地又はその取得に対して課する特別土地保有税については、なおその効力を有する。この場合において、同号中「厚生年金基金又は企業年金連合会が厚生年金保険法」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金又は同条第十三号に規定する存続連合会が同法附則第五條第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」と、「第百五十九條第五項」とあるのは「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第四十條第五項」とする。

（罰則に関する経過措置）

第百五十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第百五十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十五年二月一日法律第九八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十五年二月一日法律第一〇六号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年十月一日から施行する。

附則（平成二十六年三月三十一日法律第四号）抄

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十二条の四十九の六、第七十二条の六十三の二、第四百四十四条の三十八の二及び第三百九十六条の二の改正規定並びに次条の規定 平成二十六年七月一日

二 第一条中地方税法第五十一条第一項、第五十三条第二十四項、第三百十四條の四第一項、第三百二十一條の八第二十四項及び第七百三十四条第三項の表の改正規定、第四條の規定並びに附則第三条第十項、第五條第三項、第十條第十項及び第十九條の規定 平成二十六年十月一日

三 第一条中地方税法第七十二条の二十三第二項の改正規定並びに同法附則第三条の二の四第一項、第五條の四、第三十五條の三の二、第四十二條及び第四十四條の改正規定並びに附則第三条第三項から第六項まで、第五條第二項及び第十條第三項から第六項までの規定 平成二十七年一月一日

四 第一条中地方税法第四百四十四條第一項第二号及びハの改正規定並びに附則第十三條第二項並びに第十五條第一項（第六号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二十年新法」という。）附則第三十條第一項に係る部分を除く。）及び第二項（二十八年新法附則第三十條第二項に係る部分を除く。）の規定 平成二十七年四月一日

五 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（昭和三十三年法律第二十六号）の下に「第九條の六第六項、第四十一

條の九第四項、第四十一條の十二第二項、第四十一條の十二の二第七項及び」を加える部分（第四十一條の十二の二第七項に係る部分に限る。）及び「及び第四十一條の十二第二項」を、「第四十一條の十二第四項及び第四十一條の十二の二第七項」に改める部分に限る。）、第三十七條の二第二項第一号の表の改正規定、第二百九十二條第一項第四号の改正規定（「租税特別措置法」の下に「第九條の六第六項、第四十一條の九第四項、第四十一條の十二第四項、第四十一條の十二の二第七項及び」を加える部分（第四十一條の十二の二第七項に係る部分に限る。）及び「及び第四十一條の十二第四項」を、「第四十一條の十二第四項及び第四十一條の十二の二第七項」に改める部分に限る。）及び「及び第三十四條の七第二項第一号の表の改正規定並びに同法附則第五條の六の改正規定並びに附則第三條第二項及び第十條第二項の規定 平成二十八年一月一日

六 第一条中地方税法第四百四十四條第一項第一号、第二号イ及び第三号の改正規定並びに第二條（次号及び第八号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四條第三項、第六條、第十一條第三項、第十三條第三項、第十四條並びに第十五條第一項（二十八年新法附則第三十條第一項に係る部分に限る。）及び第二項（二十八年新法附則第三十條第二項に係る部分に限る。）の規定 平成二十八年四月一日

七 第二条中地方税法第三十二條第十一項及び第三百十三條第十一項の改正規定並びに附則第四條第一項及び第十一條第一項の規定 平成二十九年一月一日

八 第二条中地方税法第三十七條の三及び第三百十四條の八の改正規定並びに同法附則第五條の四の二の改正規定並びに附則第四條第二項及び第十一條第二項の規定 平成三十年一月一日

九 第一条中地方税法第七十三條の二十七の五の見出し及び同條第一項の改正規定並びに附則第七條第二項及び第三項の規定 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日

第十 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（「第四十二條の四」の下に「、第四十二條の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加える部分及び「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、同項第四号の三の改正規定（「第六十八條の九及び」を「第六十八條の九、第六十八條の十四及び」に、「第六十八條の十五から」を「第六十八條の十四から」に改める部分に限る。）、同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（「第四十二條の四」の下に「、第四十二條の十（第一項、第六項、第八項、第九項及び第十四項を除く。）」を加える部分及び「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、及び同項第四号の三の改正規定（「第六十八條の九及び」を「第六十八條の九、第六十八條の十四及び」に、「第六十八條の十五から」を「第六十八條の十四から」に改める部分に限る。）、並びに同法附則第八條第五項の改正規定（「第六項及び第七項」を「第六項から第八項まで及び第十三項」に改める部分に限る。）、同條第六項の改正規定（「とあるのは、」の下に「第六十八條の十五」を加える部分に限る。）及び同法附則第十五條に五項を加える改正規定（同條第三十九項に係る部分に限る。）並びに附則第三條第八項及び第十條第八項の規定 国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日

十一 第一条中地方税法附則第三十三條第五項の改正規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十二号）の施行の日

十二 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第二十一号の改正規定 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十号）の施行の日

十三 第一条中地方税法附則第十條第五項及び第十四條第一項の改正規定 道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第五十三号）の施行の日

十四 第一条中地方税法附則第十五條に五項を加える改正規定（同條第四十項に係る部分に限る。）、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九号）の施行の日

十五 第一条中地方税法附則第十五條第二十九項の改正規定（同法第五十五條の八第一項）を「第五十五條の九第一項」に改める部分に限る。）、港灣法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十三号）の施行の日

十六 第一条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第一項第八号、第二百九十四條第七項及び第七百一十一條の三十四第二項の改正規定並びに同法附則第十條に一項を加える改正規定並びに附則第七條第四項及び第十六條第二項の規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日

十七 第一条中地方税法附則第十五條第二十四項の改正規定（平成二十六年三月三十一日）を「平成二十八年三月三十一日」に改める部分を除く。）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十一号）の施行の日

十八 第一条中地方税法第七十三條の四第一項の改正規定（同項第四号の四「第五條第十二項」を「第五條第十一項」に改める部分、同項第二十一号及び第二十九号に係る部分並びに同項に一号を加える部分を除く。）、同法第三百四十八條第二項の改正規定（同項第二号の五に係る部分、同項第十号の四「第五條第十二項」を「第五條第十一項」に改める部分及び同項中「第十八号を削り、第十七号の二を第十八号とする部分を除く。）、及び同法第七百一十一條の三十四第三項の改正規定（同項第十号の四「第五條第十二項」を「第五條第十一項」に改める部分を除く。）、並びに附則第十二條第二項及び第十六條第三項の規定 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の施行の日

第二條 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第七十二條の四十九の六第四項、第七十二條の六十三の二第四項、第四百四十四條の三十八の二第二項及び第三百九十六條の二第四項の規定は、前條第一号に掲げる規定の施行の日以後にされる新法第七十二條の四十九の六第一項、第七十二條の六十三の二第二項、第四百四十四條の三十八の二第二項又は第三百九十六條の二第二項の規定による通知について適用する。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十五年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十七条の二第二項第一号及び附則第五條の六第一項の規定は、平成二十八年年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三條の二の四第一項及び第五條の四第一項第二号への規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五條の三の二第二項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

5 新法附則第四十二條第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

6 新法附則第四十四條第四項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 新法第二十三條第一項第四号（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二條の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八條の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

9 新法第二十三條第一項第四号（租税特別措置法第四十二條の十二の五の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八條の十五の六の規定に係る部分に限る。）並びに

びに附則第八條第十一項（新法第二十三條第一項（新法の規定に係る部分に限る。）及び第二十二項（新法第二十三條第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

10 新法第五十一條第一項及び第五十三條第二十項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日以前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日以前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第四條 附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十一条第一項において「二十九年新法」という。）第三十二條第十一項の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十一条第二項において「三十年新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成三十年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十九年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 二十八年新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日以前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日以前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の二十三第二項第六号の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用する。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての新法第七十二條の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「七・五倍」とする。

第六條 次項に定めるものを除き、二十八年新法の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日以前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 二十八年新法第七十二條の十三第五項の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する事実が生ずる場合について適用し、同日以前に同号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十二條の十三第五項に規定する事実が生じた場合については、なお従前の例による。

第七條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三條の二十七の六第一項の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

3 第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十三條の二十七の五第一項の規定は、同項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第八條第一項又は第十一條の十二に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体（以下この条において「農地保有合理化法人等」という。）が、同法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二百二号）附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人（以下この項において「旧農地保有合理化法人」という。）が同条に規定する旧農地保有合理化事業（同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下この項において「旧基盤強化法」という。）と、」の実施に

より政令」とあるのは「（に限る。）の実施により政令」と、「又は農業経営基盤強化促進法」とあるのは「又は旧基盤強化法」と、「農地保有合理化法人等による」とあるのは「旧農地保有合理化法人による」とする。

4 新法附則第十條第五項の規定は、附則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。

第八條 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第九條 新法の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十四條第三項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

3 施行日がエネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第二十五号。以下この項及び次項において「合理化法改正法」という。）の施行の前日である場合には、合理化法改正法の施行の前日までの間における新法附則第十二條の三第四項第四号の規定の適用については、同号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十條第一号イ」とあるのは「エネルギーの使用の合理化に関する法律第八十條第一号」と、「エネルギー消費機器等製造事業者等」とあるのは「製造事業者等」とする。

4 前項に規定する場合において、合理化法改正法附則第七條のうち地方税法附則第十二條の二の二第二項第四号イ（3）及び第十二條の三第三項第四号の改正規定中「附則第十二條の二の二第二項第四号イ（3）及び第十二條の三第三項第四号」とあるのは、「附則第十二條の二の二第二項第四号イ（3）」とする。

（市町村民税に関する経過措置）

第十条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十五年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四条の七第二項第一号及び附則第五条の六第二項の規定は、平成二十八年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十七年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第三条の二の四第二項及び第五条の四第六項第二号への規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法附則第三十五条の三の二第五項の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

5 新法附則第四十二条第六項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

6 新法附則第四十四条第八項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八條の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

9 新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十二の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八條の十五の六の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八條第十一項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及

び第十二項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

10 新法第三百十四条の四第一項及び第三百二十一条の八第二十四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日以前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日以前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

11 新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定は、平成二十九年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

12 三十年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成三十年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

13 二十八年新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日以前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日以前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

14 新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八條の十四の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

15 新法第二百九十二条第一項第四号（租税特別措置法第四十二条の十二の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（租税特別措置法第六十八條の十五の六の規定に係る部分に限る。）並びに附則第八條第十一項（新法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及

び第十二項（新法第二百九十二条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

の固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成二十二年分までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規定する航空機に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十一年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第三十一号）の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号。附則第十七条第二項において「港湾法等改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十三年四月一日から平成二十五年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する基準適合表示車に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の施行の日の前日までの間における新法附則第十五条第三十八項の規定の適用については、同項中「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」とあるのは「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」と、

「第一条第三項第二号」とあるのは「第二条第二項第二号」とする。

11 市町村長は、この法律の施行後速やかに（新法第四百十條第一項ただし書の規定により平成二十六年四月一日以後に土地及び家屋の平成二十六年の価格等を決定する場合）には、その価格等を決定する日までに、新法附則第五十五条第九項第五号ロ又は第六号ロに掲げる土地及び家屋を指定して公示するとともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。

12 新法第二百九十二条第一項（第二号ロ及びハに係る部分に限る。）の規定は、平成二十七年以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十六年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

13 新法第四百四十四条第一項（第二号イ及び第三号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十八年以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十七年分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

14 第一項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十七條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十四年度分及び平成二十五年年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

15 平成二十八年新法附則第三十条の規定は、平成二十八年以後の年度分の軽自動車税について適用する。

16 平成十五年十月十四日前に初めて道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に適用については、同条第一項中「受けた月」とあるのは、「受けた月の属する年の十二月」とする。

17 平成二十七年三月三十一日以前に初めて道路運送車両法第六十条第一項後段の規定による車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の種別割に係る地

税に適用する。

方税法第四百六十三条の十五第一項及び附則第三十条第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第四百六十三 条の十五 第一項第二 号ロ	三千九 百円	三千百円
第四百六十 三条の十五 第一項第二 号ハ（一）	六千九 百円	五千五百円
第四百六十 三条の十五 第一項第二 号ハ（一） （i）	一万八 百円	七千二百円
第四百六十 三条の十五 第一項第二 号ハ（一） （ii）	三千八 百円	三千円
第四百六十 三条の十五 第一項第二 号ハ（二） （i）	五千円	四千円
附則第三十 条第一項 第十三条の 十五第一 項	地方税法等の一部を 改正する法律（平成 二十六年法律第四 号。以下この項にお いて「平成二十六年 改正法」という。） 附則第十五条第一項 の規定により読み替 えて適用される第四 百六十三条の十五第 一項	
附則第三十 条第一項の 表第二号ロ の項	第二号ロ	平成二十六年改正法 附則第十五条第一項 の規定により読み替 えて適用される第四 百六十三条の十五第 一項

附則第三十 条第一項の 表第二号ハ （1）（i） の項	三千九 百円	三千百円	百六十三条の十五第 一項第二号ロ
附則第三十 条第一項の 表第二号ハ （1）（i） の項	六千九 百円	五千五百円	附則第十五条第一項 の規定により読み替 えて適用される第四 百六十三条の十五第 一項第二号ハ（1） （i）
附則第三十 条第一項の 表第二号ハ （1）（ii） の項	一万八 百円	七千二百円	平成二十六年改正法 附則第十五条第一項 の規定により読み替 えて適用される第四 百六十三条の十五第 一項第二号ハ（1） （ii）
附則第三十 条第一項の 表第二号ハ （2）（i） の項	三千八 百円	三千円	平成二十六年改正法 附則第十五条第一項 の規定により読み替 えて適用される第四 百六十三条の十五第 一項第二号ハ（2） （i）
附則第三十 条第一項の 表第二号ハ （2）（ii） の項	五千円	四千円	平成二十六年改正法 附則第十五条第一項 の規定により読み替 えて適用される第四 百六十三条の十五第 一項第二号ハ（2） （ii）
2	前項の規定の適用がある場合における地方税 法第四百六十三条の十五第二項及び第三項並び に附則第三十条第二項の規定の適用について は、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の 中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句とする。		

第四百 六十三 条の十 五第二 項	前項	地方税法等の一部を改正す る法律（平成二十六年法律 第四号。以下「平成二十六 年改正法」という。）附則 第十五条第一項の規定によ り読み替えて適用される前 項
第四百 六十三 条の十 五第三 項	前二 項	平成二十六年改正法附則第 十五条第一項の規定により 読み替えて適用される第一 項及び前項
附則第 三十条 第二項	前項	平成二十六年改正法附則第 十五条第一項の規定により 読み替えて適用される前項
附則第 三十条 第二項 の表第 二項の 第一項	附則第 三十条 第二項 の表第 二項の 第一項	平成二十六年改正法附則第 十五条第一項の規定により 読み替えて適用される附則 第三十条第一項
附則第 三十条 第二項 の表第 二項の 第一項 各号	前項 各号	平成二十六年改正法附則第 十五条第一項の規定により 読み替えて適用される前項 各号
附則第 三十条 第二項 の表第 二項の 第一項 各号	前二 項	第一項及び前項
附則第 三十条 第二項 の表第 二項の 第一項 各号	同項 （附則 第三十 条第一 項）	第一項（平成二十六年改正 法附則第十五条第一項の規 定により読み替えて適用さ れる附則第三十条第一項
（事業所税に関する経過措置） 第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の 規定中事業所税に関する部分は、施行日以後に 終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十 六年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止 された個人の事業を除く。）に対して課すべき 事業所税について適用し、施行日前に終了した 事業年度分の法人の事業並びに平成二十六年前 の年分の個人の事業及び平成二十六年分の個人		

の事業で施行日前に廃止されたものに対して課
する事業所税については、なお従前の例によ
る。

2 新法第七百一条の三十四第二項の規定は、附
則第一条第十六号に掲げる規定の施行の日以後
に終了する事業年度分の法人の事業に対して課
すべき事業所税について適用する。

3 新法第七百一条の三十四第三項第十号の二及
び第十号の四の規定は、附則第一条第十八号に
掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度
分の法人の事業及び同日の属する年以後の年分
の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業
を除く。）に対して課すべき事業所税について
適用する。

4 施行日の前日において沖縄振興特別措置法の
一部を改正する法律（平成二十六年法律第七
号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成
十四年法律第十四号。次項において「旧沖縄振
興特別措置法」という。）第二十八条第一項の
規定により指定されている情報通信産業振興地
域は、施行日から施行日以後六月を経過する日
（その日までに、沖縄振興特別措置法の一部を
改正する法律による改正後の沖縄振興特別措置
法（次項において「新沖縄振興特別措置法」と
いう。）第二十八条第五項の規定による同条第
一項に規定する情報通信産業振興計画の提出が
あった場合には、その提出があった日の前日）
までの間は、新法附則第三十三条第二項に規定
する情報通信産業振興地域とみなして、同項の
規定を適用する。

5 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法
第四十二条第一項の規定により指定されている
国際物流拠点産業集積地域は、施行日から施行
日以後六月を経過する日（その日までに、新沖
縄振興特別措置法第四十一条第五項の規定によ
る同条第一項に規定する国際物流拠点産業集積
計画の提出があった場合には、その提出があつ
た日の前日）までの間は、新法附則第三十三条
第四項に規定する国際物流拠点産業集積地域と
みなして、同項の規定を適用する。

6 旧法附則第四十一条第八項に規定する外国公
益法人等の平成二十五年十一月三十日までに関
連する事業年度分の事業に対して課する事業所
税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）
第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の
規定中都市計画税に関する部分は、平成二十六

年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十五年分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 港湾法等改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成二十二年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第二十條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十一條 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十六年五月二一日法律第四〇号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年五月三〇日法律第四二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年五月三〇日法律第四六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号。以下「通則法改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十四条第二項、第十八条及び第三十条の規定 公布の日
（処分等の効力）

第二十八條 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）に相当の規定があるものは、法律（これに基づく政令を含む。）に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。

(罰則に関する経過措置)

第二十九條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十條 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附則（平成二十六年六月一三日法律第六九号）抄

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

（経過措置の原則）

第五條 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

（訴訟に関する経過措置）

第六條 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

この行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定によりなお改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九條 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十條 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十六年六月一三日法律第七〇号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。

附則（平成二十六年六月一八日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十四條 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三第一項の規定は、施行日の

属する年の翌年の一月一日（施行日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 前条の規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第三項第十六号の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び施行日の属する年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに施行日の属する年分の個人の事業及び施行日の属する年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

3 前条の規定による改正後の地方税法附則第九条第八項の規定は、施行日以後に新電気事業法第十七条第一項に規定する託送供給を受けて行われる電気の供給に係る収入金額について適用し、施行日前に旧電気事業法第二十四条の第三項に規定する託送供給を受けて旧電気事業法第二条第一項第七号に規定する特定規模需要に応じて行われた電気の供給に係る収入金額については、なお従前の例による。

附則（平成二十七年三月三一日法律第二号）抄

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第一条第二号の改正規定（「平成二十七年四月一日」を「平成二十九年四月一日」に改める部分に限る。）並びに第四条中地方税法等の一部を改正する法律附則第一条第四号及び第六号の改正規定、同法附則第十三条第四項の改正規定並びに同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に一項を加える改正規定 公布の日

二 第一条中地方税法附則第三十二条の改正規定（同条第二項に係る部分に限る。）及び附則第二十一条第二項の規定 平成二十七年五月二十九日

三 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号の改正規定（「第四十二条第二項」を「第四

十一 一条の二十二第二項に改める部分に限る。）、同法第七十二条の四十九の六に一項を加える改正規定、同法第七十二条の六十三の二に一項を加える改正規定、同法第四百四十四条の三十八の二に一項を加える改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「第四十二条第二項」を「第四十一条の二十二第二項」に改める部分に限る。）、及び同法第三百九十六条の二に一項を加える改正規定並びに附則第五条の規定 平成二十七年七月一日

四 第一条中地方税法第七十二条の七十八第一

項、第七十二条の七十九、第七十二条の八十一、第七十二条の八十二の二第二項、第七十二条の八十四第一項第二号及び第二項、第七十二条の九十四、第三百二十一条の七の二第一項並びに第七百六条第二項の改正規定並びに同法附則第九条の三の二第一項の改正規定並びに第三条中社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律附則第五条第一項の改正規定、同法附則第八条の改正規定（「及び」の下に「特定課税仕入れ並びに」を加える部分に限る。）、同法附則第十条第二項の改正規定（「をいう」を「及び特定課税仕入れをいう」に改める部分に限る。）、同条第三項第一号、第三号及び第四号の改正規定、同項第五号の改正規定（「又は当該課税資産の譲渡等」を「及び特定課税仕入れ並びにこれら」に改める部分及び「課税仕入れ」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える部分に限る。）、同法附則第十一条第一項第一号ハの改正規定（「行った課税資産の譲渡等」の下に「及び特定課税仕入れ」を加える部分に限る。）、同項第二号イの改正規定、同項ロの改正規定（「第十四条第三項の規定若しくは」を「第十四条第三項の規定」に改める部分）若しくは消費税法改正法附則第十九条の規定に基づく政令の規定によりなお従前の例による」に改める部分及び「ハまで」を「ニまで」に改める部分に限る。）並びに同号ハの改正規定（「行った課税仕入れ」の下に「若しくは特定課税仕入れ」を加える部分及び

「ハまで」を「ニまで」に改める部分に限る。）並びに附則第十条の規定 平成二十七年十月一日

五 第一条中地方税法第三十二条第二項、第四

十五条の三の三第四項、第七十一条の三十一第一項、第三百十三条第二項及び第三百十七條の三の三第四項の改正規定並びに同法附則第五条第一項及び第三項の改正規定、同法附則第三十三条の二の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第三十五条の三の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第六条第二項及び第四項並びに第十五条第二項の規定 平成二十八年一月一日

六 第二条（次号から第九号の二まで及び第十

四号から第十六号までに掲げる改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第七条第三項及び第五項、第九条（第二項及び第四項から第六項までを除く。）、第十二条、第十六条第四項及び第六項、第二十条並びに第二十八条の規定 平成二十八年四月一日

七 第二条中地方税法附則第五条の四第一項第

二号ハ、第六項第二号ハ及び第十二項、第三十三條の二の二第一項、第三十五條の二の二第二項及び第六項、第三十五條の二の三第二項及び第六項並びに同法附則第三十五條の三の三を同法附則第三十五條の三の四とし、同法附則第三十五條の三の二の次に一条を加える改正規定並びに附則第七条第一項及び第十六条第一項の規定 平成二十九年一月一日

八 略

九 第二条中地方税法第四十四条の次に一条を加える改正規定、同法第七十二条の五十七の次に二条を加える改正規定及び同法第三百一十一條の七の十一の次に二条を加える改正規定並びに附則第七条第二項、第九条第四項及び第五項並びに第十六条第二項及び第三項の規定 平成三十年一月一日

九の二 第二条中地方税法第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項、第七十二条の二十三第四項並びに第三百二十一条の八第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第四十八条の改正規定（「前九年内事業年度」を「前十年内事業年度」に改める部分に限る。）並びに附則第七条第四項、

第九条第二項及び第十六条第五項の規定 平成三十年四月一日

十 第一条中地方税法第三百四十九条の三の二

第一項の改正規定及び附則第十七条第三項の規定 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百七十七号）附則第一項ただし書に規定する日

十一 第一条中地方税法第七十三条の四第一項

第三十号及び第三百四十八條第二項第三十号の改正規定並びに同法附則第十五条第三十七項の改正規定並びに附則第十七条第九項の規定 水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二百二号）の施行の日

十二 第一条中地方税法第三百四十八條第五項

の改正規定及び同法附則第十五条の二第二項の改正規定（「第十二条第一項第三号」を「第十三条第一項第三号」に改める部分に限る。） 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二百八号）の施行の日

十三 第一条中地方税法第二十三条第一項第四

号の改正規定（「第四十二条の十二の四」を「（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）、及び同法第二百九十二条第一項第四号の改正規定（「第四十二条の十二の四」を「（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）、第四十二条の十二の二、第四十二条の十二の四」に改める部分に限る。）並びに同法附則第八条第三項を同条第二項とし、同項の次に二項を加える改正規定並びに同条第五項及び第六項の改正規定並びに附則第六条第八項及び第十五条第七項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十九号）の施行の日

十四 第二条中地方税法第五百八十六条第二項

第五号の二及び第七百一条の三十四第三項第九号の改正規定 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日

十五 第二条中地方税法附則第九条に一項を加える改正規定及び附則第九条第六項の規定 電気事業法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十二号）の施行の日

十六 第二条中地方税法第五百八十六条第二項第二号ニの改正規定並びに同法附則第十二条の二の二第二項第三号、第十二条の三第一項及び第三十条第一項の改正規定 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日

（徴収猶予、職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に関する経過措置）

第二条 附則第一条第六号に掲げる規定による改

正後の地方税法（以下「二十八年新法」という。）第十五条から第十五条の三まで及び第十六条（二十八年新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に申請される二十八年新法第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された同号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「二十八年旧法」という。）第十五条第一項又は第二項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

2 二十八年新法第十五条の五から第十五条の五

の三まで及び第十六条（二十八年新法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後にされる同項の規定による換価の猶予について適用し、同日前にされた二十八年旧法第十五条の五第一項の規定による換価の猶予については、なお従前の例による。

3 二十八年新法第十五条の六から第十五条の六

の三まで及び第十六条（二十八年新法第十五条の六第一項の規定による換価の猶予に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に同項に規定する納期限が到来する地方団体の徴収金について適用する。

第三条（還付加算金に関する経過措置）

（以下「新法」という。）第十七条の四第一項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に還付のため支出を決定し、又は充当する過納金に加算すべき金額について適用する。ただし、施行日前に所得税についての更正の請求又は所得税の申告書（同項第三号に規定する所得税の申告書をいう。以下この条において同じ。）の提出が行われた場合において、当該更正の請求に基づく更正又は当該所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定によ

り、納付し、又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金に加算すべき金額については、なお従前の例による。

（不申告加算金に関する経過措置）

第四条 新法第七十一条の十四第六項、第七十一条の三十五第七項、第七十一条の五十五第七項、第七十二条の四十六第六項、第七十四条の二十三第六項、第九十条第六項、第三百三十二条第六項、第四百四十四の四十七第六項、第二百七十八第六項、第三百一十八の十一第六項、第四百八十三第六項、第五百三十六第六項、第六百九十九第六項、第六百八十八第六項、第七百一条の十二第六項、第七百一条の六十三第六項、第七百二十一第六項及び第七百三十三の十八第七項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する申告書又は納入申告書の提出期限が到来する地方税に係る不申告加算金について適用し、施行日前にこれらの提出期限が到来した地方税に係る不申告加算金については、なお従前の例による。

（調査の事前通知に関する経過措置）

第五条 新法第七十二条の四十九の六第五項、第七十二条の六十三の二第五項、第四百四十四の三十八の二第五項及び第三百九十六の二第五項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後にされる新法第七十二条の四十九の六第一項、第七十二条の六十三の二第一項、第四百四十四の三十八の二第一項又は第三百九十六の二第一項の規定による通知について適用する。

（道府県民税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十二条第二項の規定は、平成二十八年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第三十七条の二第二項の規定は、平成二十八年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第七十一条の三十一第一項の規定は、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新法第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る道府県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

号に規定する特定配当等に係る道府県民税の配当割の特別徴収について適用し、同日前に支払を受けるべき第一号の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十三条第一項第十五号に規定する特定配当等に係る道府県民税の配当割の特別徴収については、なお従前の例による。

5 新法附則第七条第一項から第七項までの規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新法第三十七条の二第一項第一号に掲げる寄附金について適用する。

6 新法附則第七条の二第二項から第三項まで及び第七條の三第一項の規定は、平成二十八年以後の年度分の個人の道府県民税について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 新法第二十三条第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号。以下「所得税法等改正法」という。）第八条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十二条の十二及び第四十二条の十二の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び第四号の三（所得税法等改正法第八条の規定による改正後の租税特別措置法第六十八条の十五の二及び第六十八条の十五の三の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八号第三項（新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）、第四項（新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）、第五項（新法第二十三条第一項第四号の規定に係る部分に限る。）及び第六項（新法第二十三条第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 施行日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二十三条第一項第四号の三（新法附則第八号第六項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、同号中「第六十八の十五の三」とあるのは「第六十八の十五の二」と、新法附則第八号第六項中「第六十八の十五の三まで」とあるのは「第六十八の十五の二まで」と、「第六十八の十五、第六十八の十五の三」とあるのは「第六十八の十五」とする。

10 新法第五十三条第一項の規定によって申告納付する法人で法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十一条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合を除く。）に規定する申告書を提出する義務があるもの並びに新法第五十三条第二項の規定によって申告納付する法人及び同条第三項の規定によって納付する法人の施行日以後に開始する最初の事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業年度分の法人の道府県民税については、同法第五十二条第一項の規定の適用については、同項中「資本金等の額が」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）第一条の規定による改正前の地方税法第二十三条第一項第四号の五に規定する資本金等の額が」とし、同条第四項及び第五項の規定は、適用しないものとする。この場合において、旧法第五十二条第四項の規定は、なおその効力を有する。

11 新法第五十三条第五項に規定する法人について、同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額がある場合における当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額に係る同条第六項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該法人の新法第五十三条第五項に規定する最初連結事業年度（以下この項において「最初連結事業年度」という。）の開始の日（二以上の最初連結事業年度の開始の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額が生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の開始の日、次号において同じ。）が平成二十四年四月一日前である場合には、同条第六項第一号中「同法」とあるのは「経済社会の構造の変化

に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十四号）第二条の規定による改正前の法人税法（次号において「平成二十三年改正前の法人税法」という。）と、同項第二号中「同法第八十一条の十二第三項」とあるのは「平成二十三年改正前の法人税法第八十一条の十二第三項」とする。

二 当該法人の最初連結事業年度の開始の日が平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間である場合には、新法第五十三条第六項第一号中「同法」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第九号）第二条の規定による改正前の法人税法（次号において「平成二十七年改正前の法人税法」という。）と、同項第二号中「同法第八十一条の十二第三項」とあるのは「平成二十七年改正前の法人税法第八十一条の十二第三項」とする。

第七條 附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「三十年一新法」という。）第四十四条の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に三十年一月新法第三百二十一条の七の十二第一項の規定により個人の市町村民税の徴収を猶予した場合について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、二十八年新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 附則第一条第九号の二に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第九条第二項及び第十六条第五項において「三十年四月新法」という。）第五十三条第五項、第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三項、第十五項又は第十六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始した事業年度において生じた同条第五項若し

一 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号イに規定する付加価値額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合は又は当該金額が千円未満である場合は、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。第四項において「課税標準付加価値額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号イに規定する標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ロに規定する資本金等の額（二以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割された後の資本金等の額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合は又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた額とする。第四項において「課税標準資本金等の額」という。）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号ロに規定する標準税率によつて定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定によつて区分し、関係道府県に分割された後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合は又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十七年三月三十一日現在における当該区分に应ずる第六条の規定による改正前の地方税法特別税

等に関する暫定措置法（第四項第三号において「旧暫定措置法」という。）第二条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合又は当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 新法第七十二条の第二項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

4 新法第七十二条の第二項第一号イに掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、新暫定措置法第二条の規定により読み替えられた新法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「基準法人事業税額」という。）が次の各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額の二分の一に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の課税標準付加価値額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号イに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の課税標準資本金等の額に、平成二十七年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号ロに規定する標準税率によって定めた率を乗じて得

た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号ハに規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十七年三月三十一日現在における旧暫定措置法第二条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号ハに規定する標準税率によって定めたる率を乗じて得た金額を合計した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 新法第七十二条の二第一項第一号イに掲げる法人で、調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、当該超える額に四十億円から調整後付加価値額を控除した額を乗じて得た額を二十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る事業税額から控除するものとする。

6 第二項から前項までの規定の適用がある法人に対する新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、同項中「前条第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第八条第二項から第五項までの規定並びに前条第一項」と、同条第一項の規定による控除をし、次に「とあるのは「まず同法附則第八条第二項から第五項までの規定による控除をし、次に前条第一項の規定による控除をした後において」とする。

第九條 別段の定めがあるものを除き、二十八年新法の規定中法人の事業税に関する部分は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 三十年四月新法第七十二条の二十三第四項の規定は、附則第一条第九号の二に掲げる規定の

施行の日以後に開始した事業年度（連結事業年度（法人税法第十五条の二に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）に該当する期間を除く。）において生じた三十年四月新法第七十二条の二十三第四項に規定する欠損金額又は同日以後に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項に規定する個別欠損金額について適用し、同日前に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間を除く。）において生じた三十年四月旧法第七十二条の二十三第四項に規定する欠損金額又は同日前に開始した事業年度（連結事業年度に該当する期間に限る。）において生じた同項に規定する個別欠損金額については、なお従前の例による。

3 二十八年新法第七十二条の三十九の二第二項及び第四項並びに第七十二条の三十九の四第二項及び第四項の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に申請される二十八年新法第七十二条の三十九の二第一項又は第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予について適用し、同日前に申請された二十八年旧法第七十二条の三十九の二第一項又は第七十二条の三十九の四第一項の規定による徴収の猶予については、なお従前の例による。

4 三十年一月新法第七十二条の五十七の二の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後に三十年一月新法第七十二条の五十七の二第一項の申請が行われる場合について適用する。

5 三十年一月新法第七十二条の五十七の三の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後に三十年一月新法第七十二条の五十七の二第一項の申立てが行われる場合について適用する。

6 附則第一条第十五号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第九条第九項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

（地方消費税に関する経過措置）

第十條 新法の規定中地方消費税に関する部分は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に事業者（地方税法第七十二条の七十七第一号に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。）が行う課税資産の譲渡等（消費税法（昭和六十二年法律第八号）第二条第一項法（昭和六十二年法律第八号）第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等のうち、特

定資産の譲渡等（所得税法等改正法第四条の規定による改正後の消費税法（以下この条において「新消費税法」という。）第二条第一項第八号の二に規定する特定資産の譲渡等をいう。）以外のものをいう。及び特定課税仕入れ（新消費税法第五条第一項に規定する特定課税仕入れをいう。）に係る地方消費税について適用し、同日前に事業者が行った課税資産の譲渡等（消費税法第二条第一項第九号に規定する課税資産の譲渡等をいう。）に係る地方消費税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第十一條 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十一条第七項に規定する道府県の条例が制定施行されるまでの間における同項の規定の適用については、同項中「五分の一を参酌して十分の一以上十分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合」とあるのは「五分の一」と、二分の一を参酌して十分の二以上五分の三以下の範囲内において道府県の条例で定める割合」とあるのは「二分の一」とする。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第十二條 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった二十八年旧法附則第十二条の二に規定する喫煙用の紙巻たばこ（以下この条において「紙巻たばこ三級品」という。）に係る道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 次の各号に掲げる期間内に、二十八年新法第七十四条の二第二項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われる紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税の税率は、地方税法第七十四条の五の規定にかかわらず、当該各号に定める税率とする。

一 平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで 千本につき四百八十一円
二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日まで 千本につき五百五十一円
三 平成三十年四月一日から令和元年九月三十日まで 千本につき六百五十六円

3 平成二十八年四月一日前に二十八年旧法第七十四条の二第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等（二十八年旧法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（二十八年新法第七十四条の二第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この条において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する都道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式によつて、次に掲げる事項を記載した申告書を平成二十八年五月二日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 所持する紙巻たばこ三級品の本数及び当該紙巻たばこ三級品の本数のうち道府県たばこ税の課税標準となるものの本数
二 前号の課税標準となる紙巻たばこ三級品の本数により算定した前項の規定による道府県たばこ税額

5 三 その他参考となるべき事項
第三項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第二十条第四項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十二条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受理することができる。この場

第四項	前項に	平成二 十八年 五月二 日	平成三十 年五月 一日
		平成三十 年五月 一日	平成三十 年五月 一日
第四項第二号	前項	第十一項	
第五項	第三項	第十一項	
	附則第 二十条	附則第二十 条	
	第四項	附則第二十 条	
	附則第 五十二 条第二 項	附則第五十二 条第二項にお いて準用する 同条第四項	
第六項	平成二 十八年 九月三 十日	平成三十 年十月 一日	
第七項の表以外の 部分	第三項	第十一項	
	同項	同項及び第四 項	
第七項の表第七十 四条の十二第一項 の項及び第七十四 条の十二第二項の 項	附則第 十二条 第四項	附則第十二 条	
第七項の表第七十 四条の十二の二の 項及び第七十四 条の十五第四項の 項	附則第 十二条 第四項	附則第十二 条	
第七項の表第七十 四条の二十第一項 の項	平成二 十八年 五月二 日	平成三十 年五月 一日	
第七項の表第七十 四条の二十一第一 項の項	平成二 十八年	平成三十 年十月 一日	

	九月三日	附則第十二条
第七項の表第七十四條の二十一第二項及び第七十四條の二十二第一項各号列記以外の部分の項、第七十四條の二十二第一項第一號の項、第七十四條の二十二第一項第四條の二十二第一項第二號の項、第七十四條の二十二第一項第七十四條の二十二第一項及第七十四條の二十二第三項の項	第六項 同条第六項	附則第十二条において準用する
第八項	第三、第十一項	
13 令和元年十月一日前に二十八八年新法第七十四條の二第二項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販賣業者等又は小売販賣業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造したこの製造者の製造たばこの製造場から移出したもののみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販賣業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販賣業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販賣業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販賣業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販賣業者の営業所の所在する都道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき二百七十四円とする。		
14 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により道府県たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		

第四項	前項に 平成二 十八年 五月二	第十三項に 令和元年十月 三十一日
第四項第二号	前項	第十三項
第五項	第三項 附則第 二十条 第四項	第十三項 附則第二十 条第十四項 において準 用する同 条第四項
第六項	平成二 十八年 九月三 十日 項 五十二 条第二 附則第 五十二 条	令和二年三月 三十一日 附則第五十二 条第十三項に おいて準用す る同条第二項
第七項の表以外の 部分	第三項 同項	第十三項 同項及び第四 項
第七項の表第七十 四條の十二第二項 の項及び第七十四 條の十二第二項の 項	附則第 十二條 第四項	附則第十二條 第十四項にお いて準用する 同条第四項
第七項の表第七十 四條の十二の二の 項及び第七十四條 の十五第四項の項	附則第 十二條 第四項	附則第十二條 第十四項にお いて準用する 同条第四項
第七項の表第七十 四條の二十第一項 の項	平成二 十八年 五月二 日 附則第 十二條 第四項	令和元年十月 三十一日 附則第十二條 第十四項にお いて準用する 同条第四項
第七項の表第七十 四條の二十一第一 項の項	平成二 十八年 九月三 十日	令和二年三月 三十一日

第七項の表第七十 四条の二十一第二 項及び第七十四 条の二十二第一項各 号列記以外の部分 の項、第七十四 条の二十二第一項第 一の項、第七十 四条の二十二第一 項第二号の項、第 七十四条の二十二 第一項第三号の項 及び第七十四条の 二十二第三項の項	附則第 十二 条 第六 項 同条第六項	附則第十二 条第十四項にお いて準用する 同条第六項
第八項	第三	第十三項

第十三条 新法の規定中自動車取得税に関する部分
は、施行日以後の自動車の取得に対して課す
べき自動車取得税について適用し、施行日前の
自動車の取得に対して課する自動車取得税につ
いては、なお従前の例による。

第十四条 新法附則第十二条の二の七第一項の規
定は、施行日以後の軽油の引取りに対して課す
べき軽油引取税について適用し、施行日前の軽
油の引取りに対して課する軽油引取税について
は、なお従前の例による。

第十五条 別段の定めがあるものを除き、新法の
規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成
二十七年以後の年度分の個人の市町村民税につ
いて適用し、平成二十六年分までの個人の市
町村民税については、なお従前の例による。

第十六条 新法附則第十二条の二の七第五項及び第六項
の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課
すべき軽油引取税について適用する。

第十七条 新法附則第十二条の二の七第五項及び第六項
の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課
すべき軽油引取税について適用する。

第十八条 新法附則第十二条の二の七第五項及び第六項
の規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課
すべき軽油引取税について適用する。

日以後に支出する新法第三百十四条の七第一項
第一号に掲げる寄附金について適用する。
5 新法附則第七條の二第四項から第六項まで及
び第七條の三第二項の規定は、平成二十八年
度以後の年度分の個人の市町村民税について適用
する。
6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中
法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後
に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び
施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の
市町村民税について適用し、施行日前に開始し
た事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前
に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税
については、なお従前の例による。

7 新法第二百九十二条第一項第四号（所得税法
等改正法第八条の規定による改正後の租税特別
措置法第四十二条の十二及び第四十二条の十二
の二の規定に係る部分に限る。以下この項にお
いて同じ。）及び第四号の三（所得税法等改正
法第八条の規定による改正後の租税特別措置法
第六十八条の十五の二及び第六十八条の十五の
三の規定に係る部分に限る。以下この項におい
て同じ。）並びに附則第八条第三項（新法第二
百九十二条第一項第四号の規定に係る部分に限
る。）第四項（新法第二百九十二条第一項第四
号の三の規定に係る部分に限る。）第五項（新
法第二百九十二条第一項第四号の規定に係る部
分に限る。）及び第六項（新法第二百九十二条
第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）
の規定は、附則第一条第十三号に掲げる規定の
施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市
町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度
分の法人の市町村民税について適用し、同日
前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及
び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市
町村民税については、なお従前の例による。

8 施行日から附則第一条第十三号に掲げる規定
の施行の日の前日までの間における新法第二百
九十二条第一項第四号の三（新法附則第八条第
六項の規定により読み替えて適用される場合を
含む。）の規定の適用については、同号中「第
六十八條の十五の三」とあるのは「第六十八
條の十五の二」と、新法附則第八条第六項中「第
六十八條の十五の三まで」とあるのは「第六
十八條の十五の二まで」と、「第六十八條の十五
の三」とあるのは「第六十八條の十五」とする。

9 新法第三百二十一条の八第一項の規定によ
つて申告納付する法人で法人税法第七十一条第一
項（同法第七十二条第一項の規定が適用される
場合を除く。）に規定する申告書を提出する義
務があるもの並びに新法第三百二十一条の八第
二項の規定によつて申告納付する法人及び同条
第三項の規定によつて納付する法人の施行日以
後に開始する最初の事業年度分の法人の市町村
民税及び施行日以後に開始する最初の連結事業
年度分の法人の市町村民税についての新法第三
百二十二条第一項の規定の適用については、同
項中「（資本金等の額が）」とあるのは「（地方
税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法
律第二十号）第一条の規定による改正前の地方
税法第二十九号）第一項第四号の五に規定する
資本金等の額が）」とし、同条第六項及び第七
項の規定は、適用しないものとする。この場合
において、旧法第三百二十二条第五項の規定は、
なおその効力を有する。

10 新法第三百二十一条の八第五項に規定する
法人について、同項に規定する連結適用前欠損
金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠
損金額がある場合における当該連結適用前欠損
金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額に係
る同条第六項の規定の適用については、次に定
めることとする。

一 当該法人の新法第三百二十一条の八第五
項に規定する最初連結事業年度（以下この項に
おいて「最初連結事業年度」という。）の開
始の日（二以上の最初連結事業年度の開始の
日がある場合には、当該連結適用前欠損金額
又は当該連結適用前災害損失欠損金額の生じ
た事業年度後最初の最初連結事業年度の開始
の日。次号において同じ。）が平成二十四
年四月一日前である場合には、同条第六項第一
号中「同法」とあるのは「経済社会の構造の
変化に対応した税制の構築を図るための所得
税法等の一部を改正する法律（平成二十三年
法律第百十四号）第二条の規定による改正前
の法人税法（次号において「平成二十三年改
正前の法人税法」という。）と、同項第二号
中「同法第八十一条の十二第三項」とあるの
は「平成二十三年改正前の法人税法第八十一
条の十二第三項」とする。

二 当該法人の最初連結事業年度の開始の日が
平成二十四年四月一日から平成二十七年三月
三十一日までの間である場合には、新法第三

百二十一条の八第六項第一号中「同法」とあ
るのは「所得税法等の一部を改正する法律
（平成二十七年法律第九号）第二条の規定に
よる改正前の法人税法（次号において「平成
二十七年改正前の法人税法」という。）と、
同項第二号中「同法第八十一条の十二第三
項」とあるのは「平成二十七年改正前の法人
税法第八十一条の十二第三項」とする。

第十六条 附則第一条第七号に掲げる規定による
改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に
関する部分は、平成二十九年以後の年度分の
個人の市町村民税について適用し、平成二十八
年度分までの個人の市町村民税については、な
お従前の例による。

2 三十年一月新法第三百二十一条の七の十二
の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行
の日以後に三十年一月新法第三百二十一条の七
の十二第一項の申請が行われる場合について適
用する。

3 三十年一月新法第三百二十一条の七の十三
の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行
の日以後に三十年一月新法第三百二十一条の七
の十二第一項の申立てが行われる場合について
適用する。

4 別段の定めがあるものを除き、二十八年新法
の規定中法人の市町村民税に関する部分は、附
則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に
開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同
日以後に開始する連結事業年度分の法人の市
町村民税について適用し、同日前に開始した事
業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始
した連結事業年度分の法人の市町村民税につ
いては、なお従前の例による。

5 三十年四月新法第三百二十一条の八第五項、
第七項、第九項、第十項、第十二項、第十三
項、第十五項又は第十六項の規定は、附則第一
条第九号の二に掲げる規定の施行の日以後に開
始した事業年度において生じた三十年四月新法
第三百二十一条の八第五項若しくは第七項に規
定する連結適用前欠損金額若しくは連結適用前
災害損失欠損金額、同日以後に開始した連結事
業年度において生じた同条第九項に規定する控
除対象個別帰属税額（同条第十項の規定により
控除対象個別帰属税額とみなされたものを含
む。）同日以後に開始した事業年度において損
金の額が益金の額を超えることとなったため還
付を受けた同条第十二項に規定する内国法人の

控除対象還付法人税額、外国法人の恒久的施設
帰属所得に係る控除対象還付法人税額若しくは
外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控除対
象還付法人税額（同条第十三項の規定により内
国法人の控除対象還付法人税額、外国法人の恒
久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人税額
又は外国法人の恒久的施設非帰属所得に係る控
除対象還付法人税額とみなされたものを含む。）
又は同日以後に開始した連結事業年度において
損金の額が益金の額を超える場合における同条
第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額
（同条第十六項の規定により控除対象個別帰属
還付税額とみなされたものを含む。）について
適用し、同日前に開始した事業年度において生
じた三十年四月旧法第三百二十一条の八第五項
若しくは第七項に規定する連結適用前欠損金額
若しくは連結適用前災害損失欠損金額、同日前
に開始した連結事業年度において生じた同条第
九項に規定する控除対象個別帰属税額（同条第
十項の規定により控除対象個別帰属税額とみな
されたものを含む。）、同日前に開始した事業年
度において損金の額が益金の額を超えることと
なったため還付を受けた同条第十二項に規定す
る内国法人の控除対象還付法人税額、外国法人
の恒久的施設帰属所得に係る控除対象還付法人
税額若しくは外国法人の恒久的施設非帰属所得
に係る控除対象還付法人税額（同条第十三項の
規定により内国法人の控除対象還付法人税額、
外国法人の恒久的施設帰属所得に係る控除対象
還付法人税額又は外国法人の恒久的施設非帰属
所得に係る控除対象還付法人税額とみなされた
ものを含む。）又は同日前に開始した連結事業
年度において損金の額が益金の額を超える場合
における同条第十五項に規定する控除対象個別
帰属還付税額（同条第十六項の規定により控除
対象個別帰属還付税額とみなされたものを含
む。）については、なお従前の例による。

6 二十八年新法第三百二十一条の十一の二第二
項及び第四項並びに第三百二十一条の十一の三
第二項及び第四項の規定は、附則第一条第六号
に掲げる規定の施行の日以後に申請される二十
八年新法第三百二十一条の十一の二第一項又は
第三百二十一条の十一の三第一項の規定による
徴収の猶予について適用し、同日前に申請され
た二十八年旧法第三百二十一条の十一の二第
一項又は第三百二十一条の十一の三第一項の規
定による徴収の猶予については、なお従前の例に
よる。

（固定資産税に関する経過措置）
第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の
規定中固定資産税に関する部分は、平成二十七
年度以後の年度分の固定資産税について適用
し、平成二十六年分までの固定資産税につい
ては、なお従前の例による。

2 地方税法第三百四十九条の三第三十二項に規
定する償却資産のうち、国立研究開発法人科学
技術振興機構から譲渡を受けたものに係る同項
の規定の適用については、同項中「については、
当該償却資産の価格の三分の一の額とし、その
後五年分分の固定資産税については、当該償却
資産の価格の三分の二」とあるのは、「限り、
当該償却資産に係る固定資産税の課税標準とな
るべき価格の二分の一」とする。
3 新法第三百四十九条の三の二第一項の規定
は、平成二十八年度以後の年度分の固定資産税
について適用し、平成二十七年分までの固定
資産税については、なお従前の例による。
4 新法附則第十五条第九項及び第十項の規定
は、施行日以後に取得される同条第八項に規定
する雨水貯留浸透施設について適用する。
5 都市再生特別措置法の一部を改正する法律
（平成二十三年法律第二十四号）の施行の日か
ら平成二十七年三月三十一日までの間に取得さ
れた旧法附則第十五条第十六項に規定する家屋
及び償却資産に対して課する固定資産税につい
ては、なお従前の例による。
6 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十
三年法律第二百三十三号）の施行の日から平成二
十七年三月三十一日までの間に締結された旧法
附則第十五条第二十八項に規定する管理協定に
係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用
部分に限る。）に対して課する固定資産税につ
いては、なお従前の例による。
7 津波防災地域づくりに関する法律の施行の日
から平成二十七年三月三十一日までの間に締結
された旧法附則第十五条第二十九項に規定する
管理協定に係る同項に規定する償却資産に対
して課する固定資産税については、なお従前の
例による。
8 平成二十五年四月一日から平成二十七年三月
三十一日までの間に取得された旧法附則第十五
条第三十二項に規定する機械類に対して課する
固定資産税については、なお従前の例による。
9 平成二十六年四月一日から附則第一条第十一
号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取
得された旧法附則第十五条第三十七項に規定す
る設備に対して課する固定資産税については、
なお従前の例による。
10 平成二十四年四月一日から平成二十七年三月
三十一日までの間に新築された旧法附則第十五
条の八第一項に規定する貸家住宅に対して課す
る固定資産税については、なお従前の例による。
11 平成十八年四月一日から平成二十七年三月
三十一日までの間に新築された旧法附則第十五
条の八第二項に規定する貸家住宅の敷地の用に供
する土地のうち同項に規定する旧農地に対
して課する固定資産税については、なお従前の
例による。
12 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一
部を改正する法律（平成二十三年法律第三十二
号）の施行の日から平成二十七年三月三十一
日までの間に新築された旧法附則第十五条の八
第四項に規定するサービス付き高齢者向け住宅で
ある貸家住宅に対して課する固定資産税につい
ては、なお従前の例による。
（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対
して課する固定資産税の特例に関する経過措
置）
第十八条 市町村は、平成二十七年分から平成二
十九年度までの各年度分の固定資産税及び都市
計画税について、条例で定めるところにより、
新法附則第十八条の三（新法附則第二十一
条の二第二項において準用する場合を含む。）及
び第二十五条の三（新法附則第二十七条の四の
第二項において準用する場合を含む。）の規定
を適用しないことができる。
2 前項の場合には、新法附則第十八条第六項第
一号から第三号までに掲げる宅地等で平成二十
七年度から平成二十九年度までの各年度に係る
賦課期日において新法附則第十八条の三第三
項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次
項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のう
ち、当該各年度の前年度に係る賦課期日におい
てそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当
したもの（以下この項において「用途変更宅地
等」という。）に係る当該各年度分の固定資産
税については、当該用途変更宅地等が当該各年
度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同
表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなし
て、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則
第二十一条の二第二項において準用する場合を
含む。）の規定を適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第六項
第二号に掲げる宅地等で平成二十七年分に係る
賦課期日において新法附則第十八条の三第一項
の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以
下この項において「平成二十七年分の宅地等」
という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲
げる宅地等で平成二十八年度に係る賦課期日に
おいて同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの
（以下この項において「平成二十八年度の宅
地等」という。）又は同条第六項第四号に掲
げる宅地等で平成二十九年度に係る賦課期日に
おいて同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの
（以下この項において「平成二十九年度の宅地
等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地
（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地
をいう。以下この項において同じ。）が平成二
十七年度の宅地等にあっては平成二十六年分、
平成二十八年度の宅地等にあっては平成二十七
年度、平成二十九年度の宅地等にあっては平成
二十八年度に係る賦課期日（以下この項におい
て「前年度に係る賦課期日」という。）におい
てそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当
したものに係る平成二十七年分の宅地等に
あつては平成二十八年分、平成二十九年度の
の宅地等にあっては平成二十九年度分の固定
資産税については、当該類似土地が前年度に係
る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲
げる宅地等であったものとみなして、新法附則
第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の
二第二項において準用する場合を含む。）の規
定を適用する。

4 第一項の場合には、平成二十七年分から平成
二十九年度までの各年度に係る賦課期日にお
いて新法附則第十八条の三第一項に規定する小
規模住宅用地である部分（以下この項において
「小規模住宅用地である部分」という。）、同条
第一項に規定する一般住宅用地である部分（以
下この項において「一般住宅用地である部分」
という。）又は同条第一項に規定する非住宅用
宅地等である部分（以下この項において「非住
宅用地等である部分」という。）のうちい
れか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年
度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び
第十八条（新法附則第二十一条の二第二項にお
いて準用する場合を含む。）並びに前二項の規
定の適用については、当該小規模住宅用地であ
る部分（以下この項において「小規模住宅用地
等である部分」という。）及び同条第一項に規定
する非住宅用地等である部分（以下この項にお
いて「非住宅用地等である部分」という。）の
うちいれか二以上を併せ有する宅地等に係る
当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十
七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第
二項において準用する場合を含む。）の規定を
適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第六項
第二号に掲げる宅地等で平成二十七年分に係る
賦課期日において新法附則第十八条の三第一項
の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以
下この項において「平成二十七年分の宅地等」
という。）、新法附則第十八条第六項第三号に掲
げる宅地等で平成二十八年度に係る賦課期日に
おいて同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの
（以下この項において「平成二十八年度の宅
地等」という。）又は同条第六項第四号に掲
げる宅地等で平成二十九年度に係る賦課期日に
おいて同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの
（以下この項において「平成二十九年度の宅地
等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地
（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地
をいう。以下この項において同じ。）が平成二
十七年度の宅地等にあっては平成二十六年分、
平成二十八年度の宅地等にあっては平成二十七
年度、平成二十九年度の宅地等にあっては平成
二十八年度に係る賦課期日（以下この項におい
て「前年度に係る賦課期日」という。）におい
てそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当
したものに係る平成二十七年分の宅地等に
あつては平成二十八年分、平成二十九年度の
の宅地等にあっては平成二十九年度分の固定
資産税については、当該類似土地が前年度に係
る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲
げる宅地等であったものとみなして、新法附則
第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の
二第二項において準用する場合を含む。）の規
定を適用する。

4 第一項の場合には、平成二十七年分から平成
二十九年度までの各年度に係る賦課期日にお
いて新法附則第十八条の三第一項に規定する小
規模住宅用地である部分（以下この項において
「小規模住宅用地である部分」という。）、同条
第一項に規定する一般住宅用地である部分（以
下この項において「一般住宅用地である部分」
という。）又は同条第一項に規定する非住宅用
宅地等である部分（以下この項において「非住
宅用地等である部分」という。）のうちい
れか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年
度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び
第十八条（新法附則第二十一条の二第二項にお
いて準用する場合を含む。）並びに前二項の規
定の適用については、当該小規模住宅用地であ
る部分（以下この項において「小規模住宅用地
等である部分」という。）及び同条第一項に規定
する非住宅用地等である部分（以下この項にお
いて「非住宅用地等である部分」という。）の
うちいれか二以上を併せ有する宅地等に係る
当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十
七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第
二項において準用する場合を含む。）の規定を
適用する。

第四項	前項に	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
		第四項第二号	第九項
第五項	第三項	附則第十二条第四項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
		附則第十二条第十項	附則第十二条第十項において準用する同条第四項
第六項	附則第十二条第二項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
		第六項	同条第二項
第七項の表以外の部分	第三項	同項	第九項
		同項及び第四項	
第七項の表第四百七十五条第一項の項及び第四百七十五条第二項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
		附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項	附則第二十条第四項	平成二十八年五月二日	平成二十九年五月一日
		附則第二十条第四項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第四百八十一条第一項の項	附則第二十条第四項	平成二十八年九月三十日	平成二十九年十月二日
		附則第二十条第六項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
第七項の表第四百八十一条第二項及び第四百八十二条第一項各号列記以	附則第二十条第六項	附則第二十条第六項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項
		附則第二十条第六項	附則第二十条第十項において準用する同条第四項

		外の部分の項、第四百八十二条第一項第一号の項、第四百八十二条第一項第二号の項、第四百八十二条第一項第三号の項及び第四百八十二条第三項の項		て準用する同条第六項
第八項	第三項	第九項		
11 平成三十年四月一日前に二十八年新法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二条第十項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき六百四十五円とする。				
12 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
第四項	前項に	第十一項に		
第四項第二号	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日		
第五項	前項	第十一項		

第六項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日	附則第十二条第十二項において準用する同条第四項	附則第五十二条第五項において準用する同条第二項
第七項の表以外の部分	第三項 同項	第十一項 同項及び第四項		
第七項の表第四百七十五条第一項の項及び第四百七十五条第二項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項		
第七項の表第四百七十五条の二及び第四百七十八条第四項の項	附則第二十条第四項	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項		
第七項の表第四百八十条第一項の項	平成二十八年五月二日	平成三十年五月一日	附則第二十条第十二項において準用する同条第四項	
第七項の表第四百八十一条第一項の項	平成二十八年九月三十日	平成三十年十月一日	附則第二十条第十二項において準用する同条第六項	
第七項の表第四百八十一条第二項及び第四百八十二条第一項各号列記以外の部分の項、第四百八十二条第一項第一号の項、第四百八十二条第一項第二号の項、第四百八十二条第一項第三号の項及び第四百八十二条第三項の項	附則第二十条第六項	附則第二十条第十二項において準用する同条第六項		

第八項		第三項	第十一項
13 令和元年十月一日前に二十八年新法第四百六十五条第一項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十二條第十二項の規定により製造たばこの製造者として当該紙巻たばこ三級品を同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該紙巻たばこ三級品を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該紙巻たばこ三級品の貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該紙巻たばこ三級品を直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる紙巻たばこ三級品の本数とし、当該市町村たばこ税の税率は、千本につき千六百九十二円とする。			
14 第四項から第八項までの規定は、前項の規定により市町村たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
第四項		前項に 平成二十 八年五月 二日	第十三項に 令和元年十月 三十一日
第四項第二号		前項	第十三項
第五項		第三項	第十三項
		附則第十 二条第 四項	附則第十二 条第十四 項にお いて準用す る 同条第四 項
		附則第五 十二條第 二項	附則第五十二 條第十三項に おいて準用す る 同条第二項

第六項		平成二十 八年九月 三十日	令和二年三月 三十一日
第七項の表以外の 部分		第三項	第十三項
第七項の表第四 百七十五條第一 項及び第四百七 十五條第二項の 項		同項	同項及び第四 項
第七項の表第四 百七十五條の二 及び第四百七十八 條の項		附則第二十 二條第十 四項	附則第二十 二條第十四 項にお いて準用す る 同条第四 項
第七項の表第四 百八十條第一項 の項		平成二十 八年五月 二日	令和元年十月 三十一日
第七項の表第四 百八十條第一項 の項		附則第二十 二條第十 四項	附則第二十 二條第十四 項にお いて準用す る 同条第四 項
第七項の表第四 百八十一條第一 項の項		平成二十 八年九月 三十日	令和二年三月 三十一日
第七項の表第四 百八十一條第二 項及び第四百八 十二條第一項各 号列記以外の 部分の項、第 四百八十二條第 一項第一号の項、 第四百八十二條第 一項第二号の項、 第四百八十二條第 一項第三号の項 及び第四百八十二 條第三項の項		附則第二十 二條第十 四項	附則第二十 二條第十四 項にお いて準用す る 同条第六 項
第八項		第三項	第十三項

15 平成二十九年年度の市町村たばこ税に係る二十八年新法第四百八十五條の十三第一項の規定の適用については、同項中「除して得た割合」とあるのは、「除して得た割合に百分の百一を乗じて得た割合」とする。			
（狩猟税に関する経過措置）			
第二十一条 新法附則第三十二條第一項の規定は、施行日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について、な			
して課すべき狩猟税について適用し、施行日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。			
2 新法附則第三十二條第二項の規定は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。			
3 新法附則第三十二條の二の規定は、施行日以後に狩猟者の登録に係る申請書を提出し、狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。			
4 施行日から附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第三十二條及び第三十三條の二の規定の適用については、新法附則第三十二條中「次項に」とあるのは「次条に」と、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項及び次条において「鳥獣保護管理法」とあるのは「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（次条において「鳥獣保護法」と、新法附則第三十二條の二第一項中「鳥獣保護管理法第五十六條」とあるのは「鳥獣保護法第五十六條」と、「鳥獣保護管理法第九條第一項」とあるのは「鳥獣保護法第九條第一項（鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む）」と、「鳥獣保護管理法第二條第九項」とあるのは「鳥獣保護管理法第二條第五項」と、同條第二項中「鳥獣保護管理法第九條第八項」とあるのは「鳥獣保護法第九條第八項」と、「に規定する従事者をいい、認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く」とあるのは「（鳥獣被害防止特措法第六條第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する従事者をいう」と、「従事者証」とあるのは「鳥獣保護法第九條第八項に規定する従事者証」と、「同條第八項（鳥獣保護管理法第十四條の二第九項又は鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律）」とあるのは「鳥獣保護法第九條第八項（鳥獣被害防止特措法）」と、「者（鳥獣保護管理法第十八條の五第二項第一号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者を除く）」とあるのは「者」とする。			
（事業所税に関する経過措置）			
第二十二條 新法第七百一條の三十四第三項第十号の九の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成二十七年以後の年分			

の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用する。			
（都市計画税に関する経過措置）			
第二十三條 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十七年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十六年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。			
2 都市再生特別措置法の一部を改正する法律の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第十六項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。			
（罰則に関する経過措置）			
第二十六條 この法律（附則第一條各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。			
（政令への委任）			
第二十七條 附則第二條から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。			
附則（平成二十七年六月二四日法律第四七号）抄			
（施行期日）			
第一條 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。			
一及び二 略			
三 第二條中電気事業法目次の改正規定、同法第三十五條第一項の改正規定、同法第五章の章名の改正規定及び同法第六十六條の二の改正規定並びに第四條、第七條、第十一條及び第十四條の規定並びに次條、附則第二十二條第六項、第二十八條第五項、第三十五條、第三十六條（附則第十八條第一項及び第四項、第十九條第二項及び第四項、第二十六條第一項及び第四項並びに第三十二條第一項及び第四項に係る部分に限る。）、第三十九條、第四十條、第四十九條、第五十條（第五項を除く。）、第五十一條から第五十三條まで、第五			

十五条から第六十二条まで、第六十三条（第四項を除く。）、第六十四条から第六十八条まで及び第七十六条の規定、附則第七十七条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第七十八条第七項から第十項までの規定、附則第八十三条の規定（第五号に掲げる改正規定を除く。）、附則第八十四条の規定並びに附則第八十五条中登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第一第百三十三号の改正規定、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

四 略

五 第二条の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）及び第五条の規定並びに附則第十二条から第十五条まで、第十七条、第二十条、第二十一条、第二十二條（第六項を除く。）、第二十三条から第二十五条まで、第二十七条（附則第二十四條第一項に係る部分に限る。）、第二十八条（第五項を除く。）、第二十九条から第三十一条まで、第三十三條、第三十四条、第三十六条（附則第二十二條第一項及び第二項、第二十三條第一項、第二十四條第一項、第二十五条、第二十八条第一項及び第二項、第二十九条第一項、第三十条第一項及び第三十一条に係る部分に限る。）、第三十七條、第三十八條、第四十一条（第四項を除く。）、第四十二条、第四十三條、第四十五条（第四号から第六号までに係る部分に限る。）、第四十六條（附則第四十三條及び第四十五條（第四号から第六号までに係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第四十七條、第四十八條及び第七十五条の規定、附則第七十七條中地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十九條の第三項及び第七百一條の第三十四條第三項第七号の改正規定、附則第七十八條第一項から第六項まで及び第七十九條から第八十二條までの規定、附則第八十三條中法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第四十五條第一項の改正規定（同項第二号に係る部分に限る。）、附則第八十五條中登録免許税法別表第一第百一十号の改正規定及び同表第四号（八）の改正規定、附則第八十七條の規定、附則第八十八條中電源開発促進税法（昭和四十九年法律第七十九号）第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分に限る。）並びに附則第九十條から第九十五條まで及び第

九十七條の規定、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

第七十八條 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項から第六項までにおいて「第五号新地方税法」という。）第三百四十九條の第三項の規定は、第五号施行日以後に新設される同項に規定する償却資産に対して課する第五号施行日の属する年の翌年の一月一日（第五号施行日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、第五号施行日前に新設された附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第三百四十九條の第三項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 第五号施行日から附則第二十二條第一項の義務を負わないこととなった日（第五項において「指定旧供給区域等解除日」という。）の前日までの間に、旧一般ガスみなしガス小売事業者が新設したガス小売事業の用に供する償却資産（地方税法第三百四十一條第四号に規定する償却資産をいい、指定旧供給区域等におけるガスの供給の用に供するもので政令で定めるものに限る。）に対して課する固定資産税に係る第五号新地方税法第三百四十九條の第三項の規定の適用については、同項中「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガス導管事業者」に対するものを含む。のうちに政令で定めるもの」とする。

3 第五号施行日から附則第二十八條第一項の義務を負わないこととなった日（第六項において「指定旧供給地点解除日」という。）の前日までの間に、旧簡易ガスみなしガス小売事業者が新設したガス小売事業の用に供する償却資産（地方税法第三百四十一條第四号に規定する償却資産をいい、指定旧供給地点におけるガスの供給の用に供するもので政令で定めるものに限る。）に対して課する固定資産税に係る第五号新地方税法第三百四十九條の第三項の規定の適用については、同項中「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガス導管事業者」に対するものを含む。のうちに政令で定めるもの」とする。

5 旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う事業のうち、第五号施行日から指定旧供給区域等解除日の前日までの間に終了する事業年度分の法人の事業並びに指定旧供給区域等解除日の属する年分の個人の事業及び指定旧供給区域等解除日の属する年分の個人の事業で指定旧供給区域等解除日前に廃止されたものに対して課すべき事業所税に係る第五号新地方税法第七百一條の第三十四條第三項第七号の規定の適用については、同号中「第二条第五項に規定する一般ガス導管事業者又は同条第九項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第六項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられる）」とあるのは、「第二条第二項に規定するガス小売事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律

座をいい、指定旧供給地点におけるガスの供給の用に供するもので政令で定めるものに限る。）に対して課する固定資産税に係る第五号新地方税法第三百四十九條の第三項の規定の適用については、同項中「ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第六項に規定する一般ガス導管事業者」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十八條第一項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者」と、「同条第五項に規定する一般ガス導管事業の用に供する償却資産（同条第六項に規定する一般ガス導管事業者を構成員とする中小企業等協同組合その他の政令で定める法人が新設した当該一般ガス導管事業者に対してガスを供給する事業の用に供するものを含む。）」のうちに政令で定めるもの」とする。

4 第五号新地方税法第七百一條の第三十四條第三項第七号の規定は、第五号施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び第五号施行日の属する年以後の年分の個人の事業（第五号施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、第五号施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに第五号施行日の属する年分の個人の事業及び第五号施行日の属する年分の個人の事業で第五号施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

5 旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う事業のうち、第五号施行日から指定旧供給区域等解除日の前日までの間に終了する事業年度分の法人の事業並びに指定旧供給区域等解除日の属する年前の年分の個人の事業及び指定旧供給区域等解除日の属する年分の個人の事業で指定旧供給区域等解除日前に廃止されたものに対して課すべき事業所税に係る第五号新地方税法第七百一條の第三十四條第三項第七号の規定の適用については、同号中「第二条第五項に規定する一般ガス導管事業者又は同条第九項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第六項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられる）」とあるのは、「第二条第二項に規定するガス小売事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律

第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等においてガスを供給する」とする。

6 旧簡易ガスみなしガス小売事業者が行う事業のうち、第五号施行日から指定旧供給地点解除日の前日までの間に終了する事業年度分の法人の事業並びに指定旧供給地点解除日の属する年前の年分の個人の事業及び指定旧供給地点解除日の属する年分の個人の事業で指定旧供給地点解除日前に廃止されたものに対して課すべき事業所税に係る第五号新地方税法第七百一條の第三十四條第三項第七号の規定の適用については、同号中「第二条第五項に規定する一般ガス導管事業者又は同条第九項に規定するガス製造事業（当該ガス製造事業により製造されたガスが、直接又は間接に同条第六項に規定する一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管により受け入れられる）」とあるのは、「第二条第二項に規定するガス小売事業（電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十八條第一項に規定する指定旧供給地点においてガスを供給する）」とする。

7 第三号施行日前に新設された附則第一条第三号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下この条において「第三号旧地方税法」という。）第三百四十九條の第三十八項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 第三号旧地方税法第三百四十九條の第三十八項の規定は、第三号施行日から附則第五十條第一項の義務を負わないこととなった日（第十項において「指定旧供給区域解除日」という。）の前日までの間に、みなし熱供給事業者が新設した熱供給事業の用に供する償却資産（地方税法第三百四十一條第四号に規定する償却資産をいい、指定旧供給区域における熱供給事業の用に供するものに限る。）に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、第三号旧地方税法第三百四十九條の第三十八項中「熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第三条の規定による許可を受けた熱供給事業者」とあるのは「電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第四十九條第二項に規定するみなし熱供給事業者」と、「同法第二条第二項の熱供給事業の用に供する」とあるのは「同法附則第七十八條第八項に規定する」とする。

第二十一条から第二十六条まで、第二十八条、第二十九条並びに第四十一条（第五号の四に掲げる改正規定を除く。）の規定 平成二十九年一月一日

三 第一条の二（第十五号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第五条第六項、第十三条の二及び第十九条の二の規定 平成二十九年四月一日

四 第二条中地方税法附則第四条の三の次に一条を加える改正規定並びに同法附則第五条の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ並びに第十一条第十四項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第十七条第一項の規定 平成三十一年一月一日

五 附則第五条第七項の規定 平成三十年四月一日

五の二 第二条中地方税法第七十二条の五十七の二第一項、第七十二条の五十七の三第一項、第三百二十一条の七の十二第一項及び第三百二十一条の七の十三第一項の改正規定 平成三十一年一月一日

五の三 略

五の四 第二条（第四号及び第五号の二に掲げる改正規定を除く。）、第七條中地方財政法第三十三条の四第一項の改正規定及び同法第三十三条の五の八の次に一条を加える改正規定並びに第九条並びに附則第四条第二項、第六条（第六項を除く。）、第十一条、第十四条、第十七条第二項及び第三項、第二十条（第二項を除く。）、第三十一条、第三十二条、第三十五条（次号に掲げる改正規定を除く。）、第三十七条の三第二項、第三十九条、第四十条、第四十一条（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第五十一条の二の改正規定に限る。）、第四十二条から第四十七条まで、第四十八条、第五十条並びに第五十二条から第五十六条までの規定 令和元年十月一日

五の四の二から十まで 略

十一 第一条中地方税法附則第八条第二項の改正規定、同法附則第八条の二の次に一条を加える改正規定及び同法附則第九条の二の二を同法附則第九条の二の三とし、同法附則第九条の二の次に一条を加える改正規定並びに第八条中地方人特別税等に関する暫定措置法の目次及び第二章の章名の改正規定、同法第二条の改正規定（「附則第九条の二」を「

「第一項（附則第九条の二）」に、「暫定措置法第二条の規定により読み替えられた附則第九条の二」を「第一項（地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）以下「暫定措置法」という。）第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」と、「第三項（附則第九条の二）」とあるのは、「第三項（暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」と、「前項（暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二）」とあるのは、「暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた附則第九条の二」に改める部分に限る。）、同条に一項を加える改正規定並びに同法第三条第五号及び第三十三条第二項第一号の改正規定並びに附則第三条第九項及び第十四項、第五條第十二項及び第十三項、第十六條第八項、第十三項及び第十四項並びに第三十条第二項の規定 地域再生法の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十号）の施行の日

十二 第一条中地方税法第七十三条の十四第七項及び第八項第二号の改正規定並びに附則第七條第二項の規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第七十二号）の施行の日

十三 第一条中地方税法附則第十五条第一項及び第十六項の改正規定並びに附則第十八条第三項及び第二十七條第二項の規定 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日

十四 第一条中地方税法第七十二条の五第一項第七号の改正規定及び同法附則第九条第十九項の改正規定並びに附則第五條第十四項の規定 原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）の施行の日

十五 第一条の二中地方税法附則第九条第十項の改正規定及び附則第六條第五項の規定 電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日

（連帯納税義務及び第二次納税義務に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十条の三の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に行われる新法第十条の三に規定する合併等について適用する。

2 新法第十一條の七の規定は、前条第二号に掲げる規定の施行の日以後に滞納となった地方団体の徴収金（同日前に事業を譲渡した場合における当該事業に係るもの（以下この項において「特定地方団体徴収金」という。）を除く。）について適用し、同日前に滞納となつてゐる地方団体の徴収金（特定地方団体徴収金を含む。）については、なお従前の例による。

第三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十七年分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に支払を受ける第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十四條の四に規定する利子等については、なお従前の例による。

3 新法第四十八條第八項の規定は、施行日以後に新法第三百二十九條第一項に規定する納期限が到来する個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金について適用する。

4 新法第七十一條の十四第四項及び第七十一條の十五第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七十一條の十四第一項又は第七十一條の十五第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利子割について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割に係る旧法第七十一條の十四に規定する不申告加算金（同条第五項の規定

5 新法第七十一條の三十五第五項及び第七十一條の三十六第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七十一條の三十五第一項又は第七十一條の三十六第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割に係る旧法第七十一條の三十五に規定する不申告加算金（同条第五項の規定

の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一條の三十六に規定する重加算金は、新法第七十一條の三十五第五項に規定する不申告加算金等とみなす。

6 新法第七十一條の五十五第五項及び第七十一條の五十六第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七十一條の五十五第一項又は第七十一條の五十六第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の株式等譲渡所得割について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割に係る旧法第七十一條の五十五に規定する不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一條の五十六に規定する重加算金は、新法第七十一條の五十六第五項に規定する不申告加算金等とみなす。

7 新法附則第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）、第四條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十五條の二の六第二項及び第三十五條の三の第三第三項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法第二十三條第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）以下この項及び附則第十六條第八項において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の十二の二の規定に係る部分に限る。）及び第四條の三（新租税特別措置法第六十八條の十五の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した連結事業年

の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一條の三十六に規定する重加算金は、新法第七十一條の三十五第五項に規定する不申告加算金等とみなす。

度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

10 施行日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二十三条第一項第四号及び第四号の三（新法附則第八條第四項、第六項又は第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、新法第二十三条第一項第四号中「第四十二条の十二、第四十二条の十二の二」とあるのは「第四十二条の十二」と、同項第四号の三中「第六十八條の十五の三」とあるのは「第六十八條の十五の二」と、新法附則第八條第四項中「から第六十八條の十五の三」とあるのは「から第六十八條の十五の二」と、「第六十八條の十五の二、第六十八條の十五の三」とあるのは「第六十八條の十五の二」と、同条第六項中「第六十八條の十五の三」とあるのは「第六十八條の十五の二」と、「第四項まで、第六十八條の十五の三」とあるのは「第四項まで」と、同条第八項中「第六十八條の十五の三」とあるのは「第六十八條の十五の二」と、「第六十八條の十五の二第一項、第六十八條の十五の三」とあるのは「第六十八條の十五の二第一項」とする。

11 新法第五十六条第四項及び第六十四条第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第五十六条第二項又は第六十四条第一項に規定する納期限が到来する法人の道府県民税に係る延滞金について適用する。

12 新法附則第八條第七項及び第八項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

13 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における新法附則第八條第七項及び第八項の規定の適用については、同条第七項中「第四十二条の十二第五項第一号」とあるのは「第四十二条の十二の二第五項第一号」と、「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二の二」と、「第四十二条の十二の二第一項」と、同条第八項中「第六十八條の十五の二第五項第一号」とあるのは「第六十八條の十五の二第五項第一号」と、「第六十八條の十五の二第一項、第六十八條の十五の三」とあるのは「第六十八條の十五の二第一項」とする。

十五の二まで、第六十八條の十五の三第一項」とする。

14 新法附則第八條の二の二第一項から第六項まで及び第十四項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

15 新法第五十三条第五項に規定する法人について、同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額がある場合における当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額に係る同条第六項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該法人の新法第五十三条第五項に規定する最初連結事業年度（以下この項において「最初連結事業年度」という。）の開始の日（一）以上の最初連結事業年度の開始の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の開始の日。次号において同じ。が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間である場合には、同条第六項第一号中「同法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

二 当該法人の最初連結事業年度の開始の日が平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間である場合には、新法第五十三条第六項第一号中「同法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第二十七条の規定により読み替えられた法人税法」とする。

2 正後の地方税法（以下「元年新法」という。）第五十一条第一項並びに附則第八條の二の二第一項及び第三項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前

に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条の二第一項第一号に掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人を除く。次項において同じ。）で、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度の新法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額（当該事業年度が一年に満たない場合には、当該事業年度の付加価値額に十二を乗じて得た額を当該事業年度の月数（当該月数は、暦に従い計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。）で除して計算した金額。次項から第五項までにおいて「平成二十八年度分調整後付加価値額」という。）が三十億円以下であるものについては、当該事業年度に係る第八條の規定による改正後の地方法人特別税等に関する暫定措置法（第四項及び附則第三十条において「新暫定措置法」という。）第二条第一項の規定により読み替えられた新法第七十二条の二十四の七第一項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が百円未満である場合は、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）は、当該事業年度に係る付加価値額、資本金等の額又は所得について新法第七十二条の二十五の規定により申告納付すべき事業税額、新法第七十二条の二十八の規定により申告納付すべき事業税額又は新法第七十二条の二十九の規定により申告納付すべき事業税額（次項から第五項までにおいて「平成二十八年度分法人事業税額」という。）から控除するものとする。

一 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合は、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号に規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額の全額が百円未満である場合は、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）を合算した金額を合計する。

人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額とし、当該付加価値額に千円未満の端数がある場合は、当該付加価値額の全額が千円未満である場合は、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号に規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額の全額が百円未満である場合は、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）を合算した金額を合計する。

二 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号に規定する資本金等の額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合は、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号に規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額の全額が百円未満である場合は、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額）を合算した金額を合計する。

三 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号に規定する所得を新法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の上欄に掲げる金額の区分によつて区分した金額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により区分し、関係道府県に分割した後の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合は、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における当該区分に應ずる第八條の規定による改正前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（第四項第三号において「旧暫定措置法」という。）第二条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号ハの表の下欄に掲げる標準税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計する。

一 当該事業年度の新法第七十二条の十二第一号に規定する付加価値額（二の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人にあつては、新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額とし、当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合は、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額とする。）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第一項第一号に規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額を合計する。

した金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

3 新法第七十二条の二第一号に掲げる法人で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年度分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

4 新法第七十二条の二第一号に掲げる法人（三以上の道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人に限る。次項において同じ。）で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円以下であるものについては、施行日から平成二十九年三月三十一日までの間に開始する事業年度に係る新暫定措置法第二条第一項の規定により読み替えられた新法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する合計額（次項において「平成二十八年度分基準法人事業税額」という。）が次に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額の四分の三に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

一 当該事業年度の新法第七十二条の二第一号に規定する付加価値額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の付加価値額（当該付加価値額に千円未満の端数がある場合又は当該付加価値額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

二 当該事業年度の新法第七十二条の二第一号に規定する資本金等の額を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の資本金等の額（当該資本金等の額に千円未満の端数がある場合又は当該資本金等の額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

三 当該事業年度の新法第七十二条の二第一号に規定する所得を新法第七十二条の四十八の規定により関係道府県に分割した後の金額（当該金額に千円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）に、平成二十八年三月三十一日現在における旧暫定措置法第二条の規定により読み替えられた旧法第七十二条の二十四の七第三項第一号に規定する標準税率によって定めた率を乗じて得た金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り捨てた金額）

5 新法第七十二条の二第一号に掲げる法人で、平成二十八年度分調整後付加価値額が三十億円を超え四十億円未満であるものについては、平成二十八年度分基準法人事業税額が前項各号に掲げる金額の合計額を超える場合には、その超える額に四十億円から平成二十八年度分調整後付加価値額を控除した額の三倍に相当する額を乗じてこれを四十億円で除して得た額に相当する金額（当該金額に百円未満の端数がある場合又は当該金額の全額が百円未満である場合には、当該端数金額又は当該全額を切り上げた金額）は、平成二十八年度分法人事業税額から控除するものとする。

6 第二項から前項までの規定は、新法第七十二条の二第一号に掲げる法人に対する平成二十九年度四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 二 項		第 三 項		第 四 項		前 項	
施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成二十九年度分調整後付加価値額
調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額
基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額
四分の三	二分の一	四分の三	二分の一	四分の三	二分の一	四分の三	二分の一
平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額
調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額
平成二十八年度分	平成二十九年度分	平成二十八年度分	平成二十九年度分	平成二十八年度分	平成二十九年度分	平成二十八年度分	平成二十九年度分
四十億円	二十億円	四十億円	二十億円	四十億円	二十億円	四十億円	二十億円
平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成二十九年度分法人事業税額

7 第二項から第五項までの規定は、新法第七十二条の二第一号に掲げる法人に対する平成三十一年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度分の事業税について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 二 項		第 三 項		第 四 項		第 五 項	
施行日から平成二十九年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十一年度分調整後付加価値額	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十一年度分調整後付加価値額	平成二十八年度分調整後付加価値額	平成三十一年度分調整後付加価値額
調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額
基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額	基準法人事業税額
四分の三	四分の一	四分の三	四分の一	四分の三	四分の一	四分の三	四分の一
平成二十八年度分法人事業税額	平成三十一年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十一年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十一年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十一年度分法人事業税額
調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額	調整後付加価値額
平成二十八年度分	平成三十一年度分	平成二十八年度分	平成三十一年度分	平成二十八年度分	平成三十一年度分	平成二十八年度分	平成三十一年度分
四十億円	二十億円	四十億円	二十億円	四十億円	二十億円	四十億円	二十億円
平成二十八年度分法人事業税額	平成三十一年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十一年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十一年度分法人事業税額	平成二十八年度分法人事業税額	平成三十一年度分法人事業税額

額の三倍に相当する額	額
平成二十八年度分法	平成三十年年度分法
人事業税額	人事業税額

8 第二項から前項までの規定の適用がある法人（新法附則第九条の二の第二項の規定の適用がある法人を除く。）に対する新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、同項中「による事業税額」とあるのは「並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第五条第二項から第七項までの規定による事業税額」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項から第七項まで」と、「次に第一項の規定による」とあるのは「次に前条第一項の規定による控除及び第一項の規定による控除の順序に」とする。

9 新法第七十二条の四十四第四項及び第七十二条の四十五第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七十二条の四十四第二項に規定する法人の事業税の納期限が到来する法人の事業税に係る延滞金について適用する。

10 新法第七十二条の四十六第一項、第二項、第四項及び第五項並びに第七十二条の四十七第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七十二条の四十七第二項に規定する申告書の提出期限が到来する法人の事業税について適用し、同日前に当該提出期限が到来する法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した法人の事業税に係る旧法第七十二条の四十六に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十二条の四十七に規定する重加算金は、新法第七十二条の四十六第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

11 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社に対する事業税の資本割の課税標準の算定については、施行日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、各事業年度の資本金等の額（新法第七十二条の二十一第六項又は第七十二条の二十二第二項若しくは第二項の規定により控除すべき金額があるときは、これらを控除した後

の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額とする。）から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に千円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）を控除するものとする。この場合における新法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「次条第一項若しくは第二項又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第五条第十一項」とする。

一 施行日から平成二十九年三月三十一日まで間に開始する事業年度 資本準備金の額から資本金の額を控除した金額

二 平成二十九年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間に開始する事業年度 資本金の額と資本準備金の額との合計額に四分の三の割合を乗じて得た金額

三 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に開始する事業年度 資本金の額と資本準備金の額との合計額に二分の一の割合を乗じて得た金額

12 新法附則第九条の二の二の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

13 新法附則第九条の二の二第一項の規定及び第二項から第七項までの規定の適用がある法人に対する新法第七十二条の二十四の十一第五項の規定の適用については、新法附則第九条の二の二第三項の規定にかかわらず、新法第七十二条の二十四の十一第五項中「及び第一項」とあるのは、「第一項及び附則第九条の二の二第一項の規定並びに地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第五条第二項から第七項まで」と、「同条第一項」とあるのは「同条第二項から第七項まで」と、「次に第一項の規定による」とあるのは「次に附則第九条の二の二第一項の規定による控除、前条第一項の規定による控除及び第一項の規定による控除の順序に」とする。

14 新法附則第九条第十九項の規定は、附則第一条第十四号に掲げる規定の施行の日以後に電気事業法（昭和三十三年法律第七十号）第二条

の金額とし、当該金額に千円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り捨てた金額とする。）から、次の各号に掲げる事業年度の区分に応じ当該各号に定める金額（当該金額に千円未満の端数がある場合は、当該金額の全額が千円未満である場合には、当該端数金額又は当該金額を切り上げた金額）を控除するものとする。この場合における新法第七十二条の二十一第七項の規定の適用については、同項中「又は次条第一項若しくは第二項」とあるのは、「次条第一項若しくは第二項又は地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第五条第十一項」とする。

第一項第九号に規定する一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十号）附則第六条第一項の規定により新法附則第九条第十九項に規定する対象特定実用発電用原子炉設置者が同項に規定する使用済燃料再処理機構に対して支払う金銭に相当する金額を当該対象特定実用発電用原子炉設置者に交付する場合における収入金額について適用し、同日前に一般送配電事業者が、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律による改正前の原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）附則第三条第一項の規定により同項に規定する特定実用発電用原子炉設置者が積み立てる金銭に相当する金額を当該対象特定実用発電用原子炉設置者に交付した場合における収入金額については、なお従前の例による。

第六条 元年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に都道府県に納付される法人の事業税に係る法人事業税交付金（元年新法第七十二条の七十六又は第七百三十四条第四項の規定により市町村に対し交付するものとされる法人の事業税に係る交付金をいう。以下この項から第三項までにおいて同じ。）について適用する。ただし、令和元年度に限り、法人事業税交付金は、同年度内に交付しない、令和元年度に交付すべき法人事業税交付金に加算して交付するものとする。

2 令和元年度における法人事業税交付金に係る元年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、元年新法第七十二条の七十六中「統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業員数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額」と、同項中「統計法第二条第四項に規定する基幹統計である事業所統計の最近に公表された結果による各市町村の従業員数」とあるのは「各市町村の市町村民税の法人税割額及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項

（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

3 令和元年度及び令和四年度における法人事業税交付金に係る元年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、元年新法第七十二条の七十六中「従業員数」とあるのは「従業員数及び市町村民税の法人税割額」と、同項中「従業員数」とあるのは「従業員数並びに市町村民税の法人税割額及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4 前二項の規定により読み替えられた元年新法第七十二条の七十六に規定する市町村民税の法人税割額並びに前二項の規定により読み替えられた元年新法第七百三十四条第四項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

5 附則第一条第十五号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第九条第十項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）以下この項において「電気事業法等改正法」という。第五条の規定による改正後のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第四項に規定する託送供給を受けて行われるガスの供給に係る収入金額について適用し、同日前に電気事業法等改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第二条第十二項に規定する託送供給を受けて行われた同条第七項に規定する大口供給に係る収入金額については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第七條 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第七項の規定は、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

課する都民税の法人税割額」とする。

3 令和元年度及び令和四年度における法人事業税交付金に係る元年新法第七十二条の七十六及び第七百三十四条第四項の規定の適用については、元年新法第七十二条の七十六中「従業員数」とあるのは「従業員数及び市町村民税の法人税割額」と、同項中「従業員数」とあるのは「従業員数並びに市町村民税の法人税割額及び第五条第二項第一号に掲げる税のうち第七百三十四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定により都が課する都民税の法人税割額」とする。

4 前二項の規定により読み替えられた元年新法第七十二条の七十六に規定する市町村民税の法人税割額並びに前二項の規定により読み替えられた元年新法第七百三十四条第四項に規定する市町村民税の法人税割額及び都民税の法人税割額は、総務省令で定めるところにより算定するものとする。

5 附則第一条第十五号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第九条第十項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）以下この項において「電気事業法等改正法」という。第五条の規定による改正後のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第四項に規定する託送供給を受けて行われるガスの供給に係る収入金額について適用し、同日前に電気事業法等改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第二条第十二項に規定する託送供給を受けて行われた同条第七項に規定する大口供給に係る収入金額については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第七條 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の十四第七項の規定は、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第八条 新法第七十四条の二十三第四項及び第七十四条の二十四第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七十四条の二十三第一項又は第七十四条の二十四第二項に規定する申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した道府県たばこ税に係る旧法第七十四条の二十三に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十四条の二十四に規定する重加算金は、新法第七十四条の二十三第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

第九条 新法第九十条第四項及び第九十一条第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第九十条第一項又は第九十一条第二項に規定する申告書の提出期限が到来するゴルフ場利用税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税に係る旧法第九十条に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第九十一条に規定する重加算金は、新法第九十条第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十条 次項に定めるものを除き、新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十二条第四項及び第三百三十三条第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第三百三十二条第一項又は第三百三十三条第二項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車取得税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した自動車取得税に係る旧法第三百三十二条に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第三百三十三条に規定する重加算金は、新法第三百三十二条第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

第十一条 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十二条 新法第四百四十四条の四十七第四項及び第四百四十四条の四十八第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第四百四十四条の四十七第一項又は第四百四十四条の四十八第二項に規定する申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した軽油引取税に係る旧法第四百四十四条の四十七に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百四十四条の四十八に規定する重加算金は、新法第四百四十四条の四十七第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

（自動車税に関する経過措置）

第十三条 新法の規定中自動車税に関する部分は、平成二十八年年度分の自動車税について適用し、平成二十七年年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される平成二十六年度分及び平成二十七年年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十三条の二 附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十九条の二第二項において「二十九年新法」という。）の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十九条の二第二項において「二十九年旧法」という。）附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される平成二十七年年度分及び平成二十八年年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十四条 元年新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日が大气污染防治法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第四十一号）の施行の日前である場合には、同日の前日までの間における元年新法第四百四十九条第一項の規定の適用については、同項第三号中「第二条第十六項」とあるのは、「第一条第十四項」とする。

3 元年新法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和元年度分の附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二元年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの同日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。

4 附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する令和元年度分の自動車税の種別割に係る元年新法第七十七條の十第四項の規定の適用については、同項ただし書中「この項」とあるのは「この項」と、「とき」とあるのは「とき、又は変更前の所有者が地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この項において「平成二十八年改正前の地方税法」という。）第四百六条その他の法令の規定に基づき当該自動車に対して平成二十八年改正前の地方税法に規定する自動車税を課されないとき」とする。

5 第三項の規定によりなお従前の例によることとされた附則第一条第五号の四に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「元年旧法」という。）附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される令和元年度分までの自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十五条 新法第二百七十八條第四項及び第二百七十九條第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第二百七十八條第一項又は第二百七十九條第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法定外普通税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税に係る旧法第二百七十八條に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第二百七十九條に規定する重加算金は、新法第二百七十八條第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十七年年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第四十八條第八項の規定は、施行日以後に新法第三百二十九條第一項に規定する納期限が到来する個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金について適用する。

3 施行日前に支払を受ける旧法第二百九十四条の四に規定する利子等については、なお従前の例による。

4 新法第三百二十一条の二第四項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第三百二十一条の二第二項に規定する納期限が到来する個人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

5 新法第三百二十八條の十一第四項及び第三百二十八條の十二第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第三百二十八條の十一第一項又は第三百二十八條の十二第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個人の市町村民税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税に係る旧法第三百二十八條の十一に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第三百二十八條の十二に規定する重加算金は、新法第三百二十八條の十一第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

6 新法附則第四条第二項（第一号に係る部分に限る。）、第四條の二第二項（第一号に係る部分に限る。）、第三十五條の二の六第十二項及び第三十五條の三の第三八項の規定は、平成二十九年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前

のを除く。）又は旧法第二百七十九條に規定する重加算金は、新法第二百七十八條第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の二の規定に係る部分に限る。）及び第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 施行日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二百九十二条第一項第四号及び第四号の三（新法附則第八条第四項、第六項又は第八項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、新法第二百九十二条第一項第四号中「第四十二条の十二、第四十二条の十二の二」とあるのは「第四十二条の十二」と、同項第四号の三中「第六十八条の十五の三」とあるのは「第六十八条の十五の二」と、新法附則第八条第四項中「から第六十八条の十五の三」とあるのは「から第六十八条の十五の二」と、「第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三」とあるのは「第六十八条の十五の二」と、同条第六項中「第六十八条の十五の三」とあるのは「第六十八条の十五の二」と、「第四項まで、第六十八条の十五の三」とあるのは「第四項まで」と、同条第八項中「第六十八条の十五の三」とあるのは「第六十八条の十五の二」と、「第六十八

10 新法第二百九十二条の十二、第四項及び第三十二条第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第二百九十二条の十二第二項又は第三十二条第一項に規定する納期限が到来する法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

11 新法附則第八条第七項及び第八項の規定は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

12 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行日の前日までの間における新法附則第八条第七項及び第八項の規定の適用については、同条第七項中「第四十二条の十二第二項第一号」とあるのは「第四十二条の十二の二第五項第一号」と、「第四十二条の十二」とあるのは「第四十二条の十二の二」と、「第四十二条の十二の二」とあるのは「第四十二条の十二の二」と、同条第八項中「第六十八条の十五の二第五項第一号」とあるのは「第六十八条の十五の二第五項第一号」と、「第六十八

13 新法附則第八条の二の二第七項から第十二項まで及び第十四項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

14 新法附則第八条の二の二第十三項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の都民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の都民税について適用する。

15 新法第二百九十二条の八第五項に規定する法人について、同項に規定する連結適用前欠損金額又は同項に規定する連結適用前災害損失欠損金額がある場合における当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額に係る同条第六項の規定の適用については、次に定めるところによる。

一 当該法人の新法第二百九十二条の八第五項に規定する最初連結事業年度（以下この項において「最初連結事業年度」という。）の開始の日（二以上の最初連結事業年度の開始の日がある場合には、当該連結適用前欠損金額又は当該連結適用前災害損失欠損金額の生じた事業年度後最初の最初連結事業年度の開始の日。次号において同じ。）が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間である場合には、同条第六項第一号中「同法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）第二条の規定による改正前の法人税法」とする。

二 当該法人の最初連結事業年度の開始の日が平成二十八年四月一日から平成三十年三月三十一日までの間である場合には、新法第二百九十二条の八第六項第一号中「同法」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）附則第二十七条の規定により読み替えられた法人税法」とする。

第十七条 三十年新法附則第四条の四第三項及び第四項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用する。

2 元年新法第二百九十二条の四第一項並びに附則第八条の二の二第七項及び第九項の規定は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 元年新法第二百九十二条第三項及び附則第八条の二の二第三項の規定は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の都民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の都民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の都民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の都民税については、なお従前の例による。

4 平成二十六年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五

条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第二百三十三号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得され、又は改良された旧法附則第十五条第二十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する認定発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十二項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社（次項及び第十項並びに附則第二十七条第四項から第六項までにおいて「平成二十七年新会社」という。）が直接その本来の事業の用に供する新法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産に対して課する平成二十八年度の固定資産税に係る同項の規定の適用については、同項中「旅客会社」とあるのは、「旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」とする。

四十九条又は第三百四十九条の二の規定にかかわらず、平成二十九年分及び平成三十年度分の固定資産税に限り、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の五分の三の額（新法第三百四十九条の三第二項、第十三項から第十五項まで若しくは第二十五項、地方税法附則第十五条第十六項若しくは第三十四項又は新法第十五条の二第一項の規定の適用を受ける当該固定資産にあつては、これらの規定により課税標準とされる額の五分の三の額）とする。

10 平成二十七年新会社法が直接その本来の事業の用に供する新法附則第十五条の三に規定する固定資産に対して課する平成二十八年度分の固定資産税に係る同条の規定の適用については、同条中「旅客会社」とあるのは、「旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」とする。

11 平成十九年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に改修された旧法附則第十五条の九第四項に規定する高齢者等居住改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 平成十九年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に改修された旧法附則第十五条の九第五項に規定する区分所有に係る家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 新法附則第十七条の三及び第十七条の四の規定は、平成二十九年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

14 平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）され、又は改良された旧法附則第五十六條第十二項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。

15 平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）された旧法附則第五十六條第十五項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合における同項の規定の適用については、平成二十四年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に総務大臣が地方税法附

則第五十一条第四項の規定により指定して公示した同項に規定する居住困難区域のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に同項の規定により指定して公示した区域については、平成二十三年三月十一日を旧法附則第五十六條第十五項に規定する居住困難区域を指定する旨の公示があつた日とみなす。

16 平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第五十六條の二第三項に規定する車両等に対して課する固定資産税については、同項及び同条第六項の規定は、なおその効力を有する。

17 平成二十三年三月十一日から平成二十八年三月三十一日までの間に取得され、又は改良された旧法附則第五十六條の二第四項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、同項から同条第六項までの規定は、なおその効力を有する。

第十九条 新法の規定中軽自動車税に関する部分（軽自動車税に関する経過措置）は、平成二十八年度分の軽自動車税について適用し、平成二十七年以前年度の年度分の軽自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十七條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十六年度分及び平成二十七年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

第二十九條の二 二十九年新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十九年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた二十九年度旧法附則第五十七條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十七年度分及び平成二十八年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

第二十條 元年新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第五号の四に

掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年新法附則第二十九條の十第一項の条例又は規則の制定に関し必要な手続その他の行為は、附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日前においても行うことができる。

3 元年新法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和二年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされた元年旧法附則第五十七條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される令和元年度分までの軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

第二十一條 新法第四百八十三條第四項及び第四百八十四條第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第四百八十三條第一項又は第四百八十四條第二項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税に係る旧法第四百八十三條に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百八十四條に規定する重加算金は、新法第四百八十三條第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

第二十二條 新法第五百三十六條第四項及び第五百三十七條第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第五百三十六條第一項又は第五百三十七條第二項に規定する申告書の提出期限が到来する釐産税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した釐産税に係る旧法第五百三十六條に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第五百三十七條に規定する重加算金は、新法第五百三十六條第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

第二十三條 新法第六百九十九條第四項及び第六百十條第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる

規定の施行の日以後に新法第六百九十九條第一項又は第六百十條第二項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九十九條に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百十條に規定する重加算金は、新法第六百九十九條第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

規定の施行の日以後に新法第六百九十九條第一項又は第六百十條第二項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九十九條に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百十條に規定する重加算金は、新法第六百九十九條第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

第二十四條 新法第六百八十八條第四項及び第六百八十九條第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第六百八十八條第一項又は第六百八十九條第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する市町村法定外普通税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した市町村法定外普通税に係る旧法第六百八十八條に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百八十九條に規定する重加算金は、新法第六百八十八條第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

第二十五條 新法第七百一条の十二第四項及び第七百一条の十三第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七百一条の十二第一項又は第七百一条の十三第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する入湯税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した入湯税に係る旧法第七百一条の十二に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百一条の十三に規定する重加算金は、新法第七百一条の十二第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

第二十六條 新法第七百一条の六十一第四項及び第七百一条の六十二第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七百一条の六十一第一項又は第七百一条の六十二第二項に規定する申告書の提出期限が到来する事業所税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した事業所税に係る旧法第七百一条の六十一に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百一条の六十二に規定

規定の施行の日以後に新法第六百九十九條第一項又は第六百十條第二項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九十九條に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百十條に規定する重加算金は、新法第六百九十九條第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

（事業所税に関する経過措置）
第二十六條 新法第七百一条の六十一第四項及び第七百一条の六十二第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七百一条の六十一第一項又は第七百一条の六十二第二項に規定する申告書の提出期限が到来する事業所税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した事業所税に係る旧法第七百一条の六十一に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百一条の六十二に規定

規定の施行の日以後に新法第六百九十九條第一項又は第六百十條第二項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九十九條に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六百十條に規定

する重加算金は、新法第七百一条の六十一第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定で都市計画税に関する部分は、平成二十八年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十七年分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）の施行の日の翌日から附則第一条第十三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間に新設され、又は増設された旧法附則第十五条第一項に規定する特定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九号）の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十二項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 平成二十七年新会社法が直接その本来の事業の用に供する新法附則第十五条の二第二項に規定する固定資産に対して課する平成二十八年度分の都市計画税に係る同項の規定の適用については、同項中「旅客会社」とあるのは、「旅客会社又は旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」とする。

5 平成二十七年新会社法が所有し、又は独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法第十三条第一項第三号若しくは第六号の規定に基づき借り受け、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第十二条第二項第二号の規定に基づき利用し、若しくは鉄道施設の貸付を行う法人で政令で定めるものから借り受ける固定資産のうち、直接その本来の事業の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する都市計画税の課税標準は、新法第七百二条第一項の規定にかかわらず、平成二十九年度分及び平成三十年度分の都市計画税に限り、当該固定資産に係る都市計画税の課税標準となるべき価額の五分の三の額とする。

6 平成二十七年新会社法が直接その本来の事業の用に供する新法附則第十五条の三に規定する固

定資産に対して課する平成二十八年度分の都市計画税に係る同条の規定の適用については、同条中「旅客会社」とあるのは、「旅客会社、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十六号）附則第二条第一項に規定する新会社」とする。

7 新法附則第十七条の三及び第十七条の四の規定は、平成二十九年度以後の年度分の都市計画税について適用する。

（水利地益税等に関する経過措置）

第二十八条 新法第七百二十一条第四項及び第七百二十二条第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七百二十一条第一項又は第七百二十二条第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する水利地益税等について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した水利地益税等に係る旧法第七百二十一条に規定する不申告加算金（同条第四項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百二十二条に規定する重加算金は、新法第七百二十一条第四項に規定する不申告加算金等とみなす。

（法定外目的税に関する経過措置）

第二十九条 新法第七百三十三号の十八第五項及び第七百三十三号の十九第三項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七百三十三号の十八第一項又は第七百三十三号の十九第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する法定外目的税について適用する。この場合において、同日前に当該提出期限が到来した法定外目的税に係る旧法第七百三十三号の十八に規定する不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七百三十三号の十九に規定する重加算金は、新法第七百三十三号の十八第五項に規定する不申告加算金等とみなす。

（罰則に関する経過措置）

第三十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年三月三十一日法律第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年三月三十一日から施行する。

附則（平成二八年四月二七日法律第三二号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十八年五月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（平成二八年五月一八日法律第三九号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条並びに次条から附則第四条まで、附則第九条及び附則第十八条の規定 公布の日（罰則に関する経過措置）

第十七条 この法律（附則第一条第一号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行の前日にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十八条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二八年五月二〇日法律第四七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二八年六月三日法律第五八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第四十条 前条の規定による改正後の地方税法附則第十五条第四十六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械及び装置を引き渡して使用させる事業を行う者が施行日以後に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置を、施行日以後にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械及び装置を含む。）に対して課する施行日の属する年の翌年の一月一日（施行日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二八年六月三日法律第六三三号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。

附則（平成二八年六月七日法律第七〇号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（処分等の効力）

第十二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、この法律による改正後のそ

それぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

第十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十八年一月一六日法律第七六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成二十八年一月二八日法律第八六号）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（自動車税及び軽自動車税の環境性能割に係る措置）

2 自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第二項に規定する自動車のうち、同法第三条に規定する普通自動車及び同条に規定する小型自動車のうち三輪以上のものをいう。以下この項において同じ。）及び軽自動車税の環境性能割の非課税又はそれぞれの税率を定める規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車（同条に規定する軽自動車をいう。以下この項において同じ。）の範囲については、平成三十年度中に、自動車及び三輪以上の軽自動車に係る環境への負荷の低減に関する技術開発の動向、地方財政への影響等を勘案して見直しを行い、必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則（平成二十八年一月二八日法律第八九号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一章、第三章、第三百三条、第六六条、第七七条、第九十條（第八十條、第八十六條及び第八十八條第二項において準

用する場合を含む。）に係る部分に限る。）、第二百十二條（第十二号に係る部分に限る。）、第十四條及び第十五條の規定並びに附則第五條から第九條まで、第十一條、第十四條から第十七條まで、第十八條（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）別表第三の改正規定に限る。）、第二十條から第二十三條まで及び第二十六條の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十五条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十八年二月九日法律第一〇一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条第四項から第六項まで及び附則第八條の規定 公布の日

（政令への委任）

第八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年三月二日法律第二二号）抄

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十二条の四十八、第七十二条の五十四、第七十二条の六十三の四第一項及び第二項並びに第三百四十九條の三第一項の改正規定並びに同法附則第九條の二及び第九條の三の二第一項の改正規定並びに同法附則第九條の三を削り、同法附則第九條の三の二を同法附則第九條の三とする改正規定並びに附則第七條第五項及び第七項並びに第四十六條（第四号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日

二 第一条中地方税法第七七條の六第二項及び第七十二条の二の二第八項の改正規定、同法第七十二条の二の二第六項の改正規定（同条第二項及び第四項に係る部分を除く。）並びに同法第七十二条の四十三第四項の改正規定並びに同法附則第四十一條第二項の改正規定並びに附則第七條第二項及び第三項の規定 平成二十九年十月一日

三 第一条中地方税法第十一條の二、第三十五條第一項、第三十七條、第三十七條の二第一項及び第二項、第七十二条の五十七の二第一項、第七十二条の五十七の三第一項から第三項まで、第三百四十四條の三第一項、第三百四十四條の六、第三百四十四條の七第一項及び第二項、第三百四十四條の七の十二第一項、第三百四十四條の七の十三並びに第七百三十七條第一項及び第二項の改正規定並びに同条の次に一條を加える改正規定並びに同法附則第五條第一項及び第三項、第五條の四第一項第二号ハ及び第六項第二号ハ、第五條の四の二、第五條の五、第六條第二項第一号及び第五項第一号、第二十九條の七第一項、第三十一條の四第一項、第三十三條の二第一項及び第五項、第三十三條の三第一項第一号及び第五項第一号、第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第一項各号及び第四項各号、第三十四條の三第一項及び第三項、第三十五條、第三十五條の二第一項及び第五項、第三十五條の二の二第一項及び第五項、第三十五條の四第一項及び第四項並びに第四十五條第三項及び第六項の改正規定並びに次条並びに附則第五條第二項、第七條第八項及び第九項、第十五條第二項から第四項まで、第三十一條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号）第八條第二項、第四項、第七項及び第九項の改正規定に限る。）、第三十三條第一項及び第三項、第三十七條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三條の二の二第四項、第六項、第十項及び第十二項の改正規定に限る。）並びに第三十九條第一項及び第三項の規定 平成三十年一月一日

四 第二条（次号及び第六号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第三條、第四條、第九條、第十二條、第二十條、第二十四條から第

三十條まで、第三十二條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第八條第一項、第十二條第四項及び第十六條第一項の改正規定に限る。）、第三十五條、第三十六條、第三十八條（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第三條の二の二第三項の改正規定に限る。）、第四十一條から第四十五條まで及び第四十六條（地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）第十九條の改正規定に限る。）の規定 平成三十年四月一日

五 第二条中地方税法第二十三條第一項及び第二項、第三十四條、第三十七條第一号イの表、第七十五條の二、第二百九十二條第一項及び第二項、第三百十一條、第三百十四條の二、第三百十四條の六第一号イの表並びに第七百條の五十二第二項の改正規定並びに同法附則第三條の三、第四條第七項第一号及び第十三項第一号、第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号、第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の三の二、第三十五條の三の三、第三十五條の三の四第二項並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定並びに附則第六條、第十六條、第三十二條（前号に掲げる改正規定を除く。）、第三十四條、第三十八條（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第四十條の規定 平成三十一年一月一日

六 第二条中地方税法第七十二条の四十八第三項及び第九項の改正規定並びに附則第八條の規定 令和二年四月一日

七 第一条中地方税法第五百八十六條第二項第一号の二の改正規定 農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十八号）の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十五條に二項を加える改正規定（同条第四十五項に係る部分に限る。）、都市緑地法等の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二十六号）の施行の日

九 第一条中地方税法第七十二条の百十一第二項の改正規定 関税定率法等の一部を改正す

る法律（平成二十八年法律第十六号）附則第
一条第四号に掲げる規定の施行の日

十 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号
の改正規定（「第七項を除く。」の下に「、
第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第
四項及び第七項を除く。）を加える部分に限
る。」及び同法第二百九十二条第一項第四号
の改正規定（「第七項を除く。」の下に「、
第四十二条の十一の三（第一項、第三項、第
四項及び第七項を除く。）を加える部分に限
る。」並びに同法附則第八條第四項の改正規
定（同項を同条第八項とする部分を除く。）と
同条第三項の改正規定（同項を同条第七項と
する部分を除く。）及び同条第二項を同条第
三項とし、同項の次に三項を加える改正規定
（同条第五項及び第六項に係る部分に限る。）
並びに附則第五條第九項及び第十項並びに第
十五條第八項及び第九項の規定、企業立地の
促進等に関する地域における産業集積の形成及
び活性化に関する法律の一部を改正する法律
（平成二十九年法律第四十七号）の施行の日

十一 第一条中地方税法附則第九條に二項を加
える改正規定（同条第二十一項に係る部分に
限る。）原子力損害賠償・廃炉等支援機構法
の一部を改正する法律（平成二十九年法律第
三十号）の施行の日

（第二次納税義務に関する経過措置）
第二条 第一条の規定による改正後の地方税法
（以下「新法」という。）第十一條の二の規定
は、前条第三号に掲げる規定の施行の日以後に
滞納となつた地方団体の徴収金について適用
し、同日前に滞納となつてゐる地方団体の徴収
金については、なお従前の例による。

（保全差押えに関する経過措置）
第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の
日前にされた同号に掲げる規定による改正前の
地方税法（以下「三十年旧法」という。）にお
いて準用する所得税法等の一部を改正する等
の法律（平成二十九年法律第四号）以下「所得
税法等改正法」という。）第十條の規定による
廃止前の国税犯則取締法（明治三十三年法律
第六十七号）以下「廃止前国税犯則取締法」と
いう。）の規定による差押え又は領置は、同号に
掲げる規定による改正後の地方税法（以下「三
十年新法」という。）第十六條の四第一項の規
定の適用については、三十年新法第一章第十六
節第一款の規定による差押え又は領置とみな
す。

（犯罪事件の処分に関する経過措置）
第四条 三十年新法第一章第十六節第二款の規定
は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
以後にされた行為に係る地方税に関する犯罪事
件の処分について適用し、同日前にされた行為
に係る地方税に関する犯罪事件の処分について
は、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）
第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規
定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二
十九年度以後の年度分の個人の道府県民税につ
いて適用し、平成二十八年度分までの個人の道
府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十五條第一項、第三十七條、第三
十七條の二第一項及び第二項並びに第七百三
十七條の二並びに附則第五條第一項、第五條の
四の二第一項及び第四項、第五條の五第一項、
第六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第
三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項
（第一号に係る部分に限る。）、第三十四條の
二第一項（各号に係る部分に限る。）、第三
十四條の三第一項、第三十五條第一項及び
第三十三條、第三十五條の二第二項、第三
十五條の二第二項、第三十五條の四第一項
並びに第四十五條第三項の規定は、平成三十
年度以後の年度分の個人の道府県民税につ
いて適用し、平成二十九年度分までの個人の
道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四條第一項（第一号に係る部分に
限る。）及び第十四項の規定は、道府県民税
の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日
の属する年の翌年十二月三十一日がこの法律
の施行の日（以下「施行日」という。）以後で
ある同号に規定する買換資産について適用し、
道府県民税の納税義務者の第一条の規定によ
る改正前の地方税法（以下「旧法」という。）
附則第四條第一項第一号に規定する特定譲
渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施
行日前である同号に規定する買換資産につ
いては、なお従前の例による。

4 新法附則第七條の四の規定は、施行日以後に
新法第四十一條第一項の規定によりその例に
よることとされる新法第三百二十八條の五第
二項に規定する納期限が到来する新法第五
十條の二の規定により課する所得割に係る地
方団体の徴収金について適用する。

5 施行日から附則第一条第三号に掲げる規定
の施行の日の前日までの間における新法附則
第七

条の四の規定の適用については、同条中「指
定都市」とあるのは、「地方自治法第二百五
十條の十九第一項の市（以下この条において
「指定都市」という。）の」とする。

6 新法附則第三十四條の二第九項の規定は、
道府県民税の納税義務者の同項に規定する
予定期間の末日が施行日以後である同条第
二項に規定する確定優良住宅地等予定地の
ための譲渡について適用する。

7 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七
号）第二百五十二條の十九第一項の市（以
下この項において「指定都市」という。）の
区域を包括する都道府県は、当該指定都市
に係る平成二十八年年度分及び平成二十九
年度分の道府県民税の所得割（地方税法第
五十條の二の規定により課する所得割を除
き、附則第一条第三号に掲げる規定による
改正前の地方税法第三十五條第一項に規定
する標準税率に係る部分に限る。）に係る
地方団体の徴収金の額（同年度又は平成三
十年度に当該都道府県に払い込まれる収
入額のうち、政令で定めるものに限る。）の
二分の一に相当する額を、政令で定めると
ころにより、当該指定都市に対し交付する
ものとする。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定
中法の道府県民税に関する部分は、施行日
以後に開始する事業年度分の法の道府県
民税及び施行日以後に開始する連結事業
年度分の法の道府県民税について適用し、
施行日前に開始した事業年度分の法の道
府県民税については、なお従前の例による。

9 新法第二十三條第一項（第四号中所得
税法等改正法第十二條の規定による改正
後の租税特別措置法（昭和三十三年法律
第二十六号）以下この項において「新租
税特別措置法」という。）第四十二條の
十一の三の規定に係る部分に限る。以下
この項において同じ。及び附則第八條第
五項（新法第二十三條第一項の規定に係
る部分に限る。）の規定は、附則第一
条第十号に掲げる規定の施行の日以後に
終了する事業年度分の法の道府県民税
について適用し、同日前に終了した事
業年度分の法の道府県民税については、
なお従前の例による。

10 新法第二十三條第一項（第四号の三
中新租税特別措置法第六十八條の十四
の三の規定に係る部分に限る。以下この
項において同じ。）及び

11 法人又は連結親法人（所得税法等改正
法第二条の規定による改正後の法人税法
（昭和四十年法律第三十四号）以下この
項及び附則第十五條第十項において「新
法人税法」という。）若しくは連結子法
人（同条第十一号の七に規定する連結
子法人をいう。同項において同じ。）が、
施行日前一年以内に終了した事業年度
又は連結事業年度の所得又は連結所得
に対する法人税につき、所得税法等改
正法附則第二十二條の規定により読み
替へて適用される新法人税法第八十
條第五項において準用する同条第一項、
所得税法等改正法附則第二十六條の
規定により読み替へて適用される新
法人税法第八十一條の三十一第五項
において準用する同条第一項又は所得
税法等改正法附則第二十九條の規定
により読み替へて適用される新法人
税法第四十四條の十三第十一項にお
いて準用する同条第一項の規定によ
り法人税の還付を受けた場合には、新
法人税法第八十三條の規定により法
人税の還付を受けたものとみなして、
新法第五十三條第十二項、第十三項、
第十五項又は第十六項の規定を適用
する。この場合において、次の表の上
欄に掲げる同条の規定中同表の中欄
に掲げる字句は、それぞれ同表の下
欄に掲げる字句とする。

（犯罪事件の処分に関する経過措置）
第四条 三十年新法第一章第十六節第二款の規定
は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日
以後にされた行為に係る地方税に関する犯罪事
件の処分について適用し、同日前にされた行為
に係る地方税に関する犯罪事件の処分について
は、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）
第五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規
定中個人の道府県民税に関する部分は、平成二
十九年度以後の年度分の個人の道府県民税につ
いて適用し、平成二十八年度分までの個人の道
府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第三十五條第一項、第三十七條、第三
十七條の二第一項及び第二項並びに第七百三
十七條の二並びに附則第五條第一項、第五條の
四の二第一項及び第四項、第五條の五第一項、
第六條第二項（第一号に係る部分に限る。）、第
三十三條の二第一項、第三十三條の三第一項
（第一号に係る部分に限る。）、第三十四條の
二第一項（各号に係る部分に限る。）、第三
十四條の三第一項、第三十五條第一項及び
第三十三條、第三十五條の二第二項、第三
十五條の二第二項、第三十五條の四第一項
並びに第四十五條第三項の規定は、平成三十
年度以後の年度分の個人の道府県民税につ
いて適用し、平成二十九年度分までの個人の
道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法附則第四條第一項（第一号に係る部分に
限る。）及び第十四項の規定は、道府県民税
の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日
の属する年の翌年十二月三十一日がこの法律
の施行の日（以下「施行日」という。）以後で
ある同号に規定する買換資産について適用し、
道府県民税の納税義務者の第一条の規定によ
る改正前の地方税法（以下「旧法」という。）
附則第四條第一項第一号に規定する特定譲
渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施
行日前である同号に規定する買換資産につ
いては、なお従前の例による。

4 新法附則第七條の四の規定は、施行日以後に
新法第四十一條第一項の規定によりその例に
よることとされる新法第三百二十八條の五第
二項に規定する納期限が到来する新法第五
十條の二の規定により課する所得割に係る地
方団体の徴収金について適用する。

5 施行日から附則第一条第三号に掲げる規定
の施行の日の前日までの間における新法附則
第七

条の四の規定の適用については、同条中「指
定都市」とあるのは、「地方自治法第二百五
十條の十九第一項の市（以下この条において
「指定都市」という。）の」とする。

6 新法附則第三十四條の二第九項の規定は、
道府県民税の納税義務者の同項に規定する
予定期間の末日が施行日以後である同条第
二項に規定する確定優良住宅地等予定地の
ための譲渡について適用する。

7 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七
号）第二百五十二條の十九第一項の市（以
下この項において「指定都市」という。）の
区域を包括する都道府県は、当該指定都市
に係る平成二十八年年度分及び平成二十九
年度分の道府県民税の所得割（地方税法第
五十條の二の規定により課する所得割を除
き、附則第一条第三号に掲げる規定による
改正前の地方税法第三十五條第一項に規定
する標準税率に係る部分に限る。）に係る
地方団体の徴収金の額（同年度又は平成三
十年度に当該都道府県に払い込まれる収
入額のうち、政令で定めるものに限る。）の
二分の一に相当する額を、政令で定めると
ころにより、当該指定都市に対し交付する
ものとする。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定
中法の道府県民税に関する部分は、施行日
以後に開始する事業年度分の法の道府県
民税及び施行日以後に開始する連結事業
年度分の法の道府県民税について適用し、
施行日前に開始した事業年度分の法の道
府県民税については、なお従前の例による。

9 新法第二十三條第一項（第四号中所得
税法等改正法第十二條の規定による改正
後の租税特別措置法（昭和三十三年法律
第二十六号）以下この項において「新租
税特別措置法」という。）第四十二條の
十一の三の規定に係る部分に限る。以下
この項において同じ。及び附則第八條第
五項（新法第二十三條第一項の規定に係
る部分に限る。）の規定は、附則第一
条第十号に掲げる規定の施行の日以後に
終了する事業年度分の法の道府県民税
について適用し、同日前に終了した事
業年度分の法の道府県民税については、
なお従前の例による。

10 新法第二十三條第一項（第四号の三
中新租税特別措置法第六十八條の十四
の三の規定に係る部分に限る。以下この
項において同じ。）及び

第二十項	
事業年度	事業年度
（同法第八十 條第五項又 は第四百十 四條の十三 第十一項に 規定する中 間期間を含 む。）	所得税法等の一 部を改正する 等の法律（平成 二十九年法律第 四号。以下こ
同法第八十 條又は第百	

項三十第	号三第及び号二第項二十第	号一第項二十第	
事業年度 (法人税法第 八十条第五 項又は第百 四十四條の 十三第十一 項に規定す る中間期間 を含む。)	同法	法人税法第 八十条	四十四條の 十三 の項及び次項において「所得税法等改正法」という。附則第二十二條の規定により読み替えられた所得税法等改正法第二條の規定による改正後の法人税法(以下この項及び次項において「新法人税法」という。)第八十条第五項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項
事業年度 (法人税法第 八十条第五 項又は第百 四十四條の 十三第十一 項に規定す る中間期間 を含む。)	法人税法	所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項	所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替えられた新法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項

項六十第	項五十第	号二第項三十第	
連結事業年度(法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。)	連結事業年度(同法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。)	同法第八十条又は第百四十四條の十三 (同法) 法人税法第百四十四條の十三(第一項第一号)	所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替えられた新法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項又は所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項
連結事業年度(法人税法第八十一条の三十一第五項に規定する中間期間を含む。)	連結事業年度	所得税法等改正法附則第二十九條の規定により読み替えられた新法人税法第百四十四條の十三第十一項において準用する同条第一項(第一号)	所得税法等改正法附則第二十二條の規定により読み替えられた新法人税法第八十条第五項において準用する同条第一項

13 新法附則第八條の二の二第二項及び第五項の規定は、法人が施行日以後に提出する新法第五	12 新法第五十六條第二項及び第四項並びに第六十四條第一項及び第三項の規定は、平成二十九年一月一日以後に新法第五十六條第二項又は第六十四條第一項に規定する納期限が到来する法人の道府県民税に係る延滞金について適用する。	十三條第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書若しくは新法第二十條の九の第三項の規定による更正請求書に係る法人の道府県民税又は施行日以後にされる新法第五十五條第一項若しくは第三項の規定による更正(施行日前に提出された旧法第二十條の九の第三項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。)に係る事業年度分の法人の道府県民税若しくは施行日以後にされる新法第五十五條第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、法人が施行日前に提出した旧法第五十三條第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書若しくは旧法第二十條の九の第三項の規定による更正請求書に係る法人の道府県民税又は施行日前にされた旧法第五十五條第一項若しくは第三項の規定による更正に係る事業年度分の法人の道府県民税若しくは施行日前にされた同条第一項若しくは第三項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。	第六條 附則第一條第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人道の道府県民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人道の道府県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二條の四十四第四項及び第七十二條の四十五第三項の規定は、平成二十九年一月一日以後に新法第七十二條の四十四第二項に規定する法人の事業税の納期限が到来する法人の事業税に係る延滞金について適用する。	5 新法第七十二條の四十八の規定は、附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。	6 新法附則第九條第十八項及び第九條の二の第二項の規定は、法人が施行日以後に提出する新法第七十二條の三十三第三項若しくは第三項の規定による修正申告書若しくは新法第二十條の九の第三項の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日以後にされる新法第七十二條の三十九、第七十二條の四十一若しくは第七十二條の四十一の二の規定による更正(施行日前に提出された旧法第二十條の九の三の規定による更正請求書に係るものを除く。)に係る事業年度分の法人の事業税について適用し、法人が施行日前に提出した旧法第七十二條の三十三第三項若しくは第三項の規定による修正申告書若しくは旧法第二十條の九の三の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日前にされた旧法第七十二條の三十九、第七十二條の四十一若しくは第七十二條の四十一の二の規定による更正に係る事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。	7 附則第一條第一号に掲げる規定の施行の日前に終了した事業年度に係る法人の事業税についての旧法附則第九條の三の規定の適用については、なお従前の例による。	8 新法第七十二條の五十七の二第一項の規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日以後に同項の申請が行われる場合について適用する。	9 新法第七十二條の五十七の三第一項から第三項までの規定は、附則第一條第三号に掲げる規定の施行の日以後に新法第七十二條の五十七の二第一項の申立てが行われる場合について適用する。	第八條 附則第一條第六号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十二條の四十八第九項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。	第九條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後

の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 施行日から起算して一年を超えない期間内において、新法第七十三条の十四第十一項から第十三項までに規定する道府県の条例が制定施行されるまでの間におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内において道府県の条例で定める割合」とあるのは、「二分の一」とする。

3 旧法附則第十一条第十一項に規定する漁業近代化資金で政令で定めるものの貸付け（当該貸付けの申込みの受理が施行日前であるものに限る。）を受けて施行日以後に不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第十条 三十年新法第七十三条の二第五項及び第六項の規定は、平成二十九年四月一日以後に新築された同条第五項に規定する居住用超高層建築物（建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）第四条第二項の規定により同法第二条第四項に規定する共用部分（以下この条において「共用部分」という。）とされた附属の建物を含む。）（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分（建物の区分所有等に関する法律第二条第三項に規定する専有部分をいう。以下この条及び附則第十七条第五項において同じ。）を有するものを除く。）の専有部分等（専有部分及び共用部分をいう。以下この条において同じ。）の附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同月一日前に新築された旧法第七十三条の二第四項の一棟の建物（建物の区分所有等に関する法律第四条第二項の規定により共用部分とされた附属の建物を含む。以下この条において「特定家屋」という。）の専有部分等の取得、同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限る。）の専有部分等の取得及び同日以後に新築された特定家屋（同日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）の専有部分等の同号に掲げる規定の施行の日前

の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第十一条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

2 道府県知事は、納付すべき自動車取得税（施行日前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを地方税法第二百二十二条第一項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、同法第二百二十九条第四項の規定による通知をする前に、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同条第三項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第二項の規定その他の自動車取得税に関する規定（同法第二百三十二條及び第二百三十三條の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

4 第二項の規定の適用がある場合における地方税法第二百三十条第二項の規定の適用については、同項中「第二百二十二条第一項」とあるのは「同項」と、「この節」とあるのは「この項」と、「納期限までの期間又は当該納期限」とあるのは「納期限」とする。

5 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車取得税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十二条 三十年新法の規定中自動車取得税に関する部分は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十三条 新法附則第十二条の二の七第五項から第七項までの規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中自動車税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 道府県知事は、納付すべき自動車税（平成二十八年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを地方税法第四百九条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、同法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（同法第五百五十二条から第五百五十四条までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十八年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百三十四條の三第一項、第三百三十四條の六、第三百三十四條の七第一項及び第二項並びに第七百三十七條の二並びに附則第五条第三項、第五条の四の二第六項及び第九項、第五条の五第二項、第六条第五項（第一号に係る部分

に限る。）、第三十三條の二第五項、第三十三條の三第五項（第一号に係る部分に限る。）、第三十四條第四項、第三十四條の二第四項（各号に係る部分に限る。）、第三十四條の三第三項、第三十五條第五項及び第七項、第三十五條の二第五項、第三十五條の二の二第五項、第三十五條の四第四項並びに第四十五條第六項の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百三十一條の七の十二第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に同項の申請が行われる場合について適用する。

4 新法第三百三十一條の七の十三の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に新法第三百三十一條の七の十二第一項の申立てが行われる場合について適用する。

5 新法附則第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第十四項の規定は、市町村民税の納税義務者の同号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日以後である同号に規定する買換資産について適用し、市町村民税の納税義務者の旧法附則第四条第一項第一号に規定する特定譲渡の日の属する年の翌年十二月三十一日が施行日前である同号に規定する買換資産については、なお従前の例による。

6 新法附則第三十四條の二第九項の規定は、市町村民税の納税義務者の同項に規定する予定期間の末日が施行日以後である同条第五項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。

7 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

8 新法第二百九十二条第一項（第四号中新租税特別措置法第四十二條の十一の二及び第四十二條の十一の三の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八條第五項（新法第二百九十二条第一項の規定に係る部分

第 二 十 項		事業年度	事業年度
同法第八十 条又は第百	所得税法等の一部を改正 する等の法律（平成二十	（同法第八十 条第五項又 は第百四十 四条の十三 第十一項に 規定する中 間期間を含 む。）	

[illegible]

に規定する納期限が到来する法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

12 新法附則第八條の二の二第八項及び第十一項の規定は、法人が施行日以後に提出する新法第三百二十一條の八第二十二項若しくは第二十三項の規定による申告書若しくは新法第二十条の九の第三三項の規定による更正請求書に係る法人の市町村民税又は施行日以後にされる新法第三百二十一條の十一第一項若しくは第三三項の規定による更正（施行日前に提出された旧法第二十条の九の第三三項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。）

に係る事業年度分の法人の市町村民税若しくは
施行日以後にされる新法第三百二十一条の十一
第一項若しくは第三項の規定による更正に係る
連結事業年度分の法人の市町村民税について適
用し、法人が施行日前に提出した旧法第三百二
十一条の八第二十二項若しくは第二十三項の規
定による申告書若しくは旧法第二十条の九の三
第三項の規定による更正請求書に係る法人の市
町村民税又は施行日前にされた旧法第三百二十
一条の十一第一項若しくは第三項の規定による
更正に係る事業年度分の法人の市町村民税若し
くは施行日前にされた同条第一項若しくは第三
項の規定による更正に係る連結事業年度分の法
人の市町村民税については、なお従前の例によ
る。

第十六条 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に關する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十八年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十九条の三第二十八項から第三十項までの規定は、平成三十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十九条の三の三第一項の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同項に規定する震災等（次項及び第六項において

「震災等」という。）により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した旧法第三百四十九条の三の三第一項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 新法第三百四十九条の三の四及び附則第十五条の三の二の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した震災等に係る新法第三百四十九条の三の四に規定する償却資産に対して課する平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用する。

5 新法第三百五十二條第二項及び第三項の規定は、平成二十九年一月二日以後に新築された同条第二項に規定する居住用超高層建築物（施行日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものを除く。）に対して課する平成三十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同月二日前に新築された地方税法第三百四十一條第十二号に規定する区分所有に係る家屋（以下この項において「区分所有に係る家屋」という。）及び同日以後に新築された区分所有に係る家屋（施行日前に最初の売買契約が締結された人の居住の用に供する専有部分を有するものに限り。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百五十二條の三及び附則第十五条の十一の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した震災等に係る新法第三百五十二條の三に規定する家屋に対して課する平成二十九年以後の年度分の固定資産税について適用する。

7 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号）の施行の日（平成二十九年三月三十一日）までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十六年四月一日から平成二十八年九月三十日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する基準適合表示車に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五

条第三十六項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 水防法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二十二号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成二十六年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する機器に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十八号）の施行の日から平成二十九年三月三十一日までの期間（以下この項において「旧適用期間」という。）に旧法附則第十五条第四十六項に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条第四十六項に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条第四十六項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により機械及び装置を引き渡しに使用させる事業を行う者が旧適用期間に取得をした同条第四十六項に規定する経営力向上設備等に該当する機械及び装置を、旧適用期間にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械及び装置を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 施行日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日（前日）までの間における新法附則第七條の二第五項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第二十六項、第四十二項、第四十四項及び第四十五項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第七條の二第六項の表附則第十五条第十三項、第十九項、第二十二項、第二十三項、第四十五項、第四十六項、第四十七項及び第四十八項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「第四十四項及び第四十五項」とあるのは、「及び第四十四項」とする。

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税に関する部分は、平成二十九

年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成二十八年年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 市町村長は、納付すべき軽自動車税（平成二十八年年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを地方税法第四百四十五條第二項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、同法第十三条第一項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同法第四百四十七條から第四百四十九條までの規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

4 前二項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における軽自動車税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成二十九年以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十八年年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新法第七百二条の四の二の規定は、平成二十八年四月一日以後に発生した同条に規定する震災等に係る同条に規定する家屋に対して課する平成二十九年以後の年度分の都市計画税について適用する。

3 平成二十五年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に締結された旧法附則第十五条第三十六項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定倉庫に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第二十条 三十年新法第七百三条の四並びに附則第三十八條及び第三十八條の二の規定は、平成

三十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十二條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成二十九年六月二日法律第四十五号）抄

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第百三条の二、第百三条の三、第百六十七條の二、第百六十七條の三及び第三百六十二條の規定は、公布の日から施行する。

附則（平成二十九年六月二日法律第四十六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十六條の規定は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第八条 前条の規定による改正後の地方税法附則第十一条第十三項の規定は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第十五條 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（平成二十九年二月一日法律第 八四号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五条、第九条及び第十一条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第十条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む）は、政令で定める。

附則（平成三〇年三月三十一日法律第三 号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十二条の百九第二項の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日

二 第一条中地方税法第七十四条の改正規定、同法第七十四条の三の次に一条を加える改正規定、同法第七十四条の四、第七十四条の五及び第六百六十四条の改正規定、同法第四百六十六条の次に一条を加える改正規定並びに同法第四百六十七條及び第四百六十八條の改正規定並びに第七條（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第十二条第三項から第六項まで、第八項、第九項及び第十一項並びに第二十條第五項の改正規定を除く。）並びに附則第十条及び第二十三条の規定 平成三十年十月一日

三 第一条中地方税法第十九条の七第一項ただし書、第二十三条第一項第十八号、第四十五条の二第二項、第五十五条の二第二項、第七十二条第五号、第七十二条の三十九の二第二項、第二百九十二条第一項第十四号、第三百十七條の二第二項及び第三百二十一條の十一の二第二項の改正規定並びに同法附則第三十四條の二第三項及び第六項の改正規定並びに第九条（次号及び第七号に掲げる改正規定を除く。）並びに次条第一項及び第六項から第九項まで並びに附則第六條第二項から第八項まで、第十七條第一項及び第六項から第九項

まで並びに第三十七條の規定 平成三十一年一月一日

四 第二条、第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第四十条第三項の改正規定及び第十一条並びに附則第三条、第七條、第二十一条、第三十四条及び第三十五条の規定 平成三十一年四月一日

五 第三条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び第十二条（第七号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十一条及び第二十四条の規定 令和元年十月一日

六 第三条中地方税法第二十三条第一項、第五十三条第十五項、第二百九十二条第一項及び第三百二十一条の八第十五項の改正規定並びに同法附則第四十八條の改正規定並びに附則第四条及び第十八條の規定 令和二年一月一日

七 第四条（次号及び第九号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條第一項ただし書の改正規定、同法第五項の改正規定（第七十二條の三十三第三項）を「第七十二條の三十一第三項」に改める部分に限る。）及び同法第四十条第五項の改正規定（第七十二條の三十三第三項）を「第七十二條の三十一第三項」に改める部分に限る。）並びに第十二条中地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法第二十一条の改正規定並びに附則第五条第二項、第八条、第九条、第十九條第二項及び第四十二條の規定 令和二年四月一日

八 第四条中地方税法第七十四条の四第三項、第七十四条の五、第四百六十七條第三項及び第四百六十八條の改正規定並びに附則第十二條及び第二十五條の規定 令和二年十月一日

（「得た金額」の下に「に十万円を加算した金額」を加える改正規定に限る。）並びに同条第二項、第四項及び第五項の改正規定並びに附則第五条第一項及び第十九條第一項の規定 令和三年一月一日

十 第五条並びに附則第十三條及び第二十六條の規定 令和三年十月一日

十一 第六条並びに附則第十四條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

十二 第一条中地方税法附則第八條第十五項を同条第十七項とし、同項の前に二項を加える改正規定並びに同法附則第十五條に三項を加える改正規定（同条第四十七項に係る部分に限る。）並びに次条第三項及び第四項並びに附則第七條第三項及び第四項の規定 生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の施行の日

十三 第一条中地方税法附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第十五項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五條に三項を加える改正規定（同条第四十八項に係る部分に限る。）都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日

十四 第一条中地方税法第七十三條の四第一項第二十一号の改正規定並びに同法附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第十六項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五條第四十三項の改正規定 産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）の施行の日

十五 第一条中地方税法第七十三條の十四第十四項及び第三百四十九條の三第三十一項の改正規定 生活困窮者等の自立を促進するため生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第四十四号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第四十五条の二第二項の規定は、令和元年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成三十年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開

始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新法第二十三条第一項（第四号中所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下「所得税法等改正法」という。）第十五條の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下この条及び附則第十七條において「新租税特別措置法」という。）第四十一條の十一の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八條第十五項（新法第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、前条第十二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 新法第二十三条第一項（第四号の三中新租税特別措置法第六十八條の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八條第十六項（新法第二十三条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、前条第十二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

5 施行日から前条第十二号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法第二十三条第一項第四号（新法附則第八條第二項の規定により読み替えられた同条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第三号の三の規定の適用については、新法第二十三条第一項第四号イ中「第四十二條の十二の五、第四十二條の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二條の十二の五」と、同号ロ中「第四十二條の十二の五及び第四十二條の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「及び第四十二條の十二の五」と、同項第四号の三中「第六十八條の十五の六、第六十八條の十五の七」とあるのは「第六十八條の十五の六」と、新法附則第八條第二項中「第四十二條の十二の六」とあるのは「第四十二條の十二の五」とする。

[illegible]

の施行日以後に開始する事業年度に係る新租税特別措置法第六十六条の九の三第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融関係法人部分課税対象金額に係る新法第五十三條第二十五項に規定する控除対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融関係法人部分課税対象金額に係る新法第五十三條第二十五項に規定する個別控除対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

12 新法第六十五条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項又は第四項の申告書の提出期限が到来する法人の道府県民税に係る延滞金について適用する。

第三条 第二条の規定による改正後の地方税法（以下「三十一年新法」という。）第七十一条の二十六第一項の規定は、令和元年度以後に市町村に対し交付すべき利子割交付金（支払を受けるべき地方税法第二十三条第一項第十四号に掲げる利子等の額により課する道府県民税に係る交付金を用い、以下この項において同じ。）について適用し、平成三十年度までに市町村に対し交付する利子割交付金については、なお従前の例による。

2 三十一年新法第七十一条の四十七第一項の規定は、令和元年度以後に市町村に対し交付すべき配当割交付金（支払を受けるべき地方税法第二十三条第一項第十五号に掲げる特定配当等の額により課する道府県民税に係る交付金を用い、以下この項において同じ。）について適用し、平成三十年度までに市町村に対し交付する配当割交付金については、なお従前の例による。

3 三十一年新法第七十一条の六十七第一項の規定は、令和元年度以後に市町村に対し交付すべき株式等譲渡所得割交付金（地方税法第二十三条第一項第十七号に掲げる特定株式等譲渡所得金額により課する道府県民税に係る交付金を用い、以下この項において同じ。）について適用し、平成三十年度までに市町村に対し交付する株式等譲渡所得割交付金については、なお従前の例による。

第四条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法第二十三条第一項（第四号及び

第四号の三に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五条 附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第七号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「二年四月新法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二条（第五号中法人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 前項の規定により新法第七十二条（第五号中法人の事業税に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設（旧法第七十二条第五号に規定する恒久的施設を用い、以下この項及び第七項において同じ。）を有していた地方税法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（新法第七十二条第五号に規定する恒久的施設に該当するも

のを有していなかったものに限る。）を用い、）又は旧恒久的施設を有していなかった外国法人（同日において旧恒久的施設を有していなかった地方税法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（当該恒久的施設に該当するものを有していたものに限る。）を用い、）に係る新法第七十二条の二第六項、第七十二条の十三第五項及び第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十二条の二第六項	第七十二条の二第六項	第七十二条の二第六項	第七十二条の二第六項
外国法人	旧恒久的施設を有していた外国法人（地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下この項及び第七十二条の十三第五項において「地方税法等改正法」という。）附則第六条第三項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人を用い、第七十二条の十三第五項において同じ。）	恒久的施設	旧恒久的施設（地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条第五号に規定する恒久的施設を用い、第七十二条の二十六第一項において同じ。）
恒久的施設	旧恒久的施設（地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条第五号に規定する恒久的施設を用い、第七十二条の二十六第一項において同じ。）	恒久的施設	旧恒久的施設（地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条第五号に規定する恒久的施設を用い、第七十二条の二十六第一項において同じ。）
恒久的施設	旧恒久的施設（地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条第五号に規定する恒久的施設を用い、第七十二条の二十六第一項において同じ。）	恒久的施設	旧恒久的施設（地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法第七十二条第五号に規定する恒久的施設を用い、第七十二条の二十六第一項において同じ。）

第六項

4 所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における所得税法等改正法附則第二十一条第二項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人又は同項に規定する旧恒久的施設を有していなかった外国法人に係る新法第七十二条の二十六第八項及び第七十二条の四十第一項の規定の適用については、新法第七十二条の二十六第八項中「第四百四十四条の三第一項ただし書」とあるのは「所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（第七十二条の四十第一項第二号において「読替え後の新法人税法」という。）第四百四十四条の三第一項ただし書」と、「同法」とあるのは「法人税法」と、新法第七十二条の四十第一項第二号中「第四百四十四条の六第一項」とあるのは「読替え後の新法人税法第四百四十四条の六第一項」とする。

5 前二項に定めるもののほか、第二項の規定により新法第七十二条（第五号中法人の事業税に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合又は所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条（第十二号の十九に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における法人の事業税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

6 新法第七十二条（第五号中個人の事業税に係る部分に限る。）の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の事業税について適用し、令和元年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。

7 前項の規定により新法第七十二条（第五号中個人の事業税に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設を有していた地方税法の施行地に主たる事務所又は事業所を有しない個人（新法第七十二条第五号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。）に係る新法第七十二条の二第六項の規定の適用については、同項中「この法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第

三号。以下この項において「地方税法等改正法」という。附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設（地方税法等改正法第一条の規定による改正前の第七十二条第五号に規定する恒久的施設をいう。以下この項において同じ。）を有していたこの法律の施行地に主たる事務所若しくは事業所を有しない個人（恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限り。）と、「恒久的施設」とあるのは「旧恒久的施設」とする。

8 前項に定めるもののほか、第六項の規定により新法第七十二条（第五号中個人の事業税に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における個人の事業税に関する規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうちガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもの（以下この項において「特定ガス供給業」という。）を行っていた法人（同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限り。）を除く。）の特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合においては、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、特定ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

10 新法第七十二条の二十三第三項（第二号及び第四号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に行われる同項に規定する社会保険診療について適用し、施行日前に行われた旧法第七十二条の二十三第三項に規定する社会保険診療については、なお従前の例による。

11 法人の施行日前に終了した事業年度に係る旧法第七十二条の二十五、第七十二条の二十八又は第七十二条の二十九の規定による申告書（令和三年四月一日以後に提出するものを除く。）及び法人の施行日前に旧法第七十二条の二十六第一項の規定により申告納付の義務が発生した同条の規定による申告書並びにこれらの申告書に係る旧法第七十二条の三十三第二項又は第三項の規定による修正申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧法第七十二条の三十五第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

12 新法第七十二条の四十五の二第二項及び第三項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項の申告書の提出期限が到来する法人の事業税に係る延滞金について適用する。

第七條 三十一年新法第七十二条の四第一項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第八條 二年四月新法第七十二条の二第四項、第七十二条の三十二及び第七十二条の三十二の二並びに附則第九條第二十三項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 二年四月新法第七十二条の二の二第八項、第七十二条の二十五第十五項及び第十六項、第七十二条の二十六第十項及び第十一項、第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第九條 （地方消費税に関する経過措置）
二年四月新法第七十二条の七十八第四項並びに二年四月新法附則第九條の五後段の規定

により読み替えられた二年四月新法第七十二条の八十九の二及び第七十二条の八十九の三第一項前段の規定は、地方税法第七十二条の七十八第三項に規定する課税期間が附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する場合については適用し、当該課税期間が同日前に開始した場合については、なお従前の例による。

第十條 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた道府県たばこ税について、なお従前の例による。

2 平成三十年十月一日前に地方税法第七十四条の二第二項に規定する売渡し又は同条第二項に規定する売渡し若しくは消費税等（同法第七十四条の六第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。以下この条から附則第十三条までにおいて「売渡し等」という。）が行われた旧法第七十四条第一号に規定する製造たばこ（地方税法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第二号）附則第二十三條第二項において「平成二十七年改正法」という。）附則第十二條第一項に規定する紙巻たばこ三級品を除く。以下この条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する地方税法第七十四条の二第二項に規定する卸売販売業者等（以下この条から附則第十三条までにおいて「卸売販売業者等」という。）又は新法第七十四条第一項第四号に規定する小売販売業者（以下この条から附則第十三条までにおいて「小売販売業者」という。）がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなすときは、これらの者がこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する都道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を平成三十年十月三十一日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分（新法第七十四条第二項に規定する製造たばこの区分をいう。以下この条から附則第十三条までにおいて同じ。）及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われたものにより算出した道府県たばこ税の課税標準となる製造たばこの本数

二 前号の課税標準となる製造たばこの本数により算出した前項の規定による道府県たばこ税額

4 第二項に規定する者が、前項の規定による申告書を、附則第二十三條第三項に規定する市町村たばこ税に係る申告書又は所得税法等改正法附則第五十一条第二項に規定するたばこ税に係る申告書と併せて、これらの規定に規定する市町村長又は税務署長に提出したときは、その提出を受けた市町村長又は税務署長は、前項の規定による申告書を受領することができ、この場合においては、当該申告書は、同項に規定する都道府県知事に提出されたものとみなす。

5 第三項の規定による申告書を提出した者は、平成三十一年四月一日までに、当該申告書に記載した同項第二号に掲げる道府県たばこ税額に相当する金額を当該申告書を提出した都道府県に納付しなければならない。

6 第二項の規定により道府県たばこ税を課する場合においては、同項から前項までに規定するもののほか、新法第七十四条の四第一項、第七十四条の五、第七十四条の六、第七十四条の十、第七十四条の十一及び第七十四条の十四の規定を除く。）を適用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七十四條の四第二項	前項	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第三号。以下この節

	第七十四 条の二十 一第一項	経過する日	経過する日（当該 経過する日が平成 三十一年四月一日 前である場合には、 同日）
	第七十四 条の二十 一第二項	第七十四条 の十第一項 又は第三項	平成三十年改正法 附則第十条第五項
	第七十四 条の二十四 第二項	、第七十四 条の十第一 項又は第三 項	、平成三十年改正 法附則第十条第五 項
第七十四 条の二十四 第二項 第一号	その提出期 限	平成三十年改正法 附則第十条第五項 の納期限	
	申告書	申告書又は修正申 告書	
	第七十四 条の十第 一項又は 第三項	当該	
	その提出期 限	平成三十年改正法 附則第十条第五項 の納期限	
第七十四 条の二十 二第二項 第二号	に	平成三十年改正法 附則第十条第五項 の納期限後に提出 した修正申告書に 当該	
第七十四 条の二十 二第二項 第三号	修正申告書	当該	
	を		
第七十四 条の二十四 第二項	第七十四 条の十第一 項若しくは 第三項の納 期又は第七 十四条の十 三第一項	平成三十年改正法 附則第十条第五項	

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該都道府県の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定によ

る当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により都道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

第十一条 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

第十二条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第七十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第九項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する都道府県において道府県たばこ税を課する。この場合における道府県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該道府県たばこ税の税率は、千本につき七十円とする。

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式により、次に掲げる事項を記載した申告書を令和二年十一月二日までに、当該貯蔵場所又は小売販売業者の営業所の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 所持する製造たばこの区分及び区分ごとの数量並びに当該数量のうち売渡し等が行われ

第七十 四 四 第三	第七十 四 四 第二	第七十 四 四 第一	地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号。以下この節において「平成三十年改正法」という。）附則第十二条第二項
			平成三十年改正法附則第十二条第二項

	申告書	申告書又は修正申告書
第七十条の二第二項第一号	その提出期限	平成三十年改正法附則第十三条第五項の納期限
第七十条の二第二項第三号	修正申告書の提出期限	平成三十年改正法附則第十三条第五項の納期限後に提出した修正申告書に 当該
第七十条の二第三項	第七十四条の十第一項若しくは第三項の納期限又は第七十四條の十第三項	平成三十年改正法附則第十三条第五項
7	卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該都道府県の区域内の小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により道府県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該道府県たばこ税に相当する金額を、地方税法第七十四条の十四の規定に準じて、同条の規定による當該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき道府県たばこ税額に相當する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る道府県たばこ税額から控除し、又は當該卸売販売業者等に還付する。この場合において、當該卸売販売業者等が同法第七十四条の十第一項から第三項まで又は第五項の規定により、都道府県知事に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、當該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。	
第十四条	附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった道府県たばこ税については、なお従前の例による。	

第十五条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第十一項まで及び第十三項の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第十七条 新法第三百十七条の二第一項の規定

に、令和元年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の

施行以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第二百九十二条第一項（第四号中新租税特別措置法第四十二条の十二の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十五項（新法第二百九十二条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第二百九十二条第一項（第四号の三中新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八条第十六項（新法第二百九十二条第一項の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第十二号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村村民税について適用し、同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村村民税については、なお従前の例による。

の施行の日の前日までの間における新法第二百九十二条第一項第四号（新法附則第八条第二項の規定により読み替えられた同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四号の三の規定の適用については、新法第二百九十二条第一項第四号イ中「第四十二の十二の五、第四十二の十二の六（第二項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「第四十二条の十二の五」と、同号ロ中「第四十二の十二の五及び第四十二条の十二の六（第一項、第三項、第四項及び第七項を除く。）」とあるのは「及び第四十二条の十二の五」と、同項第四号の三中「第六十八条の十五の六、第六十八条の十五の七」とあるのは「第六十八条の十五の六」と、新法附則第八条第二項中「第四十二の十二の六」とあるのは「第四十二条の十二の五」とする。

6 新法第二百九十二条第一項（第十四号に係る

掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

7 前項の規定により新法第二百九十二条第一項（第十四号に係る部分に限る。）の規定の適用がある場合における旧恒久的施設を有していた外国法人（附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日の前日において旧恒久的施設（旧法第二百九十二条第一項第十四号に規定する恒久的施設をいう。）を有していた地方税法第二百九十二条第一項第三号に規定する外国法人（新法第

二百九十二条第一項第十四号に規定する恒久的施設に該当するものを有していなかったものに限る。）をいう。）に係る新法第二百九十四条第

五項の規定の適用については、同項中「外国法人」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第十七条第七項に規定する旧恒久的施設を有していた外国法人」と、「恒久的施設」とあるのは「同法第一条の規定による改正前の地方税法第二百九十二条第一項第十四号に規定する恒久的施設」とする。

8 所得税法等改正法附則第二十一条第一項の規定により新法人税法第二条(第十二号の十九に

[illegible][illegible]

附則第八條の二の二第八項	同法	法人税法	所得税法等の一部を改正する法律附則第二十一条第二項の規定により読み替えて適用される同法第二条の規定による改正後の法人税法（以下この項において「読み替え後の新法人税法」という。）第四百十四條の三第一項
同法第四百十四條の四	同法第四百十四條の六	読み替え後の新法人税法第四百十四條の六	読み替え後の新法人税法第四百十四條の六

係る新租税特別措置法第六十六条の九の三第四項に規定する課税対象金額、部分課税対象金額若しくは金融関係法部分課税対象金額に係る新法第三百二十一条の八第二五項に規定する個別課税対象所得税額等相当額又は新租税特別措置法第六十八条の九十三の三第四項に規定する個別課税対象金額、個別部分課税対象金額若しくは個別金融関係法部分課税対象金額に係る新法第三百二十一条の八第二五項に規定する個別課税対象所得税額等相当額に係る同項の規定により法人税割額から控除すべき金額について適用する。

12 新法第三百二十七条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項又は第四項の申告書の提出期限が到来する法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

12 新法第三百二十七条第二項、第三項、第五項及び第六項の規定は、平成二十九年一月一日以後に同条第一項又は第四項の申告書の提出期限が到来する法人の市町村民税に係る延滞金について適用する。

第十八条 附則第 六条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法第二百九十二条第一項（第四号及び第四号の三に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に終了する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に終了した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十九条 附則第一条第九号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の市町村民税に關する部分は、令和三年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 二年四月新法の規定中法人の市町村民税に關する部分は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第二十条 別段の定めがあるものを除き、新法の

規定中固定資産税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十九年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

一号から第三号までに掲げる宅地等で平成三十

年度までの各年度に係る賦課期日において新法

規定する売渡し若しくは消費等（同法第四百六

[illegible][illegible]

第四十八 十二条第 三項	第四百七十 三条第一項	平成三十年改正法附 則第二十三条第五項
二項の納期 限又は第四 百七十六条	若しくは第 二項の納期 限又は第四 百七十六条	
7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る除戻又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。		
8 平成三十年年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合」に百分の百を乗じて得た割合」とする。		
第二十四条 次項に定めるものを除き、附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日前に課した又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。		
2 令和元年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合」に百分の百を乗じて得た割合」とする。		
第二十五条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。		
2 令和二年十月一日前に売渡し等が行われた新法第四百六十四条第一項第一号に規定する製造たばこ（以下この条及び次条において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合には、		

百七十六条

第一項

7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、当該市町村の区域内に小売販売業者の営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第二項の規定により市町村たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市町村たばこ税に相当する金額を、地方税法第四百七十七条の規定に準じて、同条の規定による当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市町村たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市町村たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が同法第四百七十三条第一項、第二項又は第四項の規定により市町村長に提出すべき申告書には、総務省令で定めるところにより、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数についての明細を記載した書類を添付しなければならない。

8 令和二年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百十を乗じて得た割合」とする。

第二十六条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和三年十月一日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第五十一条第十一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこを同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所の所在する市町村において市町村たばこ税を課する。この場合における市町村たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる

いては、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百十二を乗じて得た割合」とする。

第二十七条 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであつた市町村たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和四年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百十二を乗じて得た割合」とする。

3 令和五年度の市町村たばこ税に係る地方税法第四百八十五条の十三第一項の規定の適用については、同項中「割合」とあるのは、「割合に百分の百五を乗じて得た割合」とする。

（鉱産税に関する経過措置）

第二十八条 地方税法第五百二十二条の規定による申告書で法人が施行日前に提出したものに係る旧法第五百二十三条第一項から第三項までの規定による自署及び押印については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第二十九条 新法第七百一条の三十四第三項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成三十年以後の年分の個人の事業（施行日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成三十年前の年分の個人の事業及び平成三十年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第三十条 次項に定めるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、平成三十年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成二十九年年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 平成二十三年五月二日から平成三十年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第五十六条の二第一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、同条の規定は、なおその効力を有する。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第三十一条 新法附則第三十八条及び第三十八条の三の規定は、平成三十年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十九年

分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

第三十二条 都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の三第一項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。）は、平成三十一年二月二十日までに、それぞれ一人の地方税共同機構（次条及び附則第三十五条第一項において「機構」という。）の設立委員を選任しなければならない。

第三十三条 設立委員は、平成三十一年三月十五日までに、三十一年新法第七百六十五条第一項各号に掲げる事項につき定款を定め、並びに機構の最初の事業年度の事業計画及び予算を作成し、その定款、事業計画及び予算について総務大臣の認可を申請しなければならない。

2 総務大臣は、前項の認可をしたときは、直ちにその旨を告示するものとする。

3 機構は、前項の規定による告示があったときは、平成三十一年四月一日に成立する。この場合において、機構は、遅滞なく、その定款を公告しなければならない。

4 設立委員は、機構の理事長となるべき者を指名する。

5 前項の規定により指名された機構の理事長となるべき者は、機構の成立の時に、機構の理事長となるものとし、その任期は、機構の成立後最初に開催される代表者会議において理事長が任命されるまでの間とする。

6 設立委員は、機構が成立したときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長に引き継がなければならない。

7 機構の行う設立の登記は、平成三十一年四月一日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならない。

第三十四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に地方税共同機構という名称を使用している者については、三十一年新法第七百六十七条第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行後六月間は、適用しない。

第三十五条 平成十八年四月一日に設立された一般社団法人地方税電子化協議会（次項において「地方税電子化協議会」という。）は、平成三十一年四月一日に解散し、その一切の権利及び義務は、解散時において機構が承継する。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しない。

2 前項の規定により地方税電子化協議会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（罰則に関する経過措置）

第三十九条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び地方法人特別税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四十条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年六月八日法律第四一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定（「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分を除く。）、第六条第二項の改正規定、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条第一項の改正規定、第十四条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定、第十九条に一号を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の改正規定並びに第三十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二条第三項の改正規定並びに附則第三条、第十二条（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）附則第十九条第一項第一号の改正規定中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一〇号）」に改める部分を除く。）及び第十三条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 題名の改正規定、第一条及び第二条の改正規定、第三条の改正規定（「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分に限る。）、第九條第二項の改正規定並びに第十四条第四項の改正規定並びに附則第四条から第八条まで、第九条（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）附則第二条第一項の改正規定に限る。）、第十一条及び第十二条（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第十九条第一項第一号の改正規定中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一〇号）」に改める部分を除く。）、第十四条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第四百三十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年五月二五日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第五十条及び第五十二条の規定は、公布の日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第五十一条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第五十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年六月八日法律第四一五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条の改正規定（「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分を除く。）、第六条第二項の改正規定、第九条第一項の改正規定、第十条の改正規定、第十三条第一項の改正規定、第十四条第二項の改正規定及び同条第三項の改正規定、第十九条に一号を加える改正規定、第二十五条の改正規定、第二十六条の改正規定並びに第三十二条の次に一条を加える改正規定並びに附則第二条第三項の改正規定並びに附則第三条、第十二条（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）附則第十九条第一項第一号の改正規定中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一〇号）」に改める部分を除く。）及び第十三条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 題名の改正規定、第一条及び第二条の改正規定、第三条の改正規定（「独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構」を「独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に改める部分に限る。）、第九條第二項の改正規定並びに第十四条第四項の改正規定並びに附則第四条から第八条まで、第九条（日本郵便株式会社法（平成十七年法律第百号）附則第二条第一項の改正規定に限る。）、第十一条及び第十二条（郵政民営化法等の一部を改正する等の法律附則第十九条第一項第一号の改正規定中「第四条の規定による改正後の独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法（平成十七年法律第一〇号）」に改める部分を除く。）、第十四条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第四百三十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四百四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年三月二九日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三十七条の二、第四十五条の二第二項ただし書、第三百四十四条の七及び第三百七十七條の二第二項ただし書の改正規定並びに同法附則第五条の五から第五条の七まで、第七条、第七條の二及び第三十三條の二第三項第四号の改正規定、同条第七項第四号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三條の三第三項第四号の改正規定、同条第七項第十一項に改める部分に限る。）、同法附則第三十三條の四の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五條第四号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五條の四第二項第四号の改正規定並びに同条第五項第四号

郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一〇号）に改める部分に限る。）の規定、平成三十一年四月一日

（政令への委任）

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三〇年六月一三日法律第四五五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（平成三〇年六月二〇日法律第五六号）抄

（施行期日）

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。

附則（平成三一年三月二九日法律第二九号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第三十七条の二、第四十五条の二第二項ただし書、第三百四十四条の七及び第三百七十七條の二第二項ただし書の改正規定並びに同法附則第五条の五から第五条の七まで、第七条、第七條の二及び第三十三條の二第三項第四号の改正規定、同条第七項第四号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十三條の三第三項第四号の改正規定、同条第七項第十一項に改める部分に限る。）、同法附則第三十三條の四の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五條第四号の改正規定（「同条第二項」を「同条第十一項」に改める部分に限る。）、同法附則第三十五條の四第二項第四号の改正規定並びに同条第五項第四号

郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構法（平成十七年法律第百一〇号）に改める部分に限る。）の規定、平成三十一年四月一日

（政令への委任）

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

う。）第三十七条の二第二項第一号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。この場合において、道府県民税の所得割の納税義務者が前条第一号に掲げる規定の施行の日から令和元年十二月三十一日までの間に支出する新法第三十七条の二第二項に規定する特例控除対象寄附金に係る新法附則第七条第二項及び第六項の規定の適用については、同条第二項中「を行う」とあるのは「又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めを行う」と、同条第六項第三号中「特例控除対象寄附金」とあるのは「特例控除対象寄附金又は第三十七条の二第二項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限り）」と、「送付した」とあるのは「送付し、又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第七条第五項の規定により同条第一項に規定する申告特例通知書を送付した」とし、道府県民税の所得割の納税義務者が平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日までの間に支出した旧法第三十七条の二第二項第一号に掲げる寄附金に係る旧法附則第七条第六項の規定の適用については、同項第三号中「送付した」とあるのは、「送付し、又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第七条第五項の規定により同条第一項に規定する申告特例通知書を送付した」とする。

8 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 新法附則第七条の五（法人の道府県民税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

第三条 附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下この条及び附則第十四条において「二年新法」という。）第四十五条の

二第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度分の個人の道府県民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の道府県民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 二年新法第四十五条の三の二第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき二年新法第四十五条の二第二項に規定する給与について提出する二年新法第四十五条の三の二第二項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 二年新法第四十五条の三の三第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第六号）第一条の規定による改正後の所得税法（昭和四十年法律第三十三号。以下この項及び附則第十四条第三項において「新所得税法」という。）第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する二年新法第四十五条の三の三第一項に規定する申告書について適用する。

4 二年新法附則第四十四条の二第二項から第五項までの規定は、令和二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五条 新法附則第八条の五の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

2 新法附則第九条第二十二項の規定は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

第六条 附則第一条第二号に掲げる規定による改正後の地方税法（附則第十一条及び第十八条において「元年十月新法」という。）第七十二条の二十四の七並びに附則第九条の二及び第九条の二の二の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度に係る法人の事業税についての地方税法第七十二条の二十六第一項の規定の適用については、同項中「六倍」とあるのは、「六・三倍」とする。

第七条 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第八条 附則第一条第十三号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十三条の二十七の六第一項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の同項に規定する土地の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の同号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十三条の二十七の六第一項に規定する土地の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

第九条 新法の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

第十条 新法の規定中自動車税に関する部分は、令和元年度分の自動車税について適用し、平成三十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十四条第三項の規定により納税義務を免除される平成二十九年度分及び平成三十一年度分の自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第四項の規定による還付又は同条第五項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十一条 別段の定めがあるものを除き、元年十月新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割について適用する。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後最初に行う地方税法第四百九条第三項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和三年四月一日以後に同条第一項又は第二項

の規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後最初に行う地方税法第五百七条第五項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和三年四月一日以後に同条第一項から第四項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

4 元年十月新法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和二年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

5 平成二十四年四月一日から地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。以下この条及び附則第十八条において「平成二十八年改正法」という。）附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日の前日までの間に総務大臣が平成二十八年改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第十八条において「二十八年旧法」という。）附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した同号に規定する自動車持出困難区域（以下この条及び附則第十八条において「旧自動車持出困難区域」という。）のうち、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十七号）の施行の日以後最初に二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定により指定して公示した区域（次項及び附則第十八条において「初回指定旧自動車持出困難区域」という。）については、平成二十三年三月十一日を元年十月新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による同号に規定する自動車等持出困難区域（以下この条及び附則第十八条において「自動車等持出困難区域」という。）を指定する旨の公示があった日とみなして、同項並びに元年十月新法附則第五十三条の二第三項並びに第五十四条第二項、第三項及び第七項の規定を適用する。

6 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二条第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があった日を元年十月新法附則第五十三条の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があった日とみなして、同項、同条第三項並びに元年十

月新法附則第五十四條第二項、第三項及び第七項の規定を適用する。

7 旧自動車持出困難区域のうち、平成二十八年改正法附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日以前までに二十八年旧法附則第五十二条第二項第二号の規定による旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった区域については、当該旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日を元年十月新法附則第五十三条の二第二項第二号の規定による自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があった日とみなして、同項（同号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

第十二条 附則第一条第八号に掲げる規定による改正後の地方税法第七十七條の六第一項の規定は、令和四年度以後に同項の規定により交付すべき交付金について適用し、令和三年度分までの同号に掲げる規定による改正前の地方税法第七十七條の六第一項の規定により交付する交付金については、なお従前の例による。

2 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第十三条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成三十年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十四條の七第一項及び第十一項並びに附則第五條の五第二項、第五條の六第二項、第五條の七第二項並びに第七條の二第四項及び第五項の規定は、令和二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新法第三百十四條の七第一項及び第十一項並びに附則第五條の五第二項、第五條の七第二項及び第七條の二第四項の規定の適用については、令和二年度分の個人の市町村民税に限り、次の表の上欄に掲げる新法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十條の四第一項	第三十條の四第一項	第三十條の四第一項
を支出し、当該特例控除対象寄附金	又は第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）を支出し、これらの寄附金	の特例控除対象寄附金の額及び第一号寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）の額
の特例控除対象寄附金の額	の特例控除対象寄附金の額及び同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）の額	の特例控除対象寄附金の額及び同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）の額
の特例控除対象寄附金の額	の特例控除対象寄附金の額及び同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）の額	の特例控除対象寄附金の額及び同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）の額

附則第七條第二項	附則第七條第二項	附則第七條第二項
の特例控除対象寄附金	の特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）	の特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）
の特例控除対象寄附金	の特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）	の特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）
の特例控除対象寄附金	の特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）	の特例控除対象寄附金又は同条第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）

附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から令和元年十二月三十一日までの間に支出する新法第三百十四條の七第二項に規定する特例控除対象寄附金に係る新法附則第七條第九項及び第十三項の規定の適用については、同条第九項中「を行う」とあるのは、「又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第七條第九項に規定する申告特例の求めを行う」と、同条第十三項第三号中「特例控除対象寄附金」とあるのは、「特例控除対象寄附金又は第三百十四條の七第一項第一号に掲げる寄附金（令和元年六月一日前に支出したものに限る。）」と、「送付した」とあるのは、「送付し、又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正前の地方税法附則第七條第十二項の規定により同条第八項に規定する申告特例通知書を送付した」とし、市町村民税の所得割の納税義務者が平成三十一年一月一日から令和元年五月三十一日までの間に支出した旧法第三百十四條の七第一項第一号に掲げる寄附金に係る旧法附則第七條第十三項の規定の適用については、同項第三号中「送付した」とあるのは、「送付し、又は地方税法等の一部を改正する法律（平成三十一年法律第二号）第一条の規定による改正後の地方税法附則第七條第十二項の規定により同条第八項に規定する申告特例通知書を送付した」とする。

8 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 新法附則第七條の五（法人の市町村民税に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

第十四条 二年新法第三百十七條の二第六項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に令和二年度以後の年度分の個人の市町村民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日以前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市町村民

税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 二年新法第三百十七条の三の第二項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき二年新法第三百十七条の二第一項に規定する給与について提出する二年新法第三百十七条の三の第二項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 二年新法第三百十七条の三の第三項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき新所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（新所得税法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する二年新法第三百十七条の三の第三項に規定する申告書について適用する。

4 二年新法附則第四十四条の二第六項から第十項までの規定は、令和二年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和元年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成三十年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第八十三号。第四項において「平成二十三年改正法」という。）の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 平成二十三年改正法の施行の日の翌日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十六項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則

第十五条第三十三項に規定する機械類に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第四十一項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 施行日から附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第三十三項、第二十項、第二十三項、第二十四項、第二十七項、第四十三項から第四十五項まで及び第四十八項から第五十項まで、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中「及び第四十八項から第五十項まで」とあるのは、「第四十八項及び第四十九項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）

第十七条 新法の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成三十年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法附則第五十七條第五項、第七項又は第九項の規定により納税義務を免除される平成二十九年度分及び平成三十年度分の軽自動車税に係る地方団体の徴収金に係る同条第十項の規定による還付又は同条第十一項の規定による充当については、なお従前の例による。

第十八条 別段の定めがあるものを除き、元年十月新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後最初に行う地方税法第四百四十六條第三項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和三年四月一日以後に同条第一項又は第二項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

3 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後最初に行う地方税法第四百五十一條第五項の

規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和三年四月一日以後に同条第一項から第四項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

4 元年十月新法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和二年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

5 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域については、平成二十三年三月十一日を元年十月新法附則第五十三條の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日とみなして、元年十月新法附則第五十七條第二項及び第三項並びに第五十八條第四項から第九項まで及び第三十三項の規定を適用する。

6 旧自動車持出困難区域のうち、初回指定旧自動車持出困難区域以外の区域については、当該区域に係る二十八年旧法附則第五十二條第二項第一号の規定による旧自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日を元年十月新法附則第五十三條の二第二項第一号の規定による自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日とみなして、元年十月新法附則第五十七條第二項及び第三十三項並びに第五十八條第四項から第九項まで及び第三十三項の規定を適用する。

7 旧自動車持出困難区域のうち、平成二十八年改正法附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日の前日までに二十八年旧法附則第五十二條第二項第二号の規定による旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた区域については、当該旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日を元年十月新法附則第五十三條の二第二項第二号の規定による自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日とみなして、元年十月新法附則第五十七條第二項及び第三十三項並びに第五十八條第四項から第九項まで及び第三十三項の規定を適用する。

8 旧自動車持出困難区域のうち、平成二十八年改正法附則第一条第五号の四に掲げる規定の施行の日の前日までに二十八年旧法附則第五十二條第二項第二号の規定による旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた区域については、当該旧自動車持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日を元年十月新法附則第五十三條の二第二項第二号の規定による自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日とみなして、元年十月新法附則第五十七條第二項及び第三十三項並びに第五十八條第四項から第九項まで及び第三十三項の規定を適用する。

第十九条 附則第一条第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（事業所税に関する経過措置）

第二十条 新法第七百一条の四十一第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和元年以後の年分の個人の事業（施行

日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和元年前の年分の個人の事業及び令和元年前の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第二十一条 新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成三十年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十七条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（平成三十一年三月二十九日法律第三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第二章並びに附則第五条、第八条（地方税法第二十七條第二項の改正規定（「第五十條第六項、」を削る部分を除く。）及び同法第二百九十九條第二項の改正規定を除く。）、第九条から第十六條まで、第十七條（特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二十三條第一号の改正規定に限る。）、第十八條、第十九條及び第二十一條（総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四條第一項第五十三号及び第五十五号の改正規定に限る。）の規定は、令和六年一月一日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）第十七條の二第二項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金について適用し、令和五年度分までの個人

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）第十七條の二第二項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金について適用し、令和五年度分までの個人

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）第十七條の二第二項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金について適用し、令和五年度分までの個人

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 前条の規定による改正後の地方税法（以下「新地方税法」という。）第十七條の二第二項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金について適用し、令和五年度分までの個人

の道府県民税に係る地方団体の徴収金及び個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金に係る過誤納金については、なお従前の例による。

2 新地方税法第十七条の二の第二項（第一号及び第二号に係る部分に限る。）、第二項及び第三項並びに第六項及び第七項（これらの規定のうち個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金に係る部分に限る。）並びに第十七条の四第六項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る過誤納金について適用する。

3 新地方税法第十七条の二の第二項（第三号及び第四号に係る部分に限る。）、第四項及び第五項並びに第六項及び第七項（これらの規定のうち個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金、個人の市町村民税に係る地方団体の徴収金及び森林環境税に係る徴収金について適用する。

4 新地方税法第二十条の四の二第八項、第二十四条の二、第二十四条の三第一項、第三百三十五條、第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び第五章第二節の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税、個人の市町村民税及び森林環境税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

5 新地方税法第四十一条から第四十三条まで及び第四十七條第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税及び個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税及び個人の市町村民税については、なお従前の例による。

6 新地方税法第三百十四條の九第二項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税に係る地方税法第三百十四條の九第一項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除されることができなかった金額について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税に係る同項の規定により控除されるべき額で同

項の所得割の額から控除することができなかった金額については、なお従前の例による。

7 新地方税法第三百二十一条の七第二項及び第三百二十一条の七の十第二項の規定は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税に係る過納又は誤納に係る税額について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税に係る過納又は誤納に係る税額については、なお従前の例による。

8 附則第一条ただし書の規定の施行前にした前条の規定による改正前の地方税法の規定に違反する行為並びに第一項及び第四項から前項までの規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係る附則第一条ただし書の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則（平成三十一年三月二十九日法律第四号）抄

第一条 この法律は、令和元年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条の規定 公布の日

附則（令和元年五月一七日法律第八号）抄

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八條第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和元年五月二四日法律第一四号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から五まで 略

六 第四条並びに附則第五条から第八条まで、第十三条（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六百六十條第一項第三号の改正規定及び同法第四百五十四條第一項第二号の改正規定に限る。）、第十五条、第十六条（租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）第九十條の十五第一項及び第二項の改正規定に限る。）、第十八条及び第二十二条（総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十二條の二第三項の改正規定並びに同条第十二項の表第一百條第一項の項及び同表第一百條第二項の項の改正規定に限る。）の規定 公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日

附則（令和元年五月三十一日法律第一六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一から四まで 略

五 附則第三十條（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二條の二十五第五項及び第六項並びに第七十二條の二十六第十項及び第十一項の改正規定並びに同法附則第九十條の五の改正規定に限る。）、第四十四條、第九十條及び第七十一條の規定 平成三十二年四月一日又は施行日のいずれか遅い日

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第三十一条 前条の規定による改正後の地方税法（次項から第四項までにおいて「新地方税法」という。）第七百四十七條の二の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定書面等地方税関係申告等について適用し、施行日前に前条の規定による改正前の地方税法（次項から第四項までにおいて「旧地方税法」という。）第七百四十七條の二第一項の規定により行われた同項に規定する特定書

面等地方税関係申告等については、なお従前の例による。

2 新地方税法第七百四十七條の三の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定地方税関係申告等について適用し、施行日前に旧地方税法第七百四十七條の三第一項の規定により行われた同項に規定する特定地方税関係申告等については、なお従前の例による。

3 新地方税法第七百四十七條の四の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定書面等地方税関係通知について適用し、施行日前に旧地方税法第七百四十七條の四第一項の規定により行われた同項に規定する特定書面等地方税関係通知については、なお従前の例による。

4 新地方税法第七百四十七條の五の規定は、施行日以後に同条第一項の規定により行われる同項に規定する特定地方税関係通知について適用し、施行日前に旧地方税法第七百四十七條の五第一項の規定により行われた同項に規定する特定地方税関係通知については、なお従前の例による。

（地方税法の一部改正に伴う調整規定）

第三十二条 施行日が地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第三十條のうち地方税法第七百四十七條の二第一項に各号を加える改正規定中次の表の上欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

一 第三百十七條の六第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供	一 第五十三條第四十六項の規定による同項の申告
二 第三百十七條の六第六項の規定による同項に規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供	二 第七十二條の三十二第一項の規定による同項の申告
三 第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知	三 第七十二條の八十九の二第一項の規定による同項の申告
四 第三百十七條の五第五項の規定による同項に規定する給与支払報告書記載事項の提供	四 第三百十七條の六第六項の規定による同項に
五 第三百十七條の六第六項の規定による同項に	

規定する公的年金等支払報告書記載事項の提供
六 第三百二十一条の七の十一第一項に規定する通知
七 第三百二十一条の八第四十二項の規定による同項の申告

（地方税法等の一部を改正する法律の一部改正に伴う調整規定）

第七十六条 施行日が地方税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三号）附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条の規定は、適用しない。

附則（令和元年五月三十一日法律第一八号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、二千一年の燃料油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約及び二十七年の難破物の除去に関するナイロビ国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

附則（令和元年六月五日法律第二一号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和元年六月一日法律第三七号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。）、第八十五条、第二百二条、第七条（民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二百六十六条の改正規定に限る。）、第二百二条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十二条、第二百五十四条（不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る。）、及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定、公布の日
二 第三条、第四条、第五条（国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。）、

、第二章第二節及び第四節、第四十一条（地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。）、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条（児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。）、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条（職業能力開発促進法第三十条の十九第二項第一号の改正規定を除く。）、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第百条まで、第百四条、第百八条、第百九条、第百十二、第百十三、第百十五、第百十六、第百十九、第百二十一、第百二十三、第百三十三、第百三十五、第百三十八、第百三十九、第百六十一から第百六十三条まで、第百六十六、第百六十九、第百七十条、第百七十二（フロンの類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。）並びに第百七十三並びに附則第十六、第十七、第二十、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定、公布の日から起算して六月を経過した日

（行政庁の行為等に関する経過措置）
第二条 この法律（前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。）の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定（欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。）に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）
第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（検討）
第七条 政府は、会社法（平成十七年法律第八十六号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保護人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を旨として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

附則（令和二年三月三十一日法律第五号）抄

（施行期日）
第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十四条の四第二項にただし書を加える改正規定及び同法第四百六十七條第二項にただし書を加える改正規定並びに附則第九条及び第十五条の規定、令和二年十月一日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法第二十三條第一項第十一号及び第十二号、第二十四條の五第一項第二号、第二十七條第二項、第三十四條、第三十七條第一号の表、第四十一條第二項、第四十五條の二第一項、第五十條、第七十一條から第七十一條の四まで、第七十一條の二十二から第七十一條の二十五まで、第七十一條の四十三から第七十一條の四十六まで、第七十一條の六十三から第七十一條の六十六まで、第七十二條の五十並びに第七十二條の七十一から第七十二條の七十五までの改正規定、同法第二章第四節第四款中第七十三條の三十八の次に一條を加える改正規定、同章第五節第三款中第七十四條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第九十七條から第百二條まで、第百四十四條の五十四から第百四十四條の五十九まで及び第百七十七條の二から第百七十七條の五までの改正規定、同章第八節第三款第三目中第百七十七條の二十三の次に一條を加える改正規定、同法第二百三條から第二百五十八條まで、第二百八十八條、第二百八十九條、第二百九十二條第一項第十一号及び第十二号、第二百九十五條第一項第一号、第三百十四條の二、第三百十四條の六第一号イの表、第三百十七條の二第一項、第三百三十四條から第三百四十條まで、第三百七十六條から第三百七十九條まで並びに第四百六十三條の十から第四百六十三條の十四までの改正規定、同法第三章第三節第三款第三目中第四百六十三條の二十九の次に一條を加える改正規定、同法第四百八十五條の六から第四百八十五條の十二まで、第五百四十四條から第五百五十條まで及び第六百六十六條から第六百二十條までの改正規定、同法第六百九十七條の次に一條を加える改正規定、同法第七百條の六十八の次に

一條を加える改正規定、同法第七百一條の二十一から第七百一條の二十九まで、第七百一條の六十八から第七百一條の七十二まで及び第七百二條の八第八項の改正規定、同法第四章第七節中第七百三十條の次に一條を加える改正規定、同法第七百三十三條の二十六の次に一條を加える改正規定並びに同法第七百四十五條第一項の改正規定並びに同法附則第三條の二、第四條第七項第一号及び第十三項第一号並びに第四條の二第七項第一号及び第十三項第一号の改正規定、同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定（「同条第七項」を「同条第六項」に改める部分に限る。）並びに同法附則第三十三條の二第三項第一号及び第七項第一号、第三十三條の三第三項第一号及び第七項第一号、第三十四條第三項第一号及び第六項第一号、第三十五條第四項第一号及び第八項第一号、第三十五條の二第四項第一号及び第八項第一号並びに第三十五條の四第二項第一号及び第五項第一号の改正規定、第五條の規定並びに第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十七條の次に一條を加える改正規定並びに附則第三條、第四條第二項及び第三項、第十二條第二項及び第三項、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四十四号））第八條、第十二條第四項、第十六條第一項並びに第三十四條第三項及び第十一項の改正規定に限る。）、第二十八條第一項から第四項まで、第二十九條並びに第三十條の規定、令和三年一月一日
三 第二条中地方税法附則第三十五条の三の二の改正規定、令和三年四月一日
四 第二条中地方税法第七十四条の四第二項ただし書及び第四百六十七條第二項ただし書の改正規定並びに附則第十條及び第十六條の規定、令和三年十月一日
五 第二条（前二號、次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）の規定及び第七條中特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第十四條第一項の改正規定並びに附則第五條第二項から第八項まで、第七條、第十三條第二項から第八項まで、第二十七條（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第三十八條から第四十條までの改正規定に限る。）、第二十八

条第五項から第七項まで及び第三十一條の規定
令和四年四月一日

六 第二条中地方税法第三十四條第一項第十一号及び第三百十四條の第二項第十一号の改正規定並びに附則第五條第一項及び第十三條第一項の規定
令和六年一月一日

七 第一条中地方税法附則第十一條第十五項の改正規定（「第百九條の六第二項第一号」を「第百九條の十五第二項第一号」に、「第百九條の八」を「第百九條の十七」に、「第百九條の六第一項」を「第百九條の十五第一項」に、「同條第十項」を「同條第十五項」に、「第四十六條第十七項」を「第四十六條第二十六項」に改める部分に限る。）同法附則第二十五條第四十八項の改正規定（「第百九條の二第三項」を「第百九條の四第三項」に、「第百九條の二第一項」を「第百九條の四第一項」に、「第八十一條第八項」を「第八十一條第十項」に改める部分に限る。）及び同條に係る部分に限る。都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日

八 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号の改正規定（「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）同項第四号の三の改正規定、同法第二百九十二條第一項第四号の改正規定（「第四十二條の十二の六」を「第四十二條の十二の五の二」に改める部分に限る。）及び同項第四号の三の改正規定並びに同法附則第八條第十五項及び第十六項の改正規定並びに同法附則第十五條に五項を加える改正規定（同條第四十九項に係る部分に限る。）並びに附則第四條第七項から第十項まで及び第十二條第七項から第十項までの規定 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第三十四條第一項及び第四項、第三十四條の二第三項及び第六項、第三十六條第一項並びに第四十四條の二の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律（令和二年法律第十二号）附則第一項第一号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

十 第二条中地方税法第二十四條第五項、第七十二條の五第一項第八号、第二百九十四條第

七項及び第七百一條の三十四第二項の改正規定並びに附則第十七條の規定 マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）の施行の日
（更正、決定等の期間制限及び消滅時効に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七條の五第六項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。

2 新法第十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に地方税法第十七條の五第一項に規定する法定納期限が到来する不申告加算金について適用する。
（延滞金及び還付加算金に関する経過措置）

第三条 新法附則第三條の二第一項から第五項までの規定は、附則第一條第二号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金及び還付加算金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金及び還付加算金については、なお従前の例による。
（道府県民税に関する経過措置）

第四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和元年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第二十三條第一項（第十一号及び第十二号に係る部分に限る。）、第二十四條の五第一項（第二号に係る部分に限る。）、第三十四條、第三十七條（第一号に係る部分に限る。）及び第四十五條の二第一項並びに附則第四條第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第四條の二第七項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三條の二第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十三條の三第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十四條第三項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五條第四項（第一号に係る部分に限る。）、附則第三十五條の二第四項（第一号に係る部分に限る。）、及び附則第三十五條の四第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和二年度分

までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 令和三年度分の個人の道府県民税に係る申告書の提出に係る新法第四十五條の二第一項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）第一條の規定による改正前の地方税法（以下この項において「旧地方税法」という。）第二十三條第一項第十一号に規定する寡婦（旧地方税法第三十四條第三項の規定に該当するものに限る。）又は旧地方税法第二十三條第一項第十二号に規定する寡夫である第二十四條第一項第一号に掲げる者に係るものを除く。）」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

4 新法第四十五條の三の二第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同條第二項に規定する申告書について適用する。

5 新法第四十五條の三の三第一項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三十三條の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三十三條の七の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新法第四十五條の三の三第一項に規定する申告書について適用する。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

7 所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）以下「所得税法等改正法」という。）附則第八十四條の規定によりなお従前の例によることとされる所得税法等改正法第十五條の規定による改正前の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）以下この条及び附則第十二條において「旧租税特別措置法」という。）第四十二條の十二の六第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同條第二項の規定を適用する場合における第一條の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十三條第一項第四号（旧租税特別措置法第

四十二條の十二の六の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八條第十五項（旧法第二十三條第一項第四号の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

8 所得税法等改正法附則第九十八條の規定によりなお従前の例によることとされる旧租税特別措置法第六十八條の十五の七第一項に規定する革新的情報産業活用設備について同條第二項の規定を適用する場合における旧法第二十三條第一項第四号の三（旧租税特別措置法第六十八條の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八條第十六項（旧法第二十三條第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

9 新法第二十三條第一項第四号（所得税法等改正法第十五條の規定による改正後の租税特別措置法（次項及び附則第十二條において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の十二の五の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八條第十五項（新法第二十三條第一項第四号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一條第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

10 新法第二十三條第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八條の十五の六の二の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）及び附則第八條第十六項（新法第二十三條第一項第四号の三の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一條第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

11 新法附則第八條の二の二第一項及び第三項の規定（同條第一項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に終了した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

第五条 附則第一條第六号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分まで

の個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 別段の定めがあるものを除き、附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「四年新法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「五号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等改正法第三条の規定（所得税法等改正法附則第一条第五号に掲げる改正規定に限る。附則第七条第五項において同じ。）による改正前の法人税法（以下この項及び次項において「四年旧法人税法」という。）（第一条第十二号の七に規定する連結子法人（以下「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結親法人事業年度をいう。以下同じ。）が五号施行日前に開始した事業年度を除く。第四項から第六項までにおいて「五号施行日以後事業年度」という。）分の法人の道府県民税について適用する。

3 別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の道府県民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（四年旧法人税法第十五条の二第二項に規定する連結事業年度をいう。以下同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の道府県民税については、附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法（以下「四年旧法」という。）の規定中法人の道府県民税に関する部分は、なおその効力を有する。

4 四年新法第五十三条第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三条第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 四年新法第五十三条第三項、第五項及び第六項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三条第九項に規定する控除対象個別帰属税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 四年新法第五十三条第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第五十三条第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第五十三条第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三項	第五項
前十年以内	前十年以内
前十年以内	前十年以内
前十年以内	前十年以内
前十年以内	前十年以内

8 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第五十三条第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	第八項
前十年以内	前十年以内
前十年以内	前十年以内
前十年以内	前十年以内
前十年以内	前十年以内

第六項 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、電気供給業のうち新法第七十二条の二第二項第三号に規定する小売電気事業等（以下この項において「小売電気事業等」という。）又は同号に規定する発電事業等（以下この項において「発電事業等」という。）を行っていた法人の小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人

税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額（法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。以下この項において同じ。）の計算の例により算定する場合合には、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、小売電気事業等又は発電事業等に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得に係る当該法人の個別所得金額の計算の例により算定していたものとみなす。

3 新法附則第九条の二の二第二項の規定（同項に規定する特定寄附金に係る部分に限る。）は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。

第七項 別段の定めがあるものを除き、四年新法の規定中法人の事業税に関する部分は、五号施行日以後に開始する事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を除く。）に係る法人の事業税について適用する。

2 別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。）に係る法人の事業税については、四年旧法の規定中法人の事業税に関する部分は、なおその効力を有する。

3 四年新法第七十二条の十三第五項（第一号、第二号、第五号及び第六号に係る部分に限る。）の規定は、これらの号に定める日が五号施行日以後に開始する事業年度の期間（連結子法人にあっては、五号施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間を除く。）内の日である場合における同項の法人の事業年度について適用する。

4 次の各号に掲げる事実の区分に応じ当該各号に定める日が五号施行日前に開始した事業年度の期間（連結子法人にあっては、五号施行日前に開始した連結親法人事業年度の期間を含む。）内の日である場合における四年旧法第七十二条の十三第六項から第二十七項までの規定の法人の事業年度については、なお従前の例による。

一 四年旧法第七十二条の十三第六項の解散その解散の日

二 四年旧法第七十二条の十三第七項の合併その合併の日の前日

三 四年旧法第七十二条の十三第八項の最初連結親法人事業年度の開始 その開始の日の前日

四 四年旧法第七十二条の十三第九項の連結子法人の事業年度開始の日及び終了の日がそれぞれ当該開始の日の属する連結親法人事業年度開始の日及び終了の日でないこと 当該開始の日の前日

五 四年旧法第七十二条の十三第十項の申請書の提出 同項の連結申請特例年度開始の日の前日

六 四年旧法第七十二条の十三第十一項の完全支配関係を有することとなったこと 同項の連結親法人事業年度開始の日の前日

七 四年旧法第七十二条の十三第十二項の完全支配関係を有することとなったこと 同項の連結申請特例年度開始の日の前日

八 四年旧法第七十二条の十三第十三項の連結完全支配関係を有しなくなったこと 同項の離脱日の前日

九 四年旧法第七十二条の十三第十四項の破産手続開始の決定 その破産手続開始の決定の日

十 四年旧法第七十二条の十三第十五項の合併又は残余財産の確定 その合併の日の前日又は残余財産の確定の日

十一 四年旧法第七十二条の十三第十六項の完全支配関係を有することとなったこと 同項の支配日の前日

十二 四年旧法第七十二条の十三第十七項の解散 その解散の日

十三 四年旧法第七十二条の十三第十八項の合併 その合併の日の前日

十四 四年旧法第七十二条の十三第十九項の連結子法人がなくなったこと 同項の離脱日の前日

十五 四年旧法第七十二条の十三第二十項の公益法人等に該当することとなったこと その該当することとなった日の前日

十六 四年旧法第七十二条の十三第二十一項の普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと その該当することとなった日の前日

十七 四年旧法第七十二条の十三第二十二項の普通法人又は協同組合等に該当することとなったこと その該当することとなった日の前日

いて適用し、令和二年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

りなお従前の例によることとされる旧租税特別
措置法第六十八条の十五の七第一項の規定する

別段の定めがあるものを除き、五号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人

事業年度が五号施行日前に開始した事業年度を含む。分の法人の市町村民税及び五号施行日前に開始した連結事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が五号施行日前に開始した連結事業年度を含む。分の法人の市町村民税については、四年旧法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、なおその効力を有する。）

4 四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定は、前項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第六項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5 四年新法第三百二十一条の八第三項、第五項及び第六項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第九項に規定する控除対象個別帰属調整額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6 四年新法第三百二十一条の八第二十六項、第二十八項及び第二十九項の規定は、第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた四年旧法第三百二十一条の八第十五項に規定する控除対象個別帰属還付税額の五号施行日以後事業年度における控除について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

7 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第三項に規定する通算適用前欠損金額に係る同項及び同条第五項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と

第三項	前十年以内	
	前十年以内	前九年以内
第五項	前十年以内	
	前十年以内	前九年以内
度	前十年以内	
	前十年以内	前九年以内

8 平成三十年四月一日前に開始した事業年度において生じた四年新法第三百二十一条の八第七項に規定する合併等前欠損金額に係る同項及び同条第八項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第七項	前十年以内	
	前十年以内	前九年以内
第八項	前十年以内	
	前十年以内	前九年以内
度	前十年以内	
	前十年以内	前九年以内

第十四条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百四十三条第四項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和二年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新法第三百四十三条第五項の規定は、令和三年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 施行日前に新たに建設された旧法第三百四十九条の三第一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 施行日前に取得された旧法第三百四十九条の三第四項に規定する機械及び装置に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 新法第三百八十四条の三の規定は、同条の条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

7 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第六項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五条第十七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

12 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五条第二十六項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成三十年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第三十三項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十七項に規定する基幹放送設備若しくは特定地上基幹放送局等設備又は基幹放送局設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

18 施行日から附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第四十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条

の二第六項の表附則第十五条第十三項、第二十一項、第二十四項、第三十七項から第三十九項まで、第四十二項から第四十四項まで、第四十七項及び第四十八項、第四十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中、「第四十七項及び第四十八項」とあるのは、「及び第四十七項」とする。

第十五条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

第十六条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市町村たばこ税については、なお従前の例による。

第十七条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第七百一条の三十四第二項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業に対して課すべき事業所税について適用する。

第十八条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和二年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十八年法律第三十六号）の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第三項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成十六年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十一項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（平成二十三年法律第九号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から令和二年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第二十八項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

5 平成二十八年四月一日から令和二年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十

五条第四十項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第二十二條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年四月三〇日法律第二六号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定並びに附則第三条及び第四条の規定令和三年一月一日
- 二 第二条中地方税法第二十条の十三の改正規定及び同法附則に十三条を加える改正規定並びに第四条の規定並びに附則第六条の規定令和三年四月一日

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する経過措置）

第二条 この法律の施行の日から二月を経過した日前に納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金については、第一条の規定による改正後の地方税法附則第五十九条第一項中「その地方団体の徴収金の納期限内」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第二十六号）の施行の日（以下この項において「施行日」という。）から二月を経過する日まで」と、「その地方団体の徴収金の納期限後」とあるのは「施行日から二月を経過した日以後」として、同項の規定を適用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の道府県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

第三条 道府県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するた

めの国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和二年法律第二十五号）第五条第四項に規定する指定行事（次条において「指定行事」という。）の同法第五条第一項に規定する中止等（次条において「中止等」という。）により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権（以下この条及び次条において「入場料金等払戻請求権」という。）の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄（次条において「入場料金等払戻請求権の放棄」という。）と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法（次条において「三年新法」という。）附則第六十条第一項及び第二項の規定を適用することができる。

（新型コロナウイルス感染症等に係る個人の市町村民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置）

第四条 市町村民税の所得割の納税義務者が、指定行事の中止等により生じた入場料金等払戻請求権の行使を令和二年二月一日から政令で定める日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して政令で定める期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を入場料金等払戻請求権の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、三年新法附則第六十条第三項及び第四項の規定を適用することができる。

（政令への委任）

第五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和二年五月二九日法律第三三三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年六月一二日法律第四九号）抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中電気事業法目次の改正規定（「電気事業者」を「電気事業者等の」に、「供給命令等」を「災害等への対応」に、「第三十三條」を「第三十四條」に、「第三十四條」を「第三十四條の二」に改める部分に限る。）

、同法第二十六条の次に二条を加える改正規定、同法第二十七条第一項の改正規定、同法第二十七条の十二の改正規定、同法第二十七条の二十六第一項の改正規定、同法第二十七条の二十九の改正規定、同法第二十八条の改正規定、同法第二十八条の四十第五号の改正規定、同法第五款の款名の改正規定、同法第三十一条の前に見出しを付する改正規定、同法第六款中第三十四條を第三十四條の二とする改正規定、同法第五款に一条を加える改正規定、同法第九十九條第九号の改正規定及び同法第二百十條第四号の改正規定、第五條の規定（第三号に掲げる改正規定を除く。）並びに第六條中電気事業法等の一部を改正する法律附則第十六條第四項の改正規定（「第六十六條の十一」を「第六十六條の十」に改める部分に限る。）及び同法附則第二十三條第三項の改正規定並びに附則第六條、第七條、第九條から第十二條まで及び第二十八條の規定 公布の日

附 則（令和二年六月一九日法律第五八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和二年一二月四日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（令和三年一二月三日法律第二二二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則（令和三年一二月三日法律第五号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則（令和三年三月三一日法律第七号）抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中地方税法の目次の改正規定（「地方税関係帳簿」を「地方税関係帳簿等」に改める部分に限る。）

、同法第十七條の六第三項第二号、第五十條の七第一項、第七十一條の五十一第三項及び第三百二十八條の七第一項の改正規定、同法第七章の章名の改正規定並びに同法第七百四十八條から第七百五十六條までの改正規定並びに同法附則第四條の四第一項及び第三項の改正規定並びに次条並びに附則第三条第三項及び第四項、第十條第三項並びに第十八條の規定 令和四年一月一日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定（「第十三條の三」を「第十三條の四」に改める部分に限る。）及び同法第一章第六節中第十三條の三の次に一条を加える改正規定並びに第六條並びに附則第十九條第二項から第五項まで及び第二十四條から第二十八條までの規定 令和四年一月四日

三 第二条中地方税法第七十二條の二第二項第三号、第七十二條の二十四の七第二項及び第七十二條の四十一第一項第二号、第七十二條の四十八第三項第二号及び第九項並びに第七百一條の三十四第三項第十六号の改正規定並びに同法附則第九條第二十一項の改正規定並びに同法に一項を加える改正規定並びに第三條並びに附則第六條、第七條及び第十六條の規定 令和四年四月一日

四 第二条中地方税法附則第六十四條の二の改正規定、同法附則第六十四條の三の改正規定、同法附則第六十四條の三の改正規定、同法附則第六十四條の三とする改正規定並びに同法附則第六十五條第一項及び第七十三條の改正規定並びに附則第十三條の規定 令和五年四月一日

五 第二条（前二号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第四条及び第十一条の規定 令和六年一月一日

六 第一条中地方税法第三百四十九条の第三十八項の改正規定及び同法附則第十一条に二項を加える改正規定（第十八項に係る部分に限る。）日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第十七号）の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十五項の改正規定（「第二条第十一項第七号」を「第二条第十項第七号」に改める部分に限る。）、同法附則第六十四条の改正規定、同法附則第六十五条の改正規定（同条第一項中「前二条」を「附則第六十三条及び第六十四条」に改める部分を除く。）並びに同法附則第六十六条第一項から第三項まで、第六十八条、第六十九条、第七十二条第二項及び第七十三条から第七十五条までの改正規定並びに附則第十二条第九項及び第十項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

八 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号及び第四号の三並びに第二百九十二条第一項第四号及び第四号の三の改正規定並びに同法附則第八条第十五項の改正規定並びに同条第十七項を同条第二十一項とし、同条第十六項の次に四項を加える改正規定並びに附則第三条第七項及び第八項並びに第十条第六項及び第七項の規定 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和三年法律第七十号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五条第十二項の改正規定（「令和二年度」を「令和五年度」に改める部分及び同項を同条第九項とする部分を除く。）並びに附則第十二条第三項及び第四項の規定 海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十五条に二項を加える改正規定（第四十六項に係る部分に限る。）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十一号）の施行の日

十一 第一条中地方税法附則第十条第五項の改正規定及び附則第八条第二項の規定 マンシ

ョンの管理の適正化の推進に関する法律及びマンシンの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第六十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

第二条（賦課決定の期間制限の特例に関する経過措置）
第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十七条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、令和四年一月一日以後に同号に定める日が到来する場合について適用する。

第三条 新法第四十五条の三の二第四項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った第一項の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

2 新法第四十五条の三の二第四項の規定は、施行日以後に行う新法第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による新法第四十五条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供について適用し、施行日前に行った旧法第四十五条の三の二第四項に規定する電磁的方法による旧法第四十五条の三の三第四項に規定する申告書に記載すべき事項の提供については、なお従前の例による。

3 新法第五十条の七第一項の規定は、令和四年一月一日以後に支払を受けるべき地方税法第五十条の二に規定する退職手当等（以下この項において「退職手当等」という。）について提出する新法第五十条の七第一項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき退職手当等について提出した旧法第五十条の七第一項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新法第七十一条の五十一第三項の規定は、令和四年一月一日以後に行われる所得税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十一号）以下この項において「所得税法等改正法」という。）第七十条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第三十七条の十一

の四第二項に規定する対象譲渡等について適用し、同日前行われた所得税法等改正法第七十条の規定による改正前の租税特別措置法第三十七条の十一の四第二項に規定する対象譲渡等については、なお従前の例による。

5 新法附則第三十五条の二の三第一項の規定は、令和四年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和三年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

7 新法第二十三条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の十二の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十七項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十九項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

8 新法第二十三条第一項第四号の三（新租税特別措置法第六十八条の十五の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十八項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第二十項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日以後に終了する連結事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

9 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第五条 新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

第六条 次項に定めるものを除き、附則第一条第三号に掲げる規定による改正後の地方税法（同

項及び附則第十六条において「四年新法」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 四年新法附則第九条第二十二項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用する。

7 第三条の規定による改正後の地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

8 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十条第五項の規定は、附則第一条第十一号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

9 新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法の規定中自動車税の種別割に関する部分は、令和三年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和二年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

10 新法第三百十七号の三の二第四項の規定は、施行日以後に行う同項に規定する電磁的方法による同項に規定する申告書に記載すべき事

生二月一日以後に新法第四百九十四条第三項の
申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税に
ついて適用される。

(罰則に関する経過措置)

第二十二條 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第二十三條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和三年三月三十一日法律第十九号) 抄

第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

附則 (令和三年五月一日法律第三〇号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前に旧災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告が行われた場合における前条の規定による改正後の地方税法第三百四十九条の三の三第一項の規定の適用については、同項中「指示又は」とあるのは「指示」と、「設定」とあるのは「設定又は災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号。以下この項において「災害対策等一部改正法」という。）第一条の規定による改正前の災害対策基本法第六十条第一項及び第六項の規定による避難のための立退きの勧告」と、「及び第六項」とあるのは「及び第六項（災害対策等一部改正法附則第二条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における災害対策等一部改正法第一条の規定による改正前のこれらの規定を含む。）とする。」とする。

附則 (令和三年五月一日法律第三一号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条の規定、第五号中下水道法第六条第二号の改正規定、同法第七条の二を同法第七条の三とし、同法第七条の次に一条を加える改正規定、同法第二十五条の十三第二号の改正規定（「第七条の二第二項」を「第七条の三第二項」に改める部分に限る。）及び同法第三十一条の改正規定、第六条の規定（同条中河川法第五十八条の十に一項を加える改正規定を除く。）、第七条の規定（同条中都市計画法第三十三条第一項第八号の改正規定を除く。）並びに第八条、第十条及び第十一条の規定並びに附則第五条（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一河川法（昭和二十九年法律第六十七号）の項第一号の改正規定に限る。）、第六条、第九条から第十二条まで、第十四条、第十五条及び第十八条の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附則 (令和三年五月二一日法律第四二号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月二六日法律第四六号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第四十二條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (令和三年六月一日法律第六六号) 抄

第一条 この法律は、令和四年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

条の八、第八十五条の二及び別表第一の三の項第三号の改正規定並びに次条第一項、附則第八条及び第十条の規定、附則第十五条中地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第百四十六条の改正規定、附則第二十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の十九の項及び別表第二から別表第五までの改正規定、附則第二十三条中租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第三条の二の三第一項の改正規定（「第七百三条の四第十一項第一号」を「第七百三条の四第十項第一号」に改める部分に限る。）並びに附則第二十九条、第三十一条及び第三十二条の規定 公布の日

二 第六条の規定（前号、第五号及び第六号に掲げる改正規定並びに同条中国民健康保険法第七十二条の五第一項、第八十二条、第八十六条及び第百四条の改正規定を除く。）及び第七十条の規定並びに附則第九条、第十七条及び第十九条の規定並びに附則第二十三条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。） 令和四年四月一日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後速やかに、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築する観点から、社会保障制度の改革及び少子化に対処するための施策について、その実施状況の検証を行うとともに、総合的な検討に着手し、その検討の結果に基づいて速やかに法制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律において「改正後の各法律」という（以下この項において「改正後の各法律」という。）の施行の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、改正後の各法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第七条の規定による改正後の地方税法第七百三条の四から第七百三条の五の二まで及び附則第三十五条の五から第三十七条の三までの規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。（政令への委任）

第三十二条 附則第三条から第十条まで、第十二条、第十四条及び第十六条に規定するもののほ

か、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (令和三年六月一六日法律第七一号) 抄

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年一二月二四日法律第七号) 抄

1 この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則 (令和四年三月三十一日法律第一号) 抄

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条の規定 公布の日

二 第一条中地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の改正規定、第四条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第五項第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項の改正規定、第五条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第七

条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項及び第七十二条の四十八の二第五項の改正規定並びに第六条中地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）附則第十三条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法附則第一条第五号に掲げる規定による改正前の地方税法第二十条の九の三第三項の改正規定並びに次条並びに附則第五項第一項、第七条第二項及び第十二条第一項の規定 令和四年十二月三十一日

第五項、第三十四条の二第三項及び第六項、第四十五条並びに第六十一条の改正規定並びに附則第三条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで、第十条第一項から第三項まで及び第五項から第七項まで並びに第二十七條（地方税法等の一部を改正する法律（令和三年法律第七号）附則第二十一条の改正規定を除く。）の規定、令和五年一月一日

四 第二条（次号及び第十号に掲げる改正規定を除く。）、第十一條、第十二條（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第二十條第二項の改正規定に限る。）、及び第十三條（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十條第二項の改正規定に限る。）並びに附則第九條の規定、令和五年四月一日

五 第二条中地方税法第三十二條第十三項及び第十五項、第三十七條の四、第四十五條の二第一項ただし書、第四十五條の三第二項及び第三項、第三百十二條第十三項及び第十五項、第三百十四條の九第一項、第三百十七條の二第二項ただし書並びに第三百十七條の三第二項及び第三項の改正規定並びに同法附則第三十三條の二第二項及び第六項、第三十五條の二三第一項及び第五項、第三十五條の二の五並びに第三十五條の二の六の改正規定並びに第八條及び第九條並びに附則第四條、第十一條、第十九條及び第二十條の規定、令和六年一月一日

六 第一条中地方税法第七十二條の二十四の七第六項に一号を加える改正規定、労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行の日

七 第一条中地方税法附則第十一條第八項の改正規定（「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める部分に限る。）、及び同法附則第十五條の七第一項の改正規定（「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める部分に限る。）、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十八号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十五條第三十九項の改正規定（同項を同条第三十六項とする部分を除く。）、並びに附則第十三條第九項及び第十七條第四項の規定、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の一部を改

正する法律（令和四年法律第三十八号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十一條第一項の改正規定及び同法附則第十五條第四十一項の改正規定（「令和四年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める部分及び同項を同条第三十八項とする部分を除く。）、並びに附則第八條第二項及び第三項並びに第十三條第十項及び第十一項の規定、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）の施行の日

十 第二条中地方税法第三百八十二條第二項及び第三項並びに第三百八十二條の二第二項の改正規定並びに同法第三百八十二條の三の次に一条を加える改正規定並びに附則第十三條の規定、民法等の一部を改正する法律（令和三年法律第二十四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

（更正請求書に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第二十條の九の三第三項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税、同日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税、同日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税並びに同日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和四年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税（これらの地方税以外の地方税については、同日後にその納税義務又は特別徴収義務が成立する当該地方税）に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税、同日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税並びに同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和四年前の年分の個人の事業及び令和四年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税（これらの地方税以外の地方税については、同日以前にその納税義務又は特別徴収義務が成立した当該地方税）に係る第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第二十條の九の三

第三項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の四十八の二第五項の規定は、令和四年十二月三十一日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税に係る同項に規定する更正請求書について適用し、同日前に終了した事業年度に係る法人の事業税に係る旧法第七十二條の四十八の二第五項に規定する更正請求書については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第三条 新法第四十五條の三の二第一項の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（以下「三号施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び新法第四十五條の三の二第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第四十五條の三の二第二項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新法第四十五條の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百三條の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三條の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新法第四十五條の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第四十五條の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新法附則第五條の四の二第一項から第四項までの規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号。以下この項及び第五項において「所得税法等改正法」という。）第十一條の規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。以下「新租税特別措置法」という。）第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一條の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧租税特別措置法」という。）第四十一條第一

項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法附則第七條第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者がこの法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支出する同条第一項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについて適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が施行日前に支出した旧法附則第七條第一項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第二項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

5 新法附則第四十五條第二項及び第三項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等改正法第十八條の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号。以下「新震災特例法」という。）第二十九條の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十八條の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」という。）第二十九條の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等に係る部分に限る。次項及び第七項において同じ。）又は認定住宅を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第三十三條の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定める

ところによりその者の居住の用に供した場合における旧法附則第六十一条第一項の規定により読み替えて適用される旧法附則第五条の四の二第一項の規定による控除については、なお従前の例による。

7 新法附則第六十一条第一項の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以前に旧震災特例法第十三条の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

8 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

9 旧法附則第七条の六第一項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

4 附則第一条第五号に掲げる規定による改正後の地方税法（以下「六年新法」という。）の規定中個人の道府県民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、令和五年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

2 六年新法附則第三十五条の二の六第四項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の道府県民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは、「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年ま

での各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号）第二条の規定による改正前の地方税法附則第三十五条の二の六第五項に規定する申告書（その提出期限後において道府県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）と、「について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の道府県民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

6 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 施行日以後最初に開始する事業年度（以下この項及び次条第四項において「最初事業年度」という。）開始の日の前日を含む事業年度において、ガス供給業のうち新法第七十二条の二第一項第二号に規定する導管ガス供給業及び同項第四号に規定する特定ガス供給業以外のもの（以下この項において「対象ガス供給業」という。）を行っていた法人（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第十項に規定するガス製造事業者又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）（次条第四項において「ガス製造事業者等」という。）に限る。）の対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である各事業年度の所得を新法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得の計算の例により算定する場合に

は、当該法人が、当該法人の最初事業年度開始の日前十年以内に開始した各事業年度において、対象ガス供給業に係る事業税の課税標準である当該各事業年度の所得を旧法第七十二条の二十三第一項の規定により当該法人の当該各事業年度の法人税の課税標準である所得又は当該各事業年度終了の日の属する各連結事業年度の法人税の課税標準である連結所得（令和二年改

正前法人税法第二条第十八号の四に規定する連結所得をいう。次条第四項において同じ。）に係る当該法人の個別所得金額（令和二年改正前法人税法第八十一条の十八第一項に規定する個別所得金額をいう。次条第四項において同じ。）の計算の例により算定していたものとみなす。

3 旧法附則第八条の六第一項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

8 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法附則第十一条第一項の規定は、附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

3 旧法附則第十一条第一項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第八条第二項第一号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、なおその効力を有する。この場合において、旧法附則第十一条第一項中「農業経営基盤強化促進法第十九条の規定による公告があった」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六号）附則第五条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項に規定する」と、

9 附則第一条第四号に掲げる規定による改正後の地方税法（次項及び附則第十八条第一項において「五年新法」という。）第七十三條の十八、第七十三條の二十五、第七十三條の二十

七の二から第七十三條の二十七の四まで及び第七十三條の二十七の六の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 五年新法第七十三條の二十の二の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日以後にされる五年新法第三百八十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知について適用する。

10 新法第三百十七條の三の二第二項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第二項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき旧法第三百十七條の三の二第二項に規定する給与について提出した同項及び同条第二項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新法第三百十七條の三の三第一項の規定は、三号施行日以後に支払を受けるべき所得税法第二百三条の六第一項に規定する公的年金等（同法第二百三条の七の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新法第三百十七條の三の三第一項に規定する申告書について適用し、三号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧法第三百十七條の三の三第一項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新法附則第五条の四の二第五項から第八項までの規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第六項及び第七項において同じ。）を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

4 新法附則第七条第十項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、市町村民税の所得割の納税

義務者が施行日以後に支出する同条第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求めについて適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が施行日前に支出した旧法附則第七條第八項に規定する特例控除対象寄附金について行う同条第九項に規定する申告特例の求めについては、なお従前の例による。

5 新法附則第四十五條第五項及び第六項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新震災特例法第十三條の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧震災特例法第十三條の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。第七項において同じ。）又は認定住宅等を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

6 市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三條の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における旧法附則第六十一條第三項の規定により読み替えて適用される旧法附則第五條の四の二第五項の規定による控除については、なお従前の例による。

7 新法附則第六十一條第二項の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に新震災特例法第十三條の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合につ

いて適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一條第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三條の二第二項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

8 次項に定めるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

9 旧法附則第七條の六第三項の大会関連外国法人の令和四年一月一日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

第十條 六年新法の規定中個人の市町村民税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、令和五年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

2 六年新法附則第三十五條の二の六第十一項の規定の適用については、令和六年度から令和八年度までの各年度分の個人の市町村民税に限り、同項中「について確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該上場株式等に係る譲渡損失の金額の生じた年が令和二年から令和四年までの各年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一號）第二條の規定による改正前の地方税法附則第三十五條の二の六第十五項に規定する申告書（その提出期限後において市町村民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものを含む。以下この項において「旧申告書」という。）」と、「について連続して確定申告書」とあるのは「に係る確定申告書（当該年が令和三年又は令和四年である場合には、その年の末日の属する年度の翌年度分の市町村民税に係る旧申告書）を連続して」とする。

第十三條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分（新法附則第二

十四條の二の規定を除く。）は、令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和三年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和七年三月三十一日までの間に旧法第三百四十九條の三第二項に規定する一般ガス導管事業者のうちガス事業法第五十四條の二に規定する特別一般ガス導管事業者が新設した同項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、同項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、令和四年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に新設された同項に規定する償却資産に対する同項の規定の適用については、同項中「三分の一」とあるのは「三分の二」と、「三分の二」とあるのは「六分の五」とする。

3 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成二十二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第七項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に新たに製造された旧法附則第十五條第十四項に規定する車両に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 平成三十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五條第三十六項に規定する取得をされた同項に規定する対象特定電気通信設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二號）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五條第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九號）附則第

一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一條第八項に掲げる規定の施行の日の前日までの間に同項に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和二年四月一日から附則第一條第九項に掲げる規定の施行の日の前日までの間に取得された同項に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十八項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 附則第一條第九項に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十八項の規定は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六號）附則第一條第二項に規定する同法第二條の規定による改正前の農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一號）第二十六條第一項の規定により公表された協議の結果において、市町村が適切と認められる区域における農業において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者とされた同項に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五條第三十八項に規定する認定就農者の利用に供する同項に規定する機械装置等に対して課する固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、同項中「令和二年四月一日」とあるのは「農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和四年法律第五十六號）の施行の日」と、「認定就農者」とあるのは「認定就農者（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第一條第二項に規定する同法第二條の規定による改正前の）」とする。

12 昭和三十八年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五條の六第一項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

13 昭和三十九年一月二日から令和四年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五條の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

14 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五條の九第九項に規定する熱損失防止改修工事（以下この条におい

て「熱損失防止改修工事」という。）が行われた同項に規定する熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

15 平成二十年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九第十項に規定する熱損失防止改修専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

16 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第四項に規定する特定熱損失防止改修住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

17 平成二十九年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に熱損失防止改修工事が行われた旧法附則第十五条の九の二第五項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

第十四条 附則第一条第十号に掲げる規定による改正後の地方税法第三百八十二条の四の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第三百八十二条の二の規定による固定資産課税台帳（同条第一項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）若しくはその写し又は閲覧若しくは同法第三百八十七条第三項若しくは第四項の規定による土地名寄帳若しくは家屋名寄帳若しくはそれらの写しの閲覧又は同法第二十条の十若しくは第三百八十二条の三の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（事業所税に関する経過措置）

第十六条 旧法附則第三十三条第一項から第四項までに規定する事業に対して課する事業所税については、なお従前の例による。

2 施行日の前日において沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七号）第一条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号。次項から第五項までにおいて「旧沖縄振興特別措置法」という。）第七条第一項に規定する提出観光地形成促進計画に定められている沖縄振興特別措置法第六条第二項第二号に規定する観光地形成促進地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の沖

縄振興特別措置法（次項から第五項までにおいて「新沖縄振興特別措置法」という。）第六条第四項の規定による観光地形成促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第一項に規定する観光地形成促進地域とみなして、同項の規定を適用する。

3 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第二十九条第一項に規定する提出情報通信産業振興計画に定められている沖縄振興特別措置法第二十八条第二項第二号に規定する情報通信産業振興地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第二十八条第四項の規定による情報通信産業振興計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第二項に規定する情報通信産業振興地域とみなして、同項の規定を適用する。

4 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第三十五条の二第二項に規定する提出産業高度化・事業革新促進計画に定められている旧沖縄振興特別措置法第三十五条第二項第二号に規定する産業高度化・事業革新促進地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第三十五条第四項の規定による産業イノベーション促進計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第三項に規定する産業イノベーション促進地域とみなして、同項の規定を適用する。

5 施行日の前日において旧沖縄振興特別措置法第四十二条第一項に規定する提出国際物流拠点産業集積計画に定められている沖縄振興特別措置法第四十一条第二項第二号に規定する国際物流拠点産業集積地域は、施行日から起算して六月を経過する日（その日までに、新沖縄振興特別措置法第四十一条第四項の規定による国際物流拠点産業集積計画の提出があった場合には、その提出があった日の前日）までの間は、新法附則第三十三条第四項に規定する国際物流拠点産業集積地域とみなして、同項の規定を適用する。

（都市計画税に関する経過措置）
第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和四年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和三年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和二年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十二号）の施行の日から令和四年三月三十一日までの間に旧法附則第十五条第三十七項に規定する認可を受けた同項に規定する特定立地誘導促進施設協定に定められた同項に規定する特定立地誘導促進施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日までの間に同号に掲げる規定による改正前の地方税法附則第十五条第三十六項に規定する土地使用権を取得した者が整備する同項に規定する施設の用に供する土地に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（機構指定納付受託者の指定に関する経過措置）

第十八条 地方税共同機構（以下この条において「機構」という。）は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日前においても、五年新法第七百四十七条の八第一項の規定の例により、機構指定納付受託者（同項に規定する機構指定納付受託者をいう。以下この項において同じ。）の指定をすることができ、この場合において、その指定を受けた機構指定納付受託者は、同日において同条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 地方団体は、前項の規定による指定に関し必要があると認めるときは、機構に対し意見を述べることができる。

3 地方団体が前項の規定により意見を述べたときは、機構は、当該意見を尊重して必要な措置をとるようしなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及び特別法人事業税並びにこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）
第二十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和四年四月一五日法律第二四号）抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和四年五月一八日法律第四三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年五月二〇日法律第四六号）抄

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

附則（令和四年五月二〇日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第一条の五第二項の改正規定及び第二条から第四条までの規定並びに附則第四条から第六条までの規定は、令和五年二月一日までの間において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年五月二五日法律第五一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第六八号）抄

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附則（令和四年六月一七日法律第七一号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第七二号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則（令和四年六月一七日法律第七三号）抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

四十七、第四百四十四条の四十八第三項及び第
四項、第四百四十四条の五十二、第四百四十四条

項、第一百五十四條第一項、第一百五十七條、第一百六十六條第一項及び第三項、第一百七十一條、第一百七十二條第三項及び第四項、第一百七

する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該

一 第一条中「地方税法第十五条の二、第十五条の六の二第三項、第十七条の五第六項、第二十二條の二第一項、第二十二條の四第一項、

第二十七條第一項、第三十條、第六十九條、

[illegible]

新地方税法附則第十五条第二十八項の規定

六、第七十二条の六十、第七十二条の六十、第七十二条の六十、第七十二条の七十、第七十二条の八十五、第七十二条の九十一、第七十二条の九十二、第七十二条の九十五、第七十二条の百二、第七十二条の百九第九一項、第七十二条の百十、第七十三条の九、第七十三三条の十一、第七十三三条の十九、第七十三三条の三十、第七十三三条の三十七、第七十三三条の三十八、第七十四條の八第一項、第七十四條の十五、第七十四條の十八第一項、第七十四條の二十三、第七十四條の二十四第三項及び第四項、第七十四條の二十八第一項及び

新地方税法附則第十五条第四十五項の規定

ひ第八項、第七十四條の二十九第一項、第七十八條、第八十條、第八十五條、第八十六條、第九十條、第九十一條第三項及び第四項、第九十五條、第九十六條、第四百四十四條の十二、第四百四十四條の十七、第四百四十四條

附則（令和四年一二月一六日法律第九

の十九、第四百四十四条の二十、第四百四十四条の二十五、第四百四十四条の二十六、第四百四十四条の二十八、第四百四十四条の三十三、第四百四十四条の三十七、第四百四十四条の三十九、第四百四十四条の四十一、第四百四十四条の

四十七、第四百四十四条の四十八第三項及び第四項、第四百四十四条の五十二、第四百四十四条の五十三、第四百四十九条、第五百五十二条第一項、第五百五十四条第一項、第五百五十七条、第一百六十六条第一項及び第三項、第五百七十一條、第五百七十二條第三項及び第四項、第五百七十六條第一項及び第三項、第五百七十七條第一項、第五百七十七條の十四第一項、第五百七十七條の十六第一項及び第三項、第五百七十七條の二十二第二項及び第三項、第五百七十七條の二十三第一項、第五百八十六條、第五百八十九條、第五百九十一條、第五百九十二條、第二百一條、第二百二條、第二百六十五條、第二百六十七條、第二百七十二條、第二百七十八條、第二百七十九條第三項及び第四項、第二百八十条、第二百八十八條、第二百八十七條、第二百八十九條、第二百九十九條第一項、第三百七一條、第三百七二條の四第一項、第三百七十七條の七、第三百七十四條、第三百二十八條の十一、第三百二十八條の十二第三項及び第四項、第三百二十八條の十六第一項及び第二項、第三百三十二條、第三百三十三條、第三百五十四條、第三百五十六條、第三百五十八條、第三百七十四條、第三百七十五條、第三百八十五條第一項、第三百九十五條、第三百九十七條、第四百四十六條、第四百四十九條第一項、第四百五十一條、第四百六十條第一項及び第三項、第四百六十三條の三、第四百六十三條の四第三項及び第四項、第四百六十三條の八第一項及び第三項、第四百六十三條の九第一項、第四百六十三條の二十第一項、第四百六十三條の二十二、第四百六十三條の二十八第一項及び第三項、第四百六十三條の二十九、第四百七十一條第一項、第四百七十八條、第四百八十三條、第四百八十四條第三項及び第四項、第四百八十五條の四第一項及び第三項、第四百八十五條の五第一項、第五百二十六條、第五百二十八條、第五百三十條、第五百三十六條、第五百三十七條第三項及び第四項、第五百四十二條、第五百四十三條、第五百八十九條第一項、第五百九十一條、第六百四條第一項及び第三項、第六百九條、第六百十條第三項及び第四項、第六百十四條第一項及び第三項、第六百十五條第一項、第六百七十五條、第六百七十七條、第六百八十二條、第六百八十八條、第六百八十九條第三項及び第四項、第六百九十一條、第六百九十六條、第六百九

十七条、第七百条の五十七、第七百条の六十、第七百条の六十一、第七百条の六十七、第七百条の六十八、第七百一条の六、第七百一条の七、第七百一条の十二、第七百一条の十三第三項及び第四項、第七百一条の十九、第七百一条の二十、第七百一条の三十六第一項、第七百一条の三十八第一項及び第二項、第七百一条の五十三第一項、第七百一条の五十六第一項及び第三項、第七百一条の六十一、第七百一条の六十二第三項及び第四項、第七百一条の六十六第一項及び第三項、第七百一条の六十七第一項、第七百八条、第七百十条、第七百十五条、第七百二十一条、第七百二十二条第三項及び第四項、第七百二十四条、第七百二十九条、第七百三十条、第七百三十三条の五、第七百三十三条の七、第七百三十三条の十一、第七百三十三条の十八、第七百三十三条の十九第三項及び第四項、第七百三十三条の二十一、第七百三十三条の二十五、第七百三十三条の二十六並びに第七百五十六条の改正規定並びに同法附則第十二条の五の十一の改正規定、同法附則第十二条の五の改正規定（同条第一項中、「第三項、第五項又は第六項」及び「から第六項まで」を「又は第三項」に改める部分を除く。）、同法附則第二十九条の九の改正規定、同法附則第三十条の二の改正規定（同条第一項中、「第七項及び第八項」を削り、「第八項まで」を「第四項まで」に改める部分を除く。）並びに同法附則第三十五条の三及び第六十三条第四項の改正規定並びに第五条及び第七条（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律第二十三条第一項及び第二十五条第三項の改正規定を除く。）の規定並びに次条並びに附則第四条第四項から第七項まで、第六条第四項、第八条、第九条、第十条第二項、第十一条第三項、第六項及び第八項、第十三条、第十四条第五項及び第六項、第十七条第三項、第六項及び第八項、第十九条から第二十四条まで、第二十六条並びに第二十七条の規定 令和六年一月一日

二 第一条中地方税法第二十三条第一項第四号イの改正規定（「第七項、第八項及び第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める部分を除く。）、同法第七十三条の八の改正規定、同法第二百九十二条第一項第四号イの改正規定（「第七項、第八項及び

第十一項」を「第七項から第九項まで及び第十二項」に改める部分を除く。）並びに同法第三百四十八条第二項第四十四号、第三百四十九条の三第三十二項、第三百五十三條並びに第三百九十六條第一項及び第三項の改正規定並びに附則第七條第二項及び第十六條第二項の規定 令和六年四月一日

三 第一条中地方税法第四十五条の三の二、第三百七十七條の三の二、第三百四十九條の四第七項及び第八項、第三百九十三條並びに第七百六十二條第一号の改正規定並びに附則第四條第三項、第十四條第三項及び第十六條第三項の規定 令和七年一月一日

四 第二条（次号及び第十二号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第十二條及び第十八條の規定 令和七年四月一日

五 第二条中地方税法第三十四條第一項第十号の二及び第三百十四條の二第一項第十号の二の改正規定並びに附則第五條及び第十五條の規定 令和八年一月一日

六 第一条中地方税法第七十二條の十三及び第七十二條の二十六第一項の改正規定並びに附則第六條第二項の規定 土地改良法の一部を改正する法律（令和四年法律第九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日

七 第一条中地方税法第四百四十四條の三に一項を加える改正規定、同法第四百四十四條の六の次に一項を加える改正規定、同法第四百四十四條の三十二の改正規定、同法第四百八十八條に一項を加える改正規定及び同法第四百八十五條に一項を加える改正規定並びに同法附則第十二條の二の七の改正規定並びに附則第十條第一項及び第三項、第十一條第二項並びに第十七條第二項の規定 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の効力発生の日

八 第一条中地方税法附則第十條第四項及び第十四條第一項の改正規定 道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五條に二項を加える改正規定（第四十六項に係る部分に限る。）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

十 第一条中地方税法附則第十五條第十八項の改正規定（第二十四條第七項）を「第二十四條第八項（同法第二十九條の九において準用する場合を含む。）」に改める部分に限る。）地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第十八号）の施行の日

十一 第一条中地方税法第七百四十七條の五及び第七百四十七條の十三の改正規定 所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）附則第一条第八号に掲げる規定の施行の日

十二 第二条中地方税法第二十條の二第二項及び第三項の改正規定並びに附則第三條の規定 公布の日から起算して三年三月を超えない範囲内において政令で定める日

（徴収猶予の申請手続等に関する経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の地方税法（以下「新法」という。）第十五條の二の規定は、前条第一号に掲げる規定の施行の日（以下「二号施行日」という。）以後に申請される地方税法第十五條第一項及び第二項の規定による徴収の猶予（以下この条において「徴収の猶予」という。）について適用し、一号施行日前に申請された徴収の猶予については、なお従前の例による。

（道府県民税に関する経過措置）

第四条 新法第三十三條の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害について適用する。

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる新法第三十七條の二第二項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

4 新法第七十一條の十四第二項から第八項まで及び第七十一條の十五第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一條の十一第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の利子割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の利子割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来し

た道府県民税の利子割に係る第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第七十一條の十四の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一條の十五の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り。）は、新法第七十一條の十四第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

5 新法第七十一條の三十五第三項から第九項まで及び第七十一條の三十六第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一條の三十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の配当割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の配当割に係る旧法第七十一條の三十五の不申告加算金（同条第六項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一條の三十六の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り。）は、新法第七十一條の三十五第六項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

6 新法第七十一條の五十五第三項から第九項まで及び第七十一條の五十六第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十一條の五十一第二項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県民税の株式等譲渡所得割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県民税の株式等譲渡所得割に係る旧法第七十一條の五十五の不申告加算金（同条第六項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十一條の五十六の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り。）は、新法第七十一條の五十六第六項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7 新法附則第三十五條の三第一項から第十項までの規定は、同条第一項の道府県民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、旧法附則第三十五條の三第一項の道府県民税の所得割の納税義務者が施行日前に同項に規定する払込みににより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

8 新法第二十三條第一項第四号（所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）等）の改正規定による改正後の租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号。附則第十四條第七項において「新租税特別措置法」という。）第四十二條の十二の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八條第十一項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十二項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用する。

（事業税に関する経過措置）

第六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の十三第五項（第四号に係る部分に限る。）の規定は、附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日以後に同項第四号に掲げる事実が生ずる場合について適用する。

3 新法第七十二條の二十九第三項、第五項及び第六項（これらの規定を新法第七十二條の三十一第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、施行日以後に残余財産が確定する法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度で当該事業年度の旧法第七十二條の二十九第三項（旧法第七十二條の三十第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定による申告書の提出期限が施行日以後に到来するもの（以下この項において「経過事業年度」という。）を含む。）に係る法人の事業税について適用し、施行日前に残余財産が確定した法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度（経過事業年度を除く。）に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 新法第七十二條の四十六第二項から第八項まで及び第七十二條の四十七第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十二條の三十二第二項に規定する申告書の提出期限が到来する法人の事業税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した法人の事業税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した法人の

事業税に係る旧法第七十二条の四十六の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十二条の四十七の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り。）は、新法第七十二条の四十六第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

5 新法第七十二条の四十八第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 新法第七十二条の四十九の第十二第九項から第十二項までの規定は、施行日以後に発生する同条第九項に規定する特定非常災害について適用する。

（不動産取得税に関する経過措置）

第七條 次項に定めるものを除き、新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 新法第七十三条の八第一項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び附則第十六条第二項において「二号施行日」という。）以後に行われる新法第七十三条の八第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求について適用し、二号施行日前に行われた旧法第七十三条の八第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求については、なお従前の例による。

（道府県たばこ税に関する経過措置）

第八條 新法第七十四条の二十三第二項から第八項まで及び第七十四条の二十四第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第七十四条の二十第一項に規定する申告書の提出期限が到来する道府県たばこ税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県たばこ税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県たばこ税に係る旧法第七十四条の二十三の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十四条の二十四の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り。）は、新法第七十四条の二十三第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（ゴルフ場利用税に関する経過措置）

第九條 新法第九十条第二項から第八項まで及び第九十一条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第八十七条第一項に規定する申告書の提出期限が到来するゴルフ場利用税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来したゴルフ場利用税に係る旧法第九十条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第九十一条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り。）は、新法第九十条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（軽油引取税に関する経過措置）

第十條 新法第四百四十四条の三五項及び第四百四十四条の六の二の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日（以下「七号施行日」という。）以後の軽油の輸入及び軽油又は燃料炭化水素油の消費に対して課すべき軽油引取税について適用する。

2 新法第四百四十四条の四十七第二項から第八項まで及び第四百四十四条の四十八第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百四十四条の四十四第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽油引取税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽油引取税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽油引取税に係る旧法第四百四十四条の四十七の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百四十四条の四十八の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り。）は、新法第四百四十四条の四十七第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

3 新法附則第十二条の二の七第一項（第二号に係る部分に限る。）、第七項及び第八項の規定は、七号施行日以後の軽油の引取り及び譲渡に對して課すべき軽油引取税について適用し、七号施行日前の軽油の引取り及び譲渡に對して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

（自動車税に関する経過措置）

第十一條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された自動車に對して課すべ

き自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された自動車に對して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法第四百四十八条第三項の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、七号施行日以後に取得された自動車に對して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中自動車税の種別割に関する部分は、七号施行日の属する年度分の七号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び同年度の翌年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用する。

3 新法第四百四十九条、第五百五十七条及び附則第十二条の二の十一の規定は、一号施行日以後に取得された自動車に對して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された自動車に對して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 施行日以後最初に行う地方税法第四百四十九条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百四十九条第一項から第三項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

5 施行日以後最初に行う地方税法第五百七十七条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第五百七十七条第一項から第五項までの規定の適用を受ける自動車の範囲について行うものとする。

6 新法第七十一条第二項から第八項まで及び第七十二条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六十一条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した自動車税の環境性能割に係る旧法第七十一条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第七十二条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り。）は、新法第七十一条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7 新法附則第十二条の三の規定は、令和五年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第十二条の五の規定は、令和五年度分の一号施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和六年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの一号施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（道府県法定外普通税に関する経過措置）

第十三條 新法第二百七十八条第二項から第八項まで及び第二百七十九条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第二百七十六条第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する道府県法定外普通税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した道府県法定外普通税に係る旧法第二百七十八条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第二百七十九条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限り。）は、新法第二百七十八条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（市町村民税に関する経過措置）

第十四條 新法第三百四十四条の規定は、施行日以後に発生する同条第一項に規定する特定非常災害について適用する。

2 施行日から令和六年三月三十一日までの間に効力を生ずる新法第三百四十四条の七第二項の規定による指定に係る同項の規定の適用については、同項第四号中「この項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内」とあるのは、「令和五年四月一日からこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日の前日までの間」とする。

4 新法第三百七十七条の六第七項の規定は、施行日以後に提出すべき同項に規定する報告書について適用し、施行日前に提出すべき旧法第三百七十七条の六第七項に規定する報告書については、なお従前の例による。

5 新法第三百二十八条の十一第二項から第八項まで及び第三百二十八条の十二第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第三百二十八条の九第一項に規定する納入申告書の提出期限が到来する個人の市町村民税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税については、なお従前の例による。こ

の場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した個人の市町村民税に係る旧法第三百二十八条の十一の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第三百二十八条の十二の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第三百二十八条の十一第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

6 新法附則第三十五条の三第十一項から第二十項までの規定は、同条第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が施行日以後に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をする同項に規定する特定株式について適用し、旧法附則第三十五条の三第十一項の市町村民税の所得割の納税義務者が施行日前に同条第一項に規定する払込みにより同項に規定する取得をした同項に規定する特定株式については、なお従前の例による。

7 新法第二百九十二条第一項第四号（新租税特別措置法第四十二条の七の規定に係る部分に限る。以下この項において同じ。）並びに附則第八条第十一項（同号の規定に係る部分に限る。）及び第十二項（同号の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

第十六条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和五年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和四年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新法第三百五十三条第一項及び第三百九十六条第一項の規定は、二号施行日以後に行われるこれらの規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求について適用し、二号施行日前に行われた旧法第三百五十三条第一項及び第三百九十六条第一項の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求については、なお従前の例による。

4 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第四項に規定する家屋に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 平成三十一年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第八項に規定する設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十七年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第十五項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成二十年法律第四十九号）の施行の日から令和五年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十八項に規定する家屋又は償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 平成二十五年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五条第二十七項に規定する鉄道施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

9 平成二十九年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十三項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

10 令和三年四月一日から令和五年三月三十一日までの間に取得（共有持分の取得を含む。）又は改良が行われた旧法附則第十六条の第二十一項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

11 施行日から附則第一条第九号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新法附則第十七条の二第五項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項及び新法附則第十七条の二第六項の表附則第十五条第九項、第十六項、第十九項、第三十一項から第三十五項まで、第三十八項、第三十九項、第四十三項及び第四十六項、第十五条の二第二項並びに第十五条の三の項の規定の適用については、これらの規定中、「第四十三項及び第四十六項」とあるのは、「及び第四十三項」とする。

（軽自動車税に関する経過措置）
第十七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、施行日前に取得された三輪以上

の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新法第四百四十五条第三項の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、七号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同項の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、七号施行日の属する年度の翌年度（七号施行日が四月一日である場合には、七号施行日の属する年度）以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 新法第四百四十六条、第四百五十一条及び附則第二十九条の九の規定は、一号施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

4 施行日以後最初に行う地方税法第四百四十六条第四項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百四十六条第一項から第三項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

5 施行日以後最初に行う地方税法第四百五十一条第六項の規定による見直しは、同項の規定にかかわらず、令和八年四月一日以後に新法第四百五十一条第一項から第五項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車の範囲について行うものとする。

6 新法第四百六十三条の三第二項から第八項まで及び第四百六十三条の四第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百五十五条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する軽自動車税の環境性能割について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した軽自動車税の環境性能割に係る旧法第四百六十三条の三の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百六十三条の四の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第四百六十三条の三第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

7 新法附則第三十条の規定は、令和五年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

し、令和四年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

8 附則第一条第一号に掲げる規定による改正後の地方税法附則第三十条の二の規定は、令和六年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和五年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市町村たばこ税に関する経過措置）

第十九条 新法第四百八十三条第二項から第八項まで及び第四百八十四条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第四百八十条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する市町村たばこ税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した市町村たばこ税に係る旧法第四百八十三条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第四百八十四条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第四百八十三条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（鉱産税に関する経過措置）

第二十条 新法第五百三十六条第二項から第八項まで及び第五百三十七条第三項の規定は、一号施行日以後に申告書の提出期限が到来する鉱産税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した鉱産税に係る旧法第五百三十六条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第五百三十七条の重加算金（同条第二項の規定の適用があるものに限る。）は、新法第五百三十六条第五項第二号に規定する特定不申告加算金等とみなす。

（特別土地保有税に関する経過措置）

第二十一条 新法第六百九条第二項から第八項まで及び第六百十条第三項の規定は、一号施行日以後に地方税法第六百六条第一項に規定する申告書の提出期限が到来する特別土地保有税について適用し、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税については、なお従前の例による。この場合において、一号施行日前に当該提出期限が到来した特別土地保有税に係る旧法第六百九条の不申告加算金（同条第五項の規定の適用があるものを除く。）又は旧法第六

四 第一条中電氣事業法目次の改正規定（第二十七條の二十九）を「第二十七條の二十九の六」に改める部分に限る。、同法第二十七條の二十九の改正規定、同法第二章第五節に五条を加える改正規定、同法第五十四條の改

(政令への委任)

第二十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和五年六月七日法律第四十七号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、国立健康危機管理研究機構（令和五年法律第四十六号）の施行の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第五条の規定は、公布の日から施行する。（政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附則（令和五年六月九日法律第四九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。
附則（令和五年六月一四日法律第五〇号）抄

行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第六條 前條の規定による改正後の地方税法第三百四十九條の三の二第一項の規定は、施行日の

属する年の翌年の一月一日（施行日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

附則（令和五年二月二九日法律第七九号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六十八條の規定 公布の日

二 第一条中金融商品取引法第十五条第一項、第二十九条の四第一項、第三十三条の五第二項、第五十条の二第一項、第十一項及び第十二項、第五十九条の四第一項、第六十条の三第一項、第六十四条第三項、第六十四条の三第一項、第六十四条の七第六項、第六十六条の十九第一項、第八十条第二項、第八十二条第二項、第六十六条の十二第二項、第一百五十五条の三第二項、第一百五十六条の四第二項、第

二百七十二条の四第一項、第二百七十二条の三十三第一項、第二百七十九条第一項、第二百八十条第一項、第二百八十九条第一項及び第二百九十条第一項の改正規定、第十五条中資産の流動化に関する法律第七十条第一項の

定める目

[illegible]

この条及び次条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六十八條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附則（令和六年二月二日法律第二号）
この法律は、公布の日から施行する。

附則
(令和六年三月三〇日法

号抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第七十二条の八十八第一項並びに第七十二条の九十五第一項第二号及び第二項の改正規定 公布の日から起算して十日を経過した日

二 第一条中地方税法の目次の改正規定、同法
 第十一条第一項及び第五項の改正規定、同法
 第一章第四節中第十一条の九を第十一条の十
 とし、第十一条の八の次に一条を加える改正
 規定並びに同法第十六条の第四項及び第十
 二項、第七十一条の十五第一項及び第二項、
 第七十一条の三十六第一項及び第二項、第
 七十一条の五十六第一項及び第二項、第七
 十二条の四十七第一項及び第二項、第七十
 四条の二十四第一項及び第二項、第九十一
 条第一項及び第二項、第四百四十四条の四
 十八第一項及び第二項、第四百七十二条第
 二項、第四百七十二条第一項及び第二項、
 第四百七十九条第一項及び第二項、第三百
 二十八条の十二第一項及び第二項、第四百
 六十三條の四第一項及び第二項、第四百八
 十四条第一項及び第二項、第五百三十七條
 第一項及び第二項、第五百三十七條第一項
 及び第二項、第六百十條第一項及び第二項、
 第六百八十九條第一項及び第二項、第七百
 一十條第一項及び第二項、第七百一十條の
 十三第一項及び第二項、第七百一十條の六
 十二第一項及び第二項、第七百二十二條第
 一項及び第二項並びに第七百三十三條の十
 九第一項及び第二項の改正規定並びに同法
 附則第五條の四の二、第四十四條の第三
 項第一項及び第三項並びに第四十五條の改
 正規定並びに次条並並並びに次条並並びに
 次条並並びに附則第三條、第四條第一項
 から第三項まで、第六條第三項、第十二條
 から第十四條まで、

で、第十六条、第十七条、第十八条第一項、第二十二條から第二十七條まで、第二十八條第一項、第三十條第二項及び第三十一條の規定 令和七年一月一日

三 第二条並びに附則第七條及び第十五條の規定 令和七年四月一日

四 第三条中地方税法第七十二條の二第一項第一号ロ及び第二項並びに第七十二條の二十六第九項の改正規定並びに同法附則第八條の三の三の見出しを削り、同條の前に見出しを付する改正規定、同條の改正規定及び同條の次に一條を加える改正規定並びに附則第八條第一項から第三項までの規定 令和八年四月一日

五 第一条中地方税法附則第三十三條第五項の改正規定（「令和六年六月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分に限る。） 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）附則ただし書に規定する規定の施行の日

六 第一条中地方税法第二十三條第一項第四号及び第二百九十二條第一項第四号の改正規定並びに同法附則第八條第十一項及び第十二項の改正規定並びに附則第四條第五項及び第十八條第三項の規定 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

七 第一条中地方税法附則第三十三條第五項の改正規定（「令和六年六月三十日」を「令和八年三月三十一日」に、「令和五年分」を「令和七年分」に改める部分を除く。）及び附則第二十八條第二項の規定 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

八 第一条中地方税法附則第十條に二項を加える改正規定（第八項に係る部分に限る。）及び同法附則第十五條第三十三項の改正規定 都市緑地法等の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

九 第一条中地方税法附則第十五條第一項の改正規定（「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律」を「物資の流通の効率化に関する法律」に、「以下この項において「流通業務総合効率化促進法」という。」第四條第一項」を「第六條第一項」に、「流通

業務総合効率化促進法第二條第二号」を「同法第四條第二号」に改める部分に限る。） 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

十 第三条（第四号及び次号に掲げる改正規定を除く。）並びに附則第八條第四項、第十條及び第三十七條の規定 公益信託に関する法律（令和六年法律第 号）の施行の日

十一 第三条中地方税法第三十七條の二第一項第三号及び第三百十四條の七第一項第三号の改正規定並びに同法附則第三條の二の四第一項及び第三項の改正規定並びに附則第五條及び第十九條の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日

（道府県民税に関する経過措置）

第四條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の道府県民税に関する部分は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

6 新法第五十三條第二十三項、第二十六項及び第二十七項並びに新法附則第八條第二十一項（新法第五十三條第二十七項の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の道府県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の道府県民税については、なお従前の例による。

（事業税に関する経過措置）

第六條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

2 新法第七十二條の二十三第二項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第九條 新法第七十二條の八十の三の規定は、令和七年四月一日以後に国内（地方税法の施行地

をいう。以下この条において同じ。）において行われる電気通信利用役務の提供（新法第七十二條の八十の三に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この条において同じ。）について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

第十一條 新法の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

（市町村民税に関する経過措置）

第十八條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中法人の市町村民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

4 新法第三百二十一條の八第二十三項、第二十六項及び第二十七項並びに新法附則第八條第二十一項（新法第三百二十一條の八第二十七項の規定に係る部分に限る。）の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市町村民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第二十條 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中固定資産税に関する部分は、令和六年度以後の年度分までの固定資産税については、令和五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第一項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五條第二項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

4 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新設された旧法附則第十五條第十八項に規定する機械その他の設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

5 令和二年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新たに取得された旧法附則第十五條第二十五項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五條第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

7 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五條第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

8 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に新築された旧法附則第十五條の六第二項に規定する住宅に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置）

第二十一條 市町村は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税について、条例で定めるところにより、新法附則第十八條の三（新法附則第二十一條の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二十五條の三（新法附則第二十七條の四の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用しないことができる。

2 前項の場合には、新法附則第十八條第六項第一号から第三号までに掲げる宅地等で令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八條の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（次項の規定の適用を受ける宅地等を除く。）のうち、当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したもの（以下この項において「用途変更宅地等」という。）に係る当該各年度分の固定資産税については、当該用途変更宅地等が当該各年度の前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であったものとみなして、新法附則第十七條及び第十八條（新法附則第二十

条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

3 第一項の場合には、新法附則第十八条第六項第二号に掲げる宅地等で令和六年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項の表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和六年度の宅地等」という。）、「新法附則第十八条第六項第三号に掲げる宅地等で令和七年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和七年度の宅地等」という。）又は同条第六項第四号に掲げる宅地等で令和八年度に係る賦課期日において同表の上欄に掲げる宅地等に該当するもの（以下この項において「令和八年度の宅地等」という。）のうち、当該宅地等の類似土地（新法附則第十七条第七号に規定する類似土地をいう。以下この項において同じ。）が令和六年度の宅地等にあっては令和六年度、令和七年度の宅地等にあっては令和七年度に係る賦課期日（以下この項において「前年度に係る賦課期日」という。）においてそれぞれ同表の下欄に掲げる宅地等に該当したものに係る令和六年度の宅地等にあっては令和六年度分、令和七年度の宅地等にあっては令和七年度分、令和八年度の宅地等にあっては令和八年度分の固定資産税については、当該類似土地が前年度に係る賦課期日においてそれぞれ同表の上欄に掲げる宅地等であつたものとみなして、新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。

4 第一項の場合には、令和六年度から令和八年度までの各年度に係る賦課期日において新法附則第十八条の三第一項に規定する小規模住宅用地である部分（以下この項において「小規模住宅用地である部分」という。）、「同条第一項に規定する一般住宅用地である部分（以下この項において「一般住宅用地である部分」という。）又は同条第一項に規定する非住宅用地等である部分（以下この項において「非住宅用地等である部分」という。）のうちいずれか二以上を併せ有する宅地等に係る当該各年度分の固定資産税に係る新法附則第十七条及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）並びに前二項の規定の適用については、当該小規模住宅用地である部分、

一般住宅用地である部分又は非住宅用地等である部分をそれぞれ一の宅地等とみなす。

5 前三項の規定は、令和六年度から令和八年度までの各年度分の都市計画税について準用する。この場合において、第二項中「附則第十八条第六項第一号から第三号まで」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第一号から第三号まで」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、第三項中「附則第十八条第六項第二号」とあるのは「附則第二十五条第六項又は第二十七条の四の二第二項の規定により読み替えられた新法附則第十八条第六項第二号」と、「第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条又は第二十七条の四の二」と、前項中「及び第十八条（新法附則第二十一条の二第二項において準用する場合を含む。）」とあるのは「第二十五条及び第二十七条の四の二」と読み替えるものとする。

（事業所税に関する経過措置）

2 第二十八条 新法附則第三十三条第五項の規定は、附則第一条第七号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び令和六年以後の年分の個人の事業（同日前に廃止された個人の事業を除く。）に対して課すべき事業所税について適用し、同日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに令和六年前の年分の個人の事業及び令和六年分の個人の事業で同日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

2 第二十九条 別段の定めがあるものを除き、新法の規定中都市計画税に関する部分は、令和六年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和五年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 令和四年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に取得された旧法附則第十五条第一項に規定する施設又は設備に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 平成二十九年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に受けた旧法附則第十五条第三十二項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

4 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和二年法律第四十三号）の施行の日から令和六年三月三十一日までの間に整備された旧法附則第十五条第三十九項に規定する滞在快適性等向上施設等の用に供する固定資産に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

（水利地益税等に関する経過措置）

第三十条 新法第七百三条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、令和六年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三十五条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第三十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則（令和六年六月一二日法律第四七号）抄

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中児童福祉法第二十五条の二の改正規定、第二十条の規定及び第二十一条中子ども・子育て支援法の一部を改正する法律附則第四条第一項の改正規定（施行日から起算して五年を経過する日）を「令和十二年三月三十一日」に改める部分に限る。）並びに附則第四十六条の規定 この法律の公布の日

二から四まで 略
五 次に掲げる規定 令和八年四月一日
イからハまで 略

二 第五条及び附則第八条の規定（その他の経過措置の政令への委任）

第四十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。